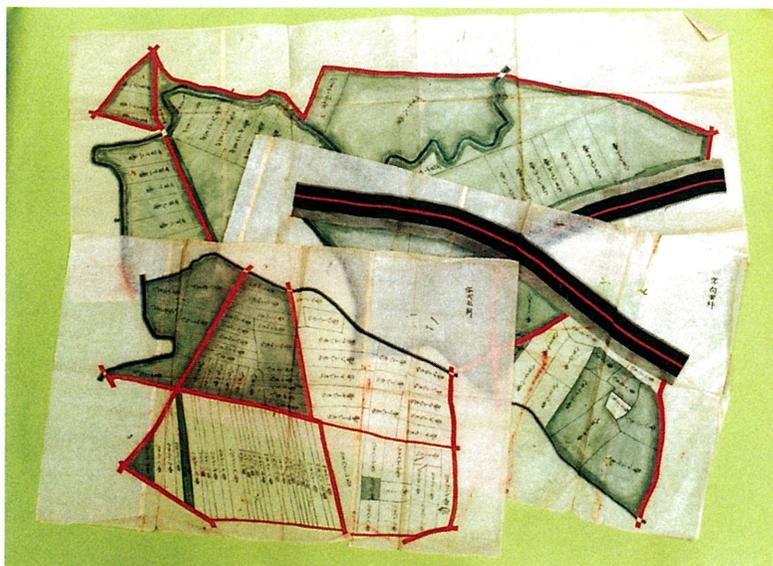


和光市史

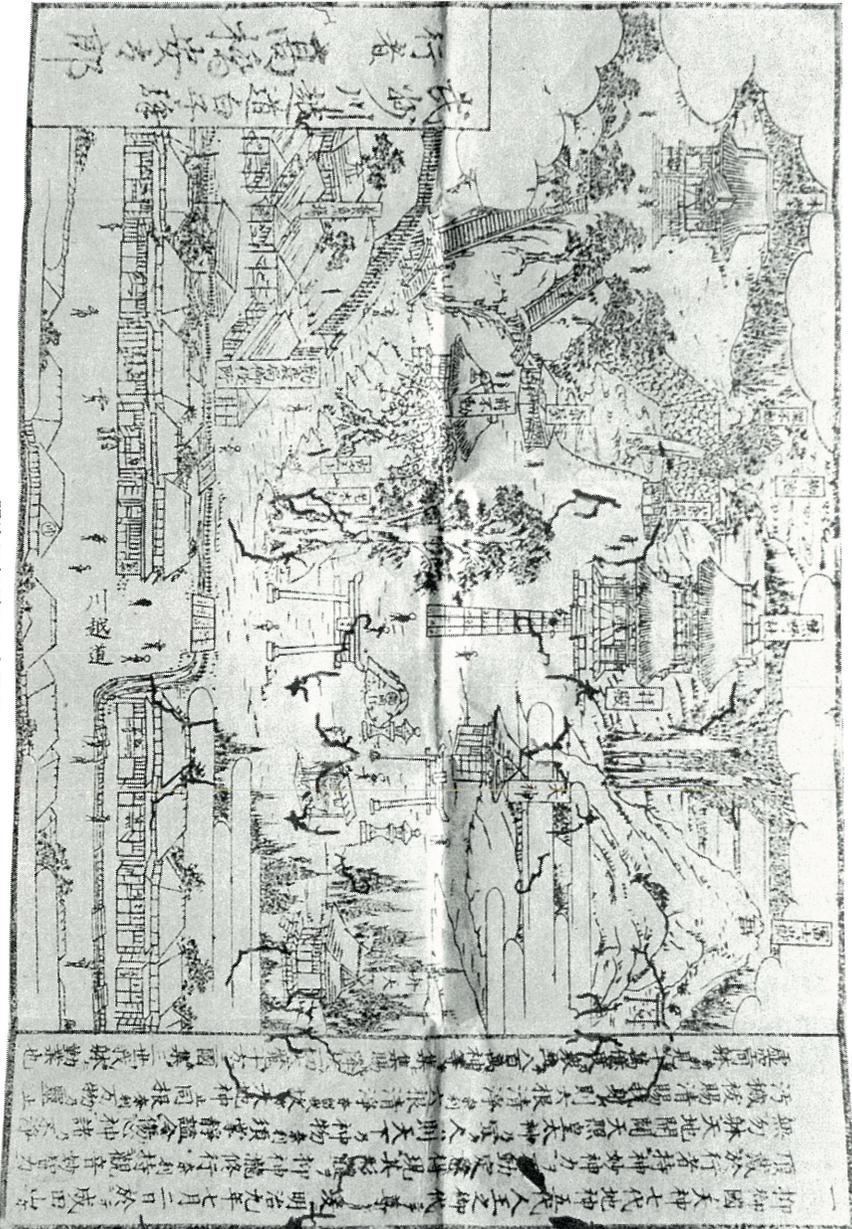
史料編三

近代現代

題字
市長
柳下
潔



一筆限図と測量器具(明治9年当時のもの)



行者 高橋安孝 郎
 成妙川 慈道台子院

一 抑細國大神七代地神衣人至御代尋 延明治九年七月二日於成田宮
 頂戴行者持神妙神力 躬定獲得現其體體 抑神德修行奉持觀音妙誓力
 無勿無天地間聞天照皇太神及入則天下名神物奉須常靜謐德神許之
 汚穢檢賜清賜身則天根清淨奉獻 故奉神立同根奉創万物之靈止
 處靈歟 其下場傳靈為合爲相等 奉靈進 行奉十五國幣 世世勸業也

明治10年ころの白子宿



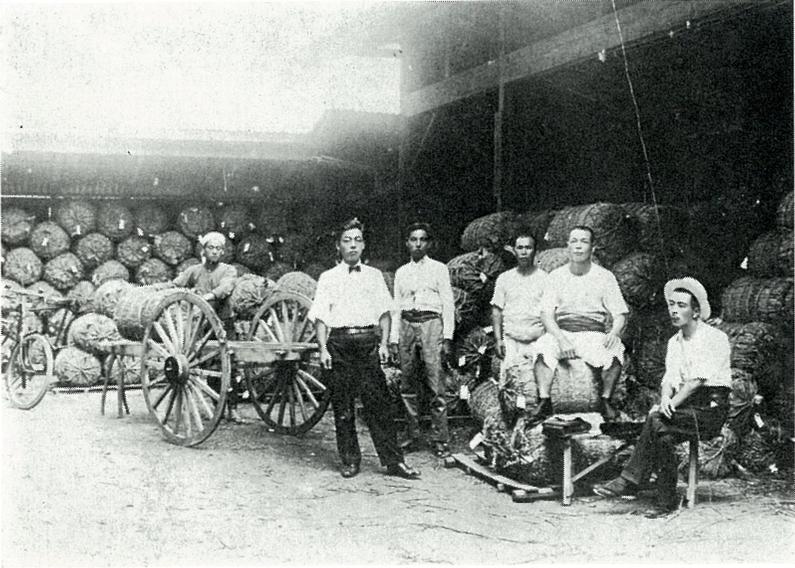
明治前期の輸送河岸荷物帳



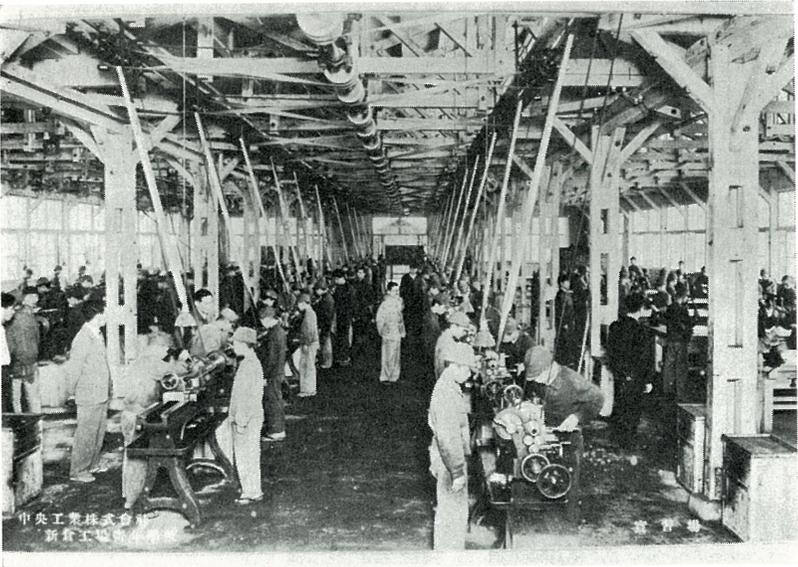
明治19年創立の東輝学校建設地跡に立つ石碑



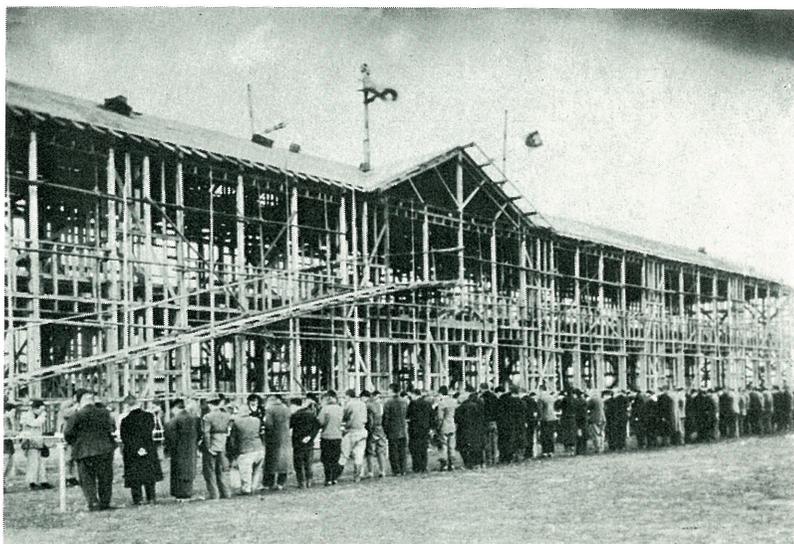
大正15年 白子郷軍人分会記念



昭和初期の小麦検査



中央工業株式会社の新倉工場青年学校



昭和24年2月の大和中学校上棟式



町制施行10周年記念

序

和光市長 柳下 潔

このほど『和光市史 史料編三』が上梓されることになりました。この史料編は近現代ということで、明治元年以降昭和四五年までの間をその内容といたしております。

この時代は、我が国が鎖国を解いて、国際社会に目を開き、その一員として大きな責任を負うに至ったときでありました。先進諸国に追いつくために、国民が辛酸をなめつつ懸命に働いたときでもあります。

私たちの和光市も、このような時代の流れの中にあつて村から町へ、町から市へと大きな変ぼうを遂げてまいりました。この間の数回の戦争は、庶民の生活にも大きな影響を与えました。また戦後の著しい経済成長に伴う消費水準の向上は、人間の意識を変えつつあるとまでいわれております。

この時代を生き抜いてこられた方が市内にまだおおぜいご存命でおられます。現在と比較するとまさに隔世の感をお持ちになるのではないのでしょうか。

私たちの現在の生活が、このような時代の延長にあることを思うとき、この記録を後世に伝えることは極めて意義あることであると思います。変化が激しく予測することが非常に困難な未来でありませんが、更に良き時代になることを願わずにはいられません。

この発刊に当って、貴重な資料をご提供いただいた市民の皆さん、編集に多大のご尽力をいただいた関係の皆さんに厚くお礼を申し上げて発刊のことばといたします。

発刊に寄せて

和光市史編さん委員会委員長

富岡睦男

和光市史編さん事業は、今年で七年目を迎え、当初の目標を順調に達成しつつあります。これは偏に市民をはじめとする各方面の方々の御理解と絶大なるご協力の賜物と存じます。

この度、関係者のお骨折により四巻目の『和光市史 史料編三 近代現代』が刊行される運びとなりました。

当市は、埼玉県の最南端に位置しておりまして、一昔前までは農業が主体でありましたが、東京都に隣接する地理的社会的条件の良いことなどにより、昭和三〇年代後半から住宅、工場の建設が徐々に増え、今では高層住宅が点在し、営団地下鉄の和光市乗り入れが間近に迫るなど変化も激しさを増している感があります。日々都市化が進む中で私たちは調和のとれた住みよい街を築いていくことに意を傾注していかなければなりません。

この地に生活する私たちにとって、故きをたずねることは大変意義のあることだと思われまます。幸いにして本書からは、先人の歩んだ明治・大正・昭和の百年の歴史史料をみる事ができます。

どうぞ一人でも多くの方が本書をひもとかれ、郷土和光の移り変わりを知り、今後益々の郷土発展のため少しでも役立てていただければ幸いです。

終りに本書の刊行にいたるまで、史料の収集・編集を担当された諸先生方をはじめ、貴重な史料をご提供いただいた方々に対し、厚く御礼を申しあげごあいさついたします。

凡 例

- 一 本書には、市域に関係した明治・大正・昭和期（明治二年～昭和四五年）の史料三三七点を収録した。
- 一 史料の表題は、史料内容から編集担当者が適宜に作成した。
- 一 読点、並列点は、適宜に付した。
- 一 変体仮名は、原則として平仮名に改めた。
- 一 助詞の而、者、茂、江、而已、与、乃などは、原本どおりとした。
- 一 合字、略字は次のように改めた。
片トキ 片トモ ソシテ ト事
- 一 清濁については、原本のままとした。
- 一 虫損・破損などにより判読不可能な箇所は、□・□で表した。
- 一 誤字は（ ）中に正字または（カ）、あて字・文意不詳は（ママ）、脱字は（脱カ）と傍注した。
- 一 朱書の箇所は、「」でくくり（朱書）と傍注した。
- 一 抹消の箇所は、文字の左側に「ミミ」の符号を付した。

- 一 表敬の欠字は、一字アケとした。
- 一 私印は㊟、公印は㊤とした。
- 一 史料の一部を省略したもののうち、必要な箇所には（略）を付した。
- 一 史料の出典、所蔵者名及び加工の史料については、各史料の末尾に（ ）で記した。

目次

第二節 学校制度の成立

| | | | |
|----|-------------|----------------------|----|
| 六 | 明治七 二〇年度 | 白子村連合町村費決算報告表 | 三六 |
| 七 | 明治二年 | 学校沿革誌 | 三〇 |
| 八 | 明治六年 | 白子連合部内小学費対照表 | 三三 |
| 九 | 明治九年 | 東輝小学校新築開校式景況 | 三三 |
| 一〇 | 明治三年 | 東輝学校経費一覽表 | 三三 |
| 一一 | 明治三年 | 新座郡公立小学校敷地附屬地調 査表 | 三五 |

第一章 埼玉県成立期の和光地域

第三節 交通事情の変化

第一節 村会の成立

(イ) 交通機関

| | | | |
|---|------------|-------------------------|----|
| 一 | 明治二〇年 | 下新倉村村会議員委任証 | 三三 |
| 二 | 明治四年 | 下新倉村会規則 | 三四 |
| 三 | 明治四年 | 下新倉村協議費収支予算議決届 | 三七 |
| 四 | 明治四 六年度 | 下新倉村協議費収出決算並びに 予算報告表 | 三三 |
| 五 | 明治七年 | 新座郡内役場巡視報告 | 三三 |
| 三 | 明治三年 | 河岸場願書控 | 三五 |
| 三 | 明治三年 | 柴宮河岸問屋規則書並びに連印 請書 | 三六 |
| 四 | 明治初期 | 柴宮河岸問屋持舟寸法記録 | 三六 |
| 五 | 明治初期 | 荒川(村岡より千住まで)縁渡船 一覽 | 三三 |
| 六 | 明治六年 | 白子駅郵便取扱所勘定書 | 三六 |

一七 明治六年 下新倉村人力車稼につき身分嘆願書…………… 四〇

一八 明治八年 柴崎藤四郎切手売捌所免許状…………… 四〇

一九 明治九年 渡船場開設願…………… 四〇

(四) 街道と河川

二〇 明治二〇年 上新倉村荒川沿革取調書…………… 四〇

二一 明治二〇年 下新倉村荒川沿革取調書…………… 四〇

二二 明治二〇年 川越街道組合連合町村会規則…………… 四〇

二三 明治二三年 東京川越道運輸交通調…………… 四〇

二四 明治二三年 志木東京道運輸交通調…………… 四〇

二五 明治二三年 東京川越道地元町村調…………… 四〇

第四節 信仰と神社

二六 明治二二年 祭礼御神楽諸入用帳…………… 四一

二七 明治二二年 下新倉村鎮守神主就任につき願書…………… 四一

二八 明治二三年 天台宗地福寺本末寺号其外明細帳…………… 四一

二九 明治二六年 浅久保若者組月行事書上…………… 四一

三〇 明治二八年 上之郷組講中諸控記之帳…………… 四一

第五節 生活の諸相

三一 明治二二年 奉公人請状之事…………… 四二

三二 明治二三年 天自流劍術有形之卷…………… 四二

三三 明治二四年 往来手形一札之事…………… 四二

三四 明治二二年 熊野神社境内養魚場設置につき請書…………… 四二

三五 明治二四年 登り下り荷物運賃口銭表…………… 四二

三六 明治二七年 柴宮河岸荷物取扱所荷物口銭表…………… 四二

三七 明治二九年 上新倉村諸商金高調書…………… 四二

三八 明治二九年 下新倉村諸商金高調書…………… 四二

三九 明治二〇年 白子村諸商金高調書…………… 四二

四〇 明治二〇年 水車引続營業願…………… 四二

四一 明治二〇年 白子村連合勸農勤勉貯蓄組合申合規約書…………… 四二

第六節 村の概況

四二 明治二〇年 上新倉村地誌…………… 四二

四 明治二〇年 下新倉村地誌……………一〇七
 四 明治二〇年 白子村地誌……………一三〇

第二章 新倉村・白子村の成立

第一節 新村誕生と村政

(1) 町村編成

四 明治二年 新町村制施行につき上申書……………一五五
 四 明治三年 町村合併取調書……………一五九
 四 明治三年 町村編制理由書……………一六〇
 四 明治三年 新町村区域裁定書……………一六二
 四 明治三年 新座郡町村編制資力表……………一六五
 五 明治三年 新座郡町村編制区域表……………一六六
 (ロ) 町村条例と役場事務
 五 明治三年 町村行政事務現況取調表……………一六八
 五 明治四年 白子村常設委員条例……………一七〇
 五 明治四年 新座郡各町村条例一覧表……………一七一

第二節 新村財政の推移

五 明治三年度 新倉村役場事務景況調査……………一七一
 五 明治三年 白子村役場事務景況調査……………一七四
 五 明治三年 新倉村議員定数条例……………一七七
 五 明治三年 新座郡町村役場事務成績等級表……………一七七
 五 明治三年 新倉村特別税条例改正……………一七九
 五 明治三年度 白子村連合町村費決算報告……………一八二
 六 明治三〇
 〇 明治三〇年度 白子村歳入出決算一覧表……………一八六
 六 明治三〇
 〇 明治三〇年度 新倉村歳入出決算表……………一九二

第三節 日清・日露戦争と村々

三 明治七年 白子村徴発物件表……………一九四
 三 明治七年 従軍・心召兵員家族救護につき報告……………一九四
 三 明治七年 日清戦争につき白子村勝利祈願挙行景況……………一九五
 三 明治六年 日清戦役従軍者家族扶助及び慰問調査……………一九六

| | | |
|--------|------------------------|-----|
| 亥 明治三年 | 婦郷兵員人名簿…………… | 二九六 |
| 亥 明治三年 | 日露戦役白子村出征軍人状態一覽表…………… | 二九七 |
| 六 明治三年 | 和光地域日清・日露戦争出征兵士事歴…………… | 二四四 |

第四節 小学校教育の展開

| | | |
|--------|------------------------|-----|
| 丑 明治三年 | 東輝学校大試験表…………… | 二〇八 |
| 〇 明治三年 | 東輝学校勅語奉読式概況…………… | 二〇九 |
| 七 明治三年 | 下新倉青年教育義会雑誌…………… | 二〇六 |
| 三 明治三年 | 東輝・新倉尋常小学校授業料認可願…………… | 二〇八 |
| 三 明治三年 | 新倉村尋常小学校御影複写につき稟請…………… | 二一九 |
| 四 明治三年 | 東輝小学校同窓会会則…………… | 二一九 |
| 亥 明治三年 | 白子小学校沿革誌…………… | 二二一 |

第五節 農会と信用組合

| | | |
|--------|---------------|-----|
| 亥 明治三年 | 白子村勸業会景況…………… | 二二六 |
|--------|---------------|-----|

第六節 村の生活と信仰

| | | |
|--------|----------------------|-----|
| 七 明治三年 | 農会設置に関する郡長演説書…………… | 二二六 |
| 亥 明治三年 | 北足立郡農事短期講習修得者名…………… | 二二七 |
| 亥 明治三年 | 白子村信用組合設立許可申請書…………… | 二二六 |
| 〇 明治三年 | 無限責任新倉信用組合定款…………… | 二二九 |
| 〇 明治三年 | 新倉信用組合事業開始につき通知…………… | 二四四 |
| 三 明治三年 | 新倉信用組合第一期決算報告…………… | 二四四 |

| | | |
|--------|-----------------------|-----|
| 三 明治三年 | 新座郡各町村清潔法施行成績表…………… | 二四六 |
| 四 明治三年 | 獅子神会記録…………… | 二四九 |
| 五 明治三年 | 演劇につき諸事記…………… | 二五一 |
| 六 明治三年 | 上之郷組回状…………… | 二五九 |
| 〇 明治三年 | 白子軽便乗合馬車開業広告…………… | 二五九 |
| 八 明治三年 | 新倉村堤防改築略誌…………… | 二六〇 |
| 九 明治三年 | 吹上観音開帳につき商人奉納姓名控…………… | 二六一 |
| 〇 明治三年 | 同業水車取極帳…………… | 二六二 |

第三章 都市近郊化の進展と和光地域

第一節 大正期村政の展開

(イ) 村会と選挙

| | |
|------------------------------|-----|
| 六二 明治四年 個数割標準につき建議書…………… | 二二七 |
| 六三 明治四年 白子坂改修工事につき県会請願書…………… | 二二八 |
| 六四 明治四年 新倉村種管工事につき請願…………… | 二二九 |
| 六五 大正二年 町村会議員選挙状況…………… | 二三〇 |
| 六六 大正元年 白子村歳入出予算一覧表…………… | 二三三 |
| 六七 大正八年 新倉村長鈴木左内表彰取調書…………… | 二七七 |
| 六八 大正三年度 市町村財政状況一覧表…………… | 二二九 |
| 六九 大正四年 白子村会議事録…………… | 三〇〇 |
| (ロ) 事務報告 | |
| 九八 明治四年 白子村事務報告…………… | 三〇一 |
| 九九 大正四年 白子村事務報告…………… | 三〇七 |
| 一〇〇 大正七年 白子村事務報告…………… | 三三三 |

第二節 農会と信用組合

| | |
|--------------------------------|-----|
| 一〇二 大正二年度 白子村事務報告…………… | 三一九 |
| 一〇三 大正三年度 白子村事務報告…………… | 三二六 |
| 一〇四 明治四年 新倉信用組合第二年度事業報告書…………… | 三三四 |
| 一〇五 明治四年 新倉信用組合第五年度事業報告書…………… | 三三九 |
| 一〇六 大正四年 新倉信用組合第一〇年度事業報告書…………… | 三四五 |
| 一〇七 大正二年 北足立郡産業組合成績表…………… | 三五二 |
| 一〇八 大正二年 新倉村小作慣行調査表…………… | 三五三 |

第三節 東上鉄道の開通

| | |
|--------------------------------|-----|
| 一〇九 明治六年 川越鉄道延長願につき取調方問合書…………… | 三五三 |
| 一一〇 明治元年 毛武鉄道株式会社改正線路不認可願…………… | 三五七 |
| 一一一 明治四年 東上鉄道建設につき覚書…………… | 三七二 |
| 一一二 大正二年 工事施設認可願及び設計仕様書…………… | 三七六 |

| | |
|--------------------------|-----|
| 二三 大正三年 東上線汽車時刻表…………… | 三六五 |
| 二四 大正七年 東上鉄道汽車発車時刻表…………… | 三六七 |
| 第四節 教育の進展 | |

| | |
|---------------------------------|-----|
| 二五 明治四四年 白子村尋常高等小学校校位置変更願…………… | 三九〇 |
| 二六 明治四四年 白子尋常高等小学校沿革誌…………… | 三九一 |
| 二七 大正五年 白子尋常高等小学校就学歩合調…………… | 三九六 |
| 二八 大正二〇年 新倉村教育費その他状況調…………… | 四〇一 |
| 二九 大正二年 白子小学校長安田権次郎教育功勞事績調…………… | 四〇五 |
| 三〇 大正二四年 新倉村公民学校設置申請書…………… | 四〇八 |

第五節 村の様相

| | |
|--------------------------------|-----|
| 三二 明治四三年 星野豊麻日記…………… | 四二二 |
| 三三 明治四三年 水川八幡・熊野神社神饌幣帛料通知…………… | 四一九 |
| 三三 明治四四年 新倉村県税関係諸営業調…………… | 四三三 |
| 三四 大正八年 新倉村保安組合規約…………… | 四三三 |

| | |
|---------------------------|-----|
| 三五 大正三年 安全別荘住宅地広告…………… | 四三九 |
| 三六 大正三年 震災罹災状況調…………… | 四四〇 |
| 三七 大正三年 震災救護施設報告書…………… | 四四一 |
| 三六 大正四四年 白子村新倉宣教所設立願…………… | 四四二 |
| 三六 大正五年 特設電話番号簿…………… | 四四五 |

第四章 恐慌と戦争の時代

第一節 昭和のはじまり

| | |
|--------------------------------|-----|
| (イ) 大喪・大典記念事業 | |
| 一三 昭和二年 大正天皇御大喪に関する記録資料取調…………… | 四一九 |
| 一三 昭和四年 新倉尋常高等小学校御大典記念事業…………… | 四二五 |
| 一三 昭和五年 天皇・皇后陛下御影拝受証…………… | 四二五 |
| (ロ) 普通選挙の施行 | |
| 一三 昭和三年 北足立郡県会議員選挙結果報告…………… | 四三三 |
| 一四 昭和五年 公立学校使用許可に関する照会…………… | 四三三 |

一三 昭和 五年 朝鮮人の衆議院議員選挙有権者調…………… 四四五

一三 昭和 七年 白子村県会議員選挙投票所投票録…………… 四四四

一三 昭和 七年 衆議院議員選挙に関する調査の件回報…………… 四四六

(イ) 昭和初期の村政

一三 昭和 四年度 白子村事務報告…………… 四三七

一三 昭和 六年度 新倉村事務報告…………… 四六四

一四 昭和 六年度 白子村事務報告…………… 四六八

第二節 農業恐慌と農村の振興

(イ) 災害の頻発

一四 昭和 三年 水災被害地の指定告示案…………… 四七五

一四 昭和 八年 農作物干害被害報告…………… 四七六

一四 昭和 一〇年 霖雨被害と水害状況…………… 四七八

一四 昭和 三年 豪雨湛水被害状況報告…………… 四八〇

(ロ) 新倉村農村振興土木事業

一四 昭和 七年 農村振興土木工事協議会会議録…………… 四八一

一四 昭和 七年 村道路線認可稟請…………… 四八一

一四 昭和 八年 就労人夫人員数並びに賃金…………… 四八三

一四 昭和 八年 従業者心得…………… 四八四

一四 昭和 八年 就労状況…………… 四八五

一五 昭和 八年 賃金支払状況…………… 四八五

(イ) 白子村農村振興土木事業

一五 昭和 三年 土木工事施行並びに工費補助申請書…………… 四八五

一五 昭和 三年 工事設計書…………… 四八六

一五 昭和 三年 土地買収費調査…………… 四八六

(ロ) 水利事業

一五 昭和 九年 新河岸川水害予防組合設置具申書…………… 四八七

一五 昭和 二年 新河岸川水害予防組合設置理由書…………… 四八八

一五 昭和 六年 新河岸川水害予防組合起債許可稟請…………… 四八八

第三節 総力戦と農村の再編

(イ) 更生運動から戦時農政へ

| | |
|---------------------------------|----|
| 一五 昭和三年 産業組合異動報告書…………… | 四九 |
| 一六 昭和四年 新倉村産業組合設立許可申請書…………… | 四九 |
| 一七 昭和四年 新倉村産業組合設立許可指令案…………… | 五〇 |
| 一八 昭和六年 農事実行組合の設立に関する通知…………… | 五〇 |
| 一九 昭和六年 宣戦布告と産業組合の活動に関する通知…………… | 五二 |
| 二〇 昭和七年 白子村産業組合設立許可申請書…………… | 五二 |
| 二一 昭和七年 農事実行組合への改組督励通知…………… | 五九 |
| 二二 昭和七年 白子村産業組合設立許可指令案…………… | 五〇 |
| 二三 昭和七年 第一七回産業組合記念日事業計画…………… | 五〇 |
| 二四 昭和九年 新倉村・白子村産業組合の解散命令…………… | 五三 |
| 二五 昭和九年 大和町農業会業務報告書…………… | 五三 |

(ロ) 総動員体制下の村政

| | |
|----------------------------|----|
| 一六 年月不詳 動員業務一覧表…………… | 五五 |
| 一七 昭和五年 新倉村役場位置変更許可稟請…………… | 五〇 |
| 一八 昭和五年 白子村事務報告…………… | 五四 |

| | |
|-----------------------|----|
| 一七 昭和六年度 白子村事務報告…………… | 五八 |
|-----------------------|----|

(ハ) 大和町の発足

| | |
|----------------------------------|----|
| 一三 昭和七年 町村合併に関する上申…………… | 五四 |
| 一四 昭和七年 町名の決定…………… | 五五 |
| 一五 昭和八年 大和町区設置規則…………… | 五五 |
| 一六 昭和八年 大和町独立税軌道税設定許可稟請及び許可…………… | 五六 |
| 一七 昭和八年 大和町税賦課率表…………… | 五七 |

第四節 教育と国民動員

(イ) 皇国民練成と軍事教練

| | |
|--------------------------------------|----|
| 一七 昭和〇年 白子青年学校専任教員未設置認可申請…………… | 五六 |
| 一八 昭和二年 新倉青年学校専任教員未設置認可申請…………… | 五六 |
| 一九 昭和四年 白子御影奉安殿新築認可申請…………… | 五六 |
| 二〇 昭和八年 大和町公立青年学校設置認可申請…………… | 五二 |
| 二一 昭和八年 私立新倉芝浦工作機械青年学校設置者変更認可申請…………… | 五〇 |

(ロ) 国民精神の動員

- 一三 昭和七年 神社功労者功績表彰…………… 五〇
- 一三 昭和八年 新倉小学校での軍事活動写真会開催の回達…………… 五七四
- 一四 昭和八年 親王殿下御誕生祝賀国旗掲揚の回達…………… 五四
- 一五 昭和九年 靖国神社臨時大祭について国旗掲揚の回達…………… 五四
- 一六 昭和九年 東郷元帥国葬について国旗掲揚の回達…………… 五五
- 一七 昭和二年 神社による社会教化事業…………… 五五
- 一八 昭和四年 銃後奉公会組織化の訓令…………… 五七
- 一九 昭和七年 大日本婦人会新倉村支部結成式の通知…………… 五七
- 二〇 年月不詳 大日本婦人会入会の勧め…………… 五八
- 二一 昭和八年 宗教団体法の施行に伴う報告書…………… 五八

第五節 戦時下の生活

(イ) 銃後の総力戦のなかで

- 一三 昭和六年 大麦供出の通知…………… 五三

- 一三 昭和六年 小麦供出の通知…………… 五三

- 一四 昭和六年 臨戦下産業組合申合事項実現促進の通知…………… 五四

- 一五 昭和七年 軍人援護会基金募集趣意書…………… 五五

- 一六 昭和七年 戦時貯蓄・報国債券売上金督促状…………… 五六

- 一七 昭和八年 地福寺土地軍用のため売却許可願…………… 五七

- 一八 昭和九年 大和町警防団設置区域組織定員等の改廃…………… 五八

- 一九 昭和九年 町道の供用廃止並びに占用…………… 五〇

(ロ) 生活の破綻

- 二〇 昭和六年 労働作業衣用加工綿製品の初回配給…………… 五一

- 二一 昭和六年 薬工品配給統制…………… 五二

- 二二 昭和六年 五月及び六月分掛込料(不足分)の配給…………… 五六

- 二三 昭和六年 地下足袋配給及び証票貼付の依頼…………… 五六

- 二四 昭和六年 割当品配給に関する件…………… 五七

- 二五 昭和七年 購買品価格表…………… 五七

二〇六 昭和三年 氷川八幡神社戦災届…………… 五九八

第六節 郷土の出征兵士

(イ) 入 営

- 二〇七 昭和七年 応召軍人見送の通知…………… 五九八
 - 二〇八 昭和七年 入営軍人見送の通知…………… 五九九
 - 二〇九 昭和七年 現役軍人見送の通知…………… 五九九
- (ロ) 戦死の通知と村葬

- 二一〇 昭和七年 戦死電報…………… 六〇〇
- 二一一 昭和七年 村葬…………… 六〇〇
- 二一二 昭和三年 沖繩上空での戦死…………… 六〇五
- 二一三 昭和三年 ニューギニアでの戦闘及び戦死の概況…………… 六〇六
- 二一四 昭和三年 比島での戦闘及び戦死の概況…………… 六〇〇
- 二一五 昭和三年 輸送船沈没による戦没公報…………… 六一一

第五章 戦後社会の展開と和光市の成立

第一節 敗戦と占領下の改革

(イ) 敗戦後の社会と生活

- 二一六 昭和三年 軍需品不正処分調査の協力依頼…………… 六一五
 - 二一七 昭和三年 町民大会決議…………… 六一五
 - 二一八 昭和三年 消費組合設立趣意書…………… 六一六
 - 二一九 昭和三年 大和朝霞地区メーデー決議…………… 六一七
 - 二二〇 昭和三年 武器回収運動のお知らせ…………… 六一八
 - 二二一 昭和三年 青年陸上競技会開催の案内…………… 六一〇
 - 二二二 昭和三年 中央工業労働組合新倉支部闘争宣言…………… 六一一
 - 二二三 昭和三年 町民大会決議と町長回答…………… 六一三
 - 二二四 昭和三年 旧陸海軍将校の公職追放についての通知…………… 六一五
 - 二二五 昭和三年 昭和三年 元庵跡保存の通知と報告…………… 六一六
 - 二二六 昭和三年 昭和三年 国民健康保険設立趣意書…………… 六一九
- (ロ) 戦没・復員・抑留
- 二二七 昭和三年 未帰郷軍人等の報告依頼…………… 六一〇
 - 二二八 昭和三年 入学志願者の調査依頼…………… 六一一
 - 二二九 昭和三年 復員者への就職斡旋…………… 六一三

| | | | |
|----|------|------------------|-----|
| 三〇 | 昭和二年 | 軍人遺家族調査報告 | 六三三 |
| 三一 | 昭和二年 | 復員者就職状況調査表 | 六三三 |
| 三二 | 昭和二年 | 抑留者名簿閲覧のお知らせ | 六三四 |
| 三三 | 昭和二年 | 遺骨帰還についてのお知らせ | 六三五 |
| 三四 | 昭和二年 | 「ソ連」抑留者留守宅へのお知らせ | 六三五 |
| 三五 | 昭和二年 | 「ソ連」抑留帰還者への協力依頼 | 六三六 |
| 三六 | 昭和二年 | 留守家族懇談会の開催通知 | 六三七 |
| | (イ) | 国民学校と新制中学校建設 | |
| 三七 | 昭和二年 | 国民学校用費寄附金の決算報告 | 六三六 |
| 三八 | 昭和二年 | 修理用松立木伐採許可願 | 六三九 |
| 三九 | 昭和二年 | 復旧工事代金支払いのお知らせ | 六四〇 |
| 四〇 | 昭和二年 | 新倉小学校校舍修理、校具購入願 | 六四〇 |
| 四一 | 昭和二年 | 大和中学校建設寄附金募集要項案 | 六四一 |
| 四二 | 昭和二年 | 大和中学校建築委員会議事録 | 六四三 |
| 四三 | 昭和二年 | 大和中学校建設概要 | 六四六 |
| 四四 | 昭和二年 | 建設寄附金整理のお願い | 六四八 |

| | | | |
|----|------|----------------------|-----|
| | (ニ) | 朝霞警察署と自治体警察 | |
| 四四 | 昭和二年 | 朝霞警察署建設費の決算報告 | 六四九 |
| 四五 | 昭和二年 | 大和町警察条例 | 六五〇 |
| 四六 | 昭和二年 | 大和町警察廃止の住民投票に至る経過報告書 | 六五一 |
| 四七 | 昭和二年 | 大和町警察の無償譲渡に関する町議会議案書 | 六五五 |

第二節 変動する戦後農業

| | | | |
|----|------|------------------|-----|
| | (イ) | 農地改革 | |
| 四八 | 昭和二年 | 第一次農地改革農地委員選挙説明書 | 六五八 |
| 四九 | 昭和二年 | 第二次農地改革農地委員選挙説明書 | 六五八 |
| 五〇 | 昭和二年 | 第二次農地改革農地委員選挙注意書 | 六六一 |
| 五一 | 昭和二年 | 農地買収実績 | 六六三 |
| 五二 | 昭和二年 | 在村・不在地主別農地買収実績 | 六六四 |
| 五三 | 昭和二年 | 農地売渡実績 | 六六六 |
| | (ロ) | 供出と配給 | |

二五五 昭和三年 大和町興農同志会創立のお知らせ……………六七

二五五 昭和三年 隠退蔵物資供出促進についての通知……………六九

二五五 昭和三年 供出促進のお願い……………六七〇

二五五 昭和三年 米供出割当方法の説明概要……………六七

二五五 昭和三年 米供出割当案……………六七四

二六〇 昭和三年 配給協議会の開催通知……………六七五

二六一 昭和三年 麦類供出リンク肥料配給表……………六七六

(イ) 農業協同組合の設立

二六三 昭和三年 農業協同組合設立日誌……………六七六

二六三 昭和三年 農業協同組合設立発起人会会議録……………六七八

二六四 昭和三年 農業協同組合設立目録見書……………六八〇

二六五 昭和三年 農業協同組合設立経過報告書……………六八三

(ニ) 農地転用

二六六 昭和三年 地価の推移……………六八九

二六七 昭和三年 部落別転用許可件数及び面積一覽表……………六九〇

二六八 昭和三年 用途別農地転用件数及び面積……………六九一

二六九 昭和三年 農地の売却代金使途一覽表……………六九二

二七〇 昭和三年 転用農家の直系男子の職業調……………六九三

第三節 米軍進駐と基地問題

(イ) 基地と労務供出

二七一 昭和〇年 朝霞勤労日割……………六九四

二七二 昭和〇年 進駐軍向け売店建設協議会メモ……………六九五

二七三 昭和三年 労務供出管轄変更のお知らせ……………六九七

二七四 昭和三年 労務者供出状況調……………六九七

(ロ) 軍用地開墾問題

二七五 昭和〇年 耕作地配分打合せ会メモ……………六九八

二七六 昭和〇年 軍用地調査通知……………七〇〇

二七七 昭和〇年 軍用地開墾についての報告……………七〇一

二七八 昭和〇年 婦農組合各地区代表者についての通知……………七〇一

二七九 昭和〇年 軍用地調査報告……………七〇二

二八〇 昭和〇年 軍用地開墾申込み案内……………七〇三

二八一 昭和〇年 軍用地開墾予定面積調……………七〇三

二八二 昭和〇年 官用地使用誓約書……………七〇四

| | |
|-------------------|-----|
| 二八三 昭和二年 耕作者立退き指令 | 七〇六 |
| 二八四 昭和三年 耕作者立退き通告 | 七〇九 |

(イ) 売春取締

| | |
|-------------------------|-----|
| 二八五 昭和三年 売いん等取締条例 | 七一〇 |
| 二八六 昭和三年 進駐軍よりの出頭命令 | 七一一 |
| 二八七 昭和三年 条例説明会の開催通知 | 七一二 |
| 二八八 昭和三年 売娼抑制に関する米国陸軍法規 | 七二二 |

(ニ) 基地返還運動の台頭

| | |
|--------------------------------|-----|
| 二八九 昭和三年 連合軍使用地域解放陳情書 | 七二三 |
| 二九〇 昭和三年 接收地一部返還陳情書 | 七二六 |
| 二九一 昭和三年 二町一村接收地払下促進委員会 要望書 | 七二九 |

(ホ) 東京オリンピック選手村変更問題

| | |
|------------------------|-----|
| 二九二 昭和三年 選手村予定に伴う計画書 | 七三三 |
| 二九三 昭和三年 選手村選定の経緯 | 七三四 |
| 二九四 昭和三年 五輪関係閣僚懇談会了解事項 | 七三九 |
| 二九五 昭和三年 選手村變更に際しての要望書 | 七四九 |
| 二九六 昭和三年 国有財産売払い申請書 | 七五二 |

第四節 復興と都市化の中で

(イ) 経済成長下の大和町

| | |
|----------------------------|-----|
| 二九七 昭和三年 役場庁舎購入に関する町議会協議録① | 七三六 |
| 二九八 昭和三年 役場庁舎購入に関する町議会協議録② | 七三七 |
| 二九九 昭和三年 役場庁舎購入に関する町議会協議案書 | 七三八 |
| 三〇〇 昭和三年 競輪場誘致に関する町議会協議録① | 七三九 |
| 三〇一 昭和三年 競輪場誘致に関する町議会協議録② | 七四〇 |
| 三〇二 昭和三年 競輪場誘致陳情書 | 七四二 |
| 三〇三 昭和三年 納税のお願い | 七四五 |
| 三〇四 昭和三年 納税促進運動への協力依頼 | 七四六 |
| 三〇五 昭和三年 大和町工場誘致条例 | 七四九 |
| 三〇六 昭和三年 荒川架橋期成同盟会宣言、決議 | 七五〇 |
| 三〇七 昭和三年 内職斡旋所事業開始届 | 七五一 |
| 三〇八 昭和三年 大和町・練馬区境界変更申請書 | 七五三 |
| 三〇九 昭和三年 商工会創立総会議事録 | 七五五 |

- 三〇 昭和三年 本田技研用地買収陳情書……………七七〇
- 三一 昭和四年 白子畜産設立認可調査書……………七六〇
- 三二 昭和四年 公害企業来町反対に関する町議
会意見書……………七六一

(四) 人口急増と教育問題

- 三三 昭和三年 町立工業高校用地払下げ陳情書……………七六三
- 三四 昭和三年 町立工業高校設立中止について
の報告……………七六五
- 三五 昭和三年 「旧新座地域に県立高校設置」陳
情書……………七六六
- 三六 昭和四年 「大和町に県立高校設置」陳情書……………七六八
- 三七 昭和四年 通学区変更に関する町議会意見
書……………七七〇

(ハ) 地域における文化と運動

- 三八 昭和三年 成人教育講座開設の案内……………七七二
- 三九 昭和二年 公民館行事表……………七七三
- 三〇 昭和二年 公民館行事表……………七七三
- 三一 昭和二年 婦人会結成に関するメモ……………七七三
- 三二 昭和三年 公民館用建物購入に関する町議
会議案書……………七七四
- 三三 昭和三年 体育協会設立への協力依頼……………七七六

- 三三 昭和五年 メーデーに関する労政事務所報
告……………七七七
- 三四 昭和元年 メーデーに関する労政事務所報
告……………七七八
- 三五 昭和四年 連合青年会機関紙……………七八〇
- 三六 昭和五年 身障福祉会報……………七八五

(ニ) 単独市制への歩み

- 三七 昭和三年 町村合併促進委員会会議録①……………七八九
- 三八 昭和三年 町村合併促進委員会会議録②……………七九〇
- 三九 昭和三年 町村合併合同協議会会議録……………七九五
- 三〇 昭和三年 町村合併に対する各部落情況調
書……………七九九
- 三一 昭和三年 町村合併の顛末通知……………八〇〇
- 三二 昭和三年 朝霞地区合併会議録……………八〇一
- 三三 昭和三年 四町合併に対する大和町の意向……………八〇四
- 三四 昭和七年 朝霞地区合併協議会協議録……………八〇四
- 三五 昭和四年 四町合併問題に関する議会報告……………八〇五
- 三六 昭和四年 四町合併問題に対する陳謝……………八〇七
- 三七 昭和四年 一市三町合併に関する覚書……………八〇七
- 付 吏員及び議員一覧……………八〇九

あとがき

史料提供者氏名

編集担当者氏名

市史編さん関係者一覧

解 説

第一章 埼玉県成立期の和光地域

第一節 村会の成立

慶応三年一〇月、徳川慶喜が大政奉還したのち、一二月には王政復古の大号令が発せられ、薩摩・長州藩の討幕派は天皇を中心とする新政府を樹立させた。新政府は明治元年三月に新政の基本方針を五箇条の御誓文に表わし、同年閏四月には公議政治や三権分立などの政治組織を定めた政体書を公布した。政体書に基づき、全国が府・藩・県に分けられ、府には府知事、県には知県事が置かれ、藩は従来どおり諸大名の統治とした。東京のほか遠国奉行の支配地は府に、天領（幕府直轄領）及び旗本知行地は県にそれぞれ編入された。武蔵国では旧代官がそのまま知県事に任命されている。明治二年の段階で埼玉県域には忍藩、川越藩、岩槻藩、その他諸藩の飛地と大宮県（九月に浦和県と改称）、小菅県、韭山県、品川県が設置されていた。知県事が旧代官から新政府の役人に替わると、各地に点在している県の支配地をまとめようとして管轄替えが行なわれた。

明治四年七月、廃藩置県により府藩県三治制は廃止となり、忍、川越、岩槻などの藩はそれぞれ県に改称された。一一月になると小県は廃止され、現在の県域は埼玉郡、葛飾郡、足立郡の一部を管轄する埼玉県と、横見・入間郡な

ど西武一四郡を管轄する入間県が設置された。明治六年六月、入間県は群馬県と合併して熊谷県となった。明治九年八月に熊谷県が廃止され、熊谷県のうち武蔵国に属する地域が埼玉県に合併され、ほぼ現在の埼玉県域が成立した。和光市域には江戸時代に上新倉、下新倉、白子の三か村があった。三か村は、明治元年六月に武蔵国知県事松村長為の支配となり、同二年二月から品川県（知県事古賀定雄）の管轄となった。その後管轄は、入間県から熊谷県にかわり、明治九年八月に埼玉県の管轄となった。

廢藩置県後、埼玉県や入間県では、地方民会開設について建議やその要求を行っていた。こうした動きをうけて埼玉県は明治一〇年五月、「埼玉県村町会規則」を制定し、公布した。この仮規則によると、村町会は数町村ごとに選出された公選議員が集まり、成立していたのである。史料一は、この仮規則に基づいて選出された下新倉村の議員一同に差出した全村民の委任状である。

明治一一年七月、郡区町村編成法、府県会規則、地方税規則のいわゆる三新法が公布された。この規則に基づいて戸籍調査の単位としておかれた大区小区制が廃止され、江戸時代の町村が復活した。北足立・新座郡役所が一二年三月に開庁され、埼玉県会も成立する。これにより新たに全国的に町村会が制度化され、町村財政の審議が行なわれた。埼玉県は明治一二年九月、新しく「町村会規則」を布達した。史料二は、この規則を基準として制定された「下新倉村会規則」である。村会では、村限りの経費をもって支弁すべき事業や予算、税の徴収方法について審議されていた。これによって決められた町村財政は、従来の「民費」にかわって「協議費」と呼ばれた。三新法によって府県財政が府県税から地方税と変わったことに対応するものである。明治一四から同一六年度までの三年間の下新倉村協議費（予算、精算へ決算）について、当時の記載方法のままに収録したのが史料三、四である。

明治一七年五月から数村単位の役場体制をとる連合戸長制度が実施された。和光市域では、上新倉、下新倉、白子の三か村が明治六年の学校設置の時から慣行や、同一四年以来の学区の關係や地形を理由として連合した。連合した村は白子村連合と呼ばれ、連合戸長役場を白子村字宿に設置した。連合戸長制度では、村々は独立しているが、役場は統一していた。この制度が後の町村合併の前提となっていたのである。史料六は、明治一七年度から四か年、白子村連合の村費の収支について、その推移がわかるように加工して一覧表にしたものである。この時期の財政は、収入の大部分が地価割と戸別割であり、支出が戸長役場費と土木費、教育関係費で大部分を占めていた。明治一八年度は、他の年と比べて収支とも大幅に減少していることがみられる。これは明治一四年にはじまる紙幣整理の影響が最高潮に達して、不景気の影響を受けたからである。また史料五は、この時期における新座郡の各連合戸長役場での行政事務の調査報告書である。これによれば、白子村連合の調査結果は郡内では良い方に属していた。

第二節 学校制度の成立

明治五年八月、近代的学校制度の基本を定めた学制が頒布された。入間県では明治六年三月に新しい学校制度をつくるため教師に対する教則を布達し、六月にはそれまで学事を担当していた区長と各区に置かれた学校庶務掛にかわって各区ごとに学区取締が任命された。このとき和光市域は第二大区に所属し、学区取締役は上内間木村野島呈輔であった。明治一一年一月、埼玉県は「埼玉県学事通則」を布達し、統一的な教育の基準を県下の学校に示した。これまで差異のあった教育体制を同一にするための一つとして、学校沿革誌の編さんが各小学校の校務掛に命じられている。学校沿革誌は正副二通を作成し、県令に提出された。史料七は、このとき提出された新倉小学校の学校沿革誌（草稿）である。これによって新倉小学校の設立事情が明らかにになる。

創立当時の学校は、寺院や民家を借用していた。熊谷県（のちに埼玉県に合併される地域、旧入間県）において、明治九年では三二九校のうち、寺院使用が二五二校、民家が四一校、新校舎が三六校であった。和光市域でも、新倉学校が満願寺を使用し、白子学校が民家を使用していた。この地域において最初の校舎建設は、東輝学校であった。東輝学校は明治一九年四月、学区改正規則に基づき上新倉村、下新倉村、白子村の三村連合によって下新倉氷川神社の南側に建築が始まり、同年一〇月に新校舎が落成し、開校式が挙行された（史料九）。

学制では、教育費は官金からの補助（文部省委託金）、学区内の出金、生徒の納める授業料によるものとされていた。入間県では学区取締の給与や教員養成費に官金をあてたので、小学校の維持費はほとんど学区内の出金と授業料で賄われていた。明治八年の授業料収入が総校費に占める割合は、新倉学校で四パーセント、白子学校が三パーセントであった。教育費の大部分は各戸に割当てた学資金と有志者の寄附金からなる学区内の出金であった。このへんの事情を明治一八年段階でみようとしたのが史料八であり、時期はやや下るが月別の学校経費を示したのが史料一〇である。また、史料一一は、新座郡の公立小学校八校について学校規模を示したものである。

第三節 交通事情の変化

明治期に入ると宿駅制度が廃止となり、鉄道が開通すると交通・運輸は大きく様相を変えていく。和光市域では東上鉄道が開通する大正三年まで、主な物資の輸送手段は舟運であった。舟運は荒川の芝宮河岸と新河岸川の新倉河岸で盛んに行なわれていた。

史料一二は芝宮河岸における船積問屋と船持の出入（争い）に関するものである。芝宮河岸には、既に正徳年間（一七一〇～一七一六）から河岸場が開設されていた。正徳期以降いくつか出入もあったが、明治三年四月に起きた

争いは村惣持の船積問屋を新しく設けることで同年六月に解決した。このとき定められた新しい船積問屋の規則書が史料一三である。史料一四は明治初期に芝宮河岸問屋に所属していた舟の寸法を記録したものである。このほか荒川沿岸には史料一五にみられるように多くの渡船場もあり、川は輸送船や渡舟などで広く利用されていた。また、芝宮河岸の争いから一六年後にも芝宮河岸に渡船場を設置することが願い出されている（史料一九）。

陸上交通も舟運に劣らず盛んであったようである。史料一七によれば明治六年、下新倉村村民が人力車を二台購入し、雇人を使って川越街道で営業していたのである。人力車は明治二年に発明され、東京府下で開業が始まったものである。明治五年、郵便制度が創設され川越街道は板橋から白子、膝折、大和田、熊谷という郵便路線になった。白子郵便局は明治五年七月一日に開局したが、同年中に全国に九八〇か所開設されたものの一つであった。史料一六は白子局の出納表である。ここにみられる「市内」の区域は明治期では白子宿だけであった。また、郵便切手収入印紙の売捌きは郵便箱の設置してある家に依頼されていた。これには駅通寮の許可が必要であった（史料一八）。

和光市域には現在、荒川、新河岸川とこれに注ぐ白子川、谷中川、越戸川などがある。荒川、新河岸川の流れる低平な平野部は両河川が蛇行し、大雨のたびごとに洪水を繰返していた。史料二〇、二一には明治期におけるこの地域の荒川の実態が簡略に述べられている。また、史料二二は、町村費で県道を維持管理するときは、該当する町村で連合町村会規則が作られた例を示している。和光市周辺の街道ごとの交通量や貨物の種類と割合など道路利用状況を示すものとして史料二三、二四をあげた。史料二五は東京川越道、浦和所沢道に属する北足立郡の町村名を記載したものである。

第四節 信仰と神社

明治元年以来、政府は神道による祭政一致の立場から神道による国民教化を進める政策を行なった。これは国家神道とよばれ、僧形で神社に仕えている別当や社僧の還俗が命じられたり、神社が権現などの仏語を神号とすることなどが禁止されたりした。廃仏毀釈が全国で行なわれたのはこれによる。政府による宗教政策がこの地域に現われた例として史料二七、二八がある。史料二七は右にみた神仏分離令により末寺兼勤の三宝寺が手を引いてしまったので、心得のある村民が神主となることを願出したものである。また史料二八は、白子村地福寺の本末明細帳であるが、これは明治三年七月、政府が寺院管理のため、府藩県管内の本末寺号等を取調べられ、民部省に提出されたものの控である。明治期に入っても江戸時代に引続き、神社では祭礼が行なわれ、神楽も舞われた。史料二六は、明治二年二月に上新倉村氷川八幡神社で行なわれた祭礼のときの入用帳である。この入用帳には祭礼にかかった費用や物品だけでなく、費用の賦課・徴収高まで記載されている。祭礼の執行には村内の若い衆が当たることが多い。彼らは「若者組」と呼ばれ、各部落単位で組織を作っていた。若者組は鎮守の祭礼の執行の外、道普請などの共同作業の実施や休日の実行と監視などを任務としていたらしい。史料二九は、下新倉村にあった若者組の名簿である。

第五節 生活の諸相

明治初年の和光市域の人々の生活は、江戸時代そのままの延長上にあった。給金を得るために短期間の年季奉公に出ていたり、伊勢参りも行なわれていた。旅行の途中で事故があった場合は証書が作成され、これには村役人の加判が必要であった(史料三一、三三)。

明治一〇年代に入ると、和光市域にも政府や県の政策が実施されたことがわかる。明治一〇年一月、殖産興業政策を進める工部省に勸農局が設置された。勸農局は農業及び関連製造業の改良をはかるため、各地に試験場をつくった。明治一〇年、勸農局は白子村の熊野神社境内に養魚試験場をつくっている。しかし、養魚試験場としては土地が狭く、隣接する土地を借用したいとの申入れがされていた。史料三四は、これに対する勸農局への回答書である。回答書の差出人が氏子惣代となっているのは、該当の土地が神輿置場だったからである。明治一八年は、いわゆる松方デフレによる不況のため、埼玉県では地租、営業税などの国税の滞納者が明治期で最も多かった。既にみたようにこの地域の各村費は大幅に減少していた。こうしたときに白子村連合では、県の指令に基づいて農業指導や勤勉貯蓄方法を指導する組織を作った。この組織は「勸農貯蓄組合」と呼ばれ、白子村連合各村の有力者が惣代となり、生活の安定をはかり、納税が期日どおりに履行されることを目標とした。史料四一は、このときの組合規約書である。

荒川の河川交通については既にみたとおりである。史料三五は、明治一四年の芝宮河岸の荷物取扱量を記載したものである。これによると、芝宮河岸では上り荷物として上糠、赤穂塩、小麦、酒、アク灰、干鰯ほしかがあり、下り荷物として米、粉名こな、そうめん、榎えん、麩ずすがあった。このとき舟賃は一駄について六錢掛りであり、口錢・手数料とも舟賃の一割であったことがわかる。史料三六は、明治一六年の時の芝宮河岸荷物所の口錢表である。荒川、新河岸川以外の白子川、越戸川などの小河川には水車が設置してあった。この地域において水車が初めて設置されたのは天明二年（一七八二）といわれている。史料四〇は水車稼の継続願いであるが、この史料から当時の水車設置場所とその規模がわかる。また史料三七、三八、三九には、和光市域で商業活動や工業（手工業）生産を行なっているものについて、種別、取引金額、税額、住所、姓名が記載されている。これらの多くは農業と兼業していたと思われるが、明治二〇年ころの農業以外の産業を知る恰好の史料でもある。

第六節 村の概況

この節には明治二〇年に作成された上新倉、下新倉、白子の三か村の地誌を収録した。地誌は村の概況を記したもので、江戸時代でこれに相当するものを村明細帳という。明治期に入ると、埼玉県地域の村々では村の概況を知ることができる書類が作成されていた。廃藩置県以前では、品川県や小菅県は支配する村々に対して「物産取調書」や「村明細帳」の提出を命じていた。埼玉県成立後も「村況書上」や「明細書上」を作成した村がある。和光市域では、明治期における村々の概況を知る手懸りは、今のところ明治九年の皇国地誌（埼玉県立図書館編『武蔵国郡村誌』所収）とこの地誌しかない。

地誌の内容は、村の沿革・位置疆域・幅員・地味・地勢・地種・里程・耕宅地及塩田・地所・字地・戸数・人口・本籍・年齢・生死及就籍除籍・牛馬・舟・車・戸長役場・郵便局・学校・神社・寺院・道路・林藪・河渠・橋梁・堤塘・湖沼・古跡・名勝・租税・物産・民業・旧検地帳表書合計・旧検地帳所載の字・旧家・方言などの項目を含み、明治二〇年当時の政治行政、産業経済、教育文化の全貌を伝える史料である。これらの項目は、皇国地誌の項目とほぼ同じであり、戸数、人口、耕宅地など項目ごとに数値の比較検討を通じ生活の状況を知ることが出来よう。

第二章 新倉村・白子村の成立

第一節 新村誕生と村政

明治二二年四月、市制・町村制が公布された。埼玉県は同年七月、連合戸長役場の区域をそのまま合併して新町村を造成する方針を示した。この方針のもとで県下の各郡長は町村合併の作業を進めた。既にみたように白子村連合戸長役場は、上新倉、下新倉、白子の三か村で編成されていた。当初北足立・新座郡役所は、この三か村が合併して新しい一村をつくるように村人に諮問した。しかし、上新倉村は総代人・村会議員が中心となって委員会を作り、合併に異議を唱え、一村として独立することを希望した（史料四五）。史料四六によれば、上新倉村は根岸村、台村と合併することも希望していたらしい。白子村は、戸数も少なく村を維持する資力が乏しかったので、合併はやむを得ないとしていた。北足立・新座郡内で合併や新しい村名に異議を唱えた村は史料四八の通りである。

明治二二年四月、新村が成立した。上新倉村は希望どおり一村となり、村名が新倉村となり、下新倉村と白子村は合併して白子村となった。史料四九には新村成立のための諸税、財産などの資力が示されている。また新村の区域、人口、戸数は史料五〇のようになっていた。

新町村のもとで町村会議員が選出され、議員は諸条例を審議、制定し、町村財政を決めた。史料五二は、白子村議会が制定した常設委員条例である。これによれば、白子村は川越街道沿いの地域であるため、準市街地をなしているので学務、勸業、衛生、土木の各常設の委員をおき、村の行政事務を補助させようとしたのである。新倉村議会では、適任者がいないとして増員分の村会議員を見送りとした条例（史料五六）とか、特別税の賦課率を変更する条例

(史料五八)を決めていた。史料五三は、明治二四年の段階で新座郡の各町村が審議、制定した条例の一覧である。町村制の実施以降、各郡長は県の内訓によって吏員を派遣して、新町村の行政を視察した。このとき作成される報告書には調査内容として、行政事務の現況をみるため町村長・助役・収入役の適否、勤怠を記し、町村の情況・事務の挙否・財産管理・出納整合などの項目には三段階の評価を下している。史料五一は、明治二三年の時の新座郡の町村に関する行政事務現況取調表である。新倉、白子の両村とも調査結果は良好であった。史料五四、五五は明治二五年段階の和光地域の行政事務景況調書である。この調書は、同二三年のものとは比べて調査項目も多く、段階別の評価ではなく、すべて文章による報告がされている。白子村では衆議員選挙のとき二派に分れたこともこれによってわかる。

第二節 新村財政の推移

白子村連合の財政については既にみたが、史料五九は、連合戸長役場体制最後の白子連合村における財政状況を示すものである。明治二年、白子村では、同一七年から二〇年までのとき同様に、戸長役場費と教育費が支出のほとんどを占め、収入は地価割、戸別割で成り立っていた。明治二年でも営業割による収入は少なく、戸別割は一戸当たりの課税を一六段階に分けて行なっていた。

史料六〇は、新村誕生以降の白子村における財政の推移を示したものである。白子村の財政規模は、明治二八年までは一〇〇〇〇円ぐらいであるが、これ以降同四一年まではほぼ二〇〇〇円から四〇〇〇円の間を前後している。新倉村の財政は、明治二七年の一五三二円が同三六年には三八二五円と急速に増加していく様子がみられる(史料六一)。両村とも教育費の増加の比率が高いことに注目されよう。両村の町村財政は、明治一〇年代から少しずつ増加し、日清戦争から日露戦争にかけて急速にその規模を膨脹させていくという一般的傾向と同じような状況を示している。明

治三十七年から数年間白子村と新倉村は財政規模の縮少をみるが、これは日露戦争遂行の一環として行なわれた地方財政緊縮によるものである。

各町村は町村財政が膨脹してくると、制限外課税をしなければならなくなってくるのである。新倉村、白子村もこの傾向に例外ではなかった。

第三節 日清・日露戦争と村々

明治二十七年七月、朝鮮豊島沖の戦闘で始まった日清戦争は、動員された兵員が二四万人、この外軍夫一五万人を役し、戦費として二億円余を要した。埼玉県では、明治二十七年七月から翌二十八年七月まで三五回の動員が行なわれ、三九七二名が召集された。戦費を賄うための軍事公債には二〇五万五〇〇〇円余の応募があり、軍事献金も四万九〇〇〇円余に達した。この外三万三〇〇〇匹以上の馬が徴発された。更に召集された家族で生活が困難な家庭に対して北足立・新座郡では「兵事義会」が設立され、救済を行なった。

埼玉県下の町村でも召集された家族に対して救護活動が行なわれていた。白子村では、一家の働き手が召集され救護が必要な家族には月額三円、救護が必要ない家族には一時金として五円が寄贈された（史料六三）。北足立・新座郡の各町村が明治二十七年一月まで救護及び慰問した家族数とその寄贈金額、有志者の義捐金の金額は史料六五のようになっていた。また史料六二は、白子村が戦争に徴発された物件の数を示している。更に史料六四によると、白子の熊野神社では役場吏員、教員、出征家族などが集まり、戦勝祈願と出征兵士の健康祈願が四日間行なわれていた。戦争が終わると各地の徴兵慰勞義会は帰郷した兵士をねぎらう一方、戦死した人の弔祭を行なった。史料六六は、白子村の帰郷兵員人名簿である。

日露戦争は一〇〇万人を動員し、日清戦争と比べて戦病死、廃疾が約一二万人と大規模な損害を被った。戦費は一七億一六〇〇万円余を要したが、一五億円は国公債で賄い、うち八億円はイギリス・アメリカ合衆国・ドイツで発行した外国債によるものであった。

埼玉県では日露戦争に二万二〇〇〇人余の兵士が動員され、戦死病者は日清戦争の約七倍の二〇五三名にのぼっている。日露戦争でも銃後の後援は盛んに行なわれた。国債の応募、軍資金の献納はもちろんのこと、徴兵慰勞義会では遺家族の慰問、生計の援助などを積極的に行なった。北足立郡の徴兵慰勞義会は、戦死者には兵士の階級に応じて三〇円から一〇円、病死者には一五円から五円を寄贈するように決め、入院患者の慰問や戦地へ慰問状を送ったりした。白子村では召集された家族の生活状態の実態の把握にとめた（史料六七）。

日露戦争の戦勝記念として、凱旋軍人及び兵役満期の帰郷兵の名誉を表彰する「埼玉尚武会」が設立された。和光市域でも日露戦争に出征した兵士の事歴を記すために、神社に記念碑を建てたり、墓碑に戦歴を記す人もあった（史料六八）。

第四節 小学校教育の展開

町村制が実施されると、小学校は新しい町村の自治体規模に編成され、その基礎が確立する。当時は、各学校に教育勅語と御眞影と称する天皇・皇后の写真が配付され、天皇制教育が確立する時期であった。埼玉県は、明治二三年一二月に勅語奉読式順序を決め、同二四年にその執行日を統一した。

和光市域では、町村制の実施により上新倉村が分離独立して新倉尋常小学校を設立したので、白子村連合が設立した東輝学校は東輝尋常小学校と名称をかえ、白子村立となってそのまま継続した。明治二三年一二月には、東輝尋常

小学校に教育勅語の謄本が下付されていた。東輝尋常小学校での勅語奉読式の概況は史料七〇に収録されている。また、史料七三は新倉尋常小学校の御真影の申請書である。御真影は嚴重に保管され、祝祭日をつうじて教育勅語とともに天皇制教育をおし進める柱となっていた。

史料七二は、東輝尋常小学校と新倉尋常小学校の授業料徴収許可願である。両校とも授業料の徴収に際しては、貧富により差を設けている。東輝尋常小学校は二等に分け、新倉尋常小学校は四等に分けていた。児童を多く就学させるため、等級制授業料を導入したのである。また、明治七年ごろから小学校の合同統一試験が始められていた。和光市域の二校の試験成績がどのように推移したかは明らかでないが、史料六九は明治二年、同二年、同四年に行なわれた東輝学校の大試験（進級試験）成績表である。

日清戦争後、町村財政における教育費の増大は、社会の要請をうけた教育水準の上昇を意味する。学齡児童の就学が強制され、明治三〇年代前半に各小学校の就学率は急上昇する。このへんの事情を「白子小学校沿革誌」（史料七五）でみると、東輝（白子）尋常高等小学校の就学率は明治三二年が七五パーセントであったが、同三六年は九九パーセントに達していた。これは明治二二年の約三倍であった。また、白子小学校では、明治三七年から地方財政緊縮の影響や校舎が狭いとの理由で二部授業が行なわれていた。

明治三三年七月、東輝尋常高等小学校同窓会が創設された。史料七四はこの同窓会の会則である。同窓会は東輝尋常高等小学校において夜学校を開設し、社会教育に貢献していたともいわれている。同校での夜学校は、既に明治二五年二月から「下新倉青年教育義会」（史料七一）によって開校されていた。下新倉青年教育義会は、明治二五年二月に村内の青年子弟の風儀を維持し、学術研究の目的を達成するために設けられた青年会であった。こうした青年会は、埼玉県では明治二〇年代に生まれ、日露戦争を契機として国家に統制される青年団と編成替えされる。

第五節 農会と信用組合

明治二五年九月、白子村勸業会が東輝尋常小学校で開催された。会には一〇〇余名が集まり、稲作改良の实地施行や試験田の景況などが報告され、米作改良教師による種籾の選種法の演説があった(史料七六)。日清戦争後、農村は地主体制が確立し、農業改良を目的とした農会や産業組合が設立された。

埼玉県では、明治二八年に農会設置が着手され、同二九年には九九か村、同三〇年には一三〇か村に農会が設置された。史料七七によれば、北足立郡では、明治三年の段階において農会を設立している町村はほぼ半数ぐらいではない。農会は各町村農会の上に郡農会、県農会が組織されていた。郡農会は、毎年農閑期に農事講習会を開催していた。明治三五年に行なわれた短期講習の修得者は、白子村では五二名、新倉村では二名であった(史料七八)。

明治三三年産業組合法が公布され、信用、販売、購買、生産の組合とその兼営組合が誕生した。これらの組合の中で信用組合は、金融機関として農村に有益なものとして全国に設置された。埼玉県における信用組合の設置状況は、明治三四年が三組合であったが、同三八年には七三、同四五年には三二と急速に増加していった。和光市域では、明治三六年一二月に白子信用組合設立の申請(史料七九)が出され、同三八年一〇月には新倉信用組合が事業を開始していた(史料八一)。新倉信用組合の事業内容は、村内に限定した組合員に対して必要な資金を貸付し、貯金の便宜を与えるものであった(史料八〇)。事業開始直後は、史料八二によれば、貸付が盛んに行なわれ、貯金も三か月で一三五〇円余に達したという。

第六節 村の生活と信仰

埼玉県では明治一二年のコレラ発生が契機となって、各町村に衛生委員が設けられ、飲料水の検査や清潔法が実施された。史料八三は、明治二五年に北足立・新座郡の各町村が施行した清潔法の成績である。史料八六には伝染病予防のため、毎戸飲料水の検査を実施すると村から衛生組合長に布達しているのがみえる。

水車稼は、江戸時代以来続けられているが、明治三九年ころには同業者の間で諸料金が決められていた（史料九〇）。この外明治三六年九月、県費をもって新倉村で堤防改築工事が大々的に行なわれた（史料八八）。

神社・寺院がこの時期も村々の生活に大きな意味をもっていたことは変わらない。史料八四は、吹上観音の市日に境内の八幡社へ奉納するささらし舞（獅子舞）の運営に関する規約である。吹上観音に関するものとして史料八九がある。これには吹上観音開帳の時奉納した香具師一〇二名の名前とその金額が記されている。この中に浦和、与野、浅草、小石川の香具師の名前もみえ、当時のにぎわいが感じられる。

和光市域における乗物は、幕末期は駕籠と舟運であった。明治期に入ると人力車が走り、同一三年一二月には白子から板橋、万世橋、馬喰町を経て浅草雷門に達する白子乗合馬車が開業している。明治三四年五月、白子軽便乗合馬車が開業した。史料八七はその開業広告である。これによれば、白子・板橋間の運賃は一五銭であった。この乗合馬車は時代遅れだったらしく、明治四三年限りに廃止された。

第三章 都市近郊化の進展と和光地域

第一節 大正期村政の展開

日露戦争後の各町村は戦争財政の負担増が強制されて荒廢化する。町村税の未納者を多く生み出し、しかも一旦膨張した町村財政を縮小することも出来ぬまま、財政を含め農村の立て直しが叫ばれることになる。明治四〇年代にはじまる内務省主導の地方改良運動は、埼玉県でも大々的に展開され、村社への村びとの精神的啓発をもちからめて大正期の町村政にまで影響を与えている。

一方、資本主義の発達に伴い専門知識も要請されるようになり、明治四一年には義務教育も従来の四年より六年制になり、教育水準が高められ、また経済流通のための道路網の整備も要請される。学校増設、道路整備などいずれも負担の増大に結果したため、折から拡大しはじめていた村内の貧富の差 \parallel 資産程度に応じた均等負担の要求も生まれる。村税納入の基準となる個数割の標準の改正を村会に建議した史料九一は、学校増設が建議の直接の動機となったことを示している。経済流通の円滑化は、和光市域では白子坂改修の要請として県会に請願（史料九二）されている。川越街道の商品流通の発展と白子村の交通上の便宜をはかった一石二鳥の意図を秘めていた。

このような社会的に多難な時期のさなか、明治四三年には自然災害のうえでも史上に残る大水災が発生した。埼玉県も東武地域を中心に大きな被害が発生したが、荒川、新河岸川に近い新倉村も洪水と無関係ではなかった。この時期に破壊された桶管の改築をめぐる補助工事の県費補助の申請や、工事箇所の変更が村会で決議され請願されるのである（史料九三）。

明治期から大正期にかけて、町村政治を担当する議員の選出方法の特色をみれば史料九四のようになる。埼玉県における改正町村制による連記制より単記投票への変更は、選挙競争を激化し、競争の激しい町村は三四七か町村のうち七三町村に及んだが、新倉村、白子村はともに投票率が激増しており、競争の激しさを物語っている。しかし、この結果、村政上にとどのような変化が生じたのかは定かでない。与えられた形式の中で、村予算も史料九五のように組まれて推移している。日露戦争時に膨張した予算規模は、大正六年ころまで続き、同八年からは一万円以上の規模に達するのである。この予算規模を大正一二年に限って埼玉県下の平均と比較すれば、史料九七のようになる。県下各町村平均額二万円余に対し、新倉村、白子村ともに一万円台でより少ないもの、一戸当たり負担額は町村税、戸数割付加税とも埼玉県平均、北足立郡平均よりも高いことがわからう。村びとにとって税負担の重い村と言うことになる。当時の白子村の村政担当の村会議員及び区長層は史料九八のようであった。

一方、当時の新倉村の村政担当責任者は鈴木左内であり、史料九六は彼が行政功労者として大正八年に表彰された際に提出された事績書である。明治二八年村長当選以来昭和一四年まで通算四四年間在職した。当選以来、信用組合の設置、蔬菜販路の拡張などに努力をかたむけたが、「日露戦役前ニ比シ、少ナキモ十倍以上、多キハ二十倍以上」課税せざるを得ない村政責任者としての苦悩を述べている。新倉牛蒡の銘柄の確立に努力しているが、個人的事績書でありながら新倉村政の推移を知り得る好資料ともなっている。

明治二二年の新町村制の実施以来、各町村は一年間の村政事務の概要を村財政の決算報告とともに村会に提出し、承認を得るのが通例であった。当初、ごく簡単にすぎなかった村政の事務報告は、明治後期から各町村ともに充実する。和光市域では幸い白子村の事務報告がそろっているので、大正元年より三年ごとに五点を収録した（史料九九一〇三）。この事務報告の形式は役場庶務、議会、教育、衛生、土木、勸業、兵事、財政、戸籍、財産明細表など最

初より一定である。したがって概況ではあるものの、役場庶務の状況を中心とした村政の全般を知り得る好資料であり、役場体制や村財政の推移が教育、土木などの関連で明らかになる。例えば役場事務の増大傾向や教育費の増大、そのことによる村財政の膨張、伝染病、入営者の推移、財政上の滞納度合や人口の増減等々である。

第二節 農会と信用組合

事務報告において農事上の必要事項は勸業欄に記されているが、意外に具体的でない。白子村では特記事項がなく自然にゆだねた農業が行なわれていたのかも知れない。新倉村では鈴木左内の表彰取調書に比較的具体的に記載があるが、いずれも農会独自の活動は不明な点が多い。

これに対し信用組合は新倉村で詳しく知ることができる。既に第二章五節でその設立事情をみたが、その後における事業報告書が史料一〇四、一〇五、一〇六である。明治四〇年一月の通常総会において原案通り承認された第二年度事業報告、明治四二年度の第五事業報告、大正三年度の第一〇事業報告を通じ、農産物の下落、金融停滞のなかで貯蓄をのばしていることが知れる。この組合は大正一年には新倉信用購買販売組合となるが、北足立郡内における各組合の中での成績は史料一〇七のようになっている。

この新倉村の当時の組合員は総戸数二七五軒のうちの九三軒にすぎない。組合員は言うまでもなく出資金を負担し得たものである。大正九年当時の新倉村は二六七戸、このうち農家一九一戸は自作三二戸、自作兼小作は七四戸、小作は八五戸となっている。組合員は自作層がほとんどであったと思われる。新倉村における大正一年当時の小作慣行調査は史料一〇八である。地主小作関係は小作証書を作成せず口約束が全体であり、契約全体がルーズであるが、反当たり玄米一石の小作料は収量の五割に相当し、決して軽いものではなかった。

第三節 東上鉄道の開通

埼玉県における鉄道史は明治一六年開通の高崎線（日本鉄道会社、上野―熊谷間）より始まる。続いて川越鉄道が明治二八年に川越まで全通し、東武線の北千住・久喜間は明治三二年に開通している。明治三〇年前後は埼玉県の鉄道布設計画のラッシュ時であった。

川越街道では明治初年の駕籠や人力車から、二〇年代初頭には川越・東京間に定期乗合馬車が開通するが、いつまで続いたかわからない。次に史料的に確認できるのは前述の明治三四年の白子軽便乗合馬車である。しかしそれ以前、明治二八年には川越鉄道の延長案が検討されていた（史料一〇九）。川越より和光市域を通って東京万世橋に延長することににより西武地方の経済的流通を促そうとしたのである。同じ時期に設立された毛武鉄道会社も、川越街道を中心とする東京小石川・下野足利間の鉄道布設を計画している。白子、新倉村を中心とする沿道村々はこれに種々の理由で反対した（史料一一〇）ため実現していない。

鉄道未設の川越街道沿いに鉄道布設が再び計画されるのは明治四一年である。同四四年に鉄道会社の創立総会が開かれ、本社は東武鉄道本社に併設された。東上鉄道が線路布設のため和光市域の土地買収にのり出すのは明治四五年三月ごろからである。同年五月には白子村では関係土地所有者の会合を開き、土地売買価格協定のための協議委員八名を選出する一方、一二月には村内へ停車場設置の申合わせもしている（史料一一一）。大正二年には会社と白子村との間で鉄道用地内の工事をめぐる細目の取決めが行なわれ（史料一一二）、里道付換え工事に関する設計も具体化する。

こうして工事が完成し、田面沢・池袋間に東上鉄道が開通するのは大正三年五月である。開通当時の時刻表（史料

一一三)をみると、和光市域には駅は設置されず、池袋駅より成増駅経由で膝折駅へと通過したが、一日九便の列車は池袋・成増間を二七、八分で走ったことになっている。大正七年四月改正の時刻表(史料一一四)でみると、東上線は坂戸町まで延長され、池袋・成増駅間に上板橋駅が増設されている。それでも池袋・成増間は二二、三分に短縮され、和光市域と東京との時間的距離は一層縮まっていた。都市近郊化が一層助長されるのである。

第四節 教育の進展

小学校教育は日露戦争期まで、資本主義の発展と軍国主義化により専門教育の必要性に促され、学齡児童の就学が督励され就学率は急上昇し、ほとんど一〇〇パーセントに達する。そのうえ明治四一年には義務教育を六年に延長したため、学校増設もからみ村財政における教育費の割合は膨張の一途をたどった。前記史料九一の白子村の学校増設に伴う町村税基準の変更に關する建議は、史料一一五のごとき小学校位置の変更と関連していた。大字白子字寺ノ上に五反六畝歩余の校地を確保し、三三五名の児童を収容しようとしたのである。

当時の白子尋常高等小学校の状況をみれば史料一一六のようになる。校長以下六人の教員が尋常科、高等科、合わせて三六三名の生徒の教育のほか、壮丁教育、青年補習教育等をも担当した。同じような状況は大正初期まで継続しているが、これを日露戦後からの就学率及び出席割合でみれば、史料一一七のようになる。就学のみならず出席にいたるまで、村の行政ぐるみで督促され奨励されたのである。

この事情は新倉小学校でも同様であった。大正五年の新倉村の教育事情をみれば(史料一一八)、尋常科二二四名、高等科三六名は就学率一〇〇パーセントに相当し、これが教員六名により指導されている。町村費歳出一戸平均額一一円余に対する教育費の割合は五〇パーセントに達し、大正八年には五四パーセントになり村財政上の最大の支

出項目であったことが知れる。白子尋常高等小学校校長安田權次郎は大正一一年に表彰されている（史料一一九）。彼は明治八年新倉小学校入学以来この地の人であったが、同二〇年から三五年の長きにわたって白子学校に勤務した人物であった。当時の教師の足跡を知るうえで参考になる史料である。

大正期に入り、小学校教育が充実してくると、次いで卒業後の進路が問題になる。中等教育、高等教育が体系化されこれに進学するものともかく、小学校卒業のまま農村に滞留するものの指導が必要になる。青年教育が青年団活動を通じて培われる一方、明治後期より短期的に行なわれて来た青年補習教育が整備される。大正一四年に新倉村では実業補習教育を担当する公民学校が設立され、小学校に併置される（史料一二〇）。白子村でも同様の規約をもつ公民学校が同時に設立されているが、いずれも農業知識・技能の修得を目的としており、前期、後期の各二年年制に研究科を加えたものであった。

第五節 村の様相

明治末期から大正期にかけての村落は、全国的に交通通信手段の発達により、従来の純農村的性格に加えて都会的風潮の強まる時期であった。東上線開通により都市近郊化の進展する和光市域は、一層この傾向が顕著であったと思われる。一方、政府はこの時期、部落有林野を統一し村財政の税源安定化をはかるとともに、神社合祀により村社を強化し、村びとを精神面でも行政村に集中する体制が整えられていた。この当時の村落の諸断面を各種史料でみたものが本節である。

史料一二一は星野氏の少年時代の日誌の一部である。この日記を通じ当時の少年の読書傾向、父子関係、仕事手伝、娯楽、肥料購入、作物耕作の状況などが判明する。東京への芋売り、ウケによる魚取りなどとともに当時の少年

の生活リズムが明らかになる。この日記にもみられるように遊び場の中心は神社であった。当時の村社は白子村は大字白子に熊野神社、大字下新倉に氷川八幡神社があった（史料一二二）。村内の無格社を合祀したこれら村社は、四年九月に神饌幣帛料供進社に指定されている。

都市近郊村として蔬菜の東京への売込みは荷車が利用されている。この荷車をはじめ耕作用車、水車などには県税が課されている（史料一二三）。このほか県税賦課の対象となったものは多いが、史料の県税台帳によれば明治四四年現在、新倉村ではラムネ、シャンペン、サイダーなどの清涼飲料水や氷が販売され、自転車が利用されはじめていたことがわかる。車人形、活動写真も行なわれている。蔬菜供給地としての成長と鉄道開通による東京への隣接化は都市化の波を早め、近郊村として別荘住宅地の売出しも行なわれはじめている（史料一二五）。このような風潮は、必然的に都会の社会主義的思潮や治安上の乱れを直ちに農村に持込むことになる。史料一二四の新倉村保安組合はこのような事情に対応して決められている。警官と協力する治安維持を目的としているように、事件が起こると自警団的役割を果たすのである。

大正一二年九月、関東大震災が発生した。埼玉県は東武地帯に被害が集中したが、北足立郡村々でも全壊二〇二九戸、半壊一七七一戸の被害を出している（史料一二六）。新倉村、白子村は被害は少ない村であったが街道沿いのため、東京から避難する被害者の受入れで努力したらしい。地福寺の扱った被災者は延べ二九四人、日数一三九日に達している（史料一二七）。既存の寺院が震災救助に努力していた後、大正一四年には白子村に天理教会が新しく開設された（史料一二八）。新倉宣教所長は村田みねであった。

埼玉県に電話が開通するのは明治末である。大正期には相当普及しているが、大正一五年における白子村の電話加入者をみれば史料一二九のようになる。まだ人数も多くなく、医者、会社、商人の加入であった。

第四章 恐慌と戦争の時代

第一節 昭和のはじまり

大正一五年（一九二六）の政界は、スキャンダルと泥試合とが氾濫して政党政治が大きく動揺した年であった。第一一議会の途中で加藤首相が急死した後、若槻内相が憲政会総裁となって内閣を引継いだ。この第一一議会では、政友会総裁田中義一の総裁就任のさいにおける三〇〇万円の「持参金」事件と、それからむしベリア出兵当時の陸軍機密費「流用」事件とが暴露された。これに対し政友会は、この事件を暴露した憲政会中野正剛をソ連の手先だと逆宣伝した。また、この年の夏には朴烈怪写真事件が起こり、死刑の判決をうけたアナキストの朴夫妻を恩赦で無期懲役に減刑した若槻内閣は、国体觀念に欠けるとする怪文書が各所にばらまかれ攻撃された。このような野党の政友会・政友本党の攻撃が露骨になるにつれ、政府・憲政会も解散準備をしてゆくのであった。

混乱を深める政局のなか、天皇の容態が悪化した。そして、一月二五日午前一時二五分永眠したのである。大正天皇の死により、皇太子が皇位を継いで、一月二五日以後を昭和と改元した。混乱深まる政局のなかで「大正」から「昭和」へと元号は変わってゆくのである。この時の大喪・大典事業についての史料が、史料一三〇から一三二である。

大正一四年三月に成立した普通選挙法は、それまでの選挙資格である直接国税三円という男子の納税条件を、ともかくも撤廃した点で歴史の意味をもっていた。しかし、この普通法はさまざまな点で問題点を内包していた。普通法の主な特徴Ⅱ問題点は、(1)選挙権は華族の戸主と現役軍人を除いて満二五歳以上の男子に与えられることになった

が、「貧困ニ因リ生活ノ為公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者」「一定ノ住居ヲ有セザル者」は選挙権を与えられなかったこと、(2)選挙区の定員三から五名とする日本独特の単記中選挙区制の採用、(3)立候補制の採用、(4)選挙運動の制限強化、(5)知事が選挙執行の最高統率者となって選挙取締まりの采配をふるったこと、などである。史料一三三は、この普通選挙法施行後にはじめて埼玉県下で実施された県会議員選挙に関する史料を扱っている。また、史料一三四から一三七は、第一七回、一八回総選挙に関する史料である。

さて、大正一四年普通選挙法が成立し、衆議院議員選挙に採用されるに至ったのに続き、翌一五年には市制、町村制及び府県制に大きな改正が加えられた。この改正によって地方議会選挙にも普通選挙がしかれるとともに、地方自治権の拡充が行なわれたのである。また、市制、町村制の改正と同時に行なわれた郡長の廃止によって、地方行政の監督体系に大きな変更が加えられたことにも、注目しなければならないだろう。白子、新倉両村においては、この時期の村政、行政の具体的変化を示す史料は見付かっていない。ただし、史料一三八から一四〇の事務報告書が村政一般、社会、教育、軍事の諸側面を記しており、昭和初期における村政の概観はわかるであろう。

第二節 農業恐慌と農村の振興

昭和四年(一九二九)一〇月、アメリカに端を發した恐慌は長期にわたる未曾有の世界恐慌にまで發展した。この世界恐慌が日本の農村を直撃したのは、翌五年にはいつてからである。戦前日本における農業の立遅れは、恐慌の危機を激化させ、農業恐慌は深刻かつ長期のものとなった。

昭和六年一二月一三日、犬養毅政友会内閣が成立、高橋是清が五度めの大蔵大臣に就任した。ここに、昭和七年度予算編成から昭和一年の二・二六事件で高橋が横死するまで、四年間にわたる「高橋財政」が展開される。高橋財

政の特徴は、低金利貸付と公債発行によるインフレ政策であり、これによって経済に刺激を与え、景気回復をはかるうとしたものといえよう。このような高橋財政の公債発行による景気回復策としての公共事業が、昭和七年から九年にかけて推進された時局匡救事業である。この時局匡救事業とは、農村救済をめざす公共土木事業を中心とした失業対策で、貧窮農民や失業者に就労の機会を与えようとしたものである。

新倉村では、昭和七、八年に農村振興土木事業が行なわれている（史料一四五―一五〇）。これに対して白子村では、時局匡救事業として積極的に推進された様子は見られない。ただ、時局匡救事業が打切られた後の昭和一二年から一三年に、県費補助による村道改修工事が行なわれているにすぎない（史料一五一―一五三）。この両村の違いは農業構造の違いに規定されたものである。白子、新倉両村とも蔬菜類を中心とした商業的畑作農業地帯であり、養蚕地帯や東北農村のような深刻な恐慌の打撃は受けなかったようである。したがって、第三節でみるように農村経済更生運動もほとんど展開されず、新倉村の農村振興土木事業も小規模であった。しかし両村においては、農民層分解の違いが指摘できよう。一九三一年時で、経営規模五反未満の零細農民は、新倉四二・二パーセント、白子二二・四パーセント、一町以上二町未満の中農層は、新倉一六・一パーセント、白子四八・四パーセントである。新倉の零細性が明らかであろう。ここに、新倉村において農村振興土木事業が展開された必然性があるのである。

和光地域の北端を荒川が流れている。また、それと並行して新河岸川が流れており（大正七年以降）、治水は重大な問題であった。史料一四一、一四三、一四四は水害に関する史料であり、新河岸川水害予防組合については史料一五四から一五六が扱っている。また、昭和八年の干害は、埼玉県、千葉県などに大きな被害を与えた。その被害報告が史料一四二である。

第三節 総力戦と農村の再編

(イ) 更生運動から戦時農政へ

昭和四年（一九二九）一〇月に始まった世界恐慌の影響はとくに農村において著しく、全国の農家の推定負債額は昭和七年末には五〇億円近くに達した。和光市域を含め、埼玉県下の「東京ニ接近セル町村若ハ町ニ隣接スル村落ニ於テハ農家ノ余剰労力ヲ之等ノ都市ニ供給シ賃金収入ヲ得ツ、アリシモ、最近ノ不況ニ伴ヒ殆ンド需要ノ杜絶ヲ来セラルノミナラズ、各種土木事業等ノ中止ニ因リ更ニ甚ダシキヲ加ヘツ、アリ、斯ノ如キハ顯著ナル事例ナリト雖、農者ノ増加ニ伴ヒ益々労力利用ノ途減少スベキヲ以テ農家ハ自家労力ヲ可成耕作若クハ養蚕方面ニ転換シ、以テ生産物増加ヲ企図セントスルノ傾向ヲ示シ」（昭和五年五月二日、「農村経済事情調査ニ関スル件」埼玉県行政文書 昭二三九〇）ていると報告されていたが、度重なる自然災害の発生は、こうした対応策の効果を減じていた。

昭和七年（一九三二）八月の第六三臨時議会及び一二月の第六四議会で、政府は米価対策、負債整理対策、時局匡救事業からなる恐慌克服策を決定した。他方、政府はこれらの経済的援助と併行して、「農村部落に於ける固有の美風たる隣保共助の精神を活用し、其の経済生活の上に之を徹底せしめ以て農山漁村に於ける産業及び経済の計画的組織的刷新」（同年一〇月五日、農相訓令）を図ること、つまり、国民自身の「自力更生」を訴えた。政策の基本は、物的援助を極力回避しながら、この農山漁村経済更生運動によって不況を打開していくことであつたといつてよい。

この運動は、信用・販売・購買・利用の四種事業からなる産業組合の活動を梃子に疲弊した農村経済を立直すとともに、戦時における農村の生産力基盤を形成することになった。しかも、運動の重点課題とされた「中心人物」の養

成は、当時すでに「非常時に対する農村ファッショ化の現われであると各方面から注目されてい」（昭和八年一月一日付『東京日日新聞』）たが、その効果は、恐慌によって動揺した地主を中心とする伝統的村落秩序を再編、補強しただけではなかった。運動を通して村政に参画するようになった農村の中間層（自作農、自作上層）は、その後の選挙粛正運動や国民精神総動員運動などの推進者となり、やがて、戦時下における統制と動員の担い手となっていたのである。

ところで、和光市域での不況対策は、村役場と農会によって推進された救農土木事業が中心であり、中農以下の層の自発的動きは極めて不活発であった。新倉村には小作人組合があったが、不況下で峻烈を極めた小作争議もここでは起こっていない。更生運動も、白子村、新倉村ともに積極的に取組まれた形跡はない。当時、白子村には産業組合はなく、新倉村にしても、明治三七年に設立された産業組合は、「組合員ニ組合精神ノ徹底ヲ欠キ事業不振ニシテ到底存続ノ見込ナキ為」（史料一五七）、昭和一二年九月三〇日解散のやむなきに至っているのである。その後、新倉村には一四年、白子村には一七年に産業組合が設置される（史料一五八、一五九、一六二）が、一五年末には、産業組合の未設置町村が全国で二一町村にすぎなかったことに示されるように、白子村での組織化の立遅れは全国的にも異例のものであった。このように、産業組合の活動は、和光市域では総力戦体制下で本格化し、食糧増産、金融、配給統制を担っていくのである。しかも、一八年、産業組合は農会、その他の農業団体とともに農業会に統合されるが、大和町農業会業務報告書（史料一六七）は、この段階にあっては農業の統制に失敗したことを記している。

このような経緯をみると、日本ファシズムの農村での特徴をなす、「隣保共助」の伝統と協同組合主義の結合によって統合と動員をおし進めるといふ方式は、少なくとも白子村では十分に効果を収めず、伝統的村落秩序を微調整しながら、村役場を媒介とする官治的統制ルートを使って統合と動員が行なわれたと思われる。

(四) 総動員体制下の村政

戦前の地方制度の骨格をなす明治地方自治制は、一方で部落共同体の「隣保団結」と「一村一家」の「自治」的共通関係によって地方を安定させるとともに、地域末端からの政治的動きを遮断して中央への波及を防ぐことにあった。他方でそれは、地方団体の自治権を狭隘な範囲に制限しながら、官選の知事・郡長を通して国策の実現を図るという構造をもっていた。農村の地主的名望家、都市上層ブルジョアジーを担い手とする支配秩序を背景としたこの制度は、一九二〇年代の政党政治体制の成熟をもたらした社会変動の下で一定の手なおしを余儀なくされた。

制限選挙から普通選挙への移行とあいまって、大正一〇年から昭和四年までの一連の地方制度の改正は、不完全ながらも近代的な地方自治制を整備するとともに、府県・市町村に対する監督官庁の監督権を縮少し、府県の自治立法権（条例規則制定権）を認める等、自治権の一定の拡充をもたらした。この制度は、昭和一七年まで継続される。

しかし、戦前の地方自治制に一大画期をなしたこの制度は、恐慌対策の実施と戦時体制形成の過程で実質的に変質していく。その態様は、およそ次のようなものであった。第一に、従来から財政基盤が弱かったのに加えて、不況とそれに続く戦争関係費の激増により、地方自治体は中央政府への財政的依存を強めざるをえなくなった。第二に、恐慌対策事業の実施と満州事変以降の戦時業務を中心とする国政事務の増加を通して中央の統制が強化された。第三に、部落会、町内会の強化・再編と行政補助機関としての活用や、地方事務所の設置等により、中央から隣組、各世帯に至る集権的な統制と動員の体系が整備されていった。こうした動きは一八年の改正によって制度化され、更に二〇年には、連合軍の本土上陸にそなえ地方総監府が設置されて、戦前の地方制度は最後の局面を迎える。

「白子村事務報告」が、「本村事務ノ状況ハ逐年増加ノ趨勢ニアリ殊ニ支那事変ノ勃発ニ伴ヒ各般ノ事務極メテ多

端ナルモノアリ」(史料一七〇)と述べているように、戦争がもたらした未曾有の社会変動は、白子・新倉村合わせで人口二三八三人(昭和五年)の都市近郊農村であった和光市域にも著しい影響を及ぼし、村の行財政にも大きな変化が生じた。その概要は昭和四、五年と一五、一六年の「村勢要覧」及び「事務報告」を比較すれば明らかである。例えば中央工業をはじめとするいくつかの軍需工場の移転は一方で村の収入を増やすとともに、工場職員の移住、人口、学齢児童の増加、役場事務・教員・職員の増加、小学校の一部を使用していた役場の移転といった動きによって、村政の内容を変えていった(史料一六九)。

表1 日中戦争以降の地方経費及び戦争関係経費の推移

| 年次 | 地方経費総額 | 増加率 | 戦争関係経費 | 増加率 |
|-----------|-----------------|------|--------------|-------|
| 昭和 一二年 | 二、三二二、五六七 千円 | 一〇〇% | 四九、八〇二 千円 | 一〇〇% |
| 一五年 | 三、一二三、三二六 | 一三四 | 三四四、二四三 | 六九一 |
| 一七年 | 三、七九八、八七一 | 一六四 | 七七六、〇五〇 | 一、五五八 |
| 一八年 | 四、七四一、四一八 | 二〇四 | 一、二二〇、七二六 | 二、四五一 |
| 一九年 | 四、二三一、五七七 | 一八二 | 一、八六四、〇四八 | 三、七四二 |

(『昭和財政史』第一四卷二六四ページ及び『地方財政概要』より作成)

この時期の村政を特徴付けるのは、いうまでもなく兵事を中心とする戦争関係業務である。史料一六八は、「支那事変陸軍軍需動員」の発動に関するものと考えられるが、各軍需動員部隊の実施状況を伝える「資料はほとんど残っていない」(防衛庁防衛研修所戦史室『陸軍軍需動員(2)』七一ページ)中で、町村レベルの実施状況を知りうる貴重なものである。これによって私たちは、戦争が村政にどれほど苛酷な負担を強いたかを知ることができる。表1にみ

るように戦争関係経費は年をおって増えていった。白子村でも歳出は昭和五年に二一五三万八一〇〇円だったのが合併直前の一七年には四〇八一万七七八〇円と倍増し、事務職員も三名から七名に増員されたのである。

い) 大和町の発足

昭和戦前・戦中期の和光市域での合併への動きは二つの時期に分けることができる。一つは、昭和六年から八年にかけて、「不況打開の一策」として検討された町村合併計画の一環として生じたものである。県地方課が新倉村、白子村の合併を考えたのに対し、両村は、他の五か村（志木、大和田、朝霞、内間木、片山）とともに東京市（当時）への編入運動を行なった。この動きは、その後も継続されたが実現しなかった。

もう一つは、総力戦遂行に向けての国内整備、市町村の行政機構の簡素化と施設経営強化を目ざす戦時国策の一環として生じたものである。史料一七二、一七三は合併前後の動きの一端を伝えるものであるが、これ以外にも、町政整備の経緯を伝える町会議事録などが残されている。

両村では、昭和一八年初めから部落会、隣組を通じて住民の意見を聴取したところ、大多数が合併に賛成し、部落会長会議では一人を除いて合併に対する賛同を得た。「大和町」という名称は住民からの公募によるものである。この間の事情は、『埼玉県町村合併史』に概略が記されている。

第四節 教育と国民動員

い) 皇国民練成と軍事教練

昭和一二年（一九三七）、日中戦争勃発後一か月にして不拡大方針を放棄した政府は、総力戦に即応する国内体制の整備を急ぐなか、一月二〇日、教育審議会を設置し軍事目的に沿った教育の再編をおし進めていった。

昭和一〇年四月一日の青年学校令により、従来全国の市町村に設置されていた実業補習学校と青年訓練所は、既に統合されて青年学校となっていたが、一四年四月には、教育審議会の答申に基づいて青年学校の義務制が実施された。この措置により、小学校を卒業し入営するまでの全ての勤労青少年に軍事教育、軍事教練を施すことが可能となった。史料一八〇にみるように、青年学校の授業は教練が最多時間を占めている。史料一七七、一七八は義務制になる前の白子村、新倉村の動きを伝えるが、青年学校についてはこれ以外にも何点かの史料が残されている。

勤労青少年に対する措置と前後して、一三年二月には学校教練修了者に与えられていた兵役期間短縮の特典が廃止され、一四年三月には大学での軍事教練が必修となる。次いで、一六年三月には国民学校令が公布されて、従来の尋常小学校は国民学校に改変された。「国民学校制ニ在リテハ特ニ我が国教育ノ本義ノ徹底ヲ期シクク大国民タル資質ヲ啓培シテ忠良ナル皇国民ノ練成ヲ主眼トスベキコトヲ明確ニセリ」（昭和一六年三月二九日、文部省訓令第九号）とされたように、教育の現場では、神話を史実として教える皇国史観の教育に加え、「忠君愛国」、「八紘一字」などのスローガンが強調されるようになった。史料一七九の奉安殿は、天皇皇后の「御真影」（写真）と教育勅語謄本とを奉置するもので、各学校の校庭に設置された。白子村でも奉安殿での敬礼や分列行進などが行なわれた。

昭和一八年以降になると児童も勤労作業にかり出され、都市での学童疎開とあいまって学校教育は事実上崩壊していった。一八年一〇月、「教育ニ関スル戦時非常措置方策」の閣議決定により、国民学校高等科では毎学年六〇日を勤労作業に充てねばならなくなった。この措置は一九年には一層強化される。「生産ノ職場ヲ以テ教育ノ場トシ、勤勞ヲ通ジテ国民ノ基礎的練成ヲ為ス」（学徒勤勞ノ徹底強化ニ伴フ国民学校教育ニ関スル措置要綱）という施策に

よって教育の實質的な崩壊が進行していった。白子小学校『開校百年誌』には、中央工業や逸見製作所への勤労働員、軍に供出するドングリの蒐集作業の思い出などがつづられている。

二〇年三月、国民学校初等科を除いて、学校での授業は四月一日以降一年間原則として停止（決戦教育措置要綱）され、五月には「食糧増産、軍需生産、防空防衛、重要研究等戦時ニ緊切ナル要務ニ挺身セシムルト共ニ戦時ニ緊要ナル教育訓練ヲ行フ為」（戦時教育令、同令施行細則）、すべての教職員、生徒は学徒隊に編成された。教育の場における「一億玉砕」体制の形成である。このころ、既に沖繩では学徒で構成された鉄血勤皇隊、女子学徒隊が戦闘に参加し多くの死傷者を出していた。

(四) 国民精神の動員

ここに収録したのは、いずれも満州事変以降、安定的秩序の創出と総力戦の遂行にむけて国家が行なった宣伝、教化や銃後奉仕のための国民の組織化に関する史料である。

大正四年（一九一五）、第一次世界大戦の渦中において軍部は、軍事調査委員を設置して国家総動員の研究に着手した。この動きはやがて昭和一三年の国家総動員法の公布へと結実していく。一方、一九二〇年代から三〇年代の前半は、明治期に確立された支配秩序の動揺に対応して国家が民衆の直接掌握に乗り出し、様々の施策を展開していった時代でもあった。

戦争が要請する人的・物的資源の動員準備と体制の安定を図るための民衆の組織化は、一九三〇年代前半に実施機関相互の連携を必ずしも伴わないまま多様な展開をみた。軍部による在郷軍人会の育成・強化、国防思想の普及、青年訓練所等を通しての軍事教練、政府諸省による官製国民運動、すなわち、浜口内閣の教化総動員運動（四年）、内

務省の国民自力更生運動（七年）、農林省の農山漁村経済更生運動（七年）、文部省による教化団体、宗教団体、青年団等の指導・督励（七年）、更に選挙肅正運動、国体明徴運動（二〇年）などがそれである。史料一八二〜一八七は、この時期行なわれた国体觀念の培養と国防思想普及に関するものである。

日中戦争開始以後は、秩序形成のための組織化が総力戦遂行のための国民動員に吸収される形で展開されていた。昭和一二年に始まった国民精神総動員運動が一五年の新体制運動、大政翼賛運動に引き継がれ、やがて二〇年の国民義勇隊の結成によって国民すべてが「軍隊化」するまでに、人々は地域、職場あるいは世代・性別に作られた戦争協力団体に組込まれていった。部落会、町内会、隣組、農業報国連盟、産業報国連盟、日本商業報国隊、大日本青少年団、大日本壮年団連盟、大日本婦人会などがその主なものである。

和光市域での農業報国運動については、昭和一七年一月から三か月にわたって行なわれた県産報の生産増強を旨とする皆勤運動において、日興精機（白子）と中央工業（新倉）が各々九二・七七パーセント、九一・五パーセントの好成績を収めたことが報じられている（昭和一七年五月七日付『東京日日新聞』）。史料一八九、一九〇は錯綜していた諸団体の再編・整理の一環として行なわれた、婦人団体の統合に関するものである。また、史料一九一には大和町域にあるすべての宗教団体の①統後奉公会、在郷軍人会分会等との共同主催による戦没将兵慰霊祭の開催日、動員数、②総代会による金属供出、③諸工場への勤労奉仕、④宮城前広場工事への奉仕活動、⑤軍病院への慰問、⑥出征軍人祈願祭の開催日、動員数などが記載されている。それらは昭和一四年（一九三九）の宗教団体系公布、宗教団体統制政策の完成により、宗教団体が国策奉仕と戦争協力に奔走せざるを得なかった状況を浮彫りにしている。

ところで、戦時期の和光市域での政治動向を伝える史料が極めて少ない中で、一七年七月二二日の東京日日新聞

は、前日に行なわれた村会議員の翼賛選挙で、白子村、新倉村ともに推薦候補が一〇割当選したと報じている。また聞取り調査によれば、新倉村では昭和一六年、大政翼賛壮年団が「村の改革を目指してつくられ」、新旧交替はさほどなかったもののすべての翼賛選挙当選議員が壮年団員で占められたという。他方白子村では、第一回普通選挙と翼賛選挙での新議員当選数が目立って多い。各々、一〇名中七名、一二名中八名が新議員である（「白子村吏員動続年数調」『昭和一五〜一七年度白子村議会会議録』収録）。第一回普通選挙での変動は、従来四名だった議員定数が一〇名に拡大した結果であるが、翼賛選挙については、戦時体制が村の政治構造に浸透していく中で、新倉村では従来の政治的リーダー層の質的変化、白子村では新しいリーダー層の台頭があったことを推測させる。

第五節 戦時下の生活

収集し得た断片的な統計資料、聞取り調査によれば、戦時下の和光市域には次のような変化が生じていた。第一に、人口の飛躍的増大である。昭和五年に白子、新倉両村あわせて四七〇〇人にすぎなかった人口は、一五年には五五七〇人へと微増し、その後二〇年までの五年間で倍加して一万九八人となった。二五年の人口が一万二四〇人であることをみれば、戦時期の人口増加がいかに急激なものであったかが知れよう。第二に、産業構造における工業の比重の増大である。工業生産額は、六年の二万三六〇五円から一六年の九万四六七円へと増加し、全生産額に占める比率も七パーセントから一一パーセントへと増大した。第三に、総農家戸数の減少と零細農家層の脱農化である。人口の増大にもかかわらず、総農家戸数は六年の五五七戸から一六年の五〇〇戸へと減少し、〇・五町歩以下の農家の比率は三二・三パーセントから二四・二パーセントへと低下した。

以上は、確認しうる限りでも一二に及ぶ工場の移転、地方疎開（中央工業新倉工場、芝浦工機新倉工場、中外火工

白子精機工場、逸見製作所、日興航空工業、日本高速精機、興和製作所、大日本海濱^(てん)食製造所東京工場、興和畜産研究所、東商会、大倉電気研究所、武州畜産興業」と、陸軍予科士官学校の移転による土地取上げの結果である。昭和五、六年から一〇年までの人口増加は、農村振興土木事業による流入人口である（清水喜平氏談）。また、農地改革の前提となる一八年以降の第三次自作農創設事業の結果については、なお正確な数値は不明である。ともかく、こうして耕作地を失った人々は、これらの工場や予科士官学校に職を求め、農家の中にも工場で働くいわゆる職工農民がいた。更に、工場で働く人々の流入により、農民が大部分を占めていた村の人口構成には変化が生じたのである。また、詳細は次節で述べるが、昭和八年から二〇年までの和光市域からの応召、徴集兵士は確認しうる限りでも延べ八九名を数え、一二年以降の戦病死者は一六一名にのぼった。これらの人々が一家の重要な働き手であったことはいうまでもない。

昭和一二年（一九三七）、蘆溝橋^{あしこうきょう}で始まった日中戦争が拡大し長期化するにつれて、次第に様々の戦時統制が強化されていった。それは、職業や生計の違いに依じて影響を異にしながら、おしなべて人々の生活に重くのしかかっていった。

農村にとって最も大きな負担となった米麦の供出は、昭和一四年の朝鮮での大干ばつを契機とした。年平均一三〇〇万石を供給していた朝鮮米は四〇万石へと激減し、政府は対応策として翌一五年から米麦の集荷・配給統制を開始した。しかし、徴兵・徴用による農業労働力の減少と農業生産資材の欠乏のため農業生産力は年をおって落込み、一七年二月には食糧管理法が施行されて、主要食糧はすべて国の一元的管理下におかれた。食糧事情の悪化とともに、空地の利用による食糧自給対策、農業労働力の不足を補うために一般市民や青少年学徒からなる食糧増産隊を組織するなどの措置が構じられる一方で、農家に対する強制供出が行なわれていった。史料一九四は、村の産業組合にあて

た食糧増産及び供出に関する檄文である。また、史料一九三では、新倉村農会に対し一七〇五俵の小麦の供出を督促しているが、これは村の一六年産小麦一八七五俵の約九〇パーセントにあたる。このような供出優先政策によって、農家でさえ飯米に不足をきたしていったのである。

一方、軍需物資の生産を最優先にした戦時経済の下で、軍需物資や輸入物資の規制を皮切りに、肥料、農機具などの農業生産資材や日常生活物資の切符制による配給が実施されていった。その経緯は、およそ次のようなものであった。昭和二年、臨時肥料配給統制法。一三年、輸出入品等臨時措置法による国内綿製品の製造販売禁止。一五年六月、砂糖・マッチ・木炭・綿製品、同八月メリヤス・タオル・靴下・足袋などの切符制による配給実施。一六年、牛乳・米・小麦粉・酒・食用油・馬鈴薯・豆・卵・魚・さつまいも、一七年、塩・醤油及び全衣料品に対する切符制実施である。諸史料はこうした動きの一端を伝える。農業生産資材の統制は包丁、なたの類にまで及び、生活必需品の配給には遅配、欠配が少なくなかったのである（史料二〇二、二〇四）。

また、このような物資の欠乏と巨額化する軍事費捻出のための公債発行によりインフレが進行し、昭和一四年一〇月の国家総動員法に準拠する物価統制令の発動をもって本格的な物価統制が開始される。一七年五月には、商工省の定めた公定価格は一四万点、地方庁のそれは四八万点にのぼったが、深刻化する物不足の下で闇価格が横行し、一九年の米の闇価格は公定価格の四四倍にもなった。史料二〇五はこれに関するものである。

さらに政府は、軍事費捻出のために増税を行なう一方で、個人の増収分をすべて吸収すべく、貯蓄運動や戦時国債の購入を奨励した。史料一九六はこれに関するものであるが、その消化は村役場や産業組合の過重な負担となった。

昭和二〇年三月九日から五月二五日までの三度の空襲で東京は焼野原と化した。史料二〇六はこの空襲が和光市域に及んだことを伝える。その他、和光市域には小学校、駅に爆弾が落ち数名が死傷した。大和町では役場内に防空

本部を設けるとともに町内に警防団を組織して防空にあたった。史料一九八にみるように、大和町が「防空上重要地域として一級町村に指定された」のは、陸軍予科士官学校と諸工場の重要性（史料一九九）に鑑みてのことであつた。

第六節 郷土の出征兵士

和光市域からの徴集・召集の状況は表2、表3にみるとおりである。統計から看取されうる特徴は、全国の兵力動員の推移と大差はない。兵力動員に関する施策は次のような経過をたどっている。

昭和一六年（一九四一）、現役徴集範囲の甲種、第一乙種から第二乙種への拡大。一八年、朝鮮での徴兵実施、学

表2 各年現役兵徴集者数

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|------|------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|---|
| | | 昭和八年 | 九年 | 一〇年 | 一一年 | 一二年 | 一三年 | 一四年 | 一五年 | 一六年 | 一七年 | 一八年 | 一九年 | 二〇年 | 計 |
| 白子 | 不明 | 四 | 九 | 一四 | 二〇 | 二三 | 三〇 | 二七 | 二一 | 二七 | | 大和町 | | | 計 |
| 新倉 | 八 | 九 | 四 | 四 | 一一 | 一一 | 一五 | 八 | 一三 | 二一 | | | | | |
| 計 | 以上八名 | 一三 | 一三 | 一八 | 三一 | 三四 | 四五 | 三五 | 三四 | 四八 | 四六 | 一〇四 | 四〇 | 以上四六九名 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 総 |

(注) 昭和一八年は、合併以前に白子より徴収された一名を含む。

(白子村役場『現役兵（在隊）名簿』、新倉村役場『入営軍人在隊者名簿』、大和町『現役兵（在隊）名簿』より作成)

表3 日中戦争開始以降の各年応召者数

| | | | | | | | | | | | | |
|----|----|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|---------------|--------------|-----|-----|-----|
| | | 昭和 一二年 | 一三年 | 一四年 | 一五年 | 一六年 | 一七年 | 一八年 (三・三一) | 一八年 (四・一) | 一九年 | 二〇年 | 合計 |
| 白子 | 三九 | 三四 | 二〇 | 一〇 | 五七 | 三三 | 一三 | | | 一一三 | 一二四 | 五二〇 |
| 新倉 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 大和町 七七 | 不明 | 不明 | 不明 |

(白子村役場『昭和一二年応召者名簿』、大和町役場『昭和一八年四月応召者名簿』より作成)

表4 和光市域出身将兵戦没者数

| | | | | | | | | | | | | |
|------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----------------------------|----|---|-----|
| 戦没年 | 昭和 一二年 | 一三年 | 一四年 | 一五年 | 一六年 | 一七年 | 一八年 | 一九年 | 二〇・八・二一 二五まで (遺骨受領まで) | 不明 | 計 | |
| 戦没者数 | 一 | 三 | 三 | 二 | 一 | 六 | 六 | 六五 | 五四 | 一八 | 二 | 一六一 |

(注) 以上は、入手できた史資料により氏名で確認しうる戦没者であり、実際にはこれを上まわると思われる。

(大和町『死没軍人関係簿』、大和町役場『復員事務関係簿』、白子村役場『現役兵(在隊)名簿』、白子村役場『昭和一二年
応召者名簿』、(『個人別戦死関係簿』)、和光市坂下公民館歴史委員会『にくらさかした——くらしのあゆみ』より作成)

徒の徴集猶予停止、徴兵年齢の二〇歳から一九歳への引下げ、兵役服務年限の四〇歳から四五歳への延長。一九年、台湾での徴兵実施、現役徴集範囲の第三乙種への拡大、一四歳から一五歳以上の少年の志願を認める。二〇年、国民義勇兵役法の施行により、本土決戦時には一五歳から六〇歳までの男子、一七歳から四〇歳までの女子はすべて国民義勇戦闘隊に編入される、などである。このような諸施策により動員数は逐年増加し、一九年には兵力動員の限界と

いわれた男子人口の一割を超え、二〇年八月には六九六万三〇〇〇人、対男子人口比実に二〇・五パーセントの壮丁が動員されるに至っていた。このような推移に対応して、和光市域でも出征者は増加の一途をたどったのである。表2にみる二〇年の現役徴集の減少と一八年以降の応召者の漸増は、徴兵適齢者が枯渇し、老兵や兵役に適さない人々までがかり出されていったことを意味している。

他方、昭和一二年以降敗戦までの軍人軍属の戦没者は約二三〇万人にのぼるが、その大半は一七年末のガダルカナルでの敗北以降、攻勢から守勢に転じ敗退していった時期に集中している。史料二二二―二二五はいずれも、和光地域の郷土出身兵士の戦闘と戦死の状況を伝えるものである。和光地域の戦没者数の推移については表4にまとめた。これらはすべて氏名で確定し得た数値であり、新倉の不明分と合わせ、実数はこれをかなり上まわったものと思われる。また、戦争の終結にもかかわらず八月一日以後も病傷、抑留などの理由で外地に留まることを余儀なくされ、死んでいった人々は一八名を数える。

昭和一五、一六年白子村事務報告（史料一七〇、一七二）の兵事の項、及び史料二〇七―二〇九にみるように人々は村をあげての「歓呼」の声に送られて出征し、帰還した「英霊」たちは国をあげて葬られ靖国神社に合祀されていた（史料二二二）。天皇の赤子としてその責を果たすため「命令一下欣然として死地に投」じ（「戦陣訓」、捕虜となることすら許されなかった人々は、死してなお戦意高揚と国家鎮護の任につきしめられたのである。しかし、史実が語るように、死ぬにも順序があった。飢えや沈没船からの救出等は将校が優先され、下士官、兵はあと回しにされたのである（木坂順一郎『太平洋戦争』小学館、一九九〇―三〇〇ページ参照）。和光市域出身の戦没者一六一名のほとんどは、そうした無名の兵たちであった。しかも、彼らの背後には働き手を失った遺家族と彼らを上まわる傷病兵がいた。「遺家族連名簿」（『復員事務関係綴』所収）及び『傷痍軍人関係書綴』には、次のような記録が残されて

いる。「兄〇〇未だ復員せず、弟（一七）妹（二〇、二三）の働きにより生活す」、「兄未だ復員せず、兄妻（一人にて）農事に励む」、「父健康ならざるも妹二人家業に精励す」、「幼児三人を女手一人で養育する為困難を来す」、「父母共老齡に付、行動力少し」など。いずれも、戦没者の遺家族の生計に関する調査である。傷痍軍人については、「退院後月五回位発熱有り、頭痛有り、下痢も起こし、中耳炎、のどの病併発せり」、「両足不自由にして松葉杖使用」、「左手掌および上膊部神経麻痺状態」、「一ヶ月一度位マラリアの発作が起る」などが記されている。

以上、昭和元年（一九二六）から昭和二〇年（一九四五）の敗戦までの諸史料をみてきた。

明治維新以来の日本の歴史のなかで、この昭和戦前・戦中期ほど国家と個人が直截に対峙し、政府の諸施策が人々を蹂躪しつくした時代はない。収録した史料を通して浮び上ってくるのは、総力戦にいやおうなく取込まれ、かりたてられていった人々の姿である。むろん、人々は手ばなしで国策に協力していったわけではない。行政文書が主体である収録史料の中からも、私たちは人々の抵抗やしたたかさを読みとることができよう。とはいえ、和光市域にあっては、人々の自発的な動きは極めて不活発であった。しかし、それとは気付かぬうちに全面戦争にかりたてられていたというのが、この時代の日本国民の一般的な姿であった。諸史料は、郷土の人々が、国や県、戦争協力団体から下されてくる諸施策をひたすら消化していったことを物語っている。恐慌につぐ戦争という未曾有の社会状況の中で、あるいは戦地で死と向い合い、あるいは極度の耐乏生活を強いられながら、人々のすべてが、生活の全領域にわたって国策に協力することを余儀なくされた。それは、政治的権利が圧殺された「動員」という極めて逆説的な形ではあったが、近代日本において最大の規模で行なわれた国民の国政への全面的「参加」であった。こののっぴきならぬ体験を通して人々は、平和と民主主義に象徴される戦後の日本を用意していったのである。

第五章 戦後社会の展開と和光市の成立

第一節 敗戦と占領下の改革

(1) 敗戦後の社会と生活

昭和二〇年（一九四五）八月十五日、長かった戦争が終わり、平和が訪れたものの、未曾有の食糧難など国民生活は崩壊の危機に瀕していた。戦争体制のもとで、あらゆる物資が統制され、食糧、衣類をはじめ生活必需品は配給となっていたが、敗戦とともに社会秩序は大きく揺らぎ、配給品は遅配・欠配が続き、統制品が横流しされ、やみ売りが公然化した。

史料二一六は、元陸軍予科士官学校における軍需品不正処分の調査に関する史料である。戦時中、旧陸海軍によって大量の生産、消費物資が軍需品の名目で買い上げられたが、敗戦後の混乱の中で、これらの物資が横流しされる事件が頻発した。政府としても調査、取締りの方針をとり、昭和二〇年（一九四五）一月二十九日の衆議院本会議では、陸軍七二五件、海軍四四九件の不正処分を処罰したと報告された。また、大和町でも敗戦後に朝霞被服廠から引継いだ食糧や衣類などの物資を役場吏員が横流し、あるいは隠匿するという事件が起こり、昭和二十一年（一九四六）二月には町当局者四名が引責辞職した。ところが、事件そのものはあいままま、更に味噌、醤油などの不正配給も明らかになり、町議一三名を中心に、不正解明を要求する町民大会が三月一四日、白子国民学校で開催された。史料二一七はこの時の決議である。また、史料二一八は消費組合設立趣意書である。大和町には多くの工場労働者や商

工業者が在住していたが、これらの人々は農家所帯と異なり、敗戦後の食糧難とインフレの中で、日々の食物を確保するのに苦労を重ねた。当時、消費組合や生活協同組合の設立は全国でみられ、特に都市部で盛んであった。昭和二年（一九四六）六月時で県下に五〇以上の生活協同組合が設立されていた。

ところで、史料二一七、二一八はいずれも戦争体制の中に封じ込められていた地域の政治、社会活動が再開されたことを示しているが、これは当時の時代の新しい息吹きを反映する動向でもあった。敗戦の結果、占領軍が進駐し、日本の非軍事化、民主化を目指す占領政策が次々と実施され、戦前の社会体制は解体されようとしていたからである。史料二二四の公職追放もこのような占領政策の一環であった。昭和二年（一九四六）一月、戦後最初の総選挙を前に、戦争責任者を公職から追放する命令が出され、旧陸海軍将校や翼賛選挙推薦議員などが該当者とされた。以後、対象の範囲は中央レベルから地方にも拡大され、大政翼賛会・翼賛壮年団の町支部長・団長なども公職追放の適用を受けた。なお、史料との関連で昭和二三年（一九四八）五月までの全国の概数を示すと、公職追放仮指定者二〇万四〇〇〇人、異議申立者数一万六〇〇〇人、非該当者二万一〇〇〇人、該当者一九万三〇〇〇人であった。また、一般国民により密接な関係をもった占領政策に史料二二〇の武器回収がある。日本刀、猟銃、火薬など武器になるものはすべて回収の対象となり、これに違反した者は占領軍の軍事裁判で重刑に処せられることになった。

一方、占領軍の民主化政策のもと、政治的自由が保障されるようになり、政治犯が釈放され、婦人には参政権が与えられ、そして政党が再建された。更に、労働組合の結成が奨励され、各地で遼原の火のごとく組織された。そして、昭和二年（一九四六）五月一日には戦後復活第一回メーデーが空前の規模で全国各地で開催された。史料二一九は大和朝霞地区メーデー決議である。労働組合は大和町最大の軍需工場であった中央工業(株)でも結成された(組合員数四四四名)。史料二二二は敗戦後の軍需会社の混乱した様子を伝える史料である。生産管理闘争は五月六日まで続け

られたが、資金、資材難に加え、同工場が賠償指定工場であることから操業を停止、保安員一〇〇余名を残して組員の過半数が退職、組合は解散することで争議が終結した。史料二二三は町民大会決議と町長回答である。史料二二二、二二三はいずれも二月一日のゼネスト（二・一スト）に向けて、労働運動が高揚した時期に当たるものである。また、史料二二二には多くの戦争犠牲者を出した青年層の戦後における動向、スポーツ競技会の経緯などが手際よく述べられている。なお、史料中「班」とあるのは朝霞班のことで、現在の朝霞地区をさす。

昭和二三年（一九四八）になると敗戦後の混乱もおさまり、大和町でも新しい行政の展開がみられた。その代表例として文化財保護と国民健康保険をあげることができる。文化財の保護を法律で義務付けたのは、昭和二五年（一九五〇）の文化財保護法であった。これに先立つものとしては、大正八年（一九一九）に制定された「史跡名勝天然記念物保存法」があり、埼玉県では大正一〇年（一九二一）に史跡名勝天然記念物調査会が設置され、これによって初めて県指定の文化財ができた。史料二二五は武蔵野^{むさしの}（むさしの）の保存に関する史料である。また、国民健康保険は昭和二三年（一九四八）六月に市町村公営の原則が定められ、大和町でも国民健康保険条例を制定、一〇月一日に認可された（史料二二六）。しかし、実施以来二か年半で保険料その他の滞納額は三〇〇万円の多額にのぼり、運営不可能となつて休止されるに至った（昭和二六年九月）。保険財政の赤字は全国の市町村でみられ、その安定は、昭和三六年（一九六一）四月からの国民皆保険制度の確立をまたなければならなかった。大和町で国保が再開されたのは昭和三五年（一九六〇）四月であった。

(四) 戦没・復員・抑留

降伏後に武装解除を受けた将兵が各家庭に復帰することは、ポツダム宣言に規定されていたため、敗戦時に国内に

いた将兵の復員はスムーズに進み、昭和二〇年（一九四五）一〇月半ばにはおおむね完了した。ただ外地にいた日本人は六〇〇万人を上回り（軍人・軍属と民間人の比率は約半々）、当時の輸送能力からすると三、四年はかかるといわれた。しかし、昭和二十一年（一九四六）一月にはアメリカから船舶二〇〇隻の貸与を受けることになり、以後、復員は急速に進み、二十一年（一九四六）中に約八〇パーセントの復員、引揚げが完了した。史料二二七は大和町在住者のうちで未帰郷、未除隊の軍人、軍属の報告を求める回章であるが、一月九日付で大和町から浦和連隊区司令官あてに提出された名簿によると、その数は二四〇名にのぼった。史料二三〇は軍人遺家族の調査報告で、貴重な内容となっている。また、史料二二二は抑留者の名簿閲覧に関するものである。

敗戦により陸海軍は解体され、特に職業軍人は一転して失業者となったが、史料二二八は軍人養成学校在学生や若年層軍人の一般学校への受入れを示すものである。史料二二九は復員軍人への就職斡旋であるが、史料二三一によると、復員者一九二名中、一九一名（九八パーセント）が復・就職しているが、ただ出征前と別の職についた転職者は四二名（二二パーセント）と高率になっている。また、史料二二三は昭和二十一年（一九四六）一月以降、町村代表者による戦没者の遺骨出迎え、葬儀参列を禁止する占領軍の命令を伝える回覧で、これ以前には戦没者は英霊として郷土に迎え入れられ、公葬、慰霊祭が営まれていた。

ところで、降伏に伴いアメリカ、中国の支配下に入った地区では復員、引揚げはスムーズに進んだが、ソ連の支配下におかれた満州、北朝鮮、樺太、千島からの引揚げは難航した。数十万の軍人、民間人がシベリアに送られ、強制労働に従事させられた。ソ連地区からの引揚げは昭和二十一年（一九四六）二月から開始されたが、二三、二四年（一九四八、四九）の冬期には結氷を理由に引揚げが中断された。史料二三四は引揚げ再開を前に出された留守宅へのお知らせである。ところが昭和二十五年（一九五〇）四月になって、ソ連は一方的に送還完了を発表した。これに対

し、日本政府は未帰還者が三十一万余名いると反論し、更に昭和二十七年（一九五二）二月には国連に対して、留守家族、抑留者の通信、帰還者の報告に基づく未帰還者三十四万余名、うち生存者七万余名との資料を提出した。史料二三五、二二二六はその間のものである。

(ハ) 国民学校と新制中学校建設

戦時中、空襲により被災した学校数は全国で三五五六校に及び、そのうち国民学校は一三九六校を占めた。新倉国民学校も昭和二〇年（一九四五）四月三日、空襲をうけ、当時校庭南側に建っていた木造平屋建校舎のうち二教室が破壊された。史料二三九は破壊をまぬがれた校舎を校庭北側に移築した時のものである。また敗戦後、その校舎の東側に新校舎（二階建二教室）を建築したが（昭和二十二年八月着工、翌年三月竣工）、史料二三八はそれと関係するものと考えられる。史料二三七、二四〇はいづれも敗戦後の荒廃した学校の様子をよく物語っている。

戦前からの学校制度では、国民学校初等科（義務教育六年）を卒業すると、そのあとは中等学校、高等女学校、国民学校高等科、青年学校普通科、実業学校など選別された複雑なコースに分かれ、そのうち中等学校から高等学校、大学へと進学する者は、ごく一部に限定されていた。ところが敗戦後の教育民主化を目指す占領政策のもと、アメリカ教育使節団の報告や教育刷新委員会での議論を経て、このような学制は小学校六年、中学校三年、高校三年、大学四年のいわゆる六・三・三・四制に単純化、再編成されることになった。このうち小、中学校（九年間）は男女共学の義務教育とされ、市町村の責任で設置されることになった。昭和二十二年（一九四七）三月には教育基本法、学校教育法が制定され、四月より新学制が発足し、従来の国民学校は小学校と改称され、中学校が全国で新たに設置された。

大和町でも大和中学校が創立されたが、当時の逼迫した財政事情のもと独立校舎はないまま、白子小学校に本校、新倉小学校に分校を置く併置学校としてスタートした。創立一年目の大和中学校の様子は史料二四三に触れられている。ただ昭和二二年（一九四七）度は第一学年のみが義務就学で、二四年（一九四九）度にかけて全学年がそろいう予定であったため、独立校舎の建設は緊急の課題であった。昭和二三年（一九四八）三月に町議会で「稍細の事故、欠陥があっても一切の感情を殺して今後の町政運営、特に中学校建築に対して町会の総意を以て万難を排して邁進する」と非常な決意で中学校建築が確認された。史料二四三は建築概要である。建築資金五〇八万余円のうち国庫補助金を除く四五〇万円が町民の寄附金とされた（史料二四二）。試算すると法人分を除く個人負担分は一戸当たり平均一八〇〇円にのぼる。当時、教員の初任給二〇〇〇円といわれ、新制中学校建設が町民にもたらした負担の大きさを示している。このため寄附金募集を含め大和中学校建築の態勢を整えるため、町内二一ブロックから建築委員七〇名を選出、建築委員会が設置された。史料二四二はこの委員会の議事録である（大和中学校は翌二四年五月二九日に竣工した）。寄附金募集は当初六か月で完了する計画であったが、実際は史料二四四のような状況であり、寄附金整理問題はあとに尾を引くことになった。ただ、昭和二九年（一九五四）三月に町議会で、本田技研(株)誘致に伴う税收の飛躍的伸びにより、寄附金全額を町民に返還することが決定された。

(二) 朝霞警察署と自治体警察

朝霞警察署は昭和二二年（一九四七）九月六日に設置され、大和町、朝霞町、志紀町、大和田町、片山村を管轄区域とした（従来は浦和警察署の管轄）。占領軍が元陸軍予科士官学校に進駐して渉外、警備など治安上の重要性が増大したため、新庁舎は朝霞町大字膝折に建築された。史料二四五はこの建設費の決算報告である。

ところが昭和二二年（一九四七）九月、占領軍より指令が出されて戦前からの中央集権的な警察制度は解体され、地方分権化が推進されることになった。新しい警察法が制定され（翌年三月七日施行）、国家地方警察（国警）と自治体警察（自治警）とが併置されることになった。自治警は「市及び人口五千以上の市街的町村」に設置されることになり、また市町村長が議会の同意を得て任命する公安委員会によって管理されることになった。大和町議会は昭和二三年（一九四八）三月六日、大和町警察条例（史料二四六）を制定、翌七日より警察長（警部補）一人、巡査部長二人、巡査一〇人の大和町警察が発足した。これにより朝霞警察署は廃止となった。しかし、昭和二六年（一九五二）六月に警察法が改正され、「人口五千以上の市街的町村」であっても、住民投票によって自治警の存廃が決定できるようになった。この法改正をうけた大和町での議論が史料二四七である。『埼玉県警察史』によると、投票結果は「投票数一一一九、廃止賛成八六七、廃止反対二二二、無効三〇」（第二卷六四二ページ）であったとしている。ただし、大和町公安委員であった柴崎好三氏の証言によると、このような投票は行なわなかったともいう。いずれにせよ大和町警察は廃止となり、史料二四八の町議会議決となる。昭和二六年（一九五一）一〇月一日、国警埼玉県本部朝霞地区警察署が設置され、大和町はこの管轄下に入った。

第二節 変動する戦後農業

(イ) 農地改革

農地改革は地主的土地所有を廃棄して、自作農を創設したところに歴史的意義があった。昭和二〇年（一九四五）一〇月九日幣原内閣が誕生し、松村謙三が農林大臣として登場する。松村農相は和田博雄を農政局長に任命し、一一

月一六日にはいわゆる第一次農地改革の要綱案「農地制度改革に関する件」を閣議へ提出した。この要綱案は二月一五日衆議院で可決され、一九日には貴族院で可決、成立した。第一次農地改革案は、地主の貸付地保有面積を全国平均五町歩、農地委員を一八名とし、買収・売渡しは地主・小作の当事者間を相対取引（間接創定方式）とするところに特徴があった。このような第一次農地改革案に沿って農地委員選挙の準備をしたのが史料二四九である。

しかし、昭和二年（一九四六）三月七日、GHQは農林省当局に対し農地改革案の内容には反対であることを通告した。日本政府は三月一五日に「政府回答」を提出したが、GHQはこれを拒否するに至った。ここに第一次農地改革は農地委員の選挙も行なえず、第二次農地改革へと舞台を移すのである。

昭和二年一〇月二二日に公布された第二次農地改革案Ⅱ「自作農創設特別措置法案」・「農地調整法改正案」は、対日理事会におけるイギリス案をもとに立案されたものである。その骨子は、(1)不在地主の全貸付地、在村地主の保有限度全国平均一町歩（大和町は九反歩）を超える農地の強制買収・売渡し、(2)国家による買収・売渡しⅡ直接創定方式、(3)小作料の金納化、小作契約の文書化、(4)知事による耕作権移動の許可制、(5)農地委員の構成は地主三、自作二、小作五、などである。

大和町では昭和二年一二月二二日に農地委員選挙を行なっている（史料二五〇、二五一）。この選挙で一二名の委員が選出されたが、この内二名（地主一、小作一）は中立委員と思われる。史料二五二から二五四は農地買収・売渡しの実績をみたものである。史料二五三によれば、不在地主の割合は二二・七パーセントにすぎず、また五〇町歩以上の大地主が存在しなかったことから、大和町は在村中小地主地帯といえよう。ここで注意しなければならないのは、不在地主の買収についてである。一般的には第一、二回の買収で、不在地主に関してはすべて買収されるのであるが、大和町では昭和二五年三月二日の第一回まで買収が行なわれている。この点に関しては、農地委員会議事

録が残存しておらず、事情は不明である。

(四) 供出と配給

敗戦直後の食糧不足は深刻なものであった。政府は昭和二十二年二月、「食糧緊急措置令」を発して、いわゆる強権供出を実施した。これは命令された供出時期までに供出されない場合、国家が強制的に収用しようとするものである。この時期の大和町における供出・配給を扱った史料が、史料二五五から二六一である。また、大和町は東京に隣接する近郊農村であるため、いわゆる「いも電車」（東上線）によって都市へ食糧を供給する食糧基地として重要な地域であった（史料二五七）。

(五) 農業協同組合の設立

この時期、農地改革と並んで重要な農業政策の一環として、農業団体の改組の問題がある。戦時中、農業統制機関として重要な役割を担ってきた農業会を解散して、新たに農協を設立するのがそれである。農協法の立案は農地改革法よりやや遅れ、昭和二十二年一月に公布された。大和町でも昭和二十三年三月に大和町農協が設立されている（史料二六二～二六五）。その設立発起人には、農民組合員がかなり入っており、階層も自作、自小作、小作である。また、農業会長が地主であったのに比し、農協組合長は農民組合員で自作である。農業団体の性格の変化が明らかであろう。

(六) 農地転用

昭和二十七年に制定された農地法は、農地改革の成果を維持するため、農地の公的管理を確立し、農業的利用を確保

することを目的とした。しかし、高度成長期に都市圏での土地需要が増大してくると、農地をめぐる経済事情と農地法との矛盾が露呈しだした。政府は新たな経済事情に即応するため農地制度の手直し作業を開始する。その一つが昭和三四年「農地転用許可基準の制定について」から始まる転用統制緩和の一連の措置である。他の一つは農地利用権集積のための農地流動化促進であり、昭和三七年以降再三行なわれる農地法の改正がそれである。

和光市では都市近郊農村の性格を反映し、宅地及び工場進出に伴う農地転用が大きな問題となる。昭和二〇年代から四五年まで農地の宅地への転用は恒常的になされ、工業用地への転用は昭和三年から三六年に集中している。このような状況の一端を示したのが史料二六六から二七〇である。ここでは地価の高騰（史料二六六）、宅地・工場用地への転用状況（史料二六八）がよくわかる。

第三節 米軍進駐と基地問題

(イ) 基地と労務供出

昭和二〇年（一九四五）八月三〇日、アメリカ占領軍が日本進駐を開始した（先遣隊は二八日到着）。埼玉県下へは翌月一四日、元熊谷飛行場に第四三師団一万名が進駐した。そして二〇日には、元陸軍予科士官学校に第四三師団六〇〇名が熊谷から分駐した。八月二九日に解散した陸軍予科士官学校は、またたく間にアメリカ占領軍基地へと変容した。史料二七一は、進駐の翌日から二週間分の労務供出割当表である。別の史料には「世帯数ニヨリ按分セル割当ヲ維持スルコトトシ、毎日其ノ割当数ヲ確保シテ過不足ナク出動セシメラレタキコト」とある。史料二七三は、従来町当局で管轄していた労務供出が浦和動労所朝霞分室に変更したことを知らせる通知であり、史料二七四は進駐

軍関係労働者の作業場所、職種、賃金等を示す。また史料二七二は進駐軍向け売店を、東埼玉橋の所につくった時の史料である。

(四) 軍用地開墾問題

陸軍予科士官学校は占領軍により接収されたが、旧練兵場の一部が敗戦後の食糧難、生活難にあえぐ士官学校離職者により開墾され、耕作が始められた（史料二七七、二七八）。また、大和町在住の農家、非農家も開墾、耕作をはじめ、実行組合や区長による調整の動きがみられた（史料二七五）。ところが、県でも食糧事情が逼迫した時期であったため、接収軍用地を開墾、利用させることを決め、全県的に調査を開始した（史料二七六）。大和町の回答と県下の状況は史料二七九、二八一に示されている。大和町では開墾希望者が募集され（史料二八〇）、誓約書が提出されて（史料二八二）、使用が認可されることになった。

耕作戸数は離職者八三戸（三四四人）、関係町村三七〇戸で、また開墾面積は八八九反にのぼり、馬鈴薯、陸稻、甘藷等が播種された（昭和二年五月当時）。ただ昭和二年（一九四六）五月、占領軍の命令により軍用地は立入禁止となったが、必ずしも徹底されず、耕作される状態が続いた。しかし、史料二八三、二八四のように、昭和二九年（一九五四）から三〇年（一九五五）にかけて米軍より立退き命令が町当局を通じて耕作者に出されるに至った。

イ 売春取締

昭和二五年（一九五〇）六月、朝鮮戦争が勃発し、朝霞キャンプは第一騎兵師団が朝鮮に出動するなど、重要な後方基地となった。当時、アメリカ占領軍兵士を目当てに朝霞キャンプ周辺には有楽町、池袋などの盛り場から東上線をも

下って売春婦（俗称パンパン）が集まり、その数は二〇〇〇人にのぼるといわれた。売春婦との交渉による性病の蔓延、風紀の乱れはアメリカ占領軍の恐れるところであった（史料二八八）。占領軍の命令もあり、まず朝霞町で「売いん等取締条例」が制定された（九月八日）。ところが朝霞町の取締りに追われて売春婦が大和町に流込み、大和町でも同様の条例を制定することになった（史料二八五）。史料二八六は条例制定と占領軍との関係を示す内容となっている。史料二八七は条例説明会の開催通知であるが、第一回条例説明会（九月一九日）には公安委員、教育委員、PTA会長などが出席、第二回条例説明会（九月二一日）には売春婦に部屋を提供している貸室業者が四一名出席した。

(二) 基地返還運動の台頭

大和町では、旧陸軍予科士官学校が敗戦に伴い占領軍により接収されたが、講和・独立を目前にしてこの地域の返還を求める運動が台頭した。史料二八九は軍用地開墾問題との関係で提出されたもので、接収地返還を求めた最初の陳情書である。

昭和二十七年（一九五二）四月、日本は独立を果たしたものの、講和条約と同時に日米安全保障条約が締結され、接収地は引続き米軍基地として利用されることになり、以後返還運動はいよいよ本格化することになった。史料二九〇は返還後の土地利用を農耕地に限定せず、文化施設、住宅、工場など多面的な利用計画を具体化した点で、従来と異なる画期的な内容となっている。また同時期、朝霞キャンプを抱える大和町、朝霞町、片山村では議会を中心に一致協同して、接収地払下げ促進委員会を結成、要望書を提出した（史料二九一）。史料二九〇、二九一はいずれも調達庁（現防衛施設庁）長官を経て、日米合同委員会に附議されるよう提出されたが、四月七日付で朝霞調達事務所長よ

り、当該地域は石炭置場に使用されるとの返答がなされた。この当時、内灘（石川県）などで基地をめぐる激しい反対運動が展開されたが、これと比較すると大和町のそれは、町当局、町議会主導の穏やかな返還運動であった。

(ハ) オリンピック選手村変更問題

第一八回オリンピック大会（一九六四年）の東京開催が決定したのは、昭和三四年（一九五九）五月であった。選手村については当初、朝霞キャンプ南地区（朝霞町）が予定されたが、後にモモテ地区（大和町）に、更にワシントン・ハイツ（東京都渋谷区）へと変更された（史料二九三）。

ところで、昭和三六年（一九六一）九月初旬から選手村をモモテ地区からワシントン・ハイツに変更しようとする動きが強まったが、これに対して埼玉県、大和町により強硬な巻き返し工作が展開された。史料二九二はこの時に作成されたもので、選手村準備体制が着々と整備されつつあることが強調されている。ところが、それまで選手村は朝霞キャンプという方針をとっていた東京都が、一〇月一七日道路整備など五項目の条件を付けてワシントン・ハイツへの変更を承認、大勢はここに決して一〇月二〇日のオリンピック関係閣僚懇談会に至る（史料二九四）。埼玉県も四条件を付けて、これを承認せざるを得なかった（史料二九五）。ここにオリンピック選手村問題は終止符を打たれ、また大和町の選手村建設に伴う都市構想も挫折することになった（選手村はオリンピック終了後は住宅に転用されることになっていた）。ただこの問題を通して、米軍側よりモモテ地区返還が表明されるなど、基地返還は前進することになった。これらの動向を踏まえて出されたのが、史料二九六である。

第四節 復興と都市化の中で

(1) 経済成長下の大和町

第二次世界大戦終結後、次第に米ソの対立が顕在化し、日本を共産主義に対する防波堤とする考えのもと、占領政策は非軍事化、民主化を目指すものから、日本の経済的自立を基調とするものに転換していった。昭和二四年（一九四九）一月には総選挙で民自党が大勝し、戦後最初の保守安定政権（第三次吉田内閣）が成立した。そして、前年二月に発表された「経済安定九原則」を受けて、インフレ収束をねらう超均衡予算が編成され、企業合理化と人員整理を伴いながら、日本経済の復興が強力におし進められた。ところで、大和町にとっても昭和二四年（一九四九）は転機となる年であった。このころ、大和町は戦争の痛手から立直れないまま税金の滞納がかさみ、また新制中学校建設寄附金の整理がつかないなど困難な状況におかれ、戦前の軍需工場依存のあり方から転じて、戦後の大和町復興の道が模索された。役場庁舎移転、競輪場誘致運動はこのような時期の試みであり、更に昭和二八年（一九五三）にかけては滞納整理、本田技研の誘致が実現した。

史料二九七から二九九までは役場庁舎購入に関する史料である。昭和一八年（一九四三）四月に発足した大和町は、役場を熊野神社社務所（旧白子村役場）に置いたものの、会議室はなく事務室も狭隘であったため、新庁舎購入は合併当初からの懸案であった。また、役場を近い将来に大和町の中央部に移すことは合併の条件でもあった。史料中、購入価格をめぐる経過が興味深いが、頭金八〇万円は一時借入金が充当された。また、史料三〇〇から三〇二までは競輪場誘致に関する史料である。昭和二三年（一九四八）八月、「地方財政の確立」と「自転車の輸出振興」を

掲げ自治体に経営を任せる「自転車競技法」が制定された。同年一月、小倉競輪を皮切りに各地で競輪が開催され、ギャンプルとはいえ莫大な収益を自治体に与えた。埼玉県でも県営競輪場を設置することになり、大和町はじめ川口市、川越市（競輪場は村山に建設）などが名乗りを挙げた。大和町の新倉競輪場案は、外資系の国際競輪場建設、管理を任せるものであったが、激烈な誘致合戦の末に川越市に決定された。

ところで、敗戦以来、地方経済の不振やドッジ・ライン（均衡財政）による深刻な不況、またシャープ税制（昭和二五年）による地方税の強化、更に自治体の徴税機構の不備など様々な要因が重なり、税金の滞納は全国的な問題であった。大和町でも昭和二六年（一九五一）で滞納額は五〇〇万円にのぼり（同年度財政規模一八〇〇万円）、小学校の校舎増築もできない状態であった（史料三〇三）。このため町税徴収協力委員会において納税完納促進運動を実施した（史料三〇四）。日本経済の回復という背景もあったが、二六年中に二〇〇万円が納税された。

昭和二五年（一九五〇）六月、朝鮮戦争が勃発し特需ブームにより日本経済は高成長を果たし、戦前の経済水準を乗り越えるまでになった。このような経済成長のさなか、本田技研が大和町白子に進出し（昭和二七年三月）、翌年には中央工業敷地三万坪を買収して大和工場を建設し、一挙に企業規模を拡大した。大和町工場誘致条例（史料三〇五）が制定されたのはこの時で、企業優遇の免税措置がとられた（昭和三七年九月廃止）。昭和二八年度決算では本田技研納税額は固定資産税三〇八万円、町民税法人割二一〇〇万円で、誘致経費一四四八万円と奨励金を差引いても巨額の税収となった（『埼玉タイムス』二九・四・四）。財政規模は昭和二七年度二八〇〇万円から二八年度四四〇〇万円へ拡大した。ただ昭和三〇年代後半になると、本田技研における大和工場の占める地位は、四輪車製造と鈴鹿、狭山での大工場建設により、漸次低下していくことになった。これに伴い大和町の税収も他市町村と比較してさほど巨額なものではなくなった。史料三一〇は大和町が本田町に改称される可能性があったことを示す興味深い史

料である。

また、昭和三十三年（一九五八）七月二〇日、戸田町大和町間県道舗装荒川架橋期成同盟会の結成大会が大和、戸田両町関係者、埼玉県選出国會議員、県議ら出席のもと開かれた。史料三〇六はこの時の宣言、決議である。都心と戸田ポートコースを結ぶオリンピック道路、笹目橋は、昭和三十三年（一九六四）八月、オリンピック大会の直前に開通した。史料三〇七の内職幹旋所は、住民の希望により町当局が社会福祉協議会、婦人会、母子会、民生委員と協力して開設したもので、仕事は本田技研㈱のオートバイ部品の包装などであった。作業所としては役場前にあった町所有の旧日米金属㈱の建物が利用された。史料三〇八は大和町と練馬区との境界変更申請書である。昭和三五年（一九六〇）、土地改良事業と白子川改修工事の完成に伴い、新河川が境界に改定された。これにより大和町の面積は差引き約二万平方メートル（六〇〇〇坪）狭くなることになったが、ほとんどが耕作地で宅地や民家は含まれていなかった。

昭和三五年（一九六〇）六月、「地区商工業者の発達を図る」ことを目的に「商工会法」が制定された。商工会は経営相談・指導、事業資金の斡旋などを業務としたが、大和町でも会員有資格者三九〇名のうち二一〇名を組織して設立された（史料三〇九）。史料三一一是県商工部振興課で作成された白子畜産設立認可調査書である。白子屠場は昭和三十三年（一九五八）四月に町営化されたが、四〇年（一九六五）四月改築されたのを機会に白子畜産に委託されることになった。なお、昭和四五年（一九七〇）に土地、建物とも板橋畜産商事会社に売却された。

昭和四五年（一九七〇）七月一八日、東京都杉並区で「光化学スモッグ」が発生し、以後大和町はじめ新座、川口、戸田など東京都隣接の市や町でも被害が続出した。史料三一二は「光化学スモッグ」という耳慣れない新しい公害の出現に驚いた当時の社会的雰囲気が伝わる史料である。

(四) 人口急増と教育問題

戦後の教育改革で新制高校が設置されて以来、朝霞地区（旧新座地域）には高校がなく、高校設置を要求する動きは、東京都が都立高校への越境入学を拒否したことをきっかけに、昭和二〇年代後半に始まった。昭和十三年（一九五八）には、朝霞中学校に併設されていた県立川越学校（定時制）朝霞分校に全日制高校を設置する運動が展開された。

また、大和町では昭和三五年（一九六〇）ごろから町立工業高校の設立計画が具体化され、翌年四月開校をメドに準備が進められた。背景には大和町の豊かな財政力と本田技研㈱を控えた技術者養成の必要性があった。敷地としては米軍接収地（現四小と理研東半分の土地約二万五〇〇〇坪）を予定し、陳情書（史料三一三）を出して払下げを働きかけた。結局、この計画はとりやめとなったが、その経緯については史料三一四が触れている。財団法人作行会は一〇億円近い高校建設資金を寄附するといわれた。また、私立工業短大の設立計画もとりやめになった。

ところで、定時制朝霞分校に全日制高校を併置する要求は、県が校舎及び立地条件の不備を理由に認めず、朝霞地区教育委員会連合会ではこれをあきらめ、新しく朝霞地区に県立高校を設置する運動を展開することになり、県教育委員会はじめ関係方面に陳情した（史料三一五）。当時は戦後第一次ベビー・ブームに生まれた子供たちが高校に進学する時期にさしかかり、また人口増加に伴う生徒数の増加、更に進学率の上昇が重なり、猛烈な高校入学難が予想された。県も敷地確保を条件に建設を約束し、これには基地跡地の一部を充てることになり、昭和三八年（一九六三）四月に県立朝霞高校が定時制朝霞分校を仮校舎として開校、翌年四月には新校舎の一部が完成した。

その後も人口増加は続き、朝霞地区での増設は緊急の課題となった。昭和四三年（一九六八）には大和、新座両町

議会が高校増設決議をあげ、翌年には首長はじめ議長、教育委員会、PTAなどが一九〇一年となって朝霞地区高校新設期成同盟会を結成し、四五年（一九七〇）新設を目標に運動を始めた。昭和四五年（一九七〇）の国勢調査では朝霞地区の合計人口は二〇万人を突破し、年間一五〇〇人の高校進学志望者のうち県立高校進学者は三〇〇人程度で、他の志望者は都内の私立高校などに進学し、父兄の経費負担の面からも、高校増設の要望は一段と強くなった（史料三一六）。そしてついに、昭和四六年（一九七二）一二月になって和光高校の設置が決定、翌年四月にプレハブ建の仮校舎で開校となった。

高校建設問題とは別に、人口急増と就学児童数が無計画に膨張した自治体では、これに対応する小・中学校建設や通学区変更も大きな問題となった。特に大和町では基地跡地が広大な面積を占め、公共用地の選定、取得には大きな制約が伴いがちであった。昭和四五年（一九七〇）四月、第五小学校開校に伴い通学区が変更されることになったが、これを不服とする諏訪原団地を中心とする住民が強硬な反対運動を繰広げ、また、町教育委員会に対しては行政不服審査法に基づく法的対抗措置をとった。結局、審査庁である県教育委員会は町教委の主張を採用する裁決を下したものの、町当局と関係住民の対立は深刻なものがあつた。史料三一七はこのような動きを背景に出された町議会意見書である。

い 地域における文化と運動

昭和二四年（一九四九）六月の社会教育法制定を受けて、大和町でも小中学校長、PTA会長など一〇名の社会教育委員を任命し、社会教育の実施に取組む態勢を整えた。史料三一八はこのような動向を背景に開設された公開講座で、戦後民主主義の啓蒙的雰囲気を残すものとなっている。社会教育を奨励するにあたっては、公民館の設置は重要

な課題であった。そこで大和町は公民館を町役場に併設して、昭和二八年（一九五三）八月に盛大な開館式を挙行した。史料三一九は翌年から一年余りの公民館の行事予定表である。公民館が設置されたとはいえ、役場内の併設であったため、昭和三〇年（一九五五）九月に役場隣の建物を購入して公民館とすることになった（史料三二二）。

敗戦以来、大和町ではいくつもの団体が町当局の助力やあるいは人々の自主的な努力により組織され、運動を繰広げた。ここでは四つの団体に関する史料を収録した。

大和町婦人会は昭和二九年（一九五四）四月一五日、創立大会を開催した。史料三二〇のように、埼玉県下の地域婦人会としては遅れたスタートであったが、初年度に会服、バッジを制定し、あるいは原水爆禁止署名運動に取組んで署名約三〇〇〇名を集めるなど以後積極的な活動を展開した。大和町体育協会は昭和三二年（一九五七）八月に創立された。当時、朝霞キャンパスに米軍が駐留するという特殊な環境のもとで、スポーツの振興は青少年対策としても必要であった。体協は設立当初、陸上競技、球技、武道、水泳、レクリエーションの五部制を採ったが、以前からあったのは野球連盟だけであったため、史料三二二のように、自治会、婦人会、青年会などの協力のもと地区支部制を併用した。青年会は戦後に何度か組織が再建され、活動を展開したが、史料三二五は高度経済成長と都市化の中での活動ぶりを示すものとなっている。福祉関係団体としては社会福祉協議会が昭和二六年（一九五一）九月に組織されたが、昭和三〇年（一九五五）二月一三日には身体障害者福祉会が結成され、四月一日に発足した。史料三二六は身障福祉会報の創刊号である。

また、史料三二三、三二四は労働組合に関する川口労政事務所の報告書で、県を通して労働省に逐一報告されたものの一部である。労政事務所はこのような情報収集を日常的に行なっているとみられる。内容は安保闘争を間にはさんだ昭和三五年（一九六〇）と三八年（一九六三）のメーデーに関するもので、朝霞地区の労働組合の状況を示す貴

重なる史料となっている。

(二) 単独市制への歩み

昭和二四年（一九四九）のシャープ勧告以来、町村規模の合理化は戦後地方自治の課題の一つであったが、昭和二八年（一九五三）一〇月、町村合併促進法が施行され、町村合併が全国的規模で推進されることになった。これをうけて、埼玉県でも町村合併促進審議会を設置し、翌年二月には全県的な合併試案を公表した。この試案では、大和町は朝霞町（現朝霞市中南部）、片山村（現新座市南部）との合併が勧告されていた。大和町でも、町長を会長に、町会議員、教育委員、農業委員など町の有力者四三名を委員に町村合併促進委員会を設置して合併問題について議論した。史料三二七、三二八はこの委員会の議事録であり、史料三二九は更に自治会長などが参加した合同協議会の議事録である。ただ大和町は、県の事前調査では合併については「積極的に同意しない」と回答していた。その理由は、昭和一八年（一九四三）に既に合併を経験していること、人口一万二〇〇〇人余で適正規模といわれた八〇〇〇人を上回るなどであったが、その外に本田技研誘致により財政的に恵まれていたという背景も考えられる。それでも「合併を」なおざりにしたため不利となる様な状況に追込んだとすると、責任ある地位にある者としてそのままではおけない」（史料三二七）とあるように慎重に対応せざるを得なかったのは、合併町村に対しては国庫補助、起債の面で優遇措置が講ぜられていたからである。合併の意向は各部落ごとにまとめられ（史料三三〇）、三月一八日に大和町としての結論が町民に報告された（史料三三一）。

合併問題は昭和三七年（一九六二）に再び持上がった。当時の朝霞地区では東京都のベッドタウンとして、また工場の進出により人口が急増し、道路、上下水道はもとより、小・中学校の整備も不十分で、更に四町共通の当面の課

題としても、し尿処理場の建設や県立高校の設置問題があり、四町合併、市制施行で行財政力の強化を図ろうとするものであった。合併問題は二月以来、四町長会や四町長議長会で論議された。史料三三二は七月一四日の議事録である。大和町の合併問題に対する態度は反対ではなく時期尚早として合併を拒否したものであるが（史料三三三）、背景としては財政が豊かであること、モメテ地区返還と公団住宅建設により単独市制の構想があったことなどがあげられ、大和町は当初より合併問題に対しては無関心であった。大和町のほか他の三町の合併問題に対する態度は史料三四のとおりであった。

昭和四〇年（一九六五）から四二年（一九六七）にかけての三度目の合併問題は、朝霞町が人口五万に達して市制施行の条件を満たしたことに端を発する。ただ朝霞町の内部に単独による市制施行と四町合併による市制施行という二つの考え方があり、これが後に事態を混乱させることになった。合併問題の経過は史料三三五、三三六が示すとおりである。

昭和四五年（一九七〇）三月に「人口三万市法」が制定され、大和町のほか新座、足立両町もそれぞれ市制施行を準備した。ただ朝霞市制施行の際、自治省との間に、一市三町の合併を推進するという申合わせ事項があったため、昭和四五年（一九七〇）一月以来二回にわたって県が斡旋し、首長、議長との懇談会がもたれた。しかし、当面は三町が単独で市制を施行し、合併問題はその後の課題であるとするのが大勢で、このため、県は史料三三七の覚書を条件に、大和町など三町の単独市制に協力することになった。大和町では四月二八日、市制審議会が単独市制施行を適当とする旨答申、町議会が五月二六日「市制施行促進」を決議、更に七月一日には新市名を「和光市」とすることを決定、一〇月三十一日に市制が施行されるに至った。

第一章 埼玉県成立期の和光地域

第一節 村会の成立

一 明治一〇年九月 下新倉村村會議員委任証

(表紙)

明治十年九月
 当村議員委任証
 第貳大区六小区
 新座郡下新倉村

委任状之事

今回村町会御発令ニ付、村内一同之投票ヲ以、貴殿方議員ト相定メ御規則之事務ヲ委任ス、依而委任状如件

第二大区六小区新座郡下新倉村

柳下 武次郎 ㊟
他行ニ付代印柳下伝内
 柳下平 左衛門 ㊟
 柳下 嘉兵衛 ㊟
 (以下二二人省略)

高橋 磯吉殿
 田中 弥八殿
 深井 清七殿
 野浦 新七殿
 石田 仙次郎殿
 田中 藤四郎殿
 田中 藤吉殿
 柳下 織右衛門殿

右之通立会相違無之候也

明治十年九月

副戸長 小宮 佐七 ㊟
 同 柳下藤次郎 ㊟
 同 田中 兼吉 ㊟
 同 柳下 伝内 ㊟
 戸長 柳下伊平太 ㊟
(柳下 満家文書 25-12)

二 明治一四年三月 下新倉村会規則

村会規則取設之儀上申

当村会規則別冊之通取設度候条、御裁定相成度此段上申仕候也

明治十四年三月三十日

新座郡下新倉村戸長 柳下伊平太[㊦]

埼玉県令白根多助殿

^(朱書)
「書面之趣聞届候条左ノ通可更正事

第六条通常会期中、議員ノ内当村内ノ利害ニ関スル事件ニ付建議セントスル者アレハ、議會ノ許可ヲ得テ会議ニ付シ、過半数ノ同意ヲ得タルトキハ議長ノ名ヲ以テ郡長ヲ經テ県令ニ建議スル事ヲ得ル

明治十四年五月六日 埼玉県令白根多助[㊦]」

下新倉村会規則

第一章 総則

第一条 村会ハ左ニ掲クル各款ヲ議定ス

第一款 当村限りノ經費ヲ以テ支弁スヘキ事業ヲ起廢シ、或ハ之ヲ伸縮スル事

第二款 当村限りノ經費ヲ予算シ、及ヒ其課賦法ヲ設クル事

第三款 当村ニ割付セラレタル戸数割稅ヲ徵收スル為メ毎戸ノ等級及乘率ヲ定ムル事

第二条 村会ハ其定期ニ開クモノヲ通常会トシ、臨時ニ開ク者ヲ臨時会トノ二類ニ分ツ

第三条 通常会臨時会ヲ論セス會議ノ議案ハ戸長ヨリ之ヲ発ス

第四条 通常会ニ於テ第一条ニ掲クル各款ノ事件ニ付、議員ヨリ意見書ヲ出ストキハ、戸長ハ之ヲ取捨シ当ニ議スヘキ意見ト認ムルニ於テハ直ニ之ヲ會議ノ議案ト為スヘシ

但意見書出スハ少クモ開会ヨリ三日以前タルヘシ

第五条 村会ノ議決ハ戸長認可シ、郡長ニ報告シテ之ヲ施行スヘシ、若戸長其決議ヲ不適當ナリト思慮スルト

キハ其事由ヲ郡長ニ具申シテ指揮ヲ請フベシ

第六条 通常会期中、議員ノ内当村内ノ利害ニ関スル事

件ニ付建議セントスル者アレバ、議會ノ許可ヲ得テ会

議ニ付シ、過半数ノ同意ヲ得タル時ハ、議長ノ名ヲ以

テ県令ニ建議スル事ヲ得ル

第七条 当村会ハ毎年通常會議ノ初メニ於テ、協議費ニ

係ル前年度ノ出納決算報告書ヲ受ケ、戸長ニ説明ヲ求

ムル事ヲ得、若意見アルトキハ議長ノ名ヲ以テ郡長ヲ

經テ県令ニ上申スル事ヲ得

第八条 村会ハ議事ノ細則ヲ議定シ、戸長ノ認可ヲ得テ

之ヲ施行スベシ

第二章 撰挙

第九条 村会ノ議員ハ当村ノ戸数ニ從ヒ、之カ員数ヲ定

ムル左ノ如シ

当村戸数五拾戸毎ニ四人ヲ配置、其員数十六人

第十条 議長・副議長ハ議員中ヨリ公撰シ、戸長之ヲ認

可シ戸長ハ郡長ニ報告スベシ

第十一条 議長・副議長及ヒ議員ハ俸給ナシ、書記ハ議

長之ヲ撰ヒ庶務ヲ整理セシム、其俸給ハ會費ノ中ヨリ
之ヲ支給ス

但日当ハ會議ノ決議ヲ以テ其額ヲ定ム

第十二条 当村会ノ議員タルヲ得ベキ者ハ、滿廿五歳以

上ノ男子ニシテ、当村内ニ本籍居住ヲ定メ、当村内ノ

土地ヲ有シ、地租金四円以上上納ノ者ニ限ル

但左ノ各款ニ触ル者ハ議員タル事ヲ得ス

第一款 瘋癲・白痴ノ者

第二款 懲役一年以上及ヒ国事犯禁獄一年以上実決ノ

刑ニ処セラレタル者

但満期後七年ヲ經タル者ハ此限ニアラズ

第三款 身代限ノ処分ヲ受ケ負債ノ弁償ヲ終ヘサル者

第四款 官吏・準官吏及教導職

第十三条 議員ヲ撰挙スルヲ得ヘキ者ハ、滿二十歳以上

ノ男子ニシテ当村内ニ於テ土地ヲ有シ、本籍居住ヲ定

ムル者、及ビ滿三年以上間断ナク寄留スル者ニ限ル

但前条ノ第一款・第二款・第三款ニ触ル、者ハ撰挙

人タル事ヲ得ス

第十四条 議員ヲ撰挙セントスルトキハ、戸長ハ少クモ

十日以上ニ撰挙会ヲ開クヘキ旨ヲ公告シ、当村役場ニ

於テ投票ヲナサシムヘシ

但便宜ニ依リ役場外ニ於テ撰挙会ヲ開ク事ヲ得

第十五条 投票ハ戸長ヨリ付与シタル用紙ニ撰挙人自己

ノ住所・姓名、及び被撰人ノ住所・姓名ヲ記シ、予定

ノ日之ヲ戸長ニ出スベシ

但投票代人ニ托シ差出スモ妨ケナシト雖モ、当日不

差出ノ者ハ後日撰挙ノ義ニ付可否ヲ述ルノ權ナシ

第十六条 投票ハ撰挙人四名立会セテ戸長之ヲ披閱シ、

最モ多数ノ者ヲ以テ当撰人トシ、同数ノ者年長ヲ取り

同年ノ者ハ鬪ヲ以テ之ヲ定ム

第十七条 投票披閱終ルノ後、戸長ハ当撰人ノ当否ヲ査

ス、若シ法ニ於テ不適當ナル者アルカ或ハ当撰人自ら

其撰ヲ辞スルトキハ、順次投票ノ多数ヲ得タル者ヲ取

ル

第十八条 当撰人ノ当否ヲ査定スル後、戸長ハ其当撰人

ヲ呼出シ当撰状ヲ渡シ、当撰人ハ請書ヲ出スベシ

但当撰人請書ヲ出シタル後、戸長其姓名ヲ村内ニ公

告スヘシ

第十九条 議員任期ハ滿四年トシ、二年毎ニ全数ノ半ヲ

改撰ス

但第一回ニ二期ノ改撰ヲ為スハ抽籤法ヲ以テ其退任

ノ者ヲ定ム

第二十条 議長・副議長ノ任期ハ二年トシ、議員ノ改撰

毎ニ之ヲ公撰スヘシ

第二十一条 前二条ノ場合ニ於テハ前任ノ者ヲ再撰スル事

ヲ得

第二十二条 議員中、第十二条ニ掲クル諸款ノ場合ニ遭遇

スル者アルカ、当村外ヘ転スルカ、又ハ死去シタルト

キハ、更ニ其欠ニ代ル者ヲ撰挙ス、其疾病止ヲ得サル

事故ナクシテ二会ニ及ヒ召集ニ応セサル者ハ、退職者

トシテ又其欠ニ代ル者ヲ撰ムベシ

第三章 議則

第二十三条 議員半数以上出席セサルハ、当日會議ヲ開ク

事ヲ得ス

第廿四条 會議ハ過半数ニ依テ決ス、可否同数ナルトキハ議長ノ可否スル所ニ依ル

第廿五条 戸長若クハ其代理人ハ會議ニ於テ議案ノ旨趣ヲ弁明スル事ヲ得ルト雖モ、決議ノ数ニ入ル事ヲ得ス

第廿六条 會議ハ傍聴ヲ許ス

但戸長ノ要シテ又ハ議員ノ意見ヲ以テ傍聴ヲ禁スルヲ得

第廿七条 議員ハ會議ニ方リ充分討論ノ權ヲ有ス、然レトモ人身上ニ就テ褒貶毀譽ニ涉ルヲ得ス

第廿八条 議場ヲ整理スルハ議長ノ職掌トス、若規則ニ背キ議長之ヲ制止シテ其命ニ順ハサル者アルトキハ、

議長ハ之ヲ議場外ニ退去セシムルヲ得、其強暴ニ涉ル者ハ警察官吏ノ所分^(マ)ヲ求ムルヲ得

第四章 開閉

第廿九条 村会ハ毎年三月ニ於テ之ヲ開ク、其開閉ハ戸長ヨリ之ヲ命シ、会期ハ十日以内トス

但戸長ハ會議ノ衆議ヲ取りテ其日限ヲ伸ル事ヲ得ルト雖トモ、直ニ其事由ヲ郡長ニ報告スヘシ

第三十条 通常会期ノ外會議ニ付スヘキ事件アリテ、戸

長ヨリ開会ヲ要スルカ、又ハ議員三分ノ一以上同議ヲ以テ開会ヲ求ムルトキハ、臨時会ヲ開ク事ヲ得

但戸長ハ該会ヲ要スル事由ヲ直ニ郡長ニ報告スヘシ

第三十一条 會議ノ論說、法律又ハ規則ヲ犯シ或ハ權限ヲ超ユル事アリト認ムルトキハ、戸長ハ其會議ヲ中止セシメ郡長ニ具狀ス可シ

右之通当村会規則申合候所相違無之、仍テ村總代人連署仕候也

明治十四年三月廿三日

新座郡下新倉村

總代人 野浦新七[㊦]

同 柳下織右衛門[㊦]

同 田中兼吉[㊦]

同 柳下伝内[㊦]

(明治13~17年度 下新倉村議會議録「和光市議會事務局蔵」)

三 明治一四年三月 下新倉村協議費收支予算議決届

明治十四年度一ケ年協議費收支予算議決御届

新座郡下新倉村

支出之部

村会費

一金五円

但一人ニ付一日金貳拾五銭 日数二十日分

一金三拾円

但拾五人、一人ニ付一日金貳拾銭 日数十日分

一金壹円六拾五銭

但壹人ニ付一日金拾五銭 日数十一日分

一金七円

但本村社務処ヲ借り茶・薪・炭ヲ込メ、壹日七拾銭

ノ割ヲ以テ日数十日分

一金五円

但机十五脚新調之見込ニテ如高

一金貳円五拾銭

但筆・墨・紙費一日金廿五銭 日数十日分

計金五拾壹円拾五銭

戸長以下給料職務取扱費

一金七拾三円五拾銭

但地方税ヲ以テ下附相成之外一ヶ年間如高

一金六拾円

但壹人、壹ヶ年間分如高

一金拾六円

但四人、一人ニ付一ヶ年間ニ廿日勤ト見做シ一人ニ

付廿銭之当リ以テ如高

一金三拾円

但壹人ニ付一ヶ月金貳円五拾銭之当リヲ以テ如高

一金貳拾円

但雇書記百人、一人ニ付金貳拾銭之当リヲ以テ如高

一金百六拾五円四拾四銭

但県庁・郡役所其他出張、戸長ハ毎月平均三拾里、

筆生以下ハ毎月平均三十六里旅行スル者ト見做シ、

戸長ハ一里ニ付金貳拾銭、筆生以下ハ金拾七銭之割

ヲ以テ一ヶ年分合金百四拾五円四拾銭トナリ、滞在

ハ一日金五拾銭之当リヲ以テ日数四拾日分金貳拾円

合セテ如高

戸長給料

筆生給料

総代人弁当料

小使給料

臨時雇人日当

戸長以下旅費

但旅行日当里程ニヨリ滞在日当一日之額ヨリ少キト

一金拾四円

衛生委員給料

キハ、旅行日当ヲ給セス滞在日当ヲ給スヘシ

但四人、一人ニ付一ケ年金三円五拾銭之割ヲ以テ一ケ年分

一金拾貳円

役場借家料

ケ年分

但壹ケ月 金壹円

一金拾貳円

衛生委員手当料

一金七拾貳円

消耗品買上費

但流行病ノ際出頭シ、患者家ニ接交之節ハ、一日金六十銭之手当ヲ給シ日数廿日分

但筆・墨・紙・炭・茶・油・蠟燭 一ケ月平均六円

一金四円

雑費

ノ割ニテ一ケ年分

一金四円

雑費

一金拾八円

郵便税脚夫賃

但石炭酸四本買上ノ見込如高

但一ケ月郵便税 金五拾銭、脚夫賃金一円之割ニ

計金三拾円

テ一ケ年分

土木費

一金拾四円

罹害予備金

一金三百円

道路・堤防修繕費

但田畑虫害駆除・旱損等并里道河川其外ニ於テ変死

但村内道路堤防修繕従前ニ準シ、春一度一軒割ニ付

等ニテ引受人之無キモノ都テ取扱費一ケ年分

一人ツ、無賃ヲ以テ予メ修繕ナシ、外ニ一ケ年間ニ

計金四百七拾六円九拾四銭

千五百人ノ人夫ヲ以テ修繕スル者ト見做シ、一人ニ

〔外ニ〕

付金廿銭之当ヲ以テ如高

金拾四円五十銭

村吏給料地方税

一金三拾円

橋梁修繕費

残金四百六拾六円四拾四銭

但村内ニ架設スル橋梁ハ、従前協議費ヲ以テ支弁シ

衛生費

タル者ニ限り、一ケ年間ニ人夫百五十人ヲ以テ修繕

スル者ト見做シ、一人ニ付金廿銭之当リ如高

一金三拾貳円

用悪水費

但明俵百俵買上代金貳円、丸太五十本買上代金拾円

人夫百人ト見込一人ニ付金廿銭当リ、合シテ如高

一金貳拾三円

堀割費

但芝宮堤下新規堀（長三百十四間・幅四尺・深サ一

尺六寸）此土数五斗四升九合五夕、人夫一人ニ付五

合ト見做シ人数百十人、之レニ橋一ヶ処ヲ新築シ、

此人夫五人合シテ百拾五人、一人ニ付金廿銭当リ如

高

一金拾円

杵樋袖築設費

但字久保田杵樋工凡土老斗ト見積リ、持運ヒ築立ト

モ一升ニ付五人ト見做シ人数五十人、一人ニ付金廿

銭当リ如高

一金五拾円

杵樋普請費

但地方税ヲ以テ下附相成、外貳百五十人ヲ以テ修繕

スルト見做シ、一人ニ付金貳拾銭当リ如高

一金八拾六円

雑費

但丸太三百本買上代金六拾円、板五十枚買上代金拾

円、石八枚買上代金拾六円、合セテ如高

計金五百三拾壹円

学校費

一金貳百五拾貳円

教員給料

但一ヶ月教員一人金拾円、同補三人、一人ハ金五円

二人ハ金貳円ツ、裁縫教師一人金貳円ヲ給ス、五

人トシテ一ヶ年分

一金貳拾四円

学務委員給料

但一ヶ月金貳円ヲ給スル割ヲ以テ一ヶ年分

一金貳拾四円

小使給料

但一人ヲ置キ、一ヶ月金貳円ヲ給スル割ヲ以テ一ヶ

年分

一金拾円四拾銭

教員以下旅費弁当料

但教員同補講習処一ヶ月二度、一度ニ三名ツ、出張

シ、一人ニ付弁当料金拾五銭之当リ以テ一ヶ年合金

五円四拾銭、学務委員一ヶ年間二十三里ヲ旅行スル

ト見做シ、一里ニ付金貳拾銭当リヲ以テ合金貳円五

拾錢、其他教員・学務委員組合集会へ出張シ一日金
三拾錢ヲ給シ、一ケ年間ニ四日トシ合金一円廿錢、
小使一ケ月一度他へ往復スル者トシ、一日金拾錢之
手当ヲナシ、一ケ年分合金一円廿錢給付如高

一金貳拾七円五十錢

修繕費

但諸職人一ケ年廿人ヲ雇入、一人ニ付手間飯料三拾

七錢五厘、其用材職工一人ニ付金一円トシ一ケ年分

一金三拾三円五拾五錢

書籍購求費

但四書一部一円五十錢、五經一部貳円五十錢、漢史

一班一部五十五錢、皇武史略一部二円五十錢、日本

地誌要略一部金一円、日本品行論八十錢、西洋品行

論一部二円五十錢、記事文一部五十錢、万国史一部

二円五十錢、万国地誌要略一部一円五十錢、農学簡

明一部一円八十錢、日本外史一部二円五十錢、新聞

雜誌一部六円九十錢、玉扁字引一円五十錢、在用本

補買入分二円五十錢、日本万国地圖二幅代金二円五十錢

合セテ一ケ年分

一金拾七円

器械修繕費

但鞞轆具四、三ケ月毎ニ新調金五十錢、校旗一流(マ)從

前ノ分破毀ニ付新調金三円、椅子二脚新調金壹円五

十錢、机・腰掛・塗板・其他頭品一式一分通破損ト

見做シ、一ケ月一人之職工ヲ雇ヒ、一人ニ付手間飯

料トモ金三拾七錢五厘、其用材職工一人ニ付金五拾

錢之見積リヲ以テ一ケ年分

一金拾壹円五拾貳錢

生徒賞与費

但生徒六分通り優等ト見做シ、一人ニ付金八錢ツ、

賞品ヲ与フル者トシ、此人員百四拾四人壹ケ年分

一金貳円

試験費

但卷度ニ付教員其外掛リ十人、壹人ニ付弁当料拾錢

トナシ合シテ度度分

一金六拾六円

雜費

但筆・墨・白墨・用紙・茶・薪・炭其外消耗品一式

一ケ月平均金五円五拾錢一ケ年分

計金四百六拾七円九拾七錢

(朱書)
〔外二〕

金七拾円

授業料

金三円八十七銭 文部省補助金

金三拾五円四十五銭 地方税補助金

残金三百五拾八円六拾四銭七厘

總計金千四百三拾七円廿三銭七厘

収入之部

一金千六円八拾九銭五厘 地価小間割

但總計地価金七万二千六百九十九円六十七銭一厘、

金十円ニ付一小間札ヲ置キ、其数七千二百七十枚ニ

賦課スレバ、一小間札ニ付金拾三銭八厘五毛ツ、

一金三百五拾九円四十三銭四毛 身元割

但身元總小間数三千百六十四枚ニ賦課スレハ、一小

間札ニ付金十一銭三厘六毛ツ、

一金七拾壹円八拾五銭八厘四毛 毎戸割

但戸数二百三十七戸ニ賦課スレバ、一戸ニ付金三拾

錢三厘二毛ツ、

計金千四百三拾八円八拾八銭三厘八毛

残金九拾四銭六厘八毛 過分

右町村会規則ニ依リ決議候ニ付此段上申候也

明治十四年三月

右村会 議員 姓名印

議長 姓名印

戸長 柳下伊平太殿

〔明治13~17年度 下新倉村議事會會議録〕和光市議事會事務局蔵〕

四 明治一四一六年度 下新倉村協議費収出決算並びに 予算報告表

明治十四年度協議費収出精算報告表

新座郡下新倉村 戸長役場

収入之部

| 地価割 | 戸数割 | 地方税下 渡入金 | 雑収入金 | 寄附金 | 前年度繰 越金 | 計 |
|---|--------------|--------------|-----------|----------------|----------------|---|
| 金五百廿貳円九十四銭 内訳 金四百六十三円四十八銭四厘 下新倉村負担 金五十九円四十五銭六厘 上新倉村負担 | 金貳百拾壹円五十一銭壹厘 | 金貳百拾七円九十六銭六厘 | 金七拾壹円四十四銭 | 金百九十五円三十九銭一厘五毛 | 金千貳百拾九円廿四銭八厘五毛 | |

支出之部

| 科目 | 大 | 中 | 協 | 議 | 費 | 地方税下渡金 | | | |
|-------|----------------|---|---|---|---|-------------|----|---|---|
| | | | | | | | 土木 | 木 | 費 |
| 治水堤防費 | 金貳百壹円七錢五厘 | | | | | 金七十八円九十四錢壹厘 | | | |
| 道路費 | 金貳百三十二円五十錢八厘 | | | | | | | | |
| 橋梁費 | 金拾六円九十錢 | | | | | | | | |
| 計 | 金四百五十円五十錢三厘 | | | | | | | | |
| 雜給 | 金拾六円五錢 | | | | | | | | |
| 雜費 | 金三円五十錢 | | | | | | | | |
| 計 | 金拾九円五十七錢 | | | | | | | | |
| 衛生費 | 金拾五円八十錢五厘 | | | | | | | | |
| 計 | 金十五円八十錢五厘 | | | | | | | | |
| 雜給 | 金貳百三十七円五十錢 | | | | | 金七十壹円八十錢 | | | |
| 校舎修費 | 金五拾七円五十錢八厘 | | | | | | | | |
| 校舎修費 | 金壹円四十五錢 | | | | | | | | |
| 計 | 金貳百九十六円四十七錢八厘 | | | | | | | | |
| 俸給 | 金百貳拾円 | | | | | 金四拾貳円 | | | |
| 雜給 | 金五拾五円六錢 | | | | | | | | |
| 給費 | 金貳百拾円三十三錢九厘 | | | | | 金貳拾五円廿錢 | | | |
| 計 | 金三百八十五円三十九錢九厘 | | | | | | | | |
| 白子教育費 | 金千六百六十七円七十五錢五厘 | | | | | | | | |
| 通計 | 金五十壹円四十九錢三厘五毛 | | | | | | | | |

第一節 村会の成立

村会正副議長報告表

新座郡下新倉村戸長役場

| 会名 | 族 | 籍 | 議長 | 退撰 |
|----|--------------|----|--------|------------|
| 村会 | 下新倉村第四百八十八番地 | 平民 | 柳下織右衛門 | 明治十四年三月十五日 |
| 族 | 下新倉村第七十四番地 | 平民 | 田中兼吉 | 明治十四年三月十五日 |
| 籍 | 副議長 | 退撰 | 任 | |

村會議報告表

新座郡下新倉村戸長役場

| 会名 | 會場 | 開 | 閉 | 事由 |
|----|------------------|----------------|---------|----|
| 村会 | 下新倉村第二 百一十一番地 | 明治十四年 三月十五日 | 同年三月廿一日 | |

明治十四年精算報告書

(支出之部) 土木費

- 一金六円拾七錢
- 一金四拾壹錢
- 一金百八拾七円六十九錢五厘
- 一金六円八十錢
- 上半々年度治水費
- 前同
- 下半々年度堤防修築費
- 同
- 治水費

計金貳百〇壹円七錢五厘

一金五拾壹円六拾五錢六厘

一金百八拾円八十五錢貳厘

計金貳百三拾貳円五十錢八厘

一金壹円四拾五錢

一金拾壹円貳貳錢

一金四円貳五錢

計金拾六円九十錢

會議費

一金拾貳円三拾錢

一金三円五十錢

一金三円七十五錢

計金拾九円五十七錢

衛生費

一金貳円五十九錢

一金貳拾錢

一金拾貳円貳十錢

一金八拾壹錢五厘

上半ヶ年度道路費

下半ヶ年度同 断

上半ヶ年度橋梁費

下半ヶ年度前 同

上半ヶ年度前 同

下半ヶ年度前 同

下半ヶ年度 雑給

下半ヶ年度 雑費

下半ヶ年度 雑給

下半ヶ年度 雑給

下半ヶ年度 雑給

上半ヶ年度 雑給

上半ヶ年度 雑給

同 雑費

同 雑給

同 雑給

同 雑費

小以計金拾五円八十錢五厘

學校費

一金貳百五円五十錢

一金拾四円也

一金拾八円也

小以計金貳百三十七円五十錢

一金三円三十五錢

一金四円五十錢

一金八円三十四錢貳厘

一金四拾円六十四錢七厘

小以計金五拾六円八十三錢九厘

百廿六円五十九錢三厘

百廿六円五十九錢三厘

〔改五十七円五十二錢八厘〕

一金壹円四十五錢

小以計金壹百四十五錢

計金

計金

〔朱書〕
〔雑給部〕

下半ヶ年度教員給

同 学務委員給

同 小使之給

同 教員旅費

同 校舎家借地料

同 書籍費

一金六十八錢九厘
秋期試験費
一金六十九円六錢五厘
白子學校費

宮繕費

役場戸長給料并諸費部

| | | | | |
|-------------|---------------|---------------------|---------|-------|
| 一金三拾六円也 | 上半ケ年度戸長給料 | 一金貳拾五銭 | 同 | 制札五枚代 |
| 一金貳拾四円也 | 同 | 一金貳拾四円三十一銭 | 下半ケ年度旅費 | |
| 一金三拾六円也 | 下半ケ年度戸長給料 | 一金九円四十一銭四厘 | 需用費 | |
| 一金貳拾四円也 | 同 | 一金壹円廿九銭 | 郵便賃 | |
| 小以金百貳拾円也 | 筆生給料 | 一金五拾円九十銭一厘 | 雜費 | |
| 一金拾五円也 | 上半ケ年 小使給料 | 計金百四十一円廿七銭四厘 | | |
| 一金貳円三十五銭 | 同 臨時雇書記 | (採書) 一貳百十円三十三銭九厘 | | |
| 一金拾貳円也 | 下半ケ年度惣代人給料 | 支出合計金千百六十七円七十五銭五厘 | | |
| 一金拾五円也 | 同 小使給料 | 収入之部 | | |
| 一金拾円七十一銭 | 同 臨時雇書記 | 一金五百廿貳円九十四銭 | 地価割 | |
| 小以金五十五円六銭 | | 一金貳百拾壹円五十一銭一厘 | 戸數割 | |
| 一金六円也 | 上半ケ年度役場借家料 | 一金七拾壹円四十四銭 | 雜收入金 | |
| 一金拾三円九十八銭五厘 | 同 消耗品買上費 | 一金貳百拾七円九十六銭六厘 | 地方税下渡金 | |
| 一金廿壹円拾三銭 | 同 戸長以下旅費 | 一金百九拾五円三十九銭一厘五毛 | 前年度繰越高 | |
| 一金貳円七十八銭 | 上半年度 郵便税脚夫賃 | 計金千貳百拾九円廿四銭八厘五毛 | | |
| 一金五円三十三銭七厘 | 同 罹害予備金 | | | |
| 一金五円八十五銭七厘 | 同 共有地税金並ニ納付諸費 | 明治十五年度協議費 | | |

収出予算報告表 新座郡下新倉村 戸長役場 収入之部

| | |
|--------|--|
| 地価割 | 金五百拾六円五十六銭四厘六毛 |
| 戸数割 | 金四百六円三十一銭五毛 内 金三百四十二円五十八銭七厘五毛 下新倉村負担 上新倉村負担 |
| 地方税下渡金 | 金百三拾壹円九十銭 |
| 雑収入金 | 金六拾貳円四十銭 |
| 前年度繰越金 | 金千百拾七円十七銭五厘壹毛 |
| 計 | 金千百拾七円十七銭五厘壹毛 |

支出之部

| | | | |
|-------|-------------------------|--|--------|
| 科 目 | 大 中 | 協 議 費 | 地方税下渡金 |
| 土 木 費 | 治水堤防費 道 路 費 橋 梁 費 | (百脱力) 金七拾三円 金五拾円 金三拾九円 金貳百六拾貳円 | |
| 會 議 費 | 雜 給 雜 費 計 | 金拾八円七十五銭 金四円七十銭 金貳拾三円四十五銭 | |

| | |
|------|---------|
| 衛生費 | 金貳拾三円廿銭 |
| 衛生費計 | 金貳拾三円廿銭 |

| | |
|------|-------------------------------|
| 教育費 | 金三百六拾円 金百〇壹円八十五銭 金拾円九拾銭 |
| 教育費計 | 金四百七拾貳円七十五銭 |

| | |
|--------|--|
| 戸長役場費 | 金百貳拾円 金五拾円 金百六十五円七十五銭七厘 内金五十四円白子教育費二出ス 金三百三拾五円七十五銭七厘 |
| 戸長役場費計 | 金六拾六円 |

村会正副議長報告表

新座郡下新倉村戸長役場

| | | | |
|-------|----------------|------------|------------|
| 會 名 | 村 会 | 議 長 | 退 任 |
| 族 籍 | 下新倉村第百四拾八番地 平民 | 柳下織右衛門 | 明治十五年 四月廿日 |
| 族 籍 | 下新倉村第三十貳番地 平民 | 柳下伝内 | 退任 |
| 副 議 長 | 田中兼吉 | 明治十五年 四月一日 | |

村會議報告表

新座郡下新倉村戸長役場

| | | | | | |
|-----------------|----|----|---------------|--------|----|
| 村会 | 会名 | 会場 | 開 | 閉 | 事由 |
| 下新倉村第二 百十一番地 | | | 明治十五年 四月一日 | 同年四月六日 | |

明治十五年度協議費予算表

支出之部

土木費

一金百三拾円也

一金貳拾六円也

一金拾七円也

計金百七十三円也

一金五拾円也

計金五十円也

一金拾円也

一金貳拾九円也

計金三拾九也

○金貳百六拾貳円也

會議費

一金貳円也

一金拾六円也

一金七拾五錢

計金拾八円七十五錢

一金貳円五十錢

一金貳円廿錢

計金四円七十錢

○金貳拾三円四十五錢

衛生費

一金拾貳円也

一金七円廿錢

一金四円也

計金貳拾三円廿錢

學校費

一金貳百五十貳円也

一金百八円也

計金三百六十円也

書記給料

雜給
議員日当

小使給料

雜費

議場開設費
消耗品買上費

衛生費

衛生委員給料
(衛生委員)
弁当料

雜給

教員給料
助訓及授業生給

一金五円四十銭

一金八円也

一金八円九十五銭

一金八円五十銭

一金拾四円四十銭

一金三十六円六十銭

一金式十円

計金百壹円八十五銭

一金拾四円九十銭

○金四百七十式円七十五銭

戸長役場費

一金七拾式円也

一金四拾八円也

計金百式拾円也

一金拾式円也

一金三十円也

一金八円也

教員以下旅費

賞与費

筆墨紙費

図書器械費

薪炭油費

諸雜費

予備費

計金五拾円也

一金七十八円六十銭

一金十二円也

一金四十八円也

一金拾式円也

一金拾円也

一金式円九十五銭七厘

一金式円也

一金式拾銭

營繕費

計金百六十五円七十五銭七厘

内金五拾円也

○金三百三十五円七十五銭七厘

明治十五年度協議費

収入之部

一金五百拾六円五十六銭四厘六毛

一金四百六円三十一銭五毛

内 金三百四十二円五十八銭七厘五毛

金六十三円七十二銭三厘

戸長以下旅費

役場借家料

消耗品買上費

郵便税脚夫賃

障害予備金

共有地地稅

右地稅納手數料

地方稅(納手數料)

俸給

戸長給料

筆生給料

惣代人弁当料

雜給

小使給

臨時雇給

地価割

戸數割

下新倉

一金百三十一円九十銭内 金六十円 庁費
金七十一円九十銭 学費 金 地方税下渡

一金六十式円四十銭 雑収入金 生徒授業料

計金千百拾七円十七銭五厘一毛

前書之通り相違無之候也

明治十六年五月 右村戸長 柳下織右衛門

北足立・新座郡長 天野三郎殿

甲第壹号正議案

明治十六年度村会費予算

給与之部

一金壹円四拾銭

書記給料

一金七拾五銭

小使給料

一金拾四円四拾銭

議員日当

計金拾六円五拾五銭

議場費之部

一金貳円五拾銭

議場借家料

一金壹円五拾銭

消耗品買上代

一金壹円

雑費

通計金貳拾壹円五拾銭 (五號九)

右決議候間此段御届及候也

明治十六年四月十日

議長 柳下伝内 (采印)

(采印) 四月十九日 認可

甲第二号正議案

明治十六年度筆生以下人夫賃銭定則案

一筆生以下役場勤其外修繕向才料一日老人金拾八銭ヲ給

スルコト

一衛生委員平素ノ事務出勤ハ一日金十八銭、流行病ノ際

出頭シ患者家ニ接交ノ節一日金五拾銭ヲ給スルモノト

ス

一道路堤防其他ノ人夫男甲老人金拾八銭、乙拾四銭、丙

九銭、丁五銭、女甲金拾四銭、乙拾銭、丙七銭ヲ給ス

ルモノトス

一人夫里程賃銭ハ老里ニ付金五銭ヲ給スルモノトス

一前条之ハ明治十六年三月廿六日ヨリ実施スルモノトス

右決議候間此段御届及候也

明治十六年四月十八日

議長 柳下伝内(朱印)

(朱印)
印「四月十九日 認可」

甲第三号正議案

明治十六年度戸長以下旅費定則

第壹条 戸長以下旅費ハ左ノ如ク支給スベシ

一 戸長ハ壹里ニ付金拾錢ヲ給シ、滞在日当ハ一日金五

拾錢ヲ給ス

一 筆生以下ハ壹里ニ付金八錢五厘ヲ給シ、滞在日当ハ

一日金五拾錢ヲ給ス

一 戸長以下旅行日当ハ里程ニヨリ滞在日当一日額ヨリ

少キトキハ、旅行日当ヲ給セズ滞在日当ヲ給スベシ

但式里未滿ハ一日金三拾錢ヲ給ス、筆・墨・紙費・

席料等ハ別ニ給スルモノトス

一村会議員日当ハ一日金拾八錢ヲ給シ、書記一日金貳

拾錢ヲ給シ、小使一日金拾五錢ヲ給スルモノトス

右決議候間此段御届及候也

明治十六年四月十八日

議長 柳下伝内(朱印)

(朱印)
印「四月十九日 認可」

甲第四号正議案

明治十六年度衛生費予算

給与之部

一金五円八拾錢

計金五円八拾錢

諸費之部

一金四円

一金貳円

計金六円

通計金拾壹円八拾錢

右決議候間此段御届及候也

明治十六年四月十八日

議長 柳下伝内(朱印)

(朱印)
印「四月十九日 認可」

甲第五号正議案

明治十六年度戸長役場費予算

俸給之部

一金五拾円

一金六拾四円

戸長給料
筆生八人給料

衛生委員日給

消耗費

雜費

計金百拾四円

一金五円

雑費

給与之部

通計金貳百九拾六円廿五銭七厘

一金三拾円

小使給料

〔内〕

一金拾壹円

組頭給料

金貳拾壹円

〔宋書〕
二戸長給料地方税ヨリ下ケ渡金

一金拾三円五拾銭

臨時書記給

金貳拾壹円

筆生給料同ク

計金五拾四円五拾銭

金貳拾壹円

戸長事務取扱費同ク

旅費之部

金拾八円

〔宋書〕
学務委員給料三村共議費入ル

一金貳拾円四拾銭

戸長旅費

金八円

〔宋書〕
雑収入金

一金拾八円貳拾四銭

筆生旅費

一金拾円八拾銭

小使旅費

計金四拾九円四拾四銭

右決議候間此段御届及候也

役場費之部

明治十六年四月十八日

〔宋書〕
議長 柳下伝内

一金拾貳円

役場借家料

〔宋書〕
一四月十九日 認可

一金四拾円

消耗品買上代

甲第六号正議案

一金貳円九拾五銭七厘

共有地々租金

明治十六年度土木費予算

一金三円

正租其外上納金手数料

治水費之部

一金三円三拾六銭

備付品買上代

一金五拾円

治水費

一金拾貳円

罹害予備金

一金四拾壹円七拾銭

橋梁費

計金九拾壹円七拾銭

道路費之部

一金四拾八円

一金九拾円

計金百三拾八円

通計金貳百貳拾九円七拾銭

右決議候間此段御届及候也

明治十六年四月十八日

(朱印)

印「四月十九日 認可」

乙第壹号正議案

協議費収納法

一金貳拾壹円五拾五銭

一金拾壹円八十銭

一金貳百九十六円廿五銭七厘

一金貳百廿九円七十銭

一金三百八十七円三十銭

計金九百四十六円六十銭七厘

内 金六十三円

金廿六円

計金八拾九円

道路修繕費

堤防費

差引金八百五十七円六十銭七厘

右金額四百七円三十銭七厘地価割ノ分、三百八十七円三十銭

十銭学校費ノミヲ戸数割ノ分、合テ八百五十七円六十銭

七厘、此金額ヲ以テ地価割五分四厘八四、戸数割四分五

厘一六ナルヲ以地価割小間七千貳百五十四、戸数割六千

〇四十四小間四トナル以テ本年度民情ヲ酌量シ、惣人戸

ノ内現ニ災害ヲ受ル者ヨリ、四十二小間ヲ減シ、毎戸ニ

一小間ヲ減シ其余客年ノ儘トナシ、五千四百六小間ヲ戸

数割ノ目安トナシ等級ヲ三十七等二分、八百五十七円六

十銭七厘ヲ壹万貳千七百九十八ニ割、一小間ニ付六銭七

厘四毛七余トナル、惣小間賦課シ年四度八月一分・十月

三分・十二月二分・四月四分トナシ定月廿日ヲ以テ戸長

役場ニ徴収スベシ

右決議候間此段御届及候也

明治十六年四月十八日

議長 柳下伝内^(朱印)

「四月十九日 認可」

地方税下渡金

五 明治一七年 新座郡内役場巡視報告

戸長役場人員表

| 郡 座 新 | 郡 名 | 戸 長 役 名 | 巡 視 月 日 | 戸 長 | | 筆 生 | | 写 字 生 | | 勸業委員 | | 小 使 | | 合 計 | |
|--------|-----|---------|---------|-----|--------|-----|--------|-------|--------|------|-------|-----|-------|-----|--------|
| | | | | 員 数 | 月 給 額 | 員 数 | 月 給 額 | 員 数 | 月 給 額 | 員 数 | 月 給 額 | 員 数 | 月 給 額 | | |
| 白子村連合 | 新 | 白子村連合 | 八月廿六日 | 一 | 二・〇〇〇 | 三 | 一六・〇〇〇 | | | 一 | 〇・八三〇 | 二 | 六・〇〇〇 | 七 | 一四・八三〇 |
| 小樽村連合 | 新 | 小樽村連合 | 八月廿七日 | 一 | 二・〇〇〇 | 三 | 一六・〇〇〇 | | | 一 | 〇・八三〇 | 二 | 六・〇〇〇 | 七 | 一四・八三〇 |
| 膝折村連合 | 新 | 膝折村連合 | 八月廿七日 | 一 | 一〇・〇〇〇 | 三 | 一五・〇〇〇 | | | 一 | 一・五〇〇 | 三 | 九・〇〇〇 | 八 | 三三・五〇〇 |
| 大和田村連合 | 新 | 大和田村連合 | 八月廿八日 | 一 | 四・〇〇〇 | 二 | 一三・〇〇〇 | 一 | 二五・〇〇〇 | | | 二 | 六・四〇〇 | 一〇 | 五〇・五〇〇 |
| 浜崎村連合 | 新 | 浜崎村連合 | 八月廿八日 | 一 | 一〇・〇〇〇 | 四 | 一六・〇〇〇 | 一 | 二七・〇〇〇 | 一 | 三・五〇〇 | 一 | 三・三〇〇 | 八 | 三三・五〇〇 |
| 志木宿 | 新 | 志木宿 | 八月廿八日 | 一 | 四・〇〇〇 | 三 | 一三・〇〇〇 | | | 二 | 〇・八三〇 | 一 | 三・〇〇〇 | 七 | 三〇・八三〇 |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

十七年度町村費予算収支一覽表

(支出)

| 郡 名 | 戸 長 役 名 | 支 出 | | | | | | | 計 | |
|-----|---------|---------|--------|---------|-----------|-------|-----|----------|-------|-----------|
| | | 役場費 | 會議費 | 土木費 | 教育費 | 衛生費 | 救助費 | 災害予防及警備費 | | 勸業費 |
| 新 | 白子村連合 | 四九〇・七六一 | 五五・〇〇〇 | 三三三・五五三 | 一、二七六・六〇〇 | 六・三三〇 | | | 三、九三〇 | 二、一九九・六六六 |

| 郡 座 | (収入) | | 小樽村連合 | 膝折村連合 | 大和田村連合 | 浜崎村連合 | 志木宿 | 入 | | | 入 | | |
|-----|-------|-------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------|
| | | | | | | | | 地二係ル費用ノ 地租ニ対スル歩合 | 計 | 雑収入 | 人口割 | 戸別割 | 営業割 |
| 志木宿 | 二八一三〇 | 三一三三〇 | 四・〇〇〇 | 一、二一八・六〇〇 | 一、三三三・三三〇 | 一、三三三・三三〇 | 一、〇一四・八〇〇 | 二一、一九九・九六六 | 二、一九九・九六六 | 一、四三三・三三〇 | 一、七九三・三三〇 | 二、一九九・九六六 | 七分ノ二四一 |
| 志木宿 | 二、一六〇 | 二、三六〇 | 一、〇八〇 | 一、一三三・三三〇 | 一、一三三・三三〇 | 一、〇七四・七四〇 | 一、〇七四・七四〇 | 一、五五三・三三〇 | 一、五五三・三三〇 | 一、六九二・三三〇 | 一、六九二・三三〇 | 一、八七二・三三〇 | 七分ノ二五九 |
| 志木宿 | 一、四一〇 | 一、六一〇 | 五、〇〇〇 | 一、〇八七・四〇〇 | 一、〇八七・四〇〇 | 一、〇八七・四〇〇 | 一、〇八七・四〇〇 | 一、五五三・三三〇 | 一、五五三・三三〇 | 一、六九二・三三〇 | 一、六九二・三三〇 | 一、八七二・三三〇 | 七分ノ一五八 |
| 志木宿 | 一、〇三〇 | 一、〇三〇 | 二、六〇〇 | 一、〇七七・〇〇〇 | 一、〇七七・〇〇〇 | 一、〇七七・〇〇〇 | 一、〇七七・〇〇〇 | 一、四三三・三三〇 | 一、四三三・三三〇 | 一、六九二・三三〇 | 一、六九二・三三〇 | 一、八七二・三三〇 | 七分ノ一七八 |
| 志木宿 | 一、一三〇 | 一、一三〇 | 一、六〇〇 | 一、〇七四・七四〇 | 一、〇七四・七四〇 | 一、〇七四・七四〇 | 一、〇七四・七四〇 | 一、五五三・三三〇 | 一、五五三・三三〇 | 一、六九二・三三〇 | 一、六九二・三三〇 | 一、八七二・三三〇 | 七分ノ一七八 |
| 志木宿 | 一、〇三〇 | 一、〇三〇 | 一、六〇〇 | 一、〇七四・七四〇 | 一、〇七四・七四〇 | 一、〇七四・七四〇 | 一、〇七四・七四〇 | 一、五五三・三三〇 | 一、五五三・三三〇 | 一、六九二・三三〇 | 一、六九二・三三〇 | 一、八七二・三三〇 | 七分ノ一七八 |

| 郡 座 | 法律規則実施状況表 | | | 其 一 | | 入 | | 入 | |
|--------|-----------|-------|-------------------------|----------------------------------|----------|-------|------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 新 座 郡 | 名 郡 | 名 郡 | 名 郡 | 名 郡 | 名 郡 | 名 郡 | 名 郡 | 名 郡 | 名 郡 |
| 白子村連合 | 戸長役 | 巡視 | 布告布達ヲ人 民ニ普示スル ノ方法 | 官報ノ告示示 類ヲ人民ニ 周知セシム ルノ順序 | 地租諸税及地方税 | 町 村 費 | 町村会 実施ノ 景況 | 地所建物船 等價入書入 ヲ公証スル 順序 | 地所建物船 等價入書入 ヲ公証スル 順序 |
| 膝折村連合 | 戸長役 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 |
| 小樽村連合 | 戸長役 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 |
| 白子村連合 | 戸長役 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 |
| 大和田村連合 | 戸長役 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 |
| 浜崎村連合 | 戸長役 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 |
| 志木宿 | 戸長役 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 |
| 志木宿 | 戸長役 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 |
| 志木宿 | 戸長役 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 |
| 志木宿 | 戸長役 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 |
| 志木宿 | 戸長役 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 |
| 志木宿 | 戸長役 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 |
| 志木宿 | 戸長役 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 |
| 志木宿 | 戸長役 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 |
| 志木宿 | 戸長役 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 | 八月廿六日 |

| | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-----|---|----|---|----|-----|----|
| 白子村連合 | 八月廿六日 | 掲示及口達 | 無順序 | 難 | 四〇 | 難 | 五〇 | 未実施 | 完全 |
|-------|-------|-------|-----|---|----|---|----|-----|----|

| 座新 | 郡名 | | | | | | | | | | | |
|----------------|----------|---------------|----------|------------|------------|------------|-------------------|---------------------------|------------------------------|---------|---------|---|
| 大和 折村 連合 | 戸長 名役 | 白子 村連 合 | 巡視 月日 | 衛生規則 実施 | 衛生戸籍簿 編 | 病原排除 規則 | 徵兵規 避ノ情 狀有無 | 徵發物件 ニ係ル費 用支出 方法 | 取締ニ 関スル 業者規 則実 施 | 實 | 實 | 實 |
| 小樽 村連 合 | | 八月廿 七日 | 過半出 來 | 實 | 實 | 實 | 無 | 確 | 實 | 廢業 多 | 廢業 多 | 實 |
| 膝折 村連 合 | | 八月廿 七日 | 未着手 | 未 | 未 | 未 | 無 | 確 | 廢業 多 | | | |
| 大和 田村 連合 | | 八月廿 八日 | 未着手 | 不 | 不 | 不 | 無 | 確 | 實 | | | |

法律規則実施状況表 其二

| | | | | | | |
|------------|------------------------------|---------------------------|---------------------|--------------|------------------------|----------------------|
| 不挙 行 | 農事ニ係 ル通信期 限ヲ愆ラ サルヤ否 | 商工務通 信施行 后ノ調査 順序 | 駅伝取締 規則実 施ノ利害 | 貯金勧誘 后ノ景況 | 學資保管 規 則実施景 況 | 種痘督 種ノ手続 |
| 不不不 行行行 | 限多 多 多 | 后ノ調 査順 序 | 至至至 至至 不 | 不徹 徹 | 則實 施施 便 | 促種 痘督 種ノ 手続 |
| 不不不 行行行 | 限多 多 多 | 后ノ調 査順 序 | 至至至 至至 不 | 不徹 徹 | 則實 施施 便 | 促種 痘督 種ノ 手続 |
| 不不不 行行行 | 限多 多 多 | 后ノ調 査順 序 | 至至至 至至 不 | 不徹 徹 | 則實 施施 便 | 促種 痘督 種ノ 手続 |
| 不不不 行行行 | 限多 多 多 | 后ノ調 査順 序 | 至至至 至至 不 | 不徹 徹 | 則實 施施 便 | 促種 痘督 種ノ 手続 |
| 不不不 行行行 | 限多 多 多 | 后ノ調 査順 序 | 至至至 至至 不 | 不徹 徹 | 則實 施施 便 | 促種 痘督 種ノ 手続 |
| 不不不 行行行 | 限多 多 多 | 后ノ調 査順 序 | 至至至 至至 不 | 不徹 徹 | 則實 施施 便 | 促種 痘督 種ノ 手続 |
| 不不不 行行行 | 限多 多 多 | 后ノ調 査順 序 | 至至至 至至 不 | 不徹 徹 | 則實 施施 便 | 促種 痘督 種ノ 手続 |
| 不不不 行行行 | 限多 多 多 | 后ノ調 査順 序 | 至至至 至至 不 | 不徹 徹 | 則實 施施 便 | 促種 痘督 種ノ 手続 |
| 不不不 行行行 | 限多 多 多 | 后ノ調 査順 序 | 至至至 至至 不 | 不徹 徹 | 則實 施施 便 | 促種 痘督 種ノ 手続 |
| 不不不 行行行 | 限多 多 多 | 后ノ調 査順 序 | 至至至 至至 不 | 不徹 徹 | 則實 施施 便 | 促種 痘督 種ノ 手続 |
| 不不不 行行行 | 限多 多 多 | 后ノ調 査順 序 | 至至至 至至 不 | 不徹 徹 | 則實 施施 便 | 促種 痘督 種ノ 手続 |

| | | | |
|---|-------------|---|-------------|
| 郡 | 志 浜 崎 村 連 合 | 郡 | 志 浜 崎 村 連 合 |
| | 木 宿 | | 木 宿 |
| | 八月廿八日 | | 八月廿八日 |
| | 実 施 | | 実 施 |
| | 過 半 出 来 | | 過 半 出 来 |
| | 実 施 | | 実 施 |
| | 有 確 | | 無 確 |
| | 定 實 施 | | 定 實 施 |

| | | | | | | | | | |
|---------------------|---------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------|-------------------------|-----------------------|---------------------------------|-----------------------------|---------|
| 荒 地 免 租 出 賦 取 調 順 序 | 地 目 交 換 届 出 期 限 景 況 | 地 租 二 関 ス ル 帳 簿 編 製 着 手 | 改 租 調 製 面 対 照 取 調 順 序 | 国 税 金 送 納 ノ 順 序 | 地 租 割 賦 書 及 受 取 証 書 調 整 | 他 住 者 代 納 人 届 書 ノ 有 無 | 租 税 不 納 者 報 告 期 限 ヲ 愆 ヲ ザ ル ヤ 否 | 延 納 年 賦 ノ 土 地 売 買 届 出 ノ 景 況 | 付 録 |
| 無 荒 地 | 無 届 洩 | 未 着 手 | 未 着 手 | 成 規 之 通 | 調 製 | 有 届 | 不 愆 | 完 全 | 民 家 整 備 |
| 準 成 規 | 無 届 洩 | 編 製 中 | 未 着 手 | 成 規 之 通 | 調 製 | 無 届 | 不 愆 | 完 全 | 民 家 整 備 |
| 準 成 規 | 無 届 洩 | 編 製 中 | 未 着 手 | 成 規 之 通 | 編 製 | 無 届 | 不 愆 | 完 全 | 民 家 整 備 |
| 無 荒 地 | 無 届 洩 | 編 製 中 | 未 着 手 | 成 規 之 通 | 不 製 | 無 届 | 不 愆 | 完 全 | 民 家 矮 少 |
| 無 荒 地 | 無 届 洩 | 編 製 中 | 未 着 手 | 成 規 之 通 | 調 製 | 有 届 | 不 愆 | 完 全 | 寺 院 整 備 |
| 準 成 期 | 無 届 洩 | 編 製 中 | 着 手 | 成 規 之 通 | 調 製 | 有 届 | 多 愆 | 完 全 | 民 家 整 備 |

役場備置帳簿査閲表

| | | | |
|-------------|-----------|-----------|-----------------|
| 新 座 郡 | 白 子 村 連 合 | 名 郡 | 戸 長 役 場 名 |
| 小 樽 村 連 合 | 月 巡 日 視 | 兵 名 簿 籍 | 後 備 軍 司 令 部 作 例 |
| 膝 折 村 連 合 | 八 月 廿 七 日 | 編 整 中 | 微 発 物 件 調 副 本 |
| 大 和 田 村 連 合 | 八 月 廿 八 日 | 未 着 手 | 戸 壬 申 編 製 籍 |
| 志 浜 崎 村 連 合 | 八 月 廿 八 日 | 未 着 手 | 諸 役 場 会 計 帳 簿 |
| | | 紛 乱 不 見 当 | 印 人 鑑 簿 民 |
| | | 平 素 不 加 除 | 收 納 帳 簿 金 |
| | | 悉 皆 存 在 | 出 勤 簿 |
| | | 不 整 理 | |
| | | 完 全 | |
| | | 整 頓 | |
| | | 精 勤 | |

戸長事務諮問件一覽表 其一

| 郡 | 座 | 新 | 名 | 郡 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 志 | 浜 | 大 | 膝 | 白 |
| 木 | 崎 | 和 | 折 | 子 |
| 宿 | 村 | 田 | 村 | 村 |
| | 連 | 村 | 連 | 連 |
| | 合 | 連 | 合 | 合 |
| | | 合 | | |
| | | | | |
| 八月廿八日 | 八月廿八日 | 八月廿八日 | 八月廿七日 | 八月廿七日 |
| 十件 | 十件 | 十件 | 十件 | 十二件 |
| 絶無 | 絶無 | 土木費 | 庁費 | 絶無 |
| 二五〇 | 一〇〇 | 六七三 | 六九三 | 二五〇 |
| 不購読 | 不購読 | 購読 | 購読 | 購読 |
| 怠惰者多 | 淳朴勉業 | 詐偽騙瞞 | 淳朴勉業 | 淳朴勉業 |
| 不傾向 | 不傾向 | 不傾向 | 不傾向 | 傾向 |

| 教員需用 | 民間困難就学生 | 校舍建築修繕ニ | 小学校将来維持 | 学務委員事務引 | 衛生委員廢止后 | 同伴ニ付町村費 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 有需用 | 響ニ与ヘタル影 | 関スル現況 | ノ方法 | 繼ノ景況 | ノ影響 | 節減ノ見込 |
| 無需用 | 影響 | 新築計画中 | 至難 | 引繼未済 | 無影響 | 四十五円減 |
| 無需用 | 影響 | 新築壯大 | 至難 | 引繼未済 | 無影響 | 四十円減 |
| 無需用 | 影響 | 修理完全 | 有學儲 | 引繼未済 | 事務滯 | 五十円減 |
| 無需用 | 影響 | 修理完全 | 至難 | 引繼未済 | 無影響 | 五十円減 |
| 無需用 | 影響 | 修理完全 | 至難 | 引繼未済 | 無影響 | 五十円減 |
| 無需用 | 影響 | 修理完全 | 至難 | 引繼未済 | 無影響 | 五十円減 |
| 無需用 | 影響 | 修理完全 | 至難 | 引繼未済 | 無影響 | 五十円減 |
| 無需用 | 影響 | 修理完全 | 至難 | 引繼未済 | 無影響 | 五十円減 |
| 無需用 | 影響 | 修理完全 | 至難 | 引繼未済 | 無影響 | 五十円減 |

(埼玉県行政文書「明治18年 県治部」明890)

六明治一七〇二〇年度 白子村連合町村費決算報告表

収入之部

| 年度 | 科目 | 地価割 | 戸別割 | 営業割 | 雑収入 | 地方税 | 寄付金 | 前々年度ヨリ繰越金 | 合計 |
|-------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|------|-----------|---------|
| 明治二十年 | 上新倉村 | 三九・五五 | 三三・五七 | 一九・五四 | 二六・〇三 | 一一・六九 | 一五・〇 | 一〇・〇 | 一〇八・一六 |
| | 下新倉村 | 二五・四〇 | 一〇・九二 | 一八・六五 | 二・〇五 | 九・四三 | 一〇・五 | 六五・三九 | 七四・八四 |
| | 白子村連合 | 九・〇七 | 一四・〇七 | 二五・五四 | 八・三三 | 三・三九 | 一一・〇 | 二五・六八 | 三三・一五 |
| | 白子村連合 | 六五・八五 | 二六・三四 | 一六・九八 | 六〇・九 | | | | 九七・二〇 |
| 明治十九年 | 上新倉村 | 三六・〇三 | 六七・三三 | 三九・五三 | 三三・五四 | 三三・三二 | 三九・五 | 二七・九八 | 二一八・一〇 |
| | 下新倉村 | 二五・四〇 | 一〇・九二 | 一八・六五 | 二・〇五 | 九・四三 | 一〇・五 | 六五・三九 | 七四・八四 |
| | 白子村連合 | 九・〇七 | 一四・〇七 | 二五・五四 | 八・三三 | 三・三九 | 一一・〇 | 二五・六八 | 三三・一五 |
| | 白子村連合 | 六五・八五 | 二六・三四 | 一六・九八 | 六〇・九 | | | | 九七・二〇 |
| 明治十八年 | 上新倉村 | 五七・四三 | 七・二八 | 一六・七五 | 四・〇三 | 二四・二四 | | | 八九・四三 |
| | 下新倉村 | 二四・五三 | 三・六八 | 三・四六 | 四・九五 | 六・六五 | | | 四五・四八 |
| | 白子村連合 | 八五・九五 | 三九・一八 | 三・四七 | 三・六九 | 三・八一 | | | 三三・九五 |
| | 白子村連合 | 八七・七九 | 一八・四二 | 三・九八 | 一七・六〇 | 三九・六七 | | | 一、五六・八六 |
| 明治十七年 | 上新倉村 | 七五・九六 | 一三・三六 | | 七・〇三 | 九・〇〇 | | | 一、〇七・三三 |
| | 下新倉村 | 六六・四四 | 一七・一九 | | 六・九三 | 一〇・四〇 | | | 九五・〇〇 |
| | 白子村連合 | 二四・六一 | 九・六四 | | 七・六四 | 五・六〇 | | | 四四・五三 |
| | 白子村連合 | 一、六五・九二 | 四六・七六 | | 一六・七五 | 二五・四〇 | | | 二、四八・六四 |

支出之部

| 年度 | 村名 | 役戸 場長 費 | 議費 | 土木費 | 教育費 | 教育補助費 | 衛生費 | 勸業費 | 合計 |
|-------|-----------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|-------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 明治十七年 | 上 新倉村 | 二〇九・六八 ^円 | 一一・七六三 ^円 | 一八・八六八 ^円 | 五〇・九三 ^円 | | 二・〇六 ^円 | 八・〇三三 ^円 | 九三・八九 ^円 |
| 明治十七年 | 下 新倉村 | 一八五・六〇六 | 一〇・二二 | 二九・五九五 | 五九・八九五 | | 九・六九五 | 一七・〇一 | 九〇・一〇三 |
| 明治十七年 | 白 子村 | 八・五五四 | 四・一五〇 | 七・八九三 | 三五・四七八 | | 四・二〇 | 三・二一七 | 四一〇・五五四 |
| 明治十七年 | 白 子村連合 | 四七六・八〇八 | 二六・一三五 | 四四・〇〇五 | 一、〇三・四四五 | | 三九・九三 | 一八・二四〇 | 二、二六・七四五 |
| 明治十八年 | 上 新倉村 | 八九・三四 | | 四四・一〇一 | 三三・〇六 | | 二・八四〇 | 一〇・四五三 | 八六・四三三 |
| 明治十八年 | 下 新倉村 | 七九・九七七 | | 五〇・四三四 | 三三・三二九 | | 二・五三 | 九・三六 | 四一五・四六八 |
| 明治十八年 | 白 子村 | 四三・六七 | | 六・六五 | 一六・〇一一 | | 一・三四四 | 五・〇五八 | 三三・九三五 |
| 明治十八年 | 白 子村連合 | 二二八・六 | | 五二・一四〇 | 八二・三三六 | | 六・七四六 | 二四・八三 | 一、五八・八六六 |
| 明治十九年 | 上 新倉村 | 二四・六五 | | 二八・〇三三 | 四四・三二七 | | 一三・六五五 | 一七・四三七 | 一、〇四・三六 |
| 明治十九年 | 下 新倉村 | 一七三・五九 | | 一四二・八〇 | 三〇・七五 | | 二・〇四〇 | 一四・〇九八 | 七四八・四〇 |
| 明治十九年 | 白 子村 | 六・四九四 | | 七・〇七六 | 一〇・〇九 | | 四・三三八 | 五・五五五 | 三三・五三三 |
| 明治十九年 | 白 子村連合 | 四五六・六八 | | 五〇・六八 | 一、〇〇・四六一 | | 二九・〇三 | 三三・一〇〇 | 二、一八・四三〇 |
| 明治二十年 | 上 新倉村 | 一五九・九〇 | | 二六・四七三 | | | | 一三・五八三 | 四四六・六〇 |
| 明治二十年 | 下 新倉村 | 二六〇・六三 | | 一三三・九四八 | | | | 一〇・九八二 | 三七五・一一三 |
| 明治二十年 | 白 子村 | 四九・七六三 | | 四〇・五四 | | | | 四・三三五 | 三三三・四八〇 |
| 明治二十年 | 白 子村連合 | 三二七・四四 | | 二七〇・九六五 | | | | 二六・九〇〇 | 九七・一〇三 |

() 町村費予算精算報告書 80—37より作成 和光市教育委員会蔵

第二節 学校制度の成立

七 明治十一年五月 学校沿革誌

学校沿革誌

学校ノ名称及所轄

本校ハ、上新倉ノ兩村ヲ合併シテ設置スルヲ以テ新倉学校ト称シ、第一大学区第十四番中学区第貳百四番小学ニシテ埼玉県ノ所轄ナリ、元熊ヶ谷県ノ所轄ナリシカ明治九年八月ニ至リ埼玉県ノ所轄トナル

学校ノ位置及里程

本校ハ上新倉村ノ東方ノ端ニアリテ^上新倉ノ^下接界ニアリ、土地窪所ナリト雖モ適宜建物アルヲ以テ其位置ヲ定ム、埼玉県庁ヲ距ル三里、川越道白子駅郵便局ヨリ北ニ入里程十八町距ル

創立ノ年月日及其以後ノ改正

本校ハ、明治六年二月区内協議ヲ興シ、区内十二小学

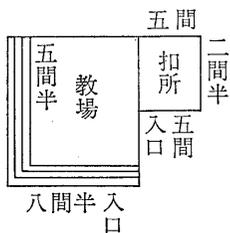
区タリシヲ四小学区ニ設置スルト定ム、明治七年八月十五日開校スル

設立人及主任者ノ略記

本校創立ノ時、下新倉村柳下富太郎主トナリ学区内協議ヲ遂ケ、区内人口数上中下三等ニ區別シ、中等ヲ目途トシ、一口金三拾七錢五厘出金賦課方法ヲ以テ設立ス、明治十年十一月校務掛リヲ命セラル、現勉勵セリ建築図及敷地ノ幅員

本校ハ、新建築ニ無之、上新倉村在来満願寺無住ノ明キ寺建具造作有之ヲ以テ適宜トシ、尤平家ニシテ総建坪五十九坪式合五夕、其図左ノ如シ

本校百分一ノ図



学校職員ノ任罷交替

初メ本県下新座郡根岸村平民金子仲次郎岡小学校ニ入

学シ、松崎信明ニ付シ伝習ヲ請ケ助教生トナリ、明治七年七月旧熊ヶ谷県立学校ニ於テ試験上(脱カ)、下等五級卒業生命セラレ、同年八月ヨリ新倉学校ノ授業ヲ担当セリ、明治十年一月埼玉県ヨリ一等授業生ヲ命セラレ、同年十二月迄在勤セリ

内ノ児童七分就テ学ヒタリ、明治五年学制ヲ頒布セラルルニ及ヒ、同六年二月区内協議ヲ以テ資金口数ニ〇〇賦課シ、出金方法ヲ以、上新倉村ニ学校ヲ設ケ
(以下記載なし)

文部省ノ扶助金ヲ受タル額数、其他寄付金・収入金ノ額

編輯人

数、資本金ノ方法等

第一大学区第十四番中学区二百四番小学

(記載なし)

武蔵国新座郡下新倉村

創立以前ノ景況及其学校ノ由テ成ル所ノ略記

新倉学校々務掛

明治十一年五月

柳下富太郎

本校未タ創立セサルノ前、明治六年ノ前天保年ノ頃ヨリ、下新倉村武笠台岡ナル者漢学ヲ講セルヲ以テ、村

埼玉県令白根多助殿

(柳下廓次家文書 26-10)

八明治一八年 白子連合部内小学費対照表

白子連合部内小学費対照表

(数字は原文のまま)

| 名称 | 新倉校 | 白子校 | 上新倉校 | 合計 | 下上新倉校 | 白子校 | 合計 | 過不足 | 合校 | 過不足 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 課目 | | | | | | | | | | |
| 首座教員 | 110,000 厘 | 133,000 厘 | 110,000 厘 | 353,000 厘 | 133,000 厘 | 133,000 厘 | 266,000 厘 | 110,000 厘 | 156,000 厘 | 110,000 厘 |

| | | | | | | | | | | | | |
|-------|---------|---------|---------|-----------|----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|---------|---------|
| 差引 | 元七・〇〇〇 | 元七・四〇〇 | 元三・三〇〇 | 一、一三六・九四〇 | 五、六・六七五 | 三、七・四〇〇 | 八、四・〇七五 | 三、三・六六五 | 五、二・四〇五 | 三、一・六七〇 | 五、六、五五五 | 三、一・六七〇 |
| 計 | 八七・六〇〇 | 六六・二五〇 | 六七・六〇〇 | 三三・四〇〇 | 一五、二・三〇〇 | 四、二・六〇〇 | 四、七・〇七五 | 三、三・四七〇 | 三、三・四七〇 | 三、三・四七〇 | 三、三・四七〇 | 三、三・四七〇 |
| 生徒授業料 | 四三・〇〇〇 | 四三・六〇〇 | 三六・六〇〇 | 一、一七三・三〇〇 | 四、七・六七五 | 四、三・六〇〇 | 一、一七三・三〇〇 | 四、三・六〇〇 | 一、一七三・三〇〇 | 四、三・六〇〇 | 四、三・六〇〇 | 四、三・六〇〇 |
| 地方税 | 四二・六〇〇 | 三三・六〇〇 | 三九・〇〇〇 | 一〇三・二〇〇 | 二・一・六〇〇 | 三・三・六〇〇 | 一〇三・二〇〇 | 三・三・六〇〇 | 一〇三・二〇〇 | 三・三・六〇〇 | 三・三・六〇〇 | 三・三・六〇〇 |
| 計 | 四四・六〇〇 | 四三・六〇〇 | 四〇・一六〇 | 一、一四八・四〇〇 | 六、七・九七五 | 四、四・六〇〇 | 一、一四八・四〇〇 | 三、三・六六五 | 三、三・六六五 | 三、三・六六五 | 三、三・六六五 | 三、三・六六五 |
| 借地借家 | 三・〇〇〇 | 二・三〇〇 | | 五・三〇〇 | 六・〇〇〇 | 二・三〇〇 | 六・〇〇〇 | 二・三〇〇 | 六・〇〇〇 | 二・三〇〇 | 六・〇〇〇 | 二・三〇〇 |
| 予備 | 五・〇〇〇 | 五・〇〇〇 | 五・〇〇〇 | 一五・〇〇〇 | 一〇・〇〇〇 | 五・〇〇〇 | 一五・〇〇〇 | 五・〇〇〇 | 一五・〇〇〇 | 五・〇〇〇 | 一五・〇〇〇 | 五・〇〇〇 |
| 雑費 | 四・〇〇〇 | 四・〇〇〇 | 五・〇〇〇 | 三・八〇〇 | 六・〇〇〇 | 四・〇〇〇 | 三・八〇〇 | 三・〇〇〇 | 六・〇〇〇 | 三・〇〇〇 | 六・〇〇〇 | 三・〇〇〇 |
| 生徒賞与費 | 五・〇〇〇 | 五・〇〇〇 | 三・〇〇〇 | 一三・〇〇〇 | 一〇・〇〇〇 | 五・〇〇〇 | 一三・〇〇〇 | 五・〇〇〇 | 一〇・〇〇〇 | 五・〇〇〇 | 一〇・〇〇〇 | 五・〇〇〇 |
| 器械修繕費 | 五・〇〇〇 | 五・〇〇〇 | 五・〇〇〇 | 五・〇〇〇 | 一〇・〇〇〇 | 五・〇〇〇 | 五・〇〇〇 | 五・〇〇〇 | 一〇・〇〇〇 | 五・〇〇〇 | 一〇・〇〇〇 | 五・〇〇〇 |
| 管繕費 | 一〇・〇〇〇 | 五・〇〇〇 | 五・〇〇〇 | 一〇・〇〇〇 | 一〇・〇〇〇 | 五・〇〇〇 | 一〇・〇〇〇 | 五・〇〇〇 | 一〇・〇〇〇 | 五・〇〇〇 | 一〇・〇〇〇 | 五・〇〇〇 |
| 郵便税 | 二・〇〇〇 | 三・〇〇〇 | 三・〇〇〇 | 六・〇〇〇 | 一〇・〇〇〇 | 二・〇〇〇 | 六・〇〇〇 | 二・〇〇〇 | 一〇・〇〇〇 | 二・〇〇〇 | 六・〇〇〇 | 二・〇〇〇 |
| 消耗品 | 二、六・〇〇〇 | 二、七・一七〇 | 二、四・〇〇〇 | 七、二・一〇〇 | 四、三・五七五 | 二、七・一七〇 | 七、二・一〇〇 | 四、三・五七五 | 二、七・一七〇 | 二、七・一七〇 | 四、三・五七五 | 二、七・一七〇 |
| 備品 | 一三・〇〇〇 | 一三・五〇〇 | 一三・〇〇〇 | 三、七・五〇〇 | 三・〇〇〇 | 一三・〇〇〇 | 三、七・五〇〇 | 三・〇〇〇 | 三・〇〇〇 | 一三・〇〇〇 | 三、七・五〇〇 | 一三・〇〇〇 |
| 小使給 | 一、八・〇〇〇 | 一、九・二〇〇 | 一、八・〇〇〇 | 五、三・二〇〇 | 四・〇〇〇 | 一、九・二〇〇 | 五、三・二〇〇 | 四・〇〇〇 | 四・〇〇〇 | 一、八・〇〇〇 | 五、三・二〇〇 | 一、八・〇〇〇 |
| 満年支給金 | 三・〇〇〇 | 一、一・〇〇〇 | 六・〇〇〇 | 三、三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三・〇〇〇 | 三、三・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 一・〇〇〇 | 三・〇〇〇 | 三、三・〇〇〇 | 三・〇〇〇 |
| 旅費 | 三・三六〇 | 三、四六〇 | 三、三六〇 | 一〇・八〇〇 | 九・三〇〇 | 三、四六〇 | 一〇・八〇〇 | 九・三〇〇 | 九・三〇〇 | 三、三六〇 | 一〇・八〇〇 | 三、三六〇 |
| 授業生 | 九、〇〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、〇〇〇 |
| 助訓 | 七、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、〇〇〇 |
| 訓導 | 八、四〇〇 | 八、四〇〇 | 三、六・〇〇〇 | 三、六・〇〇〇 | 一、三・一〇〇 | 八、四〇〇 | 三、六・〇〇〇 | 一、三・一〇〇 | 一、三・一〇〇 | 八、四〇〇 | 三、六・〇〇〇 | 八、四〇〇 |

該表ハ明治十八年度予算額ヲ掲ケタルモノニシテ、三校ヨリ上新倉校ヲ合併シ兩校ノ計費ヲ掲ケ、三校ヲ一校トナシ計費ヲ掲ケ、則チ三校ノ金額千三百四拾八円四拾七

差引クトキハ三百三十壹円六十七錢ヲ減スルノ割合ナリ
 (明治17、18年度 白子村議会議録) 和光市議會議事務局蔵)

壹錢ノ内、地方税補助・生徒授業料二百二十一円四拾七錢ヲ町村費ヨリ支出之金額千二百二十六円九拾四錢、之レ

九明治一九年一〇月 東輝小学校新築開校式景況

ヲ二校トシ其經費千百拾五〇〇十四錢五厘、地方税・授業料ヲ差引町村費トスル金額八百九拾四円七錢五厘、三校ヲ校々セタル經費則〇〇八十三円八拾七錢五厘、地方税授業料ヲ差引五百六十二〇〇〇錢〇厘町村費トナル、之レヲ一校トナシタル上在来三校ノ費ヲ差引スルトキハ五百六十四円五十三錢五厘ヲ減ス、合校ヨリ二校ノ費ヲ

小学校開校式 新座郡東輝小学校新築落成ニ付、去ル十七日北足立新座郡長小泉寛則ハ、郡書記清水精三郎、同渋谷岩太郎ヲ隨ヘ臨場開校式ヲ挙行ス、当日参会スルモノハ近村連合戸長、学校教員等ニシテ、郡長ハ祝詞ヲ朗読シ、郡書記清水精二郎ハ教育上ノ演說ヲ為セリ
 (埼玉県報) 明治十九年十月二十九日)

二〇明治二十一年一〇月 東輝學校經費一覽表

新座郡第四番学区東輝學校經費一覽表

明治廿一年十月分々十二月分及自一月至三月分集計

| 部 | 科 | 目 | 十月分 | 十一月分 | 十二月分 | 至 | 自 |
|---|---|---|----------------------|----------------------|--------|----------------------|----|
| 前 | 月 | 越 | 二七・三 ^円 七六 | 二九・三 ^円 三三 | 二六・五〇一 | 一八・九 ^円 七〇 | 三月 |

| 生徒級数 | 差引 | 出 之 部 | | | | | | | | | | 入 之 | | | | | | | | | | |
|------|--------|---------------|---|---|-------|--------|-------|--------------|-------|-------|--------|--------|---|---------|--------|---|---|---|---|---|--------|---|
| | | 合 | 賞 | 借 | 修 | 消 | 器 | 器 | 書 | 雜 | 補 | 訓 | 校 | 合 | 町 | 雜 | 資 | 寄 | 生 | | | |
| | 不有 | 与家 | 繕 | 耗 | 具 | 械 | 籍 | | 助 | 導 | 長 | | 村 | 補 | 収 | 助 | 入 | 入 | 金 | 料 | | |
| | 足余 | 計 | 費 | 料 | 費 | 費 | 費 | 費 | 給 | 給 | 給 | 給 | 計 | 費 | 入 | 入 | 金 | 料 | | | | |
| 二二〇人 | 二九・三三三 | 四八・〇四三 | 〇 | 〇 | 二・二八三 | 四・五五〇 | 一・四〇〇 | 〇 | 二・二一〇 | 四・六〇〇 | 一・八〇〇 | 一・五〇〇 | 〇 | 七七・三七六 | 五〇・〇〇〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 円 |
| 二二〇人 | 二六・五〇一 | 四一・四三二 | 〇 | 〇 | 〇・四六〇 | 三・一八一 | 〇・五八一 | 〇 | 一・七一〇 | 二・五〇〇 | 一・八〇〇 | 一・五〇〇 | 〇 | 六七・九三三 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 三八・六〇〇 | 円 |
| 二二〇人 | 一八・九七 | 四八・五八一 | 〇 | 〇 | 二・三〇五 | 四・九二六 | 三・二五〇 | 〇 | 〇 | 五・一〇〇 | 一・八〇 | 一・五〇 | 〇 | 六七・五五一 | 二〇・〇〇〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 二一・〇五〇 | 円 |
| 二一五人 | | 雜費 一四八・七五四 | 〇 | 〇 | 六・八〇〇 | 二〇・五五一 | | 備品費 九・八五〇 | | 九・五五三 | 五七・〇〇〇 | 四五・〇〇〇 | 〇 | 一四八・七五四 | 七四・三八四 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 五五・四〇〇 | 円 |

| | | | | | | | | |
|---|---|----------|----------|----------|-------|-------|-------|----------------------------|
| 年 | 補 | 訓 | | | | | | |
| 月 | 助 | 員 | 導 | | | | | |
| 日 | | 金五 六円 | 金七 七円 | 金八 八円 | 二、一、五 | 二、一、五 | 二、一、三 | 同 五 六 二 一 |
| | | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| | | | | | | | | 月 俸 金 八 八 円 |
| | | | | | | | | 一 一 人 |

(富沢俊一郎家文書 115-109より作成)

二 明治二十一年 新座郡公立小学校敷地附属地調査表

新座郡内公立小学校敷地調査表

| 段 | 別 | 村番号 | 字 | 某学校(分教室)敷地 | 地 | 価 | 摘 | 要 |
|---|---|-----|------|------------|-----|-----|----------------------------|---|
| 一 | 反 | 六二〇 | 志木宿 | 志木 | 三四円 | 三六〇 | 六年四月下渡現今使用 | |
| 一 | | 九〇四 | 四片山村 | 知新学校分教室 | 四五 | 六六二 | 十五年四月学校敷地ニ下附十九年三月ヨリ分教室ニ使用ス | |
| 二 | | 七二五 | 同 | 同 | 一七 | 八九九 | 同 | |
| 一 | | 一一一 | 下新倉村 | 東輝 | 四三 | 四〇〇 | 十一年九月ヨリ現今マテ使用 | |
| 一 | | 一一一 | 小樽村 | 小保戸 | 一四 | 三二一 | 十九年八月ヨリ現今マテ使用 | |
| 一 | | 六〇四 | 上保谷村 | 同 | 一〇 | 八四四 | 十九年十二月民有地買上敷地トス | |

| | | | | | | |
|-----|---|---------|---|-----|-----|---|
| 七〇二 | 同 | 千八百十六イ号 | 同 | 六 | 三三四 | 同 |
| 二二一 | 同 | 同千八百十四 | 同 | 四七四 | 四七四 | 同 |

計九反式畝八歩

金百七拾三円式拾九錢四厘

(埼玉県行政文書「明治21年 学務部」明1887)

第三節 交通事情の変化

(イ) 交通機関

三 明治三年五月 河岸場願書控

(表紙)

明治三庚午年五月三日
河岸場願書扣

乍恐以書付奉願上候

武州新座郡下新倉村百姓一同惣代沢次郎・常五郎・安太郎奉申上候、当村字芝宮河岸船荷物請拵株百姓平次郎所持、且船持株ハ同人并右安太郎外八人都合十人ニ而船數拾艘有之、年々船持御運上永相納来リ、自他村々より之出荷物都而船持共不同甲乙無之様稼方仕候筈往古取極メ相成居候処、問屋平次郎手船而已ならず他之船雇入、^(トヤ)勝手自尽ニ荷物積立運送いたし、外九人船持共稼方無之候ニ付、既ニ文政度旧奉行所ニおいて及出入、向後我儘之稼方不致事ニ取極メ、其節ケ条書ヲ以駈与議定致置候処、年數相立候ニ随ひ平次郎義追々我儘增長致議定相破リ、先年ニ弥増勝手次第取計致、近年ニ至リ候而者外船持共稼更ニ無之、船持名目而已ニ而甚以難渋仕候義ハ勿論、自他村々荷主共ニおいても前裁、青物、急き之品々平次郎方ニ而滞留被為致、勝手宜敷ニ随ひ積送り候ニ付悉品物相痛、御府内青物出品問屋ニおいて仕切直段ニ^(拘カ)相抱リ、折角丹誠ヲ尽し作出其詮ヲ失ひ、損失不少一同^(敷カ)之不為欲敷、乍併平次郎江掛合出入立致候とも当座宜敷

迄之事ニ而、迎も永々議定相守リ候訳ケニ至リ不申、違論之無絶ハ顯然往々心痛仕候ニ付、依而者今般御一新之御場合ヲ以、村方惣持之河岸場請拵株壹ヶ所新規ニ相願、御許容奉請御運上永上納致稼方仕候ハ、平次郎方ニ而荷物相痛候迄積置候義も無之、速ニ運送方出来品物損候愁も無之、船持共一同之稼方ニも相成、違論之根ヲ相絶、荷主、船持一体之潤助為筋ニ候間、右之通り仕度其段平次郎江及懸合候処、同人義飽迄一身之利益ニ心ヲ片寄、諸人之難義更ニ不顧右御願立ニ故障仕、如何ニも不人氣一同難渋仕候間、無余義此段奉願上候、何卒以御仁恤前頭被為聞召訳、平次郎義被召出始末御吟味被成下、村持河岸場請拵株御願立ニ故障不仕候様被仰付被成下置度奉願上候、以上

右沢次郎

明治三庚午年五月三日

常五郎

万五郎惣安太郎

前書之通相違無御座候ニ付奥印致差添仕候、以上

名主 富太郎
差添人

品川県

御役所

連印御請証文差上申処如件

当御支配所

武州新座郡下新倉村

(中略)

差上申一札之事

明治三四年六月十三日

私共村方之義者荒川付ニ而往古ル柴宮河岸与唱ひ川岸場
 巻ケ所有之、尤右船積問屋之義者平次郎請持ニ而既ニ同
 人ノ年々冥加永上納仕、村内并ニ近村々より東京其外江
 差送り候御用物者勿論、諸荷物等荷主より右河岸江付出
 候節者、兼而定置候運賃又者口銭等請取、速ニ船積之上
 夫々江差送り候義ニ御座候、然ル処(弊方)近來村方疲弊およひ
 候ニ付、右之外別段新規河岸場巻ケ所取建運賃其外都而
 前同様ニ取扱、尤船積問屋之義ハ村惣持ニ致候ハ、自然
 村方助成ニ相成、追々村柄立直リ困窮民之一助ニ相成候
 義ハ必定与奉存候間、一同相談之上永久異論無之ため議
 定取極メ、新規河岸場取建方御許容之義別段議定書相添
 奉願上候処、格別之以 御仁恒(拙方)右願之通リ御免被 仰付
 候、然ル上ハ向後議定之通リ堅相守リ、都而実意之渡世
 可仕旨被 仰渡候、右被仰渡之趣一同承知奉畏候、仍而

百姓惣代沢次郎

常五郎

源五郎

万五郎伴安太郎

船持惣代新太郎

芝宮船積問屋平次郎

村役人惣代組頭源太郎

名主富太郎

品川県

御役所

(石田栄一家文書 34—190)

三 明治三年六月 柴宮河岸問屋規則書並びに連印請書

(表紙)

明治三庚午年六月

柴宮川岸船荷物積問屋新規村惣持請願立

御免ニ付規則書并御請証文連印為取替之事

武州新座郡下新倉村

小前惣代四人之内

本書

沢次郎預り

議定書之事

一 御一新之厚キ御場合ヲ以、村方一体之為筋船荷物請払
株新規取建村請御聞濟可相成候間、一同篤与打合、互
ニ弁理宜敷後世異論無之様稼方取究、双方以連印可申
立旨被仰付候段難有承知仕候、依之一同集評熟談之
上、稼方議定左之通り

一 川岸場之義ハ從來之場所ニ而荷物請払可仕事

但村持川岸ニ而も平次郎持川岸ニ而茂、其時々荷主弁理宜敷ニ隨

ひ、何方ニ而も相互ニ用弁可致事

一 船荷物請払御運上永被仰付上者、川岸場稼之徳ヲ以御
上納可仕事

一 荷物請払并川岸場番人之義ハ、村内実体之もの見立隔
年順番ニ為相勤、若其者不取計有之候節者、不時ニ為
相止替リ之番人可見立事

一 船持稼方之儀者、諸荷物運送遲滞無之様荷主差図之所
迄早速運送致、荷物積立方ハ船持一同平等ニ割振り、
互ニ陸間敷実意ヲ以稼方致、可成丈者元船ヲ以運送致
はしけ無之様心掛可申、尤急キ品ニ而少分之荷物ハ其
時ニ隨ひ便船ニ而も運送可致事

一 御用荷物ハ不及申ニ村内荷物共、運送方差支無之様、
村為弁理宜敷事ニ心懸ケ、尤荷物嵩繁ニ而積余リ候得
ハ、他所ノ雇船致候而も聊差支致間敷候、且船持共
他所河岸江罷越主人取稼致間敷筈、尤村方ニ荷物無之
手明キ節ハ、船持拾人之内当時船所持之者六人有之候
間、両川岸之内壺艘ツ、急キ荷物差支無之ため止置、
其余五艘之分ハ他河岸ニ頼之者有之候得ハ、順番ニ稼
方可致筈、外四人当時船無之者ハ出情致、船補理次第

前同様組込相稼キ可申事

船持惣代新太郎

附リ、村持川岸、平次郎持河岸之内、(何カ)河方ニ而も片方ニ荷物多く有

船積間屋船持百姓平次郎

之時ハ、相互ニ申合荷物割振り積立方可致事

村役人惣代組頭源太郎

一運賃之義ハ諸荷物共、最寄隣村川岸場ニ順シ可取計、

名主富太郎

別段過当之船賃決而請取申間敷筈、尤至急運送之荷物

其外滴水之節ハ別而之義ニ付、荷主与相応ニ可及対談

品川県

御役所

候事

御掛 木村 様

附リ、口銭之儀ハ、諸荷物共運送賃百文ニ付八文ツ、割合ヲ以、船

方々請払之者江請取可申筈、且請払当番之者ハ諸荷物出入口銭

其外諸事其日々之記帳可致置候事

前書之通稼方之儀、一同立会熟談之上取極メ候処相違無
之、然ル上者問屋并村方船持共一同安堵仕、後世争論致
間敷筈堅約定致置候処仍如件

下新倉村

前書規則議定書為取替置候事、且新規之村惣持船荷物積
問屋株老ケ所今般願之通り御免被仰付候間、御請証文奉
差上候通り写連印為取替申置候、如斯書認メ五通之内
通ハ品川県御役所へ差上、尙通ハ名主方ニ有之、尙通ハ
平次郎方ニあり、尙通ハ村方小前惣代沢次郎方ニ有、尙
通ハ船持惣代之内安太郎方ニ有之候事

明治三庚午年六月十三日

百姓惣代沢次郎

(石田栄一家文書 34-191)

常五郎

源五郎

万五郎 伴安太郎

一 明治初期 柴宮河岸場問屋持舟寸法記録

記

高瀬船
一 惣丈 八間式尺 平次郎船
荷の間 四間 乘人 勘八
巾 式間 外ニ水主老人
但し上口ニ而

同

惣丈 八間式尺 己之助
荷の間 四間 同人乗
巾 式間 外ニ老人
右同断

同

惣丈 八間式尺 仙之助船
荷の間 四間 同人乗
巾 式間 外ニ老人
右同断

同

惣丈 九間式尺 平二郎船
荷の間 五間壹尺 田じま村武左衛門乗
巾 式間式尺 外ニ式人
右同断

同

惣丈 改而八間 八間式尺 平藏船
荷の間 改而四間 四間 下新倉村福太郎乗
巾 改而五尺 式間 外ニ老人
右同断

似艦

惣丈 八間壹尺 権兵衛船
荷の間 四間 同人乗
巾 壹間五尺 是ハ水子川岸 早船稼
右同断

高瀬

惣丈 八間半 平藏 書上不仕
荷の間 四間半 田じま村市五郎乗
巾 式間ト五寸 外ニ老人
右同断

似鱧造り

惣丈 七間半^〆 直次郎船

荷の間 四間 同人乗

巾 式間 外ニ^〆 菅人

同

惣丈 六間 平六船

荷の間 三間^〆 尺 根岸村馬五郎乗

巾 卷間^〆 式尺

高瀬船

惣丈 八間四尺 亦五郎船

荷の間 四間 同人乗

巾 式間 外ニ^〆 菅人

似鱧

惣丈 六間^〆 式尺 安五郎船

荷の間 三間四尺 同人乗

巾 卷間半

右同断

同

惣丈 六間四尺 万五郎船

荷の間 三間五尺 同人乗

巾 卷間四尺

右同断

高瀬造り

惣丈 八間^〆 式尺 平次郎船

荷の間 改四間 卷間五尺三寸 下新倉村新太郎乗

巾 卷間^〆 五尺三寸 外ニ^〆 菅人

右同断

右之通相改差上申候

五月五日

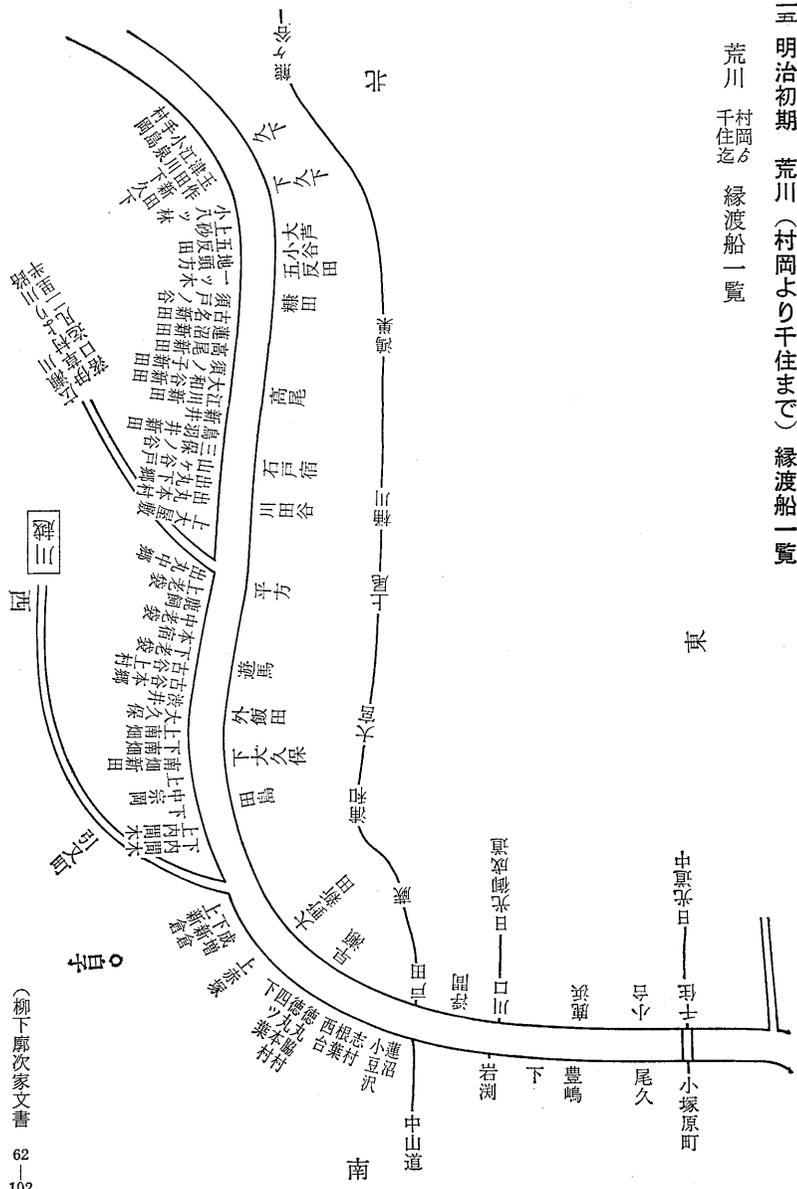
御役場

芝宮船持中

(柳下廓次家文書 27-182)

一五 明治初期 荒川（村岡より千住まで） 緑渡船一覽

荒川 村岡より千住迄 緑渡船一覽



一六 明治六年二月 白子駅郵便取扱所勘定書

出納差引表

| 月 | 当月御出方高 | 先月不足 | 上ノ二口計 | 差引(不足) | 当月切手売下代 |
|----|--------|------|--------|--------|---------|
| 一月 | 毛錢一厘 | | | 毛錢一厘 | 三錢 |
| 二月 | 三錢四厘 | 毛錢一厘 | 三錢五厘 | 三錢五厘 | 一五錢 |
| 三月 | 三錢九厘 | 三錢五厘 | 一円三錢四厘 | 一円三錢四厘 | 二七錢 |

上ニ相記候出納差引表之通相違無御座候、且切手売下代金并繰替御渡殘金共正ニ御預リ申上候、兼而御請書奉差上候通、何時ニテモ御達次第直様上納可仕候、仍而証印仕候処如件

但御繰替金之内万一不足相立候節ハ、翌月無相違御下ケ可相成事

川越街道
白子駅郵便取扱所
富沢茂兵衛

明治六年(二月)十七日

右御預金上納之儀、聊遲滞仕候ハ、私ヨリ弁納可仕候、仍而証印仕候処如件

| 月 | 郵便切手出納差引之表 | 飛行人足賃并川場賃金 | 配達人足其外賃金 | | | 御手当切手売下手数料 | 御出方總計 | |
|----|------------|------------|----------|-------|------|------------|----------|-----------|
| | | | 市便内数 | 同上ノ賃金 | 郵便外数 | | | 同上ノ賃金 |
| 一月 | 此廉相違無之 | — | 七通 | 一錢一厘 | 四〇通 | 二八錢 | 四七通二九錢一厘 | 八錢三七錢一厘 |
| 二月 | 相違無之 | — | — | — | — | — | 三四通一八錢三厘 | 八錢一厘二六錢四厘 |
| 三月 | 此廉違心無之 | — | — | — | — | — | 五二通二九錢八厘 | 九錢一厘三八錢九厘 |

七 明治六年八月 下新倉村人力車稼につき
身分嘆願書

(表紙)

武州下新倉村上野政二郎并田中伝八身分
御歎願

武州新座郡
下新倉村

乍恐以書付奉申上候

去ル申年十月中、人力車式兩相求メ、元入間県庁御証印
ヲ頂戴、私同所上野政二郎ト申もの江預ケ置、川越海道
にて為稼居候処、当月五日孰方之人ニ候歎、東京第四大
区本郷辺迄雇度趣談□ニ付、私下男国五郎義同所迄挽参
リ候処、御見廻御役人様ヲ御不審ヲ蒙、始テ無印シヲ承
知仕不心付趣申上候処、人力車預リ主政二郎御呼出し、
当時、御調中之趣ニ御座候へ共、全クハ車之挽手損シ新
規取替御印形無之ニ付、其内御証印頂戴之上為挽可申与
相心得乍罷在因循仕居候処、国五郎不心付私留守中差支

無之車与相心得挽出シ、御不審ヲ蒙候段、私おいて深く
奉恐入候、右者畢竟私之不念ニ而毛頭政二郎之不念ニ者
無御座候間、何卒 御寛典之御沙汰相成候様奉歎願候、
以上

熊谷県管内

武州新座郡下新倉村

明治六年八月廿三日

農 田中 伝八◎

副戸長

差添人 石田伊兵衛◎

東京御裁判所

(石田栄一家文書 34-193)

一八 明治八年五月 柴崎藤四郎切手売捌所免許状

駅通寮ヲ柴崎藤四郎郵便切手売下ケ方之義願出しニ付御
聞届相成、且当人江可下ケ渡郵便切手売下ケ免許印鑑尅
葉、并郵便規則尅部御下ケ相成候ニ付相廻し候間、篤与
右等之規則熟誑之上取扱可致旨申談可被置候、尚受書案
文之通式通ツ、為認至急当懸へ可被差出候也

熊谷県

八年五月十日

駒通掛[㊦]

白子駅

郵便局中

(富澤泰次家文書 123 | 718)

前書出願之通相違無之ニ付奥印候也

明治十九年十二月廿一日

新座郡白子村連合戸長柳下織右衛門[㊦]

一九明治一九年一二月 渡船場開設願

渡船場開設願

埼玉県下武蔵国新座郡下新倉村第二百八番地

高橋市太郎

荒川通り

渡船

右対岸同県下北足立郡下笹目村

平均川幅六十間

但シ常水一周歳四十四間二百日

出水同 八十間百六十五日

往還便利之為荒川通り当村地内字柴宮渡船相設度、尤費用償却為メ通行人ヨリ賃錢請求致シ度、別紙賃錢見込書相添此段奉願候也

右願人 高橋市太郎[㊦]

明治十九年

新座郡大和田駅伝取締人

十二月廿一日

白子村第三拾四番地

柴崎高次郎[㊦]

一 徒歩 一人 金二厘

但シ満十歳未満ノ者ハ本賃錢半額三年ハ無錢

一 牛馬 一疋 同三厘

一 人力車 一輛 同二厘

一 荷車 一輛 同三厘

一 荷牛馬車 一 老輛 金四厘

埼玉県知事吉田清英殿

- 一 大六以上 一輛 金三厘 除
 - 一 駕籠 一挺 同二厘
 - 一 分持兩掛 一挺 同二厘 除
 - 一 長持 一棹 同二厘
 - 一 諸荷物 一駄 同三厘
 - 一 諸荷物 壹荷分金壹厘 挿
- 以上本分賃額ヲ加ヘ受取モノトス
但シ乗客ノ荷物此限リニアラズ 除

(埼玉県行政文書「明治20年 土木部」明1753)

(四) 街道と河川

二〇 明治二〇年二月 上新倉村荒川沿革取調書

河川沿革取調書

新座郡上新倉村

一川名 荒川水源ハ本県秩父郡大滝村ヨリ発シ諸郡ヲ環流シテ新座郡ノ東北境ニ沿ヒ、北足立郡ヲ境シテ豊島郡ニ入ル、支流ハ新河岸川アリ、水源ハ

伊佐沼ヨリ発シ柳瀬川ト相会シ新座郡ニ入り、上内間木ニ沿ヒ根岸村ノ北境ヲ流レテ本村ニ通シ荒川ニ入り漸ク大河トナル、古來荒川護岸トシテ数度官費ヲ要ス、明治以來曾テナシ

一築堤
文永年間隅田五郎時光所領ノ時始メテ築堤ノ事業アリ、積年修繕ヲナスモ或ハ築キ或ハ潰流シ功完備ナラサルヲ村民大ニ憂、時ニ徳川氏ノ旗下板倉周防守重宗此地ヲ司領シ、大ニ工事ヲ起シ本堤ヲ築キ樋寛ヲ四ケ所ニ設ケ用悪水ノ便利ヲナス、現ニ荒川堤ト称ス

一改良 ○

一破堤
明治已前水災数度破堤數回、為メニ田圃之被害ヲ聞伝フルモ年月ヲ知ルニ由ナク、因テ明治已后ヲ以テ列記ス

明治元年五月五日ヨリ十三日迄連雨、十四日暴風東ヨリ起リ雨ヲ飛シ西山ニ吹ク、十五日夕刻ニ至リ堤量一升一合ニ至リ堤内外トモ一面蒼海ノ如シ、其后霖雨打続キ堤潰レ水溢レ七月ニ至

ルモ平水ヲ視ル能ハス

明治二年六月下旬、洪水堤量一升ニ至ルモ堤内ニ侵入セス、七月下旬霖雨打続キ荒川ニ満川シ竟ニ十二間余破堤ス

明治十一年九月十五日暴風雨ヲ飛シ十六日ニテ止ム、十七日午前十時堤量一升ニ満チ、午后六時ニ至リ堤内外トモ黒海ノ如シ、堤所々破損スルモ人民家畜死亡ナシ、五日ヲ経テ内外トモニ引払ヘ川壑升ニ満タリ

明治十五年九月下旬ヨリ十月上旬ニ至リ霖雨日ヲ追テ風ヲ交ヒ、竟ニ荒川ニ満水シ樋管ヲ破リ堤内ニ侵入ス

明治十七年十月八日俄ニ暴風雨アリ、同九日ヨリ十日正午十二時迄ニ堤上ニ満水シ堤ニケ所ヲ破壊シ、間数僅ニ三間以上ニ止ル、堤内ハ八合堤外ハ一升ニ満ツ

明治十八年六月三十日暴風雨アリ、七月二日ニ至リ堤上ニ満水ス、水量一升ニ至ル、堤四ヶ所

ヲ破リ長キ所ハ拾間、短キ場所ハ四間ニテ三時

間ニテ上下新倉村ノ堤内残り少シク満水シ、後

五日ヲ経テ漸ク平水ニ至ル、人家々畜ノ害ナシ

一水損地 明治十八年六月三十日破堤ノ為メ田圃三反歩

押堀トナル

一工費 荒川及新河岸川普請ハ総テ官費ニ属シ、堤ハ官

費ニ属スルモ小破ハ一村ノ負担トス

右者荒川河川沿岸取調候処前書之通相違無之候也

明治廿年二月廿三日

新座郡白子村連合戸長柳下織右衛門

北足立
新座郡長小泉寛則殿

(埼玉県行政文書「明治11年 土木部」明1722)

三 明治二〇年二月 下新倉村荒川沿革取調書

河川沿革取調書

新座郡下新倉村

一川名 荒川ハ上新倉村ヨリ連流シテ雑丹袋ヲ環流シテ

村ノ北境ヲ流レ、北足立郡下笹目村ト界シ豊島郡ニ入隅田川ニ流ル、安政二卯年十月関東大地震シ、本村鐘ヶ淵ト称スル下笹目村ヨリ突入シタル茅野地ヲ震割一夜ニ変シテ荒川ト為ル、旧川ハ変シテ沼トナル、是ヨリ下笹目村ノ飛地ヲ現出ス、支流ニ野川アリ、源ヲ同郡小樽村ノ井頭ヨリ発シ白子村ノ南境ヲ流レ、豊島郡ヲ界シテ下新倉村ニ入り荒川ニ相会ス、一ニ新倉川白子川トモ称ス

一築堤 徳川氏ノ旗下板倉周防守重宗之レヲ築堤シ、樋管ヲ二ヶ所ニ設ケ悪水ヲ通ス

一改良 天明三年本村深野又右衛門二女ニテ名ヲ観命ト称シ、吹上観音ヲ信シ一堂焼失ニ当リ天明元年一字ヲ建立シ、御堂ノ賽銭ヲ工夫ニ施シ本堤ニ改良ヲ加ヘ高サ三尺余ヲ増築ス、猶明治五年ヨリ地方税ノ補助ヲ受ケ民費ヲ助、人夫ヲ勞シ累年増築ス

一破堤 築堤後冠水屢々アルモ未タ破堤ヲ聞カズ

一水損地 明治二年満水数日ニ及ヒ、川岸ヲ潰シ穴ヲ掘リ一町歩以上荒地ト為ル

一工費 荒川ハ護岸普請ハ総テ官費ニ属シタルモ、増築ハ大破ハ官費、小破ハ民費トス

右荒川沿岸取調候処、前書之通相違無之候也

明治廿年二月廿三日

新座郡白子村連合

戸長柳下織右衛門

北足立郡長小泉寛則殿

(埼玉県行政文書「明治11年 土木部」明治1722)

三 明治二〇年五月 川越街道組合連合町村会規則

大和田町外十ヶ村連合町村会規則

第一条 連合町村会ハ、大和田町白子村間ノ道路ニ関スル町村費ヲ以テ支弁スヘキ事件及其経費ノ支出徴収方法ヲ議定ス

第二条 会期ハ七日以内トス

第三条 議員ハ九人トシ、左ノ区域毎ニ其町村會議員中

第四条 會議ハ^{北足立}郡長之ヲ管理シ、其評決ハ^{新座}膝折村

ヨリ一人ヲ互撰ス

連合戸長之ヲ施行ス

第一部 大和田町 第二部 野火止村

第五条 書記ハ郡書記中ヨリ郡長之ヲ撰任ス

第三部 片山村 第四部 膝折村

第六条 議員ノ俸給旅費及議則ハ、明治十七年^六本県甲

第五部 溝沼村 第六部 岡村 台村 根岸村

第三十三号布達町村会規則第九条及第十一条乃至第十

第七部 上新倉村 第八部 下新倉村

五条ヲ適用ス

第九部 白子村

(「埼玉県報」明治二十年五月十日)

三 明治二十一年 東京川越道運輸交通調

一等公益道運輸交通調

| 道路名称 | 運輸交通一分 | | | | | 貨物種類 |
|-------|---------|--------|-------|-------|--------|------------------------------|
| | 馱馬 | 荷車 | 馬車 | 人力車 | 旅人 | |
| 東京川越道 | 二、五二九一六 | 四三〇 | 二、九二〇 | 五、四三〇 | 三六、五〇〇 | 甘藷三分小麦粉二分紙類二分麦二分雜貨一分 |
| 浦和所沢道 | 二、九二〇 | 二〇、〇七五 | 〇 | 一、八二五 | 二〇、〇七五 | 穀物干糟 ^二 槽五步薪炭三步雜貨物 |

三 明治二一年 志木東京道運輸交通調

第三等公益道運輸交通調

| 道路名称 | 運輸交通(一カ年分) | | | 貨物種類 |
|-------|------------|---------|----------|--------------------------|
| | 馱馬 | 荷車 | 人力車 | |
| 鳩谷越生道 | 千八百七十疋 | 二千六百七十両 | 五千二百三十両 | 二分野菜 一分反物 三分木綿 四分米麦 |
| 浦和岩槻道 | 二千七百三十疋 | 千九百七十三両 | 二千三百四十両 | 三分甘藷 二分米 二分麦 三分反物 |
| 志木東京道 | 五千八百三十疋 | 千二百五十二両 | 千八百九十三両 | 五分小麦粉 二分米 一分麦 二分干糟 〆粕 |
| 大宮菖蒲道 | 千二百五十二疋 | 千三百七十五両 | 二千四百八十四両 | 三分甘藷 四分米 二分麦 一分薪炭 |

(埼玉県行政文書「明治21年 土木部」明1760)

三 明治二一年 東京川越道地元町村調

東京川越道

第一等公益道地元町村調
道路名称 町 村 名

白子村 下新倉村 上新倉村 岡村 台
村 溝沼村 膝折村 片山村 野火止村
大和田町 竹間沢村 藤久保村 大井町
苗間村 勝瀬村 亀久保村 藤間村

砂新田 岸村 大仙波村 大仙波新田
松郷 川越町 式十三ヶ村
浦和所沢道
所沢町 上安松村 下安松村 本郷村
城村 坂ノ下村 大和田町 志木宿

宗岡村 道場村 田島村 西堀村 関村
鹿手袋村 大戸村 別所村 浦和領別所
村 浦和宿 十八ヶ村

(埼玉県行政文書「明治21年 土木部」明1760)

第四節 信仰と神社

三 明治二年二月 祭礼御神楽諸入用帳

(表紙)

明治二巳春二月二十九日
祭礼御神楽諸入用帳
宿 藤右衛門殿

明治二巳春神楽

組々集寄扣

一 錢三貫文

一 錢貳貫四百四十八文

一金 卷分卜
卷 四百八十八文

廿軒分

下井戸組

八兵衛 請取

相之道組

半兵衛 請取

三十軒分

峯組

留五郎 請取
与兵衛 請取

一錢貳貫貳百四十八文

十五軒分
半在池組
甚五郎の請取

一錢壹百八百文

十式軒分
田畑組

一錢四貫七拾貳文

廿九軒分
漆台組
七左衛門
岩五郎の請取

一錢壹百七百文

十式軒分
長坂組
次郎兵衛の請取

一金壹分下

壹百四百四十八文

三十軒分
原新田組
浅五郎の受取

八組寄の金貳分下

拾八百貳百八文

神樂買金諸入用扣

一金壹兩貳分也

十八座神樂
買金料

一金壹朱也

割合人左ニ印

外ニ金貳分ニ付神樂
此分者入用正不入

金壹分也
藤右衛門
与七仙藏
伊助安久利

一銀七匁

晒六尺五寸

一銀七匁五分

浅黄切
六尺五寸

一貳百文

西之内
五枚

一貳百八拾八文

色紙
十五枚

一貳百八拾文

麻苧
貳十目

一五百三拾貳文

半紙
四帖

一一百三拾貳文

ひしやく
壹本

右七口之品源五郎殿ニ買

一六八八文

鯉節
壹本

一四八文

扇子
三本

一三三三文

喜撰茶

一貳百六拾四文

右四口白子宿ニ而買
するめ
貳前(ママ)

一八八文

大ろうそく
貳本

一六六文

右貳口弥次右衛門殿ニ而買

蠟燭
六本

一百文

右巷口浅右衛門殿ニ而買

小ろうそく

式本

一 壹〆八百文

蠟燭

十八本

一 八百七拾式文

豆腐

五十

一 金貳朱也

醬油貳升

一 錢七貫貳百文

右四口嘉兵衛殿ニ而買 □□神酒
神樂師吞

酒六升

一百文

右巷口重左衛門殿ニ而買

繩三房

一 三百三拾六文

右巷口氷川様ニ而買中人にしめ

こんにやく

一 貳百六拾四文

右巷口宿藤右衛門殿ニ而買

半紙貳帖

一 貳貫四百文

酒貳升

一 五百貳拾四文

右式口嘉兵衛殿ニ而買勘定酒之分

豆腐三丁

一 五百文

此分者軒別集米ニ而不足ニ付宿藤右衛門殿ニ而買申候分

白米五合

一 壹〆貳百文

右巷口嘉兵衛殿ニ而買是ハ氷川面米利兵衛殿代ニ而請取
候間神酒唱買吞

酒壹升

一 金壹分一朱也

芋 午莩 大根代

一金壹分一朱也

薪代

一金貳分也

右三口宿藤右衛門殿ニ而無心仕候間申候

宿 諸色代

〆金三兩老朱ト

錢拾九〆四百七十六文

内金貳分ト

拾八貫貳百八文

組々寄銭分

引〆金貳兩貳分一朱ト

壹〆貳百六拾八文

内金壹兩壹分貳朱ト貳拾四文

是者氷川面地之米代利兵衛殿江

太兵衛殿參り受取候分

尤昨辰年御檢見入有之ニ付上田故平年より年貢米納残り余分有之候年
貢諸役共納引残り米三斗貳升四夕有之候

内壹斗八万一凶作之用意として利兵衛方江預ヶ置

内米貳斗貳升四夕分兩ニ壹斗六升相場ニ代金也且氷川面残り米受取
候者近年始て請取候

当引〆金壹兩三朱ト壹〆貳百四十四文

兩替錢拾貳〆相場ニ切

此錢拾五〆四百九拾式文

貳拾貳軒割 壹軒ニ付錢七百五文割

但シ身元高下割左ノ名前之通り

外ニ軒別

白米壺升宛つ

此分式拾貳軒ニ候得共重左衛門殿除キ
跡式拾壺軒割

此米式斗壺升也

此分廿九日晦日兩日宿ニ而違尤此内
少し扱挽白団子壺重氷川様江持参いたす也

一七〇四文 武兵衛

一三〇四十九文 儀右衛門

一七〇四文 与市

一九〇四文 太兵衛

一七〇四文 長太郎

一七〇四文 長右衛門

一九〇四文 兵四郎

一七〇四文 六兵衛

一貳百四十九文 喜三郎

一三〇四十九文 元右衛門

錢拾五〇四百九拾貳文

右之通り諸勘定仕候処相違無御座候 以上

巳二月晦日藤右衛門内ニ而致ス

別 覚

諸勘定いたし候上余リ目出度儀与存酒壺升

藤右衛門 六兵衛 右四人ニ而買出ス
喜平次 太兵衛

但シ壺人ニ付三百文割

残り拾七人ニ而酒壺升買出ス

一七〇四文 長左衛門

一壺〆文 嘉兵衛

一七〇四文 与兵衛

一七〇四文 七左衛門

一七〇四文 浅右衛門

一四〇四十九文 林右衛門

一九〇四文 兵左衛門

一九〇四文 喜右衛門

一壺〆六十五文 喜平次

一九〇四文 弥次右衛門

一百文 重左衛門

一壺〆六十五文 藤右衛門

但シ老人ニ付六十八文割

〆酒式升仕舞吞

其跡

酒壱升豆腐肴附 宿藤右衛門殿ニ而買出ス

其外□酒之者江

金壱朱ト菓子買出ス 同断宿ニ而

右之通り追々馳走ニ預リ勘定日夜迄御厄介ニ相成候

巳二月晦日諸勘定日

(星野 茂家文書 21 | 21)

三 明治二年四月 下新倉村鎮守神主就任につき願書

乍恐以書付奉願上候

武州新座郡下新倉村組頭秀五郎其外左之名前之もの共

奉申上候、当村鎮守氷川神社八幡大神別当村内新義真

言宗東福寺無住ニ付、本寺同州豊島郡上石神井村三宝

寺ニ而兼勤罷在候処、今般

王政御一新ニ付神仏混淆者御廃止相成、別当・社僧之輩

者復飾いたし候様御布告之趣、一同承知奉畏候、然ル
処本寺ニ而者復飾差支ニ付一同相談仕、組頭秀五郎儀
神道執行ニ付同人百姓株俵織右衛門江相譲リ組頭退
役、右鎮守神主ニ相成柳下矢柄与改神勤仕度決着いた
し、右ニ付差支故障筋一切無御座候間、何卒以 御慈
悲右願之通神主御聞濟自身神葬祭被仰付被成下置度奉
願上候、以上

武州新座郡下新倉村

鎮守

氷川神社
八幡大神

神主願人

秀五郎

明治二巳年四月

同州同郡上石神井村

本寺
三寶寺

良実

角右衛門

村役人 惣代
名主 富太郎

可為願之通事印

品川県

御役所

(柳下 満家文書 26-31)

武州新座郡白子村

武州新座郡白子村

一 地 福 寺 地中

久 城 寺

但住職無之同州同郡同村同宗小本寺地福寺住職
覚 円兼帶罷在候

天 台 宗 地 福 寺 本 末 寺 号 其 外 明 細 帳

(表紙)

明治三庚午十月

天台宗地福寺本末寺号其外明細帳

触頭 何寺

天台宗山門派

武州入間郡川越仙波

品川県管轄所

中本寺

武蔵国新座郡白子村

一 中 院 末

瑞応山 地 福 寺

住職 覚円

天 台 宗

一 地 福 寺 門徒

武蔵国新座郡白子村

松竹山 観 音 寺

小本寺

品川県管轄所

在候

第四節 信仰と神社

天 台 宗

小本寺

品川県管轄所

武蔵国新座郡白子村

武州新座郡白子村

一 地 福 寺 地中

万 正 寺

住職無之武蔵国新座郡白子村小本寺地福寺住職
覚円兼帶罷在候

天 台 宗

小本寺

品川県管轄所

武蔵国新座郡白子村

武州新座郡白子村

但住職無之武蔵国新座郡白子村地福寺覚円兼帶罷

天台宗

武蔵国新座郡白子村

品川県管轄所

小本寺

武蔵国多摩郡中里村

一地 福寺 門徒

仲永山 東光院

但住職無之武蔵国新座郡白子村地福寺住職覚円兼

帶罷在候

右者天台宗本末其外寺号書面之通ニ御座候、右之外同宗

同派之寺院無御座候以上

品川県管轄所

武州新座郡白子村

地福寺住職覚円印花押

明治三庚午年十月

民部省御役所

(地福寺文書 129-80)

元 明治一六年二月 浅久保若者組月行事書上

(表紙)

明治十六年

東西 兩組 月行事

未二月十五日

三 神杉秀五郎 田中八百藏 柳下武二郎 上野忠藏

田中助五郎

坂田伝四郎 田中栄吉 田中吉右衛門

四 関根惣助 関根喜十郎 市川宗五郎

五 落合十松 内田駒吉 飯田初五郎

六 柳下藤二郎 田中馬吉 神杉伴二郎 柳下金藏

七 石山象五郎

八 野島万二郎 柳下源八 竹内

九 柳下金五郎 磯部菊太郎 柳下伝内

十 柳下又八 柳下米吉 柳下嘉七 鈴木栄内

堀越喜太郎

十一 柳下久藏 高瀬丈右衛門

十二 朝比奈仲右衛門 上野伊三郎 磯部民藏

一 磯部久太郎 牧島長助 牧島熊藏

二 田中幸吉 中村金藏

(裏)

浅久保
若 者 中

(柳下源太郎家文書 119—27)

三 明治一八年四月 上之郷組講中諸控記之帳

(表紙)

明治十八酉年
上之郷組講中諸控記之帳
四月吉日
代 星野藤右衛門控

(横帳)

目出度記始メ候

明治十八年四月二十八日サタ

同四月二十九日坂下弁財天神樂出錢

控左ニ

但シ壹軒ニ付金壹錢宛ツ、

月番 堀井増吉

(江九)
堀井安久利

明治十八年西七月一日大風雨ニテ同月二日夕方大水成、

上新倉村堤上半額余惣コソト成、夫ユイ字羽根子町地先

田中藤四良持処堤長六尺ヨ切レル、字屋敷田町天野啓之

輔之地先堤長三丈切レル、字向田町本田喜平次地先堤長

字赤池町以樋甲蓋落ル、字船橋町伊藤仁兵衛地先大

穴明キ、同町星野藤右衛門地先小穴明キ、是丈ヶ普請ニ

付人足日々出勤メ法取極メ、上之郷組凡拾五戸ニ付日ニ

入足三人、荷車壹輪、鋤二本持参之事、但シ車壹輪一日

ニ付金五錢、人足壹人ニ付一日金拾八錢宛ツ、西七月十

八日夜宝積院ニヲエテ上之郷組寄会致ス、御見分相濟次

第出勤ヲ定メ

左ニ名印

初日

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|-------|---------|--------|
| 富岡 伊助 | 富岡 林右衛門 | 齊藤 与兵衛 | 山崎 幾太郎 | 山崎 兵五郎 | 堀井 定吉 | 堀井 増吉 | 富岡 庄兵衛 | 堀井 儀右衛門 | 桜井 武兵衛 | 富岡 喜兵衛 | 星野 善兵衛 | 星野 弥三郎 | 本田 与七 | 本田 卯左衛門 | 星野 文太郎 |
|-------|---------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|-------|---------|--------|

星野 兼蔵
 増田 彖蔵
 増田 徳四郎
 増田 七五良
 本田 元次良
 星野 吉蔵
 星野 弥吉
 上篠 谷吉
 星野 仙蔵
 本田 喜平次
 本田 喜太郎
 本田 留五郎
 富岡 兵左衛門

十八年酉八月廿四日峯薬師様(盆カ)ニ付焼明付ル油代トテ上(灯カ)
 之郷組先年々月番之者集メル事ニ成リ□ル当年ハ本田留
 五郎、本多喜太郎兩人ニテ壱戸ニ付金壱銭宛ツ、集メル

| | | | | | | | | | | |
|------|----------|---|-------|--------|------------------|----|----|----|----|-------|
| なし | (朱書)二四一七 | 同 | 一月三日夜 | 增田 | 七五良 | 三錢 | 同 | 同 | 一五 | 同 |
| 拾貳錢 | 同 | 同 | 同 | 徳四良 | 三錢 | 同 | 同 | 同 | 二二 | 同 |
| 貳拾五錢 | 同 | 同 | 同 | 龜次良 | 貳拾三錢 | 同 | 同 | 同 | 二九 | 同 |
| 八錢 | 二五 | 同 | 一月四日夜 | 兼蔵 | 三錢 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 八錢 | 同 | 同 | 同 | 文太良 | 貳拾三錢 | 同 | 同 | 同 | 一六 | 同 |
| 貳拾三錢 | 同 | 同 | 同 | 本田卯左衛門 | 五錢 | 同 | 同 | 同 | 二三 | 同 |
| 五錢 | 同 | 同 | 一月五日夜 | 与七 | 三錢 | 三〇 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 六錢 | 二六 | 同 | 同 | 星野善兵衛 | 四拾貳錢 | 三〇 | 二三 | 一六 | 一〇 | 一月二日夜 |
| 三錢 | 同 | 同 | 同 | 富岡喜兵衛 | 八錢 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 八錢 | 同 | 同 | 一月六日夜 | 桜井武兵衛 | 三錢 | 同 | 二四 | 同 | 同 | 同 |
| 三錢 | 同 | 同 | 同 | 堀江儀右衛門 | (朱書) | | | | | |
| 三錢 | 二七 | 同 | 同 | 富岡庄兵衛 | 但シ壹夜三人ニ付金拾錢宛ツ、当ル | | | | | |
| 四錢 | 同 | 同 | 一月七日夜 | 堀井増吉 | 次ニ壹夜ニ付四人金拾三錢三厘当ル | | | | | |
| 三拾錢 | 同 | 同 | 同 | 安久利 | | | | | | |
| 六錢 | 同 | 同 | 同 | 山崎平五郎 | | | | | | |
| 六錢 | 二八 | 同 | 同 | 山崎幾太良 | | | | | | |
| 四錢 | 同 | 同 | 一月八日夜 | 斎藤与兵衛 | | | | | | |

明治十九年戌三月十日峯組代伊藤勝五良使へ、鎮守様春
 神楽清天(マユ)十二日トサタル、上之郷組中出錢壹軒ニ付金

三銭宛ツ、

戊三月

月番

星野善兵衛
富岡喜兵衛

明治十九年戊七月十五日ニ墓地カンリ者給料、但シ巷戸

ニ付巷ヶ年金三銭宛ツ、嶋根良寛へ頼ム、上之郷講中

宝積院へ集会致ス、七月半金、十二月半金両度ニ右同寺

へ月番持参致ス筈ニ取極メ致ス

戊七月

月番

齋藤与兵衛
山崎幾太良

七月三十日組中取アツメル、七月三十一日右兩人寺へ持

参

(星野 茂家文書 21—11)

第五節 生活の諸相

三 明治二年二月 奉公人請状之事

奉公人請状之事

此平蔵与申者髓成者ニ御座候而、我等請人ニ相立貴殿
江御奉公ニ差上、為御給金六両也只今髓ニ請取申処夷正
也、外ニ四季施代諸御賄代として金三両也夏冬両度ニ御
渡し可被下筈、但年季之儀者当巳二月十九日る来午年二
月五日迄中巷ヶ年季ニ相定申候、若此もの年季之内如何
様之不奉公敷、又ハ欠落取逃等致し候ハ、人代成共本
金成とも早速埒明ケ、貴殿江少も御苦難相懸ケ申間敷候
一御公儀様御法度之筋ハ不及申ニ、御家の御(作九)法急度為
相守可申候

一宗旨之儀ハ、代々真言宗ニ而長照寺檀那ニ紛無御座
候、寺請状御入用之節ハ何時成共差上可申候、為後日

奉公請狀証文一札仍如件

明治元巳年二月十九日

上新倉村
人主右平藏

父勘

藏

請人国

藏

柳下富太郎殿

(柳下廓次家文書 27-234)

三 明治三年 天自流劍術有形之卷

天自流劍術有形之卷

当流劍術依執心今般有形之卷令相伝候畢、弥以不可有
怠、先般誓文雖有之猶伝受之条々他言不可致候、依相伝
如左之

上段 中段 下段

左半月 左遊心 左清眼 左車 左陰

真陽 静心 真清眼 中角 真陰

右半月 右遊心 右清眼 右車 右陰

術之本体

請方之術

鏢留

切落

柳流

押留

卷留

鏢彈

体扱之術

岩浪

切落

大落

車輪流

添流

浮舟

豎横小口拔形術

向切付

一文字

拔留

拔流

早霞

切上

取詰拔形之術

ツカ詰

小尻詰

タテ詰

二人詰

三人詰

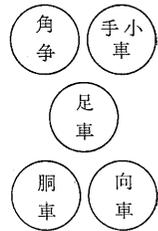
四人詰

立合手詰之術

手緘

眼碎

甲カイシ



太刀落 左 添 右 添

切むすぶ太刀乃下こそ さためなし

身を捨てこそかちも有らん

(あ脱カ)

怠りのこゝろのうちに てきそり

こゝろを敵とこゝろせむべし

速しとも急かてたとれ 怠るな

ときの至るを 天にまかせて

活法 小活 キン活

夫劍術者武門之常業也、帯劍不知術者有足与不知步行有目不知見者略齊矣、予從幼志于此術隨北国之隱士静浪平治家云者受業、雖然初学而別之闇夜如失灯火大愁歎之不止、故改志祈天地之武神日夜信心所不怠、一夜衣冠正白髮之老翁竊来於予寝前宜様、四海浪静而治国平天下之告節袋鎗弓忝仁政、然不弁治世乱世善惡表裏之理徒只安然鼓腹耳、汝幸而不忘却武常業厚志信心不怠奈神妙也、依伝汝劍術妙処之極意於此尔予術有此一儀此意非奥伝不易伝也、凡熟術者元天然自然也、汝寄諸流之名家克修業之則尔教必有得焉、嗚呼難得之御伝終慎受之、乃仰天拜

地而平日之志願一時開、歛喜之余雀躍不知手舞所足履、忽然夢已覺矣依情考彼与是所正靈夢之令然也、自是以来一心決定而如鉄石不厭山谷辺土修業年久矣、遊曆諸国寄寓諸家道場極千華万苦、於于此誠如靈夢之告熟術之究理者也、依今改号天自流爾云

天自流元祖

朽原鼎之輔義白入道 天自堂 二覚花押

明治三年仲春[㊦] 富澤信太郎殿

富澤信太郎殿

(富沢俊一郎家文書 112-55)

三 明治四年六月 往来手形一札之事

往来一札之事

一品川県管轄所武州新座郡上新倉村真言宗ニ而満願寺
且那ニ而名主久太郎組百姓^{□□□□}悴^{□□□□}此度伊勢参
宮ニ付、途中ニ而病死仕候ハ、町々宿々村々之御作法次第被成下度偏ニ願上度、依之此者義住所造成者

ニ相違無御座候、親類・村役人・旦那寺等迄相談之上外方違乱申者無御座候、為後日一札如件

明治四辛未八月

武州新座郡

上新倉村

親

親類 八

名主

満

代 ㊥

(鳥井由雄家文書 62-21)

明治一二年五月
熊野神社境内養魚場設置につき
請書

御請書

熊野神社境内
反別六反六畝廿九歩ノ内

一 反別式畝拾八歩 此坪数七拾八坪五合

第五節 生活の諸相

一 祭礼道具置場

但 梁間 武間
桁行 八間

右ハ今般御局ニ於テ養魚御試験御着手相成候処、同処ハ地畝ノ趣キニテ右地続キ境内之内并祭礼道具置場等御入用ニ付、本年ヨリ五ヶ年ノ間御借受ケ相成度旨御申聞之段奉謹請候、依テ村中人民共ヘモ夫々及合議候処、如何様御用向相成候テモ聊差悶之廉無御座候、依而御受書奉差上候也

埼玉県下第貳大区六小区

新座郡白子駅

明治十一年四月

氏子惣代 新坂政右衛門 印

副戸長 柴崎藤四郎 印

戸長 富沢茂兵衛 印

勸農局白子養魚場御中

(埼玉県行政文書「明治11年 社寺戸籍部」明57)

明治一四年一二月 登り下り荷物運賃口銭表
明治十四年登り荷物運賃表

六五

一月分 一上糠貳百七十俵

三月分 一同 貳百俵

三月分 一酒 拾四樽

四月分 一酒 八樽

五月分 一同 貳百六十九俵

八月分 一同 百九俵

十二月分 一同 八拾六樽

九月分 一同 百五十俵

十月分 一同 千百六拾三俵

百四拾六樽 駄数 七百七十三駄

貳千百六十壹俵 駄数 七百廿駄

三月分 一アク 灰六十俵

一同 四十俵

一月分 一赤穂塩三十俵

五月分 一同 三十俵

百俵 廿五駄

七月分 一同 百五十壹俵

八月分 一同 百四拾五俵

四月分 一千加貳百七十俵

五月分 一同 六百廿壹俵

九月分 一同 三百五十俵

十一月分 一塩 四十俵

七月分 一同 五百七十四俵

一同 百九俵

十二月分 一同 八拾俵

千五百七十四俵 駄数 三百拾四駄

八百廿六俵 駄数 百六拾五駄

千三百四十式駄

舟ちん 金八拾円也

七月分 一小麦五十俵

八月分 一同 四十俵

壹駄ニ付六銭掛リ

九十俵 四十五駄

口銭 八円也
手数料 八円也

一月分 一酒油拾六樽

二月分 一酒油廿式樽

明治十四年巳一月荷物表

駄数船賃記口銭

戸長柳下織右衛門殿江書出ス

一田米貳百拾俵

駄数ノ百五駄也

一粉名百八叭

同 五十二駄

一麩九拾三俵

同 十八駄

一真木三百五十七束

十四駄

一そうめん百七十四箱

十七駄

駄数ノ貳百六駄

舟ちんノ金拾円三十銭也

三 一そうめん

四十箱

四 一同

百五十四箱

五 一同

百箱

六 一同

六十五箱

十一月分 一同

百箱

一同

七十式箱

箱数ノ七百廿六箱

駄数ノ七十式駄

巳一月出方記

米粉名ノ

一三百拾八俵

二月分 一貳百俵

三月 一貳百七十一俵

四月 一貳百五俵

五月 一百六十俵

六月 一貳百五十式俵

八月分 一百廿三俵

九月 一貳百十三俵

十月 一五百拾貳俵

七月分 一百三十五俵

二月分 一同

廿一箱

下り荷物

巳一月分 一そうめん

百七十四箱

十一月分 一四百三十俵
十二月分 一三百十俵

俵数ノ三千三十卷俵

駄数ノ千五百十五駄

一五 九百廿四束
一六 百五十八束

一 八月分 六百十式束
一 七月分 百八束

一 九月 三百六十六束
一 十月 五百四十七束

一 十一月 千六百八十束
一 十二月分 五百四十二束

束数ノ七千五百五十七束 駄数ノ三百駄也

(内山家文書16-3 和光市教育委員会蔵)

一月分 一麩 九十三俵
二月分 一同 四十俵
三月 一同 九十二俵
四月 一同 百四十九俵
五月 一同 百廿八俵
六月 一同 百廿三俵

八月 一同 百十六俵
九月 一同 六十四俵

十月 一同 六十七俵
七月分 一同 四十七俵

十一月分 一 八十三俵
十二月分 一 四十六俵

俵数ノ千四拾七俵

式百九駄

三 明治一七年五月 柴宮河岸荷物取扱所荷物口銭表

明治十六年分荷物口銭表

武蔵国新座郡下新倉村

荒川通り字柴宮川岸荷物取扱所 高橋市太郎

未ノ一月分下り口銭揚り高

一金壹円貳銭五厘

同 二月分

一金貳円九拾壹銭七厘

同 三月分

一金貳円拾九銭六厘

同 四月分

一金壹円七拾四銭三厘

同 五月分

一金壹円三拾五銭五厘

同 六月分

一金貳円廿八銭也

一月分 一真木三百五十七束
三 一同 六百六十四束

二月分 一同 五百七十五束
四 一同 千廿四束

同 七月分 一金廿九錢壹厘
 同 八月分 一金六拾貳錢七厘
 同 七月分 一八拾三錢也
 同 八月分 一三拾八錢八厘
 同 九月分 一金五拾三錢也
 同 十月分 一金廿八錢五厘
 同 九月分 一金壹円八錢貳厘
 同 十月分 一七拾貳錢也
 同 十一月分 一金八拾三錢九厘
 同 十二月分 一金八拾九錢六厘
 同 十一月分 一廿壹錢三厘
 同 十二月分 一廿九錢也
 惣ノ金拾四円九拾八錢四厘
 惣ノ金七円拾四錢壹厘
 式口ノ金貳拾貳円拾貳錢五厘
 右之通り取調候処、相違無之候也

未ノ一月分 一廿錢七厘
 二月分 一拾八錢壹厘

明治十七年五月七日
 二百八番地 右高橋市太郎[㊦]

三月分 一廿錢四厘
 四月分 一金壹円四拾四錢六厘
 五月分 一金壹円拾壹錢九厘
 六月分 一四拾六錢也

(内山家文書16-5 和光市教育委員会蔵)

毛 明治一九年一二月 上新倉村諸商金高調書

自明治十九年一月 至 同 年十二月 商金高取調書 上新倉村

| 業 種 | 種 別 | 前 年 額 | 前々年額 | 二十年度税額 | 住 所 | 姓 名 |
|-----|---------------|--------------|---------|--------|-------|---------|
| 諸 商 | 卸 売 雜 穀 | 金五百九拾七円 | 金六百貳円 | 貳円九拾六錢 | 上新倉村 | 天 野 啓之輔 |
| 〃 | 〃 小 麦 粉 | 金貳百九拾八円五拾錢 | 金七百六十二円 | 〃 | 二〇四番地 | 富 岡 儀三朗 |
| 〃 | 〃 穀 商 仲 買 小 売 | 金三百六十八円廿二錢九厘 | 金三百拾三円 | 〃 | 〃 | 井 口 八百藏 |
| 〃 | 〃 | 金五百八拾円貳厘 | 〃 | 貳円九拾六錢 | 〃 | 〃 |

| | | | | | |
|---------------|------------|------------------|---------|-------|---------|
| 卸 壳 雜 穀 | 金 百七拾四円八拾錢 | 金 百八拾五円 | 六拾四錢 | 二 三 | 鈴 木 長九良 |
| 小 壳 小 間 物 | 金 拾五円五拾錢 | 金 三拾七円 | 四拾錢 | 四 四 | 塚 田 健次郎 |
| 小 壳 糠 干 鯛 商 | 金 貳百円八錢五厘 | 金 貳百六拾八円 | 貳円四拾錢 | 一 七 | 鈴 木 彦太郎 |
| 小 壳 荒 物 | 金 三拾五円七拾三錢 | 金 四拾円 | 四拾錢 | 二〇六 | 井口六郎右衛門 |
| 肥 物 | 金 八拾七円五拾四錢 | 金 貳百四拾五円 | 六拾四錢 | 一七四 | 山 田 龜五郎 |
| 卸 壳 雜 穀 | 金 三百四拾円 | 金 貳百六拾五円八拾六 錢 | 三円五拾二錢 | 一八六 | 井 口 重次郎 |
| 小 壳 薪 | 金 百三拾七円 | 金 八 百三拾七円廿五錢 | 三 円五拾貳錢 | 一〇二 | 桜 井 甚五郎 |
| 魚 商 | 金 四拾八円五拾錢 | 金 貳百貳円三拾錢 | 壹 円貳拾八錢 | 一〇一 | 萩 原 茂兵衛 |
| 小 壳 仲 買 玉 子 商 | 金 五拾貳円八拾錢 | 金 四拾五円三拾錢 | 六 拾四錢 | 一 九七 | 深 川 春 吉 |
| 仲 買 鷄 卵 | 金 九拾四円五拾貳錢 | 金 四拾八円 | 壹 円廿八錢 | 一 八五 | 鳥 飼 藤 七 |
| 小 壳 仲 買 鷄 卵 | 金 百三円四拾錢 | 金 貳拾七円 | 四 拾錢 | 一 一 九 | 星 野 善兵衛 |
| 小 壳 魚 商 | 金 八拾貳円九拾錢 | 金 八拾貳円 | 六 拾四錢 | 一〇〇 | 奥 山 伝五郎 |
| 小 間 物 | 金 九拾四円五拾錢 | 金 貳拾三円 | 四 拾錢 | 一 六 一 | 山 崎 駒 吉 |
| 塩 魚 | 金 貳拾三円八拾貳錢 | 金 三拾壹円 | 四 拾錢 | 一〇六 | 本 多 金之丞 |
| 金 拾九円 | 金 貳拾九円 | 金 貳拾八円 | 四 拾錢 | 一 九 八 | 上 原 久治郎 |
| 金 拾四円三拾錢 | 金 拾三円 | 金 拾三円 | 四 拾錢 | 一 六 九 | 秦 寅 藏 |

| 諸商 | 業種 | 種別 | 前年額 | 前々年額 | 廿年度税額 | 住所 | 姓名 |
|----|----|------|---|--------------------|-------------------------|-------------|---------|
| 諸商 | 雜種 | 飲食物店 | 三拾九円 金三円貳拾五錢 四拾貳円九拾錢 金六拾貳円 金九拾八円 | 金六拾壹円 金百五円 | 四拾錢 貳円 貳円 | 〃 〃 〃 | 岡田 熊治郎 |
| 〃 | 〃 | 飲食物店 | 金百四拾貳円七拾四錢 金九拾八円 | 金百三拾八円九十錢 | 三円貳拾錢 貳円 | 〃 〃 | 上原 長八 |
| 〃 | 〃 | 水車 | 挽白二個 搗臼十四個但シ三斗未滿 | 挽白二個 搗臼十個但シ三斗未滿 | 四円八拾錢 四円八拾錢 | 〃 〃 | 本橋 銀次郎 |
| 〃 | 〃 | 飲食店 | 搗臼十四個但シ三斗未滿 金貳百六拾六円七拾錢 金四拾貳円貳拾五錢 金百六拾六円八拾錢 金貳拾七円八拾錢 | 搗臼十個但シ三斗未滿 | 四円八拾錢 四円四拾錢 三円貳拾錢 | 〃 〃 〃 | 大野 忠藏 |
| 〃 | 〃 | 水車 | 挽白貳個 春白拾個三斗未滿 | 挽白貳個 春白拾個三斗未滿 | 四円 | 九一 | 富岡 兵右衛門 |

天明治一九年一二月 下新倉村諸商金高調書

自明治十九年一月
至同年十二月

商金高調書 下新倉村

| 諸商 | 業種 | 種別 | 前年額 | 前々年額 | 廿年度税額 | 住所 | 姓名 |
|----|----|------|---|----------------------------|----------------------------|------------------------------|------------------------------------|
| 諸商 | 小売 | 小間物商 | 金五拾貳円四錢 金七拾七円貳拾錢 金八拾五円 金三拾九円七拾八錢 金貳拾四円五拾錢 | 金五拾三円五拾七錢 金四拾八円 四拾三円 | 六拾四錢 六拾四錢 四拾錢 四拾錢 | 下新倉村 一四三番地 〃 〃 〃 | 石田 兼藏 石田 八五郎 田中 沢五郎 市川 新藏 |
| 〃 | 仲買 | 玉子 | 金七拾五円 | 金四拾八円 | 六拾四錢 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 小売 | 甘酒商 | 金三拾九円七拾八錢 | 四拾三円 | 四拾錢 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 炭 | 炭 | 金貳拾四円五拾錢 | 金貳拾三円五拾錢 | 四拾錢 | 〃 | 〃 |

白子^{營業}雜種組合行司柳下利八
(富沢俊一郎家文書 114-89)

| | | | | | |
|---------|-------------|----------------|--------|-----|--------|
| 仲買鷄卵商 | 金三拾貳円貳錢五厘 | 金三拾七円 | 四拾錢 | 二二 | 柳下兼五郎 |
| 小売塩魚 | 金貳拾五円三拾三錢 | 金三拾九円 | 四拾錢 | 六三 | 加藤留五郎 |
| 卸売仲買鷄卵商 | 金八拾八円九錢壹厘 | 金八拾三円二十四錢 | 六拾四錢 | 一六 | 関根又右衛門 |
| 小売菓物 | 金拾四円五十錢 | 金拾四円 | 四拾錢 | 一四 | 中村福太郎 |
| 小売葬具 | 金貳拾八円貳拾壹錢八厘 | 金五拾四円六拾三錢六厘 | 四拾錢 | 九六 | 安田文五郎 |
| 菓物 | 金四拾四円五十三錢 | 金八拾四円 | 四拾錢 | 九 | 柳下藤四郎 |
| 塩魚 | 金拾八円五拾錢 | 金貳拾四円 | 四拾錢 | 一四六 | 山崎利助 |
| 足袋 | 金貳百円 | 金五拾七円 | 貳円四拾錢 | 一一一 | 田中幸吉 |
| 蒟蒻 | 金三拾六円 | 金三拾五円 | 四拾錢 | 八一 | 田中文太郎 |
| 藍葉製造 | 金八拾八円五拾錢 | 金四拾五円 | 六拾四錢 | 一〇八 | 吉田団造 |
| 雜穀卸売 | 金七拾六円五拾錢 | 金七拾八円 | 四拾錢 | 九四 | 田中常右工門 |
| 青物小売 | 金五円 | 金五円 | 四拾錢 | 二 | 柳下平左衛門 |
| 小売生糸 | 金五円三十錢 | 金三拾四円 | 四拾錢 | 七 | 柳下又八 |
| 卸売織物工業 | 金七百貳拾四円 | 金四百五拾壹円 | 六円九拾八錢 | 一五〇 | 柳下吉左衛門 |
| 小売素麵 | 金百三拾四円 | 金百三拾五円 | 六円貳拾八錢 | 一七九 | 清水半次郎 |
| 桶商 | 金九拾七円七拾錢 | 金六拾五円 | 六拾四錢 | 三六 | 田中沢五郎 |
| 卸売織物工業 | 金四百六拾六円三拾錢 | 金三百四拾六円 | 四円五拾六錢 | 一一五 | 柴崎藤吉 |
| 織物諸商 | 金貳百三十三円拾五錢 | 挽白壹個 | 五円四拾錢 | 一〇八 | 柳下利八 |
| 雜種 | 未滿 | 挽白壹個 搗白貳拾三個 | | | |

第五節 生活の諸相

白子營業組合行司柳下利八
 雜種組 (富沢俊一郎家文書 114-90)

元 明治二〇年十一月 白子村諸商金高調書

自二十年十一月
至同年十二月
商金高調書 白子村

| 業種 | 種別 | 前年額 | 前々年額 | 二一年度税額 | 住所 | 姓名 |
|----|-------|-----------------------|---------------------|-----------------|---------|--------|
| 諸商 | 旅籠屋 | 人員千八百七拾三名 六百八名 | 人員千七百六拾貳名 四百貳拾八名 | 五円九拾三銭 貳円拾七銭 | 白子村三四番地 | 柴崎 高次郎 |
| " | " | 金八拾壹円貳拾五銭 | 金六拾六円三拾六銭 | 六拾壹銭 | " | 柴崎 文三郎 |
| " | 小売古着商 | 金三拾五円九拾八銭九厘 | 金四拾五円貳拾六銭 | 三拾八銭 | " | 波間 松五郎 |
| " | 塩魚 | 金三拾九円五拾九銭九厘 | 金九拾六円三十九銭 | 壹円貳拾貳銭 | " | 栗原 忠治郎 |
| " | " | 金七拾三円五十銭 | 金六拾八円四拾壹銭 | 六拾壹銭 | " | 松井 源助 |
| " | " | 更正文百円 | 金三拾五円四拾銭 | 六拾壹銭 | " | 小島 仙蔵 |
| " | 菓物 | 金七拾六円四拾銭 | 金三拾五円四拾銭 | " | " | 庄 小太郎 |
| " | 塩物 | 金三拾円五十銭 | 金四拾四円九拾銭 | 三拾八銭 | " | 浪間 藤吉 |
| " | 塩 | 更正文三拾五銭 | 金四拾四円九拾七銭 | 九円七拾三銭 | " | 柴崎 重蔵 |
| " | 小売豆腐 | 更正文五拾円 | 金百七拾四円九十銭 | 三拾八銭 | " | 加山 平吉 |
| " | 塩魚 | 金百三拾五円 更正文百五拾円 | 金四拾四円九拾七銭 | 三拾八銭 | " | 柴崎 庄太郎 |
| " | 塩魚 | 金貳拾壹円七拾五銭 更正文八十五拾円 | 金四拾四円五拾貳銭 | 九二 | " | |
| " | 桶商 | 金貳拾九円貳拾銭 更正文百円 | 金八拾四円五拾貳銭 | 二九 | " | |

| | | | | | | | |
|----|-----|----------------------------------|----------------------------|--------------------------|---------|-----|--------|
| 工業 | 魚商 | 三十四円五十銭 三十七円九拾五銭 | 金九拾三円八錢 更正金百五拾四円 | 金四拾三円八拾三錢 金九拾壹円七拾三錢五厘 | 三拾八錢 | 二一 | 新坂米吉 |
| 〃 | 鑄物 | 金四拾八円七拾六錢 更正金五拾八拾八錢 | 金四拾八円七拾六錢 金八十九円七十錢 | 六拾壹錢 | 七拾五錢 | 五三 | 富沢權太郎 |
| 〃 | 炭薪 | 金四拾八円八十錢 更正金五拾八拾八錢 | 金四拾八円七十錢 金八十九円九十錢 | 三拾八錢 | 六拾壹錢 | 八九 | 富沢己之助 |
| 〃 | 荒物商 | 金四拾八円九十錢 金百六拾五円 | 金四拾八円九十錢 金廿四円三拾錢 | 七拾五錢 | 七拾五錢 | 四五 | 富沢藤七 |
| 〃 | 荒□ | 金九十五円三十錢 更正金百五拾四円 | 金九十八円九十四錢 金七拾八円六拾貳錢九厘 | 七拾五錢 | 貳拾貳錢 | 五五 | 栗原千代松 |
| 〃 | 製茶 | 金六拾三円六拾錢七厘 更正金百円 | 金七拾八円六拾貳錢九厘 | 七拾五錢 | 七拾五錢 | 七九 | 富沢小左エ門 |
| 〃 | 小間物 | 金厘 百四拾四円八拾五錢五厘 百五拾九円三拾四錢 | 金九拾九円九拾錢 金九拾九円九拾錢 | 七拾五錢 | 七拾五錢 | 五六 | 並木せい |
| 〃 | 荒物 | 金九拾六円六拾錢 更正金百円 | 金九拾九円九拾錢 金三百六十三円六十八錢 | 貳拾貳錢 | 四拾貳錢 | 六七 | 加山弥三郎 |
| 〃 | 水油 | 金三百五十八円五十二錢 更正金四百円 | 金三百六十三円六十八錢 金千三百拾八円貳拾九錢 | 四拾貳錢 | 四拾貳錢 | 二五 | 鈴木仙右衛門 |
| 〃 | 荒物商 | 金千五百五拾四円五拾三錢 更正金千七百五拾四円 | 金千三百拾八円貳拾九錢 金六拾六円三拾六錢 | 拾八円三拾貳錢 | 六拾壹錢 | 二五 | 富沢權次郎 |
| 〃 | 古着商 | 金九拾壹円五拾貳錢 金貳百貳拾九円五拾五錢 | 金六拾六円三拾六錢 拾貳百四拾三円廿錢 | 六拾壹錢 | 六拾壹錢 | 一七 | 宮本力蔵 |
| 〃 | 塩魚 | 金貳百貳拾九円五拾五錢 更正金五拾四円 | 金五拾八円五拾錢 金拾五円八拾五錢 | 六拾壹錢 | 貳拾八錢 | 四六 | 小松崎熊五郎 |
| 〃 | 菓物商 | 金四拾五円三拾錢 更正金五拾四円 | 金五拾八円五拾錢 金拾五円八拾五錢 | 六拾壹錢 | 三拾八錢 | 五二 | 浪間清吉 |
| 〃 | 種商 | 金九円六拾五錢 金五百三拾四円 更正金千貳百五拾四円 | 金百八拾九拾錢 | 三拾八錢 | 拾壹円六拾三錢 | 九八 | 加山勝右衛門 |
| 〃 | 物 | | | | | 一〇三 | 新坂平次郎 |

| | | | | | | | | |
|-----|----|-----|-------------|-------------|--------|---|----|------|
| 諸商 | 水車 | 小麦粉 | 金七千四百七拾壹円五拾 | 金七千三百八拾六円五拾 | 四拾三円貳錢 | 〃 | 七七 | 富沢米吉 |
| 小売 | 車 | 〃 | 金貳錢貳厘 | 拾壹錢六厘五毛 | 三円六拾錢 | 〃 | 〃 | 柴崎平助 |
| 崑蕩商 | 〃 | 〃 | 五千貳百三拾円六錢五厘 | 〃 | 六拾壹錢 | 〃 | 〃 | 村田要蔵 |
| | | | 挽白貳個 | 挽白貳個 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| | | | 搗白八個但三斗未滿 | 搗白八個但三斗未滿 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| | | | 金七拾六円八拾九錢 | 金七拾八円五拾三錢 | 〃 | 〃 | 〃 | |

白子營業組合行司 富沢米吉

(富沢俊一郎家文書 115-100)

明治二〇年一月 水車引続營業願

水車引続營業願

埼玉県新座郡白子村七拾七番地

水車營業人 富沢米吉

本年一月ヨリ向明治廿四年十二月迄五ヶ年間引続き營業

仕度候間、御許容被成下度因之別紙場所繪図面相添此段

奉願候也

明治廿年一月廿四日

右

富沢米吉印

河名大川通
白子村千八百六拾六番地
字牛房

一 水車場 壹ヶ所

挽白四個

右私祖先儀、文化元年度其筋之許可ヲ得テ従来水車營業

罷在候処、客年十二月県令甲第三拾七号御達ニ依リ、尚

埼玉県知事吉田清英殿

前書之通相違無之候也

明治二十年一月廿五日

新座郡白子村連合戸長柳下織右衛門印

水車場略図

右之通相違無之候也

明治廿年一月廿四日

右 富沢米吉[㊦]

第一八〇四号

願之趣本年七月ヨリ来明治廿三年六月マデ満三ケ年間営業聞届ク

但期限中ト雖ドモ治水上妨害アリト認ムルトキハ営業ヲ差止ムルコトアルベシ

明治二十年七月廿五日

埼玉県知事 吉田清英[㊦]

水車営業人指令以下之ニ同シ

水車営業人指令以下之ニ同シ

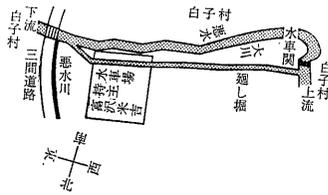
水車引続営業願

埼玉県新座郡白子村七拾七番地

水車営業人 富沢米吉

河名大川通
白子村千八百六拾九番地
字牛房

一 水車場 巻ケ所



挽白巻個
摺白式拾四個

右死亡父義、安政元年度其筋之許可ヲ得テ從來水車営業罷在候処、客年十二月県令甲第三拾七号御達ニ依リ、尚本年一月ヨリ向明治廿四年十二月迄五ケ年間引続キ営業仕度候間、御許容被成下度因之別紙場所絵図面相添此段奉願候也

明治廿年一月廿四日

埼玉県知事吉田清英[㊦]

前書之通相違無之候也

明治廿年一月廿五日

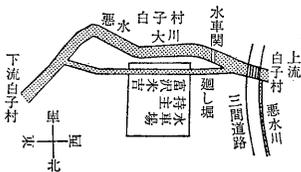
新座郡白子村連合戸長 柳下織右衛門[㊦]

水車場略図

右之通相違無之候也

明治廿年一月廿四日

右 富沢米吉[㊦]



水車場引続營業願

埼玉県下新座郡白子村第三十二番地

水車營業人 柴崎又一郎

大川通

白子村千七百七十四番

字宿

一 水車場 壱ヶ所

挽臼四個
搗臼拾九個

右者私義、明治十一年十一月中埼玉県庁之許可ヲ得テ従
来水車營業罷在候処、客年十二月県令甲第三十七号御達
シヨリ尚本年一月ヨリ向明廿四年十二月迄五ヶ年間引続
營業仕度候間、御許容被成下度因之別紙場所繪図面相添
此段奉願候也

明治二十年一月

右

柴崎又一郎 ㊦

埼玉県知事吉田清英殿

前書之通相違無之候也

明治廿年一月廿五日

新座郡白子村連合戸長 柳下織右衛門 ㊦

右之通相違無御座候也

明治二十年一月

柴崎又一郎 ㊦

水車場引続營業願

東京府日本橋区元四日市町第拾番地

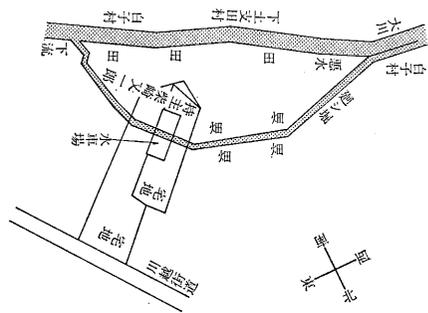
水車營業人 柴崎平助

大川通
白子村 八百九十九番
字滝川原

一 水車場 壱ヶ所

挽臼貳個
搗臼八個

右者私義、享保度年中地頭伊賀者給知之許可ヲ得テ従来



水車営業罷在候処、客年十二月県令甲第三十七号御達シ

ニヨリ尚本年一月ヨリ向明治二十四年十二月迄五ヶ年間

引続營業仕度候間、御許容被成下度因之別紙場所繪図面

相添へ此段奉願候也

明治二十年一月

埼玉県知事吉田清英殿

前書之通相違無之候也

明治廿年一月廿五日

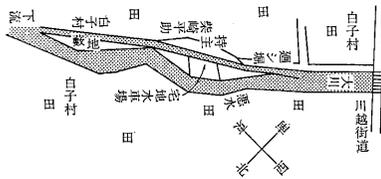
新座郡白子村連合戸長柳下織右衛門

右之通り相違無御座候也

柴崎平助

右

柴崎平助



水車場引続營業願

埼玉県下新座郡下新倉村第百八拾番地

水車營業人 柳下利八

矢川通

下新倉村四千三百五十四番地字富貴場

一 水車場

壹ヶ所

換白志個
搦曰二拾三個

右者私義、天明五年其筋ノ許可ヲ得テ從來水車營業罷在

候処、客年十二月県令甲第三十七号御達ニヨリ、尚本年

一月ヨリ向明治廿四年十二月迄五ヶ年間引続營業仕度候

間、御許容被成下度因テ別紙場所繪図面相添此段奉願候

也

明治廿年一月廿四日

埼玉県知事 吉田清英殿

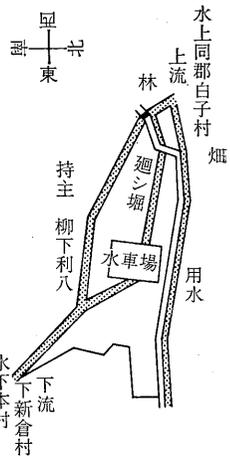
前書之通相違無之候也

明治廿年一月廿五日

新座郡白子村連合戸長柳下織右衛門

新座郡下新倉村四千三百五十四番

略 図 面



右之通相違無之候也

新座郡下新倉村

明治二十年一月廿四日

持主
柳下利八

水車場引続營業願

埼玉県下新座郡下新倉村第八十番地

水車營業人 柳下利八

白子川通
新座郡白子村二千五百五十二番字西牛房
一 水車場
抱白武個
搦白武個

右者私義、文政六年其筋ノ許可ヲ得テ従来水車營業罷在
候処、客年十二月県令甲第三十七号御達シヨリ、
(二脱之)
尚本年

一月ヨリ向明治廿四年十二月迄五ケ年間引続營業仕度候
間、御許容被成下度因テ別紙場所絵図面相添此段奉願候
也

明治廿年一月廿四日

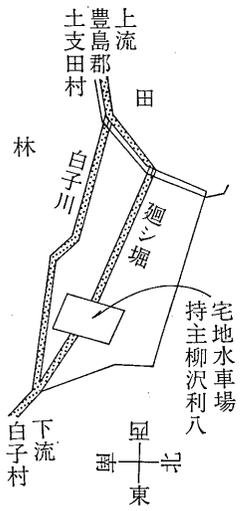
埼玉県知事 吉田清英殿

前書之通相違無之候也

新座郡白子村連合戸長柳下織右衛門

新座郡白子村二千五百五十二番

略 図 面



右之通相違無之候也

新座郡下新倉村

明治二十年一月廿四日

持主
柳下利八

(明治20~35年 水車関係書類) 和光市税務課蔵

四 明治二〇年四月
白子村連合勸農勤勉貯蓄組合
申合規約書

(表紙)

白子村連合勸農勤勉貯蓄申合規約書
(組合脱力)

新座郡白子村連合勸農勤勉貯蓄組合申合規約

第一章 總 則

第一条 当組合ハ明治十八年十一月本県諭達ノ御旨趣ニ
基キ設置スルモノトス

第二条 当組合ハ白子村連合〔白子村上新倉村
下新倉村〕村ヲ以テ一
組トナシ、白子村連合勸農勤勉貯蓄組合ト称ス

第三条 当組合ハ世話頭一人、世話人三拾四人ヲ公撰
シ、組合ノ事務ヲ委托スルモノトス

第四条 当組合ノ事務所ハ埼玉県新座郡白子村千百三拾
四番地ニ設置ス

第五条 当組合ハ明治廿年ヨリ十ヶ年ヲ以テ壹期トシ、

満期ニ至リ更ニ継続ノ法方ヲ議定スヘシ

第六条 当組合ノ費用ハ組合員ノ負担タルヘシ

第二章 目的

第七条 当組合ノ目的ハ各自業務ニ勉励シ、信義ヲ厚フ

シ、其余力ニ生スル者ヲ自カラ蓄積シ、儉約ヲ行ヘ、
各々富盛之基ヲ建テ幸福ヲ永遠ニ保全スルニアリ

第三章 世話人撰挙法及職務

第八条 世話人ハ各村伍長組合ニ耆人ヲ互撰シ、世話頭
ハ組合中ヨリ撰挙ス

第九条 世話頭及世話人ノ任期ハ滿二ヶ年トス
但満期ニ至リ再撰スルモ妨ケナシ

第十条 世話頭ハ組合連名簿ヲ製シ、署名捺印シ、組合
員タル事ヲ詳明ナラシムヘシ

第十一条 組合員ノ姓名ハ加除アル毎ニ世話頭ヨリ各世
話人ニ報告シ、世話人ハ該組合員ニ報告スヘシ

第十二条 世話頭ハ当組合ノ規約目的ヲ熟知シ、組合員
ヲ誘掖シ、德行業務ノ進歩ヲ謀リ、各自勤勉蓄積ノ方
法ヲ実行ナラシメ組合一切之事ヲ總理ス、世話人ハ之

二重ク

第十三条 当組合ニ執行スル事件ノ顛末ハ、世話頭ヨリ

戸長ニ報告スヘシ

第十四条 世話頭及世話人ハ無給トス

第四章 組合員加除勤務

第十五条 組合員ハ本籍寄留ヲ問ハス、現ニ村内ニ居住

シ戸主タルモノヲシテ組合員トシ、戸外ニ組合員ノ標
札ヲ掲クヘシ

第十六条 組合員ハ現ニ村内戸籍ニ登記アルモ、他ノ郡

村ニ寄留シ村内ニ住居セサルモノハ組合員外トス

第十七条 代換或ハ出入寄留ノ者ハ、其時々世話頭ニ届

出、加除ヲ乞フヘシ

第十八条 組合員ハ互ニ申合規約ヲ遵守シ、日夜勤勉蓄

積ノ法ヲ設ケ、余力ニ生スル金額ヲ貯金預所ヘ預ケ、

又ハ自ラ蓄積シテ資産ニ供スヘシ

第十九条 組合員ハ自家ノ都合ニ依リ不動産ヲ売却スル

トキハ世話人ヘ告ケ、世話人ハ世話頭ニ報告シ、可成

組合内ニテ売買スルヲ務ムヘシ、但組合内ニ望人ナキ

乎、又ハ価格ノ合意セサルトキハ組合外ヘ売却スルヲ
得

第五章 会 議

第二十条 会議ヲ別チテ集談会及共話会ノ二種トシ、通

常ニ開クモノヲ集談会トシ、臨時ニ開クモノヲ共話会

トス

第廿一条 集談会ハ年四回トシ〔三月、四月、

九月、十一月〕、各月十五

日ヲ以テ組合員一同集会シ、業務ノ得失蓄積ノ方法等
講談論議ス

第廿二条 共和会ハ各業務ノ閑暇ヲ量リ、世話人或ハ組

合中有志者ヲシテ臨時ニ開会シ、会日ハ十日以前ニ組

合員ニ報知スヘシ

但シ当日ノ費用ハ各自ノ負担タルヘシ

第六章 風 俗

第廿三条 衣類ハ綿服ヲ常トシ、汚穢ナキヲ要トシ美服

ヲ用ヘス、平素ハ男女トモ短袖ニ改メ業務ニ便ナラシ

ム

第廿四条 鬢髪ハ男ハ鬚髪、女ハ束髪ニ追時改良ヲ量ル

へシ

第廿五条 神事仏事ハ最モ敬礼ヲ厚フシ、侈靡ノ費用ヲ省略シ、神威仏徳ヲ潰サ、ル様執行スヘシ

第廿六条 産土神ハ勿論古社寺院ノ修繕等怠ルヘカラス

第廿七条 社寺ハ再建ノ外新タニ社堂ヲ建立スヘカラス

第廿八条 漫リニ神仏祭礼ニ托シ、諸興行ヲ企テ進物等

ヲ配付シ、又ハ誘導シテ強テ出錢ヲ促ス可ラス

第廿九条 異形ノ風俗ヲ為シ、神仏ニ無形ノ願ヲナシ、

健康ヲ害シ、自カラ吉凶禍福ヲ唱へ、神託仏告ト称

シ、他人ヲ惑溺シ、風俗ヲ猥ルヘカラス

第三十条 組合員ニシテ止ヲ得ス不幸ニ迫リ、身代限り

ノ所分^(マ)ヲ請ケ、又ハ公ケノ所分ヲ請ケサルモ他人ニ損

害ヲ与へ、公然名譽ヲ損シタルモノハ、弁償ノ義務ヲ

終ヘサル間ハ一層本規約ヲ恪守シ、日夜勤儉ヲ行ヘ其

義務ヲ尽ス事ヲ主トシ、決シテ傲慢凌侮ノ所為アルヘ

カラス

第七章 衣食住ノ節約

第卅一条 組合中ハ勿論一家共同親睦シ、互ニ奢ヲ矯メ

冗費ヲ省クヘシ

第卅二条 組合員ハ左ノ項目ヲ節約スヘシ

第一項 出産其他諸祝ノ節、身分不相応ナル美服ヲ調

製シ、又ハ互ニ過度ノ賄物等ヲ為ス事

第二項 冠婚ノ節、不相応ノ衣服ヲ調へ、過分ノ宴会

ヲ開キ多人數ヲ饗応スル事

第三項 葬式ノ際、会葬人等へ過分ノ酒食ヲ出ス事

第四項 常ニ衣食住ヲ分限外ニスル事

第五項 出産冠婚葬式ノ際、旧習ヲ固守シ沙汰ナキ処

ニ出会シ、贈物ヲナシ他人ノ饗応ヲ請ル事

第八章 雜則

第卅三条 諸商品ハ可成現金ヲ以テ売買シ、掛直無之講^(購)

求者ノ為メ正直ヲ本トスヘシ

第卅四条 地租民費其他一切ノ上納金ハ、戸長役場ヨリ

達之レアラハ日限無遲滞上納スヘキ事

第卅五条 戸長役場ヨリ召喚ノ達アラハ、日限刻限無遲

参出頭スヘシ

但止ヲ得サル事故アルトキハ刻限迄ニ其旨可届出事

第卅六条 労働時間ハ午前六時ニ始メ、午後九時ニ終ル

但シ業務ノ都合ニ拠リ伸縮スルハ勝手タルヘシ

第卅七条 集会ハ午前九時ニ始メ、午後五時ヲ終リトシ

出頭時間ヲ誤ル可ラス

第卅八条 平素他人ノ家ニ行キ無用ノ雑談ヲナシ、他人

ノ業務ヲ妨クヘカラス

第卅九条 夜他人ノ家ニ行キ雑談ヲ先ニシ、用談ヲ後ニ

シ、時間ヲ過シ安眠ヲ害スヘカラス

第四拾一条 金銭其他貸借ヲナストキハ、信義ヲ元トシ実

意ヲ保全スヘシ

第四拾一条 共話会ニ於テ相談スヘキ事項概ネ左ノ如シ

一 事務取扱便否ノ事

一 勸業上ニ関スル利害得失ノ事

一 学齡児童ヲ就学勸誘法ノ事

一 貧民児童就学方法ノ事

一 衛生ニ関スル清潔法並飲料水注意方法ノ事

一 伝染病予防手續補助方法ノ事

一 貧民種痘施術法ノ事

一 勤勉儲蓄節儉法ノ事

一 組合内互ニ相助ケル方法

一 耕作ノ便否肥料ノ適否及收穫ノ多寡

一 每耕地ヘ作人ノ氏名ヲ掲出スル等ノ事

一 道路堤塘修繕方法ノ事

一 虫害駆除法ノ事

一 工事ヲ起シ、或ハ植物富産ノ方法ヲ講スル事

一 荷造改良ノ事

一 商法ノ利ヲ正シクシ、公利ヲ謀ル事

一 森林保蓄方法ノ事

一 植物ノ生育豊凶等ノ概況原因説明ノ事

一 養蚕製糸製茶及桑茶培養方法ノ事

一 種子苗木類交換及試験植物生育等ノ事

一 田畑小作入附ニ関シ、利害得失ヲ講スル事

一 穀類精選方注意方法ノ事

一 鰥寡孤独救助法ノ事

一 旧習ノ弊害ヲ矯正スル事

第四拾二条 本組合ノ会議ニ於テ評決セシ事項ハ、組

合員ニ報告シ、組合員ハ必ズ履行スヘシ

第四拾三条 此規約ハ組合員過半数ノ同意ニアラサレハ

訂正スルヲ得ス

右申合規約ヲ履行スル為メ左ニ記名調印スル者也

新座郡白子村惣代

富沢 米吉[㊟]

富沢 沢次郎[㊟]

同 上新倉村惣代

天野啓之輔[㊟]

井上重次郎[㊟]

同 下新倉村惣代

野浦 新七[㊟]

田中 兼吉[㊟]

田中 藤吉[㊟]

同 白子村惣代

柳下 伝内[㊟]

前書之通規約候処相違無之ニ付奥印仕候也

明治廿年四月十四日

新座郡白子村連合戸長 柳下織右衛門[㊟]

農第貳号

書面規約之趣認可候事

明治廿年四月廿日

埼玉県北足立新座郡長小泉寛則[㊟]

(「駅通貯金預り法並報告勸農衛生」星野 茂家蔵)

第六節 村の概況

明治二十年四月 上新倉村地誌

明治二十年四月三十日

武蔵国
新座郡 上新倉村

沿革

名称 俣伝ニ云フ、垂仁帝ノ朝、新羅ノ人日庫（日庫恐
ラクハ日槍ナラン）ナル者来テ住ス、取テ以テ村名
トナス、後更ニ新座村ト称シ郡ノ本郷ニシテ、正保
ノ頃里俗肆マニ新座或ハ新倉ト書シテ之ヲ混用セシ
ガ、因襲ノ久シキ遂ニ今ノ新倉村ト改称スルニ至ル
ト、因テ寛永年中ノ改正檢地帳ヲ見ルモ亦タ新座村
トアリ、蓋シ村翁ノ説誣ユベカラザルナリ

所屬郡郷 往古新座郡ニ屬シ、中古広沢莊ト称シ、野方

第六節 村の概況

莊領 領ノ総村中ニアリ、明治五年新座郡第二大区六
組大 小区ノ中ニ編セラレ、同十二年三月区ヲ廢シ同
郡区 月又北足立新座郡役所ノ管理ニ歸シ、同十七年
戸長 八月白子村連合戸長役場ノ屬トナル
役場

分合 昔ハ民家寡ク寂寥タル一部落ナリシカ、天正中分
レテ二村トナル、即チ今ノ上下新倉村是ナリ

管轄 文永年間鎌倉將軍家ノ頃、隅田五郎時光ノ所領ニ
シテ、文保中吉良龜松之ヲ領シ、後小田原北条ノ家
臣太田大膳亮及川村彌二郎千葉某氏等ノ領知ニ歸
シ、降テ徳川氏ノ旗下板倉四郎左衛門勝重ヨリ板倉
周防守重宗ニ至ル、四傳シテ之ヲ司領シ、寛文・天
和ノ頃伊奈半十郎野村彦太夫之ニ代リ、宝永ノ後江
川佐兵衛同太郎左衛門等ヲシテ共ニ之ヲ分領セシ
メ享保、宝曆ノ間日野小左衛門池田喜八郎大野佐左
衛門ノ御料地（是マテ幾多ノ檢地アリ）アリ、明和
年間辻源五郎・川崎平左衛門等ノ支配所トナリ、尋
テ文化ノ末年ヨリ安政ノ初年ニ至ルマテ山本大膳・
大熊善太郎野田文蔵交々之ヲ領ス、而シテ明治元年

四月御料知臈事松村忠四郎支配トナリ、二年品川県ノ管轄ニ転ジ、四年十二月入間県所轄トナリ、復タ六年六月熊谷県ニ移リ、九年八月今ノ埼玉県管轄トナル

位置疆域

位置 新座郡ノ東部

東 北足立郡笹目村荒川ノ中央

西 新座郡台・小樽両村ノ原林

南 同郡白子・下新倉村ノ山林及ヒ耕地

北 同郡下内間木・根岸両村ノ田畝

幅員

東西 四拾町

南北 式拾町拾間

周囲 三里拾三町

面積 百式拾六万九千七百〇式坪

地味

色 黒

質 赤壤ヲ混ズ

適種 米・麦・甘薯ニ宜ク、且ツ蔬菜ニ適ス

地勢

山脈 ○

水脈 荒川ハ北足立郡内谷村ニ至リ新河岸川ト相会シ、

東流シテ笹目、下新倉両村ノ界ニ入り、殊ニ舟楫ノ

便アリ、小井戸川ハ本郡岡村広沢池ニ発シ、迂回シ

テ台村ノ境ニ到リ、分レテ二派トナリ田圃ニ注ク、

灌漑ノ利アリ、矢島川ハ字溜池ヨリ発シ北流シテ荒

川ニ入ル、大ニ灌漑ノ利アリ

東部 田畝ニ連接シテ荒川ニ瀕ス

西部 一帯坦丘ニシテ林圃相半ス

南部 同上

北部 萱生地水田多シ

全地形勢 地形東西ニ長ク、南北ニ短シ、西南阜燥ノ地

ハ稍々坦丘林圃多ク、中央以東ヨリ漸ク低下シテ一

連ノ水田ヲ起ス、川越街道村ノ西南ヲ遮リ、水陸共

ニ運搬ノ便尠カラス、時々旱水ノ患アリ

地種

| 計 總 | 民 有 地 | | 官 有 地 | | | | |
|---|----------------------------|---|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|----------------------------|-----------------------------|
| | 第一 第二 小計 | 第一 第二 小計 | 第一 第二 第三 第四 小計 | 第一 第二 第三 第四 小計 | 第一 第二 第三 第四 小計 | 第一 第二 第三 第四 小計 | |
| 段別 四百拾七町五反三畝廿式步 外反別四町七反九畝拾八步 筆數 五千貳百參筆 | 段別 參百六拾八町八反六步 筆數 拾七筆 | 段別 參百六拾八町參反四步 外反別四一七反九七七八步 筆數 五千百六拾八筆 畦 畔 敷 | 段別 參反壹畝八步 筆數 壹筆 | 段別 〇 筆數 〇 | 段別 四拾八町貳反四畝拾貳步 筆數 拾五筆 | 段別 壹反七畝廿六步 筆數 貳筆 | 段別 四拾八町七反參畝拾六步 筆數 拾八筆 |

里程

| | |
|---------------------|-------------|
| 元標所在 村ノ中央字峯 | 東 藏駅へ式里貳拾町 |
| 本巢庁へ 三里八町三拾間四尺 | 西 大和田へ式里 |
| 本郡役所へ 三里拾貳町三拾間四尺 | 南 〇 |
| | 北 志木駅へ壹里三拾町 |

第六節 村の概況

東京日本橋へ五里五町五拾貳間一尺二寸

著名市邑
板橋駅へ三里三町九間一尺八寸
所沢町へ四里
川越駅へ五里四町三拾五間

耕宅地及塩田

| 民有荒地 反別九反貳步 筆數 拾貳筆 | 計 總 | | 地 宅 | | 畑 | | 田 | | 官有地 |
|--------------------------------|---------|---------|--------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|------------------------------|--------------------------------|---------------------------|-------|
| | 筆數 〇 | 段別 〇 | 筆數 〇 | 段別 〇 | 筆數 〇 | 段別 〇 | 筆數 〇 | 段別 〇 | |
| 計 | 田 | 塩 | 地 | 宅 | 畑 | 田 | 田 | 田 | 民 有 地 |
| 段別 貳百九拾貳町五畝九步 筆數 四千百九拾三筆 | 段別 〇 | 段別 〇 | 段別 貳拾四町九反貳畝廿四步 筆數 貳百四拾壹筆 | 段別 貳拾四町九反貳畝廿四步 筆數 貳百四拾壹筆 | 段別 百六拾貳町五反四畝拾步 筆數 千七百七拾六筆 | 段別 貳萬三千四百八拾五町六拾四錢九厘 地価 | 段別 百四町五反八畝五步 筆數 貳千七百七拾六筆 | 段別 五萬六千八百六町八拾錢八厘 地価 | 民 有 地 |
| 地価 八萬六千八百四拾円七拾八錢貳厘 | | | 地価 六千五百四拾八円三拾貳錢五厘 | | | | | | |

地所 明治十九年一月調査ノ分

官有地

神社境内 段別 三反老畝八歩

寺院境内 段別 壹反七畝廿六歩

林 段別 八反三畝廿老歩

芝地 段別 三町貳反三畝拾五歩

溜池 段別 老町四反三畝老歩

河 段別 拾貳町七反七畝貳歩

溝渠 段別 貳町九反拾五歩

堤塘 段別 六町七反廿四歩

道路 段別 拾八町三反貳畝六歩

土取場 段別 貳町三畝拾八歩

合計 段別 四拾八町七反三畝拾六歩

民有地

田 段別 百四町五反八畝五歩

畑 段別 百六拾貳町五反四畝拾歩

郡村宅地 段別 貳拾四町九反貳畝廿四歩

林 段別 四拾四町五反老畝歩

山林 段別 拾町四畝拾四歩

竹林 段別 八反六畝拾貳歩

藪地 段別 貳畝廿貳歩

芝地 段別 拾八町四反五畝廿歩

萱生地 段別 七反拾九歩

墓地 段別 四反九畝拾歩

斃馬捨場 段別 貳拾貳歩

荒地 段別 九反貳歩

畦畔敷 段別 四町七反九畝拾八歩

合計 段別 三百七拾貳町八反五畝廿八歩

總計段別 四百貳拾老町五反九畝拾四歩

外 調査未済ニシ段別詳ナラズ

雜丹袋旧字 皿野 段別 拾六町五反六畝四歩

逆川 段別 七〇

境田外 段別 四町七反九畝拾歩

境田 段別 九拾貳

大野前 段別 五町參反廿七歩

草川洲 參町八反老畝九歩

東老反 割 參町九反五畝拾三歩

大野前 段別 四拾老

大野前 段別 五町參反廿七歩

大野前 段別 七拾七

| | | | | | | | |
|-----|------------------------|-----|----------------------------|-----|-------------------------|-----|-------------------------------|
| 北五畝 | 五畝割 四町五反式畝步 五拾五 | 舟橋 | 舟橋 五拾六 武町四反三畝拾三歩 | 練田 | 練田 九十七 參町壹反八畝壹歩 | 坂下 | 坂下 參町參反九畝廿九歩 四拾四 |
| 南五畝 | 五畝割 五町六反參畝廿五歩 九拾 | 羽根子 | 羽根子 五町貳畝廿三歩 百拾二 | 山王免 | 山王免 貳町三反式畝步 四拾 | 四ツ木 | 四ツ木 參町八反壹畝九歩 四拾壹 |
| 西壹反 | 壹反割 六町三反七畝貳歩 百拾 | 柳坪 | 柳坪 二町八反六畝廿六歩 五拾八 | 細田 | 細田 參町貳反壹畝廿九歩 六拾七 | 下井戸 | 下井戸 貳町三反式畝四歩 三拾三 |
| 貳畝割 | 貳畝割 參町四反拾五歩 九拾 | 天神下 | 天神下 參町壹反九畝廿六歩 六拾二 | 四反田 | 四反田 貳町七反式畝九歩 五拾貳 | 峰前 | 峰前 三町四畝拾歩 四拾六 |
| 向田外 | 向田 壹町八反貳畝廿壹歩 二十二 | 江川 | 江川 五町貳反八畝拾六歩 八拾九 | 六反田 | 六反田 四町八反八畝廿六歩 九拾五 | 長坂 | 長坂 貳町八反五畝拾歩 四拾 |
| 立町外 | 貳畝割 貳町七反廿八歩 七拾四 | 松之木 | 松之木 三町七反六畝參歩 八拾壹 | 合ノ田 | 合ノ田 三町六反六畝廿五歩 七拾九 | 田端 | 田端 四町貳畝拾四歩 五拾 |
| 三畝割 | 三畝割 貳町八反貳畝五歩 八拾壹 | 京手 | 京手 貳町三反三歩 四拾 | 五反田 | 五反田 參町六反八畝廿三歩 七拾四 | 半三池 | 半三池 三町四反三畝拾參歩 六十四 |
| 屋敷田 | 屋敷田 三町五反廿三歩 九拾貳 | 竹ノ下 | 竹ノ下 貳町五反式畝拾八歩 四拾一 | 境田 | 境田 四町七反六畝廿歩 一百 | 上ノ郷 | 上ノ郷 四町九反式畝拾六歩 四拾貳 |
| 屋敷田 | 屋敷田 參町壹反參畝五歩 五拾六 | 上谷中 | 上谷中 四町六反五畝廿六歩 百〇壹 | 大島 | 大島 貳町六反六畝廿七歩 六十七 | 赤池 | 赤池 四町壹畝廿四歩 九十五 |
| 立町 | 立町 參町壹反參畝廿歩 六拾 | 榎戸 | 榎戸 貳町六反式畝拾貳歩 五拾二 | 溜池 | 溜池 貳町七畝壹歩 四十三 | 下谷津 | 下谷津 三町壹反七歩 七十五 |
| 向田 | 向田 四町五反七畝廿六歩 九拾五 | 下谷中 | 下谷中 谷中 參町五反五歩 七拾八 | 午王山 | 午王山 參町參反參畝廿歩 七拾壹 | 宮ノ前 | 宮ノ前 上ノ郷 五町六反壹畝八歩 四拾九 |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|------------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| 花ノ木 | 堀口 | 峰 | 漆台 | 向坂 | 水久保 | 柿ノ木 | 坂 | 向原 | 上谷津 | 松山 | 松原 |
| 花ノ木 四町壹反七畝八歩 五十七 | 堀口 参町貳反貳畝貳歩 四拾二 | 峰 四町三反三畝廿六歩 五十九 | 漆台 参町五反八畝六歩 四十九 | 向坂 四町四反七畝廿七歩 五拾八 | 水久保 五町五畝五歩 五拾貳 | 柿ノ木 六町五反貳畝廿九歩 九十一 | 坂 六町五反貳畝廿九歩 九十一 | 向原 六町八畝七歩 八拾五 | 上谷津 三町五反貳畝廿貳歩 七十五 | 松山 六町六反九畝廿貳歩 六拾貳 | 松原 参町四反八歩 参拾九 |
| 北口 | 丸山 | 庚塚 | 小井戸 | 清水 | 越戸 | 富士塚 | 中通り | 鈴森 | 松影 | 北五反 | 割 |
| 北口 六町五反九畝貳拾貳歩 五拾貳 | 丸山 参町五反九畝廿壹歩 三拾三 | 庚塚 参町七反参畝五歩 参拾参 | 小井戸 五町壹反参畝五歩 五拾貳 | 清水 参町貳畝拾貳歩 三拾 | 越戸 小井戸 四町九反五畝貳歩 参拾七 | 富士塚 四町参反八畝廿七歩 参拾 | 中通り 四町貳反九畝貳歩 四拾六 | 鈴森 原新田 六町貳反壹畝廿四歩 五十七 | 松影 原新田 六町五反四畝拾壹歩 六拾六 | 北五反 五反割 四町七反四畝廿九歩 参拾六 | 割 五反割 四町七反四畝廿九歩 参拾六 |

山尻 山尻
五町壹反歩
三十八

土橋 土橋
参町七反七畝拾五歩
四拾

七ツ釜 七ツ釜
四町参反八畝拾七歩
参拾五

廣沢原 廣沢原
四拾七町四反貳畝拾
壹歩
四百六十二

南五反 南五反
五反割
七町壹反九畝拾九歩
七拾六

雜項

廣沢原 往時廣沢原ト称シ、本村外十六ヶ村ノ入会秣

場タリシカ、享保十一年丙午十月荒蕪ノ地ヲ開墾

シ、之ヲ十七ヶ村ニ割取り新田地ヲ起ス、同十七

年御高入レトナル、畑地反別廿八町三反六畝拾貳

歩、秣場反別拾三町九反貳畝拾八歩ナリシモ、后

往々樹木ヲ植メ、今ハ一帶ノ森林トナレリ

雜丹袋 振古雜丹袋ト称シ本村外一ヶ村ノ入会秣場ナ

リシカ、享保十六年辛亥十一月ノ御檢地ニ因リテ

開墾シ、之ヲ二村ニ割取り新田地ヲ起ス、同十七

年子六月御高入レトナル、畑反別拾五町九反四畝

廿四歩ナリシ、現今田地ニ変換セシハ十分ノ三ニ

居レリ

戸数

| 華族 | | 士族 | |
|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 本籍 ○ | 現住 ○ | 本籍 貳戸 | 現住 貳戸 |
| 内 出寄留管内外 ○ ○ ○ |
| 入寄留管内外 ○ ○ ○ |
| 小計 ○ | 小計 ○ | 小計 貳戸 | 小計 貳戸 |
| 平 | 民 | 合 | 合 |
| 本籍 貳百廿四戸 | 本籍 貳百廿六戸 | 本籍 貳百廿六戸 | 本籍 貳百廿六戸 |
| 現住 貳百廿貳戸 | 現住 貳百貳拾四戸 | 現住 貳百貳拾四戸 | 現住 貳百貳拾四戸 |
| 内 出寄留管内外 ○ ○ ○ |
| 入寄留管内外 ○ ○ ○ |
| 小計 貳百廿五戸 | 小計 貳百廿七戸 | 小計 貳百廿七戸 | 小計 貳百廿七戸 |
| 計 | 計 | 計 | 計 |
| 總計 貳百廿七戸 | 總計 貳百廿七戸 | 總計 貳百廿七戸 | 總計 貳百廿七戸 |

華族

人口

本籍 戸主男 ○ 計 ○
 家族男 ○ ○ 計 ○
 家族女 ○ ○ 計 ○
 管外 戸主男 ○ ○ 計 ○
 管外 戸主女 ○ ○ 計 ○
 管内 戸主男 ○ ○ 計 ○
 管内 戸主女 ○ ○ 計 ○
 家族男 ○ ○ 計 ○
 家族女 ○ ○ 計 ○
 入寄留 管外 戸主男 ○ ○ 計 ○
 管外 戸主女 ○ ○ 計 ○
 管内 戸主男 ○ ○ 計 ○
 管内 戸主女 ○ ○ 計 ○
 家族男 ○ ○ 計 ○
 家族女 ○ ○ 計 ○
 以上差引 ○

士族

本籍 戸主男 二計 貳人
 家族男 二計 六人
 家族女 四計 六人
 管外 戸主男 ○ ○ 計 ○ ○
 管外 戸主女 ○ ○ 計 ○ ○
 管内 戸主男 ○ ○ 計 ○ ○
 管内 戸主女 ○ ○ 計 ○ ○
 家族男 ○ ○ 計 ○ ○
 家族女 ○ ○ 計 ○ ○
 入寄留 管外 戸主男 ○ ○ 計 ○ ○
 管外 戸主女 ○ ○ 計 ○ ○
 管内 戸主男 ○ ○ 計 ○ ○
 管内 戸主女 ○ ○ 計 ○ ○
 家族男 ○ ○ 計 ○ ○
 家族女 ○ ○ 計 ○ ○
 以上差引 八人

平民

本籍 戸主男 二百廿七人
 家族男 四百七拾二人
 家族女 七百廿八人
 管外 戸主男 ○ ○ 計 ○ ○
 管外 戸主女 ○ ○ 計 ○ ○
 管内 戸主男 ○ ○ 計 ○ ○
 管内 戸主女 ○ ○ 計 ○ ○
 家族男 ○ ○ 計 ○ ○
 家族女 ○ ○ 計 ○ ○
 入寄留 管外 戸主男 ○ ○ 計 ○ ○
 管外 戸主女 ○ ○ 計 ○ ○
 管内 戸主男 ○ ○ 計 ○ ○
 管内 戸主女 ○ ○ 計 ○ ○
 家族男 ○ ○ 計 ○ ○
 家族女 ○ ○ 計 ○ ○
 以上差引 千四百十八人

總計

本籍 戸主男 二百廿三人
 家族男 七百七十四人
 家族女 七百廿四人
 管外 戸主男 ○ ○ 計 ○ ○
 管外 戸主女 ○ ○ 計 ○ ○
 管内 戸主男 ○ ○ 計 ○ ○
 管内 戸主女 ○ ○ 計 ○ ○
 家族男 ○ ○ 計 ○ ○
 家族女 ○ ○ 計 ○ ○
 入寄留 管外 戸主男 ○ ○ 計 ○ ○
 管外 戸主女 ○ ○ 計 ○ ○
 管内 戸主男 ○ ○ 計 ○ ○
 管内 戸主女 ○ ○ 計 ○ ○
 家族男 ○ ○ 計 ○ ○
 家族女 ○ ○ 計 ○ ○
 以上差引 千四百十八人

入寄留
 管外戸主男〇女〇計〇合七人
 家族男四人女三人計七人
 管内戸主男〇女〇計〇合零人
 家族男〇女〇計零人
 繳合八人

合計男七百零七人 計千四百三拾人
 女七百廿九人

以上差引千二百廿五人^(四)

本籍年 齡

| | | | | | | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 五年未滿 | 五年以上 | 拾年以上 | 十五年以上 | 二十年以上 | 廿五年以上 | 三十年以上 | 三十五年以上 | 四十年以上 | 四十五年以上 | 五十年以上 |
| 男一 女二 | 男二 女二 | 男七 女六 | 男七 女九 | 男一 女五 | 男四 女八 | 男五 女四 | 男四 女五 | 男五 女四 | 男四 女三 | 男二 女七 |
| 合二 | 合九 | 合一三 | 合一六 | 合二一 | 合二八 | 合三三 | 合三九 | 合四三 | 合四七 | 合五二 |
| 二百四人 | 五百五十五人以上 | 六十年以上 | 六十五年以上 | 七十年以上 | 七十五年以上 | 八十年以上 | 八十五年以上 | 九十年以上 | 九十五年以上 | 百年以上 |
| 男二 女二 | 男二 女二 | 男一 女一 | 男一 女一 | 男六 女六 | 男三 女二 | 男二 女三 | 男二 女一 | 男〇 女〇 | 男〇 女〇 | 男〇 女〇 |
| 合二 | 合二 | 合一 | 合一 | 合一二 | 合五 | 合三 | 合二 | 合〇 | 合〇 | 合〇 |
| 拾三人 | 拾六人 | 拾七人 | 拾七人 | 拾七人 | 拾三人 | 拾五人 | 拾三人 | 拾一人 | 拾一人 | 拾一人 |

總計 男六百九拾七人 合千四百廿二人
 女七百廿五人

生死及就籍除籍

出生 男二四 女二四 合三拾八人

就籍 男〇〇 女〇〇 合〇

計 男二四 女二四 合三拾八人

死亡 男二一 女二三 合二拾四人

除籍 男〇〇 女〇〇 合〇

計 男一一 女一三 合二拾四人

| | | | |
|----|----|---|---|
| 牛 | | 馬 | 車 |
| 小計 | 外種 | | |
| 〇〇 | 〇〇 | 〇 | 〇 |
| 合計 | 小計 | | |
| 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 合計 | 合計 | | |
| 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 合計 | 合計 | | |

| | | | | |
|--------|-------|------|----------|----------|
| 馬 | 內種牝拾八 | 小計十八 | 荷 | 六七以上〇 |
| | 外種牝〇〇 | 小計〇 | | 大六以上百三拾三 |
| | 小計牝十八 | 合計十八 | 車 | 合計百三十三 |
| 總計 十八疋 | | | 車力人 | 一人乘八 |
| | | | | 二人乘一 |
| | | | 合計九兩 | |
| | | | 總計 百四拾二兩 | |

| | | |
|-------|-----------|---|
| 戸長 役場 | 上新倉學校 | 校 |
| 所在 ○ | 所在本村中央字峯 | |
| 所轄町村 | 地坪三百拾六坪 | |
| 郵便局 | 建坪三拾六坪 | |
| 所在 ○ | 種類上新倉村ノ共立 | |
| 等級 | 生徒 男七十一人 | |
| | 女四十四人 | |
| 設置年月 | 合計百拾五人 | |
| | 教員 四人 | |

神社

産土神社

所在 村ノ北隅字上ノ郷 坪数九百八坪

祭神 素盞鳴尊、誉田別尊、合祀

社格 村社

創建年月 未詳

祭日 春秋二季 無定日

氏子 上新倉村一般

末社 稻荷社 御嶽社 神明社ノ三座

現在宮司若クハ詞官ノ名 柳下矢柄

雜 社内古松老杉数十章アリ、鬱密トシテ宛然□楼ヲ構フガ如シ、万治三庚子年極月十五日再建ノ挙アリ

寺院

光明山長照寺

所在 村ノ東部字四ツ木 坪数 五百七拾四坪

宗派 真言宗新義派

寺格 東京府北豊島郡上石神井村三宝寺(末脱カ)

開基人名 未詳

開基年月 未詳

末寺院 ○

現在ノ姓名(在ビ) 島根良覚

雜 永正元甲子年三月僧性與來住ス、其后寛永中災火ニ

羅り一朝烏有婦シタルモ篤信者復興シテ現状ヲ存ス、

降テ宝曆六丙子年十二月釈良宣ノ時ニ及ンデ寺格ヲ色

衣地ニ革メ中興法流開山ノ称アリ、本尊十一面観音ノ

座像ヲ安ス、堂前ニ銀杏樹アリ、高サ拾貳丈二尺、周

囲三丈壹尺余、森々トシテ枝葉全庭ヲ掩フ、之ニ因テ

考ルモ五百年以前ノ古刹タルヲ知ルベシ

満政山満願寺

所在 村ノ東部字午王山 坪数 五百六拾六坪

宗派 真言宗新義派

寺格 東京府北豊島郡上石神井村三宝寺(未脱カ)

開基人名 未詳

開基年月 未詳

末寺院 ○

現在ノ姓名 兼務島根良覚(住カ)

雑 該寺ノ過去牒ヲ檢スルニ法印定尊天正廿卯年十一月

朔日示寂ト見ユ、本尊ハ正観世音ノ座像ナリ、今住僧

ナキヲ以テ同村長勝寺ニ遷座ス、想フニ当寺ハ四百余

年以前ノ創建ナルベシ

医王山東林寺

所在 村中央字峯 坪数 六百八拾六坪

宗派 真言宗新義派

寺格 東京府北豊島郡上石神井村三宝寺(未脱カ)

開基人名 未詳

開基年月 未詳

末寺院 ○

現在ノ姓名 兼務島根良覚(住カ)

雑 本堂ニ古仏薬師如来ノ立像ヲ置ク、伝言フ空海上人

ノ自作ニシテ僅ニ日本三軀(遠州秋葉山蓬来寺薬師、

和州法隆寺西円堂、峯薬師)アルノミト、每十三年ヲ

經テ開扉供養スルヲ以テ古例トス、里人之ヲ峯薬師ト

云フ、是字峯ノ名因テ起ル所以ナラン乎

道路

川越街道

等級 県道 壹等

長 西南方下新倉村界ヨリ同郡台村ノ境ニ至ル延長

七町廿八間四尺

幅四間

長川越街道ヨリ東北ニ入り荒川ニ達ス、延長三拾三

並木 ○

丁式拾五間

影狀(形之)平坦ニシテ彎状ヲナス

幅式間

雜項 該路修繕ノ如キハ從來官金ヲ以テ費用ヲ弁ズ

並木 ○

河岸道

形状 陰夷相半ス

等級 里道

林藪

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|-----|--------|---------|--------|---------|---------|-------|--------|------|-------|-------|-------|-------|
| 所 | 所 | 所 | 所 | 所 | 所 | 所 | 所 | 所 | 所 | 所 | 所 | 所 | 所 | 所 |
| 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 |
| 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 半 | 田 | 長 | 峯 | 下 | 四 | 坂 | 溜 | 大 | 江 | 羽 | 三 | 逆 | 雜 | 袋 |
| 三 | 池 | 端 | 坂 | 前 | 戸 | 木 | 下 | 池 | 島 | 川 | 子 | 割 | 川 | 袋 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 式 | 式 | 式 | 二 | 二 | 二 | 三 | 二 | 二 | 二 | 三 | 二 | 三 | 三 | 三 |
| 等 | 等 | 等 | 等 | 等 | 等 | 等 | 等 | 等 | 等 | 等 | 等 | 等 | 等 | 等 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 九反八畝拾歩 | 三反五七九歩 | 三七歩 | 四反三畝四歩 | 式反一七十二歩 | 一反五七八歩 | 一反五七拾五歩 | 一丁五七廿二歩 | 八畝廿一步 | 二反七七一歩 | 壹反三歩 | 五畝拾九歩 | 壹畝拾七歩 | 壹畝拾七歩 | 壹畝拾七歩 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 杉 | 篠 | 薪 | 竹 | 同 | 薪 | 竹 | 篠 | 竹 | 同 | 薪 | 同 | 同 | 同 | 檜 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 所 | 所 | 所 | 所 | 所 | 所 | 所 | 所 | 所 | 所 | 所 | 所 | 所 | 所 | 所 | 所 | 所 | 所 | 所 | 所 |
| 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 官 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 |
| 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 字 | 字 | 字 | 字 | 字 | 字 | 字 | 字 | 字 | 字 | 字 | 字 | 字 | 字 | 字 | 字 | 字 | 字 | 字 | 字 |
| 七 | 松 | 鈴 | 仲 | 富 | 越 | 清 | 小 | 庚 | 北 | 松 | 松 | 上 | 上 | 柿 | 水 | 向 | 漆 | 掘 | 花 |
| ッ | | 通 | 士 | | | | 井 | | | 谷 | ノ | ノ | ノ | 木 | 久 | | | ノ | ノ |
| 釜 | 影 | 森 | リ | 塚 | 戸 | 水 | 戸 | 塚 | 口 | 原 | 山 | 津 | 郷 | 原 | 坂 | 保 | 坂 | 台 | 峰 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

等 級

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 七 | 五 | 五 | 五 | 五 | 三 | 三 | 五 | 三 | 三 | 五 | 三 | 無 | 四 | 四 | 三 | 三 | 三 | 三 | 二 |
| 等 | 等 | 等 | 等 | 等 | 等 | 等 | 等 | 等 | 等 | 等 | 等 | 等 | 等 | 等 | 等 | 等 | 等 | 等 | 等 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

反 別

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 二 | 一 | 一 | 五 | 五 | 七 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二 | 一 | 一 | 一 | 七 | 五 | 五 | 一 | 一 |
| 丁 | 反 | 三 | 反 | 反 | 反 | 反 | 七 | 反 | 反 | 二 | 反 | 三 | 反 | 二 | 反 | 五 | 反 | 七 | 反 |
| 一 | 四 | 敵 | 敵 | 敵 | 敵 | 敵 | 敵 | 敵 | 敵 | 敵 | 敵 | 敵 | 敵 | 敵 | 敵 | 敵 | 敵 | 敵 | 敵 |
| 七 | 八 | 五 | 七 | 七 | 八 | 八 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 |
| 步 | 步 | 步 | 步 | 步 | 步 | 步 | 步 | 步 | 步 | 步 | 步 | 步 | 步 | 步 | 步 | 步 | 步 | 步 | 步 |

主 用

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 薪 | 薪 | 材 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 材 | 材 | 竹 | 竹 | 竹 |
| 木 | 木 | 木 | 木 | 木 | 木 | 木 | 木 | 木 | 木 | 木 | 木 | 木 | 木 | 木 | 木 | 木 | 木 | 木 | 木 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|-------|---|---|---|---|---|---|---|-------------|---|---|
| 所有民有 | 所有民有 | 所有民有 | 字南五反割 | 等 | 同 | 同 | 五 | 六 | 五 | 反 | 一丁五反八七十一歩 | 主 | 薪 |
| 有民 | 有民 | 有民 | 字土橋 | 同 | 同 | 同 | 五 | 六 | 五 | 別 | 二丁九畝十九歩 | 同 | 薪 |
| 有民 | 有民 | 有民 | 字広沢原 | 同 | 同 | 同 | 五 | 六 | 五 | 別 | 三十四丁五反四七十七歩 | 同 | 薪 |

合計 反別五拾六町貳反八畝九歩

河渠

荒川

發源 北方北足立郡内谷村ト本郡下内間木村ノ間ヨリ来

ル、秩父郡中津川村ニ詳ナリ

流状 字西壺反割ニ沿ヘ心字形ヲ為シ、村ノ東北境ヲ劃

リ、笹目・下新倉兩村ノ間ニ入ル

所屬ノ長 千六百九拾間、^(幅力)広最広五拾三間、最狭三拾六間

深 最深壺丈四尺 最淺五尺 水質淡濁

灌漑 川岸高クシテ利用セス

運輸 舟楫ノ利運輸ノ便アリ、且ツ筏ヲ通ス

物産 鯉鮒ノ類ヲ捕フ

新河岸川

發源 本郡下内間木村ト田島村ノ間ヨリ環流シ来ル、入

間郡伊佐沼ニ詳也

流状 字三畝割ニ添ヘ迂廻シテ直ニ荒川ニ住^(注)グ

所屬ノ長 四百三拾間余 広最広廿間、最狭十五間

深 最深七尺 最淺三尺 水質淡濁

灌漑 利用ナシ

運輸 端舟ヲ通シ運送ノ便少ナカラズ

物産 ○

堤塘

荒川堤

長 本郡台村ノ境ヨリ起リ下新倉村ニ連^(互)亘ス、延長千式

百六拾間

高 八尺

幅 馬踏六尺堤敷拾壺間

雜項 伝ヘ言フ、暴風・霖雨ノ際河水汎溢シテ禾穀登ラ

ス、乃寛永中板倉重宗率先シテ之ヲ層築シ以テ其防

禦トナスト

湖沼

| | | |
|----|--------------|---------|
| 所在 | 溜池 | |
| | 村ノ東端字溜池 | |
| 径 | 縦 | 東西百〇五間余 |
| | 横 | 南北六拾七間 |
| 面積 | 四千貳百九拾壹坪 | |
| 物産 | ○ | |
| 水利 | 凡ソ三拾町歩ノ灌漑ニ供フ | |
| 雜項 | | |

古跡

新羅王ノ居跡

所在 村ノ東端字牛房山

現狀 畑及林ニテ更ニ旧趾ヲ存セス、然レドモ突然一丘

阜ヲ起シ眺望殊ニ宜シ、東北ヲ望メハ常野ノ遠山鑿

鑿中ニ出没シ、荒川ノ帆影人目ヲ悦ハシム、更ニ西

ヲ顧レハ富嶽ノ碧色雲烟中ニ隱見ス

雜項 垂仁帝ノ御代新羅ノ王子京師ヨリ下向ノ途スカラ

当地ニ來住セリ、現ニ山田、大熊、上原ノ姓氏ノ存
 スルハ其祖先^{〔從者カ〕}タリシ人ナリト云フ、而シテ此阜
 ノ名稱者王子ガ居跡ヨリ起リシヲ以テ御王山トカ、
 或ハ御房山トカ書スベキヲ屋霜久キヲ經、遂ニ乃チ
 牛房山ト訛伝セシモノナリ

租税

国税

地租金 二千三百廿五円四拾錢七厘

鉦山税金 ○

酒造税金 ○

醫麴營業税金 ○

烟草税金 五円

証券、印紙諸税金 ○

郵便料金 ○

訴訟用印紙税金 ○

代言人免許税金 ○

船税金 ○

車税金 八拾四円

会社税金 ○

銃猟税金 ○

牛馬売買免許税金 ○

売棄税金 八拾錢

度量衡税金 ○

版權免許料金 ○

商標登録手数料金 ○

海外旅券其他免許手数料金 ○

合計 金貳千四百拾五円貳拾錢七厘

地方税

地租割金三百九拾貳円四拾七錢六厘

戸数割金百三拾三円貳拾八錢六厘

營業税金八拾九円六拾八錢

雜種税金貳拾三円廿錢

合計 金六百參拾八円六拾四錢貳厘

旧租

田高五百五拾六石壹斗壹升五合 石盛^{上田}一石_{下田}五斗免

畑高五百四拾四石三斗五升壹合 石盛^{上畑}九斗_{下畑}一斗五升免

屋敷高拾九石五斗四升七合

合計 地租千百廿石壹升三合

石盛九斗

免

旧雜税

野手米 ○ 秣場野錢 永壹貫三百九拾三文

山手米 米 壹石三斗

六尺給米 米 壹石壹斗八升五合

夫銀 ○

伝馬宿入用 米 六斗六升六合

舟運上 ○ 油絞冥加 永五拾文 此油ノ木壹組

柴草冥加 ○ 水車運上 八百七文 三ヶ所

御藏前入用 永壹貫四百八拾壹文三分

合計 米三石壹斗五升壹合

永三貫七百三十壹文三分

物産

| | | | |
|----|-----|---------------|-----------|
| 糯米 | 生産高 | 千四百九石二升 | 輸出地方東京及近邑 |
| 大麥 | 生産高 | 拾石壹斗五升四合 | 輸出地方 同 |
| 小麥 | 生産高 | 五百二十石五斗 | 輸出地方 ○ |
| | 生産高 | 千六百七十二石八斗七升七合 | 輸出地方東京 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|-------------|-------------|---|----------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|----------------------------|---|------------------|------------------|-----------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|------------------|
| 乾 魚 | 菜 種 | 葉 草 | 楮 皮 | 甘 蔗 | 製 茶 | 藍 葉 | 蚕 卵 | 生 繭 | 生 麻 | 実 綿 | 甘 藷 | 馬 鈴 薯 | 玉 蜀 黍 | 蜀 黍 | 蕎 麥 | 大 豆 | 稷 | 黍 | 粟 | 裸 麥 | |
| 同 | 同 | 同 | 生 産 高 | 生 産 高 | 生 産 高 | 生 産 高 | 生 産 高 | 生 産 高 | 生 産 高 | 生 産 高 | 生 産 高 | 生 産 高 | 生 産 高 | 生 産 高 | 生 産 高 | 生 産 高 | 生 産 高 | 生 産 高 | 生 産 高 | 生 産 高 | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 目 四 拾 貳 貫 七 百 六 拾 | 九 百 貫 目 | ○ | 二 石 八 斗 | ○ | ○ | 廿 七 貫 | 五 万 三 千 四 百 廿 四 貫 | ○ | ○ | 拾 六 石 五 斗 | 四 拾 三 石 六 斗 五 升 | 二 百 八 拾 二 石 四 斗 | 百 五 拾 六 石 | 五 拾 九 石 五 斗 | 三 拾 壹 石 五 升 | 百 石 五 斗 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 輸 出 地 方 東 京 | 輸 出 地 方 近 邑 | 輸 出 地 方 | 輸 出 地 方 | 輸 出 地 方 | 輸 出 地 方 | 輸 出 地 方 東 京 | 輸 出 地 方 | 輸 出 地 方 | 輸 出 地 方 | 輸 出 地 方 | 輸 出 地 方 東 京 | 輸 出 地 方 | 輸 出 地 方 | 輸 出 地 方 | 輸 出 地 方 | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|------------------|------------------|--------------------------------------|---|------------------|----------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|-------------|--------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 木 綿 織 物 | 薪 | 陸 米 糯 | 陸 米 粳 | 蘿 蔔 | 碗 豆 | 蚕 豆 | 小 豆 | 白 豆 | 燒 酎 酒 | 銘 酒 | 味 淋 酒 | 濁 酒 | 清 酒 | 製 酒 | 干 塩 | 經 節 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 二 万 四 千 貫 | 一 千 百 反 | 四 拾 八 駄 | 六 石 七 斗 七 升 四 合 | 合 四 十 石 三 斗 六 升 五 | 四 百 三 駄 | 三 十 五 石 七 斗 | 三 拾 六 石 二 斗 四 升 | 五 拾 石 七 斗 五 升 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 東 京 | 東 京 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

農業 百六拾一戸
商業 ○
農商兼業 四拾九戸
民業

工業 拾九戸

医業 ○

雑項 本村ノ人民多クハ農商兼業ヲ営メリ、中ニ於テ婦

女ハ農間紡織ヲ事トス、其家産ノ如キハ、大旨上戸

一分、中戸四分、下戸五分ニ居ル

旧検地帳表書合計

| | |
|----|------------------|
| 書表 | 武州新座郡上新座村御検地帳 四冊 |
|----|------------------|

| | | |
|---|-----------------------------|-------|
| 合 | 上田八丁五反七畝十五歩 分米九拾四石三斗三升七合 | 壹石壹斗代 |
| | 中田三丁九反壹畝拾七歩 | 八斗代 |
| | 下田四丁壹反九畝五歩 | 五斗代 |
| | 上畑貳丁五反十五歩 | 九斗代 |
| | 中畑二丁三反五畝三歩 | 六斗代 |
| | 下畑三丁三反三畝壹歩 | 貳斗貳升代 |
| 計 | 分米七石二斗三升六合 | 九斗代 |

| | | |
|---|----------------------------|-------|
| 合 | 上田六丁七反六畝貳歩 分米七拾四石三斗六升七合 | 壹石壹斗代 |
| | 中田四丁七反三畝廿壹歩 | 八斗代 |
| | 下田三丁八反三畝拾七歩 | 五斗代 |
| | 上畑五丁九反八畝拾三歩 | 九斗代 |
| | 中畑壹丁六反拾歩 | 六斗代 |
| | 下畑五丁六畝十八歩 | 二斗二升代 |
| | 屋敷壹丁九畝貳歩 | 九斗代 |
| | 上田六町六反拾七歩 | 壹石壹斗代 |
| | 中田七丁五反八畝廿貳歩 | 八斗代 |
| | 下田五丁貳反九畝三歩 | 五斗代 |
| | 上畑六丁壹反拾三歩 | 九斗代 |
| | 中畑貳丁四反三七拾九歩 | 六斗代 |
| | 下畑壹丁七反八畝廿五歩 | 二斗二升代 |
| | 屋敷六反五畝貳歩 | 九斗代 |
| 計 | 分米五石八斗五升六合 | 壹石壹斗代 |

| 考 | 備 |
|-------------|--------------|
| 中田五丁八反九畝九歩 | 分米四拾七石壹斗四升壹合 |
| 下田五丁六反式畝十五歩 | 分米廿八石壹斗式升四合 |
| 上畑六丁五畝拾七歩 | 分米五拾四石五斗壹合 |
| 中畑六丁四反七畝十八歩 | 分米三拾八石八斗五升六合 |
| 下畑壹丁七反七畝廿壹歩 | 分米三石九斗壹升 |
| 屋敷六反壹畝廿式歩 | 分米五石五斗五升六合 |
| | 九斗代 |
| | 八斗代 |
| | 五斗代 |
| | 九斗代 |
| | 六斗代 |
| | 式斗式升代 |
| | 九斗代 |

旧検地帳所載ノ字

寛永八年辛未四月十七日 四冊ノ内

| 検地役人 | 浅田忠右衛門外八人 |
|-------|-----------|
| みつをさ | や 中 |
| 上四段田 | 相ノ田 |
| 地称五田尻 | 地め小田尻 |
| | やなかつば |
| | えのきど |
| | 地目小田町 |

| | | |
|---------|---------|-------|
| 竹ノ下 | いし田 | てい田 |
| 谷 田 | うるしたい谷津 | 倉 田 |
| とろめき | 西袋 | 牛房山ノ下 |
| 井 口 | 六段田 | やきわ |
| さかさ川 | やきわさかい | 野 島 |
| 屋敷廻 | はたけ中 | 谷 津 |
| くぼ薬師ノ下 | 原 | 向 原 |
| うるしだいの上 | 原当ひらき | 池 尻 |
| ねり田 | ほそ田 | そうじめん |
| 四段田 | してんこん田 | ずゝめき |
| くぼ田 | 宮 下 | 石めん |
| 八 田 | はんさいけ | 五段田 |
| やじま | いなり坂 | へいちくぼ |
| 十らせつ | やしき田 | いなり坂下 |
| 花ノ木 | 地藏坂 | ひらき |
| 原新田開 | 原新田 | 新 田 |
| 地藏まへ | 原新田当ひらき | 坂 口 |
| はつたんめ | 松ノ木じま | そうかぶち |

| | | |
|--------|-------|--------|
| ミぞ下 | えかわふち | ひつちき田 |
| にしの尻 | せんだな | ねのかミ |
| 舟橋 | 西六反田 | あいの田尻矢 |
| あいの田尻野 | ミねの前 | かわら |
| うるしだい | 前島 | したいどの上 |
| たいろくてん | 久保やくし | ほりくち |
| かみやつ | さわがしら | くミの木くほ |
| つちばし | こいど | あみだうしろ |
| 松木 | 八段田 | こんこう田 |
| 天神山 | 上八ツ | 東舟橋 |
| ごぼう山 | 堤の内 | 矢島 |
| はさま | 長坂上 | 下るど |
| 四ツ木 | 宮の前 | 沢くしら |
| 水くぼ | 以上百三字 | |

旧検地帳表書合計

| | |
|-----------------------|----------------------------|
| 書表 | 雑丹袋新田之内 武蔵国新座郡上新倉村新畑検地帳 |
| 中畑三町式畝拾五歩 高拾八石壱斗五升 | 六斗代 |

| | |
|-----------------------------|-----|
| 計 | 合 |
| 中ノ下畑三町九反五セ七歩 高拾九石七斗九升五合 | 五斗代 |
| 下畑貳町六反九畝拾五歩 高拾石七斗八升 | 四斗代 |
| 下ノ下畑四町七反八畝拾五歩 高拾四石三斗五升五合 | 三斗代 |
| 砂畑壹町四反八畝拾貳歩 高貳石九斗六升八合 | 貳斗代 |

旧検地帳所載ノ字

享保十六年亥十一月 日

検地役人 日野小左衛門外十人

雑丹袋

以上一字

旧検地帳表書合計

| | |
|------------------------------|-----------------------------|
| 書表 | 広沢原新開場之内 武蔵国新座郡上新倉村新畑検地帳 |
| 計 | 合 |
| 下畑四町壱反五畝廿四歩 高拾六石六斗三升式合 | 四斗代 |
| 下ノ下畑拾六町六反五畝廿歩 高四拾九石九斗七升壱合 | 三斗代 |
| 見付畑七町五反四畝拾五歩 高拾五石九升 | 貳斗代 |
| 屋敷拾貳歩 高三升六合 | 九斗代 |

旧検地帳所載ノ字

享保十七年子六月日 検地役人 日野小左衛門外十人

新田前 前原 向原 以上參字

旧検地帳表書合計

| 書表 | 計合 |
|------------------|--------------------------|
| 武蔵国新座郡上新倉村見取場検地帳 | 下ノ下畑七反四畝拾五歩 高式石式斗三升五合 |
| | 三斗代 |

旧検地帳所載ノ字

享保十七年子六月日 検地役人 日野小左衛門外十人

とうくめき 江川 以上二字

旧検地帳表書合計

| 書表 | 計合 |
|---------------|---|
| 武蔵国新座郡上新倉村検地帳 | 中ノ下畑五反歩 高式石 四斗代 下畑五畝廿七歩 高式斗壹升八合 式斗代 下ノ下畑九畝六歩 高九升式合 壹斗代 屋敷九畝拾五歩 高八斗五升五合 九斗代 |

旧検地帳所載ノ字

享保十二年未十二月日 検地役人 池田喜八郎外十人

漆台 蔵前 牛房山 以上三字

旧検地帳表書合計

| 書表 | 計合 |
|---------------------------|--|
| 荒川通 武蔵国新座郡上新倉村流作場新田検地帳 | 畑式町五反八畝廿四歩 畑參町六反四畝拾式歩 畑參町七反參畝六歩 畑式町壹反六畝拾五歩 萱畑式町六反六畝三歩 萱畑五町六反三畝廿四歩 萱畑參町式畝歩 萱畑壹反三畝六歩 芝畑九町三反壹畝廿壹歩 埜畑式町三反壹畝廿七歩 秣場式町壹畝廿七歩 |

旧検地帳所載ノ字

延享元年子七月日 検地役人 堀江荒四郎外十二人

台根岸境 大野前 境田 中嶋 以上四字

旧家

本村旧家ト思シキ者ハ字原新田ニ在ル鈴木彦太郎ニテ、

文祿中氏カ祖先鈴木若狭守光利ヨリ其子隼人少利国へ譲
与ナシタル系譜アリ(文長ケレハ省略ス)其際高倉大納
言ヨリ賜ハリシ添状アリ、左ノ如シ

添状之事

今度鈴木之家代々之系図退転有之処、其品々仍申立右之
卷不残写之則相伝候於末代相違無之判仍而如件

文祿四乙未歲四月十五日 高倉大納言卿支房花押

鈴木隼人少利国殿

古松

左記ノ三首ハ鈴木氏ノ所藏ニシテ、蜀山人等カ同氏ノ畑
中ノ一孤松アル見テ高吟セラレシ者ナリ

題龍隱松

南畝 太田 覃

板橋西北聴ニ村春ニ路入ニ新倉ニ訪ニ古農ニ不レ羨漕川千畝竹
唯看冬嶺一孤松天横ニ偃蓋ニ疑ニ栖鶴ニ地屈ニ蟠根ニ似ニ隱
龍ニ旬服只今帰ニ并税ニ高標何必受ニ秦封ニ

其二

鳥海 恭

孤標千仞野村西衆庶相求下作レ踪昔護幽人垂ニ兩蓋ニ今看
詞客入ニ新題ニ着龍衡レ燭蟠根色白鶴將レ雛多歲栖若使下秦

皇駐^中仙躡^上大夫名号定同齊

其三

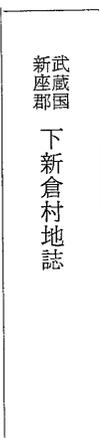
平 惟長

高標再託玉芙蓉白日深藏蔭幾重千載園陵余ニ魯頌ニ一朝風
雨倚ニ秦封ニ天間銜レ燭龍偏起鼎蒸ニ霞雀ニ自從容不レ恠人間
霜後色老鱗長捧少微儂

(上新倉村地誌「富岡俊一家藏」)

翌 明治二〇年四月 下新倉村地誌

(表紙)



武蔵国 新座郡 下新倉村

沿革

名称 垂仁天皇ノ三年ニ方リ、新羅国帰化ノ王子天日
槍(日槍ヲ土人日庫ト云ヒコハ)ヲ置キシ地ニシテ、此
時始メテ村名ヲ立テ日庫村ト称ス、其後改メテ新

座ト称ス、因テ一方ノ郡名トナル、今ノ新座郡即チ是ナリ、降テ幕府ノ中葉ニ至リ更ニ新倉村ト改メラレシト云フ

所屬郡郷 往古新座郡ニ屬シ、中世ニ至リ広沢ノ荘ト称
莊領 シ野方領ノ総称中ニアリ、明治五年新座郡第
組大 二大区六小区ノ中ニ編セラレ、同十二年三月
小区 大区六小区ノ中ニ編セラレ、同十二年三月
郡区 (盛カ) 区ヲ発シ、同月又北足立 新座 郡役所ノ管理ニ帰シ
戸長 同十七年八月白子村連合戸長役場ノ所屬トナ
役場

同十七年八月白子村連合戸長役場ノ所屬トナル

分 合 古ハ唯六戸ノ民家ノミアリシガ、後漸ク子孫ノ

蕃殖ト他郷人民ノ転住トニヨリ盛ナル部落ヲナセ

リ、天正十八年八月ニ至リ分レテ上下二村トナル

管 轄 文永ノ頃、隅田五郎時光此地ノ領主タリ、正安

年間ヨリ千葉介胤宗之ヲ領シ六伝其間百五拾余

年、実ニ康正二丙子ノ年ニ至ル、長禄元丁丑年ヨ

リ上杉朝昌之ヲ領シ、其六世ノ孫五郎朝定ニ至リ

後北条氏ノ領スル所トナリ、家臣福島上総介・同

大道寺駿河守・河村弥二郎等更ニ之ヲ領シ、天正

十八年八月徳川氏ノ所領ニ帰シ酒井河内守重宗ヲ

シテ之ヲ領セシメ、次キテ弟忠利之ヲ管シ忠利ノ

第三子忠重此地ヲ賜ハリシヨリ永ク酒井氏ノ領地

トナル、是レ寛永元年正月也、其後十伝シテ明治

元年二月ニ至ル、十三世二百八拾余年、時運革命

ニ当リ幕府政權ヲ解クニ及ビ、同年五月ヨリ御料

知県事松村忠四郎支配トナリ、同二年四月品川県

ニ、四年十二月入間県ニ、同六年六月熊谷県ニ転

シ、同九年八月埼玉県管轄トナル

位 置 疆 域

位 置 新座郡ノ東方

東 豊島郡成増村及新座郡白子村耕地

西 一帶新座郡上新倉村林園

南 新座郡白子村耕地及橋戸小樽二村原林

北 新座郡上新倉村耕地及荒川

幅 員

東 西 老里拾貳町參拾間

南 北 六町四拾五間

周回 参里参拾貳町五間五尺
面積 百拾七万貳千参百六拾八坪

地味

色 黒

質 赤壤ヲ滄ス

適種 晩稻及大小麦且ツ蔬菜ニ適ス

地勢

山脈 ○

水脈 荒川ハ北方同郡上新倉ト足立郡笹目村ノ間ヨリ

来リ、東流シテ野川ヲ併セ豊島足立両郡ノ間ニ入ル、灌漑ノ利ナクシテ舟楫ノ便アリ、野川ハ南方豊島郡成増村、同郡白子村トノ間ヨリ来リ迂折シテ本村ノ境ヲ繞リ東流シテ荒川ニ潮ス、志木川ハ白子村熊野森ヨリ発シ本村ニ入ル、矢島川ハ矢島池(マ)ヨシ発シ下ノ関用水ニ注ク、灌漑ノ利アリ、谷戸川谷中川亦村ノ南方ニ發シ字仏ノ木ニ至リ相会シ北流シテ上新倉村ニ入ル

東部 高低一ナラズ

西部 高燥ニシテ坦丘アリ

南部 平坦

北部 荒川ニ沿ヒテ地勢低下ス

全地 地勢西東ニ長クシテ南北ニ短シ、西南高燥ノ地

ハ概ネ平坦ニシテ林圃多ク、中央以北ヨリ漸ク下テ一帶ノ水田ヲ起シ、荒川近傍ニ至テ最低ヲ極ム、川越街道村ノ南方ヲ横断シ、河岸道一線ヲナシテ荒川岸ニ達ス故ヲ以坂道多シト雖トモ亦輸漕ノ便少ナカラズ

地種

| 官 | | 民 | |
|----------------|------|-------------------|------------|
| 第一 | 第二 | 第一 | 第二 |
| 段別 四反八畝廿壹步 | 段別 ○ | 段別 三百六拾六町二反七畝九步筆數 | 段別 九反七畝廿七步 |
| 筆數 壹筆 | 筆數 ○ | 筆數 七千四百 | 筆數 四拾九筆 |
| 第三 三拾壹町三反五畝廿八步 | 段別 ○ | 段別 三百六拾七町貳反五畝六步筆數 | 段別 九反七畝廿七步 |
| 筆數 ○ | 筆數 ○ | 筆數 五千五百 | 筆數 四拾九筆 |
| 第四 三拾壹町八反四畝拾九步 | 段別 ○ | 小計 三百六拾七町貳反五畝六步筆數 | 段別 九反七畝廿七步 |
| 筆數 壹筆 | 筆數 ○ | 筆數 廿一筆 | 筆數 四拾九筆 |
| 小計 三拾壹町八反四畝拾九步 | 段別 ○ | 小計 三百六拾七町貳反五畝六步筆數 | 段別 九反七畝廿七步 |
| 筆數 壹筆 | 筆數 ○ | 筆數 廿一筆 | 筆數 四拾九筆 |

| | |
|----------|-------------------------------|
| 計 | 総 |
| 筆数 | 段別 |
| 五千五百式拾式筆 | 三百九拾町九畝廿七步 外反別式町八反五畝廿三步畦畔敷 |

里程

| | | |
|------|------|--------------|
| 著名市邑 | 元標所在 | 村ノ中央字宮本 |
| | 本府 | 三里拾三町四拾間老尺 |
| 近 | 本郡 | 三里拾五町四拾式間八尺 |
| | 東 | 蕨駅へ式里半 |
| 駅 | 西 | 所沢駅へ四里 |
| | 南 | へ○ |
| 東京 | 北 | 志木駅へ老里廿八町 |
| | 日本橋 | へ五里式町七間式尺 |
| 著名市邑 | 板橋 | 駅へ式里式拾六町五拾四間 |
| | 川越 | 町へ五里拾壹町三拾五間 |
| ○ | ○ | |

耕宅地及塩田

| | | | | | | | | | |
|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 官有地 | 田 | 段別 | 筆数 | 田 | 段別 | 筆数 | 田 | 段別 | 筆数 |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 民有地 | 畑 | 段別 | 筆数 | 宅 | 段別 | 筆数 | 塩 | 段別 | 筆数 |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 計 | 田 | 段別 | 筆数 | 地 | 段別 | 筆数 | 田 | 段別 | 筆数 |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 官有地 | 田 | 段別 | 筆数 | 宅 | 段別 | 筆数 | 塩 | 段別 | 筆数 |
| 民有地 | 田 | 段別 | 筆数 | 畑 | 段別 | 筆数 | 田 | 段別 | 筆数 |
| 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 | 地 |
| 七拾町式畝拾四步 |
| 筆数 式千貳百九拾九筆 |
| 地価 三万六千八百廿四円拾錢八厘 |
| 段別 百八拾五町五反八畝拾九步 |
| 筆数 貳千四百九拾八筆 |
| 地価 二万七千六百八拾七円六拾五錢三厘 |
| 段別 貳拾六町六反七畝廿九步 |
| 筆数 貳百七拾五筆 |
| 地価 七千拾六円四拾九錢貳厘 |
| 段別 貳百八拾壹町貳反九畝貳步 |
| 筆数 五千七拾式筆 |
| 地価 七万五千五百廿八円廿五錢三厘 |

官有地

地所

明治十九年一月調査ノ分

神社境内 段別 四反八畝廿壹步
 土揚場 段別 八反壹步
 土置場 段別 廿六步
 河 段別 八町一反壹畝拾三步
 溝 段別 壹町七反四畝步
 堤 段別 四町八反廿四步
 道 段別 拾五町七反八畝廿四步
 合 計 段別 三拾壹町八反四畝拾九步
 民有地
 田 段別 七拾町貳畝拾四步
 畑 段別 百八拾五町五反八畝拾九步
 郡村宅地 段別 貳拾六町六反七畝廿九步
 林 段別 六拾九町四反七畝拾貳步
 藪 段別 五反三畝八步
 芝 段別 拾壹町三反五畝四步
 萱生地 段別 壹町七反壹畝拾七步
 池 段別 壹反壹畝廿步
 墓 段別 九反三畝壹步

斃馬捨場 段別 四畝廿六步
 荒地 段別 八反八畝廿六步
 稻干場 段別 十步
 畦畔敷 段別 二町八反五畝廿三步
 合 計 段別 三百七拾町壹反廿九步
 總計段別 四百壹町九反五畝拾八步
 外 調查未済ニテ段別詳ナラズ

字 地

境 旧字境田 田段別貳町參反九步
 町 旧字町田 田段別三丁三反五畝拾三步
 久保田 旧字四ツ木、久保田、町 段別三丁六反貳畝七步
 榎 旧字榎堂 堂段別四丁六反廿四步
 矢 旧字矢島 島段別參丁五反壹畝廿步
 神明道 旧字神明道下 段別廿壹丁五反貳畝廿八步
 後 旧字後田 田段別壹丁五反四畝七步
 酒井町 旧字酒井町 段別四丁貳反七畝廿一步
 天神ヶ谷 旧字天神ヶ谷戸 段別三丁七反壹畝四步
 谷 旧字谷戸、中新田 中段別四丁壹反五畝廿八步
 宮ノ脇 旧字宮脇 段別四丁六反八畝七步
 仏ノ木 旧字仏ノ木 段別五丁三反拾一步
 下 旧字下 段別廿壹丁五反貳畝廿八步

東^ト 妙^{ミョウ}蓮^{レン}寺 旧字妙蓮寺
段別五丁壹反廿式步
蓮^{レン} 寺 筆数七拾八

西^シ 妙^{ミョウ}蓮^{レン}寺 旧字妙蓮寺
段別三丁九反九畝廿四步
寺 筆数四拾四

谷^ヤ 戸^コ 段別四丁三反五畝拾八步
筆数八拾七

庚^ケ 塚^{ツカ} 段別四丁八反三畝五步
筆数六拾四

中^{ナカ} 丸^{マル} 段別四丁四反二畝廿四步
筆数五拾九

義^ギ 名^ナ 山^{ヤマ} 段別四丁九反四畝廿九步
筆数六拾六

妙^{ミョウ} 蓮^{レン} 寺 旧字妙蓮寺久保
段別四丁九反拾八步
久^ク 保^ホ 筆数六拾式

丸^{マル} 山^{ヤマ} 段別四丁八反九畝廿式步
筆数六拾五

西^シ 浅^{セン} 窪^{クワ} 段別四丁四反壹畝拾四步
筆数六拾三

丸^{マル} 山^{ヤマ} 台^{ダイ} 段別六拾八
筆数六拾八

地^ヂ 尻^{シラ} 段別四丁四畝六步
筆数四拾八

柳^{ヤナギ} 川^{カハ} 段別三丁六反七畝六步
筆数三拾三

谷^ヤ 中^{ナカ} 川^{カハ} 段別三丁五反廿六步
筆数五拾壹

宮^{ミヤ} 台^{ダイ} 段別三丁九反式畝拾四步
筆数八拾八

西^シ 本^{ホン} 村^{ムラ} 段別四丁一一反一畝一步
筆数七拾

東^{トウ} 本^{ホン} 村^{ムラ} 段別五丁壹反八畝拾七步
筆数五拾六

下^{シタ} 里^リ 段別三丁貳反三畝拾九步
筆数四拾四

雁^{カニマシ} 又^{マタ} 島^{シマ} 段別三丁六反六畝廿九步
筆数九拾六

大^{オホ} 島^{シマ} 段別五丁八畝拾七步
筆数百五拾七

樋^ヒ ノ 下^{シタ} 段別三丁四反六畝五步
筆数九拾七

扇^{アヒ} 田^タ 町^{チヨウ} 段別三丁八反九畝廿步
筆数九拾六

横^{ヨコ} 手^テ 町^{チヨウ} 段別四丁一一反四畝十八步
筆数百廿

宇^{ウツ} 木^キ 段別貳丁三反三畝拾三步
筆数六拾七

柳^{ヤナギ} 和^ワ 段別三丁三反六畝廿步
筆数百七

内^{ウチ} 川^{カハ} 段別貳丁九反九步
筆数百四

冲^{ウチ} 前^{マエ} 段別三丁四反式畝四步
筆数百八

雜^ザ 田^タ 町^{チヨウ} 段別五丁貳反三畝廿九步
筆数百五拾

塚^{ツカ} 田^タ 町^{チヨウ} 段別四丁壹反六畝拾四步
筆数百四

逆^{サカサマ} 川^{カハ} 段別貳丁四反八畝廿一步
筆数四拾

芝^シ 原^{ハラ} 段別三丁一畝式步
筆数七拾六

大^{オホ} 川^{カハ} 端^{ハタテ} 段別三丁九反六畝四步
筆数八拾七

雜^ザ 丹^ニ 田^タ 町^{チヨウ} 段別五丁八反八畝式步
筆数百五拾五

雜^ザ 丹^ニ 袋^{フクロ} 段別四丁六反七畝廿六步
筆数參

鐘^{カネ} ケ 淵^{ノボ} 段別六丁五反九步
筆数六拾

鐘^{カネ} ケ 崎^{サカ} 段別貳町九反九畝廿三步
筆数六拾壹

上^{ウヘ} 芝^シ 宮^{ミヤ} 段別貳町六反三畝九步
筆数五拾八

下^{シタ} 芝^シ 宮^{ミヤ} 段別貳町四反九畝廿五步
筆数四拾三

柴^シ 波^ハ 多^タ 段別三丁七反式畝廿六步
筆数二拾八

茅^{カヤ} 野^ノ 段別三丁一一反八畝四步
筆数三拾七

久^ク 寿^ス 川^{カハ} 段別四步
筆数六拾式

野^ノ 川^{カハ} 段別壹丁八反五畝廿四步
筆数七拾九

松^{マツ} 原^{ハラ} 段別壹丁三反三畝廿六步
筆数七拾四

吹^{フク} 旧字吹上
上段別四丁五反八畝拾貳步
筆數四拾三

富貴揚^{フキアキ} 旧字吹上
段別貳町五反五畝九步
筆數五拾三

吹久原^{フキバ} 旧字吹上、久保、原ヶ谷戸
段別四丁八反壹畝廿九步
筆數五拾八

宮^{ミヤ} 旧字宮脇
本段別壹丁八反壹畝拾貳步
筆數三十二

古美山^{コミヤマ} 旧字古美山
段別五丁六反六畝三歩
筆數七拾三

浅川^{アサカハ} 旧字瀧坂上
段別三丁三反三畝八歩
筆數三拾四

歌訪越^{カフクシ} 旧字歌訪越
段別六丁貳反六畝拾壹歩
筆數四拾六

浅久保^{アサキホ} 旧字浅久保
段別六丁三反四畝壹歩
筆數四拾六

富士塚^{フジノツツ} 旧字富士塚丸
段別四丁七反壹畝廿四歩
筆數貳拾五

富士越^{フジノシ} 旧字富士塚丸
段別三丁五反七畝拾九歩
筆數四拾貳

松山敷^{マツノキ} 旧字松山屋敷
段別五丁壹反六畝九歩
筆數五拾壹

東^{トウ} 旧字広沢原
広段別七丁七反六畝拾壹歩
筆數三拾七

西^{セイ} 旧字広沢原
段別七丁六反六畝廿八歩
筆數三拾

下^{シタ} 旧字久保
段別三丁八反二畝八歩
筆數廿八

登根山^{トネヤマ} 旧字殿山
段別二丁二反九畝廿五歩
筆數貳拾三

富士根^{フジノネ} 旧字富士塚丸
段別三丁貳反四畝廿三歩
筆數貳拾四

川口山^{カガキヤマ} 旧字久保
段別貳町八反貳畝四歩
筆數三拾三

八木山^{ヤギヤマ} 旧字八左衛門屋敷
段別六丁壹反四畝廿六歩
筆數三拾八

山下^{ヤマノ} 旧字向山
向段別三丁五反三畝七歩
筆數參

青木原^{アヲキノハラ} 旧字向山
段別四丁三反壹畝九歩
筆數七

角山^{ツノヤマ} 旧字源音屋敷
段別四丁三反六畝廿四歩
筆數六

向山^{ムカヤマ} 旧字向山
段別五丁六反壹畝廿四歩
筆數拾八

角平丸^{ツノヘイマル} 旧字角平丸
段別七丁四反四畝廿七歩
筆數拾九

押上^{オシノ} 旧字押上
段別五丁四反壹畝廿三歩
筆數拾九

新田山^{ニンジノヤマ} 旧字二軒新田
段別五丁五反五畝廿三歩
筆數六拾三

新田^{ニンジノ} 旧字二軒新田
段別四丁六反九畝拾八歩
筆數四拾六

東^{トウ} 旧字長久保
段別五丁五反廿四歩
筆數參拾六

長沼^{ナガノ} 旧字長久保
段別三丁七反四畝拾五歩
筆數五拾壹

久保原^{クボハラ} 旧字長久保
段別三丁七反四畝壹歩
筆數三拾九

西^{セイ} 旧字長久保
段別三丁八反五畝廿一歩
筆數四拾七

南^{ミナミ} 旧字長久保
段別三丁六反六畝壹歩
筆數四拾八

雑項

広沢原 古ヨリ広沢原ト称シ、本村外十六村ノ入会秣

場タリシガ、享保十一年丙午十月荒蕪ヲ開拓シ

之ヲ十七ヶ村ノ割取新田地ヲ起ス、同十七年子

年御高入トナル畑反別拾壹町貳反貳畝九歩ナ

リ、后漸次樹木ヲ植エ今ハ一連ノ森林トナリ、

又明治九年地租改正ノ際分テ東広沢・西広沢・

下広沢ノ三字トナス

雑丹袋 往時雑丹袋ト称シ、本村一ヶ村ノ入会場ナリ

シガ、享保十六年辛亥十一月ノ御檢地ニ因テ開拓シ、之ヲ二村ニ割取り新田地ヲ起ス、同十七年子六月御高入トナル畑反別五町七反八畝廿一步ナリシ、現ニ田芝両地相半ハス

戸数

| | | | |
|--|--|--|--|
| 華族 | | 士族 | |
| 本籍○ 現住 内 出寄留管外 入寄留管内○ 小計○ | 本籍○ 現住○ 内 出寄留管外 入寄留管内○ 小計 | 本籍○ 現住○ 内 出寄留管外 入寄留管内○ 小計 | 本籍○ 現住○ 内 出寄留管外 入寄留管内○ 小計 |
| 平 | 民 | 合 | 計 |
| 本籍式百參拾四戸 内 現住式百參拾三戸 出寄留管外老戸内○ | 本籍式百參拾六戸 内 現住式百參拾三戸 出寄留管外老戸内○ | 本籍式百三拾五戸 内 現住式百三拾三戸 出寄留管外老戸内○ | 本籍式百三拾七戸 内 現住式百三拾三戸 出寄留管外老戸内○ |

人口

華族○

士族

戸主男○計○
本籍 家族男○計○
内 現住○
出寄留管外○
管外戸主男○女○計○
入寄留 家族男○女○計○
管内戸主男○女○計○
家族男○女○計○
合○
繳合○
以上差引○

平民

戸主男○計○
本籍 家族男○計○
内 現住○
出寄留管外○
管外戸主男○女○計○
入寄留 家族男○女○計○
管内戸主男○女○計○
家族男○女○計○
合○
繳合○
以上差引○

戸主男式參老 計式百三拾二人
本籍 家族男四六八 計千二百五拾四人
家族男七八六 計千二百五拾四人
現住一四四七
合千四百八拾六人内 出寄留管外三四合三十九人

入寄留 管外 戸主男〇女〇計〇
 家族男一女計二人 合式人
 管内 戸主男〇女〇計〇
 家族男三女五計八人 合八人 繳合拾人

以上差引千四百五拾七人

總計

本籍 戸主男二三二計 二二三
 家族男四六八計 一二五七

現住 一四四七
 出寄留 管外三八
 管内五 合四三

入寄留 管外 戸主男〇女〇計〇
 家族男一女計二人 合二人
 管内 戸主男〇女〇計〇
 家族男三女五計八人 合八人 繳合拾人

以上差引千四百五十七人

本籍 年 齡

| | | | | | | | |
|------|------|-----|--------|-------|------|-----|--------|
| 五年未滿 | 女一三二 | 男九一 | 合二百二十三 | 十五年以上 | 女七六二 | 男六二 | 合百三拾九人 |
| 五年以上 | 女九八 | 男九三 | 合百九拾一人 | 廿五年以上 | 女三四 | 男三四 | 合九拾人 |
| 十年以上 | 女七三 | 男六五 | 合百三拾八人 | 廿五年以上 | 女六九 | 男五三 | 合百廿二人 |

第六節 村の概況

| | | | | | | | |
|--------|------|------|---------|---------|----|----|-------|
| 三十年以上 | 女六五 | 男三五 | 合百拾八人 | 七十年以上 | 女二 | 男三 | 合二拾五人 |
| 三十五年以上 | 女四八 | 男四一 | 合八拾九人 | 七十五年以上 | 女五 | 男五 | 合拾人 |
| 四十拾年以上 | 女三八 | 男三八 | 合七拾六人 | 八十拾年以上 | 女四 | 男一 | 合五人 |
| 四十五年以上 | 女四一 | 男四一 | 合八拾一人 | 八十五年以上 | 女〇 | 男〇 | 合零人 |
| 五十拾年以上 | 女二五 | 男二五 | 合五拾四人 | 九拾五年以上 | 女〇 | 男〇 | 合零人 |
| 五十五年以上 | 女二九 | 男二四 | 合五拾三人 | 九拾五年以上 | 女〇 | 男〇 | 合零人 |
| 六十拾年以上 | 女二四 | 男二二 | 合五拾二人 | 百歲以上 | 女〇 | 男〇 | 合零人 |
| 六十五年以上 | 女一八 | 男一五 | 合三拾三人 | 年 齡 未 詳 | 女〇 | 男〇 | 合零人 |
| 總計 | 女七百人 | 男七百人 | 合千四百九拾人 | | 〇 | 〇 | |

生死及就籍除籍

出生

男三三
 女三〇
 合六拾三人

就籍

男三〇
 女三〇
 計 男三〇
 女三〇
 合六拾三人

死亡

男二二
女二二
合式拾四人

除籍

男〇〇
女〇〇
合〇

計 男二二
女二二
合式拾四人

牛馬

牛 内種牝〇〇 小計〇
外種牝〇〇 小計〇

小計牝〇〇 合計〇

馬 内種牝三十匹 小計三十四匹
外種牝〇〇 小計〇

小計牝三十匹 合計三十四匹

總計 三拾匹

車

牛車〇 馬車二疋立〇 合計〇

荷車大七以上〇 合計九拾九
大六以上九拾九

人力車一人乘二輛 合計四輛 總計 百〇三輛
二人乘二輛

舟

| 總計 | 船 | 船形本日 | | 船 | 蒸氣 | |
|-----|------|-----------|--------|-----------|-----------|-----------|
| | | 船 | 船 | | 船 | 帆 |
| 計五隻 | 船〇 | 漁 | 客 | 合計 | 千屯未滿五百屯以上 | 千屯未滿五百屯以上 |
| | 小廻船〇 | 遊 | 通 | | 五百屯未滿百屯以上 | 五百屯未滿百屯以上 |
| | 船〇 | 茶 | 船五渡海船〇 | 百屯未滿五拾屯以上 | 百屯未滿五拾屯以上 | 五拾屯未滿 |
| | 船〇 | 水 | 船〇 | 合計 | 五拾屯未滿 | 〇 |
| | 合計 | 三隻 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| | | 千石以上 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| | | 五百石未滿百石以上 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| | | 五拾石未滿 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| | | 合計 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| | | 三隻 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| | | 百石未滿五百石以上 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| | | 百石未滿五拾石以上 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| | | 三 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |

神社

塵土
氷川神社
八幡

所在 村ノ中央宇宮本 坪数 千四百六拾壹坪

祭神 健速素盞男尊、誉田別尊へ合祀

社格 村社

年創 寛治五辛未年創建

祭日 春秋二季 無定日

氏子 下新倉村一般

末社 琴平神社、浅間神社、御嶽神社

現任宮司 若クハ祠官ノ名 柳下矢柄

雑 堀川天皇ノ寛治五辛未年社ヲ創建シ、八幡山八幡宮

ト称スト云フ、^(文カ)元禄三甲午年ニ至リ足立郡高鼻村氷川

社ノ分靈素盞雄尊ヲ相殿ニ合祀ス、降テ正保二乙酉年

三月地頭酒井菟岐守地ヲ檢シ、賦スルニ神地二千六百

六十坪ヲ以テス、明治元年別当東福寺ヲ廢シ、更メテ

祠守ヲ置ク

八幡神社

所在 村ノ東部字吹上 坪数 貳拾七坪五合

祭神 誉田別尊

社格 無格社

年創 嘉保二乙亥年

祭日 毎年三月十八日

氏子 ○

末社 ○

現任宮司 若クハ祠官ノ名 受持人 柳下矢柄

雑 寛治中奥州後ノ役起ル、朝廷源ノ義家ニ命シテ之ヲ

征セシム、軍利アラズ事京師ニ聞ス、弟義光之ヲ聞

キ、身ヲ脱シテ兄軍ノ応援ヲナス途、当地正覚院(今

ノ東明寺)ニ次シ八幡大神ヲ祭り、兄軍ノ為メニ兇賊

追討ヲ祈ル、其後嘉保二乙亥年僧祐覚此社ヲ修繕ス、

義光ノ詠歌アリ、(ミチノクノ、ムサシノクサモ、ナ

ビクナリ、ツキシロタイノ、フェノネジミワ)

神明神社

所在 村ノ北方字後田 坪数 二百七坪

祭神 大日靈貴尊

社格 無格社

年創 未詳

祭日 例祭七月十六日

氏子 信徒壱戸

末社 ○

現任宮司 受持人 柳下矢柄
若クハ祠官ノ名

雑 創建年月詳ナラズ、寛永廿年ニ至リ柳下善兵衛ナル者新ニ石宮ヲ建營セシヨリ今ニ至ル迄依然トシテ古社ノ風アリ

吾妻神社

所在 村ノ北方字後田 坪数 貳拾七坪

祭神 日本武妃橘媛

社格 無格社

創建 未詳

祭日 例祭日九月十九日

氏子 ○

末社 秋葉、稻荷、御嶽、三社

現任宮司 受持人 柳下矢柄
若クハ祠官ノ名

雑 社ノ鎮スル所、本村北部ノ大大阜ニシテ一ニ吾妻森

ト称シ、上新倉村御王山ニ連リ頗ル登臨ノ勝アリ、蓋

シ郷ノ古祠ト称スト雖トモ其濫觴ヲ詳ニセズ、今ハ阜

下金泉寺ノ鎮守タリ

浅久保稻荷神社

所在 村ノ西南字浅久保 坪数 五拾六坪

祭神 倉稻魂命

社格 無格社

創建 未詳

祭日 毎年例祭二月初午日

信徒 四拾五戸

末社 ○

現任宮司 倉稻魂命
若クハ祠官ノ名

雑 ○

谷戸稻荷神社

所在 村ノ西隅字谷中 坪数 廿四坪

祭神 倉稻魂命

社格 無格社

創建 未詳

祭日 例祭二月初午日

信徒 二拾六戸

末社 ○

現任官司
若クハ祠
官ノ名

雑 ○

松原稻荷神社

所在 村東端字松原 坪数 五拾坪

祭神 倉稻魂命

社格 無格社

創建 未詳

祭日 毎年例祭二月初午日

信徒 廿五戸

末社 ○

現任官司
若クハ祠
官ノ名

雑 ○

久寿川稻荷神社

所在 村ノ東端字久寿川 坪数 廿三坪

祭神 倉稻魂命

社格 無格社

創建 未詳

祭日 例祭二月初午日

信徒 拾六戸

末社 ○

現任官司
若クハ祠
官ノ名

雑 ○

浅間神社

所在 村西南字富士塚丸 坪数 二百拾四坪

祭神 木花開耶姫命

社格 無格社

創建 未詳

祭日 例祭六月十五日

信徒 一戸

末社 ○

現任官司
若クハ祠
官ノ名

雑 ○ 社川越街道ニ臨ミ村民柳下利八ノ齋神タリ

寺院

祥光山金泉寺

所在 村ノ北方字後田 坪数 六百八拾貳坪

宗派 臨濟宗建長寺派 寺格 鎌倉建長寺直末

開基 未詳

開基 未詳

末寺院 本村東明寺

現住ノ 武笠元奇

雑 寛永中再興ノ棟札ヲ見ルニ、本尊弥陀聖徳太子ノ作

ト刻セリ、由テ之ヲ考フルニ当寺ノ創建ハ六百年前ニ

アル事ヲ知ルベシ、而シテ堂宇モ世運ノ変遷ニ随ヒ一

時寂寥タル寒坊ニ帰セシガ、^(マ)頁観応ノ頃夢窓国師ヲ請

シ開山トセシ以来旧観ニ復セリ、其後康安元年ニ至

リ、二世願室和尚鎌倉建長寺ヨリ転住セシヲ以テ建長

寺直末トナリ、降テ五世大翁誕和尚・十二世道碩良和

尚共ニ中興ノ称アル者ナリ、尚ホ棟札ハ別紙ニ詳カナ

リ

台月山一鑑寺

所在 村ノ西端字酒井町 坪数 四百六拾九坪

宗派 曹洞宗 寺格 江州栗田郡 源昌寺末
浮気村

開基 酒井壱岐守忠重

開基 未詳

末寺院 ○

現住ノ 大柳泰英

雑 当寺元ト川越領酒井壱岐守忠重采地ノ中ニアリシ

所、寛永十一年同氏封ヲ此地ニ転セシヲ以テ、当寺モ

亦此地ニ移シ永ク同氏累代ノ花香院トス、安政六未年

四月回祿ノ災ニ罹リ、伽藍什器等悉皆烏有ニ帰シタル

ハ実ニ可惜ナリ、其後同氏又タ再興シテ今尚ホ存スト

雖トモ旧観ノ如クナラズ

長光山妙典寺

所在 村ノ東方字東本村 坪数 千六百三拾四坪

宗派 日蓮宗 寺格 北足立郡 妙頭寺末
新曽村

開基 隅田五郎時光

開基 後宇多天皇弘安三庚辰年

末寺院 ○

現住ノ 富川日命

雑 文永八年十月宗祖日蓮佐州ニ謫セラル途次、新座村

ノ古道鎌倉街道ニ出ツ領主隅田五郎時光迎ヒテ子安ノ
加持符ヲ請ヒシ旧地ニシテ、弘安三庚辰年当寺ヲ創
シ、雜髮シテ僧トナリ時光院日徳ト号ス、其子徳丸亦
雜髮、宗祖ノ真弟トナル、徳丸院日堅是ナリ、二世日
向以来星霜已ニ久シク堂宇壞廢ス、十一世日誉ナル者
再ヒ之ヲ興シ旧觀ニ復ス、又故アリテ紀伊家及加州ノ
夫人養源院等渴仰ノ心浅カラズ、屢当寺ニ詣ラル、堂
ノ傍ニ小池アリ、硯水ノ池ト云フ、其辺ニ古木アリ、
宗祖ノ手植ヒシモノニシテ是ヲ日蓮手植ノ柳ト云フ、
蓋シ当地ノ古刹ナリ

福田山東明寺

所在 村ノ東端字吹上

坪数 三百四拾八坪

宗派 臨濟宗
建長寺派

寺格 同村金泉寺末

開闢 普明国師

開基 康曆二庚申年

末寺院 ○

現住ノ 澤井宗源

雑 当寺古ハ正覺院ト号シ、修驗者ノ家ニシテ一時廢

絶、康曆二年ニ至リ再ビ普明国師ヲ延テ該寺ノ開基ト
ナス、其後世代断続之ヲ久フス、寛治五年ノ仲秋新羅
三郎源義光奥州下向ノ途次、当寺ヲ以テ一夜ノ旅館ト
ナセリ

福田山觀音堂 一ニ赤池堂ト称ス

所在 村ノ東部字吹上 坪数三千百三拾四坪

宗派 ○ 寺格 ○

開闢 行基菩薩

開基 天平乙酉年

末寺院 ○

現住ノ 兼務沢井宗源

雑 天平年間積ノ行基此地ニ来リ、身幹八寸ノ觀音ノ立
像ヲ彫シ、地ヲ本村字赤池ノ側ニトシ一字ヲ構ヒテ此

二安ス、故ニ号シテ赤池堂ト云、康暦二年同地東明寺ノ開基タリシ普明国師堂ヲ現在ノ地ニ移シ以テ修繕ス、其後堂宇破却シ為メテ本尊ヲ同村金泉寺ニ転置セリ、寛永ノ初メニ至リ、沙弥淨西ナル者又之ヲ修理ス、後チ災火ニ罹リ堂宇灰燼トナリシガ、優婆夷観命ナル者広く信施ヲ募リ以テ之ヲ再建シ、偉観旧ニ倍セリ、実ニ安永九年ナリ、然シテヨリ今ニ香花ノ盛ニシテ市ノ殷賑ナル近郷殆ント稀レニアル所ナリ

道路

川越街道
カワゴイカイダウ

等級 県道巷等

長 西南方上新倉塚ヨリ本郡白子村ノ界ニ至ル延長

(町カ) 八長五十間

幅 四間

並木 ○

形状 高低一ナラズ、凡テ曲線ヲナス

難項 古来官費ニ因リテ修繕シ、今尚地方税ヲ以テ支

弁セリ

河岸道
カシミチ

等級 里道

長 南方白子村ヨリ正北ヲ指シ村ノ中央ヲ縦断シ、

荒川ニ達、延長二十八町四拾間

幅 式間巷尺

並木 ○

形状 高低一ナラズ往々坂路アリ

林藪

| 所有 | 字 | 等級 | 反別 | 主用 |
|----|------|--------|---------|----|
| 民有 | 矢島 | 五等 | 四畝十七步 | 薪木 |
| 民有 | 神明道下 | 二等ヨリ四等 | 拾七步 | 細竹 |
| 民有 | 後田 | 二等 | 六反二畝十一步 | 薪木 |
| 民有 | 酒井町 | 二等ヨリ四等 | 三段三畝十四步 | 小篠 |
| 民有 | 天神ヶ谷 | 巷等 | 式反拾六步 | 薪木 |
| 民有 | 戸ノ木 | 四等ヨリ七等 | 四反五畝十一步 | 竹 |
| 民有 | 宮ノ脇 | 巷等 | 二畝廿一步 | 竹 |
| 民有 | 谷中 | 四等ヨリ七等 | 式反四畝廿一步 | 薪 |
| 民有 | 東妙蓮寺 | 四等 | 五反十七步 | 薪 |
| 民有 | 西妙蓮寺 | 四等 | 三反廿八步 | 薪 |
| 民有 | 谷戸 | 四等ヨリ七等 | 二反四畝拾八步 | 薪 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---------|--------|---------|-------|---------|--------|---------|--------|----------|--------|----------|---------|------|---------|---------|----------|--------|-----------|---------|--------|---------|---------|-------|---------|---------|
| 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | | | | | | |
| 古美山 | 大川端 | 吹上 | 吹久原 | 富貴揚 | 松原 | 野川 | 久壽川 | 芝波多 | 下芝宮 | 上芝宮 | 鐘ヶ崎 | 雜丹袋 | 檜ノ下 | 大島 | 下里 | 東本村 | 西本村 | 宮ノ台 | 柳川 | 地尻 | 丸山台 | 西淺久保 | 義名山 | 庚塚 | |
| 四等 | 四等 | 七等 | 一等ヨリ七等 | 五等 | 五等 | 四等ヨリ五等 | 四等 | 二等 | 三等 | 三等 | 五等ヨリ七等 | 一等ヨリ七等 | 老等 | 老等 | 二等 | 一等ヨリ四等 | 一等ヨリ七等 | 四等ヨリ七等 | 老等 | 一等ヨリ五等 | 一等ヨリ四等 | 一等ヨリ二等 | 四等 | 四等 | |
| 式敵廿一步 | 拾七步 | 九反九敵六步 | 七反八敵廿六步 | 四敵十九步 | 式敵廿七步 | 廿四步 | 六敵廿七步 | 一反五敵十步 | 二反四敵十七步 | 五敵廿九步 | 三敵三步 | 六敵十三步 | 三敵三步 | 式敵拾三步 | 一反四敵十三步 | 一反五敵廿七步 | 一反廿四步 | 式反六敵廿二步 | 式反五敵廿七步 | 二反一敵四步 | 三反五敵廿三步 | 式反拾三步 | 老敵廿一步 | 老敵廿二步 | |
| 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | |
| 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | 民有 | |
| 押上 | 角平丸 | 向山 | 角山 | 青木原 | 下向山 | 八木山 | 富士根 | 登根山 | 下広沢原 | 西広沢原 | 東広沢原 | 松山敷 | 富士塚丸 | 淺久保 | 諏訪越 | 淺川 | | | | | | | | | |
| 五等 | 五等 | 四等ヨリ五等 | 四等 | 四等 | 四等 | 四等ヨリ五等 | 二等 | 二等ヨリ四等 | 二等ヨリ五等 | 四等ヨリ五等 | 四等ヨリ五等 | 四等 | 二等 | 一等ヨリ五等 | 二等ヨリ七等 | 一等ヨリ四等 | | | | | | | | | |
| 三歩 | 五町四反一敵廿 | 七歩 | 七町四反四敵廿 | 二歩 | 五町六反式敵廿 | 四歩 | 四町三反六敵廿 | 歩 | 四町三反一敵九歩 | 歩 | 式町五反三敵七歩 | 四町八敵十五歩 | 九敵歩 | 七反八敵廿四歩 | 八歩 | 三町一反五敵十歩 | 七歩 | 七町六反六敵廿一步 | 七歩 | 八敵歩 | 五反一敵歩 | 四反一敵廿一步 | 二歩 | 一町八反五敵廿 | 八反五敵廿三歩 |
| 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | 薪 | |

第六節 村の概況

| | | | | |
|------|--------|--------|---------|---|
| 民有 | 新田山 | 五等 | 三式畝廿七步 | 薪 |
| 民有 | 二軒新田 | 五等ヨリ七等 | 五町一反一畝一 | 薪 |
| 民有 | 長沼 | 六等ヨリ七等 | 一反九畝十八步 | 薪 |
| 民有 | 南久保 | 七等 | 一反五畝十九步 | 薪 |
| 合計反別 | 七拾町貳拾步 | | | |

河渠
荒川

発源 西北足立郡笹目村ト本郡上新倉村ノ間ヨリ来ル、其発源ハ秩父郡中津川村ニ詳也

流状 内地ヲ深ク突キテ扇状ヲナシ、東流シテ上赤塚村ト笹目村トノ間ニ入ル

所屬ノ長 七百五拾間、広 最広五拾四間、最狭三拾七間

深 最深壹丈五尺、最淺五尺 水質 淡濁

灌漑 河岸高クシテ灌漑ノ利ナシ

運輸 河底細沙ニシテ舟楫ノ便アリ

物産 鯉・鮒

雜項 ○

野川 一ニ新倉川ト称ス

発源 同郡白子ニ詳ナリ

流状 屈折スル鋸齒ノ如シ

所屬ノ長 千三百八拾間 広 貳間半

深 三尺ヨリ五尺ニ至ル 水質 清澄

灌漑 四拾町步余

運輸 ○

物産 ○

雜項 ○

橋梁

野川橋

所在 村ノ東方、豊島郡成増村ト本村字野川トノ境界

長 貳間三尺

幅 壹間

構造 石造

架設 享保廿一丙辰年

雜項 豊島郡成増村ト本村トノ境ナル新倉川ニ架スル

所ニシテ、昔時ヨリ吹上觀音參詣ノ要衝タルヲ以

テ車馬ノ往来ヲ便センガ為メ、上下新倉兩村ヲ首

トシ外十二ヶ村喜捨架設ニ因ル

堤塘

荒川堤

長 本郡上新倉村境ヨリ本村字吹上ニ至ル延長千三

拾間壹尺

高 八尺ヨリ壹丈ニ至ル

幅 馬踏六尺、堤敷拾四間

雜項 文永某年領主隅田時光纒ニ堤基ヲ創メ以テ河水

ノ汎溢ヲ防キシガ、後幕吏板倉周防守重宗大ニ土

工ヲ起シ其功ヲ竣セリ、下テ天明中優婆夷觀命ナ

ル者之ヲ重修セリト云フ

湖沼

矢島池

所在 村ノ北方字矢島

徑 西西式拾間

横 南北式拾九間

面積 貳百七拾貳坪

物産 ○

水利 田凡ソ拾五町歩灌漑ニ供ス

雜項 ○

赤池

所在 村ノ東方字赤池

徑 東西拾五間

横 南北八間

面積 六拾坪

物産 ○

水利 平時小水ヲ潑留スルノミニシテ灌漑ノ利ナシ

雜項 ○

古跡

東福寺跡

所在 村ノ中央字西本村

現狀 民有宅地ニシテ現ニ居宅ヲ構フ

雜項 草創年間未詳、北豊島郡上石神井村真言宗新義

派三宝寺ノ末寺ニシテ本村産土神社ノ別当所タ

リ、延享三丙寅年僧盛繁ナル者再興セシガ、明治

五年十一月無檀無住ノ布告ニ基キ廢寺ス

妙蓮寺 号長祐山

所在 村ノ西方字妙蓮寺

現状 一丘ヲナシテ民有畑地タリ

雑項 日蓮宗ニシテ、弘安三年僧日徳開基、廢寺トナ

リシ年号・干支共ニ不詳ナレトモ、其古跡ハ今ニ
字妙蓮寺ニ存シ、当地長光山妙典寺・長祐山妙蓮

寺及ビ北足立郡新曾村長誓山妙顯寺ヲ併セ、三妙

三長ノ道場ト称セリ

名勝

吹上フキノ上

所在 村ノ東端字吹上

景致 一丘平野ヨリ起リ、長堤丘下ニ蜿蜒シ、湯々々

ル水田東ニ連リ、其幾千項ナルヲ知ラズ、近クハ

荒川ヲ下瞰シテ足立郡ニ対シ、遠ク常野ノ諸山ヲ

鑿鑿ノ中ニ望ム、呼テ新倉八景ト称ス

雑項 丘上觀社アリ、此レ昔時源三郎義光奥州ニ向フ

ノ途、其風景ヲ愛シ、月ヲ觀、笛ヲ弄セシ地ナリ

ト云フ

国税

租税

地税金 壹千九百廿七円八拾九錢一厘

鉦山税金 ○

酒造税金 壹千貳百五拾四円廿一錢二厘

醬麴營業税金 ○

烟草税金 貳円五拾錢

証券印紙諸税金 ○

郵便料金 ○

訴訟用印紙税金 ○

代言免許税金 ○

船税金 參円七拾五錢

車税金 五拾九円五拾錢

会社税金 ○

銃獵税金 貳円

牛馬買売免許税金 ○

売薬税金 壹円

度量衡税金 ○

版權免許料金 ○

商標登録手数料金 ○

海外旅券其他免許
手数料金 ○

合計 金參千貳百五拾円八拾五錢三厘○

地方税

地租割金 三百貳五円八拾九錢六厘
(拾脱之)

戸数割金 百四拾円九拾五錢二厘

營業税金 百九円廿八錢

雜種税金 廿七円

合計 金六百三円拾貳錢八厘

旧租

田 租 百六拾四石五斗三升九合五勺

石盛 反当壹斗ヨリ五斗

畑 租 永八拾八貫貳百六拾三文三分

石盛 反当永十文ヨリ百五文

屋敷高 永四貫百九拾八文七分

石盛 反当永百文

合計地租 百六拾四石五斗三升九合五勺
永九拾貳貫四百六拾貳文

旧雜税

野手米 ○

山手米 ○

六尺給米 八升

夫 銀 ○

伝馬宿入用 貳升四合

舟運上 永壹貫文

柴草冥加 永五百三拾六文

御藏前入用 永九拾九文九分

合計 壹斗○四合
貳貫五百三拾五文

物産

米 生産高八百八十六石五斗

糯米 生産高九十一石

大麦 生産高九百九十九石五斗

小麦 生産高一千二百四十二石七斗

裸麦 生産高百五十石

粟 生産高三十二石

輸出地方 東京及近邑

輸出地方 東京及近邑

輸出地方 近邑

輸出地方 東京

輸出地方 ○

輸出地方 ○

| | | | | | |
|-----|---------------|--------|-----|-----------------|--------|
| 黍 | 生産高百二十一石二斗 | 輸出地方○ | 菜種 | 生産高九石 | 輸出地方○ |
| 稗 | 生産高百一十一石二斗五升 | 輸出地方○ | 蘭 | 生産高○ | 輸出地方○ |
| 大豆 | 生産高二百四十石一斗五升 | 輸出地方東京 | 乾魚 | 生産高○ | 輸出地方○ |
| 蕎麦 | 生産高三十七石六斗二升五合 | 輸出地方○ | 鰹節 | 生産高○ | 輸出地方○ |
| 蜀黍 | 生産高四石六斗五升 | 輸出地方○ | 干鰯 | 生産高○ | 輸出地方○ |
| 玉蜀黍 | 生産高○ | 輸出地方○ | 製塩 | 生産高○ | 輸出地方○ |
| 馬鈴薯 | 生産高○ | 輸出地方○ | 清酒 | 生産高三百三十三石五斗五升三合 | 輸出地方近邑 |
| 甘薯 | 生産高八万二千〇二貫七百日 | 輸出地方東京 | 濁酒 | 生産高○ | 輸出地方○ |
| 実綿 | 生産高四十八貫 | 輸出地方○ | 焼酎 | 生産高○ | 輸出地方○ |
| 麻 | 生産高○ | 輸出地方○ | 白酒 | 生産高○ | 輸出地方○ |
| 生糸 | 生産高六貫目 | 輸出地方○ | 味淋 | 生産高○ | 輸出地方○ |
| 繭 | 生産高十四石五斗 | 輸出地方○ | 銘酒 | 生産高○ | 輸出地方○ |
| 蚕卵紙 | 生産高○ | 輸出地方○ | 小豆 | 生産高十八石三斗三升九合 | 輸出地方東京 |
| 藍葉 | 生産高三千貫 | 輸出地方近邑 | 豌豆 | 生産高六石四斗 | 輸出地方○ |
| 製茶 | 生産高百八十九貫 | 輸出地方東京 | 蚕豆 | 生産高十六石五斗 | 輸出地方○ |
| 甘蔗 | 生産高○ | 輸出地方○ | 蘿蔔 | 生産高三百〇五駄 | 輸出地方○ |
| 楮皮 | 生産高○ | 輸出地方○ | 陸米粳 | 生産高五十七石四斗 | 輸出地方○ |
| 葉烟草 | 生産高○ | 輸出地方○ | 陸米糯 | 生産高九石一斗 | 輸出地方○ |

| | | | | |
|------|--|--------|----|----------------|
| 醬油 | 生産高五十七石四斗 | 輸出地方近邑 | 周回 | 老千拾參圓 |
| 桑 | 生産高百八十九駄 | 輸出地方〇 | 面積 | 五万四千百五拾老坪 |
| 織物綿 | 生産高一千九百反 | 輸出地方近邑 | 字 | 東長久保 西長久保 南長久保 |
| 薪 | 生産高二万八千貫 | 輸出地方東京 | | 長沼 久保 原 |
| 炭 | 生産高二百貫 | 輸出地方東京 | 戸数 | 式拾戸 |
| 農業 | 民業 | | 人口 | 六拾五 |
| 商業 | 參戸 | | 男女 | 六拾五 |
| 農商兼業 | 五拾八戸 | | 合計 | 百式拾五人 |
| 工業 | 拾三戸 | | 社 | 〇 |
| 医業 | 老戸 | | 寺 | 〇 |
| 雜項 | 全村男女共専ラ農業ヲ務ムル者多キニ居レリ、 独リ東方沿河ノ民ハ聊カ舟師ヲ業トシ、西方林間 ノ民ハ余力ニ採樵ヲ営ム、其家産ノ如キハ上戸一 分、中戸三分、下戸六分トス | | 牛 | 〇 |
| | | | 牝牡 | 〇 |
| | | | 馬 | 〇老 |
| | | | 耕地 | 拾五町八反三畝九步 |
| | | | 宅地 | 老町八反六畝廿六步 |
| | | | 山林 | 三反四畝廿六步 |
| | | | 民業 | 農 |
| | | | 物産 | 薪 炭 |
| | | | 雜項 | 〇 |
| 飛地 | 飛地 | | | |
| 長久保 | 長久保 | | | |
| 所在 | 西方小樽村ノ内 | | | |
| 表書 | 武州新座郡下新座村畑方御繩打水帳 | | | |
| | 八冊 | | | |

旧檢地帳書合計
(表脱カ)

合計

上 畑四町五反九畝十三歩

下 畑二町八反四畝十七歩

下 畑壹町五反二畝十八歩

下々畑八畝十三歩

中 畑二反三畝廿歩

上 畑六反九畝廿二歩

下 畑二町二反七畝十八歩

下々畑二畝二歩

中 畑壹町五反六畝歩

下々畑壹町七反八畝拾五歩

中 畑壹町五反壹畝十一歩

下々畑壹反六畝廿六歩

上 畑壹町二反八畝七歩

下 畑四町四反五歩

下 畑三反八畝八歩

下々畑七畝歩

中 畑壹反三畝十一歩

下々畑三町八反五畝壹歩

下 畑四反廿七歩

下々畑三反六畝十二歩

下 畑五反廿八歩

下々畑壹反五畝拾歩

下々畑四反三畝廿一步

中 畑五畝四歩

下々畑七畝壹歩

上 畑四反九畝拾七歩

下 畑壹町四反一畝拾七歩

下々畑貳町拾六歩

下々畑九町七反三畝七歩

下々畑壹反五畝四歩

下々畑壹反四畝拾四歩

上かや野小以九町五反壹畝

下かや野小以貳町七反八畝

下かや野小以拾町五反貳畝

下 畑三町五反二畝拾貳歩

下々畑七反二畝廿五歩

下々畑二町九反九畝廿一步

中 畑五反三歩

下々畑貳反六畝四歩

下 畑二町二反五畝廿七歩

下々畑五反貳畝廿壹歩

下 畑壹町七反五畝拾五歩

下々畑七反壹歩

中 畑六反五畝四歩

下々畑拾壹町二反壹畝廿八歩

下々畑五町三反七畝六歩

中 畑九畝六歩

下々畑三畝拾五歩

屋敷貳町八反一畝拾五歩

中かや野小以三町七反貳畝

下々かや野小以十八町壹反

下々かや野小以拾町五反貳畝

中かや野小以四町四歩

下々かや野小^{以十八町六反}
三畝十四歩

備考 本表中下新座村トアルハ乃チ今ノ下新倉村ニシ

テ、名称中ニ所謂日庫邑ヲ改メテ新座村トナセシ

者ニシテ、他ニ此ノ村名アリシニ非ス、其他檢地

帳ニ関シ、紛遺殘敗且ツ後世ノ付記ニ出ルモノ等

聊カナシ

旧檢地帳所載ノ字

正保元年申十一月廿八日 八冊ノ内

檢地役人 萩野^(太九)大左衛門外二人

あづまの下

やじま

おけづくり

しんめい下

うるし島

三反島

八まんめん

ハツ島

ならの木の下の

むめ田はたけ

にしのつま

みやくぼ

神の木

宮くぼ

ほとけの木

しやくじかいだう

むくの木の上

原かいだう

神明くぼ

あらかいと

かな山

こしまき

うるしたいのくぼ

谷戸

上新座ざかい

原分

白子のだい

白子山きわ

六十四分入

滝坂みちのきわ

原新田地尻

新田屋敷尻

中丸分

丸山のこし

上郷ざかい

道のむかい原分

ふじづか丸の内

原の山

白子の道きわ

原新田西の屋敷

中里上

ながくほの上

橋戸新田屋敷きわ

長くぼ新田

吹上

吹上上町^{ウツリマ}

めうれんじ山

居山

丸山

大いぬくぼだい

新田うち

古かい道きわ

小宮山

兵庫屋敷

屋たら坂

水くぼ尻

^(上脱丸)
以五拾六字

旧檢地帳表書合計

表書 武州新座郡下新座村田方御繩打水帳 五冊

合計

上 田小^老町二反七畝廿 上 田小以壹反七畝廿九歩

中 田小以□反八畝十歩 下 田小以三町壹反三畝五歩

下々田小以式反三畝壹歩

下々田小以壹畝拾六歩

上 田小以四町六反四畝廿
中 田小以四町三反七畝拾

下 田小以三町八反八畝四
上 田小以三町七畝拾七步

中 田小以二町八反六畝六
下 田小以五町四反三畝拾
(ママ)

下々田小以二町三反三畝廿
上 田小以五町七反九畝廿

中 田小以六町九反三畝廿
下 田小以三町七反七畝九

下々田小以七町六反六畝八
上 田小以七反六畝五步

中 田小以四反七畝三歩
下 田小以三反六畝拾八歩

下々田小以三反四畝拾歩
上 田小以二反三畝三歩

中 田小以四反七畝拾五歩
下 田小以三反四畝八歩

旧検地帳所載ノ字

慶安三年庚寅三月十日 五冊ノ内

検地役人 萩野太左衛門外二人

うしろ田 神明後道 谷 島 谷島道下

おけづくり さかいだ町 町 田 四反田

山崎町 辻 町 七反め町 田遊町

よつき町 三反田 ぬぬきど 入う田

谷ぎわ 五反田町 かもぞうさく 塚 田

ざうだ町 下ぞうさく そら敷尻町 だうの下

一貫田 おふぎ田 むめ田 八反め町

よこて うつぎばな 六反田 おきのまへ

島 合 ならの下 まがりゑのき かり又島

神明下 谷本田 谷 分 道ノ上

以上 四拾字

旧検地帳表書合計

雑丹袋新田ノ内

表 書 武蔵国新座郡下新倉村新畑検地帳

合 計 中ノ下畑老反式畝廿一步 五斗代

高六斗三升五合

下ノ畑四反九畝六歩

高七石九斗六升八合

下ノ下畑式町四反三畝廿七歩

高七石二斗五升七合

砂畑式町七反四畝廿七歩

高五石四斗九升八合

旧検地帳所載ノ字

式斗代

三斗代

四斗代

五斗代

享保十六年亥十一月 日

雜丹袋

檢地役人 日野小左衛門外十人

以上 一字

旧檢地帳表書合計

表書

広沢原新開場之内
武蔵国新座郡下新倉村新田檢地帳

合計

下ノ下畑式町壹反四畝廿七步
高六石四斗四升七合
見付畑九町七畝拾武步
高拾八石壹斗四升八合
三斗代
式斗代

旧檢地帳所載ノ字

享保十七年子六月

檢地役人 日野小左衛門外十人

壹番割

貳番割 三番割 四番割 道下 以上 五字

旧檢地帳表書合計

表書

荒川通
武蔵国新座郡下新倉村流作場新田檢地帳

合計

芝畑式町八反八畝廿四步

旧檢地帳所載ノ字

延享元年子七月

檢地役人 堀江荒四郎外八人

逆川

以上 壹字

身分

平民 田中新八

金泉寺棟札

本村臨濟宗金泉寺ニ寛永中ノ棟札アリ、少シク淺野家ニ縁故アルヤニ思ヘリ、因テ左ニ之ヲ抄録ス

棟札

武州新倉郡祥光山金泉寺開山夢窓国師也。本尊阿弥陀聖德太子之作。經三年序ニ彩色悉損処。白河之城代丹羽五郎左衛門尉殿御前様。同笠間城代淺野内匠頭殿御前様。抽二丹志ニ為ニ天下泰平武運長久。於ニ自故現世安穩後世善所ニ中興修理者也。同日課之念仏一年合三千六百扁。真念直書被納之処也。万歳々々万々歳

奉行竹内作兵衛尉 願主任持一岳叟周忍

寛永拾八年八月珠

誌料編輯有志贊襄者

埼玉県下武蔵国新座郡白子村連合戸長

身分

平民 柳下織右衛門

同県下同国同郡下新倉村

身分

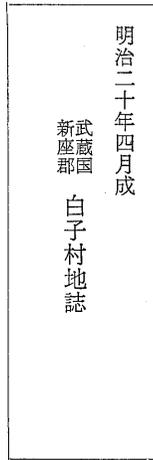
平民 田中新八

身分 平民 島根 良彰

同県下同国同郡上新倉村
〔「下新倉村地誌」和光市教育委員会蔵〕

昭明治二〇年四月 白子村地誌

(表紙)



武蔵国 新座郡 白子村

沿革

名称 往古志楽木郷ト称ス、和名鈔新座郡ノ下ニ志木郷トアルハ、蓋シ志楽木ノ中略ニシテ古ニ此地ニ新羅国人ノ来住セシヨリ起因スルナラン、現ニ白子村ト書スルハ顧フニ子ト木ト其音相均シキヲ以テナリ

所属 振古新座郡志楽木郡ト称シ、中世ニ至リ広沢

郡領 莊野方領ノ総称中ニアリ、明治五年新座郡第二大組大區六小区ニ編入、同十二年三月区ヲ廢シ同月北足立新座郡役所ノ管轄ニ歸シ、同十七年八月白子村連合戸長役場ノ所屬トナル、明治二十三年町村制施行ニ依リ、下新倉村ト連合シ白子村役場所屬トナル、

明治二十九年四月郡廢合ノ結果北足立郡トナル

分合 本村ハ往古同郡橋戸村ト一村ニシテ、広ク白子村ト唱ヘ来リシカ、寛文中ニ至リ上下ヲ分チ、後上白子村ハ橋戸ト改称シ、下白子ハ白子ノ本名ヲ存ス

管轄 天文六年七月北条左京太夫氏綱、上杉朝定ヲ川越城ニ攻メ之ヲ降シ、直ニ此地ヲ領シ伝テ氏直ニ至ル三世五拾四年、尋テ天正十八年八月徳川氏ノ所領ニ歸シ、同十一月徳川家康伊賀者二百人ヲ率キテ鷹ヲ四ツ谷ヶ原ニ放ツ、公其旧勲ヲ好ミシ之ヲ伊賀ノ從者ニ給ヒ(伊賀者給地八ヶ村アリ、其一白子村ナリ)、永ク其給地トナス、寛文四年辰七月地ヲ檢シ、新タ二代官野村彦太夫ヲ以テ別ニ御領地ヲ管セシメ尋キテ

笠原七郎兵衛、西山六郎兵衛、細井九左衛門、石黒小右衛門、近山喜左衛門、古川武兵衛、井口次右衛門、竹村惣左衛門、江川佐兵衛(正徳元年ヨリ享保四年マテ江川太郎左衛門復舊ス)、会田伊衛門、松平九郎左衛門、池田喜八郎、鈴木平十郎、柴村藤右衛門、上坂安左衛門、土井宇兵衛、野呂猪右衛門、大野佐左衛門、青山市左衛門、川田玄蕃、辻源五郎、久保田十左衛門ニ至リ二十三伝、其間一百七年実ニ明和七年ナリ、其後屢々交替アリ、未タ其氏名ヲ詳カニセズ、明治元年四月ニ至リ伊賀者給地ト共ニ御料知県事松村忠四郎ノ知スル所トナリ、同二年品川県ニ、同四年入間県ニ、同六年六月熊ヶ谷県ニ転ジ、同九年埼玉県管轄ニ帰ス

位置疆域

位置 新座郡ノ東南隅
 東 北豊島郡成増村
 西 新座郡橋戸村ト下新倉村ノ原林
 南 北豊島郡下土支田村ノ山村

北 新座郡下新倉村ノ耕地

幅員

東西 式拾八町式拾間

南北 式拾壹町五拾間

周回 五千六百七拾五間

面積 貳百廿町六反九畝拾貳歩

地味

色 赤黒ノ二種

質 細砂ヲ混ズ

適種 豆麦ニ宜シ

地勢

山脈 ○

水脈 白子川ハ、源ヲ北豊島郡上土支田村井頭池ヨリ

発シ、本郡小樽橋戸二村ヲ経テ本村ニ入ル、水路所々ニ水車ヲ設ク、志木川ハ北方熊野池ヨリ発シ、其水清冽ニシテ駅路ニ臨ムノ家々引テ以テ飲料ニ供ス、下流ハ東シテ下新倉村ニ入り田方用水トナル

東部 白子川ニ沿テ地勢阪坡ヲナシ、丘阜連互ス^(五)
 西部 一带原林ニ連ニ連ル
 南部 高低一ナラス、高所ノ麦田周ラスニ細長ノ水田ヲ以テス

北部 一連ノ凸丘西北林圍ニ接続ス
 全地 亭丘東端ヨリ起リ延テ全地ノ地勢ヲ画シ、東南勢 八最低ヲ極メ西北ハ大ニ崛起シ、往ク所トシテ坂路多ク、川越道村ノ中央ヲ横断シ、清戸街道西南隅ヲ通シ、全村ノ民多ク居ラ此沿道ニ占ム故ヲ以テ、此地水運ノ利ヲ離ルト雖トモ陸輸ノ便殊ニ宜シ

地種

| | | | | | |
|---|----|-----|-------------|----|----------|
| 官 | 第一 | 段別 | 七反廿六步 | 筆数 | 貳筆 |
| 有 | 第二 | 反別 | 壹反壹畝廿四步 | 筆数 | 貳筆 |
| 地 | 第三 | 反別 | 拾壹町六畝廿六步 | 筆数 | 五筆 |
| | 第四 | 反別 | 四反七畝九步 | 筆数 | 貳筆 |
| | 小計 | 反別 | 拾貳町三反六畝廿五步 | 筆数 | 拾壹筆 |
| 民 | 第一 | 反別 | 貳百五町七反四畝拾四步 | 筆数 | 貳千八百八拾八筆 |
| | | 外反別 | 貳町貳反六畝一步 | 筆数 | 貳筆 |

| | | | | | |
|----|-----|------------|-----------|----|---------|
| 有 | 第二 | 反別 | 三反貳畝貳步 | 筆数 | 貳拾五筆 |
| 地 | 小計 | 反別 | 貳百六町六畝拾六步 | 筆数 | 貳千九百拾三筆 |
| 總計 | 段別 | 貳百拾八町三畝拾壹步 | | | |
| | 外反別 | 貳町貳反六畝壹步 | 筆数 | 貳筆 | |
| | 筆数 | 貳千九百廿四筆 | | | |

里程

| | |
|------|-------------|
| 元標所在 | 村ノ中央字宿 |
| 本府 | 三里拾三町三拾六間壹尺 |
| 本郡 | 三里拾七町三拾六間五尺 |
| 近 | 東 〇 |
| | 西 志木駅 〇 |
| | 南 浦和宿 〇 |
| 北 | 浦和宿 〇 |
| 東京 | 日本橋 〇 |
| 著名市邑 | 板橋駅 〇 |
| | 所沢町 〇 |
| | 川越駅 〇 |

耕宅地及塩田

| 官有地 | 田 | | 畑 | | 宅地 | | 總計 | |
|-----|----------|---|----------|---|----------|---|----------|---|
| | 段別 筆数 | 〇 | 段別 筆数 | 〇 | 段別 筆数 | 〇 | 段別 筆数 | 〇 |
| 民有地 | 段別 筆数 | 〇 | 段別 筆数 | 〇 | 段別 筆数 | 〇 | 段別 筆数 | 〇 |
| 官有地 | 段別 筆数 | 〇 | 段別 筆数 | 〇 | 段別 筆数 | 〇 | 段別 筆数 | 〇 |

地所 明治十九年一月調査ノ分

官有地

第六節 村の概況

| | | |
|-------|----|------------|
| 神社境内 | 段別 | 七反廿六歩 |
| 勸農局用地 | 段別 | 老反老畝九歩 |
| 警察署敷地 | 段別 | 拾五歩 |
| 寺院境内 | 段別 | 四反七畝九歩 |
| 林 | 段別 | 式反三畝廿式歩 |
| 河 | 段別 | 老町老反八畝歩 |
| 溝 | 段別 | 四反六畝拾九歩 |
| 道路 | 段別 | 七町老反五畝七歩 |
| 土揚場 | 段別 | 式町三畝八歩 |
| 合計 | 段別 | 拾式町三反六畝廿五歩 |
| 民有地 | | |
| 田 | 段別 | 式拾三町五反六畝五歩 |
| 畑 | 段別 | 九拾五町四畝拾歩 |
| 郡村宅地 | 段別 | 九町六反四畝拾三歩 |
| 山林 | 段別 | 拾五町八反三畝式歩 |
| 林 | 段別 | 六拾老町式反三畝七歩 |
| 藪地 | 段別 | 式反老畝拾七歩 |
| 萱生地 | 段別 | 老反三畝六歩 |

荒地 段別 四畝四步

芝地 段別 三畝步

墓地 段別 式反九畝六步

斃馬捨場 段別 式畝廿六步

畦畔敷 段別 式町式反六畝壹步

合計 段別 式百八町三反壹畝七步

總計段別 式百式拾町六反八畝式步

字地

市場 旧字市場 段別式町七畝拾五步 筆數六十九

市場 旧字市場 段別式町六反五畝十七步 筆數四十九

市場下 旧字市場 段別式丁八反一畝十三步 筆數百〇式

市場上 旧字市場 段別式丁二反五畝十九步 筆數式拾九

南市場 旧字市場 段別巷丁八反九畝十三步 筆數三十八

北城山 旧字城山 段別三丁式反五畝廿四步 筆數四拾一

南市場 旧字市場 段別五町八反八畝二步 筆數百九十

城山 旧字城山 段別式丁三反一畝廿一步 筆數四拾七

藤ノ木 旧字藤ノ木 段別巷丁二反九畝十九步 筆數六十式

寺ノ上 旧字寺ノ上 段別式丁二反三畝廿二步 筆數拾九

城ノ口 旧字城山 段別式丁三反九畝廿八步 筆數百〇九

宮ノ前 旧字中堀 段別式丁九反一畝廿一步 筆數百三拾九

瀧河原 旧字瀧河原 段別七反二步 筆數三十五

寺ノ前 旧字寺ノ前 段別式町一反七畝廿六步 筆數七拾九

宿 旧字城山 段別巷丁八反〇三步 筆數三拾五

西寺ノ上 旧字城山 段別巷町五反一畝拾五步 筆數式拾參

宿 旧字宿上 段別式丁九反四畝廿二步 筆數四十九

宿 旧字宿 段別四丁七反七畝十七步 筆數九十

南瀧河原 旧字瀧河原 段別巷丁〇八畝廿三步 筆數五十九

越ノ下 旧字越ノ下 段別巷丁九反九畝十步 筆數九十六

越ノ上 旧字越ノ上 段別式丁一反六畝廿五步 筆數拾

越ノ上 旧字越ノ上 段別六町式反七畝十六步 筆數六十

小山 旧字小山 段別巷丁七反壹畝廿八步 筆數二十式

坂上 旧字坂上 段別式丁壹反二畝廿三步 筆數四十

諏訪根 旧字諏訪根 段別六反一畝十七步 筆數三拾式

諏訪越 旧字三本松 段別八丁式反二畝十步 筆數九十四

諏訪原 旧字諏訪原 段別八丁一反九畝廿六步 筆數百十九

南越 旧字越ノ上 段別三丁三反七畝八步 筆數五十六

觀音寺 旧字午房 段別一丁四反八畝十三步 筆數十

觀音寺 旧字午房 段別一丁〇十步 筆數三十八

午房 旧字午房 段別式丁五反九畝廿五步 筆數三十七

東午房 旧字午房 段別式丁一反三畝十八步 筆數五十

午房 旧字午房 段別式丁三反一畝十八步 筆數式十

向山 旧字向山 段別巷丁八反六畝三步 筆數十四

北山 旧字向山 向段別三丁六反六畝〇五歩 筆數四十四
 東山 向段別五丁三反五畝二歩 筆數六十
 南山 向段別四丁二反四畝廿二歩 筆數四十六
 西山 向段別三丁六反一畝十二歩 筆數三十六
 山 向段別三丁〇五畝十九歩 筆數拾七
 西 向段別三丁〇五畝十九歩 筆數拾七
 西午房 旧字午房 段別七町二反五畝廿九歩 筆數九十八
 午房 西段別式丁九反三畝十五歩 筆數三十七
 峽 午房 旧字午房 段別一丁六反七畝十五歩 筆數十六
 東 午房 旧字午房 段別式丁八反六畝十六歩 筆數三十三
 北井戸 旧字井戸久保 段別五丁一反六畝十九歩 筆數四十九
 久保 井戸久 旧字井戸久保 段別三丁八反三畝五歩 筆數式拾八
 午房田 旧字午房 段別七町四反六畝廿三歩 筆數廿九
 越後山 旧字越後山 段別三丁九畝十四歩 筆數十四
 峽 越後山 旧字越後山 段別三丁九畝十四歩 筆數十四
 越後山 旧字越後山 段別三丁九畝十四歩 筆數十四
 俵久保 旧字俵久保 段別五丁五反四畝二歩 筆數十七
 西 俵久保 旧字俵久保 段別五丁五反四畝二歩 筆數十七
 越後山 旧字越後山 段別七町四反八畝廿九歩 筆數四十
 西 越後山 旧字越後山 段別七町四反八畝廿九歩 筆數四十
 越後山 旧字越後山 段別八丁九反六畝一歩 筆數四十六
 西 越後山 旧字越後山 段別八丁九反六畝一歩 筆數四十六
 山 東 越後山 旧字越後山 段別六丁六反二畝歩 筆數式拾九
 後 東 越後山 旧字新宿 段別六町二反四畝十三歩 筆數十七
 宿 新 宿 旧字新宿 段別六丁五反五畝廿四歩 筆數二十四
 西 新 宿 旧字新宿 段別六丁五反五畝廿四歩 筆數二十四
 越後山 旧字越後山 段別五丁六反五畝廿五歩 筆數式十
 向 越後山 旧字越後山 段別五丁六反五畝廿五歩 筆數式十

東 旧字広沢原 段別六町二反九畝廿四歩 筆數十八
 沢 原 筆數十八
 西 旧字広沢原 段別六丁五反六畝十三歩 筆數二十一

廣 旧字廣 段別五丁四反二畝十三歩 筆數十六
 後 安 段別九反一畝廿歩 筆數十五

雜項 廣沢原 古ヨリ廣沢原ト称シ(明治九年改租ノ際

分ケテ東広沢、廣沢、西広沢ノ三字トス) 本村外十七

ケ村ノ入会秣場タリシガ、享保十一丙午年十月荒蕪ノ

地ヲ開墾シ、之レヲ十七村ニ割取リ新田地ヲ起ス、同

十七年御高入トナル畑反別拾二町九反拾八歩ナリ、其

后漸ク樹木ヲ植エ今ハ一連ノ原林トナレリ

戸数

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 華 | | 平 | |
| 本籍〇 | 現住〇 | 本籍百四十戸 | 現住百四十戸 |
| 内 出寄留管外 | 内 出寄留管外 | 内 出寄留管外 | 内 出寄留管外 |
| 入寄留管内〇〇 | 入寄留管内〇〇 | 入寄留管内〇〇 | 入寄留管内〇〇 |
| 小計〇 | 小計百四十戸 | 小計百四十戸 | 小計百四十戸 |
| 族 | | 民 | |
| 本籍〇 | 現住〇 | 本籍百四十戸 | 現住百四十戸 |
| 内 出寄留管外 | 内 出寄留管外 | 内 出寄留管外 | 内 出寄留管外 |
| 入寄留管内〇〇 | 入寄留管内〇〇 | 入寄留管内〇〇 | 入寄留管内〇〇 |
| 小計〇 | 小計百四十戸 | 小計百四十戸 | 小計百四十戸 |
| 士 | | 合 | |
| 本籍〇 | 現住〇 | 本籍百四十戸 | 現住百四十戸 |
| 内 出寄留管外 | 内 出寄留管外 | 内 出寄留管外 | 内 出寄留管外 |
| 入寄留管内〇〇 | 入寄留管内〇〇 | 入寄留管内〇〇 | 入寄留管内〇〇 |
| 小計〇 | 小計百四十戸 | 小計百四十戸 | 小計百四十戸 |

| 族 | | 計 | |
|-------|----|-------|------|
| 入寄留管外 | 〇〇 | 入寄留管外 | 〇〇 |
| 管内 | 〇〇 | 管内 | 〇〇 |
| 小計 | 〇〇 | 總計 | 百四十戸 |

人口

華族

本籍 戸主男 〇〇 計 〇
 家族女 〇〇 計 〇
 合 〇
 内 現住 〇
 出寄留管外 〇〇 合 〇
 管内 〇〇 合 〇

入寄留 管外 戸主男 〇〇 女 〇〇 計 〇〇
 家族男 〇〇 女 〇〇 計 〇〇
 管内 戸主男 〇〇 女 〇〇 計 〇〇
 家族男 〇〇 女 〇〇 計 〇〇
 合 〇
 繳合 〇
 以上差引 〇

士族

本籍 戸主男 〇〇 計 〇
 家族女 〇〇 計 〇
 合 〇
 内 現住 〇
 出寄留管外 〇〇 合 〇
 管内 〇〇 合 〇

入寄留 管外 戸主男 〇〇 女 〇〇 計 〇〇
 家族男 〇〇 女 〇〇 計 〇〇
 管内 戸主男 〇〇 女 〇〇 計 〇〇
 家族男 〇〇 女 〇〇 計 〇〇
 合 〇
 繳合 〇
 以上差引 〇

平民

本籍 戸主男 卅三 計 一四〇
 家族女 二七 計 六八
 合 八二八

内 現住 八二六
 出寄留管外 二合 式

入寄留 管外 戸主男 卅二 女 〇 計 二
 家族男 二 女 〇 計 二
 管内 戸主男 八 女 三 計 一
 家族男 八 女 三 計 一
 合 一
 繳合 二
 以上差引 八百四十九人

總計

本籍 戸主男 一三六 四計 一四〇
 家族女 二七 計 六八
 合 八二八

内 現住 八二六
 出寄留管外 二合 一

入寄留 管外 戸主男 卅二 女 〇 計 二
 家族男 二 女 〇 計 二
 管内 戸主男 八 女 三 計 一
 家族男 八 女 三 計 一
 合 一
 繳合 二
 以上差引 八百四十九人

合計 男 四百廿九人 計 八百五拾九人
 女 四百廿九人

以上差引八百四拾九人

本籍年齡

| | | | | | |
|--------|------------------|-------|--------|------------|---------|
| 五年未滿 | 男七十一 女四八 | 合百拾九人 | 五十五年以上 | 男一五 女一八 | 合三拾三人 |
| 五年以上 | 男五三 女五四 | 合百〇七人 | 六十年以上 | 男二一 女二二 | 合三拾三人 |
| 十年以上 | 男四二 女三八 | 合八十八人 | 六十五年以上 | 男七 女九 | 合十六人 |
| 十五年以上 | 男一九 女三四 | 合五拾三人 | 七十年以上 | 男一〇 女一〇 | 合十七人 |
| 廿年以上 | 男二六 女四九 | 合七拾五人 | 七十五年以上 | 男四 女三 | 合七人 |
| 廿五年以上 | 男二八 女三三 | 合六拾一人 | 八十年以上 | 男一 女〇 | 合壹人 |
| 三十年以上 | 男三八 女二八 | 合七拾六人 | 八十五年以上 | 男一 女〇 | 合壹人 |
| 三十五年以上 | 男二八 女二一 | 合四拾九人 | 九十年以上 | 男〇 女〇 | 合 |
| 四十年以上 | 男一五 女二一 | 合三十七人 | 九十五年以上 | 男〇 女〇 | 合 |
| 四十五年以上 | 男二二 女二二 | 合四拾三人 | 百年以上 | 男〇 女〇 | 合 |
| 五十年以上 | 男二一 女一九 | 合四拾人 | 年齡未詳 | 男〇 女〇 | 合 |
| 總計 | 男四百〇九人 女四百十九人 | | | | 合八百二十八人 |

生死及就籍除籍

出生

第六節 村の概況

男一四
女一六

就籍

合〇

男一〇
女一四

合三拾人

死亡

合廿壹人

除籍

合

男一〇
女一〇

合廿壹人

牛馬

牛

外種牝〇
小計〇

小計牝〇〇

合計

馬

外種牝〇
小計〇

小計牝〇〇

合計

總計

〇

車

牛車〇 馬車 一疋立 二疋立〇〇 合計

荷車 大七以上〇 大六以上七十 合計七拾輛

人力車 一人乗〇 二人乗八 合計八輛

總計 七拾八輛

戸長役場

白子村 戸長役場 連合

所在 村ノ中央字宿

町所 村轄 白子村、上新倉村、下新倉村ノ三ヶ村

郵便局

白子郵便局

所在 村ノ中央字宿 等級 三等

年設置 明治五年一月

学校

白子学校

所在 本村字坂上 地坪〇 建坪 三拾五坪

種類 白子村共立

生徒 男五拾三人 女三十人 計八十三人 教員五人

神社

熊野神社

所在 村ノ北部字宿 坪数

祭神 伊邪那岐命、大日靈貴命、熊野加武呂命

社格 村社

創建 年月 未詳

祭日 例年二月廿八日、九月廿八日ノ両度

氏子 白子村一般

末社 国平神社、富士嶽神社ノ二座

現任官司若クハ 祠官ノ名 富沢泰助

雑村ノ古社ニシテ、川越県道ニ臨ミ、老松蔚翠、清泉

涌沸、一境幽邃ニシテ、夏時涼ヲ納ル、ノ好場タリ

諏訪神社

所在 村ノ西部字坂上 坪数 百拾七坪

祭神 健御名方神 (建)

社格 無格社

年創
月建 ○

祭日 例祭七月廿七日

氏子 信徒白子村一般

末社 ○

現任宮司若クハ
祠官ノ名 富沢泰助

雑

寺院

瑞應山地福寺

所在 村ノ北端字宿峽 坪数 千百八十八坪

宗派 天台宗 寺格 江州延曆寺又未

開基人名 天台座主權僧正尊恵

開基年月 一条帝永延年間

末寺院 神奈川県北多摩郡清戸村 東光院

現住ノ姓名 渡辺覚円

雑 永延年中僧尊恵ノ草建ニシテ、其后梵宇荒頽、天文

中其徒尊秀之レヲ回復ス、因テ中興開基ノ称アリ、寛

文中珍海ナルモノ巨鐘ヲ铸造ス、而シテ元禄年間回祿

ノ災ニ罹リ、住僧雄覚之レヲ再営ス、明治二年復々焼失、未ダ旧観ニ復セズ

道路

川越街道
カワゴイケクライダウ

等級 町等県道

長 東方北豊島郡成増村ノ境ヨリ西方本郡下新倉村

ニ達ス延長六町廿一間

幅 四間

並木 ○

形状 險坂ニシテ曲折シ、車馬ノ登降極メテ難ナリ、

白子川其東ヲ遮リ水上土橋ヲ架ス、幅二間半・長

四間半

雑項 道路及ビ橋梁ハ、古来官費ヲ以テ修繕シ、今已

ニ地方税ヲ以テ支弁セリ

キヨドクワイダウ
清戸街道

等級 里道

長 東方北豊島郡下土支田村ノ境ヨリ西方本郡下新

倉村ニ達ス延長十二町卅間

幅 三間

並木 ○

形状 東端ヨリ漸ク下リテ一坂路ヲ起シ、西ニ向フニ

随テ平坦ナリ

雑項 ○

林藪

| 所有 | 字 | 等級 | 反別 | 主用 |
|----|------|----|-----------|----|
| 民有 | 市市場 | | 二反三畝廿三歩 | 薪 |
| 民有 | 南市場 | | 六反六畝廿六歩 | 薪 |
| 民有 | 北城山 | | 七反一畝廿八歩 | 薪 |
| 民有 | 寺ノ上 | | 老町三反四畝廿七歩 | 薪 |
| 民有 | 宮ノ前 | | 四反七畝四歩 | 薪 |
| 民有 | 瀧河原 | | 八反四畝十六歩 | 篠 |
| 民有 | 宿峽 | | 三畝廿七歩 | 篠 |
| 民有 | 宿峽 | | 七反六畝廿歩 | 材 |
| 民有 | 南瀧河原 | | 四畝十二歩 | 薪 |
| 民有 | 越ノ上 | | 老町二反七畝十七歩 | 薪 |
| 民有 | 越ノ上 | | 老町九反四畝四歩 | 薪 |
| 民有 | 越ノ上 | | 老町一反一畝三歩 | 薪 |

| | | | |
|----|-------|-----------|---|
| 民有 | 小坂上 | 六反八歩 | 薪 |
| 民有 | 諏訪越 | 二反二畝十五歩 | 薪 |
| 民有 | 諏訪原 | 六畝廿七歩 | 薪 |
| 民有 | 南越ノ上 | 老町七歩 | 薪 |
| 民有 | 觀音寺峽 | 七畝廿九歩 | 薪 |
| 民有 | 觀音寺下 | 老町二反六畝廿九歩 | 薪 |
| 民有 | 午房 | 老町一畝十一歩 | 材 |
| 民有 | 東房 | 四反五畝十三歩 | 材 |
| 民有 | 午房 | 三反四畝拾五歩 | 薪 |
| 民有 | 向山峽 | 二町一反九畝廿一歩 | 薪 |
| 民有 | 北山 | 九反十五歩 | 薪 |
| 民有 | 東山 | 二反五畝廿三歩 | 薪 |
| 民有 | 南山 | 五反二歩 | 薪 |
| 民有 | 西向山 | 三反廿歩 | 薪 |
| 民有 | 西向山 | 四反二畝十歩 | 薪 |
| 民有 | 向山西 | 二町九反十四歩 | 薪 |
| 民有 | 西午房 | 四反三畝二歩 | 薪 |
| 民有 | 午房西 | 七反七畝七歩 | 薪 |
| 民有 | 午房東 | 九反一畝八歩 | 薪 |
| 民有 | 午房上 | 三畝式拾歩 | 薪 |
| 民有 | 北井戸久保 | 六反七畝廿歩 | 薪 |
| 民有 | 井戸久保 | 二町一反七畝十七歩 | 薪 |
| 民有 | 午房田 | 廿四歩 | 薪 |
| 民有 | 越後山 | 老町二反七畝廿三歩 | 薪 |
| 民有 | 越後山 | 老町老反三畝十四歩 | 薪 |

| | | | |
|------|-------------|-----------|---|
| 民有 | 俵久保 | 九反五畝廿七步 | 薪 |
| 民有 | 西俵久保 | 二反八畝十一歩 | 薪 |
| 民有 | 越後山西峽 | 壹町四反廿一步 | 薪 |
| 民有 | 西越後山 | 六町六反一畝廿六步 | 薪 |
| 民有 | 東越後山 | 四町五反六畝廿二歩 | 薪 |
| 民有 | 東新宿 | 五町七反五畝十二歩 | 薪 |
| 民有 | 西新宿 | 六町五反五畝廿四歩 | 薪 |
| 民有 | 越後山向 | 五町二反九畝十七歩 | 薪 |
| 民有 | 東広沢原 | 六町二反九畝廿四歩 | 薪 |
| 民有 | 広沢原 | 五町四反二畝十三歩 | 薪 |
| 民有 | 西広沢原 | 六町五反三畝十七歩 | 薪 |
| 民有 | 宿 | 二反三畝廿二歩 | 薪 |
| 合計段別 | 七拾七町五反一畝拾八歩 | | |

河渠

白子川
シロコガ

発源 本郡小樽村ト豊島郡上土支田村トノ境井頭池
 流状 頗ル屈曲アリ
 所屬ノ長 五百六拾八間 広 式間三尺
 深 式尺 水質 清澄
 灌漑 田凡ソ廿三町歩ノ灌漑ニ供ス
 運輸 ○

物産 ○
 雑項 ○

志木川 無名ナリシニ因テ編者名ク

発源 村ノ北部字宿熊野池及ヒ他ノ一池ヨリ発ス

流状 屈曲アリ

所屬ノ長 七百五十間 広 三尺

深 壹尺 水質 清冽

灌漑 田凡ソ拾五町ノ灌漑ニ供ス、下流ハ下新倉村ニ

入り上関用水トナル

運輸 ○

物産 ○

雑項 ○

橋梁

大橋

所在 本村ノ東端字宿白子川ニ架ス

長 四間半

幅 式間半

構造 木造

架設
年月 未詳

雑項

古跡

観音寺跡 号松竹山

所在 村ノ西方字観音寺峡旧午房

現状 観音寺山ノ麓ニ古堂一字ヲ存ス

雑項 清戸街道ヲ東ニ入ル事三拾間許ニアリ、開基創

建共ニ詳ナラス、天台宗本村地福寺ノ門中ナリ、

明治五年中無住無檀ノ令ニ從ヒ廢寺トナル、今者

唯観音堂ト称セリ

租税

国税

地税金七百〇六円七拾八錢四厘

鉾山税金〇

酒造税金三拾円

醫麴營業税金〇

烟草税金拾五円

証券印紙諸税金五拾九円三拾一錢

郵便料金百拾五円九拾貳錢

訴訟用印紙税金〇

代言免許税金〇

船税金〇

車税金四拾貳円五拾錢

会社税金〇

銃猟税金〇

牛馬売買免許税金〇

売薬税金三円六拾錢

度量衡税金〇

版權免許料金〇

商標登録手数料金〇

海外旅券其他手数料金〇

合計金九百七拾三円拾壹錢四厘

地方税 (地方税ハ明治十九年度ノ帳簿ニヨル)

地租割金百貳拾六円〇三錢二厘

戸数割金八拾六円六拾八錢四厘

營業税金貳百〇八円廿六錢

雜種税金六拾三円六拾錢

合計金四百八拾四円五拾七錢六厘

蕨代錢四貫百拾四文

合計米拾壹俵五升六勺
永九貫五百七文三分

菜種七升八合
大豆壹斗五升六合

旧租 (旧租ハ慶応三年高割付目録ニヨル)

田高 百四拾七石九升五合 石盛 上田一石
中田八斗
下田六斗 免

畑高 貳百貳石貳斗一升六合 石盛 上畑六斗
中畑四斗
下畑三斗 免

屋敷高 石盛 壹石 免

合計地租三百四拾九石三斗一升一合

旧雜稅

野手米 ○ 小物成永 四貫百三拾七文
五分

山手米 ○ 口 永六百七拾九文壹分

六尺給米米壹斗五升六合 御藏米入用永 百九拾五文
三分

夫 銀 ○ 正納菜種七升八合

伝馬宿入用米四升七合 石代大豆壹斗五升六合

舟運上 ○ 川々国役国永 三百八十壹
文四分

柴草冥加 ○ 水車運上米六俵

起返米 貳俵貳斗二升
八合九勺 番組米 壹俵三斗五升八
合六勺

一物 産

米 生産高二百三拾石四斗六升二合輸出地方 東京及
近邑

糯米 生産高八拾四石七斗二升四合 輸出地方同

大麦 生産高五百七拾石〇四斗五升 輸出地方〇

小麦 生産高五百七拾石三斗四升三合輸出地方東京

裸麦 生産高五十七石三升三合 輸出地方〇

粟 生産高四石五斗式升 輸出地方〇

黍 生産高七石五斗 輸出地方〇

稗 生産高〇 輸出地方〇

大豆 生産高廿石三斗一升二合 輸出地方東京

蕎麦 生産高三拾七石五斗 輸出地方〇

蜀黍 生産高〇 輸出地方〇

玉蜀黍 生産高〇 輸出地方〇

馬鈴薯 生産高〇 輸出地方〇

甘薯 生産高一万八千貫 輸出地方東京

実綿 生産高〇 輸出地方〇

| | | | | | |
|-----|----------------|--------|-------|-----------------|--------|
| 麻 | 生産高〇 | 輸出地方〇 | 白酒 | 生産高〇 | 輸出地方〇 |
| 生糸 | 生産高〇 | 輸出地方〇 | 味淋 | 生産高〇 | 輸出地方〇 |
| 繭 | 生産高三石二斗六升 | 輸出地方〇 | 銘酒 | 生産高〇 | 輸出地方〇 |
| 蚕卵紙 | 生産高〇 | 輸出地方〇 | 豌豆 | 生産高四石 | 輸出地方〇 |
| 藍葉 | 生産高三千五百貫 | 輸出地方近邑 | 小豆 | 生産高五石 | 輸出地方〇 |
| 製茶 | 生産高二百三十九貫七百九十匁 | 輸出地方東京 | 蘿蔔 | 生産高八百七拾五駄 | 輸出地方〇 |
| 甘蔗 | 生産高〇 | 輸出地方〇 | 粳陸米 | 生産高三十三石二斗 | 輸出地方〇 |
| 楮皮 | 生産高〇 | 輸出地方〇 | 糯陸米 | 生産高八石 | 輸出地方〇 |
| 葉煙草 | 生産高〇 | 輸出地方〇 | 水油 | 生産高拾三石二斗五升 | 輸出地方近邑 |
| 菜種 | 生産高〇 | 輸出地方〇 | 木綿 | 生産高五千四百七十三反 | 輸出地方近邑 |
| 藺 | 生産高〇 | 輸出地方〇 | 薪 | 生産高三万貫 | 輸出地方東京 |
| 乾魚 | 生産高〇 | 輸出地方〇 | 飛地 | | |
| 鯉節 | 生産高〇 | 輸出地方〇 | ヒコサツバ | | |
| 干鰯 | 生産高〇 | 輸出地方〇 | 広沢原 | | |
| 製塩 | 生産高〇 | 輸出地方〇 | 所在 | 村ノ西同郡上下新倉村ノ間ニアリ | |
| 清酒 | 生産高〇 | 輸出地方〇 | 面積 | 拾八町貳反五畝廿四歩 | |
| 濁酒 | 生産高〇 | 輸出地方〇 | 戸数 | 〇 | |
| 焼酎 | 生産高〇 | 輸出地方〇 | 口数 | 男〇〇 女〇〇 | |
| | | | 合計 | | |
| | | | 段別 | 林拾八町貳反五畝廿四歩 | |

後安

所在 東京府北豊島郡下土支田村ノ内

面積 二千七百三拾貳坪

戸数 ○

口数 男〇〇 女〇〇 合計

段別 林九反一畝貳歩

民業

農業 五拾貳人

商業 貳拾人

兼業 農商 五拾七人

工業 十一人

医業 ○

雜項 川越街道村ノ中央ヲ横断スルヲ以テ、沿道ノ民

商賣ヲ営ムモノ全戸ノ半ニ過グ、其家産ノ如キ上

戸一分、中戸二分、下戸七分トス

旧検地帳表書合計

表書 武州新倉郡下白子村水帳

合計 上 田五町壹反二畝歩

中 田八町貳畝壹歩

下 田七町壹反三畝廿九歩

上 畑三町二反九畝廿八歩

中 畑七町三反六畝廿三歩

下 畑廿六町五反二畝拾四歩

屋敷 五反八畝拾三歩

備考 一本検地帳ノ表書ニハ新倉郡下白子村ト記セ

リ、斯レ上下新倉村ノ沿革中ニ謂ユル文字ノ混用

ニシテ敢テ他ニ此郡名アリシニ非ズ、且ツ下白子

村トアルハ当時白子村ヲ上下ニ分チシヲ以テナリ

旧検地帳所載ノ字

寛永十六年己卯二月廿七日

検地役人北川十兵衛外十六人

瀧河原 瀧ノ下 五房前 五反田

七反面町 市場下 家ノ脇 あいのた

寺ノ前 宮ノ下 あなた 俵久保

腰ノ下 どしだ前 やつ 寺ノ上

がうど 市場上 裏ノ山 諏訪ノ原

諏訪ノ原間 (開之)
屋敷まハリ

以上 二十二字

地理 デクボク・地ノ凸凹ナルライフ

クボツタマ・窪地ヲ云、ノラ・耕地ヲ云、

テツペン・山丘ノ頂上ライフ

ヌカラミ・道ノ泥濘ナルライフ

ゴタゴタ・同上又ハ雑多ノ意

ダイ・奥座敷ライフ、クネ・牆ライフ

タナギ・物置キノ二階ヲ云

人倫 ジー・祖父ヲ云、バー・祖母ヲ云

チャン・父ライフ、オツカ・母ヲ云フ、

セナ・兄ヲ云フ、ヲゼイ・狡猾児ライフ

アンパク・小児ノ強情ヲ云フ

人品 ダマッコ・肝癪児ライフ

ノツペリ・思慮ノ鈍キ者ライフ

モ□□ク・老人ヲ云、ヤニッコイ・柔弱ヲ云フ

ツラッパシナイ・即チ恥辱ノ色ナキモノ鉄面皮

ノ人、イッコク・短氣ノ人ヲ云

マヌケ・痴鈍ナル人ヲ指ス悪言

ツマシイ・節儉人ヲ云

表書 広沢原新開場之内
武蔵国新座郡白子村新畑検地帳

合計 見付畑壹町三反九畝九歩

高式石七斗八升六合

式斗代

旧検地帳所載ノ字

享保十七年子六月 日

検地役人日野十左衛門外十人

新宿台

以上 一字

方言

天時 ツムジカゼ・旋風ヲ云、タツペ・凝霜ヲ云、

シヨボシヨボ・雨ノ少シク降ルライフ

アマアイ・雨ノ小止ミヲ云

カザハナ・霰ライフ、アシタ・翌朝ヲ云

アメンボフ・簷滴ノ凍リタルヲ云、

バンゲ・昏夜ヲ云フ

身体

カカト・踵ヲイフ、マミヤキ・眉毛ヲ云

植物

フクベイ・瓢ヲ云フ

衣服

ポンポン・児童ノ腹ヲ云、ホツペタ・頬ヲ云フ
ドテラ・多ク綿ヲ入レタル着物闊キ袂ヲ云
ヌノコ・ナミニ綿ヲ入レタル着物ヲ云

人事

アグロ・箕居スルヲイフ
リ、シイ・容儀ノ端正ナルヲ云
タマゲル・喫驚ノ詞ナリ
カッパラウ・逃亡スルヲイフ

飲食

ケダシ・婦人ノ褌ヲイフ
チャンチャンコ・小児ノ短衣ヲ云
マンマ・飯ヲイフ、ト、魚肉ヲ云ヒ又鶏ヲ呼
フニモ用ユ、オコワ・赤飯ヲ云

ジザイモチ・餅ヲ搗キテ餠ヲ付ケタルヲ云

動物

メンメン・鯉鮓蕎麦ヲイフ
チンコロ・犬ノ子ヲ云フ
ワンワン・小児ガ犬ヲ呼フル詞

ハヤケル・鳥ノ孵化スルヲ云フ

メメツツプロ・蝸牛(ヲ脱カ)云フ

オコサマ・蚕ノ事ヲイフ

ヒヨッコ・雛鶏ヲイフ

クデル・鳥ノ轉スルヲ云フ

ハガチ・百足虫ヲイフ

言語

トントンカン・物ノ矛盾スルヲ云
ニシラ・汝等ト云カ如シ

ホラフク・虚談ヲ云フ

ヘドマドスル・狼狽スル事

スッパリ・物ノ符合スルノ意

ヤタラ・頻リト云フノ意ナリ

ドッサリ・物ノ夥多アルヲ云フ

ゾンザイ・粗急ナルヲイフ

キビツナリ・物形ノ円ナラザル者ヲ云

デッカイ・物ノ巨大ナルヲイフ

テンガケ・初発ト云意ナリ

アノナ・発端ノ詞ナリ

ヘイハア・皆返詞ニ用ユ

(「白子村地誌」和光市教育委員会蔵)

第二章

新倉村・白子村の成立

第一節 新村誕生と村政

(イ) 町村編成

明治二十一年八月 新町村制施行につき上申書

上申書

明治廿一年四月十七日公布町村制施行ニ付、当新座郡上新倉村ハ同下新倉村及ヒ白子村ト合併シ、其村名ヲ称シテ新倉村トシ、役場位置ハ旧白子村ニ置ク可キ様郡衙ノ演述書ニ拠リ、戸長小暮嘉藤治殿ヨリ申告セラレタレドモ、上新倉村ハ下新倉村及ヒ白子村ト合併スルノ不可ナルコトヲ信スルヲ以テ、其民情及ヒ将来ノ利害得失ニ関スル要領ト、上新倉村ハ一村独立スルノ資力ヲ有スル事等左ニ陳述仕候

一 新座郡上新倉村ハ戸數式百拾有九戸ニシテ人口一千四百六拾八人、高反別三百六拾七町五反拾八歩、地価金八万八千式百式拾八円三拾七錢式厘ノ所有地アリ、其他ノ財産等モ所有シアレハ他ノ合併村ニ比スルモ一村独立

シテ其本分ヲ尽ス能ハサルモノニアラストス、既ニ一村独立シテ法律上ノ義務ヲ負担シ得ルモノトセハ、上新倉村一村ノ人民ニシテ町村制ノ法規ニ触ル、所アルニ非レバ、他村ト合併スルノ必要アルヲ看ス、嘗ニ合併スルノ必要アルニ非ルノミナラズ、合併スルハ却ツテ法規ニ悖戻スルノ患ナキ能ハス、良シ法規ニ背觸スル所ナシトスルモ事實上合併スルノ有益ナラスシテ、或ヒハ治安ノ妨害トモナルヘキモノ之ナシトセス、其原因種々枚挙スルニ暇アラサレドモ、先ツ其一二ヲ挙げバ上下新倉村ハ二者同一様ノ戸數ニシテ人口亦同一様ナリ、財産亦随テ大差アルニアラズ、互ニ競フテ先ヲ争フテ相止マサルハ自然ノ情勢ナリ、之ヲ他村ニ取ツテハ針小ノ事柄トスルモ上下新倉村ニアツテハ針小ノ原因變シテ棒大トナリ、終始雌雄ヲ決スルノ勢アツテ更ラニ調和スルヲ知ラス、現ニ浦和始審裁判所第式百三拾八号件ハ上下新倉村堤塘爭論ノ詞訟ニシテ今尚審理中ナリ、該事件モ結局何レカ勝何レカ敗トナルヤ今日予メ之レカ知ルニ良ナキ所ナレドモ、其止マル所ハ倒レテ始メテ止ムノ情況タリ、夫レ如

斯情勢ナル村々ヲ以テ強テ合併セシメントスレハ、其極如何ナル有様トナルヘキヤ、実ニ水火氷炭ノ相容レサルト一般、之レ合併スルノ有益ニアラサルコト敢テ識者ヲ待タサル所ナリトス

又上新倉村カ白子村ニ対スル情況ハ、白子村ハ小村ニシテ戸數一百四拾ニ止マリ人口九百ニ過キス、然ラハ是ヨリ大村ノ地位ニアル上新倉村ヲ合併セシメントスレハ、大ヲ以テ小ニ合スルノ道理大村ナル上新倉村ハ經費ヲ増加スルコト數ノ免カレサル所ナリ、之ヲ上新倉村一村獨立シテ一ツノ自治体タランニハ法律上ノ義務ヲ負担スル決シテ難事ニ非ス、屑ヨク自由ノ運動ヲナシ、真正ナル活世界ヲ造成スル火ヲ觀ルヨリモ炳カナリ、然ルヲ合併ヲ欲セサル人民ニシテ圧力之レヲ合併セシメントスル乎、其合併固ヨリ人民ノ希望ニ反シ、又ハ利害ノ關係アルモノナレバ合併決シテ完全ナル自治ノ運動ヲ為ス能ハス、恰モ死世界ノ如シ、之レ上新倉村人民力徒ラニ合併ヲ欲セサルニ非ス、漫リニ合併ヲ忌避スルモノニアラス、民情其然ラサルモノアリ、利害得失相償ハサルノ不足アル

所アレハ也

一 前項開陳スル如ク、上新倉村ハ一村獨立シテ義務ヲ負担スルノ資力アリ、又法規ニ反戾スル処ナクシテ却ツテ民情ニ適合スルハ一村獨立スルニ如サルモノナレドモ、既ニ郡衙ノ演述書ニ抛レハ戸數三百乃至五百戸ヲ以テ標準云々ト、小村ハ以テ數村合併セシメントノ趣意ナラン乎、果シテ然ラバ上新倉村ハ戸數三百ニ充タサルヲ以テ一村獨立スルコト能ハストセラルル御示定ナル乎、三百戸ニ充タサレハ如何ナル事情アルモ一切獨立スル能ハザルノ御趣意ナル乎、斯ル御趣意ハ解釈スルヲ得ス、今同郡小樽村及ヒ橋戸村二ヶ村合併ハ戸數三百ニ充タサレドモ疾ク之ヲ許容セラル、モノノ如シ、上新倉村ト小樽村及ヒ橋戸村トハ戸數稍々差異アレドモ三百戸ニ充タサルハ二者同一ナリ、又地価等ヲ挙クレハ小樽村及ヒ橋戸村二ヶ村合併スルモ其金額七万六千余円ニ過キス、上新倉村ハ一ヶ村ニシテ八万八千余円アリ、然ラハ甲村ハ二ヶ村合併シテ三百戸ニ充タス地価金七万六千余円ナルモ之ヲ許容セラレ、乙村ハ等シク三百戸ニ充タサルモ地

価金ハ甲村ヨリモ超過スル事遠シ、然ルヲ甲ヲ許シ乙ヲ
 許容セラレサルノ理由アルコトナシト信ス、小樽、橋戸
 ノ両村ニテ三百戸ニ充タサルモ之ヲ許容セラル、ハ、郡
 衙ノ示命三百戸乃至云々トアツテ三百戸ニ充タサレバ決
 シテ独立スル能ハストノ御趣意ニアラスシテ、事情止ム
 ヲ得サルモノハ三百戸ニ充タサルモ許容セラル、ノ御趣
 意ナルコト敢テ解スルノ難キニアラス、抑モ町村制施行
 ニ際シ一村又ハ数村合併シアル区画ヲ以テ自治体ヲ為
 ス、若シ一村ノ力貧弱独立スル能ハサルモノハ数町村合
 併ス、完全ナル自治体ヲ造成ストアレハ其制固ヨリ寛大
 ニシテ、寔ニ三百戸以上ト制限セラレタルモノニアラズ、
 サレバコソ公明ナル郡衙ハ小樽、橋戸ノ合併ハ三百ニ充
 タサレドモ之ヲ許容セラレタルモノナラン、又郡衙ノ演
 述書中第一項ニ「現今戸長役場所轄区域ノ儘合併スルヲ
 要ス」トアレハ、上新倉村ハ上下新倉村及ヒ白子村ト合
 併スルハ当然ナルモノ、如クナレドモ、演述書ノ御趣意
 之レ亦現今戸長役場所轄云々ト制限セラレタルニ非ルナ
 リ、他村則チ浜崎村及ヒ岡村、小樽村、保谷村等ノ旧連

合村ヲ變更シテ組合合併セラレタルモノアル如シ、然ラ
 ハ旧連合ヲ以テ合併スル如キハ他ニ故障等アラサル村々
 ニ成ル可クトノ事柄ニシテ、上新倉村カ一村独立スルハ
 彼ノ演述書ノ御趣意ニ背キタルモノニ非スト確信ス
 故ニ上新倉村ハ一村独立スルノ優レルニ如カサレバ村民
 ノ事情御洞察ヲ垂レ何卒一村ヲ以テ村制ヲ許容セラレン
 コト只管奉上申候也

新座郡上新倉村総代人兼議員

明治廿一年八月廿二日

山田亀五郎○

同 桜井竜蔵○

同 加藤源六○

同 鈴木彦太郎○

同 同村會議員 天野啓之輔○

同 上原小左衛門○

白子村連合戸長 小暮加藤治殿

鈴木太郎八之印ナリ

印紙 ④石ニ同ジ
 巻紙

前件之関スル費用ハ後日決算ノ上町村会ノ議決ヲ經テ

徴収スルモノトス、依而一同異議無之為メ左ニ連署捺印致置候也

埼玉県武蔵国新座郡上新倉村

本橋弥三郎（以下二一七人省略）

誓約書

上新倉村

第一条 町村編制上及官有地払下ノ件ニ付左ノ規約ヲ設

クル者トス

第二条 該件ニ付村会ヲ開会ス

第三条 会場ハ本村東林寺ト定ム 但シ臨時変更スルコ

トヲ得

第四条 會議委員ハ拾六名トス

第五条 本会ニ左ノ職員ヲ置ク

会長 壹名 副会長 貳名 派出員 五名

會計係 貳名 臨時小使 一名

第六条 会長ハ本会一切ノ事務ヲ總理スル者トス

第七条 副会長ハ会長ノ事務ヲ補佐シ 会長事故アルト

キハ之ヲ代理スル者トス

第八条 會議委員ハ會議案ニ付利害得失ヲ研究スルノ權

ヲ有スル者トス

第九条 派出弁明委員該件ニ付出張先一切ノ事務ヲ整理

スル者トス

第十條 會計係ハ該件ノ金銭出納ノ事務ヲ主理スルモノ

トス、但シ會計帳簿ヲ製シ金銭出納ヲ詳記シ會員一同

ニ示スヘシ

第十條 會員半数ニ滿タザルトキハ開会セザルモノト

ス

第十條 會議委員ハ會長ヨリ開会ノ通知ヲ受ケタルト

キハ必ず出頭スベキ者トス 但シ事故アルトキハ其旨

会場へ申出ベシ

第十條 前条ノ如ク受ケ無断欠席シタル者ハ過怠金ト

シテ金貳拾錢ヲ徴集スルモノトス 但シ出席時間ヲ遅

刻シタルモノハ一時間毎ニ金壹錢宛ヲ徴集ス

第十條 會議中ハ端座シ雜談及総テ妨害トナルベキコ

トヲ禁ズ

第十條 欠席シタルトキハ自己ノ權ヲ失フモノトス

第十條 會議費ハ勿論其他諸費ハ総テ町村費ヨリ支弁

ス

第拾七条 第拾三条ノ過怠金ハ会計係之ヲ徴集シ會議費

ノ中ヘ收入スルモノトス

前条ノ如ク規約相定メ候条堅ク相守可申事

明治二十一年八月十九日

委員

鈴木彦太郎(朱)○

上原小左衛門本橋新蔵代印○

本橋新蔵(朱)○

富岡栄吉(朱)○

加藤源六鈴木彦太郎代印□

富岡与市○

萩原茂兵衛○

桜井龍蔵

桜井佐平次○

堀江安久利○

星野藤右衛門

井口重次郎

山田亀五郎

職員

会長

副

同

会計係

同

派出員

上原斧吉

天野啓之輔

伊藤仁兵衛○

天野啓之助

鈴木彦太郎

桜井龍蔵

星野藤右衛門

山田亀五郎

鈴木彦太郎

桜井龍蔵

天野啓之輔

本橋新蔵

上原小左衛門

(星野 茂家文書 24-179)

明治二十二年 町村合併取調書

新座郡

一 膝折村 膝折 溝沼 岡

本村ノ内ニテハ岡村ヲ除ク外異議ナシ、而シテ岡村ハ他ニ編入セラルヘキ希望等ヲ云ハス、単ニ根岸、台ノ諸村ト密着ノ關係アルヲ以テ、同村ト分離スルハ好マシカラスト云フニアリ

一新倉村 上新倉 根岸 台

本村ノ内ニテハ根岸村ヲ除ク外異議ナシ、根岸村ハ上新倉トハ人情風俗ニ差異アリ且岡、台ノ諸村ト終始同一村ニ成ランコトヲ希望スルヨリ、膝折村ニ編入セラレンコトヲ乞フニアリ

一 白子村 白子 下新倉

本村ハ何レモ従来ノ白子村連合内ナリ、而シテ下新倉村ハ分離ノ上一村独立希望シ其理由ヲ述べス、然レドモ之ヲ思フニ自村ノ名称ノ消滅スルヲ喜ハサルニ起因スルモノナルヘシ

(埼玉県行政文書「明治22年 県治部」明656)

明治二十二年 町村編制理由書

(表紙)

埼玉県新座郡町村編制理由書

埼玉県

新倉村

| | | |
|------------|---------------------------|---|
| 新町村 名理由 | 沿革 | 独立ヲ要スル理由 |
| 従来ノ名称ヲ存ス | 本村ハ下新倉村ト一村ナリシカ天正年間上下二分村セリ | <p>(下脱カ)</p> <p>本村ハ初メ新倉村及白子村ヲ加ヘ三村合併ヲ諮問セシニ、下新倉村トハ目下堤敷ニ関シ争訟アルノミナラス、多年讎怨ヲ漸積シ民情調和セサルヲ以テ、台、根岸兩村ト合併センカ又一村独立ヲ冀望セリ、因テ第一ノ情願ヲ採リテ其村々ニ諮問セシニ、更ニ根岸村ノ故障ヲ<small>(意カ)</small>起シ終ニ良結果ヲ得ス、故ニ第二ノ情願ヲ採リテ独立トナス、尤戸數ハ標準ニ及ハスト雖ドモ資力充分ニシテ自治ノ目的ヲ達スルニ足ル</p> |

白子村

| | |
|----------|--|
| 合併ヲ要スル理由 | 各村共独立スヘキ資力ナク、且現今戸長役場所轄区域ニシテ地形民情ニ異同アルコトナシ、然ルニ下新倉村ハ資力微弱ナリトシテ上新倉村ヲ加フルカ否ラサレハ独立センコトヲ情願セリ、然レドモ同村トハ氷炭不相容ノ事情アルコト前項ニ記スルカ如シ、又其独立セントスルハ第一ノ冀望ニ反スルノミナラス、地形及公益上此合併ヲ必要ト認ムルヲ以テ之ヲ採用セス |
| 沿革 | 下新倉村ハ元上新倉村ト一村ナリシカ天正年間分レ二村トナル他ハ沿革ナシ |
| 新町村名理由 | 白子ハ地方ニ著名ナルヲ以テ其名ヲ採ル |

(埼玉県行政文書「明治23年 県治部」明680の2)

癸 明治二二年 新町村区域裁定書

明治廿二年一月廿九日 町村制施行取調委員調査

知事

委員

委員長

北足立郡新町村区域裁定ノ件伺
新座郡新町村区域裁定ノ件伺

昨年七月第三四六号訓令ニ依リ、新町村区域取調別紙之通郡長ヨリ上申相成候処、其要項左ノ如シ

一 北足立郡町村数 六十 内 町 十一
村 四十九

内 三百戸以上 五十五
三百戸未満 五

一 新座郡町村数 九 内 町 二
村 七

但 総テ三百戸以上

通計町村数 六十九

一 北足立郡町村ノ合併ニ異議アルモノ左ノ如シ

原市町区域ノ内 瓦葺村

膝子村区域ノ内 大谷村 猿ヶ谷戸村

深作村区域ノ内 丸ヶ崎村 小深作村 宮ヶ谷塔村

村

常光村区域ノ内 上谷村 但惣代人ノ内半数ノ異議

議

中丸村区域ノ内 宮内村 深井村

平方村区域ノ内 西貝塚村

並木村区域ノ内 中小村田村 円阿弥村

安行村区域ノ内 北谷村

芝 村区域ノ内 伊刈村

尾間木村区域ノ内 柳崎村 中尾村

加納村区域ノ内 小針領家村

谷田村区域ノ内 大谷口村 広ヶ谷戸村

一 新座郡町村ノ合併ニ異議アルモノ左ノ如シ

新倉村区域ノ内 根岸村

白子村区域ノ内 下新倉村

膝折村区域ノ内 岡村

一 村名ニ異議アルモノ北足立郡ノミニシテ左ノ如シ

糠田村区域ノ内 大間木村 宮前村 登戸村 北

中野村

新郷村区域ノ内 峯村

片柳村区域ノ内 東新井村 山村 南中野村 御

蔵村 笹丸村 南中丸村 中川

村 上山口新田 新右衛門新田

大加野村区域 各村七ヶ村

内間木村区域ノ内 浜崎村 宮戸村 田島村

以上合併ニ対スル異議ハ新区域十二個十九ヶ村、村名ニ

対スル異議ハ五区域廿四ヶ村ナリ、依テ具ニ之ヲ審査シ

及派出委員ニ於テ実地ヲ踏査セシ上、其異議ノ採ルヘキ

ハ之ヲ採リ、採ル可ラサルハ之ヲ排シ、又ハ組合町村ト

ナシ、左ノ通編成ス

一 北足立郡合併町村数 五十八 内 町 十

内 三百戸以上 五十二

三百戸未滿 六

一 同郡組合町村数 三 内 町 二

但三百戸以上

一 新座郡合併町村数 九 内 村 町 七

但三百戸以上

總計町村数 七十

但一旦合併シテ更ニ組合村トナスモノアルヲ以テ役

場数ニ代フル

明治廿二年二月七日

主任委員

委員長

新村編成区域認定之件向

| 新村名 | 旧村名 | 戸数 |
|-----|------|------|
| 白子 | 下新倉村 | 二〇九戸 |
| 子 | 白子村 | 一四三戸 |
| 計 | | 三五二戸 |

本区域ハ第二回ノ諮問ヲ以テ成リタルモノニシテ、初回ノ諮問ニ於テハ之レニ上新倉村ヲ加ヘ三ヶ村ヲ以テ組織セシニ、當時上新倉村ニ於テハ下新倉トハ目下兩村ノ間ニ介在セル横堤敷地ノ争訟解ケサルノミナラス、常々同村ノ抑圧ヲ被リ、大ナル不幸ヲ受クルヲ以テ從來之ヲ厭惡シ、到底民情一和セスト云フニ在ルヲ以テ本区域ニ改メシナリ、然ルニ下新倉ハ其争訟ハ一時ノ事ニシテ他日民心調和セサルナシトシ、只管前問ノ区域ニ編成セラレシコトヲ望ム、其要点左ノ如シ

第一 三ヶ村ヲ以テ一区域トスル諮問ニ対シ、下新倉及白子二村ハ異議ナク答申セシ事

第二 上下新倉ハ元一村ニシテ、地勢北ヨリ南ニ走り白子村ヲ併セテ天然ノ一区域ヲナセル事

第一節 新村誕生と村政

第三 兩村ハ從來役場区域ヲ一ニシ、交通便利ニシテ施設上障害ナキ事

第四 上下新倉兩村ハ治水堤防ノ土功ニ於テ唇齒相待ツノ關係ヲ有シ、水防ノ際ハ相応援スルノ旧慣ヲ存スル事

第五 白子下新倉兩村ニテハ資力微弱ニシテ、法律上有力ノ村タルヲ得サル事

第六 白子ト下新倉トハ水防事業ヲ共ニセサル事

第七 故ニ三ヶ村ノ團結ヲ為ス能ハスンハ、下新倉一村ヲ以テ独立シタキ事

以上數項ノ理由ニシテ猶出臬セシ惣代等ノ説ヲ聞クニ、克ク法律ノ主旨ヲ解シ、微力ノ町村ヲ造成スルトキハ將來本村ノ不利ナルノミナラス、国家經濟ノ大要ヲ誤ルヲ以テ、兩村字境田ノ間ニ在ル横堤(二百五十間許)敷地ニ關スル争訟ノ如キハ一時ノ誤解ヨリ生スル小事ニシテ、之ヲ顧ミルヘキモノニアラス、且此等ノ為メニ、三ノ人々ニ對シ心意ヲ傷クルモノアルヘシト雖モ、合併ト共ニ將來調和ノ結果ヲ見ルヘシト主張セリ、其説詢ニ適切ニシテ真

ニ嘉尚スヘシト雖モ、如何セン上新倉人民ハ之ト氷炭相容レサルノ景状アリテ、動モスレハ万一之ニ合併セラルルトキハ下新倉村有力ノ徒ト死ヲ決シテ闘ハン杯、満心怒氣ヲ含ミテ屢々陳弁セル処ナレハ、到底民情ノ調和ヲ得難ク被存候ニ付、其請願ヲ採用スル能ハス、因テ本表区域ヲ以テ適當ノモノト是認可相成哉

明治廿二年二月六日

主任委員

委員長

町村編成区域變更之件伺

(中略)

新倉村

一 独立ヲ要スル事由

本村ハ初メ下新倉村及白子村ヲ加ヘ三村合併ヲ諮問セシニ、下新倉村トハ巨下堤敷ニ関シ争訟アルノミナラス、多年讎怨ヲ漸積シ民情調和セサルヲ以テ台、根岸両村ト合併センカ、又ハ一村独立ヲ冀望セリ、因テ第一ノ請願ヲ採リテ其村々ニ諮問セシニ、

更ニ根岸村ノ故障ヲ惹起シ終ニ良結果ヲ得ス、故ニ第二ノ請願ヲ採リテ独立トナス、尤戸數ハ標準ニ及ハスト雖モ資力充分ニシテ自治ノ目的ヲ達スルニ足ル

一 沿革

本村ハ下新倉村ト一村ナリシカ天正年間上下二分村セリ

一 村名選定ノ事由

従来ノ名称ヲ存ス

白子村

一 合併ノ事由

各村共独立スヘキ資力ナク、且現今戸長役場所轄区域内ニシテ地形民情ニ異同アルコトナシ、然ルニ下新倉村ハ資力微弱ナリトシテ上新倉村ヲ加フルカ、否ラサレハ独立センコトヲ請願セリ、然レドモ同村トハ氷炭不相容ノ事情アルコト前項ニ記スルカ如シ、又其独立セントスルハ第一ノ冀望ニ反スルノミナラス、地形及公益上此合併ヲ必要ト認ムルヲ以テ

之ヲ採用セス

一 沿革

下新倉村ハ元上新倉村ト一村ナリシカ天正年間分レ

テ二村トナル他ハ沿革ナシ

一 新村名選定ノ事由

白子ハ地方ニ著名ナルヲ以テ其名ヲ採ル

樽橋村

一 合併ノ事由

各村共独立スヘキ資力ナク、且現今戸長役場所轄区域内ニシテ地形民情ニ故障ナキニ由ル

一 沿革

橋戸村ハ元白子村ノ一部ナリシカ、寛文年間分割シ

テ一村トナル他ハ沿革ナシ

一 新村名選定ノ事由

両村ノ名称ヲ参互折衷ス

兜明治二三年 新座郡町村編制資力表

| 新村 | 旧村 | 諸税並町村費 | | 町村有財産 | | 負債 | | | | | | |
|-----|------|-----------|-----------|-----------|----------------|------|------|----|----|----|----|----|
| | | 国税 | 地方税 | 現金 | 公債証券等 ノ券面金高 | | 耕地 | 山林 | 建物 | 米穀 | 金高 | 米穀 |
| 新倉村 | 上新倉村 | 二、二三七・四八六 | 七一九・四三五 | 九六一・五一六 | | 〇一〇七 | 〇三二六 | | | | | |
| 計 | 計 | 二、二三七・四八六 | 七一九・四三五 | 九六一・五一六 | | 〇一〇七 | 〇三二六 | | | | | |
| 白子村 | 下新倉村 | 二、九五一・三五一 | 六九〇・〇七五 | 七一〇・二〇四 | | | | | | | | |
| 計 | 計 | 三、七三九・〇〇四 | 一、二七〇・九〇一 | 一、〇〇三・三九一 | | | | | | | | |

(埼玉県行政文書「明治23年 県治部」明680の1)

明治三三年 新座郡町村編制区域表

| 新座郡 | 新座郡 | | 新座郡 | | | | | | | | | | 新座郡 | |
|-----|-----|-----|----------|----------|---------|---------|----------|---------|----------|---------|-------|-----|-----|--|
| | 新倉村 | 白子村 | 田 | 畑 | 宅地 | 池沼 | 山林 | 原野 | 雑種地 | 合計 | 人口 | 戸数 | | |
| 新倉村 | 計 | 計 | 九、四、三、四 | 九、四、三、四 | 二、五、二、四 | | 七、〇、二、〇 | 三、三、九、二 | 四、六、六、一〇 | 四、〇、〇、五 | 一、四、六 | 三九 | | |
| 白子村 | 計 | 計 | 七、六、九、七 | 七、六、九、七 | 二、五、四、八 | 一、一、〇、〇 | 九、六、五、七 | 一、四、〇、〇 | 三、七、三、〇 | 四、〇、七、一 | 一、四、三 | 二〇九 | | |
| 新倉村 | 上 | 下 | 九、四、三、四 | 九、四、三、四 | 二、五、二、四 | | 七、〇、二、〇 | 三、三、九、二 | 四、六、六、一〇 | 四、〇、〇、五 | 一、四、六 | 三九 | | |
| 白子村 | 下 | 上 | 七、六、九、七 | 七、六、九、七 | 二、五、四、八 | 一、一、〇、〇 | 九、六、五、七 | 一、四、〇、〇 | 三、七、三、〇 | 四、〇、七、一 | 一、四、三 | 二〇九 | | |
| 計 | 計 | 計 | 一六、〇、七、一 | 一六、〇、七、一 | 五、〇、七、二 | 一、一、〇、〇 | 一六、六、二、七 | 四、七、九、二 | 八、三、二、一〇 | 八、〇、七、六 | 二、九、〇 | 五九 | | |

(埼玉県行政文書「明治23年 県治部」明680の1)

(四) 町村条例と役場事務

明治三三年五月 町村行政事務現況取調表

町村行政事務監督事項取調表進達

町村行政事務監督上必要ノ事項取調之儀、客月四日付御内訓ニ拠リ則チ別表ノ通り調製進達仕候、抑本表ヲ調査スルニ方リテハ勉メテ事実ニ就キ詳密ニ考查精覈ヲ要

スル儀ニ候得共、本郡ノ如キハ客歳町村制実施ニ際シ合併処分ニ異議ヲ唱へ、已ニ行政裁判ニ訴訟ヲ提起セシモノケテ所モ有之、加之組合村ノ如キモ亦三組合ヲ設クルノ場合ニテ創始ニ際シ施行上頗ル繁雜ヲ感シ、客歳八、九月ノ交ニ涉リ漸ク吏員組織ノ完了ヲ告ケタルカ如キ次第ニテ、新町村造成以来小官未タ曾テ各役場ヲ巡視スルニ違ナク、随テ未タ郡書記ヲ派シ専ラ町村行政ノ視察ヲ

為サシメタル儀モ無之ヲ以テ、聊カ精覈ヲ欠クノ憾ナキ

ク此段添テ具陳仕置候也

ニアラス、然レドモ其監督上常ニ諦認致居候事実ニ依

明治二十三年五月七日

北足立新座郡長 小泉寛則

リ、其成蹟ヲ挙ケタルモノニテ亦太タシキ差違ナキハ確

埼玉県知事小松原英太郎殿

信致候、尚追テ親シク視察ヲ遂ケ精覈ノ報告書ヲ呈スヘ

町村行政事務監督事項取調表

北足立新座郡

町村吏員適否調

| 町村名 | 職名 | 氏名 | 適否 | 勤怠 | 前職 | 事務經驗 | 有無 |
|---|-----|--------|----|----|----------|--|----|
| 新倉村 | 村長 | 小暮嘉藤治 | 適任 | 勉勵 | 元白子村連合戸長 | 明治十六年以来郡書記戸長等奉職シ事務ニ經驗アリ | |
| | 助役 | 上原小左衛門 | | 同上 | 無 | 曾テ村會議員等ニ就職シタルコトアルモ事務經驗ナシ | |
| | 収入役 | 天野啓之助 | 適任 | | 無 | 同上 | |
| 白子村 | 村長 | 富沢義三郎 | 適任 | 勉勵 | 郵便局長 | 明治十二年以降廿年五月マテ筆生勤務爾後現ニ白子郵便局長タリ故ニ事務ニ經驗アリ | |
| | 助役 | 田中勘左衛門 | 同上 | 同上 | 元筆生 | 明治十二年十月以降筆生勤務スルヲ以テ事務ニ經驗アリ | |
| | 収入役 | 柳下伝内 | 同上 | 同上 | 元筆生 | 明治八年以来副戸長筆生勸業委員等数年間勤務セシヲ以テ事務經驗アリ | |
| <p>村長以下何レモ適任ニシテ勉勵ナルヲ以テ全村静穩ニシテ事務亦整然トシテ挙ル新座郡中ノ優等ニ位スル者ナリ</p> <p>村長小暮嘉藤治ハ曾テ官撰戸長ニシテ当村等ヲ管理セシモノナリ故ニ身ハ他郷ノ人ナリト雖モ能ク人情風俗ニ通シ一村ノ治務円滑ニ之ヲ調理セリ助役収入役ノ適否勉怠等ハ上表ノ如シ</p> | | | | | | | |

町村情況調

| 町村名 | 内村 民情ノ否 | 町村 資本力ノ充 | 徴税 難易 | 町村 會議員ノ適 | 名望家、 財産家、 官吏、 折入民 下議會 | 合計 | | |
|------|------------|-------------|----------|-------------|-----------------------------------|----|----|----|
| | | | | | | 甲四 | 乙二 | 丙三 |
| 志木町 | 丙 | 乙 | 丙 | 丙 | 丙 | 六 | 一 | 二 |
| 大和田町 | 乙 | 丙 | 乙 | 乙 | 甲 | 五 | 三 | 一 |
| 片山村 | 丙 | 丙 | 丙 | 丙 | 乙 | 五 | 三 | 一 |
| 膝折村 | 丙 | 丙 | 乙 | 甲 | 甲 | 五 | 三 | 一 |
| 内間木村 | 乙 | 丙 | 甲 | 甲 | 甲 | 五 | 三 | 一 |
| 新倉村 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 五 | 三 | 一 |
| 白子村 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 五 | 三 | 一 |
| 樽橋村 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 五 | 三 | 一 |
| 保谷村 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 五 | 三 | 一 |
| 合計 | 丙三 | 乙二 | 甲四 | 丙三 | 乙二 | 甲四 | 丙三 | 乙二 |

事務拵否調

| 町村名 | 戸籍 | 地籍 | 土木 | 兵事 | 教育 | 衛生 | 收税 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|
| 志木町 | 乙 | 丙 | 甲 | 乙 | 乙 | 乙 | 甲 |
| 大和田町 | 乙 | 丙 | 甲 | 乙 | 乙 | 乙 | 甲 |
| 計 | 乙 | 丙 | 甲 | 乙 | 乙 | 乙 | 甲 |

新座郡

新座郡

| 町村名 | 片山村 | 膝折村 | 内間木村 | 新倉村 | 白子村 | 樽橋村 | 保谷村 | 合計 | | |
|------|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
| | | | | | | | | 甲四 | 乙二 | 丙三 |
| 志木町 | 丙 | 丙 | 丙 | 丙 | 丙 | 丙 | 丙 | 六 | 一 | 二 |
| 大和田町 | 乙 | 乙 | 乙 | 乙 | 乙 | 乙 | 乙 | 三 | 三 | 三 |
| 片山村 | 丙 | 丙 | 丙 | 丙 | 丙 | 丙 | 丙 | 三 | 三 | 三 |
| 膝折村 | 丙 | 丙 | 丙 | 丙 | 丙 | 丙 | 丙 | 三 | 三 | 三 |
| 内間木村 | 乙 | 乙 | 乙 | 乙 | 乙 | 乙 | 乙 | 三 | 三 | 三 |
| 新倉村 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 三 | 三 | 三 |
| 白子村 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 三 | 三 | 三 |
| 樽橋村 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 三 | 三 | 三 |
| 保谷村 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 三 | 三 | 三 |
| 合計 | 丙三 | 乙二 | 甲四 | 丙三 | 乙二 | 甲四 | 丙三 | 乙二 | 甲四 | 丙三 |

財産ノ管理其他取調

| 町村名 | 志木町 | 大和田町 | 片山村 | 膝折村 | 内間木村 | 新倉村 | 白子村 | 樽橋村 | 管理其他取調 | | |
|------|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|-----|------------|------------------------------|-----------------------|
| | | | | | | | | | 營造物 ノ管理 | 財産 證書及 帳簿 監督ノ 管理 | 管類 帳簿 監督ノ 管理 |
| 志木町 | 丙 | 乙 | 乙 | 乙 | 乙 | 乙 | 乙 | 乙 | 三 | 三 | 三 |
| 大和田町 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 三 | 三 | 三 |
| 片山村 | 丙 | 丙 | 丙 | 丙 | 丙 | 丙 | 丙 | 丙 | 三 | 三 | 三 |
| 膝折村 | 乙 | 乙 | 乙 | 乙 | 乙 | 乙 | 乙 | 乙 | 三 | 三 | 三 |
| 内間木村 | 乙 | 乙 | 乙 | 乙 | 乙 | 乙 | 乙 | 乙 | 三 | 三 | 三 |
| 新倉村 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 三 | 三 | 三 |
| 白子村 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 三 | 三 | 三 |
| 樽橋村 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 三 | 三 | 三 |
| 保谷村 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 甲 | 三 | 三 | 三 |
| 合計 | 丙 | 乙 | 乙 | 乙 | 乙 | 乙 | 乙 | 乙 | 三 | 三 | 三 |

新座郡

| 合計 | | | 保谷村 | 樽橋村 | 白子村 | 新倉村 | 内間木村 | 膝折村 | 片山村 | 大和田町 | 志木町 | 町村名 | |
|----|---|---|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|------|
| 丙 | 乙 | 甲 | | | | | | | | | | 管理 | 歳入 |
| 一 | 四 | 四 | | | | | | | | | | 整 | 出納ノ |
| 二 | 三 | 四 | | | | | | | | | | 否 | 事務行政 |
| 一 | 二 | 六 | | | | | | | | | | 減 | 費増 |
| 二 | 二 | 五 | | | | | | | | | | ノ | 報酬等 |
| 一九 | | | | | | | | | | | | 甲 | 計 |
| 〇 | | | | | | | | | | | | 乙 | |
| 七 | | | | | | | | | | | | 丙 | |

出納ノ整否調

新座郡

| 合計 | | | 保谷村 |
|------|---|---|-----|
| 丙 | 乙 | 甲 | 甲 |
| 二 | 三 | 四 | 甲 |
| 一 | 五 | 三 | 甲 |
| 三 | 三 | 三 | 甲 |
| 二 | 五 | 二 | 甲 |
| 二 | 一 | 六 | 甲 |
| 一八一七 | | | 五〇 |
| 一〇 | | | 〇 |

| 新倉村 | | | 内間木村 | | | 膝折村 | | | 片山村 | | | 大和田町 | | | 志木町 | | | 町村名 | |
|-----|---|---|------|---|---|-----|---|---|-----|---|---|------|---|---|-----|---|---|-----|---|
| 丙 | 乙 | 甲 | 丙 | 乙 | 甲 | 丙 | 乙 | 甲 | 丙 | 乙 | 甲 | 丙 | 乙 | 甲 | 丙 | 乙 | 甲 | 級 | 三 |
| 〇 | 〇 | 一 | 〇 | 〇 | 一 | 〇 | 〇 | 一 | 〇 | 一 | 〇 | 〇 | 〇 | 一 | 〇 | 〇 | 一 | 勤 | 吏 |
| 〇 | 〇 | 一 | 〇 | 〇 | 一 | 一 | 〇 | 〇 | 一 | 〇 | 〇 | 〇 | 一 | 〇 | 一 | 〇 | 〇 | 怠 | 員 |
| 〇 | 一 | 〇 | 〇 | 一 | 〇 | 一 | 〇 | 〇 | 一 | 〇 | 〇 | 〇 | 一 | 〇 | 一 | 〇 | 〇 | 情 | ノ |
| 〇 | 一 | 〇 | 一 | 〇 | 〇 | 一 | 〇 | 〇 | 〇 | 一 | 〇 | 〇 | 一 | 〇 | 一 | 〇 | 〇 | 況 | 町 |
| 〇 | 〇 | 一 | 〇 | 一 | 〇 | 〇 | 一 | 〇 | 〇 | 〇 | 一 | 〇 | 〇 | 一 | 一 | 〇 | 〇 | 拳 | 村 |
| 三 | 二 | 一 | 二 | 一 | 一 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 一 | 〇 | 〇 | 一 | 一 | 〇 | 〇 | 事 | ノ |
| 二 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二 | 二 | 三 | 二 | 三 | 三 | 〇 | 〇 | 一 | 一 | 〇 | 〇 | 務 | 財 |
| 〇 | 一 | 三 | 一 | 三 | 三 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 四 | 〇 | 〇 | 一 | 〇 | 〇 | 否 | 產 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 管 | 出 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 理 | 納 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 整 | 總 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 否 | 點 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 甲 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 乙 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 丙 | | |

町村行政監督總表

新座郡

| 白子村 | | | 樽橋村 | | | 保谷村 | | | 合計 | | |
|-----|---|---|-----|---|---|-----|---|---|--------|---|---|
| 丙 | 乙 | 甲 | 丙 | 乙 | 甲 | 丙 | 乙 | 甲 | 丙 | 乙 | 甲 |
| ○ | ○ | 一 | ○ | ○ | 一 | ○ | ○ | 一 | ○ | 一 | 八 |
| ○ | ○ | 一 | ○ | ○ | 一 | ○ | ○ | 一 | 三 | 一 | 五 |
| ○ | 一 | ○ | ○ | ○ | 一 | ○ | ○ | 一 | 三 | 四 | 二 |
| ○ | ○ | 一 | ○ | ○ | 一 | ○ | ○ | 一 | 三 | 三 | 三 |
| ○ | ○ | 一 | ○ | ○ | 一 | ○ | ○ | 一 | 二 | 二 | 五 |
| 四 | | | 五 | | | 五 | | | 二二三一一一 | | |
| 一 | | | ○ | | | ○ | | | 一一一一 | | |
| ○ | | | ○ | | | ○ | | | 一一一一 | | |

(埼玉県行政文書「明治23年 県治部」明693)

三 明治二四年八月 白子村常設委員条例

常設委員条例

第老条 本村ハ町村制第六拾五条ニ拠リ左ノ常設委員ヲ

置ク

- 一 学務委員 一人
- 一 勸業委員 一人

- 一 衛生委員 一人
- 一 土木委員 三人

第式条 各委員ハ村会議員ヨリ三名、選挙権ヲ有スル公

民ヨリ三名ヲ選挙スルモノトス

第三条 委員ノ任期ハ三年トス、但議員ヨリ選ハレタル

モノハ議員ヲ退職スルトキハ委員タルノ資格ヲ失フモノトス

第四条 各委員ハ本村内各其ノ主務ニ関スル行政事務ヲ

分担ス

第五条 各常設委員ノ職務権限ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 学齡児童ノ就学ヲ調査スルコト
- 一 不就学ヲ調査スルコト
- 一 就学児童ノ休業ヲ調査スルコト
- 一 就学ヲ督促スルコト
- 一 農業及山林ニ関スル報告ヲナスコト
- 一 商業ニ関スル報告ヲナスコト
- 一 工業ニ関スル報告ヲナスコト
- 一 虫害予防ヲ執行シ、及之ニ関スル報告ヲナスコト

- 一 出産、死亡、流産ノ員數ヲ調査報告スルコト
 - 一 市街道路、井戸、厠、芥溜等ノ清潔法ニ注意スルコト
 - 一 腐敗飲食物ノ販売ニ注意スルコト
 - 一 伝染病予防法ニ係ル処分ヲ為シ及報告ヲナスコト
 - 一 未種痘者ヲ調査シ及種痘ヲ勸告スルコト
 - 一 堤塘雜草刈掃ヲ執行スルコト
 - 一 用惡水路ノ浚渫ヲ執行スルコト
 - 一 道路、橋梁、堤防、樋管、用惡水路ノ修築ニ注意スルコト
- 本村ハ東京ヨリ川越町ニ達スル通路ニ沿ヒ、一準市街ヲ為ス故ニ常設ノ委員ヲ置キテ教育、勸業、衛生、土木等ノ村行政事務ヲ補助セシメ、施政上円滑ニシテ親密周到ナラシメント欲ス

(埼玉県行政文書「明治24年 県治部」明726)

新座郡各町村条例一覽表

新座郡

第一節 新村誕生と村政

新倉村 有給村長ニ関スル件 常設委員ニ関スル件

特別税ニ関スル件

保谷村 有給村長ニ関スル件

大和田町 助役定員ニ関スル件 常設委員ニ関スル件

督促手數料ニ関スル件 退隱料ニ関スル件

特別税ニ関スル件

志木町 常設委員ニ関スル件 徴収ニ関スル件

片山村 有給村長ニ関スル件

膝折村 助役定員ニ関スル件 特別税ニ関スル件

常設委員ニ関スル件

白子村 常設委員ニ関スル件 (未完)

(埼玉県報) 明治二十四年九月八日

新座郡新倉村役場監視調書

明治二十五年三月二日巡視

| 項目 | 事項 | 要領 |
|------|-------|-------------------|
| 監會一項 | 町村内状況 | 。本村ハ無事平穩ナリ |
| 調會二項 | 町村会情况 | 。開會ハ一週間以前ニ議員ニ告知シ同 |

| 調 項一 | 調 會八 | 調 會七 | 監 會六 | 調 同二 | 調 會五 | 監 會四 | 調 會三 |
|--|---------------------------------|---|---------------------------------------|--|---|-------------------------|-----------------------------|
| 重要物産 | 郡吏出張度 数事件 | 慣行公告式 | 最多端事務 | 吏員分掌 | 吏員勉否 | 役場内体裁 | 議員選挙 |
| <p>。甘藷十三万六千八百目、価五千五百円余（一ヶ月三錢七厘五毛）。甘藷ハ東京ニ輸出ス。漸次盛ニナル景況ナリ</p> | <p>。郡吏五度、商金高調ノ件二、土木ノ件三、合計二件</p> | <p>。揭示場ニ掲ク。至急又ハ重大ナル事項ハ各組世話掛ニ通達シ、夫ヨリ毎戸ニ通知セシム</p> | <p>。徴収事務ナリ、村税（第一）地方税（第二）ナリ、戸籍之二次ク</p> | <p>。条例ヲ以テ常設委員四名ヲ置キ、土木・勸業・学務・衛生ヲ分掌セシム</p> | <p>。然レトモ収入役天野啓之助ハ出勤簿ニ記名ナシ、全ク有名無実ニシテ其事務ハ書記井口信吉担任セリ</p> | <p>。出納事務ヲ扱フトコロハ区域ナシ</p> | <p>。選挙上平穩ナリ。分会ヲ設ケズ。訴願ナシ</p> |

| 調 同二 | 調 項一 | 監 衛一 | 調 學二 | 調 學一 | 調 項一 | 調 項三 | 調 同二 | 調 項二 | 調 同二 |
|------------------------|--------------------------------|------------|---|-------------------|-------------------------|----------------------|---|--|---------------|
| 種痘普及 | 伝染病予防 | 清潔法実施 | 授業料徴収 | 学齡児童 就学 | 重要土功 施設 | 勸業会実施 | 耕地地実価 | 金 利 | 重ナル職業 耕作ナリ |
| <p>。種痘児調査簿アリ、稍完全ナリ</p> | <p>。火葬場・消毒薬アリ。避病院・薰蒸器・釣合ナシ</p> | <p>。ナシ</p> | <p>。最多額二十三錢、最小額五錢。金十三円五十錢（本年一月分）。徴収上困難ナラズ</p> | <p>。堤内外ヲ掘ルヲ禁ス</p> | <p>。道路ハ毎年五月修繕及掃除ヲナス</p> | <p>。ナシ、将来設置ノ見込ナリ</p> | <p>。畑ハ五十円位（地価十七、八円）宅地四十五円位（地価二十六、七円）。地所ハ騰貴ノ傾キナリ</p> | <p>。元金百円年一割五分有抵当無抵当共ニ差違ナシ。利子ハ高低ノ景況ナシ</p> | <p>。耕作ナリ</p> |

| 調 項一 | 調 項二 | 調 項三 | 調 項四 | 監 項一 | 調 項一 | 調 項一 | 調 項一 | 調 項二 | 調 項三 |
|---------------------------------------|------------|-------------------------|---|---|------------------------------|---|--|-------------------------------|---------|
| 予算表 | 財産売買 受負 | 財産管理 | 營造物管理 | 基本財産維 持増殖 | 資力充否 | 戸籍 | 陸軍召集 事務 | 衛生組合 実施 | 衛生会実施 |
| 。二十四年度予算表調製式ニ適セリ 。事務報告書ヲ付セズ。本表ノ写ヲ収 | 。受負ハ随意契約ナリ | 。学校付屬地一反十六歩アリ、管理方 同上 | 。樋管四ヶ所、墓地四ヶ所、橋梁三十 九ヶ所、溜池一ヶ所、用悪水路十五 線、消防組四組アリ。村長管理ス、 其方法ノ定メナシ | 。畑一畝七歩、原野三畝二十六歩アリ 右地所ハ木蔭地ニシテ収益殆ントナ キカ如シ、随ツテ維持増殖ノ方ナシ | 。少村ニシテ資力十分ナラザレトモ維 持上困難ナラス | 。本簿ハ都テ適法ナリ。登記目録ノ記 載方延滞ナシ。入寄留簿ノ区別正シ カラザレトモ加除異動宜シ | 。予備役四名ノ内近衛一名アリ、名簿 修正適正ナリ。令状・受領証區別区 分正シ | 。衛生組合アリ、規約ノ設ケナシ、同 組合ハ稍功益アリ | 。ナシ |

第一節 新村誕生と村政

| 調 項二 | 調 項六 | 調 項七 | 調 項二 | 監 項三 | 調 項三 |
|--|---|---|---|---|---|
| 決算表 | 諸証書公文 書類 | 會計事務 視務 | 出納検査 | 組合會會計 | 組合會會計 |
| 入役ニ交付セズ 。二十三年度ノ決算ハ金七円余ノ剩余 アリ、翌年度へ繰越ス。三ヶ月以内 ニ結了セリ。正式ノ手順ヲ經サレト モ村會ノ認定ヲ得タリ 。永久保存ノ目的ヲ以テ保管セリ 。通常及臨時検査ハ行ハズ、然レトモ 村長時々之ヲ検査スルヲ以テ監視行 届ク 。收入ハ命令書ヲ用ヒ、支払ハ受領書 ニ村長認印シテ後払出セシム。會計 諸帳籍整理シ誤謬ナシ 。ナシ | 。徵稅上困難ナラズ。地方稅・村稅ト モ納期ヲ過クルモノアレトモ郡役所 へ申報スルニ至ラズシテ納ム 。三十三件 | 。徵稅上困難ナラズ。地方稅・村稅ト モ納期ヲ過クルモノアレトモ郡役所 へ申報スルニ至ラズシテ納ム 。三十三件 | 。徵稅上困難ナラズ。地方稅・村稅ト モ納期ヲ過クルモノアレトモ郡役所 へ申報スルニ至ラズシテ納ム 。三十三件 | 。徵稅上困難ナラズ。地方稅・村稅ト モ納期ヲ過クルモノアレトモ郡役所 へ申報スルニ至ラズシテ納ム 。三十三件 | 。徵稅上困難ナラズ。地方稅・村稅ト モ納期ヲ過クルモノアレトモ郡役所 へ申報スルニ至ラズシテ納ム 。三十三件 |

(備考)

本村ハ總反別三百五十三町歩余、戸數二百二十二戸ノ小村ナ
リ、其原因ハ町村制施行ノ際郡役所ニ於テハ本村及ヒ白子村
・下新倉村三ヶ村合併ノ見込ナリシカ、下新倉村ト上新倉村
トノ境界ナル小堤塘所有權ノ争ヒヨリ明治十八年中訴訟ヲ起
シ人心尤調和セズ、本村ハ之ヲ避ケンカ独立ヲ請願シテ許可

セラル、然レトモ村内資力アルヲ以テ維持ニ苦ムト云フ程ニ
ハアラザルナリ

- 一 検閲書類中町村会議事録ノ備ヘナシ
- 一 郡役所ヨリ訓達類ハ前ニ同シ
- 一 本村ハ他ノ町村役場ト対照シテ中等ノ上級ニ位スルモノト思
考セリ

(埼玉県行政文書「明治25年 庶務部」明75の1)

至 明治二五年三月 白子村役場事務景況調書

新座郡白子村役場監視調書 明治二十五年三月三日巡視

| 項目 | 事項 | 要領 |
|--------------|-------|--|
| 監 項一 會 項一 | 町村内状況 | ○本村ハ平穩ナリシカ衆議院議員選挙ニ付不和ヲ生ス |
| 調 項二 會 項二 | 町村会情况 | ○開会ハ三日前ニ議員ニ告知シ、且ツ掲示場ニ公示ス。議員出席少キ為メ開会セザルコトナシ。相談会ノ体ヲ用フ、予算会議一日間ニ結了ス。議案ハ村長説明ス |
| 調 項三 會 項三 | 議員選挙 | ○選挙上平穩ナリ。分会ヲ設ケス |
| 監 項四 會 項四 | 役場内体裁 | ○訴願ナシ ○出納事務ヲ扱フトコロハ卓椅ヲ以テ区域ヲ立ツ。公文書類ノ備置方宜シ |

| | | | | | | | |
|---------------------------------------|--------------|--|--|---|---------------------------------------|---|----------------------------|
| 調 項一 會 項一 | 調 項二 會 項二 | 調 項一 會 項一 | 調 項八 會 項八 | 調 項七 會 項七 | 監 項六 會 項六 | 調 項二 會 項二 | 調 項五 會 項五 |
| 金 利 | 重ナル職業 | 重要物産 | 郡吏出張度 数事件 | 慣行公告式 | 最多端事務 | 吏員分掌 | 吏員勉否 |
| ○元金百円有抵当年一割二分五厘、無抵当一割五分位。利子ハ低落ノ傾キ耕作ナリ | ○漸々盛ンナリ | ○郡吏凡ソ四度、營業金高調ノ件二、学事ノ件一、衛生ノ件一、合計三件 ○昨年産額。米二千五百九石、価一万七千九百廿一円四十二銭(円二一斗四升)、小麦千六百八十三石、価九千九百円(円二一斗七升)。小麦ハ麴粉ニ製シテ東京ニ売出ス、米亦東京多シ。 | ○郡吏凡ソ四度、營業金高調ノ件二、学事ノ件一、衛生ノ件一、合計三件 ○昨年産額。米二千五百九石、価一万七千九百廿一円四十二銭(円二一斗四升)、小麦千六百八十三石、価九千九百円(円二一斗七升)。小麦ハ麴粉ニ製シテ東京ニ売出ス、米亦東京多シ。 | ○村内ニケ所ノ掲示場ニ掲ク。至急ヲ要スル件ハ各委員ニ通達シテ毎戸ニ注意セシム、条例并ニ予算表ハ掲示スルノミ | ○徴収事務ナリ、地方税(第一)村税(第二)ナリ、之ニ次クモノハ戸籍事務ナリ | ○条例ヲ以テ常設委員ヲ置キ、土木・勸業・学務・衛生ヲ分掌セシム ○實際ハ臨時多忙ノ際其事務ニ従事スルノミ | ○キヲ得タリ ○吏員出勤簿アリ、何レモ精勤ナリ |

| | | | | | | | |
|---------------|------------------|------------------|----------------|--------------------------------------|---------------------------------------|----------------------|---|
| 調 同二 項二 | 調 同二 項二 | 調 同二 項二 | 監 項一 項一 | 調 同二 項二 | 調 同二 項二 | 調 同二 項二 | 調 同二 項二 |
| 衛生會實施 | 種痘普及 | 種痘普及 | 清潔法實施 | 授業料徴収 | 學齡兒童 | 重要土功 | 勸業會實施 |
| ナシ | 種痘児ヲ調査シ二月十日ヨリ接種ス | 種痘児ヲ調査シ二月十日ヨリ接種ス | 下水浚深ニハ本年未タ着手セズ | 最多額二十五錢、最少額五錢。金拾四円七十錢(本年一月分)。徴収困難ナラズ | 就學生百五十四人、不就學生三百二十六人。猶予ノ許可ヲ得ズ。貧民ノ子弟ニ多シ | 道路ハ毎年四月修繕及ヒ掃除ス | 本會ハ昨年十一月設置セリ |
| | | | | | 水行ノ妨害物ハ五月・九月刈払フ | 明キ俵・繩・杭木等ハ土木委員ニ於テ準備ス | |
| | | | | | | | 中等一段歩田八十円位(地価六十八円)畑五十五円位(地価十八円)宅地百五十円位(地価二十三円)是連檐地ノ分ナリ。地所ハ騰貴ノ傾キナリ |

| | | | | | | | | | |
|------------------|--|---------------|-----------------------|--|---------------|------------------|---|--|---------------------------|
| 調 同二 項二 | 調 同二 項二 | 調 同二 項二 | 調 同二 項二 | 調 同二 項二 | 調 同二 項二 | 監 同二 項二 | 調 同二 項二 | 調 同二 項二 | 調 同二 項二 |
| 決算表 | 予算表 | 財産賣買 | 財産管理 | 營造物管理 | 基本財産維持増殖 | 資力充否 | 戸籍 | 陸軍召集 | 衛生組合 |
| 二十三年度ノ決算ハ五円余ノ剰余ア | 二十四年度予算調製式ニ適セリ。事務報告書ヲ付セズ。本表ノ写ハ収入役ニ交付セリ | 受負ハ隨意契約ナリ | 学校敷地反別二反一畝廿一步アリ。管理方同上 | 樋管三ヶ所、墓地六ヶ所、橋梁六十四ヶ所、用悪水路十二線、消防組六組アリ。村長管理ス。管理法ノ定メナシ | ナシ | 基本財産ナシト雖モ維持上困難ナシ | 本簿ハ都テ適正ナリ。登記目録ノ記載方延滞セズ。寄留簿管内外ノ區別ナシト雖モ加除異動行届ケリ | 予備六人・後備五人アリ、名簿適正ニシテ修正加除行届ケリ。他二一人寄留者アレトモ名簿ノ調製ナシ。令状・受領証ノ区分宜シ | 衛生組合アリ、且規約ヲ設ク、同組合ハ功益アリト云フ |

| 調 査 | 調 査 | 監 調 |
|---|---|--|
| 項六 | 項七 | 項八 |
| 諸証書公文類 | 會計事務視 | 同三 組合會計 |
| <p>り、翌年度ニ繰越ス。三ヶ月以内ニ結了セリ。正式ノ順序ヲ經サレトモ村会ノ認定ヲ得タリ</p> <p>。永久保存ノ目的ヲ以テ保管ス</p> <p>。通常及臨時検査ハ行ハサレトモ監視方行届ク</p> | <p>。収入ハ命令書ヲ用フ。支払ハ受領証ニ村長認印ノ上払出ヲ為ス。収支會計諸帳簿完整シ錯乱ノ廉ナシ</p> | <p>。徴税上困難ナラズ。期限ヲ過キ完納セザルモノアレトモ郡役所ニ報告スルニ至ラズ</p> <p>。三十三件</p> |
| 計 | 計 | 計 |
| 三十六件 | 三十六件 | 三十六件 |

(備考)

本村ハ町村制施行以來村長・助役・収入役トモ何レモ勤続ニシテ一致協同調和ヲ失セシコトナカリシカ、同村ノ柳下織右エ門ナルモノ曾ツテ村長タルヲ希望セシモ、村会ハ之ニ応セズ富沢義三郎ヲ挙ケテ村長トセリ、然レトモ是マデハ平和ヲ保チタリシカ、本年衆議院議員選挙ノ際柳下氏ハ主トシテ加藤政之助ヲ挙ケント欲シ、村内一同ヲ勧誘セシニ村長始メ一旦之ニ同意セリ、然ルトコロ其後柳下氏ハ右同意者ニ謀ラス、一

己ノ意見ヲ以テ加藤氏ヲ推選スルニ決シタル旨、富沢氏外五人ノ連名ヲ以テ新聞紙ニ掲載セリ、然ルニ富沢ハ郵便局長ヲ兼ヌルヲ以テ通信省ノ召喚ヲ受ケ、郵便局長ヲ辞スカ又ハ村長ヲ辞スカ何レカ一ニ決スベシトノ嚴諭ヲ受ケ、村長ヲ辞スルトノ請書ヲ出シタル由、右ニ付去ル二月六日村会ヲ開キ村長退職ノ件ヲ提出セシニ、議会は是非共同氏ノ留任ヲ望ミ、退職ノ件ハ議決セズシテ散会シタリ、斯クノ如キ次第ニ付富沢氏ハ柳下氏カ一応ノ相談モナク新聞紙ニ掲載セシヲ憤リ、同氏ニ迫リテ誤リ書ヲ出サシメ、且投票ノ際大字白子ハ加藤氏ニ背キテ天野氏ニ投票シタリ、是ヲ以テ村内(大字白子・下新倉)ニ派ニ分裂シ、折り合甚タ悪シク到底調和スルノ見込ナシ

右ノ次第ニ付、富沢氏辞セハ柳下氏之ニ代ルベシ、然ルトキハ又円滑ヲ保ツコト能ハズ、本村ノ如キハ該村ニ關係ナキ者ヲ挙ケテ村長タラシムルニ如カザルナリ、本村ニ於テ町村制第三十三條以外ノ事項ヲ村会ニ付シタルハ、去ル頃同郡志木町有志者ノ誘導ニ係ル東京府へ管轄替ノ請願書ニ、大字白子ニ於テ連署セシモノアリテ役場ニ奥印ヲ請求シ来リタル際、其可否ヲ村会ニ諮リシニ否決シテ奥印ヲ拒ミタリ

一 檢閲書類中町村會議事録・同議員出勤簿・寄留名簿ノ備ヘナシ

一 郡役所ヨリ訓達類ハ前ニ同シ

一 本村ハ他ノ町村役場ト対照シテ上等ノ下級ニ位スルモノト思

考セリ

(埼玉県行政文書「明治25年 庶務部」明775の1)

癸 明治二十五年三月 新倉村議員定数条例

埼玉県新座郡新倉村条例

第壹条

本村ニ於テハ町村制第十壹条但書ニヨリ議員ノ数拾貳人ヲ四人減シ定員八人トス

理由書

本村ニ於テハ町村制実施ノ際ハ人口千四百七拾貳ニシテ議員ノ数八名ヲ選挙スルモ、連年人口増加シ既ニ一昨年十二月現在調査ニテ人口千五百三拾ニ達シ、因テ従来定員ノ外四名ヲ追加スヘキノ処、本村ニハ適任ノ者僅少ニシテ、其中ヨリ多数ノ議員ヲ挙クレハ適當ノ者ヲ得スシテ却テ事務ノ渋滞アルヲ慮リ、故ニ本制ヲ設クル所以ナリ

(埼玉県行政文書「明治25年 県治部」明726)

第一節 新村誕生と村政

壬 明治二十五年 新座郡町村役場事務成績等級表

町村等級調標標準

一 取調件数二十六件アリ、一件ヲ十点トシ二百六十点ヲ満点トス、但取調件数中吏員分掌、最多端事務、郡吏出張度数、重要物産、重ナル職業、金利、耕宅地実価、清潔法実施、基本財産、組合会々計ノ十件ハ之ヲ省ケリ、其理由ハ管内全町村ニ通セサルモノト町村ノ等級ニ関係アラサルヲ以テナリ、然レドモ此ノ省キタル件数中實際其事件アルモノハ之ヲ増加シテ等級ヲ定ムルモノトス、其標準左ノ如シ

| | | | |
|----|---|------|----------------|
| 50 | 隔 | 上等ノ上 | 260点 |
| | | 上等ノ下 | 210点 |
| 30 | 隔 | 中等ノ上 | 209点 |
| | | 中等ノ下 | 179点 |
| 25 | 隔 | 中等ノ上 | 178点 |
| | | 中等ノ下 | 153点 |
| 20 | 隔 | 下等ノ上 | 152点 |
| | | 下等ノ下 | 132点 |
| 10 | 隔 | 下等ノ上 | 131点 |
| | | 下等ノ下 | 121点 120点以下 |

北足立新座郡内町村等級表

| 北 | 郡名 | 級等 | | 合計 |
|---|------|------|------|----|
| | | 上等ノ上 | 上等ノ下 | |
| | 草加町 | | | 五 |
| | 新郷村 | | | 五 |
| | 安行村 | | | |
| | 行村 | | | |
| | 川口町 | | | |
| | 神根村 | | | |
| | 横曾根村 | | | |
| | 北平柳村 | | | |
| | 新田村 | | | |
| | 谷田村 | | | |
| | 鳩ヶ谷町 | | | |
| | 塚村 | | | |
| | 谷田村 | | | |
| | 北平柳村 | | | |
| | 新田村 | | | |
| | 五 | | | |

| 合計 | 小計 | 郡 | 座 | 新 | 小計 | 郡 | 立 | 足 |
|----|----|-----|------|------|----|-----|-----|------|
| | | | | | | | | |
| 七 | 三 | 白子村 | 大和田町 | 志木町 | 四 | | | 浦和町 |
| 九 | 二 | | 保谷村 | 新倉村 | 七 | 谷田村 | 芝村 | 大門村 |
| 九 | 二 | | 折村 | 内間木村 | 七 | 笹目村 | 三室村 | 南平柳村 |
| 五 | 一 | | | 山村 | 四 | | | 青木村 |
| 四 | 三 | | | | 四 | | | 木村野 |
| 四 | 三 | | | | 四 | | | 戸田村 |
| 四 | 三 | | | | 四 | | | 美谷本村 |
| 四 | 三 | | | | 四 | | | 塚村 |
| 四 | 三 | | | | 四 | | | 五 |

新座郡町村役場等級調

| 事項 | 町村 | | | | | | | |
|--------|----|---|---|---|---|---|---|---|
| 町村内状況 | 町 | 木 | 志 | | | | | |
| 町村会情況 | 村 | 木 | 間 | 内 | | | | |
| 議員選挙 | 町 | 和 | 大 | | | | | |
| 役場内体裁 | 村 | 折 | 膝 | | | | | |
| 吏員勉否 | 村 | 倉 | 新 | | | | | |
| 慣行公告式 | 村 | 子 | 白 | | | | | |
| 勸業会実施 | 村 | 山 | 片 | | | | | |
| 重要土功施設 | 村 | 谷 | 保 | | | | | |
| | 7 | 2 | 5 | 8 | 6 | 8 | 7 | 5 |
| | 6 | 8 | 7 | 5 | 6 | 8 | 8 | 9 |
| | 9 | 2 | 9 | 7 | 8 | 8 | 9 | 9 |
| | 7 | 2 | 8 | 5 | 8 | 8 | 6 | 6 |
| | 7 | 2 | 8 | 8 | 7 | 8 | 8 | 7 |
| | 8 | 9 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 5 |
| | 6 | 0 | 8 | 5 | 7 | 6 | 4 | 4 |
| | 6 | 0 | 7 | 5 | 6 | 8 | 8 | 8 |

| 等級 | 計二十六件 | 徴税難易 | 出納検査 | 會計事務監視 | 諸証書公文書類 | 決算表 | 予算表 | 財産売買受負 | 財産管理 | 營造物管理 | 基本財産維持増殖 | 資力充否 | 戸籍 | 陸軍召集事務 | 衛生組合実施 | 衛生会実施 | 種痘普及 | 伝染病予防 | 授業料徴収 | 学齡児童就学 |
|------|-------|------|------|--------|---------|-----|-----|--------|------|-------|----------|------|----|--------|--------|-------|------|-------|-------|--------|
| 下ノ等上 | 181 | 7 | 10 | 10 | 5 | 7 | 9 | 5 | 7 | 7 | | 9 | 10 | 10 | 7 | 0 | 8 | 6 | 8 | 8 |
| 下ノ等中 | 152 | 6 | 7 | 6 | 5 | 6 | 6 | 5 | 6 | 6 | | 6 | 8 | 7 | 6 | 0 | 0 | 2 | 7 | 6 |
| 下ノ等上 | 182 | 7 | 9 | 8 | 5 | 8 | 8 | 5 | 0 | 8 | 8 | 9 | 9 | 9 | 6 | 0 | 2 | 4 | 8 | 8 |
| 下ノ等中 | 152 | 6 | 9 | 7 | 5 | 6 | 7 | 5 | 0 | 5 | | 7 | 9 | 6 | 6 | 0 | 7 | 3 | 8 | 6 |
| 上ノ等中 | 175 | 7 | 9 | 8 | 5 | 7 | 7 | 5 | 7 | 7 | 2 | 6 | 8 | 8 | 6 | 0 | 8 | 4 | 8 | 8 |
| 下ノ等上 | 180 | 7 | 9 | 7 | 5 | 8 | 7 | 5 | 7 | 7 | | 7 | 8 | 8 | 8 | 0 | 8 | 4 | 8 | 5 |
| 上ノ等下 | 131 | 5 | 2 | 4 | 5 | 6 | 7 | 5 | 0 | 7 | 5 | 6 | 8 | 7 | 6 | 0 | 2 | 2 | 8 | 6 |
| 上ノ等中 | 154 | 7 | 8 | 6 | 5 | 7 | 6 | 5 | 0 | 0 | 5 | 7 | 9 | 7 | 6 | 0 | 8 | 4 | 8 | 8 |

天 明治二六年一〇月 新倉村特別稅條例改正

富岡儀三郎 増田徳四郎

埼玉県新座郡新倉村條例

新倉村長小暮嘉藤治殿

加藤源兵衛

一 明治廿三年十二月規定本村特別稅ニ関スル條例中左

理由書

之通改正ス

本條例ハ明治廿三年十二月十日御許可ヲ得テ執行仕來

一 田 一反歩ニ付金拾三錢以內

リ候処、賦課率之改正ヲ必要ト認メ、其理由ハ本村ハ地

一 畑 同 金九錢以內

価金八万六百貳拾八円六拾七錢三厘、戸數貳百貳拾貳戸

一 郡村宅地 同 金五錢以內

ニシテ、本條例設定ノ後連年堤防、河溝、道路、橋梁等

特別稅ニ関スル條例中改正議決

ノ修繕追年増加シ、為メニ歳出ノ金額ハ一千円内外ヲ要

一 本村特別稅ニ関スル條例中反別割ノ次

ス、然ルニ雜收入及地価割、營業割、反別割等ヲ引去リ

一 田 郡村宅地 及ヒ、一畑ノ二項ヲ左ノ通り改正ス

殘ル貳百四拾円余ハ戸別割ノ一方ニ於テ負担セザルヲ得

一 田 一反歩ニ付金拾三錢以內

ズ、然ルトキハ戸數割ノ負担荷重ニシテ偏重ノ感アリ、

一 畑 同 金九錢以內

仍テ反別割ノ賦課率ヲ増加シ戸別割ノ荷重ヲ補フ為メ、

一 郡村宅地 同 金五錢以內

而シテ改正中 郡村宅地 ヲ二項ニ分チ畑ヨリモ地価ノ高キ

右議決候也

郡村宅地ノ課率ヲ低減シタル理由ハ、本村ニ於テハ田畑

明治廿六年三月廿二日 新倉村會議員

等ハ概シテ中等以上ノ者ニテ所有ヲ占ム、然ルニ郡村宅

鈴木彦太郎 伊藤仁兵衛

地ハ之レニ反シ田畑ヲ所有セザルモノニテモ毎戸多少所

富岡栄吉 萩原茂兵衛

有セザルハナシ、其収利ニ至リテハ絶テ無之ト云フモ不

可ナラス、依テ田畑地価ノ比準ヲ以テ課率ヲ定ムルトキハ、単ニ宅地ノミヲ有スルモノハ何レモ日々ノ経営ニ窮スルモノナリ、是等ノ負担ヲ軽減セシムル為メ改正ヲ要スル所以ナリ

埼玉県新座郡新倉村明治廿六年度歳入一覽表

埼玉県新座郡新倉村明治廿六年度經常費歳出表

| 費 途 | 付 加 税 | | | 特 別 税 | | | | 其他收入 | 計 |
|-------|-------------------|----------------|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| | 地 価 割 | 戸 別 割 | 營 業 割 | 反 別 割 | 田 畑 | 郡 村 宅 地 | 存 置 山 林 | | |
| 本村經常費 | 二六・三五 円 | 二四・七六 円 | 一〇・六〇 円 | 二七・三四 円 | 二九・五九 円 | 二六・六元 | 一・六四八 円 | 一〇・四三三 円 | 一三三・六八〇 円 |
| | 地租金式千戸數二百廿八拾七円六二戸 | 地方稅金七拾壹円貳拾六錢七厘 | 金式千三百三拾二元貳拾七厘 | 總反別百五拾壹町八畝 | 四反別百五拾壹町八畝 | 總反別百五拾壹町八畝 | 四反別百五拾壹町八畝 | 總反別百五拾壹町八畝 | |
| | 拾四錢五分一均金壹円拾六錢七分 | 五分五厘即チ | 金式千三百三拾二元貳拾七厘 | 總反別百五拾壹町八畝 | 四反別百五拾壹町八畝 | 總反別百五拾壹町八畝 | 四反別百五拾壹町八畝 | 總反別百五拾壹町八畝 | |
| | 此七分ノ一均金壹円拾六錢七分 | 本稅壹円二 | 金式千三百三拾二元貳拾七厘 | 總反別百五拾壹町八畝 | 四反別百五拾壹町八畝 | 總反別百五拾壹町八畝 | 四反別百五拾壹町八畝 | 總反別百五拾壹町八畝 | |
| | 八門貳拾三 | 付拾五錢 | 金式千三百三拾二元貳拾七厘 | 總反別百五拾壹町八畝 | 四反別百五拾壹町八畝 | 總反別百五拾壹町八畝 | 四反別百五拾壹町八畝 | 總反別百五拾壹町八畝 | |
| | 錢五厘 | 二 | 金式千三百三拾二元貳拾七厘 | 總反別百五拾壹町八畝 | 四反別百五拾壹町八畝 | 總反別百五拾壹町八畝 | 四反別百五拾壹町八畝 | 總反別百五拾壹町八畝 | |
| | | | 金式千三百三拾二元貳拾七厘 | 總反別百五拾壹町八畝 | 四反別百五拾壹町八畝 | 總反別百五拾壹町八畝 | 四反別百五拾壹町八畝 | 總反別百五拾壹町八畝 | |
| | | | 金式千三百三拾二元貳拾七厘 | 總反別百五拾壹町八畝 | 四反別百五拾壹町八畝 | 總反別百五拾壹町八畝 | 四反別百五拾壹町八畝 | 總反別百五拾壹町八畝 | |
| | | | 金式千三百三拾二元貳拾七厘 | 總反別百五拾壹町八畝 | 四反別百五拾壹町八畝 | 總反別百五拾壹町八畝 | 四反別百五拾壹町八畝 | 總反別百五拾壹町八畝 | |
| | | | 金式千三百三拾二元貳拾七厘 | 總反別百五拾壹町八畝 | 四反別百五拾壹町八畝 | 總反別百五拾壹町八畝 | 四反別百五拾壹町八畝 | 總反別百五拾壹町八畝 | |
| | | | 金式千三百三拾二元貳拾七厘 | 總反別百五拾壹町八畝 | 四反別百五拾壹町八畝 | 總反別百五拾壹町八畝 | 四反別百五拾壹町八畝 | 總反別百五拾壹町八畝 | |
| | | | 金式千三百三拾二元貳拾七厘 | 總反別百五拾壹町八畝 | 四反別百五拾壹町八畝 | 總反別百五拾壹町八畝 | 四反別百五拾壹町八畝 | 總反別百五拾壹町八畝 | |
| | | | 金式千三百三拾二元貳拾七厘 | 總反別百五拾壹町八畝 | 四反別百五拾壹町八畝 | 總反別百五拾壹町八畝 | 四反別百五拾壹町八畝 | 總反別百五拾壹町八畝 | |
| | | | 金式千三百三拾二元貳拾七厘 | 總反別百五拾壹町八畝 | 四反別百五拾壹町八畝 | 總反別百五拾壹町八畝 | 四反別百五拾壹町八畝 | 總反別百五拾壹町八畝 | |
| | | | 金式千三百三拾二元貳拾七厘 | 總反別百五拾壹町八畝 | 四反別百五拾壹町八畝 | 總反別百五拾壹町八畝 | 四反別百五拾壹町八畝 | 總反別百五拾壹町八畝 | |
| | | | 金式千三百三拾二元貳拾七厘 | 總反別百五拾壹町八畝 | 四反別百五拾壹町八畝 | 總反別百五拾壹町八畝 | 四反別百五拾壹町八畝 | 總反別百五拾壹町八畝 | |
| | | | 金式千三百三拾二元貳拾七厘 | 總反別百五拾壹町八畝 | 四反別百五拾壹町八畝 | 總反別百五拾壹町八畝 | 四反別百五拾壹町八畝 | 總反別百五拾壹町八畝 | |

| 科目 | 金額 | 摘 要 |
|-----|--------|-------------------------------|
| 役場費 | 元九・〇〇 | 給料、雜給、需用費、常時修繕、通信運搬費、備品費、消耗品費 |
| 會議費 | 七・〇〇〇 | 議員實費弁償額 |
| 土木費 | 三三・元五 | 道路、橋梁、堤防、用悪水路、各修繕費 |
| 教育費 | 四四・〇〇〇 | 給料、同恩給基金、需用費、備品費、消耗品費、常時修繕費 |
| 衛生費 | 一一・六〇〇 | 伝染病予防費 |
| 勸業費 | 一・五〇〇 | 通信運搬費 |
| 計 | 九六・〇五 | |

第二節 新村財政の推移

弄 明治二十一年度 白子村連合町村費決算報告

明治廿一年度元白子村連合村費精算報告案

第二一号

明治廿一年度元白子村連合村費精算報告書

支出之部

一 金三百六拾八円四拾貳錢四厘 戸長役場費

内 訳

金貳百三拾五円貳拾貳錢貳厘 給 与

金百三拾円八拾七錢貳厘 庁 費

金貳円三拾三錢 営繕費

一 金五円貳拾五錢 會議費

内 訳

金五円貳拾五錢 雜 費

一 金五円九拾錢 土木費

内 訳

金五円九拾錢 道路費

一 金貳百貳拾三円七拾四錢 教育補助費

内 訳

金貳百貳拾三円七拾四錢 東輝学校費

一 金三拾円 勸業費

内 訳

金三拾円 勸業委員費

合計金六百三拾三円三拾壹錢四厘

収入之部

一 金三百六拾五円四拾五錢九厘 地価割

但 地価金拾九万七千七百貳円六拾壹錢七厘金壹
円ニ付金壹円九毛〇六四

一 金三拾円拾壹錢四厘 營業割

但 營業税金高金五百四拾貳円五拾七錢金壹円
ニ付金五錢五厘五毛〇五

一 金貳百三拾七円四拾八錢三厘 戸別割

内 訳

金拾四円九拾貳錢四厘 五拾等

但 戸數百六拾四戸壹戸ニ付金九錢壹厘

金四拾五円八拾六錢四厘 四拾九等

但戸數百九拾六戸壹戸ニ付金貳拾三錢四厘

金九円三拾三錢三厘 四拾等

但戸數三戸壹戸ニ付金三円十一錢一厘

金三拾七円六拾錢 四拾八等

金三円六拾五錢壹厘 三拾九等

但戸數九拾四戸壹戸ニ付金四拾錢

但戸數壹戸壹戸ニ付金三円六拾五錢壹厘

金貳拾四円九拾四錢八厘 四拾七等

金四円拾五錢九厘 三拾八等

但戸數四拾四戸壹戸ニ付金五拾六錢七厘

但戸數壹戸壹戸ニ付金四円拾五錢九厘

金三拾三円七拾五錢 四拾六等

金四円六拾六錢六厘 三拾七等

但戸數四拾五戸壹戸ニ付金七拾五錢

但戸數壹戸壹戸ニ付金四円六拾六錢六厘

金貳拾四円六拾九錢六厘 四拾五等

金五円拾四錢四厘 三拾六等

但戸數貳拾壹戸壹戸ニ付金壹円拾七錢六厘

但戸數壹戸壹戸ニ付金五円拾四錢四厘

金七円八拾五錢 四拾四等

金六円三拾九錢 三拾四等

但戸數五戸壹戸ニ付金壹円五拾七錢

但戸數壹戸壹戸ニ付金六円三拾九錢

金七円拾六錢八厘 四拾三等

一 金貳円拾五錢八厘 雜收入

但戸數四戸壹戸ニ付金壹円七拾九錢貳厘

内 訳

金貳円貳拾六錢五厘 四拾貳等

金貳拾五錢八厘 戸長役場費雜入

但戸數壹戸ニ付金貳円貳拾六錢五厘

合計金六百三拾三円三拾壹錢四厘

金五円七錢六厘 四拾壹等

支出 收入合計比較收入超過金ナシ

但戸數貳戸壹戸ニ付金貳円五拾三錢八厘

右之通相違無之候ニ付報告候也

明治廿二年七月十九日 新座郡白子村長富沢義三郎

埼玉県知事吉田清英殿

合計金百八拾五円六拾壹錢八厘

金八拾貳円六拾貳錢

土木費

収入之部

明治廿一年度元白子村負担ノ町村費精算額取調書

一金九拾四円九拾九錢八厘 白子村連合町村会評決之

支出之部

分

一金九拾四円九拾九錢八厘 白子村連合町村会評決分

内 訳

金四拾四円貳拾四錢七厘

地価割

金五拾五円貳拾六錢四厘

戸長役場費

金拾五円九錢

營業割

金八拾八錢五厘

土木費

金三拾五円六拾貳錢貳厘

戸別割

金七拾八錢八厘

會議費

金三錢九厘

雜收入

金三拾三円五拾六錢壹厘

教育補助費

一金八円

白子村会評決之分

金四円五拾錢

勸業費

内 訳

一金八円

白子村会評決之分

金四円八拾錢

地価割

内 訳

金三円貳拾錢

戸別割

金八円

土木費

一金八拾貳円六拾貳錢

大和田外十ヶ村連合町村
(町脱カ)
会評決之分

一金八拾貳円六拾貳錢

大和田町外十ヶ村連合町
村会評決之分

村会評決之分

内 訳

金八拾貳円六拾貳錢

戸別割

内 訳

合計金百八拾五円六拾壹錢八厘

金九拾五円

土木費

右之通相違無之候也

一 金百八拾八円六拾四錢九厘

大和田町外十ヶ村町村

明治廿二年七月十九日 新座郡白子村長富沢義三郎

会評決之分

埼玉県知事吉田清英殿

内 訳

金百八拾八円六拾四錢九厘

土木費

明治廿一年度上新倉村負担町村費精算額取調書

合計金五百八拾貳円五錢貳厘

支出之部

収入之部

一 金貳百九拾七円六拾五錢八厘 白子村連合町村会評

一 金貳百九拾七円六拾五錢八厘 白子村連合町村会評

決之分

決之分

内 訳

内 訳

金百七拾三円拾五錢九厘

戸長役場費

金貳百円八拾貳錢三厘

地価割

金貳円七拾七錢三厘

土木費

金六円四拾七錢

営業割

金貳円四拾六錢八厘

会議費

金九拾円貳拾四錢四厘

戸別割

金百五円拾五錢八厘

教育補助費

金拾貳錢壹厘

雑収入

金拾四円拾錢

勸業費

一 金九拾五円七拾四錢五厘

上新倉村会評決之分

一 金九拾五円七拾四錢五厘 上新倉村会評決之分

内 訳

金九拾五円七拾四錢五厘

地価割

金七拾四錢五厘

会議費

一 金百八拾八円六拾四錢九厘 大和田町外十ヶ村町村

会評決之分

金拾壹円四拾銭

勸業費

一 金百八拾七円拾四銭壹厘 下新倉村会評決之分

内金三拾壹円五拾七銭九厘 地方税下渡金

金五拾円

地価割

金百三拾八円六拾四銭九厘

戸別割

内 訳

合計金五百八拾貳円五銭貳厘

金壹円五拾銭

会議費

右之通相違無之候也

金百八拾五円六拾四銭壹厘

土木費

明治廿二年七月十九日 新座郡白子村長富沢義三郎

内金三拾壹円五拾七銭九厘 地方税下渡金

埼玉県知事吉田清英殿

一 金百七拾四円七拾八銭七厘 大和田町外十ヶ村連合
町村会評決之分

明治廿一年度元下新倉村負担ノ町村費精算額取調書

内 訳

支出之部

金百七拾四円七拾八銭七厘

土木費

一 金貳百四拾円六拾五銭八厘 白子村連合町村会評決

之分

合計金六百貳円五拾八銭六厘

収入之部

内 訳

一 金貳百四拾円六拾五銭八厘 白子村連合村会評決之

分

金百四拾円壹厘

戸長役場費

金貳円貳拾四銭貳厘

土木費

内 訳

金壹円九拾九銭四厘

会議費

金百貳拾円三拾八銭九厘

地価割

金八拾五円貳銭壹厘

教育補助費

金八円五拾五銭四厘

營業割

金百拾壹円六拾壹錢七厘
 金九錢八厘

戸別割
 雜收入

内訳
 金百七拾四円七拾八錢七厘

戸別割

一 金百五拾五円五拾六錢貳厘 下新倉村会評決之分

一 金三拾壹円三拾七錢九厘

地方税下渡金

内訳

金九拾三円三拾四錢貳厘

地価割

合計金六百貳円五拾八錢六厘
 右之通相違無之候也

金六拾貳円貳拾貳錢

戸別割

明治廿二年七月十九日 新座郡白子村長富沢義三郎

一 金百七拾四円七拾八錢七厘 大和田町外十ヶ村町村
 会評決之分

埼玉県知事吉田清英殿

(「町村費予算精算報告書」 80-37 和光市教育委員会蔵)

明治二二〜四四年度 白子村歳入出決算一覽表

白子村歳入出決算一覽表

| 年 度 | 歳 | | | | | | 入 | | |
|--------|-------------|--------|------------|-------|-----|-----|--------|-----|--------|
| | 使用料及 手数料 | 雜收入 | 前年度 繰越金 | 交付金 | 補助金 | 寄付金 | | 町村税 | 公借金 |
| 二十二年 度 | 一九八・八円 | 一四一・四円 | 五八二・五円 | | | | 五九七・九円 | | 五九七・九円 |
| 二十三年 度 | 一九八・八円 | 一八三・三円 | 五三二・四円 | | | | 五九〇・七円 | | 五九〇・七円 |
| 二十四年 度 | 〇三三・三円 | 一三〇・三円 | 四〇四・五円 | | | | 二五〇・七円 | | 四〇九・六円 |
| 二十五年 度 | | 一五〇・〇円 | 三三・五円 | 九三・三円 | | | 八〇六・六円 | | 九五〇・九円 |

| 年度 | 貯蓄 収入 | 三十二年 | 三十一年 | 三十年 | 二十九 | 二十八 | 二十七 | 二十六 |
|-----|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 四十年 | 三六〇・〇〇 | 二九・〇〇 | 二六・〇〇 | 二四・〇〇 | 二二・〇〇 | 二〇・〇〇 | 一八・〇〇 | 一六・〇〇 |
| 三十九 | 三三・〇〇 | 二九・〇〇 | 二六・〇〇 | 二四・〇〇 | 二二・〇〇 | 二〇・〇〇 | 一八・〇〇 | 一六・〇〇 |
| 三十八 | 三〇・〇〇 | 二七・〇〇 | 二五・〇〇 | 二三・〇〇 | 二一・〇〇 | 一九・〇〇 | 一七・〇〇 | 一五・〇〇 |
| 三十七 | 二八・〇〇 | 二五・〇〇 | 二三・〇〇 | 二一・〇〇 | 一九・〇〇 | 一七・〇〇 | 一五・〇〇 | 一三・〇〇 |
| 三十六 | 二六・〇〇 | 二三・〇〇 | 二一・〇〇 | 一九・〇〇 | 一七・〇〇 | 一五・〇〇 | 一三・〇〇 | 一一・〇〇 |
| 三十五 | 二四・〇〇 | 二一・〇〇 | 一九・〇〇 | 一七・〇〇 | 一五・〇〇 | 一三・〇〇 | 一一・〇〇 | 九・〇〇 |
| 三十四 | 二二・〇〇 | 一九・〇〇 | 一七・〇〇 | 一五・〇〇 | 一三・〇〇 | 一一・〇〇 | 九・〇〇 | 七・〇〇 |
| 三十三 | 二〇・〇〇 | 一七・〇〇 | 一五・〇〇 | 一三・〇〇 | 一一・〇〇 | 九・〇〇 | 七・〇〇 | 五・〇〇 |
| 三十二 | 一八・〇〇 | 一五・〇〇 | 一三・〇〇 | 一一・〇〇 | 九・〇〇 | 七・〇〇 | 五・〇〇 | 三・〇〇 |
| 三十一 | 一六・〇〇 | 一三・〇〇 | 一一・〇〇 | 九・〇〇 | 七・〇〇 | 五・〇〇 | 三・〇〇 | 一・〇〇 |
| 三十 | 一四・〇〇 | 一一・〇〇 | 九・〇〇 | 七・〇〇 | 五・〇〇 | 三・〇〇 | 一・〇〇 | 〇 |
| 二十九 | 一二・〇〇 | 九・〇〇 | 七・〇〇 | 五・〇〇 | 三・〇〇 | 一・〇〇 | 〇 | 〇 |
| 二十八 | 一〇・〇〇 | 七・〇〇 | 五・〇〇 | 三・〇〇 | 一・〇〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 二十七 | 八・〇〇 | 五・〇〇 | 三・〇〇 | 一・〇〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 二十六 | 六・〇〇 | 三・〇〇 | 一・〇〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |

| 明 治 | 年 度 | 経 常 | | | | | | | 出 費 | 合 計 | |
|--------|--------|-------------|-------------|------------|--------------|-------------|------------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| | | 役場費 | 会議費 | 土木費 | 教育費 | 衛生費 | 勸業費 | 救助費 | | | (消防費) |
| 二十二年 度 | 四十四年度 | 四〇六・ 八〇圓 | 一四三・ 〇〇圓 | 〇 | 二九七・ 五〇圓 | 一六六・ 二〇圓 | 〇 | 〇 | 四、七六五・ 〇〇圓 | 〇 | 五、四六六・ 九〇圓 |
| 二十三年 度 | 四十三年 度 | 四〇〇・ 五五圓 | 一〇〇・ 〇〇圓 | 六九・ 二五圓 | 四〇六・ 一四〇圓 | 一九〇・ 〇〇圓 | 二六・ 〇〇圓 | 四、二〇〇・ 四〇圓 | 〇 | 四、九三三・ 一〇〇圓 | |
| 二十四年 度 | 四十二年 度 | 四〇〇・ 八八圓 | 一〇〇・ 二九圓 | 二五・ 〇〇圓 | 四〇六・ 一四〇圓 | 一九〇・ 〇〇圓 | 九六・ 〇〇圓 | 五、二二〇・ 三八五圓 | 一、四〇〇・ 〇〇〇圓 | 七、七二〇・ 五八〇圓 | |
| 二十五年 度 | 四十一年 度 | 三〇〇・ 七〇圓 | 一〇〇・ 二九圓 | 二五・ 〇〇圓 | 四〇六・ 一四〇圓 | 一九〇・ 〇〇圓 | 二六・ 〇〇圓 | 三、一〇〇・ 一〇〇圓 | 〇 | 三、六九〇・ 五九〇圓 | |
| 二十六年 度 | 〃 | 三〇〇・ 九二圓 | 一〇〇・ 五九圓 | 二五・ 〇〇圓 | 四〇六・ 一四〇圓 | 一九〇・ 〇〇圓 | 二六・ 〇〇圓 | 〇 | 〇 | 九四七・ 五八〇圓 | |
| 二十七年 度 | 〃 | 三〇〇・ 九二圓 | 一〇〇・ 五九圓 | 二五・ 〇〇圓 | 四〇六・ 一四〇圓 | 一九〇・ 〇〇圓 | 二六・ 〇〇圓 | 〇 | 〇 | 一、〇三〇・ 〇〇〇圓 | |

| | | | | | | | | | |
|-------|-----------------|----------------|----------------|-----------------|-------------|---|-------------|-----------------|-----------------|
| 四十二年度 | 一〇八五・ 九九九 | 四四四 六五五 | 一八〇・ 九四四 | 一、九三二 一九九 | 一六三・ 六五五 | 〇 | 四〇〇・ 四〇〇 | 三三三・ 三〇〇 | 三、三三三・ 三〇〇 |
| 四十三年度 | 一、一六〇・ 一、二四〇 | 一、三〇三 一、二〇〇 | 一、二二二 一、〇〇〇 | 一、九三三・ 一、〇五二 | 六〇七・ 五九〇 | 〇 | 四〇〇・ 四〇〇 | 一、三三三・ 一、三三三 | 四、〇二二・ 二、二七七 |
| 四十四年度 | 一、二六六・ 三、六六六 | 二、〇〇〇 一、二〇〇 | 一、五一一 一、三三三 | 一、七四五・ 三、七〇六 | 三三七・ 九〇三 | 〇 | 四〇〇・ 四〇〇 | 七五〇・ 七五〇 | 四、七三三・ 八、〇〇〇 |

備考 (1) 30、31、32、33年度諸税及負担額を選挙費、戸籍役場費、公債利子記入に利用した。

(2) 44年度議員選挙費二・三〇〇円を役場費に含めた。神社費一四・〇〇〇円、基本財産積金二七九・五〇〇円、罹災救助費積金三七・四九〇円、公債費七九三・七三〇円を合計額に算入した。

| 年 度 | 歳 出 | | 合 計 | 通 計 | 年 度 | 歳 入 | 合 計 | 年 度 | 歳 入 | 合 計 |
|--------|-----|---|-----|-----|--------|-----------------|-----------------|--------|-----------------|-----------------|
| | 臨 時 | 費 | | | | | | | | |
| 二十九年 度 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 二十九年 度 | 五、三二六・ 四、九〇九 | 五、三二六・ 四、九〇九 | 二十九年 度 | 二、八〇八・ 五、三二六 | 二、八〇八・ 五、三二六 |
| 三十年 度 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 三十年 度 | 三、九三三・ 四、二六六 | 三、九三三・ 四、二六六 | 三十年 度 | 二、二六六・ 三、九三三 | 二、二六六・ 三、九三三 |
| 三十一年 度 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 三十一年 度 | 一、八〇八・ 三、九三三 | 一、八〇八・ 三、九三三 | 三十一年 度 | 一、一八〇・ 三、九三三 | 一、一八〇・ 三、九三三 |
| 三十二年 度 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 三十二年 度 | 一、二六六・ 三、九三三 | 一、二六六・ 三、九三三 | 三十二年 度 | 二、二六六・ 三、九三三 | 二、二六六・ 三、九三三 |
| 三十三年 度 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 三十三年 度 | 一、八〇八・ 三、九三三 | 一、八〇八・ 三、九三三 | 三十三年 度 | 一、一八〇・ 三、九三三 | 一、一八〇・ 三、九三三 |
| 三十四年 度 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 三十四年 度 | 一、二六六・ 三、九三三 | 一、二六六・ 三、九三三 | 三十四年 度 | 二、二六六・ 三、九三三 | 二、二六六・ 三、九三三 |
| 三十五年 度 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 三十五年 度 | 一、二六六・ 三、九三三 | 一、二六六・ 三、九三三 | 三十五年 度 | 一、一八〇・ 三、九三三 | 一、一八〇・ 三、九三三 |
| 三十六年 度 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 三十六年 度 | 一、二六六・ 三、九三三 | 一、二六六・ 三、九三三 | 三十六年 度 | 一、一八〇・ 三、九三三 | 一、一八〇・ 三、九三三 |
| 三十七年 度 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 三十七年 度 | 一、二六六・ 三、九三三 | 一、二六六・ 三、九三三 | 三十七年 度 | 一、一八〇・ 三、九三三 | 一、一八〇・ 三、九三三 |
| 三十八年 度 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 三十八年 度 | 一、二六六・ 三、九三三 | 一、二六六・ 三、九三三 | 三十八年 度 | 一、一八〇・ 三、九三三 | 一、一八〇・ 三、九三三 |

| | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 三十九年度 | 三、九三〇 | 九、九七〇 | 二、七七一 |
| 四十年年度 | 二、八〇〇 | 八、〇〇〇 | 六、五五五 |
| 四十一年度 | 一、三三一 | 一、三三一 | 三、〇〇一 |
| 四十二年年度 | 三、九七〇 | 四、〇〇〇 | 七、三五五 |

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 四十三年度 | 四、四七〇 | 五、五五〇 | 六、六三〇 |
| 四十四年度 | 四、〇〇〇 | 四、八二〇 | 四、六五〇 |

(明治22~44年度 白子村議会議録より作成 和光市議会議事事務局蔵)

空 明治二八~大正七年度 新倉村歳入出決算表

埼玉県北足立郡新倉村 自明治二十八年年度歳入歳出決算表 至大正七年度歳入歳出決算表

歳入 (大正六、七年度ハ予算ニヨル)

| 年度別 | 町 村 税 | | 町 村 税 | | 合 計 | | 備 考 |
|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|----------------------|
| | 以外ノ収入 | 地 価 税 | 反 別 割 | 戸 別 割 | 其他ノ町村税 | | |
| 明治二十八年 | 五三六円 | 五三九円 | 三七七円 | 一八一円 | 一二円 | 一、五四五円 | 町村税以外ノ収入多キハ種管修繕多キニヨル |
| 同 二十九年 | 一七六 | 四〇〇 | 二九二 | 二二六 | 一七 | 一、一一一 | |
| 同 三十年 | 一四一 | 六七四 | 二九一 | 二五六 | 三四 | 一、三九六 | |
| 同 三十一年 | 七一九 | 六七四 | 二九二 | 五一四 | 三七 | 二、二三六 | |
| 同 三十二年 | 四四三 | 六七六 | 四七五 | 五三四 | 八五 | 二、二一三 | |
| 同 三十三年 | 三四一 | 二五七 | 四七五 | 四三五 | 一一 | 二、六一八 | |
| 同 三十四年 | 三六一 | 二五八 | 四七七 | 四一七 | 一三七 | 二、六五〇 | |
| 同 三十五年 | 一、四六四 | 二五九 | 四七八 | 四八五 | 一四〇 | 三、八二六 | |
| 同 三十六年 | 一、九二八 | 二六一 | 四八〇 | 二五一 | 一四二 | 四、〇六二 | |

第二節 新村財政の推移

歳出

(大正六、七年度ハ予算ニヨル)

| 年度別 | 役場費 | 土木費 | 教育費 | 其他支出 | 合計 | 備考 |
|--------|-------|-------|-------|-------|--------|---|
| 同 三十七年 | 四三〇 | 一、〇四六 | 四三一 | 一三八 | 二、〇四五 | |
| 同 三十八年 | 二九五 | 八一 | 五一四 | 一四二 | 一、七六二 | |
| 同 三十九年 | 五四二 | 七二一 | 五二二 | 三一九 | 二、一〇四 | |
| 同 四十年 | 四五八 | 七二一 | 六八六 | 二二〇 | 二、〇八五 | |
| 同 四十一年 | 四三五 | 一、六九八 | 七七五 | 二、二六七 | 五、一七五 | 町村税ノ収入多キハ種管改築ノ為メ一時借入金二千円ニヨル |
| 同 四十二年 | 三、〇六〇 | 一、七八七 | 八七八 | 二六二 | 五、九八七 | 町村税ノ収入多キハ種管改築ノ為メ同外ノ収入多キハ種管改築ノ為メ二千三百余円ノ支出ニヨル |
| 同 四十三年 | 一、〇一一 | 一、七四八 | 一、一九〇 | 二七八 | 四、二二七 | |
| 同 四十四年 | 三、二九〇 | 六九一 | 八三五 | 二七三 | 五、〇八九 | 町村税以外ノ収入多キハ種管道路費千七百五十五円興費補助ニヨル |
| 大正 元年 | 七五五 | 一、一四六 | 一、一五二 | 三五九 | 三、四一二 | |
| 同 二年 | 八六三 | 一、一四三 | 一、三五六 | 三五七 | 三、七一九 | |
| 同 三年 | 一、〇八〇 | 六八五 | 一、五五二 | 三七六 | 三、六九三 | |
| 同 四年 | 七〇一 | 六五七 | 一、六三二 | 三五七 | 三、三四七 | |
| 同 五年 | 五六一 | 六五二 | 一、九九七 | 三六二 | 三、五七二 | |
| 同 六年 | 一、二九七 | 六五四 | 二、六二四 | 四〇五 | 四、九八〇 | |
| 同 七年 | 一、四八〇 | 六五四 | 二、九七六 | 四〇五 | 五、五一一 | |
| 明治二十八年 | 三八四円 | 七〇四円 | 四一三円 | 三〇円 | 一、五三一円 | 土木費ハ種管ノ修繕 |
| 同 二十九年 | 四一一 | 二〇二 | 四〇七 | 六七 | 一、〇八七 | |
| 同 三十年 | 四二九 | 一八〇 | 四四一 | 三三四 | 一、〇八七 | |
| 同 三十一年 | 四六六 | 六四九 | 四二九 | 五六二 | 二、一三六 | 其他ノ支出ニ多キハ校舍建築費積立及病舎建築ノ為メ支出 |
| 同 三十二年 | 五八四 | 二〇六 | 七二九 | 五五六 | 二、〇七五 | |

| | | | | | | | |
|----|------|-------|-------|-------|-----|-------|--|
| 同 | 三十三 | 五四五 | 二九二 | 六一六 | 九一八 | 二、三七一 | 役場費中百廿円ハ役場建築積立金ニ支出 其他ノ支出中百廿円ハキ本財産積立ノ為メ支出 土木費中二千六百八十八円ハ江川種管改築費支出ノ為メ 土木費中二千六百八十八円ハ江川種管改築ノ為メ支出 |
| 同 | 三十四 | 五六三 | 一〇三 | 七八七 | 九九六 | 二、四四九 | |
| 同 | 三十五 | 六六二 | 四〇一 | 六五六 | 八九六 | 三、六一五 | |
| 同 | 三十六 | 六八四 | 五三二 | 一、六五 | 四四四 | 三、八二五 | |
| 同 | 三十七 | 六一二 | 二八一 | 六〇六 | 四五五 | 一、九五四 | |
| 同 | 三十八 | 六二六 | 一九九 | 六七七 | 五九 | 一、五六一 | |
| 同 | 三十九 | 七五二 | 一二五 | 九七二 | 七九 | 一、九二八 | |
| 同 | 四十 | 六六一 | 八三 | 九六三 | 一六一 | 一、八六八 | |
| 同 | 四十一年 | 六一一 | 二、八〇〇 | 一、〇五五 | 二〇二 | 四、六六八 | |
| 同 | 四十二年 | 六六五 | 二、一三八 | 一、〇一六 | 三九四 | 五、二二三 | |
| 同 | 四十三年 | 七四五 | 二八六 | 九六五 | 六七五 | 三、六七一 | |
| 同 | 四十四年 | 七二二 | 二、三六九 | 一、一四六 | 二五四 | 四、四八一 | |
| 大正 | 元年 | 八三〇 | 一〇四 | 一、一八三 | 五九九 | 二、七二六 | |
| 同 | 二年 | 一、〇〇四 | 五六五 | 一、三〇四 | 六一八 | 三、四九一 | |
| 同 | 三年 | 九六九 | 一、〇六五 | 一、三〇五 | 一八七 | 三、五二六 | |
| 同 | 四年 | 一、〇四二 | 六八二 | 一、二八一 | 一一八 | 三、一二三 | |
| 同 | 五年 | 九四一 | 一八九 | 一、五四三 | 二八〇 | 二、九五三 | |
| 同 | 六年 | 一、四二六 | 一四五 | 一、九〇〇 | 五〇九 | 四、九八〇 | |
| 同 | 七年 | 一、六二五 | 九八五 | 二、三五〇 | 五五五 | 五、五一五 | |

(埼玉県行政文書「大正9年 県治部」大1069)

第三節 日清・日露戦争と村々

三 明治二十七年一月 白子村徵発物件表

白子村徵発物件表 明治廿六年十二月三十一日調

新座郡白子村役場

| 町村名 | 牛 | | 馬 | | 駒 | | 耕馬 | | 車 | | 兩 | | 馬車並 駄馬屬 具 |
|-----|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------------|
| | 合格 | 不合格 | 合格 | 不合格 | 合格 | 不合格 | 合格 | 不合格 | 馬車 | 荷馬車 | 人力車 | 荷牛 | |
| 大字 | | | 牡 | 牝 | 牡 | 牝 | 牡 | 牝 | | | | | |
| 白子 | | | 牡 | 牝 | 牡 | 牝 | 牡 | 牝 | | | | | |
| 大字 | | | 牡 | 牝 | 牡 | 牝 | 牡 | 牝 | | | | | |
| 下新倉 | | | 牡 | 牝 | 牡 | 牝 | 牡 | 牝 | | | | | |
| 合計 | 二 一五 | 三 一 | 三 一 | 三 一 | 一 一 | 一 一 | 一 一 | 一 一 | 二 一 | 二 一 | 二 一 | 二 一 | 二 一 |

(「兵事關係書類綴込」 232—189 和光市教育委員会蔵)

三 明治二十七年九月 従軍 応召兵員家族救護につき報告

従軍又ハ応召集兵員等之家族ニシテ生計上困難之者数多

有之、随テ是等家族ヲ救護スルハ、実ニ出征者ヲシテ後
 顧ノ患ナカラシムルト同時ニ国家ノ元氣ヲ作興スベキ美
 挙ニ付、此際一層報国ノ義務ヲ励マシメ家族之救護方行
 届候様致度趣御通牒相成候处、当村ニ於テ既ニ左記之方

法ヲ設ケ現ニ施行致居候条此段及御内報候也

明治廿七年九月十九日

埼玉県新座郡白子村長 田中勘左衛門

北足立新座郡長加藤炳殿

| | | | |
|------------|--------------------|---------------------|------------------|
| 召集兵員 六人 | 家 | | 救護セシモノ 三百五拾五戸 |
| | 救護ヲ要ス ルモノ 五人 | 救護ヲ要セ ザルモノ 一人 | |
| 族 | | | |

備考

一 救護ヲ要スルモノ五人ノ家族ニハ各月額金三円宛扶助ス

一 救護ヲ要セザルモノ一人ノ家族ニハ家族慰問トシテ一時金

五円ヲ贈与セリ

(兵事関係書類綴込) 232-189 和光市教育委員会蔵)

日清戦争につき
白子村勝利祈願举行景況

日清交戦ニ付新座郡白子村社掌柳下織右衛門ハ、皇軍大
勝利出征兵士健康祈願ヲ本月廿日ヨリ廿三日迄村社々頭
ニ於テ举行セリ、当日参拝セル者役場吏員・学校教員・

村会議員・陸海軍現役臨時応召者ノ父兄及村民無慮三百
余名ニシテ、先ツ柳下社掌ハ恭ク宣戦ノ 詔勅ヲ奉読ス

(此間最敬礼)、終テ 大元帥陛下万歳、陸軍万歳、海軍

万歳ヲ唱ヒ一同之レニ和シ最ト嚴肅ナリキ、終テ軍資金

献納ハ国民愛國ノ赤誠ヲ表スルノ義挙ナル事及之レガ手

続等ヲ演へ、廿三日ヲ期シ献納金額・姓名等申出ル事ト

セシニ、尽日申出タル金額既ニ百余円ニ達シ目下出願ノ

準備中ナリ、又廿三日ハ敵軍降伏ノ為メ大字下新倉村社

庭前ニ於テ鎮火祭ヲ執行セリ
右及報告候也

明治廿七年九月廿六日 村長 印

県知事 宛

(兵事関係書類綴込) 232-189 和光市教育委員会蔵)

壹 明治二八年四月 日清戦役従軍者家族扶助及び慰問調書

明治廿七年十一月三十日迄ニ実行ノ救護及慰問調書

新座郡

| 町村名 | 種別 | 同上前ノ人員 | | 同上前ノ人員 | | 有志者義捐金高 | | 有志者義捐金高 | | 有志者義捐金高 | |
|------|----------|--------|----------|--------|----------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
| | | シテ寄贈金高 | シテ寄贈金額 | シテ寄贈金額 | シテ寄贈金額 | シテ寄贈金額 | シテ寄贈金額 | シテ寄贈金額 | シテ寄贈金額 | シテ寄贈金額 | シテ寄贈金額 |
| 志木町 | 應召軍人へ慰問ト | 一五四四〇 | 三〇二〇〇 | 五 | 四五六四〇 | 七 | 四五〇〇〇 | 七 | 四五〇〇〇 | 七 | 四五〇〇〇 |
| 大和田町 | 同上ノ人員 | 一五四四〇 | 八五〇〇〇 | 五 | 一四五六一〇 | 七 | 一四五六一〇 | 七 | 一四五六一〇 | 七 | 一四五六一〇 |
| 膝折村 | 同上ノ人員 | 三一五〇〇 | 四三六〇〇 | 一五 | 四三六〇〇 | 一五 | 四三六〇〇 | 一五 | 四三六〇〇 | 一五 | 四三六〇〇 |
| 片山村 | 同上ノ人員 | 七〇〇〇 | 八〇〇〇〇 | 四八 | 一四三三五〇 | 七 | 一三五〇〇〇 | 七 | 一三五〇〇〇 | 七 | 一三五〇〇〇 |
| 保谷村 | 同上ノ人員 | 七〇〇〇 | 五〇〇〇〇 | 一八 | 五〇〇〇〇 | 一六 | 一六〇〇〇 | 一六 | 一六〇〇〇 | 一六 | 一六〇〇〇 |
| 白子村 | 同上ノ人員 | 七〇〇〇 | 五〇〇〇〇 | 一八 | 五〇〇〇〇 | 一六 | 一六〇〇〇 | 一六 | 一六〇〇〇 | 一六 | 一六〇〇〇 |
| 新倉村 | 同上ノ人員 | 七〇〇〇 | 五〇〇〇〇 | 一八 | 五〇〇〇〇 | 一六 | 一六〇〇〇 | 一六 | 一六〇〇〇 | 一六 | 一六〇〇〇 |
| 内間村 | 同上ノ人員 | 七〇〇〇 | 六四五〇〇 | 三四 | 六四五〇〇 | 六 | 六四五〇〇 | 六 | 六四五〇〇 | 六 | 六四五〇〇 |
| 郡計 | 北足立(新座) | 七九六五四〇 | 一、五一九六〇〇 | 六七六 | 二、八六七五五三 | 五五三 | 五五三 | 七五 | 七五 | 七五 | 七五 |

(埼玉県行政文書「明治28年 兵事部」明863の2)

突 明治二八年 婦郷兵員人名簿

婦郷兵員人名書

廿四年予備役歩兵一等卒
廿四年後備役砲兵一等卒

朝比奈亦四郎
上野増五郎

廿八年後備役同
廿八年婦休 歩兵二等卒

田中平八

廿五年後備役同

廿四年後備役歩兵一等卒

廿五年後備役同

廿八年後備役同

浪間才治郎

福島久蔵

榎本米吉

加藤常吉

同 野戰砲兵二等卒 榎本藤治郎
 同 輜重輸卒 富沢金八
 同 田中幸平

計拾名

(兵事關係書類編冊) 233-190 和光市教育委員会蔵

宅 明治三十八年七月 日露戰役白子村出征軍人狀態一覽表

一覽表

現役兵

| 應召年月日 | 遺族人員 | 住所・続柄 | 所屬兵科 | 氏名 | 摘 |
|------------|------|--------------|------|--------|------------------------------|
| 三十四年十二月一日 | 七 | 下新倉一〇八團藏二男 | 要塞砲兵 | 吉田平作 | 三十四年兵 |
| 〃 | 七 | 〃 二〇九茂平次養子 | 工兵 | 吉田速水 | 〃 |
| 三十五年十二月十五日 | 八 | 白子五二幾藏弟 | 歩兵 | 浪間安居次郎 | 三十五年 |
| 〃 | 三 | 政五郎弟 | 砲兵 | 富沢龜太郎 | |
| 〃 十二月一日 | 一〇 | 下新倉一五〇吉左工門長男 | 歩兵 | 柳下喜平次 | |
| 三十六年十二月十五日 | 五 | 白子九〇播次郎長男 | 〃 | 富沢幾藏 | 三十六年 |
| 〃 | 一〇 | 下新倉一六惣助二男 | 〃 | 関根又五郎 | |
| 〃 十二月一日 | 二 | 〃 一四八 | 〃 | 柳下義行 | |
| 三十三三年十二月一日 | 八 | 白子四六夏三郎弟 | 〃 | 小島由蔵 | 三十七年八月二十一日清国盛京省水師營西南方高地ニ於テ戰死 |

| | | | | | |
|-----------|---|------------------|------|--------------|-------|
| 三十七年十二月一日 | 八 | 白子一八 榮吉弟 | 歩兵 | 新坂由太郎 | 三十七年兵 |
| 〃 | 四 | 龍藏長男 | 〃 | 加山利三郎 | 〃 |
| 〃 | 四 | 下新倉三八 戸主 | 砲兵輪卒 | 田中重雄 | 〃 |
| 〃 | 五 | 作次郎長男 〃七 | 砲兵 | 深井藤太郎 | 〃 |
| 〃 | 三 | 白子二七 治三郎弟 | 要塞砲兵 | 小島銀治郎 | 〃 |
| 〃 | 七 | 下新倉二一三五 幸之助二男 | 歩兵 | 田中秀吉 | 兵免 |
| 〃 | 六 | 治兵工弟 〃二一七一 | 工兵 | 石田佐太郎 | |
| | | | 海軍 | 横田彦左工門 畑中 | |

一覽表

近衛師団

| | | | | | |
|----------|----|----------------|------|-------|--------------------------------|
| 三十七年二月八日 | 八 | 下新倉二〇 岩藏弟 | 輜重輪卒 | 上埜徳次郎 | 三十七年二月二十一日解散帰郷同年七月八日召集セラル |
| 〃 七月八日 | 六 | 白子九七 小左工門長男 | 歩兵 | 富沢幸太郎 | |
| 〃 二月八日 | 八 | 戸主 〃六三 | 〃 | 加山森太郎 | |
| 〃 | 一一 | 下新倉一七五 喜助弟 | 〃 | 森田健蔵 | 三十七年六月二十七日清国分水嶺付近戦闘ニ於テ負傷七月一日死亡 |

三十七年二月八日

〃

〃

〃

三十八年二月八日

三十七年二月八日

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

下新倉三喜兵エ二男

〃 一四

白子七六八左エ門二男

下新倉一〇八團藏二男

民藏二男一七

下新倉六七市兵エ弟

岩五郎長男一三三

白子一五九戸主

政吉養子五一

下新倉二〇五勝五郎長男

七五郎養子一〇〇

藤左エ門長男五七

元澤養子一八六二

戸主四六四三

友治郎長男一二三

歩兵

砲兵

砲兵輪卒

輜重輪卒

歩兵

柳下喜左エ門

柴崎龍藏

浪間清三郎

高橋傳五右エ門

田中常吉

加藤福太郎

松島健之助

田中政右エ門

田中岩藏

柳下豊三郎

田中栄吉

原田浅五郎

吉田喜一

田中万吉

田中國太郎

柳下喜左エ門

柴崎龍藏

浪間清三郎

高橋傳五右エ門

田中常吉

加藤福太郎

松島健之助

田中政右エ門

田中岩藏

三十八年二月八日召集セララル
明治三十九年二月二十五日過員ニ
依リ召集解□帰郷

三十七年八月二十六日清国盛京省
大西溝北方高地ニ於テ戦死

三十七年八月八日病氣ノ為メ解散
帰郷

| | | | | | |
|------------|----|---------------------|------|-------|-------------------------------|
| 三十七年七月二十五日 | 七 | 白子七 福藏二男 | 砲兵 | 網野新藏 | |
| 三十八年四月十日 | 一〇 | 小太郎長男 〃二八 | 〃 | 庄逸藏 | |
| 〃 一月二十八日 | 一一 | 佐太郎三男 〃六九 | 工兵 | 加山権治郎 | |
| 〃 四月十日 | 八 | 下新倉一八二 市太郎三男 | 砲兵輸卒 | 大森末吉 | |
| 三十七年二月八日 | 七 | 〃九八 敏太郎五男 | 輜重輸卒 | 石田盛吉 | 三十八年一月十七日盛京省甜水站 患者療養所ニテ死亡ス |
| 〃 | 六 | 〃一三五 傳八長男 | 〃 | 石田伊四造 | |
| 〃 | 六 | 〃五七 白子五七 弥七長男 | 〃 | 網野浦吉 | |
| 三十八年三月十九日 | 二 | 〃一四六二 戸主 | 〃 | 横田平作 | |

一覽表

第一師團

| 應召年月日 | 遺族人員 | 所屬兵科 | 住所・統柄 | 氏名 | 摘要 |
|----------|--------|------------------|-------|----|----|
| 三十八年一月十日 | 憲兵 | 戸主 | 稻垣才三郎 | | |
| 三十七年三月十日 | 七 工兵 | 白子九三 兼吉長男 | 浪間利八 | | |
| 〃 | 八 看護卒 | 下新倉二一三五 幸之助長男 | 田中喜一 | | |
| 〃 二月七日 | 九 輜重輸卒 | 〃七四 兼吉孫 | 田中武平 | | |

| | | | | | |
|-----------|---|------|------------------|---------|------------------------------|
| 三十七年五月七日 | 二 | 野戰砲兵 | 下新倉一三 戸主 | 田中 太右エ門 | 免 |
| 十一月二十日 | 九 | 要塞砲兵 | 〃 〃 五五 栄次郎長男 | 加藤 辰五郎 | 三十七年十一月三十日過員ノ為メ 解除帰郷ヲ命セラル |
| 二月八日 | 八 | 憲兵 | 白子一四九六 文三郎弟 | 柴崎 酉蔵 | |
| 三月十日 | 四 | 歩兵 | 戸主 一四七八 | 神杉 又右エ門 | |
| 十二月十三日 | 四 | 〃 | 下新倉五九 サキ養子 | 加藤 常吉 | 内間木村へ寄留ニ付救助セズ |
| 十二月十三日 | 五 | 〃 | 戸主 一三 | 朝比奈 亦四郎 | |
| 五月二十三日 | 三 | 砲兵 | 白子一七六 戸主 | 榎本 藤治郎 | |
| 〃 | | 輜重兵 | 〃 〃 九八 奥右エ門二男 | 加山 辰五郎 | |
| 三月十日 | 六 | 輜重輸卒 | 下新倉一一四 藤四郎長男 | 田中 幸平 | |
| 〃 | 二 | 〃 | 白子三 宇兵エ養子 | 富沢 金八 | |
| 三十八年四月十五日 | 五 | 歩兵 | 金蔵ノ叔父 一四六九ノ二 | 並木 與四郎 | |
| 〃 | 七 | 〃 | 〃 〃 一二 勇治郎二男 | 並木 源蔵 | |
| 〃 | 四 | 〃 | 〃 〃 九九 三吉長男 | 富沢 由太郎 | |
| 三十八年二月二十日 | 〃 | 〃 | 〃 〃 一〇二 佐吉長男 | 新坂 升次郎 | 病氣ノ為メ召集解除トナル |
| 〃 | 八 | 〃 | 〃 〃 五二 幾蔵弟 | 浪間 増蔵 | |

| | | | | |
|-------------|-----------|-------------------------|-------|----------------|
| 三十八年二月二十日 | 騎兵 | 下新倉一〇五 助五郎弟 | 小宮源七 | |
| 三十七年八月十日 | 三砲兵 | 戸主 一一二 白子二九 與三郎長男 | 吉田喜平 | |
| 〃 | 〃 | 下新倉一一四 藤四郎二男 | 新坂富太郎 | |
| 三十八年三月十日 | 六 | 白子八五 太吉三男 | 田中校平 | |
| 〃 | 〃 | 長太郎長男 | 加山岩蔵 | |
| 三十七年十二月二十八日 | 八 要塞砲兵 | 〃 五〇 市左門長男 | 浪間安太郎 | |
| 〃 | 〃 | 下新倉四六四八 八五郎二男 | 柴崎浦次郎 | |
| 〃 | 〃 | 白子三九 戸主 | 田中春吉 | |
| 三十七年四月二十日 | 工兵 | 鉦一郎弟 | 富沢延三郎 | |
| 〃 | 〃 | 下新倉二〇五 勝五郎二男 | 新坂龍之助 | 同日疾病ノ為メ掃郷ヲ命セラル |
| 〃 | 砲兵輸卒 | 白子八七 藤七二男 | 高橋傳蔵 | |
| 三十八年三月八日 | 輜重輸卒 | 下新倉六八 長次郎二男 | 富沢武右門 | |
| 〃 | 〃 | 〃 四三九〇 庄吉長男 | 深井定次 | 同日病院ニテ召集解除 |
| 〃 | 〃 | 白子四七 勝五郎長男 | 柏谷忠次 | |
| 四月二十六日 | 九 | | 富沢龍蔵 | |

| | | | | |
|------------|---|----------------|-------|---------------|
| 三十八年四月二十六日 | 六 | 下新倉一五九 平八長男 | 安田平七 | 三十八年十一月二十四日帰郷 |
| 三十七年五月三日 | 〃 | 白子一四五 清吉二男 | 並木長吉 | |
| 〃 | 〃 | 下新倉一二 長助長男 | 牧島徳之助 | |
| 三十八年七月三十一日 | 〃 | 〃 六五 浅五郎二男 | 田中新太郎 | |
| 〃 | 〃 | 白子六六 新五郎二男 | 村田清太郎 | |
| 〃 | 〃 | 戸主 一一五 | 中村吾一 | |

一覽表

第七師団

| | | | | |
|----------|----|-----------------|-------|----|
| 三十七年八月七日 | 七 | 下新倉二〇七 丹三郎長男 | 高橋濱太郎 | 〇七 |
| 〃 | 一〇 | 白子六九 佐太郎二男 | 加山仁太郎 | |
| 三十八年一月九日 | 六 | 下新倉一八六 初五郎二男 | 小寺晴鶴 | |
| 〃 | 四 | 高治郎長男 | 柴崎清三郎 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | |

一覽表

国民兵

| | | | | |
|------------|------|----------|-------|--------|
| 三十八年一月二十五日 | 一 | 白子 戸主 | 村田安太郎 | 摘 要 |
| 心召年月日 | 遺族人員 | 住所・統柄 | 氏名 | |
| | | 所属兵科 | | |

〔日露事件出征軍人状態調〕 236—193 和光市教育委員会蔵

〔六〕 明治二九年
大正四年 和光地域日清・日露戦争出征兵士事歴

従軍者一同

従軍紀念之碑

自征清師一起我軍連勝所向無前、陥平壤屠旅順破威海牛莊田庄金復海蓋等皆一挙拔之、台湾澎湖帰我版図実為千古之偉勲与此役者亦実為千古之光榮、勒諸金石以伝其名孰謂不可、埼玉県北足立郡新倉村従軍者相議各自出資建一碑欲以貽諸孫子奈難其舉也、為列叙其姓名以示後人俾永不遺其人為誰曰齋藤辰五郎以功叙勲八等曰井口彦蔵曰鳥飼平五郎曰山崎善太郎曰天野新蔵曰堀江竹次郎曰朝倉伝内病歿

埼玉県知事從三位勲四等男爵 千家尊福題額
埼玉県尋常師範学校助教諭 中村忠誠撰并書

明治二十九年十二月

(新倉氷川八幡神社境内)

(表)

日露戦役紀念碑

陸軍大将大勲位 桂 太郎書

(裏)

明治四十年五月建之

建設者 抽籤順 武蔵国北足立郡新倉村

海軍大尉正七位勲五等富岡金太郎 陸軍歩兵大尉正七位勲四等高津留吉 萩原藤七郎 天野銳之助 星野藤左衛門 富岡勘六 宮野岩次郎 萩原三吉 山田胤重 富岡源太郎 鳥飼萬吉 富岡弥五郎 大熊要右衛門 山田儀一 大熊重蔵 井口直治郎 富岡孫左衛門 栗原浅太郎 山田巳之蔵 鳥飼平五郎 富岡弥右衛門 川島新八 金子栄太郎 井口彦蔵 朝倉奥太郎 鳥飼勘蔵 鳥飼市太郎 富岡利八 鳥飼又八 朝倉万吉 井口政之助 小池萬蔵 山崎善太郎 本橋新吉 星野銀蔵 川島弥五郎 塚田藤右衛門 本多和平 伊藤源之丞 本多歌吉 富岡平一郎 齋藤辰五郎 富岡好文 金子弥左衛門 本橋広吉 長島喜左衛門 富岡清蔵 山崎仁兵衛 齋藤仲治郎 看護婦 加藤志ん

戦病死者 鳥飼作兵衛 宮野金太郎 金子仁兵衛 小池定

吉 以上

尚武義會長鈴木左内 同副會長富岡綱太郎

氏子惣代人天野啓之輔 萩原茂兵衛 星野弥吉 鈴木彦太郎

郎

石工 小寺四郎兵衛

(新倉水川八幡神社境内)

(鳥飼作兵衛墓碑銘)

(正面)

良照院義揚道鑑居士

(右側面)

履 歴 軍隊手牒ニ因ル

故陸軍歩兵一等卒 鳥飼作兵衛

明治三十五年十二月十五日徵兵トシテ歩兵第三連隊へ入隊、同三十七年二月廿六日歩兵一等卒、同年三月六日動員下令、同年四月廿四日宇品港出帆日露戰役従軍、五月十二日清国盛京省張家屯上陸、同月十五日於衣家屯十六日韓家店戰鬪、同月廿五日廿六日於金州附近戰鬪、七月廿六、廿七、廿八日於双台溝附近同月三十日於土城子附

近戰鬪、八月十九、廿、廿一日於水師營附近戰鬪、同廿

一日於清国盛京省水師營南方高地強襲ノ際生死不明、明

治三十八年一月十五日於同地死体発見戰死ト認定

(左側面)

明治三十八年八月建之

施主 鳥飼又八

(長照寺境内)

(小池定吉墓碑銘)

(正面)

真昂院義応道操居士

(右側面)

履 歴

故陸軍輜重輪卒 小池定吉

明治二十八年十二月一日徵兵トシテ近衛輜重兵大隊へ入隊、同廿九年十一月廿九日組長適任証書授与セラル、同三十一年四月一日予備役ニ、同三十六年四月一日後備役ニ編入、同三十七年二月八日充員召集応召近衛後備歩兵第一連隊へ入隊、同三十七年六月十四日宇品港出帆日露戰役ニ従軍、同月十五日於玄海灘砲撃ヲ受ケ船ト共ニ沈

没戦死

(左側面) 明治三十八年十月建之

施主 小池喜市

(長照寺境内)

陸軍歩兵大尉正七位勲四等高津留吉君墓表

高津大尉殉難之三年將建碑以表之徵文余、余曰死非難也死而義則難矣、大尉通称留吉加藤治郎兵衛君第三子母稻垣氏、以明治十年二月十五日生于埼玉県北足立郡新倉村、出嗣高津氏幼而志学长好武事、二十九年十二月為士官候補生三十二年六月任陸軍歩兵少尉七月叙正八位、三十三年北清事變之起也從軍在第五師團、八月一日上陸于清国

西太沽遂入於北京、奮戰有功明年五月大師凱旋、以功叙勲六等賜单光旭日章及金三百五十拾円、十一月任歩兵中尉叙從七位、是後數年明治三十七八年日露兩國之戰役起、三十七年四月為歩兵第四十二連隊補充大隊副官、十月任

歩兵大尉叙正七位、明年三月為歩兵第四十二連隊補充大隊中隊長急赴滿洲、奮戰數次八月以病入於鑛嶺兵站病

院、九月遂歸^(全)字品港三十九年三月以疾退陸軍現役、四月以戰功叙勲四等賜旭日小綬章及金六百円、是後病終不癒四十一年一月十一日歿于広島小久保病院年三十二、大尉資性沈毅寬仁部下敬慕之郷党推重之人皆悼惜其短命矣、夫北清日露之二役敵国強大、若非忠臣義士殺身以殉国難烏得能輝国威于海外以收東亜霸權哉、如大尉則殺其身有益於国可謂死而義者矣、余文固不足以表大尉之功也

明治四十三年一月十一日

埼玉県女子師範学校教諭 松本午次郎撰

埼玉県女子師範学校教諭 木村増二敬書

(長照寺境内)

(表)

日露戰役記念碑

陸軍大將子爵 長谷川好道書

(裏)

大正二年八月 抽籤順 下新倉中

戰病歿者

森田健蔵 柳下喜左衛門 石田盛吉 深井藤太郎

從軍者

稻垣才三郎 田中太右衛門 田中幸平 吉田喜一 柳下

義行 高橋濱太郎 田中武平 田中喜一 田中重雄 田

中國太郎 田中岩藏 朝比奈亦四郎 石田佐太郎 吉田

平作 松島健之助 石田伊四藏 加藤福太郎 小寺晴鶴

田中榮吉 田中新太郎 田中政右衛門 田中秀吉 田中

常吉 吉田速水 高橋伝五衛門 吉田喜平 柳下豊三郎

大森末吉 田中校平 粕谷忠次 田中萬吉 関根又五郎

柳下喜平次 上野徳次郎

発企者連名

野浦新七 田中新八 小寺鯛吉 山崎茂左衛門 田中幸

之助 柳下幾藏 柳下伊平太 柳下直三 田中藤四郎

吉田文吉 柳下谷三郎 石田伝次郎 高橋丹三郎

(下新倉氷川八幡神社境内)

(表)

戦役記念碑

陸軍中將 神尾光臣書

(裏)

大正四年十一月

日清

□□治郎 神杉又右衛門 柴崎西藏 榎本米吉 富沢

金八 福島久藏 榎本藤治郎

日露

戦死者 小島由藏

富沢幾藏 神杉又右衛門 網野新藏 榎本藤治郎 加山

仁太郎 新坂由太郎 柴崎清三郎 庄逸藏 浪間安居治

郎 村田安太郎 富沢幸太郎 加山利三郎 網野浦吉

富沢龍藏 柴崎西藏 石井常五郎 横田平作 浪間増藏

富沢金八 浪間清三郎 原田浅五郎 加山森太郎 浪間

安太郎 富沢穠太郎 並木源藏 戸井田與一郎 富沢由

太郎 小嶋銀五郎 柴崎龍藏 加山権治郎 浪間利八

宮本米三郎 並木長吉 並木與四郎

日獨

富沢七右衛門

以上抽籤順

白子村大字白子中

(熊野神社境内)

第四節 小学校教育の展開

究明治二一〜二四年 東輝学校大試験表

埼玉県新座郡第四番学区東輝学校試験表

| | | | | | | |
|-----------|---|------|------|------|------|--------|
| 尋常 一年級 | 優及落 | 同一年級 | 同三年級 | 同四年級 | 同温習科 | 合計 |
| | 二〇 三 二 二 〇 六 八 三 五 三 | 優及落 | 優及落 | 優及落 | 優及落 | 二 六 |

総計百七十六人

前期比較減十人

右調査之上具申候也

明治廿一年三月十二日 東輝学校訓導 安田権次郎

埼玉県北足立新座郡長小泉寛則殿

埼玉県新座郡第四番学区東輝学校大試験表

| | | | | | | |
|-----------|------------------|------|------|------|------|--------|
| 尋常 老年級 | 優及落 | 同一年級 | 同三年級 | 同四年級 | 同温習科 | 合計 |
| | 三 三 〇 一 | 優及落 | 優及落 | 優及落 | 優及落 | 一 五 |

総計百五十六人

前期比較減廿人

右調査之上具申候也

明治廿二年三月十七日 東輝学校訓導 安田権次郎

埼玉県北足立新座郡長小泉寛則殿

埼玉県新座郡第四番学区東輝学校人物優等生調査表

| 族籍 | 職 | 父兄ノ 職業 | 卒業後修学目的 | 姓 | 名 | 年 | 齡 |
|--------|---|-----------|---------|---|---|----|---|
| 埼玉県平民農 | | | 温習科履修ス | | | | |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 柴 | 崎 | 竜 | 造 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 高 | 橋 | たい | 九 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 吉 | 田 | 喜 | 一 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 田 | 中 | よし | 十 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 田 | 中 | 宇之 | 十 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 田 | 中 | 宇之 | 五 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 田 | 中 | 宇之 | 五 |

右之通查定候ニ付此段開申候也

明治廿二年三月十七日 東輝学校訓導 安田権次郎

埼玉県北足立新座郡長小泉寛則殿

埼玉県新座郡第一学区東輝学校大試験表

| | | | | | | |
|-------------|------------------|------|------|------|------|--------|
| 尋常科 第一年級 | 優及落 | 同一年級 | 同三年級 | 同四年級 | 同温習科 | 合計 |
| | 一 五 三 〇 | 優及落 | 優及落 | 優及落 | 優及落 | 一 三 |

総計百三十四人

前期比較増八人

右調査之上具申候也

明治廿四年三月十四日 東輝学校訓導 安田権次郎印

埼玉県北足立新座郡長小泉寛則殿

(「東輝学校関係書綴」595 和光市教育委員会蔵)

メ最ト厳肅ニ其式ヲ終レリ
右報告候也

明治廿四年一月九日 東輝学校訓導 安田権次郎印

(「東輝学校関係書綴」595 和光市教育委員会蔵)

乙 明治二四年一月 東輝学校勅語奉読式概況

新座郡東輝学校 勅語奉読式概況

明治廿四年一月一日本校ニ於テハ勅語奉読式ヲ举行セリ、当日校門ニハ二旒ノ国旗ヲ交叉シ、式場ニハ玄関正面ノ一教室ヲ以テ之レニ充テ、式場ハ四方幕ヲ以テ廻ラシ、正面ニ天皇・皇后両陛下ノ御真影ヲ高ク掲ゲタリ、午前十時撃柝ヲ合図ニ村長富沢義三郎其他役場員、校員、生徒一同式場ニ整列シ、御真影ヲ拝シ了リ、訓導安田権次郎ハ勅語及ビ勅語ニ関スル文部大臣ノ訓示ヲ奉読シ、且ツ其旨趣ヲ諄々生徒ニ訓誨シ、終テ生徒ノ唱歌(君ガ代)アリ、夫レヨリ村長富沢義三郎ノ祝詞、校員高橋斧八、田中徳太郎ノ祝詞アリ、最後ニ生徒ヲシテ天皇陛下万歳、皇后陛下万歳、皇太子殿下万歳ト連呼セシ

丙 明治二五年六月 下新倉青年教育義会雑誌

(表紙)

明治廿五年六月二十一日(非売品)

下新倉青年教育義会雑誌 第卅号

下新倉青年教育義会

下新倉青年教育義会雑誌第卅号

本会記事

○発会式の景況

明治二十五年二月三日本会発会式を本村東輝学校内に举行す、今其概況を記するに先だち本会の成立よりす、抑本会の胚胎せしは本村柳下泰造、田中徳太郎両氏の主唱にて村内青年子弟各自の風儀を維持し、併せて學術

研究の目的を以て村内青年者七十余名の賛成を得て茲に愛度七夜の式を行ふを得たり、当日校門には二旒の国旗を交又し玄関には会旗二旒を掲げ、式場には幕を以て廻らし正面の卓上には大花瓶に造花を装置せり、其他招待員休憩所・事務室・会員扣所等を設け別に湯呑所を設け来会者の渴を医す、午前九時撃柝の合図にて招待員（役場吏員、学校教員、僧侶）会員其他傍聴者等無慮百余名順次式場に整列せり、先づ会長柳下泰造氏起て発会式挙行の主旨を述べ、其より副会長田中徳太郎氏は会員に向て本会のため将来益尽力あらんことを希望し、続て顧問員田中新八氏は役員惣代として祝辞を述べ、終て一同起立して両陛下の万歳と本会の万歳とを連呼しいと厳肅に其式を終れり、時既に正午なれば一同休憩所に入り弁当を喫す、

午後一時三十分一同入場、会長起て引続き開会の旨を告げ其より招待員諸氏の演説あり、其演題及姓名左の如し

述懐

関 月 山 君

色即是空

吉田斧八君

社会教育に付て所感を述べ

安田権次郎君

青年者の可事業

川崎茂助君

右演説の終はりしは既に点灯の頃に至りしを以て副会長閉会を告げ、其より招待員には祝酒、会員には茶菓を饗し、各十二分の歓を尽して和氣藹々の裡に一同退散せり

○第一総会の景況

鑿鑿たる霞は野山を籠め谷間の氷もはや溶けて涓々たり、軒端の梅も今や咲初むる頃しも二月十六日、東輝学校の門前には二旒の大国旗を東風に翻へし、いと広やかなる会場には数多の会員皆満面に笑みを含み場中寂として只弁士の清音と時に拍手の声あるのみ、是れなん本会第一総会とこそは知られけれ、今其模様のおらましを物せんに当日午後一時には出席会員七十八名、其他招待員十数名、傍聴者百余名に達したるを以て会長開会を告げ招待員、会員諸氏の演説談話あり、其演題等左の如し

理由なくして牡丹餅棚より落ち来らず

懐を述べ

会員 小宮藤三郎君
会員 柳下元八君

教養するを以て本旨とす

一寸の光陰軽んずべからず

会員 関 月山君

第三条 本会の会場は本村東輝学校内とし 事務所を會長の宅に設く 但時宜により変更することあるべし

会員諸君に望む

会員 高木栄蔵君

第四条 本会の会員たることを得べき者は本村居住者に

人たるの道

武笠元奇君

して年齢十五歳以上三十歳以下の男子とす 但會長の

命あつての物種

吉田斧八君

許諾を得たる者は此限に非ず

庭園の花

稲垣善内君

第五条 会員たらんと欲する者は其旨會長に申出許可を

孝子の解

野浦新七君

請ひ會員の証票を受くべし

青年者の覚悟如何

安田権次郎君

第六条 本会に左の役員を置く

○臨時總會の概況

會長一名 副會長一名 幹事八名

三月二日(初午)午後四時三十分より臨時總會を東輝

但會長・副會長は會員の公選とし 幹事は會長之を任

学校内に開く、出席會員八十三名傍聴者三十余名、會長

免す

の開会を告ぐるや直ちに幹事長田中信次郎氏は會計報告

第七条 本会の事務は會長之を総理し事故あるときは副

をなす、終て討論を開き午後十時四十分閉会せり

會長代理し 幹事は會計及庶務を掌る

會 則

第八条 役員の任期は滿二ケ年とし滿期再選することを

○本会々則中追加せし条項有之に付茲に其全文を掲ぐ

得

第一条 本会を名づけて下新倉青年教育義会と称す

第九条 本会は役員の外會長の指命により顧問員一名を

第二条 本会の目的は村内子弟の徳義を進め及び智識を

置く 但任期は役員に同じ

第十条 顧問員は常に会長の執務を補佐し若し役員の決議にして不都合と認むるときは改定せしむることあるべし

第十一条 本会に於て挙行すべき事項左の如し

- 一 風俗を矯正すること
 - 二 浮化の歌謡を禁ずべきこと
 - 三 博戯徒食の輩を驅り正業に就かしむること
 - 四 第二条の目的に適する討論・演説・談話
 - 五 国民教育の欠を補ふこと
- 第十二条 本会に於て演説せんと欲する者は予じめ会長の許可を受くべし

第十三条 会員は会費として毎会金弍銭つゝ開会の当日幹事に納付するものとし不参者と雖も之を免ぜず

第十四条 本会の開期は毎年二月十六日 八月十六日とし臨時集会を要するときは会長より報告すべし

第十五条 会員にして止むを得ざる事故ありて退会せんとする者は理由を具して会長に申出許可を受け証票を返納するものとす

第十六条 会員にして本会の目的に反するの行為あるときは役員の協議により除名し普く会員に告示すべし

第十七条 此会則は会員過半数の發議に非ざれば変更することを得ず

第十八条 本会經費に余裕金あるときは郵便貯金預所又は身元確實なる者に預くるものとす

第十九条 本会に對し殊に大功ありし者を終身参謀員と爲し左の権限を与ふ

一 常に枢要の位置に立ち會議に参与し得べきは勿論事細大となく凡て本員に諮詢し 裁可を得たる後に非ざれば施行せざること

二 役員の決議に係ることと雖も本員の裁可を経ずして施行したるときは無効に帰するのみならず、正副会長を退職せしめ廿日間以内に新任者を公選せしむること

第二十条 本会に對し功勞ありと認むるときは会長之を参謀員に諮詢し参謀員は適當と認めたる者に限り五ヶ年以内の期限を定め之を特別会員となすべし

第廿一条 本則第十九条第二十条は第十七条に依ること
を許さず

(論說寄稿、文芸、討論省略)

雜報

○幹事長 本会幹事田中信次郎氏は幹事の互選により
幹事長に推薦せられ承諾せり

○夜学校 本会にては会則第十一条第五項に基き二月
九日より東輝学校に於て夜学校を開設し、昼間業務に従
事し修學し能はざる青年者のため修身・読書・珠算・習
字の四科を教授し、教員には東輝学校員安田権次郎・柳
下焔三・吉田斧八の三氏に依嘱せり、毎夜出席生徒五十
一名中には眼に一丁字なきもの数名ありき、三月二日に
至り夜学校生徒の履修証授与式を行ふ、証書受得せしも
の左の如し

修身読書科 田中広吉 清水富右衛門 田中幸平 吉

田儀三郎 柳下元八 有山鎌吉

修身珠算科 柴崎西造 田中長三郎 石田治兵衛 深

井喜平次 小寺徳右衛門 石田常右衛門 柳下喜左右

衛門 安田長太郎 深井庄太郎 田中仙太郎 新坂定

吉 吉田半次郎 深井七郎兵衛 深野忠吉 柳下七左

衛門 安田八十松 柳下長太郎 深井平五郎 田中宗

吉 吉田喜蔵 栗原太郎 田中由五郎 柴崎亀吉 石

田源蔵 山崎藤次郎 柳下八百蔵 川島近蔵 柳下仙

太郎 磯崎綱五郎

○補助金下附

白子村役場吏員の教育の熱心なるは今に始めぬことな
がら這回本会開設の夜学校経費授業料のみにては不足を
生じたるを以て本会より補助金を請願せしに直ちに聞届
けられ町村教育費の内より下附せられたり

○特別会員

安田権次郎 吉田斧八 柳下焔三の三氏は本会に対し

功勞少なからざるを以て特別会員とせり

○役場員の交迭

白子村役場に於ては村長富沢義三郎氏退職し、田中勤
左衛門(前助役)其後任を襲ぎ助役には柴崎孫次郎氏
(前書記)就職せり、我等は両氏の今後本会のため尽力

あらんことを希望して止まざるなり

○会員の名譽

會員高木栄蔵 柳下幾造 柳下泰造の三氏は今回村長

田中勘左衛門氏より白子村役場雇を命せられたり

○よか／＼節の禁止

近頃流行の俗に「よか／＼」飴屋と称する者の風俗を

壞乱するの虞あるを以て本会に於ては会則第十一条の二

項に依り右浮化の歌謡を固く禁止する旨會員に命じたり

○左に記せるは二宮尊徳翁の報徳訓と云へるものにし

て我ら青年者の特に服膺すべきものなれば茲に之を掲ぐ

ることとはなしぬ

報徳訓

父母根元在天地命令。身体根元在父母生育。

子孫相続在夫婦丹精。父母富貴在祖先勤功。

吾身富貴在父母積善。子孫富貴在自已勤勞。

田畑山林在人民勤耕。今年衣食在昨年産業。

來年衣食在今年艱難。年々歳々不可忘報徳。

○會員退会

會員宇田川藤蔵は二月廿五日、淺羽政信 関月山は五

月八日孰れも他へ移転の旨届出たるにより許可せり

現在會員八十三名

下新倉青年教育義会第一回会計報告

○收入之部

○一金貳拾三円八拾錢 寄附金

内訳

金五円五拾錢 柳下泰造君

金壹円六拾五錢 田中徳太郎君

金壹円 柳下織右衛門君

金九拾錢 田中権右衛門君

金六拾錢 田中信次郎君

金五拾錢 野浦藤七君

金五拾錢 石田孫次郎君

金五拾錢 柳下幾蔵君

金五拾錢 田中幸之助君

金五拾錢 小宮藤三郎君

| | | | |
|-----------|----------|--------|----------|
| 金五拾錢 | 高木 栄藏君 | 金式拾錢 | 武笠 元奇君 |
| 金五拾錢 | 田中 新八君 | 金式拾錢 | 有山 鎌吉君 |
| 金五拾錢 | 田中 幸七君 | 金式拾錢 | 稻垣 善内君 |
| 金五拾錢 | 田中 兼吉君 | 金式拾錢 | 田中 次郎吉君 |
| 金五拾錢 | 富沢 義三郎君 | 金式拾錢 | 田中 直次郎君 |
| 金五拾錢 | 田中 勘左衛門君 | 金式拾錢 | 田中 新兵衛君 |
| 金五拾錢 | 石原 平作君 | 金式拾錢 | 田中 幸平君 |
| 金壹圓 (二回) | 吉田 斧八君 | 金式拾錢 | 吉田 奥太郎君 |
| 金九拾錢 (二回) | 安田 権次郎君 | 金拾貳錢五厘 | 柴崎 酉藏君 |
| 金六拾錢 (二回) | 柳下 焔三君 | 金拾貳錢五厘 | 柴崎 頼次郎君 |
| 金六拾錢 (二回) | 畑中 重太郎君 | 金拾錢 | 柳下 藤左衛門君 |
| 金三拾錢 | 石田 仙次郎君 | 金拾錢 | 横田 善次郎君 |
| 金三拾錢 | 高橋 丹三郎君 | 金拾錢 | 石田 治兵衛君 |
| 金式拾錢 | 柳下 直三君 | 金拾錢 | 清水 源之丞君 |
| 金式拾錢 | 柳下 元八君 | 金拾錢 | 雙輪 善内君 |
| 金式拾錢 | 柴崎 藤吉君 | 金拾錢 | 山崎 兼吉君 |
| 金式拾錢 | 田中 長三郎君 | 金拾錢 | 森田 喜助君 |
| 金式拾錢 | 関 月山君 | 金四拾錢 | 野浦 新七君 |

一金三円八拾五銭 会費

但会費七十七人分一人金五銭

一金老円五拾六銭 会費

但会員七十八人分一人金貳銭

一金老円六拾六銭 会費

但シ会員八十三人分一人金貳銭

一金貳円拾貳銭五厘 夜学校生徒授業料

但シ一人金六銭

一金四円拾四銭四厘

但シ夜学校経費補助金役場ヨリ下附

○惣計金三拾七円拾三銭九厘

○支出之部

金九円五拾銭壹厘 備品費

金三円三拾六銭 会員証会則印刷費

金六円貳拾六銭九厘 夜学校費

金拾円五拾九銭八厘 消耗品費

金五円 郵便貯金へ預け置ク

○計金三拾四円七拾貳銭八厘

収支差引残金貳円四拾老銭老厘

右之通り相違無之候也

明治廿五年五月一日

下新倉青年教育義会

幹事長 田中信次郎 印

幹事 田中幸之助 印

同 小宮藤三郎 印

同 野浦藤七 印

同 畑中重太郎 印

同 石田孫次郎 印

同 幹事兼 高木栄蔵 印

同 事務員 柳下幾蔵 印

右調査ノ上及報告候也

會長 柳下泰造 印

副會長 田中徳太郎 印

顧問員 田中新八 印

○寄附物品

一 会旗二流(旗)

柳下泰造君

- 一 茶壺一個 石田銀五郎君
- 一 会場標札一枚 田中新次郎君
- 一 茶碗七十個土瓶六個 柳下平八君
- 一 国旗金玉二個 石田孫次郎君
- 一 埼玉教育雜誌一冊 安田權次郎君
- 一 教育時論一冊 同人

○下新倉青年教育義会々員之姓名

- 柳下七左衛門 安田万蔵 安田周蔵 野浦房五郎 深野忠吉 小宮藤三郎 田中房之助 田中幸三郎 石田治兵衛 田中幸平 野浦藤七 柳下元八 田中長三郎 田中仙太郎 田中信次郎 田中徳太郎 田中豊七 石田孫次郎 柳下泰造 野浦仙太郎 清水源之丞 田中幸之助 柳下直三 柳下一造 田中文左衛門 吉田武平 大原紋治郎 深野忠蔵 吉田権左衛門 柳下八百蔵 柳下長太郎 田中新兵衛 石田幸蔵 吉田喜蔵 深井喜平次 田中市兵衛 吉田半次郎 吉田儀三郎 深井七郎兵衛 深井平五郎 有山鎌吉 柳下弁太郎 石田甚平 山崎茂左衛門 小宮三右衛門 安田長太郎 安田八十松 田中由

- 五郎 田中勇吉 柳下幾蔵 高木栄蔵 森田喜助 簗輪善内 清水満吉 清水清次郎 磯崎綱五郎 山崎藤次郎 山崎直次郎 横田善次郎 浅羽政信 石田鉄蔵 堀越綱五郎 柳下焔三 田中宗吉 田中広吉 牧島徳次郎 石山浅五郎 柳下藤左衛門 宇田川藤蔵 柳下九十郎 柳下柳之助 森田健蔵 柳下代次郎 上野忠蔵 柴崎酉蔵 柴崎頼治郎 柴崎鎌太郎 新坂定吉 栗原太郎 関月山 畑中重太郎 柴崎藤吉 石田源蔵 内山幸七 柴崎亀吉 伊藤鉄五郎

特別会員

- 安田權次郎 吉田斧八 柳下焔三

名誉員

- 富沢義三郎

明治廿五年六月二十日印刷

明治廿五年六月廿一日出版

埼玉県新座郡白子村大字下新倉七十六番地

発行者 田中広吉

同県同郡同村大字同百四十八番地

編集者 柳 下 直 三

同県北足立郡浦和町百七十三番地

印刷者 石 川 四方介

埼玉県新座郡白子村大字下新倉百四十八番地

発行所 下新倉青年教育義会事務所

〔下新倉青年教育義会雑誌〕より抄出 東大明治文庫蔵

三 明治二五年六月 東輝・新倉尋常小学校授業料 認可願

第七七号

尋常小学校授業料額ノ儀ニ付伺

本村立尋常小学校授業料額、別紙ノ通相定度此段相伺候也

明治廿五年六月十七日

新座郡白子村長田中勘左衛門

埼玉県知事久保田貫一殿

新座郡白子村立東輝尋常小学校授業料額

| 等級 | 学年 | | | |
|-----|-----|-----|-----|-------|
| | 一学年 | 二学年 | 三学年 | 四学年 |
| 一 等 | 五 銭 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 二 等 | 三 銭 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| | | | | 補 習 科 |
| | | | | 五 銭 |

各児童ニ対スル授業料額ハ、其学年ノ等級範囲内ニ於テ授業料ヲ納ムヘキ義務アル者ノ貧富ニ依リ之ヲ指定ス

尋常小学校授業料額之儀ニ付伺

本村立尋常小学校授業料額、別紙之通り相定度此段相伺候也

明治廿五年十月三日

新座郡新倉村長小暮嘉藤治

埼玉県知事久保田貫一殿

新座郡新倉村立新倉尋常小学校授業料額

| 等級 | 学年 | | | 補 習 科 |
|-----|---------|---------|--|-------|
| | 一学年・二学年 | 三学年・四学年 | | |
| 一 等 | 拾 式 銭 | 拾 四 銭 | | 式 拾 銭 |
| 二 等 | 九 銭 | 拾 壹 銭 | | 拾 六 銭 |
| 三 等 | 六 銭 | 八 銭 | | 拾 三 銭 |
| 四 等 | 三 銭 | 五 銭 | | 拾 銭 |

各児童ニ対スル授業料額ハ、其学年ノ等級範圍内ニ於テ
授業料ヲ納ムヘキ義務アル者ノ貧富ニ依リ之ヲ指定ス

(埼玉県行政文書「明治25年 学務部」1893)

三 明治二十五年九月 新倉村尋常小学校 御影複写につき稟請

御影複写之儀ニ付稟請

本村立新倉学校ニ於テハ祝日・大祭日ニ於テ

天皇陛下及

皇后陛下之 御影ヲ式場ニ奉掲致度、就テハ複写調製ヲ

悉皆御庁ニ於テ御処理相成度、別紙守護ノ方法書相添テ

段稟請候也

明治廿五年九月廿九日

新座郡新倉村長小暮嘉藤治

埼玉県知事久保田貫一殿

守護方法書

一 御影奉置所小学校内ニ完成ノケ所無之ニ付、一時當
役場内正面ニ奉置所ヲ設ケ、平素該所ニ奉置スル事

一 奉置函開閉之節ハ、村長立会ノ上学校教員封印又ハ
解封スル事

一 祝日・大祭日ニ於テ御影ヲ式場ニ奉掲ノ際、役場ヨ
リ学校エ往復ノトキハ不敬ノ義無之様、村長及学校
教員・学務委員一同送迎スル事、但礼服又ハ羽織袴
着用ノ事、御影守護ノ義ハ平素役場吏員当宿直者ニ
テ不取締無之様管理スル事

一 火災・其他非常ノ節ハ第一着ニ守護シ被害無之箇所
ニ奉送スル事

(埼玉県行政文書「明治25年 学務部」1896)

四 明治三十三年七月 東輝小学校同窓会会則

東輝尋常高等小学校同窓会会則

第一条 本会ハ東輝尋常高等小学校同窓会ト称ス

第二条 本会ノ目的ハ同窓生ノ情誼ヲ温メ併セテ智徳ヲ

啓成スルニアリ

第三条 本会ハ義務教育ヲ終リタル男子ヲ以テ組織ス

但中学校師範学校其他ノ学校ニ在ル者ハ会友トス

第四条 本会ハ東輝尋常高等小学校教員ヲ推薦シテ名譽

會員トス

一 委員ハ本会ノ命令ヲ部内會員ニ伝達シ、又部内ノ
會員ノ異動其他ノ事ヲ本会ニ報告スルコトヲ司ル

第五条 本会ヘ左ノ役員ヲ置ク

第十一条 本会ニ対シ金錢物品ヲ寄付スルモノアルトキ

一 会頭 一名

ハ普ク會員ニ告知シ、且帳簿ニ登録シテ之レヲ保存ス

一 副会頭 一名

第十二条 集会ヲ分チテ總會・役員会ノ二種トス

一 主幹 一名

第十三条 總會ハ毎年三回トシ、其期日ハ役員会ノ決議

一 委員 若干名

ニ依ル

第六条 会頭、副会頭ハ會員中ヨリ公選ス

第十四条 役員会ハ必要ニ応ジ隨時之ヲ開クモノトス

第七条 主幹ハ同窓生ニシテ東輝尋常高等小学校ニ奉職

第十五条 總會ハ左ノ諸項ヲ举行ス

者トス

一 本会成績ノ報告

第八条 委員ハ会頭之ヲ任免ス

一 會計ノ報告

第九条 役員ノ任期ハ滿二ケ年トス

一 役員ノ選挙

但滿期再選スルコトヲ得

一 本会ノ事業ヲ議決スルコト

第十条 役員ノ職務ヲ定ムルニ左ノ如シ

一 演説及談話

一 会頭ハ本会一切ノ事務ヲ總理ス

第十六条 役員会ハ左ノ諸項ヲ施行ス

一 副会頭ハ会頭ヲ補佐シ、会頭事故アルトキハ其職

一 總會ニ提出スヘキ問題ヲ調査スルコト

務ヲ代理ス

一 總會ノ期日開閉及会場ニ関スルノ件

一 主幹ハ会頭ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ整理ス

一 本会々々則ノ改正・増補及本会ノ諸規定ヲ定ムルノ

事

明治三十三年七月一日 東輝尋常高等小学校同窓会



(内山家文書16—39 和光市教育委員会蔵)

孟 明治三十六年四月 白子小学校沿革誌

(表紙)

明治三十六年四月
 学校沿革誌
 白子尋常高等小学校

学校沿革史

一、沿革

第四節 小学校教育の展開

本校ハ、明治十九年四月県令第十九号学区改正規則ニ基

キ元白子村上新倉村下新倉村連合ノ設立ニ係リ、当時新

座郡第四番学区尋常東輝学校ト称セシガ、明治廿二年四

月町村制ノ実施ニ際シ上新倉村ハ分離独立シ、白子村下

新倉村ハ合併シテ白子村ト改称セラレ、茲ニ同村立トナ

リ東輝尋常小学校ト改称セリ、其後明治廿七年五月高等

科併置ノ認可ヲ得、東輝尋常小学校ト改称シ、同年六月

高等科ノ授業ヲ開始シ、明治四十一年三月県令第二十二

号ノ規定ニヨリ同年四月白子(尋常高等小学校ト改称ス 脱カ)

二、校舎ノ建築増築及其形状構造及其費用

校舎ノ建築ハ明治十九年四月起工シ、同年十月竣工シ、

十月十七日ヲ以テ開校式ヲ举行セリ、其形状ハ凹字形ニ

シテ、教員室一、教室六、小使室一、建坪総計百三十二

坪アリ、而シテ其費用ハ僅々七百五十余円ニ過ギズ、之

レ当時物価ノ低廉ナルト、旧白子校舎ヲ用イタルト、部

内人民ヨリ人夫ノ寄附多カリシトニヨレリ

三、学校設備ノ状況

本校ノ器械器具ハ、旧新倉、白子、上新倉三校ヨリ引継

ギシモノナルガ、明治十九年八月本郡立中学校ノ廃止ニ際シ同校ヨリ机・啞鈴等ヲ購求シ、同三十二年十一月部内有志者ノ寄附金ヲ以テ理化学器械・博物標本・木銃等(此価格二百六拾円)ヲ購入シ、其他年々机腰掛等ヲ改良シ以テ設備ノ完成ヲ計レリ

四、經費及財産

本校明治三十一年度以後ニ於ケル經費左ノ如シ

| 年 度 | 予 算 額 | 教員俸給額 |
|---------|-------------------------|-------------------------|
| 明治三十一年度 | 七四二四九〇 <small>円</small> | 四八六〇〇〇 <small>円</small> |
| 同 三十一年度 | 八一〇七九〇 | 六〇〇〇〇〇 |
| 同 三十三年度 | 一、一三二六八 | 六八四〇〇〇 |
| 同 三十四年度 | 一、〇二二八一〇 | 八三〇〇〇〇 |
| 同 三十五年度 | 一、二〇二〇七一 | 八七六〇〇〇 |
| 同 三十六年度 | 一、三二〇二一五 | 一、〇五六〇〇〇 |

明治三十四年度ヨリ毎戸三十錢宛ノ寄付金ヲ募リ、年々百廿余円ノ基本財産ヲ畜積スル事ヲ決議シ、目下実行シツツアリ、又、柳下織右衛門氏ノ寄附ニ係ル畑式反六畝廿六歩ノ土地モ基本財産ニ編入セリ、故ニ現在ノ財産(基本財産トモ)左ノ如シ(明治三十六年四月一日現在)

| 種 別 | 数 量 | 財 産 | |
|---------|------------------------|--------|-----|
| | | 校 地 | 校 舎 |
| 校 地 | 六五一 <small>坪</small> | 一、二〇〇 | 五二〇 |
| 校 舎 | 四五〇 | 八〇〇 | 三五〇 |
| 実 習 場 | 二 | 三〇〇 | 〇 |
| 校 園 書 庫 | 三五〇 | 一五〇 | 〇 |
| 器 械 本 具 | 二二五 | 二五〇 | 〇 |
| 標 本 | 一八九 | 一五〇 | 〇 |
| 器 具 | 三〇 | 二五〇 | 〇 |
| 現 金 | 〇 | 一、二八・九 | 〇 |
| 基 本 財 産 | 〇 | 六四〇 | 〇 |
| 其 他 財 産 | 〇 | 二七・〇 | 〇 |
| 畑 地 | 二六・二一 <small>畝</small> | 〇 | 〇 |
| 宅 地 | 一・〇四 | 〇 | 〇 |

五、教則課程並ニ教科書ノ変遷

教則及教科書ハ明治十九年四月制定セラレ其後廿五年三月改正小学校令(明治廿三年十月勅令第二百十五号)ノ実施ニ伴ヒ教則ノ改正アリ、同二十九年三月教科書ノ改正アリ同三十四年四月小学校令(明治三十三年八月勅令第三百四十四号)ノ改正ト共ニ教則及教科書ノ改正アリ、同三十六年四月教科書一部ノ改正アリ以テ今日ニ至レリ

六、学齡兒童・就学兒童ノ増減、卒業者數、並ニ其成果

明治廿二年度以後ニ於ケル就学兒童數並ニ卒業生左ノ如シ(卒業生ハ尋常科ノミヲ掲グ)

| 年度 | 就学兒童數 | | 卒業兒童數 | |
|--------|-------|----|-------|---|
| | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 明治廿二年度 | 八三 | 四四 | 九 | 三 |
| 同廿三年度 | 八五 | 四六 | 九 | 二 |
| 同廿四年度 | 九七 | 五二 | 九 | 二 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

明治三十二年度以後ニ於ケル就学歩合左ノ如シ(四月末日調)

| 年度 | 就学兒童數 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
|--------|-------|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 明治廿五年度 | 二六 | 五六一 | 二八二 | 一四 | 一八 | 一〇 | 七 | 四 | 二 | 〇 | 一 | 八 | 二 | 〇 | 〇 | 一 | 八 | 一 |
| 同廿六年度 | 三一 | 六一 | 一九二 | 一三 | 一〇 | 七 | 四 | 二 | 〇 | 〇 | 一 | 七 | 二 | 〇 | 〇 | 一 | 〇 | 〇 |
| 同廿七年度 | 三六 | 七二 | 二〇七 | 一六 | 一三 | 一〇 | 七 | 四 | 二 | 〇 | 〇 | 一 | 七 | 二 | 〇 | 〇 | 一 | 〇 |
| 同廿八年度 | 三八 | 七六 | 二一四 | 一五 | 一六 | 一三 | 一〇 | 七 | 四 | 二 | 〇 | 〇 | 一 | 七 | 二 | 〇 | 〇 | 一 |
| 同廿九年度 | 三八 | 八三 | 二二一 | 一五 | 一八 | 一四 | 一一 | 八 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 同三十年度 | 四九 | 八三 | 二三二 | 二一 | 二一 | 一七 | 一四 | 一一 | 一〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 同三十一年度 | 五〇 | 一〇二 | 二五一 | 二二 | 二二 | 一九 | 一五 | 一二 | 一〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 同三十二年度 | 八四 | 一二三 | 二九七 | 二二 | 二二 | 一七 | 一四 | 一一 | 一〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 同三十三年度 | 七四 | 一一七 | 二九八 | 二六 | 二六 | 一九 | 一五 | 一二 | 一〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 同三十四年度 | 七三 | 一一五 | 二九八 | 二四 | 二四 | 一九 | 一五 | 一二 | 一〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 同三十五年度 | 八六 | 一七〇 | 三五六 | 三一 | 三一 | 二四 | 二〇 | 一五 | 一二 | 一〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 同三十六年度 | 八八 | 一六六 | 三五四 | 三一 | 三一 | 二四 | 二〇 | 一五 | 一二 | 一〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |

| 年度 | 学齡兒童數 | | 就学兒童數 | | 百分比 | | 例 |
|---------|-------|-----|-------|-----|--------|-------|-------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | |
| 明治三十二年度 | 二二二 | 二一七 | 一九九 | 二一〇 | 八九・五〇 | 五九・九一 | 七五・七二 |
| 同三十三年度 | 二二五 | 二〇三 | 二二五 | 一九一 | 八三・七〇 | 六二・五〇 | 七三・七〇 |
| 同三十四年度 | 二二二 | 一八二 | 二二二 | 一八七 | 八九・二〇 | 七五・二七 | 八二・二二 |
| 同三十五年度 | 二二二 | 二二二 | 二二二 | 二二二 | 一〇〇・〇〇 | 九九・一〇 | 九九・五四 |
| 同三十六年度 | 一九九 | 二二五 | 一九九 | 二二二 | 一〇〇・〇〇 | 九八・六〇 | 九九・二八 |

七、学校長及教員ノ進退

明治十九年四月一日現在

就十九年 四月 五等訓導 黒須龍太郎

就十九年 四月 退同 就十九年 十月 退同 就十九年 四月 退同 就十九年 十二月 退同

五等訓導 秋山長如 七等訓導 上原広吉

第四節 小学校教育の展開

就十九年 四月 中等助訓

安田 権次郎

就十九年 四月 初等助訓

吉田 斧八

就十九年 四月 一等授業生

柳下 焔三

就十九年 四月 一等授業生

本橋 泰次郎

就廿二年 四月

雇

田中 徳太郎

明治廿一年四月一日現在

明治廿三年四月一日現在

就廿年 十月 訓導

黒須 龍太郎

訓導

安田 権次郎

就廿年 一月 訓導

安田 権次郎

雇

柳下 焔三

就廿年 二月 授業生

上原 広吉

雇

吉田 斧八

就廿年 五月 雇

川崎 茂助

雇

田中 徳太郎

明治廿一年四月一日現在

明治廿四年四月一日現在

訓導

安田 権次郎

雇

柳下 焔三

退廿一年十二月 授業生

上原 広吉

雇

吉田 斧八

退廿二年 三月 訓導

川崎 茂助

明治廿五年四月一日現在

訓導

田中 徳太郎

雇

吉田 斧八

雇

安田 権次郎

雇

柳下 焔三

雇

柳下 焔三

明治廿二年四月一日現在

雇

吉田 斧八

明治廿六年四月一日現在
 雇 田中 徳太郎
 訓 導 安田 権次郎
 雇 柳下 焔三
 雇 吉田 斧八
 雇 田中 徳太郎

明治廿七年四月一日現在
 雇 安田 権次郎
 訓 導 柳下 焔三
 雇 田中 徳太郎

就廿七年 一月 訓 導 安田 権次郎
 就廿七年 一月 訓 導 柳下 焔三
 就廿七年 一月 訓 導 田中 徳太郎

就廿七年 三月 訓 導 吉田 斧八
 明治廿八年四月一日現在
 校長 安田 権次郎

退廿八年 九月 訓 導 柳下 焔三
 訓 導 田中 徳太郎
 訓 導 吉田 斧八

明治廿九年四月一日現在
 校長 安田 権次郎

退三十年 三月 訓 導 田中 徳太郎
 退三十年 三月 訓 導 吉田 斧八

就廿九年 一月 雇 関 月山
 就廿九年 〇月 雇 高橋 浜太郎
 明治三十年四月一日現在

就三十年 四月 雇 安田 権次郎
 雇 田中 徳太郎
 雇 吉田 斧八

明治三十一年四月一日現在
 校長 安田 権次郎
 雇 高橋 浜太郎

就三十一年四月 訓 導 田中 徳太郎
 退三十一年四月 准訓 導 高橋 浜太郎
 退三十二年三月 雇 吉田 斧八
 退三十二年三月 雇 関 月山

明治三十二年四月一日現在
 校長 安田 権次郎

就三十二年四月
退同 八月
訓 導 田 中 徳太郎
准 訓 導 山 崎 三郎

三十五年六月失職
訓 導 田 中 徳太郎

雇 関 月 山

訓 導 田 中 喜一

就三十二年四月
雇 田 中 喜一

就三十四年八月
訓 導 松 島 健之助

明治三十三年四月一日現在

校 長 安 田 権次郎

明治三十六年四月一日現在

訓 導 田 中 徳太郎

校 長 安 田 権次郎

准 訓 導 高 橋 浜太郎

就三十五年七月
転三十六年五月
訓 導 伊 藤 岩太郎

准 訓 導 関 月 山

訓 導 田 中 喜一

准 訓 導 田 中 喜一

訓 導 高 橋 岩太郎

明治三十四年四月一日現在

校 長 安 田 権次郎

准 訓 導 関 月 山

訓 導 田 中 徳太郎

就三十六年二月
准 訓 導 渡 辺 浩

訓 導 田 中 喜一

八、学校管理者及学事関係者ノ進退并ニ学校ニ
対シ殊ニ功勞アリシモノ

訓 導 高 橋 浜太郎

管理者ノ進退

准 訓 導 関 月 山

十九年四月ヨリ
廿二年十月マデ
白子村連合戸長 柳下織右衛門

明治三十五年四月一日現在

校 長 安 田 権次郎

廿二年三月マデ
廿五年四月ヨリ
廿五年三月マデ
白子村長 富沢義三郎

廿二年十月ヨリ
廿二年三月マデ
白子村連合戸長 小暮嘉藤次

廿五年四月ヨリ
今日ニ至ル 白子村長 田中勘左衛門

学務委員ノ進退

廿五年四月ヨリ 野浦新七 同上期間富沢米吉
三十二年三月マデ

廿五年九月ヨリ 田中新八
現今ニ至ル

三十二年四月ヨリ 専任 柳下伊平太 同上期間富沢俊
現今ニ至ル

学事関係者ノ進退

明治三十一年四月現在 郡視学杉山文悟
郡長 早川光蔵

明治三十二年四月現在 郡視学村松翠之輔
郡長 早川光蔵

明治三十三年四月現在 郡視学村松翠之輔
郡長 早川光蔵

明治三十四年四月現在 郡視学村松翠之輔
郡長 早川光蔵

明治三十五年四月現在 郡視学村松翠之輔
郡長 早川光蔵

明治三十六年四月現在 書記官横山三郎
埼玉県知事木下周一

視学官梶山延太郎 県視学中村方定 同高橋喜代太
郡長 早川光蔵 郡書記鳥海茂市 郡視学渡辺佐二郎

明治三十七年四月現在 書記官横山三郎
本県知事木下周一

視学官梶山延太郎 県視学中村方定 同高橋喜代太
郡長 早川光蔵 郡書記鳥海茂市 郡視学渡辺佐二郎

本校ニ対シ殊ニ效劳アリシモノ

明治十九年四月学校新築ノ際最モ效劳アリシモノ

白子村連合戸長柳下織右衛門

明治三十二年十月器械標本購入ノ際最モ效劳アリシモノ

白子村長田中勘左衛門

白子村富沢俊 田中藤吉 野浦新七 田中兼吉

常設委員 柳下谷三郎

学務委員柳下伊平太 校長 安田権次郎

訓導 田中徳太郎

明治三十三年四月本校ニ土地二反七畝廿五歩ヲ寄附セシ

特志者 白子村大字下新倉 柳下織右衛門

九、土地ノ状況并ニ生産力

本村内生業ノ主ナルモノハ農ニシテ、商工業ハ至テ僅少

ナリ、資産ハ概シテ中等ニ位シ、産物ノ重ナルモノハ米

麦、甘藷、藍、人参、繭等ニシテ其価格約三万八千円ナ

リ

十、学区内向学ノ状況其他学事ニ関スル
著シキ事項

学区内人民向学ノ念深く、殊ニ就学児童ノ増加シタルハ著シキ事実ニシテ、明治廿二年度ニ比シ本年度ハ約三倍ニ達セリ、此勢ヲ以テ進マバ数年ナラズシテ本村内一人ノ未卒業者ナキニ至ルヤ必セリ、故ニ安田校長、田中訓導等ノ首唱シテ、器械標本購入ヲ遊説セシ際ノ如キ立ロニ三百六十余円ノ寄附ヲ見ルニ至レリ、其他柳下織右衛門氏ガ五百円以上ノ土地ヲ寄附スル等、如何ニ本村人民ガ学校ヲ思フノ深キカラ推知シ得ベシ、又本村ニハ田中喜一、高橋浜太郎氏等ノ首唱ニヨリ創立セラレシ本校同窓会アリ、目下会員二百余名ニ達シ、時々ノ会合ナリ夜学校ノ開設ナリ大ニ社会教育ニ対シ貢献シツツアリ

十一、其他ノ事項

本県学事奨励規程ニヨリ、明治三十五年四月本校尋常科第四学年生新坂嘉米次ハ賞品(帝国大辞典)、学務委員柳下伊平太ハ賞品(印函)、本村平民柳下織右衛門ハ賞品(印函)ヲ何レモ授与セラレタリ。

明治三十五年九月廿六日付ヲ以テ本校尋常科ニ唱歌科加

設ノ件ヲ申請セシニ、同年十月一日付ヲ以テ認可相成タリ、明治三十六年五月三十日付ヲ以テ本校尋常科ニ裁縫科加設ノ件ヲ申請セシニ、同年六月二日付ヲ以テ認可相成リタリ。

明治三十六年度記事

一、本年度教育費予算額

金壹千三百貳拾円貳拾壹錢五厘

内俸給額金壹千五十六円

一、学齡児童数并ニ就学児童数(前ニ掲ゲタルヲ以テ略ス)

一、各学年別児童数(明治三十六年四月末日調)

| 学年 | 性 | | 計 |
|---------|-----|-----|-----|
| | 男 | 女 | |
| 尋常科第一学年 | 三九 | 四五 | 八四 |
| 同 第二学年 | 三七 | 四六 | 八三 |
| 同 第三学年 | 三〇 | 三四 | 六四 |
| 同 第四学年 | 三五 | 二六 | 六一 |
| 小 計 | 一四一 | 一五一 | 二九二 |
| 高等科第一学年 | 二五 | 一四 | 三九 |
| 同 第二学年 | 一四 | 一一 | 二五 |
| 同 第三学年 | 一一 | 〇 | 一一 |

| | | | |
|--------|-----|-----|-----|
| 同 第四学年 | | | |
| 小 計 | 五九 | 二五〇 | 八四九 |
| 通 計 | 二〇〇 | 一七六 | 三七六 |

一、卒業生徒数

| | | | | |
|-------------------------|---|----|----|----|
| 等科 尋常科 高等科 通 計 | 性 | 男 | 女 | 計 |
| | | 三一 | 二六 | 五七 |
| | | 四〇 | 二六 | 六六 |

一、其他ノ事項

1、明治三十七年二月廿二日付ヲ以テ、高等科ニ農業科
加設ノ件ヲ稟請セシニ、四月一日付ヲ以テ認可セラレ
タリ

2、本県学事奨励規則ニヨリ明治三十七年三月、校長安
田権次郎ハ教育資金ノ内ヨリ金參拾円賞与セラレタリ
3、高等科第三学年生富沢虎次郎ハ、學術優等品行方正
ノ廉ヲ以テ本郡学事会頭ヨリ硯箱壹個賞与セラレタリ
明治三十七年度記事
一、本年度教育予算額

金壹千百四十九円五十二錢五厘

内俸給額壹千八百

一、職員（四月一日現在）

| | |
|---------|--------------|
| 校 長 | 安 田 権次郎 |
| 訓 導 | 松 島 健之助 |
| 就三十六年九月 | 訓 導 木 村 辰五郎 |
| 就三十七年十月 | 准訓導 渡 辺 浩 |
| 三十七年三月迄 | 休職訓導 田 中 喜 一 |
| 就三十七年一月 | 訓 導 関 月 山 |

一、児童数（四月末日現在）

| | | | | |
|---------|---|-----|-----|-----|
| 学年 | 性 | 男 | 女 | 計 |
| | | 三六 | 三八 | 七四 |
| 尋常科第一学年 | | 三六 | 三八 | 七四 |
| 同 第二学年 | | 三四 | 四二 | 七六 |
| 同 第三学年 | | 二二 | 三〇 | 五三 |
| 同 第四学年 | | 二二 | 三〇 | 五三 |
| 小 計 | | 一二九 | 一四八 | 二七七 |
| 高等科第一学年 | | 二九 | 一九 | 四八 |
| 同 第二学年 | | 一七 | 一六 | 三三 |
| 同 第三学年 | | 七 | 六 | 一三 |

| | | | |
|--------|-----|-----|-----|
| 同 第四学年 | 八 | 〇 | 八 |
| 小 計 | 六一 | 三一 | 九二 |
| 通 計 | 一九〇 | 一七九 | 三六九 |

一、卒業生徒数

| | | | |
|-----|----|----|----|
| 等科 | 男 | 女 | 計 |
| 尋常科 | 二二 | 二九 | 五一 |
| 高等科 | 七 | 〇 | 七 |
| 計 | 二九 | 二九 | 五八 |

一、其他ノ事項

1、課税制限ノ結果歳入ニ不足ヲ生ジタルヲ以テ、二部教授編成認可申請ヲナシタルニ、五月廿六日付ヲ以テ認可セラレタルニヨリ、六月一日ヨリ二部教授ヲ施行セリ。

2、五月十日、柴崎頼次郎ヨリ運動器械費トシテ金拾円寄附セラレタルニヨリ、球竿四十組、啞鈴十組ヲ購入セリ。

3、尋常科第四学年生吉田末五郎ハ、三月廿日日本郡学事会頭ヨリ硯箱一個賞与セラレタリ

明治三十八年度記事
一、本年度教育費予算額
金壹千三百四円貳拾銭

内俸給額金壹千九拾貳円

一、職員（四月一日現在）

| | |
|-------------|--------|
| 校長 | 安田 権次郎 |
| 訓導 | 木村 辰五郎 |
| 訓導 | 尾崎 吉次郎 |
| 休職 訓導 | 田中 喜一 |
| 休職 訓導 | 関 月山 |
| 休職 訓導 | 高橋 浜太郎 |
| 休職 訓導 | 高橋 正徳 |
| 准訓導 | 高橋 正徳 |
| 就三十七年十月 | 高橋 正徳 |
| 就三十七年七月迄召 | 松島 健之助 |
| 就三十七年三月休職満期 | 河田 シン |
| 就三十八年五月 | 田中 玉蔵 |
| 就三十八年五月 | 田中 玉蔵 |

一、児童数（四月末日現在）

| | | | | |
|---------|---|----|----|----|
| 学年 | 性 | 男 | 女 | 計 |
| 尋常科第一学年 | | 三六 | 三三 | 六九 |

| | | | | |
|-----|------|-----|-----|-----|
| 同 | 第二学年 | 三二 | 三二 | 六四 |
| 同 | 第三学年 | 三七 | 三一 | 六八 |
| 同 | 第四学年 | 三一 | 三九 | 七〇 |
| 小 | 計 | 一三六 | 一三五 | 二七一 |
| 高等科 | 第一学年 | 一七 | 二〇 | 三七 |
| 同 | 第二学年 | 二一 | 二二 | 三三 |
| 同 | 第三学年 | 一〇 | 四 | 一四 |
| 同 | 第四学年 | 六 | 五 | 一一 |
| 小 | 計 | 五四 | 四一 | 九五 |
| 通 | 計 | 一九〇 | 一七六 | 三六六 |

一、卒業生

| | | | | |
|-----|---|----|----|----|
| 等科 | 性 | 男 | 女 | 計 |
| 尋常科 | | 三一 | 三六 | 六七 |
| 高等科 | | 四 | 五 | 九 |
| 計 | | 三五 | 四一 | 七六 |

一、其他ノ事項

1、五月一日ヨリ二部教授ヲ廃止セリ

2、郡訓令第四十一号ニヨリ、七月廿四日ヨリ同廿六日

マデ三日間、田畑ニ於テ生徒ヲシテ害虫駆除ヲ施行セ

シメタリ

3、十月中運動場二百五十八坪拡張セリ

4、補習教育ノ目的ヲ以テ、青年夜学ヲ二月四日ヨリ一

ケ月間開設シタリ

5、尋常科第四学年生武内武平ハ、品行方正學術優等ノ

廉ヲ以テ、本郡学事会頭ヨリ硯箱壹個賞与セラレタリ

明治三十九年度記事

一、本年度教育費予算額

金壹千三百七十七円八拾六銭

内俸給額金壹千四百拾円

一、職員（四月一日現在）

校長 安田 権次郎

訓導 関 月山

訓導 木村 辰五郎

准訓導 高橋 正徳

訓導 尾崎 吉次郎

代用教員 河田 シン

代用教員 田中 玉蔵

退四十年四月

退三十九年四月

一、児童数(四月末日現在)

| 学年 | 性 | | 計 |
|---------|-----|-----|-----|
| | 男 | 女 | |
| 尋常科第一学年 | 四二 | 四七 | 八九 |
| 同 第二学年 | 三三 | 三〇 | 六三 |
| 同 第三学年 | 三二 | 三〇 | 六二 |
| 同 第四学年 | 三五 | 三〇 | 六五 |
| 小計 | 一四二 | 一三七 | 二七九 |
| 高等科第一学年 | 二四 | 二四 | 四八 |
| 同 第二学年 | 九 | 一三 | 二二 |
| 同 第三学年 | 一七 | 九 | 二六 |
| 同 第四学年 | 八 | 二 | 一〇 |
| 小計 | 五八 | 四八 | 一〇六 |
| 通計 | 二〇〇 | 一八五 | 三八五 |

一、卒業生

| 等科 | 性 | | 計 |
|-----|----|----|----|
| | 男 | 女 | |
| 尋常科 | 三四 | 三〇 | 六四 |
| 高等科 | 八 | 三 | 一一 |
| 計 | 四二 | 三三 | 七五 |

一、其他ノ事項

イ、展覧会へ出品 十月本県開設ノ教育品展覧会へ児童

成績物数点ヲ出品セリ

ロ、修学旅行 十月十一日浦和町教育品展覧会參觀トシ

テ、高等科児童百名引率修学旅行ヲナシタリ

ハ、運動会 十一月廿九日本校構内ニ於テ生徒大運動会

ヲ举行セリ

ニ、受賞 尋常科第四学年生長谷川文太郎ハ、品行方正

學術優等ノ廉ヲ以テ、本郡教育会頭ヨリ硯箱壹個賞

与セラレタリ

ホ、補習夜学 補習教育ノ目的ヲ以テ、明治四十年二月

十二日ヨリ三週間夜学ヲ開始シタリ

明治四十年度記事

一、本年度教育費予算額

金壹千五百三十九円貳拾九銭

内金一千二百七十二円教員俸給額

一、職員(四月卅日現在)

校長 安田 権次郎

訓導 関 月山

訓導 尾崎 吉次郎

就四十年四月
退同十一月

准訓導 金子セイ

就四十年四月

准訓導 高橋 浜太郎

就三十九年十二月

訓導 田中 玉蔵
波澄 留五郎

一、児童数(四月末日現在)

| 尋常科 | 性 | | 計 |
|---------|-----|-----|-----|
| | 男 | 女 | |
| 尋常科第一学年 | 四六 | 二二 | 六八 |
| 同 第二学年 | 三六 | 四三 | 七九 |
| 同 第三学年 | 三〇 | 二五 | 五五 |
| 同 第四学年 | 二九 | 二九 | 五八 |
| 小計 | 一四一 | 一一九 | 二六〇 |
| 高等科第一学年 | 二九 | 二一 | 五〇 |
| 同 第二学年 | 二〇 | 一五 | 三五 |
| 同 第三学年 | 六 | 一〇 | 一六 |
| 同 第四学年 | 一四 | 五 | 一九 |
| 小計 | 六九 | 五一 | 一二〇 |
| 通計 | 二二〇 | 一七〇 | 三八〇 |
| 尋常科 | 二八 | 三〇 | 五八 |

一、卒業生

| | | | |
|-----|----|----|----|
| 高等科 | 一四 | 五 | 一九 |
| 計 | 四二 | 三五 | 七七 |

一、其他ノ事項

- イ、修学旅行 五月九日高等科児童五十名東京博覧会観覧ノタメ出発、同十一日帰校、又十月廿四日(高等科児童八十名引率) 凶画展覧会見物ノタメ浦和町ニ向テ出発、即日帰校
- ロ、監督官巡視 本郡視学沢畑美畝ハ七月十一日及十二月十三日、本県属藤井前矩ハ十一月十九日何レモ学事視察トシテ来校セラレタリ
- ハ、害虫駆除施行 六月廿日ヨリ三日間苗代田ニ於テ、又七月廿九日ヨリ三日間本田ニ於テ何レモ害虫駆除ヲ施行セリ
- ニ、戦利品下賜 七月九日征露記念トシテ戦利品五点陸軍大臣ヨリ下賜セラル
- ホ、学校医設置 七月八日医学得業士戸井田与一郎ハ、本校々医ヲ嘱^(託)セラレタリ
- ヘ、受賞 校長安田権次郎ハ、明治三十七八年事件中職

務ニ勉勵シタル廉ヲ以テ本県ヨリ金拾五円(五月七日付)、高等科第四年生加山健次郎ハ、品行方正學術優等ノ廉ヲ以テ、本郡教育会長ヨリ硯箱壹個(三月十九日付)、又本校ハ農作物害虫驅除ノ成績顯著ノ廉ヲ以テ、本郡農会長ヨリ荃刈鎌三十挺(二等賞)(三月十二日付)ヲ何レモ賞与セラル

ト、補習夜学 補修教育ノ目的ヲ以テ、明治四十一年二月六日ヨリ同三月二日マデ夜学ヲ開始セリ

明治四十一年度記事

一、本年度教育費予算額

金壹千八百四拾壹円貳拾貳錢

内金壹千五百三十六円教員俸給額

一、職員(四月一日現在)

| | |
|----|--------|
| 校長 | 安田 権次郎 |
| 訓導 | 波澄 留五郎 |
| 訓導 | 尾崎 吉次郎 |
| 訓導 | 関 月山 |
| 訓導 | 高橋 浜太郎 |

准訓導 田中 玉蔵

就明治四十一年十二月十日
退明治四十一年十月廿一日 代用教員 小山 よし
(參)四月廿八日訓導ニ任用セラレ四十一年十月廿一日退職

一、児童数

| 学年 | 性 | | 計 |
|---------|-----|-----|-----|
| | 男 | 女 | |
| 尋常科第一学年 | 三四 | 二六 | 六〇 |
| 同 第二学年 | 四五 | 二二 | 六七 |
| 同 第三学年 | 三三 | 四四 | 七七 |
| 同 第四学年 | 二七 | 一九 | 四六 |
| 同 第五学年 | 二七 | 二四 | 五一 |
| 同 第六学年 | 二一 | 一五 | 三六 |
| 小計 | 一八七 | 一五〇 | 三三七 |
| 高等科第一学年 | 一五 | 一一 | 二六 |
| 同 第二学年 | 六 | 六 | 一二 |
| 小計 | 二一 | 一七 | 三八 |
| 通計 | 二〇八 | 一六七 | 三七五 |

一、卒業生徒数

| 等科 | 性 | | 計 |
|-----|----|----|----|
| | 男 | 女 | |
| 尋常科 | 一六 | 一一 | 二七 |
| 高等科 | 六 | 六 | 一二 |
| 計 | 二二 | 一七 | 三九 |

一、其他ノ事項

イ、二部教授開始 校舍狹隘ニ付四月一日ヨリ尋常科第

一学年第二学年ノ一部ニ対シ、二部教授ヲ開始セリ

ロ、学級編制変更 尋常科ヲ七学級ニ編制シ（従来六学

級）、高等科ヲ一学級ニ編制セリ

ハ、修学旅行 訓導高橋浜太郎ハ尋常科第五学年引率四

月十八日浦和方面ニ、訓導尾崎吉次郎ハ尋常科第六
学年引率四月廿二日川口方面ニ修学旅行ヲナシ、何

レモ即日帰校セリ

ニ、身体検査 校医戸井田与一郎来校、四月廿八日、廿

九日二日間身体検査ヲ施行セリ

ホ、害虫駆除 六月十五日ヨリ三日間苗代田ニ於テ、九

月七日ヨリ三日間本田ニ於テ害虫駆除ヲ施行セリ

ヘ、監督官巡視 本郡視学沢畑美畝ハ四月十八日及十一

月十三日何レモ巡視セラレタリ

ト、壮丁教育 十一月廿一日ヨリ同廿七日マデ壮丁教育

ヲ施行セリ。

チ、受賞 校長安田権次郎ハ、同一学校ニ滿十五年以上

勤続ノ廉ヲ以テ硯一個（五月三日）、尋常科第四学年

生田中はつハ、品行方正學術優等ノ廉ヲ以テ硯箱巻

個ヲ本郡教育会長ヨリ、又本校ハ害虫駆除成績顕著

ノ廉ヲ以テ二等賞（捕虫網五張）（月日付）ヲ何レモ

授与セラレタリ

リ、青年補習教育 十二月廿日ヨリ二月二十二日マデ補

習夜学ヲ開設シタリ

ヌ、展覧会へ出品 十月廿七日ヨリ五日間、本県教育会

ニ於テ展覧会開催セラレタルニヨリ教員製作品五点

ヲ、二月一日ヨリ三日間、膝折第一^{尋常}小学校ニ於

テ膝折部内教育品展覧会開催ニ付、教員製作品五

点、児童成績三百五十点ヲ出品シタリ

ル、展覧会開催 二月廿日日本校展覧会ヲ開催シタリ

（「学校沿革誌」白子小学校蔵）

第五節 農会と信用組合

後七時三十分閉会セリ

(埼玉真報「明治二十五年九月十六日」)

明治二十五年九月 白子村勸業会景況

明治三十一年二月 農会設置に関する郡長演説書

農会設置ニ関スル演説書

勸業会景況 北足立新座郡役所ノ報告ニ依レハ、新座郡白子村勸業会ハ、本月二日同村東輝尋常小学校ニ於テ開會シ、来会スル者百余名、午後二時村長田中勘左衛門先ツ開会ノ趣意ヲ述ヘ、尋テ稲作試験人柳下織右衛門ハ稲作改良伝習実地施行并ニ試験田ノ景況等ヲ報告シ、且同人カ本年各地篤農家ノ分与ニ依リ試作セル十九種ノ若穂ヲ携帯シ、試作ノ成績及ヒ茎幹ノ硬弱、早・中・晩毎ニ其粒数等ヲ示シ、畢テ米作改良教師大神伊右衛門ハ、採種ノ時季切迫シタルヲ以テ撰種、貯蔵、及土圃、水浸シ等ノ方法ヲ懇切ニ講談シ、其要件ニ付テハ数回ノ質問応答アリシヲ以テ、来会者ハ大ニ感覺ヲ惹起シタルカ如シ、終ニ臨ンテ麦奴及葉澁病等予防方法ノ講話ヲナシ、苗代整地、播種、植付、除草等ノ手続ハ後会ニ譲リ、午

本県農会ハ系統的ノ組織ニシテ先ツ町村農会ヨリ統テ郡農会ノ設置ニ及ホスモノナリ、故ニ町村農会設置ノ緊急ナルハ今更ニ喋々スルヲ要セサル可シ、然ルニ本県ニ於テ農会設置準則ヲ発布セラレシ以來茲ニ三年ノ星霜ヲ経ルト雖モ、本郡内六十八町村(組合ヲ一町村トス)ノ内農会ヲ設置セシモノ三十有七ニ過キス、何ソ其設置ノ遅々タルヤ、然リト雖ドモ農事ノ改良發達ヲ謀ルハ目今燃眉ノ急務ナルヲ以テ之レヲ等閑ニ附シ去ルコト能ハサルナリ、故ニ各町村長諸君ニ於テ此際一層誘掖奨励シテ以テ十分努力セラル、トキハ、其設置ハ敢テ難事ニアラサル可シ、而シテ從來農会ヲ設置セシモノヲ見ルニ事多クハ形式ニ止マリ其实効ヲ奏セシモノ甚ダ尠ナシ、故ニ世人ヲシテ農会ハ其名ノミニシテ其实有ラサルモノナリ

トノ感想ヲ抱カシムルモノナキニアラス、実ニ痛歎ノ至リナリ

小官熟々按スルニ、本郡ハ当県下ニ冠タル大郡ニシテ土地闊ヶ田畑多ク平林・原野モ亦鮮カラス、実ニ農桑ヲ勸課ス可キ一大良地タリ、今此ノ良地ニ住居スルモノ之レカ改良進歩ヲ謀ラスシテ可ナラン乎、而シテ此改良ヲ謀ラント欲スルモノハ一人一己ニシテ之ヲ実施センヨリハ、寧ロ全町村一致協同シテ以テ之ヲ実施スルトキハ、其利益ヲ増進享受スルモノ実ニ莫大ナルモノアラン、其全町村ヲ一致協同セシムルモノハ何ソヤ、町村農会ノ設置是ナリ、其町村農会ニ於テ差向キ実施ス可キ緊急ナル事項ヲ挙クレハ

一、種子交換ノ事

二、肥料共同購入ノ事

三、苗代改良ノ事

四、害虫駆除ノ事

五、試験場設置ノ事

六、蚕業講習ノ事

七、茶業伝習ノ事

八、平林作業ノ事

九、品評会開設ノ事

右各項ニ就キ各町村農会ニ於テ着々之ヲ実施スルトキハ、益其町村毎戸ノ富ヲ増加スルト同時ニ本郡ノ富ヲ増加スルハ敢テ疑ヲ容レサル所ナリ、故ニ此際諸君愈々益々奮ツテ力ヲ斯業ニ尽シ、未タ農会ヲ設置セラレサル町村及農会ノ設置認可ヲ得ルト雖ドモ役員ヲ選挙セサル町村ニ於テハ、来ル三月十日ヲ期シテ農会ヲ設置シ、又役員ヲ選挙シテ以テ其姓名ノ届出ヲ為シ、統テ郡農会ヲ組織セラレンコト切ニ希望スル所ナリ

明治三十一年二月二十四日

埼玉県北足立郡長早川光蔵

(「明治22、23年度 白子村議会議録」和光市議会議務局蔵)

大 明治三五年二月 北足立郡農事短期講習修得者名

郡農事短期講習 北足立郡ニ於テハ、第七区第四回ヲ二月四日ヨリ向二週間、白子村大字下新倉村立東輝尋常高

等小学校内ニ開設シ、同月十九日修得証授与式ヲ挙行セリ、修得者ハ六十一名ニシテ、其氏名ハ左ノ如シ

白子村 新坂藤八 新坂亀蔵 富沢藤五郎 富沢金三郎

富沢万蔵 富沢彝一 富沢三吉 安田権次郎 加山久

太郎 石田治兵衛 田中幸之助 田中茂平 田中武兵

衛 田中新太郎 田中助右衛門 田中長三郎 田中甚

五郎 柳下藤左衛門 石田伊平次 石田甚平 山崎茂

左衛門 山崎直次郎 吉田武平 磯崎綱五郎 深野忠

吉 深井喜兵衛 野浦房治郎 関月山 田中徳太郎

松島健之助 内山幸七 小寺晴鶴 箕輪呈三 吉田兵

左衛門 飯田万吉 清水多吉 野浦藤七 野浦仙太郎

柳下元八 鳥井政吉 高橋伝五右衛門 内山幾右衛門

石田伝八 小寺鯛吉 畑中重太郎 田中喜一 吉田喜

一 高橋勝蔵 柳下伊平太 高橋丹三郎 田中新八

加山伝四郎

新倉村 本田源之丞 上原要次郎

膝折村 高橋善松 高野弥右衛門 高野倉之助 高野松

太郎 内田和助 清水長三 高橋熊太郎

(埼玉県報) 明治三十五年二月二十五日

明治三十六年一二月 白子村信用組合設立許可申請書

産業組合設立許可申請

今般産業組合法ニ拠リ無限責任白子村信用組合設立致度ニ就テハ御許可相成度別冊定款相添此段申請候也

明治三十六年十二月八日 埼玉県北足立郡白子村

設立者 富沢権治郎

同 俊

同 沢治郎

同 田中兼吉

同 新八

同 藤吉

野浦新七

埼玉県知事木下周一殿

農甲第二八七号

産業組合設立許可申請書進達

部内白子村富沢権治郎外六名ヨリ無限責任白子村信用組

合定款差出候ニ付遂調査候処、不都合無之モノト被認候
条至急御許可相仰度、書類進達旁々此段副申候也

明治三十六年十二月九日

北足立郡長早川光蔵

埼玉県知事木下周一殿

(埼玉県行政文書「明治37年 農務部」明3472)

明治三十七年一月 無限責任新倉信用組合定款

無限責任新倉信用組合定款

第一章 総則

第一条 本組合ハ組合員ニ産業ニ必要ナル資金ヲ貸付

シ、及ヒ貯金ノ便宜ヲ得セシムルヲ以テ目的トス

第二条 本組合ハ無限責任新倉信用組合ト称ス

第三条 本組合ノ組織ハ無限責任トス

第四条 本組合ノ区域ハ埼玉県北足立郡新倉村トス

第五条 本組合ノ事務所ハ之ヲ埼玉県北足立郡新倉村ニ

千九百十六番地ニ置ク

第六条 組合員タルモノハ本組合ノ区域ニ住居シ、且ツ

独立ノ生計ヲ営ムモノニ限ル

第七条 組合員ハ他ノ信用組合ニ加入スルコトヲ得ス

第八条 本組合ノ存立期間ハ十五ヶ年トス

第九条 組合員ハ其払込済出資額ニ応シ、組合財産ニ対

スル権利ヲ有ス

第二章 出資及準備金附貯金

第十条 出資一口ノ金額ハ金拾円トス

第十一条 出資ノ第一回払込金額ハ一口ニ付金貳円トス

第十二条 第一回払込後ハ剰余金ヨリ払込ニ充ツルモノ

ノ外、組合員ハ左ノ各号ノ一ニ依リ出資ノ払込ヲ為ス

コトヲ得

一 出資各口ニ付毎年一月末及ヒ六月末ニ於テ、金

壹円以上ノ払込ヲナスコト

二 第一回払込後四ヶ年以内ニ全額ヲ払込ムコト

第十三条 組合員其出資ノ払込ヲ怠リタルトキハ、期日

後一日ニ付、其払込ムヘキ金額ノ四百分ノ一ニ当ル過

怠金ヲ徴収ス

第十四条 準備金ハ出資総額ノ一倍半トシ、其額ニ達ス

ル迄、毎事業年度ノ剰余金ノ四分ノ一ヲ積立ツルモノ

トス 但總會ノ決議ヲ以テ積立金ヲ増加スルコトヲ得

第二十条 本組合ニ理事五名、監事二名ヲ置ク

第十五条 加入金、過怠金及ヒ第五十二条ニ依リ一部ノ

理事ハ組合長及専務理事各一名ヲ互選ス

払戻ヲ為シタル持分ノ残額ハ、之ヲ準備金ニ繰入ルル

理事ノ任期ハ三ケ年トシ監事ノ任期ハ一ケ年トス

モノトス

但再選ヲ妨ケス

第十六条 剰余金カ準備金ニ積立ヘキ金額、及組合員ニ

補欠選挙ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ハ、前任者ノ

配当又ハ分配スヘキ金額ヲ控除シテ尚ホ残余アルトキ

任期ヲ繼承ス

ハ、特別積立金トシテ之ヲ積立ツルモノトス

第二十一条 役員ノ選挙ハ投票トシ、得票ノ多数ナルモ

第十七条 特別積立金ハ損失填補ニ充ツルノ外、總會ノ

ノヲ当選者トス、得票同数ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ

決議ニ依リ之ヲ臨時ノ支出ニ使用スルコトヲ得

定ム

第十八条 準備金及特別積立金ハ組合員ニ貸付シ、總會

第二十二条 本組合ニ信用評定委員三名ヲ置キ、總會ニ

ノ承認ヲ經タル銀行若クハ一個人ニ預入レ、又ハ之ヲ

於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス 但任期ハ一ケ年トス

以テ国債証券ヲ買入ルルノ外、他ニ之ヲ利用スルコト

第二十三条 信用評定委員ハ一月及ヒ七月定会ヲ開キ、

ヲ得ス

組合員各自ノ信用ヲ評定シ、信用程度表ヲ作り組合長

第十九条 本組合ニ於テ取扱フ組合員ノ貯金ハ左ノ二種

トス

ニ差出スヘシ 但本表ハ理事之ヲ保管シ、役員ノ外閲覧ヲ許サス

一 定期預金

第二十四条 辞任又ハ他ノ事由ニ依リ、理事又ハ監事ニ

二 当座預金

欠員ヲ生シタルトキハ、通常總會ヲ俟ツコト能ハサル

第三章 組合ノ機関

場合ニ限り、臨時總會ニ於テ補欠選挙ヲ為スモノトス

總會カ理事又ハ監事ノ解任ヲ決議シタルトキハ、同時ニ其補欠選舉ヲナスコトヲ要ス

第二十五条 總會ハ通常總會及ヒ臨時總會ノ二種トス

通常總會ハ毎年一回一月之ヲ開ク

臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一 理事カ必要ト認メタルトキ

二 監事ニ於テ産業組合法第三十四条ニ依リ必要ト認メタルトキ

三 總組員五分ノ一以上會議ノ目的及ヒ其招集ノ理由ヲ示シテ請求シタルトキ

第二十六条 總會ノ招集ハ少クトモ五日前ニ書面ヲ以テ組員ニ通知ス

前項ノ通知書ニハ招集者之ニ記名スルコトヲ要ス

第二十七条 總會ハ總組員ノ半数以上出席スルニアラサレハ、開会スルコトヲ得ス

第二十八条 總會ノ決議ハ、出席組員ノ有スル議決權ノ過半数ニ依リ之ヲ決ス、可否同數ナルトキハ、議長ノ決スル処ニ拠ル

第二十九条 總會ノ議長ハ組合長トス、組合長故障アルトキハ專務理事之ニ代ル

第三十条 組員ノ議決權ハ一人一個トス

組員ハ代理ニ依リ議決權ヲ行使スルコトヲ得、此場合ニ於テハ五人以上ヲ代理シテ、議決權ヲ行フコトヲ得ス

得ス

第三十一条 總會ノ議事録ハ理事之ヲ作り、議長及監事之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

第三十二条 總會ニ関スル細則ハ、總會ニ於テ之ヲ定ム

第三十三条 本組合ニ書記一名ヲ置ク、其ノ任免ハ組合長之ヲ行フ、書記ハ理事及監事ノ命ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第四章 事業ノ執行

第三十四条 本組合ノ事業年度ハ毎年一月一日ニ始まり、十二月三十一日ニ終ル

第三十五条 組員ヨリ貸付ノ請求ヲ受ケタルトキハ、理事ニ於テ信用程度表及貸付金ノ用途ヲ調査シテ金額ヲ定ム

第三十六条 理事貸付ヲナス場合ニ於テハ、相当ノ保証

人ヲ立テシムルコトヲ要ス、但確實ナル担保品ヲ提供シテ貸付ヲ請求スルモノニ対シテハ此ノ限りニアラス

第三十七条 貸付金ノ弁済期限ハ一ケ年以内トス、理事ニ於テ特別ノ事由アリト認メタルトキハ、二ケ年以内ノ延期ヲ為スコトヲ得

第三十八条 貸付ノ弁済ヲ怠リタルトキハ遅滯利子ヲ課ス、其利率ハ貸付金ノ利率ニ依ル

第三十九条 貸付金ノ利率ハ理事之ヲ定ム、但年利一割五分ヲ超ユルコトヲ得ス

第四十条 理事ハ貸付金使用ノ実況ヲ精査シ、貸付ノ目的ニ反スルモノト認ムルトキハ、期限前ト雖モ弁済ヲ為サシム

第四十一条 貯金ハ一回金五錢以上トス

第四十二条 貯金ノ利息ハ六ヶ月毎ニ之ヲ元本ニ組入ルルモノトス

第四十三条 貯金ノ利率ハ年八分以下ニ於テ理事之ヲ定メ、組合員ニ通知ス

第四十四条 事業執行ニ関スル細則ハ理事之ヲ定ム

第五章 剰余金分配及損失分担

第四十五条 剰余金ハ準備金ニ積立ツヘキ金額ヲ控除シタル後ニ非サレハ、之ヲ組合員ニ配当又ハ分配スルコトヲ得ス、剰余金ノ配当又ハ分配ノ率ハ出資額ニ応シ年六分以下トス

第四十六条 損失ノ填補ハ先特別積立金ヲ以テシ、次ニ準備金ヲ以テス

第四十七条 組合財産カ債務ヲ完済スルニ不足スルトキハ、組合員ハ出資額ニ応シ損失ヲ分担ス、脱退シタル組合員^(言脱カ)ニ付亦同シ

第六章 加入及脱退

第四十八条 新ニ組合員タラントスルモノハ、申込書ニ加入金一口ニ付金式拾錢ツツ、五口以上ハ金壹円ヲ添へ組合長ニ差出スヘシ

組合長前項ノ申込ヲ受ケタルトキハ、便宜ノ方法ヲ以テ総組合員ノ同意ヲ求メ、総員異議ナキトキハ、他ノ組合員カ既ニ払込ミタル最低額ト同額ノ払込ヲナサシメタル後、組合員名簿ニ登録ス、死亡ニ依リ脱退シタ

ル組合員ノ相続人カ、被相続人ノ死亡後三十日以内ニ加入ノ手續ヲ為シタルトキハ、組合ハ被相続人ニ対スル持分ノ払戻シ計算ヲ為サスシテ、之ヲ被相続人ト同一ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フモノト見做ス、此場合ニ於テハ加入金ヲ差出スヲ要セス

第四十九条 組合員カ其持分ヲ讓渡^(セガ)スルトキハ、讓受人カ組合員ナルトキハ組合長之ヲ承諾シ、組合員ニアラサルトキハ前条ノ規定ヲ準用ス

第五十条 組合員脱退セントスルトキハ、少クトモ其ノ事業年度末十ヶ月以前ニ於テ、予メ其旨ヲ組合長ニ申告スルモノトス

第五十一条 組合員左ノ各号ノ一ニ当ルトキハ、總會ノ決議ヲ經テ之ヲ除名ス

- 一 出資ノ払込及ヒ貸付金弁済、又ハ利子ノ払込ヲ怠リ、期限後一ヶ月以内ニ其義務ヲ履行セサルトキ
 - 二 組合ノ事業ヲ妨ケタル所為アリタルトキ
 - 三 犯罪其他ノ所為ニ依リ信用ヲ失シタルトキ
- 第一号ノ場合ニ於テハ、負債ハ本人所有財産ヲ以テ

償却セシメ、不足ヲ生スルトキハ保証人ヲシテ弁償セシム

第五十二条 組合員脱退ノ場合ニ於ケル持分ノ払戻ハ、其払込出資額ニ限ル、但死亡・禁治産・其他總會ニ於テ止ムコトヲ得サル事由アリト認めタルトキハ、持分ノ全部ヲ払戻スモノトス

第五十三条 本組合ニ対シ債務アル組合員持分ノ払戻ヲ請求シタルトキハ、其完済ニ至ル間、払戻ヲ停止スルコトヲ得

第七章 解散

第五十四条 本組合解散シタルトキハ、理事ハ其精算人トナル

第八章 付則

第五十五条 本組合設立當時ノ組合長・理事・監事ヲ左ノ通り定ム、但第一回通常總會ニ於テ之ヲ改選ス

明治三十七年一月十八日

組合長 理事 鈴木左内
専務 理事 富岡綱太郎

| | |
|--------|-------|
| 理事 | 井口信吉 |
| 理事 | 桜井文蔵 |
| 理事 | 奥山伝次郎 |
| 監事 | 萩原茂兵衛 |
| 監事 | 山田亀五郎 |
| 信用評定委員 | 伊藤仁兵衛 |
| 信用評定委員 | 桜井龍蔵 |
| 信用評定委員 | 星野弥吉 |

(星野 茂家文書 62-323)

△ 明治三十八年一〇月 新倉信用組合事業開始につき 通知

当信用組合明治三十八年九月廿九日、浦和区裁判所大和田出張所ニ於テ設立登記済ニ付、本月一日ヨリ信用組合

事業開始致シ候間、此段御通知申上候

追テ出資証券相渡申上候間、仮領収証御持参ノ上御引換被成下度候

明治三十八年十月一日

無限責任 新倉信用組合

組合員 星野 弥 吉 殿

事業 執行

一 預り金

一 当座預金

利子一ヶ年六分

当座預金ハ一回金五錢以上金五拾円迄ニシテ、御入用ノ節ハ何時ニテモ預金御引出自由ナルヲ以テ至テ

便利ニ候

| | |
|--------|-------|
| 組合長理事 | 鈴木左内 |
| 専務理事 | 富岡綱太郎 |
| 理事 | 井口信吉 |
| 理事 | 桜井文蔵 |
| 理事 | 奥山伝治郎 |
| 監事 | 萩原茂兵衛 |
| 監事 | 山田亀五郎 |
| 信用評定組合 | 伊藤仁兵衛 |
| 信用評定組合 | 桜井龍蔵 |
| 信用評定組合 | 星野弥吉 |

二定期預金

六ヶ月以上年利六分五厘
一ヶ年以上年利七分

定期預金ハ金貳拾円以上ニシテ、六ヶ月以上引出サル御約定ヲ以テ預ケ入ヲ為スヲ以テ、当座預金ヨリ少々利子歩合宜シク候

一貸付金

金五拾円以上年利七厘割
金五拾円以下年利七厘割五分

但三ヶ月以内ノ貸付ハ二分以内ヲ増ス事アルヘシ

一信用貸付金

組合員ヲ保証人ニ立テシメ、当組合ニ御申出有之候節ハ、調査ノ上直ニ御用立申上候

二担保貸付金

国債証券又ハ地所、穀物等ヲ担保トシテ申込ノ節ハ、保証人無クシテ直ニ御用弁シ申上候

但国債証券並ニ有価証券ハ、時価ノ八掛以下、地所、穀類ハ時価六掛以下トス

一預金並ニ貸付金ハ至極秘密ニ取扱申候ヲ以テ、何人ニモ相分カリ申サス候ニ付、遠慮ナク御取引被成下度候

(星野 茂家文書 62-326)

三 明治三十九年一月 新倉信用組合第一期決算報告

第壹期 (明治三十八年 自十一月 至十二月) 決算報告

貸借対照表

第壹年度

| 貸方 | 金額 | 借方 | 金額 |
|---------|-----------|------|-----------|
| 払込未済出資金 | 一、八六〇、〇〇〇 | 出資金 | 二、七〇〇、〇〇〇 |
| 貸付金 | 七〇〇、〇〇〇 | 貯金 | 一、四三〇、〇〇〇 |
| 預金 | 五〇〇、〇〇〇 | 未払利子 | 一九〇、〇〇〇 |
| 証券 | 三〇〇、〇〇〇 | | |
| 備品 | 二五〇、〇〇〇 | | |
| 未収入利子 | 一七三、〇〇〇 | | |
| 損失 | 二七〇、〇〇〇 | | |
| 現金 | 三七六、六六六 | | |
| 合計 | 三、七三三、〇〇〇 | 合計 | 三、七三三、〇〇〇 |

| 科 目 | 摘 要 | 金 額 |
|---------|---------------|-----------|
| 払込未済出資金 | 二百三十七口一口ニ付金八円 | 一、八六〇、〇〇〇 |
| 貸付金 | 証書七通 | 七〇〇、〇〇〇 |
| 預金 | 中井銀行浦和支店 | 五〇〇、〇〇〇 |
| 証券 | 国庫債券額面二百五十円 | 三〇〇、〇〇〇 |

| | | |
|-------|----------------------------|-------|
| 備品 | 印形 四個 | 二五〇〇 |
| 未収入利子 | 貸付金七通 預ケ金二口 ニ対シ十二月迄分 | 一五三三 |
| 現金 | | 三〇六六 |
| 合計 | | 三七〇〇〇 |

損益勘定

| | |
|--------------|-----|
| 一金四拾參円七拾壹錢五厘 | 總益金 |
| 一金四拾六円八錢五厘 | 總損金 |
| 差引金貳円參拾七錢 | 損失金 |
| 右之通ニ候也 | |

無限責任新倉信用組合

明治三十九年一月廿七日

| | |
|-------|-------|
| 組合長理事 | 鈴木左内 |
| 専務理事 | 富岡綱太郎 |
| 理事 | 井口信吉 |
| 同 | 桜井文蔵 |
| 同 | 奥山伝治郎 |
| 監事 | 萩原茂兵衛 |
| 同 | 山田亀五郎 |

右調査候処相違無之候也

事業報告書 第一年度 (明治三十八年十月ヨリ十二月ニ至ル)

組合員ノ数及出資口数ノ異動

| | | | | | |
|------|-----|-----|-------|-------|------|
| 組合員数 | 七〇 | 設立者 | 本年度加入 | 本年度脱退 | 本年度末 |
| 出資口数 | 二三七 | | 本年度加入 | 本年度脱退 | 本年度末 |
| | | | | | 七〇 |
| | | | | | 二三七 |

出資払込ノ総額

| | | | | | |
|-------|---|-----|------|---|-----|
| 各自払込 | 前年度ヨリ本年度末 繰越金払込 本年度末 払戻シテ 高 | 四七四 | 各自払込 | 前年度ヨリ本年度末 繰越金払込 本年度末 払戻シテ 高 | 四七四 |
| 剰余金払込 | 前年度ヨリ本年度末 繰越金 本年度末 償還高 | 四七四 | 合計 | 前年度ヨリ本年度末 繰越金 本年度末 償還高 | 四七四 |

借入金及ヒ其償還

| | | | | | |
|-----|---------------------------------|---------|-----|---------------------------------|---------|
| 借入金 | 前年度ヨリ本年度末 繰越金 本年度末 償還高 | 一〇〇,〇〇〇 | 借入金 | 前年度ヨリ本年度末 繰越金 本年度末 償還高 | 一〇〇,〇〇〇 |
|-----|---------------------------------|---------|-----|---------------------------------|---------|

準備金及ヒ各種ノ積立金

| | | | | | |
|-----|---|--|-------|---|--|
| 準備金 | 前年度ヨリ本年度末 繰越高積立 本年度末 テ払戻シトシ 高 | | 特別積立金 | 前年度ヨリ本年度末 繰越高積立 本年度末 テ払戻シトシ 高 | |
| 合計 | 前年度ヨリ本年度末 繰越高積立 本年度末 テ払戻シトシ 高 | | 合計 | 前年度ヨリ本年度末 繰越高積立 本年度末 テ払戻シトシ 高 | |

事業ノ状況

- 一、出資ノ払込ハ九月二十二日ヲ以テ悉ク結了セリ
- 二、貸付金ハ極メテ好況ニシテ、始メ資金不足ノ為メ一回ノ借入金ヲ為セシモ已ニ之ヲ償還シタリ
- 三、貯金ハ組合ノ事業開始ト共ニ盛ニシテ、十月ヨリ三ヶ月間之少日数ニテ年末現在高四十口金千參百四拾老円拾五銭ナリ

貸付金

| | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 前年度ヨリ繰越高 | 本年度貸付高 | 本年度償還高 | 本年度末現在 |
| — | 210,000円 | 110,000円 | 100,000円 |

貯金

| | | | |
|----------|------------|------------|------------|
| 前年度ヨリ繰越高 | 本年度預入高 | 本年度払戻高 | 本年度末現在 |
| — | 1,352,200円 | 1,000,000円 | 1,352,200円 |

組合員職業別数及出資口数

| | | |
|-----|---------|----------|
| 農業 | 本年度組合員数 | 本年度末出資口数 |
| 六二人 | | 二〇三口 |
| 商業 | 八 | 三四 |
| 七〇 | | 一三七 |

処務ノ要件

- 一、九月二十二日出資第一回払込ヲ了セリ
- 二、九月二十九日設立ノ登記ヲ了セリ
- 三、九月三十日理事会ヲ開キ貸付金及貯金ノ細則ヲ定ム
- 四、十月一日ヨリ事業ヲ開始セリ
- 五、十月三日設立登記事項及年月日ヲ県知事ニ届出タリ

(星野 茂家文書 62 | 324)

第六節 村の生活と信仰

三 明治二五年 新座郡各町村清潔法施行成績表

清潔法施行成績 北足立、新座郡各町村ニ於テ本年一月以後清潔法ヲ施行セシニ、其成績ハ左表ノ如シ

| 町村名 | 種別 | 大下水 | | 連帶下水 | | 小下水 | | 井戸流 | | 井戸側 | | 芥溜 | | 肥溜 | | 汚水溜 | | 便所 | |
|---------|----|-------|-------|------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-------|
| | | 改造 | 修繕 | 改造 | 修繕 | 改造 | 修繕 | 改造 | 修繕 | 改造 | 修繕 | 改造 | 修繕 | 改造 | 修繕 | 改造 | 修繕 | 改造 | 修繕 |
| 志木町 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 大和田町 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 膝折村 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 内間木村 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 新倉村 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 白子村 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 保谷村 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 片山村 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 小計 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 北足立新座郡計 | | 3,377 | 1,151 | 768 | 4,040 | 4,040 | 533 | 999 | 477 | 477 | 896 | 1,170 | 553 | 262 | 236 | 236 | 1,170 | 477 | 2,511 |

(備考) 各種ノ下水ハ問数、其他ハ箇数ヲ記入シタルモノナリ

(「埼玉県報」明治二十五年九月六日)

明治二十六年三月 獅子神会記録

(表紙)

明治廿六年三月十八日

獅子神会 記録

幹事記之

獅子規約

総則

第一条 獅子会ハ旧記ノ通り毎年三月十八日ヲ以テ定日

トシ、其世話宿ハ累代ノ沿襲ニ基キ、本村第三区九十

七番地石田歟太郎宅ト定ム

但定日ハ雨天順延、世話宿ハ非常ノ際ニ非サレハ変

更スル事ヲ得ス

第二条 獅子会ハ本村第三区中字宮ノ脇・字谷中ノ両組

ニ各三名ノ幹事ヲ置クモノトス

但幹事ハ無任期トシ、不得止事故アルニ非サレハ改

選スル事ヲ得ズ

第三条 幹事ハ獅子会一切ノ事務ヲ総理シ、且獅子連中

ノ風紀ヲ監督スルモノトス

第四条 獅子連ハ獅子舞三名・花笠四名・笛方無定員ヨ

リ組織ス

第五条 獅子連ニ正副笛頭各一名ヲ置キ、連中一同ヲ統

率スルモノトス 但任期ハ無期限トス

第六条 連中ニ欠員アルトキハ笛頭ハ直ニ推選ノ手續ヲ

ナシ、且ツ連中ヲシテ練習ノ義務ヲ尽サシムルモノト

ス

第七条 練習ニ関スル費用ハ笛頭ノ請求ニ由リ、幹事ニ

於テ担任スルモノトス

第八条 獅子会働キ方ハ第三区ヲ両分シ、年々交代ヲ以

テ勤ムルモノトス

但幹事ハ毎年繰出ノ事

明治廿六年三月確定候者也

幹事

田中兼吉

吉田 鑄七

田中権右衛門

田中 新八

宿元幹事

笛頭

副

獅子連中記名

笛掛

吉田 団藏

石田 歙太郎

吉田 弥市

吉田 奥太郎

明治十九年ヨリ同四十年
度迄廿二年間動統

同廿六年ヨリ同四十年
度迄十五ヶ年間動統

花笠掛

吉田 文吉

明治四十一年三月十八日獅子
新規練習ノ上讓渡ス

安田 熊次郎

稻垣 万五郎

明治參拾參年三月笛伝習姓名

田中 豊七

吉田 喜平

吉田 平作

田中 茂平

韓國駐在中死亡 深井 藤太郎

田中 治三

山田 宇吉

計七名

小宮 源七

明治四十一年三月十八日獅子
新規練習ノ上讓渡ス

吉田 弥市

吉田 奥太郎

田中 七五郎

田中 幸太郎

田中 市兵衛

田中 甚五郎

田中 茂兵衛

安田 文五郎

柳下 岩五郎

獅子舞

吉田 喜藏

明治廿六年ヨリ同四十年
度迄十五ヶ年間動統、
明治四十一年三月一日獅子
新規練習ノ上讓渡ス

連中後見

常設委員 吉田 文吉

元幹事 田中 新八

同 田中 信次郎

同 吉田 団藏

宿 元 石田 敏太郎

元笛頭 吉田 奥太郎

同 副田 中七五郎

笛 掛 田中 甚五郎

獅子舞 吉田 喜藏

同 石田 幸藏

獅子舞 小宮 三右衛門

明治四拾壹年三月獅子執行ヲ区内若衆持ト改メ、其幹事
姓名左ニ

吉田 喜一

田中 純平

吉田 平七

田中 武平

吉田 良次

笛掛

宿元幹事 石田 武

笛頭 吉田 喜平

同 副田 中新太郎

吉田 倉造

深井 湛三

無 効 田中 助右衛門

同 住 田中 仁兵衛

田中 新之助

田中 惣吉

無 効 田中 純平

同 吉田 良次

稻垣 市兵衛

安田 平次郎

獅子舞

小宮 源七

吉田 喜一

田中 武平

全 明治三十一年一〇月 演劇につき諸事記

(表紙)

明治三十一年十月廿一日
 演劇ニ付諸事記
 奉納 星野控

花笠掛

無
 効山崎宇吉
 吉田平七

深井平五郎

深井吉造

山崎滝次郎

田中秀吉

炊事掛

掛 長山崎幸八
 安田伝兵衛

安田長太郎

石田一郎

田中欽造

田中栄一

田中由五郎

(下略)

(和光市ささら獅子舞保存会蔵)

記

| | | |
|--------|------|------|
| 一金八拾錢 | 上半紙 | 貳拾帖 |
| 一金四拾八錢 | 下半紙 | 貳拾帖 |
| 一金拾錢 | 和白 | 壹斤 |
| 一金拾錢 | 麻苧 | |
| 一金五錢 | 杉箸 | 五十人分 |
| 一金六錢 | かつを | 二疋 |
| 一金拾錢 | 御茶 | |
| 一金貳拾六錢 | 西ノ内 | 一帖 |
| 一金四錢 | すき油 | 二箱 |
| 一金三錢 | びんつき | 三本 |
| 一金五錢五厘 | ごまの油 | 一合 |

| | | | | | |
|--------|-------|------|------------|-------|------|
| 一金拾壹錢 | 石油 | 一升 | 一金參拾錢 | 蠟燭 | 參拾本 |
| 一金貳拾七錢 | 炭 | 壹俵 | 〆拾參円參拾錢〇五厘 | 本多喜太郎 | 立替 |
| 一金拾六錢 | 大根 | 貳把 | 一金壹円 | 荷物送り代 | |
| 一金貳拾六錢 | 蓮根 | 大壹束 | 一金壹円 | 小蠟 | 百三十丁 |
| 一金貳拾錢 | 和白砂糖 | 貳斤 | 一金貳拾錢 | 大蠟 | 四丁 |
| 一金八錢 | 龜おし | 壹本 | 一金五拾錢 | 舞台掛ケ | 壹人 |
| 一金五錢 | 昆布 | 二包 | 一金參錢 | 大熊熊藏 | 竹箒 |
| 一金拾錢 | 菓子 | 供物其他 | 一金九錢壹厘 | 繩 | 拾參房 |
| 一金壹円 | 米代 | | 〆貳円八拾貳錢壹厘 | 星藤 | |
| 一金七拾錢 | 神主 | | 一金壹錢 | 烟管のらを | |
| 一金貳拾四錢 | 豆腐 | 十貳丁 | 一金九錢 | 土瓶 | 三ツ |
| 一金五円 | 堀熊ノ出 | 半樽 | 一金五錢 | 釘 | 百本 |
| 一金壹円 | 酒 | 樽返シ | 一金貳錢 | 元結 | 貳把 |
| | 同 | | 一金參錢 | 菓子 | |
| | 雜榎 | 拾六把 | 一金四錢 | 菓子 | |
| | そだ | 三把 | 一金四錢 | 菓子 | |
| | 醬油 | 半樽 | 一金五錢 | 菓子 | |
| | こんにやく | 樽返シ | 一金六円貳拾四錢 | 菓子 | |
| | 米 | 三升 | 一金拾五円 | 菓子 | |
| | 宿之出 | | | 菓子 | |
| | がんもどき | 五丁 | | 菓子 | |

一金壹円七拾五銭

洋燈 三十個

記

〆 貳拾參円貳拾八銭

富 喜左衛門

一金壹円貳拾九銭

峯組 鳥飼三五郎

一金九拾銭

富岡瀧蔵 竹 參 把

内

川島弁作

一金五拾銭

富岡庄兵衛 里 芋 壹 箆

一金壹円貳拾八銭

峯組 三十二軒

一金貳拾銭

本多与七 沢 庵 貳拾本

一金七拾六銭

半三池組 十九軒

一金五拾銭

本多喜太郎宿 諸品代 本多喜太郎へ

一金六銭

半三池組 三軒

一金壹円

宿 料

一金貳拾八銭

河岸組 七軒

一金參銭

蠟 燭 三 丁

一金八拾銭

下井戸組 貳拾軒

一金參円

二部若者へ花返シ

一金七拾貳銭

相之道組 十八軒

〆 六円拾參銭

外

一金六拾銭

田端組 十五軒

一金五銭

たまご

一金壹円八銭

漆台組 廿七軒

一金拾銭

幣神ノ足 直し代

一金壹円九拾五銭

原新田 十三軒

一金拾銭

観音ノ茶碗 破損代

一金五拾貳銭

長坂組 十三軒

一金貳円五拾銭

酒其の他

〆 金八円〇六銭

上之郷組 貳拾七軒分 出銭

一金五拾銭

御 飯

一金壹円〇八銭

上之郷組

〆 金參円貳拾五銭

御 飯

一金壹円

上之郷組寄附

星野 菊 蔵

猶總計金四拾八円七拾八銭六厘

一金五拾銭

星野 文 太郎

| | | | |
|-------|--------|-------------------|-----------|
| 一金五拾錢 | 本多宇左衛門 | 一金拾錢 | 上篠峯吉 |
| 一金參拾錢 | 本多与七 | 一金貳円 | 星野弥吉 |
| 一金參拾錢 | 星野善兵衛 | 一金六拾錢 | 星野吉蔵 |
| 一金參拾錢 | 富岡喜兵衛 | 一金貳拾錢 | 本多元次郎 |
| 一金參拾錢 | 富岡庄兵衛 | 一金參拾錢 | 増田寅吉 |
| 一金四拾錢 | 桜井喜之助 | 一金五拾錢 | 増田徳四郎 |
| 一金貳拾錢 | 堀江儀右衛門 | 一金六拾錢 | 増田亀次郎 |
| 一金參拾錢 | 堀江益吉 | 右貳拾七戸 一金拾貳円參拾錢 | |
| 一金參拾錢 | 堀江熊蔵 | 一金貳拾錢 | 根岸勇右衛門 |
| 一金參拾錢 | 堀江平五郎 | 一金拾五錢 | 朝比奈くじ |
| 一金五拾錢 | 山崎幾太郎 | 一金拾錢 | 土屋春吉 |
| 一金參拾錢 | 齋藤与兵衛 | 右 四拾五錢 | |
| 一金參拾錢 | 富岡瀧蔵 | 三口合計金貳円八拾壹錢 | |
| 一金貳拾錢 | 富岡伊助 | 奉納 一金五円 | 第貳部若者中 |
| 一金六拾錢 | 富岡喜左衛門 | 一金貳拾壹円拾錢 | 諸君ヨリ |
| 一金八拾錢 | 本田喜太郎 | 一金拾錢 | 本多与七下繩払代 |
| 一金參拾錢 | 本田留五郎 | 一金五拾參錢 | 富庄兵衛下竹払代 |
| 一金參拾錢 | 星野仙蔵 | 一金七錢五厘 | 星野菊蔵土瓶ノ払代 |

一金九錢五厘

六口
ノ 金貳拾六円九拾錢

星野健助和白砂糖払代

一金貳拾錢

一金貳拾錢

總計金四拾八円七拾九錢

神樂米貳斗

奉納記

一金參拾錢

坂下

天野啓之輔

一金貳拾錢

一金拾錢

本多奎次郎

一金壹円

一金貳拾錢

堀江ます

一金五拾錢

一金參拾錢

根岸

蕪木茂八

一金貳拾錢

一金貳拾錢

白子市場

石田与三郎

一金貳拾錢

一金貳拾錢

齋藤辰五郎

一金參拾錢

一金貳拾錢

山崎幾太郎ノ弟

吉沢春吉

一金參拾錢

一金貳拾錢

河岸

新井三吉

一金五拾錢

一金五拾錢

河岸

星野弥三郎

一金參拾錢

一金五拾錢

坂下

同 丸藏

一金貳拾錢

一金五拾錢

同

鳥飼藤内

一金參拾錢

一金貳拾錢

同

同 女中

一金參拾錢

下新倉

深井作次郎

一金貳拾錢

原新田

大野忠藏

同

伊藤五左衛門

原新田

伊藤保之吉

岡村

大熊八五郎

峯

比留間弥太郎

漆台

川島貞藏

白子

商人中

坂下

塚田万藏

根岸

並間幾藏

白子

井口弥兵衛

坂下

相沢保之吉

本田喜太郎

山崎平五郎

坂下

龜屋清次郎

上赤家

大熊熊藏

西台

松戸福太郎

峯

山口權太郎

奥山伝内

| | | | | |
|-------|-----|--------|-------|---------------|
| 一金貳拾錢 | 白子 | 並間種次郎 | 一金壹円 | 坂下若者中 |
| 一金貳拾錢 | 漆台 | 加藤源六 | 一金貳拾錢 | 坂下 鳥飼又八 |
| 一金貳円 | | 原新田若者中 | 一金貳拾錢 | 同 小池熊次郎 |
| 一金貳拾錢 | 四ツ木 | 山崎駒吉 | 一金貳拾錢 | 原新田 富岡綱太郎 |
| 一金貳拾錢 | 坂下 | 山田龜五郎 | 一金五拾錢 | 坂下 瓦屋若者中 |
| 一金貳拾錢 | 同 | 井口信吉 | 一金貳拾錢 | 下新倉 星野与左衛門 |
| 一金參拾錢 | 原新田 | 本橋灝光 | 一金五拾錢 | 同 吉田団藏 |
| 一金五拾錢 | 同 | 上原紺内 | 一金貳拾錢 | 同 有山鎌吉 |
| | | 竹次郎 | 一金拾錢 | 同 本橋浜吉 |
| | | 平五郎 | 一金參拾錢 | 同 鈴木左内 |
| | | 健門吉 | 一金參拾錢 | 同 鈴木彦太郎 |
| 一金貳拾錢 | 川岸 | 桜井甚五郎 | 一金參拾錢 | 同 萩原茂兵衛 |
| 一金五拾錢 | 土方 | 鈴木岩次郎 | 一金參拾錢 | 坂下 上原繁藏 |
| 一金貳拾錢 | 上練馬 | 上野藤次郎 | 一金貳拾錢 | 下内間木 大貫清之助 |
| 一金五拾錢 | 上ノ | 水車 | 一金貳拾錢 | 坂下 鳥飼吉藏 |
| 一金貳拾錢 | 峯 | 萩原弥五兵衛 | 一金貳拾錢 | 吹上 棒屋勝藏 |
| 一金貳拾錢 | 漆台 | 富岡初五郎 | 一金貳拾錢 | 坂下 井口惣次郎 |
| 一金貳拾錢 | 坂下 | 鳥飼平五郎 | 一金貳拾錢 | 井口直次郎 |
| 一金拾錢 | 峯 | 井上種次郎 | 一金貳拾錢 | |

一金式拾銭

一金參拾銭

一金拾銭

一金式拾銭

一金五拾銭

バ 金式拾壹円拾銭

下内間木

大貫 なか
ま ち

原新田

鈴木 太郎 八
大熊 忠 助

下井戸

大熊 紋 蔵

峯

川島 億 太郎
柳 下 平 八

下新倉

(星野 茂家文書 22-37)

六 明治三十四年 上之郷組回状

時下病毒発生ノ期節ニ際シ、衛生上飲料水ノ適否を検スルハ目下ノ急務ト被存候ニ付、今般本郡役所ヨリ紹介ニ依リ多年斯道ニ従事シ、県下各村ニ於テ檢了セラレタル高木佐喜太郎ナル者ニ依頼、明廿六日当役場ニ於テ毎戸飲料水ノ善悪ヲ検査為致度、右ハ伝染病予防上必要と思考候間、御郡内各戸飲料水(ヒンニ入)当役場へ持参候様御尽力有之度候段申進候也

但検査料老戸ニ付金四銭ノ事

明治三十四年六月廿五日

衛生組長

星野 弥 吉 殿

新倉村役場

道路ニ横出スル木竹ノ枝葉ハ、通路ノ障碍ヲナスコト不

少候ニ付、本月十日迄ニ悉皆伐採候様被成下度候也

卅四年五月二日

上之郷 御中

星野より

ほうさううるる日あした、あめふれば日をくりのこと

うるるだい老人金式銭なり

三十四年四月三十日

星野より

上野郷組 御中

例年之通り御稻荷様の注連切りに、本月四日正午より上

之山御嶽山へ比留間神主御出張ニ付御注連切ル御方ハ切

リニ御出被下度候也

三十四年丑三月二日

上之郷 星野より

上野郷組 御中

口上

今般堤防普請初め候ニ付、明日より堤普請ニ御出被下度候也

明治三拾四年丑二月十九日

星野より

上之郷組 御中さま

口上

本月二十日本村学校工竈註連切りニ比留間神主出張ニ付御註連切ル御方ハ右学校へ当日御出で被下度候也

明治三拾四年一月十七日

上之郷 星野より

上之郷參拾名御中様

次ニ本月二十日峯業師様 市ニ付正月の事

但シ雨天なれば次延なり

例年ノ通り根ノ水及中溝ノ堀浚致シマスカラ、明朝欠ナク御廻へ御出下サイ

右御願致シマス

四月十七日

組長

上之郷 御中様

来る五月七日午前八時、郡役所より役場へ出張されて農事の話をするから毎戸一人づつ必ず出頭せよという達なり

五月六日

組長

上之郷組 御中様

(星野 茂家文書 37-193)

明治三四年五月 白子輕便乗合馬車開業廣告

開業廣告

各位愈隆昌欣賀ノ至リニ奉存候、陳者弊社ハ夙ニ当地方ノ交通不便ヲ顧慮シ、今般輕便乗合馬車營業ヲ開始シ、左ノ区域内ニ於テ四方諸君ノ交通機関ニ致度考ヲ以テ、本業ノ目的ニ有之候間、開業当日ヨリ陸統御乗車アラン事ヲ希望ス

一 開業 十八日

発車時間及賃金表

白子発

午前五時三十分 午後二時

同 七時三十分 同 三時三十分

同 九時三十分

同 十一時三十分

板橋発

午前七時 午後二時

同 九時三十分 同 五時三十分

同 十一時三十分 同 六時三十分

白子間片道 金拾五銭 沓区金五銭・半区金参銭

区域地

赤塚 窪角 半区 下練馬石観音 沓区

上板橋 カツカラ 半区 上板橋下頭橋 沓区

下板橋 秋山 半区 板橋 町 沓区

右広告候也

明治三十四年五月

白子輕便乗合馬車会舎

(小寺 甫氏蔵)

六 明治三六年九月 新倉村堤防改築略誌

武蔵国北足立郡新倉村堤防改築略誌

明治三十六年四月埼玉県庁其費殆金沓万円下渡以命改築起工、其延長沓千間此土積四千余坪人夫三万有余人、担任者一同昼夜忘寢食一心同体能督工事遂同年九月竣功、因聊誌伝後世

明治三十六年九月

工事総監督 鈴木左内、工事監督主□ 井口信吉、同 桜井文蔵、工事係 星野藤左衛門、工事係 本橋瀬光、同 萩原藤七郎、同 奥山伝治郎、同 岡田源蔵、工事係 富岡初五郎、同 加藤源六、同 伊藤五左衛門、同 伊藤源之丞、工事参与者 萩原茂兵衛、同 鈴木彦太郎 工事参与者 富岡綱太郎、同 山田亀五郎、工事参与者 伊藤仁兵衛、同 奥山伝内

(星野 茂家文書 39-240)

允 明治三十九年四月

吹上観音開帳につき
商人奉納姓名控

(表紙)

明治三拾九年四月八日ヨリ十五日マデ
吹上観世音開帳ニ付商人奉納姓名控

香具連

香具連

横曾根村齋屋
田島市太郎 一金壹円
際物 浦和町 一金三円五拾銭
行商組合中 浦和町 一金貳円也
与野町 行商組合中 一金貳円也
浦和柄抄屋連 浦和町 一金貳円也
際物商人中 白子すしや 一金五拾銭
田中三次郎 弥太郎坂 一金五拾銭
野浦宝蔵 白子魚や 一金五拾銭
小松崎慶次郎 成増新田 一金五拾銭
富沢茂吉 上板橋 一金五拾銭
友山春吉 友山春吉 一金三拾銭

赤塚 谷本千代松 一金三拾銭
中荒井 矢島藤五郎 一金三拾銭
新町 箱 政 一金三拾銭
市場 榎本八百吉 一金三拾銭
赤塚甘酒屋 松戸兼吉 一金貳拾銭
漆台 塚田万蔵 一金貳拾銭
上新倉峯 山崎駒吉 一金貳拾銭
白子 庄小太郎 一金貳拾銭
白子 佐藤太郎吉 一金貳拾銭

富岡秀五郎 一新倉 一金三拾銭
中荒井 橋本兼吉 一金三拾銭
白子 柴崎金蔵 一金三拾銭
原新田 清水直次郎 一金三拾銭
練馬宿 内田秋太郎 一金三拾銭
田島 中村仲蔵 一金三拾銭
志木町 定 一金貳拾五銭
志木町 並木銀蔵 一金貳拾五銭
片山 大室松五郎 一金貳拾五銭
貫井勝五郎 一金貳拾五銭
岡村 飯倉武助 一金貳拾五銭
岡村 鈴木初五郎 一金貳拾五銭
市場 榎本金太郎 一金貳拾五銭
上新倉 川島貞蔵 一金貳拾五銭
上新倉峯 山崎春吉 一金貳拾五銭
中荒井 内田善次郎 一金貳拾五銭
白子 燕木啓次郎 一金貳拾五銭
上板橋 宝田兼吉 一金貳拾五銭

大沢内蔵 練馬宿 大沢内蔵
石山浅次 上新倉 石山浅次
上原平左衛門 宮久保 上原平左衛門
山崎利助 溝沼 山崎利助
塩味林平 練馬 塩味林平
春田伊之助 与野町 春田伊之助
黒田平太郎 下田柄 黒田平太郎
相原辰五郎 田中村 相原辰五郎
谷次富次郎 谷原 谷次富次郎
増島慶次郎 上赤塚 増島慶次郎
松戸米吉 上赤塚 松戸米吉
鈴木重助 下赤塚 鈴木重助
稻垣仲次郎 五十嵐卯之助 稻垣仲次郎
武内松五郎 練馬 武内松五郎
中田柄 上野仙松 中田柄
新町 篠崎 新町
吉田金蔵 中田柄 吉田金蔵

| | | | | |
|------|------|---------|--------|-----------|
| 一金拾錢 | 下板橋 | 井浦金五郎 | 一金拾錢 | 八幡屋定吉 |
| 一金拾錢 | 赤塚久保 | 鈴木徳次郎 | 志木町 | 柏屋支店 |
| 一金拾錢 | 岩槻村 | 八 百 林 | 練馬 | 鈴木兼吉 |
| 一金拾錢 | 上田柄 | 井口直次郎 | 志木町 | 三上 広吉 |
| 一金拾錢 | 志木町 | 長 島 ます | 入間郡水谷村 | 内野丑三郎 |
| 一金拾錢 | 道満 | 石 田 金蔵 | 浅草向柳原町 | 荒井松五郎 |
| 一金拾錢 | 練馬 | 吉田角次郎 | 下谷金杉 | 榎本 熊吉 |
| 一金拾錢 | 小樽村 | 加藤 友 吉 | 上落合箕屋 | 加藤八郎右衛門 |
| 一金拾錢 | 浅草 | 橋本啓次郎 | 大和田町 | 島村作次郎 |
| 一金拾錢 | 大泉 | 岩子久太郎 | 志木町 | 内 田 彦 八 |
| 一金拾錢 | 大泉 | 大畑八五郎 | 浅草 | カリントフ屋清兵衛 |
| 一金拾錢 | 小豆沢 | 池田徳太郎 | 小石川区大塚 | 蒸餅屋福松 |
| 一金拾錢 | 白子 | 石田加藤次 | 片山 | 稻原次郎吉 |
| 一金拾錢 | 小石川 | 小 島 は つ | 岡村 | 並木仲右衛門 |
| 一金拾錢 | 山田 | 山田屋幸太郎 | 並木 | 並木 力 蔵 |
| 一金拾錢 | 鍛冶山 | 中田竹次郎 | 田柄編屋 | 吉 田 弥 吉 |
| 一金拾錢 | 駒込片町 | 藤井鉄五郎 | 練馬宿 | 鍋屋角次郎 |
| 一金拾錢 | 王子 | 花 | | 粕壁 櫛 屋 |

| | | | |
|-----------|-------|-------|--------|
| 一金拾錢 | 膝折足袋屋 | 齋藤直蔵 | 吹上中町 |
| 一金拾錢 | 神明ヶ谷戸 | 上野音吉 | 柴崎 さと |
| 一金拾錢 | 溝沼 | 橋本兼吉 | 齋藤 伝 蔵 |
| 一金拾錢 | 膝折 | 浅田久蔵 | 練馬宿 |
| 一金拾錢 | 膝折 | 清水清吉 | 島野元次郎 |
| 一金拾錢 | 保谷 | 渡辺亦四郎 | 上野倉 |
| 一金拾錢 | | | 井口長吉 |
| 計金参拾八円拾五錢 | | | 土屋春吉 |
| | | | 香具世話人中 |

明治三十九年四月 同業水車取極帳

(表紙)

明治三拾九年四月吉日

同業水車集會取極帳

年行事

水車仲間

明治三拾九年四月二十三日

通常開議々定左二

春賃之部

一米 一斗二付 金貳錢五厘

一糯米 金貳錢八厘

一黍・粟・唐土 金貳錢八厘

一大麦並搗 金貳錢三厘

一割下春 金三錢三厘

一竹林春 金三錢五厘

一春挽割迄 金三錢八厘

一小麦挽 金拾參錢

一小麦耆掛六石取 金參円五拾錢

運賃之部

一上板橋行 耆駄二付 金拾貳錢

一下板橋行 金拾三錢

一駒込行 金拾六錢

一本郷行 金拾七錢

一下谷及行 金拾八錢

一外神田行 金拾九錢

一内神田行 金拾九錢

一日本橋行 金貳拾錢

一音羽行 金拾八錢

戸田及蕨町並芝宮川岸行

耆駄三吠二付

一戸田及蕨町行

一白子ヨリ 金貳十錢

一牛房ヨリ 金貳拾一錢

一俵久保ヨリ 金貳拾三錢

一百向ヨリ 金拾九錢

一吹上ヨリ 金拾八錢

一芝宮川岸行

一白子ヨリ 金七錢一厘

一牛房ヨリ 金八錢六厘

一俵久保ヨリ 金九錢一厘

一百向ヨリ 金六錢二厘

一吹上ヨリ 金五錢一厘

所沢行 金參拾參錢

一白子ヨリ 清戸行 金貳拾錢五厘

田無行 金貳拾貳錢五厘

一職工手間一日二付

大工

金參拾八錢

一金貳拾錢

御酌

飯料付

金五拾八錢

一金九錢

半紙代

土方

金貳拾八錢

一金三錢

印紙代

飯料付

金四拾五錢

〆金四円七拾七錢

一 營業者春賃

右拾貳戸ニ割壹戸分

一米

壹斗ニ付

金貳錢三厘

金參拾九錢六厘六毛ツ、

一 糯米

同

金貳錢五厘

五月(廿日カ)□□臨時会

年行事 並木梅吉 柏屋

一 大麦並搗

金貳錢一厘

一金四円〇五錢

酒肴代

一 割下春

金三錢

一金五拾錢

茶代女中江

一 春挽割迄

金參錢參厘

〆金四円五拾五錢

一 春麦壹斗ニ付挽割挽

金貳錢

右金九戸ニテ割

一 竹林搗

金三錢貳厘

〆金九円ニテ割

右之通り改定候也

〆金五拾錢六厘ツ、

入 費

五月廿一日ヨリ 大工 金貳錢増し

一金貳円七拾錢

御箸代

土方 貳錢増し

一金八拾四錢

御酒代 七本

右之通り

一金四拾錢

うんどん

但し入手間丈

一金五拾錢

茶代

年行事 並木梅吉
(富沢俊一郎家文書 59-41)

第三章 都市近郊化の進展と和光地域

第一節 大正期村政の展開

(イ) 村会と選挙

九 明治四十二年一二月 個数割標準につき建議書

建議書

本村現行個数割標準ハ近時ノ情態ニ鑑ミ甚均等ナラズ、殊ニ本年ハ村立学校新設ニ際シ村民ノ負担額大ナリ、此時ニ当リ公平ナル標準ヲ確定セザレバ、負担者ノ均等ヲ失シ、本員等ノ職責上不問ニ置クコト能ハズ、茲ニ別紙標準案ヲ添付シ本村会ニ建議候也

明治四十二年十二月三日

| 提出者 | 村会議員 | 富沢 俊 [㊦] | 村外ノ土地 | 学校新設費ニ限り特別標準 |
|---------------|-------------------------|-------------------|-----------|--------------|
| 同 | 庄 栄太郎 [㊦] | 一 地租 | 参円ニ付 | 壹 個 |
| 賛成者 | 村会議員 柴崎頼治郎 [㊦] | 一 反別割耕宅地 | 壹丁ニ付(以下同) | 壹 個 |
| 同 | 新坂 龜藏 [㊦] | 一 反別割山林 | 贰丁ニ付(以下同) | 壹 個 |
| 白子村会議長 柳下伊平太殿 | | 以上 | | |

標準案

| | | |
|----------|-------------|-----|
| 一 地租 | 貳円ニ付 | 壹 個 |
| 一 国税 | 貳円ニ付 | 壹 個 |
| 一 県税 | 貳円ニ付 | 壹 個 |
| 一 反別割耕宅地 | 五反歩ニ付 | 壹 個 |
| 一 山林 | 壹丁歩ニ付 | 壹 個 |
| 一 住宅 | 拾坪(但土台内土間共) | 壹 個 |
| 一 倉庫 | 大小共 | 参 個 |
| 一 塗家 | 大小共 | 貳 個 |
| 一 物置納屋 | 拾五坪ニ付(以下同) | 壹 個 |
| 一 土台ナキ建物 | 除ク | |
| 以上 | | |

(大正元々5年度 白子村議会議録「和光市議事事務局蔵」)

明治四十二年二月

白子坂改修工事につき

県会請願書

請願書

謹而埼玉県会ニ稟請ス

埼玉県北足立郡白子村ノ地点ニ、白子坂ト称スル急坂アリ、之レ本県入間郡川越町以東ノ各町村及旧新座郡ト東京府トヲ通スル咽喉ニシテ、彼我ノ交通物資ノ運輸悉ク之レニ因ラザルベカラザルノ要路タリ、然ルニ坂勢極メテ急峻ニシテ、車両通行ノ不便甚シキノミナラズ、坂形中途ニ屈曲シ、一面断崖ニ接スルヲ以テ從來屢々車馬ノ転覆、人畜ノ死傷ヲ生シ、交通上ノ不便言フベカラズ、而カモ是等ノ町村ハ他ニ交通ノ機関ナク、唯一此ノ道路ニ倚ラサル可カラサルモノナルニ、此ノ坂路ノ為メ不得止他ニ迂回シテ交通ノ減少ヲ来シ、延ヒテ地方一般産業ノ不振ヲ招クニ到リシハ、某等居住民ノ常ニ憂懼措ク能ハサリシ処ナリ、

抑本道ハ古来川越街道ト呼ビ、彼我ノ交通上重要ナル道路ナルニモ不拘、只此ノ急坂アルガ為メニ其効用ヲ完フスル能ハサルガ如キハ、人文ノ発達、産業ノ振興上遺憾甚シキノミナラズ、之レヲ県経済ノ上ヨリ見ルモ決シテ策ノ得タルモノニ非サルヲ信ズ

仰キ願クハ明鑑ヲ垂レ、地方住民ノ痛苦ト一般産業ノ發展ヲ期スルガ為メ、速ニ改修工事ヲ施シ其障碍ヲ除去シ交通ノ安全ヲ企図セラレンコトヲ及請願候也

明治四拾貳年拾貳月拾参日

- 北足立郡白子村長 柳下伊平太
- 北足立郡新倉村長 鈴木 左内
- 北足立郡膝折村長 渡辺文太郎
- 北足立郡内間木村長 高橋佐太郎
- 北足立郡大和田町長 土岐田卯平
- 北足立郡片山村長 矢嶋佐左衛門

(埼玉県立文書館蔵「飯野家文書」)

皇 明治四五年四月 新倉村樋管工事につき請願

樋管補助工事設計變更御許可ノ義ニ付請願

申請者 北足立郡新倉村

工種及箇所數

一 荒川通北足立郡新倉村地内字六反田

一 木造樋管取毀工事

壑ヶ所

同 字合ノ田

一 木造樋管工事

壑ヶ所

右補助工事ノ義ニ付、明治四十三年九月二十一日付ヲ以テ、前記六反田及合ノ田樋管昨年八月ノ洪水ニテ大破壊ニ付、改築致シ候趣ヲ以テ県費ノ補助ヲ申請仕候処、明治四十四年二月二十三日指令土収一六五七号ノ二ノヲ以テ補助ノ御指令相成候ニ付、工事ニ着手予定期日ニ着手致スヘキノ処、今回該堤防増築相成候ニ付、勢ヒ樋管延長二間ヲ増築セサレバ工事上差支候ハ勿論、該兩樋管ハ同一耕地六十二町歩ノ内過半ハ明治四十一年煉瓦造改良工事ヲ施行シタル江川樋管ヨリ排水、残ル余水ヲ吐落スルモ

ノニシテ、殊ニ位置間隔短少ナルヲ以テ六反田樋管ヲ取毀シ、水路ヲ新設シ、合ノ田樋管ニ流出セシムヲ以テ本村永久ノ利益ト相成候ニ付、六反田樋管ヲ取毀水路ヲ設ケ合ノ田樋管ニ吐落施行ノ儀、本村会ニ於テ決議候ニ付、別冊工事実施設計書ノ通り變更御許可相成度、関係書類相添へ此段請願候也

明治四十四年四月二十八日

埼玉県北足立郡新倉村村長 鈴木左内閣

埼玉県知事島田剛太郎殿

理由書

本村地内字六反田、字合ノ田ノ兩樋管ノ儀、昨年八月ノ洪水ニヨリ大破壊ニ付、改築致度趣ヲ以テ県費補助申請致候処、補助ノ儀御指令相成候処、今回該堤防増築相成候ニ付、樋管ノ延長二間ヲ増築セサレバ、工事施行方頗ル差支候ハ勿論、兩樋管ハ同一耕地六拾二町歩ノ過半ノ余水ヲ吐落スルモノニシテ、殊ニ位置間隔短少ナルヲ以テ、六反田樋管ヲ取毀シ、水路ヲ新設シ、合ノ田樋管ニ流出セシムルヲ以テ本村永久ノ利益ト相成候ニ付、別冊

工事実施設計書ノ通り変更施工致度義ニ有之候
右ノ通候也

明治四十四年四月二十八日

北足立郡新倉村長 鈴木左内 同

決議書

右謄本也

埼玉県北足立郡新倉村長 鈴木左内 同

(埼玉県行政文書「明治44年 土木部」明3004)

本村地内字六反田及字合ノ田ノ両樋管ノ儀、昨年八月ノ
洪水ニヨリ大破壊ニ付、改築致度趣ヲ以テ県費補助申請
致候処、補助ノ儀御指令相成候処、今回該堤防増築相成
候ニ付、樋管ノ延長二間ヲ増築セサレバ、工事施行方頗
ル差支候ハ勿論、両樋管ハ同一耕地六拾二町歩ノ過半ノ
余水ヲ吐落スルモノニシテ、殊ニ位置間隔短少ナルヲ以
テ、六反田樋管ヲ取毀シ、水路ヲ新設シ、合ノ田樋管ニ
流出セシムルヲ以テ本村永久ノ利益ト相成候ニ付、別冊
工事設計書ノ通変更御許可ヲ申請シ、工事施行ノ件右議
決候也

明治四十四年四月十八日

新倉村會議長 村長 鈴木 左内

村會議員 井口 信吉

大正二年八月 町村會議員選舉狀況

町村會議員選舉ノ狀況申報ノ件

町村會議員選舉ニ於ケル單記制ニ伴フ利害得失ハ、改正
町村制施行後初回ノ選舉ニ屬スルカ故ニ、今俄ニ是非ノ
断定ヲ下シ難シト雖モ、県下ニ於ケル实例ニ徴スルトキ
ハ、之ヲ旧法ノ連記制ニ比シ一得一失アルモノノ如ク、其
重ナル点ヲ挙クレハ、従来多数派ノ独占ナリシ町村ニ於
テモ、少数派ヨリモ若干ノ議員ヲ選出シ得タルト共ニ、各
部落ニ於ケル議員ノ分配良好トナリタルト、選挙人ノ棄

権者数ヲ減シタルトハ単記制ノ利益ナルモ、之ト同時ニ競争ヲ惹起シタルト、往々一般ノ予期ニ反シタル人物ノ当選ヲ見タルコト等ハ、該制ニ伴フ弊害ト被認候、而シテ県下ニ於ケル選挙ノ概況ハ、別紙記載ノ通ニ有之候条此段及申報候也

年八月十一日

知事

地方局長宛

町村会議員選挙ノ状況

埼玉県

一 選挙競争ノ概況及其事実ノ著シカリシ各郡別町村数

改正法ニ依ル単記制ノ下ニ於ケル選挙ハ、従前ノ制度ニ依リタル選挙ニ比シ、競争ヲ惹起シタルモノ、如ク、県下町村ニ於ケル状況ヲ見ルニ概ネ多少ノ競争アリ、而シテ其原因ハ、従前ノ連記制ニアリテハ町村内全般ニ涉リ声望アル者ニアラサレハ、容易ニ当選スルコト能ハサルカ故ニ、進テ候補者ニ起テ競争ヲ試ムルモノ甚タ稀ナリシカ、単記制ハ之ニ反シ、仮令其声望全町村ニ及ハスト雖モ、運動如何ニ依リテハ当選ノ望ナキニアラサルヲ以テ、町村内ノ一部分若クハ或ル階

級ニ多少ノ同志アル者ニシテ、野心ヲ抱キ競争ヲ為シタル者少シトセス、県下町村中改正法施行以來選挙ヲ行ヒタルモノ三百四拾七ヶ町村ニシテ、競争激烈ナリシモノ七拾三ヶ町村アリ、而シテ其郡別ハ左ノ如シ

北足立郡一〇 入間郡一六 比企郡一五

秩父郡 三 児玉郡 四 大里郡 七

北埼玉郡一〇 南埼玉郡 四 北葛飾郡 四

右ノ内其事実ノ顯著ナルモノヲ摘記スレハ左ノ如シ

北足立郡浦和町

選挙ノ告示アルヤ、甲政派ニ属スル有力者式名カ専断ヲ以テ他派ト交渉シ、甲政派五人、乙政派六人、中立七人ノ候補者割当ヲ協定シ、自派ノ候補者ヲ定メ発表セントシ、曾テ議員ノ分配ニ与ラサリシ地区ヨリ名ノ候補者ヲ得ンカ為メ、他ノ地区ニ於ケル有力ナル議員ニ対シ、候補者タルコトヲ断念セシメントシ交渉セシモ、其承諾ヲ得ルニ至ラスシテ荏苒経過セル内、曾テ議員ノ分配ニ与カラサリシ地区ヨリ式名ノ自立候補者現ハレ、盛ニ单独運動ヲ開始セリ、然ルニ尚甲政派

ニ於テハ一部ノ者カ其与党ニ諮ラスシテ、有力者式名カ專斷ヲ以テ他派ト交渉シ、且候補者ヲモ独断的ニ決定セントシタルヲ憤リ不平ヲ唱ヒタルヲ以テ、候補者ヲ発表スルニ至ラサリシカ、其派ノ候補者ハ其発表ヲ俟タスシテ既ニ運動ヲ開始シタルヲ以テ、乙政派及中立モ亦之ニ對抗シテ候補者ヲ擁立シ運動ヲ開始シタリ、然ルニ新ニ何レノ派ニモ属セサル壺名ノ候補者出ハレ、单独運動ヲ始メタルヲ以テ混戦ノ状ヲ呈シ、結局甲政派ノ候補者中式人、单独運動ノ候補者壺人落選セリ

選挙人棄権者ノ比較

| 町村名 | 級別 | 旧制ニヨリタル選挙 | | 改正法ニヨリタル選挙 | |
|-----|-------|-----------|-----------------|------------|----------------|
| | | 選挙人総数 | 投票シタル者 | 選挙人総数 | 投票シタル者 |
| 新倉村 | 一級 二級 | 一一九 二四 | 二二 九 | 一三三 二三 | 六九 一九 |
| 白子村 | 一級 二級 | 二〇三 三五 | 四一 二七 | 二〇七 三九 | 一六一 三九 |
| | | | 棄権者 九七 一五 | | 棄権者 六四 四 |

北足立郡大宮町
従来旧住民派・移住民派ノ二派アリテ、常ニ相反目スル状ナリシカ、選挙期日ニ先チ両派交譲妥協シ、候補者ヲ定メタリシニ、選挙間際ニ至リ鉄道院大宮工場ニ属スル一派ヨリ更ニ壺名ノ候補者ヲ出シ運動セル為メ、競争甚タシカリシカ、選挙ノ結果ハ前記工場派候補者落選セリ

| | | | | | | | | |
|-------|---|---|---------|-------|-------|--------|--------|-------|
| (北足立) | | 二 | 一、二、五七六 | 五、〇九六 | 七、四八〇 | 一四、四七六 | 一〇、三四五 | 四、一三一 |
| 郡 | 計 | 一 | 二、〇一六 | 一、四六八 | 五四八 | 二、一一一 | 一、九八九 | 二二二 |
| | | 級 | | | | | | |

備考

本表中改正法ニ依リタル選挙ハ、本年六月廿九日マテニ執行セルモノヲ掲ケ、旧制ニ依リタル選挙ハ、其材料ヲ町村ニ照会シ、其回答アリタル分ヲ掲ケタルモノニシテ、回答ナキモノ尚十数町村アルカ為、新旧合計ヲ对照スルコト能ハス、依テ百分比ニヨリ棄権者数ノ多少ヲ比較スルニ左ノ如シ

- 級別 旧制百人中棄権者 改正法百人中棄権者
- 二級 五十九人 四分七厘 二十八人 五分三厘
- 一級 二十七人 一分八厘 十人 七厘

壺 大正元々一五年度 白子村歳入出予算一覽表

| 年度 | 歳 | | | | | | | | | | 入 | | | | | | |
|------|----|-------|------|----|----|----|------|--------------|--------|------|------|-------|------|-------|-----|----|-------|
| | 大正 | 明治四五年 | 大正元年 | 二年 | 三年 | 四年 | スル収入 | 財産ヨリ生使用料及手数料 | 国庫下渡金 | 交付金 | | 具補助金 | 寄附金 | 繰越金 | 雑収入 | 村税 | 財産売払代 |
| 四年 | 度 | 度 | 度 | 度 | 度 | 度 | 〇・七四 | 二二・〇〇 | 二七六・〇〇 | 〇・九〇 | 〇・五〇 | 五〇・〇〇 | 〇・七〇 | 三、五三〇 | 〇 | 〇 | 四、五六〇 |
| 三年 | 度 | 度 | 度 | 度 | 度 | 度 | 〇・三〇 | 二二・〇〇 | 三三〇・〇〇 | 〇・九〇 | 〇・九〇 | 六〇・〇〇 | 〇・七〇 | 四、三四〇 | 〇 | 〇 | 五、三六〇 |
| 二年 | 度 | 度 | 度 | 度 | 度 | 度 | 〇・四〇 | 二二・〇〇 | 二二〇・〇〇 | 〇・八〇 | 〇・六〇 | 六〇・〇〇 | 〇・七〇 | 三、五九〇 | 〇 | 〇 | 四、四八〇 |
| 大正元年 | 度 | 度 | 度 | 度 | 度 | 度 | 〇・四一 | 二二・〇〇 | 二九〇・〇〇 | 〇・五〇 | 〇・三〇 | 三〇・〇〇 | 〇・八〇 | 三、九六〇 | 〇 | 〇 | 四、六八〇 |

(埼玉県行政文書「大正2年 県治部」大94)

| | | | | | | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|
| 十五年度 | 十四年度 | 十三年度 | 十二年度 | 十一年度 | 十年度 | 九年度 | 八年度 | 七年度 | 六年度 | 五年度 |
| 四六・〇 | 三七・〇 | 一〇三・〇 | 一〇九・〇 | 一九二・〇 | 二二・〇 | 六六・〇 | 八・〇 | 九三・〇 | 八四・〇 | 七五・〇 |
| 三六・〇 | 二九四・〇 | 三〇一・〇 | 三〇一・〇 | 二四・〇 | 二九〇・〇 | 一九九・〇 | 一七・〇 | 一五七・〇 | 一六三・〇 | 一三三・〇 |
| 二五〇・〇 | 一九〇・〇 | 一七〇・〇 | 二一〇〇・〇 | 六〇〇・〇 | 六〇〇・〇 | 四一〇・〇 | 四〇・〇 | 四〇〇・〇 | 四〇〇・〇 | 四〇〇・〇 |
| 六八・〇 | 四八・〇 | 四六・〇 | 四八・〇 | 四九・〇 | 三二・〇 | 三三・〇 | 三〇・〇 | 二九八・〇 | 二九三・〇 | 二七・〇 |
| 一四・〇 | 三三・〇 | 六六・〇 | 六六・〇 | 五七・〇 | 六〇・〇 | 三三・〇 | 二二・〇 | 一〇・〇 | 九・〇 | 九・〇 |
| 五・〇 | 六・〇 | 二七・〇 | 三〇・〇 | 二二六・〇 | | 一九・〇 | | | | |
| 三、二五・〇 | 四、九七・〇 | 二四二・〇 | 三三三・〇 | 六七・〇 | 一五、〇〇・〇 | 一、四〇・〇 | 六三六・〇 | 三〇・〇 | 三三三・〇 | 四四・〇 |
| 二四九・〇 | 二〇三・〇 | 五三三・〇 | 二五〇・〇 | 九六・〇 | 三三・〇 | 二七・〇 | 二五・〇 | 二五・〇 | 〇・七 | 〇・七 |
| 一五、五九六・〇 | 一七、六九六・〇 | 一七、〇〇〇・〇 | 二五、八七七・〇 | 一八、七四四・〇 | 一六、七三〇・〇 | 一七、三二二・〇 | 一〇、五五五・〇 | 六、六二二・〇 | 四、九六六・〇 | 三、六九三・〇 |
| | | | 二、三六七・〇 | 九五・〇 | | | | | | |
| | | 六、〇〇〇・〇 | | | | | | | | |
| 三三、〇三六・〇 | 二五、二八三・〇 | 二六、九九七・〇 | 二四、九六六・〇 | 三三、六〇〇・〇 | 一九、六四〇・〇 | 一九、五五三・〇 | 二二、一八五・〇 | 七、九三三・〇 | 五、八九三・〇 | 四、八三九・〇 |

| 年度 | 部 出 | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--------------|-----------|------------|--------------|------------|-----------|----------|----------|----------|-------------|-----------|------------|-----------|------------|
| | 常 | | | | | | | | | | | | | |
| 大正 | 經 | | | | | | | | | | | | | |
| | 役場費 | 會議費 | 土木費 | 教育費 | 伝染病 予防費 | 隔離病 舎費 | 衛生費 | 救助費 | 警備費 | 基本財産 造成費 | 諸税及 負擔 | 神社費 雑支出 | 予備費 | 歳出合計 |
| 明治四五年 大正元年 | 一、三七七・ 一六 | 三三・ 七〇 | 一四七・ 〇 | 一、九六六・ 一〇 | 一〇〇・ 〇 | 六四・ 八〇 | 五〇・ 〇 | 五〇・ 〇 | 四二・ 〇 | 五二・ 〇 | 五二・ 〇 | 一四・ 〇 | 一〇〇・ 〇 | 三八六・ 八 |
| 二年 度 | 一、四七・ 二六 | 三三・ 〇 | 一五・ 〇 | 一、九七・ 九四 | 二六・ 〇 | 三七・ 五〇 | 二・ 〇 | 二・ 〇 | 四二・ 〇 | 五・ 〇 | 五・ 〇 | 二・ 〇 | 八〇・ 〇 | 四、三二 〇 |
| 三年 度 | 一、五三三・ 〇 | 四〇・ 〇 | 一八・ 〇 | 二、一〇・ 〇 | 二六・ 〇 | 八四・ 〇 | 〇・ 〇 | 〇・ 〇 | 五・ 〇 | 五・ 〇 | 五・ 〇 | 一・ 〇 | 八三・ 〇 | 四、八七 六 |
| 四年 度 | 一、五〇八・ 〇 | 三三・ 〇 | 一八・ 〇 | 二、〇〇・ 〇 | 二六・ 〇 | 六六・ 〇 | 一七・ 〇 | 一七・ 〇 | 五・ 〇 | 五・ 〇 | 五・ 〇 | 一・ 〇 | 五〇・ 〇 | 四、〇五 一 |
| 五年 度 | 一、五五五・ 〇 | 三三・ 〇 | 二〇・ 〇 | 二、〇五・ 〇 | 二六・ 〇 | 七六・ 〇 | 一七・ 〇 | 一七・ 〇 | 五・ 〇 | 五・ 〇 | 五・ 〇 | 一・ 〇 | 五〇・ 〇 | 四、一八 〇 |
| 六年 度 | 一、六七・ 〇 | 三三・ 〇 | 三〇・ 〇 | 二、一四・ 〇 | 二六・ 〇 | 一五・ 〇 | 一七・ 〇 | 一七・ 〇 | 五・ 〇 | 五・ 〇 | 五・ 〇 | 一・ 〇 | 五〇・ 〇 | 四、六七 八 |
| 七年 度 | 二、一四六・ 〇 | 六一・ 〇 | 三三・ 〇 | 三、〇二・ 〇 | 四七・ 〇 | 一八・ 〇 | 一七・ 〇 | 一七・ 〇 | 二六・ 〇 | 五・ 〇 | 二二・ 〇 | 三・ 〇 | 一〇〇・ 〇 | 六、四四 五 |
| 八年 度 | 三、二五三・ 〇 | 五二・ 〇 | 五五・ 〇 | 四、八四・ 〇 | 三三・ 〇 | 一四・ 〇 | 五・ 〇 | 一七・ 〇 | 三三・ 〇 | 五・ 〇 | 一八・ 〇 | 三・ 〇 | 一四六・ 〇 | 九、四四 五 |
| 九年 度 | 三、九四〇・ 〇 | 七二・ 〇 | 四、〇八・ 〇 | 六、六三・ 〇 | 三三・ 〇 | 一三・ 〇 | 七・ 〇 | 一七・ 〇 | 三三・ 〇 | 六・ 〇 | 四〇・ 〇 | 四・ 〇 | 一五〇・ 〇 | 一六、九 九〇 |
| 十年 度 | 四、六四六・ 〇 | 一三三・ 〇 | 一、七三・ 〇 | 七、二九・ 〇 | 二四・ 〇 | 四四・ 〇 | 二〇・ 〇 | 三三・ 〇 | 九・ 〇 | 五・ 〇 | 五・ 〇 | 六・ 〇 | 三三九・ 〇 | 一五、五九 四 |
| 十一年 度 | 五、三〇〇・ 〇 | 一〇三・ 〇 | 七六・ 〇 | 一、〇八・ 〇 | 三三・ 〇 | 五二・ 〇 | 一八・ 〇 | 三三・ 〇 | 一三・ 〇 | 六・ 〇 | 六・ 〇 | 一・ 〇 | 三〇〇・ 〇 | 一九、〇六 五 |
| 十二年 度 | 五、四〇〇・ 〇 | 一〇三・ 〇 | 八四・ 〇 | 一、〇九・ 〇 | 一四・ 〇 | 一九・ 〇 | 一八・ 〇 | 三三・ 〇 | 一五・ 〇 | 六・ 〇 | 六・ 〇 | 一・ 〇 | 三〇〇・ 〇 | 一八、二五 六 |

| 年度 | 臨時 | | | | | 部 | | 合計 |
|---------------|----------|--------|------|------|----------|------|---------|----|
| | 積立金 | 公債費 | 補助費 | 雑支出 | 小学校 費 | 教育費 | | |
| 明治四五年 大正元年 | 三〇〇.〇〇 | 七五九.〇〇 | 〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 四、六七.〇〇 | |
| 二年度 | 三〇〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 四、四三.〇〇 | |
| 三年度 | 五〇〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 五、三六.〇〇 | |
| 四年度 | 五〇〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 四、五九.〇〇 | |
| 五年度 | 五〇〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 四、六九.〇〇 | |
| 六年度 | 一、〇〇〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 五、〇二.〇〇 | |
| 七年度 | 一、〇〇〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 七、九六.〇〇 | |
| 八年度 | 二、〇〇〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 二、〇〇.〇〇 | |

| | | | | | | | | | | | |
|------|---------|------|--------|--------|-------|------|--------|------|-------|--------|----------|
| 十三年度 | 五、六九.〇〇 | 〇.〇〇 | 九六.〇〇 | 二〇七.五〇 | 一〇.〇〇 | 〇.〇〇 | 二四六.〇〇 | 〇.〇〇 | 二六.〇〇 | 三〇〇.〇〇 | 一八、六七.〇〇 |
| 十四年度 | 五、九七.〇〇 | 〇.〇〇 | 一八〇.〇〇 | 一〇七.〇〇 | 一三.〇〇 | 〇.〇〇 | 一五六.〇〇 | 〇.〇〇 | 二六.〇〇 | 二九.〇〇 | 一九、八三.〇〇 |
| 十五年度 | 五、八五.〇〇 | 〇.〇〇 | 一〇六.〇〇 | 二二〇.四〇 | 四.〇〇 | 〇.〇〇 | 二七.〇〇 | 〇.〇〇 | 二六.〇〇 | 三三.〇〇 | 二〇、二六.〇〇 |

| | | | | | | |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 九年度 | 三,〇〇〇・〇〇 | 一,一〇〇・〇〇 | 四,〇〇〇・〇〇 | 三,〇〇〇・〇〇 | 三,〇〇〇・〇〇 | 三,〇〇〇・〇〇 |
| 十年度 | 三,〇〇〇・〇〇 | 一,一〇〇・〇〇 | 四,〇〇〇・〇〇 | 三,〇〇〇・〇〇 | 三,〇〇〇・〇〇 | 三,〇〇〇・〇〇 |
| 十一年度 | 三,〇〇〇・〇〇 | 一,一〇〇・〇〇 | 四,〇〇〇・〇〇 | 三,〇〇〇・〇〇 | 三,〇〇〇・〇〇 | 三,〇〇〇・〇〇 |
| 十二年度 | 三,〇〇〇・〇〇 | 一,一〇〇・〇〇 | 四,〇〇〇・〇〇 | 三,〇〇〇・〇〇 | 三,〇〇〇・〇〇 | 三,〇〇〇・〇〇 |
| 十三年度 | 三,〇〇〇・〇〇 | 一,一〇〇・〇〇 | 四,〇〇〇・〇〇 | 三,〇〇〇・〇〇 | 三,〇〇〇・〇〇 | 三,〇〇〇・〇〇 |
| 十四年度 | 三,〇〇〇・〇〇 | 一,一〇〇・〇〇 | 四,〇〇〇・〇〇 | 三,〇〇〇・〇〇 | 三,〇〇〇・〇〇 | 三,〇〇〇・〇〇 |
| 十五年度 | 三,〇〇〇・〇〇 | 一,一〇〇・〇〇 | 四,〇〇〇・〇〇 | 三,〇〇〇・〇〇 | 三,〇〇〇・〇〇 | 三,〇〇〇・〇〇 |

(明治42〜大正15年度 白子村議事會會議録「和光市議事會事務局蔵」)

大正八年一二月 新倉村長鈴木左内表彰取調書

一、従来ノ経歴

郷里小学校卒業後、横浜商業学校、東京英語学校ニ学
 ビ、明治法律学校ニ入り同二十五年同校ノ業ヲ終ヒ、
 郷ニアリテ農ニ従事シ居リタルモ、翌二十六年四月同
 村役場書記トナリ、同二十八年五月村長ニ就職、爾後
 再選シテ今日ニ至ル、在職年数二十八年間一日ノ如ク

役場事務ニ精励スル傍ラ、明治三十六年十月信用組合
 ヲ設置シ、三十八年信用組合長ニ選挙セラレ、其ノ間
 好ク組合ノ為メニ活動シ、明治三十一年新倉村農会長
 トナリ今日ニ至ル、其ノ間専ラ農事ノ改良ヲ奨励シ、
 其ノ実行成績顯著ナルノ故ヲ以テ、四十一年大日本農
 会ヨリ表彰セラル

一、素行

一升内外ノ酒量ヲ有スルモ資性温良ニシテ品行方正、其ノ人格ノ高潔ナルト村民ニ対スルニ常ニ懇切至ラサルナク、為メニ村民ノ徳望高シ、従ツテ吏員間ニ於テモ其ノ統御宜キヲ得、常ニ円満和氣藹々中ニ執務スル

ヲ常トセリ
一、勤務ノ状況
既往三ヶ年ニ就キ調査セルニ、病氣其ノ他止ムヲ得サル場合ノ外登庁時限迄ニ必ス出勤執務セリ

| | 村 | | | 長 | | | 助 | | | 役 | | | 収入 | | | 書 | | | 記 | |
|------|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | 出勤 | 出張 | 欠勤 | 出勤 | 出張 | 欠勤 | 出勤 | 出張 | 欠勤 | 出勤 | 欠勤 |
| 大正六年 | 二五九 | 五四 | 九 | 二六九 | 三五 | 一五 | 二六九 | 一六 | 二〇 | 三〇五 | 五 | 二〇 | | | | | | | | |
| 同 七年 | 二六五 | 六〇 | 一三 | 二七〇 | 三〇 | 三〇 | 二七七 | 三〇 | 一五 | 三〇四 | 一二 | 二〇 | | | | | | | | |
| 同 八年 | 二九八 | 一九 | 二〇 | 二四一 | 一八 | 一〇 | 二七七 | 一六 | 一三 | 二七五 | 一二 | 四五 | | | | | | | | |

一、町村会ニ対スル関係

本村民ノ多数ハ政友派ニ属シ、憲政派ハ少数党ナル為党派の關係更ニナク、村議八名中欠席者毎会一、二名アルモ常ニ平穩ニ議了セリ、今大正七、八年度ノ招集其ノ他ノ件ヲ列記スレハ左ノ如シ

| 年 度 | 招 集 | 会議日数 | 件 数 | 備 考 |
|------|-----|------|-----|------|
| 大正七年 | 四 | 四 | 一六 | 原案可決 |
| 同 八年 | 四 | 四 | 一二 | 〃 |

一、一般事務成績ノ良否

一般事務ハ大体ニ於テ優良ト認め難シ、大正七年度総取扱件数ニ対シ郡ヨリ督促一五回ニ対シ、大正八年度ニ至リテハ四十回ニ及フ、コレ事務ノ自然増加セルト書記定員ニ不足ナルニ原因スルナランモ、要スルニ大正八年度事務進捗ハ、大正七年ニ比シ幾分ノ遜色ナキ能ハス、今事務取扱振ニツキ記述センニ、
一、事務ノ分掌並ニ其ノ処理簿冊編纂ノ状況

事務分掌ニ関シテハ別段定メタルモノナク、凡テ村長之ヲ処理シ、助役コレヲ補助シ、輕易ナル事務ニ関シテハ其都度書記ニ命シ処理セシムルヲ常トスルモ、簿冊ノ編綴保存ニ関シテハ文書保存規程ノ定ムルトコロニ依ラズ区分編綴シ、其□□□不十分タリ、由来本村役場ハ寺院ノ一隅ノ貸与ヲ受ケ居ルタメ、一定ノ倉庫ナク、為メニ簿冊所在ノ発見ニ困難ヲ感スルモノ、如シ

二、会計諸帳簿ノ記帳整理ノ状況

会計諸帳簿ノ記帳明瞭ニシテ、其ノ整理又良好ナリ
三、収支命令ノ適否及現金保管ノ状況

収支命令適當ニシテ、現金ハ凡テ白子郵便局ニ預ケ利殖ヲ計リ、債券ハ役場倉庫内ニ藏置セリ

四、既往三ケ年ニ於ケル納税並ニ郡費納入状況

| 国 | 調 定 額 | 納期内納入済額 | 歩合 |
|--------------------------|-------|---------|----|
| 大正六年度三、五八一五八〇三、五八一五八〇一〇〇 | 円 | 円 | 〇〇 |
| 大正七年度三、五八六八八〇三、五八六八八〇〇 | | | 〇〇 |
| 大正八年度二、四三八七九〇二、四三八七九〇〇 | | | 〇〇 |

第一節 大正期村政の展開

| 税 村 | 大正六年度三、〇三八四〇三、〇三八四〇〇 | 大正七年度三、七二八七七〇三、七二八七七〇〇 | 大正八年度四、一九六二六〇四、一九六二六〇〇 |
|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 大正六年度三、七二四二二〇三、七二四二二〇〇 | 大正七年度四、三四三二二〇四、三四三二二〇〇 | 大正八年度五、〇二〇二二〇五、〇二〇二二〇〇 | 〇〇 |

郡費分賦金ノ所定期日ニ納入遅速ノ状況

| | 上 半 期 | | 下 半 期 | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 指定納期日 | 納入年月日 | 指定納期日 | 納入年月日 |
| 大正六年度 | 五月末日 | 五月三日 | 十一月末日 | 十一月二日 |
| 同 七年度 | 〃 | 五月三日 | 〃 | 十一月四日 |
| 同 八年度 | 〃 | 五月八日 | 〃 | 十一月三日 |

五、町及学校基本財産并ニ各種別現在高及管理ノ状況

基本財産現在高別表ノ通りニシテ、其ノ管理適當ト認ム

事業ノ概要

勸 業

本村民ハ農ヲ本業トシ、現住戸数二百五十五戸、人口一千七百五十一人、民有土地合反別三百五十四町余歩

内約百町歩ハ他町村人ノ占有スルトコロトナリ、頗ル貧弱ノ村ナルヲ以テ住民ハ重荷ノ負担ヲ免レス、而シテコレガ救済ニハ農事ノ改良ヲ計リ、以テ多收穫ヲ得ルニ若カストナシ、明治三十一年本村農会長トナルヤ村内ヲ十一区ニ分チ、各区ニ農事組合ヲ設置シ、各組ニ組長及其ノ代理者ヲ置キ、農事改良ノ指導機關トナシ、第一ニ麦作ノ改良ヲ企テ、毎年麦種ノ塩水選及種子ノ交換、播種ノ改良、黒奴拔取ヲ一般ニ実行セシメ、麦作模範作共進会ヲ開催シ大ニ指導奨励シタル結果、一反歩收穫二石ニ比シ三石六斗ノ收穫ヲ得、麦作付百六十余町歩ニ対シ增收二千五百石ヲ得タルヲ以テ、付近村落大ニ之ニ習ヒ当地方ノ麦作ノ改良ヲ遂ケタリ、為メニ明治四十三年三月本県知事ヨリ事業成績優良ニヨリ賞ヲ受ケ、同年十一月群馬県主催一府十四県連合共進会ニ出品シテ、農商務大臣ヨリ一等賞ヲ受ケ、大正三年七月大正博覧会ニ農會事業計画書ヲ出品シテ銅牌ヲ受ク

稲作ノ改良ニ在リテモ同種粳種ノ交換、種子ノ塩水選、

害虫駆除ノ励行ニ努メ、地主ヲ集合シテ小作米給与方
法ヲ協定シ、且大正八年度ヨリ農業技術員ヲ雇傭シ、
益々農事ノ改良ヲ計レリ、而シテ塩水選ニ関シテハ村
農會ニテ塩ヲ購入シ、黒奴予防ニ関シテハ燃料及借器
料ハ凡テ農會ニテ負担シ、又一面黒奴拔取ニ就テハ小
学校児童ニ相当奨励品ヲ交付シテ実施セシメ、其ノ結
果益々良好ナリ

蔬菜ノ奨励 本村南部ノ地味ハ蔬菜ニ適シ、牛蒡、胡
蘿蔔、大根等従来栽培スルモノナキニアラサリシモ、
旧慣ニ依ルノ栽培ニシテ各自ノ需要ニ過キサリシガ、
東京ニ販路ヲ広メ大ニコレガ奨励ニ努メ、其ノ結果、
其ノ生産モ年々増加シ来リタルヲ以テ、大正五年ニハ
北足立郡農會幹旋ノ下ニ自費ヲ投ジテ大阪ニ販路ヲ需
メ、人參、牛蒡等盛ニ大阪ニ出荷シ、為メニ従来一貫
目十四、五錢ノ牛蒡モ一貫目四十四、五錢ニ至リ、農
民ノ利益多大ナルヲ以テ、付近農村タル白子村、膝折
村農會ヨリ共同販売ヲ申込、大正七年ニ至リ新倉村外
二ヶ村連合農會トナリ、選ハレテ連合農會長トナル

一例トシテ大正七年十一月十四日第一回出荷ノ成績ヲ記セバ左ノ如シ

一金一千五十六円拾銭 牛莠一百四十六俵売立金

内 訳

金百五円六十一銭 売立口銭

金四十一円三十五銭 最寄停車場ヨリ大阪駅運賃

金十円四十銭 大阪駅ヨリ門屋(同九)ニ至ル運賃

金二十円六十四銭 出荷歩合金一貫目ニ付金一

計百七十八円

差引金八百七十八円十銭 出荷主ノ受取ルヘキ金額

而シテ是等ノ物価ハ市価ノ高低甚シキヲ以テ、組合員ニナルヘク損毛ヲ掛ケサル様、自費ヲ以テ大阪ヨリ市価日刊表ヲトリ、又一方問屋ノミナラズ大阪府庁ニモ販売ス、為メニ近時ハ需要大ニシテ供給之ニ伴ハサルノ感アリ(連合農会ノ予算並ニ販売結果ハ別紙ノ通り)養蚕ノ奨励 南部ノ住民ハ斯クシテ相当ノ利益ヲ受ケツ、アルモ、一方荒川沿岸ノ村民ハ地味蔬菜ニ適セサ

ルヲ以テ村民ノ利益相伴ハサルヲ憂ヒ、荒川沿岸地ニハ大ニ養蚕ヲ進メ、蚕業技師ヲ雇聘シテ飼育ノ改良及桑園ノ改良ニ努メタルタメ、大正八年春繭一四四石秋蚕八八石ヲ得ルニ至レリ

農事改良 農事ノ改良ヲナスニハ農業上ノ知識ヲ養成スルコト必要トシ、農事講習会ヲ開設シテ青年ヲ入所セシメ、更ニ実業補習学校ヲ設置シ青年ヲ入学セシメントセシモ、本村青年ハ早朝ヨリ蔬菜ヲ東京方面ニ出荷スル為メ出席歩合良好ナラサルヲ以テ、高等科ニ農業科ヲ加設、試作地トシテ畝(細九)四畝歩ヲ貸与シ、蔬菜速成栽培ノ実習ヲ為サシム

園庭果樹ノ奨励 園庭果樹、切花栽培ノ必要ヲ認め、数年前ヨリ北足立郡戸塚、安行方面ニ視察員ヲ派遣シ、大正七年度ニ至リテハ、一人ニ付金八拾銭ヲ補助シ十名ヲ視察セシメタリ

土 木

本村ハ蔬菜地ニシテ、産物ヲ東京方面ニ出荷スル事大ナルヲ以テ、道路ノ改修ハ生産能率ニ関係セルヲ以

テ、常ニ意ヲ用ヒ、村内ヲ四区ニ分チ毎区ニ土木委員ヲ設ケ、詳細ニ調査セシメ、且毎年毎戸一人春秋二回出役シテ村内里道耕作道ノ修理ヲ行ハシメ、大ニ其ノ面目ヲ一新セリ

水 利

本村悪水ハ荒川堤塘ニ四個ノ樋管ヲ設ケテ之ヲ流失スルニ在リシモ、木造ニシテ破損ノ恐れアリタルヲ以テ、明治二十八年字合ノ田及字六反田ノ二樋管ヲ改築、同二十九年字江川樋管ヲ改築、同三十二年赤池樋管ヲ改築シタルモ、其後明治四十二年ニ至リ江川樋管ヲ更ニ改成シ、同四十四年字合ノ田及字六反田ノ二樋管ヲ廃止シ、字合ノ田地内ニ工費千六百四十四円ヲ以テ堅牢ナル樋管ヲ新設シテ悪水沮滯ノ患ヲ除キタリ

貯金ノ涵養

本村民ノ貯蓄心ノ乏シキヲ憂ヒ、就職以來是レガ涵養ノ必要ヲ認メ、時機ヲ得ル毎ニ貯金思想ヲ鼓吹シ来リタルモ、近時物価ノ昂騰ニ伴レ農村経済ノ良好ナルニツレ、村内ニ賭博ノ弊風アルヲ以テ益々其ノ必要ヲ認

メ、小学校長ト尽力シ、各区長ニ金森通倫著貯金ノススメヲ各一部宛村費ヲ以テ配付シ、一面小学校児童ニモ同様色分ノ貯金ノススメヲ配布シ、部落講演ヲ開催シ、大ニ貯金思想ノ涵養ヲ計リ村民ノ覚醒ヲ促セリ
其他学事ニ関シテハ、教員ノ優遇ニ、児童ノ就学出席ノ奨励等、郡長内申書ニ記載ノ事実ト相異ノ点ナキヲ以テ略ス

基本財産ノ貯積並ニ其ノ現在額

基本財産ノ蓄積ニ関シテハ、明治三十一年以來之レガ蓄積ヲナスモ、明治四十年ニ至リ村条例ヲ設定シ、参万円ニ達スル迄毎年村費ヨリ二百円以上ヲ蓄積セントシ、目下是レガ蓄積中ニシテ現在額ハ別紙ノ通り

賞

明治三十九年四月、明治三十七、八年事件ノ功ニ依リ勲七等青色桐葉章及金五拾円下賜、同年十月教育上ノ功勞ニ依リ本県知事ヨリ金三拾円下賜、同四十三年十二月農事改良奨励及実行成績顯著ナリトシ、大日本農會總裁ヨリ表彰状ヲ付与セラル 以上

北足立郡新倉村財産明細表

大正八年十二月末日現在

土地ノ部

| 名稱 | 地目 | 段 | 別 | 摘要 |
|------|----|----|-----|----|
| 學校敷地 | 宅地 | 二反 | 一一八 | |
| 火葬場 | 地 | 二反 | 四〇〇 | |
| 計 | | | 五一八 | |

有価証券及現金ノ部

| 名稱 | 品数 | 總額面金額 | 時 | 価 | 摘要 |
|----------|--------|-------|------|----|--------|
| 埼玉農工銀行株式 | 二六株 | 五〇〇 | 一、五〇 | 〇〇 | 村基本財産 |
| 勸業債券 | 一枚 | 一〇〇 | 九 | 〇〇 | 同 |
| 埼玉農工郵便貯金 | 券壹千円一枚 | | 一、三〇 | 二五 | 同 |
| 銀行債券 | | | 一、〇〇 | 〇〇 | 罹災救助資金 |
| 郵便貯金 | | | 五五 | 八六 | 同 |
| 現金 | | | | 三六 | 同 |
| 勸業債券 | 三枚 | 三〇〇 | 三三 | 〇〇 | 學校基金 |
| 郵便貯金 | | | 三八〇 | 〇〇 | 同 |
| 計 | | | | 六九 | |

第一節 大正期村政の展開

建物ノ部

| 名稱 | 種類 | 棟数 | 坪 | 数 | 摘要 |
|------|-------|----|-----|----|----|
| 學校 | 瓦葺平家 | 一 | 一四〇 | 〇〇 | |
| 同付屬家 | 亜鉛葺平家 | 一 | 一〇〇 | 〇〇 | |
| 計 | | 二 | 二四〇 | 〇〇 | |

右町村制第百拾三条ニ依リ報告ス

大正九年二月 日

北足立郡新倉村長 鈴木 左内

大正七年第一回牛蒡共同販売報告書(大正七年十一月十四日出荷)

一金壹千〇五拾六円拾錢 牛蒡壹百四拾六俵売立金

内訳

一金壹百〇五円六拾壹錢 売立口錢

一金四拾壹円參拾五錢 膝折停車場ヨリ大阪今宮迄運賃

一金拾四円四拾錢 今宮駅ヨリ問屋迄運賃

一金式拾円六拾四錢 組合出荷歩合金一ノ目ニ付金壹錢弱

小計 金壹百七拾八円

差引金八百七拾八円拾錢也

此配当金 (膝折停車場渡ニテ生産者ノ)

(受取ルベキ現金)

一金貳拾七円

特等 四俵

一俵代金六円七拾五銭 (一貫目ニ付 金四拾五銭)

一金四百九拾壹円四拾銭

甲 七十八俵

一俵代金六円參拾銭 (一貫目ニ付 金四拾貳銭)

一金貳百六拾七円九拾銭

乙 四十七俵

一俵代金五円七拾銭 (一貫目ニ付 金參拾八銭)

一金九拾壹円八拾銭

丙 十七俵

一俵代金五円四拾銭 (一貫目ニ付 金參拾六銭)

右北足立郡農会幹旋ノ下ニ第一回牛蒡共同販売ノ結果及

報告候也

大正七年十一月二十日

新倉村
白子村連合村農会長鈴木左内
膝折村

殿

貴殿出荷ノ計算左記ノ通り

特等 俵代金 円 乙 俵代金 円

甲 俵代金 円 丙 俵代金 円

計金 円 銭

大正七年第二回牛蒡共同販売報告書 (大正七年十一月二十一日出荷)

一金九百九拾壹円貳拾九銭 牛蒡壹百四拾四俵売立金 (一俵正味拾五貫目)

内 訳

一金九拾九円九拾參銭

売立口銭

一金四拾壹円參拾五銭

膝折停車場ヨリ大阪今宮迄運賃

一金拾円四拾銭

今宮駅ヨリ問屋迄運賃

一金貳拾円九拾六銭

本会出荷歩合金一ノ目ニ付金老銭弱

小 計 金壹百七拾壹円八拾四銭

差引金八百拾九円四拾五銭也

此配当金 (膝折停車場渡ニテ生産者ノ) (受取ルベキ現金)

一金六円七拾五銭

特等 一俵

一俵代金六円七拾五銭 (一貫目ニ付 金四拾五銭)

一金四百拾貳円五拾銭

甲 六十六俵

一俵代金六円貳拾五銭 (一貫目ニ付 金四拾壹銭七厘弱)

一金貳百五円貳拾銭

乙 三十六俵

一俵代金五円七拾銭 (一貫目ニ付 金參拾八銭)

一金百六拾貳円

丙 三十俵

一俵代金五円四拾銭 (一貫目ニ付 金參拾六銭)

一金參拾參円

等外 十一俵

大正七年十一月二十六日

一俵代金 參円(一貫目二付)
(金貳拾錢)

埼玉県北足立郡新倉村
白子村
膝折村連合村農會會長鈴木左内

右北足立郡農會幹旋ノ下ニ第二回牛蒡共同販売ノ結果及
報告候也

大正七年 自第三回 至第六回 牛蒡共同販売報告書

| 出荷回数 | 出荷村名 | 出荷年月日 | 俵数 (一俵正味 十五貫目) | 賣立口金 | 汽車運賃 | 小揚運賃 | 本会出荷歩合金 | 小計 | 差引配当金 |
|------|------|-------------|----------------------|--------|------|------|---------|----|-------|
| 第三回 | 新倉村 | 大正七年十一月廿六日 | 老百四拾老俵 | 九八二円 | 九八 | 四一 | 一〇 | 二〇 | 一七〇 |
| 第四回 | 白子村 | 大正七年十一月廿九日 | 老百四拾老俵 | 九九一円 | 九九 | 四〇 | 一〇 | 二一 | 一七二 |
| 第五回 | 膝折村 | 大正七年十二月三日 | 老百四拾七俵 | 八四三円 | 八四 | 四一 | 一〇 | 二二 | 一五八 |
| 第六回 | 新倉村 | 大正七年十二月五・六日 | 式百八拾九俵 | 一、七一五円 | 一、七一 | 八二 | 二〇 | 四三 | 三三八 |
| | | | | | | | | | 一、三九七 |

膝折又ハ成増停車場渡ニテ生産者ノ受取ルヘキ現金左ノ通り

| 等級別 | 種目 | 俵数 | 代金 一俵ノ | 代金 一貫目 |
|-----|----|----|-----------|-----------|----|-----------|-----------|----|-----------|-----------|----|-----------|-----------|
| 特等 | | 一六 | 円 | 七五 | 四五 | 三六 | 円 | 七五 | 四五 | 三五 | 円 | 四〇 | 三六 |
| | | | 錢 | | 錢 | | 錢 | 圓 | 錢 | 圓 | 錢 | 圓 | 圓 |
| | | | | | | | | | | | 一三 | 円 | 三三 |
| | | | | | | | | | | | | 錢 | 圓 |
| | | | | | | | | | | | | | 圓 |

| | | | | | | | | |
|---|--------|-----|--------|-----|--------|-----|---------|-----|
| 甲 | 六〇六・二〇 | 四一強 | 六二六・二〇 | 四一強 | 四四五・〇五 | 三三六 | 一五一五・〇二 | 三三四 |
| 乙 | 三七五・七〇 | 三八 | 三八五・七〇 | 三八 | 五六四・七五 | 三一六 | 七三四・七五 | 三一六 |
| 丙 | 三九五・四〇 | 三六 | 三五五・四〇 | 三六 | 三六四・五〇 | 三〇〇 | 四七四・五〇 | 三〇〇 |
| 等 | 四三・〇〇 | 二〇 | 三三・〇〇 | 二〇 | 八二・三五 | 一六六 | 五二・三五 | 一六六 |

本表中汽車運賃ハ膝折又ハ成増停車場ヨリ大阪市迄ノ

大正八年三月五日

運賃ニテ小揚運賃ハ大阪今宮駅ヨリ問屋迄ノ運賃トス

埼玉県北足立郡白子村連合村農会長

鈴木左内

右北足立郡農会幹旋ノ下ニ牛蒡共同販売ノ結果報告候也

大正七年度分第十五回牛蒡共同販売報告書 附総計表

| 種目 | 出荷回数 | 第拾五回 | 第拾六回 | 自第壹回至第拾六回 | 累計 | 老俵ノ平均経費 | 老貫目平均経費 |
|---------------|-----------|-----------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------|---------|
| 出荷村名 | 新倉村 | 白子村 | 新倉村 | 新倉村 | 新倉村 | 四円 | 円 |
| 出荷年月日 | 大正七年五月十八日 | 大正七年五月二十日 | 大正七年十一月十四日始 大正八年五月二十日終 | 大正七年十一月十四日始 大正八年五月二十日終 | 大正七年十一月十四日始 大正八年五月二十日終 | 四九九 | 三三三 |
| 俵数 (一俵正味拾五貫目) | 貳百〇六俵 | 貳百四拾七俵 | 四千四百八拾參俵 | 四千四百八拾參俵 | 四千四百八拾參俵 | 九九九 | 三三三 |
| 壳立金 | 七四門 | 一〇五九門 | 二二、四一門 | 二二、四一門 | 二二、四一門 | 九九九 | 三三三 |
| 壳立口銭 | 七一 | 一〇五 | 二、二四〇 | 二、二四〇 | 二、二四〇 | 九九九 | 三三三 |
| 汽車運賃 | 七二 | 八三 | 一、三五〇 | 一、三五〇 | 一、三五〇 | 九九九 | 三三三 |
| 小揚運賃 | 二一 | 二八 | 八〇 | 八〇 | 八〇 | 九九九 | 三三三 |
| 本会出荷歩合金 | 三〇 | 三六 | 一六 | 一六 | 一六 | 九九九 | 三三三 |
| 小計 | 一九五 | 二五五 | 四、六五三 | 四、六五三 | 四、六五三 | 九九九 | 三三三 |
| 差引配当金 | 五一八 | 八〇三 | 一七、七五八 | 一七、七五八 | 一七、七五八 | 九九九 | 三三三 |

成増又ハ膝折停車場ニテ生産者ノ受取ルヘキ現金左ノ通り

| 等級別 | 種目 | 自第一回至第十六回總計 | | 同上平均相場 | |
|--------|----|-------------|-----|--------|-------|
| | | 債数 | 金額 | 一債代金 | 一ヶ月代金 |
| 特等 | 一 | 一三〇 | 六七二 | 五二 | 一三四 |
| 甲等 | 四 | 五四〇 | 三九六 | 四八 | 一三〇 |
| 乙等 | 六 | 一八一 | 九一五 | 四一 | 一三七 |
| 丙等 | 五 | 四〇 | 七一六 | 三六 | 一四〇 |
| 外上 | 一 | 一三 | 七五 | 二一 | 一四三 |
| 外中 | 一 | 一 | 八 | 一一 | 一〇八 |
| 外下 | 八 | 一八九 | 四八 | 一七 | 一〇七 |
| 同中 | 三 | 三七 | 〇〇 | 一一 | 一〇七 |
| 同下 | 一 | 一 | 〇〇 | 一一 | 一〇七 |
| 分途 | 七 | 八一 | 一三一 | 二一 | 一四四 |
| 中腐敗格下ノ | 計金 | 一七 | 八〇 | 二一 | 一四四 |

本表中汽車運賃ハ膝折又ハ成増停車場ヨリ大阪市迄ノ

運賃ニテ小揚運賃ハ大阪今宮駅ヨリ問屋迄ノ運賃トス

大正八年五月三十一日付ヲ以テ埼玉県農會ヨリ本會事

業助成ノ為メ金八拾壹円拾錢ヲ交付セラレタリ

右北足立郡農會幹旋ノ下ニ牛蒡共同販売ノ結果及報告候

也

大正八年六月五日

新倉村
白子村
連合農會長 鈴木左内
膝折村

埼玉県北足立郡新倉村外二箇村連合農會大正八年度予算

歳入 入金九百五拾円 歳入予算高
 歳出 入金九百五拾円 歳出予算高
 歳入出差引残ナシ

歳入

| 科 目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減比較 | △印 八減 | 付 記 |
|----------|--------|--------|------|----------|---------------------------------|
| 一 売上歩合金 | 六〇〇円 | 五〇〇円 | 一〇〇円 | 〇〇〇 | 牛蒡出荷六万貫 壹貫目金一銭 |
| 二 雑収 | 一〇〇 | 〇 | 一〇〇 | 〇〇〇 | 預金利子 |
| 三 繰越金 | 一六〇 | 〇 | 一六〇 | 〇〇〇 | 前年度繰越 |
| 四 県農会補助金 | 八〇 | 〇 | 八〇 | 〇〇〇 | 埼玉県農会補助金 |
| 五 村農会補助金 | 一〇〇 | 〇 | 一〇〇 | 〇〇〇 | 新倉村農会負担金四拾円 白子村、膝折村農会負担金参拾円宛 |
| 計 | 九五〇 | 六〇〇 | 三五〇 | 〇〇〇 | |

歳出

| 科 目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減比較 | △印 八減 | 付 記 |
|---------|--------|--------|------|----------|----------------------------|
| 一 役員手当 | 一〇〇円 | 五〇円 | 五〇円 | 〇〇〇 | 会長、副会長、評議員、理事、幹事 年額手当 |
| 二 技術員給料 | 二一〇 | 〇 | 二一〇 | 〇〇〇 | 技術員一人月俸金参拾五円 六ヶ月分 |
| 三 書記手当 | 二〇 | 〇 | 二〇 | 〇〇〇 | 書記三人手当 |
| 四 雑給 | 二二〇 | 〇 | 二二〇 | 〇〇〇 | 出荷交付金一貫目二付金貳厘 |
| 五 会費 | 三五 | 一八 | 一七 | 〇〇〇 | 評議員会日数延五十日 一人金七拾銭 |
| 六 旅費 | 一一〇 | 一〇 | 一〇〇 | 〇〇〇 | 役員職員旅費 |
| 七 視察費 | 九〇 | 一八 | 七二 | 〇〇〇 | 生産者視察費 |
| 八 通信費 | 二〇 | 一五 | 五 | 〇〇〇 | 郵便電信料 |
| 九 雑費 | 三〇 | 二五 | 五 | 〇〇〇 | 諸用紙印形其他器具買入代 |
| 十 印刷費 | 六〇 | 〇 | 六〇 | 〇〇〇 | 諸帳簿及報告書代金参拾円票箋七千 枚代金参拾円 |

| | | | | | | | | | | |
|----------|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 十一役職員報酬 | 六〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 十二郡農會 | 五〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 十三予備金 | 三五 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 計 | 九五〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| <hr/> | | | | | | | | | | |
| | 九四〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| | 六〇〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| | 三五〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| | △五九 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| | 六〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 役員職員報酬 | 六〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 郡農會納付金 | 五〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 予算外支出ニ充ツ | 三五〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |

大正八年五月十七日提出

埼玉県北足立郡

差引金壹千貳百八拾九円七拾錢

此配当金 (成増停車場ニテ生産者ノ受取ルヘキ現金)

新倉村外二箇村連合農會長鈴木左内

大正八年第八式回牛蒡共同販売報告書

大正八年十一月十三・十四日出荷 (白子村分)

一金壹千六百五拾貳円參拾錢 牛蒡參百貳拾七俵売立金 (一俵正味十五〇目)

内 訳

一金壹百六拾五円貳拾錢 売立口錢

一金壹百〇四円四拾貳錢 成増駅より大阪今宮駅迄汽車賃

一金拾円八拾錢 運送店手数料

一金參拾貳円七拾錢 今宮駅ヨリ問屋迄運賃

一金四拾九円四拾八錢 本会出荷歩合金一〇目二付金一錢強

小計金參百六拾貳円六拾錢

一金壹百貳式円 特等 貳拾 俵一俵代金五円拾錢

一金五百四拾四円五拾錢 甲 百貳拾壹俵 一俵代金四円五拾錢

一金貳百七拾四円七拾錢 乙 六拾七俵 一俵代金四円拾錢

一金貳百參拾円拾錢 丙 五拾九俵 一俵代金參円九拾錢

一金參拾五円 等外上 拾 四 俵一俵代金貳円五拾錢

一金四拾八円四拾錢 〃 中 貳拾貳 俵一俵代金貳円貳拾錢

一金參拾八円 〃 下 拾 九 俵一俵代金貳円〇錢

一金參円四拾錢 特等 壹 俵一俵代金參円四拾錢

一金拾參円六拾錢 甲 四 俵一俵代金參円四拾錢

但特等関根惣助 甲浪間清三郎、柴崎満五郎、橋本栄

第一節 大正期村政の展開

蔵、本橋佐助以上五俵品太ク短クワレ不良
右北足立郡農会幹旋ノ下ニ第二回牛蒡共同販売ノ結果及
報告候也

大正八年十二月十五日

埼玉県北足立郡新倉村外二ヶ村連合村農会長鈴木左内

大正八年第三回牛蒡共同販売報告書

大正八年拾一月二拾一日出荷(新倉村分)

一金壹千壹百拾七円四拾錢 牛蒡式百五拾貳俵

内訳

一金壹百拾壹円七拾錢 売立口錢

一金八拾貳円七拾五錢 膝折駅ヨリ大阪今宮駅迄汽車賃

一金九円〇錢 運送店手数料

一金貳拾五円廿錢 今宮ヨリ問屋迄運賃

一金參拾八円七拾五錢 本会出荷歩合金一ノ目ニ付
金一錢強

小計金貳百六拾七円四拾錢

差引金八百五拾円

此配当金

一金壹百五拾円五拾錢 特等 參拾五俵一俵代金四
円卅錢

一金參百六拾六円六十錢 甲 九拾四俵一俵代金三
円九十錢

一金壹百貳拾九円五拾錢 乙 參拾七俵一俵代金三
円五拾錢

一金壹百〇貳円 丙 參拾四俵一俵金參円

一金參拾七円四拾錢 等外上 拾七俵一俵金貳円
廿錢

一金四拾六円 〃 中 貳拾參俵一俵金貳円

一金拾八円 〃 下 拾貳俵一俵金壹円
五十錢

右北足立郡農会幹旋ノ下第三回牛蒡共同販売ノ結果及報
告候也

大正九年壹月六日

埼玉県北足立郡新倉村外二ヶ村連合村農会長鈴木左内

近來諸物価ノ騰貴ト町村事業ノ發展ト供ニ町村財政ノ大
膨脹ヲ来ラシ、為メニ町村費負担ニ苦シム者多シ、殊ニ
貧弱町村即チ其町村民ノ他町村所有土地少ナク、且ツ其
町村ノ土地ヲ他町村民ニ占有セラルル多キ町村ニ有リ
テハ、最モ荷重ノ負担ヲ受ケツ、アリ

其理由トスル所ハ、町村制施行以來、地租付加税即チ地価割ハ其ノ地租ノ七分ノ一迄ハ町村会ノ決議ニヨリ課税スルヲ得、更ニ町村事業執行ニ当リ負担ニ苦シム時ハ、町村制ニヨリ両大臣ノ御許可ヲ得テ、土地ニ対スル特別税反別割並ニ地租金同額迄ノ制限徵税ノ御許可ノ途アリシモ、日露戰役後國費多端ノ為メ地租増徴ニヨリ、町村ハ地租七分ノ一以上ノ課税ヲ為スコトヲ得サルト町村事業ニモ大影響ヲ來ラシ、町村費ノ追年増加ヲ告クルニ至ルモ、地租課税ハ何等ノ理由アルモ課税スルコトヲ得ス、為メニ各町村共ニ他ニ求ムル財源ナク、勢ヒ戸數割付加税ニヨリ徵收スルヨリ他ニ方法ナク、為メニ町村共日露戰役前ニ比シ、少ナキモ十倍以上、多キハ二十倍以上ノ額ヲ課税シツ、アリ、然ルニ地租付加税ハ日露戰役當時ト比較シ殆ンド大差ナク、而其地租課税物件タル土地ノ時価ハ、全国如何ナル所モ數倍以上ニ達シ、又其ノ収益モ數倍以上ニ達セルモ、其課税ハ少許ノ地租増徴ト府県税ノミ小増加ニシテ、大ニ地租付加税ト戸數割付加税ノ課税均等ヲ失シ、戸數割付加税ノ負担ニ苦シムヲ以テ、宜シ

ク町村税トシテ從來ノ制限宅地税金壹圓ニ付金九錢、田畑其他ノ地租金壹圓ニ付金貳拾壹錢ノ制限ヲ向上シテ、宅地租金壹圓ニ付金貳拾五錢、田畑其ノ他ノ地租金一圓ニ付金六拾錢ノ制限ニ改正シ、且ツ町村費臨時ノ支出多キ場合ニ於テハ、両大臣ノ御許可ニヨリ制限以上ノ額ヲ戸數割付加税ト同額課税ノ途ヲ開キ、以テ戸數割付加税ト地租付加税ノ負担ヲ均等ナラシムルニアリ

其一例ヲ挙クレハ本村ノ如キ、明治二十八年度ヨリ大正七年度ニ至ル二十四年間ノ地租付加税(地価割)ト戸數割付加税ノ消長別表ノ通りニシテ、最モ多キ土地ニ課税シタル明治三十六年度ニ於テ、地租付加税金壹千貳百八拾壹圓、及特別税反別割金四百八拾圓、合計金壹千七百六拾壹圓ヲ賦課シ、戸數割付加税(戸數割)ハ合計金貳百五拾壹圓ヲ賦課シタルノミニシテ、其比較戸數割付加税ハ、地租割付加税ノ百分ノ十四分強ニ當レリ、然ルニ大正七年度ニ至リテハ、村費ノ多端ト地租付加税賦課制限ノ為メ、僅ニ金六百五拾四圓ヲ賦課スルニ過キサルモ、戸數割付加税ハ他ニ求ムル財源ナク、止ムヲ得ス金貳千

九百七拾六円ヲ賦課セリ、其比較地租付加税ノ百分ニ対シ四百五十四分強ニシテ、其軽重ノ差甚ダ驚クベシ、而テ新倉村ハ大正六年度末ニ於テ戸数式百五拾九戸、土地三百五拾貳町三反歩、内自村人ノ所有土地二百五拾九町四反歩余、他市町村人ノ所有土地九拾二町六反歩ニシテ、大正七年度村税負担ノ割合左ノ如シ

戸数割付加税金二千九百七拾六円余

一戸平均金拾壹円四拾九錢余ノ負担

地租割付加税金六百五拾四円

内 訳

金四百拾六円

自村人所有土地貳百五拾九町四反歩ノ負担

金二百參拾八円

他市町村人ノ所有土地九十二町八反歩ノ負担

殊ニ本村ノ如キ商工業ナキ農村ニアリテハ、土地ノ収益ノミデ一般毎戸ノ経済ヲ調理シツ、アル村ハ、戸数割付

加税賦課ノ算出標準ガ、土地及土地ノ納税額ノ大部分ヲ占ムルヲ以テ、其名称ハ戸数割付加税ナルモ、其算出標準ガ土地ナルヲ以テ、地租付加税ト殆ント大同小異ニシ

テ、本村居住人ニテ本村土地ヲ所有スル者ハ、他市町村

人ノ本村ニ土地ヲ所有スルヨリ、同一ノ土地ニシテ五倍一分以上ノ負担ヲ荷重ニ受ケツ、アリ、其負担ノ割合左ノ如シ

金三千三百八拾四円

戸数割付加税ト自村人所有ノ土地二百五拾九町四反歩ノ地租付加税合計

金貳百三拾四円

他市町村人所有土地九十二町六反歩ノ地租付加税

他市町村人土地一反歩平均負担金貳拾五錢三厘

他市町村人所有土地ハ他ニ何等ノ村税負担ナシ

斯ノ如ク、只単ニ土地ヲ所有スル他町村人ニ負担甚ダ輕クシテ、其町村民ノミ負担ヲ荷重ニ受ケツ、アリ、宜シク急速地租付加税制限ヲ拡大シ、町村住民ノ戸数割付加税ノ輕減ヲ謀リ、町村自治ノ大發展ヲ謀ラントスルニアリ

埼玉県北足立郡新倉村拾七番地

平民農

埼玉県北足立郡新倉村長

敷七等

鈴木左内

明治六年七月二十五日生

一性質素行

資性温良ニシテ品行方正、身ヲ持スルコト儉素ナリ

一 徳 望

村内第一位ノ資産家ニシテ、明治二十六年四月新倉村役場書記就職以來、村務ニ軼掌スルコトニ拾有四年ニ及ヒ、其間部民ヲ撫育シテ指導誘掖至ラサルナク、其ノ人格ノ高潔ナルト温情ノ深キトニ依リ、村民一般村長ヲ視ルコト恰モ師父ノ如ク、徳望一郷ニ洽シ

一 公共事務ニ従事シタル年數

明治二十六年四月新倉村役場書記ニ就職シ、同二十八年五月同村有給村長ニ選舉セラレテ、就職以來累選今日ニ至リ、公務ニ尽瘁シタルコト実ニ貳拾有四年ニ及ヘリ

一 給料額

有給村長給料額月俸金貳拾八円

一 勞效顯著他ノ模範ト認ムヘキ事項

明治十八年中小学校卒業後、横浜商業学校、東京英語学校等ニ入り中学ノ課程ヲ修メ、明治二十二年明治法律学校ニ入り、同二十五年同校卒業、當時ノ學歷ニ在

リテハ相当社会ニ活動スルコトヲ得タリシモ、郷ニ帰リ翌二十六年四月新倉村役場書記トナリ、専心事務ヲ掌リ、村民ノ信望最モ高く、同二十八年ニ至リ齡僅カニ二十三歳ニシテ有給村長ニ挙げラルルニ至レリ、元來新倉村ハ現住戸數僅カニ貳百五十五戸、人口尙千七百五十一人、民有土地合反別參百五拾四町余步ニ過キサル北足立郡内ノ最小村ニシテ、頗ル貧弱ナルヲ以テ、町村制施行當時ニ在リテモ其維持経営困難ナリシナリ、左内甚タ之ヲ憂ヒ、産業ヲ勸奨シテ生産ヲ増加シ、勤儉貯蓄ヲ励行シテ民力ノ充実ヲ図リ、以テ一村ノ維持経営ヲ為シ、進ンテ将来ノ發展ヲ計ラントシ、村長就職後常ニ普通事務ノ整理ヲ遂クルハ勿論、各種ノ施設経営ヲナシテ産業ノ發達ニ努メ、民力ノ増進ヲ視ルヤ学校新築ノ計画ヲ立テ、相当時機ニ於テ之ヲ決行シ、樋管ヲ改造シテ水田灌排ヲ全フシ、道路ヲ改修シテ交通ヲ便ニシ、基本財産蓄積條例ヲ設ケテ村財政ノ基礎ヲ確立シ、其他信用組合ヲ設立シ、自ら組合長トナリテ之レカ経営ノ任ニ膺リ、貯蓄ヲ励行シテ金融

ノ調和ヲ計リ、近時東上鉄道ノ開通ト共ニ地ノ利ニ倚リテ蔬菜栽培ヲ督励シテ帝都需用ノ供給ヲ計リ、農家福利ノ増進ニ努ムル等功績顯著ナリトス、乃チ左ニ各事項ニ分チテ之ヲ叙述ス

一、役場事務ノ整理

在職二十有四年間、恪勤一日ノ如クカヲ村治ニ竭シ、文書ハ自ラ之ヲ受付、方法ヲ指示シテ部下吏員ニ処理セシメ、口頭ノ申告亦之ヲ聴キ、重要ノ事務ハ決シテ之ヲ他人ニ委セス、故ニ現在役場吏員ハ助役、収入役、書記二人ニ過キササルモ秩序正シク事務整然タリ

二、勸業

就職以來鋭意農事ノ改良発達ニ努メ、明治三十一年新倉村農会頭トナルヤ村農会ノ下ニ村内ヲ十一区ニ分チ、農事組合ヲ設ケ各組ニ組長及組長代理者ヲ置キ指導機關トナシ、第一ニ麦作ノ改良ヲ企テ、明治三十五年以來毎年麦種ノ塩水選並温湯浸法ヲ実施シ、及種子ノ交換播種方法ノ改良、施肥ノ一定、黒奴拔取方ヲ一般ニ実行セシメ、亦麦作模範作共進会ヲ開催シ、刈取收穫方

法ヲ指導奨励シタル結果、従来一反歩收穫式石ニ比シ三石六斗ノ收穫ヲ得、村内麦作付一百六十町步ニ対シ増収式千五百石、為メニ付近村落何レモ本村改良方法ヲ施行スルニ至リ、当地方ノ麦作改良ヲ遂ケタルハ全く本村ノ覚醒ニ基クモノナリ

肥料ニ付テハ逐年其ノ騰貴ヲ告ケ、農家經濟上大ニ考慮スヘキ事タルヲ唱導シ、村農会ヲシテ肥料舎ノ新築及改良奨励補助規程ヲ設ケシメ之ヲ奨励シタル結果、立トコロニ新築三棟、改造十三棟ニ及ヒ、尚競技共進会ヲ開催シテ之レガ普及ニ努メ、其他共同購入ヲナサシメ、善良ナル肥料ヲ得ルト經費ヲ減少スル点ニ於テ大ニ其効果ヲ奏シ、毎年之レカ実行中ニ在リ(近時ハ規程ヲ廃止シ屋外肥料ヲ指導セリ)

稲作ノ改良ニ在リテハ明治三十五年以來毎年穀種ノ交換、種子ノ塩水選、苗代及施肥ノ改良及害虫駆除ノ施行、稻模範作共進会ノ開催等指導誘掖ニ努メ、先年米穀検査規則ノ発布アルヤ、講話会ヲ開催シテ一般ニ周知セシメ、其他農事組合毎ニ談話会ヲ開キ、或ハ俵装

伝習ヲ行フ等準備ニ努メ、尙付近町村ニ先キンシテ地主ヲ集合シ、小作奨励米給与方法ヲ協定シ、付近町村ニ範ヲ示シタリ

○甘藷作ニ在リテモ種藪ノ精選、苗床ノ改良、施肥及貯蔵方法ノ改善ニ努メ、従来ニ比シ品質ヲ優良ニシ、新倉藪ト称シ、需用地タル東京市中ニ歡迎セラル、ニ至レリ、蔬菜ニ在リテハ牛蒡、胡蘿蔔、大根等、従来栽培スルモノナキニアラサリシモ、旧慣ニ依ルノ栽培ニシテ単ニ各自ノ需用ニ過キサリシカ、交通開發、帝都近接ノ地利ヲ得タルノ本村ニ在リテハ、極力蔬菜ノ栽培ニ努ムルハ將來多大ノ利益ナルヘキヲ警告シ、数年
前ヨリ種々ナル方法ヲ以テ奨励ヲ加ヘタル結果、客歲ノ如キハ頓ニ其生産ヲ増加シ、加之其品質優良ナルノ故ヲ以テ、東京市々場ニ歡迎セラレ、農民ノ得タル利益ハ実ニ鮮少ニアラサルナリ

○蚕業ニ在リテハ、勞力ノ分配上、普通農事ニ影響ヲ及ホササル程度ニ於テ飼育スルノ必要タルヲ認メ、蚕種ノ共同購入及共同貯蔵、及蚕業教師ヲ雇聘シテ飼育方

法ヲ一定シタル等、之レカ指導ニ努メ、毎歲春夏秋莠ヲ通シ約百五十石内外ノ産繭ヲ見ルニ至レリ(大正七年春一四四石 秋一八八石)

○農事ノ改良ヲ為スハ、一ニ農事上ノ知識ヲ養成スルニ在リトシ、數次農事講習ヲ開催シテ青年ヲ入所セシメ、今日迄ノ修得者ハ約三百人ニ上リ、為メニ農事上ニ於ケルノ効果ハ実ニ多大ナリトス(四二年一五八人 四二年八九人)

○信用組合ハ明治三十六年十月、組合員七十人、出資口數二百三十七口(一〇拾円)ヲ以テ設立シ、無限責任新倉信用組合ト称シ、左内其組合長ニ推サレ、爾來孜々トシ

テ之レカ經營ノ任ニ膺レリ、而シテ其狀況ハ頗ル堅実ノ發達ヲ遂ケ、大正四年度末現在ハ出資払込金貳千三百七拾円、組合員貯金五千七百貳円余、準備金貳千參百貳拾九円、貸付金七千七百四拾六円、預ケ金貳千五百円ニシテ、剩余金四百六拾円余ニ上リ、農村金融機関トシテ大ニ好良ノ成績ヲ収メツ、アリ

三、教育

本村学齡兒童數二百六十八人、就学式百六十八人ニシ

テ不就学ノ児童ナク、出席歩合ハ九十四人三分七厘ニシテ、学級ハ五学級ニ編成ス、高等科ハ一学級ニシテ生徒数二十六人ナリ、小学校舎ハ元寺院ヲ仮用シ、甚タ不完全ナリシモ、之レカ新築ヲ為スニハ巨額ノ費用ヲ要シ、到底一時ニ負担スル能ハス、去迎村債ヲ起スハ将来ノ為メ憂フヘキコトナリトシ、明治三十年度ニ於テ建築費積立金トシテ金五百円ヲ積立、尚引統同三十五年度迄ノ間ニ、毎年度五百円乃至參百円ヲ積立、元資金貳千円ニ達スルヤ、明治三十五年中ニ於テ新築ノ計画ヲ立テ、村長自ラ設計書ヲ作成シ、明治三十六年度事業トシテ村会ニ付議シ議決ヲ経タリ、而シテ其費額ハ金六千円ニシテ、積立金貳千円充用ノ外、金四千円ハ寄付金貳千円、村税金貳千円ヲ以テ之レヲ充テタリ、工事ノ執行ニ当リテハ、村長自ラ工事委員ト共ニ木材ヲ精選シテ之ヲ買入、日々工事ヲ監督シ、明治三十六年十一月竣工シタリ、校舎坪数百四拾坪ニシテ、専ラ堅牢ヲ主トシ外観ノ美ヲ避ケタルヲ以テ、同年度中ニ新築シタル他町村ノ小学校舎ハ、今日ニ至リ

大ニ損所ヲ生シ修繕ヲ要スルニ拘ハラス、本村校舎ハ毫モ損所ヲ生セス、加之新築当時ノ費額坪当リ他町村ニ比シ廉価ナリシハ、村長カ平素建築学ノ趣味ヲ有シ、書籍、雜誌等ニ就キ研究ヲ為シ、自ラ設計書ヲ作製シ、材料ノ検査工事ノ監督ヲ嚴重ニシ、誠意尽瘁ノ致ス結果ナリトシ、今日ニ至リ村民大ニ悦服シ居レリ
 ◎明治四十四年四月農業科ヲ加設シ、現今専ラ蔬菜速成栽培ノ実習ヲ為サシム

四、土 木

本村ハ郡ノ南方ニ位シ、旧新座郡ノ一部ニシテ、荒川其ノ東北ヲ圍繞シ、而モ橋梁ナク、渡船ヲ以テ交通スルニ止マリ、南西方ニ出ツルモ道路狭少、恰モ独立部落ノ如クニシテ、肥料ノ搬入、生産物ノ搬出ニ当リテハ荷車ヲ以テスルモ、労力及時間ヲ要スルコト多大ニシテ、頗ル困難ヲ極ムルノ状況ニ在リシナリ、左内村長就職後、村ノ開発ヲ為スハ、先以テ道路ヲ改修シテ交通ノ便ヲ開クニ在リトシ、地ノ利ヲ案シ、村内ヲ貫通スル川越東京道、志木東京道ハ、同地方枢要ノ道路

ニシテ、生産物搬出ハ必ス此道路ニ倚ラサルヘカラサル所謂交通上ノ命脈トスル所タルヲ以テ、関係町村ト協議シ、県費ノ補助ヲ得テ数次修理ヲ加ヘ、車馬交通上ノ支障ナキニ至ラシメ、続テ浦和地方ニ通スル大野河岸道、村内肥料搬入ニ便スル為メ新河岸道ノ改修ヲ行ヒ、尚村内ヲ四区ニ分ケ、毎区ニ土木委員ヲ設ケ詳細ニ調査シ、毎年度経費ノ許ス範圍内ニ於テ、里道耕作道ノ修理ヲ行ヒタルヲ以テ、他地方ニ通スル道路ハ勿論、村内至ル所ノ毎線道路完成シ、物資ノ輸入、農産物ノ搬出上至便ヲ得、従来二人ヲ要スル搬出入ハ一人ニテ之ヲ便スルニ至レリ

村ノ東北ヲ圍繞スル荒川通ノ堤塘約千式百五十間ニ亘レルニ、其堤塘ノ低キ為メ歳々越水ノ害ヲ蒙リ、村民甚タ之レヲ苦痛トスル所タリシヲ以テ、県ニ於テ堤塘改修ヲ行フノ際地元請負トナルヤ、村民ヲシテ悉ク之レニ従事セシムルハ勿論、献身のニ当ラシメ、有志ノ職金ヲ蒐集シテ之レヲ督励鼓舞シタル結果、頗ル堅牢ニ竣功スルノミナラス、堤塘ノ高サモ平均三尺ヲ増

シ、今日ニ至リテハ越水ノ害ヲ被ムルコトナク、村民漸ク安堵スルニ至レリ

本村ノ悪水ハ、荒川堤塘ニ四個ノ樋管ヲ設ケテ之レヲ瀉下スルニ在リシモ流下充分ナラス、殊ニ木造ニシテ破損ヲ生セシヲ以テ、水路ヲ実査シ之レカ改築ヲ企画シ、先以テ明治二十八年ニ字合ノ田及字六反田ノ二樋管ヲ、同二十九年ニ至リ字江川樋管ヲ、同三十二年ニ於テ赤池樋管ヲ改築シタリ、然ルニ二十九年中改築シタル江川樋管大破ニ及ヒタルヲ以テ、明治四十二年度ニ於テ、工費金五千円ヲ以テ永久的煉瓦工事ヲ以テ改造シ、又明治二十八年中改築ノ合ノ田、六反田ノ両樋管破損シタルヲ以テ、明治四十四年度ニ於テ両樋管ヲ廢止シ、更ニ合ノ田地内ニ工費金千六拾四円ヲ以テ堅牢ナル樋管ヲ新設シ、漸クニシテ悪水沮滯ノ患ヲ除クコトヲ得タリ

五、村基本財産其他各種財産ノ蓄積

明治三十一年中、村有不用土地壹反五畝拾九步ヲ売却シ、金百四拾五円拾式銭ヲ得之ヲ基礎トシ、明治三十

二年ヨリ村費ノ残余金ヨリ金參拾円以上年々蓄積シ、三十六年迄ニ埼玉農工銀行株券二十六株ト現金參拾余円ヲ積立タルモ、明治三十七年以降戦役ノ為メ積立ヲ中止シ、明治四十年ニ至リ基本財産蓄積條例ヲ設定許可ヲ得、蓄積額參万円トシ以テ該利子ニ依リ村費ノ大部分ヲ維持スルノ予定ニシテ積立ヲナシツツアリ、現在額ハ左ノ如シ

土地価格 雑地四畝歩 価格金貳拾円

有価証券

埼玉農工銀行株券 貳拾六株 額面五百貳拾円

此時価見積金七百八拾円

勸業債券 十円券一枚

郵便貯金 六百七拾參円九拾七錢五厘

罹災救助資金ハ、明治三十五年度ヨリ蓄積ヲ開始シ、同四十三年度迄ニ元資金五百四拾円ヲ積立、之レニ県ノ補助及利子ヲ編入シ、現在左記ノ資金ヲ有ス

埼玉農工銀行債券 額面壹千円

郵便貯金 貳百八拾壹円五拾八錢八厘

学校基本財産ハ、現在勸業債券額面參拾円ヲ有スルニ過キサルモ、最近ニ於テ相当蓄積ノ方法ヲ講セントシ、目下画策中ニ在リ

一、賞

明治三十九年四月一日、明治三十七、八年事件ノ功ニ依リ、勲七等青色桐葉章及金五拾円ヲ下賜セラル

同年十月十四日、教育上ノ功勞ニ依リ本県知事ヨリ金參拾円ヲ下賜セラル

明治四十三年十二月八日、農事改良奨励及実行成績顯著ナリトシ、大日本農會總裁大勲位 貞愛親王殿下ヨリ表彰狀ヲ付与セラル

一、罰 ナシ

一、資産

田老町六反五畝拾參歩、畑拾町參反九畝拾五歩、山林原野七町老反貳畝拾七歩、宅地八反參畝拾貳歩、合反別貳拾町貳拾七歩、家屋拾棟ヲ有ス

外ニ家族ニ於テ田畑、宅地、山林合反別七町歩ヲ有

ス

一、履歴書
別紙ノ通(略)

(埼玉県行政文書「大正9年 県治部」大1069)

大正一二二年度 市町村財政状況一覽表

市町村財政状況一覽表

| 市町村別 | 戸現 | | 人現 | | 口住 | 大正十二年度歳出予算 | | | | |
|------------------------|---------|---|---------|---|---------|------------|-----------|---------|--------|----|
| | 数 | 住 | 数 | 人 | | 役場(所)費 | 教育費 | 其他 | 計 | 助罹 |
| 新倉 | 二八〇 | 戸 | 一、五九九 | 人 | 三、九六〇 | 五、三四四 | 一、〇四六 | 一〇、三五〇 | 一八、二七六 | |
| 白子 | 四六九 | 戸 | 二、八一〇 | 人 | 五、三一〇 | 八、七四七 | 四、二一九 | 一八、二七六 | | |
| 北足立郡 | 四六、五八八 | | 二六二、九〇三 | | 四三三、三一八 | 九七九、四二八 | 五〇三、七四一 | 九一六、四八七 | | |
| 県合計 | 二四四、三二二 | | 三四五、七二八 | | 一〇六、〇九七 | 二六一、九一三 | 六二六、四八五 | 九九四、四九五 | | |
| 市町村平均 | 六六〇 | | 三、六三七 | | 五、六九二 | 一一、五一九 | 七、〇九九 | 二四、三一〇 | | |
| 大正十二年市町村 税一戸当負担額 | 四五・八一四 | 円 | 三〇・一八二 | 円 | 一九・〇八六 | 二、三五〇 | 四、二二八 | 一、八四〇 | | |
| 大正十二年市町村 割付加税一戸当負担額 | 三三・七二二 | 円 | 二三・四五三 | 円 | 一八・六五〇 | 五六七 | 三、七四五 | 一、四〇一 | | |
| 大正十二年市町村 費一戸当負担額 | 三〇・一七六 | 円 | 一七・七七八 | 円 | 二一・〇二三 | 一七〇、六三四 | 一三六、四九六 | 一三九、三五三 | | |
| 大正十二年市町村 費一戸当負担額 | 二七・三五四 | 円 | 一五・七八九 | 円 | 一七・四四四 | 二、〇七〇、九五〇 | 一、五四三、八六八 | 八二八、六五五 | | |
| 大正十二年市町村 費一戸当負担額 | | | | | | 基本町財産 | 基本学財産 | 助罹 | | |
| | | | | | | 市本町財産 | 小学財産 | 災救 | | |

| | | | | | |
|---|---|--------|-------|-------|-------|
| 一 | 一 | 一七・四四四 | 五、五九七 | 四、一七〇 | 二、二四〇 |
|---|---|--------|-------|-------|-------|

(埼玉県行政文書「大正13年 県治部」大1524)

次 大正一四年一月 白子村会議事録

北足立郡白子村会議録

大正十四年一月二十二日

招集ニ応ジ参会シタル議員六名、其氏名左ノ如シ

柳下仙三 石田甚平 柴崎佐太郎 田中太右衛門

吉田喜一 柴崎頼治郎

不参議員五名、其氏名左ノ如シ

加山伝四郎 富沢英一 清水源之丞 柳下一造 田中

純平

会議事件左ノ如シ

一、区長及区長代理者満期ニ付選挙ノ件

午後一時村長柳下伊平太議場ニ臨ミ、開会ノ旨ヲ告

ゲタリ

出席議員六名、参会シタル議員ニ同ジ

一、本会ノ書記左ノ如シ

吉田斧八

議長柳下伊平太、午後一時開議ヲ宣告ス

二、会議録署名議員四名指名選挙ノ件

本件ハ会議ノ議決ヲ以テ、其選挙ハ指名推選ニ依リ

指名者ヲ議長柳下伊平太ト為シ、左ノ者ヲ推選シ、

之レヲ会議ニ諮フ、満場異議ナキヲ以テ之レニ決ス

柴崎頼治郎 田中太右衛門 柴崎佐太郎 石田甚平

三、区長及区長代理者満期ニ付選挙ノ件

本件ハ会議ノ議決ヲ以テ、其選挙ハ指名推選ニ依リ

指名者ヲ議長柳下伊平太ト為シ、左ノ者ヲ推選シ、

之レヲ会議ニ諮フ、満場異議ナキヲ以テ之レニ決ス

大字白子 第二区々長 富沢金三郎

同上 区長代理者 柴崎喜三郎

同上 第三区々長 富沢幸太郎

同上 区長代理者 富沢 三吉

大字下新倉第一区々長 石田 甚平

同上 区長代理者 田中 校平

同上 第二区々長 清水源之丞

同上 区長代理者 柳下弁太郎

同上第四区々長代理者 田中 重雄

午後三時村長柳下伊平太閉会ノ旨ヲ告ゲタリ
右会議ノ正當ナルヲ証スル為メ議長及び議員四名署名ス

議長 村長 柳下伊平太

會議録署名議員 柴崎頼次郎

田中太右衛門

柴崎佐太郎

石田 甚平

(「大正12〜15年度 白子村議事會會議録」和光市議事會事務局蔵)

(口) 事務報告

尙 明治四五・大正元年度 白子村事務報告

北足立郡白子村事務報告

明治四十五年度ニ於テ取扱ヘタル事務ノ概要ヲ記述
大正元年度ニ於テ取扱ヘタル事務ノ概要ヲ記述

一 処務ノ状況

本村ノ行政組織ハ名譽村長一名、有給助役一名、収入役一名、書記二名ヲ置キ、処理細則ノ規定ニ依リ之ヲ四科ニ分チ主任ヲ定メ事務ヲ処理セシムト雖モ、特ニ繁忙ノ場合ニハ互ニ応援シ、且ツ臨時雇員ヲシテ事務ノ渋滞ナキヲ期セリ、又学務委員二名、区長及ヒ区長代理者トモ十四名ヲシテ事務ヲ補助セシム、本年取扱ヘタル往復文書ノ件数三千八百七十七、之ヲ前年ノ取扱ヘタル件数ニ比スレバ其差実ニ七百二十八ノ増加ヲ来セリ、今之ガ原因ヲ調査スルニ、畢竟社会ノ進運ニ伴フ自然ノ結果ナリト認ム、其内容ヲ詳記スレバ左ノ如シ

往復文書件数調

| 收受件数 | 文書別 | | 科別 | | 計 |
|------|-----|-----|-----|------|---|
| | 第一科 | 第二科 | 第三科 | 第四科 | |
| 八五 | 四六 | 三〇 | 五六 | 二、二四 | |

| | | | | | |
|------|-------|-----|-------------|-------|-------|
| 發送件数 | 三〇三 | 三五五 | 三三三 | 八六六 | 一、七五五 |
| 計 | 一、二一六 | 七五五 | 五二六 (六八) | 一、四四四 | 三、八七七 |

焉ニ於テ元収入役富沢権治郎ハ、明治四十五年四月二十六日満期ニ付、村会ノ決議ヲ經テ書記富沢富太郎ヲ収入役卜定メ、郡長ノ認可ヲ得五月四日就職セリ、明治四十五年六月二十日村長満期ニ付、村会ノ決議ヲ經テ柳下伊平太ヲ村長ニ再選シ、知事ノ認可ヲ得六月二十二日就職セリ、

元収入役代理者書記富沢富太郎転務ニ就キ、村会ノ決議ヲ經テ書記柳下仙三ヲ収入役代理者ニ選任シ、郡長ノ認可ヲ得十月三十日就職セリ

村処務上、常設委員条例ハ改正町村制ニ適合セザル為メ、及び本村条例特別税反別割ニ関スル件ハ、四十四年三月法律第三十二号地方税制限改正規定ニ適セザル故、大正二年一月二十一日村会ノ決議ヲ經テ廃止トシ、何レモ知事ニ報告シタリ、茲ニ事務簡捷ト部内事情ノ疏通トハ村治上最モ緊要ノモノト認メシヲ以テ、

本年一月二十一日村会ノ協賛ヲ經テ本村ヲ七区ニ分ケ、毎区ニ区長及区長代理者各一名ヲ置キ、区内ニ関スル行政事務ノ一部ヲ補助セシムルコト、セリ、其結果教育衛生納税ニ何レモ従前ニ比シ良好ノ成績ヲ挙クルヲ得タリ、村吏員勤務ノ状況ニ付テハ、常ニ其監督ヲ忽ニセザルニ依リ欠勤者僅少ニシテ、然レドモ疾病者ハ誠ニ已ヲ得ザルコト、認ム、勤惰ノ状況ヲ示セバ左ノ如シ

勤惰一覽表

| 就職年月 | 欠勤早退及遲到回数 | 余勤回数 | 別勤別務 | 給料額 | 職氏名 |
|--------------|-----------|------|------|------|-----------|
| 明治四十五年六月二十二日 | 二〇 | 三〇 | 三 | 〇一五円 | 村長 柳下伊平太 |
| 明治四十二年十二月十日 | 二 | 〇 | 三〇 | 〇一四 | 助役 柴崎 龍藏 |
| 明治四十五年五月四日 | 二 | 〇 | 三一 | 〇一三 | 収入役 富沢富太郎 |
| 明治三十九年五月七日 | 一 | 〇 | 二〇 | 〇一二 | 書記 柳下 仙三 |
| 明治四十二年五月十二日 | 一 | 〇 | 二〇 | 〇一一 | 同 吉田 斧八 |

備考 本表中ニ余勤トアルハ日曜・祭日出勤セシ日数ヲ掲記

セルモノトス、村吏ノ部外出張ハ監督官庁ノ招集又ハ規定ニ基キ參列ヲ要スル場合ノ外、カメテ文書ヲ以テ処理シ来リタリト雖モ、特ニ出張ヲ必要トスル事件亦尠シトセズ、今本年出張ノ度数ヲ計上スレバ左ノ如シ

部外出張 六十五度

内 村長 十八度

助役 二十三度

収入役 二十度

書記及雇員 四度

二議 会

村會議員ハ定数十二名ヲ以テ現員ナリ

村会ヲ開會セシハ七回、此日数十日ニシテ、村会ニ附議セシモノ二十一件悉ク原案ノ通り決議シ、中ニ就キテ議決ノ重ナルモノヲ挙クレバ四十五年度歳入出予算ニシテ、何レモ議員各位ノ熱誠ナル賛同ヲ得テ、事務ノ運ニ至ルト信ス、是レ本職ノ最モ喜フ所ナリ

三教 育

教員ハ七学級ニ対シ、校長ヲ兼任トシ正教員四人、准教員一人、代用教員二人ニシテ、本村ニ於テハ良教員

ヲ永ク勤続セシムル方針ヲ以テ優遇ノ途ヲ講シ、講習等ニ応募スルモノニハ相当補助ヲ支給シテ出席セシメ、十一月中農事講習トシテ応募者高橋浜太郎ニ対シ金拾円支給シ、備品ハ机其他ノ器具ヲ新調シ、尚図書、標本等約代金參拾余円ヲ購入シタリ

本年新ニ就学シタルモノ六十人ニシテ、内男二十九人、女三十一人、其歩合九十九分ヲ示セリ、児童ノ身体検査ハ四月精密ニ之ヲ執行シ(トラホーム)、^(密)検診總数三百〇九人、内患者三十二人、内男十九人、女十三人、治療ノ結果、全治シタルモノ二十人アリ

学校基本財産ハ別表ノ通り

壮丁中入營ニ対シテハ教育ヲ奨励シ、十一月十日ヨリ十日間、毎日午後七時ヨリ九時迄、小学校ニ於テ補習教育ヲ為シ之レ裨益ヲ与タリ、青年ニ対シ夜学ヲ設ケ、十二月八日ヨリ二月廿八日迄補習教育ヲ施行シ、其人員四十人ナリ

四衛 生

衛生組合、其組織ハ村内各区ヲ一組トシ、組長及ヒ代

理者ヲ選定シテ衛生事務ノ敏捷周到ナルヲ期セリ、伝染病予防上ノ施設トシテハ、春秋ノ季ニ於テ村内一般ノ清潔ヲ励行シ、殊ニ秋季ニ於テ各自飲料水ニ対シ、専門技術員ヲシテ飲用ニ適スルヤ否ヤヲ檢セシメ、最モ成績良好ナリ、種痘ハ第一期及臨時之ヲ執行セリ、其人員及成績左ノ如シ

人員 百七十八人

内

一期百〇八人 内 善感 百二人
不善感 六人

臨時 七十人 内 善感 四十三人
不善感 二十七人

本年伝染病患者總數四名ニシテ、治療ノ効ヲ奏シ全治三名ニシテ、一名ハ最モ重症ニ付死亡シタリ、病名左ノ如シ

腸窒扶斯 四名

五 勸業

本村農事ニ対シテハ總テ農會ニ於テ農事上ノ改良、及ヒ害虫ノ驅除、予防等ハ普ク励行セシムルコト故、漸次益々良好ノ結果ヲ得タリ

六 兵事

本年壯丁検査人員三十五名、内本籍人三十四名、寄留者一名、延期一名、予備二名、徵集免除十四名、補充四名、現役兵トシテ定期ニ入營シタル者十三名アリ

以上ノ定期入營者ニ対シテハ、小学校長ト謀リ十一月十日ヨリ十日間壯丁予習會ヲ小学校内ニ開キ、午後七時ヨリ約二時間予習ヲ為シタリ、年末現在々郷軍人百六十人

簡閲点呼參會ヲ命セラレタルモノ六十人、内疾病其他ノ事故者三名アリ

七 土木

大正元年十一月特別大演習ノ為メ、本村大字白子字清戸道及大字界道路修繕シ、其費用金百円、指道標杭八本、其費用金八円五十錢、大字白子字城山・字牛房橋梁修繕費金六円、大字下新倉字谷戸・字西本村橋梁修繕費金九円、白子川、上下川及ヒ矢嶋藻刈費金三十二円支出ヲ為シタリ

八 財政

諸税金収納歩合表

| 税別 | 歩合 | 税別 | 歩合 | 税別 | 歩合 |
|----|-----|----|-------|----|-------|
| 国税 | 一厘分 | 県税 | 一厘〇〇三 | 村税 | 一厘〇四五 |

明治四十五年度予算ハ二月二十八日ノ決議ヲ経テ何レモ郡長ニ報告シタリ、其決議額三千六百拾四円四十八錢ニシテ、前年度予算ニ比シ金千四百八十円九十六錢五厘減額セリ、四十五年度追加予算五月三十一日ノ決議ヲ経テ郡長ニ報告シタリ、其決議額金七百五十九円三十八錢ナリ、

大正元年度追加予算ハ八月三十一日ノ決議ヲ経テ郡長ニ報告シタリ、其決議額金二百四十五円ナリ、大正元年度追加予算一月二十一日ノ決議ヲ経テ何レモ郡長ニ報告シタリ、其決議額金二百九十七円七十九錢ナリ、明治四十四年度決算ハ一月二十二日村会ノ認定ヲ経テ郡長ニ報告セリ、其決算額金三千九百九十四円〇七錢九厘ナリ

以上財政ノ状態ニシテ、之レガ賦課徴収スル等力メテ負担ノ公平ヲ計ルト同時ニ、村税滞納者ニ対シテハ法規ヲ励行シテ、仮借セサルコト、セルヲ以テ良好ノ効果ヲ収メタリ、其現況ヲ細説スレバ左ノ如シ

内
 国税 徴収度数九回 此金五千六百二十一円拾七錢

定期ニ完納シタルモノ

二千三百十一人 此金五千六百拾五円九拾貳錢五厘

滞納ニヨリ報告シタルモノ

七人 此金五円貳拾四錢五厘

内
 県税 徴集度数八回 此金四千參百四拾參円六拾七錢

定期ニ完納シタルモノ

三千七百二十六人 此金四千參百拾六拾五錢

滞納ニヨリ報告シタルモノ

十九人 此金拾參円貳錢

内
 村税 徴収度数九回 此金四千四百七拾六円四拾五錢

定期ニ完納シタルモノ

三千四百九十六人 此金四千貳百八拾參円八錢

定期日ニ後レタルモノ

六十三人 此金拾八円貳拾錢五厘

督促令状ヲ発送シタルモノ

十五人 此金拾參円貳拾四錢五厘

以上ハ何レモ定期徴収ニ係ルモノニシテ、其隨時ニ属

スルモノ日税及月税等ハ之ヲ除キタリ

九戸 籍

身分登記ニ関スル件数左ノ如シ

三百〇一件

戸籍ニ関スル件数左ノ如シ

四件

寄留ニ関スル件数左ノ如シ

百二十八件

右町村制第百十三条第三項ニ依リ報告ス

大正二年二月二十八日

白子村長 柳下伊平太

財産明細表

| 名 称 | 地 目 | 反 別 | 摘 要 |
|-------|-----|---------------|--------------------------------------|
| 小学校敷地 | 元 畑 | 五畝廿六歩 四畝五歩 | 明治四十二年十二月四日 日地福寺ヨリ買受ケ |
| 同 | 同 | 六畝五歩 | 同 |
| 同 | 同 | 九畝五歩 | 同 |
| 同 | 同 | 三畝六歩 | 同 |
| 同 | 同 | 二畝廿八歩 | 同 |
| 同 | 同 | 五畝三歩 | 同 |
| 同 | 同 | 壹畝拾貳歩 | 同 |
| 同 | 同 | 八歩 | 同 |
| 同 | 同 | 二畝十三歩 | 同 |
| 同 | 元山林 | 二反壹畝廿一步 | 明治九年十月学事制度 ニテ五百坪無償下附百 五十一坪八拾下ゲ |
| 同 | 元 畑 | 壹反五畝歩 | 明治三十三年四月二日 柳下谷三郎ヨリ買受 |
| 同 | 同 | 六畝三歩 | 明治四十三年九月七日 柳下織右エ門ヨリ寄附 |
| 同 | 同 | 五畝十九歩 | 同 |
| 同 | 同 | 五畝十一歩 | 同 |
| 同 | 同 | 九畝十八歩 | 同 |
| 同 | 同 | 壹畝四歩 | 同 |

| | |
|---|----------|
| 計 | 壹町貳反一畝九步 |
|---|----------|

建築物之部

| 名称 | 種類 | 棟数 | 坪数 | 摘要 |
|------|-------|----|--------|-------------|
| 小学校舎 | 草葺平家 | 一棟 | 百十四坪 | 明治十九年四月建築 |
| 同 | 瓦葺平家 | 二棟 | 八十八坪 | 明治四十三年四月建築 |
| 隔離病舎 | 茅葺平家 | 一棟 | 三十八坪 | 明治三十二年十一月建築 |
| 同附屬舎 | 亜鉛葺平家 | 六棟 | 二十一坪 | 同 |
| 計 | | 十棟 | 二百六十一坪 | |

証券及現金之部

| 名称 | 金額 | 摘要 |
|--------|---------------|---------------|
| 学校基本財産 | 金五百七拾貳円參拾錢 | 郵便局貯金 |
| 罹災救助資金 | 金八百五拾六円七拾壹錢五厘 | 勸業債券 郵便局貯金 |
| 計 | 金千四百貳拾九円壹錢五厘 | |

右町村制第百十三條第三項ニ依リ報告ス

大正二年二月二十八日 白子村長 柳下伊平太

(大正元々5年度 白子村議會議録) 和光市議會事務局蔵)

第一節 大正期村政の展開

一〇〇 大正四年度 白子村事務報告

北足立郡白子村事務報告

大正四年度ニ於ケル本村事務ノ狀況前年ト大差ナキモ其概要ヲ叙スレバ左ノ如シ

一 処理ノ狀況

本村ノ行政組織ハ名譽村長一名、有給助役一名、收入役一名、同代理者(書記兼務)書記二名ヲ置キ、処務規程ノ定ムル所ニ依リ、之レヲ二掛ニ分ケ各掛長ヲ置キ所要人員ヲ配屬シ、其事務ヲ処理セシムト雖モ特ニ繁劇ノ場合ニ當リテハ互ニ応援シテ事務ノ渋滞ナキヲ期セリ、又學務委員二名、區長及區長代理者トモ十四名ヲシテ一般ノ事務補助セシム

二 村会

招集八回ニシテ其開會日數延九日ナリ、其件名左ノ如シ

一 大正三年度村費歳入出追加予算

一月二十三日原案可決

一同 上

二月三日同上

- 一本村学務委員死亡ニ付弔祭料ノ件 二月十七日同上
- 一本村道路修繕工事県費補助廃止ノ件同 上
- 一大正四年度村費歳入出予算 二月廿七日同上
- 一同年度小学校基本財産歳入出予算 二月廿八日同上
- 一同年度罹災救助資金歳入出予算 同上
- 一本村罹災救助資金貯蓄及ヒ管理并ニ支出方法規程ノ件 同上
- 一学務委員選挙ノ件 同上
- 一区長及代理者補欠選挙ノ件 同上
- 一本村費支弁ノ為メ大正四年度村税ヲ賦課ノ件 同上
- 一本村税賦課及徴収規程ノ件 三月廿九日
原案可決
- 一本村小学校飲料水井戸修繕ノ件 同上
- 一東上鉄道会社ニ対シ土管工事水路疏通ノ件 同上
- 一区長及代理者補欠選挙ノ件 九月十日同上
- 一本村大字下新倉字柳川悪水幅調査ノ件 同上
- 一同字浅川里道附替工事請願ノ件 同上

- 一本村諸給与規程中改正ノ件 同上
- 一本村字浅川里道附替工事ノ件 十月二十三日
同上
- 一大正三年度村費決算認定ノ件 十一月廿二日
同上
- 一同小学校基本財産歳入出決算認定ノ件 同上
- 一同罹災救助資金歳入出決算認定ノ件 同上
- 一大正四年度罹災救助資金歳入出追加予算 同上
- 一本村小学校教員慰勞金贈与ノ件 十一月廿二日
同上

三役場事務

(一)事務件数ハ総数四千二十九件ニシテ前年ニ比シ七十
四件増加セリ、其ノ類別ハ左ノ如シ

| 発収別 収受件数 發送件数 | 掛 別 | | 計 |
|---------------------|--------------|----------------|----------------|
| | 第一掛 | 第二掛 | |
| 計 | 一、六四一 | 二、三八八 | 四、〇二九 |
| | 一、〇九一 五五〇 | 一、三七〇 一、〇一八 | 二、四六一 一、五六八 |

(二) 吏員出張

村長 郡役所十一回、東京一回、膝折村八回、大和田

町一回、新倉村一回、合計二十六日出張セリ

助役 郡役所二十一回、膝折村二回、大和田町一回、内間木村一回、合計廿七日出張セリ

収入役 郡役所二十三回、東京一回、膝折村七回、志木町一回、新倉村一回、合計三十二日出張セリ

書記吉田斧八 膝折村一回出張セリ

同 安藤泰巖 郡役所四回出張セリ

四教育

教員ハ七学級ニ対シ、校長ヲ兼任シテ正教員四名、准教員一名、代用教員二名ニシテ、本年教員異動ハ女教員落合美代三月二十一日転任シ、正教員林サタ四月八日着任セラレ、職務奨励ノ為メ一般教員ニ対シテ金十
四円歳末賞与シタリ

農業実習地畑三畝十九歩ヲ設置シ、教育ノ資料ニ充用シ他ニ蔬菜類促成栽培場ヲ設備シテ生徒ニ実習ヲ行フ
大正四年四月一日学年開始ノ学齡児童五十九人ニシテ、就学五十九人、就学歩合八百人ノ百^(分)

経費ハ大正三年度ハ教育費經常金貳千〇拾壹円ナリシ

ニ、大正四年度ハ金貳千〇〇壹円ニシテ拾円ノ減額ヲ見タリシハ、需用費減少ニ因ルモノニシテ、今左ニ三ヶ年間ニ於ケル現住戸数人口並ニ生徒一人当リノ経費

| 区別 | 年度 | | | |
|--------|-------|-------|-------|--|
| | 大正二年度 | 大正三年度 | 大正四年度 | |
| 經常費一戸当 | 四・二四四 | 四・六五四 | 四・六一〇 | |
| 同 一人当 | 六二七 | 七二二 | 七〇〇 | |
| 同児童一人当 | 五・七六六 | 五・七九三 | 五・六三八 | |

児童身体検査ハ四月廿九日ニ於テ校医ヲシテ精密ニ之レヲ行ハシメシニ、「トラホーム」患者三十人アリ、内男十二人女十八人、治療シテ本病ハ家庭関係ヲ父兄ニ訓示シタリ

学校基本財産ハ別表ノ通

壮丁教育ハ十一月廿日ヨリ十日間毎夜午後七時ヨリ九時マデ、小学校ニ於テ教授セリ、青年夜学会ハ十二月六日ヨリ一月廿日マデ毎夜二時間開設シ、修身、國語、算術ヲ教授セリ、会員六十三名ニシテ学校職員六名ヲシテ教授ニ当ラシメタリ

小学校改築積立金大正二年ヨリ起シ、現金千四百六十
九円アリ

五衛 生

衛生組合、其組織ハ村内各区ヲ一組トシ、組長及代理
者ヲ選定シ、区内ニ属スル衛生事務ノ施行督励シテ、
清潔法ハ春秋二期ニ之レヲ施行シタリ、本年中ニ於テ
伝染病発生致サザルハ、各自衛生思想ノ發展ニ因ルモ
ノト認ム

種痘ハ五月十二日、十九日ニ之ヲ施行シタリ、其人員
及成績ハ左ノ如シ
種痘人員百十八人

内

公種痘

第一期八十二人 内 善感 八十二人
不善感 〇

第二期三十六人 内 善感 三十六人
不善感 〇

六本村農事ニ対シテハ、総テ農会ニ於テ農事上ノ改良及
ヒ害虫駆除予防等ノ事務ハ執行シタリ

七兵 事

本年壮丁検査人員二十五名全員本籍ニシテ、内合格現
役七名、補充五名、徴集免除十二名、兵役免除一名ニ
シテ之レヲ前年ニ比シ人員総數ハ同數ナリ、年末現在
々郷軍人二百三名ニシテ内本年満期帰郷者五名ナリ、
本年演習召集ニ応シタル者十名ナリ、簡閲点呼参会者
七十二名、内事故者三名ナリ

八土 木

大正四年五月ヨリ十一月マデニ、大字白子字牛房、大
字下新倉字浅久保、大字境道路修繕費用トシテ金百參
拾円支出ヲ為シタリ、字白子川浚渫及上下川藻刈費、
矢島川浚渫費金參拾七円支出シタリ

九財 政

大正四年度村費歳入出予算ハ通計金四千五百貳拾五
円、前年度ニ比シ金八百五拾九円減額セリ、其主ナル
理由ハ衛生費ニ於テ減少シタリ、大正三年度決算ハ其
総額歳入金五千六百四円六拾六錢一厘、歳出金五千百
八十二円七十七錢一厘、差引殘金四百二十一円八十九
錢ニ対シテ大正四年度へ繰越金トナセリ、小学校基本

財産ハ金八百六十五円九拾五銭六厘積立タリ、罹災救助資金ハ本年四月蓄積規程ニ依リ利子金四拾五円拾貳錢積立タリ

本年中諸税ノ徴収状況ハ左ノ如シ

国税

徴収度数十六度 賦課金五千五百三円九十九銭

内

定期ニ完納シタルモノ 二千三百九人 此金五千五百

三円九十九銭 滞納者ナシ

県税

徴収度数十五度賦課金三千九百七十五円八十五銭五厘

内

定期ニ完納シタルモノ 三千四百七人 此金二千九百

七十三円六十三銭五厘

滞納報告ヲナシタルモノ 六人 此金二円二十二銭

村税

徴収度数十五度 賦課金四千六百四十九銭

内

定期ニ完納シタルモノ 三千二百三十八人 此金四千

百五十七円六十四銭

滞納シタルモノ 六人 此金貳円八十五銭

以上ノ徴収成績ヲ前年ニ比較シテ表示スレバ左ノ如シ

| 年 度 | 種 別 | | |
|-------|--------|--------|--------|
| | 国税徴収歩合 | 県税徴収歩合 | 村税徴収歩合 |
| 大正三年度 | 完 | 九九九 | 九九八 |
| 大正四年度 | 完 | 一 | 一 |

出納ノ例月検査ハ毎月四日、臨時出納検査ハ村会議員立会ノ上十月廿二日之ヲ執行シタリ、年度二回以上検査ヲ行フ事トシ、現金証憑書類帳簿等正確ニシテ更ニ不都合ヲ認メズ

十戸 籍

戸籍事務ニ関スル取扱件数三百三十五件ニシテ、前年ニ比シ四十七件増加シタリ、而シテ其主ナル種別ハ左ノ如シ

出生 百四十五件

死亡 六十九件

婚姻 五十八件

離婚 五件

寄留ニ関スル件左ノ如シ

二百二十六件

北足立郡白子村財産表

一 公用財産ノ部

(一) 土地

| 使用ノ目的 | 地目 | 反別 | 価 | 格 | 備考 |
|-------|----|------|-------|-----|------------------------|
| 小学校敷地 | 元畑 | 〇五二六 | 一七六〇〇 | 〇〇〇 | 明治四十二年十二月四日地福寺ヨリ買受ケ |
| " | " | 〇四〇五 | 一二五〇〇 | 〇〇〇 | " |
| " | " | 〇六〇五 | 一八五〇〇 | 〇〇〇 | " |
| " | " | 〇九〇五 | 二七五〇〇 | 〇〇〇 | " |
| " | " | 〇三〇六 | 九六〇〇〇 | 〇〇〇 | " |
| " | " | 〇二二八 | 八八〇〇〇 | 〇〇〇 | " |
| " | " | 〇五〇三 | 一五三〇〇 | 〇〇〇 | " |
| " | " | 一六〇〇 | 四八〇〇〇 | 〇〇〇 | " |
| " | " | 〇二二二 | 四二〇〇〇 | 〇〇〇 | " |
| " | " | 〇〇〇八 | 八〇〇〇〇 | 〇〇〇 | " |
| " | " | 〇〇〇八 | 七三〇〇〇 | 〇〇〇 | " |
| " | " | 二二二二 | 六五〇〇〇 | 〇〇〇 | 明治九年十月学区無制度ニテ五百坪無坪下ケアリ |
| 元山林 | | | | | |

| 計 | 名称 | 種類 | 棟数 | 坪数 | 摘要 |
|---|--------|----|-------|--------|-----------------------|
| | 学校基本財産 | 畑 | 〇六〇三 | 一八三〇〇〇 | 明治四十三年九月七日柳下織右衛門ヨリ寄附ス |
| | 隔離病舎敷地 | 元畑 | 一五〇〇 | 四五〇〇〇〇 | 明治三十三年四月二日柳下谷三郎ヨリ買受タリ |
| | " | " | 〇二〇四 | 三四〇〇〇 | " |
| | " | " | 〇九一八 | 二八八〇〇〇 | " |
| | " | " | 〇五一九 | 一六九〇〇〇 | " |
| | " | " | 〇五一〇 | 一六一〇〇〇 | " |
| | 計 | | 二二〇九三 | 六三七〇〇〇 | |

(二) 建物

| 名称 | 種類 | 棟数 | 坪数 | 摘要 |
|------|-------|----|--------|-------------|
| 小学校舎 | 草葺平家 | 一棟 | 百十四坪 | 明治十九年四月建築 |
| " | 瓦葺平家 | 二棟 | 八十八坪 | 明治四十三年四月建築 |
| 隔離病舎 | 茅葺平家 | 一棟 | 三十八坪 | 明治三十二年十一月建築 |
| 同附属舎 | 亜鉛葺平家 | 六棟 | 二十一坪 | 同上 |
| 計 | | 十棟 | 二百六十一坪 | |

(三) 小学校基本財産

| 在 | 高 | 郵便貯金 |
|---------|---|---------|
| 八六五・九五六 | 円 | 八六五・九五六 |

(四) 罹災救助資金

| 在 高 | 種 別 | |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| | 諸債券額面 | 郵便貯金 |
| 九七九三五〇 ^円 | 八〇〇〇〇〇 ^円 | 一七九三五〇 ^円 |

備考

諸債券左ノ通り

四分五厘利付勸業債券

十円券二十八枚

五分利付

二十円券十一枚

同

十円券三十枚

右町村制第十三条ニ依リ報告ス

大正五年二月 日提出ス

北足立郡白子村長 柳下伊平太

(大正元々5年度 白子村議会議録) 和光市議会议事務局蔵)

二〇一 大正七年度 白子村事務報告

北足立郡白子村事務報告

大正七年度ニ於ケル本村事務ノ状況、前年ト大差ナキモ其概要ヲ叙スレバ左ノ如シ

一 処理状況

本村行政組織ハ、名譽村長一名、有給助役一名、収入役一名、代理者一名(書記兼務)、書記二名ヲ置キ、処務規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ二掛ニ分ケ各掛長ヲ置キ、所要ノ人員ヲ配属シ其事務ヲ処理セシムト雖モ、特ニ繁劇ノ場合ニ当リテハ、互ニ応援シ又ハ雇書記ヲシテ事務ノ渋滞ナキヲ期セリ、又学務委員二名、区長及区長代理者トモ十四名ヲシテ一般ノ事務ヲ補助セシム

吏員異動

区長代理者死亡ニ依リ、五月二十日村会ニ於テ選挙ヲ行ヘ、関根惣助当選就職セリ

役場書記稻垣新七家事上ノ為メ十二月十八日辞職ス

二村 会

招集四回ニシテ其開会日数四日ニシテ其件名左ノ如シ
 一大正六年度村費歳入出追加予算 二月八日
 ノ件 原案可決

- 一 大正七年度村費歳入出予算ノ件 同 上修正議決
- 一 同年度罹災救助資金歳入出予算ノ件 同 上原案可決
- 一 本村費支弁ノ為メ大正七年度村税賦課ノ件 同 上
- 一 本村役場吏員ニ対シ増俸ノ件 同 上
- 一 大正七年度村費歳入出追加予算ノ件 五月二十日
原案可決
- 一 本村税賦課及徴収規定改正ノ件 同 上
- 一 本村大字下新倉四区区长代理者補欠選挙ノ件 五月二十日
指名可決
- 一 大正六年度村費歳入出決算認定ノ件 十月二十六日
原案認定ス
- 一 同上罹災救助資金歳入出決算認定ノ件 同 上
- 一 同上 同 上原案可決
- 一 同上 同 上
- 一 同上 同 上
- 一 役場吏員増俸ノ件 同 上
- 一 墓地新設ノ件 同 上
- 一 本村小学校舎建築ニ関スル件 十一月十八日
原案可決

三役場事務

(一)事務件数ハ総数四千四百五十九件ニシテ、前年ニ比シ四百二十四件増加セリ、其類別左ノ如シ

| 発收別 掛別 | 掛別 | | 計 |
|-----------|-------|-------|-------|
| | 第一掛 | 第二掛 | |
| 收受件数 | 一、一五〇 | 一、四二二 | 二、五七二 |
| 發送件数 | 七五五 | 一、一三二 | 一、八八七 |
| 計 | 一、九〇五 | 二、五五四 | 四、四五九 |

(二)吏員出張

村長 郡役所二十一回、膝折村七回、新倉村四回、合計三十六日出張セリ
 助役 郡役所二十五回、膝折村四回、志木町一回、部内四回、合計三十七日出張セリ
 収入役 浦和町二十回、膝折村六回、志木町一回、合計三十一日出張セリ
 書記 郡役所二回、膝折村二回、内間木村二回、部内三回、合計九日出張セリ
 四教 育

教育ハ七学級ニ対シ、校長ヲ兼任シテ正教員五名、准教員一名、代用教員一名ニシテ、本年教員異同ハ正教員堀江秀一四月十九日退職シ、正教員大川栄三郎六月五日着任セラレ、職務奨励ノ為教員一名ニ付毎月金二円額ヲ以テ臨時手当ヲ支給シ、校長三十年以上勤続慰勞金百五十円、訓導高橋濱太郎十ヶ年以上金二十円、准訓導田中玉蔵十ヶ年以上金十円、何レモ勤続慰勞金贈与シタリ

其他金十四円歳末賞与シタリ

農業実習地畑三畝十九歩ヲ設置シ生徒ニ実習ヲ行フ

大正七年四月一日学年開始ノ学齡兒童八十九人ニシテ就学歩合百分ノ百

經費ハ大正六年度教育費金二千二百五十七円ナリシニ、大正七年度ハ金三千三百〇二円ニシテ、金千〇四十五円増加ヲ見タルハ、物価騰貴ノ為メ給料増加及手当金支給ニ因ルモノニシテ、今左ニ三ヶ年間に於テ現住戸数、人口、並ニ生徒一人当リノ經費ヲ表示ス

| 區別 | 年度別 | | |
|--------|------------|------------|------------|
| | 大正五年度 | 大正六年度 | 大正七年度 |
| 經常費一戸当 | 四・七八七 円 | 五・二五七 円 | 七・二六四 円 |
| 同 一人当 | 七二六 | 七七一 | 一・〇八二 |
| 同兒童一人当 | 五・四三五 | 五・七六九 | 七・六二三 |

兒童身体検査ハ、四月三十日・五月一日兩日ニ於テ、校医ヲシテ之レヲ行ハシメシニ、(トラホーム)患者五十人アリ、内男二十一人、女二十九人治療シテ、本病ハ家庭ノ關係ヲ父兄ニ訓示シタリ

壮丁教育ハ、十一月二十日ヨリ七日間、毎夜午後七時ヨリ九時マデ小学校ニ於テ教授セリ

青年夜学会ハ、十二月十一日ヨリ翌年一月二十日迄毎夜二時間開設シ、修身・国語・算術ヲ教授セリ、会員五十五人ニシテ学校職員六名ヲシテ教授ニ当ラシメタリ

小学校舎建築積立金四千八百二十七円四十四銭ナリ

衛生組合 其組織ハ村内各区ヲ一組トシ、組長及代理

者選定シ、区内ニ属スル衛生事務ノ施行督励シテ、清潔ハ春秋二期ニ施行シタリ、本年ニ於ケル伝染病、七月廿八日大字白子寄留者並木磯右衛門腸窒扶斯ニ罹リ、続ヘテ浪間いへ・柴崎ギン・柴崎スゞ連発ヲ見タリシモ、一致予防消毒及治療ヲ努メタリシ、患者四名全治ノ結果ヲ告ケタリ

定期種痘ハ、四月七日・同十五日両日ニ之ヲ施行シタリ、其人員及成績ハ左ノ如シ

種痘人員 二百〇五人

内

公種痘

第一期 百二十人 内 善感 百〇一人
不善感 十九人

第二期 八十五人 内 善感 八十人
不善感 五五人

臨時種痘ハ、五月十二日・同十九日両日ニ之ヲ行フ、其人員左ノ如シ

私種痘

人員千七百三十八人

六勸業

本村農事ニ対シテ、総テ農会ニ於テ、農事上ノ改良及害虫駆除予防事務等執行シ、其成績良好ニシテ特ニ村事業トシテ行フ必要之レ無クト認ム

七兵 事

本年壮丁検査人員二十四名、内本籍者廿三名、寄留者一名ニシテ、内合格現役四名、補充八名、免役十一名
前年ニ比シ人員総數六名減少シタリ、外ニ徵集猶予者三名アリ

年末現在在郷軍人二百〇三名ノ内已教育九十八名、未教育百五名、本年満期帰郷者五名ナリ

本年演習召集ニ応シタル者十四名ニシテ、教育召集二名ナリ

簡閲点呼参会者百名、内事故者四名ナリ

八土 木

大正七年四月ヨリ十二月迄、大字白子坂上・大字下新倉吹上道路修繕費金二百七十円支出ヲ為シタリ、大字白子・白子川、大字下新倉・谷中川橋梁修繕費金三十円支出ヲ為シタリ、白子川浚渫費金二十五円、上下川

藻刈費金廿円、矢嶋川浚渫費金五円支出ヲ為シタリ

九財 政

大正七年度村費歳入出予算通計金七千九百三十六円、

前年度ニ比シ金五百九十四円増額セリ、其主ナル理由

ハ教育費ニ於テ増加シタリ、大正六年度決算ハ其総額

歳入金七千四百七十五銭、歳出金六千七百三十八円八

銭、差引残金二百六十二円六十七銭ニ対シ大正七年度

へ繰越金トナセリ

小学校基本財産ハ、金千百三十三円積立タリ

罹災救助資金ハ、蓄積規程ニ依リ本年四月金五十一円

八十七銭積立セリ

本年中諸税ノ徴収状況ハ左ノ如シ

国 税

徴収度数十六度、賦課金五千七百四十三円五十九銭

内

定期ニ完納シタルモノ二千三百四十六人、此金五千

七百四十三円五十九銭、滞納ナシ

県 税

徴収度数十七度、賦課金五千四百七十七円六十八銭

内

定期ニ完納シタルモノ四千四百四十人、此金五千四

百十四円七十八銭、滞納報告ヲナシタルモノ三人、此

金六円九十銭

村 税

徴収度数十四度、賦課金七千二百六十八円八十八銭

内

定期完納シタルモノ三千三百八十一人、此金七千二

百六十九円四十四銭、滞納シタルモノ三人、此金三

円四十四銭

以上徴収成績前年ニ比シ表示スレバ左ノ如シ

| 年 度 | 国税徴収ノ歩合 | 県税徴収ノ歩合 | 村税徴収ノ歩合 |
|------|---------|---------|---------|
| 大正六年 | 完 | 一 | 一 |
| 大正七年 | 完 | 一 | 一 |

出納ノ例日検査ハ毎月四日ニ行ヘ、臨時出納検査ハ村
 會議員立会セシメ十一月二十日之ヲ執行シタリ、年度
 二回以上行フ、何レモ現金証憑書類帳簿等正確ニシテ、

更ニ不都合ノ点ヲ認メズ

十戸 籍

戸籍事務ニ関スル取扱件数四百三十二件ニシテ、前年ニ比シ百二十二件増加シタリ、而シテ主ナル種別ハ左ノ如シ

出生 百十八件

死亡 九十三件

死産 十二件

婚姻 五十四件

離婚 七件

寄留ニ関スル件左ノ如シ

百四十八件

北足立郡白子村財産表

一 公用財産ノ部

(一) 土地

| 使用ノ目的 | 地目 | 反別 | 価格 | 備考 |
|-------|----|-------------|----|--------------------|
| 小学校敷地 | 元畑 | 反 五、六二一、七〇一 | 円 | 明治四十二年十二月四日地福寺ヨリ買受 |

(二) 建物

| 計 | 同上 | 元山林 | 元畑 | 元畑 |
|---|--------------------------------|----------------------|---------------------|------|
| | 二二二一 | 六五一 | 二七二五 | 一五〇〇 |
| | 二二〇七三 | 六三三 | 八三五 | 四五〇 |
| | 六三三七 | 四五〇 | 八三五 | 四五〇 |
| | 明治九年十月学事制度ニテ五百坪無償下付残百五十一坪払下ケタリ | 明治四十三年九月三日柳下織右衛門ヨリ寄付 | 明治三十三年四月二日柳下谷三郎ヨリ買受 | |

(三) 小学校基本財産

| 名称 | 種類 | 数(マツ) | 坪数 | 摘要 |
|------|-------|-------|--------|------------|
| 小学校舎 | 草葺平家 | 壹棟 | 百十四坪 | 明治十九年四月建築 |
| 同 | 瓦葺平家 | 二棟 | 八十八坪 | 同四十三年四月建築 |
| 隔離病舎 | 草葺平家 | 一棟 | 三十八坪 | 同三十二年十一月建築 |
| 同付属舎 | 亜鉛葺平家 | 六棟 | 二十一坪 | 同上 |
| 計 | | 十棟 | 二百六十一坪 | |

| 在 高 | 種 別 |
|-------------|--------|
| 一、一三三、一三六 円 | 臨時国庫債券 |
| 一、〇〇〇、〇〇〇 円 | 郵便貯金 |
| 一、一三三、一三六 円 | |

(四) 罹災救助資金

| 在 高 | 種 別 | |
|-----------------------|-------------------|---------------------|
| | 諸債券額面 | 郵便貯金 |
| 一、一二七七九〇 ^円 | 九九〇〇 ^円 | 一三七七九〇 ^円 |

備考

諸債券左ノ通り

五分利付国庫債券 五百円券 二枚
 四分五厘利付勸業債券 十 円券 二十八枚
 四分利付 同上 十 円券 二十五枚
 五分利付 同上 十 円券 二十八枚
 同 廿 円券 九枚
 右町村制等百十三条ニ依リ報告ス
 大正八年二月 日提出

北足立郡白子村長 柳下伊平太

(大正6~10年度 白子村議会会議録) 和光市議会事務局蔵)

101 大正一〇年度 白子村事務報告

北足立郡白子村事務報告

大正十年度ニ於ケル本村事務ノ状況、前年ト大差ナキモ其概要ヲ叙スレバ左ノ如シ

一 処理状況

本村行政組織ハ名譽村長一名、有給助役一名、収入役一名、代理者一名(書記兼務)、書記三名ヲ置キ、処務規程ノ定ムル所ニ依リ二掛ニ分チ各掛長ヲ置キ、所要ノ人員ヲ配屬シ、其事務ヲ処理セシムト雖モ、繁劇ノ場合ニ当リテハ、互ニ応援シ又ハ雇書記ヲシテ事務ノ渋滞ナキヲ期セリ、又学務委員四名、区長及其代理者トモ十四名ヲ置キ、土木委員二名ヲシテ一般事務ヲ補助セシム

吏員異動ハ

区長及代理者満期ニ依リ一月十七日村会ニ於テ選挙ヲ行ヘ、区長富沢金三郎・富沢幸太郎・栗原太郎・石田甚平・清水源之丞・吉田清次郎・関根惣助、代理者柴

崎喜三郎・富沢三吉・浪間源治郎・石田治兵衛・畑中

重太郎・田中惣吉・柳下仙三当選シ就職ス

区長関根惣助病氣辞職ニ依リ、二月二十六日選挙ヲ行

へ、磯部富十郎当選シ就職ス

書記田中憲二解職ノ為メ、清水謙蔵二月二十五日及柴

崎得三七月五日書記ニ任用シタリ

二村 会

招集十四回ニシテ、其開会日数十五日ニシテ、其件名

左ノ如シ

一大正九年度村費歳入出追加予算

ノ件

一月十一日
原案可決ス

一区長及区長代理者満期ニ付選挙

ノ件

一月十七日指名
推薦ニ決議ス

一大正十年度本村費歳入出予算ノ件

ノ件

二月廿五日
修正可決ス

一同年度本村罹災救助資金歳入出

予算ノ件

二月廿六日
原案可決ス

一本村費支弁ノ為メ大正十年度村税

賦課ノ件

二月二十六日
原案可決ス

一大字下新倉四区々長補欠選挙ノ件

同日指名推選ニ
決議ス

一大正十年度村費歳入出追加予算

三月十四日
原案可決ス

一同年度追加村税戸数割不均一課税

同上

一小学校舎建築委員ニ関スル件

同上

一大正十年度追加村税徴収期ノ件

同上

一大正十年度本村費歳入出追加予算

四月十四日
原案可決ス

一本村々税賦課及徴収規定改正ノ件

同上

一本村会計規程中改正ノ件

同上

一本村教育会補助金支出継続年期方

同上

一大正十年度本村費歳入出追加予算

五月十六日
原案可決ス

一本村出納検査立会員選挙ノ件

同日指名推選ニ
決議ス

一伝染病予防委員選挙ノ件

同上

一伝染病委託患者ニ関スル件

同日契約ノ件村
長委託決議

一村吏定数ニ関スル件

六月十七日
原案可決ス

一本村学務委員組織ニ関スル件

同日修正可決ス

一本村税賦課及徴収規程改正ノ件

六月十七日原案
可決ス

- 一本村小学校授業料徴収規程設置ノ件 同日原案可決ス
- 一本村基本財産蓄積条例設置ノ件 同日修正可決ス
- 一本村小学校基本財産蓄積条例設置ノ件 同日修正可決ス
- 一小学校舎建築委員選挙ノ件 同日指名推選ニ決議ス
- 一小学校舎内外電灯設置スル件 同日原案可決ス
- 一小学校用地借入レノ件 同上
- 一大正十年度本村費歳入出追加予算ノ件 七月一日原案可決ス
- 一本村基本財産蓄積条例ノ件 同日原案可決ス
- 一小学校基本財産蓄積条例ノ件 同上
- 一弔慰金ニ関スル件 同上
- 一児童通学道路土地借入レノ件 七月三十一日原案可決ス
- 一大正九年度村費歳入出決算認定ノ件 八月二十三日原案認定ス
- 一同年度本村罹災救助資金歳入出決算認定ノ件 同上
- 一大正十年度本村費歳入出追加予算ノ件 同日原案可決ス
- 一大正十年度村費歳入出追加予算ノ件 十一月二十一日原案可決ス

| 掛別 | 掛別 | | |
|---|-------|-------|---------------|
| | 第一掛 | 第二掛 | 計 |
| 一本村小学校舎改築費積立規程廃止ノ件 | | | 同上 |
| 一隔離病舎收容患者費薬価徴収規則廃止ノ件 | | | 同上 |
| 一本村区長及代理者設置規程改正ノ件 | | | 同上 |
| 一膝折村外六町村組合学校ニ関スル件 | | | 同日延期ニ決議ス |
| 一本村学務委員満期ニ付選挙ノ件 | | | 十二月十九日選挙ニ決議ス |
| 一大正十年度本村費歳入出追加予算ノ件 | | | 同日原案決議ス |
| 一本村助役満期ニ付推選ノ件 | | | 十二月二十三日推選ニ決議ス |
| 一本村小学校備品寄付受入レノ件 | | | 同日原案ニ決議ス |
| 三役場事務 | | | |
| (-)事務件数ハ総数四千七百八十八件ニシテ、前年ニ比シ七十四件増加セリ、其類別左ノ如シ | | | |
| 収受件数 | 一、二三〇 | 一、五一〇 | 二、七四〇 |
| 發送件数 | 八二八 | 一、二二〇 | 二、〇四八 |
| 計 | 二、〇五八 | 二、七三〇 | 四、七八八 |

(二) 吏員出張

村長 郡役所二十回、膝折村七回、工兵隊二回、東京一回、新倉村一回、合計三十二日出張セリ

助役 郡役所二十四回、膝折村十回、志木町三回、中野兵營一回、部内四回、合計四十四日出張セリ

収入役 郡役所二十一回、膝折村五回、東京二回、合計三十日出張セリ

吉田書記 郡役所二回、膝折村一回、合計三日出張セリ

野浦書記 膝折村二回、部内一回、合計三日出張セリ
清水書記 膝折村三回、部内十六回、合計十九日出張セリ

四教育

教員ハ学級ニ対シ、校長ヲ兼任シテ正教員五名、准教員二名、代用教員一名ニシテ、本年教員異動ハ正教員町田憲三月三十一日退職シ、正教員梅沢琴恭四月十二日着任セラレ、阿部ハル四月十三日着任セラレ、准訓導船本利平五月十日着任セラル

教員ニ対シ、勉勵者一同へ金六十九円ヲ賞与シタリ
農事実習地畑反別五畝歩ヲ設置シ、生徒ニ実習ヲ行ヘタリ

大正十年四月一日学年開始ノ学齡兒童九十六人ニシテ就学歩合百分ノ百

經費ハ大正九年度ハ金六千六百二十三円ニシテ、大正十年度ハ金七千四百四十九円ニシテ、比較スルニ金五百二十六円増加ヲ見タルハ、之レ主ナル給料増加及ヒ物価ノ騰貴ニ因ルモノニシテ、今左ニ三ヶ年間に於テ現住戸数人口并生徒一人当リ經費ヲ表示ス

| 區別 | 年度 | | |
|--------|----------|----------|----------|
| | 大正八年度 | 大正九年度 | 大正十年度 |
| 經常費一戸当 | 一〇・六七〇 円 | 一四・四八〇 円 | 一五・五八九 円 |
| 同 一人当 | 一・六三〇 | 二・二〇二 | 二・四三三 |
| 同兒童一人当 | 一一・〇九〇 | 一四・一〇七 | 一三・九六七 |

兒童身体検査ハ、大正九年七月二十七日文部省令第十六号ニ依リ、四月廿六日廿七日兩日ニ於テ校医ヲシテ之レヲ行ヘシニ、(トラホーム)患者六十人アリ、内男三十

五人、女二十五人治療ヲシテ、本病ハ家庭トノ關係ヲ父兄ニ訓示シタリ

壯丁教育ハ、十一月十五日ヨリ七日間毎夜午後七時ヨリ九時迄、小学校ニ於テ教授セリ、青年夜学会ハ十二月一日ヨリ翌年一月十二日迄毎夜二時間、修身・國語・算術ヲ教授セリ、會員五十三人ニシテ、学校職員五名ヲシテ担任ニ当レリ

五衛 生

衛生組合 其組織ハ村内ノ七区ヲ分ケテ、其一区ヲ一組トシテ組長及代理者ヲ選定シ、区内ニ属スル衛生事務ノ施行督励シテ、清潔ハ春秋二期ニ施行シタリ、本年ハ腸窒扶斯患者九月六日發生シ、其數一名收容シ、二十二日間ニシテ全治シ、九月二十七日転帰ヲ得タリト雖モ、尚此組合全般ニ對シ則チ九月十三日・二十九日兩日ニ於テ、大字白子二区ニ對シテ一八八人、予防トシテワクチン注射ヲ執行シタリ

定期種痘ハ、五月二十九日・六月四日兩日ニ於テ之ヲ施行シタリ、其人員及ビ成績ハ左ノ如シ

種痘人員一九二人

内

公 種 痘

第一期 一〇人 内 善感 一〇七人
不善感 三人

第二期 八二人 内 善感 八〇人
不善感 二人

六 勤 業

本年農事ニ對シテハ、總テ農會ニ於テ農事上ノ改良及病虫害驅除予防事務等執行シ、其成績良好ニシテ特ニ村事業トシテ行フ必要之レ無クト認ム

七 兵 事

本年壯丁検査人員二十八名、内本籍者二十六名、寄留者二名、現役人員七名、補充員五名、徵集免除人員十二名、免役一名、死亡一名、前年ニ比シ人員總員六名減少ス、外ニ徵集猶予者二名、年末現在在郷軍人一六五名ノ内已教育者五七名、未教育者一〇八名、本年満期帰郷者七名ナリ、本年演習召集ニ応ジタルモノ五名、外ニ所在不明者一名、管閱点呼(前九)ニ参会者一一七名、外ニ二事故者三名ナリ

本年入営者七名ニ対シテ十一月二十六日、本村社ニ於テ奉告祭ヲ行フ、参列者トシテ警察官・学校長・名誉職・学校児童・在郷軍人分会員・青年団員・組合員等ニシテ、何レモ敬神思想ヲ一層喚起シ、是レ又喜フベキノ現象ナリ

八土 木

本年四月ヨリ十二月マデニ、大字白子字市場・牛房、大字下新倉字吹上・本村ノ道路修繕費金五百円ヲ支出シタリ、字白子川・谷戸川架橋修繕費金四十円ヲ支出シタリ、白子川・上下川・矢島川藻刈費金六十六円支出シタリ、大字下新倉地内志木道路修繕費金千百十円六十銭ヲ支出シタリ

九財 政

大正十年度村費歳入出予算通計金三万四千六百四十六円九拾銭、前年ニ比シ金一万三千五百八十五円九十銭増加セリ、其主ナル理由ハ小学校舎増築費ニ於テ増加ヲシタリ、大正九年度決算ハ、其総額金歳入金二万二千三百十四円八十二銭、歳出金一万九千六百二十六円三

十一銭、差引残金千六百八十八円五十一銭ニ対シテハ大正十年度へ繰越金トナル、小学校基本財産現在金千四百十六円二十二銭六厘積立現在高ナリ、罹災救助資金蓄積金規程ニ依リ、本年四月金四十九円五銭積立ヲ為シタリ、村基本財産造成ノ為メ本年金五百三十五円積立ヲ為シタリ

国税

徴収度数十六度、賦課金五、四七九円九〇〇

内

定期ニ完納シタルモノ二、三一三人、此金五、四七

九円九〇〇

県税

徴収度数二〇度、賦課金一〇、六九五円七三〇

内

定期ニ完納シタルモノ四、六三四人、此金一〇、六

九五円七三〇

村税

徴収度数一五度、賦課金一三、九一七円一六〇

内

定期ニ完納シタルモノ三、四七七人、此金一三、九一七円一六〇

以上徴収成績、前年ニ比シ表示スレバ左ノ如シ

| 年度 | 種別 | | |
|------|----|---|---|
| 大正九年 | 完 | 完 | 完 |
| 大正十年 | 完 | 完 | 完 |

納税上ノ状況ハ、滞納者更ニ無之シテ頗ル成績ハ良好

ト認ム、原因ハ納税義務者ノ愛村心ニ因ル

出納検査ハ毎月四日五日ニ行ヘ、臨時検査ニハ村会議

員立会セシメ、三月二十八日・十一月十六日之レヲ執

行シタリ、年二回以上行フコト

本年三月二日、県属青木尚明殿回村巡視トシテ出張

シ、出納検査ヲ行ヘタルニ之レ正確ナリ、五月北足立

郡書記卜部兵庫殿出納検査ヲ為シタルモ、之レ成績良

好ニシテ何レモ現金証憑書類等正確ナリ

十戸 籍

戸籍事務ニ関スル取扱件数三〇七件ニシテ、前年ニ比シ八件増加シタリ、而シテ主ナル種別ハ左ノ如シ

出生 一一九件

死亡 八三件

婚姻 四二件

離婚 三件

死産 八件

寄留ニ関スル件左ノ如シ

入寄留 四十七件

出寄留 六十七件

以上

北足立郡白子村財産表

一 公用財産ノ部

(一) 土地

| 使用ノ目的 | 地目 | 反 | 別 | 価格 | 備考 |
|-------|-----|---|-----------|----|---------------------|
| 小学校敷地 | 元畑 | 五 | 六一三四、二一六 | 円 | 明治四十二年十二月四日地福寺ヨリ買受ケ |
| 同上 | 元引裂 | 二 | 一一二二一、七三六 | 円 | 明治九年十月学事制度ニテ五百坪無 |

| | 土地 | | | 價下付残り百五十坪 下付タリ |
|--------|-----|----|----------|--------------------------------|
| 学校基本財産 | 元 畑 | 二 | 七二五二、二二六 | 明治四十三年九月 三日柳下線右衛門 ヨリ指定寄付 |
| 隔離病舎敷地 | 元 畑 | 一 | 五〇〇 | 明治三十三年四月 二日柳下谷三郎ヨ リ買受ケ |
| 計 | | 二三 | 一〇七九、〇七八 | |

(二) 建物

| 名称 | 種類 | 棟数 | 坪数 | 摘 | 要 |
|------|------|----|-----|---|------------|
| 小学校舎 | 草葺平家 | 一 | 二二四 | | 明治十九年四月建築 |
| 同上 | 瓦葺平家 | 一 | 八八 | | 同四十二年四月建築 |
| 隔離病舎 | 草葺平家 | 一 | 三八 | | 同三十二年十一月建築 |
| 同付属舎 | 瓦葺平家 | 六 | 二二 | | 同上 |
| 計 | | 九 | 二六一 | | |

(三) 小学校基本財産

| 在 | 高 | 郵便貯金 |
|------------------------|---|------------------------|
| 一、四一六 ^円 二二六 | | 一、四一六 ^円 二二六 |

(四) 罹災救助資金

| 在 | 高 | 種 | 別 |
|------------------------|---|------------------------|----------------------|
| 一、二七七 ^円 三七〇 | | 諸債券額面 | 郵便貯金 |
| | | 一、〇九〇 ^円 〇〇〇 | 一八七 ^円 三七〇 |

備考

諸債券左ノ通り

四分五厘利付勸業債券 十円券 三十九枚
 四分利付 同上 十円券 二十八枚
 五分利付 同上 十円券 二十六枚
 同上 同上 二十円券 八枚
 右町村制第十三条ニ依リ報告ス
 大正十一年二月十三日提出ス

白子村長柳下伊平太

(大正10、11年度 白子村議会会議録「和光市議会議事務局蔵」)

一〇三 大正一三年度 白子村事務報告

北足立郡白子村事務報告

大正十三年度ニ於テ本村事務ノ状況、前年ト大差ナキモ其概要ヲ叙スレバ左ノ如シ

一本村行政組織ハ名譽村長一名、有給助役一名、収入役一名、収入役代理一名(書記兼務)、外ニ書記四名ヲ置キ、処務規程ノ定ムル所ニ依リニ掛二分ケ、各掛長ヲ置キ所要ノ人員ヲ配屬シ其事務ヲ処理セシムト雖モ、繁劇ノ場合ニ当リテハ、互ニ応援シ又ハ雇書記ヲシテ事務ノ渋滞ナキヲ期セリ、又学務委員四名、区長八名及区長代理者八名、土木委員二名、戸数割調査委員十六名ヲシテ一般事務ヲ補助セシム

吏員異動

役場書記前田甲子二月二日辞職ス、富沢敬藏書記補ニ、及ビ清水兵三郎書記ヲ何レモ三月一日任用シタリ
大字下新倉三区々長及代理者辞職ニヨリ二月二十三日選挙ヲ行ヘ、区長田中純平及代理者田中莊造選挙シ就職シタリ
大字白子四区々長栗原太郎死亡ニ付、新坂嘉米次二月二十三日選挙セラレ就職シタリ

二村 会

招集八回ニシテ、其開会日数九日、其件名左ノ如シ

- 一大正十三年度本村費歳入出予算ノ件 二月二十二日 修正原案可決ス
- 一同年度本村罹災救助資金歳入出予算ノ件 同二十三日 原案可決ス
- 一村費支弁ノ為メ大正十三年度ニ於テ村税賦課ノ件 同上修正原案可決ス
- 一大正十二年度村費歳入出追加更正予算ノ件 同上原案可決ス
- 一村吏員慰勞金贈与ノ件 同上原案可決ス
- 一本村大字下新倉三区々長及代理者選挙ノ件 同上推選可決ス
- 一本村大字白子四区々長選挙ノ件 同上
- 一戸数割調査委員選挙ノ件 同上
- 一本村出納臨時検査立会人増員選挙ノ件 同上
- 一本村有給吏員ノ給料額改正ノ件 三月二十二日 原案可決ス
- 一小学校使丁慰勞金贈与ノ件 同上贈与ト可決ス
- 一伝染病患者費ノ件 同上原案可決ス
- 一村道路変更付替ニ関スル件 四月二十二日 原案可決ス

- 一 大正十三年度村費歳入出追加予算ノ件 同上原案可決ス
- 一 元小学校教員慰勞金贈与ノ件 同上贈与ト可決ス
- 一 本村収入役満期ニ付後任者選挙ノ件 五月五日推選ヲ得タル者ニ同意ス
- 一 本村名誉職有給吏員勤続表彰規程ノ件 同上原案可決ス
- 一 同上凶事例設置ノ件 同上
- 一 大正十三年度村費歳入出追加予算ノ件 同上
- 一 戸数割納稅義務者資力算定ニ関スル件 六月二十日原案可決ス
- 一 大正十三年度村費歳入出追加予算ノ件 同上
- 一 大正十三年度追加村稅徵收期ノ件 同上
- 一 村長満期ニ付選挙ノ件 七月二十六日選挙ス
- 一 本村小学校舎建築ニ関スル件 十月二十九日建築ト可決ス
- 一 大正十三年度村費歳入出追加予算ノ件 同上原案可決ス
- 一 自大正十三年度至十四年度 本村小学校營繕費 同上原案可決ス

三役場事務

(一)事務件数ハ總数四千九百〇三件ニシテ、前年ニ比シ五件増加セリ、其類別左ノ如シ

| 發收別 | 掛別 | | 計 |
|------|-------|-------|-------|
| | 第一掛 | 第二掛 | |
| 收受件数 | 一、二五五 | 一、五三三 | 二、七八八 |
| 發送件数 | 八八〇 | 一、二三五 | 二、一一五 |
| 計 | 二、一三五 | 二、七六八 | 四、九〇三 |

- 一 本村小学校建築委員選挙ノ件 同上指名推選ト可決ス
- 一 本村小学校建築委員日当及手当ニ関スル件 同上原案可決ス
- 一 現人夫寄付ニ関スル件 同上
- 一 一村有土地官有地第二種水路敷トシテ上地願ニ関スル件 同上
- 一 大正十二年度本村費歳入出決算認定ノ件 十二月二十六日認定可決ス
- 一 同年度本村權災救助資金歳入出決算認定ノ件 同上
- 一 大正十三年度本村費歳入出追加予算ノ件 同上原案可決ス
- 一 本村道路路付替及変更ニ関スル件 同上

(二) 吏員出張

村長 郡役所二十二回、岩附町一回、膝折村十三回、
志木町二回、新倉村一回、大和田町一回、部内四回、
合計四十四回ニシテ其日数四十八日出張シタリ
助役 郡役所十六回、膝折村三回、志木町三回、東京
一回、部内八回、合計三十一回ニシテ其日数三十六日
出張シタリ
収入役 郡役所十六回、東京二回、膝折村三回、合計
二十一回ニシテ其日数二十二日出張シタリ
吉田書記 郡役所一回、膝折村六回、合計七回ニシテ
其日数七日出張シタリ
野浦書記 膝折村一回、部内三回、合計四回ニシテ其
日数四日出張シタリ
清水書記 郡役所三回、志木町一回、部内七回、合計
十一回ニシテ其日数十四日出張シタリ
富沢書記 志木町二回、膝折村一回、合計三回ニシテ
其日数三日出張シタリ

四教育

教員 学級ニ対シ、校長ヲ兼任シテ正教員五名、准訓
導一名、代用教員三名ニシテ、本年教員異動ハ訓導牛
山要三郎、同西谷ひで、准訓導田中玉蔵三名ハ何レモ
三月三十一日補任セラレタリ、代用教員高沢義宣四月
七日、訓導小久保富和・同大倉ツネ二名ハ四月八日、
代用教員本橋明治郎ハ五月二日着任セラレ
大正十三年四月一日、学年開始ノ学齡児童八十五人ニ
シテ就学歩合百分ノ百
教員ニ対シ勉勵者一同ニ金百四十九円賞与シタリ
経費ハ大正十二年度ハ金一万二千四円ニシテ、大正十
三年度ハ金一万四千七百五十円ニシテ、比較スルニ金
二千七百十円増加ヲ見タルハ、之レ主トシテ給料増加
及校舍營繕費ノ原因ニ依ルモノナリ
校舍増築費金四千円本年度積立ヲ行イテ之ヲ支出ヲ為
シタリ
校舍營繕費金六千円本年度支出スルコトニ決議シタリ
左ニ三ヶ年間ニ於テ現在戸数人口並生徒一人当リノ経
費ヲ表示ス

| 区別 | 年度 | | |
|--------|--------|--------|--------|
| | 大正十一年度 | 大正十二年度 | 大正十三年度 |
| 経費一戸当 | 一七・八三八 | 一八・二一三 | 二一・四二六 |
| 同 一人当 | 二・八〇〇 | 二・八四三 | 三・三四六 |
| 同児童一人当 | 一六・一三八 | 一六・一七八 | 一八・二一〇 |

五 衛 生

衛生組合 其組織ハ村内ヲ八区ニ分ケ、其一区ヲ一組トシテ組長及ビ代理者ヲ各組合毎ニ選定シ、区内ニ属スル衛生事務ノ施行ヲ督励シ、清潔方法ハ春秋二期ニ実行シタリ、本年度伝染病患者發生ヲ見ザルハ、之レ一般ノ注意ニ依リタルト思フ、誠ニ喜ブベキコトナリ
定期種痘ハ二月二十三日・三月一日ニ於テ之ヲ施行シタリ、其人員成績ハ左ノ如シ

公 種 痘

内

| | | | |
|-----|------|---|--------|
| 第一期 | 八十七人 | 内 | 善 七十八人 |
| | | | 不善 九人 |
| 第二期 | 六十一人 | 内 | 善 六十一人 |
| | | | 不善 〇人 |

トラホーム治療ニ付テハ、学校ニ於テ十月十日生徒ノ

検診ヲナシタルニ男四十人、女三十五人輕症患者発見シタルヲ以テ治療ヲ為シタリ

六 勸 業

本年農事ニ対シテハ、総ベテ農会ニ於テ農事上ノ改良及病虫害駆除予防事務等実行シ、其成績良好ニシテ特ニ村事業トシテ行フ必要之レ無クト是認ス

七 兵 事

本年壯丁身体検査人員二十七人内本籍者 二十六人、現役人員 一人、補充員九人、徵集免除人員一〇人、徵集延期者人員一人、兵役免除人員一人、年末現在々郷軍人一六七人内已教育者数 六五人、未教育者数 一〇二人、本年満期帰郷兵数八人
本年入営兵五名ニ対シテ、十一月十五日日本村社ニ於テ奉告祭ヲ行フ、其参列員ハ学校長・名誉職・在郷軍人分会長・青年団長・親戚等ニシテ、何レモ敬神思想ヲ發起シ、誠ニ以テ喜ブベキ現象ヲ視タリ

八 土 木

本年四月ヨリ十二月迄ニ大字白子字牛房・市場、大字下新倉字中新田・本村道路修繕費金六百五十五円、字

白子川・谷中川架橋修繕費金六十円、白子川・上下川
・矢島川藻刈費、白子川上ノ堰浚渫費金百六円何レモ
支出シタリ

九財 政

大正十三年度村費歳入出予算通計金二万八千九百五十
七円、前年度ニ比シ金參千九百八十三円増額ヲ為シタ
ル、其理由ハ小学校舎増築ニ原因スルモノナリ

大正十二年度決算ハ其総額金歳入金貳万五千百〇三円
五拾九銭、歳出金貳万九百五拾六円貳拾四銭、差引
殘金參千四百四十七円三十五銭ニ対シテハ大正十三年度
へ繰越金トナル

小学校基本財産 現在金千六百六十二円七十二銭積立
高ナリ

本村基本財産造成ノ目的ヲ以テ、現在金六百四十九円
二十一銭積立高ナリ

罹災救助資金 現在金千四百六十八円七十八銭積立高
ナリ

国 税

徴収度数一七度、此賦課金五、八三六円二〇〇

内

定期ニ完納シタルモノ二、三七二人、此金五、八三
六円二〇〇

県 税

徴収度数一六度、此賦課金一〇、二二〇円九七〇

内

定期ニ完納シタルモノ四、一三一人、此金一〇、二
一六円六七〇、滞納シタルモノ八人、此金四円三〇
〇

村 税

徴収度数一六度、此賦課金一六、六四三円一二〇

内

定期ニ完納シタルモノ四、一五〇人、此金一六、六
二七円〇八〇

滞納シタルモノ八人、此金一六円〇四〇

以上徴収成績、前年ニ比シ表示スレバ左ノ如シ

| 年度 | 歩合 | | |
|-------|--------|--------|--------|
| 大正十二年 | 地租徴収歩合 | 県税徴収歩合 | 村税徴収歩合 |
| 大正十三年 | 完 | 完 | 完 |

納税上ノ状況ハ、近年他府県人一時転居セラレタルモノハ、兎角納税ノ義務心乏シキ原因ニ於テ滞納者ヲ出シタルモノ、年末日マデニ完納ヲ為シタリ

出納検査ハ毎月上旬ニ之レヲ行ヘ、臨時検査ハ村會議員立会ヲシテ六月十一日及十二月二十五日之レヲ執行シタリシニ、何レモ成績良好ニシテ現金証憑書類等正確ナリ

十戸 籍

戸籍事務ニ関スル取扱三五八件、前年ニ比シテ増加シタリ、而シテ主ナル種別ハ左ノ如シ

- 一出生数 一五二件 内 本籍者 一三九件 非本籍者 一三件
- 一死亡数 九九件 内 本籍者 八三件 非本籍者 一六件
- 一婚姻数 五一件 内 本籍者 五〇件 非本籍者 一件
- 一離婚数 二件

- 一死産数 七件 其他四七件
 - 寄留ニ関スル件左ノ如シ
 - 一入寄留 五六件
 - 一出寄留 五一件
- 以上

北足立郡白子村財産表
一公用財産ノ部

| 使用ノ目的 | 地目 | 反別 | 価 格 | 備 考 |
|--------|----|-------------|-------|--|
| 小学校敷地 | 元畑 | 九二一八一三、七四〇 | 円 | 明治四十二年十二月反別五反六畝十三歩大正十二年十二月反別三反五畝五歩地福寺ヨリ買受ケ |
| 学校基本財産 | 畑 | 二七二五 | 四、一七五 | 明治四十三年九月柳下織右衛門指定寄附 |
| 隔離病舎敷地 | 元畑 | 一五〇〇 | 九〇〇 | 明治三十三年四月三日柳下谷三郎ヨリ買受ケタリ |
| 計 | | 一三四一三一八、八一五 | | |

| 名 称 | 種 類 | 棟数 | 坪 数 | 摘 要 |
|------|------|----|-------|------------------------------------|
| 小学校舎 | 瓦葺平家 | 三 | 三二八坪六 | 明治四十三年四月 大正十一年六月 建築 大正十三年十二月 |

| | | | | |
|------|-------|----|----|-------------|
| 同付属舎 | 同上 | 三 | 二六 | 同上 |
| 隔離病舎 | 草葺平家 | 一 | 三八 | 明治三十二年十一月建築 |
| 同付属舎 | 亜鉛葺平家 | 六 | 二一 | 同上 |
| 計 | | 一三 | 四一 | 三坪六 |

(三) 小学校基本財産

| | | |
|-----------|---|---------|
| 在 | 高 | 郵便貯金 |
| 一、〇〇〇〇〇〇円 | | 六六二七二〇円 |

(四) 罹災救助資金

| | | | | |
|-----------|---|--------|---------|---------|
| 在 | 高 | 種 | | 別 |
| | | 復興貯蓄債券 | 勸業債券 | |
| 一、四六八七八〇円 | | 一〇〇〇円 | 一、〇八〇〇円 | 二八八七八〇円 |

備考

諸債券左ノ通り

- 復興貯蓄債券 十 円券 十 枚
- 四分利付勸業債券 十 円券 三十八枚
- 五分利付 同 二十六枚

同 上 二十円券 八 枚
 四分五厘利付 同 十 円券 二十八枚
 右町村制第百十三条ニ依リ報告ス
 大正十四年二月二十日提出ス

白子村長 柳下伊平太

(大正12~15年度 白子村議事会會議録) 和光市議事會事務局蔵)

第二節 農会と信用組合

一四四 明治四〇年一月 新倉信用組合第二年度事業報告書

第二年度事業報告書

北足立郡新倉村二千九百十六番地 無限責任 新倉信用組合

本組合明治三十九年一月一日ヨリ明治三十九年十二月三十一日ニ至ル事業成績左ノ如シ

一 組合員ノ数

| 区別 | 前年度越高 | 本年度增高 | 本年度減高 | 年度末現在 |
|----|-------|-------|-------|-------|
| 農業 | 六二 | 〇 | 〇 | 六二 |
| 商業 | 八 | 〇 | 〇 | 八 |
| 計 | 七〇 | 〇 | 〇 | 七〇 |

二 出資口数

| 区別 | 前年度越高 | 本年度增高 | 本年度減高 | 年度末現在 |
|----|-------|-------|-------|-------|
| 農業 | 二〇〇 | 〇 | 〇 | 二〇〇 |

| 商業 | 前年度 | 本年度 | 本年度末現在 |
|----|-----|-----|--------|
| 計 | 三七 | 〇 | 三七 |

三 払込済出資額

| 区別 | 前年度 | 本年度 | 本年度末現在 |
|-------|---------|---------|-----------|
| 各自払込 | 四七〇〇〇 | 一〇一,〇〇〇 | 一,一八五,〇〇〇 |
| 剰余金ヨリ | 〇 | 一〇一,〇〇〇 | 一,一八五,〇〇〇 |
| 払込計 | 四七〇,〇〇〇 | 二〇二,〇〇〇 | 二,一八五,〇〇〇 |

四 借入金及其償還

| 借入区分 | 前年度 | 本年度 | 本年度末現在 |
|------|-----|-----|--------|
| 借入区分 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 償還金 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 合計 | 〇 | 〇 | 〇 |

五 準備金及各種ノ積立金

| 種別 | 前年度 | 本年度 | 本年度末現在 |
|-------|-----|------|--------|
| 法定準備金 | 〇 | 一〇三六 | 一〇三六 |
| 特別準備金 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 計 | 〇 | 一〇三六 | 一〇三六 |

備考 定款第十五条ニ依リ過怠金ヲ編入ス

六 貯蓄金

| 計 | 当座貯金 定期貯金 | 区別 | |
|-----------|--------------|-----------|-----------|
| | | 人員 | 金額 |
| 三六 | 三四 二 | 前年度越高 | |
| | | 人員 | 金額 |
| 一、三四一・一五〇 | 一、一四一・一五〇 | 二、〇二二・七七八 | 二、〇二二・七七八 |
| 四九 | 四六 三 | 本年度預り高 | |
| | | 人員 | 金額 |
| 二、四五三・七七八 | 四三〇・〇〇〇 | 二、二五六・七〇九 | 二、二五六・七〇九 |
| 二二 | 一九 三 | 本年度払戻高 | |
| | | 人員 | 金額 |
| 一、五五六・七〇九 | 三〇〇・〇〇〇 | 四六 | 一、九〇八・二一九 |
| 四九 | 四六 三 | 年度末現在高 | |
| | | 人員 | 金額 |
| 二、二三八・二一九 | 三三〇・〇〇〇 | | |

七 貸付金

| 計 | 肥料買入資金 商品仕入資金 養蚕資金 土地買入 | 用途 | |
|-----------|----------------------------------|-----------|-----------|
| | | 口数 | 金額 |
| 七 | 五二 | 前年度越高 | |
| | | 口数 | 金額 |
| 七〇〇・〇〇〇 | 二四〇・〇〇〇 | 二〇 | 一、八六二・〇〇〇 |
| 三〇 | 一一八 | 本年度貸付高 | |
| | | 口数 | 金額 |
| 三、五〇二・〇〇〇 | 四二〇・〇〇〇 | 一、八六二・〇〇〇 | 一、八六二・〇〇〇 |
| 一三 | 五八 | 本年度返済高 | |
| | | 口数 | 金額 |
| 一、一九六・〇〇〇 | 六五〇・〇〇〇 | 五 | 五四六・〇〇〇 |
| 二四 | 一一八 | 年度末現在高 | |
| | | 口数 | 金額 |
| 三、〇〇六・〇〇〇 | 一、二三〇・〇〇〇 | 一四 | 一、五五六・〇〇〇 |

八 利率

| | | | |
|-------|--------------------------|----------|--------------------------------|
| 貯金 區別 | 同上 利率 | 貸付金 區別 | 同上 利率 |
| 当座貯金 | 年利 六分 | 四ヶ月以下貸付金 | 年利 壹割 貳分 |
| 定期貯金 | 六ヶ月以上年利六分五厘 一ヶ年以上年利七分 | 四ヶ月以上貸付金 | 貸付金五十円以下年利割二分 同 金五十円以上年利割二分 |

事業ノ状況

本期ハ創立以來日淺ク且戦後困難ノ經濟界ナルモ、先ツ出資払込ハ滞ナク壱口ニ付金五円ノ払込ヲ了シ、資金ハ貸付償還共ニ亦故障ナク行ハレ、組合員ノ殖産興業ノ資ヲ助ケタルコト勤ナカラサルコトヲ信ス、貯金ハ当座・定期トモ漸次預ケ入増加シテ、年度末ニハ三千円以上ノ見込ナリシガ、当地方重要物産タル甘藷及稻作其他農作物不作ノ為メ、予定ニ達セサルモ、年度末ニハ金二千二百余円ニ達シ結局前期ヨリ約九百余円ノ増加ヲ見タルハ当組合ノ幸ヒトスル所ナリ

本年内ニ於ケル損益左ノ如シ

| | | | |
|----|----|----|----|
| 利 | 益 | 損 | 失 |
| 區別 | 金額 | 區別 | 金額 |

処務ノ要件

- 一 明治三十九年一月十二日 第二回出資払込ヲ組合員ニ通知ス
- 一 明治三十九年一月十七日 第一回定期總會開会ヲ組合員ニ通知ス

- 一 明治三十九年一月二十七日 第一回定期總會ヲ新倉尋常小学校ニ開会、出席組合員四十二名ニシテ第一期事業報告・財産目録・貸借対照表・剰余金処分件及

| | | | |
|--------|--------|-------|---------|
| 貸付金 利率 | 一九七七一六 | 貯金 利率 | 一一三三四三〇 |
| 預ケ金 利率 | 二一七三八 | 消耗品 費 | 七三七四 |
| 公債 利率 | 四八八一 | 雜 費 | 二三〇〇 |
| 公債売却益金 | 四六二〇 | 純 益 | 一〇五八五一 |
| 計 | 二二八九五五 | 計 | 二二八九五五 |

理事・監事ノ改選、及三十九年度中借入ルコトヲ得ベキ最高金額、及一組合員ニ貸付スルコトヲ得ベキ最高金額ヲ議決シ閉会ス

一 明治三十九年二月三日 事業報告書ヲ本県ニ提出セリ

一 明治三十九年二月八日 第二回出資払込登記ヲ浦和区裁判所大和田出張所ニ申請セリ

一 同日理事鈴木左内・富岡綱太郎・井口信吉・桜井文蔵・奥山伝治郎就任ノ登記ヲ申請セリ

一 同日監事山田亀五郎・萩原茂兵衛就任ノ登記ヲ申請セリ

一 明治三十九年六月十五日 第三回出資払込ヲ各組合員ニ通知ス

一 明治三十九年九月二十日 第三回出資払込九月十五日結了ニ付、払込登記ヲ浦和区裁判所大和田出張所ニ申請セリ

右之通りニ候也

明治四十年一月三十日 無限責任 新倉信用組合

組合長理事 鈴木 左内[㊟]

専務理事 富岡綱太郎[㊟]

理事 井口 信吉[㊟]

同 桜井 文蔵[㊟]

同 奥山伝治郎[㊟]

前記ノ各項調査ヲ遂ケ正確ナルヲ認ム

監事 山田亀五郎[㊟]

同 萩原茂兵衛[㊟]

剰余金処分

一金貳百貳拾八円九拾五錢五厘 本年度総益金

一金貳百參拾七錢 前年度繰越総損金

一金百貳拾參円拾錢四厘 本年度総損金

差引

一金百參円四拾八錢壹厘 本年度剰余金

此処分

一金百參円四拾八錢壹厘 準備金

右之通りニ候也

明治四十年一月三十日 無限責任 新倉信用組合

組合長理事 鈴木 左内[㊟]
 専務理事 富岡綱太郎[㊟]
 理事 井口 信吉[㊟]
 同 桜井 文蔵[㊟]
 同 奥山伝治郎[㊟]

前記ノ各項調査ヲ遂ケ其処分ノ適當ナルヲ認ム

監事 山田亀五郎[㊟]
 同 萩原茂兵衛[㊟]

第二年度財産目録

| 種類 | 摘要 | 金額 |
|---------|----------|-----------------------|
| 貸付金 | 証書二十四通 | 三、〇〇六〇〇〇 ^円 |
| 什器 | 印形四個 | 二五〇〇 |
| 払込未済出資金 | 口数二百三十七口 | 一、一八五〇〇〇 |
| 未収入利子 | 口数二十一口 | 一一三五九四 |
| 現金 | | 四七七五一八 |
| 合計 | | 四、七八四六一二 |

第二年度貸借対照表

| 資産 | 金額 | 負債 | 金額 |
|---------|-----------------------|------|---------|
| 貸付金 | 三、〇〇六〇〇〇 ^円 | 出資総額 | 三、三三〇〇〇 |
| 什器 | 二五〇〇 | 預り金 | 二、三三三九 |
| 払込未済出資額 | 一、一八五〇〇〇 | 未払利子 | 七六七 |
| 未収入利子 | 一一三五九四 | 準備金 | 一〇三 |
| 現金 | 四七七五八 | 剰余金 | 一〇四六一 |
| 合計 | 四、七八四六一二 | 合計 | 四、六四六二二 |

右之通りニ候也

明治四十年一月三十日 無限責任 新倉信用組合

組合長理事 鈴木 左内[㊟]
 専務理事 富岡綱太郎[㊟]
 理事 井口 信吉[㊟]
 同 桜井 文蔵[㊟]
 同 奥山伝治郎[㊟]
 監事 山田亀五郎[㊟]
 同 萩原茂兵衛[㊟]

前記各項調査ヲ遂ケ正確ナルヲ認ム

〔新倉信用組合總會関係書類〕124—81 和光市教育委員会蔵

一五 明治四十四年一月 新倉信用組合第五年度 事業報告書

左記ノ件ニ付、本月二十八日新倉村役場内ニ於テ通常総
 会開会、左記ノ件議決致候條、同日午後一時迄ニ万障御
 繰合セ御参会相成度、此段及御通知候也

無限責任新倉信用組合長

明治四十四年一月十七日 理事 鈴木左内

組合員 殿

- 一 監事及信用評定委員選任ノ件
- 一 財産目録・貸借対照表・事業報告書・剰余金処分ニ関
 シ承認ヲ求ムル件
- 一 本事業年度ニ於テ借入ル、事ヲ得ル最高金額及ヒ一組
 員ニ貸付ル事ヲ得ル最高金額議定ノ件

第五年度事業報告書

北足立郡新倉村二千九百十六番地

無限 責任 新倉信用組合

本組合明治四十二年一月一日ヨリ明治四十二年十二月三

十一日ニ至ル事業成績左ノ如シ (續九)

一、組合員ノ数

| 区別 | 前年度 | 本年度 | 本年度 | 本年度 | 年度末 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 農 業 | 越 高 | 増 高 | 減 高 | 現在 | |
| 農 業 | 六三 | 二〇 | 一〇 | 六五 | |
| 商 業 | 七〇 | 二 | 一 | 七一 | |
| 計 | 七〇 | 二〇 | 一一 | 七一 | |

二、出資口数

| 区別 | 前年度 | 本年度 | 本年度 | 本年度 | 年度末 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 農 業 | 越 高 | 増 高 | 減 高 | 現在 | |
| 農 業 | 二〇五 | 三〇 | 三 | 二〇八 | |
| 商 業 | 三二 | 三 | 三 | 二九 | |
| 計 | 二二七 | 三三 | 三 | 二二七 | |

三、払込済出資額

| 区別 | 前年度 | 本年度 | 本年度 | 本年度 |
|---------|-------------|-----|-----|-------------|
| 各 自 払 込 | 越 高 | 増 高 | 減 高 | 現在 |
| 各 自 払 込 | 二,三七〇,〇〇〇 円 | 〇 | 〇 | 二,三七〇,〇〇〇 円 |
| 剰余金ヨリ払込 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 計 | 二,三七〇,〇〇〇 | 〇 | 〇 | 二,三七〇,〇〇〇 |

四、借入金及其償還

| 借入区分 | 前年度 | 本年度 | 本年度 | 現在年度末 |
|------|-----|-----|-----|-------|
| | 高度 | 借入金 | 償還金 | |
| 合 計 | ○ | ○ | ○ | ○ |

五、準備金及各种ノ積立金

| 種 別 | 前年度 | 本年度 | 本年度 | 現在年度末 |
|-------|-------|-------|-----|-------|
| | 高度 | 積立金 | 処分金 | 現在金 |
| 法定準備金 | 三、五〇〇 | 二、五八〇 | 〇 | 五、〇八〇 |
| 特別準備金 | 〇 | 二、五八〇 | 〇 | 五、〇八〇 |
| 計 | 三、五〇〇 | 二、五八〇 | 〇 | 五、〇八〇 |

備考一、加入金壹円五十銭

六、貯蓄金

一、前年度剰余金貳百六拾四円参拾五銭参厘

| 区 別 | 前年度 | | 本年度 | | 本年度 | | 年度末 | |
|------|-----|-----------|-----|-----------|-----|-----------|-----|-----------|
| | 人員 | 金額 | 人員 | 金額 | 人員 | 金額 | 人員 | 金額 |
| 当座貯金 | 五三二 | 二、二五〇・六九 | 二三三 | 一、九一・九八一 | 二〇一 | 八九〇・六七六 | 五六二 | 五、二六・三七四 |
| 定期貯金 | 五 | 五〇九・〇〇〇 | 四 | 七六六・〇〇〇 | 五 | 五四五・〇〇〇 | 四 | 七三〇・〇〇〇 |
| 計 | 五八二 | 七、七三四・〇六九 | 二七二 | 九、五七七・九八一 | 二五二 | 四、三三五・六七六 | 六〇三 | 二、五二六・三七四 |

七、貸付金

| 用 途 | 前年度 | | 本年度 | | 本年度 | | 年度末 | |
|--------|-----|-----------|-----|---------|-----|-----------|-----|----------|
| | 口数 | 金額 | 口数 | 金額 | 口数 | 金額 | 口数 | 金額 |
| 肥料買入資金 | 一七二 | 五、一〇一・〇〇〇 | 一〇 | 七九八・〇〇〇 | 九一 | 〇、六〇〇・〇〇〇 | 一八二 | 二、四九・〇〇〇 |

| | | | | |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 商品仕入資金 | 九一、〇四五・〇〇〇 | 八〇〇・〇〇〇 | 六一五・〇〇〇 | 八一、二二〇・〇〇〇 |
| 土地買入資金 | 四七、七〇〇・〇〇〇 | 六〇〇・〇〇〇 | 三五〇・〇〇〇 | 八一、〇二〇・〇〇〇 |
| 計 | 三〇四、三二六・〇〇〇 | 二二二、一九八・〇〇〇 | 一七二、〇三五・〇〇〇 | 三四四、四八九・〇〇〇 |

八、利率

| 貯金区別 | 同上 | 貸付金区別 | 同上 |
|------|---------------------------------|----------------------|--|
| 定期貯金 | 年利六分 六ヶ月以上年利六分五厘 一ヶ年以上年七分 | 四ヶ月以下貸付金 四ヶ月以上貸付金 | 年利壹割貳分 貸付金五十円以下年壹割貳分 同 金五十円以上年壹割 |

事業ノ状況

本期ハ創業後滿四ヶ年目ニシテ、一昨年及昨年ノ不作
 柄続ナリシ翌年ナリシト、本年麦作ハ稍良好ナリシモ当
 地稲作ノ大部分ヲ点ムル中晩稻ハ、出穂期節ニ至リ多少
 ノ虫害ニ罹リシモノアリテ其收穫稍減シタルト、且当地
 重要産物タル蔬菜類ノ価格昨年ヨリ安価ナルトニ因リ、
 当地ノ金融甚タ切迫ナリシモ、諸農作物下落ノ為メカ資
 金ハ貸付及償還トモ閑静ニシテ、其取扱高昨年ノ過半ニ
 達セサルモ、貯金ハ預入及払戻共稍々頻繁ニシテ、前期
 ニ比シ其取扱約五割ノ増加ニシテ、前期末ニ比シ約五百

余円ノ増加ヲ見タルハ、本組合ノ幸トスル所ニシテ大ニ
 殖産ノ資ヲ補佐シ、且組合員貯蓄心ノ発達ニ努メタル事
 尠ナカラサルヲ信ス、而当期中ハ貯金多ク貸付閑静ノ為
 メ、貯金利子ニ多大ヲ要セシ為メ予定ノ収益ヲ見ル能ハ
 サルモ、出資金ニ対シ一割以上ノ収益ヲ収メツ、アリ、
 尚期末ニ至リ貸付及貯金ノ均衡ヲ得シ為メ来期ノ事業ハ
 期シテ待ツヘキ状況ナリ

本年度内ニ於ケル損益左ノ如シ

| 利益 | | 損失 | |
|-----------------|-------------------|----------------------|----------------------------|
| 区別 | 金額 | 区別 | 金額 |
| 貸付金 預金 利息 | 四四三・一六八 五二四・九五 | 貯金 利息 消耗品 費 | 一九九・六〇四 三三七・〇 三七四・四四 |
| 計 | 四九五・六六三 | 計 | 四九五・六六三 |

総会ノ決議

一 明治四十二年一月二十日 第四回定期総会開会ヲ組合員ニ通知ス

一 明治四十二年一月三十日 第四回定期総会ヲ新倉村役場内ニ開会、出席組合員四十二名ニシテ左ノ件ヲ議決セリ

一 第四年分事業報告書・財産目録・貸借対照表・剰余金処分ノ件

右原案之通り議決ス

一 理事ノ改選ヲ行ヒシニ其結果左ノ如シ

三十九点 鈴木左内
三十九点 富岡綱太郎
三十九点 桜井文蔵
三十九点 井口信吉
三十九点 奥山伝治郎
十五点 山田亀五郎

右得点ノ結果、鈴木左内・富岡綱太郎・桜井文蔵・井口信吉・奥山伝治郎ヲ以テ当選者ト定ム

一 監事ノ改選ヲ行ヒシニ其結果左ノ如シ

三十五点 萩原茂兵衛
三十五点 山田亀五郎
十四点 本橋 照光

右得点ノ結果、萩原茂兵衛・山田亀五郎ヲ以テ当選者ト定ム

一 信用評定委員選任ノ件
右ハ全会一致ヲ以テ議長ノ指名ニ一任スルコトニ決シ議長ハ左ノ通り指名選任セリ

信用評定委員 本橋 奥蔵

同 本橋 潔光

同 並木仲右衛門

一明治四十二年年度中借入ル、事ヲ得ヘキ最高金額金壹千

五百円、及一組合員ニ貸付スル事ヲ得ベキ最高金額金

六百円ト議定スル件

右原案ノ通り議決ス

右終テ閉会ス

処務ノ要件

一明治四十二年一月二十九日、第四回通常總會開会期日

ヲ本部長ニ届出タリ

一明治四十二年二月三十日、事業報告書ヲ本県ニ提出セ

リ

一明治四十二年二月十二日、理事鈴木左内・富岡綱太郎

・桜井文蔵・井口信吉・奥山伝治郎就任ノ登記ヲ浦和

区裁判所大和田出張所ニ申請セリ

一同日、監事萩原茂兵衛・山田亀五郎就任ノ登記ヲ申請

セリ

一明治四十二年二月十三日、理事及監事満期改選変更登

記事項ヲ本県へ届出タリ

一明治四十二年二月二十八日、組合員岡田源蔵ノ持分三

口ノ内二口ヲ厚川丸吉へ、一口ヲ伊藤六蔵へ譲渡シ脱

退加入ノ登記ヲ申請シタリ

右之通ニ候也

明治四十三年一月二十八日

無限責任 新倉信用組合

組合長理事 鈴木 左内

専務理事 富岡綱太郎

理事 井口 信吉

同 桜井 文蔵

同 奥山伝治郎

同 監 萩原茂兵衛

同 山田亀五郎

剰余金処分

一金四百九拾五円六拾六錢參厘 本年度総益金

一金貳百四拾円八拾壹錢八厘 本年度総損金

差引

一金貳百五拾四円八拾四銭五厘 本年度剰余金

此処分

一金貳百五拾四円八拾四銭五厘 準備金

右之通りニ候也

明治四十三年一月二十八日

無限責任 新倉信用組合

組合長理事 鈴木 左内
 専務理事 富岡綱太郎
 理事 井口 信吉
 同 桜井 文蔵
 同 奥山伝治郎
 前記之各項調査ヲ遂ケ正確ナルヲ認ム
 監事 山田亀五郎
 同 萩原茂兵衛

第五年度財産目録

| 種類 | 摘要 | 金額 |
|-------|----------|----------|
| 貸付金 | 証書三十四通 | 四、四八九〇〇 |
| 預ケ金 | 預金証書三通 | 一、四〇〇〇〇 |
| 什器 | 印形四個 | 二五〇〇 |
| 未収入利子 | 貸金預金三十七口 | 三九八一六四 |
| 現金 | | 二八四四九九 |
| 計 | | 六、五七四一六三 |

第五年度貸借対照表

| 資産 | 金額 | 負債 | 金額 |
|-------|----------|------|----------|
| 貸付金 | 四、四八九〇〇 | 出資総額 | 二、三七〇〇〇 |
| 預ケ金 | 一、四〇〇〇〇 | 貯金 | 三、二五六三三四 |
| 什器 | 二五〇〇 | 未払利子 | 一〇七八九一 |
| 未収入利子 | 三九八一六四 | 準備金 | 五八五〇五三 |
| 現金 | 二八四四九九 | 剰余金 | 二五四八四五 |
| 計 | 六、五七四一六三 | 計 | 六、五七四一六三 |

右之通りニ候也

明治四十三年一月二十八日

無限責任 新倉信用組合

組合長理事 鈴木 左内[㊟]

専務理事 富岡綱太郎[㊟]

理事 井口 信吉[㊟]

同 桜井 文藏[㊟]

同 奥山伝治郎[㊟]

前記ノ各項調査ヲ遂ケ正確ナルヲ認ム

監事 山田龜五郎[㊟]

同 萩原茂兵衛[㊟]

(新倉信用組合總會關係書類) 124-81 和光市教育委員会蔵

一〇六 大正四年一月 新倉信用組合第一〇年度 事業報告書

第十年度事業報告書

北足立郡新倉村式千九百十六番地

無限責任 新倉信用組合

本組合大正三年一月一日ヨリ大正三年十二月三十一日

ニ至ル事業成績(續カ)左ノ如シ

第二節 農会と信用組合

財産目録

資産

| 貸付金 | 預金 | 什器 | 未収子入 | 現金 | 合計 |
|---------|---------|--------|--------|--------|----------|
| 七、五三一〇〇 | 二、五〇〇〇〇 | 二、五〇〇 | 八七三一九〇 | 五九三六二三 | 一一、五〇〇三三 |
| 件数參拾老件 | 〃 五 件 | 印形 四 個 | 參貸拾預口金 | | |

負債

| 貯金 | 未払子 | 利息 | 合計 |
|----------|---------|----------|----------|
| 六、五八七〇二八 | 二、一三五五五 | 六、八〇〇五八三 | 四、六九九七三〇 |
| 六拾八人 | 貯金六拾六口 | 利子 | |

貸借対照表

| 貸 | | 借 | |
|------|----------|-----|----------|
| 種目 | 金額 | 種目 | 金額 |
| 貸付金 | 七、五三一〇〇 | 出資金 | 二、三七〇〇〇 |
| 現金 | 五九三六二三 | | |
| 預金 | 二、五〇〇〇〇 | | |
| 什器 | 二、五〇〇 | | |
| 未収子入 | 八七三一九〇 | | |
| 合計 | 一一、五〇〇三三 | 合計 | 一一、五〇〇三三 |

| | | | |
|-----|------------|------------|------------|
| 預金 | 二、五〇〇〇〇 | 貯金 | 六、五八七〇二八 |
| 什器 | 二五〇〇 | 準備金 | 二、〇二六〇〇九 |
| 未収入 | 八七三一九〇 | 未払 | 二一三五五五 |
| 現金 | 五九三六二三 | 本年度 剰余金 | 三〇三七二一 |
| 合計 | 一一、五〇〇三一一三 | 合計 | 一一、五〇〇三一一三 |

事業報告書
組合員及出資口数

| 職業別 | 前年度末現在 | | 本年度増加 | | 本年度減少 | | 本年度末現在 | |
|-----|--------|------|-------|------|-------|------|--------|------|
| | 組合員数 | 出資口数 | 組合員数 | 出資口数 | 組合員数 | 出資口数 | 組合員数 | 出資口数 |
| 農業 | 六 | 二〇 | 二 | 二 | 一 | 九 | 七 | 三 |
| 商業 | 三 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 計 | 九 | 二三 | 三 | 三 | 二 | 一〇 | 八 | 三 |

出資払込

| 年度 | 区別 | | 合計 |
|--------|---------|-------|---------|
| | 各自払込 | 剰余金ヨリ | |
| 前年度末現在 | 二、三〇〇〇〇 | 〇 | 二、三〇〇〇〇 |
| 本年度末現在 | 二、三〇〇〇〇 | 〇 | 二、三〇〇〇〇 |

損益計算

| 種目 | 益 | | 損失 | |
|-------|--------|------|--------|----|
| | 金額 | 種目 | 金額 | 種目 |
| 貸付金利息 | 五六八九七八 | 貯金利息 | 四二三三七七 | |
| 預金利息 | 二〇二七一〇 | 旅費 | 三四五〇 | |
| 合計 | 七七一六八八 | 雑費 | 四一四〇 | |
| | | 合計 | 四六七九六七 | |

差引剰余金參百參円七拾貳錢壹厘

総会ノ決議

一大正三年一月十九日 第九回定期総会開会ヲ組合員ニ通知ス

一同年一月三十日 第九回定期総会ヲ新倉村役場内ニ開會、出席組合員四十六名ニシテ左ノ件ヲ議決セリ

一 第九年分事業報告書、財産目録、貸借対照表、剰余金処分ノ件

以上原案ノ通り議決ス

一 監事ノ改選ヲ行ヒシニ其結果左ノ如シ

四十六点山田亀五郎 四十六点萩原茂兵衛

右得点ノ結果、山田亀五郎・萩原茂兵衛ヲ当撰者ト定ム

一信用評定委員選任ノ件

右ハ全会議決ヲ以テ議長ノ指名ニ一任シ、議長ハ本橋

潤光・本橋奥蔵・鳥飼市太郎ノ参名指名セリ

大正参年度借入ル、事ヲ得ヘキ最高金額壹千五百円、及ヒ一組合員ニ貸付スルコトヲ得ヘキ最高金額八百円ト議定スル件

以上原案ノ通り可決

右終テ閉会ス

事業ノ状況

本期ハ創業十ヶ年目ニシテ、殊ニ本年ハ当地付近特用物産タル米・麦・甘藷及人参・牛蒡等ノ物価大下落ノ為メ、金融停滞シテ貯金ノ払戻及貸付金ノ支出多ク、貸付金償還ハ甚ダ遅滞ノ状況ナリシヲ以テ、専ラ遅滞貸付ノ償還ニ努メシ結果、総益金七百七拾壹円余ニ対シ、総損金四百六拾七円余ノ支出ヲ了シ、出資金ニ対シ壹割参分弱ノ収益ヲ得タルハ幸ヒトスル所ナリ

貸付金及其償還

| 有無 担保 | 計 | 前年度末現在 | | 本年度貸付 | | 本年度償還 | | 本年度末現在 | |
|----------|----------|----------|----|----------|----|---------|----|----------|----|
| | | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 |
| 無担保 | 五、二五六〇〇〇 | 五、二五六〇〇〇 | 二二 | 五、六九六〇〇〇 | 二六 | 三、四二〇〇〇 | 一六 | 七、五三一〇〇〇 | 三一 |
| 有担保 | 五、二五六〇〇〇 | 五、二五六〇〇〇 | 二二 | 五、六九六〇〇〇 | 二六 | 三、四二〇〇〇 | 一六 | 七、五三一〇〇〇 | 三一 |
| 計 | 五、二五六〇〇〇 | 五、二五六〇〇〇 | 二二 | 五、六九六〇〇〇 | 二六 | 三、四二〇〇〇 | 一六 | 七、五三一〇〇〇 | 三一 |

貯金

| 前年度末現在 | | 本年度受入 | | 本年度払戻 | | 本年度末現在 | |
|------------------------|----|------------------------|----|------------------------|----|------------------------|----|
| 金額 | 員数 | 金額 | 員数 | 金額 | 員数 | 金額 | 員数 |
| 七、三九八 ^円 五二四 | 六六 | 二、六九五 ^円 〇六六 | 三四 | 三、五〇六 ^円 五六二 | 四七 | 六、五八七 ^円 〇二八 | 六六 |

貸付及貯金利率

| 貸付金 | | 貯金 | |
|-----|--------------------------|----|-----------------------------|
| 年利 | 貸金五十円以下 貸金五十円以上 卍割 | 年利 | 当座六分 定期六ヶ月六分五厘、 同一年七分 |
| | | | |

処務ノ要件

一大正三年一月二十五日 第九回通常総会開会期日ヲ本

郡長ニ届出セリ

一同年貳月三日 第九^{年度}(回) 事業報告ヲ本県ニ提出セリ

一同年貳月十二日 監事萩原茂兵衛・山田亀五郎就任登

記ヲ浦和区裁判所志木出張所ニ申請セリ

一同年貳月貳拾壹日 監事満期改選変更登記事項ヲ本県

へ届出セリ

剰余金処分案

一金七百七拾壹円六拾八錢八厘

本年度総益金

一金四百六拾七円九拾六錢七厘

本年度総損金

差引

一金參百參円七拾貳錢壹厘

本年度剰余金

此処分

一金參百參円七拾貳錢壹厘 準備金

右之通り候也

大正四年一月三十日

無限責任

新倉信用組合

組合長理事 鈴木 左内[㊟]

専務理事 富岡綱太郎[㊟]

理事 桜井 文蔵[㊟]

同 井口 信吉[㊟]

同 星野 弥吉[㊟]

前記之各項調査ヲ遂ケ正確ナルヲ認ム

監事 山田亀五郎[㊟]

同 萩原茂兵衛[㊟]

通常総会決議録

大正四年一月三十日、通常総会ヲ新倉村役場ニ招集シタルニ、定刻マテニ出席シタル組合員四拾參名、総組合員七拾名ニ対シ十分ノ六強ニ当レリ、其出席者ノ氏名ハ末

尾ニ掲記ス

当日付議シタル事項左ノ如シ

一 午前十時開議、組合長理事鈴木左内議長トナル

一 投票ニ依リ理事ノ選挙ヲ行ヒシニ得点左ノ如シ

四十一點 鈴木 左内

四十一點 富岡綱太郎

四十一點 桜井 文蔵

四十一點 井口 信吉

四十一點 星野 弥吉

拾 點 本橋 瀨光

右得点ノ結果、鈴木左内・富岡綱太郎・桜井文蔵・井口

信吉・星野弥吉ヲ以テ当選者ト定ム

一 投票ニ依リ監事ノ選挙ヲ行ヒシニ得点左ノ如シ

四十點 萩原茂兵衛

三十點 山田亀五郎

七 點 桜井 龍蔵

右得点ノ結果、萩原茂兵衛・山田亀五郎ヲ以テ当選者ト

定ム

一財産目録 貸借対照表・事業報告書・剰余金処分ノ件
右ハ全会一致ヲ以テ提出案ノ通り可決シ、本年度剰余金
參百參円七拾弍錢壹厘ハ総テ準備積立金トシ、本年度ハ
出資組合員ニ配当セザル事ニ可決ス

一大正四年度ニ於テ借入ル、事ヲ得ル最高金額議定ノ件

右ハ組合長及ヒ専務理事ニ於テ借入金ノ必要ヲ認メタル

トキハ、最高金額金壹千五百円マテハ借入ヲナス事ヲ得

ル事ニ決ス

一大正四年度ニ於テ貸付金額最高額議定ノ件

右ハ一組合員ニ對シ貸付金額ヲ金八百円マテトスル事ニ

決ス

一信用評定委員選任ノ件

右ハ全会一致ヲ以テ議長ノ指名ニ一任スル事ニ決シ議長

ハ左ノ通り指名選任セリ

信用評定委員 本橋 瀨光

同 並木仲右衛門

同 本橋 奥蔵

一預ケ金ニ関スル件

右ハ当組合ニ於テ余有金ノ生シタル場合ニ於テハ、確實
ナル銀行又ハ預ケ金引出シニ便利ノ為メ、理事又ハ監事
ニ利付預ケヲナス事ヲ得ル事ニ可決ス
右總會ノ顛末相違ナキコトヲ証スル為メ、記名捺印スル
モノナリ

大正四年一月三十日

議長理事 鈴木 左内[㊦]

監 事 山田亀五郎[㊦]

同 萩原茂兵衛[㊦]

(新倉信用組合總會關係書類) 124-81 和光市教育委員會蔵

一七 大正十一年六月 北足立郡産業組合成績表

北足立郡産業組合成績表（大正十一年六月末現在）

町村本位組合

| 組 合 名 | 区 域 内 戸 数 | 組 合 員 数 | 出 資 金 | 各 種 積 立 金 | 組 合 員 家 族 貯 金 | 貸 付 金 | 郵 便 連 合 會 貯 金 |
|--------|-----------|---------|--------|-----------|---------------|---------|---------------|
| 浦和信用 | 二、一九六 | 三九一 | 四二、八二〇 | 八、〇〇〇 | 四四、三七一 | 四〇、〇七一 | 一三、九五〇 |
| 青木信購販 | 六四〇 | 三六九 | 二〇、七〇〇 | 一 | 九、九一三 | 一四、一一四 | 四四、一 |
| 大谷同 | 四二八 | 三六八 | 二〇、一〇〇 | 四五七 | 七八、二六八 | 四一、二〇八 | 三〇、三七五 |
| 内間木同 | 三八二 | 一三三 | 二、一八〇 | 九〇八 | 三一三 | 二、七七五 | 五八 |
| 大和田同 | 七〇〇 | 一六七 | 五、八一〇 | 三四八 | 一、一三九 | 六、三九五 | 四一〇 |
| 箕田同 | 四五八 | 二三四 | 一三、三一〇 | 七九五 | 三、二二〇 | 四、二五三 | 二、〇七一 |
| 石戸信用 | 七〇四 | 四二六 | 一、〇〇〇 | 八、〇七〇 | 九五、四一四 | 五二、六〇四 | 二二、二〇一 |
| 川田谷信購販 | 六二一 | 五六一 | 三八、四七〇 | 二〇、一九六 | 二七、七五九 | 一六〇、七三四 | 一八、〇三二 |
| 上尾同 | 五〇〇 | 一一三 | 二、三〇〇 | 四六八 | 一、四四七 | 二、五〇〇 | 一、八六八 |
| 鴻巣同 | 二〇〇 | 三九〇 | 四〇、九〇〇 | 五、四六〇 | 三二、二四〇 | 四一、〇三七 | 一、 |
| 指扇同 | 六七二 | 五三三 | 二四、三二〇 | 二四 | 二八、二二八 | 二一、四六三 | 七、三三二 |
| 日進信用 | 八〇三 | 一〇九 | 二、〇二〇 | 二、一五八 | 一、七五一 | 四、九七九 | 七、三三九 |
| 与野信購販 | 九六〇 | 一九五 | 七、九九〇 | 三、二九〇 | 二〇、三二一 | 一〇、二八〇 | 七、三二二 |
| 尾間木同 | 四四七 | 一二二 | 二、九四〇 | 四七九 | 三、〇二六 | 四、二五五 | 二、八四五 |
| 山川同 | 一、〇三四 | 一一二 | 四、八七〇 | 一、一八八 | 三一、二九六 | 二一、九八一 | 一、六四七 |
| 蕨同 | 一、一〇〇 | 一三一 | 四、〇三〇 | 一八三 | 一 | 一八一 | 三、七七八 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 小室信用 | 大久保 | 常光 | 神根 | 戸塚 | 吹上 | 横曾根 | 大砂土信購買 | 小針 | 加納信用 | 中丸 | 平方信購買 | 新倉 | 上平 | 馬宮信購買 | 大宮購買 | 大石 | 武陽 | 谷塚 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 四二〇 | 五七一 | 三三九 | 六四五 | 三二七 | 四二八 | 六一六 | 五五〇 | 三八九 | 五〇一 | 五一三 | 五五〇 | 二七五 | 四二〇 | 五〇五 | 七四七 | 七一〇 | 四九三 | |
| 一五四 | 四六二 | 三三一 | 二五四 | 二五八 | 二一八 | 三二五 | 九四 | 一六四 | 一三一 | 四四八 | 三二二 | 九三 | 三八四 | 三八三 | 七二六 | 五五二 | 二六一 | 一八二 |
| 四、七五〇 | 一〇、六〇〇 | 二〇、〇〇〇 | 五、四六〇 | 一、八八〇 | 七、八三〇 | 二九、二三〇 | 三、〇〇〇 | 三、二三〇 | 三、九一五 | 二一、七四〇 | 一四、三三〇 | 四、五〇〇 | 二〇、二四〇 | 一六、二五〇 | 二、一一〇 | 一一、一一〇 | 一五、八〇〇 | 二、九二八 |
| 一・九六三 | | 三・二九〇 | 四八六 | 一五 | | 一・三七一 | 一・三九一 | 五六一 | 一・六七一 | 四・二〇七 | 六〇八 | | 七・五五二 | 七・〇五四 | 二・二二六 | | | |
| 九、二三〇 | 一、五九八 | 八、八八七 | 六、七六六 | 一五、七五三 | 一〇、三〇九 | 二、三四二 | 一〇、三六四 | 四九、九八〇 | 三一、二七二 | 二九、〇八一 | 一五、二六〇 | 一六、二七八 | 一九、〇八一 | 一〇、六一〇 | 一九、〇八〇 | 一四、五二一 | 一〇、九四一 | 一、六二一 |
| 一〇、八七八 | 一、二八〇 | 一六、五七三 | 六、九九五 | 一、四四〇 | 三、〇三〇 | 八、七六八 | 三、四一六 | 三〇、一九〇 | 三八、一九六 | 二五、三五〇 | 七、九一五 | 三、〇二〇 | 〇六、四七四 | 一〇、六一〇 | 一〇、九四一 | 一四、五二一 | 一〇、九四一 | 一、六二一 |
| | 二、五七〇 | 二、四六四 | 三、三六七 | 六、八一六 | 二、三二二 | 三、四二一 | 二〇、〇五二 | 九、五八一 | 三、七〇〇 | 一、六五〇 | 五、三二一 | 四七 | 二二六、三五四 | 一、二二九 | 一、二二九 | 一、二二九 | 一、二二九 | 一、二二九 |

特種事業組合

埼玉織物浦和区
信販購
埼玉輸出織物同

一三七八

二五、六五〇円
五四、〇〇〇

九・七五六円

六三〇円

二三、七二七円

二五〇円
九八三

| | | | | | | |
|-----------|-----|--------|--------|--------|--------|-------|
| 同 蕨 区 同 | 一一四 | 三五、〇〇〇 | 三七・五九〇 | 一五、六一九 | 七三、五七九 | 六、〇七八 |
| 同 鳩 谷 区 同 | 七三 | 一〇、八〇〇 | 三六四 | | 九、一九五 | 一、七八六 |
| 北 武 簞 筍 同 | 二七 | 八、六〇〇 | 三四 | | | 一九九 |
| 安 行 苗 木 同 | 九 | 二二八 | 一一〇 | | | |
| 中 武 桐 材 同 | 六六 | 二二、三〇〇 | 二一八 | 二、四九〇 | 八、五〇〇 | 一、五〇四 |

外ニ新設町村本位組合左ノ如シ

桶川信販購 川口信販購

新田同

七里同

(大正10、11年度 白子村議事會會議録「和光市議事會事務局蔵」)

一〇八 大正一一年 新倉村小作慣行調査表

小作慣行調査

埼玉県北足立郡新倉村小作慣行調査書

第一 小作契約ノ締結

- 一、現ニ小作シツ、アル小作地ノ小作契約ノ中、口約
東ニ依リタルモノト、小作証書ニ依リタルモノトノ

第二節 農會と信用組合

凡ソノ割合

口約束ニ依ルモノ 全部

小作証書ニ依ルモノ ナシ

- 二、近時締結セラレタル小作契約ハ、口約束ニ依ルモノト小作証書ニ依ルモノト何レカ普通ナリヤ其傾向
口約束ニ依ルモノヲ普通トシ、小作証書ニ依ル傾向ナシ

三、近時締結セラル、小作契約ノ契約事項

(一)口約束ニ依ル場合ハ其約束事項

- 一 小作地ノ所在地 新倉村字何々
- 二 小作地ノ反別 何反何畝歩
- 三 小作ノ期間 地主ニ於テ入用ノ時マデ
- 四 小作料ノ額

田ハ老反歩ニ付玄米一石納メ、畑ハ地主及ヒ小
作人協議ノ上、地質ノ優劣ニ依リ一反歩ニ付金
何円ト定ム

五小作地ニ係ル諸税並修繕改良費ノ負担

諸税ハ地主、修繕改良費ハ小作人ニ於テ負担ス

六小作地使^(用脱カ)ノ制限

各地目ノ通り田ハ田、畑ハ畑ニ使用スルコト

七小作料納入ノ期限

翌年一月末日限リトス

八小作ノ契約期間内ニ於ケル契約解除

地主又ハ小作人何レカ一方ヨリ申込ミニ依リ解

除スルコト

九小作料納入ノ場所及現品納ノ場合ハ其場所迄ノ

運賃ノ負担

金額納メ現物納メ共地主宅ニ於テス、運賃ハ小

作人ノ負担トス

十小作料滞納其他小作人ノ債務不履行ノ場合ニ於

ケル制裁

別ニ制裁ナシ、若シ滞納者アルトキハ督促ヲナ
シ納入セシム

四、期間満了ノ際、小作ヲ其儘継続スル場合ト、契約
ノ内容ヲ変更シテ継続スル場合ト何レカ普通ナリ
ヤ 其儘継続スルヲ普通トス

五、小作契約ニ付保証人ヲ付スルコトアリヤ、又敷金
若シクハ保証金ヲ徴スルコトアリヤ、小作料ヲ前納
スルコトアリヤ

本項該当ナシ

六、小作人ガ前小作人又ハ地主ヨリ立毛、立木、建
物、其他付属物ヲ買取ルコトアリヤ、買取ル場合ノ
評価方法

本項該当ナシ

七、田畑ヲ組合セ又ハ田ノ小作ノ条件トシテ、畑ヲ小
作セシムルコトノ有無

本項該当ナシ

八、小作地ニ付随シテ付与、貸与、其他利用セシムル
宅地、住家、原野、農具、農舎、家畜、肥料、種子

其他ノ有無、種類及數量

本項該当ナシ

第二 小作契約ノ期間

一、期間ノ定アルモノト定メナキモノトノ割合其變遷

一水田ノ小作

(一) 割合

期間ヲ定メス地主ト小作人ニ於テ不都合ナキ限

リ年々継続セシム

右ノ如キ期間ノ定メナキモノノ全部

(二) 變遷

ナシ

二畑ノ小作

(一) 割合

期間ヲ定メス、地主ト小作人ニ於テ不都合ナキ

限り年々継続セシム

右ノ如キ期間ノ定メナキモノノ全部

(二) 變遷

ナシ

二、期間ノ定アルモノト其年數及其年數ノ變遷

本項該当ナシ

三、主ナル作物ノ種類ニ依ル小作期間ノ年數

本項該当ナシ

第三 小作料

一、現在ノ小作料ハ何ヲ標準ニシテ定メラレタルモノ

ナリヤ

従来ヨリ田ハ一反歩收穫米ヲ二石ト定メ地主五分

小作人五分定ム、一石ヲ地主ニ納ムルコトニ取極メ

タルモノナリ、而シテ地味ノ優劣ニ拘ハラス一反歩

ハ一石ト定ム、然レドモ出水其他ノ災害ヲ被リタル

トキハ地主小作人協議ノ上小作米ヲ減スルコトアリ、他ハ其地質ニ依リ地主小作人協議ノ上小作料ヲ

定ム

二、小作料ノ種類、反當數量、並其他ノ收穫高二對ス

ル凡ソノ割合其他

小作料ノ種類ハ田ニアリテハ一反歩ニ付米一石ト

シ、畑ニアリテハ金納トス、變遷ナシ

(甲) 田ノ小作料

- (一) 小作料ノ種類、其変遷並傾向
従来ヨリ小作料ハ米ヲ以テ納入シツ、アリテ変遷ナシ
- (二) 現物納ノ場合

反当小作料ノ実例

| 一 作 田 毛 | | | 種 別 | | 小 作 料 | | 種 類 | | 種 類 | | 種 類 | |
|---------|---|-----|-----|-----------|---------------------|-------------------------|-----------------------|---|---------------------------------|-----|-----|-----------------|
| 低 | 高 | 普 通 | 種 類 | 契 約 小 作 料 | 最 近 五 年 間 實 納 小 作 料 | 最 近 五 年 間 平 均 麥 作 收 穫 高 | 小 作 料 卜 收 穫 高 卜 ノ 割 合 | 契 約 小 作 料 實 納 小 作 料 ノ 上 欄 收 穫 高 二 對 ス ル 割 合 | 實 納 小 作 料 上 欄 收 穫 高 二 對 ス ル 割 合 | 種 類 | 數 量 | 當 該 田 地 ノ 上 中 下 |
| | | 米 | 一 石 | 九 斗 | 一 石 八 斗 | 五 五 ・ 五 〇 五 〇 ・ 〇 〇 % | 〇 | 〇 | 上 | | | |

備考 小作料ニハ高低ナシ

畑小作料ハ従来ヨリ金納ニテ変遷ナシ

- (一) 代金納ノ場合 ナシ
 - (二) 現物納ノ場合 ナシ
 - (三) 代金納ノ場合 ナシ
 - (四) 金納ノ場合 ナシ
- (乙) 畑ノ小作料
- (一) 小作料ノ種類、其変遷並傾向
 - (二) 廣ク行ハルル小作料金額ノ実例 (反当)

| 契約上ノ小作料 金額 | 最近五年間 平均実納小 作料金額 | 最近五年間平均收穫高 | | 見積 金額 | 小作料ト收穫高トノ割合 | | 当該畑ノ 上 中 下 |
|---------------|------------------------|-------------|-------------|------------|----------------------------|----------------------------|---------------------|
| | | 種類 | 数量 | | 契約小作料ノ 上欄收穫高ニ 対スル割合% | 実納小作料ノ 上欄收穫高ニ 対スル割合% | |
| 二〇 円 | 二〇 円 | 甘 麦 薯 | 二八〇升 三〇〇 | 三〇 円 六〇 | 二二・二二 % | 二二・二二 % | 上 |

(丙) 桑園、茶園、果樹園ノ小作料 ナシ

四、込米、入レ舂、足米又ハサシ米ノ類ノ有無 ナシ

五、小作料ノ減免増徴

(一) 一時的ノ増徴減免

(イ) 小作料ノ減免ノ如何ナル場合ニ行ハル、

ヤ、現物納タルト代金納又ハ金納タルトニ依リ

テ其場合差異アリヤ

出水其他災害ヲ被リタルトキハ、其被害歩合

ニ依リ地主ト小作人ニ於テ減免等ヲ協定スル

モ、豊作ナリトテ増徴スルコトナシ

(ロ) ナシ

(ハ) ナシ

通免除ス

(ホ) 地主小作人間ニ於テ任意協定スルモノニ

付不明ナリ

(ヘ) 前項同様ナリ

第四 小作料ノ納入

一、納期

翌年一月末日限りヲ普通トシ、期限ニ全部納入セ

サルモノアルトキハ内納ヲナサシメ、数度ニ全部納

入セシムルヲ特例トス

二、納入ノ場合及其場所迄ノ運賃ノ負担

一 納入ノ場所 地主宅ニ納ム

二 運賃ノ負担 小作人ノ負担トス

三、納入ノ際地主ヨリ供スル慰勞米又ハ金品酒食等ノ有無及其額

納入ノ際地主ヨリ、田小作ハ米穀検査規則ニヨリ、甲米ヲ納ムルモノニ一俵ニ付米三升、乙米ヲ納ムルモノニ二升、丙上米ヲ納ムルモノニ一升、丙下米ヲ納ムルモノニ五合ノ慰勞米ヲ給与シ、不合格米ヲ納ムルモノニハ慰勞米ヲ給与セズ、畑小作ニハ一切給与セズ

第五 小作料ノ滞納

一、現物小作料滞納ノ場合ニ之ヲ貸金ニ改メ利息ヲ徴スル慣行アリヤ、其利率及複利計算ヲ用フルヤ否ヤ 本項該当ナシ

二、金納（代金納）小作料滞納ノ場合ニ於テハ利息ヲ徴スルヤ、其利率及複利計算ヲ用フルヤ否ヤ

本項該当ナシ

三、予メ小作契約中ニ小作料滞納ノ場合ニ於テハ其小

作料ヲ貸金ニ改メ、又ハ現物ノ儘貸付スルコトヲ定メ置クコトアリヤ、前二項ノ場合ノ利率ヲ協定シ置クコトアリヤ

本項該当ナシ

四、滞納ノ場合ニ於テ之ヲ貸金ニ更ヘス单ニ未納小作料トシテ継続スルモノトシ、其損害賠償ヲ取立ツルコトアリヤ、其損害賠償額ヲ契約ニテ予メ定メ置クコトアリヤ、アリトセバ其額

貸金ニ更ヘス未納小作料トシテ継続シ、其損害賠償ヲ取立ツルコトナシ

五、滞納ノ場合ニ保証人カ義務ヲ履行シタル事例アリヤ ナシ

六、滞納ノ為メニ契約ヲ解除シタル事例アリヤ 稀ニアリ

七、滞納ニ付強制執行ヲ為シタル事例アリヤ ナシ

八、訴訟其他滞納ニ対シ地主ノ執ル手段

督促ヲ重タルノミニテ訴訟ヲ為シタルコトナシ

九、地主ヨリ其小作料支払請求権ヲ^(買入)集メテ利ヲ営ム

者アリヤ ナシ

第六 耕地整理カ小作慣行ニ及ホセル影響

本項該当ナシ

不合格米 同 ナシ
罰米 ナシ

第七 穀物検査(生産検査及移出検査)ト小作慣行トノ

関係

一、生産検査

(一) 奨励米ト込米廃止トノ関係
生産検査実施ト同時ニ込米ヲ廃止シ、奨励米ヲ与フルコト、セリ

(二) 従来ノ普通ノ産米ニ付、小作料一俵当乾燥調製

(四) 地主総数ニ対スル奨励米交付地主ノ割合、及罰米徴収地主ノ割合
生産検査実施当時ヨリ地主ニ於テ協議ノ上、全部奨励米ヲ交付シツ、アリ、罰米ヲ徴収スル地主

其比較
最モ多キノ占ムル等級ノ小作料、一俵当同上費用、

ナシ
部奨励米ヲ交付シツ、アリ、罰米ヲ徴収スル地主

従来一俵当金一円五十銭位ヲ要シタリシモ、検査施行後ハ約其二割ヲ増加シ、金一円八十銭位ヲ

(五) 小作料ノ其他ノ小作慣行ニ及ホシタル影響

要スルニ至レリ

(六) 最近ニ於ケル検査米ノ等級別分量

(二) 奨励米及罰米ノ等級別分量

甲米 二百五十俵

甲合格米一俵ニ付、奨励米三升

乙米 四百五十俵

乙 同 二升

丙上米 千百五十俵

丙上 一升

丙下米 八百五十俵

丙下 同 五合

不合格米 千二百俵

二、移出検査

(一) 従来ノ普通ノ産米ニ付、小作料一俵当乾燥調製

及俵装ニ要シタル費用、並検査施行後ノ産米ニ

付、最モ多キヲ占ムル等級ノ小作料、一俵当同上

費用、其ノ比較

従来一円五十錢位ヲ要シタリシモ、検査施行後

ハ約其三割ヲ増加シ、一円九十五錢位ヲ要スルニ

至レリ

(二) 奨励米及罰米ノ等級別分量 本項該当ナシ

(三) 奨励米ト込米廃止トノ関係 本項該当ナシ

(四) 地主総数ニ対スル奨励米交付地主ノ割合、及罰

米徴収地主ノ割合

奨励米交付地主 全部

罰米徴収地主 ナシ

(五) 小作料其他ノ小作慣行ニ及ホシタル影響

本項該当ナシ

(六) 最近ニ於ケル移(輸)出米等級別分量

一等米 ナシ

二等米

三等米

四等米

五等米

不合格米

ナシ

三十俵

百二十俵

二百俵

二百俵

三、一俵ノ容量ノ変遷及之ニ伴フ差額米ノ処理、並其

他ノ小作慣行ニ及ホシタル影響

(一) 一俵ノ容量ニ及ホシタル影響

穀物検査規則ノ施行ニ依リ従来四斗一升ナリシ

ヲ四斗ト為スニ至レリ

(二) 差額米ノ処理

一俵ニ付差額米一升宛ノ余リ米ハ、小作人ノ収

得トセリ

第八 小作契約ノ登記及小作地ニ対スル制限

一、小作契約登記ノ有無、及地主カ登記ヲ承諾セサル

場合ノ有無、及其事例 本項該当ナシ

二、小作地転貸ノ多少、及其場合転貸ニ対スル地主ノ

承諾ノ要否其他ノ制限、転貸ノ場合ニ転賃人カ地主

ニ支払フ小作料ト、転借人ニ要求スル小作料トノ割合、及差額転貸ノ弊害 本項該当ナシ

三、小作権売買ノ有無多少其利弊、売買ニ対スル地主ノ承諾ノ要否其他ノ制限、小作権及其土地ノ売買価格 本項該当ナシ

四、小作地ノ使用制限及其他ノ制限

(一) 各地目ノ通り田ハ田、畑ハ畑ニ使用スルコト

(二) 地主ノ承諾ヲ得シテ樹木ヲ栽植セサルコト

第九 地主又ハ小作人ノ賠償

一、地主カ小作地ヲ引上ケタル為小作人ニ及ホシタル損害(将来引続キ小作スル権利、引上当時ノ立毛作物、小作人ノ為シタル土地改良、小作人ノ建テタル建物其他ニ関スル損害)ニ対スル地主ニ於テ賠償額ノ算定方法

期間ノ滿了ニ依リテ小作地ヲ引上ケル場合ニモ右ノ損害ニ対シ賠償ヲ為スヤ否ヤ 本項該当ナシ

二、小作人カ為シタル地荒シ等ノ為メ、地主ニ及シタル損害ニ対シ小作人ニ於テ賠償ヲ為スコトアリヤ、

アリトセバ賠償額ノ算定方法 本項該当ナシ

第十 小作地ノ修繕改良及其負担

一、地主ノ負担タル修繕改良

用悪水路へ農作道等ハ毎年地主及小作人ニテ夫役ヲ以テ修繕シ、材料ヲ要スルトキハ地主ニ於テ負担スルコトアリ

二、小作人ノ負担タル修繕改良

小作人ニ於テ為スコトヲ得ル比較的小ナル修繕改良ヲナス

三、公租公課其他ニシテ地主ノ負担タルモノ

公租公課ヲ負担ス

四、公租公課其他ニシテ小作人ノ負担タルモノ

小作人ニ於テ負担スルコトナシ

第十一 小作契約当事者ノ変更

一、小作契約一方ノ当事者ノ死亡ノ場合ニ於テハ、小作契約ハ相続人トノ間ニ継続スルヤ

継続ス

二、土地ノ売買・贈与等ニ因リ地主ニ変更アリタル場

合ニ於テ、契約ノ解除、小作料ノ増徴等、従来ノ小作人ニ及ホス影響

本項ノ場合ニ於テモ何等影響ナシ

第十二 契約ノ解除及消滅

一、期間ノ定ナキ小作ノ契約解除、及期間ノ定アル小作ノ期間内ニ於ケル契約解除ノ場合、及解除ノ予告期間

(一) 地主ニ於テ土地使用ノ必要ヲ生シタル場合
其予告期間ハ一ケ年

(二) 地主ニ於テ土地売却贈与ノ場合

其予告期間ハ半ケ年

二、期間ノ定アル小作ノ期間満了スルニ当リ、小作人ヨリ従前ト同一又ハ其他相当ノ条件ヲ以テ継続小作シタキ旨申込メル場合ニ於テ、地主カ之ヲ拒絶シテ小作地ヲ返還セシムルコトアリヤ、其慣行

本項該当ナシ

三、主タル目的物ニ対スル契約ノ消滅解除カ、宅地其他小作ノ目的物ニ付随シテ、交付シタルモノヲ返還

セシムルコト、ナルヤ、宅地建物ノ場合ニ付テハ幾何ノ猶予期間ヲ認ムルヤ

(一) 返還セシムルコト、ナルヤ

返還セシムルコト、ナル

(二) 猶予期間

一ケ年位

第十三 土地管理人（支配人世話人等）

一、如何ナル地主カ管理人（支配人世話人等）ヲ置クヤ
本項該当ナシ

第十四 以上ノ外小作ニ関スル重要事項

一、前各項ノ外、契約又ハ慣習上定マレル特殊ノ事項

ニシテ重要ト認メラルモノ ナシ

二、不在地主ノ利弊 不在地主ナシ

三、小作地経営ニ関スル特例 本項該当ナシ

四、小作地ノ貸借、及耕地売買ノ仲介・周旋ヲ為スヲ

常トスルモノアリヤ ナシ

五、其他 ナシ

第十五 永小作 本項該当ナシ

第十六 刈分小作其他特殊ノ小作 本項該当ナシ

第十七 小作ニ関スル慣行ノ改善ヲ要スル諸点、理由及
其方策 ナシ

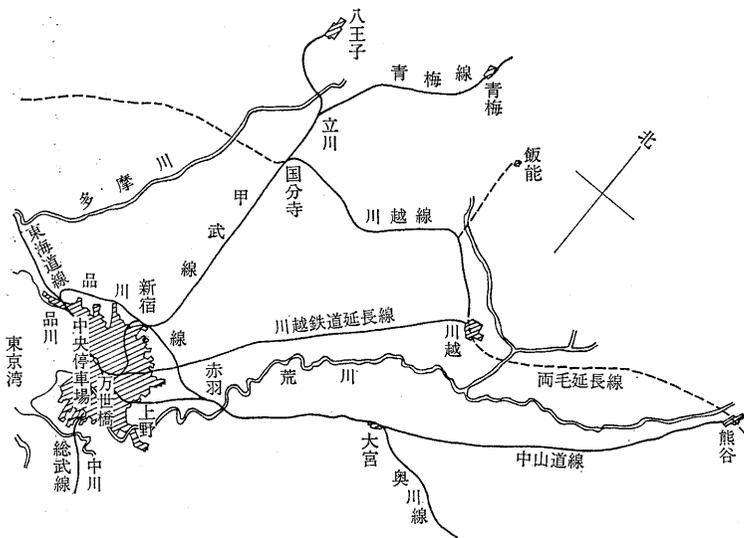
(埼玉県行政文書「大正11年 農務部」大1375)

第三節 東上鉄道の開通

川越鉄道延長願につき
取調方問合書

鐵道線路延長願

弊社鐵道ノ義ハ、甲武鐵道線國分寺駅ヨリ埼玉県入間郡川越町ニ達スル十八哩半ニシテ、開業以來日ニ月ニ漸次旺進ノ状ヲ呈シ、沿線地方亦頓ニ物産需給ノ頻繁ヲ致シ申候、抑モ川越ハ埼玉県下枢要ノ地区ニシテ、物貨集散ノ中心ニ有之候、然ルニ弊社鐵道ハ川越ニ止リ候故、同地方ノ貨物ヲ東京ニ運送シ、若クハ東京ヨリ同地方ニ運送センニハ、弊社線及ヒ甲武線三拾五哩余ヲ迂回セサルヲ得ス、否ラサレハ牛馬背又ハ川舟ニ頼ルノ外無之候、是レ未タ同地方ニ十分ノ利便ヲ与フルコト能ハサルモノニシテ、公共事業上遺憾不尠候、就テハ弊社ハ夙ニ川越ヨリ大宮ニ通スヘキ線路ニ就キ踏査相試候処、其哩程ハ僅々八哩余ニ候ヘ共、工費ハ非常ノ巨額ヲ要シ収支固ヨ



リ相償ヒ不申候、是ニ由テ百万方覈査ノ末、更ニ川越ヨリ駒林村、志木町、下新倉村、上板橋町等ヲ経テ、大塚辻町ヨリ東京市内ニ入り神田川ニ出テ、万世橋付近ニ至ル一線ヲ撰定仕候、乃チ其哩数廿二哩間ニ延長線ヲ布設シ、以テ益々該地方、東京間ニ於ケル運輸交通ノ利便ヲ加ヘ、永ク公共事業ノ実ヲ挙ケ申度精神ニ御座候、此延長線ハ川越東京間ノ最近距離ニシテ、他日中仙道及ヒ秩父方面ヘ連絡スヘキ線路ヲ布設致候上ハ、斯等ノ線路ニ対シ東京ニ達スル唯一ノ総合線ト相成候モノニシテ、其利便蓋シ層一層ナルヘキ義ト確信罷在候、要スルニ右延長線布設ノ義ハ、目前公共ノ利便ヲ相増候ノミナラズ、弊社将来ノ利害ヲ慮リ候テモ亦益々必要ノ義ト奉存候、若シ本線又ハ其比較並行ノ線路ニシテ他会社ノ有ニ歸スル等ノ義有之候ハンカ、忽チ弊社命脈ノ安危ニ相関シ候間、何卒特別ノ御詮議ヲ以テ願意至急御認許仮免狀御下付被成下度、本月九日株主臨時總會ノ決議ニ基キ、別紙目論見書并ニ略図相添此段奉願候也

明治廿八年十二月十日

川越鉄道株式会社

逋信大臣白根專一殿

專務取締役米倉一平

川越鐵道延長線布設目論見書

今般弊社川越停車場ヨリ更ニ鐵道線路ヲ延長シ、東京市内万世橋附近ニ至リ、甲武鐵道株式會社ニ於テ出願中ナル万世橋延長線ニ連絡スヘキ鐵道ヲ布設仕度候ニ付テハ、右線路經過ノ場所等概略左ニ開陳仕候

延長線ハ現今ノ川越停車場ヨリ起リテ新宿村、寺尾村ヲ過キリ駒林村（四哩半）ニ停車場ヲ置キ、鶴馬・水子ノ二村ヲ經テ志木町（八哩）ニ停車場ヲ置キ、浜崎村、上新倉村ヲ經、下新倉村（拾二哩）ニ停車場ヲ設ケ、上赤塚村、下赤塚村、下練馬村ヲ過ギリ上板橋町（拾七哩）ニ停車場ヲ設ケ、池袋村ニ至リ日本鐵道赤羽線ニ橋梁ヲ架シテ之ヲ横斷シ、巢鴨村ヲ經テ大塚辻町（拾九哩半）ニ停車場ヲ置キ、是レヨリ東京市内ニ入りテ高堤ヲ築キ

復線ヲ布設シ、改正道路其他ニ橋梁ヲ架シテ踏切ヲ避ケ、久堅橋付近（式拾哩參拾鎖）ニ停車場ヲ置キ、伝通院前ヨリ初音町ヲ横斷シ、田町裏帝國大學御用地付近

（式拾壹哩）ニ停車場ヲ置キ、真砂町、弓町一丁目往来下ニ隧道ヲ穿チ、壹岐殿坂通り（式拾壹哩半）ニ停車場ヲ設ケ、元町二丁目一丁目清昌寺裏ニ隧道ヲ穿チ、神田川ニ出テ橋梁ヲ架シテ甲武鐵道株式會社ノ出願ニ係ル万世橋延長線（廿二哩）ニ連絡ス、延長線經過ノ順路粗斯ノ如クニ御座候

右延長線布設ニ要スル資本金ノ義ハ、建設費相当ノ額即チ建設費予算ニ記載ノ金百四拾六万円ヲ貳万九千貳百株ニ相分チ、更ニ株金ヲ増募仕候義ニ御座候、尚ホ建設費及ヒ營業収支ノ予算ハ、別紙記載ノ通りニ御座候也
明治廿八年十二月

川越鐵道株式會社

川越鐵道延長線建設費予算

一金百四拾六万円也

内訳

| | |
|------------|-----|
| 金貳拾九萬參千七百円 | 用地費 |
| 金拾四萬貳千九百円 | 土工費 |
| 金七萬八千五百円 | 橋梁費 |

| | | |
|------------|--------|-------------------------|
| 金拾万五千六百円 | コルベルト費 | 營業収支予算 |
| 金貳千円 | 伏樋費 | 一金拾四万九千參百五拾八円 |
| 金貳拾四万七千五百円 | 隧道費 | 一ケ年収入金 |
| 金貳拾六万四千參百円 | 軌道費 | 内訳 |
| 金壹万六千五百円 | 停車場費 | 金九万六千參百六拾円 |
| 金拾六万五千元 | 車輛費 | 但一日ノ人員往復壹千貳百人トシテ、一人一哩ニ付 |
| 金壹万〇五百円 | 建物費 | 金壹錢一ケ年客車収入高 |
| 金貳千七百円 | 電話線架設費 | 金五万貳千九百九拾八円 |
| 金七千元 | 測量費 | 但一日ノ貨物運送高往復貳百貳拾噸トシテ、一噸壹 |
| 金貳万円 | 工事監督費 | 哩ニ付金參錢一ケ年貨車収入高 |
| 金五千元 | 建築汽車費 | 計 |
| 金壹万円 | 運送費 | 一金五万六千元 |
| 金四千元 | 建築用具費 | 右差引 |
| 金壹千五百円 | 柵垣及経界費 | 殘金九万參千參百五拾八円 |
| 金壹万円 | 器械場費 | 此純益割合 |
| 金壹万円 | 総係費 | 資本金百四拾六万円ニ対シ 年六朱四厘弱 |
| 金六万參千參百円 | 予備費 | |

明治廿八年十二月十六日

起草主任山本 清

計

知事

主査

内務部長 第二課長

二郡長へ照会案

川越鉄道株式会社ヨリ、川越町ヨリ福岡村、志木町、白子村、板橋町等ヲ経テ、大塚辻町ヨリ東京市内ニ入り、神田川ニ出テ万世橋付近ニ至ル間ニ延長線敷設ノ義願出候ニ付テハ、左記ノ事項至急御取調御回報有之度、此段及御照会候也

明治廿八年十二月十七日

内務部長 氏名

入間外一

郡長宛

北足立外一

一 起業ノ効用

鉄道起業ノ実用及地方ノ状況ニ応ジ良好ノ結果ヲ得ヘ

キ望アリヤ否

一 起業ノ公益上ノ關係

鉄道敷設ノ為メ旧来ノ道路、河川等ノ変換ニ由リ生スヘキ交通上ノ利害、地方人民ノ生計、營業上ニ及ホスヘキ影響其他交通經濟上ノ關係

(埼玉県行政文書「明治28年 土木部」明1747)

二〇 明治二九年八月 毛武鉄道株式会社改正線路 不認可願

毛武鉄道株式会社改正線路不認可願

毛武鉄道株式会社ハ明治廿八年八月十三日附ヲ以テ發起人連名ノ上鉄道敷設ノ件ヲ出願シ、其後鉄道會議ニ於テ決議ノ上仮免状下附ノ御命令ニ相成リタル次第第二御座候、其經過線路タルヤ出願書及ヒ附屬圖ニ記載セル如ク東京市小石川区富坂町近傍ヲ起点トシ、巢鴨、池袋ヲ経テ日本鉄道品川線(下方)上板橋駅ニ於テ横断シ、下板橋(上方)ニ出テ下練馬ヲ経テ埼玉県下白子ニ至リ、夫ヨリ旧川越街道ニ抛リ大和田、大井ヲ川越町ニ入り川越線トノ連絡ヲ通シ、更ニ進ンテ栃木県下足利町ニ達シテ終ル計画ニシテ、其經過ノ概況ハ別紙甲号圖(即該会社力出願ノ際添付シタルモノ)ノ如ク、旧川越街道ナルモノニ標準ヲ取リタル事モ亦明カナル事ト奉存居候、之ヲ乙号圖ニ較スルニ此線路ノ川越町ニ至ル迄ハ乙号圖イロ線ニ該当スル

次第二御座候、然ルニ会社カ曩キニ東京府知事並ニ埼玉
 県知事ヨリ許可ヲ得タル線路実測ノ行為ヲ視ルニ、甲号
 図ニ依拠シタルニ在ラスシテ遠ク其東部ニ位スル乙号図
 イハ線ヲ実測シ、仮免許ヲ得タル線路ハ措テ問ハサルノ
 有様ニ御座候、此事タル略ホ会社ノ意向ヲ了知シ得ヘキ
 モノニシテ、会社ノ意向ハ寧ロ此実測線路ニ拠ラントス
 ルモノナラント奉存候、之ヲ各願人等村方ヨリ視レハ、
 果シテ願人等ノ予想ノ如ク会社カ実測線ニ於テ愈々鐵道
 敷設ヲ為ストキハ、村々人民ハ非常ナル迷惑ヲ惹起スノ
 ミナラス、之ヲ国家公益ノ点ヨリ視ルモ將タ又会社存立
 ノ点ヨリ視ルモ、実測線路カ極局^(精力)不利益ナル事ハ明了ナ
 ル処ナルヲ以テ、左ニ其事實ヲ陳述仕候

一実測線路タル乙号図イハ線傍近ハ願人等村方人民カ有
 スル熟田一面ニ存在スル個所ニシテ、此等村民ハ僅カ
 ニ耕作ノ為メニ衣食シ居ルモノニ有之候処、傍近一面
 ノ地所ハ從來低湿ノ地ナルノミナラス之ニ沿フテ荒
 川、柳瀬川、新河岸川ノ存在セルヲ以テ、常ニ田面ニ
 浸水停滞シ排水ノ道ナキカ為メ、折角秋実ノ見込アル

禾穀ヲシテ腐朽セシムル事ハ殆ント頻年ノ出来事ニ有
 之候故ニ、村民等ニ於テモ頻リニ排水ノ方法ヲ講シ居
 候得共、如何セン前記ノ如キ地勢ナルヲ以テ其工事ノ
 困難ナルト費用ノ夥多ナルトニ苦シミ、荏苒今日迄推
 移リ居ル次第ニ御座候、然ルニ愈々右会社カ実測線ニ
 沿フテ鐵道敷設ヲ為シ堤塘ノ建築橋梁ノ架設ヲ了スル
 トキハ、村民等カ折角苦心セル疏水ノ念慮モ愈々断絶
 セサルヘカラサル情況ニ立至ルノミナラス、米穀ノ浸
 潤朽腐ハ益々其度ヲ高メ、村民ノ慘害言フニ忍ヒサル
 様相成ルヘク苦慮罷在候、殊ニ柳瀬川ノ如キハ頻年出
 水氾濫ノ恐れアリ、為メニ多数ノ田面ヲ害スル事ハ傍
 近人民ノ熟知スル次第ニ御座候、殊ニ仙波、大井ニ於
 テハ俗ニ野水ト称シ霖雨降下ノ際ニハ多量ノ水地中ニ
 浸入シ若クハ田畑ニ氾濫シ、降雨止ミタル後ト雖モ永
 ク停水シテ田畑ヲ害スル事甚シク、且其際ニ至リテハ
 地中所々ヨリ湧水シ到底之ヲ治スルニ道ナク、地方人
 民ニ取リテ一大危難トシテ常ニ憂慮致居ル処ナルニ、
 万一実測線ニ堤防等ノ建設アルトキハ其度ハ益々高マ

り、慘害亦言フヘカラサル様相成可申存居候

尚仮免許線ニヨルトキハ常ニ水害ノ恐レアル柳瀬川ノ上流ヲ通過スルカ故ニ、其線ニ当リ堤防建築アルモ水量尠少ナル個所ナレハ、川水氾濫ノ恐レハ之ヲ実測線ナル該川ノ下流ニ沿フテ堤防ヲ建設スル危害ニ比スレハ、其利害ハ智人ノ言ヲ俟タスシテ之ヲ知ル事ヲ得ヘク、水量多分ナル川ノ下流ニ氾濫スル危害ノ甚シキハ、普通ノ事理ニ徴シ明ラカナル次第ト恐察仕居候

一 実測線ハ曩キニ鉄道會議ニ於テ否決相成リタル南北中央線ニ恰当スル個所ナレハ、此実測線ヲ以テ毛武線ノ確定線トスレハ、一旦不認可トナリタル線路ニ向テ又モヤ御認可ヲ与ヘラル、如キ奇怪ノ頭象ヲ現ハスノ次第ト奉存候

一 乙図イロ線即仮免許線ニ拠ルトキハ旧川越街道ナルヲ以テ線路ニ沿フテハ人煙稠密スルモ、其家屋タル悉ク道路ニ沿フテ存在スルカ故ニ、此線（即人家存在ノ裏手）ニヨリテ鉄道敷設セラルルモ、為メニ人家ヲ毀壞シ、人民住居ノ移転ヲナスノ憂尠ナキニ拘ハラズ、実測

線ニ拠ルトキハ三五外立スル多数部落ノ人家ヲ毀壞シ、多年住ミ狎レタル住居ト、其耕作ノ事業トヲ放棄セサルヘカラサル不幸ノ人民ヲ多数生出セシムル事ハ、実地ノ狀況ニ徴シ争ヒナキ次第第二御座候

一 況ンヤ実測線ニ拠ルトキハ該会社出願ノ線路中ニ存在スル下練馬村、大和田町ノ如キハ、全ク其地内ヲ通過セサルコトトナルヲ以テ、愈々実測線ヲ以テ確定線トスルトキハ会社出願ノ趣旨ニモ悖戾シ、仮免許ノ精神ニモ協合セサル不法ノ線路ヲ新生セシムル義ト被存候

一 之ヲ貨物集散ノ点ヨリ視ルモ從來大井、大和田、膝折、白子及ヒ其傍近ノ地ヨリ生出スル産物ハ、之ヲ荷車又ハ馬車等ニヨリ東京其他ノ地ニ運搬スルカ、或ハ之ヲ志木ニ搬出シ同地ヨリ荒川舟楫ノ便ヲ以テ各地ニ運送スル如キ、頗ル不便ノ方法ニ依リタルモノナレトモ、会社出願線即乙図イロ線ニ於テ鉄道敷設セラルル時ハ、此等貨物ハ悉ク鉄道ノ便ニヨリ直ニ東京其他附近ノ地ニ搬出セラル、ノ利益アルニ拘ハラズ、実測線ニ拠ルトキハ從來ノ如ク一応志木附近ニ搬出シ、然ル後

鉄道又ハ船便ニ委スル事ト相成リ、鉄道敷設ノ為メニ何等ノ新ナル利益ヲ生スル事ナキ義ト奉忍察居候

此他実測線ニ抛ルトキハ有名ナル新倉村村社ヲ毀壞シ其立木ヲ伐採シ、膝折村ノ旧跡タル荒沢滝不動尊堂宇等ヲモ毀壞セサルヘカラサル事ト相成リ、独り地方ノ風致ヲ害スルノミナラス人民信仰ノ事ニモ影響シ、曖昧ナル地方人民ニハ為メニ一種ノ感情ヲ惹起スル様可相成候

一加之地形上ヨリ之ヲ覲ルモ仮免許線ハ川越鉄道線ト日本鉄道線トノ中央ニ位シ、其距離亦相互拾哩以上ヲ隔ツルカ故ニ、鉄道敷設ノ精神ニモ協合スルモノナレトモ、実測線ニヨルトキハ日本鉄道線トハ僅カニ数哩ヲ隔テ居リ、其距離相接近セルヲ以テ、之カ為メ利益ヲ得ル範圍モ狭少ト相成、鉄道敷設ノ精神ニ悖戾スル事ト奉存候

仮免許線ニヨルトキハ線路ニ該当スル収用ノ土地ハ悉ク畑地、山林ナルヲ以テ、会社ニ於ケル買収ノ費用モ少ク、尚其土地亦平坦ナルカ故ニ設計容易ナルモ、実測

線ニヨルトキハ一面ニ熟田ヲ以テ填充スルカ故ニ買収ノ費用モ増加スヘク、土地亦凸凹甚シキヲ以テ工事経営ニモ困難ヲ来スヘク被存候ニ付、会社経済ニ取リテモ仮免許線ニ抛ル方遠ク得策ノ義ト奉存候、而シテ其哩数ヲ較スルニ仮免許線ハ実測線ニ比シ僅々ノ差アルノミナレハ、此点ハ何レニテモ大ナル影響ハ無之モノト存居候

一尚仮免許線ニヨレハ毛武鉄道線ト川越線トハ相連絡シ（該会社出願書ニアル如ク）、旅客ノ便利及ヒ荷物運搬ノ便ニモ相成候得共、実測線ニヨレバ両線路ノ間ニ数町ノ間隔ヲ生シ、為メニ不便ヲ感スルハ勿論川越町小学校ハ恰モ実測線路ニ沿フ事トナリ、日々通学スル数多ノ幼童ヲシテ「レール」ヲ横過セシメサルヘカラスル事ト相成、危険言フ可カラサル次第ナルハ勿論父兄ノ憂慮モ亦措ク能ハサル次第ニテ、随テ地方教育上ニモ大ナル影響ヲ生スル様可相成カト痛心仕居候

右ノ次第ニ付、愈々毛武鉄道会社カ実測線ヲ以テ鉄道敷設ノ確定線ト被致候テハ、地方人民ノ慘害謂フヘカラサ

ル次第二有之、尚国家公益上ニモ大ナル影響ヲ生スヘキ
様恐察被致候ニ付、情状御賢察ノ上、該会社カ実測線ヲ
以テ確定路線ト為スコトハ御認可相成ラサル様致度、連
署ヲ以テ此段奉願候也

明治廿九年八月十四日

埼玉県北足立郡新倉村

鈴木太郎八

(外八三名略)

同県北足立郡白子村

富沢 藤七

(外三四名略)

通信大臣白根專一殿
前書之通り相違無之候也

明治廿九年八月十四日

埼玉県北足立郡大和田町長 新井 文五郎

埼玉県北足立郡膝折村長 比留間権右衛門

埼玉県北足立郡新倉村長 鈴木 左内

前書出願者ノ内本村在籍者書面之通り相違無之候也

明治廿九年八月十四日

埼玉県北足立郡白子村長 田中勘左衛門

前書之通相違無之候也

明治廿九年八月十五日

埼玉県入間郡三芳村長 江原仲右衛門

前書之通相違無之候也

明治廿九年八月十五日

埼玉県入間郡大井村長 神木三郎兵衛

前書之通相違無之候也

明治廿九年八月十五日

埼玉県入間郡仙波村長 原 伝三

前書之通出願候ニ付奥印仕候也

明治廿九年八月十七日

埼玉県入間郡川越町長 岡田 秋業

(桜井 晃家文書 9-256)

二 明治四五年五月 東上鉄道建設につき覚書

協議ノ覚書

東上鉄道線路敷設ニ係ル土地所有者會ヲ明治四十五年五月十八日開設シ、左ノ事項ヲ決議ス

一 本会社ト土地売買価格協定ヲ致ス為メ、土地所有者代表者トシ、大字白子四名協議委員ト定メ、選定ノ人名左ノ如シ

富沢義三郎・並木万次郎・富沢藤五郎

一 本会社ト土地売買価格協定ヲ致ス為メ、土地所有者代表者トシ、大字下新倉四名協議委員ト選定ノ人名左ノ如シ

柳下一造・田中武平・柳下幾藏・柳下平八

一 協議委員ニ対シ、実費ヲ地主ヨリ支払スルコトニ定ム

並木 万次郎 田中 直次郎

山田 安居太郎 柳下 平八

田中文左衛門 田中 忠藏

覚書

東上鉄道停車場、本村内ニ設置ヲ本会社ニ対シ申請ヲ為スニ付、提供スル事項協議ノ上、左ノ通り決定致候

一 停車場ノ位置大字白子地福寺前ノ土地一ヶ所、大字下新倉字古美山柳下一造所有土地一ヶ所合セテ二ヶ所ヲ提供シ、其反別一ヶ所ニ対シ五反歩ト仮定スル事

一 土地買上代金壹反式百円ト定メ、地主ノ承諾ヲ求メル事

一 土地買上代金千円ト定メル事

一 本会社ニ於テ大字地内(マ)白子地内ニ指定ノ場合ハ、壹

| | |
|-------|-------|
| 田中庫三 | 田中惣吉 |
| 柳下幾藏 | 吉田文吉 |
| 田中武平 | 有山鎌吉 |
| 田中校平 | 柳下一造 |
| 石田伝治郎 | 吉田清次郎 |
| 石田伝八 | 吉田団藏 |
| 観音堂 | 富沢義三郎 |

千円ヲ二分シ、白子ニテ五百円負担シ下新倉ニテ五百円負担スル事

但 開通式費用トシテ白子ニ於テ金五拾円寄附スル事

一 本会社ニ於テ大字下新倉地内ニ指定ノ場合ハ、壹千円ヲ分テ金六百円下新倉負担シ、金四百円白子ニテ負担スル事

右決定候也

大正元年十二月十一日

| | |
|---------|----------|
| 富 沢 俊 | 富 沢 義三郎 |
| 田 中 新 八 | 柳 下 直 三 |
| 富 沢 綱五郎 | 山 崎 茂左衛門 |
| 田 中 幸之助 | 野 浦 新 七 |
| 柴 崎 頼治郎 | 柳 下 一 造 |
| 榎 本 友 吉 | 田 中 幸 平 |
| 富 沢 権太郎 | |

委任状

埼玉県北足立郡白子村

柳下伊平太

右ハ拙者等ノ代人ト定メ、左ノ事件ヲ委任ス

一 東上鉄道株式会社ヨリ鉄道用地々上物損害補償金額収ノ件

右委任候也

大正二年十二月十二日

| | |
|--------------|-------------|
| 北足立郡白子村大字下新倉 | 大字下新倉 |
| 吉 田 清次郎 | 有 山 鎌 吉 |
| 同 | 同 |
| 吉 田 文 吉 | 田 中 忠 藏 |
| 同 | 同 |
| 石 田 伝治郎 | 山 田 安 居 太 郎 |
| 同 | 同 |
| 田 中 幸太郎 | 田 中 校 平 |
| 大字白子地福寺任職 | 同 |
| 鎌 田 亮 中 | 柳 下 平 八 |
| 大字下新倉 | 同 |
| 吉 田 団 藏 | 同 |
| 大字白子 | 同 |
| 栗 原 仙次郎 | 柳 下 一 造 |
| 大字下新倉 | 同 |
| 田 中 惣 吉 | |

(符箋)「地上物調書ニ石田ゆわトアルハ、誤ニシテ柳下

一造ト御改ノ事」

受領証

| 金額 | 地上物種類 | 受領者氏名 |
|---------------|-------|-------------------|
| 一金六拾六円七錢也 | 作物類 | 觀音堂兼任職 武笠元奇 |
| 一金拾參円六拾五錢五厘 | 作物類 | 大字下新倉 石田伝八 |
| 計金 七拾九円七拾貳錢五厘 | 作物類 | 同 田中直次郎 |
| 一金七拾円六拾八錢也 | 作物類 | 同 深井忠藏 |
| 一金拾貳錢也 | 作物類 | 同 柳下すい |
| | 作物類 | 同 柳下幾藏 |
| | 作物類 | 同 栗原きん |
| | 作物類 | 大字下新倉深井シマ相續人 深井吉藏 |
| | 作物類 | 大字下新倉 田中武平 |
| | 作物類 | 同 田中文左衛門 |
| | 作物類 | 同 田中藤四郎 |
| 計金七拾円八拾錢也 | 作物類 | 觀音堂兼任職 柳下一造 |
| 一金老円四拾錢也 | 作物類 | 同 同 人 |
| 一金四拾七円六拾八錢也 | 作物類 | 柳下すい |
| 一金七拾六錢也 | 作物類 | 柳下すい |
| 計金四拾八円四拾四錢也 | 作物類 | 柳下すい |
| 一金九円六拾錢也 | 作物類 | 田中 校平 |
| 一金老円貳拾老錢五厘 | 作物類 | 觀音堂兼任職 武笠元奇 |
| 計金拾円八拾老錢五厘 | 作物類 | 住職 吉田 団藏 |
| 一金拾五円七拾八錢也 | 作物類 | 吉田清次郎 |
| 一金拾四円五拾四錢也 | 作物類 | 石田 伝八 |
| 一金拾五円七拾九錢也 | 作物類 | 石田 〃 |
| 一金拾七円七拾參錢也 | 作物類 | 石田 伝八 |
| 計金參拾円貳拾四錢五厘 | 作物類 | 柳下 平八 |
| 一金貳拾五円八拾九錢也 | 作物類 | 田中直次郎 |
| 一金七拾五錢也 | 作物類 | 田中 武平 |
| 計金貳拾六円六拾四錢也 | 作物類 | 同 同 人 |
| 一金拾七円拾四錢也 | 作物類 | 田中幸太郎 |
| 一金貳拾五円七拾貳錢也 | 作物類 | 深井シマ |
| 一金貳拾八錢也 | 作物類 | 相續人深井 吉藏 |
| 計金貳拾六円也 | 作物類 | |
| 一金老円八拾錢也 | 作物類 | |
| 一金老円四錢也 | 作物類 | |

| | | |
|-------------|------|---------------------|
| 一金拾八錢也 | 作物類 | 深井 忠藏 [㊦] |
| 一金九円四錢也 | 同 | 田中 惣吉 [㊦] |
| 一金拾円八拾八錢也 | 同 | 田中 庫三 [㊦] |
| 一金八円拾五錢也 | 作物類 | 吉田 文吉 [㊦] |
| 一金四円貳拾錢也 | 同 | 田中 忠藏 [㊦] |
| 一金拾四円貳拾貳錢也 | 作物類 | |
| 一金拾貳錢五厘 | 立木損害 | 石田伝治郎 [㊦] |
| 計金拾四円參拾四錢五厘 | | |
| 一金四拾八錢也 | 作物類 | 山田安居太郎 [㊦] |
| 一金拾貳錢五厘 | 立木損害 | 有山 鎌吉 [㊦] |
| 一金九円參拾六錢也 | 作物類 | 柳下 幾藏 [㊦] |
| 一金拾円參拾八錢也 | 作物類 | 栗原 きん [㊦] |
| 一金五円貳拾五錢也 | 立木損害 | 栗原仙次郎 [㊦] |
| 一金壹円六拾六錢也 | 同 | 田中藤四郎 [㊦] |
| 一金拾七錢也 | 立木損害 | 田中文左衛門 [㊦] |
| 一金四拾貳錢也 | 同 | |

右者東上鐵道線路用地ニ対シ、地上物ノ損害金額書記載ノ通り正ニ受取り、依之捺印ノ上証書差出候也

大正二年十二月十八日

白子村長柳下伊平太殿

駅 勢 調

- 一 駅所在地籍 北豊島郡赤塚村
- 二 白子村戸数 四百三十一戸
- 三 同 人口 男千三百四十二人 女千三百九十八人
- 四 同職業別人口 農四百九十六人 工百二十三人 商六百五十六人
- 五 官公署名 白子村役場(駅ヨリ距離) 八丁、管理者 村長
- 六 銀行、商工業会社類出張所、其他 ナシ
- 七 名誉職 村長一名、村會議員十一名、区長七名、区長代理者七名
- 八 村立小学校職員 教員男六名、女一名 生徒数 男百九十七人、女百四十人

九 神社佛格^(開カ)

- 1 村社熊野神社 境内瀆アリ(駅ヨリ距離) 八丁
- 2 村社水川八幡神社(駅ヨリ距離) 十五丁
- 3 吹上観音堂 宗旨臨濟宗、天平年間ノ創立ニシテ

境内最モ眺望ノ丘ニシテ年四回ノ縁日アリテ市ヲ

十三 運送機関設備 ナシ

併行ス、其定期ハ毎年一月十日、同十八日、三月

以上

十八日、八月十日、境内雑踏ヲ為ス、最モ三月十

(「東上鉄道関係書類」231—188 和光市教育委員会蔵)

八日ハ人出大多數ナリ

4 貝塚 往古土人貝食時代ノ遺物ナリト伝フ(駅ヨ

リ距離) 七丁

二三 大正二年一月 工事施設認可願及び設計仕様書

5 城山 須田五郎時光ノ居城ナリト伝フ(距離)

同上

工事施設認可願

6 日蓮上人手植柳 白子村大字下新倉日蓮宗妙典寺

境内ニアル(駅ヨリ距離) 十五丁

埼玉県北足立郡白子村地内本社鉄道線路ニ関スル道路及
河溝ニ対シ、別紙ノ通り工事施行致度候間、至急御認可

十 重ナル産物 米千五百石 価格金參万円、麦九千石

被下度、図面及工事方法書相添へ此段奉願候也

價格金三万六千円、甘藷九万六千貫 價格金一万二千

大正二年一月十七日

円、牛蒡・胡蘿蔔十萬八千貫 價格金三万円

東上鉄道株式会社

十一 重ナル物品輸出入 輸出額金六万五千円、消費地

社長 根津嘉一郎 ㊤

東京市

埼玉県知事 島田剛太郎殿

十二 交通機関ノ設備ナシ、重ナル方面東京里程五里、

前書出願ニ対奥書加印仕候也

川越町里程六里、人力車一日賃金一円五十錢、馬車

但別啓ヲ以テ意見書添付進達仕候也

一日賃金一円

大正二年一月三十一日

埼玉県北足立郡白子村長 柳下伊平太朗

東上鉄道用地ニ関スル工事ニ対シ意見上申

東上鉄道株式会社々長根津嘉一郎ヨリ、大正二年一月十七日付本社鉄道線路ニ関スル道路及ビ河溝ニ対シ、本村地内工事施設認可願書奥書加印請求有之候条、該工事ニ対シ左記事項ノ通り意見書ヲ添テ奥書加印ノ上進達候也

一項 東京府北豊島郡赤塚村里道付替ノ為メ、本村大字白子字滝河原土地ニ関係シ、新設里道ニ対シ将来

該道路修理ノ件ハ赤塚村ニ於テ費用悉皆支弁シ、

且ツ修理ノ際ハ両村立会ノ上工事可致事ヲ、赤塚

村ニ於テ公文ヲ以テ本村ニ確答ヲ本会社ニ要求ス

二項 県道付替ノ為メ、該道路用地ハ単ニ関係スル土地

所有主ニ対シテハ、会社ト未タ売買契約不成立ノ

為メ協定未済ノモノト認ムル事、但鉄道線路用地

ニ連帯ノ地主ハ本文ノ限ニ非ラス

三項 本村大字白子字寺ノ前在来県道ニ添テ田用水ニ関

スル部分ニ対シテハ、会社工事施設箇所表第六号

工事ハ土管理設トアル事ヲ改テ本水路ハ本村ノ田

用水重大必要ナルモノニ付、将来流水ノ障害ヲ来

サブル為、茲ニ隧道工事ヲ村民希望シテ止マサル

理由ニ候

右意見書上申候也

大正二年一月三十一日

北足立郡白子村長 柳下伊平太朗

埼玉県知事島田剛太郎殿

白子村地内施設設置個所表
(五脱之)

| 番号 | 名称 | 径幅又ハ間 | 哩程 | | 地盤ヨリ施設 | 前後勾配 | 摘要 |
|------|----------------|----------|----|--------|---------------|-------------------------|---|
| | | | 哩 | 節 | | | |
| 第一号 | 白子川及県道里道付替橋梁架設 | 径間五十呎 | 五 | 一三〇〇 | | | 川付替延長六十七間及県道幅十二尺延長二百卅三間五分里道幅十二尺延長百四十間八分道路ニ当ル溝ニハ口径一尺五寸ノ土管一列若クハ二列埋設左側延長約三百八十尺 |
| 第二号 | 耕作道付替 | 幅三尺 | 五 | 一五付近 | | | 勾配現在地盤ニヨル |
| 第三号 | 土管埋設 | 口径一尺五寸一列 | 五 | 一五五〇 | | | |
| 第四号 | 耕作道付替 | 幅三尺 | 五 | 一五付近 | | | 右側延長約四百卅尺 |
| 第五号 | 土管埋設 | 口径一尺五寸一列 | 五 | 一八二〇付近 | | | |
| 第六号 | 〃 | 口径一尺五寸二列 | 五 | 二〇六〇付近 | | | |
| 第七号 | 里道付替 | 幅六尺 | 五 | 二三付近 | 盛土八尺 | 十五分ノ一 | 延長約三百十五尺 |
| 第八号 | 人道橋架設 | 橋幅九尺 | 五 | 二八〇〇 | 軌条面上ヨリ桁下迄高十七尺 | | |
| 第九号 | 里道踏切 | 幅十三尺 | 五 | 三三一〇 | | 右方水平左方八十一号ニ合スル点迄ニテ勾配ヲ取ル | |
| 第十号 | 里道付替 | 幅六尺 | 五 | 三三一〇 | | 十五分ノ一 | |
| 第十一号 | 〃踏切 | 幅十三尺 | 五 | 三六〇〇 | 盛土二尺八寸 | 卅分ノ一 | |
| 第十二号 | 〃 | 幅三尺 | 五 | 三八〇〇 | 〃四尺一寸 | 十分ノ一 | |

| | | | | | | | |
|-------|-------|--------------|--------|-------|------------|----------|----------|
| 第十三号 | 橋梁架設 | 十五呎間 | 五三八二〇 | 五三九九五 | 切土二尺九寸 | 十分ノ一 | 延長約三百三十尺 |
| 第十四号 | 里道踏切 | 幅三尺 | 五三九七付近 | 五四七付近 | | 十五分ノ一 | 延長約百八十尺 |
| 第十五号 | 付替 | 幅六尺 | 五四八付近 | 五四九七〇 | 軌条面上ヨリ桁下迄高 | 十五分ノ一 | |
| 第十六号 | 付替 | 幅六尺 | 五四八付近 | 五四九七〇 | 十七尺五寸 | 十五分ノ一 | |
| 第十七号 | 人道橋架設 | 橋幅九尺 | 五四九七〇 | 五五三三〇 | 盛土十一尺三寸 | 十五分ノ一 | |
| 第十八号 | 里道踏切 | 幅九尺 | 五五三三〇 | 五五六二五 | | 十五分ノ一 | |
| 第十九号 | 溝橋架設 | 徑間十呎 | 五五六二五 | 五六〇付近 | | 勾配現在ノ通り | 延長約二百八十尺 |
| 第二十号 | 里道付替 | 幅六尺 | 五六〇付近 | 五六三〇 | 盛土十一尺 | 十五分ノ一 | |
| 第二十一号 | 里道踏切 | 幅九尺 | 五六三〇 | 五六三三〇 | | 十五分ノ一 | |
| 第二十二号 | 土管埋設 | 口径一尺 五寸三列 | 五六三三〇 | 五六六四五 | | 十五分ノ一以上 | |
| 第二十三号 | 里道付替 | 幅十二尺 | 五六六四五 | 五七一七〇 | 切土二尺八寸 | 勾配略現在ノ通り | |
| 第二十四号 | 付替 | 幅六尺 | 五七一七〇 | 六〇一三〇 | 盛土二尺二寸 | 廿分ノ一 | |
| 第二十五号 | 踏切 | 幅十三尺 | 六〇一三〇 | | | | |

以上ノ施設々計ハ村長及地主惣代并ニ会社員立会ノ上、実地ニ於テ既ニ設計協定済ノモノナリ

上ニ煉化石ヲ以テ橋台ヲ疊積スルモノトス
一、袖石垣

工事方法書

一、橋梁及溝橋

基礎ハ荷車ニ堪ヘ得ル程度ニ松杭ヲ打チ、割栗并ニ

立モノトス

目潰砂利ヲ施シ、「コンクリート」ヲ打チ固メ、其

一、道路踏切

基礎ハ相当大ノ松丸太ヲ以テ梯子胴木ヲ敷キ込ミ、其上ニ間知石払一尺五寸ヨリ三尺迄ノモノヲ以テ積

盛土ノ法勾配ハ一割ニシテ、法高一尺毎ニ幅五寸以上ノ筋芝ヲ入レ充分打固メヲナシ、天端ニ耳芝ヲ植付クモノトス

切取ノ斜面法ハ五分乃至一割ニシテ、縦截面勾配十分ノ一以上ヲ以テ馴染メ能ク在来道ニ取付ケヲナス

モノトス、渠道ハ前後三十分ノ一勾配ニ取付ケ敷砂

利ヲ施シ、軌条内外ニハ厚二寸以上ノ板ヲ敷キ軌条面ト水平ニナシ毫モ通行ニ支障ナカラシム

重要ナル道路ニハ道幅ニ応シ敷砂利并敷板工ヲ施ス

モノトス

各踏切道ニハ人除柵及警標ヲ建設シ、殊ニ往来頻繁ナルケ所ニハ番人ヲ付シ通行ノモノヲ看守セシム

一、溝道付換

線路ニ対シ斜角ノ甚タシキモノハ、別紙図面中ニ示ス如ク横断ケ所ノ前後ニ於テ水路并ニ道路共原形ニ倣ヒ付換ヲナシ、毫モ流水及通行ニ支障ナカラシム

一、土管理設

相当根堀ノ上、精練シタル粘土ヲ敷キ込ミ、土管関

節ニハ適當ノ粘土ヲ入レ継キ合セ、周囲全部ニハ内

径ニ等シキ厚サ迄粘土ヲ捲キ伏込ムモノトス

白子川付換工事設計書

埼玉県北足立郡白子村地内

一金式千〇五拾九円六拾參銭

付換延長六拾七間

平均幅式拾尺

平均巷間当り金參拾円七拾四銭余

付換川ニ対シ在来川ハ五拾七間ニシテ、差引拾間ノ延ト

ナリ且ツ付換川ハ地勢上全部埼玉県ノ所轄ニ變更ス

在来川五拾七間ノ所轄内訳ヲ示セバ左ノ如シ

埼玉県ノ所轄ノ分 十九間 合五拾七間
東京府ノ所轄ノ分 三十八間

付換川ハ河身ノ幅員ヲ拡張シ護岸工事ヲ施シ、流水ノ疏

通ヲ善良ニ誘導ス

右 内 訳

| 其他料 | 種類 | 称呼 | 員数 | 単価 | 金額 | 摘要 |
|---------|-----------------------|----|----|----|----------------------|--|
| 土砂 | 切取 | 立坪 | 五 | 八〇 | — | 延長六十七間ノ内約五十間ノ処川形ニ土砂平均川中廿三尺ニ切取土砂ハ盛土流用ニ付無代トス |
| 〃 | 盛土 | 〃 | 九七 | 二〇 | 一四五 ^円 八〇〇 | 右岸築堤延長八十間築堤上幅八尺堤ノ内側法勾配一割五歩筋芝ヨリ土羽打ち迄任上一式 |
| 間知石 | 扣ヨリ二尺迄 | 面坪 | 三六 | 一四 | 三六一四〇〇 | 右岸土留石垣延長二十六間平均法高八尺三寸五分法勾配三分トス |
| 松丸太 | 末口五寸 長六尺ヨリ 十八尺迄 | 間 | 二七 | 〇〇 | 四〇五〇〇 | 石垣土台梯子胴木棧木ハ松丸太同材ヲ以テ三尺置キニ取付ノ事 |
| 裏込石并ニ捨石 | 割栗若クハ玉 | 立坪 | 一七 | 二〇 | 二〇六四〇〇 | 梯子胴木間捨石平均幅三尺長二十七間厚一尺并ニ裏込石垣面一坪ニ立四合ノ割 |
| 砂利 | | 〃 | 六 | 九〇 | 六九〇〇〇 | 目潰用切込砂利裏込并ニ捨石一坪ニ付立四合ノ割 |
| 柵粗朶 | | 束 | 二八 | 〇〇 | 二八〇〇 | 延長四十間ノ処搔柵平均高四尺一間ニ一束遣ヘ |
| 松丸太 | 末口三寸 長九尺ヨリ 十二尺迄 | 本 | 八一 | 〇〇 | 三二四〇〇 | 柵杭用間ニ送り三本打ち延長四十間分 |
| 雜木杭 | 元口二寸迄 長四尺五寸迄 | 束 | 二八 | 〇〇 | 二二四〇 | 松杭間ニ一本ツ、補助トシテ打込ミ十本ヲ以テ一束トス |
| 間知石 | 扣一尺五寸ヨ | 面坪 | 四八 | 六五 | 四八六五〇〇 | 右岸延長卅五間平均法高八尺三寸五分法勾配三分トス |
| 松丸太 | 末口五寸 長六尺ヨリ 十八尺迄 | 間 | 三六 | 〇〇 | 五四〇〇〇 | 石垣土台梯子胴木棧木ハ松丸太同材ヲ以テ三尺置キニ取付ノ事 |

| | | | | | | | |
|-------------|-----------------------|----|-----|------|-------|----------|--------------------------------------|
| 裏込石并 ニ捨石 | 割栗若クハ玉 石 | 立坪 | 二一 | 六二 | 一一〇〇〇 | 二五九四〇 | 同上梯子胴木間捨石平均幅三尺長卅六間厚一尺并ニ裏込石垣面一坪ニ立四合ノ割 |
| 砂利 | | 立坪 | 八 | 六五 | 一〇〇〇〇 | 八六五〇〇 | 目潰用切込砂利裏込并ニ捨石一坪ニ付立四合ノ割 |
| 松丸太 | 末口三寸 長九尺ヨリ 十二尺迄 | 本 | 九二 | 〇〇 | 四〇〇 | 三六八〇〇 | 柵杭用間ニ送り三本打チ一ヶ所卅間一ヶ所十五間合四十五間分 |
| 雑木杭 | 元口二寸迄 長四尺五寸迄 | 束 | 三二 | 〇〇 | 〇八〇 | 二五六〇 | 松杭間ニ一本ツ、補助杭トシテ打チ込ミ十本ヲ以テ一束トス |
| 柵粗朶 | | 人 | 三二 | 〇〇 | 一〇〇 | 三二〇〇 | 延長四十五間搔柵平均高四尺一間ニ一束遣ヘ |
| 石工 | | 人 | 一〇一 | 一八〇〇 | 八〇〇 | 八一四四〇 | 護岸石垣積面一坪一人二分掛リ |
| 大工 | | 人 | 四〇 | 〇〇 | 七〇〇 | 二八〇〇〇 | 梯子胴木一間四分掛リ其他杭削等一式 |
| 人夫 | | 人 | 二〇三 | 六〇 | 五〇〇 | 一〇一八〇〇 | 石工手伝石工一人ニ付二人ノ割 |
| 〃 | | 〃 | 五七 | 七〇 | 五〇〇 | 二八八五〇 | 柵抗打一人三本打チノ割 |
| 〃 | | 〃 | 六〇 | 〇〇 | 五〇〇 | 三〇〇〇〇 | 柵搔キ及梯子胴木据付其他 |
| 計 | | | | | | 二、〇五九六三〇 | |

県道付換工事設計書

埼玉県北足立郡白子村内

一金九百九拾円

付換延長式百參拾參間五分

馬踏幅式間

平均一間当り金四円貳拾四錢弱

緩ナル勾配トナル

付換ニ対スル在来道路ハ貳百貳拾參間ニシテ、差引付換
 県道ハ拾間五分ノ延トナル

付換県道ハ白子宿ニ往来スル出入位置ニ対シ、在来道路

ヨリ優勝ノ地位ヲ占メ、且ツ縦截面勾配ハ從來ニ比シ稍

右内訳

| 其材料 | 種類 | 称呼 | 員数 | 単価 | 金額 | 摘要 |
|-----|--------|------|-------|-------|--------|---------------------------------|
| 土砂 | 盛土 | 立坪 | 三四〇〇〇 | 一円五〇〇 | 五一〇〇〇〇 | 馬踏幅十二尺左右法勾配一割五分ニシテ筋芝士羽打チヨリ仕上迄一式 |
| 土管 | 口径一尺五寸 | 本 | 四八〇 | 三〇〇〇 | 一四四〇〇〇 | 在来溝横キリケ処理設三ヶ処分捲込ミ粘土共 |
| 蓋石 | 厚四尺 | 幅尺 | 二一〇 | 二五〇〇 | 五二五〇〇 | 白子宿在来道路ニ取付ケ処暗渠繼足シ石拵共 |
| 砂利 | 立坪 | 二三三 | 三五〇 | 一〇〇〇〇 | 二三三五〇〇 | 厚三寸通り敷砂利(徑三分以上一寸五分以下) |
| 人夫 | 人 | 一〇〇〇 | 〇〇 | 五〇〇 | 五〇〇〇〇 | 土管理設ヨリ蓋石据付ケ砂利散布迄一式 |
| 計 | | | | | 九九〇〇〇〇 | |

里道付換工事設計書

一金六百參拾八円參拾錢

付換延長百四拾間八分

馬路幅拾貳尺

平均一間当り金四円五拾參錢參厘余

付換道路ニ対シ在来道路ハ全部東京府ノ所轄ニ属シ、其

對シ、付換道路ハ最急勾配三十分ノ一減少ス

右内訳

| 材料 | 種類 | 称呼 | 負数 | 単価 | 金額 | 摘要 |
|----|-------------|----|-------|-------|--------|-------------------------------|
| 土砂 | 切取 | 立坪 | 一二〇〇 | — | — | 盛土流用ニ付無代トス |
| 〃 | 盛土 | 〃 | 二六一〇〇 | 一円五〇〇 | 三九一五〇〇 | 築堤左右法勾配一割五分ニシテ筋芝土羽打チヨリ総テ仕上迄一式 |
| 土管 | 口径一尺五寸 | 本 | 二七〇〇 | 三〇〇〇 | 八一〇〇〇 | 土管伏込ニ要スル粘土ヲ含ム |
| 砂利 | 径三分以上一寸五分以下 | 立坪 | 一四〇〇 | 一〇〇〇〇 | 一四〇八〇〇 | 敷砂利用 |
| 人夫 | | 人 | 五〇〇〇 | 五〇〇 | 二五〇〇〇 | 土管伏込砂利散布等一式 |
| 計 | | | | | 六三八三〇〇 | |

(「東上鉄道工事施設書綴」503—460 和光市教育委員会蔵)

二三 大正三年五月 東上線汽車時刻表

大正三年五月一日時刻表

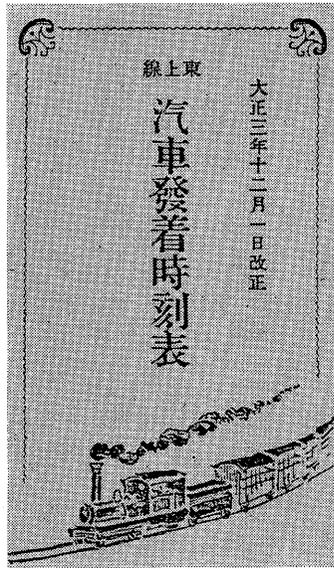
| 上り池袋方面行車時刻表 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|----------|---------|---------|---------|---------|----------|---------|----------|----|------|---|---|---|----|----|----|----|
| 池袋 着 | 下板橋 發 | 成増 發 | 膝折 發 | 志木 發 | 鶴瀨 發 | 上福岡 發 | 川越 着 | 田面沢 發 | 駅名 | 列車番号 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 午 | 前 | 午 | 後 | | | | |
| 六・三 | 六・三 | 六・八 | 五・九 | 五・五 | 五・四 | 五・三 | 五・一 | 五・一 | 二 | 四 | 六 | 八 | 十 | 十二 | 十四 | 十六 | 十八 |
| 八・三 | 八・三 | 八・八 | 七・九 | 七・五 | 七・四 | 七・三 | 七・一 | 七・一 | 二 | 四 | 六 | 八 | 十 | 十二 | 十四 | 十六 | 十八 |
| 一〇・三 | 一〇・三 | 一〇・八 | 九・九 | 九・五 | 九・四 | 九・三 | 九・一 | 九・一 | 二 | 四 | 六 | 八 | 十 | 十二 | 十四 | 十六 | 十八 |
| 一二・三 | 一二・三 | 一二・八 | 一一・九 | 一一・五 | 一一・四 | 一一・三 | 一一・一 | 一一・一 | 二 | 四 | 六 | 八 | 十 | 十二 | 十四 | 十六 | 十八 |
| 一四・三 | 一四・三 | 一四・八 | 一三・九 | 一三・五 | 一三・四 | 一三・三 | 一三・一 | 一三・一 | 二 | 四 | 六 | 八 | 十 | 十二 | 十四 | 十六 | 十八 |
| 一六・三 | 一六・三 | 一六・八 | 一五・九 | 一五・五 | 一五・四 | 一五・三 | 一五・一 | 一五・一 | 二 | 四 | 六 | 八 | 十 | 十二 | 十四 | 十六 | 十八 |
| 一八・三 | 一八・三 | 一八・八 | 一七・九 | 一七・五 | 一七・四 | 一七・三 | 一七・一 | 一七・一 | 二 | 四 | 六 | 八 | 十 | 十二 | 十四 | 十六 | 十八 |
| 二〇・三 | 二〇・三 | 二〇・八 | 一九・九 | 一九・五 | 一九・四 | 一九・三 | 一九・一 | 一九・一 | 二 | 四 | 六 | 八 | 十 | 十二 | 十四 | 十六 | 十八 |

第三節 東上鉄道の開通

| 下り川越方面行車時刻表 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|----------|---------|----|------|---|---|---|----|----|----|----|
| 田面沢 着 | 川越 着 | 下板橋 發 | 成増 發 | 膝折 發 | 志木 發 | 鶴瀨 發 | 上福岡 發 | 池袋 發 | 駅名 | 列車番号 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 午 | 前 | 午 | 後 | | | | |
| 六・三 | 六・三 | 六・八 | 五・九 | 五・五 | 五・五 | 五・四 | 五・三 | 五・一 | 一 | 三 | 五 | 七 | 九 | 十一 | 十三 | 十五 | 十七 |
| 八・三 | 八・三 | 八・八 | 七・九 | 七・五 | 七・五 | 七・四 | 七・三 | 七・一 | 一 | 三 | 五 | 七 | 九 | 十一 | 十三 | 十五 | 十七 |
| 一〇・三 | 一〇・三 | 一〇・八 | 九・九 | 九・五 | 九・五 | 九・四 | 九・三 | 九・一 | 一 | 三 | 五 | 七 | 九 | 十一 | 十三 | 十五 | 十七 |
| 一二・三 | 一二・三 | 一二・八 | 一一・九 | 一一・五 | 一一・五 | 一一・四 | 一一・三 | 一一・一 | 一 | 三 | 五 | 七 | 九 | 十一 | 十三 | 十五 | 十七 |
| 一四・三 | 一四・三 | 一四・八 | 一三・九 | 一三・五 | 一三・五 | 一三・四 | 一三・三 | 一三・一 | 一 | 三 | 五 | 七 | 九 | 十一 | 十三 | 十五 | 十七 |
| 一六・三 | 一六・三 | 一六・八 | 一五・九 | 一五・五 | 一五・五 | 一五・四 | 一五・三 | 一五・一 | 一 | 三 | 五 | 七 | 九 | 十一 | 十三 | 十五 | 十七 |
| 一八・三 | 一八・三 | 一八・八 | 一七・九 | 一七・五 | 一七・五 | 一七・四 | 一七・三 | 一七・一 | 一 | 三 | 五 | 七 | 九 | 十一 | 十三 | 十五 | 十七 |
| 二〇・三 | 二〇・三 | 二〇・八 | 一九・九 | 一九・五 | 一九・五 | 一九・四 | 一九・三 | 一九・一 | 一 | 三 | 五 | 七 | 九 | 十一 | 十三 | 十五 | 十七 |

(地福寺蔵)

| 表刻時車発行面方袋池り上 | | | | | | | | | | |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 池袋 | 下板橋 | 上板橋 | 成増 | 膝折 | 志木 | 鶴瀬 | 上福岡 | 新河岸 | 川越町 | 田面沢 |
| 駅着 | 駅発 | 駅着 | 駅発 |
| 六、四九 | 六、四五 | 六、三六 | 六、二七 | 六、一九 | 六、一〇 | 六、〇一 | 五、五三 | 五、四七 | 五、四〇 | |
| 八、四八 | 八、四四 | 八、三二 | 八、二三 | 八、一三 | 八、〇二 | 七、五二 | 七、四四 | 七、三七 | 七、三〇 | 七、二〇 |
| 一〇、三三 | 一〇、二九 | 一〇、二一 | 一〇、一三 | 一〇、〇六 | 九、五八 | 九、四九 | 九、四二 | 九、三七 | 九、三一 | 九、二六 |
| 一一、四〇 | 一一、三六 | 一一、二六 | 一一、一七 | 一一、〇八 | 一一、〇一 | 一一、四四 | 一一、三六 | 一一、二八 | 一一、二〇 | 一一、一一 |
| 一二、三五 | 一二、三一 | 一二、二〇 | 一二、一一 | 一二、〇二 | 一一、五二 | 一一、四〇 | 一一、三一 | 一一、二三 | 一一、一五 | 一一、〇六 |
| 四、四〇 | 四、三六 | 四、二六 | 四、一七 | 四、〇七 | 三、五八 | 三、四三 | 三、三六 | 三、二八 | 三、一八 | 三、〇九 |
| 六、二三 | 六、一九 | 六、一一 | 六、〇三 | 五、五六 | 五、四八 | 五、三九 | 五、三二 | 五、二七 | 五、二一 | 五、一六 |
| 八、五〇 | 八、四六 | 八、三七 | 八、二八 | 八、二〇 | 八、一一 | 八、〇一 | 七、五三 | 七、四七 | 七、四〇 | 七、三五 |



表刻時車發行面方(沢面田)越川り下

| | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 田面沢 | 川越町 | 新河岸 | 上福岡 | 鶴瀬 | 志木 | 膝折 | 成増 | 上板橋 | 下板橋 | 池袋 |
| 着 | 着 | 着 | 着 | 着 | 着 | 着 | 着 | 着 | 着 | 着 |
| 八、三、七 | 八、三、三 | 八、三、〇 | 八、二、四 | 八、一、八 | 八、一、〇 | 八、〇、一 | 七、五、一 | 七、四、三 | 七、三、四 | 七、二、五 |
| 一〇、二、七 | 一〇、二、三 | 一〇、二、二 | 一〇、一、七 | 一〇、一、二 | 一〇、〇、五 | 九、五、七 | 九、四、八 | 九、三、一 | 九、二、五 | 九、二、〇 |
| 二、三、五 | 二、二、一 | 二、二、八 | 二、二、二 | 二、一、五 | 二、〇、五 | 一、五、六 | 一、四、三 | 一、三、三 | 一、二、二 | 一、一、三 |
| 二、三、五 | 二、三、一 | 二、二、六 | 二、二、〇 | 二、一、三 | 二、〇、三 | 一、五、三 | 一、四、一 | 一、三、三 | 一、二、四 | 一、一、五 |
| 四、三、六 | 四、三、二 | 四、二、七 | 四、二、一 | 四、一、四 | 四、〇、四 | 三、五、四 | 三、四、一 | 三、三、二 | 三、二、二 | 三、一、三 |
| 六、一、七 | 六、一、三 | 六、一、二 | 六、〇、七 | 六、〇、二 | 五、五、五 | 五、四、七 | 五、三、八 | 五、二、三 | 五、一、五 | 五、一、〇 |
| 八、四、八 | 八、四、四 | 八、三、九 | 八、三、三 | 八、二、七 | 八、一、九 | 八、一、〇 | 七、〇、〇 | 七、五、〇 | 七、四、〇 | 七、三、一 |
| | | | | | | 九、〇、四 | 九、〇、五 | 九、四、一 | 九、三、三 | 九、二、五 |

二四 大正七年四月 東上鉄道汽車発車時刻表

御注意 川越行乗車切符御求ノトキ並ニ諸荷物御差出ノ節ハ東上鉄道川越町ト御申出願マス

| | | | |
|-----|------|----------|------|
| 下 | 池袋 | 駅名 | 列車番号 |
| 下板橋 | 池袋 | | 1 |
| | | | 3 |
| | 午前 | | 5 |
| | 午前 | | 7 |
| | 午前 | | 9 |
| | 午後 | | 11 |
| | 午後 | | 13 |
| | 午後 | | 15 |
| | 午後 | | 17 |
| | 午後 | | 19 |
| | 一、三、 | 池袋ヨリ各駅間並 | |
| | 二 | 並等賃金 | |
| | 二 | 池袋ヨリ | |

(小島重太郎家蔵)

表 刻 時 車 發 車 汽 道 鉄 上 東
正 改 日 一 月 四 年 七 正 大

| 上 坂 | | (面方越川) 行 町 戸 坂 | | | | | | | | | | | | |
|------------|--------|----------------|----------------------------|----------|--------|----------|------------|------------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 川 越 町 發着 | 的 場 發着 | 坂 戸 町 發着 | 駅名 列車番号 | 坂 戸 町 發着 | 的 場 發着 | 川 越 町 發着 | 川 越 西 町 發着 | 新 河 岸 發着 | 上 福 岡 發着 | 鶴 瀬 發着 | 志 木 發着 | 膝 折 發着 | 成 増 發着 | 上 橋 發着 |
| 午前 五、〇〇 | | | | 2 | 六、〇〇 | 五、五五 | 五、五五 | 五、五五 | 午前 五、四〇 | | | | | |
| 六、五七 | 六、四二 | 六、三〇 | 4 | 七、三六 | 八、二七 | 七、三三 | 七、二五 | 午前 七、一五 | | | | | | |
| 八、〇三 | 八、一三 | 八、〇〇 | 6 | 八、五五 | 八、四六 | 八、三三 | 八、二五 | 八、一六 | 八、〇七 | 八、〇〇 | 七、五三 | 七、四四 | 七、三五 | 七、二六 |
| 一〇、一四 | 一〇、二三 | 一〇、一〇 | 8 | 一〇、六六 | 一〇、五七 | 一〇、四四 | 一〇、三六 | 一〇、二七 | 一〇、一八 | 一〇、一〇 | 九、五三 | 九、四四 | 九、三五 | 九、〇六 |
| 一一、二〇 | 一一、三〇 | 一一、二〇 | 10 | 一一、七一 | 一一、六八 | 一一、五五 | 一一、四七 | 一一、三八 | 一一、二九 | 一一、二〇 | 一一、一三 | 一一、〇四 | 一一、〇五 | 一一、一六 |
| 一二、二六 | 一二、三五 | 一二、二〇 | 12 | 一二、七六 | 一二、六八 | 一二、五五 | 一二、四七 | 一二、三八 | 一二、二九 | 一二、二〇 | 一二、一三 | 一二、〇四 | 一二、〇五 | 一二、一六 |
| 一三、三二 | 一三、四一 | 一三、二〇 | 14 | 一三、八二 | 一三、七四 | 一三、六一 | 一三、五三 | 一三、四四 | 一三、三五 | 一三、二六 | 一三、一八 | 一三、〇九 | 一三、一〇 | 一三、二一 |
| 一四、三八 | 一四、四七 | 一四、二〇 | 16 | 一四、四四 | 一四、三六 | 一四、二三 | 一四、一五 | 一四、〇六 | 一三、五七 | 一三、四八 | 一三、四一 | 一三、三二 | 一三、三三 | 一四、四四 |
| 一五、四四 | 一五、五三 | 一五、二〇 | 18 | 一五、五〇 | 一五、四二 | 一五、二九 | 一五、二一 | 一五、一二 | 一五、〇三 | 一四、五四 | 一四、四七 | 一四、三八 | 一四、三九 | 一五、五〇 |
| 一六、五〇 | 一六、五九 | 一六、三〇 | 20 | | | 一六、〇一 | 一六、〇九 | 一六、一六 | 一六、二五 | 一六、三二 | 一六、四一 | 一六、五〇 | 一六、五九 | 一七、一〇 |
| 一七、五七 | 一七、六六 | 一七、三〇 | | | | 一七、〇七 | 一七、一五 | 一七、二二 | 一七、三〇 | 一七、三七 | 一七、四六 | 一七、五五 | 一七、六四 | 一七、七五 |
| | | | 程り 累計 暁 | | | 一五、二 | 一五、一〇 | 一五、一七 | 一五、二六 | 一五、三三 | 一五、四二 | 一五、五一 | 一五、六〇 | 一五、七一 |
| | | | 各 等 賃 金 | | | 八 | 一 | 三 | 五 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 |
| | | | 並 り 並 等 賃 金 | | | 八 | 一 | 三 | 五 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 |

| (面方京東) 行 | | | | | | | | | |
|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 池袋 | 下板 | 上板 | 成 | 膝 | 志 | 鶴 | 上 | 新 | 川 |
| 着 | 橋発着 | 橋発着 | 増発着 | 折発着 | 木発着 | 瀬発着 | 岡発着 | 岸発着 | 町発着 |
| 六、三五 | 六、六三 | 六、二〇 | 六、〇〇 | 五、五五 | 五、四四 | 五、三三 | 五、二二 | 五、一八 | 五、一四 |
| 八、二四 | 八、〇八 | 八、〇〇 | 七、五五 | 七、四四 | 七、三三 | 七、二二 | 七、一八 | 七、一四 | 七、一〇 |
| 一、〇〇 | 九、五五 | 九、四四 | 九、三三 | 九、二二 | 九、一〇 | 八、五五 | 八、四四 | 八、四〇 | 八、三五 |
| 二、一四 | 三、〇〇 | 二、五七 | 二、四四 | 二、三三 | 二、二二 | 二、一〇 | 二、〇〇 | 一、五五 | 一、五〇 |
| 二、〇〇 | 二、五三 | 二、四三 | 二、三三 | 二、二二 | 二、一〇 | 二、〇〇 | 一、五七 | 一、五二 | 一、四七 |
| 四、四一 | 四、三三 | 四、二六 | 四、一三 | 四、〇〇 | 三、五五 | 三、四四 | 三、三三 | 三、二二 | 三、一七 |
| 六、四六 | 六、四〇 | 六、三三 | 六、二〇 | 六、一〇 | 六、〇〇 | 五、五五 | 五、四四 | 五、三三 | 五、二〇 |
| 八、三三 | 八、二六 | 八、一六 | 八、〇四 | 七、五五 | 七、四四 | 七、三三 | 七、二二 | 七、一四 | 七、〇七 |
| 二、五二 | 二、三九 | 二、二四 | 二、一七 | 二、一五 | 二、一四 | 二、一五 | 九、一 | 七、六 | 六、二 |
| 二 | | 六 | 五 | 五 | 五 | 五 | 三 | 三 | 一 |
| 五 | 四 | 三 | 三 | 三 | 二 | 三 | 九 | 一 | 三 |

川越方面行ノ近路

東上鉄道 池袋川越町間 十九哩五分
 同上經由 新宿川越町間 二十二哩五分

川越鉄道經由新宿川越町間 三十一哩六分

第四節 教育の進展

決議答申有之候条、此段申添候也

記

一、位置

二五 明治四十二年三月 白子村尋常高等小学校 位置変更願

小学校位置変更指定認可稟請

部内白子村立尋常高等小学校位置ノ儀ハ、明治二十五年
五月中御認可ヲ受ケ、同村大字下新倉字宮本ノ地ニ指定
致置候処、再来就学児童増加ノ為メ校地狹隘ト相成候
処、最早拡張ノ余地無之候ニ付此際其位置ヲ選定致シ候
処、該位置ハ同村ノ中央ニシテ児童ノ通学上便利ニシ
テ、且ツ同校ノ規模ニモ適応スルモノト被認候ニ付、左
記ノ通り同校位置ヲ変更指定致度候条、御認可相成度別
紙関係書類 相添へ此段稟請仕候也

明治四十二年三月二十二日

北足立郡長早川光蔵

埼玉県知事島田剛太郎殿

追、本文位置変更指定ニ就テハ、同村ニ於テ異議ナキ旨

北足立郡白子村大字下新倉字古美山四千五百四十一番ノ

二

一、畑貳畝拾參歩

同村大字白子字寺ノ上七百三十八番ノ二

一、畑參畝六歩

同字七百四十二番ノ二

一、畑貳畝貳拾八歩

同字七百四十一番ノ二

一、畑五畝參歩

同字七百四十番

一、畑九畝五歩

同字七百三十九番ノ二

一、畑壹反六畝歩

同字七百三十四番ノ二

一、畑老畝拾貳歩

同字七百三十五番

一、畑五畝貳拾六歩

同字七百三十六番

一、畑四畝五歩

同字七百三十七番

一、畑六畝五歩

合反別五反六畝拾參歩

取調書

一、学校通学区域内

白子村全部ニシテ人家聚散状況ヨク、通路連絡關係

極メテ良好ニシテ、最モ本村ノ中央位置ノ為メニ児

童通学及地形上最モ適當ナリ

二、地質

地目ハ畑地高燥ニシテ開豁平坦ニシテ、衛生上・道

徳上害ナク、飲料水ハ深堀リ井戸ニシテ水質良好ナ

リ

三、最遠距離

大字下新倉第二区域ヨリ二十八丁

大字白子第二区域ヨリ二十七丁

四、総戸数三百九十戸 通学区域内

人口二千九百二人 内男千四百八十八人
女千四百七十二人

五、学齡児童数四百七十七人 内男二百五十五人
女二百二十二

尋常小学校卒業者百四十二人 男六十九人
女七十三人

現在就学者 三百三十五人 男百八十六人
女百四十九人

六、不就学者 ナシ

(ママ) 校地図面 別紙之通(略)

(ママ) 全村地図面 別紙之通(略)

(埼玉県行政文書「明治42年 学務部」明3359)

二六 明治四二〜大正二年 白子尋常高等小学校沿革誌

明治四十二年度記事

一、本年度教育費予算額

金壹千八百九拾壹円七拾八銭

内教員俸給額金壹千五百卅六円

一、職員（四月一日現在）

校長 安田権次郎
 休職四十三年三月廿六日 尾崎吉次郎
 訓導 高橋浜太郎
 訓導 高橋浜太郎
 訓導 関 月山
 退四十二年十一月廿六日 訓導 波澄留五郎
 就四十二年二月廿六日 訓導 佐野 恒
 退四十二年六月卅日
 四十二年十月十一日 准訓導 田中 玉蔵
 郡立講習所ニ入ル

一、児童数（四月末日現在）

| 学年 | 性 | | 計 |
|---------|-----|-----|-----|
| | 男 | 女 | |
| 尋常科第一学年 | 三六 | 二七 | 六三 |
| 同 第二学年 | 三二 | 二六 | 五八 |
| 同 第三学年 | 四三 | 一八 | 六一 |
| 同 第四学年 | 二六 | 三五 | 六一 |
| 同 第五学年 | 二七 | 二〇 | 四七 |
| 同 第六学年 | 二三 | 一八 | 四一 |
| 小計 | 一八七 | 一四四 | 三三一 |
| 高等科第一学年 | 一一 | 五 | 一六 |
| 同 第二学年 | 一〇 | 六 | 一六 |

| 通 | 性 | | 計 |
|----|-----|-----|-----|
| | 男 | 女 | |
| 小計 | 二二 | 一一 | 三二 |
| 通計 | 二〇八 | 一五五 | 三六三 |

一、卒業生

| 高等科 尋常科 計 | 性 | | 計 |
|-----------------|----|----|----|
| | 男 | 女 | |
| 高等科 | 二一 | 一七 | 三八 |
| 尋常科 | 一〇 | 六 | 一六 |
| 計 | 三一 | 二三 | 五四 |

一、其他ノ事項

イ、身体検査 四月廿九日同卅日二日間、身体検査ヲ施行セリ

ロ、害虫駆除 六月十日ヨリ同十四日マデ苗代田ニ於テ同九月七日ヨリ同九日マデ本田ニ於テ、何レモ害虫駆除ヲ施行セリ

ハ、監督官巡視 本県視学大熊実三郎ハ四月八日、本郡視学沢島美畝ハ十二月廿日、何レモ学事視察トシテ来校セラレタリ

ニ、壮丁教育 十一月廿三日ヨリ同月廿九日マデ、壮丁

教育ヲ施行セリ

ホ、受賞 尋常科第三学年生小日向周蔵ハ、品行方正学術優等ノ廉ヲ以テ本郡教育会長ヨリ硯箱壹個ヲ、又本校ハ害虫驅除成績顯著ノ廉ヲ以テ本郡農会長ヨリ害虫図譜ヲ何レモ授与セラレタリ(十二月廿七日付)

ヘ、青年補習教育 十二月十三日ヨリ二月廿二日マデ五週間、青年補習教育ヲ施行セリ

ト、展覧会開催 三月一日同二日ノ二日間、教育品展覧会ヲ開催セリ

チ、教場狹隘ノタメ分教室八十四坪ヲ新築シ、三月卅一日竣工セリ

明治四十三年度記事

- 一、本年度教育費予算額
金貳千四百五拾六錢
- 内金千五百卅六円教員俸給額
- 一、職員(四月一日現在)

校長 安田権次郎

訓導 高橋浜太郎
 訓導 関 月山
 准訓導 大月嘉佑治
 就四十二年十月廿二日
 就四十四年一月七日
 就四十二年十月廿六日
 就四十四年四月七日
 就四十二年十二月一日
 代用 莊 塾 ぶさ
 教員 長谷川嘉治

一、児童(四月末日現在)

| 学年 | 性 | | 計 |
|---------|-----|-----|-----|
| | 男 | 女 | |
| 尋常科第一学年 | 二二 | 二六 | 四八 |
| 同 第二学年 | 三五 | 二三 | 五八 |
| 同 第三学年 | 三一 | 二六 | 五七 |
| 同 第四学年 | 四三 | 一六 | 五九 |
| 同 第五学年 | 二三 | 三一 | 五四 |
| 同 第六学年 | 一八 | 一八 | 三六 |
| 小計 | 一七二 | 一四〇 | 三一二 |
| 高等科第一学年 | 一六 | 一〇 | 二六 |
| 同 第二学年 | 二五 | 一三 | 三八 |
| 小計 | 一九七 | 一五三 | 三五〇 |
| 通計 | 一九七 | 一五三 | 三五〇 |

一、卒業生

| 等科 | 性 | | 計 |
|-----|----|----|----|
| | 男 | 女 | |
| 尋常科 | 一七 | 一七 | 三四 |
| 高等科 | 九 | 四 | 一三 |
| 計 | 二六 | 二一 | 四七 |

一、其他ノ事項

イ、校医嘱託(託也) 長谷川藤之助ハ四月廿二日本校校医ヲ嘱託セラレタリ

ロ、身体検査 四月廿八日同廿九日二日間、児童身体検査ヲ施行セリ

ハ、巡回文庫 四月三十日より卅六日間、及び二月十三日より卅六日間巡回文庫ヲ開函シ、衆庶ノ縦覧ヲ許シタリ

ニ、開校式 分教室落成シタルニヨリ、五月五日開校式ヲ举行セリ

ホ、健康診断 猩紅熱、児童中ニ発生シタルニヨリ、五月十日及六月十六日、児童ノ健康診断ヲ施行セリ

ヘ、害虫駆除 六月九日より三日間、苗代田ニ害虫駆除ヲ施行セリ

ト、受賞 訓導高橋浜太郎ハ三年間皆勤ニヨリ、深井湛

三八夜学ニ三年皆出席ニ付、何レモ郡教育会ヨリ表彰(六月十九日付 高橋ハ硯箱、深井ハ新漢和字典)

セラレ、亦校長安田権次郎、訓導高橋浜太郎、訓導

関月山ハ三年間皆勤ニヨリ県教育会ヨリ表彰(三月十二日付 埼玉県徳育資料第二編)セララル、尋常六

学年田中和吉、郡教育会ヨリ表彰セララル

チ、監督官巡視 九月廿六日郡視学上村英夫来校、授業ヲ視察セララル

リ、壮丁教育 十一月十三日より一週間執行セリ

又、補習夜学 十二月十二日より二月末日マデ、夜学ヲ開始セリ

ル、展覧会 二月十五日同十六日展覧会開催

ヲ、父兄懇談会 二月十五日举行セリ

明治四十四年度記事

一、本年度教育費予算額

金千九百四十三円八錢五厘

内金千五百三十六円教員俸給

一、職員（四月一日現在）

校長 安田権次郎
 訓導 高橋浜太郎
 就四十四年四月一日 訓導 菅間 啓輔
 訓導 関 月山
 就四十四年四月 准訓導 田中 玉蔵
 代用教員 莊埜 ふさ
 代用教員 前田 寿

一、児童（四月末日現在）

| 学年 | 性 | | 計 |
|---------|-----|-----|-----|
| | 男 | 女 | |
| 尋常科第一学年 | 三七 | 三四 | 七一 |
| 同 第二学年 | 二二 | 二四 | 四六 |
| 同 第三学年 | 三三 | 二二 | 五五 |
| 同 第四学年 | 二八 | 二四 | 五二 |
| 同 第五学年 | 三七 | 一五 | 五二 |
| 同 第六学年 | 二四 | 二六 | 五〇 |
| 小計 | 一八一 | 一四五 | 三二六 |
| 高等科第一学年 | 一二 | 七 | 一九 |
| 同 第二学年 | 一〇 | 四 | 一四 |
| 小計 | 二二 | 一一 | 三三 |
| 通計 | 二〇三 | 一五六 | 三五九 |

第四節 教育の進展

一、卒業生

| 等科 | 性 | | 計 |
|-----|----|----|----|
| | 男 | 女 | |
| 尋常科 | 二二 | 二四 | 四六 |
| 高等科 | 九 | 四 | 一三 |
| 計 | 三一 | 二八 | 五九 |

一、其他ノ事項

- 1、巡回文庫 四月廿二日より三十六日間、十一月廿四日ヨリ卅六日間、二月五日ヨリ卅六日間、巡回文庫ヲ開函シ、衆庶ノ縦覧ヲ許シタリ
 - 2、児童身体検査 四月廿七日同廿八日児童身体検査ヲ施行セリ
 - 3、害虫駆除 六月九日ヨリ三日間苗代田ニ於テ、九月十四日ヨリ三日間本田ニ於テ、何レモ害虫駆除ヲ施行シタリ
 - 4、受賞 安田校長、関訓導三年無欠勤ノ廉ヲ以テ郡教育会ヨリ表彰（六月十八日付 硯箱）セラル
- 高等一学年田中ふみハ、六年無欠席ニヨリ県教育会

(十月廿九日付) ヨリ、同学年篠崎弥之助ハ、品行

方正学力優等ニヨリ郡教育会ヨリ何レモ表彰セララル

5、糸瓜栽培 尋常科第四学年以上ノ児童ニ糸瓜苗ヲ配

付シ、栽培セシメタリ(六月十三日)

6、修学旅行 十一月七日尋常科第五年以上ハ大宮公園

ニ、同三・四学年ハ石神井寺村方面へ、同一・二学

年ハ赤塚村へ、何レモ修学旅行ヲナシタリ

7、監督官巡視 二月三日展覧会視察トシテ郡書記山口

専一郎、三月十五日授業視察トシテ郡視学上村英

夫、何レモ巡視セラレタリ

8、展覧会 二月一日ヨリ同三日マデ開催セリ

9、補習夜学 十二月十三日ヨリ二月末日マデ青年補習

夜学ヲ開設セリ

10、壮丁教育 十一月廿二日ヨリ一週間、壮丁教育ヲ施

行セリ

明治四十五年度記事

一、本年度教育費予算額

金千九百五十七円貳拾錢

内金千四百六十四円教員俸給額

一、職員(四月一日現在)

校長 安田権次郎

訓導 高橋浜太郎

訓導 菅間 啓輔

訓導 関 月山

退任 四月十日

准訓導 田中 玉蔵

教員 菅 ぶさ

教員 前田 寿

一、児童(四月末日現在)

| 通 | 学年 | 性 | | 計 |
|---|---------|-----|-----|-----|
| | | 男 | 女 | |
| 計 | 尋常科第一学年 | 二三 | 三二 | 五五 |
| | 同 第二学年 | 三六 | 二九 | 六五 |
| | 同 第三学年 | 二二 | 二五 | 四七 |
| | 同 第四学年 | 三二 | 一九 | 五一 |
| | 同 第五学年 | 二五 | 一七 | 四二 |
| | 同 第六学年 | 二九 | 一四 | 四三 |
| | 小計 | 一六七 | 一三六 | 三〇三 |
| | 高等科 一学年 | 一六 | 一四 | 三〇 |
| | 同 二学年 | 九 | 五 | 一四 |
| | 小計 | 二五 | 一九 | 四四 |
| 計 | 一九二 | 一五五 | 三四七 | |

一、卒業生

| 等科 性 | 性 | | 計 |
|---------|----|----|----|
| | 男 | 女 | |
| 高等科 | 二八 | 一二 | 四〇 |
| 高等科 | 七 | 五 | 一二 |
| 計 | 三五 | 一七 | 五二 |

一、其他ノ事項

- 1、巡回文庫 五月一日ヨリ三十六日間、九月五日ヨリ三十六日間、十一月五日ヨリ三十六日間、大正二年二月六日ヨリ三十六日間ヅ、文庫ヲ開函シ、衆庶ノ縦覧ヲ許シタリ
- 2、児童身体検査 四月廿九日・三十日二日間、身体検査ヲ施行セリ
- 3、害虫駆除 六月十四日ヨリ三日間、苗代田ニ於テ害虫駆除ヲ施行セリ
- 4、受賞 校長安田権次郎、訓導高橋浜太郎ハ五ヶ年間皆勤ニヨリ、県教育会長ヨリ表彰（三月廿七日付 賞品言海老冊）セラル
- 5、御平癒祈願

天皇陛下御大患ノ報ニ接シ、恐懼措ク処ヲ知ラズ、七月廿二日ヨリ五日間毎日児童引率、職員一同両大字鎮守ニ御病氣御平癒ヲ祈願ナシタリ

6、遙拜式

天皇陛下御崩御ニ付、七月卅一日遙拜式ヲ举行セリ

7、監督官巡視

九月廿七日授業視察トシテ上村郡視学、三月十四日郡立教員講習所生徒募集ノ件ニ付石

田郡視学、何レモ来校

8、補習夜学

一月八日ヨリ二月廿八日マテ青年補習夜学ヲ開始セリ

9、壮丁教育

十一月十七日ヨリ一週間壮丁教育ヲ施行セリ

10、修学旅行

十一月十九日観兵式拜観ノ為メ、訓導菅間啓輔、准訓導田中玉蔵、代用教員前田寿ハ高等科

児童引率、所沢町ニ修学旅行ヲナセリ

11、展覧会

二月廿日廿一日展覧会ヲ举行ス

大正二年度記事

一、本年度教育費予算額

金一千九百七十一円九拾四銭

内訳 金千四百六十四円教員俸給

七学級義務額拾六円ツ、及び専科給拾円

一、職員（四月一日現在）

| | | | |
|------------|-------|------|-------|
| 校長 | 安田権次郎 | 訓導 | 菅間 啓輔 |
| 訓導 | 高橋浜太郎 | 訓導 | 関 月山 |
| 大正二年四月一日訓導 | 森田 まち | 代用教員 | 前田 寿 |
| 准訓導 | 田中 玉蔵 | | |

一、児童（四月末日現在）

| 学年 | 性 | | 計 |
|---------|-----|-----|-----|
| | 男 | 女 | |
| 尋常科 一学年 | 二八 | 二四 | 五二 |
| 同 二学年 | 二七 | 二九 | 五六 |
| 同 三学年 | 三三 | 二六 | 五九 |
| 同 四学年 | 二二 | 二二 | 四四 |
| 同 五学年 | 三〇 | 一五 | 四五 |
| 同 六学年 | 二二 | 一六 | 三九 |
| 小計 | 一六三 | 一三二 | 二九五 |
| 高等科 一学年 | 二二 | 七 | 二九 |

| 学年 | 男 | 女 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|
| 同 二学年 | 一二 | 六 | 一八 |
| 小計 | 三四 | 一三 | 四七 |
| 通計 | 一九七 | 一四五 | 三四二 |

一、卒業生

| 等科 | 性 | | 計 |
|-----|----|----|----|
| | 男 | 女 | |
| 尋常科 | 二四 | 一六 | 四〇 |
| 高等科 | 九 | 六 | 一五 |
| 計 | 三三 | 二二 | 五五 |

一、其他ノ事項

イ、他府県学事視察 校長安田権次郎ハ四月廿日ヨリ同

廿六日マデ一週間、千葉茨城方面へ学事視察トシテ

出張セリ（本郡教育会派遣員ノ資格）

ロ、児童身体検査 四月廿九日ヨリ二日間施行セリ

ハ、害虫駆除 六月十六日ヨリ三日間苗代田ニ於テ害虫

駆除ヲ施行セリ

ニ、巡回文庫 七月七日ヨリ三十六日間、八月廿二日ヨ

リ三十六日間、本県通俗巡回文庫ヲ開函シ、衆庶ノ

縦覧ヲ許シタリ

ホ、受賞 高橋訓導三年間無欠勤ニヨリ、稲垣まき節婦

トシテ、何レモ郡教育会長ヨリ表彰セラル(高橋氏

ハ硯箱、稲垣金式円)

ヘ、監督官巡視 本郡視学石田林蔵殿、九月八日学事視

察トシテ来校

ト、運動会 十一月廿日新校舎構内ニ於テ運動会ヲ挙行

セリ

チ、トラホーム検診 長谷川校医来校、臨時トラホーム

検診ヲ施行セリ

リ、トラホーム講話 トラホーム患者ノ保護者ヲ召集

シ、長谷川校医来校、同病ニ関スル講話ヲナシタリ

ヌ、展覧会 二月廿日ヨリ二日間児童成績物展覧会ヲ施

行セリ

ル、講話会 二月廿日郡主催通俗講話会開催、膝折第一

小学校、片山小学校長ノ講話アリ

ヲ、補習夜学 一月八日ヨリ三月二日マデ青年補習夜学

開催

ワ、高等科一学年鎌田賢治、郡教育会長ヨリ表彰セラル

(硯箱 三月十五日付)

(「学校沿革誌」白子小学校蔵)

二七 大正五年三月 白子尋常高等小学校就学歩合調

大正五年三月五日

発信名 北足立郡長

埼玉県内務部長殿

客月十日付五学発第四六八号御照会、学齡児童就学保護
会ノ成績佳良ナルモノ等調査ノ件、右ハ別紙ノ通りニ有
之候条此段及回報候也

追テ、別紙取調書中単ニ出席歩合トアルハ、何レモ尋

常科ノ分ニ有之候条申添候

(1) 学齡児童就学保護会ノ成績佳良ナルモノ

一 安行村教育会

二 志木町貧窮児童保護会

(2) 保護会ノ設置ナキモ督励宜シキヲ得成績佳良ナルモ

- 一 原市尋常高等小学校
- 二 大和田第一尋常高等小学校
- 三 白子尋常高等小学校

(中略)

三 白子尋常高等小学校

年々就学児童ノ保護者ヲ村役場ニ召集シ、就学ノ督励ヲ加へ、若シ出頭セサル者アレバ、学務委員ヲシテ其家

以上

庭ニ就カシメ懇諭セシム、又就学児童中欠席三日ニ及ブトキハ、受持教師ヲシテ出席方ニ関スル督促状ヲ発セシメ引続キ五日ニ及ブトキハ、受持教師其ノ家庭ニ就キ出席ヲ督促ス、尚引続キ欠席ノ場合ハ、五日毎ニ出張督促ヲ加フルノ結果其成績良好ニ至リシヲ以テ、一ケ年間無欠席者並欠席極メテ小數ナル児童ニハ学年末ニ於テ精勤証書ヲ授与シ、以テ益々之ガ奨励ニ努ム、今最近ニ於ケル就学出席歩合ヲ表示スレバ左ノ通り

| | | | | | | | | | | |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 明治三十 | 四十年 | 四十一年 | 四十二年 | 四十三年 | 四十四年 | 大正元年 | 二年度 | 三年度 | 四年度 |
| 就学歩合 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |
| 出席歩合 | 九三・四五 | 九三・四 | 九六・〇四 | 九四・四〇 | 九四・〇七 | 九六・〇六 | 九三・二 | 九四・六 | 九三・八〇 | 九三・五 |

(埼玉県行政文書「大正5年 学務部」大768)

二六 大正一〇年四月 新倉村教育費その他状況調

埼玉県北足立郡新倉村教育費其他状況調

| 種別 | | 一 | | 二 | | | | | |
|-------|---------|---------|--------|---------------------|-------------|---------|--------------------|-------|-------|
| | | 人口及数戸 | | 経 | | | | | |
| 年度 | 前年末現住戸数 | 前年末現住人口 | 人口一戸平均 | 市町村費歳出総額 | 市町村費歳出一戸平均額 | 同上一人平均額 | 小学校費歳出額 | 内 | |
| | | | | | | | | 経常費 | 臨時費 |
| 年度 | 前年末現住戸数 | 前年末現住人口 | 人口一戸平均 | 市町村費歳出総額 | 市町村費歳出一戸平均額 | 同上一人平均額 | 小学校費歳出額 | 内 | |
| | | | | | | | | 経常費 | 臨時費 |
| 年度 | 前年末現住戸数 | 前年末現住人口 | 人口一戸平均 | 市町村費歳出総額 | 市町村費歳出一戸平均額 | 同上一人平均額 | 小学校費歳出額 | 経常費 | 臨時費 |
| 大正五年度 | 二五五 | 一、七五一 | 六・八七 | 二、九五六 ^円 | 一一・五九二 | 一・六八八 | 一、四九八 ^円 | 一、一三三 | 六七 |
| 大正八年度 | 二六八 | 一、七六八 | 六・六〇 | 七、二〇六 ^円 | 二六・八八九 | 四・〇七五 | 三、九二四 ^円 | 一、七三二 | 四〇〇 |
| 大正九年度 | 二六七 | 一、七五二 | 六・五六 | 一一、五二〇 ^円 | 四三・一四六 | 六・五七五 | 六、一一四 ^円 | 三、八一六 | 一、一六九 |

| 三 | | | 費 | | | | | | | |
|--|---------------------------------|---|--|---|--|-------------|---|--|---|--|
| 起債額 | 其 | | 費 | | 予算ニ依ル本科正教員月俸平均額 | | | | | |
| | 他 | ノ | 市町村税総額 | 小学校以外ノ教育費 | | | | | | |
| 義務教育費国庫交付金 直接国税一戸平均 直接国税総額 府県税一戸平均 府県税総額 同上一人平均 戸数割付加税一戸平均 同上一人平均 市町村税一戸平均 同上一人平均 戸数割付加税一戸平均 同上一人平均 市町村税一戸平均 同上一人平均 戸数割付加税一戸平均 同上一人平均 | 第三条交付金 第四条交付金 一三・七九六 円 | 府県税一戸平均 一〇・五〇六 円 直接国税一戸平均 三、五一八 円 直接国税総額 一三・七九六 円 府県税一戸平均 一〇・五〇六 円 府県税総額 二、六七九 円 同上一人平均 一・一四〇 円 戸数割付加税一戸平均 七・八三一 円 同上一人平均 一・一四〇 円 市町村税一戸平均 一一・八〇八 円 同上一人平均 一・七一九 円 戸数割付加税一戸平均 七・八三一 円 同上一人平均 一・一四〇 円 | 市町村税総額 三、〇一一 円 戸数割付加税 一、九九七 円 国税付加税其他 一、〇一四 円 | 小学校以外ノ教育費 小学校費一戸平均 五・八七五 円 同上児童一人平均 五・七六一 円 小学校費ノ歳出総額ニ対スル割合 五〇% 予算ニ依ル本科正教員月俸平均額 一八、〇〇八 円 | 一七五 円 二七・五五四 円 二二・七〇四 円 | | | | | |
| | | | | | | 二六五・五六 円 | 一六・六三八 円 四、一二〇 円 一五・三四三 円 二六五・五六 円 | 七、七六九 円 五、九〇五 円 一、八六四 円 | 一〇・二三四 円 七、一〇〇 円 三、一三四 円 | 一七五 円 二七・五五四 円 二二・七〇四 円 |
| | | | | | | | | | | |
| 二七・八八〇 円 三、六五四 円 一三・六八五 円 二九〇・一九 円 一二八・〇〇 円 | 二六・五九二 円 四・〇五二 円 | 二六・五九二 円 四・〇五二 円 | 二七・八八〇 円 三、六五四 円 一三・六八五 円 二九〇・一九 円 一二八・〇〇 円 | 二六・五九二 円 四・〇五二 円 | | | | | | |

| 七 | 六 | | 五 | 四 | |
|--|---|-----------------------------|---|--|--|
| 基 本 財 産 | 土 地 | | 生 業 大 要 | 生 産 額 調 | |
| 其 他 財 産 市 町 村 基 本 財 産 学 校 基 本 財 産 在 起 債 總 額 | 田 畑 雑 地 宅 地 | 地 目 反 別 | 本 業 別 戸 数 其 市 町 村 内 ニ 於 ケ ル 主 ナ ル 副 業 自 作 ・ 自 作 兼 小 作 ・ 小 作 戸 数 | 農 業 生 産 額 林 業 生 産 額 工 業 生 産 額 水 産 業 生 産 額 其 ノ 他 価 額 合 計 同 上 一 戸 平 均 同 上 一 人 平 均 | |
| 一、三二八 三二八 一 門 | 四九七 八三 町 二二九 四一七 一六六 二一〇 七、〇〇 〇 坪 | 他 町 村 民 ノ 所 有 ニ 属 ス ル 土 地 | 農 二〇二、工一三、商一八 雜二二計二五五 養 蚕 自 兼 小 三 八 自 兼 小 八 七 小 七 七 計 二〇二 | 八二、〇四一 門 一、三三八 五、七九五 一九三 二、一九〇 九一、五五七 三五九 五二 | |
| 一、七五五 三五八 八 門 | 六二〇 七一 町 一四一 四一一〇 五九六 六一六 六六、八八 三 坪 | 当 該 町 村 民 ノ 所 有 ニ 属 ス ル 土 地 | 農 一九一、工六、商三三 漁二、雜三六 計二六八 自 兼 小 三 三 自 兼 小 四 九 小 八 五 計 一九一 | 二八七、七六九 門 六、九〇〇 一五、三四〇 七九〇 八、四三〇 三一九、二二九 一、一九一 一八一 | |
| 一、九七三 三七八 三 門 | 二二〇 三〇七 町 五四〇 〇 三二一 一〇 二五〇 〇 坪 | 同 上 一 戸 平 均 反 別 | 農 一九一、工六、商三三 漁二、雜三五 計二六七 自 兼 小 三 二 自 兼 小 七 四 小 八 五 計 一九一 | 二二四、一六八 門 三、六四五 一二、五二〇 七〇五 九、五〇五 二四〇、五四三 九〇一 一三七 | |

| 八 | | | | | | | | | | |
|-----------------|--------------------------|-------|-------|------------|-------|-------|---|-------|-----|-----|
| 小 学 校 | | | | | | | | | | |
| 大正五年十月末現在在籍児童数 | 一 学 年 | 二 学 年 | 三 学 年 | 四 学 年 | 五 学 年 | 六 学 年 | 計 | 一 年 | 二 年 | 三 年 |
| | 四 六 | 三 八 | 四 一 | 三 三 | 三 五 | 三 一 | | 二 三 四 | 二 三 | 一 六 |
| 同上学級数及一学級平均児童数 | 学級数六 | | 尋五 | 平均児童数四四・八〇 | | | | | | |
| 小学校数及名称並ニ通学最遠距離 | 学校数一、新倉尋常高等小学校、通学最遠距離二〇町 | | | | | | | | | |
| 大正五年四月末現在就学歩合 | 一〇〇・〇〇 | | | | | | | | | |
| 学校別前年度出席歩合 | 尋九二・三七 高九三・九三 | | | | | | | | | |
| 現在教員種別人員 | 正教員四、准二 | | | | | | | | | |

備考

- 一 経費及市町村税等ハ大正五年度及大正八年度ハ決算、大正九年度ハ最近ノ予算ニ依リ計上スルコト
- 二 右府県取纏メ表ハ市部、郡部ノ二表トスルコト
- 三 経費及諸税、徴収額ハ四捨五入法ニ依リ円位迄記入スルコト
- 四 人口一戸平均ハ小数点以下二位迄、経費及諸税一戸平均及一人平均ハ厘位迄、生産額一戸平均及一人平均ハ円位迄、一学級平均児童数ハ小数点以下二位迄、四捨五入法ニ依リ算出スルコト
- 五 義務教育費国庫負担法第四条ニ依ル交付金ヲ交付セラルタル町村アルトキハ、当該年度欄ニ記入スルコト
- 六 生産額調ハ列記シタル種目ノ外、主要ナルモノアルトキハ便宜項目ヲ加ヘテ記入スルコト

(埼玉県行政文書「大正10年 学務部」大1247)

二九 大正一一年九月
白子小学校長安田権次郎
教育功勞事績調

事績調書

北足立郡白子尋常高等小学校校訓導兼校長勲八等

安田権次郎

職以来、同一学校ニ勤続スル実ニ三十有五年一日ノ如ク克ク児童ノ教育ニ尽シ、村民ノ信望厚キコト
2 部民ト融和親善シ、学校設備等ニ尽シタル其功績多大ナルヲ認ムルコト

3 青年処女ノ指導ニ当リ社会教化ニ尽シタルコト

履歷書

埼玉県北足立郡白子村大字白子百四番地

本県平民

一 履歷書 別紙

二 事績概要

1 明治二十年一月現校ノ前身タル東輝小学校校訓導就

埼玉県北足立郡白子^{尋常}高等小学校校訓導兼校長勲八等

安田権次郎

慶応式年四月廿日生

一 学業

| 年 月 日 | 合年月数 | 学 科 | 程 度 | 学 校 又 ハ 師 名 |
|-----------------------------|-------|--------|--------|---------------------|
| 自明治八年七月 至同十四年四月 | 六年十ヶ月 | 小 学 科 | | 新座郡下新倉村立 新倉小 学 校 |
| 自明治十四年五月 至同十五年十月 | 一年六ヶ月 | 漢 学 | 歴史、經書 | 東京下谷車坂町 小 林 信 近 |
| 自明治十五年十一月 至同十六年十月 | 老 年 | 数 学 | 代数、幾何 | 東京富士見町 開 数 学 舍 |
| 自明治三十年八月一日 至同八月卅一日 | 一ヶ月 | 物理 化学 | 師範学校程度 | 埼玉私立教育会 |
| 自明治四十三年十月十日 至同 四十一年十月十九日 | 六週間 | 教育学外六科 | 本科正教員 | 埼玉県師範学校 |

一 業務

| 年 月 日 | 辞 令 ノ 要 領 | 官 庁 (学 校) |
|------------|----------------------------------|-----------|
| 明治二十年一月卅一日 | 任埼玉県小学校訓導 月俸七円ヲ給ス | 埼玉県 |
| 同 | 新座郡東輝学校在勤ヲ命ズ | 埼玉県 |
| 同 | 月俸八円ヲ給ス | 埼玉県 |
| 同廿一年八月十六日 | 兼任埼玉県新座郡東輝尋常小学校校長 | 埼玉県 |
| 同廿七年一月廿六日 | 任埼玉県新座郡東輝尋常高等小学校訓導 但本科正教員勤務 | 埼玉県 |
| 同廿七年五月廿八日 | 十等上級俸給与 | 埼玉県 |
| 同 | 兼任埼玉県北足立郡東輝尋常高等小学校校長 | 埼玉県 |
| 同 八月廿七日 | 年功加俸困庫補助法ニヨリ肩書ノ学校ニ勤続中本俸百分ノ十五ヲ加給ス | 埼玉県 |
| 同廿九年十月卅一日 | 八等下級俸給与 | 埼玉県 |
| 同卅一年五月七日 | 七等上級俸給与 | 埼玉県 |
| 同卅二年一月卅一日 | 市町村小学校教員加俸令ニヨリ年功加俸ヲ支給ス | 埼玉県 |
| 同卅三年九月卅日 | 七級下俸給与 | 埼玉県 |
| 同卅四年六月廿七日 | 七級上俸給与 | 埼玉県 |
| 同卅六年二月廿八日 | 六級下俸給与 | 埼玉県 |
| 同卅九年十二月十八日 | 市町村立小学校教員加俸令第三条第二項ニヨリ年功加俸拾八円ヲ加給ス | 埼玉県 |
| 同四十年六月廿八日 | 六級上俸給与 | 埼玉県 |
| 同四十一年四月十日 | 二級年功加俸給与 | 埼玉県 |
| 大正五年十月卅日 | 俸給令改正ノ結果辞令ヲ用ヒズ六級上俸(四十円)トナル | 埼玉県 |
| 同七年五月一日 | 五級下俸給与 | 埼玉県 |
| 同八年三月卅一日 | 五級上俸給与 | 埼玉県 |
| 同九年三月卅一日 | 四級下俸給与 | 埼玉県 |
| 同十年三月卅一日 | | 埼玉県 |

一 賞罰

| 年 月 日 | 辭令若クハ処分ノ要領 | 官 庁 |
|------------|--|-------|
| 明治卅七年三月廿三日 | 誠実勤勉其成績顕著ナリ依テ教育資金ノ内ヨリ金參拾円ヲ給与ス | 埼玉 県 |
| 同四十年五月七日 | 明治三十七八年事件中特ニ職務ニ勉励シ、其成績優良ナルヲ以テ金拾五円ヲ賞与ス | 埼玉 県 |
| 大正八年八月廿五日 | 叙勲八等賜瑞宝章 | 内閣賞勲局 |
| 同九年十月卅日 | 多年初等普通教育ニ従事シ其功勞尠カラズ、依テ銀杯壹個ヲ賜フ | 内閣賞勲局 |
| 同十一年四月廿六日 | 本年一月廿六日始業前教室内ニ於テ、児童火傷シ統テ死亡スルニ至リシハ採 煖ノ施設ヲ怠リタル段不都合ニ付譴責ス | 埼玉 県 |

一 其他ノ事項

| | | | |
|------------|-------------------------------|------------|--------------------|
| 明治十七年五月卅日 | 本県ニ於テ中等習字科教授方免許セラル | 同廿三年三月十七日 | 本県ニ於テ歴史、習字科地方免許状受領 |
| 同十八年五月廿日 | 本県ニ於テ中等地理博物科教授方免許セラル | 同廿三年十一月十八日 | 本県ニ於テ倫理科教員免許状受領 |
| 同十八年十一月十三日 | 本県ニ於テ中等読書、算術科教授方免許セラル | 同廿四年三月卅日 | 本県ニ於テ筆算科地方免許状受領 |
| 同廿二年一月廿五日 | 本県ニ於テ小学校国語、漢文、珠算、普通体操科地方免許状受領 | 同廿九年六月十九日 | 本県ニ於テ尋常科正教員免許状受領 |
| 同廿二年三月廿四日 | 本県ニ於テ教育科地方免許状受領 | 同卅三年三月廿九日 | 本県ニ於テ本科正教員免許状受領 |

領

同州四年十一月廿五日 本県ニ於テ農業専科正教員免許

状受領

大正七年十月十三日 永年勤続慰勞トシテ本村ヨリ金

百五十拾円贈与セラル

(埼玉県行政文書「大正11年 学務部」大1370)

三〇 大正一四年四月 新倉村公民学校設置申請書

公立実業補習学校設置認可申請

本村ニ於テ公立実業補習学校設置致度ニ付、御認可相成
度、実業学校令第七条及県訓令実業補習学校設置廃止規
則^{五十五号}第一条ニ依リ、此段申請候也

大正十四年四月 日

管理者 北足立郡新倉村長鈴木左内

埼玉県知事齋藤守圀殿

公民学校設置ノ件

一 名称 埼玉県北足立郡新倉公民学校

二 位置 埼玉県北足立郡新倉村三千五百八十二番地

三 学則 別紙ノ通り

四 生徒定員 五十人

五 敷地建物ノ図面 別紙(特定ノ敷地建物ナシ、村立

小学校ノ一部ヲ充当ス)(略)

六 村収入支出予算表(大正十四年度)別紙ノ通り(略)

七 職員数及俸給額ノ予定

一 職員数四名(校長一 助教諭一同心得一囑託一)

二 俸給予定総額金壹百円也

内 内訳金參拾五円也校長一 金式拾七円也助教諭一

金式拾五円也助教諭心得一 金拾參円也囑託一

八 設置区域内ニ於ケル当該実業ノ状況

設置区域新倉村全部トス、戸数二百七十戸アリテ純農
業ヲ営ムモノ二百四十戸、商業ニ従事スル傍ラ副業ト

シテ農業ヲ営ムモノ三十戸アリ、地勢ハ平坦ナリ、サ

レドモ一般ニ肥沃ナリ、今マ其生産物ノ産額ヲ挙クレ

バ左ノ如シ

大正十三年度生産総額金式拾壹万壹千六百九拾五円也

内訳

- 1 米麦生産額 金拾万参千六百九拾五円也
- 2 甘藷生産額 金貳万四千元也
- 3 胡蘿蔔生産額 金参万六千元也
- 4 牛蒡生産額 金四万七千元也
- 5 其他生産額 金壹千元也

能ヲ授クルト共ニ、国民生活ニ須要ナル教育ヲ為スヲ以テ目的トス

第二条 本校ハ埼玉県北足立郡新倉公民学校ト称シ、新倉尋常高等小学校ニ併設ス

第三条 本校ニ男子部ノミヲ置ク
第二章 修業年限

第四条 本校ノ課程ヲ分チテ本科及研究科トシ、本科ハ之ヲ前期及後期ニ分ツ

第五条 本科ノ修業年限ハ前期二年後期二年トシ、研究科ハ滿二十歳ニ至ル迄トス

第一章 総則

埼玉県北足立郡新倉村立公民学校学則

第三章 学科目学科課程及教授時数

第一条 本校ハ実業補習学校規定ニ依リ、小学校ノ教科ヲ卒ヘ農業ニ従事スル者ニ対シ、農業ニ関スル知識技ノ如シ

第六条 本校ノ学科目、学科課程及一年間ノ教授時数左

| 要項 | 前期 一年 | | 後期 一年 | | 後期 二年 | | 研究 料 | |
|-------|-------|-----------------------|-------|------------|-------|----|------|----|
| | 時数 | 課程 | 時数 | 課程 | 時数 | 課程 | 時数 | 課程 |
| 学科目 | 二〇 | 道德ノ要領 | 二〇 | 公民ノ心得 | 二〇 | 同上 | 二〇 | 同上 |
| 修身及公民 | 六〇 | 講読、作文、習字 | 六〇 | 講読、作文、漢文初歩 | 六〇 | 同上 | 六〇 | 同上 |
| 国語 | 五〇 | 整数、小数、諸等数、分数、歩合、比例、珠算 | 五〇 | 同上 | 四〇 | 同上 | 四〇 | 同上 |
| 数学 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---|-----|-----|---------------|-----|----|-----|----------------|-----|----|
| 計 | 農 業 | 四〇 | 農 業ノ大要 | 四〇 | 同上 | 五〇 | 普通作物園芸作物、栽培、肥料 | 五〇 | 同上 |
| | 理 科 | 二〇 | 博物、地文、理化、生理衛生 | 二〇 | 同上 | 二〇 | 同上 | 二〇 | 同上 |
| | 体 操 | 一〇 | 体操、教練、競技、武道 | 一〇 | 同上 | 一〇 | 同上 | 一〇 | 同上 |
| | | 二〇〇 | | 二〇〇 | | 二〇〇 | | 二〇〇 | |

第四章 教授ノ時期及休業日

第七條 本校ノ学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日

ニ終ル

第八條 本校ノ学年ヲ分チテ左ノ二学期トス

第一学期 四月一日ヨリ九月三十日ニ至ル

第二学期 十月一日ヨリ翌三月三十一日ニ至ル

第九條 本校ノ教授日数及授業時数ハ左表ノ如シ

| 要項 | 教授日数 | | 教授時数 | | 研究科 | 備 考 |
|----|------|----|------|----|-----|---------------|
| | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | | |
| 四月 | 二 | 二 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 午前八時ヨリ午後二時ニ至ル |
| 五月 | 二 | 二 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 同 |
| 六月 | 二 | 二 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 午前七時ヨリ正午ニ至ル |

| 合 計 | 七月 | 八月 | 九月 | 十月 | 十一月 | 十二月 | 一月 | 二月 | 三月 |
|----------------|-------------|-------------|-------------|---------------|---------------|-------------|----|---------------|----|
| 七六 | 三〇 | 一 | 二 | 二 | 二 | 二四 | 六 | 二 | 二 |
| 七六 | 三〇 | 一 | 二 | 二 | 二 | 二四 | 六 | 二 | 二 |
| 二〇〇 | 六〇 | 一 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 四八 | 一二 | 一〇 | 一〇 |
| 二〇〇 | 六〇 | 一 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 四八 | 一二 | 一〇 | 一〇 |
| 二〇〇 | 六〇 | 一 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 四八 | 一二 | 一〇 | 一〇 |
| 研究科ノ教授日数ハ本科ニ準ス | 正午ヨリ午後二時ニ至ル | 午前七時ヨリ正午ニ至ル | 午前七時ヨリ正午ニ至ル | 午前八時ヨリ午後一時ニ至ル | 午前九時ヨリ午後三時ニ至ル | 午後七時ヨリ九時ニ至ル | 同 | 午前九時ヨリ午後三時ニ至ル | 同 |

但シ学校長ハ時宜ニ依リ変更スルコトアルヘシ
第十條 本校ノ休業日ハ左ノ如シ

一 大祭祝日

二 鎮守例祭日

三 日曜日

第五章 入退学及賞罰

第十一条 生徒ノ入学ハ毎学年ノ始トス、但シ学校長ハ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第十二条 本科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ、前期ニアリ

テハ尋常小学校卒業者又ハ満十四歳以上ニシテ之ニ準スヘキ者トシ、後期ニ在リテハ前期ノ課程ヲ卒ヘタル者、高等小学校卒業者又ハ之ニ準スヘキ者トス

研究科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ後期ノ課程ヲ卒ヘタル者又ハ之ニ準スヘキ者トス

前二項以外ノモノハ其経歴又ハ試験ニ依リ相当学年ニ

編入ス

第十三条 本校ニ入学セントスルトキハ、親権者、後見人又ハ雇傭主ニ於テ、第一号様式ノ入学届書ヲ学校長ニ差出スヘシ

第十四条 本校生徒ニシテ転学又ハ退学セントスルトキ

ハ、其ノ理由ヲ具シ、親権者、後見人又ハ雇傭主連署ノ上学校長ニ願出スヘシ

第十五条 学校長ハ品行方正学力優等又ハ精勤ナル生徒ニ対シ、褒賞スルコトアルヘシ

第十六条 学校長ハ不都合ノ行為アリタル生徒ニ対シ、戒飭謹慎又ハ停学ヲ命スルコトアルベシ

第六章 修業及卒業

第十七条 本校生徒ノ修業及卒業ハ、生徒平素ノ操行、学業成績及出席日数ヲ考查シテ之ヲ認定ス

第十八条 学校長ハ前期、後期若ハ研究科ノ課程ヲ卒ヘタル者ニ対シ、第二号様式ノ卒業証書ヲ授与ス、前期及後期ノ課程ヲ修了シタル者ニハ第三号様式ノ修学証書ヲ授与ス

第七章 授業料

第十九条 授業料ハ之ヲ徴収セス

第八章 商議員

第二十条 本校ニ商議員四名ヲ置キ、管理者之ヲ囑託ス

第二十一条 商議員ノ任期ハ四ケ年トス

第二十二條 商議員ハ管理者及学校長ノ諮問ニ応ジ、就
学、出席其ノ他ノ奨励ニ助力ス

附則

本則実施ニ関する細則ハ学校長之ヲ定ム

本則ハ大正十四年四月日ヨリ施行ス

(埼玉県行政文書「大正14年 学務部」大1718)

第五節 村の様相

三 明治四十二年一月 星野豊麻日記

明治四拾二年杳月一日ヨリ 新曆ノ月送り

○杳月杳日、晴、月曜日、朝四時頃ニ床ヲ起出デテ氷川
様ニ参詣シ、五時頃ニ家ニ帰り神様ニ灯ヲ付ケ其ノ後ア
タリヲレリ、暫ラクシテ夜ガアケヌ、朝飯ヲ食シ障子ヲ
ハリ午後ハ細工ヲナシタ、夕方少年界ヲ読ミマシテ後夕
飯ヲ食シ日記ヲツケテ後八時頃床ニツキヌ

○杳月弐日、曇、火曜日、朝六時頃ニ床ヲ起キ出デテ顔
ヲ洗ヒ少時計運動シ朝飯ヲ食シ午後二時頃マデ細工ヲナ
シ、其ノ後朋友ト台山ニ遊ビニ行、又ヒキ返シ氷川様ノ
門前ニ戯レテヨリキ、夕方ニ学校ニ遊ニ行キ五時半頃ニ
帰宅シ例ノ如クシ八時頃ニ床ニツキ、又此ノ日ノ朝お父
様ニ鶏ニ餌ヲ与ヘヌト叱ラレタ

○杳月七日、日曜日、晴、朝六時頃ニ起キ三十分間散歩

シ家ニ入りテ炉ノ側ニ居リ貯金ノすゝめヲ見テ居リス、
御飯トナリテ尚見て居リシニ、父ハ飯トナラバ直ニ食へ
左ナクバ人ノ妨害ナラザル所ニ居レト云ハレシカバ、直
ニ食終リテ炉ノ側ニ来リテ飯前ト同シクセシニ、父ハ又
かかるモノヲ見ルヨリハ一層漢文ヲ見ヨトイイ、炉ノ側
ニライテハ各二ノ道アリト云フシカバ、余ハ何処ニアレ
バトテ各二道アル理由ナシト余ハ大ニ憤リ恨涙ヲ吞ソデ
黙シテ居リス、其ノ後漢文ヲ見、カクスル事十一時半、
ソレヨリ据風呂ヲ掃ジテノチ飯ヲ食シ峯ニ年始ニ行キ、
歸リテ前側ニ行キ五時頃ニ帰宅シテ又前側ニ遊ニ行キ、
六時頃家ニ還リテ諸事ヲナシテ寝ネヌ

○朧月十日、晴、水曜日、朝六時半頃ニ起キ午前九時頃
ニ新倉村学校ニ野鼠駆除薬ヲ貰ヘニ行キ十二時頃ニ帰
リ、ソレヨリ畑ニ薬ヲ置キニ行キ且ツ麦踏ミシ五時頃ニ
歸リ草鞋ヲ□キタルニ大ニ勞レ遇人^(偶々)ノ歩ミナレバナリ、
其レヨリ暫時読書シソレヨリ少年界ヲ見タリ

○朧月拾五日、晴、月曜日、朝六時ニ起キ暫時運動シ、
ソレヨリ実語ノ本ヲミ九時頃ヨリ学校展覧会ノ式ニ行キ

且ツ亦タ展覧会陳列物ヲ見、午後三時頃ニ歸リソレヨリ
又学校ニ遊ビニ行キ五時頃家ニ歸リ、又遊ビニ行ク旨ヲ
告ゲ所々八方ヲ見、ソレヨリ浪花節ヲ見ントセシニ活働
シテ居ラヌ故人形踊ヲ見、八時頃ニ帰宅シ日記ヲ付ケテ
九時頃ニ寝ネヌ

○朧月拾六日、曇晴、火曜日、朝六時半頃ニ起キ家ニ拾時
頃迄遊ビ居リ、ソレヨリ峯伯父ノ家ニ年始ニ行キ且ツ学
校展覧会ヲ見ニ行キ、歸リテ青年会ノ集会ニ行キ午後頃
閉会ヲナシ、又学校展覧会ヲ見ニ行キ帰ヘリテ半在池ノ
叔父ノ家ニ青年会ニ入会センコトヲ促シニ行キ失敗シ、
又前側ニ行キ青年会ニ入会セシメントセシニ又失敗シ、
ソレヨリ四ツ木ニ浪花節ヲ見ニ行キ且ツ又諸芸ヲ見、拾
時半歸家シ寝ネヌ

○朧月廿日、晴、土曜日、朝六時半ニ起キ出デテ数時散步
シ、九時頃ヨリワラジヲ作ル事十二時迄、ソレヨリ蕎麦
ヲ作り三時頃より故ありて前側及ビ半在池^{姉上}ニ行キ、歸り
て提灯屋ニ遊ビニ行キうげノ製造スルヲ見、又遊ビテ氷
川山前ニ来五時頃迄遊ビテ家ニ戻リ雑事ヲナシ九時頃ニ

寝ネヌ（此ノ日午後六時ヨリ拾時頃迄家道訓ヲ読書ス）

○式月廿七日、曇、土曜日、朝六時頃ニ起キ八時頃ヨリ甘藷ヲフカシ、九時頃ヨリ草鞋ヲ作り十一時頃ニ終ヘテ、ソレヨリ北口ニ一番中耕ニ行キ且ツ又向原ニ中耕シ、午後六時頃ニ帰り夜ハ農業ニ関スル事ヲ記スル本ヲ整シ、夜ハ九時頃ニ寝ネヌ

○式月壹日、曇、月曜日、朝六時ニ起キ八時頃ヨリ九時半頃迄父ニ叱セラレ、ソレヨリ縄ヲ索ヒ暫時遊且ツ又索ヒ、六時頃ニ終ヘテ単語編ヲ読ミ夜ハ八時頃ニ寝ネヌ、此ノ日叱セラルルノ起リハ昨夜ノ草鞋ト云フ字見付ケシ本ニシテ、本箱ニラクハ否座敷ノ戸棚ニヲケト云フ、然ルヲ我レハ戸棚ニ措クハ破レ安ク且ツ汚レ安シト云フ、然ラズトイヒ活ツト怒リテ其ノ本ヲ破ル、是ヲ見テ余ハ大ニ驚キ止ムレトモ既ニ破レタリ、心ハ如何ニモセヨ直ニ謝リ事終ニ止ム

○式月六日、雨、土曜日、朝六時半ニ床ヲ出テスコシ遊歩シテ朝食シテ七時半頃ニ前側ニ用事ガアツテイキ八時頃カヘリ、ソレカラケーシヲ製シテ十時半頃ニシマヒ、

ソレカラ役場ニ納税ニイツテ十一時頃ニ帰ツテ、ソレカラ甘藷ヲ入ル、俵ヲ編ンデ午後五時頃ニ終ヒ、ソレカラ俵ヲアム索ヲナヒテ又ホンゴレタ所ヲナヒ、七時頃ニ終ツテ行水シ、ソレカラ柳画ノ単語ヲ見テ寝タ

○式月九日、曇、火曜日、朝六時頃ニ起キ出デテスコシ遊歩シテ朝食シテ、ソレカラ甘藷床ヲ平メテソレカラ家後ノ方カラ木葉ヲ払ヘ来テ甘藷ノ床ニ入レテ、午後四時頃カラハ薪ヲ取り六時頃ニ終ツテ織器ヲ負ヒ終ヒテ晩食シテ、ソレカラ本家ニ湯ニ入りニ行キ且ツ代数ヲ研究シ十時頃ニ帰家シテ直ニ寝ネタ。

○二月十壹日、晴、木曜日、朝六時頃ニ本家ニ起キ、帰りテカラ朝食シテ八時頃カラ本家ニ菓仕事ニ行キ0時ニ終リカヘツテ昼食シ、ソレカラ本家ニ遊ビニイツテ樗牛全集ヲ見、又遊ンテ五時半ニ帰家シテ、ソレカラ水川様ニ神楽ヲ見ニイツテ0時頃ニ終ヘタレバ直チニ帰家シテ寝ネタ

○式月拾四日、雪晴、土曜日、六時頃ニ床デテスコシ散遊シテ飯ヲ熟サシメテカラ代数ヲ学ンデ飯ヲタベテソ

レカラ又代数学ヲ学シテ、ソレカラ八時半時カラ草鞋ヲ
作ツテ居リ、十時頃カラハ甘藷ヲ床ニイレル様ニ製シテ
午後ニハ此レヲ床ニイレテ、足ラザレバ前屋敷ノ窟ニ甘
藷ヲ出シニイツテ、カヘリテカラ此ヲ製シテ是ヲ床ニ入
レ且ツ又此ヲ小麦糠ヲ床ニカブセ、又屋根ヲ作りテ是ニ
蓋ヲカケテ六時半頃ニ是レヲシマツタ、夜ハ十五少年ヲ
見テ寝リニツイタ

○二月拾八日、曇、木曜日、朝六時頃ニ起キテ散歩シテ
朝餐シソレカラ代数ヲ少シ見テ、ソレカラ草鞋ヲ作り又
草履ヲ作りナドシテ午後壹時頃ニ終へ、昼食シテ吹上觀
音ニ行クベク支度シテ行ツタ、途中ニテ保ちゃんト会シ
テ共ニ行キ、ソレカラ所々方々ヲ見、シャツト茶碗十個
トヲ買ツテ五時頃家ニカヘツテ家人ニ問ヒシニ、茶碗ハ
買過ギタトイワレタ。ソレカラ晩食シテ日記ヲ付ケ後、
少女界ヲ見テヨリシニ九時頃ニ急ニ鐘の大イニ鳴ルヲキ
イタ、直ニ戸外ニ飛び出ダシテ見ルニ此ハ火事ニテアレ
バ、直ニ支度シテ廻役ニ出ダタケレドモ、火事ハ止ミテ
消防夫モ出発シナカツタカラスグ家ニカヘツテ九時半頃

ネタ(此ノ日十一時頃ハ代数ヲ習ツタ)

○三月壹日、晴、木曜日、五時半ニ起キタ、シテ父ハ六時半
頃ニ水車屋ニ搗物ニイツタ、余ハ七時頃カラ櫛ノ根ヲヘ
キ割ツテイタ、九時頃カラ赤池ニ父ノ替リニイツタ、シテ
十二時頃ニ又水車屋ニ父ハ帰ツテキタ、余ハ家ニカヒツ
テ櫛ノ根ヲキツテイタ、三時頃ニ赤池ニイツテ搗ケシヤ
否ヲキ、ニイツテ、カイツテカラ又櫛ノ根ヲキツテイタ、
五時頃ニ又赤池ニイツテ米ヲ俵ニ入レ車ニ載セテ家ニ輓
イテキタ、ソレカラ甘藷床ニ蓋ヲカケテソレカラ糞場ヲ
アゲテ、ソレカラ夜ハ代数ヲヤツテ九時頃ニイネタ

○三月七日、暴雨、晴、水曜日、六時頃ニ起キタ、七時
過キテカラ本家ニ草鞋作りニイツタ、シテ旧酒屋及ヒ菊
蔵サンニ高尾山ノ講ニツイテイツテ話ヲ聞イテキタ、ソ
レカラ〇時頃ニ家ニカヘリ午後ハ薪ヲカタツケ、夕方栗
苗ヲ裏ノ畔ニ植へ替へ、夜ハ九時頃床ニツイタ

○三月九日、晴、金曜日、五時頃ニ起キタ、七時頃ヨリ
甘藷穴ヲナホシ鶏ヲ入レタ、ソレカラ向原ニ小麦ノ二番
中耕ニイツタ、十時頃ニカヘリ前敷ニ蚕豆ノ三番中耕

シテ家ニカヘリ、午後八北口ニ大麦ノ三番中耕ニイッタ、カヘツタラ星野先生ガ伊勢ニ行クベクキイタ、直ニ本家ニイツタガ学校ニ送別会ニイツテカヘツテコナカツタ、サレバ家ニカヘツテシマイ晚餐ヲスマシテ又本家ニイツテ

テ帰家スルヲ待ツテイタラ十時頃ニカヘツテキタ、余ハ嬉シクモ又悲シク言葉モ思様ニイ、ズ只々顔ヲ仰ギ見ルバカリデアツタ、帰ルモ悲しく涙ニクモリテ家ニカヘツタ、床ニツイタノハ十二時過ギデアツタ、余ハ悲しくモ又喜シク、シバシハ眠ルコトガ出来ナカツタ

○三月十二日、晴、月曜日、五時半ニ起キ六時半頃カラ堤外ニ中耕ニイツタ、昼ニ家ニカヘリ又新田ニイツタ、三時頃ニ川岸間屋ニ人糞ヲ買ニイツタガ都合デ断ツタ、家ニカヘツタ前敷ニ里芋ヲタシニイツタ、家ヘカヘツテ芋ノ土ヲフルイ、又川岸ニイツテ頼ンデ来タ、ソレカラ夜ハ少女ノ友ヲ見テ九時半頃ニ床ニツイタ

○三月十三日、晴、火曜日、朝五時頃ニ起キタ、七時半頃カラ堤外田ノ田廻ニイツタ、カヘリテカラ言ノ云イ様ガワライト大ニ叱ラレタ、シテ田廻タルノ役セザルナリ

トイワレタ、ソレカラ赤土ヲ捨テニイツタ、一時頃ニ終ヘ諸本ヲ見テ六時頃カラ澄照寺ノ御祭ニイツタ、シテ神楽ヲ見テ午前二時頃ニカヘツテ同三時ニ床ニツイタ

○三月十六日、曇、金曜日、五時ニ起キテスコシ散歩シタ、六時頃カラ内田ニ中耕ニイツテ午後六時過ニカヘツテ種々ノコトヲシ、又七時頃カラ学校ニ遊ビニイツタ所ガ、小崎先生ガ吹上觀世音ニ芝居ヲ見ニ行クベク仕度シテイタ、余も又促サレテ共ニイツタ、シテ大ニ馳走ニナツテ夜ノ十一時ゴロニ学校ニカヒツテ種々ノ話ヲシテ一時頃ニ先生ニ見送ラレテカヘツテキタ、デ一時半頃ニ寝ニツイタ

○三月廿八日 晴、水曜日、五時半ニ床ヲ出テ暫時郊外ヲ散歩シタ、七時半頃カラ北口ニ甘藷及ビ陸稲ノ肥料ヲ出シタ、拾時頃カラ父母ハ陸稲ヲ蒔イタ、余等ハ甘藷肥ヲ出シ又陸稲ヲ播ク畔ヲキリ且ツ土ヲカヘテカヘリ、二時頃カラ西袋ニ土ヲ輓キニイツタ、七時頃ニ終ツタ、余ハ大イニ勞レタ、夜ハ少女世界ヲ見テ九時頃ニ床ニツイタ

○四月一日、晴、土曜日、五時ニヲキスコシ散歩シテ七時頃カラ苗代ヲ見ニ堤外ニユキ、又中耕シテ九時頃カヘツテ裏ノ畔ヲ掃除シ、〇時頃ハ雑事シテ、二時頃カラ保ちやんと鮎釣ニイツタ、遇々伝ちやん及ビ藤いちやんと会シテ舟ニ乗り諸々方々ヲ漕ギマワリ又釣り、午後ノ八時頃家ニカヘツテ種々雑誌ヲ見テ拾時前ニ寝ニツイタ

○四月五日、晴、雨、水曜日、五時頃ニ起キテ七時頃カラ甘藷苗ヲキリ、後裏ノ畔ノ根除ケヲシテ午後ハ甘藷肥ヲ出シ且ツ土ヲカケテ居ツタ、遇々雨が降ツテ来タ、デ五時頃ニカヘツテ運送肥ヲ溜ニアケタ、夜ハ八時頃カラ学校ニ遊ビニ行キ井口政之助サン、門田サンナドガ来タ故ニ、種々話ヲシテ十二時頃ニ家ニカヘツテイネタ

○四月九日、晴、日曜日、五時半頃起キ七時頃カラ甘藷ヲ製シ、午後ハ屋敷田ニ肥料ヲうちニユキ、コボシシカラレタ、夜ハ九時頃床ニツイタ

○四月十日、晴、月曜日、三時過ギニ起キ仕度ヲシテ東京ニ甘藷ヲ売リニイツタ、七時半頃ニ付イタ、今日預リニサレタ、カヘツテ堆肥ヲ壊シ向原ニ出シ大豆ヲマイテ

六時頃迄ニ終へ、カヘツテ桑ヲキリ、夜ハ雑誌ヲ見テ九時頃床ニツイタ

○四月十六日、雨、日曜日、五時頃ニ起キ十一時頃マデ雑事ヲシテ、ソレカラ新田ニ田植ニイツタ、二時頃ニ堤ニテ大ニ叫ブ声ヲキイタ、家ニカヘリテ見レハ峯ノ姉サンノ最後タトキイタ、驚イテ父母ハイツタ、余ハ一人デ田ヲ植ヘ五時頃カヘリ、雑事ヲシテ八時頃父母ガカヘツテキタ、シテ九時頃ニ床ニツイタ

○四月廿二日、晴、土曜日、五時半ニ起キ六時頃カラ新田ニ田廻ニイツタ、カヘツテ八時頃カラ北口ニ黍播ニイツタ、又甘藷肥ヲ出シ且又金時、小豆ヲ播イテ四時頃家ニカヘツテ甘藷苗ヲキツテ、七時頃ニシマツテ源ちやんニヤル手紙ヲカイト九時過ギニ床ニツイタ

○四月廿四日、晴、月曜日、三時ニ起キ四時頃カラ東京ニ芋売ニイツタ、午頃カヘリ又甘藷ヲ製シタ、夕方北口ニ甘藷苗ヲ植ヘニイツタ、八時頃カヘツテ九時頃イネタ

○四月廿九日、晴、土曜日、朝五時半ニ起キ六時半頃カラ前敷ニ桑切りニイツタ、シテ又桑園ヲ中耕シ又家ノ裏

ノ桑園ヲ中耕シ、又赤池ニ米ヲ挽キニイツタ、夕方又家ニ米ヲ挽イテ来タ、余ハ後ノ新田ノ畔ノ壞レタノヲナホシニイツタ、七時頃終ヘ内田ニキテ草ヲ散シ、八時前家ニカヘリ晩食シ学校ニ遊ビニイツタ、本橋君モ来タ、午前三時頃家ニカヘリイネタ

○四月卅一日、晴、月曜日、朝六時過キニ起キ九時頃カラ向田ニ中耕ニイツタ、午後モ同シ、七時頃終ヘ河岸間屋ニ肥ヲ頼ミニイツタ、カヘツテ九時半頃ニ床ニツイタ
○五月十九日、雨、土曜日、朝六時頃ニ起キ内田ノ田植ヲナシ、田植ハ悉ク植ヘ終ツタ、二時頃ニカヘツテ雑事ヲナシ四時頃カラ床ニツイタ、七時頃ニ起キ又八時頃ニイネタ

○六月壹日、曇、木曜日、朝五時頃ニ起キ雜誌ヲ見タ、午後ハ天神ニ煙火ヲ見ニイツタ、今日、新倉江川樋管ノ工事落成ニ付イテ祝スルニハヤシ及ビ煙火が堤ニアツタノデアル、見テイルコト六時頃迄、家ニカヘツテ本ヲ見、夜ハ学校ニ活動写真ガアツタガ、余ハ肥カセニテ行クコトが出来ズ甚タ迷惑ニ思ツタ、夜ハ八時頃ニネタガ

大イニ腹痛シ十一時頃迄イネルコトが出来ナカツタ、後潮時ノ内ニ前後モシラズ夢路ニ辿ツタノデアル

○六月九日、雨、金曜日、朝五時ニ起キ一日索ナヒ、今日ハ牝雞雛三羽ヲ下ノ坂ノ木挽ノ金ちやんニ九十錢で売ツタ、夜ハ明治四十一年ノ十月十三日ニ下サレタ詔書ヲ読ンダ、シテ八時半ニ床ニツイタ

○六月十一日、晴、日曜日、朝五時半ニ起キ朝ヨリ赤塚新田魚屋ニ乾魚ノ肥料ヲ買イニイツタ、昼頃ニカヘリ前側ニ用アツテイツタ、後足袋ヲツギ、後北口ニ黍ノ二番中耕ヲナシニイツタ、午後八時半頃ニカヘリ夜ハ九時半ニ床ニツイタ

○六月十六日、晴、金曜日、五時頃ニ起キ七時頃カラ穴室ノ甘藷ヲ出シ、前敷ニモイツテ甘藷ヲ出サフトシタガ酸素ノ欠乏デ出セナカツタ、家ニカヘツテ大麦ノ棒打ヲナシ、夕方前敷ニイツテ甘藷ヲ出シテ来、後裏ノ畔ニイツテ草ヲ除シツタ、夜ハ小説ヲ見九時頃ニ床ニツイタ

○六月十八日、晴、日曜日、朝三時頃ニ起キ四時頃カラ雑司ヶ谷ニ甘藷ヲ売ルベク行ツタ、シカシ五呂久保ニテ

道売ヲシテカヘリ、赤塚眞壁商店デ干鰯ヲ買ツテ家ニカヘリ二時頃デアツタ、後、前敷ノ車道ヲ拓シ胡瓜ヲマイタ、夜ハ九時頃ニ床ニツイタ

○七月十五日、晴、日曜日、四時半起キ、朝頃ハ桑摘ミヲナシ後三國誌ヲ読ンダ、一時頃カラ新田朝日屋ニ山崎先生ヲ訪ヅレタ、岡田先生モ来タ、夕方一緒ニカヘツタ夜ハ薬師寺ニ遊ビニイツタ、十一時頃ニカヘツテネタ

○七月十六日、晴、月曜日、四時頃ニ起キ朝ハ桑摘ミヲナシ又三國誌ヲヨミ、十時頃三ツ又ニ水泳ニイツタ、三時頃カラ遊ビニイツタ、学校ニイツテテニスヲ見テイタ夜ハ薬師ニ遊ンデ十一時頃ニカヘツテネタ

○七月廿五日、晴、水曜日、四時頃ニ起キウケヲアゲニ行キ一升位トラヒタ、午前ハ四ツ木ニ桑摘シ、午後ハ蚕ヲ上籾セシメタ、夜ハ八時頃ニ休ンダ、此ノ日ハミノルカノ雜ガ化シタ

(和光市教育委員会蔵)

三三 明治四三年九月

水川八幡・熊野神社
神饌幣帛料通知

達案

北足立郡 白子村

其村大字下新倉村社^{氷川}八幡神社及同大字白子村社熊野神社

ニ神饌幣帛料ヲ供進スヘシ

年九月廿六日 知事

北足立郡白子村大字下新倉

村社 氷川八幡神社

(各通)

北足立郡白子村大字白子

村社 熊野神社

神饌幣帛料供進神社卜指定ス

年九月廿六日 知事

神饌幣帛料供進指定神社具申書

北足立郡白子村大字下新倉

村社 氷川神社
八幡

同 郡同 村大字白子

村社 熊野神社

右神社義ハ崇敬上設備ノ完全ヲ期スル為メ、神社合併ノ趣旨ニ基キ無格社ヲ之レニ合併シ、永久存置スル事ニ相成候ニ付取調候処、別紙財産取調書ノ通りニ設備完全シタルモノト相認メ候間、明治三十九年勅令第九十六号ニ依リ神饌幣帛料供進御指定相成候様致度、此段具申候也

明治四十三年九月十六日

北足立郡長早川光藏

埼玉県知事島田剛太郎殿

財産調書

北足立郡白子村大字下新倉

村社 氷川神社
八幡

一氏子数 貳百參拾八戸

一金百貳拾七円貳拾七錢 但シ壹ヶ年収入金

内訳

一金四拾円

賽銭及ビ初穂料

一金參拾五円七拾錢

境外地田畑宅地収入金

田貳反ニ歩
畑壹反三畝十二歩
郡宅五畝廿六歩

一金貳拾七円七拾七錢

基本財産利子金

一金貳拾參円八拾錢

氏子負担金壹戸ニ付金拾錢

合計金百貳拾七円貳拾七錢也

境内建物

一神

殿 流レ破風造桧材
屋根銅板葺

建坪 五坪五合

一拝

殿 方形造杉材
屋根萱葺

建坪 拾坪

一内玉垣

角玉垣杉材
屋根垂鉛板葺

延長 貳拾五間

一高麗狗

小松石材高四尺五寸
但台石共
開七尺

壹 對

一石灯籠

春日形小松石材

壹 對

一鳥居

高八尺開七尺五寸

壹 對

一手水盤

小松石材高一尺六寸
幅一尺四寸長三尺

壹 對

一幟

小松石材高六尺
開拾八尺

壹 對

一社 務所 方形造杉材 屋根萱葺

境内神社 板碑根府川石 高五尺但台石共 幅一尺三寸厚五寸

一浅間神社 明神形小松石材 高七尺開七尺二寸

一鳥居 小松石材高一尺五寸 幅一尺四寸長二尺二寸

一手水盤 切妻造杉材 屋根瓦葺

一金平神社 明神形小松石材 高六尺

一石灯笼 小松石材幅一尺六寸 長二尺六寸

一手水盤 明神形小松石材 高六尺

一石灯笼 明神形小松石材 高六尺

一境内四反八畝式拾壹歩

明治四拾叁年八月四日

建坪 式拾四坪

氏子数御届

北足立郡白子村大字白子

村社 熊野神社

一氏子数 百九拾壹戸

右ハ明治拾貳年以來前記之通り氏子数増加致候間、此段

御届申上候也

明治四拾叁年八月廿九日

右社掌 石山 文吾 氏子総代人 富沢 俊

官有地第一種

富沢権治郎 富沢義三郎 柴崎頼治郎

右社掌

石山 文吾

北足立郡長早川光蔵殿

氏子総代人

田中藤四郎

財産調書

北足立郡白子村大字白子

村社 熊野神社

野浦 新七

一氏子数

百九拾壹戸

田中 新八

一金百拾四円拾貳錢也 但シ壹ヶ年収入金

柳下谷三郎

埼玉県知事嶋田剛太郎殿

内 訳

一金七拾円弍銭也

賽銭及ビ初穂料

一金弍拾円也

境内地代收入金

一金五円也

基本財産利子金

一金拾九円拾銭也

氏子負担金壹戸ニ付金拾銭也

合計金百拾四円拾弍銭也

境 内 建 物

一 神 殿

流レ造桧材
屋根桧板葺

壹坪七勺

一 拝 殿

入母屋造杉材
屋根萱葺

七 坪

一 神 殿 外 宇

流レ造杉材
屋根萱葺

七坪五合

一 鳥 居

八幡形小松石造
開キ六尺七寸五分
高九尺五寸

壹 对

一 手 水 石

小松石造
長二尺七寸四分
高一尺三寸

壹 对

一 幟 柱

花崗岩造
高八尺幅一尺八寸五分
厚八寸

壹 对

一 幟 竿 置 場

長拾二間横五尺
高六尺八寸
屋根垂鉛板葺

壹 棟

埼玉県知事島田剛太郎殿

(埼玉県行政文書「明治43年 社寺戸籍部」明2416)

境内神社

一 富 土 嶽 神 社

石 祠

間口壹尺三寸
奥行一尺六寸九分

一 鳥 居

八幡形小松石造
高九尺開一間一尺八寸

壹 对

一 石 灯 籠

春日形小松石造
高四尺五寸
開キ一間一尺八寸

壹 对

境内神社

方形造杉材
屋根萱葺

拾坪九合八勺

一 社 務 所

方形造杉材
屋根瓦葺

貳拾七坪

一 手 水 石

小松石材長二尺一寸
高八寸五分
高一尺三寸

壹 对

一 境 内 貳 千 九 坪

官有地第一種

右之通り

明治四拾參年八月廿九日

右社掌

石山 文吾

氏子総代人

富沢 俊

富沢権治郎

富沢義三郎

柴崎頼治郎

三三 明治四四〇大正二年 新倉村県税関係諸營業調

明治四十四年四月 県税諸願届綴 新倉村役場(表化)

| 年月日 | 願届主旨 | 種別 | 商品・数量 | 商高 | 住所 | 氏名 | 摘要 |
|----------|------|-------|-----------------------|-----|----------------------|------------------------------|----|
| 明治四四・四・六 | 売買 | 荷積中車 | 一 両 | | 膝折村大字膝折七五 新倉村四四〇三 | (売主) 西山文七 (買主) 富岡好文 | |
| 四・七 | 修繕 | 荷積中車 | 一 両 | | 四四 | 塚田 佐右衛門 | |
| 四・一五 | 免稅 | 耕作中車 | 一 両 | | 一七三 | 朝倉 億太郎 | |
| 〃 | 修繕 | 荷積中車 | 〃 | | 九六 | 川島 弁作 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | | 八一 | 伊藤 忠左衛門 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | | 一七三 | 朝倉 億太郎 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | | 一七三 | 朝倉 又五郎 | |
| 四・一七起 | 廢業 | 物品販売業 | 青物小売 | 七五円 | 〃 | 川島 親次郎 | |
| 四・一九 | 〃 | 仲買業 | 薬種 | 一三〇 | 〃 | 星野 健助 | |
| 五・一五 | 請売 | 清涼飲料水 | ラムネ シヤンペーン サイダー | | 一五六 | 尾崎 新太郎 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | | 二九四九 | 山崎五郎右衛門 | |
| 〃 | 修繕 | 荷積中車 | 一 両 | | 一〇八 | 斎藤 太兵衛 | |
| 〃 | 〃 | 荷馬車 | 〃 | | 八 | 岡田 斧次郎 | |
| 〃 | 免稅 | 耕作中車 | 〃 | | 二一三 | 本橋 瀧光 | |
| 〃 | 修繕 | 荷積中車 | 〃 | | 一一一 | 斎藤 典兵衛 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--------|-------------------|----------------|--------|--------|--------------|--------|-------|----------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|---------|------------|-------|
| 明治四四・五・一六修繕 | 五・一八起業 | 五・二二売買 | 五・二三請売 | 六・一七營業 | 〃起業 | 六・二二〃業 | 六・三〇廢車 | 七・一廢業 | 〃業 | 七・一六新調 | 七・二二請売 | 八・二起業 | 八・五請売 | 八・一四修繕 | 八・一六新調 | 九・一五廢車 | 〃修繕 | 九・二〇廢車 | 一〇・二新調 | 一〇・一五〃荷積中車 | |
| 荷積中車 | 物品販売業 | 荷馬車 | 清涼飲料水 | 理髮業 | 〃 | 水車業 | 荷積中車 | 建具職 | 建具製造業 | 荷積中車 | 氷雪 | 物品販売業 | 氷 | 荷馬車 | 〃 | 荷馬車 | 荷積中車 | 荷積中車 | 荷馬車 | 荷積中車 | |
| 一 | 煙草小売 | 一 | ラムネ | | | 搗臼五箇 | 一 | | | 一 | | 酒類小売 | | 一 | | | | | | | |
| 兩 | 兩 | 兩 | | | | | 兩 | | | 兩 | | 百五十円 | | 兩 | | | | | | | |
| 新倉村 一五 | 〃 一二三 | 白子村大字下新倉 (買主) 一八五 | 新倉村 九〇 | 〃 二九九五 | 〃 四四四九 | 〃 一五 | 〃 四八一〇 | 〃 一 | 〃 | 〃 二九四九 | 〃 | 〃 一六二 | 〃 三一三 | 〃 五五 | 〃 一八四 | 〃 一五四 | 〃 六一 | 〃 八三 | 〃 一三八 | 〃 二九七八 | 〃 二二六 |
| 上原 紋左衛門 | 吉沢 春吉 | (売主) 内山 三右エ門 | 伊藤 仁兵衛 | 池上 藤吉 | 村田 ソデ | 上原 広吉 | 鈴木 竹次郎 | 本橋 芳蔵 | 山崎 五郎右衛門 | 〃 | 山崎 善右衛門 | 大熊 市太郎 | 大沢 平五郎 | 富岡 代助 | 大野 久蔵 | 加藤 政之助 | 富岡 市蔵 | 本多 平蔵 | 萩原 八左衛門 | 塚田 文治郎 | |
| | | | (會業場所) 新倉村四四九九 | | | 但三年未滿 (2部あり) | | | | | | | | | | | | | | | |

第五節 村の様相

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----------|-------|----|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|------|-------------|
| | 四四・二〇・一五 | 新修 | 調繕 | 荷馬車 | 二 | 兩 | | | | | | | 新倉村 | 三一三 | 大熊市太郎 |
| | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 一三〇 | 星野与左衛門 |
| | 一一・一三 | 新調 | 調繕 | 自軛車 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 一七 | 鈴木左内 |
| | 一一・一四 | 廢業 | 業 | 理髮業 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 四四九 | 村田ソテ |
| | 一一・一五 | 修繕 | 繕 | 荷馬車 | 一 | 兩 | | | | | | | 〃 | 三一 | 本橋與藏 |
| | 一一・一六 | 新調 | 調 | 荷積中車 | 〃 | 〃 | | | | | | | 〃 | 一〇一 | 萩原藤七郎 |
| | 一一・二〇 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | | | | | | | 〃 | 三五〇 | 伊藤春吉 |
| | 一一・二八 | (屆) | 〃 | 機械運水車 | 一 | 輪 | | | | | | | 〃 | 一五 | 上原広吉 |
| | 一一・二九 | 増加 | 加 | 水車挽臼 | 一 | 個 | | | | | | | 〃 | 四二八 | 富岡義雄 |
| | 一一・八 | 廢車 | 車 | 荷積中車 | 一 | 兩 | | | | | | | 〃 | 六一 | 加藤源六 |
| | 〃 | 新調 | 調 | 〃 | 〃 | 〃 | | | | | | | 〃 | 〃 | 加藤源兵衛 |
| | 一一・一七 | 鑑札再下附 | 附 | 自軛車 | 一 | 〃 | | | | | | | 〃 | 四八一〇 | 天野新助 |
| | 一一・一八 | 起業 | 業 | 製造業 | 〃 | 兩 | | | | | | | 〃 | 九一 | 富岡平一郎 |
| | 〃 | 賣買 | 買 | 荷車 | 一 | 兩 | | | | | | | 〃 | 四六三七 | (売主) 武内儀右エ門 |
| | 一一・二二 | 売買 | 買 | 荷積中車 | 一 | 兩 | | | | | | | 〃 | 一五一 | (売主) 川島親次郎 |
| | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | | | | | | | 〃 | 四四四九 | (売主) 上原権治郎 |
| | 一一・二三 | 〃 | 〃 | 荷馬車 | 〃 | 〃 | | | | | | | 〃 | 五一 | (売主) 村田安太郎 |
| | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | | | | | | | 〃 | 四七六 | (買主) 長島喜曾次 |
| | 一二・二四 | 廢車 | 車 | 荷積中車 | 一 | 兩 | | | | | | | 新倉村 | 一九一 | 井口彦藏 |
| | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | | | | | | | 〃 | 四七六 | (買主) 長島豊吉 |

標準貨金
二百円

但、三倍額六百元

(代) 富岡きせ

| | | | | | | | |
|------------|------|-------|-----|----|------|---------|----------|
| 明治四五・一・二三起 | 兼業 | 物品販売業 | ラムネ | 三円 | 新倉村 | 尾崎 新太郎 | 菓子荒物販売営業 |
| 一・一五修繕 | 荷積中車 | 荷積中車 | ラムネ | 五円 | 二九四九 | 山崎五郎右衛門 | 菓子煙草小売営業 |
| 免稅車廢車 | 荷積中車 | 荷積中車 | ラムネ | 二円 | 七五 | 池上 藤吉 | |
| 新修繕 | 理髮業 | 理髮業 | ラムネ | | 一六八 | 川島 彦太郎 | |
| 新修繕 | 小売業 | 小売業 | ラムネ | | 一六三 | 小池 万蔵 | |
| 二・一三廢車 | 荷積中車 | 荷積中車 | ラムネ | | 一六七 | 山崎 亥之助 | |
| 二・一四修繕 | 荷馬車 | 荷馬車 | ラムネ | | 一七 | 本多 元治郎 | |
| 二・一五興業 | 演芸 | 演芸 | ラムネ | | 四四九 | 日野 安五郎 | |
| 二・一五新調業 | 荷積中車 | 荷積中車 | ラムネ | | 一五六 | 尾崎 末吉 | 飲食店営業 |
| 二・一六修繕 | 荷馬車 | 荷馬車 | ラムネ | | 四七 | 藤田 鬼子太郎 | 鬼子太郎死亡三付 |
| 二・二二壳買 | 荷積中車 | 荷積中車 | ラムネ | | 四六 | 藤田 儀平 | 代藤田儀平 |
| 二・二六修繕 | 荷積中車 | 荷積中車 | ラムネ | | 三五〇 | 藤田 儀平 | |
| 二・二六廢業 | 桶職 | 桶職 | ラムネ | | 四六 | 富岡 福太郎 | |
| 三・一五修繕 | 荷積中車 | 荷積中車 | ラムネ | | 七〇 | 川島 新八 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----|------|------|------|------|------|------|-------|------|------|------|------|----|---|---|---|------|-----|------|------|-----------|
| 七・一五 | 〃 | 七・一三 | 七・一五 | 六・二五 | 六・二七 | 五・三一 | 五・三〇 | 五・二五 | 五・二〇 | 五・一九 | 四・二六 | 四・二五 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 四・一五 | 四・九 | 三・二五 | 三・二四 | 明治四四・三・二〇 |
| 免税車売買 | 〃 | 〃 | 調 | 業 | 業 | 調 | 業 | 調 | 繕 | 調 | 養 | 調 | 繕 | 業 | 車 | 車 | 買 | 買 | 車 | 車 | 〃 |
| 耕作用車 | 自転車 | 荷積中車 | 自転車 | 仲買業 | 大工職 | 荷馬車 | 荷積中車 | 物品販売業 | 〃 | 〃 | 荷積中車 | 〃 | 畜犬 | 〃 | 〃 | 〃 | 荷積中車 | 職工業 | 荷馬車 | 自転車 | 荷馬車 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 一 | 鶏 | 〃 | 一 | 油類小売 | 〃 | 〃 | 一 | 〃 | 一 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 一 | 木挽 | 〃 | 〃 | 一 |
| | | | 両 | 卵 | | 両 | | | | 両 | 頭 | | | | | 両 | 職 | | | 両 | |

八十円

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-----|-----|-----|----|----|---|-----|---|----|----|-----|-----|-----|-----|------|-----|---------|---|---|---|--------|
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 新倉村三六一 |
| 四二八九 | 一八六 | 一二二 | 一五四 | 七三 | 七三 | 五 | 一二九 | 九 | 一七 | 八八 | 一三八 | 一三〇 | 一九六 | 一二三 | 四六七九 | 一三八 | 白子村大字白子 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|----|----|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|
| 星野 | 富岡 | 天野 | 井口 | 富岡 | 伊藤 | 山田 | 鳥飼 | 鳥飼 | 鈴木 | 岡田 | 岡田 | 鈴木 | 加藤 | 本多 | 星野 | 井口 | 星野 | 富岡 | 本多 | 秦 | 天野 | 富岡 |
| 与左衛門 | 義雄 | 新助 | 誠之助 | 喜兵衛 | 藤三 | 七蔵 | 藤四郎 | 慶四郎 | 太郎八 | 周蔵 | 源之丞 | 左内 | 謹一郎 | 平蔵 | 健助 | 惣次郎 | 菊蔵 | 七五郎 | 広吉 | 喜代松 | 新助 | 初五郎 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

但四輪車

但雜種白赤牡

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|---------|
| 一〇・一六 | 一〇・一五 | 一〇・一四 | 一〇・一三 | 一〇・一二 | 九・二五 | 九・二〇 | 九・一八 | 九・一六 | 九・一七 | 八・一四 | 八・一三 | 八・一二 | 大正元・八・二 |
| 新起 | 新修 | 修 | 新飼 | 新修 | 修 | 廢 | 移 | 修 | 修 | 新 | 修 | 新 | 新 |
| 調業 | 調業 | 繕業 | 調養 | 調繕 | 調繕 | 車動 | 納稅地 | 荷積中車 | 荷馬車 | 荷馬車 | 調 | 繕 | 調 |
| 荷積中車 | 物品販売業 | 荷積中車 | 大工職 | 荷積中車 | 荷馬車 | 荷積中車 | 荷積中車 | 納稅地 | 荷馬車 | 荷馬車 | 荷積中車 | 荷積中車 | 荷積中車 |
| 一 | 青物小売 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 理髮 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 両 | 両 | 両 | 両 | 頭 | 頭 | 頭 | 人 | 両 | 両 | 両 | 両 | 両 | 両 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|-------|------|-------|--------|-------|-------|-------|------|-------|------|------|------|-------|------|-------|------|-------|-------|-------|------|-------|------|--|
| 二九六八 | 一〇五 | 三一 | 一五 | 一七九 | 三六 | 三六 | 三六 | 三六 | 三六 | 三六 | 三六 | 三六 | 三〇二九 | 新倉村 | | | | | | | | | | |
| 大熊紋吉 | 井口春吉 | 本多新之助 | 新井甚蔵 | 井口惣治郎 | 加藤治郎兵衛 | 本多清兵衛 | 富岡初五郎 | 伊藤藤兵衛 | 本橋溧光 | 吉野桃太郎 | 大沢内蔵 | 宮野一郎 | 増田嗣竜 | 萩原茂兵衛 | 鳥飼定吉 | 日野安五郎 | 伊藤春吉 | 大沢長治郎 | 伊藤仁兵衛 | 天野富士三 | 上原与吉 | 山崎賢之助 | 大熊熊蔵 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

入間郡小手指村へ

| | | | | | | | | |
|---------|------------|------------------|-------------------|---|--------------|---------------|---------|--------------------|
| 大正元・二・六 | 六廢車 | 荷積中車 | 一 | 兩 | 大人五錢 小人三錢 | 新倉村 一五七 | 大熊 紋三郎 | 上新倉三〇二九 |
| 一二・七 | 課稅標準 | 活動写真 | (二日間) | | | 東京市下谷区金杉下町一八四 | 清水 正則 | 上新倉七郎宅にて |
| 一二・一五 | 新調 | 荷積中車 | 一 | 兩 | | 新倉村 一九八 | 上原 染吉 | |
| 大正二・一・六 | 廢車 | " | " | | | " 二一 | 大熊 八五郎 | |
| " | " | " | " | | | " 一四二 | 本多 弥吉 | |
| 一・九 | 廢業 | 菓子小売業 | | | | " 二〇〇 | 鳥飼 はつ | |
| " | 變更 | 煙草小売業 | | | 百三十円 | " 二〇〇 | 鳥飼 はつ | |
| 一・一三 | 修繕 | 荷積中車 | 一 | 兩 | | " 二八九八 | 鳥飼 市太郎 | はつ夫 |
| 一・一七 | 新調 | 荷馬車 | " | | | " 一三一 | 富岡 庄兵衛 | |
| 一・一四 | 免許願 | 売業請売 | 飯田膏 痛治膏 瘡治膏 | | | " 二五 | 富岡 八十五郎 | |
| 一・一六 | 鑑札 再下附願 | 畜犬 | | | | 馬宮村大字飯田新田 六二五 | 齋藤 祐美 | 添 売業請売約定書 |
| 二・一四 | 新調 | 荷積中車 | | | | 新倉村 一〇四 | 桜井 善七 | |
| 二・一七 | 廢車 | 荷積中車 | 一 | 兩 | | " 一七 | 鈴木 左内 | |
| 二・二八 | 新調 | 河船 日本形 小廻船 | 一 | 艘 | | " 三五 | 富岡 権三郎 | |
| 三・二 | 廢業 | 飲食店 | | | | " 三一・二 | 本多 新之助 | 長サ六間 五拾式石一升七合 |
| 三・五 | 營業許可願 | 飲食店 | 山(屋号) | 崎 | | " 七七四 | 厚川 丸吉 | |
| 三・一四 | 廢車 | 荷積中車 | 一 | 兩 | | " 三八 | 富岡 あさ | 別紙図面あり 国税物品販売業者 |
| | | | | | | " 二九四九 | 山崎五郎右衛門 | |
| | | | | | | " 七一 | 鳥飼 藤四郎 | |

第五節 村の横相

| | | | | | | |
|------|------|------|------|------|-------|------|
| 四・二 | 三・三 | 三・一八 | 三・一九 | 三・二二 | 三・三二 | 四・二 |
| 調 | 業 | 買 | 車 | 附願 | 許可証再下 | 調 |
| 荷積中車 | 荷積中車 | 荷馬車 | 荷積中車 | 売業請売 | 賣業請売 | 荷積中車 |
| 一 | 一 | 〃 | 一 | 實母散 | 〃 | 一 |
| 兩 | 兩 | 〃 | 兩 | 〃 | 〃 | 兩 |

| | | | | | | |
|------------|---------------|---------|---------|--------|--------|------------------|
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 新倉村 一七四 | 京橋区大鍛町六 | 新倉村 一七四 | 京橋区大鍛町六 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 富岡利八 (売渡人) | 新倉村 大下笹目 四二七八 | 新倉村 一七六 | 新倉村 一五一 | 〃 三〇二八 | 〃 一七四 | 富岡利八 (買受人) |
| 中村 弥三郎 | 〃 一五五 | 川島 新次郎 | 富岡 富太郎 | 山田 龜五郎 | 山田 龜五郎 | 上原 啓蔵 (請売人) |
| 上原 啓蔵 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 喜谷市郎右衛門 (請売人) |
| 井口 彦蔵 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 喜谷市郎右衛門 (売業請売人) |
| 上原 広吉 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 山田 龜五郎 (営業人) |
| 桜井 文蔵 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 喜谷市郎右衛門 (新売業営業人) |
| 小池 増吉 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 喜谷市郎右衛門 (旧売業営業人) |
| | | | | | | 喜谷市郎右衛門 (営業人) |
| | | | | | | 喜谷市郎右衛門 (請売願) |
| | | | | | | 山田 龜五郎 (請売願) |
| | | | | | | 山田 龜五郎 (営業営業人) |
| | | | | | | 喜谷市郎右衛門 (請売願) |
| | | | | | | 喜谷市郎右衛門 (請売願) |
| | | | | | | 喜谷市郎右衛門 (請売願) |
| | | | | | | 喜谷市郎右衛門 (請売願) |
| | | | | | | 喜谷市郎右衛門 (請売願) |
| | | | | | | 喜谷市郎右衛門 (請売願) |
| | | | | | | 喜谷市郎右衛門 (請売願) |

他に「売業請売願」あり

第五節 村の様相

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|---------|-------|------|------|------|-------|------|------|------|--------|------|--------|------|-------|------|---------|----------|----------|
| 八・二九 | 八・一七 | 八・一四 | 八・一返 | 七・二二 | 七・八 | 六・一五 | 六・一四 | 六・一〇 | 六・六 | 五・一三 | 五・三 | 〃 | 四・一五 | 〃 | 〃 | 四・一四 | 四・四 | 大正・二・四・二 | |
| 廢 | 雇 | 修 | 返 | 課稅物件 | 売 | 〃 | 修 | 廢 | 廢 | 新 | 起 | 修 | 〃 | 新 | 〃 | 修 | 〃 | 起 | |
| 車 | 入 | 繕 | 納 | 買 | 買 | 〃 | 繕 | 車 | 業 | 調 | 業 | 繕 | 調 | 調 | 繕 | 繕 | 業 | 業 | |
| 荷積中車 | 酌馬車人 | 船鑑札 | 日本形小廻 | 〃 | 〃 | 〃 | 荷積中車 | 荷積中車 | 諸 | 荷積中車 | 職工業 | 〃 | 〃 | 荷積中車 | 荷馬車 | 荷積中車 | 物品販売業 | 煙草小売 | |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 〃 | 〃 | 〃 | 一 | 一 | 待 | 一 | 一 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 一 | 酒類 | 小売 | |
| 両 | 両 | 枚 | 艘 | 〃 | 〃 | 〃 | 両 | 両 | 漁 | 兩 | 職 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 兩 | 百三十円 | 百五十円 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 新倉村 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 五 |
| 本橋龍太郎 | 千葉かくよ | 山崎五郎右衛門 | 富岡菊次郎 | 星野丸吉 | 星野丸吉 | 大沢内蔵 | 岡田源之丞 | 上原与吉 | 松本忠作 | 宮野豊吉 | 金子弥左衛門 | 川島新八 | 星野与左衛門 | 山田儀一 | 川島親次郎 | 鳥飼又八 | 齋藤九郎左工門 | 鈴木太郎八 | 本橋末蔵 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 千葉源三郎養嗣子 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 喜兵衛三女 |

| | | | | | | |
|-----------|---|---------------------------|----|---------|---|------|
| 大正二・一・二六売 | 買 | 小廻船 <small>(百九石積)</small> | 一艘 | 宗岡村七〇五三 | 阿 <small>(完)</small> 川 <small>(入)</small> | 重次郎 |
| 一二・一売 | 買 | 荷積中車 | 一両 | 新倉村 七七四 | 厚 <small>(買)</small> 川 <small>(入)</small> | 丸吉 |
| 一二・一五修 | 繕 | 荷積中車 | 一両 | 〃 | 大 <small>(完)</small> 沢 <small>(主)</small> | 辰次郎 |
| 一二・二三紛 | 失 | 畜犬鑑札 | 一頭 | 〃 | 大 <small>(買)</small> 沢 <small>(主)</small> | 内蔵 |
| 一二・二三斃 | 死 | 畜犬 | 一頭 | 〃 | 加藤 | 源兵衛 |
| | | | | 〃 | 富岡 | 林右衛門 |
| | | | | 〃 | 加藤 | 源兵衛 |

(「県税諸願届繰込」199—156 和光市教育委員会蔵)

三四 大正八年一二月 新倉村保安組合規約

新倉村保安組合規約

- 第一条 本組合ハ新倉村保安組合ト称ス
- 第二条 本組合ノ区域ハ新倉村ノ居住者ヲ以テ組織ス
- 第三条 本組合ノ事務所ヲ新倉村役場内ニ置ク
- 第四条 本組合ハ組合員ノ自衛的精神ニ因リ警察官ト協力シ、村内ノ安寧ヲ保持シ犯罪及火災ヲ未然ニ防遏スルヲ以テ目的トス

第五節 村の様相

第五条 本組合ニハ左ノ役員ヲ置ク

- 組合長 壱名
- 部長 拾壹名
- 評議員 八名
- 役員ハ名譽職トス
- 第六条 組合長ニハ村長ヲ、部長ニハ区長・消防組頭・在郷軍人分会長・青年団長ヲ以テ之ニ充テ、評議員ニハ村会議員其他ノ者ヨリ組合長之ヲ推薦ス
- 第七条 組合長ハ組合全般ノ事務ヲ統理シ組合ヲ代表ス 部長ハ組合長ヲ補佐シ組合員ヲ指導ス 評議員ハ組合

長ノ諮詢ニ答ヒ、其他重大ナル事項ニ付決議ヲ為スモ
ノトス

第八条 本組合ハ毎年一回通常総会及講話会ヲ開催シ犯
罪及火災予防ニ関スル事項ヲ研究スベキモノトス

但シ必要ノ場合ハ臨時総会及評議員会ヲ開催ス

第九条 本組合会ヲ組織シタル時ハ組合長ヨリ規約写ヲ

添ヘ所轄警察官署ニ届出スルモノトス 規約ヲ改正シ
タルトキモ亦同シ

第十条 本組合員ハ左記事項ヲ遵守ス可シ

(一) 犯罪予防ニ関スル事項

(1) 殺人、強盜、窃盜等ノ犯罪アリト認知シタルト

キハ速カニ警察官吏ニ申告スルコト

(2) 被害者ハ其事件ノ輕微若クハ未遂ノ場合ト雖モ

速カニ届出ツルコト

(3) 殺人、強盜、窃盜等ノ犯罪アリタル場合ニ於テ

ハ警察官吏ノ臨檢アルマデ足跡、指紋、血痕、遺

留品、其他証拠トナルヘキ事物ノ保存ニ努ムルコ

ト

(4) 現行犯人ヲ発見シタルトキハ人相、着衣等ヲ確

認シ、且其行先ニ注意シ警察官吏ニ即報スルコト

(5) 居宅、物置、土蔵等ノ鍵締ハ最モ嚴重ニシ、戸

主又ハ之レニ代ルヘキ者ハ臥床前必ス巡檢シ、且

ツ戸外ニ梯子、車等ヲ置キ又ハ室内見易キ場所ニ

刃物、棒ノ類ヲ置カザルコト

(6) 已ムヲ得ス全戸他出スル場合ハ戸締ヲ嚴重ニシ

且近隣ニ留守中ノ看守ヲ依頼スルコト

(7) 物置、土蔵等ノ鍵ニシテ不完全ノモノハ速カニ

改修スルコト

(8) 夜間ハ可成戸外ニ干物ヲ出サ、ルコト

(9) 自転車ハ室内ヨリ見透シ得サル箇所ニ置カサル

コト、若シ已ムヲ得ス軒下等ニ置ク場合ハ必ス鍵

ヲ施スコト

(10) 荷車ニテ物件ヲ運搬スル場合ハ、常ニ車上ノ物

件ニ注意スルコト

(11) 貴重品若クハ大金ヲ所持シ宿屋等ニ宿泊スル場

合ハ、宿主ニ預託スルカ又ハ始終身体ヨリ離サ、

ルコト、湯屋ニハ可成貴重品、金銭等ハ持参セサルコト、若シ已ムヲ得ス持参スル場合ハ必ズ番台ノモノニ預託スルカ衣類箱ニ鍵ヲ施スコト

(12) 金銭ノ計算ハ可成他見ニ触レサル場所ニ於テ為スコト

(13) 貨紙幣ハ熟視シテ受取り、殊ニ日暮、夜間等ハ一層注意スルコト、若シ贋造紙幣ヲ行使シタルモノヲ認メタルトキハ、後ヨリ尾行シ警察官吏ニ届出スルコト

(14) 群衆ノ場所、其他汽車、電車等ノ切符ヲ購入又ハ乗降ノ際ハ拘摸ニ注意シ、若シ被害當時挙動怪シキモノヲ認メタルトキハ、之ヲ見失ハサル様ニシ速カニ警察官吏ニ届出ツルコト

(15) 銀行又ハ郵便局ニ於テ預金ヲ引出シ帰宅ノ途中、銀行員若クハ郵便局員ト称シ現金ノ引渡ヲ要求シ、又ハ物品ヲ購求スルト称シ釣銭ノ持参ヲ求ムルモノニハ注意スルコト

(16) 刑事巡查又ハ裁判所員ト称シ、出金ヲ求メルモ

ノアリタルトキハ、即時警察官吏ニ申告スルコト

(17) 夜間電報配達或ハ警察官ト称シテ、戸外ヨリ呼起スモノアリタルトキハ、其何人ナルヤヲ確認セサルニテハ濫リニ門戸ヲ開カサルコト

(18) 孤兒院若クハ廢兵ト称シ、脅迫又ハ物品ヲ押売リスルモノアリタルトキハ、即時警察官吏ニ届出ツルコト

(19) 銀行・会社ノ外交員ト称シ、債券ノ購買、預金等ヲ勧誘スルモノアルトキハ、銀行・会社ノ内容ヲ確メタル後ニアラサレバ之ニ応セサルコト

(20) 他人ヲ誘出シ、其不在ニ乗シ盜犯ヲ為スモノアルヲ以テ注意スルコト

(21) 鍵ノ周間ニハ鉄板ノ類ヲ張り付ケ、雨戸ノ溝ヲ深クシテ容易ニ外レサル様ニシ、土台下ハ可成漆喰・敲・其他ノ物件ヲ以テ築造スルコト

(22) 夜間婦女子ハ独行ヲ避クルコト

(23) 青年男女ノ夜遊ヒハ父兄ニ於テ嚴重ニ取締リヲ為シ、万一妊娠シタルトキハ心得違ノ事無キ様論

示スルコト

(24) 挙動不審ノ者立回リタルトキハ警察官吏又ハ本組合員ニ申告スルコト

(25) 犯人追捕ニ際シ警察官吏ヨリ援助ヲ求メタルト

キハ直ニ之ニ応スルコト

(二) 火災予防ニ関スル事項

(1) 火氣ヲ使用スル營業者ハ、其使用ノ炉・火焚場ハ不燃質物ヲ以テ構造シ、常ニ破損ノ有無ニ注意シ、且ツ適當ノ消火器ヲ設備スルコト

(2) 前項ノ營業者ニ非サルモ、各自ノ業態其他狀況

ニ応シ、且可成消火器又ハ用水ヲ使用スルコト

(3) 炉・竈・風呂場等使用ノ後ハ残火等ニ注意シ、

可成水ヲ注ギ火氣ナカラシムルコト

(4) 竈・風呂場等ノ付近ニハ燃質殊ニ粗朶・藁・乾

燥ノ類ヲ堆積シ置カサルコト

(5) 烈風ノ日ニハ殊ニ焚火其他火器ニ注意シ、飛火

セサル様互ニ警戒シ用心水ヲ用意スルコト

(6) 他出ノ際ハ火器ヲ検査シテ危険ナカラシムルコト

ト

(7) 小兒ニハ焚火ヲナサシメサルコト

(8) 取灰ハ地窖・土壁・陶器・其他不燃質物ヲ以テ構造シタル灰置場ニ蔵置スルコト

(9) 取灰ハ火氣ノ全ク去リタル後ニアラサレバ燃質

ノ容器ニ収納セザルコト

(10) 洋灯ハ必ズ金属製油壺ヲ用ヒ、釣索ハ針金・鋏

・打釘ノ類ヲ使用スルコト

(11) 石油ハ火氣ノ及ハサル一定ノ場所ニ蔵置シ、其

取扱ニ付テハ特ニ注意スルコト

(12) 燐寸其他発火質ノモノハ常ニ小兒ノ手ノ及バザ

ル処ニ蔵置シ、小兒ヲシテ弄ハシメサルコト

(13) 藁小屋其他危険ノ場所ニハ松明・蠟燭・其他一

切裸火ヲ使用セサルコト

(14) 火消壺ヲ使用スルモノハ安全ナル場所ヲ選ビ離

レ火氣ノ存在スルモ危険無キ様特ニ注意スルコト

(15) 炬燵及行火炉ヲ使用スルトキハ炬燵ニハ格子又

ハ金属製ノ網蓋ヲ施シ、行火炉ハ転覆ノ虞無キ方

法ヲ施スコト

(10) 竈ハ壁、腰板又ハ屋根裏等ニ火氣ノ伝ハラサル
処置ヲナシ、若クハ之等ト適當ノ間隔ヲ保有セシ
ムルコト

(17) 煙筒ハ石・煉瓦・金屬・陶器其他不燃質物ヲ用
ヒテ築造シ、燃質物ニ接触スル部分ノ石・煉瓦・
漆喰等ヲ以テ包囲スルコト 但シ工業用・營業用
ノ煙筒ハ、建造物取締規則ニ依ルヘキモノトス

第十一条 本組合役員ハ毎年火災期ナル一月、二月、三
月、十一月、十二月ノ五ヶ月間ハ、一ヶ月一回以上組
合各戸ヲ巡回シ、火器取扱上危険ノ有無ヲ調査シ、苟
モ危険ナリト思料スルトキハ、家人ニ危険排除ノ方法
ヲ示シ注意ヲ与へ、其成績ヲ検査成績簿ニ記入シ警察
官吏ノ検閲ヲ受ケルモノトス

第十二条 役員ハ組合員ニシテ前掲事項ニ違背スルモノ
ニ対シテハ一応懇篤注意ヲ与へ、若シ之ニ応セサルト
キハ警察官吏ニ申告シ説諭ヲ乞フヘキモノトス

第十三条 本組合ニ於テ要スル費用ハ総テ組合員ノ負担

トス 但シ組合員中無資力又ハ無人ニシテ実行シ能ハ
サルモノアルトキハ、組合員ニ於テ共助スルコト

第十四条 本組合員ハ犯罪及火災予防上ニ付テハ警察官
吏ノ指示ニ従ヒ、之ガ進歩發展ヲ図ルヘキモノトス

第十五条 本組合規約ヲ変更セントスルトキハ役員会ノ
決議ニ依ルモノトス

第十六条 本組合ハ左記様式ノ簿冊ヲ備ヒ、事務ノ整理
ヲ図ルモノトス

一 組合役員名簿 (第一号様式)

二 成績簿 (第二号様式)

三 経費受払簿 (第三号様式)

四 組合事務ニ関スル書類編 (適宜トス)

様式

(第一号様式)

新倉村保安組合作員名簿

| 字 | 名 | 役 | 名 | 氏 | 名 | 異 | 動 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |

(第二号様式) 成績簿

| | |
|----|------|
| 氏名 | 種別 |
| | 巡回 |
| 月日 | 燐寸 |
| | 適置否 |
| | 灰置 |
| | 適置否 |
| | 燃料 |
| | 適置否 |
| | 炬燵 |
| | 適置否 |
| | 竈 |
| | 適置否 |
| | 煙筒 |
| | 適置否 |
| | 各種 |
| | 適置否 |
| | 釣釘 |
| | 適置否 |
| | 石油 |
| | 適置否 |
| | 風呂場 |
| | 適置否 |
| | 注意事項 |

備考 本簿ハ火災予防ニ関スル成績ノ一例ヲ示シタルモ犯罪予防ニ関シテノ成績ハ適宜其要領ヲ記入シ置クヘキモノトス

(第三号様式) 経費受払簿

| | | | | |
|----|----|---|---|---|
| 月日 | 摘要 | 受 | 払 | 残 |
|----|----|---|---|---|

一 組合事務ニ関スル書類編ハ適宜トナシ、順次書類

ヲ編纂シ、且ツ索引ヲ設ケルモノトス

付則

第十七条 本規約ハ大正八年十二月一日ヨリ確守ス

新倉村保安組合役員名簿

組合長 鈴木左内
部長 上原孝之輔

同 加藤嘉吉
同 井口信吉
同 服部文次郎
同 伊藤春吉
同 桜井文蔵
同 増田徳四郎
同 萩原藤七郎
同 富岡岩七
同 本橋伝蔵
同 上原広吉
評議員 桜井栄太郎

同 上原 佐吉
 同 並木 仲右衛門
 同 本橋 灝光
 同 富岡 綱太郎
 同 富岡 義雄
 同 鳥飼 市太郎
 同 星野 藤左衛門

(富岡 実家文書 54 | 179)

三五 大正一二年 安全別荘住宅地広告

地宅住荘別全安

府下池袋ヨリ

陸路 山手線 四里
 自転車 四十分
 汽車 増設 駅 三十分
 自動車 十五分
 地盤高合赤土ニテ風景
 好良樹木沢山有リ
 東向き坡地ニテ殆ソド
 無震害地ハ当区域ヨリ
 外ニハ有リマゼン
 地価金二両半ヨリ金七両
 貸地坪金壹銭ヨリ金二銭
 御希望ノ方ハ本支八区域
 内町村農会へ御照会ヲ
 乞フ

場本ノ菜蔬

各博覧会ニテ金銀銅牌數個受賞

東京へ出荷高区域内
 新倉年券 百二十万貫
 甘藷 百五十万貫
 大根、里芋、葱、蓮根
 生姜 其他

大阪へ出荷高区域内
 新倉年券 五十万貫

東武鉄道 東上線 震災翌二日ヨリ運転

別荘住宅地

池袋 上板橋 成蹊 藤折 志木 備前 川越

東京市 池袋 上板橋 成蹊 藤折 志木 備前 川越市

会農合連村町六外村倉新郡立足北県玉埼

(和光市史編さん室蔵)

三六 大正十二年一月 震災罹災状況調

第四七号 提出大正十二年十月十日 發送十月十日

第一案（電報案） 埼玉県

臨時震災救護事務局宛

八日十二地収第五八三一号回答
チシユダイ ゴウカイトウ リサインフベケンチユウキケウダチシユ
オイ ゼンカイ ゼンカイ ゲン ゲンカイ マ ヒキゲン オイ ゼンカイ
 ニ於テ全潰一ヲ減ジ半潰一ヲ増ス、比企郡ニ於テ全潰八
 半潰六一

震災状況調

| 町村名 | 種別 | | 死 | 傷 | 計 |
|------|----|----|---|---|---|
| | 住 | 家 | | | |
| 浦和町 | 三五 | 一三 | 一 | 一 | 二 |
| 六辻村 | 三九 | 一七 | 一 | 一 | 二 |
| 土合村 | 四一 | 一四 | 一 | 一 | 二 |
| 美谷本村 | 三七 | 一六 | 一 | 一 | 二 |
| 笹目村 | 二六 | 一三 | 一 | 一 | 二 |
| 戸田村 | 二二 | 一〇 | 一 | 一 | 二 |
| 蕨村 | 一七 | 一〇 | 一 | 一 | 二 |
| 芝木村 | 一三 | 一〇 | 一 | 一 | 二 |
| 青木村 | 一三 | 一〇 | 一 | 一 | 二 |

横曽根村 川口柳村 南郷村 新塚村 谷加村 草田村 新行村 安ヶ谷村 鳩ヶ谷村 神根村 戸塚村 大田村 野間村 尾田村 三室村 谷柳村 片崎村 木崎村 与野村 大久保村 馬宮村 植水村 三橋村 大砂宮土村

| | | | | | |
|----|----|----|---|---|---|
| 三五 | 一〇 | 二〇 | 一 | 一 | 二 |
| 二五 | 一〇 | 一五 | 一 | 一 | 二 |
| 二〇 | 一〇 | 一五 | 一 | 一 | 二 |
| 一五 | 一〇 | 一〇 | 一 | 一 | 二 |
| 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一 | 一 | 二 |
| 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一 | 一 | 二 |
| 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一 | 一 | 二 |
| 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一 | 一 | 二 |
| 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一 | 一 | 二 |
| 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一 | 一 | 二 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|
| 宮原 | 日進 | 指方 | 平尾 | 大石 | 大谷 | 上尾 | 上室 | 小針 | 小納 | 加川 | 桶川 | 石川 | 馬室 | 中丸 | 常光 | 鴻巣 | 田間 | 箕谷 | 小上 | 吹上 | 七里 | 春岡 | 原市 | |
| 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 | 村 |
| 二 | 一 | 一 | 二 | 一 | 一 | 二 | 一 | 一 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 四 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | |

三三 大正一三年 震災救護施設報告書

震災救護施設報告書

第十三教区 地福寺

一 震災救護募集金百五拾五円也
 右ハ本山ノ命令、教区長ノ指示ニヨリ檀徒并ニ有志者
 ヲ勧誘シ、集金額ヲ宗務所へ送金セリ
 一 物品 古着・足袋・百引ノ類ニ包、数量十五個
 右者浅草寺婦人会ヨリノ依嘱ニヨリ、有志者ヨリ勸募

備考 本表以外浦和刑務所ニ於テ死者二、傷者一〇〇

(埼玉県行政文書「大正13年 県治部」大1524)

| | | | | | | | |
|-----|------|-----|------|-----|-----|-----|-------|
| 志木町 | 大和田町 | 膝折村 | 内間木村 | 新倉村 | 白子村 | 片山村 | 合計 |
| 一 | 一 | 一 | 三 | 一 | 二 | 一 | 二、〇〇元 |
| 一 | 一 | 一 | 三 | 一 | 二 | 一 | 一、七廿元 |
| 二 | 一 | 一 | 五 | 二 | 二 | 一 | 三、〇〇元 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一、〇七元 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三、五元 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三、三三 |

シ二回ニ分ケ浅草寺送付セリ

一罹災者収容

震災後九月四日親戚者三名、已知未知ノモノ九名ヲ収容扶持シ、内九名ハ同月十五日各郷里へ出立シ、二名ハ十一月卅日東京へ引返シ、残り一名ハ今ニ居留シ当地小学校へ通学セリ、此延人数二百九十四人、日数百三十九日

一十月一日檀徒震災死没名二名并一般惨死者ノ追弔法要ヲ執行セリ

右及報告候也

大正十三年一月廿日

第拾三教区长僧正大久保良俊殿

(地福寺文書 132-161)

右地福寺住職

大僧都 鎌田亮中

三六 大正一四年七月 白子村新倉宣教所設立願

設立終了届

北足立郡白子村大字下新倉百五十六番地

天理教麴町分教会新倉宣教所

一 設立許可年月日及指令番号

大正拾四年七月廿八日付十四指令地収第四二一〇号二

一 設立終了年月日

大正十四年八月廿式日

右設立終了致候間此段及御届候也

大正拾四年九月廿日

埼玉県北足立郡白子村大字下新倉二千四百九十八番地

信徒総代 深野源次郎

埼玉県北足立郡白子村大字下新倉百八十五番地

信徒総代 内山 幸七

埼玉県北足立郡白子村大字下新倉百五十六番地

信徒総代 安田鉄之助

右新倉宣教所長 村田みね

埼玉県知事斎藤守圀殿

天理教麴町分教会新倉宣教所設立願

今般御県下北足立郡白子村大字下新倉百五十六番地ニ於

テ天理教麴町分教会新倉宣教所ヲ設置シ、別紙天理教

規及規程ニ依リ教義擴張仕度候間、御許可被成下度別記事項ヲ具シ、信徒總代連署ヲ以テ此段奉願候也

大正拾四年六月二十日

埼玉県北足立郡白子村大字下新倉百五十六番地

右宣教所設立者兼任教師 村田 みね

同 県北足立郡白子村大字下新倉百五十六番地

信徒總代 安田鉄之助

埼玉県北足立郡白子村大字下新倉百八十五番地

信徒總代 内山 幸七

埼玉県北足立郡白子村大字下新倉二千四百九十八番地

信徒總代 深野源次郎

東京府北豊島郡滝野川町大字滝野川七百八番地

天理教麴町分教会長 大講義 久保清次郎

埼玉県知事齋藤守罔殿

前書之通相違無之候也

大正十四年六月三十日

埼玉県北足立郡白子村村長柳下伊平太

天理教麴町分教会新倉宣教所設立出願項目表

一、設置ヲ要スル理由

埼玉県北足立郡白子村付近ハ、本教ノ信徒増加シタルモ教義宣布、儀式執行ノ場所無之不便尠カラズ、故ニ本宣教所ノ設置ヲ要ス

二、名称 天理教麴町分教会新倉宣教所

三、所在地

埼玉県北足立郡白子村大字下新倉百五十六番地

四、敷地及建物 別紙番号表図面ノ通り (略)

五、所属教宗派ノ名称 天理教

六、奉齋主神

国常立命 豊斟淳命 国狭槌命 大苦辺命

面足之命 惶根之命 伊弉諾命 伊弉美命

大日靈尊 月読之命

七、担任教師ノ資格

担任教師村田みねハ天理教々師任用分限規定第二条ノ学力ヲ有シ、本教々義ニ関スル檢定試験ニ合格シ、信徒ヨリ推薦シテ天理教管長ヨリ担任教師ヲ命セラレ、履歴書ハ別紙ニ添付ス (別紙略)

八、設立費及其支弁方法 別紙参考表ノ通り (略)

九、管理及維持ノ方法

設立者兼任教師ハ当該教会ニ常任シテ之ヲ管理シ、系統ノ上級教会長ハ宣教師所長ヲ監督ス、維持費ハ天理教会規程ノ定メル信徒ノ教費及喜納金、並ニ任意ノ奉賽金ヲ以テ之ニ充ツ、壹ケ年收入支出予算書ハ別紙四号表ノ通り (略)

十、所属信徒数

戸数百五戸ニシテ男子貳百卅人 女子百八拾八人

十一、役員及信徒総代ノ人員職務並ニ選定ノ方法

イ、役員及信徒総代ハ天理教々規及教会規定ニヨリ之ヲ定ム

ロ、本教会ニ左ノ役員ヲ置ク

所長一名 理事 承事 若干名

ハ、所長ハ設立者兼任任教師訓導村田みねニシテ、本

教会ノ教務ヲ管理シ、理事承事ヲ任免ス

ニ、理事承事ハ部属信徒中ヨリ之ヲ撰定ス

ホ、理事ハ所長ヲ補佐シ、事務ヲ整理ス

ハ、承事ハ教務ヲ分掌ス

ト、信徒総代ハ当教会所属信徒中ヨリ徳望アルモノヲ

選定ス、其人員ハ三名トス

チ、信徒総代ハ一般信徒ノ選挙ニヨル、其ノ任期ヲ三

年トシ満期再選ヲ妨ゲズ

リ、信徒総代ハ当教会ノ維持方法ニ参与シ、併テ当教

会ヨリ提出スル諸願届書類ニ連署スルモノトス

ヌ、信徒総代ハ任期中ト雖モ、設立者ニ於テ変更ノ要

アリト認メタル時ハ、信徒ノ協賛ヲ経テ之ヲ解任

シ、更ニ選定スル事ヲ得

ル、本教会信徒ハ本教会ヲ信奉シ、本教並ニ本教会ノ

維持ヲ助クルモノヲ云フ

十二、設立ヲ終ルベキ期間

御許可日ヨリ九十日以内

(埼玉県行政文書「大正15年 社寺戸籍部」大1784)

三九 大正一五年二月 特設電話番号簿

埼玉県下各地
特設電話番号簿

大正十五年二月改

東京通信局

白子特設電話加入者名及番号

零 公衆通話用並電報託送用

一 白子郵便局 一般事務用

六〇 障礙試験用

二 堀内製紙株式会社 上練馬下土支田
後安五六四

三 田中又次郎

四 横川博恵

五 加藤勝蔵

六 宮本安五郎

七 田中馬之助

八 竹内元吉

九 大石巖

一〇 本橋潔光

一一 並木実

一二 柳下千代松

一三 田中庫三

一四 芝崎六蔵

一五 石田信之助

一六 大沢定吉

一七 稻田信太郎

一八 長瀬野代吉

一九 榎本商店出帳所
榎鈴三郎

二〇 雙田政次郎

二一 小林七十吉

二二 株式会社浦和商業
銀行成増支店

二三 稻吉久次

二四 箱根土地株式会社

二五 相田孝作

二六 富沢茂吉

赤塚村大字成増
向台二〇九三

同 一三二一

赤塚上赤塚向台
一六三

白子下新倉淺窪
四六三七ノ一

上練馬下土支田
後安五四三

赤塚成増向台一
三三

同成増向台二二
〇二ノ一

同百向二五七

同下赤塚街道向
五七五九

同成増向台二

白子白子宿一一
一九

赤塚成増向台二
〇九六ノ二

同 二〇九六

同村大字成増三

白子白子宿一一
一三

同 一五一

赤塚成増瀧河原
七七

材木商

醬油醸造業

運送業

医師

染糸業

煙草商

雛人形師

白米商

料理店

新聞石炭商

蕎麦屋

蕎麦屋

蕎麦屋

金屬雜貨商

齒科医

齒科医

魚商

| | | | |
|----|----------|---------------|-------|
| 二七 | 田中半兵衛 | 赤塚村大字赤塚新町二四三 | 染糸業 |
| 二八 | 高橋浜太郎 | 同成増向新田一ノ一 | 金物商 |
| 二九 | 原田作蔵 | 同三九 | 米穀雜貨商 |
| 三〇 | 金子章之助 | 同成増向台二〇二 | 漬物問屋 |
| 三一 | 小林春吉 | 同街道向一四一 | 伸銅業 |
| 三二 | 石井甚太郎 | 同殿上四四二 | 同 |
| 三三 | 箱根土地株式会社 | 同百向原一四〇 | |
| 三四 | 加藤照一 | 上練馬村大字下土支田字後安 | 農園 |
| 三五 | 小松崎慶次郎 | 白子白子宿四六一四五 | 魚商 |
| 三六 | 金子章之助 | 赤塚成増百向原一四五 | 漬物商 |
| 三七 | 竹内瀧次郎 | 同街道向五七六 | 会社員 |
| 三八 | 並木忠吉 | 同成増向台二一〇三 | 料理店 |
| 三九 | 富沢巍一 | 白子村白子宿一一二〇 | 雜貨商 |
| 四〇 | 花岡千代 | 上練馬村下土支田後安四一五 | 温泉旅館 |
| 四一 | 原田正蔵 | 白子村瀧河原九〇七 | 雜貨商 |

(和光市史編さん室蔵)

第四章

恐慌と戦争の時代

第一節 昭和のはじまり

(イ) 大喪・大典記念事業

三〇 昭和二年四月 大正天皇御大喪に関する
記録資料取調

報告書

昭和二年四月十九日

北足立郡新倉尋常高等小学校長 渡辺造酒之助

埼玉県学務部長 田島義士殿

本月十三日付、二学収第八、三二〇号ヲ以テ御照会有之候

大正天皇御大喪ニ関スル記録資料取調ノ件左記ノ通り
ニ付及報告候也

記

一、天皇陛下御容体抄々シカラザルヲ拝承シ誠ニ恐懼憂
悚ニ禁ヘズ、朝会ニ際シ葉山御用邸ニ向ツテ謹ミ畏ミ

第一節 昭和のはじまり

テ陛下ノ御惱御平癒ノ一日モ速カナラムコトヲ祈願シ
奉ル

十二月廿一日職員児童一同水川神社ニ参拜シ
聖上陛下ノ御平癒ヲ祈リ奉ル

一、十二月廿五日午前六時

天皇陛下ニハ今廿五日午前一時二十五分葉山御用邸

ニ於テ崩御アラセラルト日々新聞号外ハ報ジタ 直チ

ニ全児童ヲ召集シ 天皇陛下御登遐アラセラレタコト

ヲ伝ヘ謹慎奉悼ノ赤誠ヲ披瀝シ奉ル様訓話ス

一、昭和二年二月七日午後四時ヨリ一般村民各団体小学

校児童合同シテ本校庭ニ於テ遙拝式ヲ行フ

昭和二年四月十五日

北足立郡白子尋常高等小学校長長谷川千代右衛門

埼玉県学務部長 田島義士殿

大正天皇御大喪ニ関スル記録資料取調ノ件報告

四月十三日付学収第八三二〇号ヲ以テ御照会相成候標記
ノ件左記ノ通及報告候也

四四九

記

一、先帝御大漸當時ニ於ケル御平癒ノ奉禱

(一)、十二月十八日(土)午前各級ニ於テ御大漸ノ御模
様說話ヲ為シ遙拝御平癒祈願ヲ行フ

(二)、同日午後職員全部各級代表者村社ニ集合神職立会
ノ上心カラナル御平癒祈願ノ式ヲ行フ

(三)、十二月二十二日(水)青年団、処女会、公民学
校、青年訓練所並ニ村公職者、村民一般、小学校長
合同シテ村社ニ集合神職立会ノ上御平癒祈願ノ式ヲ
行フ

一、先帝崩御御当日ノ表弔

(一)、十二月廿五日(土)午後三時児童全部ヲ召集シ御
発病以來ノ御經過、崩御ノ御有様等訓話ヲ行ヒ奉悼
遙拝ノ式ヲ行フ

一、斂葬ノ儀以前及当日ノ奉悼遙拝式等

(一)、二月七日(月)午後一時ヨリ校庭ニ於テ神職立会
ノ下ニ児童全部職員全部ノ遙拝式ヲ行フ 管理者、

村吏員參列

(二)、同日午後六時ヨリ校庭ニ於テ青年団、処女会、青
年訓練所、公民学校、軍人分会ノ各団体並ニ村内公
職者、村民一般集合嚴肅ナル奉悼遙拝式ヲ行フ
以上

報告書

昭和二年四月十九日 北足立郡新倉村立青年訓練所

主事代理 指導員 山田市太郎印

埼玉県学務部長 田島義士殿

二学収第八、三二〇号ヲ以テ御照会ノ大正天皇御大喪ニ
関スル記録資料取調ノ件左記ノ通りニ付及報告候也

記

一、天皇陛下御容体抄々シカラザルヲ拝承シ誠ニ恐懼憂
悚ニ禁ヘズ、謹ミ畏ミテ陛下ノ御惱御平癒ノ一日モ速
カナランコトヲ祈願シ奉ル様生徒全部ニ通知ヲナス

一、十二月廿五日午前六時

「天皇陛下ニハ今廿五日午前一時二十五分葉山御用邸
ニ於テ崩御セラル」トノ号外ヲ手ニシ、直チニ全生徒

ニ対シテ 天皇陛下御登遐アラセラレタコトヲ伝へ、
謹慎奉悼ノ赤誠ヲ披瀝シ奉ルノ際、訓練所生徒タル者
ハ特ニ其ノ本分タル修養ニ心ガケ各自業務ニ励精シ、
以テ奉公ノ誠ヲ致スノ覚悟ヲナス様告示ス

一、昭和二年二月七日午後四時ヨリ一般村民、分会、青
年団、処女会、小学校児童ト合同シテ校庭ニ於テ遙拜
式ヲ行フ

(埼玉県行政文書「昭和2年 学務部」昭1975)

二三 昭和四年三月 新倉尋常高等小学校御大典記念事業

照会案

昭和四年三月八日

学務部長

各中等学校長宛(県立学校ヲ除ク)

各県立学校同窓会(校友会)長宛

各小学校長、公民学校長宛

各市町村 男女青年団長宛

御大典記念事業ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ昭和三年四月九日附三学収第四、六

四一号ヲ以テ依命通牒致置候処、其ノ後貴校(会、団)

ニ於テ計画実施セル状況詳細承知致度候条来ル三月十七
日迄ニ相違ナク美濃用紙ニテ二通御報告相成度

追テ神饌田ノ創設ニ就テハ計画実施ノ成績及初穂米ノ
献穀等詳細調査セラレ度、猶一通ハ其ノ筋ニ報告ヲ要ス
ルモノニ付、照会番号、月日等記入セズ学校名、同窓会
名、校友会名、団名ノミ記入セラレ度申添候

埼玉県北足立郡新倉尋常高等小学校

御大典記念事業

実施事項

一、記念植樹(校地ノ空地ヲ利用シテ植樹ス)

一、体育奨励施設内容充実(図書及機械購入等)

(埼玉県行政文書「昭和4年 学務部」昭2239)

二三 昭和五年一〇月 天皇・皇后陛下御影拝受証

拝受証

一 天皇陛下 御影 志組
皇后陛下

但 白子尋常高等小学校ニ御下賜ノ分
右拜受候也

昭和五年八月二十六日

北足立郡白子村長 富沢英一 團

昭和五年十月十六日 学校管理者

埼玉県知事 細川長平 殿

埼玉県北足立郡白子村長 富沢英一 團

常時及非常ノ際ニ於ケル奉護方法

埼玉県知事 丹羽七郎 殿

一、常時ハ学校職員交替ヲ以テ当宿直ヲナシ奉護ノ任ニ
当ル

御影御下賜ノ義ニ付申請

天皇

二、非常ノ場合ハ宿直ハ勿論学校職員、村役場吏員、学
務委員等奉置所ニ駆付ケ奉護ス

皇后両陛下御影本村立白子尋常高等小学校へ奉置致度候
ニ付御下賜相成度別紙明治四十五年三月埼玉県訓令第二
十六号第八条ノ各号ヲ具シ此段申請候也

(埼玉県行政文書「昭和5年 学務部」昭2367)

(四) 普通選挙の施行

一三 昭和三年一月 北足立郡県会議員選挙結果報告

北足立郡選挙区県会議員選挙調 (抄出)

| 町村名 | 選挙人名簿登載者 | 選挙当日迄ニ失格シタル者 | 選挙当日ニ於ケル有権者 | 投票ヲ為シタル者 | 投票セサル者 |
|-----|----------|--------------|-------------|----------|--------|
| 新倉 | 三五二 | 四 | 三四八 | 二一〇 | 一三八 |
| 白子 | 五九五 | 五 | 五九〇 | 三八九 | 二〇一 |
| 郡合計 | 三〇、〇二五 | 四一六 | 二九、六〇九 | 二一、八〇七 | 七、八〇二 |

(候補者別得票数及び無効投票内訳 新倉村・白子村分)

| 候補者氏名 | 得票数 | | 無効投票ノ種別 | 無効投票数 | |
|-------|-----------------|-----|---|-------|-----|
| | 新倉村 | 白子村 | | 新倉村 | 白子村 |
| 森盛康 | 四 | | 一、成規ノ用紙ヲ用キサルモノ 二、議員候補者ニ非ラサル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ 三、一投票中二人以上ノ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ 四、被選挙権ナキ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ 五、議員候補者ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ 六、議員候補者ノ氏名ヲ自書セサルモノ 七、議員候補者ノ何人ヲ記載シタルカヲ確認シ難キモノ 八、丸点又ハ線ヲ記セルモノ 九、白紙ノ儘投函セルモノ 十、名刺紙片ノ類ヲ貼付又ハ挿入セルモノ 十一、印鑑ヲ押捺セルモノ 十二、単ニ雑事ヲ記セルモノ | | |
| 佐藤才五郎 | 二 | 二 | | | |
| 石田政蔵 | | | | | |
| 秋山次郎助 | | | | | |
| 田中徳兵衛 | | | | | |
| 藤井襄 | | 一 | | | |
| 加藤睦之介 | | 二 | | | |
| 小林英三 | | 二 | | | |
| 長沼新平 | | | | | |
| 野口訓三 | | | | | |
| 斎藤祐美 | 一八一 | 二四八 | | | |
| 河野和吉 | | | | | |
| 屋間吉太郎 | | | | | |
| 渡辺武彦 | | 九 | | | |
| 計 | 二〇八 | 三八六 | | | |
| 総計 | 新倉村 二二〇 白子村 三八九 | | | | |

(埼玉県行政文書「昭和3年 地方部」昭5710)

三、昭和五年二月 公立学校使用許可に関する照会

第一六四号

昭和五年二月十日 管理者白子村長 富沢英一

白子尋常高等小学校長殿

公立学校使用許可ニ関する照会

北足立郡大宮町大字大宮六二八番ノ二衆議院議員候補者
加藤睦之助ヨリ、演説ニ依ル衆議院議員選挙運動ノ為メ
左記ノ通り使用許可申請之件ニ付、之カ使用許可ニ関シ
貴職ノ意見書御差出相成度此段及照会候也

左記

一、使用セントスル公立学校ノ名称

白子尋常高等小学校

二、使用スヘキ設備

講堂又ハ教室

教壇

机

腰掛

二室

二個

五脚

百五十脚

三、使用日時

昭和五年二月十二日 自午後六時
至午後十時

以上

(昭和元々7年度 白子村議事会會議録) 和光市議事會事務局蔵)

三、昭和五年二月 朝鮮人の衆議院議員選挙有権者調

會議部 内務部長殿

第二二八号 昭和五年二月二十日提出

朝鮮人ノ衆議院議員選挙有権者等ニ関スル件報告

二月十九日付五地収第一〇九四号ヲ以テ御照会ニ依ル標
記ノ件取調候処本村ニハ該当者無之候条此段及報告候也

(昭和元々7年度 白子村議事会會議録) 和光市議事會事務局蔵)

三、昭和七年二月 白子村県會議員選挙投票所投票録

昭和七年一月二十五日執行

埼玉県北足立郡白子村県會議員投票所投票録

一投票所ハ白子村役場ニ之ヲ設ケタリ

二左ノ投票立会人ハ何レモ投票所ヲ開クベキ時刻迄ニ投

票所ニ参会シタリ

北足立郡白子村大字下新倉二千二百五十八番地

石田 甚平

同郡 同村 大字同 二千二百二十番地

吉田 喜一

同郡 同村 大字白子千六百十番地

富 沢 幸治郎

三投票所ハ昭和七年一月二十五日午前七時ニ之ヲ開キタリ

四投票管理者ハ投票立会人ト共ニ投票ニ先ダチ、投票所

ニ参会シタル選挙人ノ面前ニ於テ、投票函ヲ開キ其ノ

空虚ナルコトヲ示シタル後内蓋ヲ鎖シ、投票管理者及

投票立会人ノ列席スル面前ニ之ヲ置キタリ

五投票管理者ハ投票立会人ノ面前ニ於テ選挙人ヲ選挙人

名簿ニ対照シタル後、到着番号札ト引換ニ投票用紙ヲ

交付シタリ

六選挙人ハ自ら投票ヲ認メ投票管理者及投票立会人ノ面

前ニ於テ之ヲ投函シタリ

七左ノ投票立会人ハ午前七時四十分投票所ニ参会シタリ

北足立郡白子村大字下新倉二千二百三十九番地

田 中 幸 平

八左ノ選挙人ハ到着番号札ト引換ニ投票用紙ヲ交付シタ

ルニ名刺様ナル者ヲ投函シタルヲ投票管理者ニ於テ発

見シタルニ依リ更ニ成規ノ投票用紙ヲ投函セシメタリ

北足立郡白子村大字下新倉千七百二十八番地

川 島 新 八

九午後六時ニ至リ投票管理者ハ投票所ヲ閉ヅベキ時刻ニ

至リタル旨ヲ告ゲ投票所ノ入口ヲ鎖シタリ

十午後六時投票所ニ在ル選挙人ノ投票結了シタルヲ以テ

投票管理者ハ投票立会人ト共ニ投票函ノ内蓋ノ投票口

及外蓋ヲ鎖シタリ

十一投票函ヲ閉鎖シタルニ依リ其内蓋ノ鑰ハ投票函ヲ送

致スベキ左ノ投票立会人之ヲ保管シ外蓋ノ鑰ハ投票管

理者之ヲ保管ス

富 沢 幸治郎

十二投票ヲ為シタル選挙人ノ総数 三百五十二人

内

選挙人名簿ニ登録セラレタル選挙人ニシテ投票ヲ為シ

タル者

三百五十二人

十三投票函、投票録及選挙人名簿ヲ選挙長ニ送致スベキ

投票立会人左ノ如シ

投票立会人

石田 甚平

吉田 喜一

富沢 幸治郎

田中 幸平

富沢 幸治郎

昭和七年一月二十五日

十四午後六時式拾分投票所ノ事務ヲ結了シタリ

(昭和元々々7年度 白子村議会会議録) 和光市議会事務局蔵)

十五左ノ者ハ投票所ノ事務ニ従事シタリ

助役 柴崎 龍藏

書記 吉田 斧八

同 富沢 敬藏

同 清水 兵三郎

一三 昭和七年八月 衆議院議員選挙に関する調査の件
回報

第一〇〇七号

昭和七年八月十二日 北足立郡白子村長 富沢英一

十六投票所ニ臨監シタル官吏左ノ如シ

埼玉県内務部長殿

埼玉県属 木村 律太郎

衆議院議員選挙ニ関スル調査ノ件回報

投票管理者ハ此投票録ヲ作り之ヲ朗読シタル上投票立会人ト共ニ茲ニ署名ス

客月二十九日付七地収第八一三五号ヲ以テ御照会ノ標示ノ件左ノ通り及回報候也

昭和七年一月二十五日

記

投票管理者 白子村長 富沢 英一

一衆議院議員選挙法第六条第六号該当者ニ関スル調

該当者ナシ 表省略

二職工労働者ノ投票状況調

該当ナシ 表省略

三投票所ニ至ル距離等ニ関スル調

| | | | | |
|--------------------------|-------------------------|-----------------------------|-------------------------|-----|
| 九 | 五七八 | — | — | 五八七 |
| 選挙人ノ投票所ニ至ル距離十八丁未満ニアル者見込数 | 選挙人ノ投票所ニ至ル距離一里未満ニアル者見込数 | 選挙人ノ投票所ニ至ル距離一里以上二里未満ニアル者見込数 | 選挙人ノ投票所ニ至ル距離二里以上ニアル者見込数 | 計 |

(昭和元々7年度 白子村議会会議録) 和光市議会事務局蔵)

(イ) 昭和初期の村政

三、昭和四年度 白子村事務報告

北足立郡白子村事務報告

昭和四年度ニ於ケル本村事務ノ状況ハ前年度ト大差ナキ

モ其概要ヲ叙スレバ左ノ如シ

(一) 本村ノ行政組織ハ名誉村長一名、有給助役一名、収

入役一名、収入役代理者一名(書記兼務)及書記三名

ヲ置キ処務規程ノ定ムル所ニ依リ二掛ニ分チ各掛長ヲ

置キ所要人員ヲ配属シ其事務ヲ処理セシムト雖繁劇ノ

場合ニ当リテハ互ニ応援シ事務ノ渋滞ナキヲ期セリ、

又学務委員四名区長八名区長代理者八名戸数割及家屋

税調査委員十六名ヲシテ各其分掌事務ヲ補助セシム

吏員移動左ノ如シ

昭和四年一月二十二日

大字白子第二区長 富沢金三郎 再選就職

同 日

大字下新倉第一区長 石田 甚平 同上

同 日

大字下新倉第二区長 清水源之丞 同上

同 一月二十一日

大字白子第二区長代理者 柴崎喜三郎 満期退職

同 一月二十二日

大字白子第二区長代理者 並木 源蔵 就職

同 日

大字下新倉第一区長代理者 田中 校平 再選就職
昭和四年一月二十二日

同 第二区長代理者 柳下辨太郎 同 上

同 四月四日 村長 柳下伊平太 辞 職

同 四月十一日 村長 富沢 英一 就 職

同 五月十四日 大字白子第三区長 富沢由太郎 同 上

同 二月十一日 第一区長代理者 浪間才治郎 辞 職

同 五月十四日 同 上 富沢幸治郎 就 職

同 同下新倉第四区長代理者 田中 重雄 再選就職

(二) 村会 招集九回ニシテ其開会日数九日件名左ノ如シ

第一回

一、昭和三年度本村歳入出追加予算 一月十五日原案

可決

一、村税追加賦課期日及徴收期日ニ関スル件 一月十日原案可決

一、小学校備品等寄附更ニ受入ノ件 一月十五日受入可決

一、寄附採納ニ関スル件 一月十五日採納可決

第二回

一、大字白子区長及代理者満期ニ付後任者ヲ定ムル件 一月二十二日決定

一、大字下新倉区長及代理者満期ニ付後任者ヲ定ムル件 一月二十二日決定

第三回

一、昭和四年度本村歳入歳出予算 二月二十五日修正可決

一、昭和四年度罹災救助資金歳入歳出予算 二月二十五日原案可決

一、補助ヲナス件 二月二十五日原案可決

一、村税賦課率ニ関スル件 二月二十五日原案可決

第四回

一、村長選挙ノ件 四月九日選挙決定

第五回

一、前村長ニ対シ慰勞金贈与ノ件 四月十八日原案可決

可決

一、昭和四年度本村歳入出追加予算 四月十八日原案可決

可決

一、同上賦課及徴収期日ノ件 四月十八日原案可決

可決

一、本村給与規程中改正ノ件 四月十八日原案可決

一、戸数割調査委員ヲ定ムル件 四月十八日決定

一、役場位置変更ノ件 四月十八日原案可決

第六回

一、区長及代理者満期ニ付後任者ヲ定ムル件 五月十三日決定

三日決定

一、学校委員補欠一名ヲ定ムル件 五月十三日決定

一、臨時出納検査立会議員四名ヲ定ムル件 五月十三日決定

日決定

第七回

一、昭和四年度県稅家屋稅賦課ニ関スル件 五月三十日原案可決

日原案可決

一、昭和四年度本村戸数割納稅義務者資力算定ニ関スル件 五月三十日原案可決

ル件 五月三十日原案可決

第八回

一、昭和三年度本村歳入出決算認定ノ件 十一月十一日認定

日認定

一、昭和三年度罹災救助資金歳入出決算認定ノ件 十一月十一日認定

一月十一日認定

一、昭和四年度本村歳入出追加更正予算 十一月十一日原案可決

日原案可決

第九回

一、本村諸給与条例改正ノ件 十二月二十八日原案可決

決

一、学務委員ヲ定ムル件 同日決定

一、村会ノ權限委員ニ関スル件 同日原案可決

(三)、役場事務

(1)事務件数ハ総数四千三百六十四件ニシテ前年ニ比シ
七十六件増加セリ其類別左ノ如シ

| 発収別 収受件数 発送件数 計 | 掛別 | | 計 |
|--------------------------|-------|-------|---|
| | 第一掛 | 第二掛 | |
| 九八三 | 一、〇四〇 | 二、〇二三 | |
| 九九三 | 一、三四八 | 二、三四一 | |
| 一、九七六 | 二、三八八 | 四、三六四 | |

(2)吏員出張

村長浦和町へ十一回 膝折村へ十回 志木町へ三回
川越市へ二回 東京市へ三回 日数二十九日出張セリ
助役 浦和町へ二十三回 膝折村へ七回 志木町へ
二回 東京市へ二回 部内七回 其日数四十一日出
張セリ

収入役浦和町へ十七回 膝折村へ五回 志木町へ一
回 宗岡村へ一回 東京市へ一回 其日数二十五日
出張セリ

吉田書記浦和町へ六回 膝折村へ五回 部内一回
其日数十二日出張セリ

野浦書記浦和町へ二回 膝折村へ一回 部内四回

其日数七日出張セリ

富沢書記膝折村へ二回 其日数二日出張セリ

清水書記浦和町へ一回 膝折村へ一回 赤塚村へ一
回 部内十八回 其日数二十一日出張セリ

(四)、教育

小学校教員 校長一名 訓導十名 准訓導一名 代用

教員一名計十三名ニシテ本年度ニ於ケル異動左ノ如シ

昭和四年三月三十一日転任 訓導 新井 政雄

同 九月三十日転任 同 鈴木 まつい

同 日退職 同 飯豊 節

同 三月三十一日着任 同 田中 好之

同 九月三十日着任 同 杉山 辰雄

同 十月十二日着任 准訓導 永瀬 政雄

昭和四年四月一日学年開如^(始力)ノ学齡児童数八十七名ニシ

テ就学歩合百分ノ百ナリ、本年度小学校経費ハ金壹万

式千七百九十七円ニシテ前年度ニ比較シテ金壹百円ヲ

減少シタリ、左ニ三ケ年間ニ於ケル小学校経費ヲ現

在戸数(四百九十八戸)人口(二千九百八十四人)並

二児童（尋常科四百四十五名高等科九十七名計五百四十二名）一人当り経費ヲ表示ス

| 区別 | 昭和二年度 | 昭和三年度 | 昭和四年度 |
|---------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 経費一戸当 | 二・三・五一五 ^円 | 二・六・四八〇 ^円 | 二・五・六九七 ^円 |
| 同 一人当 | 四・〇六八 | 四・三五〇 | 四・二八九 |
| 同 児童一人当 | 二・一・四五七 | 二・三・三〇〇 | 二・三・六一一 |

公民学校、教員 校長一名 助教諭五名 嘱託一名計

七名

生徒 男四十二名、女三十四名 計七十六名

本年度経費金貳百十五円ナリ

青年訓練所、職員 主事一名、学科指導員五名、教練

指導員四名、生徒 七十五名

本年度経費金四百八十五円ナリ

(五)、衛生

衛生組合組織ハ大正十四年六月認可ヲ得テ委員十六名ヲシテ区内ニ属セル衛生事務ノ施行ヲ督励シ、清潔方法ハ春秋二季ニ確實ニ之ヲ行ヒタリ、本年度ニ発生シタル伝染病患者ハ左ノ如シ

一、疫 痢 三名 内死亡 三名

一、腸チフス 三名 〃 二名

一、チフテリア 二名 〃 一名

一、猩 紅 熱 一名 〃 一名

定期種痘ハ左ノ如ク施行シタリ

一、第一期（五月十二日） 一六四人内^(二四六九)善感^{一〇二人}不[〃]善感^{四四人}

一、第二期（五月十八日） 九六人内^(二七九)善感^{一七九人}不[〃]善感^{一七九人}

腸チフス予防注射ヲ行ヒタル人員八百二十二名ナリ

(六)、勸業

農業ニ関スル事項ハ総テ本村農会ニ於テ施行セルヲ以

テ村行政トシテハ施行ヲ行ハズ

(七)、兵事

本年度壮丁検査人員ハ三十三人ニシテ内現役八人

第一補充七人 第二補充一人 徴集免除十四人 兵役

免除二人 徴集延期一人

年末（現在）在郷軍人 陸軍二百六人（内既教育百〇

一人 未教育九十九人 第二補充六人） 海軍一人

本年満期帰郷者八人 簡閲点呼参会人員四十三人 不

参者ナシ十一月二十三日入営兵九名（内一人寄留者）ニ対シ、村社ニ於テ入営兵報告祭ヲ執行シタリ

(八)、土木

本年村道修繕費金千三百五十円 治水費金二十円 用

悪水路費金百〇六円ヲ支出シタリ

(九)、財政

本年度ノ本村歳入出予算ハ通計金二万五千三百八十九円ニシテ前年度ニ比シ金二千六十六円ヲ減少シタリ

其理由ハ經常部歳出ニ於テ金四百五十二円増加シタルモ、臨時部歳出ニ於テ積立金穀ノ大削減ヲ行ヒ金二千四百六十八円減少シタル為メナリ、昭和三年度決算ハ歳入金二万七千三百二十二円四十銭、歳出金二万六千二百三十六円十八銭、差引金一千七十六円二十二銭ニシテ残金ハ昭和五年へ繰越トナリタリ

本村基本財産積立金ハ金一千百三十九円十六銭ナリ

小学校基本財産積立金ハ金二千四百六十七円三十七銭

六厘ナリ

罹災救助資金積立金ハ金一千九百六十円六十七銭ナリ

小学校舎増築費積立金ハ金六千八百四十五円四十六銭ナリ

役場建築費積立金ハ金五百三十円六十八銭ナリ

以上財産表参照

本年扱ヒタル稅務左ノ如シ

| 稅種 | 徴収度數令状發付人員 | 賦課金額 | 未納人及金額 |
|----|------------|----------|-------------------|
| 國稅 | 一六 | 一、八六七 | 五、六四三・六〇 |
| 縣稅 | 一六 | 三、六三八・一一 | 三、八八・四三 |
| 村稅 | 一六 | 四、九五二・一七 | 〇六七・〇五 |
| | | | 四一人（延人員） 六一・五七 |

徴収成績ヲ前年度ニ比較スレバ左ノ如シ

| 年別 | 稅種 | 國稅徴収歩合 縣稅徴収歩合 村稅徴収歩合 | | |
|-------|----|----------------------|-------|--------|
| | | 昭和三年度 | 昭和四年度 | 昭和四年度 |
| 昭和三年度 | | 完 | 完 | 完 |
| 昭和四年度 | | 完 | 完 | 〇・九九六八 |

出納検査ハ十月十六日執行シ正確ナル事ヲ認メタリ

(十)、戸籍

戸籍事務ニ関スル扱數四百五十一件ニシテ前年ニ比シ七十六件減少セリ

一、出生 一二四件 本籍者一二二件 寄留者一二件

- 一、死亡 九四件 本籍者 八一
寄留者 一三件
- 一、婚姻 四四件 本籍者 四三
寄留者 一件
- 一、離婚 四件
- 一、死産 五件
- 一、其他 五三件

寄留件数 一二七件
 入寄留者 五七件
 出寄留者 七〇件

以上

右町村制第百十三条ニ依リ報告ス

昭和五年二月十七日提出

白子村長 富沢英一

北足立郡白子村財産表

一、公用財産ノ部

(一) 土地

| 使用目的 | 地目 | 反別 | 価 格 | 備 考 |
|-------|----|-----|---------|---|
| 小学校敷地 | 元畑 | 反二六 | 一三、七四〇円 | 明治四十三年五月 大正六年三月 反五畝五歩 地福寺ヨリ買受ク |

| 小学校基本財産 | 畑 | 備 考 |
|---------|----------------------|--|
| 計 | 二七二五 四、一七五 | 明治四十一年九月 柳下織右衛門寄附 明治三十一年四月 柳下谷三郎ヨリ買 受ク |
| 隔離病舎敷地 | 元畑 一五〇〇 | 九〇〇 |
| 計 | 一三三 四二二 一八、八一五 | |

(二) 建物

| 名 称 | 種類 | 棟数 | 建坪 | 備 考 |
|------|-----|----|-----|-------------|
| 小学校舎 | 平家造 | 一棟 | 八八坪 | 明治四十三年四月建築 |
| 同 | 同 | 一 | 一六四 | 大正十一年六月建築 |
| 同 | 同 | 一 | 七六 | 大正十四年十二月建築 |
| 同附屬舎 | 同 | 三 | 二六 | 大正十一年及十四年建築 |
| 隔離病舎 | 同 | 一 | 三八 | 明治三十二年十一月建築 |
| 同附屬舎 | 同 | 二 | 二一 | 同上 |
| 計 | 同 | 一三 | 四一三 | |

(三) 村基本財産

| 種 類 | 金 額 |
|--------------------------|--------------------------------------|
| 埼玉農工債券六分利付五百円券一枚 郵便貯金 | 一、〇〇〇円 一三九 一六〇 一、一三九 一六〇 |
| 計 | 二六〇 |

(四) 小学校基本財産

| 種 類 | 金 額 |
|----------------|-------------|
| 埼玉県公債七分利付百円券七枚 | 七〇〇円 〇〇〇 |

| | | |
|------------------|-------|-----|
| 埼玉農工債券六分利付 千円券一枚 | 一、五〇〇 | 〇〇〇 |
| 郵便貯金 五百円券一枚 | 二六七 | 三七六 |
| 計 | 二、四六七 | 三七六 |

(五) 罹災救助資金

| 種 類 | 金 額 |
|------------------|-----------|
| 観業債券五分利付十円券二十五枚 | 二五〇 〇〇〇 |
| 同 四分五厘利付十円券二十六枚 | 二六〇 〇〇〇 |
| 同 四分利付十円券三十三枚 | 三三〇 〇〇〇 |
| 同 五分利付二十円券七枚 | 一四〇 〇〇〇 |
| 復興貯蓄債券四分利付十円券十枚 | 一〇〇 〇〇〇 |
| 埼玉県公債七分利付百円券三枚 | 三〇〇 〇〇〇 |
| 埼玉農工債券六分利付五百円券一枚 | 五〇〇 〇〇〇 |
| 郵便貯金 | 八〇 〇〇〇 |
| 計 | 一、九六〇 六七〇 |

(六) 役場建築積立金

| | | |
|--------------|-------|-----|
| 浦和商业銀行成増支店預金 | 五三〇 円 | 六八〇 |
|--------------|-------|-----|

(七) 小学校増築積立金

| | | |
|--------------|---------|-----|
| 浦和商业銀行成増支店預金 | 六、八四五 円 | 四六〇 |
|--------------|---------|-----|

右町村制百十三条ニ依リ報告ス

昭和五年二月十七日提出

白子村長 富 沢 英 一

(昭和元々7年度 白子村議会会議録「和光市議会事務局蔵」)

三三 昭和六年度 新倉村事務報告

第五七号

北足立郡新倉村事務報告

昭和六年中ニ於ケル本村事務ノ状況ハ前年ニ比シ大差ナキモ其ノ概況ヲ叙スレハ左ノ如シ

一、処理ノ状況

本村ノ行政組織ハ名譽職村長、同助役一名、収入役及書記三名ヲ置キ、村内ヲ八区ニ別チ各区ニ区長及代理者ヲ置キ、其ノ他学務委員ヲシテ事務ヲ補助セシム

二、村会

村会議員ハ定員八名(内一名欠) 招集五回ニシテ其ノ開会日数五日ナリ

其ノ件名左ノ如シ

- 1、昭和五年度村費歳入出第三更正予算議決ノ件
- 2、昭和四年度村費歳入出決算認定ノ件
- 3、昭和四年度罹災救助資金歳入出決算認定ノ件

- 4、昭和六年度村費歳入出予算議決ノ件
 - 5、同年度罹災救助資金歳入出予算議決ノ件
 - 6、同年度村税賦課率ニ関スル件
 - 7、村費補助ヲ為スノ件
 - 8、村費歳計現金預入規程ノ件
 - 9、昭和五年度県税家屋税賦課ニ関スル件
 - 10、村罹災救助資金充用処分及積戻規程議決ノ件
 - 11、県費補助金繰越ノ件
 - 12、一時借入金議決ノ件
以上ハ何レモ昭和六年二月二十五日原案可決
 - 13、昭和六年度特別税戸数割納税義務者資力算定ノ件
同年六月二十五日原案可決
 - 14、村長任期満了ニ付選挙ノ件
七月二十四日再選可決
 - 15、助役満期ニ付キ後任者推薦決定ノ件
十二月十七日再薦可決
 - 16、橋梁架設寄附申請ノ件同上可決
- 三、本年中ニ於テ取扱ヒタル事務ノ件数左ノ如シ

第一節 昭和のはじまり

| | |
|--------|--------|
| 1、 | |
| 文書収受件数 | 文書発送件数 |
| 二、五五〇 | 七八五 |

2、陪審法制度

司法省浦和地方裁判所ヨリ陪審員候補者三名ノ割當ヲ受ケ、十月十六日立会三名ノ下ニ抽籤ヲ執行シタリ

四、教育

- 1、昭和六年四月一日学年開始ノ学齡児童ハ三百八人ニシテ、就学四十三人不就学ノ者ナク就学歩合ハ児童百人中百人トス、学級数現在六学級ニシテ、年末現在正教員七人ヲ以テ教授ヲ担任シツツアリ、公民学校ハ学級ニ学級ニ分チ担任教師四人ヲ置キ、生徒ハ五十七人ニシテ本年度入学シタルモノ二十四人トス、而シテ年度末現在戸数人口ニ対シ生徒一人当り経費左ノ如シ

| | | |
|-------------------------|------------------------|-------------------------|
| 経費一戸当 | 経費人口一人当 | 経費生徒一人当 |
| 二二・六〇〇 <small>円</small> | 三・七二〇 <small>円</small> | 一〇・〇〇〇 <small>円</small> |

2、年中行事トシテ展覧会及学芸会ヲ二月十五、十六

日ノ兩日小学校ニ開催シ、一般父兄ニ參觀セシメ

頗ル盛会ヲ極メ大ニ村教育ノ發展ニ昂^(勇)メタリ

3、児童身体検査ハ四月ニ於テ校医ヲシテ精密ニ之ヲ

行ワシメ疾病等ノ故障アルモノ極メテ少シ

4、昭和六年十一月九日、白子小学校ニ於テ青年訓練

所生徒十八人ハ、連隊区司令部原田中佐ノ査閲ヲ

受ケタルニ其ノ成績頗ル良好ノ講評ヲ得、特ニ一

名ハ成績優良ノ表彰ヲ受ケタリ、本年度終了退所

シタルモノ四名トス

五、衛生

種痘ハ第一期、第二期共ニ行ヒ其ノ人員百十五人、不

善感者第一期第二期ヲ通シテ二十人ナリ、村内清潔方

法ハ春秋各組長ト協力シテ報告シ、其ノ成績概ネ可ナ

リト雖モ伝染病患者一名ヲ出シ約百余円ノ患者諸費ヲ

支出セリ

六、勸業

農事改良ニ関シテハ數年来引續キ本村農会ト協力シテ

督励シテ奨励ヲ怠ラザル結果本年内ノ施設大要左ノ如
シ

1、米麦選種

塩水選ヲ本村農会ニテ行ヒ、専売局ヨリ固形苦汁

塩百貫ヲ購入シ、以テ大麦十四石、小麦十一石ノ

塩水選ヲ実行シタリ

2、麦奴予防

農会技術員指導ノ下ニ農会ニ於テ燃料及借器料ヲ

負担ノ上、洩レナク冷水温湯浸法ヲ塩水選ト共ニ

実施セシメ大ニ其ノ成績ヲ認ムルニ至レリ

3、害虫駆除及田稗拔取

害虫駆除及田稗拔取ニ関シテハ毎戸自家耕作田ヲ

數回実行セシメ、技術員ヲシテ調査セシメツ、ア

リ、為ニ增收ヲ得、穀物生産検査ノ結果ヲ見ルニ

其ノ成績向上スルニ至レリ

野鼠駆除ニ就テハ本県農事試験場ヨリ野鼠壑扶斯

菌ノ交付ヲ受ケ、村内六十町歩ニ渉リ之等駆除実

施シタリ

4、肥料共同購入及蔬菜共同販売ノ件

本村農會幹旋ノ下ニ各区内ニ農家組合及共同出荷組合ヲ組織シ、蔬菜其ノ他ヲ他府県市場ニ搬出スル等、又肥料共同購入ヲ行ヒ各組合共相当ノ収益ヲ収メツ、アリ

5、副業奨励

当地ハ東京市ニ接近セルヲ以テ果樹切花栽培ヲ必要ト認メ本郡戸塚、神根、安行村地方へ視察セシムル事数年ナリシモ、本年度ニ於テハ之等奨励費トシテ、各区内金五円宛ヲ苗木代トシテ補助交付シ、為メ東京市場へ送荷ハ年々増加スルニ至レリ

6、基本財産増殖

本村基本財産増殖ノ目的ヲ以テ本県農務課ノ幹旋ニ依リ、秩父郡浦山村字焼山沢三千八拾四番地山林反別実測面積六町六畝歩ヲ、同郡影森村大字上影森八拾番地鳥山武野氏ヨリ、在統期間大正十五年四月ヨリ向フ五十年間借受ケ造林部分林ノ設定経営シ、最初植付迄ハ相当投資シタルモ現在ニ

於テハ雜費支出ノ必要ナカリシニ至レリ

七、兵事

本年壯丁検査人員二十五人ニシテ合格シタルモノ十一人、内現役トシテ入營シタルモノ四人、他ハ何レモ補充兵役ニ編入セリ、年末現在在郷軍人陸海軍ヲ合シ百三十五人、演習召集ニ応ジタルモノ八名、本年簡閲点呼シ會シタルモノ三十五人、無届不參事故者一人アリシ為之等ハ相当搜索ノ手配ヲナシタルモ遂ニ發見セズシテ告發スルニ至レリ

八、土木

1、本村ハ毎年各組ヨリ毎戸相当人夫ノ出役ヲ以テ春秋二回、其ノ他臨時出役等ニ依リ村内里道ノ修繕ヲ行ヒ、且ツ大正十五年度ヨリ經常部ニ於テ金八百余円ヲ計上シ、道路費トシテ特ニ金貳百円ヲ各区ニ割當テ其ノ他ハ水路修繕及浚渫費、又臨時ハ道路修繕費等ニ充用支出シタリ

2、浦和新倉道第二期工事ヲ昭和三年度竣工シタルヲ以テ第三期工事施行ノ件村會ニ於テ決議ヲ為シ、

昭和三年度ニ於テ県費補助申請ノ処同年十二月二十七日付ヲ以テ査定工費額金壹万壹千六百三十二円ニ対シ、昭和三年度壹万八百式拾四円ノ補助交付ノ処三年度ハ本年度へ繰越シ施行ノ指令ヲ受ケ、且ツ昭和四年度式千式百四拾七円補助交付ノ指令ヲ受ケタリ

3、前期第三期道路改築工事ニ付テハ昭和五年五月五日付ノ申請ニ依リ、事業準備ノ為メ土地立入測量許可ノ指令ヲ以テ実測ヲ行ヒ、同年一月十五日工事ニ着手シタリト雖モ同年ハ予算緊縮及財政ノ關係上昭和五年度へ繰越シタルモ、路線ニ於テ屈曲ノ箇所及水利交通等四困ノ關係ヲ顧慮シ、且ツ又現今物価勞銀低落ノ趨勢ニ鑑ミ一部設計ノ變更ヲ行ヒ、本年度ニ起工セントシ之等手續ノ上昭和六年度ニ繰越シ着工スルニ至レリ

九、財政

昭和六年度歳入出予算通計式万參千七百五十円ニシテ
本年中諸税徴収額左ノ如シ

| | | |
|----|--------------|-----|
| 国税 | 參千式百式円九拾六錢 | 二十回 |
| 県税 | 七千參百四拾七円五拾七錢 | 二十回 |
| 村税 | 九千八百參拾壹円六錢 | 二十回 |

以上定額徴収ヲ掲ケ税外収入ハ之ヲ除ク

十、戸籍
戸籍事務ニ関スル取扱件数ハ四百七拾件ニシテ其ノ主ナル種別左ノ如シ
(上原昭二家文書 52—7)

一四〇 昭和六年度 白子村事務報告

北足立郡白子村事務報告

昭和六年度ニ於ケル本村事務ノ狀況ハ前年度ト大差ナキモ其ノ概要ヲ叙スレバ左ノ如シ
(一) 本村ノ行政組織 名譽村長一名 有給助役一名 収入役一名 同代理者一名(書記兼務) 及書記三名ヲ置キ、処務規程ノ定ムル処ニ依リ二掛ニ分チ各掛長ヲ置キ所要人員ヲ配屬シ其ノ事務ヲ処理セシムト雖、繁劇ノ場合ニ当リテハ互ニ応援シ事務ノ渋滞ナキヲ期セ

リ、其ノ他学務委員三名 区長八名 区長代理者八名
戸数割調査委員十六名ヲシテ各其ノ分掌事務ヲ執行セ
シム吏員異動左ノ如シ

昭和六年六月三十日

戸数割調査委員 富沢金三郎 就職

同年八月十日 区長代理者 新坂 兼吉 満期

同年三月二十日 同 上 田中 重雄 死亡

同年八月十日 区 長 浪間源治郎 満期

同年九月二十五日 区長代理者 榎本貞三郎 就職

同 日 同 上 関根定五郎 同上

同年十月三十一日 区 長 富沢金三郎 辞職

同年十一月十一日 同 上 富沢幸治郎 就職

同 日 同 上 柴崎徳左衛門 同上

同 日 日 区長代理者 小松崎作次 同上

同 日 日 同 上 富沢幸治郎 転職

(二) 村会 招集五回其ノ開会日数六日件名左ノ如シ

第一回ヨリ第五回迄

一、昭和六年度本村歳入歳出予算 二月二十六日 修

正議決

一、昭和六年度本村權災救助資金歳入出予算 二月二

十七日 原案議決

一、昭和六年度本村税賦課率ニ関スル件 二月二十七

日 原案議決

一、補助ヲナス件 二月二十七日 原案議決

一、村長報酬及助役収入役給料改正ノ件 二月二十七

日 修正議決

一、本村手数料条例設定ノ件 二月二十七日 原案議

決

一、本村印鑑条例設定ノ件 二月二十七日 原案議決

一、昭和五年度本村歳入歳出追加予算 二月二十七日

原案議決

一、本村村税賦課徴収規程中改正ノ件 四月十四日

原案議決

一、戸数割調査委員ヲ定ムルノ件 六月三十日 原案

議決

一、昭和六年度本村戸数割納税義務者資力算定ニ関ス

ル件 六月三十日 原案議決

一、昭和五年度本村歳入歳出決算認定ノ件 九月二十

五日 原案議決

一、昭和五年度本村罹災救助資金歳入出決算認定ノ件

九月二十五日 原案議決

一、区長代理者ヲ定ムル件 九月二十五日 原案議決

一、昭和六年度本村歳入歳出追加予算 十一月十一日

原案議決

一、区長及区長代理者ヲ定ムル件 十一月十一日 原

案議決

(三) 役場事務 事務件数ハ総数三千三百四十三件ニシテ

前年ニ比シ九百九十七件減少セリ(照会書等ハ同一番

号ニテ処理セシニ依ル)

其ノ類別左ノ如シ

| 発収別 | 掛別 | | 計 |
|------|-------|-----|-------|
| | 第一掛 | 第二掛 | |
| 收受件数 | 一、四四八 | 三五九 | 一、八〇七 |
| 發送件数 | 一、二三一 | 三〇五 | 一、五三六 |
| 計 | 二、六七九 | 六六四 | 三、三四三 |

吏員出張

村長 浦和町二十三回 膝折村六回 志木町一回 宗

岡村二回 川越市一回 東京市三回 駒沢町一回 日

数三十七日出張セリ

助役 浦和町三十八回 膝折村八回 志木町二回 千

葉県一回 東京市一回 本崎村一回 大宮町一回 日

数五十四日出張セリ

収入役 浦和町十六回 膝折村六回 静岡県一回 日

数二十四日出張セリ

吉田書記 浦和十二回 膝折村七回 日数十九日出張

セリ

富沢書記 浦和町二回 膝折二回 日数四日出張セリ

(四) 教育

小学校 校長一名 訓導十二名 計十三名ニシテ本年

度ニ於ケル異動左ノ如シ

昭和六年三月三十一日着任 訓 導 峯岸 宗正

同 日同上 同 上 齋藤 喜好

同 日同上 同 上 吉田 松枝

昭和六年三月三十一日同上 代用教員 樋口美哉子

同 日退職 訓 導 進藤政之助

同 日退任 同 上 吉野 まつ

同 日休職 同 上 大久保惣吉

同 年八月三十一日同上 同 上 猪股 ふみ

同 日退職 代用教員 樋口美哉子

同 年十一月二十六日着任 同 上 内尾 文子

昭和六年四月一日学年始ノ学齡児童数七十九名ニシテ
就学歩合百分ノ百ナリ

本年度小学校経費ハ金一万二千五百七十五円ニシテ前
年度ニ比較シテ金百四十円ヲ増加シタリ、左ニ三ヶ年
間ニ於ケル小学校経費ヲ現在戸数四百九十五戸、人口
三千八十三人、並ニ児童尋常科四百三十四名、高等科
百一名、計五百三十五名、一人当リノ経費ヲ表示ス

| 区別 | 年別 | | |
|---------|----------------------|-------------|-------|
| | 昭和四年度 | 昭和五年度 | 昭和六年度 |
| 経費一戸当 | 二五・六九七・二五・二二二・二五・四〇四 | 四・二八九・四・〇三四 | 四・〇二九 |
| 同 一人当 | 二二・六一二・二二・八五八・二二・五〇八 | | |
| 同 児童一人当 | | | |

公民学校

教員 校長一名 助教諭六名 計七名

生徒 男七十三名 女五十四名 計百二十七名

本年度経費金二百三十五円也

青年訓練所

職員 主事一名 学科指導員四名 訓練指導員四

名

生徒 五十七名
本年度経費金四百三十七円也

(五)

衛生

衛生組合組織ハ大正十四年六月認可ヲ得テ、委員十六
名ヲシテ区内ニ属スル衛生事務ノ施行ヲ督励シ、清潔
方法ハ春秋二期確實ニ之ヲ行ヒタリ

本年度発生シタル伝染病患者者左ノ如シ

一、疫 痢 一名 死亡 一名

一、デフテリア 一名 死亡 ナシ

定期種痘ハ左ノ如ク施行シタリ

一、第一期 五月二十九日 九十五人 内 善感

九十五人 不善感 ナシ

一、第二期 六月五日 百廿五人 内 善感 百七人

不善感 十八人

(六) 勸業

農事ニ関スル事項ハ総テ本村農会ニ於テ施行スルヲ以テ村行政トシテハ施設ヲ行ハズ

(七) 兵事

本年度壮丁検査人員ハ三十七人ニシテ内現役六人 第一補充十人 第二補充七人 徴集免除十一人 兵役免除二人 徴集延期一人ナリ

年末現在在郷軍人 陸軍二百十九名内既教育百六人

未教育百十三人 第二補充十五人 海軍二人

本年満期帰郷者八人 簡閲点呼集会人員四十人 不参

者ナシ

昭和六年十一月二十一日入営兵六名ニ対シ村社ニ於テ入営兵報告祭ヲ執行シタリ

(八) 土木

本年村道修繕費金千四百円 治水費金七十円 用悪水

路費金百六円ヲ支出シタリ

(九) 財政

本年度本村歳入出予算ハ通計金二万二千三百八十六円ニシテ前年度ニ比シ金一千六百二十五円ヲ減少シタリ、其ノ理由ハ經常部歳出ニ於テ削減ヲ行ヒ金千百七十円ヲ減シ、臨時部歳出ニ於テ金四百五十五円ヲ減ジタリ

昭和五年度決算ハ歳入金二万四千八百三十四円十八銭 歳出金二万二千六百二十三円五十四銭ニシテ差引殘金二千二百十円六十四銭ヲ昭和六年度へ繰越トナリタリ
本村諸積立金左ノ如シ
本村基本財産積立金 金一千二百八十五円八十六銭
小学校基本財産積立金 金二千九百四十円三十三銭六厘

罹災救助資金積立金 金二千百八十七円十四銭

役場建築費積立金 金五百九十四円三銭

小学校舎増築費積立金 金七千三百二十九円五十銭

本年扱タル諸税左ノ如シ（隨時及月税徴収ヲ除ク）

| 税種 | 徴収度数 | 令状発付人員 | 賦課金額 | 滞納人員及税額 |
|----|------|--------|-----------|--------------------|
| 国税 | 一四 | 一、二九六 | 三、五二七・二二 | 〇 |
| 県税 | 二一 | 三、九九八 | 九、九八八・九二 | 〇 |
| 村税 | 一七 | 四、八八二 | 一三、七四七・七九 | 延人員一八五人 二五八・九六円 |

滞納ハ納期日ノ現在ナレバ□年度内ニハ完納ノ見込ナリ

国税徴収ノ少ナカリシハ地租法ノ改正ニ伴ヒ徴収期ノ繰下アリタルニ依ル

徴収成績ヲ前年度ニ比較スレバ左ノ如シ

| 年別 | 税種 | |
|-------|--------|-------|
| | 昭和五年度 | 昭和六年度 |
| 昭和五年度 | 完 | 完 |
| 昭和六年度 | 完 | 完 |
| | 〇・九九〇四 | 〇・九八一 |

出納検査ハ毎月執行シ且ツ臨時検査ヲ三月三十一日、九月十一日ノ二回執行シタルニ何レモ正確ニシテ都合ヲ認メズ

(十) 戸籍

戸籍事務ニ関スル扱数四百六十八件ナリ

内 訳

第一節 昭和のはじまり

- 一、出生 一一六件 内本籍者一〇九 寄留者七
- 一、死亡 八七件 同 右 八二 同 右 五
- 一、婚姻 二七件 同 右 二七
- 一、離婚 八件
- 一、死産 九件
- 一、其ノ他 七六件
- 寄留件数 一四五件 内入寄留 六〇 出寄留八五

右町村制第百十三条ニ依リ報告ス

昭和七年二月二十七日提出

白子村長 富 沢 英 一 團

一、公用財産ノ部 北足立郡白子村財産表

(一) 土地

| 使用目的 | 地目 | 反別 | 価 格 | 備 考 |
|-------|----|-------|------|--|
| 小学校敷地 | 元畑 | 九反二六歩 | 七四〇円 | 明治四十三年五月 六年三月三十一日 二年三月二十五日 地福寺ヨリ買受ク |

| | | | | |
|---------|----|-------|--------|--|
| 小学校基本財産 | 畑 | 二七二五 | 四、一七五 | 明治四十一年九月 |
| 隔離病舎敷地 | 元畑 | 一五〇〇 | 九〇〇 | 柳下織右衛門寄附 明治三十一年四月 柳下谷三郎ヨリ買 受ク |
| 計 | | 一三四二二 | 一八、八一五 | |

(二) 建物

| 名称 | 種類 | 棟数 | 建坪 | 備考 |
|------|-----|----|-----|-------------|
| 小学校舎 | 平家造 | 一棟 | 八八坪 | 明治四十三年四月建築 |
| 同 | 同 | 一 | 一六四 | 大正十一年六月建築 |
| 同 | 同 | 一 | 七六 | 大正十四年十二月建築 |
| 同 | 同 | 三 | 二六 | 大正十一年及十四年建築 |
| 同 | 同 | 一 | 二六 | 昭和六年四月建築 |
| 同 | 同 | 一 | 三八 | 明治三十二年十一月建築 |
| 同 | 同 | 一 | 二一 | 同上 |
| 計 | | 一三 | 四一三 | |

(三) 村基本財産

| 種 | 類 | 金額 |
|------------------|---|-------|
| 埼玉農工債券六分利付五百円券一枚 | 金 | 五〇〇〇〇 |
| 郵便貯金 | 金 | 七八五 |
| 計 | | 一、二八五 |

(四) 小学校基本財産

| 種 | 類 | 金額 |
|------------------|-------|-------|
| 埼玉農工債券六分利付五百円券一枚 | 千円券一枚 | 一、五〇〇 |
| 郵便貯金 | 金 | 一、四四〇 |
| 計 | | 二、九四〇 |

(五) 罹災救助資金

| 種 | 類 | 金額 |
|-----------------|------------------|-------|
| 勸業債券五分利付十円券二十五枚 | 金 | 二五〇 |
| 同 | 四分五厘利付十円券二十五枚 | 二五〇 |
| 同 | 四分利付十円券三十三枚 | 三三〇 |
| 同 | 五分利付十円券七枚 | 一四〇 |
| 同 | 復興貯蓄債券四分利付十円券十枚 | 一〇〇 |
| 同 | 埼玉農工債券六分利付五百円券一枚 | 五〇〇 |
| 同 | 郵便貯金 | 六一七 |
| 計 | | 二、一八七 |

(六) 役場建築積立金

| 種 | 類 | 金額 |
|--------------|---|-----|
| 浦和商業銀行成増支店預金 | 金 | 五九四 |
| 計 | | 〇三〇 |

(七) 小学校増築積立金

| 種 | 類 | 金額 |
|--------------|---|-------|
| 浦和商業銀行成増支店預金 | 金 | 七、三二九 |
| 計 | | 〇五〇 |

右町村制第十三条ニ依リ報告ス

昭和七年二月二十七日提出

白子村長 富 沢 英 一 印

(昭和元々々年度 白子村議会議録「和光市議会議務局蔵」)

第二節 農業恐慌と農村の振興

(イ) 災害の頻発

一四一 昭和三年九月 水災被害地の指定告示案

昭和三年九月二十日

告 示 案

埼玉県告示第三五四号

昭和三年産米ニ付左ノ地域ヲ水災被害地トシテ大正四年四月埼玉県令第十号、米穀検査規則第一条第一項第四号ニ依リ指定ス

昭和三年九月二十五日

知 事

指定ノ理由

本年七月末ヨリ八月初旬ニ亙ル水災ニ因リ北足立、入間、比企、大里、北埼玉郡内ニ於ケル被害地ノ稲作ハ冠水ニ依リ、其ノ生産米ハ品質劣変シ大多数不合格米トナル見込ニ付、米穀検査規則第一条第一項第四号ニ

依り地域ヲ臨時指定シテ本年産米ノ不良米ニ限り検査ヲ除外セムトス

一、関係被害町村 七〇町村

一、同上 反別 三、三二四町

参照

米穀検査規則

第一条 県内ニ於テ授受シ又ハ県外ニ移出スル玄米ハ本令ニ依リ検査ヲ

受クベシ、但シ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一乃至三号(省略)

四、風水災其ノ他ノ被害地タルコトヲ臨時指定シタル地域内生産ノ不

良米ニシテ翌年三月三十一日迄ニ授受若クハ移出スルモノ

一、北足立郡白子村大字下新倉字境田、松原

一四 昭和八年一二月 農作物干害被害報告

昭和八年 新倉村農作物被害調査表

| | | | | | | | |
|------|-------|----------|--|----------------------|----------|----------------------|-------|
| 災害種類 | 被害年月日 | 被害農作物ノ種類 | 被害程度 | 被害面積 | 損害見積高 | 被害場所 | 備考 |
| 干害 | 昭和八年 | 陸稻 | 七割以上收穫皆無 五割以上七割未滿減収 三割以上五割未滿減収 一割以上三割未滿減収 | 二五・ 一〇・ 町 段 | 三五石 八 | 六四二 一四六 田ヲ除ク耕地 | 新倉村全般 |

一、北足立郡新倉村荒川堤外地
(参照) 都市別 支所別 指定地反別及市町村数調

| | | |
|------|----------|------|
| 郡・市別 | 反別 | 市町村数 |
| 北足立郡 | 一、〇六三・町〇 | 一二二 |

指定地町村別反別

| | | | |
|------|-----|---------|----|
| 郡名 | 町村名 | 反別 | 備考 |
| 北足立郡 | 白子村 | 二・町六 | |
| 同 | 新倉村 | 二・〇 | |
| 同計 | | 一、〇六三・〇 | |

(埼玉県行政文書「昭和3年 農務部」昭2114)

| | | |
|--|--|--|
| 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 |
| 花卉 | 園芸作物 | 甘藷 |
| 七割以上收穫皆無 五割以上七割未滿減収 三割以上五割未滿減収 一割以上三割未滿減収 | 七割以上收穫皆無 五割以上七割未滿減収 三割以上五割未滿減収 一割以上三割未滿減収 | 七割以上收穫皆無 五割以上七割未滿減収 三割以上五割未滿減収 一割以上三割未滿減収 |
| 八・〇 七・〇 一〇・〇 | 一〇・〇 六五・〇 三二・二 | 二〇・〇 |
| | 二八、〇〇〇 一四三、〇〇〇 四三、四〇〇 | 二七、三〇〇 |
| 四、〇五〇 二、三一〇 一、一四〇 | 四、二〇〇 二一、四五〇 六、五一〇 | 二、七三〇 |
| 同 | 同 | 同 |
| 切花、イゾ菊、 小菊類ニ付、貫 石ノ數量ナシ | スイカ、トマト、 生大根、ナス、 キウリ、人參、 午莠、ツケナ等 ヲ含ム | |

昭和八年 白子村農作物被害調査表

| | | |
|------------|------------------|-----------------|
| 農 作 物 | | |
| 陸 | | |
| 被書面積 | 損害見積價格 | 被書面積 |
| 千 害(総数) | | 損害見積數量 |
| 七割以上收穫皆無 | 一七六・一四六、六二二 町段 円 | 五七〇八、五五〇 石 円 |
| 五割以上七割未滿減収 | 七八・〇二九、〇七七 町段 円 | 五七〇八、五五〇 石 円 |
| 三割以上五割未滿減収 | 一八・八 町段 円 | 三二・二三八、二四〇 町段 円 |
| 一割以上三割未滿減収 | 五三・一 町段 円 | 四・三 町段 円 |
| | 二六・二 町段 円 | 二一、五〇〇 町段 円 |
| | 二、五一五 町段 円 | 九、五四七 町段 円 |
| | | 一〇、一九二 町段 円 |
| | | 六四五 町段 円 |

二、其他ノ被害状況

| 町 村 名 | 堤 | 塘 | 護 | 岸 | 溜 | 池 | 樋 | 管 | 井 | 堰 | 橋 | 梁 | 暗 | 渠 | 合 | 計 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---|------|
| | 延長 金額 | 延長 金額 | 箇所 金額 | 数量 金額 | 数量 金額 | | |
| 新倉村 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 白子村 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 一三〇〇円 | | | 三五〇〇円 | | 二一〇〇円 | | 九〇〇円 |

三、農作物ノ種類別被害状況

水稲

| 町 村 名 | 作付総見 込面積 | 收穫皆無 | 七割以上 減収 | 五割以上 七割未満減収 | 三割以上 五割未満減収 | 三割未満 減収 | 計 | 減収数量 | 同上平年 割ニ対スル 合 | 同積金額 上 |
|-------------|-------------|--------|------------|----------------|----------------|------------|------|------|--------------------|-----------|
| | 新倉村 | 一、一〇九反 | | | | | | 七七六反 | 五一七石 | 一・三〇〇割 |
| 白子村 | 七五七反 | | | | | | 七五七反 | 一五七石 | 一・〇〇〇割 | 四、〇七七 |

陸稻

| 町 村 名 | 作付総見 込面積 | 收穫皆無 | 七割以上 減収 | 五割以上 七割未満減収 | 三割以上 五割未満減収 | 三割未満 減収 | 計 | 減収数量 | 同上平年 割ニ対スル 合 | 同積金額 上 |
|-------------|-------------|------|------------|----------------|----------------|------------|------|------|--------------------|-----------|
| | 新倉村 | 五三反 | | | | | | 一一一反 | 一・五〇割 | 一・〇〇〇割 |
| 白子村 | 二八〇反 | | | | | | 二八〇反 | 三石 | 一・〇〇〇割 | 六一六 |

甘藷

| | | | | | | | | | | |
|-----|-------------|------|-------------|-------------|-------------|------------|------|--------|--------------------------------|-----------|
| 町村名 | 作付総見 込面積 | 收穫皆無 | 減七割以上 収上 | 減七割以上 収満 | 減五割以上 収満 | 減三割未 収満 | 計 | 減収数量 | 同上平 年 割ニ 対ス ル 合 | 同積金額 上 |
| 新倉村 | 一五〇反 | | | | | 一〇五反 | 一〇五反 | 九、四五〇貫 | 三・〇〇〇割 | 五二〇円 |
| 白子村 | | | | | | | | | | |

蔬菜

| | | | | | | | | | | |
|-----|-------------|------|-------------|-------------|-------------|------------|------|------|--------------------------------|-------------|
| 町村名 | 作付総見 込面積 | 收穫皆無 | 減七割以上 収上 | 減七割以上 収満 | 減五割以上 収満 | 減三割未 収満 | 計 | 減収数量 | 同上平 年 割ニ 対ス ル 合 | 同積金額 上 |
| 新倉村 | 一、二五〇反 | | | | 一六五反 | 一四六反 | 四〇六反 | 七二七反 | 七二七、一四〇貫 | 三・七〇一、三四八五円 |
| 白子村 | | | | | | | | | | |

(埼玉県行政文書「昭和10年 農務部」昭3201)

一昭 昭和一二二年七月 豪雨湛水被害状況報告

郡農発第九五三号

昭和十二年七月廿九日

北足立郡農会長 印

豪雨湛水被害状況報告
去ル十五日来ノ豪雨ニ依ル湛水被害状況、退水後大体別記ノ通りニ有之候、湛水ハ主トシテ堤外地、作物ハ大部分桑園ナリシニ依リ被害少額ナルヲ得タル次第ニ有之候、此段報告ニ及ビ候也

埼玉県農務課長殿

七月十五日来豪雨被害調

| | | | | |
|-----|------|-----------|-------------------|--------|
| 町村 | 湛水面積 | 冠水 | 被害作物別減収歩合 | 被害見積金額 |
| 田 | 畑 | 時間 | 三割 | 三割 |
| 白子村 | 五〇 | 時間 二四時 | 陸稻、大豆、小豆、甘藷、人參、キビ | 七五〇〇 |
| | | | 三割 | 四〇〇 |

(埼玉県行政文書「昭和12年 農務部」昭3554)

(丙) 新倉村農村振興土木事業

一 望 昭和七年九月 農村振興土木工事協議会會議録

農村振興土木工事許可並工費補助申請協議会會議録

一、昭和七年九月二十八日新倉村役場内ニ於テ農村振興土木工事ニ関スル協議会ヲ開催シ参会シタル議員左ノ如シ

上原 佐吉 伊藤源之丞
 天野 富士三 桜井 善七
 加藤 重蔵 星野藤左衛門

會議事件左ノ如シ

一、補助道路工事路線決定ノ件

第一路線 字峯ヨリ宮前路線

第二路線 字山尻ヨリ川越線ニ至ル路線ト決定ス

一、工事費額決定ノ件

総額千式百円トス

一、午後四時村長會議ニ入ル旨ヲ述ブ

一、午後四時開議ヲ宣ス

右議案ニ付テハ字峯ヨリ宮前迄ノ路線ニ充當スルモ一応関係区域及地主等ノモノニ対シ意見ヲ聽シ施行スルコトニ協議ス、但シ本路線ヲ施行セザルトキハ第二路線ヲ施行スルコトニ一決ス

一、次会ハ来ル十月三日再會スルコトニ決シ散会ス

一、参会時刻ハ午後一時正時間トス

一、午後六時會議ヲ閉ツ

右會議ニ於テ協定シタルコトヲ茲ニ記録ス

(「農村振興土木事業書類綴」473—430 和光市教育委員會会蔵)

一 癸 昭和七年十一月 村道路線認可稟請

第三三五号

村道路線認定ノ件認可稟請

村道路線ヲ別紙調書ノ通認定致度候条認可相成度関係書類相添へ此段稟請候也

昭和七年十一月二十九日

北足立郡新倉村長 鈴木左内

埼玉県知事 福島繁三殿

農村振興村道第三十一号路線

添付書類

- 一、事由書
- 二、路線認定調書
- 三、路線図
- 四、村会ニ対スル諮問書及其答申書謄本

事由書

本路線ハ村発展ハ勿論農耕作者等交通上最モ重要道路ト認メ改築ヲ施行シ多衆ノ便益ヲ謀ラントス

昭和七年十一月二十六日

北足立郡新倉村長 鈴木左内

村道路線認定調書

| 路線名 | 延長 | | 起点 | 終点 | 重用 路線 |
|-------|-------|----|------------------------|----|----------|
| | 専用 | 重用 | | | |
| 三一号路線 | 四〇〇・〇 | 〇 | 字山尻四五字南五反割四六五番地先七〇一番地先 | | |
| | 四〇〇・〇 | 〇 | | | |

昭和七年十一月二十六日

新倉村長 鈴木左内

議案第二一号 新倉村会

道路法ノ規定ニ依リ村道ノ路線ヲ別紙ノ通り認定セン
トス、仍テ其会ノ意見ヲ諮フ

昭和七年十一月二十六日

新倉村長 鈴木左内

議決 第 号

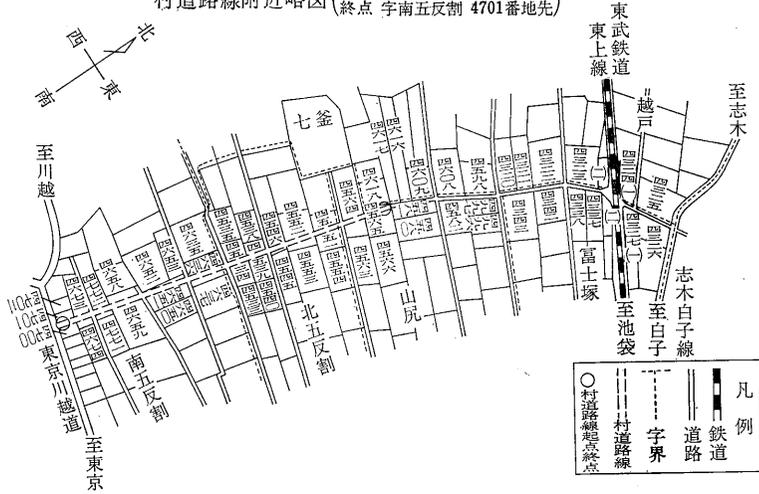
新倉村会答申書謄本

本月二十六日付第二一号ヲ以テ御諮問相成候村道路線認定ニ関スル件異議無之

右及答申候也

北足立郡新倉村

村道路線附近略図 (起點 字 山 尻 4565 番地先) (終點 字 南五反割 4701 番地先)



第二節 農業恐慌と農村の振興

昭和七年十一月二十六日

新倉村会議長 鈴木左内

新倉村長鈴木左内殿

右膳本也

昭和七年十一月二十八日

新倉村長 鈴木左内 内附

(農村振興土木事業書類綴 473-430 和光市教育委員会蔵)

一宅 昭和八年一月 就勞人夫人員數並びに賃金

就勞人夫人員予定届

町村道第三十一号 (農村振興土木事業) 就勞人夫予定人員ヲ左記ノ通り相定メ候間此段及御届候也

昭和八年一月十一日

新倉村原新田南組長本橋広吉

請負人

新倉村原新田北組長富岡好文

新倉村長鈴木左内殿

左記

出役予定人員 四九三人

就労人夫賃銀承認願

〔農村振興土木事業書類綴〕 473—430 和光市教育委員会蔵

町村道第三十一号（農村振興土木事業）ニ出役スル就労人夫賃銀ヲ左記ノ通り相定メ度候ニ付御承認相成度此段及御願候也

昭和八年一月十一日

新倉村原新田南組長本橋広吉
請負者 新倉村原新田北組長富岡好文

新倉村長鈴木左内殿

左記

| 最高賃銀 | 最低賃銀 | 平均賃銀 |
|------|------|------|
| 円 九〇 | 円 五〇 | 円 七〇 |

本橋広吉

富岡好文

昭和八年一月十一日付就労人夫人員予定及就労人夫賃銀承認願ノ件承認ス

昭和八年一月十二日

新倉村長 鈴木左内

一、昭和八年一月 従業者心得

従業者心得

一、就労者ハ柔順ニシテ忠実ヲ旨トシ、係員ノ指定スル業務ニ従事シ、常ニ言語ヲ慎ミ喧嘩口論ハ素ヨリ不穩ノ挙動ガアツテハナリマセン

一、就労時間ハ工場ニ於テ定メタルモノヲ厳守セネバナリマセン

一、就労者ハ始業時間二十分前所屬工場ニ参集シ必ズ係員ノ点檢ヲ受ケル事

一、始業時間ニ遅刻シタル者ハ就労ニ参加スル事が出来マセン

一、就労中無断デ工場ヲ離レタル場合ハ其ノ原因ノ如何ヲ問ハズ其ノ日ノ賃金ヲ給与セズ

一、本心得ニ違背シ係員ガ就労ニ適サナイト認メタル時ハ退場セラレ、且其ノ日ノ賃金ヲ給与セズ 以上

〔農村振興土木事業書類綴〕 473—430 和光市教育委員会蔵

一〇 昭和八年一～三月 就労状況

就労状況

(昭和八年)

| 月 | 使用就労者数 | |
|----|--------|----------|
| | 指導人夫数 | 普通就労者数 |
| 一月 | 一四人 | 六二・六五人 |
| 二月 | 二四 | 一六七・〇〇 |
| 三月 | 三〇 | 一五〇・〇〇 |
| 合計 | 六八 | 三七九・六五 |
| | | 計 四四七・六五 |

(「農村振興土木事業書類綴」473—430 和光市教育委員会蔵)

一〇 昭和八年一～三月 賃金支払状況

賃金支払状況

(昭和八年)

| 支払期日 | 支払金額 | 支払人員 | 分 | |
|-------|-------|--------|------|------|
| | | | 最高賃金 | 最低賃金 |
| 一月三〇日 | 五五・六五 | 七六・六五人 | 〇・九〇 | 〇・六〇 |
| 合計 | 五五・六五 | 七六・六五 | 〇・九〇 | 〇・六〇 |
| 二月一〇日 | 五四・八五 | 七七・〇〇 | 〇・九〇 | 〇・六〇 |
| 二月二〇日 | 六三・六五 | 九〇・〇〇 | 〇・九〇 | 〇・六〇 |
| 二月二五日 | 一七・五〇 | 二四・〇〇 | 〇・九〇 | 〇・六〇 |

| 合計 | 累計 |
|--------|--------|
| 一三六・〇〇 | 一九一・〇〇 |
| 一九一・六五 | 二六七・六五 |
| 二二九・七五 | 二八〇・〇〇 |
| 二二九・七五 | 二八〇・〇〇 |
| 三二一・四〇 | 四四七・六五 |
| | 〇・九〇 |
| | 〇・六〇 |

(「農村振興土木事業書類綴」473—430 和光市教育委員会蔵)

(イ) 白子村農村振興土木事業

三一 昭和十二年五月 土木工事施行並びに工費補助申請書

第二一〇号

土木工事施行並工費補助申請書

北足立郡白子村地内

一村道第八号線改修工事 老個所

右工事昭和十三年度ニ於テ工費補助ヲ受ケ施行致度、右
 潰地ハ官有地第三種道路敷ニ上地ノ手續可致申請候也

昭和十二年五月三十一日

北足立郡白子村長 富沢英一 印

埼玉県知事 川西実三 殿

追テ関係書類ハ目下調製中ニ付出来次第提出可致候
 (農村振興土木事業府県道改良工事関係書類) 475-432 和光市教育
 委員会蔵)

一五 昭和十三年 工事設計書

工事設計書 昭和十三年度

村道第八号路線 北足立郡白子村地内

一、道路改良工事

工事費 査定金四千貳百四十五円也

第 号

| | | | |
|-----------|---------------------------------------|-----------------|---------------------|
| 理由 | 起工 | 工事 | 大要 |
| ノ安全ヲ期セントス | 本ヶ処ハ幅員狭少ニシテ急坂且ツ屈曲甚ク交通頗ル困難ナルヲ以テ之ヲ改良シ交通 | 改良延長二〇〇米〇 幅員七米〇 | 最急勾配十分ノ一 最小屈曲半径七〇米〇 |
| | | 内 | |

工事費総額調書

| | | | | | | |
|---|-------|----|----------|---|---|---|
| 工 | 費 | 目 | 金 | 額 | 摘 | 要 |
| 費 | 二、九九九 | 〇〇 | 別紙内訳書ノ通り | | | |

| | | | |
|-----------|---------|---|-------|
| 土地買収費 | 一、〇九四〇〇 | 同 | 調査ノ通り |
| 物件移転其他補償費 | 一五二〇〇 | 同 | 上 |
| 合 計 | 四、二四五〇〇 | | |

(農村振興土木事業府県道改良工事関係書類) 475-432 和光市教育
 委員会蔵)

一五 昭和十三年 土地買収費調書

土地買収費調書

| | | | | | | | |
|-------|----|----|----------|-----|----|--------|---|
| 費 | 目 | 地目 | 買収面積 | 単 | 価 | 金 | 額 |
| 土地買収費 | 山林 | 宅地 | 五六・二〇〇坪 | 四円 | 〇〇 | 一、〇九四〇 | 〇 |
| | | 畑 | 〇・六一四(反) | 六〇〇 | 〇〇 | 三三八〇 | 〇 |
| | | 山林 | 一・〇二二(反) | 四五〇 | 〇〇 | 四八二五 | 〇 |

(農村振興土木事業府県道改良工事関係書類) 475-432 和光市教育
 委員会蔵)

(二) 水利事業

北足立郡朝霞町長

大畑庄一郎 函

埼玉県知事 広瀬久忠 殿

一 函 昭和九年五月 新河岸川水害予防組合設置具申書

水害予防組合設置ノ件具申

水害予防組合創立委員指命ノ件内申

新河岸川水害予防組合設置具申致候処、右創立委員八川越市長、入間郡宗岡村長、水谷村長、南古谷村長、北足立郡志木町長ニ御指命相成度此段内申候也

昭和九年五月十六日

入間郡古谷村長

小池鎌十郎 函

入間郡芳野村長

金子綱吉 函

入間郡福岡村長

荻原信敬 函

入間郡南畑村長

木下兵右衛門 函

入間郡鶴瀬村助役

塩野美雄 函

入間郡高階村長代理助役

河田輝之助 函

北足立郡内間木村助役

野島仲次郎 函

北足立郡新倉村長

鈴木左内 函

北足立郡白子村長

富沢英一 函

曩ニ本県ニ於テ御施行相成候新河岸川改修ニ伴ヒ水害予防上必要ナル諸般ノ事業ヲ経営致度候ニ付、明治四十一年法律第五十号水利組合法ニ基キ其ノ利害關係ヲ有スル土地ヲ区域トシ、水害予防ニ関スル事業遂行ノ目的ヲ以テ新河岸川水害予防組合ヲ組織致度候条、水利組合法第十條ニ依リ区域ノ指定及創立委員ノ御指名相成度別紙關係書類相添ヘ此段及具申候也

昭和九年五月十六日

川越市長

早川金十郎 函

入間郡宗岡村長

池内富太郎 函

入間郡芳野村長

金子綱吉 函

入間郡古谷村長代理助役

小池鎌十郎 函

入間郡水谷村長

高野初五郎 函

入間郡南畑村長

木下兵右衛門 函

入間郡鶴瀬村長

加治彦三郎印

入間郡高階村長代理助役

河田輝之助印

入間郡南古谷村長

沢田貞輔印

北足立郡志木町長代理助役

三輪額吉印

北足立郡内間木村長

鈴木武左衛門印

北足立郡朝霞町長

大畑庄一郎印

北足立郡新倉村長

鈴木左内印

北足立郡白子村長

富沢英一印

入間郡福岡村長

荻原信敬印

〔後筆〕
〔重複〕入間郡古谷村長

小池鎌十郎印

埼玉県知事 広瀬久忠殿

(埼玉県行政文書「昭和12年 地方部」昭3521)

経営セムトスルモノナリ

二、新河岸川ハ其ノ水源ヲ川越市大字大仙波地内ニ発シ

流路延長二十九軒一九ニ於テ東京市ニ達ス、而シテ川

越市、入間郡芳野村、古谷村、高階村、南古谷村、福

岡村、鶴瀬村、南畑村、水谷村、宗岡村、北足立郡志

木町、内間木村、朝霞町、新倉村、白子村ノ各市町村

關係反別千五百四十町歩ハ歲月ノ久シキニ互リ本川ノ

水災ニ苦ミ、關係住民其ノ防禦上苦心焦慮シツ、アリ

シガ、今般之レカ改修ヲ了シタルヲ以テ更ニ予防組合

ヲ組織シ、永年ノ禍害ヲ絶チ關係住民其ノ恵ニ浴シ安

ンジテ産業ノ進展文化ノ向上ニ資補スルコト蓋シ甚大

ナルヘシ

(埼玉県行政文書「昭和12年 地方部」昭3521)

一五 昭和一一年七月 新河岸川水害予防組合設置理由書

理由書

一、本組合ヲ設置セントスル理由ハ曩ニ本県ニ於テ新河

岸川改修ヲ御施行相成、将ニ其ノ事業ノ完成ヲ告ケタ

ル区域ニ対シ、水害予防上必要ナル諸般ノ事業ヲ共同

一六 昭和一六年一二月

新河岸川水害予防組合

起債許可稟請

新水第四八号

起債許可稟請

本組合昭和十六年度水害対策救農土木事業費支弁ノ為起債ノ件別紙ノ通臨時組合法ニ於テ決議候ニ付、御許可相成度関係書類相添へ此段稟請候也

昭和十六年十二月十三日

新河岸川水害予防組合管理者

川越市長 伊達 徳次 郎 附

埼玉県知事 宮野 省三 殿

添附書類目次

一ノ一、起債理由書

一ノ二、補助内牒謄本(略)

二、組合会ノ起債議決書

三、歳入歳出見込書(略)

四、昭和十六年度歳入歳出予算書(略)

五、組合費負担一覧表(略)

六、負債調書

起債理由書

本新河岸川ハ昭和十三年ニ於テ県費ノ補助ヲ仰ギ水害応

急施設耕地事業トシテ浚渫工事ヲ施行セルモ、本年七月ノ大洪水ニ遭遇セル為河底ニ土砂夥シク沈澱シ流水ニ支障ヲ来シ灌漑ニモ不尠不便ヲ生シタルヲ以テ、茲ニ水害対策救農土木事業トシテ工費金七千五百五十円ヲ計上、

内金五千二百五十円ハ県費補助ニヨリ別冊設計書ノ通り浚渫工事ヲ施行ノ計画ナリシガ、差引不足額金貳千三百円ハ加重ニ失シ本組合ノ維持困難ノ嫌アリ、依テ起債ニ依リ財政ノ調和ヲ期スルト共ニ之ガ遂行ニ依リ増産ヲ期セムトスルニ因ル

尚償還年限ハ別紙償還年次表(略)ノ通り昭和十六年度一ケ年ヲ据置キトシ、昭和十七年度ヨリ逐次償還シ昭和二十一年度ヲ以テ完了スルモノトス

議決書謄本

新河岸川水害予防組合水害対策救農土木事業費

起債並償還方法ノ件議決書

本組合水害対策救農土木事業費支出ニ充ツル為左ノ通り償スルモノトス

記

一、起債金額 金貳千三百円也

右謄本也

一、起債目的 水害対策救農土木事業

新河岸川水害予防組合管理者

一、借入利率 年四分式厘以内

川越市長 伊達徳次郎

一、借入先 銀行其ノ他

一、借入時期 昭和十六年度

負債調書

但シ借入期日ハ借入先ト協定スルモノ

本組合ニ於テハ負債ナシ

トス

(埼玉県行政文書「昭和17年 地方部」昭416)

一、据置期間 昭和十七年三月迄

一、償還期限 自昭和十七年度至昭和二十一年度 五ヶ年賦ニ依リ別紙償還年次表ノ通り償還スルモノトス、但シ毎年度ノ償還期日ハ借入先ト協定スルモノトス、本組合財政ノ都合ニ依リ繰上償還ヲ為シ又ハ償還年限ヲ短縮シ若クハ低利債ニ借替ヲ為スコトヲ得

一、償還財源 組合費及一般歳入

昭和十六年十二月八日議決

新河岸川水害予防組合会議長

第三節 総力戦と農村の再編

(イ) 更生運動から戦時農政へ

一毛 昭和十二年六月 産業組合異動報告書

回 章

昭和七年法律第三十号附則第四条ノ規定ニ依リ
解散シタル産業組合又ハ産業組合連合会ニ関ス
ル件

標記ノ件ニ関シ十月廿一日附ヲ以テ別紙ノ通 農林省経
済更生部長ヨリ照会有之候条、解散組合ノ解散事由ニ付
具体的ニ別途記入ノ上提出相煩度

追テ参考ノタメ九月中ノ異動報告書類添附致置候条参照相成度

各郡担当者 各位

吉 田

十二産発第八一四三号

昭和十二年十月 日

農 林 大 臣 宛

産業組合異動報告

昭和十二年九月中ニ於ケル標記ノ件別紙ノ通ニ有之此段
及報告候也

産業組合異動報告(九月分)

変更ノ部(略)

解散ノ部

| 組 合 名 | 解散原因及解散月日 | 政府融通 低利資金 |
|-------------------------|--|--------------|
| 保証責任 繭販売組合埜 玉社三沢組 | 組合員ニ組合精神ノ普及徹底ヲ 欠キ組合員ノ供繭ナク、組合ノ 経営困難ニシテ到底継続不可能 ト認め總會ノ決議ニ依リ解散ス 九月二十七日解散 | ナシ |
| 有限責任 吹上信用組合 | 設立以来経営ニ人材ヲ得ズ組合 精神ノ普及徹底ヲ欠キ事業不振 ニシテ存続ノ見込ミナク産業組 合法附則第四条ニ依リ解散ス 九月三十日解散 | ナシ |

知 事

| | | |
|-------------------------------|--|----------------------|
| 有限責任 原道信用販売 購買組合 | 右ニ同ジ 九月三十日解散 | ナシ |
| 有限責任 入西村信用購 買販売組合 | 右ニ同ジ 同日解散 | ナシ |
| 有限責任 鶴ヶ島村信用 購買販売組合 | 右ニ同ジ 同日解散 | ナシ |
| 有限責任 石戸トマトク リーム販売組 合 | 右ニ同ジ 同日解散 | ナシ |
| 有限責任 寄居信用組合 | 右ニ同ジ 同日解散 | ナシ |
| 有限責任 須賀信用販売 購買組合 | 右ニ同ジ 同日解散 | ナシ |
| 有限責任 福岡村信用購 買販売組合 | 貸付金著シク固定シ数年來事業 不振ニシテ其ノ間役職員ニ不正 事件アリ、其ノ結果組合ノ信用 地ニ墜チ組合員亦組合ヨリ離反 | 地方資金 一、三〇 一、五五 |

| | | |
|--------------------------|---|------------|
| 有限責任 和土信用販売 購買組合 | 右ニ同ジ 同日解散 | ナシ |
| 有限責任 蒲生信用販売 購買組合 | 右ニ同ジ 同日解散 | ナシ |
| 有限責任 本島信用購買 販売利用組合 | 組合員ニ組合精神ノ徹底ヲ欠キ 事業不振ニシテ到底存続ノ見込 ナキ為産業組合法附則第四条ニ 依リ解散ス | 同日解散 ナシ |
| 有限責任 新倉信用販売 購買組合 | 右ニ同ジ 同日解散 | ナシ |
| 有限責任 元和信用販売 購買利用組合 | 設立以來出資第一回ノ払込ミヲ 完了セズ且組合員ニ熱意ナク存 続ノ見込ミナク産業組合法附則 第四条ニ依リ解散ス | 同日解散 ナシ |
| 有限責任 影森村信用組 合 | 右ニ同ジ 同日解散 | ナシ |

| | | |
|---------------------------------|---|----|
| 有限責任 常盤信用購買 販売組合 | 資金固定シ事業ハ休止ノ状態ニ シテ今後ノ存続ノ見込ミナキ為 産業組合法附則第四条ニ依リ解 散ス 九月三十日解散 | ナシ |
| 有限責任 川角村信用購 買販売組合 | 右ニ同ジ 同日解散 | ナシ |
| 有限責任 大桑信用販売 購買組合 | 右ニ同ジ 同日解散 | ナシ |
| 有限責任 大井村旭信用 購買販売組合 | 右ニ同ジ 同日解散 | ナシ |
| 有限責任 元加治村信用 購買組合 | 右ニ同ジ 同日解散 | ナシ |
| 有限責任 越生絹織物信 用購買販売利 用組合 | 業界ノ不振ニ依リ組合員漸減シ 組合員ノ利用亦不振、既ニ存続 ノ意義ヲ失ヒタルニ因リ産業組 合法附則第四条ニ依リ解散ス 同日解散 | ナシ |
| 有限責任 | | |

| | | |
|----------------------------------|---|----|
| 埼玉織物蔭区 信用販売購買 利用組合 | 右ニ同ジ 同日解散 | ナシ |
| 有限責任 生糸信用販売 利用組合埼玉 社本泉組 | 資金固定シ事業休止状態ノ処産 業組合法附則第四条ニ依リ解散 ス 同日解散 | ナシ |
| 有限責任 生糸販売購買 利用組合埼玉 社折原組 | 右ニ同ジ 同日解散 | ナシ |
| 有限責任 繭販売組合埼 玉社秩父組 | 右ニ同ジ 同日解散 | ナシ |

(埼玉県行政文書「昭和12年 産業組合部」昭3576)

一 昭和一四年一月 新倉村産業組合設立許可申請書

産業組合設立許可申請書

今般産業組合法ニ拠リ保証責任新倉信用販売購買利用組
合設立致度候条御許可相成度、定款ニ通及関係書類相添
へ此段及申請候也

昭和十四年一月十日

設立者

北足立郡新倉村四千四百拾五番地
鈴木左内 外十八名

右総代 鈴木左内

埼玉県知事 土岐銀次郎殿

北足立郡新倉村四、四一五番地
設立者 農業 鈴木左内

北足立郡新倉村三、六五六番地
設立者 農業 本橋左門

北足立郡新倉村三、五七九番地
設立者 農業 池上忠良

北足立郡新倉村二、八五四番地
設立者 農業 山田芳之助

北足立郡新倉村 一七一番地
設立者 農業 並木芳兵衛

北足立郡新倉村二、八一五番地
設立者 農業 天野富士三

北足立郡新倉村二、八九一番地
設立者 農業 井口兵藏

北足立郡新倉村三、〇〇二番地
設立者 農業 桜井要文

北足立郡新倉村三、四一五番地
設立者 農業 星野善之助

北足立郡新倉村 七七四番地
設立者 農業 厚川丸吉

北足立郡新倉村三、五一八番地
設立者 農業 奥山良三郎

北足立郡新倉村三、六一一番地
設立者 農業 富岡九内

北足立郡新倉村四、七八五番地
設立者 農業 本橋広吉

北足立郡新倉村二、七四〇番地
設立者 農業 井口善次

北足立郡新倉村四、一〇九番地
設立者 農業 富岡英一

北足立郡新倉村二、八八一番地
設立者 農業 上原孝之輔

北足立郡新倉村三、五三六番地
設立者 農業 伊藤栄藏

北足立郡新倉村三、〇六九番地
設立者 農業 井口誠之輔

北足立郡新倉村三、三九九番地
設立者 農業 増田嗣竜

一、設立ノ理由

從來新倉信用販売購買組合設置シアリシモ、昭和十式年九月末保証責任ニ其ノ組織ヲ變更セサル為自然解散ニ至リタルモノナルカ、不利不便不尠特ニ現下經濟界ノ情勢ニ鑑ミ其ノ必要ヲ認メタルニ因リ

一ノ一 事由書

出資五十口迄所有シ得ル事トシタルハ資金ノ充実ヲ期セントスルニ在リ

二、区域内ニ於ケル職業別戸數、設立者ノ職業別數及其ノ出資口數、並設立後加入スベキ者ノ職業別數及其ノ出資口數ノ見込

| 職業別 | 總戸數 | 設立者ノ職業別數及出資口數 | | 設立後加入スベキ者ノ職業別數及出資口數 | |
|-----|-----|---------------|------|---------------------|------|
| | | 職業別數 | 出資口數 | 職業別數 | 出資口數 |
| 農業 | | 一九 | 一〇〇 | 二二七 | 七二〇 |
| 林業 | | | | | |
| 工業 | | | | | |
| 商業 | | | | 一五 | 一〇 |
| 其ノ他 | | | | 五 | 三〇 |
| 計 | | 一九 | 一〇〇 | 二四七 | 七六〇 |

三、事業計画及事業執行ノ方法並三年間ノ収支概算

1、事業計画

本組合ハ信用販売購買利用ノ四種事業ヲ兼營シ、信用事業ニ於テハ貯金一〇、〇〇〇円、貸付五、〇〇〇円ニ達セシムル見込ナリ、販売事業ニ於テハ別記区域内販売物生産數量中、販売見込數量ノ約六割ヲ統制セントス

購買事業ニ於テハ別記区域内主要購買品消費數量ノ約七割ノ取扱ヲ為サントス

2、事業執行方法

本組合ハ専務理事一名、専任職員若干名ヲ設置シ、更ニ事業分量ノ増加ニ伴ヒ之ニ対応セントス

監事ノ常任監事一名ヲ互選シテ自治監査ヲ勵行シ、事業ノ發展ニ資セントス

3、向フ三ケ年間事業及収支予定表

イ、組合員及資金予定

| 年次 | 種別 | 組合員数 | | | 出資口数 | | | 出資総額 | | | 運 転 資 金 | | |
|------|----|------|------|---------|---------|----------|---------|------|--|--|---------|--|--|
| | | 組合員数 | 出資口数 | 出資総額 | 運 転 資 金 | 貯 金 | 計 | | | | | | |
| 第一年度 | | 一〇〇 | 三〇〇 | 三、〇〇〇 円 | 六〇〇 円 | 二、〇〇〇 円 | 二、六〇五 円 | | | | | | |
| 第二年度 | | 一五〇 | 三六〇 | 三、六〇〇 | 一、三二〇 | 二、〇〇〇 円 | 七、三七〇 | | | | | | |
| 第三年度 | | 二三〇 | 四五〇 | 四、五〇〇 | 二、二二〇 | 一〇、〇〇〇 円 | 一二、三〇〇 | | | | | | |

ロ、信用事業

| 年次 | 種別 | 貸付高 | | | 貸付金利息 | | | 貯 金 | | | 人員団体数 | | | 貯金利息 | | |
|------|----|-------|----|-------|----------|-------|------|-----|--|--|-------|--|--|------|--|--|
| | | 貸付高 | 件数 | 貸付金利息 | 貯 金 | 人員団体数 | 貯金利息 | | | | | | | | | |
| 第一年度 | | 五〇〇 円 | 一〇 | 二四〇 円 | 二、〇〇〇 円 | 九七人 | 一五 円 | | | | | | | | | |
| 第二年度 | | 三〇〇 | 三〇 | 二四〇 円 | 一、六〇〇 円 | 一三〇 | 一八〇 | | | | | | | | | |
| 第三年度 | | 五〇〇 | 八〇 | 四〇〇 | 一〇、〇〇〇 円 | 一九〇 | 三〇〇 | | | | | | | | | |

ハ、販売事業

| 種目 | 年次 | 第一年度 | | | 第二年度 | | | 第三年度 | | |
|----|----|------|-------|-----|------|-------|-----|-------|------|-----|
| | | 数量 | 価額 | 歩合金 | 数量 | 価額 | 歩合金 | 数量 | 価額 | 歩合金 |
| 大麦 | | 二八石 | 三三二 円 | 二 円 | 四二 | 四三八 | 七〇 | 八〇五 | 五 五 | |
| 小麦 | | 二六 | 五一八 | 二 円 | 三九 | 七七九 | 六五 | 一、二九五 | 一〇 五 | |
| 小計 | | 四〇 | 一、一六二 | 四 円 | 六〇 | 一、七四三 | 一〇〇 | 二、九〇五 | 一〇 五 | |
| 米計 | | 九四 | 二、〇〇二 | 八 円 | 一四一 | 一、二二五 | 二三五 | 五、〇〇五 | 二〇 | |

二、購 買 事 業

| 種 目 | 年 次 | | 利 用 材 料 | 利 用 料 | 利 用 料 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 第 一 年 度 | 第 二 年 度 | | | |
| 種 目 | 第 一 年 度 | 第 二 年 度 | 第 一 年 度 | 第 二 年 度 | 第 三 年 度 |
| 賣 却 額 | 二 九〇〇 | 一、九〇〇 | 一、五〇〇 | 一、六〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 購 買 額 | 七〇〇 | 一、五〇〇 | 四〇〇 | 六〇〇 | 二、四〇〇 |
| 購 買 益 | 二一〇 | 四〇〇 | 一、一〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 種 目 | 第 一 年 度 | 第 二 年 度 | 第 一 年 度 | 第 二 年 度 | 第 三 年 度 |
| 肥 料 | 二〇〇 | 一、五〇〇 | 四〇〇 | 六〇〇 | 二、四〇〇 |
| 雜 貨 其 他 | 九〇〇 | 一、九〇〇 | 一、六〇〇 | 三、二〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 計 | 九〇〇 | 二、八〇〇 | 一、九〇〇 | 二、二〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 種 目 | 第 一 年 度 | 第 二 年 度 | 第 一 年 度 | 第 二 年 度 | 第 三 年 度 |
| 利 用 材 料 | 二一〇 | 一、五〇〇 | 一、六〇〇 | 三、二〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 利 用 料 | 二一〇 | 一、六〇〇 | 一、六〇〇 | 三、二〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 計 | 二一〇 | 一、五〇〇 | 一、六〇〇 | 三、二〇〇 | 一、〇〇〇 |

ホ、利 用 事 業

| 種 目 | 備 物 件 | 員 数 | 利 用 材 料 | | 利 用 料 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | | 第 一 年 度 | 第 二 年 度 | |
| 種 目 | 第 一 年 度 | 第 二 年 度 | 第 一 年 度 | 第 二 年 度 | 第 三 年 度 |
| 粉 碎 粉 末 機 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二〇〇 |
| 精 穀 機 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一五〇 |
| 計 | 二 | 二 | 二 | 二 | 三五〇 |

へ、向フ三ヶ年間収支予算

| 科 目 | 年 次 | | | 科 目 | 年 次 | | |
|-----------|-----|---------|---------|---------|-----|---------|---------|
| | 金 額 | 第 一 年 度 | 第 二 年 度 | | 金 額 | 第 一 年 度 | 第 二 年 度 |
| 預 金 利 息 | 一〇〇 | 二四〇 | 四〇〇 | 貯 金 利 息 | 一五〇 | 一八〇 | 三〇〇 |
| 貸 付 金 利 息 | 一〇〇 | 二四〇 | 四〇〇 | 諸 給 料 | 一五〇 | 一八〇 | 三〇〇 |
| 販 売 歩 合 金 | 八九 | 一二 | 二〇 | 旅 費 | 五八 | 一五 | 二五 |
| 入 | 二〇〇 | 二四〇 | 四〇〇 | 出 | 一五〇 | 一八〇 | 三〇〇 |

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|-------|-----|------|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|----|
| 差引 | 合 | 諸税及負担 | 諸雑費 | 諸事業費 | 利費用 | 運賃 | 会費 | 印刷費 | 消耗品 | 通信費 | 購買料 | 利益 |
| 七 | 計 | | | | | | | | | | 二九 | |
| 五七 | 合 | | | | | | | | | | 一 | |
| 四一〇 | 計 | | | | | | | | | | 二 | |
| 五四 | 合 | | | | | | | | | | 六一 | |
| 七〇九 | 計 | | | | | | | | | | 一〇二 | |
| 九一 | 合 | | | | | | | | | | 三五 | |
| | 計 | | | | | | | | | | 五 | |

ト、剰余金処分

| 科目 | 年度 | 第一年度 | 第二年度 | 第三年度 |
|-------|----|---------|-----------|-----------|
| 準備金 | | 五 五 円 | 五〇 五〇 円 | 八〇 八〇 円 |
| 特別積立金 | | | | |
| 計 | | | | |

四、区域内ニ於テ同種ノ事業ヲ行フ既設組合アルトキハ新設ヲ必要トスル事由ナシ

五、信用組合ニ在リテハ区域内ニ於ケル従来ノ金融状況

1、一般金融ノ状況預金及負債ノ状況

村内ニハ金融機関ナシ、近接セル東京市成増及志木町所在ノ銀行ヲ利用セル現状ナルモ、借入ニ当リテハ銀行ヲ

利用シ得ルモノハ極メテ少数ニシテ融通ノ多クハ個人貸借ナリ
 村内負債額ハ現在七万円ト推定セラル

2、金 利

個人貸借ハ一割〜一割二分程度ナリ

六、区域内ニ於ケル最近三年間ノ生産数量価額及従来ノ取引ノ状況

イ、主要生産高及現況

| 科 目 | 年 次 | | 昭和九年度生産高 | | 昭和十年度生産高 | | 昭和十一年度生産高 | |
|-----|--------|-------------|----------|-------------|----------|-------------|-----------|-----|
| | 数 量 | 金 額 | 数 量 | 金 額 | 数 量 | 金 額 | 数 量 | 金 額 |
| 米 | 二、三三八 | 六七、五二〇 円 | 二、三三八 | 六七、五二〇 円 | 二、〇四一 | 五八、一一五 円 | | |
| 大 麦 | 一、四九〇 | 一四、九〇〇 | 一、四九〇 | 一四、九〇〇 | 一、四六五 | 一六、一一五 | | |
| 小 麦 | 一、三六六 | 二五、九五四 | 一、三六六 | 二五、九五〇 | 一、四九四 | 三一、〇八一 | | |
| 甘 藷 | 四〇、〇〇〇 | 六、〇〇〇 | 四〇、〇〇〇 | 六、〇〇〇 | 四〇、〇〇〇 | 六、〇〇〇 | | |
| 計 | | 一一四、三七四 | | 一一四、三七〇 | | 一一一、三一 | | |

ロ、従来ノ販売物取引状況

穀麦ハ地方穀商、蔬菜類ハ東京市場ニ搬出売却サル

七、区域内ニ於ケル最近三年間ノ購買数量価額及従来ノ取引ノ状況

イ、主要購買品ノ消費高

| 種目 | 年次 | |
|-----------------|-------|--------------------|
| | 数量 | 金額 |
| 肥料 雜貨其他 計 | 一、五三六 | 三、一二六 _円 |
| | 一 | 三、〇〇〇 |
| | 一 | 六、一二六 |
| 昭和七年消費概算 | | |
| | 一、五四七 | 三、三八〇 _円 |
| | 一 | 三、二五〇 |
| | 一 | 六、六三〇 |
| 昭和八年消費概算 | | |
| | 一、五四〇 | 三、二六五 _円 |
| | 一 | 三、六七〇 |
| | 一 | 六、九三五 |
| 昭和九年消費概算 | | |

ロ、從來ノ取引

村内及附近商人ヨリ購入

ハ、利用事業設備ノ種類及規模

| 種別 | 年度 | | |
|-------|------|------|------|
| | 第一年度 | 第二年度 | 第三年度 |
| 粉砕粉末機 | 一 | 一 | 一 |
| 精穀機 | 一 | 一 | 二 |
| 計 | 一 | 一 | 二 |

設立当時ノ理事及監事タルベキ者ノ履歴ノ概要

| 氏名 | 役名 | 資金ノ状況公課 | 性行 | 履歴ノ概要 |
|-------|----|-------------|------------|-------------|
| 鈴木左内 | 理事 | 直接国税二七八、八四〇 | 性温良にして品行方正 | 前組合理事組合長現村長 |
| 上原孝之輔 | 同 | 一六、二九〇 | 同 | 前組合清算人前村会議員 |
| 桜井要文 | 同 | 二七、五〇〇 | 同 | 前組合清算人現村会議員 |
| 伊藤栄蔵 | 同 | 一〇、三八〇 | 同 | 前組合清算人現村会議員 |

| | | | | | |
|-------|----|------|--------|------------|-------------|
| 富岡英一 | 監事 | 直接国税 | 七六、二〇〇 | 性温良にして品行方正 | 前組合清算人現消防組頭 |
| 井口誠之輔 | 同 | 同 | 二二、〇〇〇 | 同 | 現村会議員 |
| 富岡九内 | 同 | 同 | 三三、九七〇 | 同 | 現村会議員 |
| 増田嗣竜 | 同 | 同 | 二〇、八九〇 | 同 | 現区長 |

(埼玉県行政文書「昭和15年 産業組合部」昭3899)

一五 昭和一四年一月 新倉村産業組合設立許可指令案

十四産収第六九六号

産業組合設立許可指令案

北足立郡新倉村四千四百十五番地

鈴木左内 外十八名 (村役場經由ノコト)

昭和十四年一月十日附申請保証責任新倉信用販売購買利

用組合設立ノ件許可ス

昭和十四年一月二十五日

理由

本村ニハ従来新倉信販購組合存セシモ昭和十二年九月末自然解散トナリ之ガ為メ村民ノ不利不便不尠、特ニ今次事変ノ推移ニ伴フ諸物資統制ノ強化ハ愈々産業組合設立ノ必要ヲ生ジ、茲ニ全村民協力シテ組合ノ設立申請ヲ為

シ来レルモノニシテ事業計画書並ニ定款ヲ檢スルニ適當ト認ム

(埼玉県行政文書「昭和15年 産業組合部」昭3899)

二〇 昭和一六年八月 農事実行組合の設立に関する通知

北産発第一二三号

昭和十六年八月八日

新倉産業組合長殿

農事実行組合ノ設立ニ関スル件

緊迫セル国際情勢ニ対処シ高度国防国家建設ノ一環トシテ部協協同体ヲ整備拡充シ、其ノ固有ノ機能ヲ充分發揮セシムルハ、部落常会ノ整備強化ト相俟チ銃後農村施設トシテ益々其ノ重要性ヲ加ヘツ、アルハ多言ヲ要セザル次第二有之候処、殊ニ麦類ノ供出水害対策等当面セル事

実ニ鑑ミ、此ノ際洩ナク農事実行組合ヲ町村農會・産業組合ノ傘下ニ抱擁シ、其ノ活動ヲ旺盛活発ナラシムルハ喫緊ノ要事ト被思料候條、來ル農閑期ヲ期シ之ガ改組設立ニ一段ノ御努力相成度此ノ段及通牒候也

追而改組設立ニ関スル一切ノ書類当方ニ準備有之候ニ付御申越相成度、尚協議會書類作成ニハ充分指導致スベク申添候

(産業組合書類「501—458 和光市教育委員會藏)

一六 昭和一六年一二月 宣戦布告と産業組合の活動に関する通知

北産発第一七七号

昭和十六年十二月八日

産業組合北足立郡部会長 畑 義 三郎

各産業組合長殿

宣戦布告ト産業組合ノ活動ニ関スル件

畏クモ本日英米ニ対シ宣戦ノ詔勅喚発セララル、爰ニ於テ乎果然 御稜威ノ下神明ノ加護ト忠勇義烈ナル将士ノ

力闘ニ依リ、大勢ノ決スル所自明ノ理ナリトハ思料セラレ候ヘ共、銃後施設ノ一環トシテ重要使命ヲ課セラレタル産業組合モ亦帝國ノ隆替ト興亜ノ興廢ヲ賭シタル此ノ義挙ニ直面シ、一層不退転ノ一大決意ヲ新ニスルト共ニ、鉄石ノ如キ団結ヲ以テ多年培養試験シ來レル産業組合ノ真髓ニ愈々徹シ、報國貯蓄ノ励行、國債ノ消化、消費ノ規正、生産力ノ拡充、米穀ノ國家管理等ノ戰時國策ニ挺身邁進シ、以テ産業組合ガ時局下統制經濟ノ一大推進力タルノ矜持ニ任ズルト共ニ、益々其ノ機能ヲ通シ銃後奉公ノ誠ヲ効サレ度此段及通牒候也

(産業組合書類「501—458 和光市教育委員會藏)

一七 昭和一七年一月 白子村産業組合設立許可申請書

産業組合設立許可申請書

今般産業組合法ニ拠リ保証責任白子信用販売購買利用組合設立致度候條御許可相成度、定款ニ通及關係書類相添ヘ此段及申請候也

昭和十七年壹月拾日

北足立郡白子村大字白子千百參拾五番地

設立者代表者 柳 下 浩 三 印

外參拾九名

埼玉県知事 大津 敏 男 殿

設立者(農業) 柳 下 浩 三 印
 同 (工業) 野 浦 文 三 印
 同 (農業) 磯 部 富 十 郎 印
 同 (同) 永 田 伊 太 郎 印
 同 (同) 柴 崎 留 五 郎 印
 同 (同) 柴 崎 德 左 衛 門 印
 同 (同) 加 山 森 太 郎 印
 同 (同) 富 沢 正 平 印
 同 (同) 榎 本 貞 三 郎 印
 同 (同) 富 沢 万 歳 印
 同 (同) 磯 崎 磯 吉 印
 同 (同) 石 田 省 三 印
 同 (同) 畑 中 利 内 印
 同 (同) 田 中 惣 吉 印

設立者(商業) 原 田 正 蔵 印
 同 (同) 柴 崎 正 二 印
 同 (農業) 富 沢 由 太 郎 印
 同 (同) 新 坂 嘉 米 次 印
 同 (同) 吉 田 春 吉 印
 同 (工業) 柳 下 祐 三 印
 同 (商業) 吉 田 喜 一 印
 同 (農業) 田 中 純 平 印
 同 (同) 市 川 宗 五 郎 印
 同 (同) 清 水 源 五 郎 印
 同 (齒科医) 相 田 孝 作 印
 同 (商業) 柴 崎 安 久 蔵 印
 同 (農業) 加 山 健 治 郎 印
 同 (工業) 柴 崎 登 志 春 印
 同 (農業) 田 中 莊 造 印
 同 (同) 田 中 秀 吉 印
 同 (同) 柳 下 仙 三 印
 同 (同) 新 坂 富 太 郎 印

| | |
|---------|--------|
| 設立者（農業） | 新坂兼吉 |
| 同（同） | 石田甚平 |
| 同（同） | 田中康太郎 |
| 同（公吏） | 柳下秀利 |
| 同（農業） | 田中太右衛門 |
| 同（公吏） | 富沢英一 |
| 同（同） | 富沢敬蔵 |
| 同（商業） | 柴崎武 |

一、設立ノ理由

決戦態勢下ニ於ケル国民貯蓄国債ノ消化、米麦ノ供出肥料其他生活必需資材ノ配給等、戦時下国策担当機関トシテ産業組合ノ必要ヲ認メタルニ由ル

二、区域内ニ於ケル職業別戸数、設立者ノ職業別数及其ノ出資口数、並設立後加入スヘキ者ノ職業別数及其ノ出資口数ノ見込

| 職業別 | 総戸数 | 設立者ノ職業別数及出資口数 | | 設立後加入スベキ者ノ職業別数及出資口数 | |
|-----|-----|---------------|------|---------------------|------|
| | | 職業別数 | 出資口数 | 職業別数 | 出資口数 |
| 農業 | 二九五 | 二九 | 四八〇 | 二六六 | 七九八 |

三、事業計画及事業執行ノ方法並三年間ノ収支予算

| 計 | 林業 | 工業 | 商業 | 其ノ他 |
|----------|----|-----|-----|----------|
| 六五五 | 一五 | 一五 | 二七七 | 六五五 |
| 三九 | 三 | 四 | 三 | 三九 |
| 六二〇 | 五〇 | 六〇 | 三〇 | 六二〇 |
| 六一六一、三八〇 | 一二 | 六四 | 二七四 | 六一六一、三八〇 |
| | 三六 | 一九二 | 三五四 | |

(1)、事業計画

本組合ハ信用販売購買利用ノ四種事業ヲ兼営シ、信用事業ニ於テハ貯金參拾万円、貸付金六万円ニ達セシムル見込ナリ、販売事業ニ於テハ別記区域内販売物生産数量中販売見込数量ノ約七割ヲ統制セントス購買事業ニ於テハ別記区域内主要購買品消費数量ノ約五割ノ取扱ヲ為サントス

(2)、事業執行方法

本組合ハ専務理事一名、専任職員若干名設置シ、更ニ事業分量ノ増加ニ伴ヒ之ニ対処セントス
 監事ノ常任監事一名ヲ互選シテ自治監査ヲ勵行シ、事業ノ発展ニ資セントス

(3)、向フ三ヶ年間事業及収支予算表

イ、組合員及資金予定

| 年次 | 種別 | 組合員 | | | 資金 | | |
|------|----|------|-------|---------|--------|----------|----------|
| | | 組合員数 | 出資口数 | 出資総額 | 運 転 | 貯 金 | 計 |
| 第一年度 | | 六〇〇 | 一、八〇〇 | 一八、〇〇〇円 | 諸積立金 | 一〇九、〇〇〇円 | 一〇九、〇〇〇円 |
| 第二年度 | | 六一〇 | 一、八三〇 | 一八、三〇〇 | 貯 金 | 二一八、一五〇 | 二一八、一五〇 |
| 第三年度 | | 六三〇 | 二、〇〇〇 | 二〇、〇〇〇 | 貯 金 | 三一八、四五〇 | 三一八、四五〇 |
| | | | | | 払込済出資金 | 三〇〇 | |

| 年次 | 種別 | 貸付金 | | | 貯 金 | | | 人員団体数 | | | 貯金利息 | | |
|------|----|---------|---|-----|--------|----------|-------|--------|-------|---|------|------|--|
| | | 貸付金 | 件 | 数 | 貸付金利息 | 貯 金 | 人員団体数 | 貯金利息 | 貸付金利息 | 件 | 数 | 貯金利息 | |
| 第一年度 | | 二〇、〇〇〇円 | | 五〇 | 一、四〇〇円 | 一〇〇、〇〇〇円 | 五〇〇人 | 三、〇〇〇円 | | | | | |
| 第二年度 | | 三〇、〇〇〇 | | 七〇 | 二、一〇〇 | 二〇〇、〇〇〇 | 五〇〇 | 六、〇〇〇 | | | | | |
| 第三年度 | | 六〇、〇〇〇 | | 一〇〇 | 四、二〇〇 | 三〇〇、〇〇〇 | 五三〇 | 九、〇〇〇 | | | | | |

ハ、販売事業

| 種目 | 年次 | 第一年度 | | | 第二年度 | | | 第三年度 | | |
|----|----|-------|--------|-----|-------|--------|-------|-------|--------|-------|
| | | 数量 | 価 額 | 歩合金 | 数量 | 価 額 | 歩合金 | 数量 | 価 額 | 歩合金 |
| 大麦 | | 一〇〇石 | 二、〇〇〇円 | 五円 | 一〇〇石 | 二、〇〇〇円 | 五円 | 一〇〇石 | 二、〇〇〇円 | 五円 |
| 小麦 | | 二、四〇〇 | 七五、〇〇〇 | 一二〇 | 二、六〇〇 | 八二、二五〇 | 一三〇 | 二、八〇〇 | 八七、五〇〇 | 一四〇 |
| 其他 | | 一二〇 | 五、二三六 | 一二 | 一二〇 | 五、二三六 | 一二 | 一二〇 | 五、二三六 | 一二 |
| 計 | | 二、六二〇 | 八二、二三六 | 五〇〇 | 二、八二〇 | 八八、四八六 | 一、八〇〇 | 三、〇二〇 | 九四、七三六 | 二、三四三 |

二、購買事業

| 種目 | 年次 | |
|-----|---------|---------|
| | 第一年度 | 第二年度 |
| 売却額 | 七〇、〇〇〇円 | 七五、〇〇〇円 |
| 購買益 | 二、八〇〇円 | 三、〇〇〇円 |
| 合計 | 七二、八〇〇円 | 七八、〇〇〇円 |
| 肥他料 | 一 | 一 |
| 其計 | 五、〇〇〇円 | 六、五〇〇円 |

| 種目 | 年次 | |
|-----|---------|--------|
| | 第一年度 | 第二年度 |
| 売却額 | 八〇、〇〇〇円 | 一 |
| 購買益 | 三、二〇〇円 | 三、〇〇〇円 |
| 合計 | 八三、二〇〇円 | 六、五〇〇円 |
| 肥他料 | 一 | 一 |
| 其計 | 六、五〇〇円 | 三、〇〇〇円 |

ホ、利用事業

将来実施ノ見込

ハ、向フ三ヶ年間収支予算

| 科目 | 年次 | | 入 | 出 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| | 第一年度 | 第二年度 | | |
| 貸付金利息 | 一、四〇〇円 | 二、一〇〇円 | 四、二〇〇円 | 三、〇〇〇円 |
| 預金利息 | 一、七〇〇円 | 三、四〇〇円 | 六、八〇〇円 | 四、四五〇円 |
| 販売歩合金 | 五〇〇円 | 一、八〇〇円 | 二、五〇〇円 | 一、五〇〇円 |
| 購買益金 | 五〇〇円 | 六、五〇〇円 | 六、五〇〇円 | 一、五〇〇円 |
| 雑収入 | 一、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円 |
| 貯金利息 | 三、〇〇〇円 | 五、〇〇〇円 | 六、〇〇〇円 | 九、〇〇〇円 |
| 諸給料 | 四、四五〇円 | 五、〇〇〇円 | 六、〇〇〇円 | 九、〇〇〇円 |
| 旅信費 | 一、五〇〇円 | 一、五〇〇円 | 一、五〇〇円 | 一、五〇〇円 |
| 通品費 | 一、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円 |
| 消耗品費 | 二、〇〇〇円 | 二、五〇〇円 | 三、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円 |
| 印刷費 | 三、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円 |
| 運賃 | 一、〇〇〇円 | 一、五〇〇円 | 二、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円 |

| | | | | | | | |
|-------|-------|--------|--------|-----------|-------|--------|--------|
| 合 計 | 九、六〇〇 | 一四、八〇〇 | 三二、〇〇〇 | 利用事業費 | 二〇〇 | 八九〇 | 一、二〇〇 |
| 差引剰余金 | 三〇〇 | 一、〇〇〇 | | 諸 雜 費 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一、一五〇 |
| | | | | 諸 稅 及 負 担 | 五〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、七九〇 |
| | | | | 雜 給 | 九、六〇〇 | 一四、五〇〇 | 二〇、〇〇〇 |
| 合 計 | | | | 合 計 | 九、六〇〇 | 一四、五〇〇 | 二〇、〇〇〇 |

ト、剰余金処分

| 科目 | 年次 | | | 第一年度 | 第二年度 | 第三年度 |
|----|-------|-----------|-------|------|------|------|
| | 準 備 金 | 特 別 積 立 金 | 計 | | | |
| | 一〇〇〇 | 二〇〇 | 三〇〇 | | | |
| | 二五〇 | 七五〇 | 一、〇〇〇 | | | |

四、区域内ニ於テ同種ノ事業ヲ行フ既設組合アルトキハ

新設ヲ必要トスル事由 ナシ

五、信用組合ニ在リテハ区域内ニ於ケル従来ノ金融状況

1、一般金融ノ状況預金及負債ノ状況

(ナシ)

本村内ニハ金融機関ナシ、預金ハ郵便貯金參拾万円

銀行預金百式拾万円ナリ、負債ハ拾五万円ト推定ス

2、金利

銀行預金利率參分參厘、貸付利率年八歩

六、区域内ニ於ケル最近三年間生産数量価額及従来ノ取

引ノ状況

イ、主要生産高及現況

| 米 | 科 目 | 年 次 | | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 |
|---|-----|--------|--------|-------|--------|------|-------|-------|-------|
| | | 生 産 | 高 度 | | | | | | |
| | | 昭和十四年度 | 昭和十四年度 | 二、一九石 | 八六、〇〇円 | 九、三石 | 三、九〇円 | 一、三八石 | 五、三六円 |
| | | 昭和十五年度 | 昭和十五年度 | | | | | | |
| | | 昭和十六年度 | 昭和十六年度 | | | | | | |

| | | | | | | |
|----|-------|--------|-------|--------|-------|-------|
| 大麦 | 三、四九五 | 四、一五五 | 二、五五五 | 三、〇六〇 | 一、〇二二 | 一、二三四 |
| 小麦 | 二、五〇〇 | 四、六〇六 | 三、一六八 | 五、九五六 | 一、四〇〇 | 三、七五九 |
| 計 | 八、一五五 | 一六、八二二 | 六、六五五 | 一四、九七六 | 三、七〇〇 | 五、二二九 |

ロ、従来ノ販売物取引状況

全量村農会ニ依リテ供出ス

七、区域内ニ於ケル最近三年間ノ購買数量価格及従来ノ取引ノ状況

イ、主要購買品ノ消費高

| 種目 | 昭和十四年 | | 昭和十五年 | | 昭和十六年 | |
|----|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
| | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 |
| 肥料 | 三三三、三三〇 | 一〇、〇〇〇 | 三三三、三三〇 | 一〇、〇〇〇 | 三三三、三三〇 | 一〇、〇〇〇 |
| 計 | 三三三、三三〇 | 一〇、〇〇〇 | 三三三、三三〇 | 一〇、〇〇〇 | 三三三、三三〇 | 一〇、〇〇〇 |

ロ、従来ノ取引

本村内ニ於ケル肥料取引ハ本村内ニ業者無キ為メ村

農会ニ於テ全量ノ取扱ヲ為シ、其他・雜貨等ハ東京

市内トノ取引ニ俟ツモノ殆ド全部ナリ

八、利用事業設備ノ種類及規模

(粉碎粉末機等 ナシ)

設立当時ノ理事及監事タルベキ者ノ履歴ノ概要

| 氏名 | 役名 | 資産ノ状況公課 | 履歴ノ概要 |
|--------|--------|-------------------------------|------------------|
| 柳下浩三 | 組合長 | 宅二八三坪、其他十一丁三九七步 | 前助役、現在区長 警防団長 |
| 富沢正平 | 専(任)理事 | 宅一、五〇一坪、其ノ他八八七七步 住家一棟、其他三棟 | 現在農会総代 |
| 柴崎 武 | 理事 | 宅地八二四坪、其ノ他一丁〇七步 住家四棟、其他三棟 | 区長代理者 |
| 柴崎 登志春 | 同 | 住家一棟 | 区長 |
| 柳下祐三 | 同 | 宅地一、一五八坪、其ノ他一丁九七步 住家三棟 | 村会議員 |
| 市川宗五郎 | 同 | 其他土地一反三七步 | 同 及農会総代 |
| 清水源五郎 | 同 | 宅地五〇七坪、其他二四五七步 住家一棟、其他三棟 | 同 同 |
| 榎本貞三郎 | 同 | 宅地五二四坪、其ノ他二丁七步 住家一棟、其他二棟 | 農会総代 |
| 相田孝作 | 同 | 宅地二二六坪 住家二棟、他其一棟 | 区長 |

| | | | |
|-------|----|-----------------------------|------------|
| 田中純平 | 理事 | 宅地八五坪、其他八九七步 住家二棟、其他三棟 | 区长 村會議員 |
| 吉田良次 | 監事 | 宅地六六〇坪、其他二丁五七步 住家一棟、其他三棟 | ナシ |
| 野浦文三 | 同 | 其他土地五反一七步 住家一棟、其他二棟 | 区长 |
| 富沢由太郎 | 同 | 宅地五〇坪、其他四二六七步 住家一棟其他二棟 | 村會議員 |
| 富沢敬藏 | 同 | 宅地五、三五七坪、其他二丁七反一七步 住家 | 前収入役 |

保証責任白子信用販売購買利用組合定款

(略)

(埼玉県行政文書「昭和17年 産業組合部」昭4276)

二三 昭和一七年一月 農事実行組合への改組督励通知

北産発第三号

昭和十七年一月十二日 産業組合北足立郡部会長 閣

第三節 総力戦と農村の再編

未改組町村組合長殿

農家(事)組合ノ農事実行組合改組ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ再来督励シ来レル次第モ有之、着々顧慮進捗中ノコトトハ被存候へ共、既ニ農業団体ノ整理統合ノ機運擡頭シ、之カ実現ノ曉ニ於テ農事実行組合カ農業生産ヲ基底トスル経済活動ノ協同的実践単位トシテ、刻下決戦態勢下ニ処シ一層其ノ重要使命ニ任ゼシメントスル当局ノ意図、且ツハ更ニ督励ヲ強化シツ、アル等ノ事象ニ鑑ミ、郡下未改組町村ニ於テハ此ノ際右農業団体整理統合ノ実現ニ先チ、^(立脱カ)農閉期ヲ利用シ一斉ニ改組ノ実ヲ挙ゲ以テ統合後ノ備ニ供シ度候ニ付、一段ノ御配慮相成度此段及通牒候也

追而改組ニ要スル一切ノ書類ハ当方ニ用意有之、其ノ指導可致ニ付御申越相成度、尚団体統合後ニ於テモ現在ノ農事実行組合ノ機構ヲ活用セラル、モノト思料セラル、ニ付申添候

(「産業組合書類」501-458 和光市教育委員会蔵)

一六 昭和一七年二月 白子村産業組合設立許可指令案

十七産収第四九八号

産業組合設立許可指令案

北足立郡白子村大字白子千百參拾五番地

柳 下 浩 三 外參拾九名

昭和拾七年壹月拾日附申請、保証責任白子信用販売購買
利用組合設立ノ件許可ス

昭和十七年二月二日

知 事

設立理由

本村ニ於テハ從來東京府ト接近シ居リタルタメ取引ハ
殆ンド全部府下ト為シツ、アリシモ、現下統制經濟ノ
強化ニヨリ物資ノ流通兎角円滑ヲ欠キ經濟更生上不利
不便不尠、其ノ上米麦ノ集荷モ農会ニ於テ行ヒ来タル
モ經濟団体ニアラザル性質上其ノ取扱ニ支障不尠、常
ニ之ガ設置ヲ要望セルモ其ノ機ヲ得ズ、偶々今回ノ大
東亜戦争ノ勃發ニ因リ生産力ノ拡充、貯蓄ノ奨励、其
ノ他生活必需資材ノ配給等ハ愈々之ガ設立ヲ要請スル

ニ至リ、村内有志協議ノ結果設立セントスルモノニシ
テ、定款、事業計画書ヲ檢スルニ差支ナキモノト認め
本案経伺

(埼玉県行政文書「昭和17年 産業組合部」昭4267)

一七 昭和一七年二月 第一七回産業組合記念日事業計画
埼玉支収第一、〇〇五号

昭和十七年二月二十五日

産業組合中央会埼玉支会

会長 佐藤幸一 印

各産業組合長殿

第十七回産業組合記念日施設ニ関スル件

来ル三月六日第十七回産業組合記念日施設ニ関シテハ
夫々御計画中ノ事ト被存候処、東亜共栄圏ノ確立ハ大東
亜戦争ノ勃發ニ依リ飛躍的進歩ヲ見タリト雖、時局ハ
愈々長期化ノ一途ヲ辿リツ、アルトキ、産業組合本来ノ
使命タル協同精神ヲ發揚シ全国的組織網ニヨリ金融、生
産、消費、配給等各般ニ亙ル国家的統制ノ任務ヲ担当シ
決戦体制下ノ運営ヲ円滑ニシ以テ産業組合報國ノ誠ヲ効

シ度有之候間、本年度記念日施設ニ就テハ特ニ別紙実施要項ニ依リ貴組合ノ実情ニ鑑ミ適當ナル施設ヲ講ゼラレ度、尚国民学校児童作品施設ニ関シテハ前年ノ成績ニ鑑ミ略之ト同様ノ方法ニ依リ別紙ノ通り計画シ、県学務当局ノ諒解ヲ得右実施方々国民学校長ニ依頼致シ置候ニ付、学校長組合教育委員ト御協議ノ上可然御配意相煩度此段及通牒候也

追而国民学校長宛依頼状同封致候ニ付御回付相煩度、
尚本年度記念日必行実施事項別紙写ノ通り中央会ヨリ
通知越有之候ニ付右実施方御配意相煩度申添候

第十七回産業組合記念日ニ当リテ

長クモ米英ニ対スル宣戦ノ大詔ヲ奉戴シ一億国民ハ必勝ノ信念ヲ以テ大東亜戦争ノ完遂ニ邁進シツツアリ。而シテ今ヤ皇軍ハ御稜威ノ下陸海空ノ偉大ナル戦果ヲ挙ゲ亜細亞民族解放ノ聖業正ニ其ノ緒ニ就カントシ吾人ノ責務ハ愈重ヲ加フ。此ノ秋ニ当リ我が全国八百万組合員ハ意義深キ産業組合記念日ヲ迎ヘ茲ニ左記事項ヲ記念事業ト

シテ採択シ総力ヲ挙ゲテ之ガ達成ニ協力シ以テ職域奉公ノ誠ヲ効シ皇國ノ宏謨ヲ翼賛シ奉ランコトヲ期ス

必行事項

一、産業組合記念式並必勝祈願式ノ举行

イ、産業組合記念式ニ宣戦ノ大詔ヲ奉読シ大東亜戦争

ノ完遂ヲ神社ニ祈願スルコト

ロ、国旗並ニ組合旗ヲ掲揚スルコト

ハ、優良組合員ヲ表彰スルコト

二、食糧増産運動ノ強化

イ、産業組合記念式举行ノ際食糧増産ニ対スル産業組

合ノ実践方針ヲ明カニスルコト

ロ、農会ト提携シテ増産技術ニ関スル会合ヲ開クコト

ハ、三月上旬中開催ノ部落常会ニ食糧増産ニ対スル産

業組合ノ実践方針ヲ明示強調スルコト

ニ、食糧増産運動ノ実践単位タル農事実行組合網ノ完

成並ニ整備ヲ図ルコト

三、農村厚生運動ノ拡充

左記事項中町村事情ニ適合セルモノヲ積極的ニ実施

スルコト

イ、時局講演会ノ開催

ロ、国民健康保険組合ノ代行促進

ハ、健康診断並健康相談ノ実施

ニ、移動映写、移動演劇利用ノ組合員厚生文化ノ夕ノ
開催

ホ、「家ノ光」和楽大会ノ開催

ヘ、「家ノ光」読書会ノ開催

四、戦時新生活ノ確立

イ、規正物資ノ計画配給並生活指導ノ徹底ヲ図ルコト

ロ、衣食住物資ノ自給ヲ奨励スルコト

ハ、廃品更生ヲ奨励スルコト

ニ、生活協同化ノ計画及指導ヲ図ルコト

五、国民貯蓄運動ノ強化

イ、三月上旬中開催ノ部落常会ニ貯蓄ニ対スル趣旨ヲ

徹底スルコト

ロ、国民貯蓄運動、感謝貯蓄運動ヲ徹底スルコト

ハ、長期貯蓄ノ徹底ト退職資金吸収運動ヲ実施スルコト

ト

ニ、負債合理化運動ヲ実施スルコト

ホ、貯蓄功勞者ヲ表彰スルコト

選択事項

左記事項ハ産業組合ノ戦時活動遂行上実施スベキ重要目標ナルモ町村組合ノ事情ニ応ジ特ニ強力ニ実施ヲ要スル計画実施方法ハ組合員ニ発表シ全組合員協力シテ実現ニ努ムルコト

1、農事実行組合指導者及中堅幹部ノ錬成ト増産技術ノ向上

2、農機具ノ確保、配給及共同利用ト資金ノ積極的貸出

3、共同作業ノ整備強化

4、共同炊事、共同託児所、保健婦、母性補導員等厚生施設ノ促進

5、婦人作業服、国民栄養及代用食、台所改善、衛生良習慣ノ普及徹底

6、苧麻回収運動ノ実行

7、農村文化委員会ノ組織

一六 昭和一九年四月 新倉村・白子村産業組合の解散命令

埼玉県告示第二百六十七号
 農業団体法第八十八条ノ規定ニ依リ左ノ法人ニ対シ解散ヲ命シタリ

昭和十九年四月十一日 埼玉県知事

数 藤 鉄 臣

新倉村農会
 保証責任新倉信用販売購買利用組合
 白子村農会
 保証責任白子信用販売購買利用組合

(以上北足立郡三月八日附)

一七 昭和一九・二〇年度 大和町農業会業務報告書

第拾九年度業務報告書

第一、二年度(自昭和拾九年五月式日至昭和貳拾壹年參月參拾壹日)財産目録、貸借対照表、事業報告書及欠損金処分案左記ノ通り昭和貳拾壹年五月參拾日理事会ニ於テ専決処分シタルニ付此段及報告候也

昭和貳拾壹年十月五日

北足立郡大和町大字新倉參千六百番地

大和町農業会

理事会長 伊 藤 真 鋒

甲 財産目録

| 資 | | 産 | |
|--------|----|-----|--------------------------|
| 科目 | 目 | 摘要 | 金額 |
| 未払込出資金 | 口数 | 三一五 | 四、七八二五〇 <small>円</small> |
| 固定資産 | | | 二、一〇二一一 |

| 購買勘定 | 内訳 | | 販 売 勘 定 | 内訳 | | 現 金 | 預 金 | 有 価 証 券 | 系 統 機 関 出 資 金 | 内訳 | | |
|------|---------------------------------|--------------------------------------|------------------|-----------------------|--------|--------|--|---|---------------------------------|----------------------------|---|-------------------|
| | 未 収 販 売 品 代 金 | 販 売 品 種 類 及 数 量 | | 定 期 貸 付 金 | 件 数 | | | | | 貸 出 金 勘 定 | 件 数 | 備 品 |
| | | 玄米五俵式斗 | | | | 手持現在高 | 預入先及種類別金額 県農業会預金(特当、当座、生産、払戻、準備、定期) 七二三、六〇七・八九円 銀行預金埼玉銀行成増支店(特当、当座、定期) 八四九、八〇五・四九円 郵便貯金 一、一四八・六五円 | 種類及 各金額 大東亜戦争国債 い号四五〇〇三六―四五〇〇六五 百円 三〇枚 同 三五八九六―三五九〇三五 同 四〇枚 同 二一二二―二一二二六 同 六枚 割増金付第十八回貯蓄債券 七二八七一―七二九〇〇 拾円 三〇枚 | 種類及口数 埼玉県農業会出資 二〇口 | 種類及員数 リヤカー一台、机拾式脚、外參拾七点 | 一四、五八九三五 一、〇一八八 一三五七四 二一、〇九八六四 一、一四七六二 二二、〇九八六四 一一、二〇一〇五 一、五七四、五六二〇三 | 六、〇〇〇〇 二、一〇二二一 |

| 内 販 | 内 販 | 内 販 | | | | | | 貯 金 | 貯 金 | 合 計 | 建 設 | 内 販 | 内 販 | 未 収 | 内 販 | 内 販 |
|----------|---------|----------|-----------|----------|-----------|---------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------|-------------|----------------------|
| | | 納税準備貯金 | 国民貯蓄組合貯金 | 当座貯金 | 特別当座貯金 | 定期貯金 | 定額貯金 | | | | | | | | | |
| 件数 | 件数 | 口数 | 口数 | 口数 | 口数 | 口数 | 口数 | 口数 | 件数 | 件数 | 件数 | 件数 | 件数 | 件数 | 件数 | 種類及数量 |
| 四九七件 | 四八〇件 | 二六九口 | 一、一〇五口 | 八三三口 | 四七八口 | 九口 | 九口 | 一、四八九、三五二〇九 | 一、七三六、〇五一九九 | 四件 | 拾四件 | 五拾壹件 | 四件 | 三、八五九、二五七三〇一〇 | 七三〇一〇 | 石炭窒素二、硫酸三、過燐酸一六 外七〇点 |
| 一四五、九二四〇 | 七、五一九七五 | 一八、三〇一三六 | 二七〇、九六七七四 | 一三、五四三二七 | 九三九、一四一九五 | 一、一七五〇〇 | 四六七八七 | 四、三九六〇〇 | 五二、二五四一七 | 二、二五九、二二四九二 | 二、二五九、二二四九二 | 二、二五九、二二四九二 | 二、二五九、二二四九二 | 二、二五九、二二四九二 | 二、二五九、二二四九二 | 二、二五九、二二四九二 |

| 差引純財産 | 合計 | 内訳 | 内訳 | 雑 | 内 | 内 | 未 | 内 | 購 |
|---------|-------------|----------|--------|-----|-------|-------------|-------|---------|----------|
| | | 農業災害共済勘定 | 特殊事業勘定 | 仮受金 | 未払奨励金 | 未払貯金利息及給付備金 | 未払金勘定 | 未払購買品代金 | 未払金勘定 |
| 九、九五八九三 | 一、七二六、〇九三〇六 | 農業保険料 | | | | | | | |
| | | | | 一件 | | | | 一六品 | |
| | | | | | | | | | 一七、九四八四五 |
| | | | | | | | | | 一七、九四八四五 |
| | | | | | | | | | 六一、四八五三五 |
| | | | | | | | | | 一七、四〇三九六 |
| | | | | | | | | | 四四、〇八一三九 |
| | | | | | | | | | 二、八八三一 |
| | | | | | | | | | 二、八八三一 |

| 貸方 | 金額 | 借方 | 金額 |
|---------|------------|------------|-----------|
| 未払込出資金 | 四、七八二、五〇〇 | 基出資 | 一、六二二、三一 |
| 固定資産 | 二、一〇二、一一〇 | 準備金 | 二六、二三三、〇〇 |
| 系統機関出資金 | 六、〇〇〇、〇〇〇 | 特別積立金 | 一五〇、〇〇〇 |
| 関係団体出資金 | 一〇、一〇〇、〇〇〇 | 系統機関未払込出資金 | |
| 有価証券 | | | |

| | | | | | | | | | |
|-------------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---|---|
| 預 | 現 | 貸 | 販 | 購 | 未 | 雜 | 建 | 欠 | 合 |
| 金 | 出 | 金 | 賣 | 買 | 收 | 勘 | 設 | 損 | |
| 金 | 金 | 金 | 金 | 金 | 金 | 金 | 金 | 金 | |
| 一、五七四、五六二〇三 | 一一、二〇一〇五 | 二一、〇九八六四 | 一、一四七六二 | 一四、五八九三五 | 三八、二一四五二 | 五二、二五四一七 | 二一、三八二九七 | | 計 |
| 一、七五七、四三九九六 | | | | | | | | | |
| 閉 | 借 | 貯 | 販 | 購 | 引 | 未 | 雜 | 特 | 賦 |
| 係 | 用 | 金 | 賣 | 買 | 當 | 払 | 勘 | 殊 | 課 |
| 団 | 未 | 未 | 勘 | 勘 | 勘 | 勘 | 勘 | 業 | 金 |
| 体 | 払 | 払 | 勘 | 勘 | 勘 | 勘 | 勘 | 決 | 支 |
| 未 | 込 | 込 | 勘 | 勘 | 勘 | 勘 | 勘 | 算 | 決 |
| 払 | 込 | 込 | 勘 | 勘 | 勘 | 勘 | 勘 | 算 | 算 |
| 込 | 込 | 勘 | 勘 | 勘 | 勘 | 勘 | 勘 | 算 | 算 |
| 出 | 出 | 出 | 勘 | 勘 | 勘 | 勘 | 勘 | 算 | 算 |
| 資 | 資 | 資 | 勘 | 勘 | 勘 | 勘 | 勘 | 算 | 算 |
| 金 | 金 | 金 | 勘 | 勘 | 勘 | 勘 | 勘 | 算 | 算 |
| 一、四八九、三五二〇九 | 一五三、四三二一五 | 一七、九四八四五 | 六一、四八五三五 | 二、八八三一 | 九九一九一 | | | | 計 |
| 三、三三九五九 | | | | | | | | | |
| 一、七五七、四三九九六 | | | | | | | | | |

丙 事業報告書

第一項 一般的事項

一、事業概況

- (一) 設立以來戦時緊急食料増産ニ主力ヲ傾注シ総テノ部門ハ之ノ一点ニ奉仕ス、由テ甘薯等ノ増産ハ従来ノ倍数ニ上ル成績ヲミタリ
- (二) 農業ノ統制ニ関シテハ基本資料調査ノ暇ナキ為失敗ニ終ルト言ハルベシ

- (三) 信用事業ハ主トシテ貯金ノ吸収ニ努メ、為ニ設立当初ヨリ約二割ノ増加アリ、尚疎開建物買収ノ為役場ニ対シ定期貸ヲ行フ
- (四) 販売事業ハ供出ノ完遂ニ主力ヲ注グ
- (五) 購買事業ニ就テハ配給品ノ適正配給ニ意ヲ用フ
- (六) 利用事業設備ハ目下建設中ナリ
- (七) 役場ト共同シテ疎開建物ヲ買収シ現在地ニ事務所及倉庫ヲ建設ス

二、会 員 名簿目下作成中ニシテ詳細不明

三、総会及総代会

| | | | |
|------------------------|----------------|--------------------|---|
| 開催年月日 | 総会及総代会ノ種類 | 出席員數 (内委任状ニ依ル數) | 主ナル議事及議決ノ大要 |
| 昭和一九・三・一六 | 設立総会 | 一九名 (内委任状九名) | 一、会則議定 二、産業組合ノ出資ニ農業会ノ出資ヲ割当ツル方法 三、事業収支計画ノ議定 四、借入金最高限度議定 五、貸付額ノ最高限度 六、賦課金ノ賦課徴収方法 七、創立費及其ノ償却方法 八、役員ノ選任 賦課金ノ賦課徴収方法議定ノ件 事業収支計画及賦課金ノ賦課徴収方法議定ノ件 |
| 昭和一九・八・二六 昭和二〇・三・二一 | 總 代 会 總 代 会 | 一一名 七名 | |

四、処 務

| | | | |
|--|--|---|--|
| 年 月 日 | 処 務 ノ 要 件 | 年 月 日 | 処 務 ノ 要 件 |
| 昭和一九・三・三一 昭和一九・五・二 昭和一九・六・八 昭和一九・七・二七 昭和二〇・九・二 | 設立認可及会長任命 設立登記完了 事務処理指導ノ為井口氏ノ派遣方申請ス 農業会技術員數並ニ俸給ニ関スル調査報告 事務処理指導ノ為指導官ノ派遣方申請ス | 昭和二〇・二〇・八 昭和二〇・二〇・八 昭和二一・三・八 昭和二一・三・一九 | 副会長變更登記 会長變更登記 監事變更登記 目的變更ノ登記 |

五、財 務

(一) 出 資 金

1、出資一口ノ金額 金拾円 2、出資金額ノ増減

| 区 分 | 前年度末現在 | 本年度増加額 | 本年度減少額 | 本年度末現在 |
|-----------|-------------|--------|----------|-------------|
| 出 資 金 | 二六、三八〇 円 | | 一五〇 円 | 二六、二三〇 円 |
| 払 込 済 高 | 一四、七二四 | | | 二一、四四七 |
| 払 込 未 済 高 | 一一、六五五 | 六、七二三 | 六、八七三 | 四、七八二 |
| | 五〇 | 〇〇 | 〇〇 | 五〇 |

(二)、基金及積立金

| 区 分 | 前年度末現在 | 本年度増加額 | 本年度減少額 | 本年度末現在 |
|-----------|-----------|--------|--------|-------------|
| 基 金 | | | | 一、六二二 円 |
| 準 備 金 | | | | 一五〇 〇〇 |
| 特 別 積 立 金 | 一五〇 | | | 一五〇 〇〇 |
| 合 計 | 一五〇 〇〇 | | | 一、七七二 三一 |

(三) 預 金

1、預金ノ増減

| 区 別 | 前年度末現在 | 本年度末現在 | 普 利 | 通 率 |
|-------------|--------|-----------------|-----|------|
| 定 期 預 金 | | 三七一、〇〇〇 円 | | 年三三五 |
| 特 別 当 座 預 金 | | 一、一二八、三三九 八五 | | 日歩六厘 |
| 当 座 預 金 | | 二、一三九 四四 | 〃 | 日歩六厘 |

| 計 | 前年度末現在 | 本年度末現在 | 備考 |
|---------------|--------|------------------|------------|
| 払戻準備金 生産貯金 | | 二二、〇〇〇 五一、〇八二 | 普通 日歩六厘 |
| 計 | | 一、五七四、五六二〇三 | |

2、預入先別金額

| 預け先 | 前年度末現在 | 本年度末現在 | 備考 |
|----------------------------|--------|-----------------------------|------------------------|
| 埼玉県農業会 埼玉銀行成増支店 郵便貯金 | | 七二三、六〇七 八四九、八〇五 一、一四八 | 系統機関連遠隔ノ為農業会ヨリ ノ引継分 |
| 計 | | 一、五七四、五六二〇三 | |

(四) 有価証券
1、有価証券ノ増減

| 区分 | 前年度末現在 | 本年度末現在 | 備考 |
|-----------|--------|-------------------------------|----|
| 国債 其他債 | | 九、八〇〇 三〇〇 <small>円</small> | |
| 計 | | 一〇、一〇〇〇〇 | |

2、本年度末現在有価証券種類別内訳

| 種類 | 券面総額 | 価額 | | 手許保管 | 其ノ他 |
|-----------|----------------------|----|-------------------------|----------------------|-------------------------|
| | | 単価 | 総額 | | |
| 国債 | | | 九、八〇〇 <small>円</small> | | 九八、〇〇〇 <small>円</small> |
| 地方債 | | | 三〇〇 <small>円</small> | | |
| 社債其ノ他貯蓄債券 | 四五〇 <small>円</small> | | 三〇〇 <small>円</small> | | |
| 合計 | | | 一〇、一〇〇 <small>円</small> | 三〇〇 <small>円</small> | 九、八〇〇 <small>円</small> |

第二項 損益計算

| 科目 | 利益 | | 利益 | |
|-------|-------------------------|----|-------------------------|----|
| | 金額 | 額 | 金額 | 額 |
| 一般賦課金 | 一七、一五五 <small>円</small> | 六三 | 二五、九八五 <small>円</small> | 八九 |
| 特別賦課金 | | | 一八七 | 五四 |
| 使用料 | 二、一三二 | 三六 | 五一、二五九 | 五四 |
| 貸付金利息 | 九、三四六 | 五七 | 一四、三九七 | 三三 |
| 販売手利 | 八九 | 三二 | 二一、三八二 | 九七 |
| 販売手利 | 四三、六五四 | 九六 | | |
| 購買管料 | 一、一八九 | 六三 | | |
| 合計 | | | 一八六、七八一 | 七四 |

| 科 目 | | 損 失 額 |
|-----------|---------|-------|
| 米麦穀類増産施設費 | 五、六三六 | 九八 |
| 藪類増産施設費 | 二九、三九六 | 七〇 |
| 青果物増産施設費 | 五、三七〇 | 〇〇 |
| 肥料改良増産施設費 | 一、二三九 | 八〇 |
| 畜産奨励施設費 | | |
| 農業統制諸費 | 六二〇 | 〇〇 |
| 米穀管理施設費 | 一、四〇八 | 〇〇 |
| 共済事業施設費 | 一、一六七 | 〇五 |
| 部落機関活動促進費 | 二、六七〇 | 〇〇 |
| 各種事業活動費 | 三、七五一 | 〇一 |
| 貯金利息 | 二六、九二二 | 〇六 |
| 販売諸費 | 六、四三八 | 六六 |
| 購買諸掛 | 二八、五七〇 | 八九 |
| 職員報酬 | 九、四一六 | 二五 |
| 職員手当及賞与 | 一一、九八一 | 八一 |
| 合計 | 一三、二二四 | 二二 |
| 雑給 | 一、二一五 | 七五 |
| 旅費 | 一、一九七 | 七七 |
| 修繕費 | 六 | 四〇 |
| 火災保険料 | 五三四 | 七六 |
| 借地借家借庫料 | 六二二 | 八四 |
| 通信運搬費 | 一、三二六 | 四二 |
| 印刷品費 | 一八七 | 七五 |
| 消耗品費 | 二、四八二 | 二一 |
| 會議費 | 一五二 | 〇一 |
| 諸税負擔 | 九、三八三 | 〇一 |
| 雑費 | 二〇、六四二 | 三二 |
| 指導事業線代 | 九、九九七 | 九七 |
| 家の光諸代 | 二、一九 | 九七 |
| 合計 | 一八六、七八一 | 七四 |

第三項 賦課金収支決算

一、収入決算

| 科 目 | 前年度賦課金決算残金 | 一 般 賦 課 金 | 賦 課 金 | | 減 | 決算額中未収額 | 備 考 |
|--------|-------------|-----------------------|-------------|-------------|------------|------------|--------|
| | | | 地 租 割 | 會 員 割 | | | |
| 合 計 | 一六、一五八 円 | 五三、一八、六四四 円 | 一、〇〇二 | 一、〇〇二 | 二、四八五 円 | 一、三八五 円 | |
| 内 | | | 九、七六〇 | 一、〇〇二 | | 一、〇〇二 | |
| 耕地反別割 | | | 七、六五六 | 〇 | | 〇 | |
| 養畜頭数割 | | | 二二六 | 〇 | | 二二六 | |

二、支出決算

| 科 目 | 決 算 額 | 予 定 額 | 増 減 | 備 考 |
|-----------|-------------|-------------|------------|--------------------------------------|
| | | | | |
| 米麦穀類増産施設費 | 一、六八〇 円 | 四、〇〇〇 円 | 二、三二〇 円 | 十九年度分三、九〇〇円 二十年度分一、〇〇〇円 |
| 共済事業施設費 | 一、一六七 | 三、四七二 | 二、三〇四 | 十九年度分一、七三六円 二十年度分七三六円 |
| 部落機關活動促進費 | | 七〇〇 | 七〇〇 | |
| 各種事業活動費 | 一、〇六六 | 二、四七五 | 一、四〇九 | 十九年度分一、七七五円 二十年度分七〇〇円 |
| 役員報酬 | 一、〇二〇 | 一、四七〇 | 四五〇 | 十九年度 |
| 職員俸給 | 三、一六五 | 四、三〇八 | 一、一四三 | 十九年 九一五円 二十年二、二五〇円 十九年分 一、九四八円 |
| 雑給 | 二、七一一 | 二、九〇五 | 一九三 | 十九年分 |

| 計 | 雑費 | 諸税負担金 | 需要費 | 会議費 | 旅費 |
|-------------|------|--------------|------|------|--------------|
| 一七、一五五 | 一五 | 五、三七〇 | 一七五 | 六一 | 七二三 |
| 六三二七、八八八 | 〇〇 | 三、三一一 | 八〇 | 〇〇 | 七二 |
| 〇〇〇〇△二〇、七三二 | 〇〇 | 六、七九七 | 四五一 | 一五〇 | 一、一五〇 |
| 三七 | 〇〇 | 一、四二六 | 二七五 | 八九 | 四二六 |
| 〇〇 | 〇〇 | 六九 | 二〇 | 〇〇 | 二八 |
| 十九年分 | 十九年分 | 十九年一、九七〇・八九円 | 十九年分 | 十九年分 | 十九年一、二〇〇・七八円 |
| | | 三、三、二九七円 | | | 二〇、二、九四円 |
| | | | | | 一、〇〇〇円 |

丁 欠損金処分案

欠損金 貳万壱千参百八拾貳円九拾七銭

此ノ処分

| 科 | 目 | 金額 | 備考 |
|--------|------|--------|----|
| 準備金 | ヨリ補填 | 一五〇円 | |
| 前年度剰余金 | ヨリ補填 | 三、三三九 | |
| 繰越金 | | 一七、八九三 | |
| | | 三、五九 | |
| | | 三八 | |

昭和十九年度財産目録、貸借対照表、事業報告書及欠損金処分案前記ノ通りニ候也

前記各事項ノ調査ヲ遂ゲ其ノ正確、適正ナルヲ認ム

昭和二十一年五月三十日

昭和二十年十月五日

大和町農業会

理事 伊藤 真鋒

監事 桜井 要文
 監事 富沢 敬蔵
 監事 柳下 柳之助

(「参考書類綴」昭和20年 和光市史編さん室蔵)

(四) 総動員体制下の村政

一六 年月不詳 動員業務一覽表

動員準備業務一覽表

保管者 白子村長 富 沢 英 一

総 則

一、本表ハ第一師団召集徴発及雇傭規程第十八条ニ依リ、同規程、陸軍召集規則、陸軍召集諸費支出規程、馬匹徴発事務細則及馬籍法施行規則ヲ以テ業務ノ要項其他参考トナルヘキ事項ヲ掲ケ調製シ、報告・通知・送付等指定ノ期日アルモノハ其順序ニ列記シ執務ノ参考トナスモノトス(規程第十八条参照)

陸軍召集規則

召 規 則

陸軍召集諸費支出規程

支 出 規 程

馬匹徴発事務細則

馬 細 則

馬籍法施行規則

馬 規 則

第一師団召集徴発及雇傭規程 規 程

自動車徴発事務細則 自 細 則

近衛師団徴発雇傭事務規程 近 規 程

記載例

本準備業務一覽表ハ左ノ順序並ニ要項ニ依リ記載スルモノトス

一、召集及徴発準備ニ関スル達・通報・報告・期日一覽

表、動員準備ニ関スル達・通報・報告等ノ業務ノ

名称及執務ノ要項並ニ参照条規ヲ掲ケ期日ノ指定

アルモノハ期日ノ順序ニ列記スルモノトス

二、其都度準備又ハ報告スベキモノ

動員準備ニ関シ臨時ニ生スベキ事項ヲ第一項ニ準

シ記載スルモノトス

三、其他参考事項

動員準備ニ関シ必要ナル事項ヲ第一項ニ準シ摘記

スルモノトス

四、動員準備書類一覽表

動員ニ関スル各種ノ書類ヲ召集、徴発、雇傭ノ別

二、共通ノモノハ一欄ニ列記シ且ツ参照条規及ビ

目次

取扱要項ノ概要ヲ摘記スルモノトス

第一、召集徴発準備ニ関スル達、通報、報告期日一覽表

五、動員準備物件一覽表

第二、其都度準備又ハ報告スベキモノ

動員ノ際使用スベキ各種物件ヲ事務室用、使者

第三、其他参考事項

用、其他等ニ区分シ各名称ヲ列記シ員数及保管場

第四、動員準備書類一覽表

所（非準備品ハ其旨記載）等ヲ記載スルモノトス

第五、動員準備物件一覽表

第一 召集徴発準備ニ関スル達、通報、報告期日一覽表

| 期日 | 件名 | 執務ノ概要 | 参照条規 |
|--------|---------------------|--|-------------------------|
| 四月一日以後 | 国民兵役ヲ終リタルモノ、戦時名簿ノ整理 | 国民兵役ヲ終リタル者ノ戦時名簿ハ其役ヲ終リタル年ノ翌年四月一日以後之ヲ焼却スベシ 但シ下附ヲ願出テタル者ニ対シテハ同日以後之ヲ下附スルコトヲ得 | 規程 七二 |
| 四月二十日迄 | 第一国民兵役ニ転入者ノ戦時名簿取扱 | 連隊区司令官ヨリ第一国民兵役ニ転入シタル者ノ戦時名簿ヲ其ノ転入後二十日以内ニ送付ヲ受ケタルトキハ下士、元短期現役兵、元補充兵及其他ニ分綴シ且ツ各綴ニ在リテハ更ニ徴集年毎ニ区分シテ編綴シ、異動アル毎ニ之ヲ訂正スベシ | 召規則七九 同 八〇 |
| 六月十日 | 馬匹異動表 | 六月一日調ヲ以テ其月ノ十日迄ニ警察署長ニ提出ノコト | 馬細則一九 規程 九三 同附表二〇 |
| 八月十日 | 県訓令第一九号ニ依ル人員調 | 八月一日調ヲ以陸軍予備、後備役並第一補充兵役ニアルモノニシテ帝國議會ノ議員及村ノ吏員ニシテ兵事ヲ務ル主管スル一名ヲ同月十日迄ニ警察署長ニ提出ノコト | 県訓令一九 |

| | | | |
|-------------|--|--|----------------------------------|
| 八月 三十一日 | 在郷將校同相当官以下ノ身上調書 | 在郷ノ陸軍大佐同相当官以下准士官(士官勤務適任証書ヲ所持セサル上等看護長及上等蹄鉄工長ヲ除ク)士官勤務適任証書所持者及幹部候補生ニシテ予備小尉及相当官ニ任セララル、資格アル者ノ身上調査ヲシ、八月三十一日迄ニ警察署長ニ提出ノコト | 規程 四五 同附表 六 |
| 十月 十五日 | 馬所有者一覽表 | 一日調ヲ以テ同月十五日迄ニ警察署長ニ送付ス (爾後ノ異動ハ其都度通知スルモノトス) | 馬規則一九 |
| 十月 十五日 | 馬調査表 | 毎年十月一日調ヲ以テ三通ヲ調製シ内二通ヲ同月十五日迄ニ警察署長ニ送付スルコト | 馬規則一九 |
| 十一月 十日 | 徵備人名簿ノ調製 | 十一月一日調ヲ以テ所管内居住者中規程第三百三十一条ニ該当スル者ヲ調査シ徵備人名簿ヲ調製シ常ニ其異動ヲ訂正シ置ク | 規程 一三三 |
| 十一月 十日 | 徵備人調査表 | 十一月一日調ヲ以テ徵備人名簿ニ依リ人員ヲ調査シ同月十日迄ニ警察署長ヲ經テ知事ニ報告スルコト | 規程 一三四 同附表二九 |
| 十一月 十日 | 定期除隊予定ノ人名簿 通知ヲ受ケタルトキ | 連隊区司令官ヨリ動員年度間定期ニ除隊スル者ノ通知ヲ受ケタルトキハ十一月三十日迄ニ在郷軍人名簿ニ登載ス (其他除隊ノ通知ヲ受ケタルトキハ其都度之レヲ登載ス) | 規程 四 |
| 十二月 三十一日 | 徵発車両差出日割表 ノ送付アリタル時 同表ノ送付ナシ ト雖モ其關係書 類用紙ハ常ニ準 備シ置クコト | 差出車両ヲ決定シ應徵車両名簿ヲ調製シ、指定ノ期日ニ確實ニ車両ヲ差出シ得ベキ準備ヲナシ配當セラレタル車両ヲ充足スルコト不能ルトキハ、其旨警察署長ヲ經テ師団長ニ報告スルコト 馬細則第十四条、乃至十六条、第十八条及第二十條ノ規程ヲ準用ス | 規程 一六 同附表二一 規程 一七 同 一一〇 |
| 十二月 三十一日 | 徵発車両集合場計画 備シ置クコト | 車両ヲ差出場所ニ出場セシムルニ先チ設クルモノナルヲ以テ之ヲ決定シ業務書ニ(略図ヲ附シ)記入シ置クコト | 規程 一一九 |

| | | |
|--|--------------------------|------------------------------------|
| <p>概 ね 一 月 中</p> | <p>徴備人員ノ配当表ヲ受ケタル時</p> | <p>規程 一 一七</p> |
| <p>概 ね 二 月 初 旬</p> | <p>配当徴備人員不足報告</p> | <p>規程 一 四一</p> |
| <p>概 ね 二 月 初 旬</p> | <p>徴備人員ニ元調書 雇入契約書</p> | <p>規程 一 四三 同附表 三四</p> |
| <p>二 月 十 日</p> | <p>馬匹異動表</p> | <p>馬細則 一九 規程 九三 同附表 二〇</p> |
| <p>二 月 十 日</p> | <p>応召員入隊前宿舎ノ通知アリタルトキ</p> | <p>規程 五三</p> |
| <p>二 月 十 日</p> | <p>出納官吏ノ氏名ノ通知ヲ受ケタルトキ</p> | <p>支出規程 四</p> |
| <p>三 月 三 十 一 日</p> | <p>徴発馬匹差出日割表ヲ受ケタルトキ</p> | <p>規程 八六</p> |
| <p>左ノ要領ニヨリ差出馬匹集合場及集合日時ヲ決定シ、徴發馬匹名簿ニ所要ノ記入ヲナス 1、逐次一頭宛差出馬匹ヲ決定シ二個以上ノ動員区分ニ属スル馬匹ヲ配当セラレタルトキハ差出馬數ニ応シ各動員区分毎ニ馬ノ素質ヲ（体高、年齢、検査成績参照）平均ナラシム</p> | | |

| | | | |
|---------------------|---------------------------|---|--|
| | | <p>2、最近地方馬検査ノ結果ニ基キ尚馬籍簿記載ノ用役ヲ參酌シ決定ス、検査合格馬不足ナルトキハ検査未済馬ヲ充当ス、尚不足スルトキハ不合格馬トナリタルモノヲ充当ス</p> <p>3、同一人多數馬ヲ有スルモノニシテ其一部ヲ配当スルニハ應徵馬名簿ノ検査成績、馬種、損徵等ヲ参照シ素質良好ノモノヲ指定ス</p> <p>4、用役ハ多少變更シ得ルモ牡牝ハ彼此流用スルコトヲ得ス</p> <p>5、集合場ニ集合セシムル日時ハ差出場所ニ到着ノ日時ニ基キ次ノ諸件ヲ顧慮シ決定スルコト</p> <p>(イ) 集合場ヨリ差出場所ニ至ルニ要ス時間ハ一日(二十四時間)四十八軒トス</p> <p>(ロ) 集合場ニ集合後出発迄ノ準備時間ヲ二時間以内トス</p> <p>6、徵發馬匹出場連名簿ニ記載スベキ里程ヲ調査シ動員実施業務書ニ之ヲ記載ス</p> <p>7、規程附表第十九馬匹所用者心得第八項ノ馬糧、弁當、藁靴等ノ數量ヲ決定シ馬匹所有者心得書ニ記載シ各所有者ニ之ヲ交付シ徵發ノ際ニ於ケル準備ヲ為シ置カシム</p> | <p>規程 八九</p> <p>附表 一九</p> |
| <p>三 月 三十一日</p> | <p>徵發馬匹集合計画</p> | <p>馬匹ヲ徵發馬匹差出場所ニ出場セシムルニ先チ便宜ノ地ニ集合(牡牝ヲ各別ニ)セシムル如ク計画シ其集合場ヨリ差出場所ニ至ル経路ヲ關係警察署長ニ報告スルコト</p> <p>休日若クハ退庁後ニ於テ動員令達又ハ徵發書ノ送付ヲ受ケタルトキハ宿直員ノナスベキ業務ヲ規程シ宿直室ニ備ヘ置キ宿直員ニ保管セシメ常時熟読セシメ置クコト</p> | <p>規程 八九</p> <p>同 八七</p> |
| <p>三 月 三十一日</p> | <p>宿直員業務書ノ調製 並取扱方</p> | <p>召集徵發又ハ雇備実施ニ於テ各業務担当ノ区分毎ニ別冊トナシ各業務担当者ガ実施ニ當リ他ノ法規簿表等ヲ參照セサルモ迅速確實ニ実施シ得ベク且ツ業務担当者ノ臨時交代スルコトアルモ実施ニ支障ナキ如ク調製シ置クコト</p> <p>毎年度ノ初メニ於テ各業務担当者ヲ命課シ業務書ヲ熟読シ置カシムルコト</p> <p>馬匹徵發及車輛徵發毎ニ集合所ニ於ケル業務、差出場所ニ至ル途中ノ業務、差出</p> | <p>規程 二二</p> <p>規程 一四</p> <p>馬細則 二一</p> <p>規程 一五</p> <p>規程附表 一</p> |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|------------------------|--|----------------|-------------------------|--|----------------|-------------------------|----------|----------------|---------|---|----------------|----------|--|----------------|----------------|-------|----------------|----------------|-------|
| 三 月 三十一日 | 召集令状交付配達区 一覽図ノ調製取扱方 | 場所ニ於ケル業務等ヲ具体的ニ記載シ業務ノ実施ヲ確実ニス 毎年度ノ初メニ於テ業務担当者ヲ命課シ業務書ヲ熟読シ置カシムルコト 在郷軍人名簿ノ配達区毎ニ別表トナシ、在郷軍人ノ住所ヲ明瞭ニ記載シ使者ノ令状交付ニ方リ便ナラシメ常ニ異動アル毎ニ訂正シ置キ使者心得書ヲ本表ノ裏面ニ貼付シ置クコト | 三 月 三十一日 | 馬匹徵発告知書配達区 一覽図ノ調製取扱方 | 應徵馬匹名簿配達区毎ニ馬匹繋畜者ノ住所ノ順序ヲ明瞭ニ記載シ常ニ異動アル毎ニ訂正シ置クコト | 三 月 三十一日 | 車兩徵発告知書配達区 一覽図ノ調製取扱方 | 前項ノ要領ニ準ス | 三 月 三十一日 | 召集諸費ノ準備 | 平素金庫ニ格納シアル村有金ヨリ予メ在郷軍人ノ約一割一人汽車賃五十哩金一円二十五銭ヲ標準トス(寄留者モ含ム)ニ対スル所用召集諸費ヲ準備ス 但シ旅費ノ金員ハ支払ヲ便ニスル為メ金種区分ヲ適當ニス | 三 月 三十一日 | 動員使者契約更新 | 動員実施ニ当リ使用スベキ使者ハ概ネ左記要領ニ依リ本人又ハ請負人ト契約シ置クモノトス 1、村長ヨリ各人ニ令状又ハ告知書ヲ配達区毎ニ令状ト告知書交付ノ為メ各一名ノ使者ヲ充當シ馬匹以外ノ徵發及雇傭ニ関スルモノニアリテハ右使者兼用ス 2、順路及配達所要時間ノ關係之ヲ許ス場合ニアリテハ一使者ヲシテ數配達区ノ分ヲ兼ネシメ又令状ト告知書トノ交付ヲ併セ行ハシムルコトヲ得 3、使者ハ要スレバ複使トシ距離遠隔ナルトキハ適宜中継使者ヲ用ユル可トス 又必要ニ応シ予備使者ヲ準備スベシ 4、使者ハ地理ニ精通シ健脚且ツ文字ヲ讀ミ得ル者ヲ選シ、要スレバ自転車ノ心得アルモノナルヲ可トス 5、前項使者ノ契約ハ動員年度毎ニ之ヲ更新スルモノトス | 三 月 三十一日 | 三 月 三十一日 | 規程 二二 | 三 月 三十一日 | 三 月 三十一日 | 規程 二二 |
|----------------|------------------------|--|----------------|-------------------------|--|----------------|-------------------------|----------|----------------|---------|---|----------------|----------|--|----------------|----------------|-------|----------------|----------------|-------|

| | | | |
|----------------|--------------------------------------|--|-----------------------|
| 三 月 三十一日 | 動員日次換算表 | 動員実施ニ方リ令状、徵発書又ハ雇備書ニ記入スベキ到着（差出）日次計算ノ用ニ供スル為メ調製ス | 規程 二三 |
| 三 月 三十一日 | 充員召集令状交付時間ノ調査 | 充員召集令状交付ニ要スル時間ヲ調査シ、各配達区毎ニ其ノ所要時間ヲ概定シ、爾後必要ニ応ジ之ヲ訂正スベシ | 規程 四三 |
| 三 月 三十一日 | 徵発自動車名簿、収用自動車連名簿、保護自動車収用告知書ノ送付アリタルトキ | 左ノ要領ニ依リ自動車ノ集合及集合日時ヲ決定シ名簿ニ路程ヲ記入スルモノトス 1、集合及爾後ノ旅行等ヲ顧慮シ集合場ヲ決定シ準備並ニ旅行時間等ヲ参酌シテ日時ヲ決定スルモノトス 2、集合場ニ集合ノ後出發迄ニ要スル準備時間ハ自動車ノ数及昼夜ニ応シ概ネ一時間乃至二時間ヲ見込ムモノトス 3、集合場ヨリ差出場所ニ至ル所要時間ハ一時間十六粒、一日行程百粒ヲ標準トス、但シ自動車ノ種類及地方状況ニ依テ此ノ標準ニ抛ル能ハサルモノハ適宜變更スルコトヲ得 4、名簿ノ路程ハ捷路ニ就キ調査シ一秆未滿ノ米數ハ除算シ之ヲ記入シ置クモノトス | 近規程 一五三 一五四 一五五 |
| 同 | 徵発（保護）自動車ノ集合計画通知 | 集合場、集合時刻、集合場ヨリ差出場所ニ至ル経路ヲ警察署長ニ通知ス | 近規程 一五四 |
| 同 | 集合場日時ヲ告知書ニ附箋 | 集合場到着期日決定スレバ同時刻ヲ識シタル紙片ヲ告知書（収用）右肩ニ附箋シ置クモノトス | 近規程 一五五 |
| 同 | 自動車所有者ノ心得内示 | 自動車ヲ徵発セラル、場合ノ心得ヲ内示ス | |
| 同 | 徵発自動車輸送ニ関スル料程表 | 徵発自動車輸送ニ関スル距離表ヲ調製シ置キ徵発ニ際シ徵発委員タル出納官吏ニ提出スルモノトス | 自細則 第二様式四 近規程 一三五 |

第二 其都度準備報告スベキモノ

| 件名 | 執務摘要 | 参照条規 |
|--------------------------------|---|----------------|
| 臨時ニ除隊兵ノ通知ヲ受ケタルトキノ処置 | 直ニ在郷軍人名簿ニ登載シ令状配達区一覽図ヲ訂正シ置クコト | 規程 四六 |
| 在郷軍人中本籍地外ノ寄留者ニ対シ在郷軍人名簿ノ取扱方 | <p>一、所管内寄留者ニ在リテハ其寄留地ヲ記シタル紙片ヲ在郷軍人名簿ノ本籍地欄ニ二葉ヲ貼付シ（一葉ハ召集実施ノ際令状ニ貼付スルノ用ニ供ス）</p> <p>且ツ召集通報人ヲ相当欄ニ記入シ置クモノトス</p> <p>二、所管外寄留者ニ在リテハ其寄留地ヲ記入シタル紙片ヲ前項ニ準シ貼付シ且ツ召集通報人ヲ相当欄ニ記入シ置クモノトス</p> <p>三、前二項ノ手続終レバ令状配達区一覽図ヲ召集通報人ノ属スル区ニ訂正ス</p> | 規程 四七 |
| 在郷軍人所管外ニ転籍シタル者アリタルトキノ処置 | 本人ニ関スル在郷軍人名簿調製ノ為メ必要ナル事ヲ（第一國民兵ニ在リテハ其戦時名簿）ヲ転籍地市町村長ニ送付ス | 召規則一九 |
| 連隊区司令官ヨリ在郷軍人ノ異動ノ通知ヲ受ケタルトキノ処置 | 連隊区司令官ヨリ異動ノ通知ヲ受ケル迄其旨在郷軍人名簿ニ附箋シ置クモノトス | |
| 馬所有者一覽表提出後馬匹ノ異動アリタルトキノ処置 | 直ニ在郷軍人名簿ヲ訂正シ又ハ抹消シ令状配達区一覽図ヲ訂正又ハ抹消ヲ為ス | |
| 連隊区司令官ヨリ第一國民兵人員表差出ノ指示アリタルトキノ処置 | 馬所有者一覽表ニ準シ異動ノ都度警察署長ニ通知シ告知書配達区一覽図ヲ訂正シ置クコト | 規程 七七 |
| 警察署長ヨリ國民兵ノ要員配當及必要ナル事項ヲ達セラレタル | 國民兵戦時名簿ニ基キ準備用紙ニ所用ノ記入ヲナシ警察署長經由連隊区司令官ニ提出ノコト | 召規則八一 規程 六六 |
| | 一、戦時名簿ニ基キ召集人員（一日タリトモ年齢ノ若キ者ヨリ）逐時決定シ戦時名簿ニ適宜配當部隊名ヲ記入シ左ノ注意ヲ以テ令状ヲ調製ス | |

トキノ処置

キ 地方馬検査成績ヲ受領シタルト

第三 其他参考事項

| | | |
|------------------------|--|-------------------------|
| <p>件名</p> <p>動員ノ名称</p> | <p>摘 要</p> <p>動員ト称スルハ動員令ニ依リ実施スル召集徴発雇備ヲ総称スルモノトス 応急動員臨時動員ニ関シテハ特ニ定ムルモノヲ除ク外動員ノ為メ定メタル規定ヲ準用スルモノトス</p> | <p>参照条規</p> <p>規程 七</p> |
| <p>地方馬検査成績ヲ受領シタルト</p> | <p>馬籍履歴欄及用役、体高欄ニ其結果ヲ記入シ置ク</p> | <p>馬規則二四</p> |
| <p>キ</p> | <p>(イ) 到着期日ニ日互ル場合ハ各日ノ人員ヲ概ネ平均ナラシムルコト (ロ) 応召員ノ到着地ニ到着スベキ時刻ハ午前ハ七時、午後ハ一時トシ概ネ平均ナラシムルコト (ハ) 令状受領証ノ応召員ノ住所氏名ヲモ記入ス 二、右ニ依リ調製シタル令状ハ動員区分、召集部隊、到着日時毎ニ区分シ国民兵召集名簿ニ通ヲ調製ス 三、国民兵召集名簿ノ一通ニ応召員ノ戦時名簿ヲ添ヘ村長点検ノ上警察署長ニ提出シ一通ハ保管ス 四、国民兵召集令状ハ動員区分毎ニ配達ノ順序ヲ整備シ各動員区分ノ袋ニ納メ之ヲ保管ス 但シ袋ハ美濃紙ヲ用ヒ袋ノ表面ニハ(動員区分)、(令状枚数)、(使者何名)及ビ役場名ヲ記載シ置クモノトス 五、令状交付ノ為メ適宜配達区一覽圖ヲ調製シ置クモノトス 六、其後ノ異動アリタルトキハ直ニ国民兵召集名簿ニ通及令状ヲ訂正シ且ツ其都度前項ニ準シ警察署長ニ報告スベシ</p> | <p>馬規則二四</p> |

| | | |
|--------------------|---|--------------|
| <p>動員準備計画期日</p> | <p>動員ニ関スル計画準備ハ特ニ期日ヲ定ムルモノ、外動員年度開始前ニ之ヲ完成シ年度ニ関スルモノハ毎年之ヲ更新スルモノトス 動員年度トハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル間ヲ謂ヒ動員年度初日ノ属スル暦年ニ依リ稱呼ス</p> | <p>規程 八</p> |
| <p>動員第一日</p> | <p>人馬物件ノ到着期日ヲ起算シ且ツ一般ニ動員ノ実施ヲ規正ナラシムル為メ一ノ基準日ヲ定メ之レヲ動員第一日ト稱ス 動員第一日ハ動員令ヲ発セラレタル日ノ翌日若クハ翌々日トシ動員令中ニ之ニ該当スル暦日ヲ示ス</p> | <p>規程 九</p> |
| <p>動員令ノ取扱</p> | <p>動員令ハ特ニ指示スル場合ノ外秘密ノ取扱ヲ為ササルモノトス 動員ハ官衙公署事務ノ繁簡及執務時間ノ内外ヲ問ハス常ニ確実迅速ニ之ヲ実施スルヲ要ス、徵募事務執務中動員ヲ令セラレタル場合又然リ 動員下令後ハ其実施ニ関シ質疑ヲ為スヲ許サズ故ニ官衙公署ニ於テハ予メ之ガ取扱方ニ就キ研究知悉シ実施ニ方リ支障ナキヲ期スベシ</p> | <p>規程 十</p> |
| <p>動員ニ関スル書類取扱方</p> | <p>一、動員準備ニ関スル文書ノ番号ハ動員年度毎(同一年度ニ係ルモノハ其動員年度以前ニ起リタルモノヲ含ム)ニ之ヲ改メ其書類ハ永久ト年度トニ区分シ不用ノモノハ焼却シ發送官衙ニ返送スベキ指定アルモノハ速ニ返送スベシ 二、動員実施ニ際シ更ニ番号ヲ起シ發給番号ノ上ニ「動」ノ字ヲ冠シ実施事務ニ係ハルモノハ之ヲ別冊トスベシ 三、秘密文書ヲ發送スルニハ其封筒表面ノ左側ニ「秘」ノ文字ヲ朱書スベシ 四、秘密文書(自ラ調製セルモノヲ含ム)ハ之ヲ保管シ原簿ニ記載シ其ノ保管出納ヲ確実ニスベシ 五、他ノ書類ト區別シ鎖鑰アル箱ニ格納シ非常ノ際ハ之ヲ安全ナル場所ニ搬出シ特ニ監視者ヲ附シ其散逸ヲ防クヲ要ス之レガ為メ箱ノ外ニ「非常持出」ト標記スベシ</p> | <p>規程 一二</p> |

| | | |
|---|--|---|
| <p>自動車徵發第一日</p> <p>馬匹徵發ニ関スル事項ヲ</p> <p>馬匹徵發</p> <p>車両徵發</p> <p>自動車徵發</p> <p>ニ関スル事項</p> | <p>自動車ノ到着授受ノ期日ヲ計算シ其他一般ニ徵發実施ヲ規正ナラシム為メ一ノ基準日ヲ定メ之ヲ徵發第一日ト称ス、徵發第一日ハ徵發命令中ニ之ニ該当スル曆日ヲ示ス</p> <p>一、二、三項中馬匹徵ノ次ニ（車両徵發、自動車徵發）ト挿入スルコト</p> <p>四項ノ馬匹徵發ノ次ニ（徵發車両ノ）差出日割表ノ次ニ（徵發自動車名簿ノ）ト指定ノ馬數ノ次ニ（及車両、自動車）ト挿入ヲ要ス</p> | <p>近規程 一四六</p> <p>参照条規中 挿入ノモノ 自細則</p> <p>一一 一二 一八</p> |
| <p>自動車徵發第一日</p> | <p>一、馬匹徵發事務ニ関シ職責アルモノハ平時之ニ関スル諸件ヲ遺漏ナク計画準備シ徵發実施ニ当リ支障ナカラシムルコトヲ要ス</p> <p>二、馬匹徵發担任ノ者ハ馬匹徵發ニ関シ準備シタル書類ハ馬匹ノ異動ヲ知りタル毎ニ直ニ訂正シ諸官衙公署ニ関係アルモノハ其異動ヲ該官衙公署ニ報告又ハ通報スベシ</p> <p>三、馬匹徵發実施ニ当リ使用スル為メ準備シタル各種用紙及簿表ニハ平時ニ於テ記入シ得ベキ不動ノ文字ハ悉ク記入シ置キ且使用ノ目的及記入ノ方法ヲ詳記シタル凡例ヲ添付シ置クヲ要ス</p> <p>四、徵發馬匹差出日割表ノ送付ヲ受ケタルトキハ指定ノ期日ニ於テ指定ノ馬數ヲ確實ニ差出得ベキ準備ヲ為スベシ</p> | |
| | <p>六、関係者以外ノ者ニ妄リニ閲覧セシメ又ハ内容ヲ語ルヲ得ス</p> <p>七、秘密文書ヲ紛失又ハ焼失シタルトキハ直ニ之ヲ發行官衙又ハ配賦ヲ受ケタル官衙ニ急報シ後更ニ其顛末及処分ヲ詳報スベシ</p> | |

動員準備一覽表同物件表ハ第一表ニ準ズ

第四 動員準備書類一覽表

| 区分 名稱 | 參照 條規 又ハ 摘要 |
|---|---|
| <p>召 通 共</p> <p>召集徵發雇備規程 宿直員業務書 職員(使者)呼出狀 電報類信紙 使者契約書 使者心得書 動員用封筒 動員實施業務書 動員日次換算表 動員員閱日誌 檢閱簿 動員關係書類(發翰)綴 證明書用紙 動員準備業務一覽表 機秘密書類保管原簿 在郷軍人名簿 鐵道乘車證明書 通報者所用封筒並ニはがき 令狀交付不能人名通知 令狀交付終了通知 令狀交付不能中交付済通知</p> | <p>規程第二十二條 宿直員ヲシテ保管セシム 各住所ノ順序ニ番号ヲ付シ調製ス、宿直員ヲシテ保管セシム 召規則第九十條 規程第二十四條 請負人ト年度毎ニ契約スルモノトス 同第二十五條 振假名ヲ附シ平易ニシテ携行ヲ便ニシ且ツ契約使者ニ内示シ置クベシ 召規則第十八條 馬細則第二十七條 規程第十九條 召規則第十四條 馬細則第二十一條 規程第二十三條 國民兵召集ノ際令狀ニ記入スベキ到着日時記載ノ用ニ供ス 規程第四十一條 檢閱ノ際与ヘラレタル注意所見ヲ集録ス 規程第十二條 年度ト永久ニ分チ編綴ス年度ノモノハ(年度前ノモノヲ含ム)ニ綴リ永久ニ閱スルモノハ年度毎ニ見出ヲ附シ編綴ス 規程第四十九條 同 第十八條 秘密文書(自己調製セシモノヲ含ム)ヲ記載シ保管出納ヲ確實ニス 規程第二十六條 召規則第十五條 召規則第四十三條 規程第四十九條 召規則第十八條第三項 規程第四十九條 同 同</p> |

| 馬 匹 徵 發 | 集 |
|--|--|
| <p>馬 籍 簿</p> <p>徵發馬匹差出日割表</p> <p>應徵馬匹名簿</p> <p>徵發馬匹名票</p> <p>馬匹徵發告知書配達区一覽図</p> <p>徵發馬匹出場連名簿</p> <p>集合所及差出 場所出張吏員 業 務 書</p> <p>馬匹徵發諸費請求(受領)用紙</p> | <p>不応者事故止届出通知 届書送付通知書</p> <p>交付不能令状返送通知書 戸籍抄本送付通知書</p> <p>証 明 書</p> <p>令状配達区一覽図</p> <p>第一國民兵戰時名簿</p> <p>第一國民兵人員表</p> <p>國民兵召集名簿用紙</p> <p>國民兵召集令状</p> <p>全戸不在者貼付用紙</p> <p>令状授受發着簿</p> <p>召集旅費受領証書</p> <p>召集旅費受領証書</p> <p>召集旅費繰替支弁通知用紙</p> |
| <p>馬籍法第二條 馬細則第二條</p> <p>規程第八十五條 馬細則第十二條 同第十七條</p> <p>同 第七十五條</p> <p>馬細則第三十一條</p> <p>規程第二十一條</p> <p>馬細則第三十一條</p> <p>規程第十九條ニ準ス</p> <p>同第六十七條</p> | <p>規程第四十九條</p> <p>召規則第五十三條</p> <p>同 第五十五條 第六十一條</p> <p>規程第五十八條</p> <p>召規則第四十八條 第四十九條 第五十條</p> <p>規程第二十一條</p> <p>召規則第十五條</p> <p>規程第六十六條 召規則第八十一條</p> <p>同 第六十九條 召規則第八十五條</p> <p>同</p> <p>半紙半折大ノ白紙ニ赤色山形ヲ附シ黒書ニテ(動員下令直ニ印形携帯役場ニ出頭ス ベシ並ニ役場名記載)振假名ヲ付ス</p> <p>配達区、令状数、出發時刻、帰着時刻、使者氏名、受領印等ノ欄ヲ設ク</p> <p>支出規程様式</p> <p>半紙八ツ切大ノ用紙ニ(旅費ガナクツテ出發ノ出来ナイ者ハ何時テモ本村役場テ渡 スカラ令状ト印形ヲ持テ受取リニ出ルコト)ト記載ス</p> |

| 備 雇 | 自 動 車 徴 発 | 車 両 徴 発 | |
|--|---|---|---|
| <p>徴 備 人 雇 入 契 約 書</p> <p>徴 備 人 身 元 調 書</p> <p>徴 備 人 名 簿</p> <p>徴 發 (雇 備) 告 知 令 狀</p> <p>徴 備 名 簿</p> | <p>自 動 車 徴 發 告 知 書</p> <p>徴 發 (収 用) 自 動 車 ノ 名 票</p> <p>徴 發 用 封 筒</p> <p>自 動 車 徴 發 告 知 書 交 付 一 覽 図</p> <p>集 合 場 出 張 者 業 務 書</p> <p>差 出 場 所</p> <p>自 動 車 徴 發 諸 用 紙</p> <p>自 動 車 輸 送 ニ 関 ス ル 料 程 表</p> | <p>車 兩 徴 發 諸 費 請 求 (受 領) 用 紙</p> <p>集 合 所 及 差 出 場 所 出 張 吏 員 業 務 書</p> <p>徴 發 車 兩 差 出 連 名 簿</p> <p>徴 發 車 兩 檢 査 表</p> <p>車 兩 徴 發 告 知 書 配 達 区 一 覽 図</p> <p>車 兩 徴 發 告 知 書</p> <p>心 徴 車 兩 名 簿</p> <p>徴 發 車 兩 差 出 日 割 表</p> | <p>應 徴 馬 匹 予 定 所 用 者 心 得</p> |
| <p>同</p> <p>同 第 百 四 十 三 條</p> <p>同</p> <p>同 第 百 三 十 八 條</p> <p>同 第 百 三 十 三 條</p> | <p>自 徴 細 則 二 八</p> <p>近 規 程 一 六 〇</p> <p>自 細 則 三 二</p> <p>規 程 一 九 二 準 又</p> <p>諸 報 告、徴 發 諸 費 ノ 請 求 ノ 用 ニ 供 ス</p> <p>自 細 則 第 二 樣 式 四、近 規 程 一 三 五</p> | <p>同 第 百 七 十 二 條</p> <p>同 第 十 九 條</p> <p>同 第 百 二 十 三 條</p> <p>同 第 百 二 十 三 條</p> <p>同 第 二 十 一 條</p> <p>同 第 百 二 十 一 條</p> <p>同 第 百 二 十 一 條</p> <p>同 第 百 二 十 二 條</p> | <p>同 第 九 十 二 條</p> <p>每 年 度 ノ 初 メ ニ 於 テ 心 得 書 ヲ 配 布 シ 内 示 シ 置 ク</p> |

第五 動員準備物件一覽表

| 区分 名 称 員數 | 事 務 室 用 | 使 者 用 | 馬 |
|--------------------|--|---|--|
| 参照条規又ハ摘要 | 机 椅子 火 錐 小 蠟 べ イ 糊 附 紙 鉢 子 鉢 刀 燭 ン キ ン 紙 擦 用 紙 箋 用 | 靴 油 文 具 照 糊 蠟 燭 共 池 肉 朱 池 墨 池 筆 明 具 共 紙 規程第二十五條使用者數ニ応シ準備 倉庫ニ保管ス 同 同 同 同 同 事務室 事務室 事務室 事務室 事務室 | 標 識 避馬用 白布 縦七糎横五糎位ノ木札ニ村名受檢順序等ヲ記載シ約二米位ノ麻紐ヲ附ス 倉庫ニ保管ス 幅三糎、長三十糎 倉庫ニ保管ス |

| 匹 | 徴 | 発 |
|---------------|-----|----------------|
| 同 | 機 | 高 |
| 伝染病 馬用 | 椅子 | 蠟 |
| 赤布 | 馬 | 提 |
| | 杭 | 文 具 |
| | | ペン、インキ 錐、小刀 |
| | | 子 |
| | | 灯 |
| | | 燭 |
| | | 張 |
| 右二同ジ | 事務室 | |
| 末口三十種、長一米四十種位 | | |
| 倉庫ニ保管ス | | |
| 同 | 同 | 同 |
| 同 | 同 | 同 |

〔動員準備業務一覽表〕 和光市史編さん室蔵

一六 昭和十五年四月 新倉村役場位置変更許可稟請

新倉村役場位置変更許可稟請

北足立郡新倉村役場所在位置ヲ別紙ノ通り変更致度候ニ
付、関係書類相添此段及御願ヒ候也

昭和十五年四月三十日

北足立郡新倉村長 上原孝之輔 印

埼玉県知事 土岐銀次郎 殿

理由書

本村役場ハ明治二十二年以來新倉村式千九百拾六番地長

照寺本堂ノ一部ヲ以テ事務室ニ充テ爾來三十六年間同所
所在ナリシガ、大正十二年大震災ノ結果同寺院ノ修繕ニ
迫ラレ立退キノ止ムナキニ至リ、大正十三年一月同村参
千五百八拾六番地ノ壺所在小学校舎ノ一室ヲ以テ役場事
務室ニ充テ、不便ヲ忍ビツツモ村財政ノ貧困ニ耐ユル為
今日ニ至レルモノナリ、然レドモ現今村治ノ情勢ハ全ク
之ヲ容サズ、戦時下ニ於ケル軍需工業ノ澎興ハ吾ガ新倉
村ニモ浸入シ、昨十四年度中央工業株式会社新倉工場
ノ新設ヲ見、又隣接白子村ニモ齊シク中外火工品精機工
場及興和製作所等ノ諸工場ニ勤務スル職員職工ハ移住者

其ノ大部ヲ占メ、自然的ニ世帯ノ数ヲ増シ学童ノ増加トナリテ校舍ノ狭隘ヲ来タシ低学年ハ二部教授ヲナシツ、アルノ現状ナリ、依テ役場トシテ小学校ノ一教室ヲ以テ事務ヲナシツ、アルハ附近ニ余リ其ノ類例ヲ見ズ、戦時下ニ於ケル物資ノ節約ハ充分考慮ナシツ、アルモ、最少数度後來町村併合等ニ際シテハ之ヲ小学校舎ニ改造シ校舍狭隘ヲ度シ得ル様、隣接セル新倉村參千五百八拾七番地ニ仮庁舎トシテ新築ナスモノナリ

(埼玉県行政文書「昭和15年 地方部」昭4523)

一七〇 昭和一五年度 白子村事務報告

昭和十五年北足立郡白子村事務報告

北足立郡白子村事務報告

本村事務ノ状況ハ逐年益々増加ノ趨勢ニアリ殊ニ支那事變ノ勃發以來各般ノ事務極メテ多端ナルモノアリ昭和十五年ニ於ケル概要ヲ叙スレバ左ノ如シ

(一) 本村ノ行政組織

名譽村長一名、有給助役一名、収入役一名、書記六名

ヲ置キ処務規程ノ定ムル処ニヨリ二掛ニ分チ各掛長ヲ置キ所要人員ヲ配屬シ其ノ事務ヲ処理セシムルト雖モ繁雜ノ場合ハ互ニ応援シ事務ノ渋滞ナキヲ期セリ、其ノ他学務委員四名、区長九名、区長代理者九名ヲシテ各々其ノ分掌事務ヲ執行セシム

本年ニ於ケル吏員異動左ノ如シ

| | | | |
|------------|----|-------|-------|
| 昭和十五年七月 十日 | 就職 | 書記 | 加山 千代 |
| 同 八月 一日 | 同 | 同 | 吉田 正久 |
| 同 二月十二日 | 満期 | 区长 | 富沢富太郎 |
| 同 二月廿九日 | 就職 | 区长 | 柴崎安久蔵 |
| 同 十月廿五日 | 同 | 同 | 柴崎登志春 |
| 同 二月廿七日 | 満期 | 区长代理者 | 田中長三郎 |
| 同 二月廿九日 | 退職 | 同 | 柴崎安久蔵 |
| 同 十月廿五日 | 退職 | 同 | 柴崎 好三 |
| 同 同 | 同 | 同 | 柴崎登志春 |
| 同 四月十九日 | 就職 | 同 | 田中幸三郎 |
| 同 十月廿五日 | 同 | 同 | 永田伊太郎 |

(二) 村会 招集九回 開会日数十一日件名左ノ如シ

一、昭和十四年度本村歳入歳出追加更正予算 二月二十一日 原案可決

一、隔離病舎廢止取毀ニ関スル件 七月十二日 原案可決

一、昭和十三年度決算認定ノ件 二月二十一日 原案可決

一、昭和十五年度本村歳入歳出追加予算 七月十二日 原案可決

一、昭和十五年度本村歳入歳出予算 二月二十八日 原案可決

一、本村役場書記定員変更ノ件 八月二十三日 原案可決

一、昭和十五年度本村罹災救助資金歳入歳出予算 二月二十九日 原案可決

一、荒川筋河川高水敷占用出願ニ関スル件 八月二十三日 原案可決

一、昭和十五年度本村賦課率ニ関スル件 二月二十九日 原案可決

一、昭和十五年度本村歳入歳出追加更正予算 九月二十六日 原案可決

一、補助ヲ為スノ件 二月二十九日 原案可決

一、本村税賦課徴収条例設定ノ件 九月二十六日 原案可決

一、一時借入金ヲ為スノ件 二月二十九日 原案可決

一、本村督促手数料ニ関スル条例中改正ノ件 九月十六日 原案可決

一、区長及区長代理者ヲ定ムル件 二月二十九日 原案可決

一、本村手数料条例中改正ノ件 九月二十六日 原案可決

一、同伴 四月十九日 原案可決

一、本村諸給与条例中改正ノ件 九月二十六日 原案可決

一、村有財産処分ノ件 七月十二日 原案可決

可決

一、本村会計規程中改正ノ件 九月二十六日 原案可決

一、本村規程廃止ノ件 九月二十六日 原案可決

一、寄附ヲ為スノ件及ビ寄附採納ニ関スル件 九月二十六日 原案可決

十六日 原案可決

一、本村区内並区長及区長代理者設置規程中改正ノ件 十月二十五日 原案可決

十月二十五日 原案可決

一、区長及区長代理者ヲ定ムル件 十月二十五日 原案可決

案可決

一、本村名誉職村長ノ報酬並ニ有給助役収入役ノ給料改正ノ件 十月二十五日

改正ノ件 十月二十五日

一、昭和十五年度白子村民税納税義務者賦課額決定ノ件 十一月二十日 原案可決

件 十一月二十日 原案可決

一、昭和十五年度本村歳入歳出追加予算 十二月二十四日 原案可決

四日 原案可決

(三) 役場事務

文書発収総件数ハ三千四百八十三件其ノ類別左ノ如シ

| 発収別 | 掛別 |
|-------|-------|
| 収受件数 | 第一掛 |
| 發送件数 | 第二掛 |
| 計 | 計 |
| 二、四八九 | 三五四 |
| 五〇三 | 一三七 |
| 二、九九二 | 四九一 |
| | 三、四八三 |
| | 六四〇 |
| | 二、八四三 |

吏員出張左ノ如シ

| 地名 | 吏員別 | | 書記 | 同 | 同 | 計 |
|------|-----|----|----|----|----|-----|
| | 村 | 長助 | | | | |
| 浦和市 | 三一 | 一〇 | 二八 | 一四 | 八 | 一〇九 |
| 大宮市 | 一〇 | 六 | 一七 | 一 | 一 | 二六 |
| 朝霞町 | 一〇 | 七 | 八 | 三 | 一 | 二六 |
| 東京市 | 一一 | 三 | 五 | 一 | 二 | 二六 |
| 川越市 | 二 | 二 | 二 | 一 | 一 | 六 |
| 内間木村 | 一 | 三 | 三 | 一 | 一 | 六 |
| 大和田町 | 三 | 三 | 三 | 一 | 一 | 四 |
| 志木町 | 三 | 四 | 三 | 一 | 一 | 一〇 |
| 新潟県 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 蕨市 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 川口市 | 二 | 一 | 二 | 一 | 一 | 三 |
| 美谷本村 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 奈良県 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 新倉村 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 部 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 計 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 |

| | | | | | | | |
|------|----|----|----|----|----|-----|----|
| 合計 | 七〇 | 四〇 | 三〇 | 四八 | 四二 | 一七二 | 四七 |
| 合計日数 | 七五 | 四三 | 三〇 | 四八 | 四二 | 一七二 | 五五 |

(四) 教育

(小学校)

校長一名、訓導十五名、代用一名 計十七名ニシテ
 (内一名心召中) 本年ニ於ケル異動左ノ如シ

昭和十五年三月三十一日転補 訓兼長 池田 四郎
 同 同 訓導 峯岸 宗正
 同 同 同 並木 元正
 同 退職 代用 竹野谷文子
 同 同 代用 野本 豊子
 同 任命 訓兼長 筒井 操
 同 同 訓導 松沢 正二
 同 同 同 新井 ハル
 同 同 同 柳下 政子
 本年四月一日学年始ノ学齡児童数五四九名就学児童数
 五四九名ニシテ就学歩合百分ノ百ナリ
 本年度小学校経費ハ金七千四十三円ニシテ前年ニ比シ

金八千五百十八円減ゼリ、之レハ教員給料ノ県費支弁ニ依ルモノナリ

左ニ最近三ケ年間ニ於ケル小学校経費ヲ現在戸数六百十戸、人口三千六百二十人 児童尋常科四七九名、高等科七〇名計五四九名ノ各々一戸当り一人当りノ経費ヲ表示スレバ左ノ如シ

| 区別 | 年度別 | | |
|--------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | 昭和十三年度 | 昭和十四年度 | 昭和十五年度 |
| 一戸当り | 二四 ^円 三四七 | 二七 ^円 一九八 | 一一 ^円 三五九 |
| 一人当り | 四 一四二 | 四 六六四 | 一 九四六 |
| 児童一人当り | 二五 三〇八 | 二六 九二九 | 一二 八二九 |

(青年学校)

校長一名、助教諭七名、訓練指導員四名(内一名心召中)

生徒数男八三名、女五三名 計一三六名
 本年度経費ハ金千九百五十七円ニシテ前年ニ比シ金
 五百四十円増加セリ

(五) 衛生

本村衛生組合組織ハ大正十四年六月認可ヲ得タルモノ

ニシテ委員十六名ヲシテ区内ニ属スル衛生事務ノ施行ヲ督励シ、清潔方法ハ春秋二期ニ確實ニ之ヲ行ヒタリ近年伝染病患者ノ發生ニ鑑ミ県ニ於テ奨励シツ、アル予防内服薬ノ服用ヲ奨メ、又各地ニ天然痘ノ發生ヲ見ルニ至リタルヲ以テ本村ニ於テハ臨時種痘ヲ行ヒタリ、其ノ人員左ノ如シ

一、定期種痘

第一期 四月二十四日 七三人 内善感七三人、

不善感ナシ

第二期 四月二十四日 七〇人 内善感五四人、

不善感一六人

一、臨時種痘

四月二十六日、二十七日二日間ニ於テ二千五百人

種痘セリ

一、内服ワクチン

腸チブス内服薬 服用者 五二一人

赤痢、疫痢予防薬 服用者 三三〇人

一、腸チブス予防注射

第一回 五月二十三日、二十四日二日間

注射施行者 千五百人

第二回 五月三十日、三十一日二日間

注射施行者 千五百人

一、デフテリヤ予防注射

第一回 七月 十日

第二回 七月 十七日 } 注射施行者五百五十人

第三回 七月二十四日

一、乳幼児診査

八月二日、三日ノ兩日ニ互リ診査ヲ行ヒ受檢者八

十四名ニシテ其ノ結果左ノ如シ

良 四四名

栄養不良ナル者 二二名

疾病アル者 一八名

一、体力検査

国民体力法ニ依ル体力検査ハ十一月十一日、十三

日ノ二日間ニ互リ施行シ受檢者百名ニシテ概評ハ

可八十八名、要注意十名、要精檢二名ニシテ其ノ

後ノ体力指導管理モ本法ノ主旨ニ副フベク努力セ

リ

一、体力検定

本村体力検定会ハ十一月十九日本村小学校ニ於テ
開催シ参加人員一六三名ノ内、中級一名、初級二
五名ヲ数ヘ成績見ルベキモノアリ

一、伝染病発生状況

| | | | |
|-------|-----|-----|----|
| 腸チフス | 一名 | 内死亡 | ナシ |
| 赤痢 | 三名 | 同 | 同 |
| 疫痢 | 一〇名 | 同 | 四名 |
| 猩紅熱 | 一名 | 同 | ナシ |
| チフテリア | 一二名 | 同 | 一名 |
| 疫痢擬似症 | 二名 | 同 | 二名 |
| 赤痢擬似症 | 一名 | 同 | ナシ |
| 計 | 三〇名 | 同 | 七名 |

(六) 勸業

農業ニ関スル事項ハ総テ本村農会ニ於テ施行スルヲ以
テ村行政トシテハ施設ヲ行ハズ

(七) 兵事

本年壮丁検査人員三十九名(内本籍人三十四名、入寄
留者五名)ニシテ検査成績左ノ如シ

徵集延期者(法四一条二名 法三九条一名) 計三名
甲種八名、第一乙種一八名、第二乙種八名、第三乙
種一名、丙種一名、丁種三名

役種別

現役兵二六名、第一補充兵七名、第二補充兵一名、
徵集免除者四名
簡閲点呼参会人員
予備役一四名、後備役六名、第一補充兵一七名、第
二補充兵五名計四二名
右点呼ハ八月十一日朝霞第一小学校ニ於テ執行シ不参
者並ニ事故ナシ
入営兵奉告祭

十一月十八日昭和十五年度入営兵二十八名ニ対シ村
社熊野神社及氷川神社ニ於テ村長、名誉職、同年壯
丁者、親戚総代者参列ノ上奉告祭執行、小学校ニ於

テ送別会ヲ举行セリ

在郷軍人数(昭和十五年十二月末日現在)

陸軍 予備役二八名、後備兵四六名、第一補充兵役

一、二八名(内既教育三名、未教育一二五名)

第二補充兵役四六名、第一國民兵役一〇名

計二五八名ナリ

海軍 後備役三名

防空訓練

第一次防空訓練 昭和十五年六月七日ヨリ同十三日

マデ、七日間

第二次防空訓練 昭和十五年七月二十三日ヨリ八月

一日マデ、十日間

第三次防空訓練 昭和十五年十月一日ヨリ同五日マ

デ、五日間

(八) 土木

本年度予算經常部道路橋梁費千二百三十円、治水費二

十円、用悪水路費百一十円ヲ計上セリ

(九) 財政

本年度本村歳入歳出予算ハ通計金三万四千八百十六円ナリ

昭和十四年度決算ハ歳入金参万貳千九百四拾五円参拾参銭、歳出金参万壹千八百八拾九円九拾七銭ニシテ差

引残金壹千五拾五円参拾六銭ヲ昭和十五年度へ繰越セ

リ

本村諸積立金左ノ如シ

一、村基本財産積立金 金五千四百四円参拾八銭

一、小学校基本財産積立金 金九百八拾貳円九拾八銭

一、罹災救助資金積立金 金貳千参百六拾壹円四拾

七銭

本年扱ヒタル諸税左ノ如シ

| 區別 | 税目 | 徴収 | | 賦課金額 | 滞納人員 | |
|----|----|-----|--------|--------|------|------|
| | | 度数 | 令書発行人員 | | 税額 | 税額 |
| 国税 | 村税 | 一五二 | 七〇五 | 一三、〇八四 | 七九〇 | 円 |
| 県税 | 村税 | 一一一 | 四七四 | 三、四九三 | 三一〇 | 円 |
| 村税 | 村税 | 一一二 | 〇八四 | 七、五二九 | 九七〇 | 六 |
| | | | | | | 五一九〇 |

徴収成績ヲ前年ニ比スレバ左ノ如シ

| 年別 | 税種 | 国税徴収歩合 | 県税徴収歩合 | 村税徴収歩合 |
|-------|----|--------|--------|--------|
| 昭和十四年 | | 一、〇〇〇〇 | 〇、九九九一 | 〇、九八九九 |
| 昭和十五年 | | 一、〇〇〇〇 | 一、〇〇〇〇 | 〇、九九九三 |

(+) 戸籍

戸籍事務ニ関スル扱件数三二九件ニシテ其ノ内訳左ノ如シ

- 一、出生二二四件 内本籍者一〇六件 寄留者一八件
 - 一、死亡 八一件 同 七〇件 同 一一件
 - 一、婚姻 五七件 同 五七件 同 ナシ
 - 一、離婚 一件 同 一件 同 ナシ
 - 一、死産 九件 同 七件 同 二件
 - 一、其ノ他五七件 同 五七件 同 ナシ
- 寄留件数二〇二件 内入寄留者一二二件 出寄留者八〇件 戸籍謄抄本交付件数 七三四件ナリ

右町村制百十三条ニ依リ報告ス

昭和十六年二月二十七日

北足立郡白子村長 富沢英一

(昭和15、17年度 白子村議会会議録「和光市議会事務局蔵」)

二七二 昭和一六年度 白子村事務報告

昭和十六年北足立郡白子村事務報告

本村事務ノ状況ハ逐年増加ノ趨勢ニアリ殊ニ支那事変ノ勃発ニ伴ヒ各般ノ事務極メテ多端ナルモノアリ昭和十六年ニ於ケル概要ヲ叙スレバ左ノ如シ

(一) 本村ノ行政組織

名誉村長一名、有給助役一名、収入役一名、書記七名
 シ置キ処務規程ノ定ムル処ニヨリ二掛ニ分チ各掛長ヲ置キ所要人員ヲ配屬シ其ノ事務ヲ処理セシムト雖繁雜ノ場合ハ互ニ応援シ事務ノ渋滞ナキヲ期セリ、其他學務委員四名、区長九名、区長代理者九名ヲシテ各々其ノ分掌事務ヲ執行セシム

本年ニ於ケル吏員異動左ノ如シ

昭和十六年二月四日 退職 書記 大谷 道子

〃 〃 〃 就職 〃 小島 幸治

〃 〃 〃 年四月十一日 重任 村長 富沢 英一

昭和十六年七月 応召 書記 榎本 喜晴

二月十五日 満期 区長 田中 幸平

三月廿五日 就職 柳下 浩三

六月廿四日 重任 野浦 文三

年 日 加山健治郎

年 日 区長 浪間浅五郎

年 日 代理者 鳥井 政吉

(二) 村会 招集七回 開会日数八日 件名左ノ如シ

一、昭和十五年度本村歳入歳出追加更正予算 二月二

十七日 原案可決

一、昭和十六年度本村歳入歳出予算 二月二十八日

原案可決

一、昭和十六年度本村罹災救助資金歳入歳出予算 二

月二十八日 原案可決

一、補助ヲ為スノ件 二月二十八日 原案可決

一、本村歳計現金預入規程設定ノ件 二月二十八日

原案可決

一、一時借入金ヲ為スノ件

一、昭和十五年度本村歳入歳出追加予算 三月二十五

日 原案可決

一、本村税賦課条例中改正ノ件 三月二十五日 原案

可決

一、区長ヲ定ムル件 三月二十五日 原案可決

一、村長選挙ノ件 四月十日 原案可決

一、昭和十六年度本村歳入歳出追加予算 六月二十四

日 原案可決

一、区長及区長代理ヲ定ムル件 六月二十四日 同

一、寄附採納ニ関スル件 六月二十四日 原案可決

一、昭和十四年度本村歳入歳出決算認定ノ件 九月二

十九日 原案可決

一、昭和十四年度罹災救助資金歳入歳出決算認定ノ件

九月二十九日 原案可決

一、昭和十六年度本村歳入歳出追加予算 九月二十九

日 原案可決

一、寄附採納ニ関スル件 九月二十九日 原案可決

一、昭和十六年度本村民税納税義務者賦課額決定ノ件

十一月二十日 原案可決

一、昭和十六年度本村歳入歳出追加予算 十一月二十

三日 原案可決

(三) 役場事務

文書発収総件数八千四百七十七件、其ノ類別左ノ如シ

| 発収別 收受件数 發送件数 計 | 掛別 | | 計 |
|--------------------------|-------|-------|---|
| | 第一掛 | 第二掛 | |
| 二、五五七 | 九八七 | 三、五四四 | |
| 五二九 | 一〇四 | 六三三 | |
| 三、〇八六 | 一、〇九一 | 四、一七七 | |

吏員出張左ノ如シ

| 地名 | 吏員別 | | 書記 | 柳下 | 榎本 | 吉田 | 加山 | 小島 | 計 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 村長 | 助役 | | | | | | | |
| 浦和市 | 二四 | 一一 | 一三 | 一 | 二 | 二 | 一 | 一 | 一一 |
| 大宮市 | 四 | 三 | 六 | 一 | 二 | 二 | 一 | 一 | 一一 |
| 朝霞町 | 一 | 一 | 二 | 一 | 二 | 二 | 一 | 一 | 一一 |
| 東京市 | 四 | 一 | 九 | 一 | 二 | 二 | 一 | 一 | 一一 |
| 川越市 | 一 | 一 | 六 | 一 | 二 | 二 | 一 | 一 | 一一 |
| 内閣木村 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二 | 二 | 一 | 一 | 一一 |
| 大和田町 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二 | 二 | 一 | 一 | 一一 |
| 志木町 | 二 | 一 | 七 | 一 | 二 | 二 | 一 | 一 | 一一 |
| 蕨町 | 二 | 一 | 一 | 一 | 二 | 二 | 一 | 一 | 一一 |
| 川口市 | 二 | 一 | 一 | 一 | 二 | 二 | 一 | 一 | 一一 |
| 計 | 一一一 |

(四) 教育

(国民学校)

| 合計日数 | 部内 | 静岡 | 九州 | 鴻ノ巣町 | 横須賀市 | 所沢町 | 戸田村 | 新倉村 |
|------|----|----|----|------|------|-----|-----|-----|
| 六一 | 五五 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二 | 二 |
| 二五 | 二五 | | | | | | | 一 |
| 二七 | 二七 | | | | | | | |
| 七一 | 七一 | | | | | | | 二 |
| 四三 | 四二 | 二 | | | | | | |
| 一三 | 一三 | 一 | | | | | | |
| 一〇 | 一〇 | | | | | | | |
| 一一 | 一一 | | | | | | | |
| 二五 | 二四 | 二 | | | | | | |
| 五五 | 五三 | 二 | | | | | | 五 |

校長一名、訓導十六名、助教一名、計十八名ニシテ

本年度ニ於ケル異動左ノ如シ

昭和十六年三月三十一日任命 助教 稲垣 元子

同 同 訓導 木賀 恵子

同 退職 同 松沢 正二

本年四月一日学年始メ学齡児童数六百二十四名、就学児童数六百二十四名ニシテ就学歩合百分ノ百ナリ

本年度経費ハ金九千六百八十円ナリ

左ニ最近三ヶ年間に於ケル国民学校ノ経費ヲ現在戸数

六六〇戸、人口三、八九〇人、児童初等科五百四十八名、高等科七十六名ノ各々一戸当リ、一人当リノ經費ヲ表示スレバ左ノ如シ

| 區別 | 昭和十四年度 | | 昭和十五年度 | | 昭和十六年度 | |
|--------|--------|-----|--------|-----|--------|-----|
| 一戸当リ | 二七 | 一九八 | 一一 | 三五九 | 一四 | 六六六 |
| 一人当リ | 四 | 六六四 | 一一 | 九四六 | 二 | 四八八 |
| 児童一人当リ | 二六 | 九二九 | 一二 | 八二九 | 一五 | 五一二 |

(青年学校)

校長一名 教諭一名 助教五名 学科指導員 訓練

指導員六名(内二名応召中)

生徒数 男七九名 女四四名 計一二三名

本年度經費金三千二百六十二円ナリ

昭和十六年三月ニハ区長及議員ノ協力ニ依リ村内ヨ

リ寄附金壹千八百五円也募集シ銃器庫一棟建設シタ

リ

(五) 衛生

本村衛生組合組織ハ大正十四年六月認可ヲ得タルモノニシテ委員十六名ヲシテ区内ニ属スル衛生事務ノ施行

ヲ督励シ、清潔方法ハ春秋二期ニ確實ニ之ヲ行ヒタリ近年伝染病患者ノ發生ニ鑑ミ、県ニ於テ奨励シツ、アル予防内服薬ノ服用奨メ、又各地ニ天然痘ノ發生ヲ見ルニ至リタルヲ以テ本村ニ於テハ臨時種痘ヲ行ヒタリ、其ノ人員左ノ如シ

一、定期種痘

第一期 二月二十八日 八二人 内善感八一人

不善感 一人

第二期 二月二十八日 一一二人 内善感九七人

不善感 一五人

一、臨時種痘

三月十日、三月十一日、二日間ニ於テ二千三百三

十五人種痘セリ

一、内服ワクチン

腸チブス内服薬 服用者 一六〇人

赤痢、疫痢予防薬 服用者 七五〇人

一、腸チブス予防注射

第一回 五月二十一日 二十二日、二日間

第二回 五月二十八日 二十九日、二日間

注射施行人員 千六百九十人

一、蠅取紙ノ共同購入

蠅取紙 一、八〇〇枚

同 リボン 五〇〇個

一、乳幼児診査

十月八日(九脱之)ノ兩日ニ互リ診査ヲ行ヒ受検児數一一九

名 内男六名女五三名ニシテ其ノ結果左ノ如シ

良 一三名

普通 六四名

要注意 三六名

一、本年度發生シタル伝染病患者左ノ如シ

腸チブス 二名 内死亡 一名

赤痢 八名 " " ナシ

疫痢 六名 " " 一名

猩紅熱 二名 " " ナシ

チフテリア 四名 " " ナシ

一、体力検査

国民体力法ニ依ル体力検査ハ七月十七日及十九日

ノ二日間ニ互リ施行シ受検者一五三名ニシテ概評

ハ可一二八名、要注意二〇名、要精檢五名ニシテ

其ノ後ノ体力指導管理モ本法ノ主旨ニ副フベク努

力セリ

一、体力検定

本村体力検定会ハ十一月二日本村国民学校ニ於テ

開催シ参加人員二四四名ノ内上級一名、中級二

名、初級四三名ヲ數ヘ成績見ルベキモノアリ

(六) 勸業

農事ニ関スル事項ハ總テ本村農會ニ於テ施行スルヲ以

テ村行政トシテハ施設ヲ行ハズ

(七) 兵事

本年壯丁検査人員三十九名(内本籍人三十七名、入寄

留者二名)ニシテ検査成績左ノ如シ

徴集延期者二名

甲種八名(内一名令七条ニ依ル)第一乙種十三名、第

二乙種十一名、第三乙種一名、丙種五名、戊種一名

役種別 現役兵二十一名 第一補充兵八名、第二補充兵四名（内三名令七条ニ依ル） 徴集免除五名、

翌年再検査一名

簡閲点呼参会人員

予備役十三名 第一補充兵三〇名 第二補充兵十八名 計六一名

右点呼ハ八月六日朝霞第一国民学校ニ於テ執行シ不参者並ニ事故ナシ

入営兵奉告祭

十一月二十九日 昭和十六年度入営兵二十一名ニ対シ村社熊野神社及氷川神社ニ於テ村長、名誉職、同年壯丁者、親戚総代者参列ノ上奉告祭執行、国民学校ニ於テ送別会ヲ举行セリ

在郷軍人数 陸軍予備役九二名 第一補充兵役一三二名（内既教育三名、未教育一二九名） 第二補充兵役四七名 第一国民兵役一〇名 第二国民兵役六三名 計三四四名ナリ

海軍予備役二名 第一国民兵役一名

(八) 土木

本年度予算經常部道路橋梁費金千二百三十円、治水費金二十円、用悪水路費百十六円

(九) 財政

本年度本村歳入歳出予算ハ通計金三万六千八百六十円ナリ、昭和十五年度決算ハ歳入金三万三千八百十七円十六銭、歳出金三万二千六百七十一円五銭ニシテ差引残金壹千壹百四十六円十一銭ヲ昭和十六年度へ繰越セリ

本村諸積立金左ノ如シ

一、村基本財産積立金 金五千五百八十二円六

十一銭

一、国民学校基本財産積立金 金千五百五十三円四

一銭

一、罹災救助資金積立金 金二千三百六十三円九

十八銭

本年度扱ヒタル諸税左ノ如シ

| 科目 | 區別 | |
|----|----------------|--------------------------------|
| | 徴収度数 令書発付人員 | 賦課金額 |
| 国税 | 一六 | 一、五九四一六、九六一四二 <small>円</small> |
| 県税 | 一六 | 二、四二〇四、五一一〇一 |
| 村税 | 二八 | 四、〇六五一五、九八二九四 |
| | | 滞納人員 |
| | | 税額 |

徴収成績ヲ前年ニ比スレバ左ノ如シ

| 年別 | 税種 | 国税徴収歩合 | 県税徴収歩合 | 村税徴収歩合 |
|-------|----|--------|--------|--------|
| 昭和十五年 | | 一、〇〇〇〇 | 一、〇〇〇〇 | 〇、九九九三 |
| 昭和十六年 | | 一、〇〇〇〇 | 一、〇〇〇〇 | 一、〇〇〇〇 |

(付) 戸籍

戸籍事務ニ関スル扱件数三九二件ニシテ其ノ内訳左ノ

如シ

- 一、出生一六〇件、内本籍者一三七件 寄留者二三件
- 一、死亡 九〇件、同 七六件 同 一四件
- 一、婚姻 七五件 同 七三件 同 二件
- 一、離婚 ナシ
- 一、死産 四件 同 三件 同 一件

- 一、其他 六三件 同 六三件
- 寄留件数二二〇件 内入寄留者一三九件、出寄留者八一件 戸籍謄抄本交付件数五九一件ナリ、外ニ寄留謄抄本二一件
- 右町村制百十三条ニ依リ報告ス

昭和十七年二月二十七日

北足立郡白子村長 富 沢 英 一

(昭和15~17年度 白子村議会会議録) 和光市議会議務局蔵)

(イ) 大和町の発足

一七 昭和一七年一二月 町村合併に関する上申

議案第二十一号

白子村会

町村合併ニ関シ上申ノ件

本村ハ隣接新倉村ト住家連簷、交通、産業、経済、文化、教育、行政等諸般ノ事項ニ付緊密ナル関係ヲ有シ村民ノ生活上一体不可分ノ関係ニアルノミナラズ、本村將

来ノ發展ヲ計ル為ニハ此際新倉村ト合併スルヲ至当ト認ム

仍テ昭和十八年二月十一日ヲ期シ之カ実現ニ付尽力アラムコトヲ埼玉県知事ニ上申スルモノトス

昭和十七年十二月八日提出

白子村長 富沢英一

(昭和15~17年度 白子村議事会議録「和光市議事事務局蔵」)

一七三 昭和十七年二月 町名の決定

議案第二四号

白子村会

一 町名決定ニ関スル件

本件ハ白子村新倉村ヲ廃止両村区域ヲ以テ新町創設ニ際シ町名ヲ「大和町」ト決定スルモノトス

昭和十七年十二月二十六日提出

白子村長 富沢英一印

(昭和15~17年度 白子村議事会議録「和光市議事事務局蔵」)

一七四 昭和十八年七月 大和町区設置規則

議決第一〇号 議決書

一、大和町区設置規則設定ノ件

本件ハ原案ノ通り決議ス

昭和十八年七月二十七日議決

大和町会議長

大和町長 富沢英一印

大和町区設置規則

第一条 本町ハ処務便宜ノ為左ノ区ヲ設ク

名称 区域

大字白子 第一区 宿下組

同 第二区 宿上組、坂上

同 第三区 牛房、向山、越後山

同 第四区 市場、城山

同 第五区 宿中組

大字下新倉第一区 東本村、西本村、金島

同 第二区 吹上

大字下新倉第三区 谷戸、中新田

同 第四区 浅久保、二軒新田

大字新倉 第一区 長坂、合之道

同 第二区 田端、下井戸

同 第三区 半三池

同 第四区 上之郷、川岸

同 第五区 峰

同 第六区 漆台

同 第七区 原新田北組

同 第八区 原新田南組

区域ノ境界ハ旧慣ニ依ルモノトス

第二条 各区ニ区長及区長代理者各一人ヲ置ク

区長及区長代理者ノ任期ハ四年トス

補欠ニ依リ就任シタル者ノ任期ハ前任者ノ残任期

間トス

附則、本規則ハ昭和十八年四月一日ヨリ適用ス

(昭和18年度 大和町議会議録) 和光市議会議務局蔵)

二五 昭和一八年九月 大和町独立税軌道税設定 許可稟請及び許可

大和庶務第五号

町独立税軌道税設定ニ付許可稟請

本町独立税軌道税設定ニ付、別紙ノ通り町会ニ於テ町税 賦課徴収条例議決候ニ付、御許可相成度此段及稟請候也

昭和十八年九月七日

埼玉県北足立郡大和町長 富沢英一 囑

埼玉県知事 数藤鉄臣殿

軌道税新設ニ関スル理由書

本町財政ヲ通観スルニ、歳入金九万五千式百拾壹円也ニシテ相当多額ナルモ、本町ハ曩ニ四月一日旧白子村、旧新倉村ノ合併ニ因リ創設セル為、旧両村分ニ属スル歳入ノ未済額及旧新倉村分基本財産ヲ歳計現金中ニ加算、引継ヲ受クル等特殊ナル歳入アルニ依ルモノニシテ、且ツ又歳入中税収入ハ金五万四千参百四拾円也(内配付税金壹万七百八拾参円也)ニシテ、税収入中配付税ヲ除算スルトキハ金四万参千五百五拾七円也

然ルニ歳出ハ極力緊縮ヲ以テスルト雖、人件費、物件費共ニ増嵩ノ余儀ナキ実状ニシテ、加之町立青年学校ノ独立並ニ時局關係等ニ要スル諸費多額ナルモノアリテ、歳出ノ膨張ニ比シ財政ノ弾力ハ極メテ乏シク、之ガ補強ノタメ軌道税ヲ設定スル所以ナリ

而シテ東武鉄道東上線ハ、本町内ヲ通ズル大規模ナル民有工作物ニシテ、之ヲ課税客体トシテ選定スルモ負担ノ均衡上何等不適当ナラザルモノト認メ、且ツ従前旧白子、新倉ノ兩村ニ於テ賦課シ来リタルモノナリ、尚賦課率モ旧兩村ト同一ニ定メタルヲ以テ、従前ニ比シ特ニ負担ヲ重カラシムルコトナキノミナラズ納税義務者ハ基礎

強固ナル会社ニシテ、収入ヲ得ルニ於テ好個ノ財源ト認メタルニ依ルモノナリ

十八地収第五四一二号

許可案

北足立郡大和町

昭和十八年九月七日大和庶務第五一号稟請 軌道税設定ノ件許可ス

昭和十八年十月二日

知事

(参考トスベキ条例、予算額等別ニ調査済)

(埼玉県行政文書「昭和18年 地方部」昭4321)

二 大和町税賦課率表

大和町税賦課率表

| 税種 | 課税標準 | 課率 |
|----------------------|------|-----------|
| 国税附加税 (鈳区税附加税ヲ除ク) | 本 税 | 年額一円ニ付金二円 |
| 県税附加税 | 本 税 | 一円ニ付 金一円 |

| 町民税 | 舟税 | 自転車税 | 荷車税 |
|--|---|---|---|
| <p>納税義務者一人平均 金四円 「金五十銭ヲ均等 残額ヲ見立ニ依ル」</p> | <p>総噸數五噸(五十石)ノモノ 五噸(五十石)ヲ超エルモノ 遊船 内法縦全長四米未満 六米未満 七米未満 八米未満 九米未満 十米未満 十米以上ノモノ 發動機ヲ附着スルモノ</p> | <p>普通自転車 發動機ヲ附着スルモノ又ハ發動機ヲ有セズシテ一兩又ハ數兩ヲ有スル荷台ヲ附着スルモノ 發動機ヲ有シ且一兩若ハ數兩ヲ有スル荷台ヲ附着スルモノ 単ニ荷台ノミノモノ</p> | <p>荷馬車 牛車 荷積車ヲ牛馬ニ牽カシムルモノ 荷積車</p> |
| | <p>一艘ニ付 金四円七拾銭 半噸(五石迄)ヲ増ス毎ニ金三十五銭ヲ増課ス 一艘ニ付 金一円 十銭 同 金一円七十銭 同 金二円二十五銭 同 金二円八十銭 同 金三円四十銭 同 金三円九十五銭 一米迄ヲ増ス毎ニ金七十五銭ヲ増課ス 相当課額二十分ノ五ヲ加フ</p> | <p>一兩ニ付 金二円 同 金三円五十銭 同 金四円十八銭 同 金八十銭</p> | <p>一兩ニ付 金五四六十五銭 同 金五四六十五銭 同 金二四六十銭 同 金一四五十五銭</p> |

| | | |
|------|--------------------------------|--|
| 金庫税 | 外法(車ヲ除ク)○・三立方米迄 ○・三立方米以上ノモノ | 一個ニ付 金三円七十五銭 ○・○三立方米迄ヲ増ス毎ニ金三十五銭ヲ増課ス |
| 扇風機税 | | 一台ニ付 金三円七十五銭 |
| 屠畜税 | 牛 馬 犢(一歳未満ノモノ) 豚 羊 | 一頭ニ付 金一円 同 金七十銭 同 金三十銭 |
| 犬税 | | 同 金五円六十五銭 |
| 軌道税 | 一碼三十封度迄ノモノ 一碼三十封度ヲ超ユルモノ | 一米ニ付 金四銭 十封度迄ヲ増ス毎ニ金一銭ヲ増課ス但シ賦課期日直前一年分ノ營業年度利益配当六分未満ナルトキ八十分ノ三ヲ減ズ |

(埼玉県行政文書「昭和18年 地方部」昭4321)

第四節 教育と国民動員

(イ) 皇国民練成と軍事教練

一七 昭和一〇年六月 白子青年学校専任教員未設置
認可申請

青年学校専任教員ヲ設置シ得ザルニ付認可申請

北足立郡白子青年学校

右ハ左記ニ依リ専任教員ヲ設置シ得ザルニ付御認可相成
度此段及申請候也

昭和十年六月二十七日

埼玉県北足立郡白子青年学校

管理者 白子村長 富 沢 英 一 印

埼玉県知事 斎 藤 樹 殿

記

一、設置シ能ハザル理由

昭和十年度本村予算ハ戸数割一戸平均十八円八十三銭

ニシテ、本県一戸平均金十二円八十銭ニ対シ著シク負
担重ク、此上追加徴収スルコト甚ダ困難ナリ
二、設置シ得ル見込年月日

不詳

三、現在ノ教員俸給額

金三百六拾円

(埼玉県行政文書「昭和十年 学務部」昭3164)

一八 昭和一一年三月 新倉青年学校専任教員未設置
認可申請

第一〇五号

昭和十一年三月十日

埼玉県北足立郡新倉村長 鈴 木 左 内 印

埼玉県知事 斎 藤 樹 殿

青年学校専任教員未設置認可申請

標記青年学校専任教員設置ニ就テハ、村財源ノ関係上本
年度ハ設置シ能ハザルニ付キ、未設置ノ儀御認可相成度
此段申請候也

青年学校専任教員未設置認可に関する県内部文書

経 同

左記案ニ依リ昭和十年四月一日公布勅令第四十一号青年学校令付則第二項ニ依リ、別記市町村ニ対シ青年学校専任教員未設置ノ件本年度ニ限り認可相成可然哉

〔勅令第四十一号青年学校令付則第二項〕

（青年学校ノ専任教員ハ道府県立ノ学校ニ在リテ、文部大臣、其他ノ学校ニアリテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ当分ノ内ハ之ヲ置カザルコトヲ得）

未設置理由

主トシテ經濟上ノ困難ナル理由ニ依ル

（案）

郡（市） 町（村） 長（宛名別紙）

青年学校令付則第二項ニ依リ昭和十一年 月 日付申請
ニ係ル其（市、町、村）立青年学校専任教員未設置ノ件
本年度ニ限り認可ス

昭和十一年五月五日

知 事

| 郡 | 町村名 | 申請設置見込 期日 年月日 | 郡（市） | 町村名 | 申請設置見込 期日 年月日 |
|-----|-----|---------------------|------|-----|---------------------|
| 北足立 | 土合 | 三、七三、四、一 | 入間 | 芳野 | 三、六三、四、一 |
| 同 | 尾間木 | 四、二〇三、四、一 | 同 | 日東 | 三、六三、四、一 |
| 同 | 芝 | 三、三三、三、三 | 同 | 福岡 | 三、二二、三、四、一 |
| 同 | 与野 | 二、六三、四、一 | 同 | 大井 | 三、四三、四、一 |
| 同 | 上尾 | 三、六三、四、一 | 同 | 宗岡 | 三、五三、四、一 |
| 同 | 大谷 | 三、七三、四、一 | 同 | 柳瀬 | 三、四三、四、一 |
| 同 | 吹上 | 四、一 | 同 | 入西 | 三、三三、四、一 |
| 同 | 常光 | 三、七三、四、一 | 同 | 川角 | 三、三三、四、一 |
| 同 | 内間木 | 三、六三、四、一 | 同 | 高麗 | 三、六三、四、一 |
| 同 | 新倉 | 二、一〇 | 同 | | |

（埼玉県行政文書「昭和11年 学務部」昭3347）

一五 昭和十四年一〇月 白子御影奉安殿新築認可申請

御影奉安殿新築認可申請

白子尋常高等小学校校庭ノ一部ニ御影奉安殿新築寄附受
入ノ儀村会ノ議決ヲ経候ニ就テハ、御詮議ノ上御認可相
成度別紙関係書類相添ヘ此段及申請候也

昭和十四年十月二十一日

北足立郡白子村長 富 沢 英 一 印

埼玉県知事 土岐銀次郎殿

記

一、新築ノ事由

今般本村大字白子二十一番地新坂鉦一郎ヨリ、紀元二千六百年奉祝記念奉安殿建築指定寄附ノ申出有之、村会ハ之ガ受入ヲ決議シ之ヲ以テ本村小学校々庭ニ奉安殿ヲ建築シ、御影ヲ奉遷シ学校児童職員ヲシテ日夕奉拝セシメ、御聖恩ノ弥高キヲ深ク知ラシムル事ニ依リ国民教育ノ達成ヲ図ルト共ニ、一般村民ニモ亦御影奉拝ノ機ヲ与へ、皇室ヲ尊崇シ国体觀念ノ顕現高揚ニ資セムトスルニアリ

二、設計ノ大要

仕様書ノ通り(略)

三、起工及落成期日ノ予定

認可指令受領ノ翌日ヨリ起工

昭和十四年二月五日落成ノ予定

四、奉安殿、校庭及校舎ノ配置図

別紙ノ通り(略)

五、奉安殿構造図

別紙ノ通り(略)

六、奉安殿寄附採納ノ議決書

別紙ノ通り(略)

七、奉安殿仕様設計書

別紙ノ通り(略)

八、設計者、監督者氏名

北村甲子之助

九、常時及非常時ニ於ケル奉護方法

- (1) 常時学校職員交替ヲ以テ当宿直ヲナシ奉護ス
- (2) 非常時ノ場合

当宿直ハ勿論、学校職員役場吏員学務委員等奉置所ニ駆ケ付ケ奉護ス

(埼玉県行政文書「昭和15年 学務部」昭3934)

一〇 昭和一八年四月 大和町公立青年学校設置認可申請

公立青年学校設置認可申請

本町ニ於テ公立青年学校設置致候ニ付御認可相成度、青

年学校令施行規則第五十一条ニ依リ別紙事項ヲ具シ此段申請候也

昭和十八年四月一日 北足立郡大和町長職務管掌

埼玉県属 人 見 賢 治 園

埼玉県知事 大 津 敏 男 殿

目 録

- 一、名称
 - 二、位置
 - 三、学則
 - 四、生徒概数及学級編成
 - 五、開校年月日
 - 六、職員数及ヒ其ノ俸給手当額ノ予定
 - 七、経費維持ノ方法（昭和十八年度予算書）
 - 八、校地ノ地質及ヒ飲料水ノ適否
- 一、名称 埼玉県北足立郡大和青年学校
- 二、位置 埼玉県北足立郡大和町大字白子寺ノ上七百三十五番地

三、学則 別紙ノ通り

四、生徒概数及学級編成

一、生徒概数

| 男女ノ別 | 科及学年 | | 科 | 研究科 | 合計 |
|------|------|------|-----|-----|------|
| | 普通科 | 本 科 | | | |
| 男 | 第一学年 | 第二学年 | 普通科 | 本 科 | 第一学年 |
| | 第三学年 | 第四学年 | | | |
| 女 | 第一学年 | 第二学年 | 普通科 | 本 科 | 第一学年 |
| | 第三学年 | 第四学年 | | | |
| 計 | 八 | 四 | 四 | 三 | 二 |
| | 五 | 二 | 三 | 二 | 一 |
| | 六 | 三 | 三 | 三 | 二 |
| | 五 | 二 | 三 | 二 | 一 |
| | 七 | 四 | 三 | 二 | 二 |
| | 九 | 二 | 三 | 二 | 一 |
| | 四 | 〇 | 二 | 一 | 一 |
| | 三 | 三 | 二 | 二 | 二 |
| | 二 | 四 | 一 | 一 | 二 |
| | 四 | 六 | 一 | 〇 | 一 |
| | 〇 | 一 | 〇 | 〇 | 〇 |

二、学級編成 七学級内男 五学級
女 三学級

(男子部)

| 学 年 | 科 | 学 級 | | 合計 |
|------|-----|------|------|----|
| | | 第一学級 | 第二学級 | |
| 第一学年 | 普通科 | 40 | 37 | 77 |
| | 本科 | 20 | 23 | 43 |
| 第二学年 | 普通科 | 33 | 20 | 53 |
| | 本科 | 20 | 23 | 43 |
| 第三学年 | 普通科 | 33 | 20 | 53 |
| | 本科 | 20 | 23 | 43 |
| 第四学年 | 普通科 | 33 | 20 | 53 |
| | 本科 | 20 | 23 | 43 |
| 第五学年 | 普通科 | 24 | 23 | 47 |
| | 研究科 | 23 | 2 | 25 |
| 合計 | | 40 | 37 | 77 |

(女子部)

| 学級 | 第一学級 | | 第二学級 | 第三学級 |
|-----|------|------|------|--------------|
| | 普通科 | 本科 | 本科 | 本科 研究科 |
| 科 | | | | |
| | 第一年 | 第二年 | 第一年 | 第一年 第二年 |
| 学年 | 第一学年 | 第二学年 | 第三学年 | 第一学年 第二学年 |
| 生徒数 | 四 | 二 | 三三一 | 四二 |
| 合計 | 三八 | | 四二 | 五一 |

五、開校年月日 昭和十八年四月一日
六、職員数及び其ノ俸給手当額ノ予定

職員数

| 職名 | 男 | | 女 | | 計 |
|------|------|---|---|---|---|
| | 専任教員 | 一 | 二 | 一 | |
| 専任校長 | 三 | | | | |
| 指導員 | 三 | | | | |
| 兼任教員 | 二 | | | | |
| 計 | 九 | 二 | 二 | 一 | |

俸給手当ノ予定

校長給 月 一三五円 此金一六二〇円

専任教員給男三人、一人月八〇円 此金二八八〇円

女二人、一人月六〇円 此金一四四〇円

兼任教員給 二人、一人月二〇円 此金 四八〇円

教練科指導員三人、一人年手当 三六〇円

七、経費維持ノ方法

歳入

一、金壹万六千九百九拾五円也

金四千六百六拾四円也……………県費補助

内訳

歳出

一、金壹万六千九百九拾五円也

金壹万参千八百九拾五円也……………經常部予算高

金参千壹百円也……………臨時部予算高

八、校地ノ地質及飲料水ノ適否

地質、砂質壤土、飲料水ハ白子国民学校敷地内ニ在

ルタメ適

大和青年学校学則

第一章 総則

第一条 本校ハ青年学校令ニ依リ、男女青年ニ対シ其ノ

第四条 各科ノ教授及訓練期間ハ左ノ如シ

心身ヲ涵養スルト共ニ、職業及実際生活ニ須要ナル知

普通科 男子及女子各二年

識技能ヲ授ケ、以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ

本科 男子五年女子三年

目的トス

研究科 男子及女子各二年

第二条 本校ハ埼玉県北足立郡大和青年学校ト称シ大和

第三章 教授及訓練科目並ニ時數

町大字白子寺ノ上七百三十五番地ニ設置ス

第五条 本校ノ教授及訓練科目並ニ其ノ時數左表ノ如シ

第二章 科並ニ教授及訓練期間

第三条 本校ニ普通科、本科、研究科ヲ置ク

普通科(男子)

| 科目 | 課程及時數 | 教授及訓練課程 | | 第一学年及第二学年 | |
|--------|-------|---------|------|-----------|--------|
| | | 義務課程 | 增加課程 | 計 | 本校增加課程 |
| 修身及公民科 | 二〇 | 二〇 | 五 | 二五 | 五 |
| 普通学科 | 九〇 | 二五 | 一三 | 一七 | 一三〇 |
| 職業科 | 六〇 | 一五 | 七五 | 一二 | 一三〇 |
| 體操科 | 四〇 | 一〇 | 五〇 | 一一 | 一六二 |
| 合計 | 二一〇 | 五三 | 二六三 | 一四六 | 四〇九 |

普通科(女子)

| 科目 | 課程及 時数 | 教授及訓練課程 | 第一学年及第二学年 | |
|--------|-----------|---|--------------|-----------------------|
| | | | 義務課程 增加課程 | 計 本校 增加課程 總計 |
| 修身及公民科 | 二〇 | 国民道德ノ要領、国民ノ政治經濟及社会生活ニ関スル事項 講読、作文、習字、数学、音楽、実地修練 | 二〇 | 二五 |
| 普通学 | 八〇 | | 二〇 | 一〇〇 |
| 職業科 | 八〇 | | 二〇 | 一〇〇 |
| 家庭科 | 二〇 | | 一〇〇 | 一七 |
| 体育科 | 二〇 | | 二二 | 一七 |
| 合計 | 二一〇 | | 二四六 | 五〇九 |

本科(男子)

| 科目 | 課程及 時数 | 教授及訓練課程 | 本科第一学年及同第二学年 | |
|--------|-----------|---|--------------|-----------------------|
| | | | 義務課程 增加課程 | 計 本校 增加課程 總計 |
| 修身及公民科 | 二〇 | 国民道德ノ要領、国民ノ政治經濟及社会生活ニ関スル事項 郷土、祖国、近代日本、東洋、世界、家庭ト科学、自然界ノ 理法、宇宙ト地球、産業、講読、作文、読書ノ要領、記述、 数学、音楽、自由研究 農業ニ関スル須要ナル事項 教練(各個教練、部隊教練、陣中勤務、防空訓練、軍講読) 體操、競技、武道 | 二〇 | 二五 |
| 普通学 | 五〇 | | 一三 | 六三 |
| 職業科 | 七〇 | | 一八 | 八八 |
| 教練科 | 七〇 | | 一八 | 八八 |
| 合計 | 二一〇 | | | 一四六 |

| 科目 | 課程及 時數 | 義務課程增加課程 | | | | 本校 增加課程 | 總計 |
|--------|--|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------|----|
| | | 本科第一學年、 同第二學年 | 同第二學年、 同第三學年 | 同第三學年、 同第四學年 | 同第四學年、 同第五學年 | | |
| 修身及公民科 | 國民道德ノ要領、國民ノ政治經濟及社会生活ニ関スル事項 | 二〇 | 五 | 二五 | 五 | 三〇 | |
| 普通學科 | 郷土、祖国、近代日本、東洋、世界、家庭ト科学、自然界ノ 理法、宇宙ト地球、産業、講読、作文、讀書ノ要領、記述、 数学、音楽、自由研究 | 九〇 | 一三 | 一〇三 | 二七 | 一三〇 | |
| 職業科 | 農業ニ関スル須要ナル事項 | 七〇 | 一八 | 八八 | 一二二 | 二〇〇 | |
| 教練科 | 教練(各個教練、部隊教練、陣中勤務、防空訓練、軍事講話) 体操、競技、武道 | 一八〇 | 三六 | 二一六 | 一四四 | 三六〇 | |
| 合計 | | | | | | | |

本科(女子)

| 科目 | 課程及 時數 | 義務課程增加課程 | | | | 本校 增加課程 | 總計 |
|--------|---|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------|----|
| | | 本科第一學年、 同第二學年 | 同第二學年、 同第三學年 | 同第三學年、 同第四學年 | 同第四學年、 同第五學年 | | |
| 修身及公民科 | 國民道德ノ要領、國民ノ政治經濟及社会生活ニ関スル事項、 作法 | 二〇 | 五 | 二五 | 五 | 三〇 | |
| 普通學科 | 郷土、祖国、近代日本、東洋、世界、家庭ト科学、自然界ノ 理法、宇宙ト地球、産業、講読、作文、習字、讀書ノ要領、 記述、数学、音楽、自由研究 | 五〇 | 一三 | 六三 | 一七 | 八〇 | |
| 職業科 | 農業ニ関スル須要ナル事項 | 一一〇 | 二八 | 一三八 | 二二二 | 三五〇 | |
| 家庭科 | 衣服、食物、住居、衛生、育兒、敬老、一家ノ經濟、女子ト 家事 | 一〇 | 八 | 三八 | 一二 | 五〇 | |
| 體操科 | 体操、競技及遊戲 | 二一〇 | 五四 | 二六四 | 二四六 | 五一〇 | |
| 合計 | | | | | | | |

第四章 教授及訓練時期並ニ時刻

第六條 普通科、本科、研究科ノ学年ヲ分ケテ左ノ三学期トス

第一学期 自四月一日至 八月三十一日

第二学期 自九月一日至十二月三十一日

第三学期 自一月一日至 三月三十一日

第七條 本校ノ教授及訓練時刻ハ昼間トシ学校長之ヲ定

ム、但シ学校長ニ於テ必要アリト認メタルトキハ之ヲ

變更スルコトアルベシ

第八條 本校ニ於ケル教授及訓練時數及時刻ハ左表ノ如

シ、但シ時期ニ依リ變更スルコトアルベシ

一、男子

| 月 | | 要項 | |
|-------|-------|-------|----------|
| 六月 | 五月 | 四月 | 教授及訓練日數 |
| 五 | 六 | 七 | 普通科 |
| 五 | 六 | 七 | 第一学年(本科) |
| 五 | 六 | 七 | 第三学年(本科) |
| 五 | 六 | 七 | 第四学年(本科) |
| 五 | 六 | 七 | 研究科 |
| 至午後七時 | 至午後七時 | 至午後七時 | 普、本一、本二 |
| 至午後七時 | 至午後七時 | 至午後七時 | 本三、本四 |
| 至午後七時 | 至午後七時 | 至午後七時 | 本五、研究 |

二、女子

備考 本三、本四、本五、研究科ハ月平均二回午後三時始業

| 月 | | 要項 | |
|----|--------|----|-------|
| 七月 | 六月 | 五月 | 四月 |
| 四 | 三 | 二〇 | 一八 |
| 四 | 四 | 二〇 | 一八 |
| 四 | 四 | 二〇 | 一八 |
| 同 | 自午前十一時 | 同 | 自午後三時 |
| 同 | 自午前十一時 | 同 | 自午前九時 |
| 同 | 自午前十一時 | 同 | 自午後三時 |

| 合計 | 三月 | 二月 | 一月 | 十二月 | 十一月 | 十月 | 九月 | 八月 | 七月 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 八五 | 六 | 八 | 八 | 七 | 九 | 九 | 八 | 七 | 五 |
| 八五 | 六 | 八 | 八 | 七 | 九 | 九 | 八 | 七 | 五 |
| 八五 | 六 | 八 | 八 | 七 | 九 | 九 | 八 | 七 | 五 |
| 八五 | 六 | 八 | 八 | 七 | 九 | 九 | 八 | 七 | 五 |
| 四一〇時 | 自午後六時 | 自午後六時 | 自午後五時 | 自午後四時 | 自午後五時 | 自午後六時 | 自午後六時 | 自午後六時 | 自午後七時 |
| 三六〇時 | 自午後六時 | 自午後六時 | 自午後五時 | 自午後四時 | 自午後五時 | 自午後六時 | 自午後六時 | 自午後六時 | 自午後七時 |

| | | | | |
|-----|-----|-----|----------------|----------------|
| 八月 | 四 | 四 | 同 | 同 |
| 九月 | 六 | 五 | 自午前十一時 | 自午前十一時 |
| 十月 | 六 | 六 | 同 | 同 |
| 十一月 | 六 | 六 | 同 | 同 |
| 十二月 | 二〇 | 二〇 | 自午前九時 至午後三時 | 自午前九時 至午後三時 |
| 一月 | 一八 | 一八 | 同 | 同 |
| 二月 | 一七 | 一七 | 同 | 同 |
| 三月 | 一七 | 一七 | 同 | 同 |
| 合計 | 一三九 | 一三九 | 五〇九時 | 五一〇時 |

第五章 式日及休日

第十条 紀元節、天長節、明治節及一月一日ニハ職員生

徒学校ニ参集シテ拝賀ノ式ヲ行フ

第十一条 本校ノ教授及訓練ヲ行ハザル日左ノ如シ

一、祝祭日、国家並氏神祭日、開校記念日

二、夏季休業日 自 八月 一日 至八月卅一日

三、冬季休業日 自十二月廿五日 至一月 七日

四、春季休業日 自 三月廿五日 至三月卅一日

五、学校長ハ必要ニ応ジ第二号以下ノ休業日ト雖モ教

授及訓練ヲ為スコトアルベシ

第六章 入学委託及転学

第十二条 本校生徒ノ入学ハ毎年四月一日トス、但シ特

別ノ事情アルモノハ中途入学セシムルコトアルベシ

第十三条 本校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ左ノ如シ

一、普通科 国民学校初等科修了者又ハ之ニ相当スル

素養アルモノニシテ年齢十二歳以上ノモ

ノ

一、本科 普通科修了者、国民学校高等科修了者又

ハ之ニ相当スル学歴及素養アルモノニシ

テ年齢十四歳以上ノモノ

一、研究科 本科卒業者又ハ之ニ相当スル学歴及素養

アルモノ

第十四条 本校ニ入学セントスル者ハ保護者後見人又ハ

使用主連署ノ上、第一号様式ノ入学届ヲ学校長ニ差出

スベシ

第十五条 本校生徒ニハ所定ノ青年学校手帳ヲ常時携帯

セシム

第十六条 生徒ニシテ生業其ノ他ノ事由ニ依リ、一時他

ノ青年学校ニ於テ教授及訓練ヲ受ケントスルトキハ、其ノ事由ヲ具シ青年学校手帳ヲ添へ、教授及訓練ノ委託方ヲ学校長ニ願出ツベシ

第十七条 他ノ青年学校ニ委託セラレ教授及訓練ヲ受ケタル者、其間終了シタルトキ又ハ其ノ他ノ事由ニ依リ委託教授及訓練ヲ止メタルトキハ、青年学校手帳ヲ添へ其ノ旨学校長ニ届出ツベシ

第十八条 転学セントスルモノハ其ノ事由ヲ具シ保証人連署ノ上学校長ニ届出ツベシ
転学ヲ許可セラレタルトキハ青年学校手帳ヲ提出シ、

出席時数其ノ他必要ナル事項ノ記入証明ヲ受クベシ

第七章 課程ノ修了及卒業

第十九条 本校課程ノ修了及卒業ノ認定ハ出席時数其ノ他平素ノ学修状況等ニ依リ之ヲ行フ、平素ノ出席時数及平素ノ成績ヲ考查シテ適宜之ヲ定ム

第二十条 所定ノ課程ヲ修了又ハ卒業セリト認メタル者ニ対シテハ、修了証(第二号様式)卒業証(第三号様式)ヲ授与ス

第八章 賞罰

第二十一条 学校長ハ精勤ナル者、品行方正学術優等又ハ奇特ノ行為アリテ、他ノ生徒ノ模範トスルニ足ルモノヲ表彰スルコトアルベシ

第二十二条 生徒ニシテ校則ニ違背シ、其ノ他不都合ノ行為アリタルトキハ之ヲ懲戒ス

第九章 講習

第二十三条 本校ハ卒業者、修了者、在学者及本町民ノタメ随時講習ヲ開クコトアルベシ

附則

第二十四条 本則実施ニ関スル細則ハ学校長之ヲ定ムルコトヲ得

第二十五条 本則ハ昭和十八年四月一日ヨリ実施ス
(「教学」昭和18年 和光市教育委員会蔵)

一八 昭和一八年一一月
私立新倉芝浦工作機械青年学校
設置者変更認可申請

昭和十八年十一月二十日

東京都京橋区銀座西五丁目二番地

芝浦工作機械株式会社

取締役社長 古市龍雄

埼玉県大和町長 富沢英一殿

私立青年学校設置者変更認可申請

標記ノ件ニ関シ、私立日本高速精機工業青年学校ノ設置者タル日本高速精機株式会社ハ芝浦工作機械株式会社ニ併合セラレ、其ノ引継校タル私立新倉芝浦工作機械青年学校ノ設置者ヲ左記ノ通り変更致度ニ付、青年学校令施行規則第五十四条ニ依リ御認可相受度、別紙書類御進達相成度此段及御願候也

記

一、校名及所在地

私立新倉芝浦工作機械青年学校

埼玉県北足立郡大和町字下新倉一六七〇番地

一、旧設置者

埼玉県北足立郡大和町字下新倉一六七〇番地

日本高速精機株式会社

一、新設置者

東京都京橋区銀座西五丁目二番地

芝浦工作機械株式会社

取締役社長 古市龍雄

以上

(「教学」昭和18年 和光市教育委員会蔵)

代表取締役 石光真俊

(四) 国民精神の動員

一八 昭和七年九月 神社功労者功績表彰

神社功労者功績表彰ノ件同

本年十月十六日川越市ニ於テ、川越市入間郡連合神社氏子総代会主催トナリ県下郡市神社氏子総代連合会開催ニ付、同会ヲ機トシ県下ニ於ケル神社功労者表彰方ニ関シ、主催會長ヨリ別冊ノ通上申書提出ニ付取調候処、功労者ト認ムベキモノハ一市九郡ニ互リ総員拾九名ニシテ、右ハ各郡市総代会ヨリ提出ノ分ヲ厳選上申セルモノニ有之、其ノ

功績ニ付テハ計数上著シキ差違有之候得共、營繕ノ如キ其ノ難易ハ畢竟氏子ノ資力如何ニ依ルモノ有之、今回ノ被上申者ハ比較上甲乙存スルモ、当該郡市ニ於テハ相当功績アルモノト認メラレ候ニ付、地方ノ情況ヲ斟酌セラレ左案ノ通行賞御詮議可相成哉

県社以下神社ノ神職氏子崇敬者功績表彰規程

明治四十四年十二月十九日
埼玉県訓令第四十七号

第一条 県社以下神社ノ神職氏子崇敬者ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニハ功績表彰状ヲ附与ス

一、神職トシテ職務ニ精励能ク社務ヲ挙ケ他ノ模範タル者

一、氏子崇敬者トシテ能ク神職ヲ輔佐シ、社殿ノ改修或ハ維持方法ノ確立其他施設上ニ就キ特ニ功績アル者

第二条 功績表彰状ヲ附与シタルトキハ之ヲ県報ニ公示ス

第三条 功績表彰状ヲ附与セラレタル者アル神社ハ之ヲ

神前ニ奏告シ、且其顛末ヲ記録シテ永久保存スベシ
第四条 郡長ニ於テ第一条ニ該当スル者アリト認ムルトキハ知事ニ具状スベシ

| | | | | | | | |
|-------------|----------------|----------------|----------------|--------------|--------------|----|----|
| 鎮座地 | 社格 | 神社名 | 神社 | 神位階 | 氏名 | 年齢 | 職業 |
| 北足立郡 白子村 | 村社 | 熊野神社 | 氏子 總代 | 正八位 敷八等 | 富沢義三郎 | 七六 | 一 |
| 總代動統 年数 | 神 社 寄附金額 | 境 内 擴張坪数 | 神 社 合併社数 | 境内整頓 總工費額 | 基本財産 造成總額 | | |
| 四五 | 八一〇円 | 五八三坪 | 三社 | 一円 | 一、三九四円 | | |

入氏第三七号
昭和七年九月二十日
川越市連合氏子惣代會長印

埼玉 県 知 事 殿
埼玉 郡 熊 野 社 殿

神社功勞者表彰方ノ件上申
本年四月第一回県下神社氏子惣代会連合会ニ於テ、決議相成候神社功勞者表彰方ノ義ニ付、下記ノ通り各郡ヨリ調書提出有之候ニ付テハ、可相成全部表彰方御詮議相仰度此段上申仕候也

記

北足立郡白子村

富沢義三郎

(以下一八名略)

神社功勞者事績調書

北足立郡白子村大字白子鎮座

村社熊野神社氏子總代人

富沢義三郎
安政四年十二月二八日生

一、勤続年数 明治廿年五月氏子總代人ニ就職シ現在ニ至ル勤続年数四十五年三月月

一、昭和五年四月覆殿、幣殿、拜殿 新築ニ際シ金五百五拾円工費ニ寄附

一、明治四十三年陸軍省ヨリ戦利品下附セラル、ニ付キ其記念トシテ碑文建設ノ際金三拾円ヲ工費ニ寄附

一、大正二年敷石及ビ石段新築ノ際金拾円ヲ工費ニ寄附

一、明治四十四年境内整地ノ際金二十円ヲ工費ニ寄附シ

工事人夫十数人ニ中食ヲ出シ工事ノ副長トナリ大ニ尽カス

一、昭和七年八月殿内調度品新調ニ際シ金貳百円ヲ購入

費ニ寄附

一、職業

一、公職記録

明治二十年五月二日白子三等郵便局長任命

同二十二年七月一日白子村長任命同二十五年三月退職

明治卅七、八年日露戦役ノ際郵便事務取扱ノ功勞ニヨ

リ同三十九年四月一日賞勲局ヨリ金二拾円下賜

明治四十一年十月十日勤続ノ功ニ依リ正八位ニ叙セラ

ル(宮内省)

明治四十三年十二月廿六日勲八等瑞宝章ヲ賜フ

大正二年四月十七日多年奉職ノ功ニ依リ金參百円ヲ通

信省ヨリ給与ス

大正 年 月郵便局長退職

以上

参考

右富沢家ハ旧幕時代ノ門閥家ニシテ社会ノ崇敬最モ厚ク

殊ニ村社ノ隣地ナルガ故ニ崇拜ノ念深ク、連月三日(一

日、十五日、二八日)ハ当主自ラ夙ニ起キ家僕ヲ引連レ

社頭ヲ掃除シ能ク神職ヲ補佐シ社務ヲ勤ム、現在当次男(マツ)
(八九)
ニ白子郵便局長ノ職ニアリ
右調査候也

北足立郡白子村々社熊野神社

社掌 前 田 寿㊦

(埼玉県行政文書「昭和7年 社寺部」昭2556)

一八三 昭和八年四月
新倉小学校での軍事活動写真会
開催の回達

(至急)

明四日午後七時より本村小学校に軍事活動写真が有りますから、皆様にて御覧下さる様御通知申上ます

昭和八年四月三日

組 長

半三池組御中

(桜井 晃家文書 50—313)

一八四 昭和八年一二月
親王殿下御誕生祝賀国旗掲揚の
回達

親王殿下 今朝(十二月二十三日)午前六時三十九分御誕生被遊候趣キ其ノ筋ヨリ御報有之候付、本日ハ毎戸国旗ヲ掲シ祝意ヲ表セラル、様、御組内毎戸へ御周知相成度此段及通達候也

昭和八年十二月二十三日

新倉村長 鈴木左内

半三池組長桜井要文殿

大至急御廻し下さい

(桜井 晃家文書 50—313)

一八五 昭和九年四月
靖国神社臨時大祭について
国旗掲揚の回達

一〇七

来ル本月二十七日靖国神社臨時大祭ニ付、当日ハ国旗ヲ掲揚シ敬意ヲ表セラル、様、其ノ筋ヨリ通牒有之候ニ付御組内毎戸へ御周知相煩シ度此段及移牒候也

昭和九年四月二十五日

新倉村役場

大至急

昭和九年四月廿六日

半三池組長

半三池組御中

本月二十七日ハ靖国神社ノ臨時大祭ニ付キ、当日ハ国旗ヲ立テ、下サイ

(桜井 晃家文書 50—313)

一六 昭和九年六月 東郷元帥国葬について国旗掲揚の
回達

一五〇

来ル本月五日ハ東郷元帥ノ国葬ニ付、諸官衙公署各学校ハ弔旗ノ掲揚、及一般民ニ於カレテモ弔旗ヲ掲揚シ、營業以外ハ歌舞音曲ヲ御遠慮ノ上弔意ヲ表セラレ度旨通牒有之候条、御組内毎戸へ御周知相成度此段及通達候也

追テ当日ハ休業ノ上弔意ヲ表セラレタシ

昭和九年六月四日

新倉村長 鈴木左内

半三池組長桜井要文殿

(桜井 晃家文書 50—313)

一七 昭和十一年六月 神社による社会教化事業

神社ニ依ル社会教化ニ関スル件

内務省神社局長ヨリ学務部長会議ニ於ケル協議事項ニ付別紙ノ通申越サレ候ニ付テハ右ニ対スル意見左記ノ通ニテ可然哉

埼玉県ニ於テ神社ヲ中心トシテ行ハレツツアル

社会教化事業

近来思想ノ動揺ト世相ノ変調トニ鑑ミ、神社ヲ中心トスル社会的施設提唱セラレ、且神職ノ社会教化ヲ論議セラルルコトハ、神社行政上注目スベキコトナルガ、畢竟祭典ガ無言ノ一大教化ナル所以ニシテ神職ノ社会進出要望ノ声ヲ聞クニ至リシコトハ、神職ノ地位向上ヲ示スモノトイフベク神職ノ職責モ亦重且大ナルヲ認ム。

埼玉県ニ於ケル神社数ハ式千三百六社ニシテ、神職数ハ三百八拾三名ヲ算ス、即チ神職一名ニ付平均神社数六社ニ相当セリ、埼玉県ハ県社以下神社ニ於ケル神職ノ兼務ニ関シテハ、大正七年十月県令ヲ以テ距離ハ一里以内、

社数ハ七社以内トシ、其ノ制限ヲ励行シツ、アリト雖モ、本務神職ヲ常置シ得ザル神社多数ノ結果、兼務制度ヲ徹底スル能ハザル状態ナリ、要スルニ神職ノ社会教化ノコトハ、建国ノ大義ニ基キ国史ノ成跡ニ依リ、皇国臣民トシテノ進路ヲ宣明スル一大精神運動ニアルヲ以テ、神社ガ各種団体トノ連絡ヲ図リ、神職ノ社会進出ヲ促シ、以テ国体精神ヲ強調センコトハ、現下ノ時局ニ際シ頗ル緊要ノコトナリト信ズ、惟フニ神職ハ国家ノ宗祀ニ従ヒ、熱烈ナル信念ト敬虔ナル祭式ヲ以テ、恪勤精勵シ常ニ学徳ノ向上ト祭式ノ修練ニ努メ、国民ノ儀表タルベキ重大ナル職責ヲ有スルガ故ニ、一層祀典重修ニ努ムルヲ督励スルハ必然ノコトナリト雖モ、神職ノ待遇ハ頗ル菲薄ニシテ、其ノ体面保持上待遇改善ノコトハ切ニ考慮ヲ要スルモノアリト認ム、サレバ神社ニ依ル社会教化ノ如キ又之ニ伴フ神職ノ社会進出ノ如キモ、其ノ方法ヲ誤ルトキハ、動モスレバ唯物的トナリ社入増加ニ着眼シ、神職ノ職業化ヲ馴致スル等種々ノ弊風ヲ惹起スルガ故ニ、是等ノ弊風矯正ニ関シテハ監督ヲ厳正ニシ、神職神

勤ノ余力ヲ以テ、神社ニ依ル社会教化事業ニ向ツテ、銳意邁進セシムルノ急務ナルコトヲ認ム、從來埼玉県ハ神社ノ社会的施設ニ関シテハ、深ク勸奨ヲ加ヘザルモ県下全般ニ行ハルルモノニシテ、社会教化ニ交渉アリト認ムルモノ左記ノ如クナルカ、埼玉県ニアリテハ從來県郡市神職団体ニ対シ、毎年度県費補助金ヲ交付シ神職ノ教養ニ努メツ、アリ、就中現任神職ノ学術ノ向上ト精神ノ修養トニ力ヲ致シタル結果、漸次神職ノ素質モ改善セラレツ、アルヲ以テ、市町村ニ於ケル神社ト青年学校トハ相互ニ連絡ヲ通ゼシメ、青年学校ニ於テ神職ヲシテ国体精神ヲ隨時講明セシムベク県下全般ニ其ノ実行ヲ勸奨シツ、アリ、尚将来神職ノ社会進出ニ関シテハ一層神社神職ヲ督励シ、県下各種団体ト協調セシメ、神職ノ精神運動ヲ促進シ、以テ国民精神ノ作興ニ寄与センコトヲ期セントス

從來神社ヲ中心ニ行ハレツ、アル社会教化事業

一、神社ニ行ハルルモノ

神宮参拝団ノ組織 初穂組合ノ組織 旱天修養会ノ

組織 入学卒業祭 入退營奉告祭 出征凱旋奉告祭
武運長久祈願祭 農村經濟更正宣誓祭 選舉肅正宣
誓祭

一、神社外二行ハルルモノ

治水土功建築起工地鎮竣工祭 神饌田播種田植拔穂
祭 戦病死者慰靈祭

(埼玉県行政文書「昭和11年 社寺部」昭3273)

一八、昭和一四年二月 銃後奉公会組織化の訓令

埼玉県訓令第九号

市町村長

国民皆兵ノ本義ヲ愈々闡明シ隣保相扶ノ精神ヲ昂揚シテ
銃後奉公ノ完璧ヲ期スルハ、平時戦時ヲ問ハズ国運伸張
ノ要諦ナリ

今次支那事変ノ發生スルヤ銃後々援ノ団体ハ殆ド各市町
村ニ普及シ其ノ実績顕著ナルモノアリト雖モ、時局ノ推
移ニ鑑ミルトキハ斯ノ種団体ヲシテ右ノ本義ト精神トヲ
基調トスル挙郷一致ノ単一団体タラシメ、且曩ニ設立セ

ラレタル^{恩賜}財團軍人援護会並ニ同本県支部トモ緊密ナル連
繋ヲ保タシメ、以テ銃後奉公ノ万全ヲ期スルハ刻下喫緊
ノ要務タルヘシ

今般政府ノ方針ニ則リ斯ノ種団体ノ機構ヲ整備統一シ平
時戦時ヲ通シテ其ノ育成發達ヲ図ラントス
各位ハ宜シク此ノ趣旨ヲ体シ銃後奉公会ヲ組織シ克ク地
方ノ実情ニ即シテ所期ノ目的達成ニ遺憾ナキヲ期セラル
ベシ

昭和十四年二月七日 埼玉県知事 土岐銀次郎

(「埼玉県報」昭和十四年二月七日)

一九、昭和一七年五月 大日本婦人会新倉村支部結成式の
通知

昭和十七年五月四日

大日本婦人会新倉村支部長 上原さく

第四班長 星野すい殿

来ル本月六日午後一時ヲ期シ、当村国民学校ニ於テ当支
部結成式並ニ国婦新倉村分会ノ解散式ヲ挙行致シマスカ

ラ、貴班内会員ニ対シ当日ハ洩レナク出席致ス様御通知
方御依頼申上マス

追テ服装ハ簡素ヲ旨トセラレタシ、現在ハ一定ノ服装ハ
制定致サレテ有リマセンカラ御承知クダサレタシ

(星野 茂家文書 62-286)

一九〇 年月不詳 大日本婦人会入会の勧め

大日本婦人会入会ノ勧め

国家ノ興亡ハ婦人ノ力ニ俟ツコトガ大デ有リマス、建国
悠久三千年炳トシテ輝ク我が国威ハ皇国伝統ノ婦道ノ発
揚ニ負フモノガ甚ダ多イノデ有リマス、今ヤ我が国ハ大
東亜戦争ノ完勝ヲ期シテ一億国民一丸トナツテ此ノ難局
ヲ打チ越ヘテ行カネバナラヌ大切ナ時ニ際会イタシマシ
タ、皇国婦人ノ使命今日ヨリ大ナルハナイノデアリマ
ス、此ノ重大ナル責務ヲ担フ我が国全婦人が打ツテ一丸
トナリ、皇国伝統ノ婦道ニ則リ修身齊家奉公ノ至誠ヲ捧
ゲテ時難ヲ克服シ国運ヲ伸張スルタメ朝野ノ要望ニヨッ
テ大日本婦人会ハ生レマシタ

男子ハ銃剣執ル戦線ヘ我等婦人ハ銃後ノ総力軍ヘ応召ス
ル氣持デ一人残ラズ大日本婦人会ニ入会シテ銃後婦人ノ
大同団結ヲ作り、以テ御国ノ為メニ尽シマセウ

一、本申込書ハ世帯主ニ於テ其ノ世帯内ノ会員ヲ
取纏メ提出スル趣旨ナルコト

備考 二、本人ガ世帯主ナルトキハ「同人」ト記載スル

コト

三、会費ハ一人年六十銭(但シ減免ノ規定アリ)

(星野 茂家文書 62-285)

一九一 昭和一八年五月 宗教団体の法の施行に伴う報告書

報告書

宗教団体の法施行細則第十四条ニ依リ左記書類別紙ノ通り
及報告候也

昭和十八年五月三十日

埼玉県北足立郡大和町

長照寺住職 寺元 覚 順

一、布教ノ状況

主ナル儀式行事

| 年月日 | 儀式行事ノ名称 | 儀式行事ノ場所 | 集合人員 | 備考 |
|---------|---------|---------|------|------------|
| 一七、八、二五 | 施餓鬼会 | 長照寺 | 九〇 | |
| 一七、九、二四 | 彼岸会 | 同 | 一〇〇 | |
| 一七、一〇、四 | 慰霊祭 | 同 | 七〇 | 銃後奉公会ト共同主催 |
| 一八、三、二一 | 彼岸会 | 同 | 八〇 | |
| 一八、三、二四 | 慰霊祭 | 同 | 四〇 | 郷軍分会ト共同主催 |

二、公益事業ノ状況

共同炊事

昭和十七年十月二十六日ヨリ十一月八日ニ至ル農繁期共同炊事所ヲ開設シ延人員一五二一人分ノ炊事ヲ為シ其ノ結果概ネ良好ナリ

三、処務ノ概要

会議ニ関スル事項

| 会議名 | 開会年月日 | 會議事項 | 會議ノ結果 |
|------|---------|-----------|-------|
| 總代会議 | 一八、一、二四 | 金屬供出ニ関スル件 | 可決 |

檀信徒数

檀信徒数 一五三戸

其ノ他重要事項

昭和十八年一月二十四日金屬回収ニ際シ半鐘外二十二

点銅、鉄製品ヲ供出ス

昭和十八年五月卅一日

天理教白子分教会

教会主管者 篠崎 浅五郎

一、布教ノ状況

教会主管者外五名ノ布教者ニテ教会所在地附近ノ布

教ニ従事ス

二、公益事業ノ状況

諸工場ヘノ勤勞奉仕

宮城前広場工事ヘ奉仕

軍病院慰問

昭和十八年五月卅一日

地福寺住職 鎌田 良賢

教義ノ宣布

一、布教ノ状況

| 寺院内外ノ區別 | 回数 | 集合延人員 | 備考 |
|---------|----|-------|--------|
| 寺院内布教 | 六 | 五二〇 | 常会布教其他 |
| 寺院外布教 | 一七 | 二、一二〇 | 学校軍人会 |

主ナル儀式行事

| 年月日 | 儀式行事ノ名称 | 儀式行事ノ場所 | 集合人員 | 備考 |
|-------|---------|---------|------|--------|
| 十二月八日 | 戦没将兵慰霊祭 | 国民学校 | 六八〇 | 村内寺院主催 |

三、処務ノ概要

会議ニ関スル事項

| 会議名 | 開会年月日 | 会議事項 | 会議ノ結果 |
|-----|---------|--------------|-------|
| 総代会 | 八年一月廿六日 | 梵鐘其他金属仏具供出ノ件 | 協議可決 |

檀信徒数

| 檀信徒数 | 信徒数 | 計 |
|------|-----|------|
| 二〇〇戸 | 戸 | 二〇〇戸 |

昭和十八年五月三十日

東林寺住職 石井明憲

一、布教ノ状況

主ナル儀式行事

| 年月日 | 儀式行事ノ名称 | 儀式行事ノ場所 | 集合人員 | 備考 |
|------------|---------|---------|------|---------|
| 十七、五、一〇、二五 | 護摩供 | 東林寺 | 一〇〇 | 出征軍人祈願祭 |
| 十八、一、二五 | 護摩供 | 東林寺 | 三〇〇 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 四六〇 | 〃 |

三、処務ノ概要

会議ニ関スル事項

| 会議名 | 開会年月日 | 会議事項 | 会議ノ結果 |
|-------|----------|--------|----------|
| 信徒総代会 | 昭和一八、一、四 | 小作徴収ノ件 | 完了 |
| 同 | 昭和一八、一、八 | 金属供出ノ件 | 半鐘其他仏具供出 |

檀信徒数

| 檀信徒数 | 信徒数 | 計 |
|------|------|------|
| 一七戸 | 二〇〇戸 | 二一七戸 |

昭和十八年 月 日

真言宗白子教会 兼務教会主管者

新村覚尊

一、布教ノ状況

主ナル儀式行事

| 年月日 | 儀式行事ノ名称 | 儀式行事ノ場所 | 集合人員 | 備考 |
|-----------|--------------|---------|------|----|
| 十七年 五月廿八日 | 戦勝祈願 護摩 | 本堂 | 二十五名 | |
| 同年 九月廿八日 | 武運長久 護摩 | 同 | 二十一名 | |
| 同年 十二月廿二日 | 講中総祈願 護摩 | 同 | 三十六名 | |
| 十八年 二月廿八日 | 戦勝祈願 護摩 武運長久 | 同 | 二十名 | |

三、処務ノ概要

檀信徒数

信徒数 二百五十戸

昭和十八年 月 日

東明寺住職 橋 本 敬 道

処務ノ概要

会議ニ関スル事項

| | | | |
|-----|------------|------------|-------|
| 会議名 | 開 会 年 月 日 | 会 議 事 項 | 會議ノ結果 |
| 総代会 | 昭和十七年十二月九日 | 梵鐘・天水受応召ノ件 | 承認 |

檀信徒数

檀徒数 十六戸

其ノ他重要事項

昭和十八年一月廿九日 梵鐘並ニ天水受応召

年 月 日 妙典寺住職 永 長 純 厚

一、布教ノ状況 自昭和十七年四月一日起至昭和十八年三月三十一日

主ナル儀式行事

| 年 月 日 | 儀式行事ノ名称 | 儀式行事ノ場所 | 集合人員 |
|-----------------|---------------------|---------|------|
| 八月 十五日 | 孟蘭盆会慰霊追悼供養 | 本 堂 | 八十人 |
| 十一月二十五日 | 勅諭報恩会式並 完勝祈願及追悼会 | 同 | 百七十人 |
| 昭和十八年 二月 十六日 | 宗祖降誕会及祈願祭 | 同 | 五十人 |

三、処務ノ概要

檀信徒数

檀徒数 百貳拾戸

其ノ他重要事項

立正報国飛行機献納資金並梵鐘並銅鉄供出等ノ総代世話人会ヲ開催、各々献納並供出ス

昭和拾八年六月参拾日

満願寺住職 山 田 智 憲

一、布教ノ状況 自昭和十七年四月一日起至昭和十八年三月三十一日

主ナル儀式行事

| 年 月 日 | 儀式行事ノ名称 | 儀式行事ノ場所 | 集合人員 |
|----------|---------|---------|------|
| 一七、一〇、二九 | 英霊追悼会 | 長 照 寺 | 六〇 |

三、処務ノ概要

会議ニ関スル事項

| | |
|-------------------------------|------------|
| 會議名 | 開會年月日 |
| 金屬供出ニ関スル協議會 | 昭和拾七年八月拾四日 |
| 會議事項 | 會議ノ結果 |
| 寺有ノ金屬類特別ノモノヲ除キ供出スルコトニ出席者贊意ヲ表ス | |

檀信徒數

檀信徒數 四三戸

昭和十八年 月 日

天理教新倉分教會

教會主管者 安 田 波 岡

一、布教ノ狀況

大東亞戰下ニ於テ特ニ敬神思想ノ徹底、心身ノ鍛鍊及國民貯金ノ増加、合セテ統制經濟ニ対スル心構等ヲ主眼トシ布教セリ

布教上ニテ見聞スルニ昨年ニ比シ一段ト各人成長ヲ

見受ケラル
三、処務ノ概要

一、宮城前ノ勤勞奉仕

一、農繁期ニ於ケル農家ニ対スル勤勞奉仕

一、戰捷祈願祭毎月執行

一、貯金ノ集金及預ケ入レ

以上ノ通り実行

昭和十八年五月二十五日

壹鑑寺住職 西 沢 秀 暁

(戰爭動員について特に収録すべき事項なし)

(社寺部) 昭和18年 和光市史編さん室蔵

第五節 戦時下の生活

煩度申添候

記

一、集荷場所 町村指定倉庫

一、七月十五日迄ニ入庫検査完了ノコト

(産業組合書類「501」458 和光市教育委員会蔵)

(イ) 銃後の総力戦のなかで

一五二 昭和一六年七月 大麦供出の通知

北産発第一〇八号

北 足 立 郡 農 会 印

昭和十六年七月十二日

産業組合北足立郡部会印

新倉組合長殿

大麦政府供出ニ関スル件

七月七日麦類政府供出協議会ノ際、県ヨリ割当ラレタル数量中ノ一部ヲ、其ノ筋ヨリ急速大麦供出方申越サレ候ニ付テハ、左記ニ依リ農産物検査所出張所ト御連絡ノ上御配慮相煩度候也

追而集荷後ノ措置ニ付テハ後報可致、尚出荷数量ニ付テハ天候等ノ関係ニテ急速大量ヲ纏ムルハ困難ト被存候へ共、一段ノ御努力ニ依リ可成多量供出方御配慮相

一五三 昭和一六年七月 小麦供出の通知

北産発第一〇八号

北 足 立 郡 農 会 長 印

昭和十六年七月二十三日 産業組合北足立郡部会長印

新倉農会長殿

小麦供出ニ関スル件

七月七日麦類政府供出協議会ノ際、県ヨリ割当ラレタル数量中、其ノ筋ヨリ左記ノ通り供出方申越サレ候ニ付テハ、所管農産物検査所出張所ト打合セ御連絡ノ上御手配相煩度候也

追而出荷指図ハ県連ヨリ近ク可有之、尚出荷ニ付テハ麦類売渡手続上注意事項中ニノホ御参照相成度申添候
記

一、出荷数量 一、七〇五俵

一、搬出先工場 川越日清会社

〔産業組合書類〕 501—458 和光市教育委員会蔵

一、昭和一六年一月 臨戦下産業組合申合事項
実現促進の通知

北産発第一六六号

昭和十六年十一月十日

産業組合北足立郡部会長 畑 義 三郎

各産業組合長殿

新米ノ出荷ト未加入農家解消並出資増口ニ関スル件

本米穀年度ヨリ米穀農家ニ対シ奨励金交付セラルノ途拓
カレ候処、是レ素ヨリ聖戦目的完遂上食糧ノ増産確保ハ

不可欠ノ重要国策タルノ見地ニ立脚シタルモノナリト雖

モ、銃後農家ノ勤勞ヲ嘉シ給フ配慮ノ程モ恐察セラレ、

茲ニ於テ乎乍今更愈々農ハ国ノ本ナリトノ民族の信念ヲ

固ウスルト共ニ、農家ノ面目ハ益々昂揚セラレ其ノ感銘

更ニ新ナルモノアリト思料セラレ候ニ付テハ、右国策ノ

実施セラル、ヲ意義アラシムル為、之ヲ契機ニ郡下産業

組合ニ在リテハ一斉ニ未加入農家ノ解消ヲ期シ、以テ挙

村(町)一致ノ組合体制ノ整備ヲ図ルハ勿論、出資ノ増

口ヲ行ヒ自己資金ノ造成ニカメ、以テ之ガ活動躍進ノ素

地ヲ一層培ハントスルハ、蓋シ臨戦下産業組合使命達成

上極メテ喫緊ノ要事ト認め、去ル十月三十一日開催ノ本

会評議員会ニ於テ左記事項申合セ候ニ付、之カ実行ヲ期

セラレ度此段及通牒候也

追而申合事項ハ一応ノ目標ニ付、其ノ骨子付度ノ上更

ニ貴組合ノ実情ニ照応シ再検討ヲ加へ、以テ適切ナル

計画ヲ樹立相成度、尚右計画ヲ指導上ノ参考ニ資シ度

ニ付一部送付相成度申添候

申合事項

出荷米穀ニ対シ小作、自作、地主共出資五口以下所

有組合員ニ左記目標ニ依リ増口ヲ行フコト

記

自二俵至四俵―一口 自五俵至九俵―二口

自十俵至十四俵―三口 自十五俵至十九俵―四口

自二十俵至二十四俵―五口 二十五俵以上ハ五俵毎
ニ一口ヲ増スコト

新加入者ハ右ニ準シ口数ヲ取得スルコト

約定要項

一、建築費ハ折半ノコト

一、郡農会ノ出資分ハ郡部会ニ於テ貸付スルコト

一、出資金ニ対スル方法ハ利子三分五厘一年据置十年均
等年賦償還ノコト

一、建物ハ郡農会ト郡部会ト共有シテ万一償還セサルト
キハ、共有持分権ヲ放棄シテ郡部会ノ单独所有トシ
テ処分セラル、モ異議ナキコト

一、建物ノ維持修理等ハ折半分担ノコト

一、管理方法ハ共同管理ノコト

一、火災保険負担金及領収金ハ折半ノコト

但シ保険金受領ノ際償還未了ノ場合ハ保険金ヲ以テ
之ニ充當シ不足アル場合ハ折半負担ノコト

一、浦和市下水工事費寄附ハ折半ノコト

細部ニ付テハ郡農会ト協議ノ上決スルコト

決議精神ヲ逸脱セザル範圍ニ於テ各条項ノ成文ハ建築委
員ニ一任スルコト

(「産業組合書類」501―458 和光市教育委員会蔵)

一五 昭和一七年二月 軍人援護会基金募集趣意書

軍人援護会基金募集趣意書

曩ニ畏クモ米英膺懲ノ大詔渙発セラル、ヤ、帝国陸海軍
ハ御稜威ノ下百難ヲ排シ万苦ニ堪ヘ勇戦敢闘至ル所赫々
タル戦果ヲ収ム。

ハワイノ急襲、南海ノ制圧、香港ノ攻略、比島ノ占拠
共ニ朔方ノ警戒弥々敵ニ全支ノ攻戦亦毎ニ大捷ヲ奏シ、
更ニマレーヲ席捲ビルマニ進撃、蘭印ノ要衝ヲ確保シ、
遂ニ敵ノ東亞制圧ノ基地シンガポールヲ陥落セシメ、今
ヤ急進第二次作戦ニ移リテ全濠洲ヲ震撼セシメツツア
リ。

真ニ皇軍作戦ノ豪壯、將兵ノ勇武、古今東西史上ニ比ナ
ク一億国民ハ感謝感激滂沱トシテ感涙ヲ禁ズル能ハズ。
銃後国民感謝ノ念ノ迸ル所、或ハ軍機献納ニ、或ハ戦費

調達ニ、各種各様ノ施設トシテ表現セラレツ、アリ、
 茲ニ県下産業組合ハ皇軍ノ偉勲ニ感謝シ、併セテ戦没英
 靈ニ深く哀悼ノ誠意ヲ表スルト共ニ、特ニ出征将兵ニ聊
 カタリトモ後顧ノ憂ナカラシムル為、左記ニ依リ軍人援
 護会基金ヲ醸出献納シ、以テ大東亜戦争遂行ノ国民総進
 軍ニ寄与セントス。

記

一、募集金額 金拾万円

一、醸出方法 管内組合ノ資産、剰余金及組合員数ニ応

ジ各部会毎ニ割当醸出スルモノトス。

一、寄附方法 恩賜財団法人援後会埼玉支部（及市町村

統後奉公会）ニ寄附スルモノトス。

昭和十七年二月

産業組合中央会 埼玉支会

産業組合各郡市部会

埼玉県信用販売購買組合連合会

（産業組合書類—501—458 和光市教育委員会蔵）

一六 昭和一七年二月 戦時貯蓄・報国債券売上金督促状

昭和十七年二月六日 日本勸業銀行浦和支店 函

新倉村長殿

拜啓時下嚴寒ノ候愈々御隆昌ノ段奉賀上候

陳者支那事變貯蓄債券及報国債券売出しニ就テハ、毎々
 不一方御高配ヲ蒙リ候段洵ニ難有御厚礼申上候

扱而旧臘売捌方御依頼申上候第二十五回貯蓄債券及第十
 一回報国債券ノ儀、売出締切後既ニ一ヶ月余ヲ経過仕
 リ、売上代金納入ニ関シ大蔵省ヨリ特別ノ指示モ有之候
 ヘバ、御多用中乍恐縮左記ノ通り至急御送金相願度此段
 御依頼旁々得貴意候

尚振替貯金用紙同封申上候間御利用相願度特ニ申添候

記

一金貳千円也 売上総金額

一金拾円 御取扱手数料

一金壹千九百九拾円 差引送金額

以上

昭和十七年三月廿八日

日本勸業銀行浦和支店函

新倉村長殿

拜啓時下陽春之候愈々御清穆之段奉賀上候、陳者戦時貯蓄債券並ビニ戦時報国債券ノ売出シニ就テハ、不一方御高配ヲ蒙リ候段寔ニ難有御厚礼申上候

扱而今般昭和十七年度国民貯蓄増加目標額確定ト共ニ、政府ノ命ニ依リ別紙広告記載ノ通り、第二回戦時貯蓄債券及ビ第二回戦時報国債券約八千万円売出シノコトニ決定仕候、本債券ハ大東亜戦争遂行上ノ戦費ハ勿論、東亜共栄圏ノ建設、南方資源ノ開発等現時重要国策完遂ノ使命ヲ帯ビルト共ニ、国民貯蓄ノ一翼タル役割ヲ有スルモノニ有之、素ヨリ本県国民貯蓄増加目標額二億六千万円達成ノ一局面ヲ担当スルモノニ候ハバ、此際貴市町村分担額完全達成ノ第一歩トシテ戸毎ニ購入方御勸奨相仰ギ、左記売捌方御依頼申上度、債券現物ハ近日御郵送可申候間、右御高含ノ上町内会、部落会、隣組、各種団体等弘ク管下各方面ヲ通シ売尽方御配慮相煩度此段御依頼旁々得貴意候

尚売捌幹旋諸経費（印刷費、筆紙墨代等）トシテ、売上代金拾円ニツキ五銭ノ割合ヲ以テ手数料御支払可申候間、右範圍内ニテ御処理相願度候

記

一、第二回戦時貯蓄債券

十五円券

（売出価格十円）

一〇〇通

同

七円五十銭券

（売出価格五円）

通

一、第二回戦時報国債券

十円券

（売出価格十円）

一〇〇通

同

五円券

（売出価格五円）

通

売上総額 二、〇〇〇円

追而追加御売捌用トシテ各種券面潤沢ニ準備致置候間
精々追加御請求相願度特ニ申添候

〔産業組合書類〕 501—458 和光市教育委員会蔵

一七 昭和一八年四月 地福寺土地軍用のため売却許可願

土地売却許可願

北足立郡大和町大字白子

天台宗 地福寺

同所貳千貳拾六番ノ式

左記表示ノ土地当寺所有ニ有之候処、今般軍用地ニ相当

一、畑 貳拾五步

スルヲ以テ該土地ヲ分割ノ上売却致シ度候条、御許可被

以上

成下度關係者連署此段奉願候也

(社寺部)昭和18年 和光市史編さん室蔵)

而シテ該売却代金ハ当寺基本財産トシテ最寄郵便局ニ

預ケ入レ保管可仕候

一六 昭和一九年一月 大和町警防団設置区域組織定員等の改廃

昭和十八年 月 日

議案第一号

右寺住職 鎌田良賢[㊦]
右檀徒惣代 富沢敬藏[㊦]

警防団設置区域組織定員等ノ件

同 上 富沢英一[㊦]

警防団設置区域組織定員等ヲ左記ノ通り変更スルモノト

同 上 田中島五郎[㊦]

ス

埼玉県知事 数藤鉄臣殿

但シ昭和十八年十一月十一日日本町会ニ於テ議決シタル

前書ノ通り相違無之候也

議決第二三号警防団設置区域組織定員等ノ件ハ之

昭和十八年拾月四日

ヲ廃棄ス

北足立郡大和町長 富沢英一

昭和十九年一月十日提出

記

大和町長 富沢英一[㊦]

北足立郡大和町大字白子字東向山式千貳拾五番ノ参

理由書

一、畑 六畝拾步

昭和十八年十二月二十一日日本町ハ防空上重要地域トシテ

一級町村ニ指定セラレタルニ付、防空訓練並防空実施ニ鑑ミ、警防団令第二条ニ依リ左ノ通り変更スル所以ナリ

記

一、名称 大和警防団

二、設置区域 大和町一円

第一分団 大字白子

第二分団 大字下新倉

第三分団 大字新倉

三、組織及定員

1 組織

大和警防団ハ之ヲ本部及三分団ニ区分シ、本部ノ下

ニ交通整理部・警護部・防毒部・救護部・避難所管

理部・工作部・配給部ヲ置キ班ノ設置ヲナシ、各分

団ニハ消防部・警報部・灯火管制部ヲ置キ、消防部

ハ三個班ニ分チ警報部・灯火管制部ハ一個班トス

団ニ団長、副団長、分団長、部長、班長ヲ置キ、本

部ニ本部長ヲ置ク

2 定員

団長 一名

副団長 二名

分団長 三名

部長 一七名

班長 一五名

警防員 二三一名

本部長 一五名

計 二八四名

四、設備資財

第一分団 腕用ポンプ 一台

第二分団 腕用ポンプ 一台

第三分団 自動車ポンプ 一台

五、給与

1 年手当

団長 五十円

副団長 二十五円

分団長 二十円

部長

(1) 本部長 十五円

(2) 消防部長、警報部長、灯火管制部長 十円

(3) 交通整理部長、警護部長、防毒部長、救護部長、

避難所管理部長、工作部長、配給部長 五円

班長 五円

警防員 二円

本部長 三円

2 出動手当

(1) 水火灾出動手当

町内町外トモ一回一人七十銭以内トス

(2) 防空（警戒警報）出動手当

一回一人七十銭以内トス

(3) 其他諸手当

防空従事者扶助令ニ依ル

議決第一号

昭和拾九年壹月拾日原案可決

大和町会議長大和町長 富沢英一 附

（昭和18年度 大和町議会議録）和光市議会議事事務局蔵

一五 昭和一九年一月 町道の供用廃止並びに占用

諮問第一号

大和町会

一、町道供用廃止並ニ占用ニ関スル件

芝浦工作機械株式会社新倉工場管理人大友健一郎ヨリ、工場拡張ノ為左記町道ヲ占用致シ度旨出願アリタルニ依リ調査シタル処、該工場ハ戦時下最モ必要ナル本邦唯一ノ自動型彫盤ノ製造ニ従事シ軍需受注ノ激増ニ依ル為ニシテ、尚該路線ハ本町ニ於テ重要ナラザルモノニテ供用ヲ廃止スルモ支障ナキモノト認め、供用廃止ノ上願出人ニ対シ有料ヲ以テ占用セシメントス、仍テ其ノ会ノ意見ヲ諮フ

記

一、町道元白子村第八号路線中、大字下新倉字丸山一六

六三番地先ヨリ一六八四ノ一地先ニ至ル間

幅員一間 延長七十八間

一、町道元新倉村第八十五号路線中、大字新倉字鈴森四

四二八番地先ヨリ四四四九番地先ニ至ル間

幅員一間 延長七十八間

一、町道元新倉村第百〇三号路線中、大字新倉字鈴森四

四二五番ノ二地先ヨリ四四二八番地先ニ至ル間

幅員一間 延長七十間

一、町道元新倉村第百〇四号路線中、大字新倉字鈴森四

四四二番地先ヨリ四四四六番地先ニ至ル間

幅員一間 延長七十間

昭和十九年一月十日提出

大和町長 富沢英一 匱

答申第一号

答 申 書

昭和十九年一月十日諮問第一号ヲ以テ御諮問相成候町道

供用廃止並ニ占用ニ関スル件ニ対スル本町会ノ意見左ノ

如シ

本件ハ提案中、元白子村第八号路線及元新倉村第八十五

号路線ノ供用廃止ニ付テハ、将来建設セラルベキ役場へ

通ズル為、川越線ヨリ志木線ニ通ズル幅員二間ノ路線

ヲ、芝浦工場東側ニ（但シ芝浦工場ニ於テ東側ニ拡張ス
ル場合ハ其ノ敷地ニ隣接シテ該路線ヲ新設スルモ可ト

ス）新設スルコトヲ条件トシテ原案ヲ異議ナク可決ス
右及答申候也

昭和十九年一月十日

大和町会議長

大和町長 富沢英一 匱

北足立郡大和町長 富沢英一 匱

（昭和18年度 大和町議会議録「和光市議会議事務局蔵」）

(四) 生活の破綻

三〇〇 昭和一六年五月

労働作業衣用加工綿製品の
初回配給

昭和十六年五月二十九日

保証責任埼玉県信用販売購
買組合連合会 浦和出張所

新倉組合御中

労働作業衣用加工綿製品初回配給ニ際シテ

拝啓、初夏之候、貴組合益々御健勝之段奉賀候

陳者昨秋以来労働作業衣用綿製品中紺織ノミ原反ニテ配給致居候処、此ノ程三綾、雲斎ノ加工品第一、二、三回割当分加工完了致候付、特免紺織第四、五回割当分ト同時ニ配給致度候条、労働作業衣用綿製品配給要項御熟読ノ上配給ニ遺憾無之様御留意相成度此段及御通知候

記

一、貴組合割当数

特免紺織 二九反

特免作業シャツ

折大 折中 折小 並大 並中 並小 合計

一〇 一〇 五 一〇 一〇 五 五〇枚

特免作業ズボン 特大 大 中 小 合計

四 六 四 一三 二七本

特免乗馬ズボン 一 二 二 一 六本

二、配給期間 自昭和十六年六月一日

至昭和十六年七月三十一日

三、購入票回収期限 昭和十六年八月五日迄ニ出張所ニ

送付セラレタシ

四、価格（小売価格）左記ノ通り 公定価格

紺織 一反 三円八十一銭

特免作業シャツ（品名）

| | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|
| 折大 | 折中 | 折小 | 並大 | 並中 | 並小 |
| 一・八五 | 一・八〇 | 一・五五 | 一・八〇 | 一・七〇 | 一・五五 |

| | | | | |
|---------|------|------|------|------|
| 品名 | 特大 | 大 | 中 | 小 |
| 特免作業ズボン | 三・五〇 | 三・四〇 | 三・三五 | 三・二五 |
| 特免乗馬ズボン | 三・三〇 | 三・一五 | 三・一〇 | 三・〇五 |

（産業組合書類「501-458 和光市教育委員会蔵」）

三〇 昭和一六年六月 薬工品配給統制

昭和十六年七月四日

保証責任埼玉県信用販売購買組合連合会

組合 御中

薬工品配給統制ニ関スル件

拝啓 益々御隆昌之段奉賀候

陳者 昭和十六年六月二十四日埼玉県令第六十一号ヲ以

テ、埼玉県薬工品配給統制規則制定公布相成候条此段為
念及御案内候也

尚右取扱方ニ関シ別紙ノ通り指示有之候間、御諒承ノ
上埼玉県薬工品供出並販売統制要綱ニ基キ、可然御取
扱相成度候

埼玉県令第六十一号

薬工品配給統制規則第八條ノ規定ニ依リ埼玉県薬工品配
給統制規則左ノ通定ム

昭和十六年六月二十四日

埼玉県知事 宮野省三

埼玉県薬工品配給統制規則

第一条 薬工品ノ配給統制ノ為本県内ニ於テ統制事業ヲ
行フ者（以下指定機関ト称ス）ヲ左ノ通り指定ス

保証責任埼玉県信用販売購買組合連合会

埼玉県薬工品商業組合

第二条 薬工品ノ販売ヲ業トスル者ハ左ニ掲グル場合ヲ

除クノ外、薬工品配給統制規則第二条ノ規定ニ依ル統
制機関及本令第一条ノ指定機関以外ノモノニ販売又ハ

販売ノ委託ヲ為スコトヲ得ズ

一、特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合

二、其ノ他知事ノ指定シタル場合

第三条 指定機関ハ知事ノ許可ヲ受ケ薬工品ノ集荷ヲ行
フ為、市町村ヲ一地区トシ地区毎ニ指定集荷人ヲ設定
シ又ハ本県内ニ薬工品ノ販売ヲ行フ為委託販売店ヲ設
置スルコトヲ得

前項ノ指定集荷人又ハ委託販売店ニシテ不都合ノ廉ア
リタルトキハ知事ハ設定又ハ設置ノ取消シヲ命ズルコ
トアルベシ

第四条 指定機関ハ其ノ月ニ取扱ヒタル薬工品ノ数量ヲ
別ニ定ムル様式ニ依リ翌月十日迄ニ知事ニ報告スベシ
附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

十六農發第三、〇二四号

昭和十六年六月二十四日

埼玉県経済部長
埼玉県警察部長

警察署長 殿

市町村長 殿

県郡市農会長 殿

薬工品配給統制規則ニ関スル取扱方ノ件

昭和十六年六月二十四日埼玉県令第六十一号ヲ以テ埼玉
県薬工品配給統制規則制定発布相成候処、右ハ近時薬工
品ノ需要増加ノ趨勢ニ伴ヒ生産並配給ノ統制ヲ図ル為、
曩ニ発布相成タル農林省令第七十号薬工品配給統制規則
ノ趣旨ニ基キ制定相成タルモノニ有之、今般指定機關ニ
對シ左記ノ通指示致置候条右御諒承ノ上御取扱相成度

記

- 一、本則ニ於テ薬工品トハ昭和十五年農林省令第七十号
薬工品配給統制規則ニ規定セラレタル薬工品（叭、
莖及繩）ヲ称ス
- 二、本則第二条第一項中

「販売ヲ業トスル者」トハ薬工品ノ仲買業者、問屋
業者、小売業者、地産ヲ買入レ又ハ動力設備ニ依リ
地産ヲ生産シ之ヲ叭ニ仕立販売スルヲ業トスル者、

素繩ヲ買入レ又ハ素繩ヲ生産シ之ヲ仕上販売スルヲ
業トスル者、薬工品ヲ販売スル団体（指定機關以外
ノ産業組合、商業組合、工業組合其ノ他申合組合
等）ヲ謂フ

- 三、本則第二条ノ規定ニ依ル知事ノ許可ハ左ノ如キ場合
ニ之ヲ為ス方針ナリ

(イ)、試験研究ニ供スル場合

(ロ)、共進会、品評会等ニ出品スル場合

(ハ)、救恤用ニ供スル場合

(ニ)、軍部ヨリ見本提出ヲ命ゼラレタル場合

- 四、指定集荷人ハ薬工品ノ仲買業者、問屋業者及農事実
行組合等ノ代表者中ヨリ指定機關ニ於テ之ヲ選衛
シ、指定機關連署ノ上知事ノ許可ヲ受クルモノトス
- 五、薬工品委託販売店ハ埼玉県薬工品商業組合ノ県内販
売代行機関トシテ設置セシムルモノニシテ、前記商
業組合員又ハ組合員ニ非ザル県内ノ小売業者、仲買
業者中ヨリ選定シ、実需者ノ便ニ供セシムルモノト
ス、但シ前記商業組合員ニ非ズシテ指定集荷人ノ指

- 定ヲ受ケントスル者ニハ委託販売ノ指定ヲ除クモノトス、之ガ選定ニハ本県信用販売購買組合連合会ト協議ノ上連署ヲ以テ知事ニ認可申請ヲナスモノトス
- 六、指定機関ハ指定集荷人ノ指定許可ヲ受ケタルトキハ、指定機関ニ於テ作製シタル指定ヲ証スルニ足ルモノヲ指定集荷人ニ交付シ、指定集荷人ヲシテ集荷ニ従事ノ際ハ必ズ之ヲ携帯セシメ、警察官吏並關係員職員ノ要求アルトキハ之ヲ提示セシムルコト、又委託販売店ノ設置許可ヲ受ケタルトキハ、委託販売店ノ店頭ニ埼玉県知事許可ノ薬工品委託販売店ナルコトヲ証スルニ足ル標札ヲ必ズ掲ゲシムルコトヲ要ス
- 七、指定機関中本県信用販売購買組合連合会ハ、薬工品ノ県内販売ニ際シ別ニ委託販売店ヲ設置セズシテ、所属産業組合ニ販売代行ヲ委託シ得ルコト、但シ指定機関以外ノ産業組合ハ、昭和十五年十二月二十日指定機関両者ニ於テ協定シタル協定事項ノ第三項口ノ事項ニ依リ、本県信用販売購買組合連合会ノ特ニ

- 指示ヲ受ケザル限り、当該町村区域内ヨリ生産セラレタル薬工品ノ直接集荷ヲ行ハザルヲ原則トシ指定集荷人ヲ通シ取扱ヒ、当該町村ノ指定集荷人ニシテ其ノ町村ノ産業組合員ナルトキハ、其ノ指定集荷人ノ取扱ニ係ル薬工品ノ寄託ヲ受託シ得ルモノトス
- 八、薬工品委託販売店及産業組合ニ於ケル販売代行方法、販売数量、手数料其ノ他必要ナル規定等ヲ定メントスル場合ハ予メ知事ノ許可ヲ受ケタルコトヲ要ス
- 九、指定機関ハ昭和十五年十二月二十日本県副業指導所ニ於テ協定シタル集荷、販売ニ関スル協定要項ヲ遵守遂行スベシ
- 十、薬工品ノ買入価格又ハ県内販売価格ハ、昭和十六年三月十一日指令商収第一六九一号ヲ以テ本県産業組合連合会及ビ本県薬工品移出商業組合ニ認可シタル協定価格ヲ厳守実施スルコト

(産業組合書類「501—458 和光市教育委員会蔵)

二〇三 昭和一六年七月 五月及び六月分掛込料（不足分）の配給

保証責任

埼玉県信用販売購買組合連合会

昭和拾六年七月四日

埼玉県信用販売購買組合

連合会浦和出張所

新倉購買組合御中

五月及六月分掛込料（不足分）配給ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ甚ダ遅延致シ申訳無之候

五、六分掛込分ハ黒糖一三〇斤入ヲ五ヶ組合分一舌送付（月脱カ）
（箱カ）

致可ク候ヘバ各二六斤宛分配相度候（成脱カ）

御承知トハ存ジ候ヘ共、黒糖ハ一三〇斤ハ必ズシモ無之

候ヘバ、然可分配ノ程御願ヒ申上ゲ候

貴組合引取場所

浦和産業組合出張所倉庫ニテ 七月八日

（産業組合書類 501-458 和光市教育委員会蔵）

二〇四 昭和一六年九月 地下足袋配給及び証票貼付の依頼

昭和十六年九月四日

新倉産業組合御中

地下足袋配給及証票貼付依頼ノ件

前略標記ノ件ニ関シテハ過般ノ風水害、被害程度ヲ慘酌（参）

シ風水害復旧用ト増産用トヲ分離シ割当致候、而シテ前

者ハ具農務課ノ調査ニ依リ被害顕著ニシテ既ニ判明セル

町村ニ増配致候間、該当組合ニ於カレマシテハ復旧用ハ

被害農家組合員ニ配給相成度、此段御連絡旁々御依頼申

上候

記

貴組合配給数量

一、復旧用 一 足

二、増産用 二三 足

尚今回ヨリ本会配給品ニハ、検査証票並ニ価格表示票貼付スベキモノニ付左記枚数ヲ同封致候間、乍御手数一足毎ニ各一枚宛貼付相成度御願申上候

一、検査証票 二三枚

二、価格表示票 二三枚

二〇四 昭和一六年一月 割当品配給に関する件

昭和拾六年拾壹月拾五日

埼玉県浦和出張所

新倉組合御中

割当品配給ニ関スル件

生活、生産資材ハ最近益々統制強化セラレ之ガ配給ノ円滑化ヲ図ル為、各部落農事実行組合会議等ヲ開キ万全ヲ期セラレ度、既配給モ隣接町村組合ト協議シ返品等無之キ様御願申上候

出張所モ配給品ノ注文受、不用品ノ交換等御申越ニ依リ御相談申度候

小農具申込ノ件

標記ノ件ニ関シ今回配給課ノ御尽力ヲ得、埼玉県野鍬冶工業組合製品ノ配給ヲ申付候ヘバ至急御申込下サレ度、製品ハ当出張所倉庫ニ在庫致シ居リ候間御一覽下サルモ良シク候

- 一、作鋏 一、鋤
- 一、庖丁 一、鋤簾（三種）
- 一、鶴嘴 一、鉋
- 一、鋸（三種）

二〇五 昭和一七年 購買品価格表

購買品価格表

- 一、佃煮（小女子） 卸 組合渡シ
専貫匁 金四円
- 小売 〇百匁 金四十九銭
- 一、セロメン 卸 組合渡シ
一匁 金五十四円
- 小売 〇百瓦包 金三十一銭
- 一、煎子 卸 組合渡シ
一貫匁 金五円三十五銭
- 小売 〇百匁 金六十七銭
- 一、長切昆布 卸 組合渡シ
一〇貫 金十円
- 小売 〇百匁 金十二銭
- 一、エテック 卸 組合渡シ
七千粒入一匁 金四十一円六十五銭
- 小売 一粒 金七厘
- 一、組合化粧石鹼 卸 二〇打入
一匁 金二拾円六拾銭

三六 昭和二〇年五月 氷川八幡神社戦災届

戦災届

埼玉県北足立郡大和町大字下新倉四四九九

村社 氷川八幡神社

右神社昭和二十年五月二十五日午後十二時〇分敵来襲投
弾ノ為メ、左記ノ通り御社全焼仕候ニ付此段及御届候也

一、御神靈奉遷異常ナシ

一、御本殿、幣殿、拝殿、社務所全焼ス

一、杉木平(均カ)の四尺三寸、二十一本

雑木平の三尺二寸、六本

昭和二十年五月二十六日

右神社々々 石山勘五郎

右神社総代 田中幸平

小寺彦左衛門

田中純平

磯部富十郎

埼玉県知事 福本柳一殿

(「社事部」昭和18年 和光市史編さん室蔵)

小売Ⓒ一個 金十銭

一、組合化粧石鹼 卸四〇打入 函 金四拾一円貳拾銭

小売Ⓒ一個 金十銭

一、Ⓓ平型石鹼 卸一函 金拾四円五拾貳銭

小売Ⓒ一個 金十銭

一、ライオン 卸一函 金拾四円八拾九銭

棒型石鹼 小売Ⓒ一個 金三十銭

一、ライオン 卸一函 金拾四円八拾九銭

平型石鹼 Ⓒ一個 金十銭

一、青板昆布 卸組合渡シ 十貫目 金貳拾參円三拾銭

小売Ⓒ百匁 金二十六銭

一、花かつを 卸一函 金拾貳円七拾銭

小売Ⓒ一袋 金二十五銭

一、味噌漬鮭 卸十貫目 金四拾五円

小売Ⓒ百匁 金五十銭

(「産業組合書類」501—458 和光市教育委員会蔵)

第六節 郷土の出征兵士

(イ) 入 営

三〇七 昭和一七年五月 応召軍人見送の通知

第一七二号

昭和十七年五月十一日 新倉村銃後奉公会長

国婦第四班長 星野すい殿

応召軍人見送通知ノ件

| | | | |
|-------|-------|--------|------|
| 応召者氏名 | 集合日時 | 集合場所 | 見送場所 |
| 山崎 俊 | 四月十四日 | 新倉国民学校 | 新倉 駅 |
| 富岡 喜市 | 午前六時 | 校庭 | |

右応召出発ニ付御見送被成下度御通知申上候也

(星野 茂家文書 62 | 288)

三〇八 昭和一七年七月 入営軍人見送の通知

第二六六号

昭和十七年七月十三日

新倉村銃後奉公会長印

星野 すい 殿

入営軍人見送通知ノ件

| | | | |
|-------|---------------|--------|------|
| 入営者氏名 | 集合日時 | 集合場所 | 見送場所 |
| 鈴木千代吉 | 七月十五日 午前六時 | 原新田公会堂 | 新倉 駅 |

右入営出発ニ付御見送被成下度御通知申上候也

(星野 茂家文書 62 | 288)

三〇九 昭和一七年八月 現役軍人見送の通知

第三一一号

昭和十七年八月二十七日

新倉村銃後奉公会長 上原孝之輔

星野 すい 殿

現役軍人見送通知ノ件

| | | | |
|-------|----------------|--------------|------|
| 入団者氏名 | 集合日時 | 集合場所 | 見送場所 |
| 小池 富雄 | 八月三十一日 午前六時 | 新倉国民学校 校庭 | 新倉 駅 |
| 富岡 誠治 | | | |
| 川島 俊雄 | | | |
| 川島 喜一 | | | |

右現役軍人入団ノ為出發候ニ付、御見送被成下度御通知申上候也

(星野 茂家文書 62-288)

(ロ) 戦死の通知と村葬

三〇 昭和一七年六月 戦死電報

三トウキカンヘイソウウノウラケイゾ ウ (コシアニセウジ) 五ツキ七ヒニユーギ ニヤナントウカイメンニオイテセンシ」イゾ クニツタヘラレタシ」ジンジ ブテウ

(野浦圭三戦死関係書綴「昭和17年 和光市史編さん室蔵)

三一 昭和一七年九月 村 葬

故加藤正治 野浦圭三合同葬執行準備打合

一、日時 昭和十七年十月五日午後二時開始

英霊八午後一時半迄ニ式場ニ到着

一、場所 白子国民学校講堂

入場者ハ各種団体役員、団員ハ式終了迄校庭ニ於テ待期スルコト

一、英霊式場迄ノ出迎

奉公会役員ハ東上線境ニ二分シ

吹上方面行ハ当日十二時三十分、野浦文三

宅集合

二軒新田方面ハ十二時、加藤福太郎宅集合

一、御通夜 村葬前夜(十月四日)

集合時刻午後六時、野浦文三宅集合

二軒新田行ハ午後六時役場集合

一、花輪 ナシ 但シ十円花輪料トシテ捧呈

一、弔辞 奉公会長弔辞一人、同窓生二人

一、履物 草履仕度

一、奉公会役員ノ役割 役場一任

廻 章

昭和十七年九月三十日

白子 村 長

大字 第 区 長

| | | | |
|---------------|-------|-----------------|-------|
| 大字下新倉 第三区長 | 田中純平 | 在郷軍人 分會 長 | 鎌田良賢 |
| 區長代理者 | 田中幸三郎 | 巡查部長 | 飯塚作市郎 |
| 村會議員 | 吉田喜一 | 巡查 | 鈴木吉信 |
| 国民学校校長 | 筒井操 | 婦人団体 表 | 田中花子 |

昭和十七年九月十九日

白子村長 富沢英一

故海軍二等機関兵曹野浦圭三君ノ英靈本月二十三日午後八時三十分成増駅ニ到着可致候ニ付御出迎相成度、此段及通知候也、尚整列並ニ行進順ハ前例ニ依ル

出迎場所 成増川越道二十五米線（赤塚サービス工場前ヨリ小田原製紙工場ニ至ル間）

謹啓

故海軍二等機関兵曹野浦圭三君昭和十七年五月七日ニユ一ギニヤ東南海面ニ於テ戦死

故陸軍兵長加藤正治君昭和十七年六月三日中支河南省温

第六節 郷土の出征兵士

県附近ニ於テ戦死

右二柱ハ大東亞戦争ニ出動シ各所ニ転戦中名譽ノ戦死ヲ被致候ニ付、来ル十月五日午後二時本村国民学校講堂ニ於テ仏式ニ依リ村葬執行仕候間御参列被成下度此段御通知申上候

埼玉県北足立郡白子村長 富沢英一

弔 辞

本日茲ニ故海軍二等兵曹野浦圭三君、故陸軍兵長加藤正治君二柱ノ英靈ヲ迎ヘ合同村葬ノ礼ヲ捧ゲ謹ミテ敬弔ノ詞ヲ告グ、海行カバ水漬ク屍山行カバ草ムス屍大君ノ辺ニコソ死ナメト一死尽忠ヲ誓ヒ勇躍征途ニ上リ各地ニ奮戦力闘赫々タル武勲ヲ樹テラレシガ、聖戦半ニシテ大東亞共栄圏建設ノ礎トナリ名譽ノ戦死ヲ遂ゲラレシハ寔ニ痛惜哀悼ノ情ニ堪ヘザル処ナリ、野浦圭三君ハ本村大字下新倉四千三百九十五番地野浦正二氏ノ弟ニシテ大正四年六月十七日野浦藤七氏ノ五男ニ生レ、昭和十一年一月十日現役兵トシテ横須賀海兵团ニ入団シ精勵恪勤武ヲ練

六〇三

リ技ヲ磨キ成績優秀常ニ他ノ模範トナリ大ニ其ノ将来ヲ
 矚目セラル、今次聖戦ニ当リテハ各方面ニ出動シ真ニ無
 敵海軍ノ精華ヲ發揮シ荒浪ヲ蹴テ敵船艦ヲ撃沈シ天晴武
 勲ヲ輝カシ幾多ノ功績ヲ積マレシニ、惜シクモ本年五月
 七日ニユーギニヤ南東海面ノ激戦ニ於テ南海ノ華ト散リ
 名譽ノ戦死ヲ遂ゲラル、加藤正治君ハ大正十年一月一日

亦本懐トスル処ナルベシ、今ヤ大東亞戦争ハ赫々タル戦
 果ヲ揚グルト共ニ建設ノ実着々トシテ進ミツ、アルヲ見
 ル、是全ク卿等ノ遺勲ニ負フ所ニシテ此ノ功績ハ千載ニ
 輝キ英靈ハ久遠ニ靖國ノ御社ニ祭祀セラレ國民敬仰ノ的
 トナルベシ、在天ノ英靈庶幾クハ安カニ瞑セラレンコト
 ヲ

昭和十七年十月五日

葬儀委員長白子村長 富 沢 英 一

本村大字下新倉五千二百六十三番地加藤新造氏ノ長男ニ
 生レ、昭和十七年一月十日現役兵トシテ近衛歩兵第三連
 隊ニ入営同月二十二日品川出發勇躍征途ニ就キ北支派遣
 軍ニ転属セラレ河南省孟縣ニ入り、酷寒ヲ冒シ艱苦欠乏
 ヲ克服シ各地ノ作戰討伐ニ從ヒテ奮戦敢闘敵要衝ヲ蹂躪
 シ幾多ノ勲功ヲ樹テラレシガ、六月三日温県单庄附近ノ
 戦鬪ニ於テ不幸左胸部ニ貫通銃創ヲ受ケ華々シキ戦死ヲ
 遂ゲラル、嗚呼痛マシキ哉、両君ノ無言ノ凱旋、在リシ
 日ノ英姿ハ髣髴トシテ眼底ニ浮ビ哀惜極ナシ、更ニ又遺
 家族ノ心情ニ想ヲ致セバ惻々トシテ愁傷ノ情ニ堪ヘザル
 モノアリ、然リト雖一死以テ君國ニ殉ズルハ両君ノ既ニ
 堅ク期スル処ニシテ尽忠報國ノ大任ヲ全フシタルヲ以テ

弔詞焼香順

一、三長官代拝

一、埼玉県知事 閣下

一、浦和連隊区司令官 閣下

一、衆議員議員 飯塚 茂殿 (飯塚 茂 弔辞)

一、海軍人事部長殿

一、東部第八部隊長殿

一、白子陸軍病院長殿

一、県會議員殿

- 一、大日本婦人会埼玉支部長殿
- 二、大日本警防協會長殿及

浦和警察署長殿

- 一、埼玉県教育會會長殿

- 一、北足立郡南部連合分會會長殿

- 一、東部軍經理部白子出張所長殿

- 一、朝霞区御順ニ願ヒマス

- 一、同窓生弔辭

- 一、村内名譽職並各種団体代表

- (一) 名譽職代表 吉田喜一殿
 - (二) 分 會 長 鎌田良賢殿
 - (三) 学 校 長 筒井 操殿
 - (四) 警 察 官
 - (五) 警 防 団 長 柳下浩三殿
 - (六) 婦 人 會 長 富沢鑑子殿
 - (七) 当該区長代表 鳥井政吉殿
- (〔野浦圭三戰死關係書綴〕昭和17年 和光市史編さん室蔵)

三三 昭和二〇年八月 沖繩上空での戦死

連合艦隊告示(布)第二四一号

布 告

戰鬪第九〇一飛行隊附 海軍少尉 清 水 武 明

同 海軍上等飛行兵曹 中 野 増 男

右者昭和十九年七月「タバオ」ニ於テ戰鬪第九〇一飛行隊附トナルヤ、月光夜間戰鬪機隊基幹員トシテ同隊ノ再建ニ尽瘁シ、比島各地ニ転戦屢夜間索敵ニ敵情ヲ明ラカニセル外、同年九月二十一日敵機動部隊ノ「マニラ」初空襲ニ際シテハ、薄暮索敵ニ依リ先ヅ其ノ位置ヲ確認次デ翌黎明攻撃ニ於テ敵航空母艦一隻ヲ撃破セリ、同年十月末敵ノ「レイテ」侵冠ニ当リテハ「セブ」ニ進出、夜間敵情偵察、其地爆撃或ハ魚雷艇攻撃等ニ縦横ノ活躍ヲナシ幾多ノ戦果ヲ収メタリ、同年十一月内地ニ転戦、再ビ慧星夜間戰鬪機隊基幹員トシテ隊員ノ中心トナリ、教育訓練ニ全力ヲ傾注戦力ノ向上充実ニ着々ト成果ヲ収メタリ、偶昭和二十年四月敵沖繩ニ侵冠スルニ及ビ、暗夜

悪天候等幾多ノ悪条件ヲ克服敵戦闘機ノ跳梁スル洋上ヲ長驅翺破シ、沖繩敵航空基地銃爆撃、艦船攻撃或ハ敵機動部隊ノ索敵攻撃等ニ出撃スルコト六度ニ及ビ其ノ都度多大ノ戦果ヲ収メツ、アリシガ同年八月八日沖繩基地航空兵力増強ノ情報ニ依リ暗夜出撃黎明敵基地ノ徹底的銃爆撃ヲ敢行中遂ニ壮烈ナル戦死ヲ遂グ、仍テ茲ニ歴戦ノ殊勲ヲ認メ全軍ニ布告ス

昭和二十年八月十三日

連合艦隊司令長官 小沢治三郎

〔「死没軍人関係綴」昭和20年 和光市史編さん室蔵〕

二三 昭和二十二年三月 ニューギニアでの戦闘及び戦死の概況

(村田八十八) 死亡認定書

一、生死不明となりたる日時場所

1 自昭和十八年十月下旬 東部「ニューギニア」
至昭和十八年十二月下旬 「サツテルベルグ」

2 自昭和十九年 七月下旬 東部「ニューギニア」
至昭和十九年 八月上旬 「アフア」

3 自昭和二十年 一月上旬 東部「ニューギニア」(通牒済)
至昭和二十年 五月中旬 「パス」岬
「ボイキン」附近
及「ニモイグン」

二、生死不明となりたる前後の状況

迫撃第二十一大隊は昭和十八年十月四日「ラバウル」から東部「ニューギニア」「ナブリバ」に上陸、直に「フィンシュハーヘン」に前進、同年十二月末迄第二十師団長の指揮下に「フィンシュハーヘン」及「サツテルベルグ」高地附近の戦闘に参加、昭和十九年一月から四月迄長驅「ウエワク」に転進、同年五月から八月迄歩兵第六十六連隊長の指揮に入り、「アイタベ」攻撃作戦に参加歩兵戦闘に任じ、八月上旬同作戦中止となるや反転して「ボイキン」(「ウエワク」西方四〇軒)に至り、「ボイキン」地区隊として「パス」岬(「ウエワク」西方十五軒)「カナップ」(「ウエワク」西方五十軒)間の海岸警備に従事、昭和二十年一月第四十四兵站地区隊長の指揮に入り引続き海岸警備中、同年四月西方よりする敵の同地区直接攻撃が始まるや右地区

隊となつて歩兵戦闘を実施、更に「ポイキン」の敵占領により五月上旬迄「ポイキン」南方「ツイ」「カーヌンボ」附近に於て戦闘、五月中旬以降軍通信隊と警備を交替し「サルボコウ」「ヤルボース」「ウエワク」(西南二十料)方面に転進同地区に於て戦闘中終戦に至る。
比の間

1、長谷川薫、中沢武男、山川正善、森田義道、吉田隆の五名は「サッテルベルグ」附近に於て、連日多雨のため泥濘化した陣地で優勢な敵の砲爆撃下現地物資(少量の芋)で飢を凌ぎ乍ら悪戦苦闘していたが(当時後方からの補給路の長遠と担送兵力の不足、舟艇の損耗増加等の為殆ど第一線に到着しない状況であつた)戦闘の間隙を利用し、昭和十八年十月下旬乃至十二月下旬現地物資収集に出た儘、及部隊が「サ」高地から転進の時逗留し爾後主力に追及せず生死不明となる。

2、昭和十九年五月優勢なる装備を有する「アイタベ」

附近の敵に対する攻撃作戦が始るや、部隊「アフア」(「アイタベ」東南方四十料)西方地区で歩兵部隊として本作戦に参加したのであるが、同年八月上旬軍は攻撃兵力の損耗の甚大、兵器弾薬糧秣の欠乏等の為本作戦を中止「マルチップ」方面に後退兵力を集結、爾後の邀撃戦略態勢に転移するの止むなきに至つた。

攻撃部隊が戦線を収縮して後退を開始するや敵有力部隊は、「アフア」東方転進路上の要点に我が右翼を突破して進出更に猛砲爆撃を以て退路を遮断した為、転進部隊は密林に伐開道を啓開し敵中を突破して後退する状況となり此の際、松村誠、荒井公夫、木村豊、渋谷順男、北島直要、近藤甚一郎、関弘、堀井三郎、北条勉、三田村利治、高野久治、中溝万秋、横溝剛、吉川勝美、小森谷末五郎、山田長吉、村田八十八、富沢幸太郎、支倉二吉、柴田清、松田二夫、中村雪の二十二名は本転進間、昭和十九年七月末八月上旬各々「アフア」附近に於て部隊主

力から離れ（落伍）爾後追及せず敵中に残留した儘生死不明となる。

3、部隊は「ボイキン」附近に集結後（アイタバ）作戦で受けた甚大な創夷を癒す余暇もなく、引続き利用すべき物資の乏しい同地区で東進する敵に対し邀撃戦闘に任じたのであるが、爾後同年五月下旬「サルボコウ」に移動迄の間左の如く生死不明者を生じた。

(イ)高沢北六及玉木正雄は昭和十九年十一月八日及十二月二十三日「ボイキン」にて離隊した儘帰隊せず生死不明となる

(ロ)植木政五郎は「ウエワーク」に派遣（伝令）の途中「パス」岬附近に於て「パルプ」川の際水流に巻き込まれ溺死したものと判断されたがその屍体を発見し得ず生死不明者として処理現在に至る

(ハ)田中铁男及野川正代は昭和二十年二月十五日及三月十八日「ヤルボース」（「サルボコウ」北方）及「ボイキン」（東方）に於て各々離隊した儘帰隊せ

ず生死不明となる

(ニ)礮寅治、船曳一二、正田文百及足立優、桜井信一は昭和二十年五月十三日部隊「サルボコウ」地区に転進時「ツイ」及「ニモイグン」（何れも「ボイキン」南方）に於て落伍し爾後追及せず生死不明となる

(ホ)上原昆治は昭和二十年七月十五日「ヤルボース」に於て警備中敵が直前に侵入しているのを知らず前拠点に連絡に行った儘帰隊せず生死不明となる

三、採りたる搜索手段

1、「サッテルベルグ」附近にて生死不明となった者に関して、兵力不足の為、特別に搜索隊を派遣する事不可能で其の後物資収集斥候等の途次心当りの地点を搜索せしめ、又「ウエワーク」への転進中一時「ナザリバ」及「マダン」に集結時通過部隊に連絡して調査したが、掌握する事が出来なかつた。

「サッテルベルグ」―「ナグリバ」転進間の落伍者に対しては別に第二十師団として收容隊を転進路上

に派遣収容に任せしめた。

2、「アフア」撤退時不明となったものは当時敵の追撃急であった為遅留者の到着を待つこと不能であり、軍としては「アフア」東方十五軒米子川附近に第四十一師団の一部を残置して落伍者の収容に任せしめたのであるが、遂に敵の追撃時死亡したものの如く追及してくる者が無かった。

3、「ボイキン」及「サルボコウ」附近で不明となつた者に関しては、自隊兵力及協力土人を以て極力陣地及宿营地附近を搜索又附近在部隊に依頼してその消息把握に努めたが、何等的確な情報を得るに至らなかつた。

尚「ボイキン」地区の不明者については同地区の警備を軍通信隊が継承したので、同部隊に搜索を依頼収容に努めた。

4、終戦後濠軍に交渉して現地残留者の搜索を依頼し収容者の人名を調査、更に復員後捕虜名簿等に就いて調査を続けていたものである。

四、認定の理由

1、「サ」高地及同地から転進中、不明となつた者は同地区は戦闘末期物資が殆んど枯渇と又土人が敵性化していたので土人の襲撃を受けるか、又は糧秣藥物欠乏の為追及不可能となり死亡した公算が大きい。

2、「アフア」附近に於て生死不明となつた者は同地区が軍の撤退直後敵の点領^(占カ)する所となり、敵占領時及敵を避けて退却中砲爆撃又は衰弱の為死亡したか或ひは敵手に入ったものと判断される。

3、「ボイキン」及「ヤルホース」で転進中又は戦闘中不明となつた者は転進時及離隊し単独自活中糧秣藥物の欠乏、土人の襲撃、衰弱等のため死亡した公算が大きい。

尚植村政五郎は溺死した事確実で、上原昆治は敵の攻撃を受けて戦死して敵手に入った公算が大である。

4、「ニューギニヤ」方面からの捕虜の還送は一段落

に到達しているので前記中捕虜となっている公算のある者も捕虜となつてゐる公算が殆どない。

5、部隊の引揚げは昭和二十一年二月既に完了して居る。

以上の理由に依り死亡したものと判断されるので夫々公算の多い日時場所（生死不明となつた日時場所）を以て戦死と認定し処理した。

昭和二十二年三月三十日

第十八軍残務整理部長 東 平 作 印

〔死没軍人関係綴〕昭和20年 和光市史編さん室蔵

三四 昭和二十二年六月 比島での戦闘及び戦死の概況

死亡認定理由書

本籍地 埼玉県北足立郡大和町新倉三四七九

所属部隊 第二百二十三飛行場大隊（威一八四四部隊）

官等氏名 陸軍衛生伍長 加 藤 竹 次

一、生死不明となりたる日時場所

昭和二十年四月十五日比島「ネグロス」島ファブリカ

附近

二、生死不明となりたる前後の状況

大隊は昭和十九年八月初旬以降比島「ネグロス」島「ファブリカ」飛行場に展開し地上勤務に服して居た、昭和二十年三月下旬米軍は「ファブリカ」西北方七十五軒「パコロト」町の西海岸に上陸し空地呼応して進撃して来た、大隊は命により三月末より「ファブリカ」西南方山地に転進右独立支隊として陣地に就いた。米軍は四月一日頃より砲爆撃と共に戦車を先頭に攻撃して来た、大隊は奇襲攻撃に依り一時之を撃退したが、米軍は再び多数の砲兵援護下に増援部隊を以て攻撃して来た為、損害は遂次増大し加ふるに悪天候食糧不足の為苦闘を続ける中、左友軍陣地より遂次に蚕食され紛戦状態となり昼夜白兵突撃が繰返された、次で米軍は我が陣地を包囲するに到つた為、大隊は第二戦陣地に撤退し更に広範囲に小數兵力毎に分散して独立戦闘したが、複雑なる地形と悪天候の為連絡困難を極めて来た、大隊は止むなく後方の陣地に集結した、

此の時生存者は七十数名であった、次で大隊は自戦自活しつつ山中を転進間終戦となった

本人は斬込隊に参加し昼夜克く苦闘を重ねつつ其の任を完うしつつあったが、遂に四月十五日以降生死不明となった

三、採りたる搜索手段

1、部隊は広地域に分散して戦闘した為本人の消息に就いては確かな資料がない、又米軍収容後生存人員を以て山中隔なく搜索に努めたが手懸りなく、又其の後も絶へず情報蒐集に力めたが本人の消息は不明である

2、内地上陸地に於て復員者に就いて調査したが手懸りが無い

3、比島方面法務関係残留者名簿に該当者なし

四、戦死認定の理由

全般の状況及其の後の搜索調査の結果に徴し本人は「ファブリカ」附近の戦闘に於て戦死したものと判断されるので左の如く戦死と認定する

昭和二十二年六月十日

元第百二十三飛行場大隊長

少佐

小見山 文 菽

留守業務局航空課長

猿 渡 篤 孝

(死没軍人関係綴) 昭和20年 和光市史編さん室蔵)

三五 昭和二十四年一二月 輸送船沈没による戦没公報

戦没公報 ㊦

謹啓 海軍上等工作兵本多稻吉殿には比島呂宋島北西部より方位北東約四哩の地点に於て作戦に従事中昭和十九年九月二十一日戦死致されました、茲に謹んでお知らせすると共に衷心よりお悔み申上ます

尚生前の戦功に依り特に同日附海軍工作兵長に進級せしめられました

昭和二十四年十二月二十日

埼玉県知事 大 沢 雄 一 印

本 多 こ う 殿

本 籍 埼玉県北足立郡大和町大字新倉三、一三一番地
現住所 同右

本多稻吉殿には

台南海軍航空隊より第五補充部に転勤発令昭和拾九年九月十七日一、六〇〇輸送船淡路丸に便乗高雄発「マニラ」に向ふ途次、九月二十一日^{北七〇五}緯一八度四三分東経一二〇度三五分比島呂宋島北西部より方位北東約四哩の地点に於て敵潜水艦の攻撃を受け便乗船沈没、同行の護衛艦艇が附近海上を隈なく搜索致しましたが遂に収容するに至らず船と運命を共にせられたものと認められます。

(「公報綴(戦没)」昭和21年 和光市史編さん室蔵)

第五章

戦後社会の展開と和光市の成立

第一節 敗戦と占領下の改革

陸軍予科士官学校終戦業務処理委員

(参考書類綴「昭和20年 和光市史編さん室蔵」)

(1) 敗戦後の社会と生活

三七 昭和二十二年三月 町民大会決議

決議

三六 昭和二〇年 軍需品不正処分調査の協力依頼

依頼状

今般当校ニ於テ軍需品処分ニ関シ不正行為調査致シ度ニ付調査内容ニ鑑ミ御援助給リ度

依テ各位ノ聞知セラレアル此ノ種不正行為ニ関シ、予科士官学校ニ係ルモノト然ラザルトヲ問ハズ勉テ詳細ニ且速ニ信書、口頭何レカノ手段ヲ以テ御一報給リ度尚之ニハ真偽疑ハシク所謂風評ニ類スルモノニテモ宜シキヲ以テ遠慮ナク申出ラレ度ヲ以テ為念

埼玉県北足立郡朝霞町

朝霞第一国民学校内

大和町町民大会ハ全町民ノ意志ヲ代表シ町政ノ明朗化ト民主化ノ実現ヲ期スル為メ左ノ決議ヲナス
一、軍放出物資ノ公正ナル処分ヲ要求ス

イ、右物資ノ軍ヨリ受入数量並ニ県当局アテノ報告数量ノ明確ナル公表

ロ、右物資ノ盗難紛失等ノ事実並ニ経過ノ明白ナル公表

ハ、右物資ノ町内配給数量及ビ内訳ノ正確ナル公表

ニ、生活必需品配給ニ関係スル一切ノ事実ノ公表ヲ要求ス

イ、飯米ノ受入並ニ各家庭配給ノ実数ヲ公表スル事

ロ、味噌、醤油ノ受入並ニ各家庭配給ノ実数ヲ公表スル

コト

ハ、砂糖、酒類ノ受入並配給先及其数量ノ明白ナ発表
ニ、右要配其人口ノ調査、根拠及ビ県当局ヘノ報告並
ニ経過ノ公表

右決議ス

昭和二十一年三月十四日

大和町町民大会

(「メーデー決議関係文書」和光市史編さん室蔵)

三八 昭和二十一年三月 消費組合設立趣意書

消費組合設立趣旨書

謹啓、春暖日に増し各位益々御清栄の段奉賀候

陳者さきに政府は戦争遂行上紙幣の乱発を為したるため、必然的に経済界は未曾有の混乱を招来し、悪性インフレとなり、国民をして塗炭の苦しみに呻吟せしめたり。

是れに依り政府は反省する処あり、二月十七日突如とし

て経済緊急処置法を施行し物価の下落を図る目的を以て吾々生活費を限定せしむるに至りたり。然れ共政府の予期に反し目下の処物価の下落を見るに至らずして、吾等の生活は日を追ふて苦難に直面しつつある実状は、夙に諸賢の御高承の御事と存じ奉り候。

此の秋に当り吾人消費者相寄り相図り、協力以て日常生活必需物資を直接生産者又は統制組合会社より購入して生活費の軽減を図らんとす。

斯かる目的達成のためには本組合設立は目下の最大急務なりと確信致す次第に御座候間、有志等相謀り茲に消費組合の結成をなさんとす。

幸 本趣旨に対し大方諸賢の御賛同を得度伏して奉悃願候
敬白

昭和二十一年三月 日

発 起 人

各 位 殿

(「参考書類綴」昭和20年 和光市史編さん室蔵)

二九 昭和二十一年五月 大和朝霞地区メーデー決議

大和朝霞地区メーデー大会決議

長年勤労大衆をふみにじった軍国主義的専制政治による
圧制と暴虐の鎖は断たれ、解放と新生の春は来た、尊い
血で染められた歴史あるメーデーを抑圧し来たった弾圧
の嵐も去った。

本日こゝに再建第一回の輝かしきメーデーを迎ふるに当
り、吾等大和朝霞地区勤労大衆は一致結束して立ち、全
国の勤労者と共に固き団結の力を示し熱烈果敢なる共同
闘争の陣を張り、あらゆる反動勢力を一掃しごまかし政
治を叩きつぶし、真に働く民衆の為の国家社会を建設す
るために今日一日を戦ひ抜くのだ。

我々を押しつぶさうとした軍閥は滅び我々を縛り上げた
特高政治は解消した。

然し真に政治は民主化されたか、我々の為になる世の中
になったか、断じて否、戦時中私腹を肥やした資本家や
役人は依然として贅沢三昧な生活をなし、勤労大衆は職

を求めて彷徨し餓え疲れのために今や餓死線上にある失
業者が続出しつゝある。

然し今こそ立ち上ったのだ、がっしりと腕を組んで我々
は今こそ實民主主義の仮面をかぶって勤労者を胡麻化さ
うとする資本家や地主、それらと手を握って私腹を肥や
してゐる悪徳役人を徹底的に叩きつぶし、平和な明るい
日本を建設しなければならぬ。

我等の仕事はこれからだ、今この記念すべきメーデーに
際し、我々は大和朝霞地区メーデー大会の名に於て次の
事を決議する。

記

- 一、 民主人民政府の樹立
- 二、 民主人民戦線の即時結成
- 三、 保守反動勢力の一掃 仮装民主主義の排除
- 四、 官僚主義打倒公共機関の責任の明確化
- 五、 食糧物資の人民管理
- 六、 生活費を基準とせる最低賃銀制の確立
- 七、 勤労所得税の撤廃

八、 供出に対する強権発動反対 農民組織に依る自主的割当と管理

九、 労働者の経営への参加

十、 全国的産業別単一組合の結成 団体交渉権の確立

十一、 生産即時再発 資本家の生産サボタージュ粉碎

十二、 肥料農具の増産と確実公正なる配給

十三、 御用組合排撃 資本家の手先追放

十四、 隠匿物資の摘発 即時公正なる配給

決議

大和朝霞地区メーデー大会ハ全勤労者ノ意志ヲ代表シ、大和町町政ノ改革並ニ配給物資ノ明朗化ノ実現ヲ期スル為左ノ決議ヲナス

一、 大和町役場役員ノ責任ノ明確化

(イ)、 配給ルート機関ノ各責任者ノ公表

(ロ)、 寮生活者ノ特殊人口取扱ヒノ即時撤廃

(ハ)、 選挙名簿脱落ノ責任者ノ明確化

二、 配給物資ニ関スル公表

(イ)、 生活必需物資ノ受入数量及ビ家庭配給ノ確実ナル数量ノ公表

三、 軍放出物資ノ公表

(イ)、 右物資ノ軍ヨリノ受入数量及ビ配給数量ノ正確ナル数字ノ公表

(ロ)、 員数外ノ数量並ニ盗難紛失数量ノ正確ナル数字ノ公表

四、 配給物資ノ管理並ニ配給ヲ管理委員会ノ手ヘ

右決議ス

昭和二十一年五月一日

大和朝霞地区メーデー大会

(「メーデー決議関係文書」和光市史編さん室蔵)

三〇 昭和二十一年五月 武器回収運動のお知らせ

回 章

日本刀、其の他の武器回収運動に就て

今般次の通り県下一斉に日本刀、其の他の武器の回収運

動を最後のものとして行ふ事になりました、御承知の様に武器の回収に付いては今迄に数回に亙り御願ひ致しましたが、今尚一部の方々には提出の本当の意義を解さないで徒に日和見的な考へから差出しの時期を失して苦勞して居る者や、家宝であると言ひ乍ら保存許可の手続きをしないで心配し乍ら持つて居る者や、或は武器提出の通知が隣組の皆様に迄行渡らなかつた為めに差出しを怠つたと言ふ様な事で、まだ沢山の日本刀やピストル其他の武器がかくされて居る様に認められますので、連合国軍民政官の命令に依り最後の回収運動を行ふ事になったのです、どうぞ武器を御持の方は次の項目をよく読んで必ず回収期間内に提出する様御願ひ致します

記

一、回収運動期間

(イ)、趣旨徹底期間 五月四日ヨリ十七日迄

この十四日間に隣組の皆様はこの趣旨をお互に漏れなく知らせ合ふ事にしませう

(ロ)、提出期間 五月十八日ヨリ三十一日迄

この十四日間に御持ちの方は全部差出して頂きませう、十八日前でも早いのは差支ありません、但既に連合国軍の保有許可を得て居るものは其の必要ありません

一、提出すべき武器

日本刀、軍刀、指揮刀、拳銃、短銃、仕込銃、猟銃、火薬、爆薬、弾薬、手榴弾、其の他一切の武器です之等は総て連合国軍に引渡さなければならぬ事になって居ますが、日本刀の類で古い刀で家宝や美術品として保存して置きたいと思ふ方は、刀を警察署に提出すると同時に警察署長に保有許可願を出されれば連合国軍側で鑑定をし、若し今から百年以上前に製作された物で今度の戦争に使用された事がないもの」であると言ふ事が明らかになれば連合国軍から保有許可証を与へられる事になって居ります、この許可書があれば今後永久に安心して保存出来ます

一、提出すべき場所

警察署、派出所、駐在所、提出する時には丈夫な布

札、木札等に住所氏名を書いて刀剣に結び付けて下さい

注意 今後許可のない刀を持って居て若し発見され、ば、理由はどうかであらうと必ず連合国軍側の軍事裁判に依り、交戦国占領法規違反として五年の懲役又は五万円の罰金に処せられる事になって居りますから、真剣に御考へになられて間違いのない様にして下さい、五月末日迄に漏れなく御忘れなく

昭和二十一年五月十日

浦和警察署

大和町役場

〔参考書類綴〕昭和20年 和光市史編さん室蔵

三三 昭和二十一年一〇月 青年陸上競技会開催の案内

時下爽涼の候 益々御清栄の段御慶び申し上げます、ついでには来る十月六日(日)午前九時より本校校庭に於て本校生徒並大和町青年男女合同の上、第一回陸上大運動会を開催致します

御承知の如く体力の増強、体位の向上の重要な事は今更申す迄もなく、わけても新日本の建設の重責を担ふ青年男女に於て一層その必要性があるのであります

所がその青年たるや戦時中は男女を問はず、彼等特有の情熱を生産その他あらゆる方面に傾けつくして呉れました、特に今尚国民の胸底深く輝かしくも痛ましい印象を止めてゐるあの征きて還らぬ特攻隊と謳はれた隊員の多くが未だ年若い青年であつた事は御承知の通りであります

然るにそうした青年も終戦と同時にその希望は失はれ、楽しみは奪はれた結果、情熱の正しい吐け口を持たぬまま、遂には兎角の問題を惹起し好ましくならぬ風評さへ生みつゝあるのが全国的な青年層の現状であります

茲に於て本校では、かうした青年心理を考察し、戦後の青年学校教育は先づ興味を中心とした而も正しい運動競技の振興にありとの観点から、今春以来その乏しき財源をさき粗末乍らもピンポンその他の競技施設を施し、専らその振興に努めて参りました結果、相撲選手は九月三

日の班内相撲大会には個人・団体の両競技に堂々優勝し、九月六日（浦中）の郡大会に出場致しました

又陸上競技選手は男女共、九月十七日（内間木校）の班内陸上競技大会に優勝し、更に九月二十二日（浦中）の郡大会に於て男子は二十一点を以て堂々第一等、女子は十三点を獲得し第二等に入賞し、来る十月二十五日大宮競技場に開かれる晴れの県下陸上競技大会に、男女共栄誉ある北足立郡青年学校代表として、その覇を争ふ事になつて居ります

本校のかうした実績に鑑み、独り青年学校生徒のみならず広くその外廓的存在たる全大和町青年男女に対し、樂しみを与へ生氣を注ぎその統一を図り、健全なる方向に向つて發展せしめるため、彼等の自発的意欲の稍熟せる此の機を捉へ、前述の如く陸上運動会を開催致す事と相成つたのであります

青年を救ひ、青年を浄化し、その志気を鼓舞し、小にしては我が大和町發展のため、大にしては新日本建設のため、些か寄与せんとする本校の此度の企に対し深甚なる

御同情と御理解、絶大なる御賛同と御協力とを賜り、御臨席の榮を得るならば、幸甚の至と存じます

右御案内旁々御願申し上げます

記

一、期日 十月六日（日）雨天の際は十三日（日）午前九時

二、会場 大和青年学校校庭（白子国民学校校庭）

三、主催 大和青年学校 大和町男女青年

昭和二十一年十月一日

大和青年学校長 杉山 辰雄印

大和町長 星野 豊麻殿

（参考書類綴）昭和20年 和光市史編さん室蔵

三三 昭和二十二年一月 中央工業労働組合新倉支部 闘争宣言

闘争宣言

生産ヲ増強シ日本ヲ復興サセル事ハ中央工業全従業員ノ終始麥ラザル熱意デアアル、コノ為ニハ良心的ナ経営企画

ト従業員ノ生活ノ保証ガ絶対ニ必要デアル。

然ルニ我ガ中央工業株式会社ノ資本家側ハ何等ノ建設的ナル企画ヲ持タズ、作業ヲ停滞セシメ生産サボタージュノ態度ヲトツテイル、剩エ之ニ依ル營業不振ノ責任ヲ従業員ニ転嫁シ平均五百数十円ト云フ世上水準ノ半額以下ノ低賃銀ヲ以テ酷使シテ来タ、組合ハ会社経営状態ニ鑑ミ平均千円最低五百円トイフ小心ナ賃金値上ヲ中心ニ労働協約改訂及退職金制度ノ確立ヲ要求シタノデアルガ、飽迄平和的交渉ヲ以テ誠心誠意問題ノ解決ニ努メテ来タ、此レニ対スル会社側ノ態度ハドウカ……我々ノ誠意ニ報ユルニ悉ク脅喝ト誤魔化シト卑劣ナ組合分裂ノ工作ヲ以テシタ、賃金ニ関シテモ事業場別ノ生産実績ニヨル賃金値上ヲ好餌トシテ、大衆ノ攻勢ヲ回避シ各支部間ノ分裂ヲ策シタ、其ノ外我々ノ正当ナル要求ヲ全面的ニ拒否シタ、更ニ過日ノ経営懇談会ナルモノニ於テ抜打的ニ企業合理化ヲ名トシ、我々新倉支部全従業員四百名中二百名ニ及ブ大量ノ人員整理ヲ言明シタ、シカモ老獪ニモ事実上不可能ナル配置転換ノ名ニカクレテ組合側ノ同

意ヲ強要シタ、然モ彼等ハ企業合理化ノ為トハイイナガラ全ク企業ニ対スル熱意ヲ有セズ、唯誠首ニ依ル経費ノ節約、企業ノ縮少、生産サボタージュヲ意図シテイル、此ノ事実ハ彼等ガ何等ノ生産計画ヲモタズヒタスラ配置転換ヲ急イデイル事ニ依ツテモ明瞭デアアル、一体経営不振ニ依リ配置転換ノヤムナキニ到ツタ事が事実トスレバ、其レハ彼等資本家ノ無能ヲバクロシ、或ハ非良心的ナサボタージュヲ告白スルモノニ外ナラナイ、特ニ新倉支部ニ於テ生産復興計画ヲ提示シタニモカカワラズ、此レヲアクマデモ拒否スル事ハ現下ノ日本ニ於ケル生産再建ノ必要性ニ対スル彼等ノ認識ヲ疑ハシムルモノデアアル、ソモソモ日本民主化ハ全國民ノ至上ノ責任デアアルガ、我ガ中央工業ノ社長、専務等ハ日常ノ言動スベテ甚ダファッショ的デ戦犯的存在デアアル、且又今迄鐵死線上ニ酷使シテキタ従業員ヲ年末ニ当リ整理ヲ強行シヨウトスル事ハ甚ダシキ非人道的態度デアリ、又此レヲノ対象ガ特ニ組合運動ニ熱心ナル方面ニ向ケラレテイル事ハ明瞭ニ労働組合法第十一条ノ違反デアアル、我々此レニ対ス

ル攻撃ノ前ニ彼等ハ一応誠首案ヲ撤回シタガ、無茶ナル配置転換ヲ無理矢理ニ十二月中ニ決定セシメヨウトシ、会社案ヲ受諾シナケレバ給料不払断行ヲ放言シタ、我々ハココマデ追ヒ込マレテ来タノデアアル、更ニ一月七日日正専務ノ命ニ依リ新倉工場ハ完成途上ニアルメリヤス機械二十台ヲ休日ヲ利用シテコソ泥的ニ格納シ始メタ、事ヲ平和裡ニ解決シ順調ナ事業發展ヲ希ム我々組合側ノ誠意ト努力ヲ踏ミニジリ、彼等ハカクノ如キ挑戰的態度ニ出テ来タノデアアル、我々ハ労働条件ノ確立ト会社機構ノ民主化ニ依ル生産復興ヲメザシテ、我々ノ生命ヲ団結ノ力ニ依リ守ル為断乎タル鬭争ニ訴エザルヲ得ナクナツタノデアアル、依ツテ是ニ中央工業株式会社従業員労働組合交渉委員会ノ了解ノ下ニ只今ヨリ生産管理ニ入ル事ヲ宣言スルモノデアアル。

一九四七年一月八日

中央工業株式会社従業員

労働組合 新倉支部

(参考書類綴) 昭和20年 和光市史編さん室蔵)

三三 昭和二二年一月 町民大会決議と町長回答

決議文

吉田亡国内閣の政策は我々大衆を窮乏のどん底に追込み今や日本の再建をも不可能ならしめつゝある

我らはかゝる悪政下にも敢然日本の再建を目ざして此等反動の打倒のために闘ひつゝある、そして今や彼らは崩壊寸前に暴らされ乍ら最後の酷き足掻きを続けてゐる、我が大和町に於ても終戦以来若干の非民主的分子は追放せられ民主的方向に進みつゝあるが、未だ完全になされず依然としてボスの存在に支配せられて居るのは町政の民主化を妨げ甚だ遺憾である

又食料、燃料の欠配甚しく、その理由すらも我々町民に明確に発表されていないのは役場機構の不備を暴露したるものにして、又町会議員の活動に於てハ全く停止の状態にあり、かゝる不誠意は我々町民を害し窮乏と不安とに陥入れるものであって、我々町民は茲に大会を開き全町民の名に於て次の事項に対し明確なる回答を要求する

ものである

一、 町政の民主化のためあらゆる方策を即時確立せよ

一、 食料、燃料の欠配の理由を明かにせよ

一、 副食物の配給を実施せよ

一、 主食の家庭配達を実施せよ

一、 役場機構の改革を民主的にせよ

一、 配給所は自由に選ばせよ

一、 町内役員を民主的に選出させよ

右決議す

一九四七年壹月十九日

大和町々民一同

大和町長殿

昭和二十二年一月十九日決議文の回答

大和町長

一、 五、内容漠として把握し難い、具体的明示あらば其の事項を検討の上御希望に沿ふべく努力する。

二、 主食の運配は今月中に取り戻し得る見込みなる由

(食糧営団の答ひ)

燃料の欠乏は折角努力しつつあるも品不足にて意に委せず、御気の毒ながら微意を諒とせられたい。

三、 味噌、醤油の運配は独り大和町のみではない、統制会社に窮状を訴へつつあるも意の如くならず、其の理由は地区的輸送難並に品不足に原因する。

副食物の配給制度は今の所目標を得難い、農家及び農業会等の援助を得て実現に努める。

四、 食糧配給制度は食糧営団本部の管轄に属するものにて役場は直接に関与する処にあらず、最も家庭配達の件は同本部にて計画しつつある由。

六、 配給所自由登録の件は曾て計画せしも、各業者、統制組合及官庁との折衝によるを必要とするため結局実現に至らず、今後更に努力するも側面よりの応援を求む。

七、 町諸役員の自由選出の件は地方庁より指示ある迄見合せたしとの通報あり、故に現状にて今暫くの猶予ありたし。

以上

昭和二十二年一月二十四日

〔メーデー決議關係文書〕和光市史編さん室蔵

三四 昭和二十二年一月二月 旧陸海軍将校の公職追放についての通知

昭和二十二年十二月十日 大和町役場

町民各位

旧陸海軍将校の公職追放に就て

昭和二十一年内務省令第三十号に依り提出された将校名簿に基いて決定した旧陸海軍将校の公職より追放の仮指定が本月二十日頃官報に公告される筈であるが、右の追放仮指定者の中でも非該当者でありながら申告書を提出してある為追放の仮指定を受けた者が相当にある模様です。この者に就ては本人の取消申請に依り公職追放より免れることが出来まず故、左記の様な仮指定に対して異議の申立の出来る人達は、官報に追放該当仮指定の公告がありましたら速に町村役場を経て取消申請を提出せられる様お知らせ致します。尚一定の期間内に取消申請を

しませんと永久に公職より追放せられます。くわしい事は役場復員業務の係よりお聞き下さい。

記

一、仮指定に対し異議の申立の出来る主な者

(1) 陸軍 (イ) 短期現役 (技術、軍医) 出身の将校、現役

満期後引き続き志願して現役に服した者も該当しない。

(ロ) 一年志願兵、一年現役兵、幹部候補生、特

別甲種幹部候補生、特別操縦見習士官、特別操縦候補生出身の予備役将校で志願によって現役に服さなかつた者、即ち特別志願予備将校以外の予備将校。

(イ) 陸軍文官 (陸軍技師、陸軍技手、法務官等) からその階級相当の各部の現役将校に転官した者。

(2) 海軍 (イ) 短期現役 (軍医、薬剤、主計、歯科医、技

術、法務) 出身の将校、現役満期後引き続き志願して現役に服した者も該当しない。

(四)海軍文官(海軍技師、海軍技手、法務官等)から

その階級相当の科の現役将校に転官した者。

(「復員事務書類」昭和22年 和光市史編さん室蔵)

記

一、史蹟武蔵野飛庵趾 北足立郡大和町上新倉

三三 昭和二十三年三月 飛庵跡保存の通知と報告
同 二十四年六月
二十三社教発第二五一号
昭和二十三年三月十七日 埼玉県教育部長印
大和町長殿
史蹟天然記念物保存施設実施方について
御部内史蹟は今回本県史蹟名勝天然記念物調査会
に於て別紙の通り地方的保存価値ありと認め本県史蹟
として保存することになったが、右保存に關して進
んで郷土の誇りとして市町村費又は御部内有志の醸金を
以て保存費を調達の上、別紙記載の保存要領によつて保
存計画を樹立せられ、速に保存施設を実施せられるよう
致したい、右実施奨励金として金貳百円別途金券を以て
送付致したから然るべくお願いする

一、史蹟武蔵野飛庵趾 北足立郡大和町上新倉
飛庵は江戸時代に百姓彦太郎が屋敷内にある先祖代々の
墳墓に墓守の僧を置かんがために建てた庵であつて、そ
の名称や由来についての伝承に拠ればこの辺は武蔵野の
一部で古くからうけら野と称し飛庵が多く生えてゐた所か
らかく号けたものであらうと云う、又一説には万葉集に
見ゆる東歌の中に武蔵国を詠んだ歌に因んだものたとも
云う、その由来については格別な確証は無い、因に飛は
菊科に属した植物で白飛と書くのが正しい、これを日本
書紀下天武記にヲケラと訓んでゐるのを見ればウケラは
是の転訛したものと考えられる、現在の庵室は約六畳二
間位のもので数年前までは村の青年俱樂部であつたが現
在は疎開者の住宅となつてゐる、この庵室から数十間東
方の畑中に松の大木があつて新倉松と称へた名木であつ
たが、その松が枯れたのであつときの松が植えられてあ
る、それは至極枝振りも面白く樹齢も百年前後のもので
ある、庵室は支那事変頃までは構内に老樹が鬱蒼と生い

茂り、相当風致が保たれていたのであったが今は甚しく荒廢しつゝある、この奥に石塀を囲した鈴木家代々の墳墓が往昔の佛を伝えてゐるが、その墳塋の前面には他家に貸与したと云う数戸の新墓地が出来て恰も共同墓地の觀を呈してゐる、従前鈴木家の墓地内は歌碑があつたがそれは同家の邸内にある稻荷社前に移されたと云うのであるが、朧庵に密接な關係のある歌碑が所在不明となつてゐる、慥かに左の和歌を刻んだ碑があつた筈である

文化辰五月中津ころ身罷を夢に見て

ゆめにてよめる

宇氣良草かりて居保りの芝の戸を

たゞくくいなにさまされて行

鈴木家は江戸時代から現在の位置に住む旧家で今隠居の左内翁は病褥にあり当主は最近病死したと云う洵に氣の毒な状態にある

新編武蔵風土記稿足立郡上新倉村の条に百姓彦太郎として記されているのは左内翁の何代か前の先に当る人であらう、同家に伝はる系図の奥書に拠ると先祖鈴木若狭守

光利からその一子隼人正利國へ文祿四年乙未四月十五日家督を譲つたことが見えてゐる

鈴木家の門を這入つて左手の一段小高い所に邸鎮守の稻荷の祠がある、その前方右側に建てられた石碑には道興の廻国雜記中の歌が拔萃され新座、野寺、野火止、膝折、浜崎等五首の和歌が刻され「文化六のとし春三月新座二世庄司松蔭建之、應_二鈴木氏需_一釋道阿記す」と彫刻してあつた、即ち朧庵から移した一基であるこの碑で見ると松蔭と云つた人は上新倉村名主二世鈴木氏であり、筆者は墓守堂の庵主釈道阿であることは明白である
新記には朧庵を鈴木家の墓守堂とのみ記し明記を闕いてゐるが、名主二世鈴木氏が朧庵松蔭でこの辺一帯が朧野と呼ばれた所であり、そこに名木新倉松が墓守堂を覆てゐた、朧庵松蔭の雅号の起源であろうと思はれる、江戸文学勃興時代朧庵松蔭は江戸の文人墨客と交りこの閑静な墓守堂に雅客の会合が屢々行はれたこと、思う、当時の朧庵に多くの文人墨客が出入したことは想像するに難くない、太田南畝が朧庵を訪れ詩を作つてゐる、また

狂歌師北川真顔も朧庵に一宿して狂歌をものしてゐる、
今真顔の芦荻集から摘記すれば左の通りである

文化二年真顔五十三歳後の葉月の始め木曾路にかゝり
て武蔵野のかたに入りて新座の松蔭がうけらの庵をた
つねけるに、あるじ色に出で悦びつゝなごやかなる衾
なとまうけて草枕ともおもはれさりければ

蚊やつらぬやとりをととりて寝心も

かくべち広きむさしのゝ原

註「蚊やつらぬやとり」とはうけら庵を真顔が詠んた
ものと思う、うけらの根を焚くと蚊やりとなり安眠
することが出来る、蚊とり線香の原料はうけらの根
が大部である

あけぬれは膝折と云うかたへ立出るに

ひさをりへたつは物うく成りにけり

ゐこゝちのよきにひぐらの宿

あるじみつから野路のしるべせんと送り来て道すがら
柴胡のうけらなとつみとりくられて猶名残をしげなるに
河越迄ははるかなり、道の空にて暮もやせんとつふや

くものゝありければにくゝて

別路はうけらがはなれがたなきを

さいこゝとなといそぐらむ

右審議の結果地方的保存価値あるものと決定す

保存要領

朧庵趾の前面道路より向って左側適當の箇所約老坪を撰
定し、四隅杉丸太柱竹垣を設けその中央に「史蹟武蔵野
朧庵跡 埼玉県」と記載したる標識、及簡明なる解説を
記したる駒形札を建設し里道の入口に榜示標を建つるこ
と

大和発第四三三号

昭和二十四年六月二十日 北足立郡大和町長

富 沢 敬 蔵

埼玉県教育委員会教育長殿

県保存決定史蹟名勝天然紀念物の現状調査につ

いて

標記に該当する史蹟として当町所在の朧庵に就き別紙の

通り調査の上報告致します。

県保存決定史蹟名勝天然記念物の現状調査書

一、調査物件の名称 史蹟 武蔵野元庵趾

二、調査物件の現状

調査物件、元庵は相当荒廃して居るが最近迄部落の公会堂として使用せられ、現在は疎開者の住居となつて居り、噂に依ると夜の女の巢にも使用されて居るともいはれている。

石碑の中、道興の廻国雑記中の歌、新座、野寺、野火止、膝折、浜崎等五首の和歌が記された碑は保存されてゐるが、其の他の所在不明中の碑は諸々を調べて見たが未だに発見されない。

現在、標識、注意札、解説板、柵等の保存施設は施していない。

三、史蹟保存に関する意見、処置等

右史蹟を完全に修理して保存する為には現在住居してゐる人々に立退いて貰ひ、同所附近を小公園的に小供の遊園地とし庵の修理費をも含めて少なくとも

三十万円程度の経費を必要と思はれる。

石碑等の保存に就ては管理者に対し、其の保存取扱に就て充分注意する様申し渡してある。

標識、柵等の保存施設は御指示の通り早急に設ける様手配してある。

尚右史蹟の保存等に就て、地元民の関心は極めて薄いので其の方面の知識人、関係役所方面の一層の協力と、後援の処置が望ましい。

(「社寺関係綴」昭和21～33年度 和光市庶務課蔵)

三六 昭和二三年九月 国民健康保険設立趣意書

大和町国民健康保険設立趣意書

国民健康保険は相扶共済の精神に則り疾病、負傷、分娩、又は死亡に関し、保険給付又は費用の支給をなすを目的として、本年七月一日法律第七十号国民健康保険法が公布され、厚生大臣及知事の監督の下に市町村公営とし、従来の任意制度の社会保険を義務制に改められました

た。この制度の確立により国民の保険的方法による医療に要する費用負担の問題を解決し、以て医療の普及確保又は健康の保持増進を図り、以て憲法第二十五条の国は国民の健康にして文化的なる最低生活を保障する義務を有してゐる理由による国営への準備的段階を踏むことゝなるのであります。

之が改正法施行に伴ひ大和町において新しく国民健康保険を行ふため、直ちに（三ヶ月以内）措置する事項は、

- 一、条例の制定
 - 二、事業計画の作成
 - 三、特別会計予算の編成
 - 四、知事の認可であります。知事の認可申請書添付書類として一、条例
 - 二、条例制定の町議会の会議録の写
 - 三、収入支出の予算書
 - 四、事業計画書（給付担任者の契約等）
 - 五、保険料算出の基礎を示した書類
 - 六、参考表 註参考表1、大和町の位置地形
 - 2、主要産業別戸数及生産年額表
 - 3、租税納付状況（最近の賦課額及収納額）
 - 4、町税賦課概況（最近年度の賦課総額、納税義務者一人当平均額並に最高賦課額及最低賦課額）
- 以上設定に際し必須の要件は大和町健康保険条

例の会議録と特別会計予算の編成でありますので本条例と予算案を提案する次第であります。何卒特別の御詮議を以て町会議員各位の御賛成と御援助をお願いいたします。

昭和二十三年九月十六日

大和町長 富沢敬蔵

町会議員

殿

（大和町国民健康保険設立趣意書）昭和23年 和光市史編さん室蔵

(ロ) 戦没・復員・抑留

三七 昭和二〇年一〇月 未帰郷軍人等の報告依頼

回 章

昭和二十年十月二十日 大和町役場

第 区御中

未帰郷（未除隊）軍人等報告ニ関スル件

当町在住者ニシテ未ダ帰郷（除隊）セザル軍人及軍属ニ

対スル業務処理ノ資料トシテ報告方其筋ヨリ指令有之候

第 区御中

ニ付、留守担当者ハ左記事項ヲ記載ノ上本月末日マデニ

退学者調査報告方ノ件

役場兵事係へ提出相成度及回章候也

今次復員軍人中、高等学校、専門学校、及大学入学志願

追 報告後帰郷セルモノハ其ノ都度其旨連絡相成度

者ニ対シ、進学上必要ナル基礎的補習教育実施ノ予定ニ

一、本籍地

付、左記事項調査ノ上十一月十五日迄ニ御通知相成度

二、所属部隊名（最近ニ判名セルモノ）不明ノモノハ入

尚補習教育ハ左ノ如ク実施ノ予定

隊部隊ヲ記載

教育期間 第一次 昭和二〇・一二・一ノ
昭和二一・三・末日

三、官等 氏名（官等不明ノモノハ入隊（召集）年月日

場 所 未定

ヲ記入ス

受講者 昭和二〇・九・五文部次官通牒ニヨリ高等

四、留守軍（留守担当者名）現住地

学校、専門学校、及大学ニ入学シ得ル資格

五、軍属ハ海外派遣軍ニ従軍中ノモノニ限り軍人ニ準シ

ヲ有スル陸軍軍人

明記ス

左 記

〔復員事務書類綴〕昭和20年 和光市史編さん室蔵

三六 昭和二〇年十一月 入学志願者の調査依頼

一、現住所 二、旧官職、身分、期別、氏名、生年月日
三、進学希望学校名（科、部共）
備考昭和二〇・九・五文部次官通牒ニ基ク入学詮衡標準

回 章

高等学校・専門学校

昭和二十年十一月八日

大和町役場

| | |
|------------|------|
| 区 分 | 転入学年 |
| 陸軍幼年学校第三学年 | 第一学年 |

| | |
|---------------|------|
| 陸軍予科士官学校六一期甲乙 | 第一学年 |
| 陸軍士官学校 | |
| 陸軍航空士官学校 | 第二学年 |
| 陸軍経理学校 | 第二学年 |
| 予科 本科九期 | 第一学年 |
| 海軍兵学校 | 第二学年 |
| 海軍経理学校 | 同 |
| 第二学年 | |
| 同第一学年及予科 | 同 |
| 甲種飛行予科練習生 | 第一学年 |
| 特別幹部練習生 | 同 |
| 特別幹部候補生 | 同 |

大学

| | |
|------------------|------|
| 区分 | 転入学年 |
| 陸軍士官学校出身者及五九期生 | 第一学年 |
| 陸軍航空士官学校出身者及五九期生 | 同 |
| 陸軍経理学校本科出身者及八期生 | 同 |
| 海軍兵学校出身者及第三学年 | 同 |
| 海軍経理学校出身者及第三学年 | 同 |
| 旧海軍機関学校出身者 | 同 |

〔復員事務書類綴〕昭和20年 和光市史編さん室蔵

三九 昭和二〇年十一月 復員者への就職斡旋

回 章

昭和二十年十一月八日

大和町役場

第 区御中

婦郷軍人軍属傷痍軍人就職希望者ニ関スル件

浦和勤労署ヨリノ求人左記ノ通り通知有之候条周知方相煩度候也

希望者ハ履歴書持参浦和勤労署相談係出頭相成度

。運通省東京施設部（北浦和）運転手四〇人、旋盤工一

五、鍛工一五、仕上工一五、熔接工一五、電工一五、

機械運転手一五、同助手一五

。中央工業新倉工場 鍛工三〇

。金剛製作所（与野）電気熔接工一〇、仕上工二〇、旋

盤工一〇、板金工一〇、守衛四

。ライファン工業会社（与野）工員二五

。野村産業会社（浦和）工員三〇

。東亜紡織浦和工場 工員二〇、雑役五

。愛國産業会社（北浦和） 守衛三

〔復員事務書類綴〕昭和20年 和光市史編さん室蔵）

十月二十六日二十北足厚収第七六六八号照会ニ係ル標記ノ件左記及報告候也

記

三〇 昭和二〇年一月 軍人遺家族調査報告

第三四六号

昭和二十年十一月十三日

北足立郡大和町長

北足立地方事務所長殿

軍人遺家族調査ニ関スル件

〔復員事務書類綴〕昭和20年 和光市史編さん室蔵）

| | | | | | | | | |
|------------------|------------------|----------|----------|---------|------------------|-----|-----------------|-----------------------|
| 二九 | 三 | 一八 | 四 | 九 | 一九〇 | 二五三 | 三六 | 一九九 |
| 軍人 軍屬 | 軍人 軍屬 | 軍人 軍屬 | 軍人 軍屬 | 軍傷 人 | 外地出征 軍人家 族 | 計 | 同上中 軍事扶 助 | 婦 遷 軍 人 數 |
| 戰没軍人 軍屬遺 族 | 公務死 亡軍人 軍屬 | 遺族 | 遺族 | 遺族 | 遺族 | 遺族 | 遺族 | 遺族 |
| 戸数 | 戸数 | 戸数 | 戸数 | 戸数 | 戸数 | 戸数 | 戸数 | 戸数 |

三一 昭和二十一年六月 復員者就職状況調査表

復員者就職状況調査表

大和町（職種ハ推定）
（五月末迄ノ分）

| | 總 數 | | 職 種 | | | | | | | | 摘 要 | | |
|-------|-------------|--------------|-----|-----|-----|-------|-----------|-----|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 復員者 總數比率 | 對復員者 總數比率 | 農 業 | 工 業 | 商 業 | 水 産 業 | 運 輸 交 通 業 | 林 業 | 鉱 業 | 畜 産 業 | | 事 務 係 | 其 他 |
| 復 職 者 | 一四九名 | 七七% | 六一名 | 四五名 | 二名 | | 五名 | | | | 二一名 | 二五名 | |
| 就 職 者 | 四二名 | 二二% | 二三名 | 一六名 | | | | | | | 一名 | 二名 | |
| 復就職者計 | 一九一名 | 一 | 八四名 | 六一名 | 二名 | | 五名 | | | | 一二名 | 二七名 | |

| 備考 | 復員者 一九二名一〇〇% | 失職者 一名 | 対復就職者数比率 | | | | 六% | 一四% |
|--|-----------------|-----------|----------|-----|-----|----|----|-----|
| | | | 一 | 四三% | 三二% | 一% | | |
| 一、復員者は、入営、応召前の職に復帰した者、就職者は是と別の職に就いた者を書き入れること 一、五月末現在の数字不明なものは他の時期のものでも良い。但し此の場合は摘要欄に其の旨明記すること | | | | | | | | |

(「死没軍人関係綴」昭和20年 和光市史編さん室蔵)

三三 昭和二十一年八月 抑留者名簿閲覧のお知らせ

回 章

昭和二十一年八月九日

大和町役場

大字 第 区御中

抑留者名簿閲覧ニ関スル件

陸軍々人軍属等ノ比島、沖繩、太平洋諸地域抑留者名簿が、此の程第一復員省から送付がありましたから左記日割に依り閲覧に供します(午前八時より午後四時まで)

左 記

| | | | |
|---|-----|---|--------------|
| 〃 | 十三日 | 火 | 白子三、四、五区 |
| 〃 | 十四日 | 水 | 下新倉一、二、三区 |
| 〃 | 十五日 | 木 | 下新倉四、五区 新倉一区 |
| 〃 | 十六日 | 金 | 新倉二、三、四、五区 |
| 〃 | 十七日 | 土 | 新倉六、八区 |
| 〃 | 十八日 | 日 | 新倉七区 |

以下七曜表により順次繰返す

(「参考書類綴」昭和20年 和光市史編さん室蔵)

八月十二日 月 白子一、二区

三三 昭和二十一年一〇月 遺骨帰還についてのお知らせ

三四 昭和二十四年四月 「ソ連」抑留者留守宅へのお知らせ

回 覧

御留守宅の皆様へ

昭和二十一年十月二十二日 大和町長 星野豊麻
大字 第 部落会長

殿

遺骨帰還の件に就いて

今般マ司令部の命令で戦没勇士の遺骨帰還並びに自宅葬儀等に町村代表者の出迎ひ又は参列を禁止されましたのみならず町村主催の公葬又は慰霊祭等も不可能になりました。

一、皆様長い間お待ちになられた引揚再開の時期が近づいて参りました。無かし一時も早く元気なお姿でお帰りになられるのを願に画いて居らるること、推察いたし、私も及ばず乍ら努力してゐる次第であります。ついでには次の二項をお読みの上、必ず実行していただくべく御願ひする次第であります。

情に於て誠に忍び難く御氣の毒に存じます。来る十一月一日以後之れを實施致しますから御諒承願ひいたします。従つて町よりの弔慰料墓標等の寄贈も出来ない事になりましたから御含み置き下さい。

二、留守宅通信をお忘れなく舞鶴、函館にお出し下さい。未帰還者が外地派遣から引き続き「ソ」連抑留四年の長い間異郷にあつて寒さにつけ暑さにつけ夢にも忘れることの出来なかつたのは、各自の御家庭のことであり、上陸早々最も早く知り度いのはこのことでもあります。従つて各御家庭から上陸港に出されている通信をむさぼり読むのが常態の様です。

但し部落会長への遺骨帰還通知は従前通り役場から致しますので部落会長は適宜の所置をお願い致します。

〔死没軍人関係綴〕昭和20年 和光市史編さん室蔵

これを従來の例に見ますと出された御家庭と出されない御家庭とありまして、通信を受けとること

の出来なかつた帰還者がどんなにガツカリされたとか御想像下さい。

この点御推察の上未帰還者御留守宅の方は、何卒お忘れなく舞鶴と函館の両方に（どちらの港に上陸するかその時の都合によりますから）留守宅通信を左記宛お出し下さい。

記

舞鶴市西大浦局区内舞鶴引揚援護局復員部留守宅通信
信気付

未引揚者の氏名

函館市千代ヶ岱函館引揚援護局復員部留守宅通信気

付

未引揚者の氏名

三、上陸港から引揚者が出した電報に対しては直ちに返電して下さい。

引揚者が上陸いたしますと引揚者御自身で帰還の旨各自の御家庭に無料で電報いたす様になつて居ります。

各御家庭からは、これを受け取られたならば直ちに返電をお出し下さい（これがため配達人に其の場で依頼して出して下さい。さうでないとな本人が上陸地を出発後着くような結果になる事が屢々ありますから）これに依つて、各人は帰郷先がはっきりして安心して帰郷出来る訳ですから、是非お願いいたします。

宛名は留守宅通信の場合と同じで結構です。

昭和二十四年四月二十八日

埼玉県民生部世話課長 五十嵐 勝 吉

大和町長 富 沢 敬 蔵

（「復員事務書類綴」昭和22年 和光市史編さん室蔵）

三三 昭和二六年五月 「ソ連」抑留帰還者への協力依頼

昭和二十六年五月九日 大和町長 富沢敬蔵印

ソ連関係地域から帰還した元軍人軍属

及び邦人の調査について

ソ連関係地域の未復員者の消息調査については、従来各復員官公署が相協力して調査究明を実施しているが、未だ多数の状況不明者があります。これ等の状況不明者の調査の鍵を握るものは依然として未復員者と行動を共にした帰還者以外にはなく、今後の調査にあたっては全く個人個人（帰還者）について開戦後の行動を調査し、未復員者と同一行動をした帰還者を探し出してこれに聞く以外には手段がないのであります

そこで左記により全国一斉に調査を実施することになりました故、御繁忙中甚だ恐縮ですが未引揚同胞消息調査促進のため特に御協力方御願ひ致します

記

一、調査の対象者 昭和二十年八月十五日以後外地より

引揚たるもの、但しソ連関係地域のみ

ソ連関係地域

シベリヤ (欧露及び外蒙を含む)

千島及び樺太 (北樺太を含む)

北朝鮮 (終戦後南鮮に來たものも含む)

満州 (終戦後南鮮に來たものも含む)

中国 (満州を除き現に中共の占有せる地区)

(マヤ) 左記に該当する方は是非共御届け下さい

二、日 時 昭和二十六年五月末日迄毎日午前九時

午後五時迄
土曜日 曜日も実施

尚一般邦人も御届け願ひます

(「復員事務書類綴」昭和22年 和光市史編さん室蔵)

三六 昭和二六年一二月 留守家族懇談会の開催通知

昭和二十六年十二月四日

北足立郡大和町長 富沢敬蔵

殿

未引揚者留守家族との懇談会開催について

終戦以来既に六年、今日なを海外に抑留され引揚の目途も明らかでなく日夜望郷の念にかられる人々、一家の支柱を失って数年その消息すら分らない留守家族の方々がおられますことは、人道上誠に遺憾の極でありまして

心から御同情申上ます。

此度客観情勢の急変転に伴う海外抑留同胞及び留守家族に関連する諸問題について、留守宅にその状況を説明致すと共に留守宅の実状並にその意向を把握し、消息調査についての資料を収集整理致し、今後の処理に遺憾のなきを期するため、左記に依り懇談会を開催するとの埼玉県民生部長から依頼がありました故、御多忙中とは存じますが是非御出席下さるよう御願ひ申上ます。

記

一、日時 昭和二十六年十二月十一日

午前十時～午後二時

一、場所 大和町役場(二時より国立埼玉病院にて慰問演芸会を開催する)

註 携行品

- ①本人から来た手紙、特に終戦後資料の全然ない人については、外地にいつてから来たもの全部、官公署、既引揚(復員者)その他から得た本人の消息等

②印章

(「復員事務書類綴」昭和22年 和光市史編さん室蔵)

(ハ) 国民学校と新制中学校建設

三七 昭和二十一年六月 国民学校用費寄附金の決算報告

昭和二十一年六月五日

大和町長 星野豊麻

町民各位

曩に国民学校用費として募集しました寄附金の決算報告を左記の通り致します

寄附金之部

| | | |
|-------|-----|---------------------|
| 大字白子 | 第一区 | 九三六・〇〇 ^円 |
| 同 | 第二区 | 一、七三〇・一六 |
| 同 | 第三区 | 一、八一五・〇〇 |
| 同 | 第四区 | 三四五・〇〇 |
| 同 | 第五区 | 六五五・一〇 |
| 大字下新倉 | 第一区 | 一、一一四・〇〇 |
| 同 | 第二区 | 八九五・〇〇 |

| | | |
|-------|-----|------------|
| 大字下新倉 | 第三区 | 一、三〇一・〇〇 |
| 同 | 第四区 | 一、七一五・〇〇 |
| 同 | 第五区 | 一一七・〇〇 |
| 大字新倉 | 第一区 | 三八五・〇〇 |
| 同 | 第二区 | 五一二・〇〇 |
| 同 | 第三区 | 六二〇・〇〇 |
| 同 | 第四区 | 八九五・〇〇 |
| 同 | 第五区 | 五〇〇・〇〇 |
| 同 | 第六区 | 四〇五・〇〇 |
| 同 | 第七区 | 一、二三〇・〇〇 |
| 同 | 第八区 | 一、六一〇・〇〇 |
| 一合計 | | 金一六、七八〇・二六 |

支出之部

| | |
|-------------|-----------------------|
| 白子国民学校職員ニ | 二、八〇六・〇〇 ^円 |
| 飢餓突破資金トシテ | 一、八八四・〇〇 |
| 同新倉国民学校ノ分 | 一、四五四・〇〇 |
| 同大和青年学校ノ分 | 一、四五四・〇〇 |
| 中央工業新倉工場ヨリ | 五、三〇〇・〇〇 |
| 新倉国民学校へ机一〇〇 | |
| 椅子一二〇、購入代金 | |

同白子国民学校へ
机四五ノ代金
(昭和二、七、一〇支払フ)

一合計 金一三、〇一九・〇〇
一差引 残金三、七六一・二六 (役場ニ保管中)
(国民学校要費関係書類 515-472 和光市教育委員会蔵)

三六 昭和二一年六月 修理用松立木伐採許可願

騎兵第一師団司令部

渉外課長殿

練兵場内松立木伐採許可願

拝啓 昨秋貴演習地ヲ農耕地トシテ附近農家ニ開放
相成リシ際、昨年四月爆撃ノタメ使用不可能トナリシ国
民学校教室ノ修理用材トシテ右地域内ノ松立木若干ノ伐
採方ヲ大蔵省ヨリ許可サレシモ、右地域ガ再ビ軍用地ト
シテノ指定ヲ受ケ立入ヲ禁止サレシタメ該松立木ノ入手
ガ不可能トナリ、代替資材獲得困難ノ折柄前記学校修理
計画ニ一頓挫ヲ来シ困却致居候
就而弊方ノ事情ヲ特別御詮議ノ上左記立木ノ伐採方何卒

御許可相成度此段及御願候也

昭和二十一年六月十四日

大和町長 星野豊 麻田

記

| 樹種 | 目通直経 | 数量 | 用途 |
|----|---------|------|------------|
| 松 | 一尺至一・五尺 | 式拾五本 | 敷居、鴨居、床板、等 |

(参考書類綴「昭和20年 和光市史編さん室蔵」)

三三〇 昭和二十二年四月 復旧工事代金支払いのお知らせ

区長殿

昭和二十二年四月二十二日

大和町長 星野豊麻

記

皆様の御協力によりまして、新倉小学校の復旧工事も着々完備しつつあり誠に有難う存じます。のびのびになつて誠に申し訳御座居ませんでした、新倉被害校舎復旧

工事の昭和二十年五月十日ヨリ同年十二月十五日迄の勤勞奉仕の出役人夫並びに牛馬車のお礼を左記の割合にて御支払ひ致したいと存じますので、御調査の上役場に御足勞を御願ひ致したいと存じます

男 一人一日 五円
 女 一人一日 三円
 牛馬一日一台 三〇円

(「国民学校要費関係書類」515-472 和光市教育委員会蔵)

三四〇 昭和二十三年二月 新倉小学校校舎修理、校具購入願

本校に於きましては現在でさえ既に校舎の狭隘、机腰掛等の不足を告げて居りますが、いよいよ新学期を迎え児童の増加も予想されますので校舎修理・校具の購入について御配慮お願い申し上げます。

特に本校は昭和二十年四月爆撃をうけてから既に三年、何卒戦災校という特殊事情を御考慮の上格別の御高配を賜り度くお願申し上げます。

記

一、机、腰掛の購入

- 1、現在七〇人分の不足のため、二人で使用すべき机腰掛を三人で不便を忍んで使用している児童が約二〇〇名で、実に学習並教授衛生上寒心に堪えられません

2、現在の不足七〇人分、新年度増加児童三〇人分

二、新校舎と本校舎との接続

- 1、新校舎が現在のように本校舎と分離している事は学校の気分的統一を欠き、尚教員類の運用等にも支障をきたし、学校運営上阻害される点少なくありません

2、又物資不足、人心極度に悪化しつつある今日、新

校舎を分離しておく事は校舎管理の面に於ても万全を期し難いものがあります

三、小使室の拡張

現在三畳一間に家族四人（使丁夫婦、娘二人）が起居する事は殆ど不可能の状態にあります。尤も

今の所、家内と末娘とは義弟の家屋に別居中であります。但し、軀ては校舎で起居するものと考えられます

ます

四、新築教室の整備並に一般的修理

この件については予てから御心配を戴いておりますがいよいよ新学期も始まりますので、何とかそれ迄に間に合うよう更に御配慮お願い申し上げます

昭和二十三年二月二十二日

新倉小学校長 杉山辰雄 印

大和町長 富沢敬蔵 殿

（「国民学校要費関係書類」515—472 和光市教育委員会蔵）

三 昭和二三年五月 大和中学校建設寄附金募集要項案

新制大和中学校建設資金寄附募集要項案

一、資金総額五百八万式千円也

内訳

金拾式万円 敷地買収費

金四拾壹万八千円 校舎払下代金及取毀工事費
 金四百貳拾貳万五千百九拾四円 建設工事費

金三拾壹万八千八百六円 設計監督費及備品費
 其他

二、寄附金総額金四百五拾万円也

三、募集方法

(イ)、全町民から募集する

(ロ)、配分方法

総額を左の方法で分割した額の合計額を町内各
 部落の募集額とする

(1)、町民税賦課当時の納税義務者一人当り金貳百
 円の割にて算出したる額、但し其の部落内にあ
 る会社工場等の寄宿舎に在る納税義務者につい
 ては一人当り金百円の割で算出したる額

(2)、募集総額から(1)を差引いた額の八十パーセン
 トに相当する額を町民税賦課当時の納税義務者
 の確定個数の各部落の合計額に按分した額

(3)、募集総額から(1)差引いた額の二十パーセント

に相当する額を町民税賦課当時の納税義務者の
 資力個数と事業個数の各部落の合計額に按分し
 た額

(イ)、配分基準額表

募集額配分基準額

(1)納税義務者(寄宿舎を際ぐ)

$$1,890人 \times 200円 = 378,000円$$

納税義務者 寄宿舎在住者

$$200人 \times 100円 = 20,000円$$

$$\text{計} \quad 398,000円$$

$$(2) (4,500,000円 - 398,000円) \times \frac{80}{100}$$

$$= 3,281,600円$$

確定個数総額41,506個

$$\text{依って} 1 \text{個当り} 79円063$$

$$(3) (4,500,000円 - 398,000円) \times \frac{20}{100}$$

$$= 820,400円$$

資力及事業個数合計26,209個

依って1冊第31頁302

(二) 部落内に於て標準率を超えたる特別な寄附があつた場合はその超過額は部落配分額と別扱ひにすること

(三) 部落別配分表は別紙の通り(略)

〔新制中学校竣工式関係書類〕 517—474 和光市教育委員会蔵)

三四 昭和二三年五月 大和中学校建築委員會議事録

第貳回 大和中学校建築委員會議事録

一、日時 昭和貳拾參年五月參拾壹日午前九時四拾分

一、場所 大和町大字下新倉 富士見荘

一、出席者

| | | | |
|-------|-------|-------|--------|
| 増田民藏 | 稻垣新七 | 高橋勇吉 | 富岡佐右衛門 |
| 野沢栄之助 | 白水万里 | 五十嵐 寿 | 天野祐雄 |
| 並木信吉 | 鈴木範重 | 加山伝三郎 | 岩崎兆朗 |
| 富沢金太郎 | 田中平治 | 吉田俊一 | 金子達伊 |
| 新坂兼吉 | 永田伊太郎 | 中村平吉 | 相枝次郎 |

柳下滝次郎 金子徳太郎 高木 寿 高橋千石

井口正三 武藤儀重 星野豊麻 高橋利彦

富沢譲太郎 田中憲二 富永岩次郎 小寺彦左衛門

柳下 晟 安藤泰巖 大原藤吉 簗輪金右衛門

山田智憲 池上忠良 富沢市五郎 清水松三

一、議事参与者

大和町助役柳下徳次郎 設計者永堀辰之助

一、書記

大和町書記柳下柳之助 同 高野正三

一、町長 本日は議事進行上座長を定めるかどうかについて

會議に諮ひ異議なきを以て座長を定める旨を告げ、次でその定める方法を如何にするかを會議に諮ふ

町長の指名が可と呼ぶ者あり

賛成者過半数なるを以て町長は町長の指名者を以て座長と定める旨を告げる

一、町長 左の者を指名す

清水松三

一、座長清水松三 前回到引続き是れより新制大和中学

校建設費寄附募集の件に付会議を開く旨を告げる

- 一、座長 校舎其の他の設計並にその見積額の算出について設計者永堀氏をして概要を説明せしむる旨を告げる

一、永堀辰之助 設計並に見積について説明す

- 一、岩崎兆朗 曩に富沢市五郎、加山伝三郎及富沢金太郎と共に町長に進言して置いてあるが、この工事については能ふ限り経費を節減して町民から募集する寄附金額は必要な最少限度に止められ度い。特に予算額中の敷地均し工事は町民の勤勞奉仕に依って施行し、現金支出を削減せられ度いと希望を陳述する

一、鈴木範重 岩崎氏の希望意見である町民の勤勞奉仕は左記の見地から賛成し難いとの意見を述べ

- 一、是れから農繁期に向ふので農家の出役が非常に困難である

二、勤勞者等が勤務先を欠席して出役しても現金支出と大差がない

三、勤勞奉仕は仕事に不慣れな人達で兎角時間も空費

したり非能率的であつて、大局から見た場合は工事

の専門家に請負はせるよりも却つて不経済である

- 四、地均費としての予算額は全町民へ配分した場合はさほど高額な負担ではない

以上

同感と呼ぶ者あり

- 一、座長 地均工事を勤勞奉仕によつて施行する修正意見に対して、賛成者なきを以て原案通り決定する旨を告げる

一、町長 総予算額並に寄附金の収納方法に付て左の如く説明す

この予算は設計者の見積つたものを基礎として編成したもので、目下の様な諸物価の上昇する時に於ては此の程度の金額は必要なものと考へられる、又もし一部から御尋ねのあつた様に工事の施行に當つて請負金額其の他に於て、幸ひにして予算額よりも少額にて工事が出来し相当額の残額を生ずる様な場合には、寄附金の収納を六回位に分割して行ふ予定であるから、後半の収納する寄附金を減額するか或は中止する等の方法

に依つて解決し度い考へである

一、座長 本件予算額については他に異議がないから原案通り決定する旨を告げる

一、町長 先般大字下新倉第五部落大友健一郎氏から左記の如き希望意見が申出られてあるから會議に諮る旨を述べ

校舎の位置を現設計でなく鉄道敷を背後にする様に変更した方が可なり、其の理由は左の通り

1、民家から遠ざかる為火災等の場合にその危険性が少い

2、北の風を受ける事が少くなる

3、井戸のクツサクが簡易である

一、永堀辰之助 県の指示を受けて設計した校舎の配置予定計画に付いて次の様に説明す

現在建築予定の校舎に次で将来建設しなければならぬ建物鉄道路線を背後にして建設する様に計画してある、又修正意見の様に懸念される事柄も変更しても大差ないものと考へられる

一、座長 本件に付ては他に異議がないから原案通り決定する旨を告げる

一、武藤儀重 建設資金の寄付募集額を部落別に配分する方法について、私の方の部落民の意向では確定個数割八〇パーセント資力及事業個数割二〇パーセントと割合を変更して、前者を七〇パーセント後者を三〇パーセントの割合に変更して欲しいとの希望があるから、是非配分割合を更正せられ度いとの意見を陳述す

一、井口正三 武藤氏の意見に賛成する旨を述べ

一、永田伊太郎 武藤氏の意見に賛成する旨を述べ

一、鈴木範重 原案に賛成する旨を述べ

一、座長 過半数の者が原案に賛成であるから本件は原案通り決定する旨を告げる

一、富沢市五郎 この寄付金は第一封鎖預金に依る納入は差支ないかとの質問す

一、町長 原則として封鎖預金に依る受入れは不能と考へるがその取扱ひに付ては研究の上連絡する旨を述べ、寄付金の募集及集金方法は次の様にしたい考へて

あると述ぶ

各個人からの寄付の募集及集金は当該部落内の建築委員が当り、寄付金額の六分の一宛を六月より毎月集金し第一回分を六月末日まで、第二回以後は順次毎月末日までに部落内を取纏めの上役場へ納入すること、又個人別の領収証は役場で作製すること

一、座長 本件に付ては全員異議がないから原案通り決定する旨を告げる

一、座長 午後零時十分会議を閉づる旨を告げる

右後日の為め会議の顛末を記載す

昭和貳拾參年五月參拾壹日

大和町長
座長

(「大和中学校建設資金関係綴」516—473 和光市教育委員会蔵)

三三 昭和二三年六月 大和中学校建設概要

一、建設場所 大和町大字下新倉字中丸

一、木造瓦葺二階建（払下げ元土官学校々舎使用）

| 種別 名称 | 校舎 | 便所 | 炊事室 | 物置 | 衛生室 使丁室 | 渡廊下 |
|----------|-------------------------|---------------------|--------------|-----------|------------|-------------|
| 基礎 | 玉石、地形、 コンクリ叩 大谷石据 | 同上 | 玉石地形 大谷石据 | 同上 | 同上 | 玉石地形 靴石据 |
| 軸部 | 木造 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 屋根 | 日本瓦 | セメント瓦 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 外部 | 下見板ステ イン塗、鉄 鋼ジン塗 | 下見 ステイン塗 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 内部 | プラスチック 腰羽目張 | 空羽目板 | 腰羽目板 | 堅羽 目板 | 真壁 | 開放 |
| 天井 | テライス張 一部プラス ター | 化粧野地 | プラスチック 仕上 | 化粧 野地 | 日本 天井 | 化粧野地 |
| 床 | 板張コンク リ モルタル塗 | コンクリー トモルタル 塗 | 同上 | 土間ノ ママ | 畳敷 | コンク リート |
| 建具 | 木製外部ベ ンキ塗 | 同上 | 同上 | — | 外部ベ ンキ塗 | — |

一、坪数

| 事項 | 面積 |
|------|--------|
| 校舎 | 五、〇六〇〇 |
| 校地 | 〇〇〇〇 |
| 一階 | 一七一五〇 |
| 二階 | 一六五〇〇 |
| 便所 | 二一〇〇〇 |
| 炊事室 | 一二五〇〇 |
| 物置 | 六〇〇〇 |
| 渡廊 | 一六〇〇〇 |
| 床下面積 | 三九二〇〇 |

一、工事費予算

| 種別 | 金額 |
|---------------|-----------|
| 校舎建築費 | 三、八〇九、四三八 |
| 附帯工事費 | 二八八、八六〇 |
| 敷地均シ工事費 | 一二六、八九六 |
| 敷地買収費 | 一二〇、〇〇〇 |
| 元士官学校 払下代金 | 二〇〇、〇〇〇 |
| 同取毀工事費 | 二一八、〇〇〇 |

第一節 敗戦と占領下の改革

| 諸費設計器具 其の他 | 合計 |
|---------------|-----------|
| 三二八、八〇六 | 五、〇八二、〇〇〇 |

現在大和中学校は白子小学校内に本校を設置し、新倉小学校内に分校を設け、併置学校として辛うじて授業を継続して居ります関係上、総てに支障を来たし中等学徒としての教育上誠に重大難関に直面致して居ります、又此の爲め、両小学校に於ては一部教室を占有されて居りますので、白子小学校に於ては六学級、新倉小学校に於ては四学級の二部教授実施の止むなき現状であります、生徒の増加率は左表の如くでありまして、十教室校舎の計画は現在に於てすら最小限の設計であります

左記

| 年度 | 学級数 | 一学年 | 二学年 | 三学年 |
|---------|-----|-----|-----|-----|
| 昭和二十三年度 | 一〇 | 一五三 | 一五八 | 七一 |
| 〃 二十四年度 | 一二 | 一九五 | 一五三 | 一五八 |
| 〃 二十五年度 | 一三 | 二〇二 | 一九五 | 一五三 |
| 〃 二十六年度 | 一四 | 一九一 | 二〇二 | 一九五 |

| | | | | |
|--------|----|-----|-----|-----|
| 昭和二十七年 | 一四 | 一八三 | 一九二 | 二〇二 |
|--------|----|-----|-----|-----|

(「新制大和中学校建築関係書類綴」和光市庶務課蔵)

三區 昭和二十四年九月 建設寄附金整理のお願い

昭和二十四年九月二十七日 大和町長 富沢敬蔵

吉田松蔵 外二十六人殿

中学校建設寄附金の整理に就てお願い

漸く秋冷を覚ゆる頃となりましたが、皆様には益々御清
栄の事とお喜び申し上げます。

扱て中学校寄附金に就きましては皆様の御協力に依りま

して別紙の通りの納付状況となつて居りますが、完納した部落は唯一つだけでありまして借入金金の返済に一方ならず苦勞して居る次第です。皆様にも種々の事情もあり、又、御多忙中とも存じ誠に申し訳ありませんが、町自体のこの苦境を切抜け、お互ひの責任を果すため更に一段の御努力と御協力をお願い致したいと存じます。この件に就きましては町議会に於ても責任を痛感し、寄附金の収納に積極的に尽力することを申し合はせて居りますので、最寄の議員各位ともども寄附金の整理に就て緊急御相談の上、完納せらるゝ様御協力お願い申し上げます。

新制大和中学校建設資金寄附各部落状況調

昭和二四、九、五現在

| 部落名 | 割当額 | 寄附金納入済額 | 未納額 | % | 備考 |
|---------|------------------------|------------------------|-----------------------|-----|--------|
| 白子第一部落 | 二七六、三四一〇〇 ^円 | 一九一、五〇三〇〇 ^円 | 八四、八三八〇〇 ^円 | 六九% | |
| 〃 第二部落下 | 二一一、一六八〇〇 | 一三〇、九一〇〇〇 | 八〇、二五七〇〇 | 六二% | |
| 〃 第二部落上 | 一六五、五二四〇〇 | 一三四、四七二〇〇 | 三一、〇五二〇〇 | 八一% | |
| 〃 第三部落 | 四〇五、六〇〇〇〇 | 二八〇、四〇二〇〇 | 一二五、一九八〇〇 | 六九% | |
| 〃 第四部落 | 一三九、三〇五〇〇 | 一一六、八四八四〇 | 二二、四五六六〇 | 八四% | 九、一〇〇円 |

| | | | | |
|---------|-------------|-------------|--------------|------|
| 白子 第五部落 | 一九八、一九七〇〇 | 一五四、六一九〇〇 | 四三、五七八〇〇 | 七八〃 |
| 下新倉第一部落 | 三三四、九〇三〇〇 | 二六三、七三三〇〇 | 七一、一七〇〇〇 | 七九〃 |
| 〃 第二部落 | 二三八、三八五〇〇 | 二三一、二六五四〇 | 七、一一九六〇 | 九七〃 |
| 〃 第三部落 | 三一五、四五〇〇〇 | 三〇一、四五〇〇〇 | 一四、〇〇〇〇〇 | 九六〃 |
| 〃 第四部落 | 三八二、八八六〇〇 | 一四九、九七七〇〇 | 二三二、九〇九〇〇 | 三九〃 |
| 〃 第五部落 | 一八、五〇七〇〇 | 一八、五一〇〇〇 | 一〇、〇六四〇〇 | 一〇〇〃 |
| 新倉第一部落 | 一四〇、七六四〇〇 | 一三〇、七〇〇〇〇 | 一〇、〇六四〇〇 | 九三〃 |
| 〃 第二部落 | 一九二、四五四〇〇 | 一一一、一〇〇〇〇 | 七一、三五四〇〇 | 六三〃 |
| 〃 第三部落 | 一二四、三三〇〇〇 | 一一八、九二〇〇〇 | 五、四一〇〇〇 | 九六〃 |
| 〃 第四部落 | 一七四、八二一〇〇 | 一五三、九三五〇〇 | 二〇、八八六〇〇 | 九〇〃 |
| 〃 第五部落 | 一七一、二〇二〇〇 | 九四、六四四〇〇 | 七六、五五八〇〇 | 五五〃 |
| 〃 第六部落 | 一五五、八四六〇〇 | 一四七、七〇〇〇〇 | 八、一四六〇〇 | 九四〃 |
| 〃 第七部落 | 三九一、三五二〇〇 | 二一七、八四二五二 | 一七三、五〇九四八 | 五六〃 |
| 〃 第八部落 | 三九四、七二四〇〇 | 二二二、六二〇〇〇 | 一七二、一〇四〇〇 | 五六〃 |
| 合 計 | 四、四三一、七五九〇〇 | 三、一八一、一五二三二 | 二一、二五〇、六〇九六八 | 七二〃 |

(「新制大和中学校建築関係書類綴」和光市庶務課蔵)

一七、
八三

(二) 朝霞警察署と自治体警察

殿

朝霞警察署建築委員長 荒井雅次

三三 昭和二十二年九月 朝霞警察署建設費の決算報告

朝霞警察署建設費の決算について

標記の件左記の通りにつき御承知を願ひます

昭和二十二年九月二十五日

記

収入

一、金七拾万式千五百円也

| | |
|----------|-----------|
| 六九五、〇〇〇円 | 寄附金合計 |
| 七、五〇〇 | 落成式当日来賓祝金 |

支出

一、金七拾四万八千四百円也

| | | |
|----------|---------|------------------|
| 六六〇、〇〇〇円 | 工 事 費 | 細沼氏へ支払 |
| 五、八一〇 | 地鎮祭費用 | 成田屋へ支払 |
| 一八、〇〇〇 | 落成式費用 | 魚太支払(一五〇人分) |
| 八、〇〇〇 | 同 | 鯨屋(真下孝蔵)支払(二百人分) |
| 一、一〇四 | 同 | 柳川屋支払(ビール) |
| 三、六七二 | 同 | 田中商店支払(酒) |
| 一、五〇〇 | 同 | 興亜畜産支払(折詰二〇〇) |
| 九一八 | 同 | 祝 儀 |
| 三〇〇 | 同 | 酒代(各町村分) |
| 三〇〇 | 同 | タオル包紙 |
| 一九、八〇〇 | 設計監督費 | 中村工務店支払 |
| 一五、〇〇〇 | 警察備品費寄附 | |

一、金四万五千六百四円也 不足額

此の分、各町村分割負担額次の通り

- 大和田町 六千六百四円
- 志紀町 壹万四千六百九拾貳円
- 大和町 九千六百円
- 片山村 参千七百五拾八円
- 朝霞町 壹万壹千四百九拾円

以上

(「国民学校要費関係書類」515―472 和光市教育委員会蔵)

三 昭和二三年三月 大和町警察条例

大和町警察職員の定員及び警察署の位置名称管轄区域に関する条例

第一条 大和町警察に左の職員をおく。

- 警察吏員
- 警察長 一人
- 巡查部長 二人

差引

巡査 一〇人

その他の職員

警察主事 一人

警察技師 一人

その他雇備人

一人

第二条 警察長は警察署長を兼ねるものとする。

第三条 警察長に事故あるとき又は欠けたときは上席の

警察吏員が其の職務を代理する。

警察長は部下にその事務の一部を代理させることができ

る。

第四条 巡査部長は上司の指揮監督を受け警察事務に従

事し部下の巡査を指揮監督する。

第五条 巡査は上司の指揮監督を受け警察事務に従事す

る。

第六条 警察署の名称は大和町警察署とし大和町大字白

子九百拾六番地におく。

大和町の区域を以てその管轄区域とする。

第七条 警察署の下部機構として駐在所四、検問所一を

おく。

前項の駐在所及検問所の位置名称及び管轄区域は公安

委員会がこれを定める。

第八条 この条例施行に關して必要な事項は公安委員会

がこれを定める。

附則

この条例は警察法施行の日からこれを施行する。

(昭和22、23年度 大和町議会会議録) 和光市議会議事事務局蔵)

三七 昭和二十六年七月

大和町警察廃止の住民投票に至る経過報告書

大和町警察を維持しないことを住民投票に付すること

を議決するまでの経過についての報告書

一、この問題に關する第一回の協議会として総務委員会

を開催、其の結果左の如し。

1、総務委員会開催日時 昭和二十六年六月二十八

日午後二時

2、総務委員会開催場所 大和町役場会議室

3、出席者

吉田俊一、富沢市五郎、富沢求近、斎藤正次、

高橋利彦、星野豊麻

4、議事参与者

議長清水松三、町長富沢敬蔵、収入役山田智憲

5、議事概要

- (一)、町長より警察法改正の要点並に自治体警察を維持しない手続、町財政の警察費等につき説明ありて、この問題についていかに処置すべきかを審議に付したり。

(二)、審議の結果左の結論を得たり。

各委員協議の上、慎重に且つ公正に処置すべき問題なる故、公安委員長に一応警察の内容について説明を求め、然る後其のとるべき態度について審議するを可とするとの意見に依り、公安委員長の出席を求めたところ不在にて出席不能なる故、後日更に公安委員の出席を求め協議

することとして閉会す。

二、第二回の協議として総務委員会を開催し、其の結果

左の如し。

1、総務委員会開催日時 昭和二十六年七月二日 午

前九時

2、総務委員会開催場所 大和町役場会議室

3 出席者

吉田俊一、星野豊麻、富沢市五郎、富沢求近、

高橋利彦

4、議事参与者

議長清水松三、町長富沢敬蔵、収入役山田智憲

公安委員 柴崎好三、桜井要文、田中平治

5、議事概要

- (一)、公安委員三人の出席を求め、種々意見、実情を聴取し、自治体警察の利害得失につき、左の結論を得たり

(1)、財政的な困難を伴ふことを最大難点とする。

(2)、人事の交流が出来ないため、警察力の強化に

困難を感じる。

イ、化学的捜査の困難、及び人情的な感情等のために十分な警察力の發揮の出来ない場合もある。

(二)、事件の内容に於ては、温情的解決をつけ得られる便宜もある。

(外)、手続、諸届等の面に於ても手近かで間に合う便宜もある。

(二)、尚總体的な結論として、議員全員協議会を開催し、部落自治会長等の意見をも聴取して更に慎重に審議することとする。

三、第三回の協議会として、議員全員並に部落自治会長
の合同協議会を開催、其の結果左の如し。

1、協議会開催日時 昭和二十六年七月十日午後二時

2、協議会開催場所 大和町役場会議室

3、出席者

富沢求近、斎藤正次、大野忠利、金子豊吉、加

山伝三郎、豊田秀造、白水万里、相馬武義、吉田俊一、加藤源太郎、高橋利彦、鈴木藤四郎、鳥飼新一、石田栄一、高橋勇吉、池上忠良、清水松三、星野豊麻、相枝治朗

磯部為吉、柳下祐三、川畑嘉年助、相場一徳、岩崎兆朗、柳下晟、金子徳太郎、田中幸平、五十嵐寿、小沢清、荒井久一、桜井要文、高橋義盛

4、議事参与者

町長富沢敬藏、収入役山田智憲

国警県本部 飯塚人事装備課長、坂野捜査課長

5、議事概要

(一)、国警坂野捜査課長より、国警、自治体警察との比較につき説明ありて後大要左の如き質疑応答ありて、審議の結果全員廢止に同意す。

問 国警になった場合、町民の負担は加重せられるや？

答 無し、但し警察協会の負担金多少あるかも知れない。

問 国家警察になった場合、朝霞警察署が存置するか？

答 前例よりすれば出来るかも知れない。

問 現在使用中の諸施設は国警に移管されるか？

答 大体に於て移管されるが町の意向によって多少左右される。

問 人事の問題はどうなるか？

答 現在の人員は統合されるが本人の意志によって使用される。

(以下略す)

四、第四回の会議、臨時町議会を招集し、其の結果左の如し。

1、臨時町議会招集日時 昭和二十六年七月十日

午後四時

2、臨時町議会招集場所 大和町役場会議室

3、出席者

富沢求近、齋藤正次、相枝治朗、大野忠利、金

4、議事参与者

町長富沢敬蔵、収入役山田智憲

5、議事概要

(一)、議案「大和町警察を維持しないことを住民投票に付する件」

右議案を提案し全員一致を以て原案通り可決す。

右の通り大和町警察を維持しないことを住民投票に付することを議決する迄の経過を報告します。

昭和二十六年七月十一日

大和町議会議長 清水松三

大和町選挙管理委員会委員長

増田 嗣 竜 殿

(昭和26年度 大和町議会議録) 和光市議会議務局蔵)

三〇四 昭和二十六年一月 大和町警察の無償譲渡に関する
町議会議案書

於て使用していた左の物件を昭和二十六年十月一日より国家警察に対し無償譲渡する。

議案第四七号 大和町議会

昭和二十六年十一月二日提出

一、警察の用に供する町有建物及び其の他物品等の無償

大和町長 富 沢 敬 蔵

譲渡に関する件。

記

警察法第六十七条の二の規定により大和町警察に

国家警察に対し無償譲渡するもの。

(一) 建物

| 名称 | 所在地 | 坪数 | 備考 |
|---------|-----------------|-------|--------------------------------------|
| 大和警部派出所 | 大和町大字白子九一六番地 | 三三四二坪 | 自家 二八・七五坪 自転車置場 二・六七坪 物置 二・〇〇坪 |
| 大和第一駐在所 | 大和町大字下新倉四、五〇〇番地 | 二二三七 | 自家 一七・八三坪 井戸上屋 三・五四坪 |
| 大和第二駐在所 | 大和町大字新倉二、九四八番地 | 一六〇〇 | 自家 一二・五〇坪 炊事場浴室 三・五〇坪 |
| 大和第三駐在所 | 大和町大字新倉四、一八〇番地 | 一七六三 | 自家 一三・五〇坪、物置 二・九六坪 浴室 一・一七坪 |
| 大和検問所 | 大和町大字白子一、二三四番地 | 二七二七 | 自家 二二・一七坪 車庫 四・五〇坪 便所 〇・五〇坪 |

(二) 其の他の物品

地を除く)

大和町警察に於て使用していたもの一切。(土

(昭和26年度 大和町議会議事録) 和光市議会議事事務局蔵)

第二節 変動する戦後農業

(1) 農地改革

二 昭和二一年三月 第一次農地改革農地委員選挙 説明書

大和町農地委員会委員選挙ニ関スル件

(昭和二十一年三月)

一、委員ノ任務

今度改正サレタ農地委員会ハ自作農ノ創設、農地ノ移動統制ニ関スル仕事、小作料ノ適正化及農地価格ノ適正化、其ノ他農地関係ノ調整ニ関スル重大ナ機能ヲ与ヘラレタモノデアルカラ、委員トナル人ハ農地関係ノ事情ニ明ルク厳正公平ニシテ且積極的ナ活動ノ有ル人
デナケレバナラナイ

二、選挙権及被選挙権ヲ有スル人

大和町内ニ住所ヲ有シ大和町ノ区域内ニ於テ一反歩以上ノ農地ヲ所有スル者、又ハ大和町内ニ住所ヲ有シ大和町ノ区域内ニ於テ一反歩以上ノ農地ニ付耕作ノ業ヲ営ム者(経営主)デ、選挙人名簿ニ登載サレテイル者(男女ヲ問ハナイ) (法一五条ノ三)

三、選挙権及被選挙権ノ無い人

(一) 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタ者
(二) 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

(法一五条ノ四)

四、被選挙権ノ無い人

(一) 未成年者
(二) 禁治産者又ハ準禁治産者
(三) 破産者ニシテ復権ヲ得ザルモノ (法一五条ノ四)

五、選挙スベキ委員ノ数

委員ハ十八人ヲ以テ組織スル、其ノ内三人ハ大和町内ニ住所ヲ有スル者デ徳望経験アルモノノ内ヨリ県知事ガ選任シタ者、残りノ十五人ハ左ノ区分ニ依ル三ツノ

階層カラ五人宛各々該当ノ階層ノ選挙人が選挙シタ者
 (一)農地ノ所有者ニシテ当該市町村ノ区域内ニ於テ所有
 スル農地ニ付耕作ノ業ヲ営マザルモノ、又ハ当該市
 町村ノ区域内ニ於テ所有スル農地ノ面積ガ其ノ区域
 内ニ於テ耕作ノ業ヲ営ム農地ノ面積ノ二倍ヲ超ユル
 モノ

(二)耕作ノ業ヲ営ム者ニシテ当該市町村ノ区域内ニ於テ
 農地ヲ所有セザルモノ、又ハ当該市町村ノ区域内ニ
 於テ耕作ノ業ヲ営ム農地ノ面積ガ其ノ区域内ニ於テ
 所有スル農地ノ面積ノ二倍ヲ超ユルモノ

(三)当該市町村ノ区域内ニ於テ農地ヲ所有シ且耕作ノ業
 ヲ営ム者ニシテ前二号ニ該当セザルモノ(法一五条
 ノ二)

六、投票

(一)投票ハ被選挙人一人ノ氏名ヲ自書シテ行フ、但シ未
 成年者及禁治産者ハ法定代理人(親権者或ハ後見人
 等)法人(神社、寺院、会社等)ハ其ノ代表ガ行フ
 コト(法一五条ノ六)

(二)法定代理人ガ投票ヲ行フ場合ハ前以テ役場ヨリ法定
 代理人タル証明書ノ交付ヲ受ケ置キノレヲ持参スル
 コト

(三)法人ノ代表者ハ証明書ヲ持参スルコト

(四)選挙人が業務傷痍疾病其ノ他已ムヲ得ナイ事由ニ因
 ツテ、選挙ノ当日投票時間内ニ自ラ投票所ニ到リ投
 票ヲ為シ能ハザルベキコトヲ証スルトキハ、市町村
 長ノ承認ヲ受ケ其ノ指定スル者ヲシテ投票ヲ為サシ
 メルコトガ出来ル

此ノ場合ハ前以テ事由ヲ証スル書面ヲ添ヘテ投票代
 理承認申請書ヲ町長ニ提出シ承認ヲ受ケタル書面ヲ
 持参スルコト(法一五条ノ六、令二五条)

七、選挙ノ期日

昭和二十一年四月十五日頃

八、選挙人有権者数(調製期日現在)

| 大字別 | 一号階層 | 二号階層 | 三号階層 | 計 |
|-----|------|------|------|-----|
| 白子 | 一七 | 六九 | 二五 | 一一一 |
| 下新倉 | 三六 | 一一三 | 五五 | 二〇四 |

| | | | | |
|----|----|-----|-----|-----|
| 新倉 | 三二 | 一二二 | 五四 | 二〇八 |
| 合計 | 八五 | 三〇四 | 一三四 | 五二三 |

九、選挙人名簿写

別冊三部

十、其ノ他

- (一) 選挙人ニハ入場券ヲ配付スル予定ナリ
- (二) 選挙ニ当ツテハ各々が自分ノ階層(属カ)ヲヨク記憶シ、ソノ階層ノ中ノ適当ナ人ヲ選挙スルコト
- (三) 本件ニ付テハ部落会或ハ隣組会若クハ実行組合ノ会合等ニ依リ有権者全部ニ周知徹底セシメ公正ナル選挙ヲ行ハル様指導セラレ度キコト

〔参考書類綴〕昭和20年 和光市史編さん室蔵

三五〇 昭和二十一年一〇月

第二次農地改革農地委員選挙
説明書

改正農地委員会及同委員選挙資格申告のこと

(昭和二十一年十月)

一、農地委員会

(一) 委員の任務

昨年十二月改正された農地調整法に依って本年三月新に農地委員の選挙が行はれる筈であったが、いろいろの関係で延期になり今度再び同法が改正される事になりました。改正後選出される委員は農地の移動統制、小作料の適正化、其の他農地関係の調整に関する仕事の他、新たな法律に依って政府が急速に行はうとする大規模な自作農創設事業を完全に成し遂げなければならぬ重大な機能を持つことになりますから、委員となる人は農地関係の諸事情に明るく、厳正公平で且つ積極的な活動力の有る人でなければならぬ

(二) 委員の定数

委員は左記区分の階層別に各階層の有権者から選挙せられた者で、(1)の区分に属する者の内より五人、(2)の区分に属する者の内より三人、(3)の区分に属する者の内より二人、合計十人である

(1) 耕作の業務を営む者にして農地を所有せざるもの、又は耕作の業務を営む農地の面積が其の所有する農地の面積の二倍を超ゆるもの

(2) 農地の所有者にして其の所有する農地に付耕作の業務を営まざるもの、又は其の所有する農地の面積が耕作の業務を営む農地の面積の二倍を超ゆるもの

(3) 耕作の業務を営み且つ農地を所有する者にして前二号に該当せざるもの

(三) 委員の任期

二ケ年

委員は被選挙資格を失ったときは失格する

委員に付ては尚「リコール制」が採用される

(四) 選挙権及被選挙権を有する人

1 大和町内に住所を有し一反歩以上の農地(他市町村の区域内に在るものを含む)に付耕作の業務を営む者、又はその者の同居の戸主若くは家族

(男女を問はない)

2 大和町内に住所を有し、大和町の区域内に於て

一反歩以上の農地を所有する者又はその者の同居の戸主若くは家族(男女を問はない)

(五) 選挙権及被選挙権のない人

(イ) 未成年者

(ロ) 禁治産者

(ハ) 六年の懲役又は禁錮以上の刑に処せられたる者

(ニ) 六年未満の懲役又は禁錮の刑に処せられ、其の刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至る迄の者

(六) 被選挙権のない人

(イ) 準禁治産者

(ロ) 破産者にして復権を得ざるもの

(七) 選挙の期日

昭和二十一年十一月中旬の予定

二、農地調整法第十七条の規定による農地に関する報告左記の者は昭和二十一年農林省令第〇号に依る報告書を昭和二十一年九月一日現在で同年十月十五日までに

町長を経由して地方長官に対し、個人にありては別紙様式第一号により、法人にありては別紙様式第二号に依り左に掲ぐる事項を申告しなければならない

1、大和町に住所を有し昭和二十一年九月一日現在に於て一反歩以上の農地（他市町村の区域内にあるものを含む）に付耕作の業務を営む者の世帯主（法人にありては其の代表者）

2、大和町に住所を有し大和町の区域内に於て一反歩以上の農地を所有する者の世帯主（法人にありては其の代表者）

(一) 申告すべき事項

(イ) 個人

(1) 世帯主の住所氏名及生年月日

(2) 世帯員（同居の戸主又は家族）で満二十年以上の者の氏名及生年月日

(3) 世帯主又は世帯員で耕作の業務に供してゐる

農地の面積

(4) 世帯主及世帯員の所有してゐる農地の面積の

合計（世帯主又は世帯員が耕作の業務を営む場合に於て耕作の業務を営む者の戸主又は家族で、就学疾病其の他やむを得ない事由でその者と一時同居しなくなった者が農地を所有してゐるときは、その者の所有する農地の面積を含める）

(ロ) 法人

(1) 法人の名称 (2) 住所 (3) 代表者の氏名

(4) 所有し又は耕作の業務を営む農地の面積

(二) 申告上の注意

(イ) 所有してゐる農地の面積は世帯主及世帯員の分を合計して一反歩以上の場合は申告せねばならない

(ロ) 満二十年以上の者とは昭和二十一年十一月十五日で満二十年以上の者である、即ち大正十五年十一月十六日以前出生の者

(ハ) 神社寺院其の他の法人は代表者が申告すると、神社寺院等の所有する農地を神官住職が耕

作せる場合は神官住職個人が耕作の業務を営む者となる

(二)耕地整理施行地で仮換地のものは所有耕作関係及面積は仮換地の現況により申告すること

(三)を除き申告すべき農地は現況に依り面積は土地台帳によること

(四)農地とは耕作の目的に供せらるゝ土地を謂ふ、又果樹・苗木・茶樹等植付しあるものも含む、

随つて現況が田及畑であるものゝ面積を合計して記載すること

(五)同居の戸主及家族中の家族とは民法第七三二条に規定された者に限ること

(六)本申告は実行組合長に於て部落会長、隣組長、実行組合役員の御協力を得て取り纏め本月十五日までに役場へ提出して頂くこと

(「参考書類綴」昭和20年 和光市史編さん室蔵)

三三 昭和二十一年二月 第二次農地改革農地委員選挙 注意書

大和町農地委員選挙に付いての注意書

○委員の定数

本町農地委員会委員の定数は県に於て左記の通り決定された(農地調整法第十五条ノ二第三項各号の区分で)

一号(小作人の階層) 六人、二号(地主の階層) 四人、三号(自作の階層) 二人、合計十二人

右の委員は夫々の階層の選挙人が選挙して定めます、この他に地方長官が必要と認める場合、右の選挙された全部の委員の同意がある時は三人を限つて選任することが出来ます

○投票

選挙は投票に依つて行ひます、投票は一人一票に限り、投票は候補者一人の氏名を書いて行ひます、投票は選挙人が自分で投票所に行つて投票用紙に被選挙人一人の氏名を自書して行ひます、法人に於ては其の代表者が行ひます、投票箱は一個ですが、投票用紙

は左記の様に色分けて階層を区別したものを用ひます

小作の階層 白色、地主の階層 青色、自作の階層

赤色

○投票所

大字白子及下新倉 白子国民学校内

大字新倉 新倉国民学校内

○選挙の日時

昭和二十一年十二月二十二日

午前七時から午後四時まで

○委員候補者の届出

委員候補者となる人は十二月十五日から二十日までの間に町長に文書で立候補の届出をしなければなりません、他人を委員候補者と為そうとするときはやはり前記の期間内に推薦の届出をすることが出来ます、此の場合には自分と異った階層の人でも差支ありません、委員候補者を辞退する場合は町長に届出なければなりません、これ等の届出用紙は役場にありますが

○選挙立会人

委員候補者は自分と同じ階層の有権者の中から本人の承諾を受けて選挙立会人となる者一人を定めて十二月二十日までに選挙長（町長）に届出の事が出来ます、右の届出の一つの階層の選挙立会人が二人を超えるときは選挙長は抽籤で立会人二人を定めます

○投票立会人

委員候補者は自分と同じ階層で尚其の投票分会の区画内の有権者の中から、本人の承諾を受けて投票立会人となる者一人を定めて、十二月二十日までに投票分会長に届出ることが出来ます

○選挙権有権者数

昭和二十一年十二月十日現在の選挙権のある人は次の通りです

| 階層別 | 大字別 | | | 計 |
|-----|--------|--------|--------|-------|
| | 一号(小作) | 二号(地主) | 三号(自作) | |
| 白子 | 二二一 | 四九 | 八六 | 三六六 |
| 下新倉 | 三七七 | 九〇 | 二二〇 | 六八七 |
| 新倉 | 五〇七 | 五六 | 二一三 | 七七六 |
| 合計 | 一、一一五 | 一九五 | 五一九 | 一、八二九 |

○委員候補者が定員だけの場合

十二月二十日までには届出た委員候補者の数が階層の何れかその区分に属する委員の定員を超えない場合は、その階層の選挙に付いては投票を行わないで当選者を定める事になります

○農地委員は地方公職に対する追放覚書が適用されず

農地委員は当選後本年十一月八日政府が発表した地方公職に対する追放覚書が適用されて資格審査がありませんから候補者になる人は注意して下さい、覚書の要点はさきに行合長に示してあります、右の覚書の追

放に該当しない人は今まで或は現在町会議員、部落会長又は農地委員等の地位にある人でも差支ありません

○投票所入場券

投票所入場券は後日各有権者へ配付します

○趣旨の徹底のこと

この選挙は重大な意義があり、又この選挙は各階層別にその階層に属する人達が選挙するのですから、よくその趣旨ややり方を全部の有権者に徹底させて誤りのない公正な選挙をして下さい

(参考書類綴) 昭和20年 和光市史編さん室蔵)

三五 昭和二二～二五年 農地買収実績

農地買収実績

| 買収期日・回 | 実 数(町・反・畝・歩) | | | 累 加 割 合 (%) | | |
|-------------|--------------|----------|----------|-------------|------|------|
| | 田 | 畑 | 計 | 田 | 畑 | 計 |
| 昭二二・三・三一(一) | 一九〇・一三 | 二一五・二五 | 四〇六・〇八 | 二・二 | 一・九 | 二・〇 |
| 〃 七・二(二) | 五九・九二七 | 二、八三三・二四 | 三、四三三・二一 | 九・三 | 二六・六 | 一九・二 |
| 〃 一〇・二(三) | | | | | | |

第二節 変動する戦後農業

| 合 | 昭二五 | 昭二四 | 昭二三 | 昭二二 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 七・三・二 | 一・〇・二 | 七・三・二 | 二・二・二 | 一・〇・二 |
| (一六) | (一四) | (二二) | (六) | (三) |
| 一五、四二二〇 | 四七二八 | 一一〇八 | 一〇〇〇 | 二四二七 |
| 四、五三七一 | 一一二四 | 四〇六 | 二九〇〇 | 三八二二 |
| 一、九五九二 | 四七二八 | 一一五二 | 九四二五 | 四〇六〇 |
| 七・三 | 七・一 | 七・一 | 七・五 | 〇・一 |
| 二二・七 | 二二・六 | 二二・六 | 二二・四 | 一九 |
| 一〇〇・〇 | 九九・七 | 九九・一 | 九八・七 | 二〇 |

(昭和22〜28年度 農地計画別確定表つづり)より作成 和光市農業委員会蔵

三 昭和二二～二五年 農地売渡実績
農地売渡実績

| 合 | 昭二五 | | 昭二四 | | 昭二三 | | 昭二二 | |
|----------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| | 七 | 三 | 一 | 七 | 一 | 三 | 七 | 三 |
| 計 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| | (一六) | (一五) | (一四) | (一三) | (一二) | (一一) | (一〇) | (〇九) |
| 八、六〇七二六 | 五二〇八 | 五三一八 | 一一一四 | 二四一七 | 一〇八二六 | 一〇八二六 | 三、〇八二六 | 一、一七八二六 |
| 二一、一四八〇八 | 一四四一三 | 六七〇九 | 七〇〇八 | 七五六〇三 | 一、一六〇三三 | 七一六一〇 | 三、八〇三〇六 | 一、〇三九二〇 |
| 一九、七五六〇四 | 二五五二七 | 一一〇二七 | 九四二五 | 八六八一三 | 一、六六三〇二 | 三、二一八一六 | 三、八〇三〇六 | 三、二一八一六 |
| 一〇〇〇〇 | 九八・七 | 九八・三 | 九七・四 | 九七・一 | 九五・八 | 九〇・〇 | 七六・三 | 九〇・〇 |
| 一〇〇〇〇 | 九八・八 | 九八・四 | 九七・五 | 九六・九 | 九〇・一 | 七一・四 | 四五・〇 | 七一・四 |
| 一〇〇〇〇 | 九八・八 | 九八・四 | 九七・五 | 九七・〇 | 九二・六 | 六七・九 | 四八・七 | 八四・二 |
| 田 | 一、九〇二三 | 五、四四一五 | 二、二〇〇九 | 二、一四一二 | 一、五七八二 | 三、三九二八 | 二、三五〇三 | 二、三五〇三 |
| 畑 | 二、二五二五 | 二、二〇〇九 | 二、二〇〇九 | 二、二〇〇九 | 一、五七八二 | 三、三九二八 | 二、三五〇三 | 二、三五〇三 |
| 計 | 四、〇六〇八 | 七、四四二四 | 四、四〇一八 | 四、三〇一八 | 一、九七八二 | 三、三九二八 | 二、三五〇三 | 二、三五〇三 |
| 田 | 二・二 | 八・五 | 二・一 | 二・一 | 四・四 | 五・五 | 四・四 | 四・四 |
| 畑 | 一・九 | 二・六 | 二・一 | 二・一 | 一・四 | 二・一 | 二・一 | 二・一 |
| 計 | 二・〇 | 一・五 | 二・〇 | 二・〇 | 四・八 | 六・六 | 六・五 | 六・五 |
| 田 | 一、九〇二三 | 五、四四一五 | 二、二〇〇九 | 二、一四一二 | 一、五七八二 | 三、三九二八 | 二、三五〇三 | 二、三五〇三 |
| 畑 | 二、二五二五 | 二、二〇〇九 | 二、二〇〇九 | 二、二〇〇九 | 一、五七八二 | 三、三九二八 | 二、三五〇三 | 二、三五〇三 |
| 計 | 四、〇六〇八 | 七、四四二四 | 四、四〇一八 | 四、三〇一八 | 一、九七八二 | 三、三九二八 | 二、三五〇三 | 二、三五〇三 |

(昭和二二～二八年 農地計画別確定表つづり)より作成 和光市農業委員会蔵

(ロ) 供出と配給

次第であります

記

日時 五月十日 午後七時(時間勵行の事)

場所 農業会事務所

三 昭和二十一年五月 大和町興農同志会創立のお知らせ

御知らせ

一、今更彼是云ふ迄もなく、吾々農民は現在食糧の増産に唯々一生懸命であるが、此上更に御互が力を合せて努める事に依って、一段と増殖を計るべきであるとの声が当町青壮年連中の間に湧き立ち、農業会長たる私に善処方の申出がありました

二、然し斯様な運動は各位の燃え上る意気に依って行はるることが所謂民主主義の行き方であると思ふので私は本運動には発起人、賛助員等と謂ふ者を作らず、私が左記に依り創立総会を開きて有志同志に御集りを願ひ後は各位の盛り上る協力に待ちたいと思ひます、幸に多数同志の御参集を念願して熄まない

三、別紙会則案は県下の優良農村大里郡中瀬村の此種運動の会則を参考として私の立案したものであります、同志の各位は総会迄に充分御調べになつて御意見を定め置かれ度、特に第五項の数字は会則の重要な点であり其上充分な確信なくして書き上げたものでありますから殊更研究せられ度

大和町農業会長

伊藤 真 鋒

大和町興農同志会々則案

一、本会は大和町興農同志会と称し其の事務所は大和町農業会内に置く

二、本会々員は日本国農民たる襟度と不撓の農民魂を以て農業生産に励まうとする同志で、本会員三名以上の推薦せる者なる事

三、本会役員として会長一名、理事若干名を置く、理事は総会に於て会員の互選に、又会長は理事の互選に依り定める

大和町長及同農業会長に相談役を委嘱する

役員は凡へて名誉職として何等の名義を以ても物質的給付を受けず

四、会員相互の技能増進、親睦協力等を計る為、年一回総会を、毎季節毎に各一回の常会を開き、尚年一回以上品評会、試験場、優良町村等の見学旅行等を行ふ

五、本会員は第一次事業として米、麦、甘藷、馬鈴薯等の生産増殖を目的とし、少なくとも其の三種以上に就き特別の栽植地を作り左記の申合せを実行しなればならない。

イ、特別栽植地に於ける生産は次の限度以上でなければならぬ

| | | |
|----|----------|-------|
| 品目 | 收穫目標(反当) | 特別栽植地 |
| 水稻 | 八俵 | 五畝 |

| | | |
|-----|------|----|
| 陸稻 | 六俵 | 三畝 |
| 大麦 | 十二俵 | 〃 |
| 小麦 | 八俵 | 〃 |
| 甘藷 | 千二百貫 | 五畝 |
| 馬鈴薯 | 千貫 | 二畝 |

ロ、前項の限度に対し其の間二種以上の收穫が七割に達しない者は、天災に因ると認むる外理由の如何に拘わらず会員たる資格を失ふ、但一ヶ年後更に会員たる資格ありとして会員三名以上の推薦ある者は再入会する事を得

ハ、前項の收穫査定は会員相互の監理に依つて別に定むる規約に依つて調べ、会長之を決裁し各品目別に最多收穫者以下若干名に感激賞を交付する

ニ、本会員は入会と同時に会費として月額一円を一年分取纏め払込むこと、但失格に因り退会する場合は会費の払戻しをせず

ホ、全会員は数班に区分し各班は世話人一名を定め、(班脱力) 毎に各々の耕地を視察し互に長を学び短を補ひ力

を協せて増産を励むこと

六、本会の経費は会費、補助金及寄附金等に依り、其の保管と出納は会長が之に当り総会にて其の収支報告を行ふ

七、本会則の変更は総会の決議に依る

(「参考書類類」昭和20年 和光市史編さん室蔵)

三六 昭和二十一年五月 隠匿蔵物資供出促進についての通知

昭和二十一年五月十三日 大和町長 星 野 豊 麻
区長 殿

隠匿蔵物資の供出促進に関する件

先般公布せられた隠匿物資等緊急措置令に基き、物資の所在確認に関する臨検検査は既に各地に亘って実施中であったが、去る四月二十七日附の農林省告示を以て食糧品類の追加指定と共にこれら隠匿蔵物資の供出促進につき特に其の筋から積極的な指示の次第もあり、今後は一般民間人も調査員に委嘱して強力且徹底的に摘発を行ひ

之等物資の供出促進を計ることとなりたるを以て、左記御留意の上貴部落会にこの趣旨の徹底方につき格別の御配慮を願ひたい

記

一、調査員は部落会にて一名を選挙或は推薦等の方法で選挙し、五月十五日迄に所轄警察署に届け出ること(便宜上、十五日正午迄に当役場に届出ること)右の届出に依り警察署長から隠匿物資等緊急措置令第八条に基く証票の交付を受くること

二、調査員は極力聞込み等による情報の提供に当らせると共に他面現場調査をさせ摘発の目的達成に努力させるわけであるが、現場の調査に当る場合は徒らに紛議を醸しかへって治安を紊すが如き事なき様地方事務所若くは警察署係官と同行すること、尚特に一般家庭に対する現場の調査には絶対に参加させない方針なること

三、調査員に対しては事前に任意活動の範囲、方法等を的確に指示し之を徹底させて置くと共に、工場、事

業場、倉庫、置場、店舗其の他大口に隠退蔵せるものに対する現場調査の際は監督を厳にして其の活動は隠退蔵物資等の所在確認に利用するに止まること若し越権不法、不逞の行為ありたる場合は即時調査員を解職又処分すること

(「参考書類綴」昭和20年 和光市史編さん室蔵)

三七 昭和二十一年六月 供出促進のお願い

回 覧

昭和二十一年六月七日 大和町長 星 野 豊 麻
町 民 各 位

お隣の餓死者を救ひませう

食糧を此の上とも節約致しませう、毎日の新聞やラヂオで御承知の事ですがお隣の東京都では主食配給が二週間余り遅配して居りまして、金持や血気の人は兎も角正直者や気力のない人の餓死者が相当出て居ると或る当局者は申して居りました、遂隣の板橋区では此の

危機を救ふ一助にもと種子ガラ甘藷の蒐集に大童で、当大和町へも是非共と協力を依頼して来て居る次第です、只川一重で界されて居るだけですが私共は埼玉県に住んでゐるお陰で、今の所足らぬながらも一回の遅配もありませんで餓死者の話も聴いて居りません、欲を言へば限りがありませんが然しお互は何と幸のことませう、深く感謝の日々を過ぎかねばならないと存じます

斯様な意味から深く思を茲に致して農家の皆さん及非農家の皆さんには釈迦に説法と言ふ譏りを承知で次の様な御願を一応は聞いて戴きたう存じます

◎小農及一般消費者の皆さん、皆さんの精魂の賜である道端や庭先でとれた大、小麦とか馬鈴薯等も配給された主食と同様飯にも仇なる面に費さないで下さい、夫れは臆て配給量の対象になることを覚悟せねばなりませんから、穫れたのだからとて勝手に飽食してよい筈はありません、お隣の都民に対しても申訳ない事と存じます、一日でも多く喰伸ばす様に工夫をお願い致します

ます

◎農家の皆さん又々汗の結晶である麦や馬鈴薯を眼をつむって供出して頂かねばならぬ時期が到来しました、御労苦に対し感謝の心で一杯です、具体的の方法は追って係りの方々と御相談する事と致しまして、目障のお願いは「種ガラ甘藷」を出荷して頂きたい事です、そしてそれをお隣の板橋区の懇請に依じて上げたいと思ひます、未だ残って居たら其の分は是非共低廉値段に甘んじて提供して下さい、欲を出してはきりがありません、自家用苗を(充脱力)足し苗を売って十二分に目的を果しての残滓で文字通り種子ガラです、すぐお隣には欠配餓死者が日一日と増して居ります、それにつけてんで此の種子ガラを出来るだけ高く売って一銭でも多く儲け様等と考えたりしたりする人はないと思ひますが、若し左様な人があったら外道も外道人類の敵であり、人と言ふ人に値しない人であると言はねばなりません、

純朴であって日本農民道を真直ぐ通って過した私達祖

先は地下で泣いても泣ききれずまい、此の際人として隣人は見殺しは出来ない、一切の物欲の邪念を払って無償でもかまはぬ、出来るだけ多く提供して一人でも余計餓死欠食者を救はねばならぬ、是非此の勇氣を出して頂きたいものです。

(参考書類綴「昭和20年 和光市史編さん室蔵」)

三六 昭和二十一年 米供出割当方法の説明概要

昭和二十一年度産米供出割当方法ノ説明概要

大和町

(県地方事務所)

◎米穀

(イ)生産高

| 種別 | 作付反別 | 反当 | 生産高 |
|-----|-------|------|-------|
| 水稲 | 一、三九〇 | 反石 | 二、七四〇 |
| 陸稲 | 一三三〇 | 一四〇 | 一八六〇 |
| 豆其他 | 三〇六〇 | 米ニ換算 | 三三三〇 |
| 雑穀 | | | |

生産高合計 二,七八五・〇

(口)保有高

| | | | | | |
|----|------|------|-------|-----|-------|
| 種別 | 構成人員 | 反別反別 | 反当生産高 | 生産率 | 米食保有高 |
|----|------|------|-------|-----|-------|

一部保有量

人 反 石 石 石 石

(三反未満米作農家) 一、八九二・三 四七・九 一・七六 六三・〇 六三・〇

年間保有量

(三反以上米作農家) 一、二五九・一 二九・〇 一・四六 一・三三 五九・〇 一、三三〇 (女)

種 粳

種 穀

保有高合計

一、八二五・〇

(イ)供出量

生産高

二、七八五・〇 石

保有高

一、八二五・〇

差引供出量

九七〇・〇

備考

| | | | |
|----------|----|-----|----|
| (1)保有高計算 | 年齢 | 一日当 | 年間 |
|----------|----|-----|----|

一一七歳 二合 〇・七三 石

八一―一五歳 三・五 一・二七七

一六以上 四・六 一・六七九

平均 四・〇 一・四……加工用ヲ含ム (一日三・六合主食、四勺加工用)

一日四合中……五九%ハ米 (五九%ハ過去ノ消費実績ヨリ求メタ数字)

七%ハ甘藷

三四%ハ来年ノ麦ト馬鈴薯

(2)米ノ代替供出

(1)甘藷(生、切干共) 五%迄

(2)雑穀 制限ナシ

◎甘藷

作付反別 反 当 生 産 高 生 産 見 込 高

反 三 四 貫 二 六、〇〇〇 貫
(冠水五町歩ヲ含マズ)
 四 貫 一 四、〇〇〇 貫
 飯 用 保 有 量 …… 四 八、二〇〇 貫 (七 〇% 保 有 率)

差 引 供 出 量 一、七、〇〇〇 貫

◎参 考

(イ) 昭 和 二 十 一 年 産 米 穀 甘 藷 政 府 買 入 数 量

| | |
|-------------|---------------|
| 米 穀 | 甘 藷 |
| 県 五 六、一〇〇 石 | 四、二 七、〇〇〇 千 貫 |
| 郡 六 五、一〇〇 | 一、一 五、〇〇〇 |
| 大 和 九 七〇 | 一、七、〇〇〇 |

(ロ) 買 入 対 策

- (1) 飯 用 (加 工 を 含 む) 種 子 用 等 の 必 要 な る 量 を 農 家 に 確 保 せ し む る 事 を 原 則 と す。
- (2) 飯 用 保 有 量 は 別 表 の 如 き 年 齢 別 の 保 有 量 を 定 め て 品 目 別 に 決 定 す る。
- (3) 買 入 割 当 量 は 原 則 と し て 生 産 見 込 量 より 飯 用、種

子 用 等 の 差 引 い た 残 り と す る。

- (4) 自 家 の 生 産 で は 保 有 量 に 足 ら ぬ 農 家 よ り は 買 入 不 足 分 は 一 般 配 給 と 同 様 に す る。
- (5) 代 替 は 一 定 限 度 で 認 め る。
- (6) 割 当、県 (地 方 事 務 所) ↓ 町 村 (食 糧 調 整 委 員、実 行 組 合 長 の 議 を 経 て) ↓ 部 落 ↓ 個 人
- (7) 町 村 長 は 食 糧 管 理 台 帳 を 作 り 各 農 家 別 に 収 穫 量、家 族 人 員、家 畜、種 子 用 年 間 又 は 一 部 保 有 等 の 数 量 を 記 載 し 食 糧 の 需 給 状 況 を 明 確 に す る。
- (8) 一 部 保 有 農 家 に て も (7) の 需 給 状 況 明 確 な ら ざ れ ば 配 給 を 行 は れ ず。
- (9) 闇 行 為、横 流 し は 特 に 取 締 り が 強 化 さ れ る。

(ハ) 個 人 別 割 当

家 族 構 成 人 員 数 の 如 何 に よ り 三 反 未 満 の 農 家 も 割 当 可 能 の 場 合 あり、又 三 反 步 以 上 の 農 家 に あり て も 割 当 不 可 能 な る 場 合 も あり。

(一 町 関 係 綴) 昭 和 22 年 和 光 市 史 編 さん 室 蔵

三 五 昭和二一年 米供出割当案

昭和二十一年度産米供出割当案

| 組合名 | 生産 | | 高 | | 保有量 | | 供出量 A B | | |
|------|-------|-------|------|-------|------------------|------------------|------------|-------|---|
| | 三反未満 | 三反以上 | 雑穀 | 合計 A | (三反未満) (一部保有) | (三反以上) (年間保有) | | 合計 B | |
| 越後山 | 五・六〇石 | 〇・〇 | 三・八八 | 九・四八石 | 五・六〇 | 〇・〇 | 五・六〇石 | 三・八八 | + |
| 向山 | 二・〇九 | 〇 | 四・四六 | 一・五五 | 二・〇九 | 〇 | 二・〇九 | 四・四六 | + |
| 牛房 | 三〇・六六 | 二・二四 | 一・二七 | 三〇・六六 | 三〇・六六 | 二・〇九 | 四・七五 | 一三・六三 | + |
| 宿上 | 九・六三 | 六・六五 | 八・八一 | 一四・〇九 | 九・六三 | 五・二 | 一〇・七四 | 一〇・三三 | + |
| 市城 | 三・九三 | 一・三〇 | 九・一一 | 一五・〇七 | 三・九三 | 七・四六 | 一〇・三九 | 五・九一 | + |
| 富貴 | 四・四二 | 三・三〇 | 三・八六 | 二七・一五 | 四・四二 | 三・八〇 | 一七・三三 | 九・〇三 | + |
| 東本村 | 五・五 | 三・八三 | 一・七三 | 三二・六六 | 五・七 | 一・六四 | 三三・〇〇 | 九・〇六 | + |
| 西本村 | 四・三五 | 一・九三 | 一・八五 | 一六・四四 | 四・三五 | 七・三六 | 一七・六三 | 四・八〇 | + |
| 三協 | 一一・四六 | 六・六六 | 二・五四 | 二〇・六六 | 一一・四六 | 五・一九 | 一六・六七 | 四・〇二 | + |
| 浅久保 | 一〇・六三 | 五・七〇 | 九・八 | 三六・三 | 一〇・六三 | 三・八〇 | 三三・四三 | 二・七〇 | + |
| 二軒新田 | 三・四〇 | 四・八〇 | 一・〇五 | 三・七〇 | 三・四〇 | 五・三五 | 二七・六五 | 一〇・〇五 | + |
| 新田 | 九・八八 | 三・九四 | 一・七八 | 四三・四 | 九・八八 | 二・四三 | 二五・九七 | 一六・一七 | + |
| 大郷 | 四・四三 | 三・五八 | 三・二 | 二六・一五 | 三・二 | 一四・四三 | 一五・七 | 一五・八〇 | + |
| 上之郷 | 三・九三 | 三・八二 | 四・五 | 二四・九 | 三・九三 | 一四・四三 | 一六・六四 | 九・九四 | + |
| 半三池 | 二・六二 | 三〇・三九 | 一・八〇 | 三三・〇 | 八・三 | 一・九七 | 一七・九一 | 九・九九 | + |
| 峯 | 一六・〇三 | 一五・五 | 八・〇 | 一九・九 | 一六・〇三 | 一〇・四 | 一七・四三 | 六・一五 | + |

| | | | | | | | | |
|----|------|--------|------|---------|-------|----------|----------|-------|
| 漆台 | 三六・元 | 三〇四 | 八四 | 一〇七・八三 | 三六・元 | 四八 | 八〇・一九 | 二七・六四 |
| 第四 | 三三・六 | 五・五 | 一一・二 | 五・三 | 三六・六 | 四六七 | 三九・〇五 | 一一・〇八 |
| | 三九・三 | 二〇・五・七 | 一六・一 | 二・九・三・〇 | 六六・二〇 | 一・三三・〇・三 | 一・九五・〇・三 | 九〇・八六 |

(「町開係綴」昭和22年 和光市史編さん室蔵)

三六〇 昭和二十一年一月 配給協議会の開催通知

昭和二十一年十一月十五日 大和町長 星野豊麻殿

大和町生活要品配給協議会委員

星野豊麻殿

協議会開催の件

左記事項に就き協議会開催致し度く来る十一月二十一日午前八時役場迄御参集下され度御願ひ申上げます。

記

一、畳表配給割当に就て

二、繊維製品及日用品雑貨配給計画に就て

| 部 落 名 | 割当数 | | 部 落 名 | 割当数 | | 摘 要 |
|-------------|-----|----|-------------|-----|----|--|
| | 畳表 | ゴザ | | 畳表 | ゴザ | |
| 白 | 一一〇 | 二枚 | 新 | 一一〇 | 一枚 | 畳表入荷量一七三枚 配給数一七三枚 上敷入荷量 三〇枚 配給数 三〇枚 白子二区(下四ハ誤り)及 新七、八区ハ世帯数多 キタメ特ニ割当多シ 配給要項 部落一括割当ヲ シタルモ損耗ノ程度大 ナルモノヨリ適正配給 ヲナスコト 〔部落ニ於テ協議ノ上実情〕 〔考慮ノ上配給ノコト〕 配給価額ハ一枚四〇円程度 (詳細不明)以上 |
| 〃 | 一一〇 | 〃 | 〃 | 一一〇 | 〃 | |
| 〃 | 一一〇 | 〃 | 〃 | 一一〇 | 〃 | |
| 〃 | 一一〇 | 〃 | 〃 | 一一〇 | 〃 | |
| 〃 | 一一〇 | 〃 | 〃 | 一一〇 | 〃 | |
| 〃 | 一一〇 | 〃 | 〃 | 一一〇 | 〃 | |
| 〃 | 一一〇 | 〃 | 〃 | 一一〇 | 〃 | |
| 〃 | 一一〇 | 〃 | 〃 | 一一〇 | 〃 | |
| 〃 | 一一〇 | 〃 | 〃 | 一一〇 | 〃 | |
| 〃 | 一一〇 | 〃 | 〃 | 一一〇 | 〃 | |
| 計 | 一七三 | | | 一七三 | 三〇 | |

(「参考書類綴」昭和20年 和光市史編さん室蔵)

三六 昭和二十二年六月 麦類供出リンク肥料配給表

麦類供出リンク肥料配給表（硫安） 六、七、八、九月分

| 向山 | 牛房 | 宿坂上 | 市城 | 富貴揚 | 東本村 | 西本村 | 三協 | 浅久保 | 二軒新田 | 新生 | 大郷 | 上ノ郷 | 半三池 | 漆台 | 第四 | | |
|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 供出数量 | 一三四俵 | 二七〇 | 二四九 | 一四八 | 二三一 | 三一〇 | 二二八 | 五八六 | 二一六 | 二〇八 | 二六六 | 二〇四 | 二六〇 | 二二五 | 一六五 | 一八二 | 二四三 |
| 一俵当 | 一貫目 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 配給数量 | 一三四貫 | 二七〇 | 二四九 | 一四八 | 二三一 | 三一〇 | 二二八 | 五八六 | 二一六 | 二〇八 | 二六六 | 二〇四 | 二六〇 | 二二五 | 一六五 | 一八二 | 二四三 |
| 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-----|-------|---|-------|
| 越後山 | 一一〇 | 〃 | 一一〇 |
| 計 | 四、二三五 | | 四、二三五 |

（「町関係綴」昭和22年 和光市史編さん室蔵）

(ハ) 農業協同組合の設立

三六 昭和二十二年一月 農業協同組合設立日誌

農業協同組合設立日誌

昭和二十二年十二月三日

農業協同組合設立協議会

一、時、所 午前九時 於大和町農業会

一、通知範囲

町長、町議代表、十九実行組合長、三農民組合長、農

地委員会代表、青年会代表、農業会役員

一、出席者

富沢町長、大熊栄次郎、桜井要文、野浦文三、富沢求

近、鳥井由雄、大原藤吉、榎本鉄太郎、加山国吉、富

沢由太郎、桜井勉、奥山精一、磯部為吉、田中幸平、

加藤兼吉、榎本一二、吉田義知 十七名

一、議事

農業協同組合法公布と、近く(十二月十五日)施行の
予定に伴い、之が法の趣旨と設立準備に就いて概略を
説明し、更に発起人互選に就いて協議した結果、左記
の通り発起人を互選の上本月七日中に協議会事務所
(農業会事務所)に提出を申合せて散会す 以上

記

各実行組合から各一名 十九名

各農民組合から各一名 三名

青年会から三名 三名

農業会役員から三名 三名

計 二十八名

実行組合長、農民組合長 各通

青年会長、(農地委員長)

農業協同組合設立発起人互選依頼の件

去る十一月十九日公布された農業協同組合法は愈々本月
十五日施行の予定となりましたので、本協議会は本日大
和町農業会に於て之が設立準備に就き協議致しました、
其の結果大和町一円を区域とする農業協同組合の設立が
最も好適と存じ左記の通り発起人たるべき人の互選方を
御願致度、尚本月七日中までに大和町農業会事務所にて氏
名御報告方御願致します

記

各実行組合から 各一名

各農民組合から 各一名

青年会から 三名

農業会から 三名

(農地委員会から)

(食糧調整委員会から)

報告

昭和二十二年十二月三日

大和町農業協同組合設立協議会

組合名

農業協同組合設立発起人たるべき人を左記の通り報告し
ます

記

氏名

大和町農業協同組合設立協議会御中

農業協同組合設立発起人氏名報告受付

(自昭和二十二年十二月三日)

農業会役員 (受付月日、氏名)

12 / 3 富沢求近、12 / 7 市川宗五郎、12 / 8 富岡富太郎
実行組合

12 / 5 向山 富沢由太郎 12 / 6 越後山 富沢市五郎

12 / 6 牛房 加山国吉 12 / 6 宿坂上 柴崎喜一

12 / 6 市城 榎本一二 12 / 6 三協 田中彰一

12 / 8 富貴揚 野浦文三 12 / 7 東本村 山崎正直

12 / 8 西本村 柴崎勝太郎 12 / 9 浅久保 磯部為吉

12 / 8 二軒新田 加藤新造 12 / 8 大一 加藤治吉

12 / 10 新生 小池岩松 12 / 8 半三池 桜井要文

12 / 10 上之郷 富岡豊作 12 / 6 峯 富岡新平

12 / 9 漆台 富岡九内 12 / 6 喜多口 富岡久章

12 / 8 第四南 鈴木範重

農民組合

12 / 8 田中荘三、12 / 8 上篠茂兵衛、

12 / 12 加山森太郎

青年会

12 / 8 天野周造、12 / 8 吉田義和、12 / 8 栗原 明

農地委員

12 / 13 清水喜平

(農業協同組合設立関係書綴) 和光市農業協同組合蔵

三三 昭和二十二年一月二月 農業協同組合設立発起人会
会議録

大和町農業協同組合設立発起人会会議録

一、開催通知日 昭和二十二年十二月十五日

一、開催の日時及場所

開会の日時 昭和二十二年十二月十九日

午前十一時五十分

場所 大和町農業会

一、発起人会を組織する者の員数及出席者の員数

発起人会を組織する者の員数 二十九名

出席者の員数

十五名

内訳 (いろは順)

市川宗五郎 磯部為吉 富岡豊作 富岡富太郎(出)

富岡九内 富岡新平(出) 富岡久章(出) 富沢市五郎(出)

富沢由太郎(出) 富沢求近(出) 加藤治吉(出) 加藤新造

加山国吉(出) 加山森太郎 吉田義知 田中荘造(出)

田中彰一 上篠茂平(出) 野浦文三 栗原 明

山崎正直(出) 小池岩松 榎本一二(出) 天野周造

桜井要文(出) 柴崎勝太郎 柴崎喜一 清水喜平(出)

鈴木範重(出)

一、議長の氏名 富沢市五郎

一、議事の要領並に議決した事項の賛否の数

開会に先立ち富沢由太郎氏座長に推され同氏座長となつて発起人代表互選の件につき満場に諮るに大字別に互選することに満場一致し、大字別に互選の結果富沢市五郎氏、田中荘三氏、清水喜平氏の三氏選出せられた尚右三氏の互選によつて富沢市五郎氏総代表に選出された

総代表富沢市五郎氏は議長席につき、本日の議案を報告して議案審議の順序を左記の通り変更することを満場に諮ったところ満場之を了とす

記

(一)書記委嘱の件

(二)組合の事業、地区、組合員たる資格に関する目論見書審議の件

(三)協同組合法の研究

(四)設立準備会開催の日時場所の決定及公告の方法審議の件

一、議長は書記委嘱の件に就き満場に諮ったところ桜井和美氏に委嘱することに満場一致し、桜井和美氏は之

を一時承諾した

一、議長は組合の事業等に関する目論見書案を朗読して逐条審議することを諮ったところ満場之を了として逐条審議に入る

一、議長は審議途中であるが一時になったので中食休憩することを満場に諮ったところ満場之を了として休憩に入る

午後二時議長は再開を宣し午前引続き議案審議に入る
(一) 役員は項三、四、五、六を削り三、地区委員十九名とし「総務経営勸業文化の各委員」を削り地区委員とする

(二) 右修正の上他は原案通り満場一致可決した

一、議長は設立準備会開催の日時及場所の決定及公告の方法に就て満場の意見を求めたところ左記の通り満場一致可決した

(一) 設立準備会の日時 昭和二十三年一月十五日九時

(二) 場所 大和町農業会

(三) 公告の方法 掲示及回覧する

尚發起人は設立準備会までに組合員の勧誘をする
右会議の顛末を記載し其の相違ない事を証する為茲に記名捺印する

昭和二十二年十二月十九日

議長

富沢市五郎 ㊦

議長の指名した發起人

富岡 新平 ㊦

清水 喜平 ㊦

(「農業協同組合設立関係書綴」和光市農業協同組合蔵)

三 昭和二十二年一二月 農業協同組合設立目論見書

大和町農業協同組合設立目論見書

一、名称 大和町農業協同組合といふ

一、地区 大和町一円とする

一、事務所 大字下新倉千六百五十六番地におく

一、組合員の資格 左に掲げる者は男女、年齢及世帯主のいかんを問はず此の組合の正組合員となることが出る

一、一段歩以上の土地を耕作する農民で、地区内で耕
作し又は地区内に住所を有するもの

二、地区内で常時一頭以上の牛馬を飼養する農民

三、地区内で一年を通じ二十瓦以上の蚕糸種の掃立を
する農民

四、地区内に住居し一年のうち五十日以上農業に従事
する農民

地区内に住所があつて此の組合の施設を利用するこ
とが適當であると認められる個人又は団体は、此の
組合の準組合員として加入することが出来る

組合員とならうとするものが組合員のどの資格をも
っているか否か明瞭でないときは理事の過半数で之
を決める

一、出資一口の金額 一口につき金百円とする

一、出資の払込方法 第一回払込 一口につき二十円

第二回以後の出資の払込は配当する剰余金から払込に
充てるものゝほか、第一回出資払込の年の翌年から毎
年七月末日までに出資一口毎に金二十円を払込まなけ

ればならない、但し組合員はこの金額以上払込んでも
よい

一、出資口数の限度 一組合員一口以上五十口以内とす
る

一、賦課金 事業に必要な経費に充てるため賦課金を賦
課徴収する、賦課金の額、徴収の方法及其の時期は総
会で決める

一、過怠金 出資の払込、賦課金の納入を怠ったときは
其の期日後一日に付払込予定額又は怠納額の千分の一
に当る過怠金を徴収する

一、事業

一、組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付

二、組合員の貯金の受入

三、組合員の事業又は生活に必要な物資の供給又は共
同利用施設の設置

四、農作業の共同化、其ノ他農業労働の効率を増進す
る為の施設

五、農業の目的に供される土地の造成、改良、若しく

は管理又は農業水利施設の設置若しくは管理

六、組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売

七、農村工業に関する施設

八、農業上の災害又は其の他の災害の共済に関する施設

九、農村の生活及文化の改善に関する施設

十、農業技術及組合作業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並に組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

十一、組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十二、前各号の事業に付帯する事業

一、役員

一、理事

(イ)数 九名

(ロ)任期 二年

理事は組合長、専務理事各一名を互選する

二、監事

(イ)数 三名

(ロ)任期 二年

但し設立当時の理事及監事は第一回通常総会で改選する

三、地区委員 十九名

地区委員の任期は二カ年とし其の選挙又は選任の方法其の他の事項に就ては規則できめる

理事会、其の他役員会に就て必要な事項は規則できめる

一、職員

一、参事 一名

二、会計主任 一名

三、主任 七名

四、書記 雇 使丁 各若干名

一、剰余金処分並損失の分担

一、毎事業年度剰余金の十分の一以上を出資総額と同額に達するまで準備金として積立てる

二、教育事業資金として剰余金の二十分の一以上を翌年度に繰越す

三、剰余金から準備金、教育情報繰越金の合計額を差引いて尚残余あるときは特別積立金を積立てる

四、剰余金から前三号の金額の合計額を差引いて尚残余あるときは払込んだ出資額に対する配当金、事業分量に対する配当金、役員賞与金又は繰越金とする

五、配当は左の通りとする

(イ) 払込済出資金に対する配当 年五分以下

(ロ) 事業の利用分量に対する配当は総会で決める

六、組合は剰余金の有無に拘らず固定資産減価償却積立金及職員退職給与積立金を積立てなければならぬ

七、組合財産を以てその債務を完済することが出来なかつた場合の組合員の損失分担の割合は出資金額にとどまるものとする

以上

(農業協同組合設立関係書綴「和光市農業協同組合蔵」)

三五 昭和二十三年三月 農業協同組合設立経過報告書

大和町農業協同組合設立経過報告書

第一、設立目論見書の作成

一、設立目論見書作成経過

左記二十五名は昭和二十二年十二月十五日以来二回の協議会を経て昭和二十二年十二月十九日目論見書を作成した、設立発起人氏名及住所及び農民である事を示す主要事項

1 大和町大字白子二、五四八番地

富沢市五郎 町議、農民組合連合会長

2 同 下新倉四、七三二番地

磯部 為吉 実行組合長

3 同 新倉三、四九二番地

富岡 新平 農地改革推進員
食糧調整委員

4 同 白子二、〇〇〇番地

富沢由太郎 農地委員

5 同 下新倉二、五三六番地

畑中 利内 農民組合顧問

- 6同 白子一、九〇四番地 加山 国吉 実行組合役員
- 7同 新倉三、〇七三番地 小池 岩松 実行組合役員
- 8同 下新倉二、二一四番地 山崎 正直 実行組合役員
- 9同 新倉三、二〇〇番地 上篠茂兵衛 食糧調整委員
- 10同 新倉四、四五七番地 鈴木 範重 農地委員会書記
- 11同 白子一、四六五番地 柴崎 喜一 実行組合長
- 12同 新倉三、一七九番地 富岡 平一 実行組合役員
- 13同 新倉三、〇五六番地 加藤 治吉 実行組合役員
- 14同 新倉四、一一一番地 富岡 久章 農業
- 15同 下新倉五、二六三番地 加藤 新造 農業
- 16同 白子六三番地 加山森太郎 農民組合長

- 17同 下新倉一、一八七番地 吉田 義和 青年会長
- 18同 下新倉一、九四九番地 田中 莊造 農民組合長
- 19同 下新倉九〇番地 田中 彰一 実行組合長
- 20同 白子七一四番地 栗原 明 実行組合役員
- 21同 白子一七六番地 榎本 一二 農民組合役員
- 22同 新倉四、八一〇番地 天野 周造 連合青年会長
- 23同 下新倉二、一七〇番地 柴崎勝太郎 実行組合長
- 24同 新倉三、〇〇一番地 桜井 勉 実行組合長
- 25同 新倉三、〇二九番地 清水 喜平 農地委員

二、設立目論見書(別冊の通り)

第二、設立準備会開催状況

一、公告

昭和二十二年十二月二十八日より一月十五日に至る十八日間、本組合地域たる大和町農業会前各部落揭示板に大和町農業協同組合設立趣旨、並に設立目論見書を公告した、又同期間内に各発起人は各部落内に於て農民の懇談会を開催し、協同組合設立の趣旨、並に目論見書内容の理解の徹底に努めた

二、設立準備会状況

1、日時、場所、出席者

日時 昭和二十三年一月十五日午前十時四十分より

午後零時十分

場所 大和町白子小学校講堂

出席者 農民 十五名 区域内一五名 区域外ナシ

非農民 七名

2、議事

(イ)、議長選任

司会者発起人富岡新平議長選任の方法を議場に諮った結果、司会者指名となり発起人富沢市五郎議長に就任した

(ロ)、設立の決定

議長かねて公告せる大和町農業協同組合設立趣旨並に設立目論見書に基き、大和町農業協同組合を設立することの可否を議場に諮り満場一致を以て設立することを可決した

(ハ)、定款作成委員選任の方法を議場に諮り議長指名による三名の銚衡委員に一任することとなり左記銚衡委員が指名された

銚衡委員

大和町大字白子一、九〇四番地 加山国吉

同 下新倉二、二一四番地 山崎正直

同 新倉三、〇二九番地 清水喜平

銚衡委員は互選に依り清水喜平を銚衡委員長とし慎重なる協議の結果左記十五名を銚衡し議場は満場一致之を可決した

定款作成委員住所氏名

1 大和町大字白子二、五四八番地 富沢市五郎 農民

2 同 下新倉四、七三二番地 磯部 為吉 同

| | | | |
|------|------------|-------|---|
| 3 同 | 新倉三、四九二番地 | 富岡 新平 | 同 |
| 4 同 | 白子二、〇〇〇番地 | 富沢由太郎 | 同 |
| 5 同 | 下新倉二、五三六番地 | 畑中 利内 | 同 |
| 6 同 | 白子一、九〇四番地 | 加山 国吉 | 同 |
| 7 同 | 新倉三、〇七三番地 | 小池 岩松 | 同 |
| 8 同 | 下新倉二、二一四番地 | 山崎 正直 | 同 |
| 9 同 | 新倉三、二〇〇番地 | 上篠茂兵衛 | 同 |
| 10 同 | 新倉四、四五七番地 | 鈴木 範重 | 同 |
| 11 同 | 白子一、四六五番地 | 柴崎 喜一 | 同 |
| 12 同 | 新倉三、一七九番地 | 富岡 平一 | 同 |
| 13 同 | 新倉三、〇五六番地 | 加藤 治吉 | 同 |
| 14 同 | 新倉三、〇二九番地 | 清水 喜平 | 同 |
| 15 同 | 新倉四、〇二五番地 | 武藤 儀重 | 同 |

(二)、定款作成の基本となるべき事項

事業、名称、地区、事務所の所在地、組合員たるの資格並に組合員の加入脱退に関する規定、出資一口の金額及び其の払込の方法並に一組合員の持つこと

のできる出資の最高限度、経費の分担に関する規定、剰余金の処分及び損失の処理に関する規定、準備金の額及び其の積立の方法、役員の数職務の分担及び選挙に関する規定、事業年度公告の方法等定款作成上の基本事項について左記事項を除く外目論見書通り満場一致を以て可決した

目論見書修正並に追加事項

組合員の資格

一反歩以上の土地を耕作する農民を、二反歩以上に

修正

九十日以上農業に従事する農民を、三百日以上と修

正

地区内で常時一頭以上の牛馬を飼養する農民を、畜産を営む農民と修正

組合の事業

十一、畜産の指導普及に関する事業を加へた

出資の払込の方法

第一回払込一口につき二十円を五十円に修正

第一回出資払込の年の翌年から毎年七月末日を、五

月末日と修正

出資一口に金二十円を二十五円と修正

第三、創立総会開催状況

一、定款作成の経過

定款作成委員は昭和二十三年一月十五日より二月三日に至る間に三回の協議会を開き、二月三日定款案を作成し同日発起人に提出した

二、公告

発起人は昭和二十三年二月十三日より二月二十九日に至る間十五日間創立総会開催通知書と共に定款案二百部を区域内各十九部落に印刷交付し、総会前に充分の研究を遂げることに努めた

三、創立総会状況

昭和二十三年二月二十九日午後三時より午後五時迄大和町白子小学校講堂に於て創立総会を開催したが、此の状

況は別添創立総会議事録謄本並に理事監事選挙録謄本の通りである

以上大和町農業協同組合の設立経過を報告致します

昭和二十三年三月五日

大和町農業協同組合設立発起人

富沢市五郎[㊤](外二四名)

大和町農業協同組合第一期事業計画

一、事業方針

此の組合の地区は東京都に隣接してゐる關係上都市的農村の色彩が極めて強く、職業の分布情況からみても農民は総人口の約三割強にすぎない、然して一方又戦時戦後に於ける疎開引揚其の他による都市人口の夥しい転入と、現下食糧事情の逼迫等による之等転入人口の帰農或は副業耕作等のため耕地は極めて分散化してゐる、加之曾て戦時中尨大な耕地山林が軍用地、工場敷地に転用されてゐるため、さらでだに狭隘な耕作

地に其の需要は殺到して、從而農業の経営形態も文字通り分散零細農経営に傾向し零細農家が圧倒的多数を占めてゐる

斯る地区内農業の現状は地方の搾取と労力の乱費に終り農業生産力の増進は望むべくもない、農業生産力の増進なくして我々農民の経済的社会的地位の向上はあり得ない、茲に鑑み此の組合は第一年度に於ては農地の交換分合による集団化と農作業の協同による農業労働効率の増進をはかることに重点をおき、更に新技術の導入と改善によって反当収量の増加と国民食糧供給力の増大をはかり、此等に付帯して耕地の造成、改良、農業水利施設の設置、組合員の経済的地位の改善のための団体協約の締結等の事業を其の緩急を勘案して実施する

二、組織方針

(一)地区内有資格者

(イ)農民

農家戸数 四八三戸

(1) 農業経営者 四八一一人
 (2) 農業従事者一、四四三人
 (ロ) 非農民 七、四〇五人

非農家戸数一、六二七戸

(二)当初の加入予定組合員数

(イ)正組合員

(1) 農業経営者 四六四人 総数に対する割合 %

(2) 農業従事者 〇人 同

(ロ)準組合員 六七人 同

合計 五三一人

(以下略)

(農業協同組合設立関係書綴) 和光市農業協同組合蔵

(二) 農地転用

三六 昭和三五年 地価の推移

大和町における地価の推移

(坪当り価格)

| 部 落 名 | 三 一 年 | 三 二 年 | 三 三 年 | 三 四 年 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 喜 多 口 | 三、〇〇〇円 | 五、〇〇〇円 | 八三〇〇円 | 二、〇〇〇円 |
| 南 口 | 五、〇〇〇 | 八、〇〇〇 | 一〇七〇〇 | 一四、〇〇〇 |
| 宿 坂 上 | 四、〇〇〇 | 六、〇〇〇 | 八、〇〇〇 | 一四、〇〇〇 |
| 浅 久 保 | 四、〇〇〇 | 六、〇〇〇 | 八、〇〇〇 | 一四、〇〇〇 |
| 牛 房 | 一、〇〇〇 | 三、〇〇〇 | 五、〇〇〇 | 九、〇〇〇 |
| 漆 台 | 八、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 六、〇〇〇 | 七、〇〇〇 |
| 市 場 | 一、〇〇〇 | 三、〇〇〇 | 五、〇〇〇 | 七、〇〇〇 |
| 向 山 | 二、〇〇〇 | 五、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 九、〇〇〇 |
| 峰 | 五、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 四、〇〇〇 | 七、〇〇〇 |
| 三 協 | 一、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 四、〇〇〇 | 六、〇〇〇 |

第二節 変動する戦後農業

(「農地転用に関する調査報告書」埼玉県農林部農地開拓課)

注 前期とは一月～六月 後期とは七月～十二月

| 大 一 | 富 貴 揚 | 新 生 | 西 本 村 | 半 三 池 | 東 本 村 | 上 之 郷 | 二 軒 新 田 | 越 後 山 |
|--------|-------------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------------|-------------|
| 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 二、〇〇〇 | 一、五〇〇 | 二、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 一、五〇〇 | 一、五〇〇 | 一、五〇〇 | 一、二〇〇 | 一、二〇〇 |
| 三、〇〇〇 | 二、一〇〇 | 三、〇〇〇 | 三、〇〇〇 | 二、五〇〇 | 二、五〇〇 | 二、五〇〇 | 二、〇〇〇 | 二、〇〇〇 |
| 四、〇〇〇 | 四、〇〇〇 | 四、〇〇〇 | 四、〇〇〇 | 四、〇〇〇 | 四、〇〇〇 | 四、〇〇〇 | 三、〇〇〇 | 三、〇〇〇 |

三七 昭和三五年 部落別転用許可件数及び面積一覽表

大和町部落別転用許可数、面積一覽表

| 富大 貴 場一協 | 小 向 市 漆 牛 峰 計 山 場 台 房 | 小 浅 宿 南 喜 久 坂 多 計 保 上 口 口 | 三 一 年 | | 三 二 年 | | 三 三 年 | | 三 四 年 | | 格 三 四 年 にお け る 平 均 売 買 価 |
|----------------------|-----------------------------|---------------------------------|----------------|------------------------------|--------------------|------------------------------|--------------------|------------------------------|--------------------|--------------------|-----------------------------|
| | | | 件 数 | 面 積 | 件 数 | 面 積 | 件 数 | 面 積 | 件 数 | 面 積 | |
| 一 | 四 二 一 一 | 一 二 五 三 一 二 | 九 | 七〇・九〇六 ^反 (七〇〇) | 二 八 | 一六・三三三 ^反 (七〇〇) | 二 四 | 四〇・六二一 ^反 (二四七) | 一 二 | 三〇・〇〇九 | 一 二、〇〇〇 |
| 一・三三三 一・三三三 | 五二六 (四〇六) | 九二九 (七二五) | 九 一 | 七・五二五 | 三 四 | 六・四〇九 | 一 三 | 四・八一九 | 一 七 | 一八・八〇五 | 一 四、〇〇〇 |
| 九 一 | 一 七 二 二 七 一 五 | 九 一 二 九 三 四 二 八 | 二 五 二 二 | 八・四〇九 (三二〇) | 三 七 | 七・七二〇 (七二〇) | 二 四 | 一〇・七〇七 (二四七) | 二 二 | 二二・二二三 | 一 一、〇〇〇 |
| 二・五二二 一・二一〇 | 八・四〇九 (三二〇) | 三 七 五 二 二 | 四 一 | 二 九 一 一 八 七 七 一 五 | 二 四 | 一 〇 四 九 二 二 四 | 三 〇 | 二 四 一 一 七 一 二 | 二 二 | 三 三 二 二 八 | 四、〇〇〇 |
| 二・五二二 一・二一〇 | 八・四〇九 (三二〇) | 三 七 五 二 二 | 二 七 | 二 九 一 一 八 七 七 一 五 | 二 四 | 一 〇 四 九 二 二 四 | 三 〇 | 二 四 一 一 七 一 二 | 二 二 | 三 三 二 二 八 | 四、〇〇〇 |
| 四 一 | 二 七 七 四 一 五 | 二 四 一 三 五 二 四 | 一 一 七 〇 七 | 二 九 一 一 八 七 七 一 五 | 二 四 | 一 〇 四 九 二 二 四 | 三 〇 | 二 四 一 一 七 一 二 | 二 二 | 三 三 二 二 八 | 四、〇〇〇 |
| 一・七〇七 一・二一〇 | 二 九 一 一 八 七 七 一 五 | 二 四 一 三 五 二 四 | 二 二 | 二 九 一 一 八 七 七 一 五 | 二 四 | 一 〇 四 九 二 二 四 | 三 〇 | 二 四 一 一 七 一 二 | 二 二 | 三 三 二 二 八 | 四、〇〇〇 |
| 一・七〇七 一・二一〇 | 二 九 一 一 八 七 七 一 五 | 二 四 一 三 五 二 四 | 二 二 | 二 九 一 一 八 七 七 一 五 | 二 四 | 一 〇 四 九 二 二 四 | 三 〇 | 二 四 一 一 七 一 二 | 二 二 | 三 三 二 二 八 | 四、〇〇〇 |
| 五 七 三 一 五 一 〇 一 一 | 三 三 二 二 八 | 二 四 一 三 五 二 四 | 二 二 | 三 三 二 二 八 | 二 二 | 三 三 二 二 八 | 二 二 | 三 三 二 二 八 | 二 二 | 三 三 二 二 八 | 六、〇〇〇 |
| 五 七 三 一 五 一 〇 一 一 | 三 三 二 二 八 | 二 四 一 三 五 二 四 | 二 二 | 三 三 二 二 八 | 二 二 | 三 三 二 二 八 | 二 二 | 三 三 二 二 八 | 二 二 | 三 三 二 二 八 | 六、〇〇〇 |
| 四、〇〇〇 四、〇〇〇 | 七 九 七 七 九 | 一 二、〇〇〇 一 四、〇〇〇 | 四、〇〇〇 四、〇〇〇 | 七 九 七 七 九 | 一 二、〇〇〇 一 四、〇〇〇 | 一 二、〇〇〇 一 四、〇〇〇 | 一 二、〇〇〇 一 四、〇〇〇 | 一 二、〇〇〇 一 四、〇〇〇 | 一 二、〇〇〇 一 四、〇〇〇 | 一 二、〇〇〇 一 四、〇〇〇 | 六、〇〇〇 六、〇〇〇 |

| | | | | | | | | | |
|-----|----|------------|----|------------|----|----------|----|-----------|-------|
| 合計 | 二〇 | 一三・〇(一〇〇三) | 九七 | 五四・三(三〇〇三) | 六一 | 四二・八〇六 | 九〇 | 一一八・六〇六 | |
| 小計 | 二 | 一・〇(一〇六) | 九 | 五〇(二〇六) | 二 | 六〇(二〇〇) | 四 | 六〇(二〇六) | 三、〇〇〇 |
| 越後 | 一 | 〇・〇(〇三) | | | 二 | 六〇〇 | | | 三、〇〇〇 |
| 上之郷 | 一 | 二二四 | 八 | 三三九 | | | 三一 | 五〇六 | 四、〇〇〇 |
| 東本村 | | 七一九 | 一 | 一〇七 | | | | 一〇〇〇 | 四、〇〇〇 |
| 半三池 | | | | | | | | | 四、〇〇〇 |
| 新本村 | 三 | 二・二(二二七) | 二四 | 七・八(四〇六) | 八 | 二・三(二二五) | 一五 | 六〇・六(五三三) | 四、〇〇〇 |
| 西本村 | 二 | 三二一 | 一四 | 五・一〇四 | 一 | 一〇〇 | 九 | 一・六二九 | 四、〇〇〇 |

注()は%

(農地転用に関する調査報告書) 埼玉県農林部農地開拓課)

三六 昭和三五年 用途別農地転用件数及び面積

大和町の用途別農地転用件数面積(農林大臣許可分を含む)

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|---|--------|-----|--------|---|------|-----|--------|---|------|-----|--------|---|------|-----|
| 農業会議 | 許可件数 | 三 | 許可面積 | 三一年 | 許可件数 | 三 | 許可面積 | 三二年 | 許可件数 | 三 | 許可面積 | 三三年 | 許可件数 | 三 | 許可面積 | 三四年 |
| | 件数 | 二 | 〇・六二〇歩 | 一 | 〇・三一〇歩 | 一 | 反 | 二 | 〇・六二〇歩 | 一 | 反 | 二 | 〇・六二〇歩 | 一 | 反 | 二 |

| | | | | | | | | | |
|---------|-------|-------------|----------|----------|------------|--------|----------|---------|----------|
| 合 | 計 | その他の農業用施設用地 | 工員住宅社員住宅 | その他の住宅敷地 | 工場その他の工業用地 | 学校用地 | その他の建物敷地 | 道路水路等敷地 | その他の施設用地 |
| 二〇 | 一 | 二 | 一 | 二 | 二 | 一 | 二 | 一 | 二 |
| 一三・〇〇三 | 〇・八〇六 | 二・六〇四 | 二・二二〇 | 五・〇〇三 | 一・六一四 | 〇・〇〇六 | 九七 | 一 | 一 |
| 九七 | 一 | 一 | 六 | 六 | 八二 | 二二・三〇一 | 二〇・五〇五 | 七・六一四 | 〇・一二〇 |
| 五四・三〇三 | 二・三三三 | 〇・一二〇 | 七・六一四 | 二〇・五〇五 | 二二・三〇一 | 四四 | 四四 | 四四 | 四一 |
| 六一 | 一 | 一 | 六 | 四 | 四 | 〇・二〇九 | 九・三二一 | 一・一二八 | 九・三〇八 |
| 四二・八〇六 | 二・三〇七 | 〇・〇一四 | 一〇・三〇九 | 九・三〇八 | 一・一二八 | 六八 | 一五 | 七四・〇〇七 | 〇・〇〇九 |
| 九〇 | 三 | 三 | 三 | 一 | 一 | 〇・二二六 | 一・二一九 | 一・二一九 | 〇・二一九 |
| 一一八・六〇六 | 一・二一九 | 〇・二二六 | 一・二一九 | 一・二一九 | 一・二一九 | 一・二一九 | 一・二一九 | 一・二一九 | 一・二一九 |

〔農地転用に関する調査報告書〕 埼玉県農林部農地開拓課

三六 昭和三五年 農地の売却代金使途一覽表

農地の売却代金使途一覽表

| 農協 | 農 | 使途 | | 経営規模 |
|----|---|------|------------|------------------------|
| | | 預金のみ | 一部土地購入費に充当 | |
| 3 | 1 | 2 | 3 | 満反未反 町反 町反 町反 |
| 3 | 3 | 3 | 3 | 計 |

| 分家のため | 土地購入資金に充当 | 銀行へ預金 | | | |
|-------|-----------|----------|----------|----------|-----------|
| | | 一部生活費に充当 | 一部療養費に充当 | 一部冠婚費に充当 | 一部営農資金に充当 |
| 1 | 1 | 1 | | | |
| 1 | 3 | 3 | 2 | 1 | 1 |
| | 1 | | | | 3 |
| | 3 | | | | |
| (4) | (23) | 19件 (39) | | | |
| 2 | 11 | 4 | 4 | 1 | 4 |

| 計 | 家の新・改築資金に充當 | 家の修理と土地購入資金に充當 | 生活費に充當 | 工場商店貸家等の資金に充當 |
|-------|-------------|----------------|--------|---------------|
| 6 | 2 | | | 3 |
| 5 | | | | 3 |
| 15 | 2 | 3 | | |
| 14 | 1 | 1 | | |
| 6 | | | 1 | 1 |
| 3 | | | | |
| (100) | (6) | (12) | (1) | (14) |
| 49 | 3 | 6 | 2 | 7 |

注 (%)を示す

(農地転用に関する調査報告書「埼玉県農林部農地開拓課」)

三〇 昭和三五年 転用農家の直系男子の職業調

転用農家の直系男子家族の職業調べ

| 経営規模 | 農家 | | 非農家 | | 不明 | | 計 |
|------|----|-----|-----|-----|----|-----|----|
| | 農家 | 非農家 | 農家 | 非農家 | 農家 | 非農家 | |
| 三反未満 | | | | | | | |
| 三〇〇 | | | | | | | |
| 三〇〇 | | | | | | | |
| 三〇〇 | | | | | | | |
| 三〇〇 | | | | | | | |
| 三〇〇 | | | | | | | |
| 三〇〇 | | | | | | | |
| 三〇〇 | | | | | | | |
| 三〇〇 | | | | | | | |
| 計 | 一三 | 一三 | 三 | 三 | 一六 | 四八 | 四八 |

(農地転用に関する調査報告書)より作成 埼玉県農林部農地開拓課

第三節 米軍進駐と基地問題

(イ) 基地と労務供出

三七 昭和二〇年九月 朝霞勤労日割

朝霞勤労日割

| 区別 | | 月 | 日 | |
|-----------|---|---|----|-----|
| 下 白子一区 | 五 | 九 | 二二 | |
| | 四 | 二 | 二二 | |
| | 三 | 一 | 二二 | |
| | 二 | 一 | 二二 | |
| | 一 | 五 | 二二 | |
| | 四 | 四 | 二二 | |
| | 三 | 三 | 二二 | |
| | 二 | 二 | 二二 | |
| | 四 | 四 | 二二 | |
| | 三 | 三 | 二二 | |
| | 二 | 二 | 二二 | |
| | 四 | 四 | 二二 | |
| | 三 | 三 | 二二 | |
| | 二 | 二 | 二二 | |
| | 四 | 四 | 二二 | |
| | 三 | 三 | 二二 | |
| | 二 | 二 | 二二 | |
| | 計 | | | 三二二 |

新

八七六五四三二一

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 計 | 二〇〇 | 二七〇 | 三、七 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 一〇 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 二 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 三 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 四 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 五 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 六 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 七 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 八 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 九 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 一〇 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 一一 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 一二 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 一三 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 一四 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 一五 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 一六 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 一七 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 一八 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 一九 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 二〇 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 二一 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 二二 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 二三 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 二四 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 二五 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 二六 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 二七 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 二八 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 二九 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 三〇 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 三一 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 三二 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 三三 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 三四 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 三五 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 三六 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 三七 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 三八 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 三九 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 四〇 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 四一 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 四二 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 四三 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 四四 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 四五 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 四六 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 四七 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 四八 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 四九 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 五〇 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 五一 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 五二 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 五三 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 五四 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 五五 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 五六 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 五七 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 五八 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 五九 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 六〇 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 六一 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 六二 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 六三 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 六四 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 六五 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 六六 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 六七 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 六八 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 六九 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 七〇 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 七一 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 七二 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 七三 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 七四 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 七五 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 七六 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 七七 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 七八 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 七九 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 八〇 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 八一 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 八二 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 八三 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 八四 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 八五 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 八六 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 八七 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 八八 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 八九 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 九〇 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 九一 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 九二 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 九三 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 九四 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 九五 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 九六 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 九七 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 九八 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 九九 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 一〇〇 |

(「参考書類綴」昭和20年 和光市史編さん室蔵)

三三 昭和二〇年一〇月

進駐軍向け売店建設協議会
メモ

昭和二十年十月十三日

協議会開催

直接関係者 飯島 久次

役場側 富沢町長 池田助役 星野豊麻

一、土産物売店開設ノ件

物資集積(補給)方法

商工課

販賣方法 一円、五円、十円、均一

◎町営テ許可ヲ取り、経営ハ飯島氏ニ一任

一、東部軍ヨリ下附セラレタル家屋処分ノ件

◎一棟(三間×一五間)ハ上記ノ売店ニ当テル

出席議員

- 吉田 喜一 柳下 浩三 富岡 豊作
- 山田富之助 富岡 九内 奥山 幸輔
- 清水源五郎 小島 鶴吉 富沢由太郎
- 柴崎登志春 鈴木 範重 桜井 和美

◎一棟 其ノ儘存続シテ山口氏（経理部属官）及び其

ノ一統ニ無料デ当分貸付ケル

一、売店建築実行方法

◎実行委員 富沢由太郎 市川宗五郎

桜井 和美 吉田 喜一

昭和二十年十月十八日 木曜日

一 進駐軍向売店開設ノタメ建築打合せ会

出席者 飯島 久治 野田（建築請負者）

吉田 喜一 市川宗五郎 富沢由太郎

桜井 和美 富沢町長 星野 豊麻

一、経理部下附ノ建築物 三×一四坪ヲ 三×一〇十三

住居 物置
×三十一×五ニスル

見積り明十九日夕刻迄ニ野田氏提出ノコト（雑作ハ更

ニ打合セル）

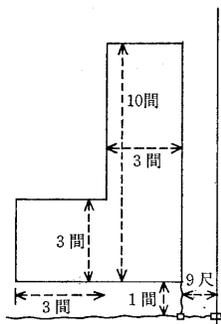
一、敷地東端橋ノ処で一二×一一・五坪で坪二十銭賃借

現在ノアル建物ハ敷地ノ一隅ニ移転ノコト

昭和二十年十月三十日 午前八時

進駐軍向売店 建築請負契約ノ件

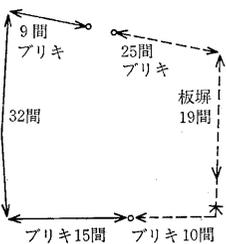
出席者 吉田喜一 富沢由太郎 桜井和美
一、敷地見分、建築区域ノ決定



一、建築請負金

金六千六拾円也 但シ取コワシ、運搬ヲモ含ム

二、武蔵寮ノ摒処分ノ件



点線ノ部分 円
55間×10円/間=550.00
腐材
5石×30円/石=150.00
計 700.00

（軍用地払下運動に関する綴）昭和20〜28年度 和光市庶務課蔵

三三 昭和二十一年九月 労務供出管轄変更のお知らせ

昭和二十一年九月

大和町長 星野豊麻

区長 殿

昨年九月、米軍進駐以来区長各位には労務の供出に並々ならぬ御苦勞を御願ひ致して参りましたが、今回浦和勤労所朝霞分室の設定に伴ひ前記労務供出は同所の管理する所となり、町としては一応供出の関係がなくなりましてので御通知傍々長期間の御尽力に対し厚く御礼申上ます

(参考書類) 昭和20年 和光市史編さん室蔵)

三四 昭和二十二年二月 労務者供出状況調

進駐軍関係労務者供出状況調 (昭和二十二年二月)

| 項目別 作業場名 | 要求数 (一日平均) | 供出数 (一日平均) | 賃金総額 (一月間) |
|-------------|---------------|---------------|-------------|
| | 軍政部 (会館) | 七〇 | |
| 軍政部兵舎 | 五一 | 四九 | 八八、九二九八六 |
| 特別検査隊 | 二一 | 一九 | 二〇、五三二三二 |
| 朝霞第一騎兵師団 | 一、七八三一 | 七四〇 | 三、三九四、六五四九八 |
| 計 | 一、九二五一 | 八七七 | 三、六一四、四一八〇四 |

日傭労務者賃金表 (昭和二十一年十二月六日より実施)

| 職種 | 最高 | 標準 | 最低 |
|------|-------|-------|-------|
| 大工 | 四二五〇円 | 三七五〇円 | 三二五〇円 |
| 左官 | 四〇五〇 | 三六五〇 | 三二五〇 |
| 職 | 四〇五〇 | 三六五〇 | 三二五〇 |
| 石工 | 四二五〇 | 三七五〇 | 三二五〇 |
| 土工 | 三二五〇 | 三〇五〇 | 二七五〇 |
| 夫(普) | 二七五〇 | 二五五〇 | 二二五〇 |
| 夫(重) | 三〇五〇 | 二六五〇 | 二四五〇 |

| | | | |
|----------|------|------|------|
| コンクリート工 | 四二五〇 | 三七五〇 | 三二五〇 |
| 解体工 | 四〇五〇 | 三六五〇 | 三二五〇 |
| 建具取付工 | 四〇五〇 | 三六五〇 | 三二五〇 |
| 舗装工 | 三七五〇 | 三四五〇 | 三〇五〇 |
| 建具工 | 四〇五〇 | 三六五〇 | 三二五〇 |
| タイル工 | 四〇五〇 | 三六五〇 | 三二五〇 |
| 煉瓦工 | 四〇五〇 | 三六五〇 | 三二五〇 |
| 板金工 | 四〇五〇 | 三六五〇 | 三二五〇 |
| スレート工 | 四〇五〇 | 三六五〇 | 三二五〇 |
| 外線工 | 四〇五〇 | 三六五〇 | 三二五〇 |
| 内線工 | 四〇五〇 | 三六五〇 | 三二五〇 |
| 塗装工 | 四〇五〇 | 三六五〇 | 三二五〇 |
| 配管工 | 三八五〇 | 三五五〇 | 三一五〇 |
| 金物取付工 | 四〇五〇 | 三六五〇 | 三二五〇 |
| 硝子工 | 三七五〇 | 三四五〇 | 三〇五〇 |
| 造園工 | 三九五〇 | 三五五〇 | 三一五〇 |
| 自動車運転手乗 | 三七五〇 | 三四五〇 | 三〇五〇 |
| 上乗 | 三二五〇 | 三〇五〇 | 二七五〇 |
| 其ノ他特殊技術者 | 四〇五〇 | 三六五〇 | 三二五〇 |

外ニ (イ)特殊手当 五割増以内

(ロ)雨雪天手当 五割増

(ハ)早出残業手当 八分ノ一・五(二時間内)割増

以内

(ニ)夜間作業手当 五割増(約十時迄)

(ホ)徹夜作業手当 十割増(監督者が実情ニ即シテツケル)

ツケル)

二十四時間以上の作業十五割増

(ヘ)世話役手当 五円 一〇人以上

七円 三〇人以上

十円 六〇人以上

(ト)交通費 実費(但シ通勤ヲ含マズ)

(チ)冬期手当 一日十五円

自昭和二十二年二月十五日

至同 三月末日

(一)一月六日ヨリ二月十四日
(迄)ハ一日十円

(参考書類綴) 昭和20年 和光市史編さん室蔵)

(口) 軍用地開墾問題

三五 昭和二〇年一〇月 耕作地配分打合せ会メモ

昭和二十年十月二十六日

於農業会事務所（新倉国民学校）

実行組合長並ニ区长打合せ会

出席者 柳下 浩三 菅野 滝蔵 富沢 求近

市川宗五郎 天野 祐雄 高橋 勇吉

本多 友吉 富岡 九内

伊藤 栄蔵 田中 甚平

山田富之助 天野富士三

町 長 星野 豊麻 池上 忠良

議題

一、予士校耕作地ニツキ復員軍人トノ配分ニ関スル打合

セ

A 白紙ニ戻ツテ全耕地ニツキ東西、又ハ南北ノ線ニ

テ区画分配ノ案

B、軍人側ノ既定スル区域ヲ更ニ縮少ヲ懇談スルノ案

C、A・Bノ何レニテモ当町民ニ割当スル基本的基礎

ヲ左ノ通り定メ耕作者ヲ選定スルコト

耕作者資格基準

◎農家 男一人ニツキ

三反歩

女

二反四畝（8掛）

老人、子供（国民校卒） 一反五畝（5掛）

以上ノ比率ニテ農家ノ既耕地所有者ニ割当テル

（例 男一人女一人子供一人ノ家族ニテハ、六反

九畝以上ノ既耕地ヲ有スルモノハ、未墾地ヲ得ル

資格ナシ）

◎準農家 一家族ニツキ三畝歩以下

一、非農家ノ定義 周田町村ノ慣例ニヨルコト（三反歩

以下ノ耕作者）

（「軍用地私下運動に関する綴」昭和20ノ28年度 和光市庶務課蔵）

三七 昭和二〇年一〇月 軍用地調査通知

北足立耕発第五二号

昭和二十年十月二十六日 北足立地方事務所長 印

大和町長 殿

現下ノ食糧事情ニ鑑ミ元軍用地ハ至急復旧又ハ開墾シ之ガ利用ヲ実施スルノ要有之候ニ付キテハ、極力督励ノ上貴市町村内ニ於イテ所在スル軍用地ニ付左記ニヨリ十一月五日迄ニ必着スル様御回報相煩度及照会候也

追而耕地ニ復旧又ハ開墾ニ対スル事業費補助アル見込ニ付申添候

軍用地調査書

| | | | |
|--------|--------|----|----------|
| 元軍用地所在 | 元軍用地用途 | 面積 | 軍ノ借上、買収別 |
| 大字 | | 反 | |
| 計 | | | |

| 建物ノ状況 | 元ノ復旧又ハ開墾 | 復旧又ハ開墾 |
|---------|----------|--------|
| 建物外ノ定着物 | 地目 | 済、未済ノ別 |
| 坪 | | 墾費ノ概算 |
| | | |
| | | |
| | | |

注意

- 1、本欄ハ所在地毎ニ記載シ之ヲ集計スルコト
 - 2、用途欄ニハ何砲、銃陣地、探照灯陣地、誘導路、連絡路等ト記スコト
 - 3、工作物ノ状況欄
 - (イ) 建物ハ木造平家宿舍又ハ倉庫ノ建坪何坪ト記スコト
 - (ロ) 定着物ハ其種類例ヘバ砲台コンクリート何立米、監視楼一等ト記スコト
 - 4、元地目欄ハ軍用地前ノ地目ナルコト
 - 5、費用概算欄不明ノ場合ハ記載不要ナルコト
- (「軍用地払下運動に関する綴」昭和20、28年度 和光市庶務課蔵)

三七 昭和二〇年十一月 軍用地開墾についての報告

借上軍用地諸調査事項報告ノ件依頼

元陸予士厚生援護会

十一月一日

幹事 石 田 肇

大 和 町 長 殿

首題ノ件十一月五日迄地方事務所長宛報告スベキ元軍用地借上ニ関スル諸調査事項ニ、左記援護会ノ分モ含メ御報告相煩度依頼ス

追而近ク貴町村農業会ニ入会致シ被下度、人名及代表者ハ決定次第御願ヒニ參上致スベキニツキ申添フ

記

東練兵場 朝霞寄り地区 三六、六〇〇坪ノ分

同 大泉寄り地区 四一、〇〇〇坪ノ分

(「軍用地私下運動に関する綴」昭和20、28年度 和光市庶務課蔵)

三六 昭和二〇年十一月 婦農組合各地区代表者について
の通知

予科士援発第九号

婦農組合代表者人名ノ件通牒

元陸軍予科士官学校職員婦農者振農組合

昭和二十年十一月四日 代表者 宮 野 正 年

大 和 町 村 長 殿

首題ノ件婦農地区毎ノ実行組合代表者ヲ左ノ如ク互選決定セシニツキ通牒ス

追而組合員氏名、住所、耕作段別等ハ同代表者ヨリ通報スル筈ニツキ申添フ

記

朝霞地区婦農者代表 田 中 光

大和地区同右 三 上 富太郎

片山地区同右 田 中 友市

終戦ノ大詔煥發セラレテ既ニ半歳、我が国ハ新文化建設

ノ重大転換期ニ直面セリ。吾等亦復員ノ命ヲ拝シテヨリ只管更生ノ道ヲ求メ新日本国民ノ一員トシテ新ナル発足ヲ決意セリ。由來農耕タル建國ノ基ニシテ而モ日本文化ノ根柢タリ。茲ニ決然農業立國ヲ志シ大地ニ鋤ヲ振ヒ一意農道ニ精進セントス。然レドモ耕地ナクンバ争デカ吾等ガ志ヲ述ブルヲ得ン。

既ニ職ヲ離レ生活ノ根柢ヲ失ヘル吾等ハ饑餓ニ瀕セル家族ヲ扶養スルニ足ル農地ヲ要求セザルヲ得ズ。敢テ一書ヲ呈シ以テ衷情ヲ披瀝スル所以ナリ。

聞ク入植者決定ノ日近キニアリト。願ハクハ吾等ガ熱烈ナル念願達成ノ為、理解アリ同情アル御配慮ヲ賜ハラントコトヲ。而シテ各位ノ該博ナル知識ト豊富ナル体験トヲ以テ未熟ナル吾等ヲ指導誘掖セラレントヲ。

大和町々長殿

振農組合員一同

(一軍用地払下運動に関する綴) 昭和20~28年度 和光市庶務課蔵)

三七 昭和二〇年一月 軍用地調査報告

昭和二十年十一月五日

大和町長 富沢英一

北足立地方事務所長殿

昭和二十年十月二十六日附北足立耕発第五二号御通達ノ件左ノ通り及御回報候也。

軍用地調査書

| 元軍用地所在 | | 元軍用地用途 | | 面積 | | 軍ノ借上 | | 工作物ノ状況 | |
|---------------------|-----------------|-----------------|------|------|------------------------------------|------|----|--------|--|
| 大字白子、 下新倉、 新倉 | 練兵場 | 一、 三六〇 反 | 買収ノ別 | 買収ノ別 | 建物ノ定着物 | 二三坪 | ナシ | | |
| 元ノ地目 | 復旧又ハ開墾 済未済ノ別 | 復旧又ハ開墾 墾費ノ概算 | 摘 | 要 | 面積中ニハ 予士校復員用二四〇反 病院敷地一三二反ヲ含ム | | | | |
| 畑及山林 | 未開墾 | 反当り 四〇九四五〇銭 | | | | | | | |

(一軍用地払下運動に関する綴) 昭和20~28年度 和光市庶務課蔵)

二〇 昭和二〇年一月 軍用地開墾申込み案内

回 章

昭和二十年十一月六日

大和町役場
同 農業会

区 長
実行組合長 殿

予科士官学校練兵場開墾耕作ニ付左記ニ依リ希望者ハ申
込マレ度

記

一、申込資格者

(イ) 農家ハ現在ノ耕作地ガ農耕従事者一名ニ付平均二反
五畝歩ニ滿タザルモノ。
(ロ) 非農家ハ必ず自己耕作可能ナルモノ。

二、割当地積

(ニ) 前項(イ)ノ場合ハ割当地積ヲ加ヘテ二反五畝歩ニ達ス
ル迄ノ分。

(ホ) 非農家ハ一戸当リ三畝歩位。

三、耕作地ハ絶対ニ転貸ヲ許サズ、若シ転貸シタル者ア

ル場合ハ直ニ返還セララルモノトス。

四、耕地ノ地積割当ニ関シテハ追テ審査ノ上決定ス。

五、耕作料ハ無料ナルモ割当其ノ他ニ関スル経費ハ反別
ニ依リ徴収スルモノトス。

六、希望者ハ左記事項ヲ実行組合長ニ申出デラレタシ。

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-------|-------|------|
| 住 所 | 世帯主 | | 農耕従事者 | 既耕地反別 | 申入段別 |
| | 姓 名 | 姓 名 | | | |
| | 男 | 女 | 子 供 | | |
| | 人 | 人 | 人 | 畝 | 畝 |

非農家ハ住所姓名ノミニテ可

七、申込期日 昭和二十年十一月十二日迄

(軍用地私下運動に関する綴 昭和20ノ28年度 和光市庶務課蔵)

二一 昭和二〇年一月 軍用地開墾予定面積調

農耕地転用軍用地調

| | | | | |
|------|-------|-----------|----------|------|
| 名 称 | 敷 地 丁 | 開墾 可能地 | 関係町村名 | 備 考 |
| 朝霞土校 | 四〇〇 | 一三〇 | 片山、朝霞、大和 | 農業会営 |

| | | | | | |
|-------|---------|-----|--------|-------|--|
| 桶川飛行場 | 八〇 | 八〇 | 川田谷、出丸 | | |
| 豊岡 | 三〇二 | 七〇 | 豊岡、入間川 | | |
| 松山 | 一八八 | 一三〇 | 唐子、宮前 | | |
| 荻島 | 二一〇 | 一〇五 | 荻島、新和 | | |
| 深谷造兵廠 | 深谷工場一三〇 | 一〇〇 | 深谷町 | | |
| | 明戸工場一三〇 | 一〇〇 | 明戸村 | | |
| | 櫛引工場三五〇 | 三〇〇 | 本郷、花園 | | |
| 高萩飛行場 | 二三〇 | 一一八 | | 農地開発管 | |
| 坂戸 | 二二二 | | | 官 | |
| 所沢 | 三八四 | | | | |
| 狭山 | 二二六 | 二〇〇 | | | |
| 熊谷 | 三二四 | | | | |
| 丹荘 | 二四八 | 一一〇 | | | |

十一月十二日 農地開発管団協議上協定サル
 十一月二十二日 地方事務所会議室ニ於テ関係町村協議会農業者会東川氏主任トナリ耕地課長外係員出席。

朝霞土校演習地町村別開墾予定面積調

| | | | | | |
|-----|-------|------|------|------|-------|
| | 開墾面積 | 道路 | 水路 | 牧場 | 全面積 |
| 大和町 | 一一・七六 | 七・七五 | 三・四二 | — | 一一・七五 |
| 朝霞町 | 三三・四六 | 三・八 | — | 七・九一 | 三三・七五 |
| 片山村 | 二〇・九 | 一・〇五 | — | — | 三〇・四 |

| | | | | | |
|-----|-------|-----|-----|-----|------|
| 大泉町 | 一三・〇五 | ・五 | ・七 | — | 一三・六 |
| 合計 | 二六・六 | 二・五 | 三・五 | 七・九 | 二九・四 |

(軍用地払下運動に関する綴)昭和20~28年度 和光市庶務課蔵

二八 昭和二〇年一二月 官用地使用誓約書

昭和二十年十二月十二日

大和町長 富 沢 英 一

東部軍管区経理部長殿

官用地使用許可ニ関シ請書提出ノ件

昭和二十年十二月三日附幡東経営第五四六号ニヨリ御通達ノ頭記ノ件ニツキ別紙ノ如ク誓約書作製ノ上及提出候也

誓約書

昭和二十年十二月十二日

埼玉県北足立郡大和町長 富 沢 英 一

東部軍管区経理部長殿

今般軍管理ニ係ル土地(建造物等)使用承認セラレタル

ニ付テハ左記事項承知ノ上借用致ス可ク右誓約候也

記

| 所在 | 積量 | 用途 | 摘要 |
|-----------------|--------------------|-----|----------------------------|
| 大字白子、下 新倉、新倉 | 一、三六〇 ^反 | 農耕用 | 地積中病院敷地及立木地 帯ハ耕作セザルモノトス |

一、期間ハ差向一ケ年未滿トシ別ニ定メラル、迄ノ貸付料ハ無償トス

二、借用中ノ所要設備其ノ他工作ヲ実施セルモノハ返還ノ際拙者負担ニ於テ原状ニ復旧ス

三、借用中官（管理官ヲ称ス以下同ジ）又ハ連合国側ニ於テ使用ヲ生シタル場合ハ何時ニテモ之ヲ返還ス、尚之ノ場合ニ於テ生スル損害ハ拙者ニ於テ負担ス

四、借上中ハ其ノ維持保全ノ責ニ任ス、但シ天災事變其ノ他不可抗力ニ基ク損害及自然ノ損耗ニ対シテハ使用者ノ責ヲ負ハサルモノトス

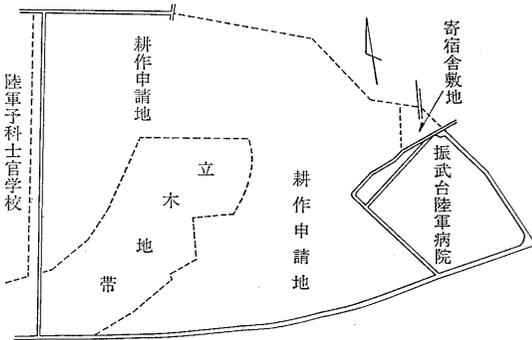
五、本件ハ利権獲得ノ資ニ供セサル外無断第三者ニ貸与スルコトヲ得サルモノトス

六、官ニ於テ他ノ者ニ其ノ一部ヲ使用セシムル必要ヲ生

シタル場合ニ異議ヲ申立サルコト

七、本借入ニ関シ他ノ者ト万一問題ヲ惹起セル場合ニ於テモ努メテ現地限り解決シ官ニ迷惑ヲ及ホササルモノトス

八、本件ニ関シ疑義ヲ生シタル場合ハ総テ官ノ認定又ハ



解釈ニ依ルモノトス

以上

(軍用地払下運動に関する綴) 昭和20、28年度 和光市庶務課蔵)

尚才、最終期日昭和二十九年六月一五日以後ニナツテモ当該物件ガ撤去サレナイ場合ハ、軍ニ於テ処分サレテモ異議ナキモノト認メルカラ、念ノ為メ申添エル。

別添

1、通知書(翻訳文共) 一部(英文略)

2、図面 一葉

以上

二三 昭和二十九年五月 耕作者立退き指令

朝霞調事発第三七六号
昭和二十九年五月一七日

大和町長殿

朝霞調達事務所長 印

キャンブ東京不動産部

昭、二九、五、一一

朝霞調達事務所長 殿

桃手住宅地区内耕作者ノ立退キニツイテ
コノコトニツイテ、「キャンブ東京」不動産部長ヨリ

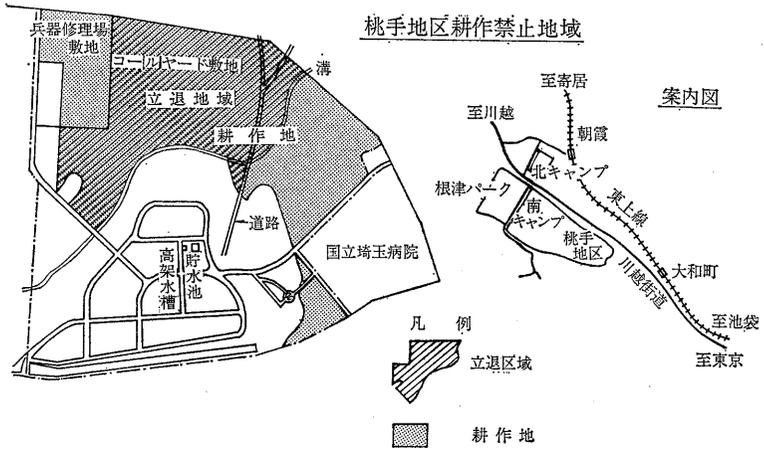
拝啓

昭和二十九年六月一五日ヲ最終期限トシテ、別添図面ノ赤線ニ囲マレタ地域ノ立退キニツイテ別紙ノ通り指令ガナサレタカラ、上記期限(昭和二十九年六月一五日)以前ニ麦ノ收穫ヲ完了シ、今後ノ植付ケ、種蒔キ等新タナ使用

現在、桃手村所在兵器修理工場隣接の土地、即ち東側の土地を占有している日本人耕作者は今ある麦を刈り入れるまで、そのままにいてよろしいことを貴官に通知致します。

ハ一切禁止スル様、宜シク貴所ニ於テ耕作者ニ通知方御取計イ願イ度イ。

この土地は昭和二十九年六月一五日を最終期限として立退かねばならない。どのような延期の理由も考慮はしな



い。

不動産部長

レオナード・ヘーマー大尉

(「軍用地払下運動に関する綴」昭和20ノ28年度 和光市庶務課蔵)

敬具

二六 昭和三〇年二月 耕作者立退き通告

昭和三十年二月二十五日

大和町長 富沢 敬 蔵 団

耕作者 殿

「キャンプドレーク」桃手地区における農耕者の立退

左記写並に別紙図面写の通り駐留軍の使用により当該地区の農耕の禁止の通牒がありましたので、該当耕作者は同日までに撤去致される様御通告申します。

(写一)

朝霞調事発第一六三号

昭和三〇年二月二十四日

北足立郡 大和町 長 殿

朝霞調達事務所長

「キャンブドレーク」桃手地区ニオケル農耕者ノ立

退ニツイテ

参照：朝霞調事発第一〇三号（昭二九、二、一三）

第三七六号（昭二九、五、一七）

コノコトニツイテ上記参照文書ニヨリ昭和二九年二月二
二日、昭和二九年六月一日ヲ最終期限トシテ当該地ニ
於テ農耕ヲ禁止シタガ、当該農耕者ノ内一部ハ今尚才農
耕ヲ継続シテ居ル現状デアルトコロ、今度駐留軍中央管
区司令部ヨリ再ビ立退要請ガアリ、別紙ノ通り（記3ヲ
除ク）東京調達局長ヨリ指示ガアッタノデ、下記及別添
函面ノ通り立退様貴役場ニ於テ農耕者ニ対シ通告方宜シ
ク御取計イ願イマス

記

1、緊急立退地区ニツイテハ本年三月三日ヲ最終期限ト

シテ立退クコト

2、其ノ他ノ地区ニツイテハ新規作付ヲ禁止シ、現在ノ
作物ハ収穫シ次第逐次立退キ、本年六月三十日マデ
ニハ全部立退ヲ完了スルコト

（写二）

中央部隊司令部

APO—500

GEN—R600

日付二六—一—一九五五

（橋本公一氏提供ノ写本

ニ依ッタモノデス）

日本、東京都、日本政府、東京調達局長

陳者

1、一九五五年一月一七日付TPB書翰NO六四（TR

P）

件名 一九五四年一月一六日付貴通牒ニ関スル照

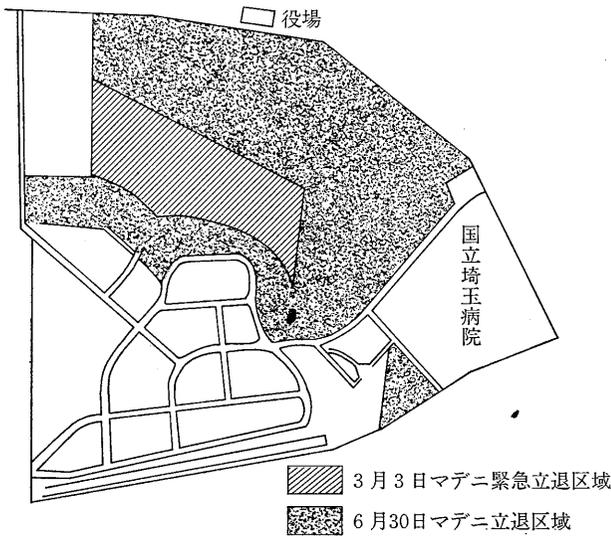
会ニツイテ、ヲ参照シタ。

2、上記参照文書ニ答ヘ如何ナル新規ノ作物モ耕作スベ
カラザルコトヲ要求スル。既ニ耕作シタル此等ノ作

物ハ収穫サレルカモ知レヌ、然ラバソノ土地ハ直チニ取り片付ケラルベシ

如何ナル場合ニテモ斯ル侵害ハ一九五五年六月三〇

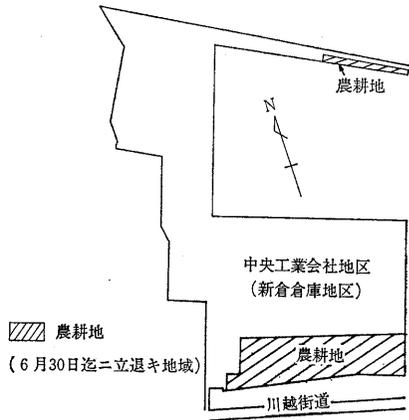
(別紙図面)



第三節 米軍進駐と基地問題

3、日以後ハ存続スベカラズ
 関係地区ノ境界ハ今後ノ侵害ヲ防グタメ駐留軍歩哨ニヨリ定期的ニ巡視サレル。亦追加指示ガ境界ニ沿ツテ建テラレル。

4、更ニ添付計画図ニ赤色ニテ輪廓セル地区ノ侵害ヲ撤退スル早急ナル処置ヲ採ラレルコトヲ要求スル。此等ノ地区ハ軍ガタンク及ビ其等ノ野砲装備ニ対スル臨時的試験場トシテ用ウル必要ガアル。此ノ際宿舎



地区侵入ノ大多数ノ撤退セシメナクトモスムコトト
ナル。
敬 具

高級副官補

陸軍少佐

リチャード・B・ウインチャム

(軍用地私下運動に関する綴)昭和20、28年度 和光市庶務課蔵)

(イ) 売春取締

二六五 昭和二五年九月 売いん等取締条例

議案第二五号 大和町議会

一、売いん等取締条例を定める件

最近の当町に於ける社会情勢に鑑み、教育上、風紀上甚だ憂慮すべき状態にあるので対象となるべき売いん行為等を取締るため、又朝霞進駐軍当局の要請により是等行為を取締る為別紙の通りこの条例を定めるものである。

昭和二十五年九月十四日提出

埼玉県北足立郡大和町長 富 沢 敬 蔵 印

(大和町条例第六〇号)

売いん等取締条例

第一条 この条例に於て売いんとは報酬を受けて、又は受ける約束で不特定の相手方と性交することを言ふ。

第二条 売いんの目的を以て道路その他の場所に於て徘徊したり、他人の身辺につきまったり、又はさそつたりした者は三千円以下の罰金又は科料に処する。

2 常習として前項の行為をした者は三月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三条 売いんをした者又はその相手方となつた者は五千円以下の罰金又は拘留に処する。

2 常習として売いんをした者は三月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第四条 営利の目的を以て売いんの場所を提供し若しくは男子を誘つて売いんの相手方となることをすゝめる

客引をなした者、又はその他の方法で売いんの周旋をした者は前条第二項の罰則を準用する。

電話聴取者 稲垣 象藏[㊟]
大和町長殿

第五条 親族、業務雇傭、その他特殊の關係を利用して

売いんをさせた者は六月以下の懲役又は二万円以下の

罰金に処する。

第六条 第四条又は第五条の罪を犯した者に対しては情

状により懲役及び罰金を併科することができる。

附 則

この条例は告示の日より施行する。

(「売春条例に関する綴」昭和25年 和光市史編さん室蔵)

二六 昭和二十五年九月 進駐軍よりの出頭命令

売春取締条例設定実施について

進駐軍のアレキサンダー少佐殿より呼出命令がありたる旨、朝霞町長橋本殿より電話通報がありましたから御連絡申し上げます

昭和二十五年九月十五日(午後二時半)

アレキサンダー少佐殿の出頭命令要旨

一、出頭日 九月十七日午前十時(時間厳守) 早い方が

安全と思ふ

一、出頭者 大和町長、公安委員全部、飲食営業者の会

長又は役員(もし治安協会等あればその会長、当町に

はないもの如し)

一、売春取締条例が設定成立して居れば持参した方がよ

い(注、もし設定してなければ明日にも設定した方が

よいとのこと)

情報 売春取締を徹底的に行はなければ立入禁止(朝霞

・大和)をすること、今回は警察は連れて来なく

てもよいとのこと

明朝各関係へ連絡通報の御指示を願ひます

(「売春条例に関する綴」昭和25年 和光市史編さん室蔵)

二七 昭和二五年九月 条例説明会の開催通知

昭和二十五年九月十七日

大和町長富沢敬蔵 殿

売いん等取締条例設定の説明会開催について

最近の当町に於ける社会情勢に鑑み、教育上、風紀上甚だ憂慮すべき状態にあるので、対象となるべき売いん行為を取締る為、又朝霞進駐軍当局の要請により是等行為を取締る為、大和町売いん等取締条例を定めたので、これを普及徹底させる為来る九月十九日午前九時大和町役場会議室に於て、説明会と共に之れが取締実施について各位と篤と御相談致したいから、当日定刻迄に是非共御参集下さる様御通知致します

(「売春条例に関する綴」昭和25年 和光市史編さん室蔵)

二八 昭和二五年一二月 売娼抑制に関する米国陸軍法規

号外 昭和二十五年十二月十二日

大和町警察署長 殿

大和町長 殿

先日、MPへ行った時、隊長から読聞かせられた売娼婦に関する法令の訳文別紙之通り山本通訳より届けられましたから一部御送付致します

陸軍法規第六〇〇—九〇〇号 一九四九年拾壹月二二日
華府陸軍省

要員 売娼之抑制

(一)、原則—本法規ハ売娼抑制方法ノ一様適用ヲ規定スルヲ目的トス。既ニ屢々告示セル如ク売娼ノ許容ハ公衆ノ風儀ヲ破壊シ病毒及ビ不道德ノ増長トナリ一般社界ヨリ承認シ難キモノナリ。

(二)、方針—売娼ノ抑制ハ要員ノ福祉、品性ノ指導啓発並ニ性病ノ取締ノ為メ陸軍省ノ採り居ル確固タル方針ニ

シテ米國支配下ノ内外地ヲ不問適用スルモノナリ。

(三)、勵行一各司令官ハ本規ノ精神並ニ法文ニ從フ責メヲ有シ、売娼抑制ノ本計画ヨリ逸スル權限ヲ有セズ。

米本國、植民地、屬領其他在外專任司令官ハ下記ノ方
法ニヨリ勵行スベキモノトス。

a、總テ娼家ト認メラル家ニハ常ニ總テノ米陸軍々人ノ立入禁止ヲ表示スル事。是レニ関シ探ラレタル行動ハ裝備軍紀取締委員會合同協議ニヨリ海軍当該局ニテモ同様ニ取扱ハルベシ。(A R 800/10参照)

b、懲戒方法ハ売娼ノ家ニ入ル總テノ陸軍々人ニ對シ探ラルベク、売娼ナル事或ハ其ノ筋ニヨリ立入禁止ヲ表示サレ居ルヲ知ルト否トハ是ヲ問ハズ、但シ公務ニヨル場合及ビ当該官ノ命ニヨリ入ル者ハ此ノ限りニ非ラズ。

c、売娼抑制並ニ伝染性病ノ原因削除ニ従事スル民間役員並ニ他省代理者等ニ對シ充分ナル協力ヲ与フベキ事。

d、売娼ノ封助、調節並ニ認容ノ仲介トナルベキ如何

ナル行為モ是ヲ禁止シ、違反ハ夫レ相当ノ懲罰方法ニ

ヨリ取扱ハル。(A G 726.1 一九四九年六月二四日)

(「売春條例に関する綴」昭和25年 和光市史編さん室蔵)

(二) 基地返還運動の台頭

二九 昭和二六年一月 連合軍使用地域解放陳情書

陳情書

当大和町は埼玉県北足立郡の南端に位置し東京都に隣接する戸数二、一〇一戸 人口一〇、三〇四人を算する農商工業の町であります

第二次世界大戦中平和な農村の本町(当時白子村、新倉村と称する人口五千足らずの両村)にも陸軍予科士官学校、陸軍病院、又中央工業株式会社外拾数の大小軍需工場が建設せられて純農村経営の夢は破られ、約二百余町の農地未墾地が敷地として潰廃使用せられ、転落農家が続出し、転向の止むなきに至った農業従事者は附近の工

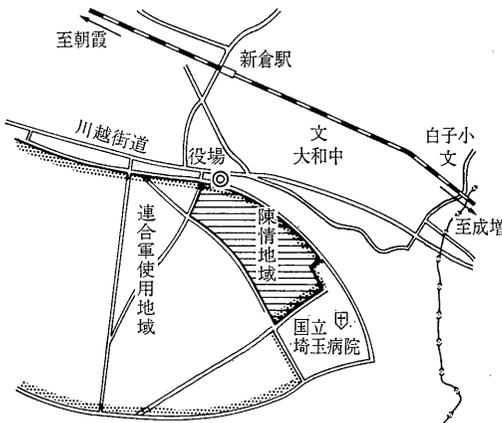
場に職を求め生計を立て、居りましたが終戦となるや軍の解散や軍需工場の閉鎖に且民間事業への移向により、多数工員の失業と同時に復員軍人の帰郷により失業者は増加の一途を辿り、剩へ昭和二十一年の食糧危機に当り多少なりとも農耕地の獲得へ農業経営へ食糧増産へと町民の眼は集中され、手当り次第生きるため土と戦ふことに依って生活の道を開いた

と同時に農民の眼は広大な元陸軍予科士官学校の敷地へ向け耕作のため開墾又開墾と手を延して、元練兵場であった地区の大半は立派な農耕地として現在耕作に入居る者二百戸を数えると思考される、其の一部の者は軍用地の耕作のみで生活を立て、いる者も少なくない状況であります。連合軍の当地駐屯部隊の御厚情によって耕作して居る面積は、私達は確定した面積は知ることは出来得ませんが約七十町歩程度耕作して居ります様に見受けられます。

当町と致しまして概略連合軍使用建物より離れた一部分に付き約四十三町歩の連合軍使用地域の解放、並に管理

換えの上に当町農民に自作農地として増反せられる様関係筋へ篤と御懇請下さる様、大和町農業経営の概況と解放並に管理換えの位置を附した地図を別紙第一第二として添付して、本町農民を代表し茲に書面を以て特別の御高配を煩したく陳情致します

昭和二十六年一月二十三日



埼玉県北足立郡大和町長

富沢 敬蔵印

北足立郡大和町農地委員会長

柳下 浩三印

大和町農業協同組合長理事

富沢市五郎印

埼玉県知事代理副知事 飯塚英助殿

別表第一 大和町農業経営の概況

(一)町勢概況

(1)自作別面積

| 地目 | 田 | 畑 | 牧野 | 面積計 | 比率 | 備考 |
|-----|------|------|----|------|-----|----|
| 自作地 | 一二五町 | 二二五町 | | 三五〇町 | 八六% | |
| 小作地 | 一七 | 三九 | | 五六 | 一四 | |
| 計 | 一四二 | 二六四 | | 四〇六 | 一〇〇 | |

(2)地目別面積

| 地目 | 田 | 畑 | 牧野 | 原野 | 山林 | その他 | 総面積 |
|-----------|------|------|----|-----|-----|------|--------|
| 面積 | 一四二町 | 二二六町 | | 一〇町 | 三〇町 | 五八二町 | 一、〇三六町 |
| 総面積ニ対スル比率 | 一三% | 二六% | | 一% | 三% | 五七% | 一〇〇% |

(3)戸数

| 総戸数 | 農家戸数 | 比率 | 備考 |
|--------|------|-----|----|
| 二、一〇一戸 | 五三六戸 | 二五% | |

(4)人口

| 総人口 | 農家人口 | 比率 | 備考 |
|----------|-------|-----|----|
| 一〇、三〇四四人 | 一四六四人 | 四〇% | |

(5)結論

本町は現在農村から商工業へと移向したるも、東京都と云ふ蔬菜の消費地を近くに持って特に人参、牛房等(旁)は特産物に数へられて居る
 主食は本町の生産量のみでは自給出来得ない

(二)農業経営の状況

(1)専業兼業別構成

| 区分 | 専業 | | 兼業 | | 計 | 備考 |
|----|------|------|------|------|---|----|
| | 第一種 | 第二種 | 第一種 | 第二種 | | |
| 比率 | 五二% | 二六% | 二二% | 一〇〇% | | |
| 戸数 | 二七四戸 | 一三七戸 | 一一五戸 | 五三六戸 | | |

(2) 経営規模別構成

| 区分 | 三反以下 | | 三反以上 | | 五反以上 | | 一町以上 | | 二町以上 | | 計 |
|----|------|-----|------|-----|------|----|------|---|------|---|---|
| | 未滿 | 滿 | 未滿 | 滿 | 未滿 | 滿 | 未滿 | 滿 | 未滿 | 滿 | |
| 比率 | 二三% | 一六% | 三〇% | 二二% | 八% | 一% | 一〇〇% | | | | |
| 戸数 | 一一二 | 八七一 | 一六〇 | 一一六 | 四四 | 七五 | 三三六 | | | | |

(3) 平年作反当収量

| 反収 | 水稻 | 陸稻 | 大麦 | 小麦 | 備考 |
|----|------|------|------|------|----|
| | 二・一石 | 一・二石 | 一・五石 | 一・四石 | |

(4) 作付状況

| 作付面積 | 水稻 | 陸稻 | 大麦 | 小麦 | 甘藷 | 馬鈴薯 | 蔬菜 | 農民的利用 |
|------|-----|------|-----|-----|------|------|----|-------|
| 一三六町 | 四〇町 | 一四五町 | 七九町 | 八五町 | 二三八町 | 一四五% | | |

(5) 結論

農家一戸当りの農地面積は七反六畝強にて関東平野に於ける農家平均耕作面積から見ると僅少としか見られない

農家の農業に於ける収入は田六、〇〇〇円、畑一、〇〇〇円程度にして反当収入金は高額である

(「軍用地払下運動に関する綴」昭和20、28年度 和光市庶務課蔵)

二九〇 昭和二九年二年 接收地一部返還陳情書

陳情書

一、陳情の主意

埼玉県北足立郡大和町大字新倉並びに下新倉地域内の、駐留軍接收地中、現に使用せざる用地を、町勢振展と町民の福祉増進のため速やかに町に返還賜り度い。

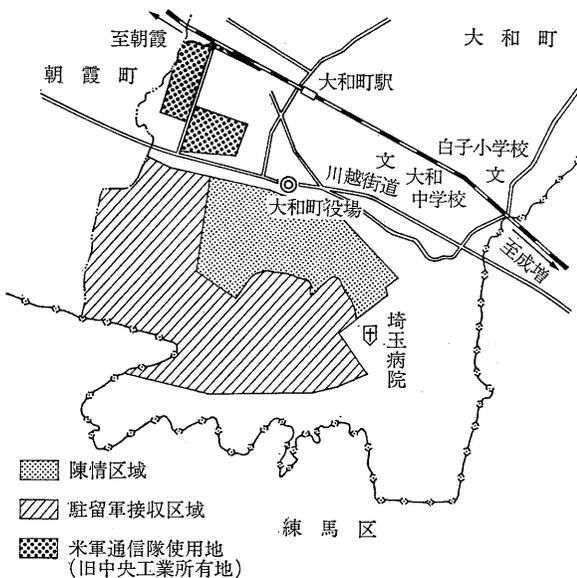
事由

大和町は埼玉県の南部に位し、東京都に隣接する戸数

約二、六〇〇、人口一二、〇〇〇余の農商工業を以て構成する、面積約一、一〇〇町歩の町であります。昭和十二年軍備拡張上、当町の南西地域の農耕地並に山林地帯約二〇〇町歩余（当町全面積の約二〇％）は、陸軍予科士官学校建設地として、強制的に買収されました、当時に於ても、当該地域は将来性ある利用度の高い土地でありました、更に一方に於ては、国の実情から半強制的に軍需工場設置用地の提供にも迫られ、中央工業株式会社（現在駐留軍通信隊使用）を始め、各種工場及び工員住宅の急増をみるに至ったのであります。

然るに終戦後、軍の解体、軍需工場の閉鎖等は、失業者の続出食糧危機等の悪条件を生じ、生活不安は益々昂められたのであります。それ等の人々は競って、工場の空地荒廃した軍用地の開墾に努め、生きたるために農耕に従事し、駐留軍接收後はその耕作地に立入りを禁止されましたが、軍の特別の御好意は暫くの間の耕作を黙認して戴き、今日に至りました。

このような特殊事情の六〇町歩近い無断耕作地の事でありますから、終戦後茲に八ヶ年、苛烈な供出対象ともならず、勿論課税する事もなく、町民として何等の義務を賦課もされません、これは人心が安定し、失業



問題の一応解決をみた現状としてはこのまゝ推移することは如何と、町議会とも屢々合議いたしました、関係各官庁の御理解と御協力とを得て直接町に返還を受けることが最善の策との結論を得たのであります。

幸いにして当町に返還を受けました際は、町理事者と全町民から選出された議会の全議員は一体となって次に述べる利用計画に基き所期の目的を遂行する所存であります。

利用計画の概要

一、文化的施設の充実（約二〇町歩六〇、〇〇〇坪）

(一) 小学校の新設

町の急速な発展に伴い第三小学校建設を要望されその最適地として返還地を充てたい。

(二) 高等学校、大学の新設

旧新座四町四村の地域には高等学校以上の教育施設に乏しい、その充実を数十年来地域住民から要望されて来たこの希望に応えたい。

(三) 公民館活動の中心的施設の完備

学校教育と共に社会教育の振興を図り、青少年及び成人の心身の健全化を期するため、公民館活動を更に進展させたい、講堂・図書室・式場・娯楽室等の実現を企図したい。

(四) 公営総合運動場の建設

各種運動競技場を建設して、之を一般に公開し体力の涵養を計ると共に、日常生活の能率化を期したい。

(五) 技術者養成所の新設

日本産業の基盤に培うため技術者養成所の新設を急速に実現したい。

(六) 学校法人根津育英会学園設置計画にも協力したい。

(一) 日本文化向上促進のための国家的諸施設にも協力したい。

(二) 住宅地に利用（約一五町歩四五、〇〇〇坪）

(三) 公営住宅の建設

町の発展に伴い住宅問題の解決策として、大規

模の公営住宅を企画しなければならぬ、それには相当の地積を要する。

三、工場誘致策の実現（約一五町歩四五、〇〇〇坪）

県町の工場誘致条例の趣旨に即して、有力工場を迎え該工場育成に協力して日本産業振興に寄与したい。

四、農耕地としての利用（約一〇町歩三〇、〇〇〇坪）

首都周辺と駐留軍住宅（モモチ村）に近接する特殊性を考慮して、農業経営の正しい方式を研究し、理想的農耕地としてこれを高度に利用したい。

以上は利用計画の概要でこれの具体化については、各種関係機関と緊密な連絡をして実現を期したい。

本来自治体の在り方として、正しい民意が自治行政の責任者に反影し、その意図が公正に自治の上に具体化することが望ましいと思えます。従って本件が

友好裡に解決されますならば米日国民親和の情を深化する上に役立つことゝ確く信ずるのであります。

茲に実情を開陳して陳情に及ぶ次第であります。

昭和二十九年二月十六日

埼玉県北足立郡大和町長

富沢敬蔵

（軍用地払下運動に関する綴「昭和20〜28年度 和光市庶務課蔵」）

二 昭和二十九年二月 二町一村接收地払下促進委員会 要望書

要 望 書

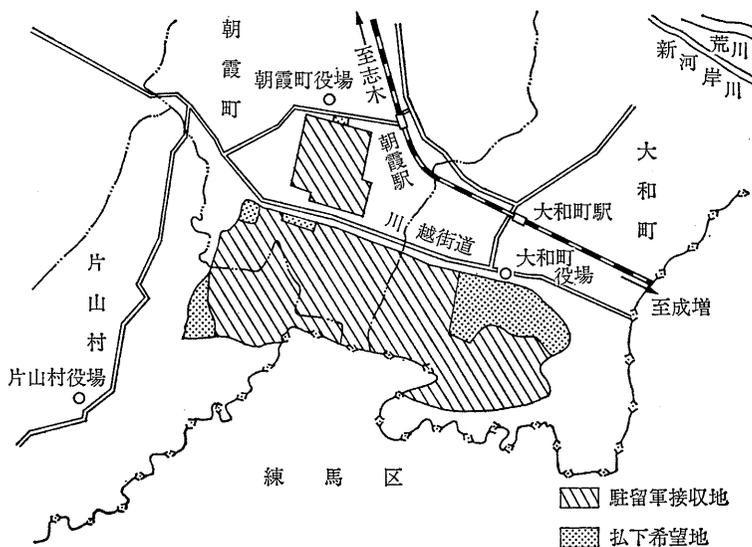
埼玉県大和町、朝霞町、並に片山村は埼玉県の南部に位置し、この二町一村に跨って「朝霞駐留軍キャンプ東京」の米軍を主力とする国連加盟国軍の基地が存在することは既に御承知の事と存じます。

別紙添附の図示する基地に接收中の地域を関係町村長の陳情書に述べる主意の通り、自治行政進展と町村民福祉増進のため速やかに返還賜りますよう適切な措置を要望

するものであります。

元来当基地は陸軍用地として強制的に買収され二町一村にとりましては極めて重要な土地でありました。殊に返還を陳情する土地は、終戦直後から今日に至るまで駐留軍におかれましては、軍用地として、特別の施設と利用の殆んどなされなかつた事は、現状によって明らかな事実にあります。

然るに当地方は、平和産業用地として立地条件を具備し、首都に隣接する好条件等は最近急速に發展して将来益々人口の稠密を招来し都市としての形態を整備する必要に迫られてまいりました。特に正しい民意を昂揚し、人類の共存共栄に寄与する民力を涵養するための施設を始め社会福祉増進のための諸施設完備の要求を満すために、基本的条件の一として土地を必要とすることは申すまでもありません。委員会を構成する委員は多数の人々によって民主的に選ばれた責任あるものとしてこの事実に対して重大な関心をもつことは当然で、幸に関係各位の御理解を得て返還を賜りますならば総力を挙げて御好



意に酬ゆることを確約するものであります。

終戦以来茲に八ヶ年、駐留軍が平和保持につくされた偉大な御功績に対しては満腔の敬意を捧げて居るところで、当地が基地となつて以来軍の意図を尊重し、友愛の精神を堅持して今日を迎えたのであります。依つて民主々義の真精神の上に立つてこの願意を認められ最善の成果を賜りますよう実情を開陳して重ねて要望する次第であります。

昭和二十九年二月十六日

埼玉県北足立郡 大和町 朝霞町 片山村 二町一村接収地払下促進委員会

| | | | | | | | | | | |
|-----|----------|----|-----|---|---|---|---|---|---------|-----|
| 会長 | 大和町議会議長 | 清水 | 松三 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 比留間 | 源次郎 |
| 副会長 | 朝霞町議会副議長 | 高橋 | 市郎 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 小寺 | 眼太 |
| 同 | 片山村議会議長 | 野島 | 新吉 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 塩味 | 福之助 |
| 委員 | 大和町長 | 富沢 | 敬蔵 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 山口 | 八郎 |
| 同 | 大和町助役 | 山田 | 智憲 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 増田 | 太郎吉 |
| 同 | 大和町議會議員 | 高橋 | 利彦 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 滝沢 | 安勝 |
| 同 | 同 | 吉田 | 俊一 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 小沢 | 儀平 |
| 同 | 同 | 加山 | 大二郎 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 片山村長 | |
| | | | | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 片山村助役 | |
| | | | | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 片山村議會議員 | |
| | | | | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 田卷 | 徳三郎 |
| | | | | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 栗山 | 倉之助 |
| | | | | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 下田 | 金次郎 |
| | | | | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 加山 | 伝三郎 |
| | | | | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 加藤 | 源太郎 |
| | | | | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 桜井 | 和美 |
| | | | | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 大野 | 忠利 |
| | | | | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 橋本 | 政之助 |
| | | | | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 朝霞町長 | |
| | | | | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 朝霞町助役 | |
| | | | | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 朝霞町議會議長 | |
| | | | | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 朝霞町議會議長 | |
| | | | | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 綿谷 | 新之助 |
| | | | | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 田口 | 一二 |
| | | | | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 朝霞町議會議員 | |

| | | |
|---|---|---------|
| 同 | 同 | 浜 中 義 雄 |
| 同 | 同 | 小川三五右衛門 |
| 同 | 同 | 本 多 政 一 |

〔軍用地払下運動に関する綴〕昭和20、28年度 和光市庶務課蔵

(注) 東京オリンピック選手村変更問題

二五三 昭和三十六年一〇月 選手村予定に伴う計画書

大和総発第一一七五号
昭和三十六年一〇月九日

埼玉県知事 栗原 浩殿

埼玉県北足立郡大和町長 柳下浩三

国際オリンピック選手村予定に伴う計画について

本町においては、昭和三五年度より受入計画を実施

1、都市計画の概要

(1) 町道主要幹線の確定（別添図面のとおり）

(2) 町道の整備改修

即ち本年度中に約二、〇〇〇万円を投じて町道二号线の改修に着手中

(3) 町内貫通の県道改修

県において了解され、予算計上して下さるならば、オリンピック開催までに町内貫通の県道を全部舗装したい計画

(4) 大和町駅前通りの改修

大和町駅前より選手村に至る町道を舗装整備する

(5) 都市計画審議会委員の整備

2、下水道の計画

(1) オリピックまでに主要町道の側溝完了の予定

(2) 大和町駅前排水路の改修整備

約一、〇〇〇万円の予算をもって改修する予定

3、練習場の建設計画

(1) 議会に計り昭和三十六年度三十七年度二ヶ年計画で収容

人員約三、〇〇〇人のオリンピック選手練習用に使

用できる体育館の建設予定、本年一〇月六日視察を

おえて設計に着手

4、上水道の計画

昭和三六年度より三ヶ年計画でオリンピック開催までに、約一三、六〇〇万円の予定をもって全町に上水道計画実施中

5、消防団及び貯水池、消火栓の拡充整備

消防団を更に一分団増加し、貯水池、消火栓の増加拡充を計る

6、役場庁舎の新築

昭和三七年度において約五、〇〇〇万円にて役場庁舎を新築する予定

7、白子と畜場の改築

要すればオリンピックまでに改築したい予定

8、し尿処理場の建設

朝霞、大和、新座、足立四町組合立で、し尿処理場を建設すべく計画中で約七、〇〇〇万円の予定で昭和三七年度に実施予定

9、塵芥処理場の建設

前記四町組合立で要すればオリンピックまでに建設

の予定

10、環境衛生施策の強化

町をあげて蠅と蚊のきれいな町造りのため、町予算を増額し町民の協力体制をつくりつゝある

11、教育関係の整備

(1)昭和三五年度において三四、〇一〇、五〇〇円をも

って第三小学校を建設した

(2)プールの建設について

町内三つの小学校及び中学校にそれぞれプールを建設した、総工費二三、九一九、〇〇〇円

(3)高等学校の建設予定

朝霞、大和、新座、足立四町をもって高校誘致の促進委員会をつくり朝霞区に県立高等学校設立誘致の運動とこれが用地について計画中

(4)選手村がもし確定の暁には将来第二中学校、第四小学校、第五小学校設立の予定

(「オリンピック関係書類綴」昭和36年度 和光市庶務課蔵)

二五 昭和三十六年一〇月 選手村選定の経緯

オリンピック東京大会における選手村の経緯について

昭和三十六年一〇月一六日

朝霞選手村の経緯

朝霞選手村については、オリンピック東京招致のときから、「選手村は朝霞」としてIOCに回答してきた。

◎三四・一一・三〇（朝霞選手村の決定）

第三回組織委員会

朝霞キャンプドレーク南地区を選手村として決定した

◎三五・一・三〇（国立総合体育館を、ワシントンハイッ内に建設することを決定）

第四回組織委員会

国立総合体育館を、ワシントンハイッ内に建設することを決定した。

◎三五・三・二五（関連道路整備計画の推進を要請）

第六回組織委員会

朝霞選手村、主競技場、駒沢スポーツセンター等をつ

なぐ道路整備計画に関し、国と東京都であらゆる努力をするよう要請した。

◎三五・三・三〇（選手村の視察）

組織委員会施設特別委員会委員長外四〇名が朝霞キャンプドレークを視察した。

◎三五・四・二一（選手村の視察）

組織委員会々長外五委員及び事務総長が、朝霞キャンプドレークを視察した。

◎三五・八・一一（ワシントンハイッの一部返還要求を決定）

第一回組織委員会

国立総合体育館建設のため、ワシントンハイッの一部返還要求を決定した。

◎三五・一一・七（朝霞選手村を再確認）

第一三回組織委員会

懸案となっていた関連道路整備についての見通しが得られたので、朝霞キャンプドレークを選手村として再確認した。

◎三五・一二・七（接收解除申請）

組織委員会から関係機関に対し、選手村用地として朝霞サウスキャンプ約四二五、〇〇〇坪、射撃場、駐車場用地として、根津パーク約二九五、〇〇〇坪、総合体育館、駐車場、緑地用地として、ワシントンハイツ南側一帯約九〇、〇〇〇坪の解除申請を提出した。

◎三六・二・八（選手村基本計画の答申）

第一五回組織委員会

施設特別委員会から、答申された朝霞選手村建設の基本計画を了承した。

◎三六・二・一五（組織委員会事務局と協議）

組織委員会事務局の松沢次長、高山施設部長が来県し、県、地元町と選手村周辺の道路整備、環境衛生等について協議した。

◎三六・五・九（接收解除申請に対する米軍の回答）

日米合同委員会施設特別委員会において下記要旨の回答があった。

A 朝霞地区

(1) キャンプ朝霞の日本側から返還要求した部分

（添付図面、Y地区）はオリンピック期間中、一時使用に供することができるが、大会終了後は、六〇日以内に返還すること。

但し、緊急必要事態が生じた場合は、直ちに米国政府に引渡すこと。

(2) キャンプ朝霞の日本側要求区域を返還する替りに桃手住宅地区の北方部分（添付図面X地区）を返還する用意がある。

B ワシントンハイツ地区

ワシントンハイツ住宅地区の一部分を返還することはできないが、ワシントンハイツ住宅地区と同等の施設が日本政府の負担において建設されるならば、ワシントンハイツ地区全体を返還する。

なお、移設地は府中空軍基地及び大和空軍基地であるが、調布水耕農園でも受諾できる。

◎三六・五・一一（緊急対策委員会の設置）

第一九回組織委員会

上記回答は、オリンピック東京大会に支障を来たすので、緊急対策委員会を設けて、既定方針通り朝霞選手村の実現を強力に折衝することとなった。

◎三六・五・一五（東京都の意見書）

朝霞選手村の用地確保に関する意見書を関係方面に提出することとした。

◎三六・五・一八（埼玉県の要望書）

県第三回準備協議会

当初の計画通り、朝霞選手村の実現を期すよう、関係方面に要望書を提出することとした。

◎三六・五・二二（政府、オリンピック東京大会準備対策協議会）

協議会において検討した結果、次の案をもって折衝することになった。

（案）

- 1 米軍が返還通告した桃手地区は使用する。
- 2 一時使用を認めた南地区のうち、約一五四、〇〇〇坪は永久返還を要求する。

- 3 南地区の返還地に選手村を建設し、桃手地区は練習場として使用する。

◎三六・六・一（県議会において意見書議決）

六月定例議会において、朝霞選手村が当初の計画どおり、実現されるよう意見書を議決し関係方面に強く要望することとした。

◎三六・六・一九（米側に対する交渉方針決定）

第二〇回組織委員会

外相、米大使会談における、次の米側案を検討し、この線に沿って交渉することとした。

- 1 桃手北部地区約一〇一、〇〇〇坪（添付図面X地区）を返還する。

- 2 米軍住宅に使用している桃手南地区約一八八、〇〇〇坪（P）も移転費用を日本側が負担する条件で返還する。

- 3 その他の桃手地区約五一、〇〇〇坪（Q）も返還する。

- 4 さき返還を拒否した南地区のうち桃手地区に隣

接する約三二、〇〇〇坪（R）を返還し、約三

一、〇〇〇坪（S）の一時使用を許可する。

5 サウスキャンプ南部（T）及び根津パーク（B）

は一時使用を許可する。

◎三六・八・八（外相、米大使と会談）

米側は、日本側のワシントンハイツの一部返還の要請にたいし、全面返還なら認めるが一部返還は認められないと主張して譲らなかった。

◎三六・八・二二（室内総合体育館用地を検討）

組織委員懇談会

ワシントンハイツの代替地として新宿御苑外七ヶ所を検討することとなった。

◎三六・八・二九（前項代替地は、いずれも不相当と結論）

組織委員懇談会

前項の代替地八ヶ所を検討した結果、いずれも不相当との結論に達した。

◎三六・九・五（関係閣僚懇談会で総合体育館建設候補

地を選定）

政府は、関係閣僚懇談会で、秩父宮ラグビー場を最有力候補地にあげ、直ちにこれが交渉に当たったが強い反対を受けた。

◎三六・九・一九（JOC選手村は、ワシントンハイツ

が好ましいと申し合せた）

JOC（日本オリンピック委員会）では、さきに朝霞に選手村を置く案を承認していたが、競技団体としてはワシントンハイツに移した方が運営上好ましい、という申し合せをした。

◎三六・九・二二（総合体育館建設用地と選手村について協議）

組織委員懇談会

ワシントンハイツの全面返還を受け、ここに総合体育館を建設することについては、意見の一致をみたが、さらに、ここに選手村までも建設しようとする案については東京都側並びに本県側の強硬な反対によって結論を得ることができず、改めて協議することとなっ

た。

◎三六・九・二六（選手村変更問題の協議）

組織委員懇談会

ワシントンハイツが果して適当かどうか具体的な調査が行われていないので早急に調査を行い、その結果に基づいて更に検討することになった。

◎三六・一〇・六（選手村変更問題の協議）

第二四回組織委員会

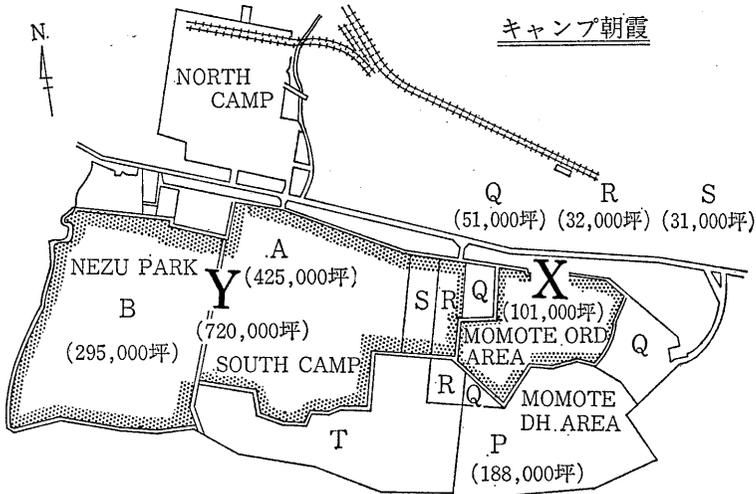
組織委員会事務局より、ワシントンハイツを選手村とすることについての調査結果の報告があり、これに基づき協議したが結論が得られず、東京都、埼玉県と組織委員会で充分協議することになった。

◎三六・一〇・九（組織委員会会長と東京都オリンピック関係者との懇談）

選手村変更問題については結論を得られなかった。

◎三六・一〇・一〇（知事、県議会代表者と懇談）

朝霞選手村問題について、知事より県議会代表者にその経過を説明し、これが対策について懇談した。



◎三六・一〇・一二（具関係者、組織委員会と懇談）

朝霞選手村問題について、具関係者が組織委員会会長及び事務総長と懇談したが結論を得られなかった。

〔オリンピック関係書類〕昭和36年度 和光市庶務課蔵

二五 昭和三六年一〇月 五輪関係関係懇談会了解事項

（オリンピック関係書類懇談会了解事項）

昭和三十六年十月二十日

一、ワシントンハイツ及びリンコロン・センターの全域と、朝霞キャンプの桃手地区の一部を、米軍より返還を受けること。

一、オリンピック選手村及び屋内競技場は、ワシントン・ハイツに設けること。

一、前記返還を受ける地域に現存する米軍施設は、調布水耕農園地域に移転すること。

一、選手村の設置計画の変更にかかわらず、

1 既定の道路計画は、これを推進すること。

2 ワシントン・ハイツ地区は、オリンピック東京大会の終了後、これを森林公園に転用すること。

3 返還を受けた朝霞キャンプの桃手地区の利用については、地元の要望を充分に考慮すること。

一、選手村変更に伴う新たな道路計画については、関係当局において検討のうえ善処すること。

一、戸田漕艇場の使用については、関係当局において経費その他を検討のうえ善処すること。

〔オリンピック関係書類〕昭和36年度 和光市庶務課蔵

二五 昭和三六年一〇月 選手村変更の際しての要望書

昭和三十六年十月二十日

オリンピック東京大会の選手村を朝霞キャンプドレークからワシントンハイツに変更することについての要望書

埼玉 県

要 望 書

オリンピック東京大会の選手村建設地については、当初から埼玉県朝霞地区と決定され、以来、埼玉県は、その榮譽に應えるため、これが受入れ態勢の万全を期すよう努力してきたのである。

いま、諸般の情勢により、これをワシントン・ハイツに変更することはやむを得ないものと認めるが、この際、左記事項が政府当局によって承認されることを強く要望する。

昭和三十六年十月二十日

埼玉県知事 栗原 浩

埼玉県議会議長 齊藤徳次郎

内閣総理大臣

池田 勇人

外務大臣

小坂善太郎

大蔵大臣

水田三喜男

文部大臣

荒木万寿夫

建設大臣

中村 梅吉

自治大臣

安井 謙

防衛庁長官

藤枝 泉介

宛

内閣官房長官 大平 正芳

総理府総務長官 小平 久雄

オリンピック東京大会 津島 寿一
組織委員会会長

記

一、 外相、米大使会談で明らかにされた桃手地区の返還については、政府の責任において既定方針通り実現すること。

二、 返還を受けた同地区には、地元埼玉県と協議の上、オリンピック関連施設又は適切な公共施設を建設すること。

三、 既に計画されたオリンピック関連道路、特に笹目橋の架換、国道一七号埼玉バイパス計画及び東京都市計画路線補助一三四号線に接続する県道浦和田無線については既定方針通り大会時まで完成すること。

四、 既に決定をみた戸田漕艇場については、今後変更せざることを再確認すること。

(「オリンピック関係書類綴」昭和36年度 和光市庶務課蔵)

三六 昭和三十六年一月 国有財産売払い申請書

昭和三十六年十一月十日

国有財産（土地）売払に関する申請書

埼玉県北足立郡大和町

大和総発第一、三八三号

昭和三十六年十一月十日

大和町長 柳下浩三郎

大和町議会議長 清水松三郎

殿

国有財産（土地）売払に関する申請書

このことにつき昭和三十五年二月二十五日付大和発第一七七号を以て国有地払下請願書を提出致しましたが、その後オリンピック東京大会の選手村が当町地区モモテ村にする予定通告をうけ、当町としては町をあげてこの榮譽にこたえるため各種の計画を実施してきましたが、今回突然選手村がワシントンハイツに変更になりました。然し当町としては、予定計画は変更することなく実

施中につき、左記計画を充分御賢察下され該敷地を最優先に売払賜りたく、こゝに町民を代表して申請致します。

記

所在地 別紙図面のとおり

代表番地

- 1、埼玉県北足立郡大和町大字白子字諏訪越一、五六七番地（第四小学校敷地）
- 2、埼玉県北足立郡大和町大字下新倉字東広沢原四、八八〇番地（上水道敷地等）

| 種目 | 数量 | 価額 | 利用目的 |
|----|---------|---------------------------------|--|
| 土地 | 二五、四〇〇坪 | 御指定のとおり（但し道路敷については無償譲渡方御配慮賜りたい） | 1、第四小学校建設地 2、上水道水源建設地 3、道路敷地（新川越街道より大和町大字下新倉字二軒新田に通ずる町道敷地） |
| | | | 5、〇〇〇坪 3、〇〇〇坪 三、三〇〇坪 |

(幅員一五米、延長七〇〇米、
一〇、五〇〇平方米)

4、浦和土木事務所大和出張所敷地

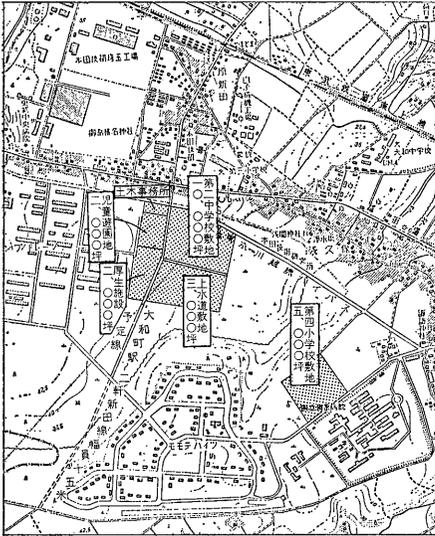
二〇〇坪

5、第二中学校新築敷地

一〇、〇〇〇坪

6、保育所、内職あつ旋所建設敷地

二、〇〇〇坪



7、児童遊園地、幼稚園建設敷地

二、〇〇〇坪

合計 二五、五〇〇坪

申請理由

当町所在モモチ地区は、オリンピック東京大会の選手村に予定され、当町としてはこの榮譽にこたえるため町及び議会一体となりて左記のとおり各種の計画を企図し実施中でありましたが、今回選手村は突然ワシントンハイツに変更になり、町をあげての計画も水泡に帰し洵に遺憾に思っております。

然し乍ら選手村は変更されても町の計画は変更することなく予定どおり実施中であります。即ち、上水道計画は昭和三十六年度より三ヶ年計画にて目下全町に施行中であり、又人口増による教育の拡充も必至となり昭和三十六年度に第四小学校建設のため一部予算計上、体育館及び第二中学校、幼稚園その他保育所等の厚生施設も着々計画中であります。

尚都市計画も本年着手中にて別添図面のとおり、大和

町駅より町内二軒新田に通ずる町道は当町の重要な予定幹線であります。

従って、さきへのべた如く選手村の変更に不拘、当町の計画は予定どおり実施するにつき、右の事情充分御勘案下され以上の敷地を最優先に売却賜りたく。

計画の概要と経過

(一) 第四小学校

予算 五、〇〇〇万円

当町は東京都板橋区・練馬区に接して都の咽喉を扼し且つ川越街道が貫通しており、交通上の要衝である。

従って東京都及び近県よりの移転流入と会社工場の増設に伴い、近年その人口は別表のとおり急激に増加しつつあって、既設の新倉・白子の二小学校のみでは児童の収容が不能となり、昭和三十五年において八、八八五万円（建築費三、四〇一万円土地費五、四八四万円）の予算をもって第三小学校を完成し、目下六七〇名が通学している。

然し乍ら現在別表のとおり東京都内の各小学校へ二・三九名の越境入学があり、これは正しく違法であって東京

都教育委員会よりもしめだしをくっている現状である。

従って町としては迅かにこれが是正解決を計る義務と責任があり、加うるに年々通学区域に約一五〇戸の住宅が新築されつつあって、今後三年においてはこれらの急増児童と自然増による児童数を考慮し、約八〇〇名収容可能な第四小学校を建設すべく、昭和三十六年度において一部予算計上計画中である。

なお、新設学校の初年度における収容人員は別表のとおりである。

(二) 上水道計画

予算 一三、六〇〇万円

昭和三十三年度において簡易水道が完成し、現在給水戸数一、二五〇戸、給水人口八、〇〇〇人を数えるが、本年厚生省の認可をうけ、計画給水人口二七、〇〇〇人予算一三、六〇〇万円をもって全町に給水すべく上水道を計画施工中である。

然し乍ら現在の簡易水道の水源地は八〇九坪で極めて狭小であり、少なくとも三千坪の上水道水源地は絶対必要であるから是非御配慮賜りたい。

(三) 道路敷地 予算 三、〇〇〇万円

この道路は別添図面のとおり幅員一五米、延長七〇〇米、敷地面積一〇、五〇〇平方米（三、二〇〇坪）で、当町の都市計画による予定路線である。嘗て政府がこのモメテ地区二百余町歩を買収するに際し地区内に数万坪の町有道路が存在しており、町としてはその道路は政府に売却したものでなく、無償で今日迄占有されているが、現在町民はこのモメテ地区内の通路が遮断されて数軒の迂回道路を通り、大和駅より字越後山、二軒新田に通っている状態で、交通上極めて不便を来している。

従って将来の都市発展と計画にこの予定幹線が絶対必要である。

以上の事情がありますのでこの道路敷地については特別御賢察下され、無償譲渡の御配慮を賜りたい。

(四) 浦和土木事務所大和出張所敷地 予算 二〇〇万円

当町庁舎は老朽甚だしく昭和三十七年度において改築する予定である。しかるに該敷地内に浦和土木事務所大和出張所が併設されているので、これを移転改築する計

画である。

(五) 第二中学校新築敷地 予算 五、〇〇〇万円

現在の大和中学校の敷地は六、五八九坪、生徒数は八四三人で、既に収容能力は飽和の状態である。これがため昭和三十五年、昭和三十六年の二ヶ年計画で鉄筋三階建四九七坪の増築工事をなし、辛うじて収容を保持している現状である。

然し乍ら第四小学校建設経過でのべた如く、東京都内中学校への越境入学二二六名に及び、更に会社工場の新設、住宅寄宿舎の新増築等社会増による生徒数は急激に増加しつつあり、至急第二中学校新設の情勢あるにつき目下建設を計画中である。

なお、通学区及び新設初年度の生徒数は別図（通学区略）のとおりである。

(六) 保育所、内職斡旋所建設敷地 予算 五〇〇万円

(1) 保育所 当町には一つの保育所もなく、これが建設については議会並びに町民の要望強きものあるにつき社会福祉施設の一環として建設計画中。

(2)内職斡旋所 現在第三小学校敷地内に設置してあり、常時四〇名の内職斡旋につとめつつあるが、これを移転改築したい。

(b) 児童遊園地及び幼稚園建設敷地 予算 五〇〇万円
町内には小遊園地十二ヶ所存在するが地域狭小のため充分の施設計画ができないため、総合的な児童遊園地を建設し併せて町立幼稚園を設ける計画である。

大和町人口増加状況調

| 十月末現在 | 人口 | 増加率 | 世帯数 |
|-------|--------|-------|-------|
| 三二年 | 一三、二三〇 | — | 二、八四八 |
| 三三年 | 一四、一七六 | 七・二% | 三、二四三 |
| 三四年 | 一四、九三二 | 五・三% | 三、四三六 |
| 三五年 | 一六、七八三 | 一二・四% | 三、九八九 |
| 三六年 | 一七、八八〇 | 六・五% | 四、三九二 |

第四小学校(仮定)学区内児童数

| 種別 | 児童数 |
|-------|------|
| 白子小学校 | 二〇九人 |
| 区域外就学 | 一八三人 |

| 私立小学校 | 計 |
|---------|------|
| 東京都内小学校 | 五六人 |
| | 四一八人 |

第二中学校(仮定)学区内生徒数

| 種別 | 生徒数 |
|-------------|------|
| 大和中学校 | 二五一人 |
| 区域外就学(含私立中) | 二二六人 |
| 計 | 四七七人 |

(「オリンピック関係書類綴」昭和36年度 和光市庶務課蔵)

第四節 復興と都市化の中で

(1) 経済成長下の大和町

二九七 昭和二十四年六月

役場庁舎購入に関する町議会
協議録①

議員協議会協議録

月 日 昭和二十四年六月二十八日 午後二時三十分

場 所 大和町農業協同組合事務所

会議出席者

栗原富太郎 加山大二郎 柳下正則 野沢栄之助

加山伝三郎 吉田俊一 田中憲二 天野祐雄

大原藤吉 白水万里 井口億太郎 高橋利彦

高橋勇吉 池上忠良 富岡佐右衛門 井口正三

議長 池上忠良

議事参与者 大和町長 富沢敬蔵、助役 柳下徳次郎

書記 議会書記 高野正三

議事概要

一、役場庁舎に関する件

1、町長より芝浦工場建物購入の件に就て経過の報告あり。

2、購入に就き種々意見ありたる結果、建物の現状を实地検分の上其の後の審議をすることとし、全員を以て实地検分に赴く。

3、建物实地検分を行った後、芝浦工場会議室を借り協議し工場側とも折衝したり。其概要左の如し
(1)、購入反対、賛成の無記名投票結果

購入賛成一三票
〃 反対 二票
を以て購入を可と決定す。

(2)、購入希望価格(適正と認められる価格)無記

名投票結果

百万円 五票 百拾万円 一票

百式拾万円 一票 百參拾万円 二票

百五拾万円 三票 百五拾五万円 一票

百六拾万円 一票 百七拾万円 一票

計十五票

平均価格 百式拾八万參千円

4、交渉経過

(イ)交渉員 町当局 町長以下全員

工場側 笠井文太郎氏外二人

(ロ)出席者全員を以て一三〇万円の価格を以て購入希望を申出る。

(ハ)工場側の意見

従前町当局に申し入れた価格(一六〇万円)は重役会議の結果適正価格と定めた額である故、其の儘の価格で購入願ひたい。六拾万円を即金で支払ひ、残金は二ヶ年位の年賦払ひとしたい

(ニ)交渉の結論

工場側……二、三万円程度の減額なら即答出来るが、三十万円程度の減額となると一応重役会議にはかり返答する。

町当局……一三〇万円を固執し、工場側の回答

を待ち善処することとする。

(昭和24年度 大和町議会会議録) 和光市議会事務局蔵

三九 昭和二十四年七月 役場庁舎購入に関する町議会協議録②

議員協議会協議録

月日 昭和二十四年七月二日
場所 大和町農業協同組合事務所
開会 七月二日午後二時

議長 清水松三

出席者 清水松三、加山大二郎、富沢市五郎、柳下正則

加山伝三郎、野沢栄之助、田中憲二、井口正三

白水万里、大原藤吉、天野祐雄、井口徳太郎、

高橋利彦、山田智憲、池上忠良、富岡佐右衛門

栗原富太郎

議事参与者

町長 富沢敬蔵 助役 柳下徳次郎

書記 議会書記 高野正三

議事概要

一、役場庁舎購入に関する件

1、議長開会、町長より説明ありたい事を要求する。

2、町長より前回協議会迄の経過、及芝浦工場よりの

回答を報告したり。

3、富沢市五郎氏より町財政面の概要を説明ありたい

旨の要求あり。町長之が説明をなす。

4、購入価格に就ての議事左の如し

イ、芝浦工場回答：重役会議の結果、価格を百五拾万円とし、即時払ひ金を八拾万円内金とし、残金を二ヶ年払ひとしたい。

ロ、右に就ての町当局の態度決定を討論の後、左記の通り決定す。

記

左の三つの案を検討の後、A案を不可としB、Cの二案を以て交渉し、不調なれば交渉を打切るものとす。(交渉員 町長、議長、副議長)

A案Ⅱ即時払ひ金百貳拾万円が可能ならば、百貳

拾万円の価格を以って交渉する。

B案Ⅱ即時払ひ金を八拾万円とし、百參拾万円の価格を以て交渉する。

C案Ⅱ即時払ひ金を六拾万円とし、百四拾万円の価格を以て交渉する。

閉議 午後四時十分 閉会 午後五時〇三分

(昭和24年度 大和町議会会議録) 和光市議会議務局蔵

二九 昭和二四年七月 役場庁舎購入に関する町議会
議案書

議案第二六号

一、役場庁舎購入並びに移転をなすの件

左記の通り本町役場の建物を購入し移転をなさんとす
る。

記

(一)購入せんとする建物

所在地 埼玉県北足立郡大和町大字下新倉字松山敷

四、八二五番地ノ一

名称 芝浦工機株式会社分館

家屋番地 二三三ノ三

家屋の種類及坪数 木造二階建瓦葺

建坪 一階 一二五坪七五

二階 一二一坪二五

計 二四七坪

(二) 購入価格及び代金支払方法

1、購入価格の総額 金百參拾万円

2、即時払金(内金) 金八拾万円但し本年七月十五

日迄に支払ふものとする

3、残額の支払ひは、契約締結後二ケ年以内に決済

するものとする

(三) 購入財源 一般会計に依る

(四) 庁舎移転に就て

現在の庁舎は極めて狭隘にして、事務上の困難少なからざるものがあるので、新庁舎として右の建物購入を決議せられたならば、可及的速に新庁舎に移転するものとする。

昭和二十四年七月九日提出

大和町長 富沢敬蔵印

(昭和24年度 大和町議会会議録「和光市議会事務局蔵」)

三〇〇 昭和二十四年十一月 競輪場誘致に関する町議会協議録①

議員協議会協議録

開催日時 昭和二十四年十一月二十一日 午前九時

場所 大和町役場会議室

議長 清水松三

開会宣告 十一月二十一日午前十時十分

議事参与者 町長 富沢敬蔵、助役 柳下徳次郎

書記 議会書記 高野正三

出席者

議長 清水松三、田中憲二、吉田俊一、野沢栄之助

加山伝三郎、池上忠良、柳下正則、富岡佐右衛門

栗原富太郎、井口億太郎、大原藤吉、加山大二郎

議事概要

一、競輪場設置に就て

1、県の一般状勢

イ、五市より設置申請出願中

ロ、県営として当大和町に設置する計画

ハ、県下の許可は一ヶ所限りとする

ニ、競輪場設置委員会を設け計画中、委員長を知事

とし二十人を以て構成

右の通りの概況に就き町長より説明あり。

2、競輪場設置に対する町の態度決定に就て

イ、十一月二十六日県委員会に於て県下各候補地を
現地調査するを期し、積極的に運動をすることゝ
する。

(1) 二十六日の現地調査には議員全部出席すること

(通知要)

集合時間 十二時

〃 場所 中央工業正門前

(2) 競輪場設置促進委員会を設ける。

委員長 町長富沢敬蔵

委員 加山大二郎、加山伝三郎、柳下正則

吉田俊一、富岡佐右衛門、野沢栄之助

議長 清水松三、副議長 池上忠良

(3) 促進委員会と競輪会社及東武鉄道側との懇談会

を開催すること。

日時 十一月二十四日 午前九時

場所 大和町役場会議室

終了後、県委員の中数人、及進駐軍米人有力
者を訪問し、協力方請願する。

(昭和24年度 大和町議会会議録「和光市議会事務局蔵」)

三〇一 昭和二十四年一月

競輪場誘致に関する町議会

協議録②

議員協議会協議録

開催日時 昭和二十四年十一月三十日 午前九時招集

〃 場所 大和町役場会議室

議長 清水松三 開会宣言 午前十一時

議事参与者 町長 富沢敬蔵、助役 柳下徳次郎

書記 議会書記 高野正三

出席者

清水松三、高橋利彦、加山大二郎、野沢栄之助

高橋勇吉、吉田俊一、井口億太郎、柳下正則

天野祐雄、大原藤吉、池上忠良、富岡佐右衛門

議事概要

一、競輪場の設置に就て

1、議長より左の通り経過概要の説明あり。

十一月二十八日、町長、議長、柳下、池上、野沢等の議員に於て、県庁に競輪場設置に就て、当町に設置せらるゝ様請願せり。

2、池上議員より左の通り説明あり。

県設置委員会の会議の傍聴並びに説明を行うための用務も、県委員会の開催判明せざるため、高須県議に逢ひ内情を聞いた所、競輪場施設等に就て二、三の委員を以て文案に懇談会を開く予定との事、並びに大和町へ設置に就て有利に発展せる模様との判断を得たり。

3、以上の結果に基いての議長の提議

県としては、営利的な国際競輪会社が介在する事は、大和町設置の方針をとるに就て好ましくない模様であるが、この為に当大和町設置に不利となる場合を考慮するならば、国際競輪と提携するのはいかなるものか？ 各議員の意見をきゝたい。

4、右の提議につき今後町のとるべき方針に就て

イ、国際競輪を主としてゆくか？

ロ、町当局独自の立場に依り朝霞町と提携し、別途

に施設会社を設立してゆくか？

ハ、深入りせず傍観するか？

以上の三点を種々審議の結果、ハを不可とし、イ及びロに就て左の通り決定す。

イに就て

国際競輪が施設会社として指定せらるゝ場合は、同会社に対し、最低競輪会社収入の一〇％を町財政に支出せらるる様要求すること。其の要求のため、河南政次郎氏又は国際競輪責任者に対し、明

十二月一日午前九時役場に来庁を求める。若し都合のつかない場合は、町当局より出向するに付き時間及場所等先方の都合をきゝ合せる事とす。

口に就て

朝霞と提携、独自に施設会社を設立する様な立場に至ったとき（県に於て国際競輪を施設会社として不可としたとき）は、約一千万程度の出資に就て町議会の協賛を得た。

5、会議中、某方面（志木町議大野平八）より、競輪場は十二月二日の県委員会に於て大和町に設置確定する模様との情報が入る。

6、十二月二日の県委員会に出席傍聴する者を左の如く決定す。

促進委員全員及議員全部

二日午前九時半 県庁前集合

（役場より加山伝三郎氏、加山大二郎氏に通知すること）

7、十二月一日国際競輪と交渉のため、午前九時促進

委員全員集合のこと。加山（伝）及加山（大）氏に通知のこと。

閉会 午後二時十分

以上

（昭和24年度 大和町議会会議録「和光市議会事務局蔵」）

三〇三 昭和二十四年一二月 競輪場誘致陳情書

拝啓 向寒の候愈々御清祥のことと存じます。

此度競輪場建設予定地に付ては格別御配慮賜り有難く存じて居ります。

各地情況につき調査致しました結果凡ゆる角度より検討し別表の如き観点を見出しました故、何卒御検討の上御高覧賜り度よろしく御取計い御願ひ申上ます。就きましては県営として当予定地は凡ゆる点に於て優れて居る上に残余の土地建物を利用して新らしき施設を致し、将来共県の御期待に添う様大和町としても町民一同結束尽力致し各方面と接渉して居ります故、一日も早く競輪場の実現をお願い致します。

昭和二十四年十二月 日

敬 具

大 和 町 町 長

殿

川口に於ては生産地に賭事を為す競輪場が設置されれば
勤労者の生産意慾が衰え生産は衰退し強いては県の重大
(延力)
問題となる惧がある様に愚考します。

猶県会の皆様に特に御願ひ申上度いこととして村山、川
越、所沢、飯能、熊谷は立地条件が悪く五千万円の車券
売上は困難かと存じられます。

御良識ある皆様に大変僭越とは存じますが県の将来の為
め何卒御高庇賜り、重ねて大和町予定地が最も立地的に
良く健康的であることを確信しまして陳情申し上げます。

各地情況比較表

| 情 況 | 村 山 | 川 口 | 大 和 |
|--------|---|---|--|
| 時間について | 東京駅から一時間一九分 新宿駅から 五七分 | 東京駅から 三二分 新宿駅から 二〇分 | 東京駅から 三三分 新宿駅から 二三分 |
| 地理的観念 | ハイキングコースとして考える (西武鉄道がハイキングコースと) して宣伝している | 工業都市として考える 何かごみごみした感じがある | 池袋の延長にして親しみを感じる |
| 輸送について | 一、西武鉄道は単線で輸送能力少 ない 二、距離が遠いから車両の回転が 利かない 三、西武鉄道は私鉄として大きく なく手持車両が少ないから増 発が困難である | 一、国鉄が新にダイヤを変更して 増発することは不可能である 二、都心よりバスが直通している が輸送量は小さい | 一、東武鉄道は志木迄複線にして 輸送能力に弾力性がある 二、東武鉄道は私鉄会社として日 本で一、二を争う大規模なる 線を有し従而手持車両が多い 増発が容易である 三、ボギー車は国鉄と同様にして |

| | | | |
|------------------|--|---|---|
| | <p>最寄の駅から競輪場迄の情況について</p> | <p>下車して更に山を越える</p> | <p>五百人の收容能力がある 四、都心から成増迄バスが直通している</p> |
| <p>建設管理者について</p> | <p>一、西武鉄道は鉄道会社にして競輪場建設は本職ならざること 三、鉄道会社が競輪場を建設し無償提供することは県市の発言権が制約される惧あること</p> | <p>下車して更にバスを利用する</p> | <p>東上線新倉駅前に位し下車して歩行二分 一、国際競輪(株)会社が建設管理する国際競輪(株)は競輪場建設管理専門会社である 二、日本法人にして資本は大衆資本、第三国人と埼玉に於ては東武鉄道の応援に依る資本の構成である 三、会社の幹部が財界人に依り構成され既に競輪場経営管理の経験がある</p> |
| <p>結言</p> | <p>一、立地条件が良くなく観客誘致が不可能である 二、從而車券売上は五千万円以下を予想される 三、私鉄会社が無償にて建設することは今後県市が凡ゆる面に於て発言権を制約されて将来</p> | <p>一、市で建設すればその費用は市の負担となる 二、斯如財政の余裕があれば目前の社会事業を為す可きである</p> | <p>一、立地的に村山、川口に來る観客を誘致出来る 二、建設管理者は専門会社にして将来権利的禍根を残さないこと 三、川口の如く、大宮競輪、浦和競馬と同日となつても共喰い</p> |
| | <p>一、大宮競輪、浦和競馬、川口競輪(予定)とすれば中仙道沿線に同種権が三箇所出来之が必ず同日に二箇所以上開催されることを予想される。共喰となる重大なる禍根を残す 二、川口市は生産都市にして生産</p> | | |

重大なる禍痕を残す

都市に競輪場が出来れば労働者が生産に従事しないで賭事を為し生産が著しく低下し県の重大産業の衰退は明にして之がため将来政治社会問題を惹起することは必然である

とならない

四、建設管理の人的要素が真面目で且実力があり経験を有している

五、隣接空地並遊休設備多く将来競輪以外に発展の余地があり県の利益になる面が強い

(「陳情書」557—514 和光市教育委員会蔵)

三〇三 昭和二十六年八月 納税のお願い

納税についての御願ひ

暑ささびしい折柄益々御清栄大慶に存じます。

扱て本町発展の為に常に格別の御協力を戴き洵に有難く御礼申上ます。

次に御存じの通り近々数年間に人口は倍加して一万をこえた当町の様な例は余り類例のみられないところで、従つて町民の福利増進のために要する事業は頗る多いのであります。特に教育施設の改善は急を要するものと考へられます。

御承知の通り最近十年間に児童の数は二倍強となり現在白子小学校は二部教授(半日交替の教育)を、新倉小学校は廊下の片隅を教室代用として居る始末で到底満足な教育は受けられません、この憂慮にたえない現実に対しお互に無関心ではいけない事と存じ、新議会にはかり種々協議を重ねた結果白子小学校に六教室、新倉小学校に三教室計九教室と附属建物を加えて二百七十余坪の増築計画をたて、県に申請近々許可を得られる運びとなりました。この総工費五百五十万円については本年分町税並に今までの滞納税金と起債、国の補助金及び秩父の町

星野豊麻殿

町税完納促進運動実施に関して協力方依頼について
常日頃町政運営のため御高配をいただいておりますに誠
に有り難うございます。

さてこの度町税収入の確保を図るため、左記のような
計画で「町税完納促進運動」を行いたいと存じますから
何卒格別の御協力をお願いいたします。

ついではこの計画中心が中心になって部落におい
ての座談会等を催して、町民に対する納税思想の普及昇
揚等も行っていたきたいと考えておりますから、特段
の御尽力をいただき度うございます。

追ってこの運動の実施に当っては皆様方の御集りをい
ただいて、いろいろ御意見拝聴の上行いたいと存じてお
りましたがいりいろの都合でその機を得られませんの
で、協力委員会の幹部の方々の御意向を承って計画をい
たしましたから何卒御諒承の程お願いいたします。

尚実施上お気付きの点等ございましたら、お聴かせ下
さる様重ねてお願いいたします。

別冊大和町税徴収協力委員会規約併せてお送りいたしま
したから御含み下さい。

記

一、期間 昭和二十六年十二月十五日から

昭和二十七年一月十五日まで

二、実施事項

(1)、立看板 完納促進運動を表示する立看板十個位を
作り町内の要所へ設置すること。

(2)、ポスター 立看板に準じたポスターを作成して、
町内の要所へ掲示すること。

(3)、チラシ 運動の趣旨を簡記した「チラシ」を印刷
し、毎戸へ配付し、尚町内の回覧にも附する
こと。

(4)、マイクロホンによる宣伝 「マイクロホン」を自
動車に設置して期間中町内を廻り納税に関す
る宣伝をすること。

(5)、学童の納税に関する作品募集 町内の中学校、小
学校の生徒児童から納税思想の涵養並にこの

運動精神の昂揚を図るような図画、標語を募集して優秀な作品を町内の要所へ掲出すること。この学童の作品については応募参加章又は賞品を授与すること。

(6)、町税完納者の表彰 町税を完納している人については表彰する予定。

(7)、滞納整理 運動期間中役場職員が町税未納者の家庭を訪問して滞納税金を徴収すること。

以上

町税完納促進運動

昭和二十六年十二月十五日から

昭和二十七年一月十五日まで

皆さん！

戦争によって数多いいたでを受けて私たちはまことに苦しい生活をつづけてまいりましたが、今や講和条約も結ばれて新しい日本の門出です。

これからは是非この苦しみに打ち勝って、明るく生

きぬきましょう。みんなで学校も建てましょう！道路もなおしましょう！農業や商工業の発展も計りましょう！困った人は助けましょう。みんなで気持ちを合せてお互いの幸福な町をつくりましょう。

このような仕事をするために出し合う金が税金です。ただ今町税の完納促進運動期間です。もしお手元はまだ納めてない税金がありましたら至急役場へお納め下さい。

万一この期間中にお納めいただかない場合は不本意なことですが、最初の納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて税金額が百円以上であるときは、百円について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付していただかなければなりませんから、是非至急お納め下さるよう御協力下さい。

尚今後の税金についても納期限が過ぎてからお納めいただく場合は前記と同様の延滞金を納めていただかなければなりませんから御注意下さい。

納めましよう 苦しいけど

昭和二十六年十二月

大和町 役場

(「町関係綴」昭和22年 和光市史編さん室蔵)

三〇五 昭和二八年五月 大和町工場誘致条例

大和町工場誘致条例

(この条例の目的)

第一条 この条例は埼玉県における工場誘致奨励の方針に則し、本町内に工場又は事業場(以下「工場」という)の新設を奨励しもって産業の振興に寄与し町勢の進展を図ることを目的とする。

(奨励措置)

第二条 町長はこの条例で指定するものに対し町の各会計年度(以下「年度」という)における当該工場に係る固定資産税収納額に相当する額の範囲内で奨励金を交付することができる。

(指定の基準)

第三条 町長が指定する工場は左に掲げる規模を有するものでなければならない。

一、投下固定資産総額 一、〇〇〇万円以上

二、常時使用する従業員数

五〇人以上

第四条 (指定) 指定を受けようとする者は工場の新設に関する事業計画書をあらかじめ町長に提出しなければならない。

町長は前項の計画を受理したときは、これを調査し、適当と認められたものにつき指定する。

(奨励金の交付期間)

第五条 第二条の規定による奨励金の交付期間は指定を受けた工場が事業を開始した日の属する年度から三年とする。

(指定の取消又は奨励金の停止)

第六条 町長は奨励金の交付を受けている工場が左の各号の一に該当するときは、その事由を生じた翌年度からその指定を取消し又は奨励金の交付を停止することができる。

一、事業を廃止し、若しくは休止した時又は廃

止若しくは休止の状況にあると認められたとき。

二、事業の縮小により第三条の指定の基準を欠

いたとき。

(委任規定)

第七条 この条例の施行について必要な事項は町長が定

める。

附 則

この条例は昭和二十八年四月一日から施行する

(「昭和28年度 大和町議会会議録」和光市議会事務局蔵)

三〇六 昭和三十三年七月 荒川架橋期成同盟会宣言、決議

宣 言

埼玉県北足立郡大和町及戸田町は埼玉県の最西南端に位し共に東京都に境す、即ち戸田町は東京都の北門戸田橋を通じて板橋区に、大和町は板橋区及練馬区に接続す、而して両町の包有する面積は三二・〇二平方キロメートル(三、二二八町歩)を算し、近時共に加速度的進展を来し今や東京都の近郊として首都圏に於ける有力なる地域を占むるに至れり。

然るに都市発展の一大要因である交通運輸は東に本県の

中央を南北に貫通して東京都に至る国道第十七号路線、西に東京都より大和町を貫通する東京川越路線を有するも最近に於ける交通量は急激なる増加を来し、殊に戸田町を通過する自動車の交通量は最近の調査に依り実に一
日一万五千台を突破するの实状にあり、而してこれが融和を計り且つ県南地方の開発進展に備うるためさきに昭和二十七年六月県南各市町村が相計り県南地方国道整備促進進期成会を組織し、北足立郡北部区域より現国道に併行する副線を新設し、浦和調布線を経過して戸田町美笹地区荒川冠水橋及大和町を経由し東京都に至る道路の新設架橋の改修等を請願し、同年六月定例県議会に於て採択せられたるも爾来進展を見ることなく今日に至る、而も両町現在の発展過程を顧み更に其の将来を案ずるとき、本件荒川の架橋及道路の改修は単に両町の発展に寄与するのみならず、実に県南地方全地域の開発進展上誠に重要な事業であると信ず。

茲に両町有志相議し本問題を強く提唱し更に広く関係各方面に訴ひ其の目的の完遂に力を致し、以て県南地方発

展の一大基盤を策立せんとす。

加ふるに一九六四年オリンピック大会東京開催の実現の
暁は現戸田漕艇場が当然国際競技場としての指定を受け
らるべき必然性あるを思ふ時、本件架橋の改修は更に一
段と其の必要と重要を重加するものと信ず。

右宣言する

昭和三十三年七月

戸田町、大和町間県道舗装荒川架橋期成同盟会

決議

一、本会は戸田町、大和町間県道舗装の促進を期す

一、本会は荒川架橋を永久橋にかけ替完遂を期す

一、本会は県道下笹目朝霞線の改修促進を期す

右議決す

昭和三十三年七月

戸田町、大和町間県道舗装荒川架橋期成同盟会

(戸田町間県道舗装及架橋期成同盟会綴) 554—511 和光市教育委員会蔵
大和町

第四節 復興と都市化の中で

三〇七 昭和三十四年一月 内職幹旋所事業開始届

第五六二号

内職幹旋所事業開始届

このたび左記のとおり本町において内職幹旋事業を開始
いたしましたのでお届けいたします。

昭和三十四年十二月十五日

北足立郡大和町長

柳下 浩 三 圃

埼玉県知事

栗原 浩 殿

記

一、内職幹旋所の所在地

大和町大字下新倉字丸山一、六八八番地

名称 大和町内職幹旋所

電話 大和四番、四二番

二、建物その他の設備の規模、構造及び所有、借用の別

①木造瓦葺二階建一棟、建坪五十五坪

七五一

二階坪五十五坪 延一一〇坪

②所有者 大和町

③設備

(イ)作業台 一台二人用

二〇個 (借用)

(ロ)ヒート・シラ

五合 (借用)

(ハ)製品棚

三個 (借用)

三、職員

民生課長 石山利和 兼任

係員 今泉孝司 専任

四、事業開始年月日

昭和三十四年十一月十六日

五、内職従事者数 三十四人

内訳

被保護者二人 未亡人七人 身体障害者二人

老人一人 遺家族〇 少額所得者二十二

人 其他〇

六、各内職会 現在なし

七、作業種目

①自動二輪車、軽自動二輪車、原動機付自転車の部品包装

品包装

②農耕用機械器具部品の包装

八、一人一日あたり平均工賃 金一五〇円也

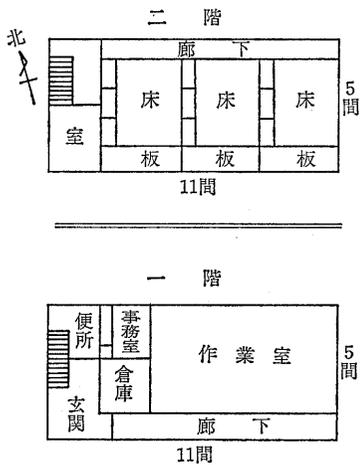
九、経理方法

。毎月十五日及び月末締切

毎月二十日及び翌月五日の二回払

。各人の出来高勘定

十、添付書類



① 条例、規則

② 予算抄本

③ 建物平面図

④ その他参考資料

未議決ニ付後送

(埼玉県行政文書「民生労働部職業訓練課 12800」)

三八 昭和三十六年二月 大和町・練馬区境界変更申請書

東京都練馬区と埼玉県北足立郡大和町との境界変更申請書

昭和三十六年七月一日から東京都練馬区と埼玉県北足立郡大和町との境界を別紙理由書により変更いたしたいのでお取計い願いたく、地方自治法第七条第三項及地方自治法施行令第二〇九条四の第一項の規定により関係書類を添えて申請いたします

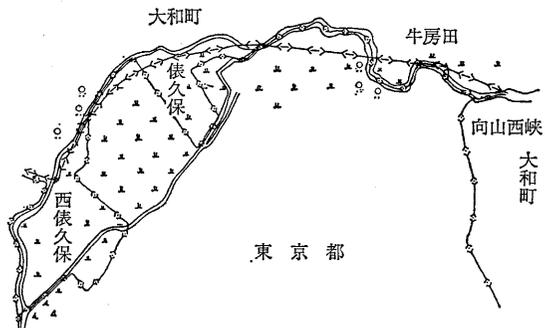
昭和三十六年二月十八日

大和町長 柳下浩三郎

埼玉県知事 栗原 浩殿

第四節 復興と都市化の中で

境界変更地区見取図



凡 例
 旧境界線 —◇—◇—◇—
 新境界線 —<—<—<—

理由書

旧白子川は別紙図面のとおり迂余曲折甚だしくこれのためしばしば洪水に見舞われ、その都度相当の被害を蒙り殊に昭和三十三年の第二十二号台風により河岸の被害甚大にして多年の懸案であった白子川の改修と土地改良が絶対の必要性を生じ、河川の改修は東京都建設局河川課の設計と指導により昭和三十四年六月二十四日工事に着手し同年十月二十二日完了、土地改良については東京都経済局の設計指導により昭和三十五年一月二十七日付三四東農局第六〇一四号(管)により認可のあった土支田土地改良区により、昭和三十五年二月十日着手し昭和三十五年六月三十日事実上完了したのである

然し乍ら土地改良法第五十三条によれば換地処分をした場合一筆の土地が二つ以上の市町村大字又は字に亘るやうに定めてはならないという規定があり、この区域においては都県にまたがり錯綜しているので境界変更の必要がある、従って

(1) 白子川の改修により東京都側に入りこんでいる区域

は東京都側に

(2) 埼玉県側に入りこんでいる区域は埼玉県側に編入して

工事完成後の河川を境界として定めることが望ましいので練馬区と大和町が協議の上申請に及ぶものであります

別紙

変更区域の人口調

当該区域内に居住者はありません

境界変更調書(抄)

| 町 村 名 | 大字 | 摘 要 |
|--------------------|----|--|
| 埼玉県 北足立郡 大和町 | 白子 | 総地積 二二三反六二五歩 田 一八・七〇三 畑 〇・〇〇五 山林 〇・一一七 原野 〇・三二四 河川敷 二・五一八 土揚敷 一・八一八 道路 〇・〇一〇 |

右の区域を東京都練馬区に編入する。

| 区名 | 町名 | 摘要 |
|--------|------|--|
| 東京都練馬区 | 土支田町 | 総地積 二反八二二歩 内訳 田 一・一二六反 畑 〇・四〇八 山林 〇・一一三 河川敷地 〇・五三二 土揚敷地 〇・四二四 道路 〇・〇〇八 |

右の区域を埼玉県北足立郡大和町に編入する。

(埼玉県行政文書「総務部地方課 158001」)

三〇 昭和三十六年二月 商工会創立総会議事録

大和町商工会創立総会議事録

一、日時 昭和三十六年一月一日午後二時四三分

一、場所 埼玉県北足立郡大和町大字下新倉四、八二四

番地 大和町中央公民館

一、出席者 齊藤正次氏外一四四名

一、議事の概要

本日の出席者は総会員二一〇名のうち出席者が過半数であるので有効に成立した。

続いて司会者作間喜市氏が立ち本総会の議長選出を告げ発起人総代齊藤正次氏がこれを誇ったところ、司会者一任との発言あり、満場異議なしとの賛成により、議長に齊藤正次氏が指名承任され拍手の中に議長席に着いた。議長は本会が本日を迎えた設立の経過等につき詳細説明報告し、満場一致の承認があったので本総会開会の宣言をし下記議案の審議に移った。

第一号議案 大和町商工会定款の制定について

議長は本議案につき事務局より朗読説明をさせその承認を求めたところ、満場異議なく原案通り制定可決した。

第二号議案 大和町商工会昭和三十六年度事業計画、及び

収支予算の決定について

議長は本議案につき事務局より朗読説明をさせその承認

認を求めたところ、満場異議なく原案通り決定可決した。

第三号議案 大和町商工会役員の選任について

議長は役員選任について上程しその選出方法を諮ったところ、議長一任の声あり、よって議長は発起人会及び各地区毎の役員銓衡の協議経過を説明し、各地区より銓衡された役員の氏名朗読発表しこれが選任を諮ったところ満場拍手の賛成により次のとおり承認可決した。

| | | |
|-----|-------|-------------------------|
| 会長 | 齊藤 正次 | 埼玉県北足立郡大和町 大字新倉四、一六一 |
| 副会長 | 柴崎 武 | 白子一、一七二 |
| 副会長 | 柳下 正則 | 新倉四、一九〇 |
| 理事 | 岡田源太郎 | 新倉四、四三九 |
| 理事 | 三井 周三 | 新倉四、七九五 |
| 理事 | 荒井 久一 | 新倉四、一九〇 |
| 理事 | 大野 喜一 | 新倉四、一五六 |
| 理事 | 天野 周造 | 新倉四、四五九 |
| 理事 | 石田 俊夫 | 新倉三、五七八の三 |

| | | |
|----|-------|----------|
| 理事 | 柴崎 好三 | 白子一、一二五 |
| 理事 | 富沢讓太郎 | 白子一、一一五 |
| 理事 | 作間 喜市 | 白子一、一七二 |
| 理事 | 福島 正夫 | 白子九六二 |
| 理事 | 加山正太郎 | 白子一、八九一 |
| 理事 | 毛塚 光雄 | 下新倉四、六二一 |
| 理事 | 三瓶 昇造 | 新倉四、二九二 |
| 理事 | 富沢 実 | 白子二、〇九一 |
| 理事 | 羽田 春雄 | 白子九一九 |
| 監事 | 高橋 利彦 | 白子一、一六六 |
| 監事 | 島田 真一 | 新倉四、四〇六 |

以上の者がそれぞれ選任され、各被選任者も就任を承諾した。

第四号議案 その他設立に必要な事項

議長は役員選任規約、加入、脱退、会費、制裁等に関する規約を一括上程し、それぞれ事務局より朗読要点説明させその承認方を求めたところ、満場異議なく原案通り承認可決した。

以上をもって本日の創立総会の議案の全部を終了した
で、議長は長時間熱心なる審議と協力を感謝し閉会を宣
した。時に午後四時二分

以上議事の要領及び結果を明確にするために、議長及び
発起人は下に署名捺印する。

昭和三十六年一月十五日

(埼玉県行政文書「商工部振興課 140561」)

埼玉県北足立郡大和町大字下新倉四八二五番地の一

大和町商工会 創立総会

議長 齊藤 正次[㊟]

発起人 柴崎 武[㊟]

〃 柳下 正則[㊟]

〃 大野 喜一[㊟]

〃 柴崎 好三[㊟]

〃 富沢讓太郎[㊟]

〃 岡田源太郎[㊟]

〃 島田 真一[㊟]

〃 高橋 利彦[㊟]

〃 毛塚 光雄[㊟]

三〇 昭和三十七年一月 本田技研用地買収陳情書

昭和三十七年一月一七日

大和町長 柳下浩三殿

大和町 清水松三殿
議会議長

本田技研工業株式会社

取締役社長 本田宗一郎[㊟]

陳情書

毎々格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

扱て、今般研究所社屋建設につきましては種々御援助を
賜り、概ね完成の段階になりましたことは偏に貴町関係

各位の御指導御援助によるものであると存じ深謝するものであります。

然しながら一部町有地（水道水源地）についてはその後遅々として話が進まず、あまつさえ水道用地一部買収の件については意外の価格を示され、町当局の施政について甚だ疑いを抱くに至りましたので、茲に当初からの経緯及弊社の考えを述べ至急善処方を要請するものであります。

当初、弊社としましては工場敷地を朝霞地区（価格坪当六、〇〇〇円）を決定して居りました処、貴町当局並貴議会が本田技研の中核である本田技術研究所が当町を去ることは大和町の面目に拘る問題でありますし、又将来は町名を本田町と変更することを考慮して居り、今後とも共存共栄の実を挙げたいからと全町一致の要望として町に留ることの陳情を受けました。

この為弊社としては町の要望に応え既に決定の朝霞地区を取りやめ、之を他に買価で分譲し大和町に留ることを決定すると共に現在地を選定した訳であります。

その後貴町としては特別誘致委員会を設け、民有地買収の接渉に当られましたこの措置並にその労に對しましては敬意と感謝の念を禁し得なかつたのであります。御承知の如く民有地については委員会に於て買収価格を決定し既に買収済となっております。

又貴町所有地については（水道道路等）当然、前記のような誘致条件を考慮した価格を予想しておりました。

貴方も御承知のように民有地については一〇、五〇〇円であり国有地払下価格は坪当り四、五〇〇円でありましたので、当然町有地はこのいづれかの価格を越すことは考えられないことであります。

又該地区の選定によって当方の蒙った損害は莫大なものであり、特に丘陵地であるために朝霞地区に比較して整地に多額を要し、加えて水道施設移転遅延による工事の遅れ、及び工事費の増大、使用価値の減少等その損害額は実に六、〇〇〇万円以上に及ぶものであります。

弊社が前記の如き事情を忍んで迄も該地に止まっていることは、弊社の創立当時より貴町とは密接な関係にあり

今後も尚相互協力のもとに町勢の発展及び社運の発展を期待するからであります。

もし貴町に於て現在も尚当時のような工場誘致の方針を持續し町政発展のために弊社と相携へて進む考えで居られるとしたならば、次に申し述べる弊社の要請につきまして速かに御回答と御処置を望むものであります。

1、懸案中の水道敷地一部買収については民有地価格(一〇、五〇〇)もしくは国有地私下価格(四、五〇〇)のいづれかの価格と同額とせられたい。

もし前記の件が困難な場合は今後買収交渉に入る水道敷地及び町有道路を含めて上記価格とせられ度い。

2、弊社が計画し工事中のグラウンドの中央にある水源地を至急(一月中)に買収交渉を成立せられたい。

その方法として、

(1)案 現在の水源地建物を最少限に圧縮し該上に蓋を設けて弊社のグラウンドとして使用を可能とする。

(費用当社負担)

(2)案 現在簡易水道の水源地として使用中であるから

之を切断することは出来ないので弊社の水源を使用する。(浄水場完成迄の期間)

以上について御検討を賜わり来る一月二日迄に御回答されることを鶴首致します。

尚、最後に重ねて申上げたいことは、過去貴町が当社に對する絶大な御協力の如く又当社が貴町に對する愛町精神は何ものにもひげをとるものでなく、御存知の如く既に第三小学校建設に對する援助、ピアノ寄贈、水害救恤金、交通信号機、第三公民館、工場附近道路舗装費、バス寄贈等々その例は枚挙に遑がない程であり、当社としては決して之を以て自慢するものでなく、相協力するという事の当然の援助であると考えております。

今後に於てもこの精神には変りなく一層の共存共栄を計り度い所存であります。

町政百年の計から言えば問題としてはまことに些細の事でありますが、何卒当社の主旨を了とせられ円満解決の途を拓かれたく御願申し上げます。

(昭和36年度 大和町議会臨時会 和光市議会事務局蔵)

三二 昭和四一年八月 白子畜産設立認可調査書

組合設立認可調査書

調査年月日 四一年八月一五日

組合名 白子畜産商業協同組合

理事長氏名 (株)久保精肉店 代表 久保九十郎

住所 大和町大字白子二二二

組合員資格 畜産業者八人 精肉販売業者一九人

組合員数 二七人

主たる事務所の所在地 北足立郡大和町下新倉四二〇〇

出資額 総額一、〇〇〇、〇〇〇円(一口〇〇〇円)

地区 北足立郡、入間郡

役員 理事 人、監事 人

設立の動機・設立の経過

昭和十一年武州畜産興業(株)によりと場開設、昭和三年経営悪化と設備老朽化のため大和町へ売却、移管。大和町は昭和四〇年四月、七、五〇〇万円で設備、建物を全面的に改築した。が、と殺、解体業務は業者

の任意組合に委託して事業を実施してきた。(と場に
関する事務処理は町吏員四人が、と殺、解体は任意組
合のと夫七人が処理)組合としては、と夫の身分安
定、社会保険等加入のため法人化が必要となり、又町
としては委託の相手方を明確にしなければならなくな
った。組合設立後は町と正式な委託業務を結び、と殺、
解体を行なう。

| | 検査手数料(県) | 使用料(町) | 解体料(組合) |
|-----|----------|--------|---------|
| 大動物 | 一七〇~二〇〇円 | 八〇〇円 | 二〇〇円 |
| 小 | 七〇 | 二五〇 | 七〇 |

事業計画・資金計画・収支予算等について
四〇年度実績

牛三六五、小牛一二二、馬二六、豚五六、〇三〇

めん・山羊八 計五六、五五一頭

組合収入四、〇〇〇、〇〇〇円

四一年度は二〇%程度増加すると見込まれている

組合員・役員について

二七人の内、畜産業者八人、精肉販売・畜産業者兼業

一九人、任意組合時の組合員は殆ど加入

その他、問題点等について

一、大和町当局との関係を円満にさせること（現時点では問題なし）

二、設立調査は業者側代表及びと場長に面会し実施、

町も法人化希望

三、と場開設の許可は町で知事より得ている

四、畜産課、環境衛生課においても問題なし

五、中央会加入

設立の可否についての意見

適法かつ妥当

（埼玉県行政文書「商工部振興課 18657」）

三三 昭和四五年七月 公害企業来町反対に関する町議会意見書

意見案第一号

公害を伴う各種企業の来町設置反対に関する意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

第四節 復興と都市化の中で

昭和四五年七月二五日

大和町議会議長 大畑倅啓

提出者 大和町議会議員

賛成者

五十嵐義雄

大野 久治

佐藤 勇

小島 三男

柴崎 タマ

六ツ崎道文

田中 秀之

石本 元三

別紙

（提案理由）

昨今、各種公害によって様々な弊害が惹起され、あらゆる方面で問題化している事は周知の事実であります。

例えば工場のばい煙によるスモッグや自動車の排気ガス騒音等による公害が発生し、特に、最近において新しい公害として注目されている自動車の排気ガスによる光化学スモッグで目やノドを痛め、高校生徒がこのため吐き

気、頭痛で倒れた問題が国会でも論議されており、又これらを規制すべく法律も一段と強化されつつある現状下において、当大和町内に、この度び西濃運輸株式会社が進出を計画し、すでに用地買収も行なわれ当町農業委員会においても、これにかかる農地改廃を許可し県に申達する迄の段階にすでにきておるという事が判明したが、該当地域は住居地域内にて、しかも当会社は大型自動車による貨物輸送が主たる業務であります。加えてこの設置される場所の目前には現在日本住宅公団による南大和団地が建設中で本年一〇月頃完成入居が予定されておると同時に、当西濃運輸株式会社の大型輸送車の出入道路として町道四〇八号線が利用されるが本線は第五小学校の通学道路に指定されております。この様な会社の進出により道路は危険をきわめてくる事は由々しき問題であります。又西濃運輸株式会社が現存する自動車台数は僅かであるが買収坪数が約一、五〇〇坪で、しかも貨物取扱いのプラットホーム等の施設を設置するという点から判断して当然自動車台数も増えてくる事は容易であり、

これらによって発生する排気ガス及び騒音のため、周辺住宅地域に居住の人達は昼夜を問わず自動車公害におびやかされる事は必然であります。

当町では明るく住みよい生活環境を保全する立場から都市計画用途地域制が決定されており、しかも住居地域内には営業倉庫や三百平方メートル以上の車庫が政令で禁止されている事は明白であります。よって、これらの点を勘案し西濃運輸株式会社のみならず、今後これら公害の発生を伴う各種企業の住居地域内の来町に反対すると共に、公害を未然に防ぐために、当面問題化されております西濃運輸株式会社の用地買収にかかわる諸問題について地方自治法第九九条の規定により、関係行政官庁に善処方意見具申されるよう、ここに意見を提出する次第です。

議決第五〇号

採 択

昭和四五年七月二五日

埼玉県北足立郡大和町議会議長 大畑徹啓

(昭和45年度 大和町議会臨時会) 和光市議会事務局蔵

(四) 人口急増と教育問題

三三 昭和三五年六月 町立工業高校用地払下げ陳情書

大和発第二九六号

昭和三十五年六月十一日

北足立郡大和町長 柳下浩三郎

埼玉県知事 栗原 浩殿

大和町立工業高等学校設置に關し国有地接收解除、払下げについて

科学教育振興、特に工業技術教育進展のため、町民および隣接市町村の強い要望に基き、町立工業高等学校設置用地として、別紙のとおり当局に対し接收解除、払下げ陳情書提出いたしましたので、この目的の達成できますよう何分のご支援を賜わりたくお願い申し上げます。

接收地返還にともなう国有地払下陳情書

要旨および理由

一、用途 大和町立工業高等学校用地

二、面積 約貳万五千余坪(旧土地台帳により調査)

軍用地

当地帯は東京都の近郊住宅地ならびに工業地帯として将亦駐留軍の基地として近時目覚しい躍進をとげ、首都の衛生都市として教育、交通、文化、経済等各般にわたる実施計画のもとに、急速にその実現に努めつつあります。

現下町内住民および隣接市町村の多数の声は教育施設の拡充整備の観点から当町地区へ工業高等学校の設置を熱望いたしております。

特に科学教育の振興、工業技術教育の進展の場としての工業高等学校は、川越市および川口市に通学を要し、遠隔地のため子弟教育に障害をきたしている実情であります。

大和町は古来から東京川越街道の中心であり交通極めて便利にして、徳川時代の中葉の頃より古く工業地

帯として発展し現在に至り、近代的工業生産地として本田技研工業株式会社を始め広く世に知られ平和産業地帯として立地条件を具備急速に発展途上であり、人口も激増しつつあります。

今後は当地方においては、教育、文化、工業の中心地となるものと確信いたします。教育環境の整備拡充については義務教育施設を始め、全町あげて努力中でありますが、特に当地区発展の基礎となる工業技術教育は緊要事と考えられます。当町としては科学教育振興の国家的要請と当地区全般の熱望を考慮し町議会の決議を得て工業高等学校の建設を決定、鋭意努力中でありますが、最も緊急を要する用地の入手難に困却いたしております。

しかしのみならず当地区においては目下都市計画を実現せんとしてつある折柄、これが替地としても相当面積の予備地をも必要といたしますが当町の実状は戦前陸軍の手により相当坪数におよび強制買収せられ、終戦とともに自動的に国連軍の接収するところとなり

ました関係上、残された耕地は容易に入手できず折角の計画も何時の日に実現し得るか憂慮にたえません。

ことに今回接収解除の上、払下げを陳情したる申請用地（大和町大字白子）の一部は、接収後今日に至るまで駐留軍におかれても軍用地として特別の施設として利用はほとんどなされなかつた事は現状によって明らか事実であります。

かつまたその接収地の一部は、終戦後緊迫せるわが国の食料情勢下駐留軍当局の格別の計いにより当時付近住民の耕作を黙認せられおりたる等のみならず、その接収地域内には過去において大和町所管に係る町道路等が含まれていたのであります。

大和町においては工業高等学校の設立準備も完備いたし、昭和三十六年四月一日開校を目前に諸準備を進めておりますので、格別のご詮議の上、早急にお取計らいいただきたくお願い申し上げます。

結 論

以上のとおりですから事情ご賢察の上、別添図面お

よび資料ご参照下され、当町および隣接市町村子弟の科学教育振興と工業技術教育進展のため、接収解除払下げご処分これが実現に何分のご高配を賜わりたく陳情いたす次第であります。

昭和三十五年六月十一日

埼玉県大和町長 柳 下 浩 三郎

殿

(工業高校関係書類綴(申請)和光市教育委員会蔵)

三四 昭和三五年一二月 の報告 町立工業高校設立中止について

拝啓 師走に入り寒気厳しい折柄、先生には益々御健祥のことと賀し上げます。

さて当町の計画による町立工業高校の設置については、早くから半歳以上にわたり、御多忙中を御無理をお願い申上げました処、進んで御助力賜わり親身も及ばない御尽力を頂きましたこと心から感謝申し上げます。お蔭を以て設計もほぼ完成し、土地の払下げの認可と設置の認可

を待つばかりまで到達し、二つの認可を待つて居りましたことは御承知の通りであります。

然るにその後当町の情勢に一大変改を余儀なくされるような事態が生じました。加えて財団法人作行会も認可がおりると共に、会の方針に大変更がなされ、今迄通りに事を運び得なくなりました。と申しますのは、作行会としては先ず三年制の工業技術教育を目的とした短期大学を設置し(文部省もこの計画に大賛成で次官級の方が財団の評議員に入る由)その後自動的に附属工高を作るという方針を打出したのであります。

以上のような状況なので町としてもそれを受入れないわけには参らず、設置の場所を大和町内という強い希望を申入れ、財団でも是非大和町内に建てたいから、町の援助を要請するというようなことに相成った次第であります。

折角の貴下をはじめ各方面の御援助を結実させ得なかつたことは誠に遺憾に存じますがこのような次第につき悪しからず御海容の程お願い申し上げます。

右永い間の御無沙汰のお詫びかたがた、取敢えずその後
の情況申述べ、心からのお礼を申し上げ御了解を得たく存
ずる次第であります。末筆乍ら貴校の御隆昌と、先生が
よいお年をお迎えなさいますよう祈上げます。 敬具

昭和三十五年十二月二十日

大和町教育委員会教育長 室 賀 茂 美

都立羽田工高長殿

(工業高校関係書綴(記録)「和光市教育委員会会蔵」)

三三 昭和三六年七月 「旧新座地域に県立高校設置」
陳情書

県立高等学校設置陳情書

旧新座地域(大和・朝霞・新座・足立四町)に県立高
等学校の配置は長い間の当地住民の悲願であります。が、
貴職には夙にここに思いを寄せられ、去る昭和三十三年
十一月二十一日付をもって朝霞・大和・新座・足立及び
入間郡富士見村の首長御連名により関係方面に朝霞定時
制高校を全日制併置の認可方を陳情せられましたことは

敬意と感謝をしている所です。

然るに、せっかくの御卓見御高配も遂に当局を動かす
の域に至らず、徒に歳月をけみすことに終りました。御
承知の如く各町村に於ける人口動態を見るに、生徒数は
自然増とおびただしい転入者によって益々酷しさを加え
ております。

さし当り、来年度以降の中学校卒業者の数は激増し、
猛烈な上級学校入学難の時代を現出するは必至でありま
す。更に加えて国際オリンピック選手村の設置及び此れ
に付随する地区全般に渉る人口増加により一段と入学難
に拍車をかけることが予想されます。従って、これら学
徒はやむなく遠隔の地に通学するか、不合理な越境入学
のために更に過重な試験地獄の矛盾にわずらわされるこ
とが考えられます。

かかる趨勢から見る時、当地域に全日制の高校設置の
問題は理論の域を越えて必置、必然の要請といわなければ
なりません。情報によるとオリンピック東京大会組織
委員会に於ては県立高等学校の用地を米軍よりの返還地

域内に考慮中と聴いております。

朝霞地区教育委員会連合会 会長 加藤源太郎

常に地域の現況とその将来を展望され、施策を練られる貴職には具さにこれを明察せられ、諸般の条件を把握

朝霞町教育委員会 委員長 橋本政之助

賜り従来の定時制学校の昇格の構想をすて、百尺竿頭一

大和町教育委員会 委員長 加藤源太郎

歩を進め昭和三十七年度より開校し得る独立した全日制

新座町教育委員会 委員長 藤沢 潔雄

高等学校の実現方を陳情いたす次第であります。

足立町教育委員会 委員長 椎木 嶋吉

昭和三十六年七月十五日

大和町長
県教育委員会 殿

関係町村中学校卒業生数・高校進学者数（見込）調（三六・七）

| 震朝 | 町和大 | | 名町 | 区分 | 性別 | 年度 | |
|-------|------|-----|-------|------|----|-----|------|
| | 卒業生数 | 進学者 | | | | | 卒業生数 |
| | | 比率% | | | | | |
| 進学 | 卒業生数 | 比率% | 実定時制数 | 卒業生数 | 男 | 三三 | |
| | | | | | 女 | 二七 | |
| 実定時制数 | 卒業生数 | 比率% | 実定時制数 | 卒業生数 | 計 | 一八五 | |
| | | | | | 男 | 一〇〇 | |
| 進学 | 卒業生数 | 比率% | 実定時制数 | 卒業生数 | 女 | 三三 | |
| | | | | | 計 | 一五五 | |
| 実定時制数 | 卒業生数 | 比率% | 実定時制数 | 卒業生数 | 男 | 二二 | |
| | | | | | 女 | 二四 | |
| 進学 | 卒業生数 | 比率% | 実定時制数 | 卒業生数 | 計 | 三三 | |
| | | | | | 男 | 二二 | |
| 実定時制数 | 卒業生数 | 比率% | 実定時制数 | 卒業生数 | 女 | 二二 | |
| | | | | | 計 | 三三 | |
| 進学 | 卒業生数 | 比率% | 実定時制数 | 卒業生数 | 男 | 二二 | |
| | | | | | 女 | 二四 | |
| 実定時制数 | 卒業生数 | 比率% | 実定時制数 | 卒業生数 | 計 | 三三 | |
| | | | | | 男 | 二二 | |
| 進学 | 卒業生数 | 比率% | 実定時制数 | 卒業生数 | 女 | 二二 | |
| | | | | | 計 | 三三 | |
| 実定時制数 | 卒業生数 | 比率% | 実定時制数 | 卒業生数 | 男 | 二二 | |
| | | | | | 女 | 二四 | |
| 進学 | 卒業生数 | 比率% | 実定時制数 | 卒業生数 | 計 | 三三 | |
| | | | | | 男 | 二二 | |
| 実定時制数 | 卒業生数 | 比率% | 実定時制数 | 卒業生数 | 女 | 二二 | |
| | | | | | 計 | 三三 | |
| 進学 | 卒業生数 | 比率% | 実定時制数 | 卒業生数 | 男 | 二二 | |
| | | | | | 女 | 二四 | |
| 実定時制数 | 卒業生数 | 比率% | 実定時制数 | 卒業生数 | 計 | 三三 | |
| | | | | | 男 | 二二 | |
| 進学 | 卒業生数 | 比率% | 実定時制数 | 卒業生数 | 女 | 二二 | |
| | | | | | 計 | 三三 | |
| 実定時制数 | 卒業生数 | 比率% | 実定時制数 | 卒業生数 | 男 | 二二 | |
| | | | | | 女 | 二四 | |
| 進学 | 卒業生数 | 比率% | 実定時制数 | 卒業生数 | 計 | 三三 | |
| | | | | | 男 | 二二 | |
| 実定時制数 | 卒業生数 | 比率% | 実定時制数 | 卒業生数 | 女 | 二二 | |
| | | | | | 計 | 三三 | |
| 進学 | 卒業生数 | 比率% | 実定時制数 | 卒業生数 | 男 | 二二 | |
| | | | | | 女 | 二四 | |
| 実定時制数 | 卒業生数 | 比率% | 実定時制数 | 卒業生数 | 計 | 三三 | |
| | | | | | 男 | 二二 | |
| 進学 | 卒業生数 | 比率% | 実定時制数 | 卒業生数 | 女 | 二二 | |
| | | | | | 計 | 三三 | |
| 実定時制数 | 卒業生数 | 比率% | 実定時制数 | 卒業生数 | 男 | 二二 | |
| | | | | | 女 | 二四 | |
| 進学 | 卒業生数 | 比率% | 実定時制数 | 卒業生数 | 計 | 三三 | |
| | | | | | 男 | 二二 | |
| 実定時制数 | 卒業生数 | 比率% | 実定時制数 | 卒業生数 | 女 | 二二 | |
| | | | | | 計 | 三三 | |

| 町 | 者進 | | 合 | 新座町 | | 立足町 | | 者進 | 比率% |
|-----|----------|-----|----|----------|-----|----------|-----|----|-----|
| | 実(内定時制)数 | 比率% | | 実(内定時制)数 | 比率% | 実(内定時制)数 | 比率% | | |
| | | | | | | | | | |
| 一 | 四 | 二二 | 二七 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 二 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 三 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 四 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 五 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 六 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 七 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 八 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 九 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 十 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 十一 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 十二 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 十三 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 十四 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 十五 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 十六 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 十七 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 十八 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 十九 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 二十 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 二十一 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 二十二 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 二十三 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 二十四 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 二十五 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 二十六 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 二十七 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 二十八 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 二十九 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 三十 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 三十一 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 三十二 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 三十三 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 三十四 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 三十五 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 三十六 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 三十七 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 三十八 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 三十九 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 四十 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 四十一 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 四十二 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 四十三 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 四十四 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 四十五 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 四十六 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 四十七 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 四十八 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 四十九 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 五十 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 五十一 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 五十二 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 五十三 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 五十四 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 五十五 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 五十六 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 五十七 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 五十八 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 五十九 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 六十 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 六十一 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 六十二 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 六十三 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 六十四 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 六十五 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 六十六 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 六十七 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 六十八 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 六十九 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 七十 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 七十一 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 七十二 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 七十三 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 七十四 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 七十五 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 七十六 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 七十七 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 七十八 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 七十九 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 八十 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 八十一 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 八十二 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 八十三 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 八十四 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 八十五 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 八十六 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 八十七 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 八十八 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 八十九 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 九十 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 九十一 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 九十二 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 九十三 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 九十四 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 九十五 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 九十六 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 九十七 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 九十八 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 九十九 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 一百 | 六 | 二二 | 二八 | 一〇 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 |

〔オリンピック関係書類〕昭和36年度 和光市庶務課蔵

三六 昭和四五年七月 「大和町に県立高校設置」

大和町に県立高等学校を設置についての陳情書

陳情書

陳情書

大和総発第六一四号 昭和四五年七月一日

一、主文

(県議会並びに県関係者宛) 殿

大和町に県立高等学校を設置していただきたい。

大和町長 柳下

二、理由

貴職におかれましては、地方自治進展のために日夜ご尽すいくだされまことに感謝に堪えません。

ご承知のように当朝霞地区一市三町は既に人口二〇万を越え、更に、増加の一途をたどっている状況にあります。この人口に伴い児童生徒数は増大し、進学率の上昇と相俟って高校進学希望者の大幅の増加をみる現況であります。

しかるに、朝霞地区には朝霞高校一校のみであり、この地区の進学希望者約一、五〇〇名の多きに応ずるにはあまりにも過少と考えます。

さきに朝霞地区P・T・A連合会からの熱望もあり、この地区内、とくに高校の一枚も存在せぬ大和町に是非とも県立高校の新設を願いたく、格別のご配慮を賜りますよう陳情いたします。

なお、高校用地として大和町財産約五、〇〇〇坪を寄附いたします。

1 中学校卒業生推計数

| 市町名 | 年度 | | | | |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 昭三年度 | 昭四年度 | 昭五年度 | 昭六年度 | 昭七年度 |
| 朝霞市 | 五五 | 五八〇 | 六四四 | 七五〇 | 八六六 |
| 大和町 | 三四一 | 三三六 | 三五一 | 四〇六 | 四六四 |
| 新座町 | 四六六 | 四二二 | 五〇〇 | 六四六 | 七〇〇 |
| 足立町 | 三三〇 | 三三九 | 三六一 | 三九九 | 三八〇 |
| 計 | 一、六七〇 | 一、六六六 | 一、八七六 | 二、二〇一 | 二、四四〇 |
| | | | | | 二、六八八 |

2 過去五ヶ年に於ける進学率

| 市町名 | 年度 | | | | |
|-----|------|------|------|------|------|
| | 昭三年度 | 昭四年度 | 昭五年度 | 昭六年度 | 昭七年度 |
| 朝霞市 | 七四・五 | 七二 | 六四・九 | 七三 | 七三〇 |
| 大和町 | 七二・九 | 七九〇 | 六三・九 | 八・七 | 七四〇 |
| 新座町 | 八二・〇 | 八二・五 | 七二・七 | 八九・八 | 八二・八 |
| 足立町 | 七六・六 | 八九四 | 八二・〇 | 九〇・四 | 八三・九 |
| 計 | 九〇・九 | 八六・五 | 八八・五 | 九二・〇 | 八九・七 |

3 高校進学見込数(卒業生の八七〇を見込む)

| 市町名 | 年度 | | | | |
|-----|------|------|------|------|------|
| | 昭三年度 | 昭四年度 | 昭五年度 | 昭六年度 | 昭七年度 |
| 朝霞市 | 四八二 | 五〇五 | 五六〇 | 六三三 | 七二 |
| | | | | | 八四六 |

| | | | | | | |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大和町 | 二九七 | 二六四 | 三〇五 | 三三三 | 四〇四 | 四七七 |
| 新座町 | 四〇五 | 三六六 | 四二五 | 四八二 | 六六六 | 六六六 |
| 足立町 | 二六七 | 三〇四 | 三三四 | 三九七 | 三三三 | 四一〇 |
| 計 | 一、四七〇 | 一、四四一 | 一、六三三 | 一、九九五 | 二、二三三 | 二、三三九 |

(一)陳情等の綴(1)「和光市史編さん室蔵」

三七 昭和四五年九月 通学区変更に関する町議会

意見書

意見案第三号

第五小学校通学区に関する意見書

上記の意見案を別紙のとおり提出します。

昭和四五年九月二二日

大和町議会議長 大畑愷啓殿

提出者 大和町議会議員 六ツ崎道文[㊦]

賛成者 小 沢 清[㊦]

高橋 利彦

小島 三男

小島 秀雄[㊦]

(別紙)

提案理由

日頃、町教育行政の運営については、等しくこれを評価し、深く敬意を表するものであります。

先に第五小通学区問題に関する第五小通学反対期成会の不服審査請求が県教育委員会の棄却処分によって一応落着いたことも承知しているところであります。

しかしながら、第四小周辺の地元住民の一部には依然として同校への愛着を捨てきれず、再度陳情等を行うなどして復帰したいとの強い要望をいだいている実情の残存していることも、又事実であります。総じて接収地の多いという当町の特殊性や教育施設における補助、起債確保の重要性に対する理解と新設第五小の完成、第四小から移転などの経過により新しい段階に到ったためもあって、今日ほとんどの区域内住民は県の裁定後、沈静に

なつたことも周知のとおりであります。

しかしながらその故にこのまま耳をかさないで済ますということが許されるものでしょうか、この問題の根本的解決のためには、今後における短期、中期、長期の各教育施設計画、構想ないしビジョンを確立し、これにもとづいて不合理の是正、改善を図り説得力のある行政の展開を期することが最も肝要なことであると考えられるが、これを確立するには、なお日時を要する面もありません。

よつて以上の現実を十分に検討し、今後において住民感情を尊重して、話し合いにより善処されることが当町行政一般の民主的発展につながるものと判断されるので、地方自治法第九九条の規定により、町及び教育委員会に意見具申されるようここに提案致します。

採 択

埼玉県北足立郡大和町議会議長 大畑愀啓

昭和四五年九月二五日

〔昭和45年9月定例会〕和光市議会事務局蔵

(イ) 地域における文化と運動

三六 昭和二五年一月 成人教育講座開設の案内

昭和二十五年十一月十八日 大和町長 富沢敬蔵印

町民各位

第一回成人教育講座の開設に就て

皆さん、私達は御互ひに毎日生活の雑事に追われ勝ちで、常識的な知識や文化を身につける機会が少ないものです。

お互ひの生活や文化の向上を目指して左記の通り成人教育講座を開設致します故、決して固苦しい気持にならずに御参加下さる様御願ひ致します。

記

一、主催 大和町役場

二、後援 大和町社会教育委員会。大和町選挙管理委員会。

会。大和町中・小学校。大和町連合青年会。

三、講座開設の対象 一般成人どなたでも結構です。

四、講座開設の日時及内容等

| 月 日 | 曜 | 時 間 | 場 所 | 講座の内容 | 講座の題目 | 講 師 |
|---------|---|------------------|-------|----------|-----------------|-------------------------|
| 十一月二十七日 | 月 | 午後七時より 午後九時まで | 大和町役場 | 地方自治の話 | 「町の政治」 | 大和町社会教育委員会 委員長 大友健一郎 |
| 〃 二十八日 | 火 | 同 | 同 | 英語会話 | 「常識的な日常 英会話」 | 中学校教官 門田 恭雄 |
| 〃 二十九日 | 水 | 同 | 同 | 音楽の話 | 「音楽の話」 | 中学校教官 深野 章 |
| 〃 三十日 | 木 | 同 | 同 | 郷土舞踊 | 「郷土舞踊 実習も含む」 | 学 校 教 官 |
| 十二月一日 | 金 | 同 | 同 | 民主主義のはなし | 「民主主義とは？」 | 大和中学校長 鈴木 武義 |
| 〃 二日 | 土 | 同 | 同 | 民法の話 | 「身近な法律」 | 大和町社会教育委員 加藤源太郎 |

注意!!一、都合に依り講師、内容等に変更があること
もありません。

二、第一日目に開講式、最終日に閉講式を行います。

三、講座修了者には修了証を交付致します。

五、申込に就いて

受講希望者は申込書に記入の上十一月二十五日迄に役場へ御提出下さい。尚申込書は役場及び部落自治会長の所にあります。

青年会、婦人会等団体の申込は各団体毎に申込書を取纏め申込下さい。

(社会教育関係書綴「518—475 和光市教育委員会蔵」)

三九 昭和二十九年一月〜三〇年三月 公民館行事表

大和町公民館行事表 (昭和二九・一月〜三〇・三月)

| 月別 | 種別 | 内容 |
|----|----------------------|---|
| 二月 | 成人学級 | ○料理の講習、レクリエーション、映画会、衛生講話、時局講演会(五日間) |
| 四月 | 婦人会 | ○大和町婦人会創立総会 |
| 五月 | 子供の日 美術展覧会 映画会 | ○各学校に於てそれぞれ実施す ○公民館に於て開催す ○町内四ヶ所に於て開催、主催婦人会、後援公民館 |
| 六月 | 学校映画会 | ○町内三学校、三日間開催す |
| 七月 | 部落映画会 | ○白子牛房部落共催にて実施す |
| 八月 | 婦人講座 | ○公民館、PTA、婦人会、三者共催により新倉小学校に於て開催す |
| 九月 | 町民慰安映画会 敬老会 | ○町内四ヶ所に於て実施す 主催、社福、 ○公民館、社福、婦人会三者共催にて公民館に於て実施す |
| 十月 | 町民体育大 | ○他団体と共催により大和中学校に於 |

第四節 復興と都市化の中で

| | | |
|-----|-------------------|---|
| 十一月 | 会 | ○三日間、町内各種団体、工場の野球大会を開催し大和町軟式野球連名結成する ○大和中学校に於て開催す ○町内三学校、三日間開催す |
| 一月 | 成年式 | ○公民館に於て町内成年者一五〇名出席し挙行す |
| 二月 | 婦人講座 公明選挙運動映画会 | ○公民館、PTA、婦人会、三者共催による講座、大和中学校 ○共催により町内四ヶ所に於て映画会を開催 |
| 三月 | 成人学級 | ○開催予定 |

(「社会教育関係書綴」518―475 和光市教育委員会蔵)

三〇 昭和二十九年四月 婦人会結成に関するメモ

経過報告

一、大和町公民館設置 昭和廿八年四月一日

社会教育法第二十一条

大和町公民館開館 同 年八月十二日

場所 役場

公民館の目的

實際生活に即する教育、學術及文化に関する各種
事業以て住民の教養の向上、健康の増進、情操の
純化を図る生活文化の振興、社会福祉の増進に寄
与する目的

事業

一、定期講座

二、討論会 講習会 講演会 実習会 展示会

三、図書 記録 模型 資料を備え其の利用

四、体育リクレーションに関する集会

五、各種団体機関の連絡

二、本年二月廿三日より廿六日迄 婦人講座

一般婦人対象として集まるもの百式十人

三、右婦人講座の反省会 三月九日

同日 婦人会結成について、埼玉県教育局より駒崎

先生来庁

結論として、婦人団体組織する事に決定

県下町村数三一五町村の内 結成町村二八七町村

91% 残り未設置二八町村

四、三月十六日準備委員会 規約の案設定

集まるもの 婦人講座を受けたもの 町内指導者の

婦人

五、三月廿四日 自治会長、召集

六、四月五日 各部落に支部結成情況持寄

会員数一、三五〇人

(「社会教育関係書綴」518—475 和光市教育委員会蔵)

三三 昭和三〇年九月 公民館用建物購入に関する
町議会議案書

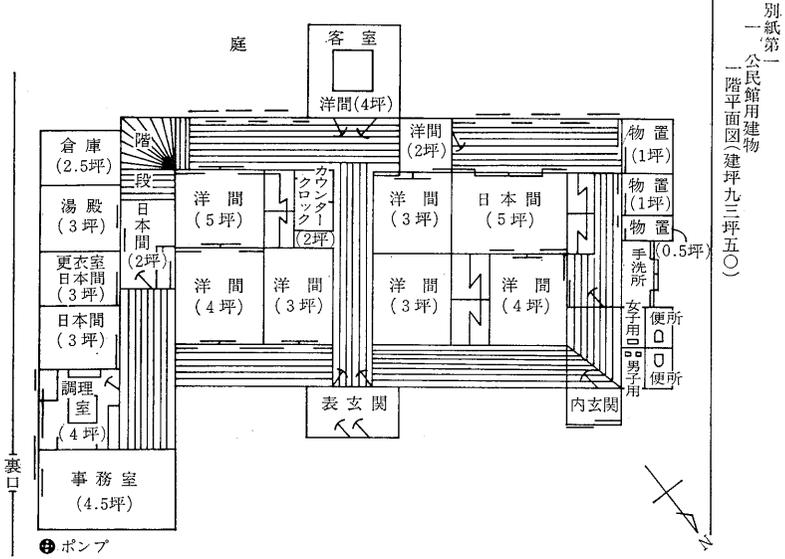
議案第二二号

一、公民館用建物買収に関する件

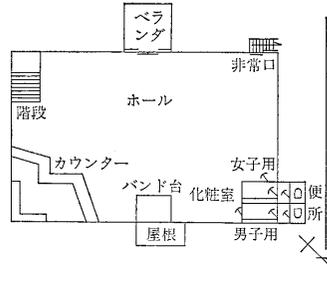
大和町公民館用建物として左記のとおり之を買収す
る。

昭和三十年九月十七日提出

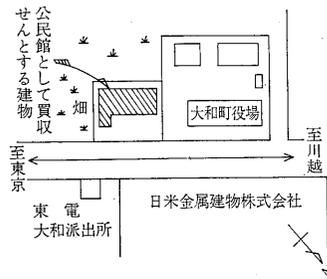
第四節 復興と都市化の中で



別紙第二
公民館用建物
二階平面図(建坪六二坪三三)



別紙第三
公民館用建物
見取図
至大和町駅
至大和町駅



記

一、買取する建物の標示

所在地 埼玉県北足立郡大和町大字下新倉四、八

二四番地ノ一

所有者 〃 大和町大字下新倉一、六七二番地

韓 光 輝

家屋の構造及び坪数(別紙図面のとおり)

木造瓦葺二階建店舗 壹棟

一階九三坪五〇

計一五五坪八三

二階六二坪三三

二、買収する価格 金五百参拾万円也

但しこの価格は別紙備品目録記載の備品付属施設等を含む価格とする。

三、契約 契約については別途之を定める。

(「昭和30年度 大和町議会会議録」和光市議会事務局蔵)

三三 昭和三二年七月 体育協会設立への協力依頼

謹啓

酷暑の候と成りましたが貴殿には御健勝のことと御推察を申し上げます。

扱て御多用中のところ何かと御協力を賜りまして衷心より感謝致しております。当町教育進展のため今後共格判の御支援、御協力を切に御願ひ申し上げます。

御承知の通り教育は政治的に厳正中立の立場によって運営されねばなりませんので賢明なる貴殿の何分の御

理解に依って当町教育の飛躍的發展のため教育委員会の施策に全面的御協力を重ねて懇願仕ります、今回の体育協会設立の計画は御理解賜っておる処ですが社会教育、スポーツを通じて心身を鍛錬しそして明朗にお互に融和し合う楽しい町を作り度いと存じます、一切の政治的な案を除外して進む社会の一つの組織がほしいので御座居ます、そして除々に若い人達をお互に指導して行く機会を作り度いと念願して居ります、当町の若人の将来に栄光あるため共に御指導に御協力下さい。心身共に健康なそして明朗なる町へ当教育委員会
の誠意をお汲みとり願ひ上げます。

体協は現在着々組織されつつあります、一部の地区には支部も出来ましたし役員も決定されて参りました、又趣旨に賛同下さった工場及当町婦人会等一括全員加入することになりました。貴殿の御指導に依りまして貴地区の若い人達の格段の御活躍を期待致します。

八月十七日に創立総会を開催致し度いと存じます、コロムビアより歌手五名来演盛大に記念行事を実施した

く計画中であります、改めて御通知は致しますが予め申上げておきます。お願ひのみ申上げ恐縮で御座います。すが当町教育発展のため何分の御協力を懇願する次第です。

昭和三十三年七月三十日

大和町教育委員会教育長 室 賀 茂 美

殿

(「体育協会に関する綴」昭和32年 和光市教育委員会蔵)

三三 昭和三五年四月 メーデーに関する労政事務所報告

昭和三五年四月二五日

埼玉県川口労政事務所長

民生労働部長殿

メーデー準備状況について

北足立南部地区労

- 1、メーデー行事（前夜祭も含む）は一切行なわれない。
- 2、朝霞金属労働組合では組合長以下組合員四〇名が県

中央メーデーに参加する。

一、メーデー行事を実施しない理由

社会党が分裂し民社党が結成されて以来、本地区労では県労評系、埼玉労系労組の間で、イデオロギーの相違点が露骨に表面化しており現在分裂寸前の状況にある。即ち、埼玉労系労組では、労組の活動は経済闘争一本にしほるべきであると主張、一方県労評労組では、政治闘争を含めるべきである旨主張、この二派に分れる加盟単組が対立し埼玉労系組合のみで別に地区労を結成すべしと言う意見が圧倒的であるが、一部には（ヘンミ計算尺）この場を丸く治めるが、地区労にとどまるべきであると言う意見もあるが、大勢としては地区労を脱退して新たに埼玉労系単組を結集し地区労を結成すべき準備作業に取りかかっている。

二、イデオロギー問題の対立は中央政界との関連性もあるが、安保改定反対闘争に関し、県労評系の地区労幹事連が、埼玉労系幹事に無断で幹事会にかけず

に、地区労名で安保改定反対闘争文書を管内労働組合に流し埼玉労系組合へは事後諒解の形で報告したことに端を発し、埼玉労系労組では再三幹事会において県労評系労組の反省を求めたが、ここでもイデオロギーの相違が再燃両者の議論が沸騰し、收拾のつかない状態となり両者の対立状態は長く尾を引く状態を呈している。その他、日常闘争の進め方にも両者の行き方に大きな相違がある。

目下、朝霞金属労組を主体にした埼玉労系では北足立南部地区労を脱退し新たに埼玉労系の地区労を結成すべく、荒井弘泰組合長を中心に目下準備作業を整えている段階である。したがって今年のメーデー実施に当たっても両者の歩み寄りは見られず、当地区としてはメーデー行事を実施せず、一部組合に於て県中央メーデー大会に参加することになっている。

なお、北足立南部地区労の定期大会は、メーデー終了後五月中に開催する予定である。

三、中央メーデーに参加する組合及び参加人員

ヘンミ計算尺労組 参加人員四〇名

積水化学労組 " 一〇名

全駐労埼玉地本朝霞分会労組 " 二名

四、その他の動き

東京地区統一メーデーに参加する組合名

本田技研埼玉労組、積水化学労組

(埼玉県行政文書「民生労働部労政課 13941」)

三四 昭和三八年五月 メーデーに関する労政事務所報告

三八川労第一〇九号

昭和三八年五月九日

労政課長殿

川口労政事務所長 閣

地区メーデーの実施状況について (第三報)

朝霞地区

一、実行委員会役員

実行委員長 荒井 弘泰 朝霞 金属
 事務局長 三上謙二郎 積水 化学
 議長 山田 桑ケン電気

上村 教組 朝霞
 三上 本田 崎 勞
 デモ指揮者 金子 由尚 白子 精機
 司 会 山本 有三 ヘンミ計算尺
 実行委員 各単組より各一名

二、(イ) スローガン

全労働者の団結で大幅賃上げ、時間短縮、最賃制
 確立、完全雇用、核実験反対、平和憲法を守る
 う。

(ロ) 決議文

- (1) 軍事基地平和利用に関する決議 積水 相田
- (2) 四町合併促進に関する決議 朝霞 金属
- (3) 文部省一斉学力テストに反対する決議 教組
- (4) メーカーの休日化に関する決議 桑ケン
- (5) 県に対する決議 公共料金物価値上反対等

(6) 政府に対する決議

朝霞地区参加団体及び人員 同 右
 積水化学東上支部 三五〇 ヘンミ計算尺支部 二二三
 桑ケン電気労組 二一七 朝霞金属支部 八〇
 本田技研埼玉労組 七〇 白子精機労組 三〇
 全日通朝霞分会 二五 東武東上朝霞班 二〇
 全電通朝霞分会 二〇 埼教組朝霞支部 一六
 東武中央病院労組 五 その他諸団体 一六

大会宣言

全世界の労働者とともに内外反動に対し団結の威力を示
 す第三十四回メーカーを迎えるにあたって県下労働者階
 級の名において宣言する。

われわれは春闘と地方選挙を中心とするはげしい闘いの
 中で今年のメーカーを迎えた。

池田自民党政府と独占資本はアメリカの手先となって軍

国主義、帝国主義復活のため全人民に対する搾取と弾圧を強め、憲法改正、核武装、海外派兵を一日も早く実現しようとしている。

このような攻撃と対決し、この一年間平和、生活向上、権利ようごのため断固として闘いをつづけてきた。第三十四回メーデーを迎えたわれわれは核戦略体制の中で国民の平和をおびやかす、民主主義を破壊するたくらみに反対し、万国の労働者と共に全力をあげて粉砕しなければならぬ。

われわれは共通の被害者である農民、市民、知識人、文人、婦人、学生に呼びかけ、幅広く統一した強大な団結の力で世界平和と社会進歩のため闘いつづける。

一九六三年五月一日

第三十四回埼玉県朝霞地区統一メーデー

(埼玉県行政文書「労働部労政課 16463」)

三三 昭和四一年四月 連合青年会機関紙

青年大和 創刊号 一九六六年四月一五日

発行・大和町連合青年会

編集責任者・田中武

発刊にあたって

会長 田中義幸

私達の連合青年会は、町民と会員の皆さまのご協力をいただきまして、発展の一途をたどっております。役員一同衷心からありがたく感謝いたしております。この度、当青年会初めての試みとして、また昭和四十年年度最後の事業のしめくりとして、この機関紙を発行することになりました。体裁・内容とも、いろいろ不完全ではございますが、その点かさねがさねご了承くださいまして、ご覧くださるようお願いいたします。

これまで、ともすればなおざりになりがちだった会員同志―また当会と町内におられる一般の青年たちとの意志疎通、親和をこの機関紙によりまして、いささかなりと

もおぎない、それが漸時町の発展に寄与できればと希望する次第です。

四十一年度は、この欠陥をあらためるため、このような機関紙を年間四回発行して行く考えであります。

現在、当連合会のもとには、下一・協和・新倉と三つの支部青年会があり、全部で会員は男四八名・女二九名おります。が現在のこの町の急速な発展、それにつれ人口の激増、その中の青少年層が七千人ほどいるのです。これを考えて見ただけでも、いかに現在の当会がほんの片隅での、ささやかなものでしかないか痛切に思い知らされる次第です。

今後、その形態・活動内容において当会を一層もりあげ、充実発展させ、町民全体に関心をもってもらい、そのご指導をおおきながらおし進めてまいりたいと思っております。

まだ、当会にお入りになってない青少年諸君も、是非この機会にご加入になり、あなたの建設的なご意見をおきかせくださるようお願いいたします。

会員諸君、私達のこの若さ、この情熱、この力でもっとがんばろうじゃないか。私達青年大和の意気込みを、この町、この国―いやこの世界にまでも堂々としめし、やがて来る次代を創ろうではありませんか。

昭和四十年年度事業の概要

四十年四月

◇新役員の初の顔合せ。はじめは、皆黙っているが、いざ一度話しはじめるときりが無い。

五月

◇三支部対抗によるバレー・ボール、ソフト・ボール大会を、大和中学校々庭で開催。いづれも協和青年会優勝。

◇北足立地区連絡協議会（十一日・大宮国鉄集会所）に田中義幸・井口幸夫参加。

◇北足立地区連絡協議会（二十六日・大宮国鉄集会所）で）

田中義幸・深野文蔵・石田勲・並木君子・富岡節子

が参加し、地区連協の副会長に並木君子・富岡節子が、監査役に石田勲が選任された。

◇県青年団理事会（大宮文化会館で）に田中義幸・田中武が参加。

県団長に加藤誠二氏再選。

六月

◇北足立地区連絡協議会（大宮国鉄集会所で）に石田勲参加。

◇大和町体育指導委員会主催によるバレー・ボール大会（第三小学校々庭で）に参加。大和伸管に2―0で完敗。

七月

◇県教育委員会主催による二十日間の国内研修に、桜井よし子参加。

◇夏季レク大会開催についての打合せ。こういう事になると、決まるのも早い。すぐさま満場一致で決定

八月

◇夏季レク大会・下新倉氷川神社境内で二日間開催。

はじめは恥ずかしがって踊りに加わる人も少なかったが、時間がたつにつれて人の出足も良くなり「もう一度」「あと、ほんとのもう一度」……と言う程、盛大で大成りだった。天気も我々を見すてなかった。

九月

◇熊野神社境内・下新倉の氷川神社境内・中央公民館の順で、ハナ肇主演の「いいかげん馬鹿」その他、巡回映画会を実施。

映画を観ている人々の顔を見ていると、笑顔といものは。故人も言ってます「笑顔とは心から笑っている時の顔である」と。

十月

◇県教育委員会主催による五日間の県内研修に、田中義幸・富岡礼子が参加し、ほうぼう放浪して帰る。

十一月

◇十二月実施予定のダンス・パーティーにそなえ、ダンス講習会を開催。

◇県青年団の第二回理事会（長瀬青年の家で）に田中

義幸が参加。

この席で、地区文化祭が四十一年四月三日に大宮西本郷会館で開催することに決定し、大和町からも、民謡会が参加することになり、ただ今猛練習。

十二月

◇北足立地区連絡協議会（大宮文化会館で）に、田中義幸・石田勲・石田博・並木君子・富岡節子・桜井よし子の六名参加。

◇青年学級の人達と一緒に、ダンス・パーティーをはじめの試みとして実施。大成功。町の歳末たすけ合い運動に協力。

四十一年一月

◇新年会の初顔合せ。年があけても同じ顔・顔・顔でございました。

二月

◇赤城山大沼でのスケート研修会開催。スケートをすすめるものは勿論、中には雪山へ登るものも現われ、若さでおおいにハッスル。

◇加須青年の家での幹部研修会に田中義幸・桜井よし子・富岡礼子の三名参加。

三月

◇機関紙発行に際し、編集委員会開催。最初は原稿が集まらなくて、さぞかし大変だろうと心配していたが、なんの―「やってやれない事はない！」

◇総会開催。これで四十年度もおしまい。さあ、四十年度もみんな協力してはりきろうじゃないか！

協和支部活動を省みて 石田重一

○支部の経過から

私が青年会に加入してから早や二年半が過ぎようとしている。その間の支部の活動経過を思い出してみた。

本支部は三八年九月十五日に設立され、隣近所の男女約五十名の会員で組織された。二年半の間にやめた会員、新しく加入した会員等で現在三十四名である。

暮にはクリスマスパーティーを兼ね忘年会を行う。静かな音楽から現代のリズムまでの音楽鑑賞・ゲーム・ダ

ンス・その他。暮のあわただしい夕べを若さに溢れた会員は皆樂しみ、一年の最後を締めくくった。

冬の夜は、歌の上手な人もオンチな人もコーラスで寒さを忘れ歌いまくる。

春はお花見を兼ねてハイキング、桜の花の下を、食べたり、しゃべったり、歌ったりしながら歩き、また湖畔に座ってハーモニカに合せてのコーラス。大きな声で歌いまくった後の昼食の味、今でも忘れられぬ楽しい思い出である。

それからダンスの講習会も行う。ダンスは大衆的な遊びでないと思う人もいるが、覚えてみると仲々楽しい。リズムに合った体操のようである。最初のうちは、男女同志、お互い組むのを恥ずかしたが、段々慣れてしまえば、人間同志何でもない。

次に約三十年間眠っていた獅子舞いを復活させた。昔やった長老達に無理に頼み、又自治会の協力も得て連日連夜、夜遅くまで教える年寄りの人、教えてもらう若き青年会員ともに頑張った。はれて三月十五日には、下新

倉の水川神社境内において、多数の見物客の前で、美しい笛の音に合わせて男性的魅力に溢れた舞いをなしとげた私達の支部活動で一番規模の大きい又、大切な事業を成功させ、青年会の歴史の一ページを飾ったとも云えるでしょう。

その他バス旅行も数回行ったがそれまで疎んじていた近所の仲間同志の附合いが、完全に目が覚めたといっても過言ではないと思う。

青年会は遊ぶ事ばかりだと云われると、誠に頭が上がりませんが、今までの経過を土台にし、これから柱、屋根へと進み、がっちりした一軒の家を作る気持で行きたいものです。

会員個々が言いたい事も、したい事も支部の役員に積極的に、言ってくれば、なによりも進歩への道になるのだ。人間誰しも楽しい人生を自分のものにするためには何かが必要です。その何かひとつに青年会を入れても悪くはないのではないかと？ 人と人とのつながりは死ぬまで必要とされている。ですから会員同志のつながり

を、もっともっと多く持とうではないか。言いにくい事も何でもいいから誰もが素直な心で応対出来るムードを作る為には、役員の世話やきと会員の協力の一言です。

年齢や職業が異っていて、困難な点が多いが、それを克服する事によって会が発展するのではないだろうか？今まではレクばかりだったがそれでも結構楽しく面白くやって来たのです。憂うつな時や、淋しい時等は是非思い出し、自分の心を青空にしよう。そして青春時代の一ページを飾る有意義な思い出を、これから先も作り上げ、幸福に向けて前進、前進また前進！

〔青年大和〕大和町連合青年会)

三三 昭和四五年九月 身障福祉会報

大和町 身障福祉会報 創刊号 昭和四五年九月一日

編集発行 大和町身障福祉会

埼玉県北足立郡大和町中央一―七―二七

大和町役場福祉課内 電話六一―三二五―

身障会報の発刊に当って

大和町身体障害者福祉会長 榎 本 孝 助

かねてより念願の大和町身障会報が関係各位の御支援と青年部皆さんの御努力により、ここに発刊の運びに至りましたことは、会員皆様と共に誠に御同慶の至りに存じます。

平素皆様方との意志の疎通や交流のとはしさを嘆いていた私達にとり、この会報は潤滑油の役目を充分果してくれるものと期待して居ります。

今後皆様方の目となり、耳となるよう大いに活用して頂き、ただ今生まれたばかりのこの会報を皆様方の暖かい心と手で大きく育て上げて頂きたいと念じて居ります。先の準備号で本会の大要は申し上げておきましたが、本年十一月市制施行が実現致しますと、本会の運営面にも多少の変革が生じてまいることと思えます。現在迄は、御承知の如く本会の上部団体として、郡身連・埼玉協・日身連とございますが、大きな事業（スポーツ大会、役員研修、結婚相談等）は、郡身連を中心に（北足立郡内七ヶ町村）で行なって参りました。市になります

と当地に福祉事務所が開設され、本会も郡より離脱単独運営になりますので、前記事業に実施不可能なものが生じて参り、現状のままでは発展どころか後退が予想されます。そこで皆様方の尚一層の御協力と団結強化が必要になって参りますが、それには全会員が名前と顔ぐらひは知り合うことが先決だろうと考えて居ります。

情報化時代と言われる現在、閉じこもりがちでは時代に遅れます。心身共に開放して頂き、行事参加や会報の活用等で活路を見出し下さい。そして御意見や体験談、近況報告等、何でも結構ですからドンドン御投稿下さい。

本会からも法の改正・行事報告・会員の動静等幅広い記事を掲載し、愛読される会報に成長させて行きたいと考えて居ります。会員皆様方の御協力御支援をお願い致します。

雑感

大和町心身障害児を守る会 佐藤 牧子

私の長男は一級一種と言う重度障害児、寝返りは勿論お坐りもできない。都立北養護学校小学部三年生、余程の高熱でもなければ学校を休むのをとても嫌い、雨の日も、風の日も毎日、私の運転する車にゆわきつけられて洗濯も掃除も放り出して、七時四十分には家を出る。車を運転しながら、何時も思う事は同じ、「近くに養護学校があったら！」学校で子供の用便、移動その他身の回りの事をして、家に帰るのは何時も午後二時過ぎ。午後の授業のある時は四時を回ってしまう。こんな時は一日学校で動きまわってくたくたに疲れ、家事一切放り出してしまふ。二時頃帰宅しても着替えその他をして、洗濯を始める頃、御近所のお宅では、きれいに乾いた洗濯物を取り入れて居る。冬等は洗って干し始める頃には、日が暮れてしまふ。

七月二十一日から夏休みにはいり、朝洗濯をして、午後取り入れながら思う。これが正常な家庭のあり方だと。学校のある日の私の生活がアブノーマルなのだ。それにしても近くに学校があれば、たとへ学校に送って

行っても、少しの時間を見つけて帰宅、掃除、洗濯をして再び学校へ、そして帰宅後は、さっぱりと片付いた部屋で子供の勉強を見たり訓練をする時間もあると思う。然し現状では帰宅すると、掃除（大ざっぱな）、洗濯に追われて、子供の勉強どころかゆっくり話し相手もしてやれない事を残念に思う。

大和町心身障害児を守る会発足の四十四年十一月二日、来賓として御出席下さいました斉藤県議に、自動車税の免税並びに養護学校の設置方を御依頼申し上げますところ、早速御心にかけてられ、この二点が県会で採択された由、斉藤県議よりわざわざお電話を頂き、この子等の幸せも歩一歩前進しつつかあることをうれしく思いました。願わくは、埼玉病院小児科医長、長瀬文男先生が障害児問題に非常に御理解をお持ちの事とて、療育面で医師との関連を持たせつつ、この大和町あるいは朝霞市を中心に県立養護学校が出来る事を切望します。

現在、都立の養護学校に越境入学して居る事に何時も抵抗を感じながらも、政治の谷間に置かれた我が子は、

県立熊ヶ谷養護学校は重度障害児を受け入れるだけの態勢は出来て居らず、仮に近い将来受け入れ態勢が出来たとしても、遠くて（片道車で三時間ぐらい）通学不可能とあれば、越境入学も致し方ないこと、にもかかわらず不都合の多い事のみ多くて、何時も頭を痛めて居ります。こういう政治の欠陥による越境入学という必要悪をなくすためにも、障害児の幸せのためにも、一日も早く近くに県立養護学校が出来ますよう関係当局にお願いとと共に、私達親が手をつないで運動をして行きたいと思えます。

行事報告

○三月一日

郡身障青年部研修会（西武園へのバスハイク）に、本会青年部より六名参加。「前日の大雪で寒さがきびしく残念だった。出来れば芝生にでもひっくりかえって、みんな話したいと思つて居たのだが……。」

○四月二日

熊谷市で開催の身障福祉法施行二十周年記念大会に、
本会より代表六名参加。

○四月八日

中央公民館で巡回更生相談実施

○五月十日

町総会とレクリエーション（神代植物公園と高幡パー
ベキユウ）実施、参加五十名。「どうも心掛けの良く
ない人（私かな？）がいるらしく、今度は雨に降られ
た。植物公園には、ぼたんの花が今を盛りと咲きほこ
っていた。天気さえ良ければ、もう少しのんびり見物
出来たのに……。こんな機会でもない、なかなかパ
ーベキユウなど行くことも出来ぬが、寒い時など四
・五人のグループで出掛けてみるのも、また良いかも
知れぬ。」

○五月二十四日

狭山市で開催の県スポーツ大会に選手他十四名参加。

「初めてスポーツ大会に参加した。県内のごく一部の
身障者が集まっただけらしいが、これほど大勢いると

は……。今更ながら障害者の多いのには改めてびっく
りした。」

○六月三日

浦和市で開催の郡身障総会に本会より代表七名出席。

○七月初中旬

大和ライオンズクラブよりの寄贈品を全会員に届ける
○七月五日

郡身障青年部主催の「講話と映画の会」に本会青年部
より五名参加。「折り返く、台風が来るとのニュース
で雲行があやしく、参加人員も予定の四十名を大きく
下回り、十数名という有様。バルバラ神父の話につい
ては「今更あんな話を聴いたって」という人もいた。
確かにそれもそうだ。私にしても取り立てて耳新しい
話ではなかった。しかし人間という奴は、頭では何で
も分っていないがなかなか実行できないものである。
まさに「言うは易く行うは難し」の通りである。特に
今の若い連中や世の中の多くの人々が、もっと素直な
気持になって、神父のような人達の話に耳を傾け考え

てみるようになれば、もっと世の中は良くなるのではないかと思う。神父の話も、ごく当然な人間の基本的な考え方以外の何物でもないように思えた。」

○七月二十六日

本会青年部主催のボーリング大会を朝霞ボウルで開催。参加十五名。「手前ミノになるが、大変評判は良かったと思う。老若男女幅広くゲーム出来るし、障害があっても、それなりに出来るので、折があったらまたやっても良いのではないかと思う。その時は皆さん参加して下さい。」(感想文 上原洋一記)

(「大和町身障福祉会報」大和町身障福祉会)

(二) 単独市制への歩み

三三 昭和三〇年一月 町村合併促進委員会会議録①

町村合併促進委員会々議録

日時 一月二十二日 午後二時十分開会

場所 大和町役場会議室

出席者 富沢敬蔵、清水松三、山田智恵、高橋利彦

加藤源太郎、鈴木藤四郎、斉藤正次、吉田俊一

白水万里、磯部誠吉、鎌田良賢、柳下 晟

富沢婦志、田中幸平、富山 汪、高橋勇吉

久保九十郎

書記 高野正三

議事概要

一、合併促進対策について

町長より、県、郡、管内町村の合併についての概況を種々説明し、委員各位のキタンのない意見を承つてこの町の合併に対する態度をきめてゆきたいと挨拶し、次いで助役より、県知事等より未合併町村に対する勧告の内容等を報告説明し、尚議長より町村合併促進法の精神並にその立法の必要等につき種々説明し、国策の一環としての促進法に対する措置について、なをざりにしたため不利となる様な状況に追込んだとすると、責任ある地位にある者としてそのままではおけないの

で、当町の態度を充分委員会で検討してゆきたいと述べ、各委員より種々意見がでたが、結局はもう少し詳細な資料に基いて住民の声を最も尊重して促進する必要があるはしないかとの意向が強くなって来た。

右会議の顛末を書記に記載せしめ、その相違ないことを証する。

昭和三十年一月二十二日

大和町々村合併促進委員会々長 富沢敬蔵

尚、更に種々話し合った結果、別紙資料其の他の状況より考え、当町としてはその地域的な状況其の他より

(町村合併に関する綴「昭和28〜41年度 和光市庶務課蔵)

考え、東京都との合併は現在不可能であることははっきりしており、遠隔の町村との合併は勿論考えられる

三八 昭和三〇年二月 町村合併促進委員会會議録②

ものではないので、又八ヶ町村の大同団結は将来は別

町村合併促進委員会會議録

として矢張現在はとても不可能の状態にあるので、当

日時 二月十二日午後一時

然考えられることは隣接朝霞町との合併ということに

場所 大和町役場會議室

なるのではないかとの結論に達し、その研究資料を集

出席者 町長富沢敬蔵、助役山田智憲、柳下晟

める方法として考えられるのは、両者の関係者、特に

富沢英一、桜井和美、星野豊麻、富沢市五郎

町長同志が腹を割って話し合ったならば、両者の実態

富山汪、磯部誠吉、桜井要文、富岡英一

がつかめるのではないか、然る後その実態に基いて町

上原佐五右衛門、栗原富太郎、加山大二郎

民の声を充分にきくことにすることを決定し、次回の

加山伝三郎、豊田秀造、白水万里、吉田俊一

委員会に臨むこととし閉会す。

高橋利彦、久保九十郎、鈴木藤四郎、鳥飼新一

閉会 一月二十二日午後四時三十分

石田栄一、清水松三、高橋勇吉、田中幸平

議事説明者

三郎丸地方事務所長、上原庶務係長

議事概要

一、町村合併促進について

町長より前回の委員会に於ける方針に基づいて朝霞町の情況並に其の意志を検討したところ、朝霞に於ても当町との合併を希望しているので、別紙資料に基づいてよく町民の意志をきき、当町の態度を決定してゆきたいと考えるので宜敷お願ひすると挨拶し、次で地方事務所長より郡下並にブロック内町村の情況について詳細に説明し、朝霞町に於ても大和町との合併に賛成して居り、志木町から朝霞への合併申入に際しても、大和町の意志をきくまではその返事を保留している情況にあり、大和町の意志いかんを充分重視しているので、よく合併の主旨と理解して戴いて町民をよく指導して戴きたい、そして県の方針に基づく四月一日を期して発足できる様御配慮願いたいと挨拶し、次で質疑に移り、

加山(大)「片山と大和田との合併はどうしてその様な

ったのか、恐らく農村地帯同志の合併で住民は可成不自由になるのではないか」

地方事務所長これに対し他町村の事例を説明し、合併による経費の節減により住民の福祉に寄与するのは当然であるので、幾らでも良いから合併を実現するのは良好な面に赴くのであると説明し、

星野「尚合併により経費面に良好な結果を及ぼした様な事例はないか」

所長「大里郡川里村に於ては、合併により現在の状態で約四〇〇万円位節約できる情況であり、逐次相当の財源を節約できるであろうということをきいている。」

加山(大)「大和田、片山が合併しても尚当町より規模も小さい、当町がこれ以上合併する必要がないではないか」

所長「それはそう考えるのが少しおかしいのではないか、町村はこれでいゝということはない、大きけ

れば大きいだけ力ができるのである」

鈴木(藤)「然し大和はどうであつても朝霞のはっきりした気持はどうなのか」

所長「それははっきり大和と合併したい希望である、

唯大和町の態度がきまらないので、志木からの申入に對してもはっきり出来ない情況にある」

豊田「町村同志の財政情況を比較して、負債等がある場合は合併の促進に支障ができるのではないか」

所長「それは合併町村同志の建設計画に於て規定しておいて整理がつく問題である。」

富沢(市)「朝霞、大和の財政情況を比較するに、表に示されたものでは大分相違がある様に思はれるが」

右の質問について、山田助役より資料について説明せり。右の説明の結果、種々懇談的な話合があり。

桜井(要)「表面的な数字は分かったが、両町の負担能力はどうか、滞納額はどちらが多いか」

山田助役「そこまでは調べてなかった。」

吉田(俊)「当初県試案によつて朝霞、大和、片山は合同

して協議会も開き連絡しつゝ促進して来たのにも拘らず、大和、朝霞に相談があつたかどうか我々は知らないが、そんな状態に於て大和田と片山の合併が促進されているのは甚だ結果的に面白くない話だ」

清水(松)議長「土木工管所大和派出所の建設に関し、他町村がどういふ氣持であつたかはいま言いたくないが、大和田が片山に申入れしたのは、前回の志木の合併について考えた結果、志木とはどうしても不可能であると考え、然し乍ら今回の合併は必然的であり、従来から種々の会合の席上でも言はれていた様に、朝霞、大和は適正規模を備えた町であるので別に考えてゆきたいと言ふ主旨から大和田、片山という線にもつていったものであると考へる。朝霞、大和は適正規模である故、別に考へてゆきたいということは常々皆さんも御存知のことであると思ふ」と述べ

吉田(俊)「そんなことは吾々きいたことはない」

富沢(英)「所長さんに伺いたいが合併後他町村に於ける
議会等の運営上紛争等のあったことはないか」

所長「いろいろの所があるが余りごたごたしたことは
吾々の管内ではない、多少問題になっている様な
ところもあるが逐次解決しつつある。どうもこの
ブロックの促進は非常にむづかしいので常に苦勞
している。」

吉田(俊)「当初県試案に基づいて計画を進めるのは結構
なことで、更に他町村の意向も充分きいて貰う様
小沢行政支会長にも依頼してあったのであるが、
結果は全く独善的に大和田、片山の合併を決定し
てしまったのは我々を無視するのも甚しい。」

町長「その点については私から申上げるが、町村長会
に於ても度々合併問題について会合したが、その
席上小沢支会長にも県試案に逆行する様な態度は
とらないであらうな、と釘をさされていたので、
今回の合併は小沢村長として非常に辛い立場にお
かれていたわけであるが、幸か不幸かその解決を

残して小沢氏は亡くなってしまったのであるが、
片山が大和田と合併を決定したのは志木との合併
を避けるためであったと思う」と説明し、

吉田「どうも種々話はきいたが、当初から県試案によ
る合併を推進していながら、こちらに話もなく勝
手に合併を決定してしまうことは結果に於て面白
くないことだ」

所長「当町の委員さんはすべて合併促進法の内容等に
ついては充分承知なさっているので、今後は部落
に於て座談会等を開き充分町民の啓発に當って戴
くのがよいのではないか」

富沢(市)「税負担の問題等も合併後悪い方に向かったの
では困る様に思うが」

所長「それは合併により直ちに負担が急に変わるもので
はないと考えられる。」

星野「合併に伴って、自己の立場を有利にする様考え
るのはお互に当然ではあるが、合併後お互が馬鹿
を見たという結果になってはいかんし、お互がど

ういう計画を樹てるかについての話合は仲々むづかしいと思うが。」

所長「それはお互いに交渉委員を選任して両者話し合う様になつてるので、その機構で接渉していったならば必ず好結果に話合いのできるものと思ふ。」

尚所長より合併の方法等について種々説明し、

吉田(俊)「いろいろな資料も出来、話もきいたので、自治会長等との合同会議をもう一度やることにして、町民によくその主旨を徹底させ、よくその意見もきいたらどうか」と提案し、

町長「たしかにその通りであると思うので、その様な手配をとる様にしたい。」

星野「一般町民は合併について殆んど無知識であるので、もう少し知識を与えてから会議を開く様にしたいかん」

高橋(利)「たしかにそうである。」

所長「下部組織の意見をきき、更に委員会を開き綜合

的な態度を決定して、対象町村との合同会議を具體的に進めるのが最も手取り早い方法であると思われる。」と説明し、更に種々雑談的に話合があつた後、

町長「何にしても一回や二回の会合では結論を得られないが、今日の会合の結果に基づいてその線に沿つて次回は自治会長全員を招集して協議会を開催したいと考えている」と述べ、全員之に賛成し、下部組織との意見交換をはかることとす。

尚次回会合の時期については出来るだけ早く開催することとし、又朝霞町に対して当町からその態度を確答する必要があるかどうかと質問があり、

所長「まだそんな固苦しい事態ではないのではないかとお互いに合併を前提としない懇談的な態度で話合つてゆくのが良い様な情況であると思う。尚合併する場合は出来るだけ早くお願したい。」と述べ、

町長「次回の期日を二月十七日としたいがいかん。」と

諮り全員之を諒承し閉会す。

閉会 二月十二日午後四時

右のとおり会議の顛末を書記をして記載せしめその相違ないことを証する。

昭和三十年二月十二日

大和町々村合併促進委員会々長 富沢敬蔵

(「町村合併に関する綴」昭和28〜41年度 和光市庶務課蔵)

三九 昭和三〇年二月 町村合併合同協議会会議録

町村合併に関する合同協議会々議録

日時 二月十七日午後三時

場所 大和町役場会議室

出席者 鎌田良賢、大友健一郎、若松滋、白水万里

加藤源太郎、加山大二郎、加山伝三郎、富山 汪

桜井和美、高橋勇吉、富沢芳明、杉山 鏑

上原勇次郎、柴崎登志春、五十嵐寿、田中 稔

荒井久一、川畑嘉年助、和光三千男、斎藤正次

柳下正則、豊田秀造、金子豊吉、池上忠良、柳下 晟

深井茂吉、関根虎三、柴崎喜一、鈴木藤四郎

高橋利彦、清水松三、久保九十郎、清水喜平

塩住一雄、栗原富太郎、柴崎安久蔵、大畑愷啓

吉田俊一、本橋左門、その他氏名不詳者数名。

議事説明者 町長 富沢敬蔵、助役 山田智憲

地方事務所 成田総務課長、萩原町村係長

書記 大和町書記 高野正三

一、議事概要

助役より開会の辞を述べ、町長より合併に関する諸般の情況を説明し、更に従来問題になって来つゝある朝霞町との合併に対する当町の立場について、町民皆さんに於ても充分考えて戴いて、当町将来の大計を定める上に於て、皆さんの御意見をおきゝしたいので宜敷、と挨拶し

加山(大)「議員としてはこれまで常に意見を發表して

来たが、本日は特に自治会長さんの意見を發表して

貰いたい」と述べ、

その前に議長より合併に関する議長の立場から説明を加え（町村合併の沿革等より説き、促進法の立法化からその施行の必要性、其の他諸般の合併情况等）

次で質疑応答、意見の発表に移る。

若松「合併実施と同時に、市制施行をなし得るのか」

町長「現在人口不足で市制施行は考えられない」

川畑「自治会長として合併促進委員会がどの様な状況であるかということを知らない現状で直ちに結論を答えるということとはできないので、合併に関しその長所、短所を具体的に説明して戴きたい。現在まで種々研究した各人の意見があると思はれるので、それらを御発表願いたい」

町長「従来までの会議では、まだ賛成、不賛成という様な討論は行はれていないのであって、合併の対象としての朝霞町、大和町の状況を比較検討している状態である」

本橋「私としては町村合併は、旧新座一丸とした方がより強力な新町村の建設ができるのではないか

と思う」

大友「県、町村各自治体の性格が現在明確な差別がない様に考えられるので、地方自治法から見た県自治体、町村自治体というものを明解に説明して戴きたい。尚他町村に於ては、どの様な方法で合併の方針を決定して来たか御説明を承りたい」

萩原係長「県行政は総合行政であり、県議会に於ては或程度执行的な面も加味されている。町村に於ては住民に直結した行政を行うものであり、執行機関、議決機関がそれぞれ円満に一致して始めて円滑な行政運営が行はれるものである。

又法に依る町村の規模は、現在最低八千を以て適正といはれて来たが、これは極く最低の線であり、より大きくなるという事は法の主旨であり又最もよいことであると思う。又将来合併しなかつたために、なぜその当時の理事者がよく将来のことを考えてくれなかつたのかという状態となつたのでは困ると考えられる。又現在合併した町村にしても、その成果

は将来に見られるのであるが、国の方針が合併町村の育成助長という線をとっているので、恐らく合併しない町村は国からも見放された状態となるということも予想される」と述べ、他町村の実例等を説明す。

大畑「自治会長に於ては、まだ充分な予備知識もないので、その様な資料を印刷物にして、町民に対して周知せしめる様至急手配してほしい」と要望があり町長「前回の会議において或程度の資料は提出してあるが、まだ合併に対する意志が、そこまでいってない現状なので余り細かいところまで突込むのもどうかと思われるが」と、朝霞、大和の起債、事業計画等の概況を説明し、「次回に於て御希望があれば更に詳細な資料を出したい」と述べ

助役「まだ方針もきまらず、皆さんのお考え等もきいてないので資料も細かい点は揃えてない、唯現在の状況は、両町はこんな状態であるという漠然とした状況を資料として出したものである。」と別紙資料表について補足説明す。

高橋(利)「委員会としては合併の問題を町民全体に周知せしめ、その意志を反影してその態度を決定してゆくのが当然であって、私個人の意見としては、合併することがよいと思ひ又その必要性を感じてゐる。」

加山(大)「大和田、片山が合併した理由及その事情等について明らかにし、又町民に対する啓発の資料等を与へて、然る後方針を決定してゆくべきである。」
豊田「町村の合併に対して国の御都合主義で、無理に押しつける様な風に思える。又府県合併に関して、県知事等が反対しているのも何かむじゅんした様に感じられるが、これらの点について説明してほしい。」

萩原係長「合併ということは現在始まったわけではないことは、良く皆さんも御承知のことと思う。現在の合併にしても促進法という法律は出来ているが、合併についてはその当事者が新町村建設計画を定めて始めて合併の事実が生ずるのであって、建設計画の

ないところに合併はないのであるから、この道理を了解いただければ第一の点についてはお分り戴けることと思ひます。

府県合併に関する第二の点は、町村合併における町村長の立場と同様のものである。云々」と答弁す。

川畑「今日の会議に於て結論の得られないということにははっきりしているが、現在の官僚の立場からの説明は余りにも一方的であり、我々には納得し難い云々」と官僚攻撃のいくさを弁じ、尚更に

川畑「どうか町村の百年の大計を樹てるために、是非共充分な資料を与え、そうあせらずにもっと検討の余地を与えるべきだ」

杉山(鑑)「(川畑氏と同様な内容のことを述べ)資料を与えてほしい、尚この様な問題については余り性急な解決は好ましいことではない」

埼玉病院「東京都に近接し、その生活と密接な関係にある当町の情態からして、都と合併するのを可とするという様な意見が私達の間で出たのであるが、事

情がさっぱり分らないので、こういう点について一応法の内容解釈等を説明する資料として御説明願いたい。」

右の質問に対し、地方事務所総務課長より町村合併促進法立法の経緯、並に法の内容につき、左記の如き事項を詳細説明す

イ、議会議員の任期を一ヶ年延長出来ること。

ロ、役場職員の整理に関すること。

ハ、新町村建設計画の樹立に伴う国庫補助に関すること。

ニ、起債面についての優先取扱の措置。

ホ、税不均衡課税の是正は四ヶ年の中になされること。

ヘ、農地、国保等の諸問題。

尚其の他法の運営等に涉って詳細に説明し、促進法によれば府県界を異にする合併は現在には全然考えられないことを説明す。

池上「合併に関する我々の会合も初めてなので、もう

少し深く検討する資料がほしい。是非大和、朝霞の実態をとらえて資料を整備して部落に送って貰いたい。」

総務課長「お話を伺っていると、当町の合併促進に関する啓発宣伝については若干遅れている様に見受けられるので、これは部落の方へ早急に啓発してほしいと考える。要は当地の状況に応じて促進し、一日も早く、その成果を挙げてほしい。」

吉田(俊)「私も池上さんの発言に同調する。種々な資料を揃えて部落自治会に送って貰い、一般町民の意見をよくきくやう処置をとって貰いたい。」

町長「皆さんの御意見に依り、早急に資料を作製して皆様に一応御研究をいただいた後、更に次回の会議を開くことをお約束して散会することゝいたします」

閉会 二月十七日午後六時三十分。

右会議の顛末を書記をして記載せしめ、その相違ないことを証する。

昭和三十年二月十七日

大和町々村合併促進委員会々々長 富沢敬蔵

(「町村合併に関する綴」昭和28、41年度 和光市庶務課蔵)

三〇 昭和三〇年三月 町村合併に対する各部落情況調査書

町村合併に関する各部落の情況調査書

(三月一六日の合併反省会の結論による資料)

| 部落名 | 賛成 | 反対 | 中立 | 部落名 | 賛成 | 反対 | 中立 |
|----------|----|------|----|-------|----|------|----|
| 一竜会 | | × | | 親栄会 | ○ | | |
| 清和会 | | × | | 大一会 | | × | |
| 雀子第三会 | 四 | 二六三三 | | 新生会 | | × | |
| (牛房) 向山会 | | × | | 新倉第三會 | | × | |
| 四晴会 | 五 | 七一二 | | 〃 第四會 | | × | |
| 大和会 | | × | | 峯栄会 | 六 | | |
| 一新会 | | × | | 漆台組 | 二〇 | 二四一〇 | |
| 睦一会 | | × | | 北口会 | | 三 | 五 |
| 協和会 | | × | | 第一陸会 | | × | |
| 新光会 | 八八 | 六八 | | 中通会 | | × | |
| 二軒新田 | | | △ | 王子会 | ○ | | 明 |

| | | | | | |
|-------|----|----|--------|----|----|
| 松蔭会 | 一六 | 三二 | 竹友寮 | | |
| 温声会 | 〇 | | 国立病院 | | |
| 南口会 | 四〇 | 六〇 | ヘンミ寄宿舎 | | |
| つばめ会 | 八 | 三〇 | 本田寮 | | |
| 新鈴会 | 七〇 | 三〇 | 日米金属 | | |
| 新倉第八 | 五〇 | 五〇 | 電々公社 | 一一 | 二二 |
| 中央自治会 | 二〇 | 八〇 | 新三和会 | 〇 | 一一 |
| 第三住宅組 | | | | | 一一 |
| | | 三六 | | | |
| | | | | | △ |

以上の情況より判断し、委員会に於ては朝霞町との合併は一応見送りとす。
 ×印は反対、○印は賛成、△印は中立

(「町村合併に関する綴」昭和28〜41年度 和光市庶務課蔵)

三一 昭和三〇年三月 町村合併の顛末通知

大和発第一八一号

昭和三十年三月十八日

町村合併促進委員会委員長 富沢敬蔵

町村合併促進委員会委員
 部落自治会々々長殿

町村合併について

三月十六日開催の町村合併促進委員会委員並びに全自治会長の合同反省会に於て町民全般の意志をとりまとめ、この資料に基づいて促進委員会で慎重に協議いたしましたところ

『町民の総意を徴した結果、時期尚早と考えられるので、朝霞町との合併は一応これを打切り、町村合併問題については将来新しい構想のもとに更に検討を加える』

との結論に達しました。以上のような顛末を茲に御通知申し上げます。特に本問題については関係皆様には御骨折を煩わしましたことを厚く御礼申し上げますと共に今後とも町勢進展のために格別の御配慮と御協力を御願申し上げます。

右の事情を貴自治会内皆様によりしく御伝え願います。

(「町村合併に関する綴」昭和28〜41年度 和光市庶務課蔵)

三三 昭和三十七年七月 朝霞地区合併会議議録

第一回 朝霞地区合併会議

場所 朝霞町役場二階会議室

日時 昭和三十七年七月一四日九時から

参集者(町)別紙のとおりの外四町長ただし大和町は助

役 (県)係長及び小林主事

会議の開始 九時四五分

司会者 朝霞地区議長会長 朝霞町議長

一 司会者挨拶

四町合併の意義及び今回会議をもった理由

二 朝霞地区行政支会長新座町長挨拶

(1)四町の立地条件と今後の社会的変遷の見通しについて

(2)長期的社会伸展に即応する行政基盤の確立強化

(3)行政の都市化と広域化の必要性

A 県立高校の設置運動の展開

B 四町相互間における行政格差の解消

C バス事業、保育所、乳児院等の必要性と適正規模

(4)朝霞保健所の利用状況が行政境界によりそ害されて
いる等からして合併の必要性

三 地方課井出行政係長挨拶

(1)町村合併促進法と市の合併特別法について

(2)広域行政の方向とその必要性

(3)事務処理の能率化

(4)四町の立地条件

四 自己紹介

五 意見及び質疑

(1)全国的にみて四町に類似する例及びその利点について
の資料があるか(新、霞)

県 今後引き続き話合がもたれかつその伸展をみる

場合は当然必要とされるため調査する予定

(2)足立町においてはすでに議会において合併意志の決定がなされたと聴くが何か条件等があるか(朝霞)

町長 合併についての基本的態度を決定し、住民の

要望に応じたまでのことであり、条件等について

は具体案はない

(3) 行政支会長の経過報告

A 昨年末より農林事務所長から農協合併について朝霞地区の行政支会長である私に話があった。

B 五月二八日、四町内の七農協の長及び四町長、並びに農林事務所長との会合をもった。

C 更に六月二〇日、七農協組合長、町議会議長、農委長及び町長の合議の席上、農協の合併と町の合併について論議され、何等かの形において町の合併についても考える必要があるとして、今日の会議が開かれたものである。

現在、この地区は東京都並びに浦和市から行政上の圧力を受けてをり、これに対応する市制の施行等により行政の確立と向上を図りたい。

(注、市制の施行を暗示)

(4) A合併により損をした点 B不利になった事例

C 四町の合併に対する意志の強度及び住民に対するピーアールの方法

D 四町長の話合の現段階の様子(足立)

A~B、行政係長 損をした事例は聴かないが住民の世論調査に表われた結果によれば

合併が良い結果をもたらしたとする者 九三%

合併が悪い結果をもたらしたとする者 七%

その主なる理由 (A) 役所、役場が官庁化した。(B)

役所、役場が遠くなった。(C) 已知が欠け親しみがない等何れも役場の所在地又は個人的なものである。

C、朝霞町長 ピーアールについては本日以降の状況により態度を決定したい。意志については住民又は議会の意に従うべきものである。

D、朝霞議長 町長及び議長とも具体化した話合はない。

(5) 合併の必要性を本日決定してはどうか、今後の方針を持たないようでは意味がない(朝霞)

(6) 足立町を除く三町については、議会において話し合いが持たれていないため具体的に発言もできない

め、先ず三町においては議会意志を統一する必要がある（大和）

朝霞議長 個人の資格において議会人としての意見を求めるための会議である。無意味なような会合も事を始める第一次的な会合として必要である。

足立町長 今迄の御質疑等について意見を述べると、今回話題になっている合併については、先に行なわれた第一回の合併が現在の社会情勢からすると必ずしも適正規模であるということとはできない。そこで現在の社会情勢に適合する行政規模を一日でも早く確立することは一日だけ住民利益にそうものである。又合併は公務に従事する長、議会等の執行者の犠牲により成るものであるが、本日は誰からも積極的な反対はなく幸いである。合併達成のための今後の手段について私案を提出したい。

(A)住民にピーアールが必要である。議会の決定は住民意志の反映であるといえ住民に知らせる必要

がある。それには町当局及び議会人がその核心となる必要があるため研修会を行なう。

(B)合併の時期については、研修会又はピーアールの過程において決定されるべきものであるが、長及び議員の任期等からして改選前が適当である。

(注、三八年四月新座町長選挙)

六結 果

司会者……今後の話合進展のため、四町の議員全員の研修会開催について意見を求める。

意見統出……旅行より先ず各町の議会において意見を求める必要がある。（大和町）

〔休憩〕

新座町長……意見の調整として「各町において議員の意

見統一後に再度話し合いする」としてはどうか

司会者……八月二〇日までに各町議会の意見を決定し、

八月下旬に改めて第二回の会議を開催することにす

閉 会 一一時五〇分

(埼玉県行政文書「総務部地方課 1989」)

三三 昭和三十七年八月 朝霞地区合併協議会協議録

三三 昭和三十七年八月 四町合併に対する大和町の意向

四町合併についての意向

昭和三十七年八月十三日

大和町長 柳下浩三

大和町議会議長 柳下 潔

四町合併の問題について。

大和町の意向といたしましては、新倉小学校、白子小学校の老朽校舎の整備及び道路の改修等懸案中の諸事業が終了したる後に充分検討の上合併したいとの意見の一致をみました。

従いまして甚だ不本意ながらこれが完了まで時期的に困難と思われれますので、宜敷御了承の程お願い申し上げます。

(昭和36と38年度 大和町議会常任委員会「和光市議会事務局蔵」)

第二回 朝霞地区合併協議

場 所 朝霞町役場

日 時 昭和三十七年八月二一日

参集者 四町の長、議長、副議長

県側 出席せず

協議会の状況

前回、四町の代表者会議において協議した結果、八月二〇日までに各町がそれぞれの議会の意向や意見を取纏めることとなったが、八月二一日朝霞町役場において第二回の代表者会議が開催されて各町からそれぞれの意向が表明された。

その結果

(1)新座町

二六人中二五人が四町の合併に賛成し、速やかに合併を推進すべきであること。他の一名は積極的に反対するものでなく、他の者が全員合併に賛成するならばあ

えて反対はしない。

(2)朝霞町

四町の合併に全員(二五名)賛成し、速やかに合併を推進すべきである。

(3)足立町

四町合併を基本的理念とするが、たとえ大和町が合併に参加しないといえども三町で合併を推進すべきである。

(4)大和町

町長及び町長の与党である約半数の議員は合併に反対であり、単独で市制を施行すべきであるという意見、他の議員は四町の合併に原則として賛成、その結果両者の折衷案として合併にはあえて反対しないこと。ただし当面する道路の建設や大和、新倉両小学校の改築を完成せしめた後において合併することとする。ということに意見の一致をみた。

(注) 従って、事実上合併は二、三年先となる。

以上のとおりであることを本日(八月二四日)足立町

長(助役、教育長、総務課長)が来庁して、そのてんまつを話されたものである。

なお町長は、これが合併について県の協力と指導を得たいことを要請した。

(埼玉県行政文書「総務部地方課 16869」)

三三 昭和四十二年一月 四町合併問題に関する議会報告

昭和四十二年一月十三日

(臨時議会)

報告資料

大和町長 柳 下 潔

地区四町(大和町、朝霞町、新座町、足立町)合併問題について次の通り報告いたします。

昭和四十一年三月三十日付朝霞町長よりの合併に関する公文書に基づき、合併について諸般の調査研究をすすめると共に、昭和四十一年五月六日の議会に於ける「合併協議会設置促進に関する決議」に基づき、鋭意合併協

議会の設置に努力したものであるが、その段階に至らなかったことはまことに遺憾である。

即ち昭和四十一年十月一日までに前後五回に渉る四町合併協議会結成準備会が開催されたが、四町の意見が整わず特に十月一日の準備会に於ては朝霞町長より四十一年度内単独市制施行の方針が表明され、なお三町に対し十月中に無条件合併議決を要求する等重大発言がなされるに及び事実上合併問題は、暗しように乗上げの状態となつた。

十二月定例議会に於て報告の通り十月二十一日には朝霞町長来庁し、「文書によつて合併を申入れたが準備会の状況では、四十一年度中に合併できる見込がないので単独市制の施行をさせていただきたい。申訳ないが諒解を願いたい。なお市制施行後に於ても合併の話し合いをすすめる。今後共よろしくおつきあい願いたい。」との申入れがあり、単独市制施行の意志を明示した。これによつて、文書では申入れたが、もはや合併推進の意志のないことを表明したものである。

事態を重視した県当局に於ては、佐藤副知事を中心に調整に動き出し、十二月一日以来前後四回に及び関係町の町長、議長の会合をもち結論を出すべく努力中である。県の調停收拾の方向は、三町に多少の条件を付して朝霞単独市制執行を実現したい意向である。

目下三町側から要求している条件は、次の通りであるがこの条件は、ほぼ相互に容認される見込であり、県の調停により整いつつあるものである。

記

一、朝霞町長より三町に対し、文書を以て謝罪すること。

二、県立朝霞高校の負担金については主として朝霞町で負担すること。（敷地の購入代金）

以上の通りであり、かかる状況はまことに遺憾にたえないが、諸般の情勢から県の調停成立をまつて今回の合併問題に一応終止符をうつこととなるのでご諒承を願いたい。

合併問題の帰するの如何にかかわらずかねてより町議

会と共に住民福祉の向上に専心努力してきたものであるが、今後に於てもより将来に涉り住民の福祉を高めるため努力いたす所存でありますので何分のご協力をお願いいたします。今回の合併問題に関しては熱心にご努力を賜わり、有難うございました。衷心より感謝申し上げます。

以上の通りご報告申し上げます。

(昭和41年度 大和町議会臨時会 和光市議会事務局蔵)

三六 昭和四二年一月 四町合併問題に対する陳謝

朝総発第三八一号

昭和四二年一月二三日

大和町長 柳下 潔 殿

朝霞町長 渡辺源蔵 殿

四町合併のことについて

朝霞地区四町合併の話合については貴職を始め関係各位の格別なるご尽力を煩し衷心より厚く御礼申上ます。

然し乍ら私の不徳の致すところにより合併の実現をみず、各位のご期待にそうことができず誠に申訳なく心から陳謝の意を表する次第であります。

なを今後当町が市制施行のあかつきにおいても従前に倍しご指導とご交誼の程をお願い致します。

(町村合併に関する綴) 昭和28~41年度 和光市庶務課蔵)

三七 昭和四五年六月 一市三町合併に関する覚書

覚書

朝霞市、足立町、新座町及び大和町(以下「関係市町」という)は、合併の実現を目指して今日まですすめてきた合併懇談の実情とその経緯にかんがみ、関係市町の行政広域化と将来における合併を期するため、左の事項を確認し、その証としてここに覚書を交換する。

この覚書は、五通作成し、立合人(県)及び関係市町がそれぞれ一通つつ保持するものとする。

記

一 関係市町は、当地域行政の実情を考慮し、近い将来において合併することが必要であることについて意見が一致し、今後その推進について努力することを確認する。

二 関係市町は、前項の目的を達成するためすみやかに都市連合協議会を設置し、関係市町にわたる広域基本構想の策定等行政の広域的、かつ、統一的処理について必要な措置を講ずることを確認する。

三 県は、関係市町が広域行政を推進するにあたり、積極的に協力するものとする。以上
右に相違ないことを証するため、ここに署名する。

昭和四十五年六月二十三日

関係者

| | |
|---------|-------|
| 朝霞市長 | 渡辺 源蔵 |
| 朝霞市議会議長 | 稲山十四助 |
| 足立町長 | 小山 正敏 |
| 足立町議会議長 | 高橋金三郎 |
| 新座町長 | 橋本 進爾 |

| | |
|---------|-------|
| 新座町議会議長 | 神谷東太郎 |
| 大和町長 | 柳下 潔 |
| 大和町議会議長 | 大畑 愷啓 |
| 立合人 | |

埼玉県総務部長 矢沢 恒雄
〔町村合併に関する綴〕昭和28〜41年度 和光市庶務課蔵

付 吏員及び議員一覽

新倉村 村長

| 就任 | 退任 | 住所 | 氏名 | 生年月日 |
|-------------|-----------------|-----------|--------|-------------|
| 明治二二年 六月二一日 | 明治二六年 五月二三日滿期退職 | 新倉村一〇一番地 | 小暮 嘉藤治 | 嘉永 元年一月一〇日 |
| 明治二六年 五月二四日 | 明治二八年 四月 七日疾病退職 | | 〃 | |
| 明治二八年 五月 一日 | 明治三二年 四月三〇日滿期退職 | 新倉村一七番地 | 鈴木 左内 | 明治 六年 七月二五日 |
| 明治三二年 五月一〇日 | 明治三六年 五月 九日滿期退職 | | 〃 | |
| 明治三六年 五月二〇日 | 明治四〇年 五月一九日滿期退職 | | 〃 | |
| 明治四〇年 五月二七日 | 明治四四年 五月二六日滿期退職 | | 〃 | |
| 明治四四年 六月 九日 | 大正 四年 六月 八日滿期退職 | | 〃 | |
| 大正 四年 六月二一日 | 大正 八年 六月二〇日滿期退職 | | 〃 | |
| 大正 八年 七月 八日 | 大正二二年 七月 七日滿期退職 | | 〃 | |
| 大正二二年 七月一九日 | 昭和 二年 七月一九日滿期退職 | 新倉村四四一五番地 | 〃 | |
| 昭和 二年 七月二三日 | 昭和 六年 七月二三日滿期退職 | | 〃 | |
| 昭和 六年 七月二四日 | 昭和一〇年 七月二三日滿期退職 | | 〃 | |
| 昭和一〇年 七月二四日 | 昭和一四年 七月二三日滿期退職 | | 〃 | |
| 昭和一五年 一月 四日 | (昭和一八年四月一日町制施行) | 新倉村二八八一番地 | 上原 孝之輔 | 明治三三年 二月 一日 |

付 吏員及び議員一覽

助 役

| 就任 | 退任 | 住所 | 氏名 | 生年月日 |
|--------------|---------------------------|-----------|---------|-------------|
| 明治二年 五月二七日 | 明治三年 四月一五日事故退職 | 新倉村一五番地 | 上原 小左衛門 | 天保 八年 六月一五日 |
| 明治三年 五月 九日 | 明治二六年 四月二二日滿期退職 | 新倉村三八番地 | 富岡 儀三郎 | 安政 五年 二月 七日 |
| 明治三年 五月 一日 | 明治三四年 二月 四日事故退職 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 明治二六年 九月 二日 | 明治二八年 五月一日町村制第五三条第三項ニヨリ退職 | 新倉村一七番地 | 鈴木 彦太郎 | 嘉永 二年 八月二六日 |
| 明治二八年 五月二七日 | 明治三二年 五月二六日滿期退職 | 新倉村一七四番地 | 山田 龜五郎 | 天保 九年 二月一日 |
| 明治三四年 三月一九日 | 明治三八年 三月一八日滿期退職 | 新倉村三六番地 | 富岡 綱太郎 | 明治 二年 九月一日 |
| 明治三八年 三月二四日 | 明治四二年 三月二三日滿期退職 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 明治四四年一〇月二六日 | 明治四四年 八月二八日事故退職 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 大正 四年一月 三日 | 大正 四年 八月二六日事故退職 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 大正 八年一月 一七日 | 大正 八年一月 三日滿期退職 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 大正 八年一月 一七日 | 大正二二年一月 一七日滿期退職 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 大正二二年二月一五日 | 昭和 二年二月一五日滿期退職 | 新倉村二八九番地 | 鳥飼 市太郎 | 明治一三年 二月一日 |
| 昭和 二年二月一七日 | 昭和 六年二月一七日滿期退職 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 昭和 六年二月一七日 | 昭和 一〇年二月一七日滿期退職 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 昭和 一〇年二月一七日 | 昭和 一四年 六月 一日死亡退職 | 新倉村三五七九番地 | 池上 忠良 | 明治三四年 九月二八日 |
| 昭和 一四年 七月 八日 | (昭和 一八年四月一日町制施行) | 〃 | 〃 | 〃 |

収入役

| 就任 | 退任 | 住所 | 氏名 | 生年月日 |
|-------------|-----------------|-----------|---------|-------------|
| 明治二二年 七月一八日 | 明治二五年 四月三〇日満期退職 | 新倉村二〇四番地 | 天野 啓之輔 | 安政 六年 六月 一日 |
| 明治二五年 五月一八日 | 明治二九年 五月一七日満期退職 | 新倉村一八六番地 | 井口 信吉 | 文久 三年一〇月一四日 |
| 明治二九年 五月二〇日 | 明治三三年 四月二四日満期退職 | 新倉村六一番地 | 加藤 源六 | 弘化 二年一〇月二日 |
| 明治三三年 四月二八日 | 明治三七年 四月二七日満期退職 | 新倉村九四番地 | 奥山 伝治郎 | 明治 元年 三月二日 |
| 明治三七年 四月二九日 | 明治四一年 四月二八日満期退職 | 新倉村三五二番地 | " " | |
| 明治四一年 五月一日 | 明治四三年 七月二六日死亡退職 | | " " | |
| 明治四三年 八月二一日 | 大正 三年 八月三〇日満期退職 | 新倉村一二八番地 | 星野 藤左衛門 | 明治一三年 四月二五日 |
| 大正 三年 九月六日 | 大正 七年 九月五日満期退職 | | " " | |
| 大正 七年 九月一三日 | 大正一一年 九月一〇日満期退職 | | " " | |
| 大正一一年 九月二日 | 大正一五年 九月一日満期退職 | 新倉村三二〇三番地 | 桜井 要文 | 明治二八年 七月二六日 |
| 大正一五年一〇月六日 | 昭和 五年 二月二五日病氣退職 | 新倉村四一七番地 | 本橋 伝蔵 | 明治二五年一二月二八日 |
| 昭和 五年 二月二八日 | 昭和 九年 二月二七日満期退職 | 新倉村三六五六番地 | 本橋 左門 | 明治三四年一〇月二〇日 |
| 昭和 九年 二月二七日 | 昭和一三年 二月二六日満期退職 | | " " | |
| 昭和一三年 二月二八日 | 昭和一七年 二月二七日満期退職 | | " " | |
| 昭和一七年 五月一〇日 | (昭和一八年四月一日町制施行) | | " " | |

議員 (明治二二年町村制施行から昭和一八年町制施行までの間における在職者)

| | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 富岡 与市 | 鈴木 彦太郎 | 山田 亀五郎 | 桜井 龍蔵 | 上原 小左衛門 | 萩原 茂兵衛 |
| 天野 啓之輔 | 富岡 儀三郎 | 加藤 源兵衛 | 富岡 栄吉 | 伊藤 仁兵衛 | 増田 徳四郎 |
| 桜井 甚五郎 | 井口 信吉 | 岡田 源蔵 | 富岡 網太郎 | 桜井 文蔵 | 上原 広吉 |
| 本橋 漁光 | 桜井 栄太郎 | 鈴木 太郎八 | 萩原 藤七郎 | 富岡 義雄 | 並木 仲右衛門 |

付 吏員及び議員一覽

白子村 村長

| 就任 | 退任 | 住所 | 氏名 | 生年月日 |
|-------------|-----------------|------------|---------|------------|
| 明治二年 七月一日 | 明治二五年 三月一四日 | 大字白子三一番地 | 富沢 義三郎 | 安政二年二月 |
| 明治二五年 四月一九日 | 明治一九年 四月一八日 | 大字下新倉七六番地 | 田中 勘左衛門 | 弘化元年 四月 |
| 明治二九年 四月二八日 | 明治三三年 四月二七日 | | 〃 | |
| 明治三三年 五月一日 | 明治三七年 四月三〇日 | | 〃 | |
| 明治三七年 五月一日 | 明治四一年 四月三〇日 | | 〃 | |
| 明治四一年 六月一九日 | 明治四五年 六月一八日 | 大字下新倉一六〇番地 | 柳下 伊平太 | 安政四年 九月一八日 |
| 明治四五年 六月二二日 | 大正五年 六月二二日滿期 | | 〃 | |
| 大正五年 七月五日 | 大正九年 七月四日滿期 | | 〃 | |
| 大正九年 七月六日 | 大正一三年 七月一五日滿期退職 | | 〃 | |
| 大正一三年 八月六日 | 昭和三年 八月五日滿期 | | 〃 | |
| 昭和三年 八月三日 | 昭和四年 四月四日疾病辭職 | | 〃 | |
| 昭和四年 四月二日 | 昭和八年 四月一〇日滿期 | 大字白子一八六七番地 | 富沢 英一 | 明治一九年二月二日 |
| 昭和八年 四月二日 | 昭和一二年 四月一〇日滿期 | | 〃 | |

| | | | | |
|-------|---------|--------|--------|----------|
| 上原 佐吉 | 加藤 嘉吉 | 本橋 伝藏 | 伊藤 源之丞 | 星野 藤左衛門 |
| 富岡 岩七 | 鈴木 重藏 | 齋藤 辰五郎 | 桜井 善七 | 天野 富士三 |
| 加藤 重藏 | 本橋 左門 | 大野 忠利 | 上原 孝之輔 | 山崎 五郎右衛門 |
| 厚川 丸吉 | 伊藤 六藏 | 井口 善次 | 井口 誠之輔 | 伊藤 栄藏 |
| 桜井 要文 | 富岡 佐右衛門 | 伊藤 仁平 | 小池 岩松 | 鈴木 範重 |
| 富岡 久章 | 山田 富之助 | 星野 豊麻 | | |

| | | | |
|---------------|------------------|------|--|
| 昭和二年 四月二日 | 昭和十六年 四月一〇日滿期 | 富沢英一 | |
| 昭和十六年 四月二日 | (昭和十八年四月一日町制施行) | 富沢英一 | |

助役

| 就任 | 退任 | 住所 | 氏名 | 生年月日 |
|---------------|-----------------|------------|---------|--------------|
| 明治三二年 七月一日 | 明治三五年 三月四日 | 大字下新倉七六番地 | 田中 勘左衛門 | 弘化 元年 四月 |
| 明治三五年 四月二六日 | 明治三九年 四月二五日 | 大字白子四四番地 | 柴崎 孫治郎 | 嘉永 二年 九月 |
| 明治三九年 五月九日 | 明治三三年 二月二日 | 〃 | 〃 | |
| 明治三三年 四月二〇日 | 明治三三年 〇月二五日 | 大字白子三二番地 | 柴崎 又一郎 | 嘉永 二年 一〇月 |
| 明治三四年 一月二八日 | 明治三八年 一月二九日 | 大字白子三二番地 | 柴崎 額三郎 | 明治 二年 四月 |
| 明治三八年 二月一日 | 明治三八年 一月二〇日 | 〃 | 〃 | |
| 明治三八年 二月六日 | 明治四二年 二月六日滿期 | 大字白子一一五九番地 | 柴崎 龍藏 | 明治 一年 六月二四日 |
| 明治四二年 二月六日 | 大正 二年 二月九日滿期 | | | |
| 大正 二年 二月八日 | 大正 六年 二月一七日滿期 | | | |
| 大正 六年 二月二一日 | 大正 一〇年 二月二〇日滿期 | | | |
| 大正 一一年 一月一〇日 | 大正 一五年 一月九日滿期 | | | |
| 大正 一五年 二月六日 | 昭和 五年 二月一五日滿期 | | | |
| 昭和 五年 二月一七日 | 昭和 七年 五月一三日疾病辭職 | 大字下新倉六六八番地 | 柳 下浩三 | 明治三三年一月三日 |
| 昭和 七年 五月三日 | 昭和 一一年 五月二二日 | 〃 | 〃 | |
| 昭和 一一年 五月三日 | 昭和 一四年 七月五日辭職 | 〃 | 〃 | |
| 昭和 一四年 一〇月一六日 | (昭和十八年四月一日町制施行) | 大字白子一一一〇番地 | 富沢 敬藏 | 明治 二九年 七月二六日 |

収入役

| 就任 | 退任 | 住所 | 氏名 | 生年月日 |
|---------------|------------------|-------------|--------|--------------|
| 明治三七年 四月二一日 | 明治四一年 四月二〇日 | 大字白子二五番地 | 富沢 権治郎 | 嘉永 六年 五月 |
| 明治四一年 四月二六日 | 明治四五年 四月二五日 | 大字白子二番地 | 富沢 富太郎 | 明治二一年 八月二一日 |
| 明治四五年 五月四日 | 大正 五年 五月四日満期 | | | |
| 大正 五年 五月五日 | 大正 九年 五月四日満期 | | | |
| 大正 九年 五月五日 | 大正 一三年 五月四日満期 | | | |
| 大正 一三年 五月八日 | 昭和 三年 五月七日満期退職 | | | |
| 昭和 三年 五月八日 | 昭和 七年 五月七日 | 大字白子一一〇番地 | 富沢 敬藏 | 明治二九年 七月二六日 |
| 昭和 七年 五月二三日 | 昭和 一一年 五月二二日 | | | |
| 昭和 一一年 五月二三日 | 昭和 一四年 一〇月一五日退職 | 大字下新倉二二一〇番地 | 柳下 柳之助 | 明治三七年 一二月一五日 |
| 昭和 一四年 一〇月一六日 | (昭和 一八年四月一日町制施行) | | | |

議員 (明治二二年町村制施行から昭和 一八年町制施行までの間における在職者)

| | | | | | |
|-------|-------|---------|--------|--------|---------|
| 富沢 米吉 | 田中 新八 | 田中 藤四郎 | 石田 仙次郎 | 富沢 権次郎 | 柳下 織右衛門 |
| 野浦 新七 | 田中 兼吉 | 富沢 小左衛門 | 田中 藤吉 | 柳下 伝内 | 富沢 沢次郎 |

| | | | | | |
|--------|-------|--------|-------|-------|-------|
| 柳下伊平太 | 柴崎又一郎 | 柳下谷三郎 | 富沢俊 | 新坂龜藏 | 高橋丹三郎 |
| 庄栄太郎 | 吉田文吉 | 柳下幾藏 | 山崎善太郎 | 田中幸之助 | 柴崎頼治郎 |
| 山崎茂左衛門 | 榎本米吉 | 吉田良次 | 加山勝治郎 | 小寺鯛吉 | 柳下一造 |
| 吉田喜一 | 磯部富十郎 | 清水源之丞 | 並木梅吉 | 富沢英一 | 柳下仙三 |
| 加山伝四郎 | 柴崎佐太郎 | 田中太右衛門 | 石田甚平 | 田中純平 | 吉田春吉 |
| 富沢幸治郎 | 富沢金三郎 | 榎本友吉 | 畑中重太郎 | 田中幸平 | 浪間浅五郎 |
| 相田孝作 | 柴崎正二 | 富沢由太郎 | 市川宗五郎 | 富沢富太郎 | 原田正藏 |
| 小島鶴吉 | 新坂嘉米次 | 内山和七 | 柳下祐三 | 清水源五郎 | 有山平一 |
| 柴崎徳左衛門 | 柴崎好三 | 野浦文三 | 柳下徳次郎 | 柴崎源武 | 伊藤眞鋒 |
| 柳下浩三 | | | | | |

大和町 町長

| 就任 | 退任 | 住所 | 氏名 | 生年月日 |
|---------------------|--------------------------|--------------------------|------|-------------|
| 昭和一八年 四月一日 | 昭和一八年 四月二八日解職 | (職務管掌埼玉県属) 大字白子一八六七番地 | 人見賢治 | 明治一九年二月二日 |
| 昭和一八年 四月二八日 | 昭和二一年 一月二九日辞職 | | 富沢英一 | |
| 昭和三〇年 一月三〇日 | 昭和三二年 四月二九日死亡 | | 星野豊麻 | 明治二五年 一月三日 |
| 昭和二一年 三月二〇日 | 昭和二二年 九月二五日退職 | 大字新倉三二〇六番地 | 富沢敬藏 | 明治二九年 七月二六日 |
| 昭和二二年 一月一日 | 昭和二六年 一月二九日任期満了 | 大字白子一一一〇番地 | 〃 | |
| 昭和二六年 一月三〇日 (再選) | 昭和三〇年 一月二九日任期満了 により退職 | | | |

付 吏員及び議員一覧

助 役

| 就任 | 退任 | 住 所 | 氏 名 | 生 年 月 日 |
|-------------|------------------------|---------------|-----------|------------------|
| 昭和三二年 五月二六日 | 昭和三六年 五月二五日 | 大字下新倉六六八番地 | 柳 下 浩 三 | 明治三三年一月三日 |
| 昭和三六年 五月二六日 | 昭和四〇年 五月二五日 | | 〃 | |
| 昭和四〇年 五月二六日 | 昭和四四年 五月二五日 | 大字下新倉一八六七番地 | 柳 下 潔 | 大正四年一月二九日 |
| 昭和四四年 五月二六日 | 昭和四八年 五月二五日 | | 〃 | (昭和四五年一月三一日市制施行) |
| 昭和一八年 五月三日 | 昭和二〇年 九月二〇日死亡 | 大字新倉二八八一番地 | 上 原 孝 之 輔 | 明治二三年二月一日 |
| 昭和二〇年 六月一三日 | 昭和二一年 一月二八日退職 | 志紀町大字浜崎一〇七六番地 | 池 田 四 郎 | 明治二四年九月六日 |
| 昭和二〇年一月二六日 | 昭和二一年三月二〇日町長ニ就任ニヨリ退職 | 大字新倉三二〇六番地 | 星 野 豊 麻 | 明治二五年一月三日 |
| 昭和三一年 三月三〇日 | 昭和三五年 三月二九日 | | 〃 | |
| 昭和三五年 四月五日 | 昭和三六年 五月三一日 | | 〃 | |
| 昭和二一年 四月一五日 | 昭和二一年一月一五日退職 | 大字白子一〇二一番地 | 鎌 田 良 賢 | 明治三三年九月一五日 |
| 昭和二二年 八月一日 | 昭和二六年 七月二五日死亡退職 | 大字下新倉一八四一番地 | 柳 下 徳 次 郎 | 明治三七年九月一五日 |
| 昭和二六年一月二六日 | 昭和二八年 三月三一日一身上の都合により退職 | 大字新倉三五七九番地 | 池 上 忠 良 | 明治三四年九月二八日 |
| 昭和二六年二月一八日 | 昭和三〇年一月二九日願に依り退職 | 大字新倉四一四三番地 | 山 田 智 憲 | 明治三五年二月二五日 |

| | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|------------------|-------|-------------|
| 昭和三一年 | 三月三〇日 | 昭和三五年 | 三月二九日 | 朝霞町大字岡一三六 一番地 | 大西秀五郎 | 明治三九年一〇月二六日 |
| 昭和三五年 | 四月五日 | 昭和三六年 | 二月三一日 | 大字白子一一一九番 地 | 室賀茂美 | 大正五年一月二三日 |
| 昭和三七年 | 一月一日 | 昭和四〇年 | 二月三一日 | | 〃 | 〃 |
| 昭和四一年 | 一月一日 | 昭和四四年 | 二月三一日 | | 〃 | |
| 昭和四五年 | 一月一日 | 昭和四八年 | 二月三一日 | | 〃 | |

(昭和四五年一〇月三一日市制施行)

収入役

| 就任 | 退任 | 住所 | 氏名 | 生年月日 |
|-------------|----------------------------|------------|--------------|-------------|
| 昭和一八年 四月一日 | 昭和一八年 五月三日解職 | 大字白子一一一〇番地 | 臨時代理 富沢敬藏 | 明治二九年七月二六日 |
| 昭和一八年 五月三日 | 昭和二二年 五月三日任期満了 | 大字新倉三六五六番地 | 富沢敬藏 | |
| 昭和二三年 四月一日 | 昭和二五年一二月二六日依願退職 | | 本橋左門 | 明治三四年一〇月二〇日 |
| 昭和二六年 一月二二日 | 昭和二六年一二月一七日退任(大和町助役に就任のため) | 大字新倉四一四三番地 | 山田智憲 | 明治三五年二月二五日 |
| 昭和二六年一二月一八日 | 昭和三〇年一〇月二九日願に依り退職 | 大字下新倉二二〇番地 | 柳下柳之助 | 明治三七年一月一五日 |
| 昭和三二年 八月二三日 | 昭和三六年 八月二二日 | | 〃 | |
| 昭和三六年 八月二三日 | 昭和四〇年 八月二二日 | | 〃 | |
| 昭和四〇年 八月二三日 | 昭和四四年 八月二二日 | | 〃 | |
| 昭和四四年 八月二三日 | 昭和四六年 九月三〇日 | | 〃 | |

(昭和四五年一〇月三一日市制施行)

議員 (昭和一八年町制施行から昭和四五年市制施行までの間における在職者)

| | | | | | |
|--------|-------|-------|--------|-------|--------|
| 市川宗五郎 | 富岡豊作 | 富沢由太郎 | 柴崎登志春 | 桜井和美 | 新坂嘉米次 |
| 小島鶴吉 | 富岡久章 | 奥山幸輔 | 柴崎徳左衛門 | 吉田喜一 | 鈴木範重 |
| 野浦文三 | 富岡九内 | 清水源五郎 | 柳山浩三 | 山田富之助 | 有山平一 |
| 高橋勇吉 | 笠中間四六 | 栗原富太郎 | 加山伝三郎 | 富沢市五郎 | 高橋利彦 |
| 加山大二郎 | 田中憲二 | 大原藤吉 | 清水松三 | 吉田俊一 | 柳下正則 |
| 田中花子 | 白水万里 | 井原億太郎 | 小池金作 | 池上忠良 | 富岡佐右衛門 |
| 山田智憲 | 井口正三 | 野沢栄之助 | 天野祐雄 | 大野忠利 | 星野豊麻 |
| 斎藤正次 | 相枝治朗 | 鈴木藤四郎 | 富沢求近 | 石田栄一 | 金子豊吉 |
| 相馬武義 | 鳥飼新一 | 豊田秀造 | 加藤源太郎 | 久保九十郎 | 柳下豊吉 |
| 大畑敬啓 | 川畑嘉年助 | 本橋次郎 | 金子徳太郎 | 柴崎タマ | 米倉雅子 |
| 長谷川武雄 | 山田安居郎 | 柳下平作 | 岡田徳太郎 | 清水喜平 | 萩原信之 |
| 富沢武実 | 山田安居郎 | 五十嵐下平 | 金子徳太郎 | 富沢芳明 | 大熊清 |
| 加山市太郎 | 平瀬正信 | 大野久寿 | 関根徳次郎 | 栗原正雄 | 並木繁 |
| 柳下市太郎 | 東内正信 | 富岡喜市 | 田中虎三 | 小島秀雄 | 佐藤勇 |
| 小沢清満 | 六ツ崎道進 | 星野藤四郎 | 石本元三 | 神杉敏夫 | 浅野輝蔵 |
| 有吉七左衛門 | 小島三男 | 平山義明 | 五十嵐義雄 | 新坂義二 | |

和光市

市長、助役、収入役、議員

(昭和四五年一〇月三十一日現在)

| | | | | | |
|----|------|------|-------|------|--------|
| 市長 | 柳下 潔 | 助役 | 室賀 茂美 | 収入役 | 柳下 柳之助 |
| 議員 | 桜井和美 | 大畑敬啓 | 本橋次郎 | 高橋利彦 | 柴崎タマ |
| | | | | | 加山市太郎 |

| | | | |
|-----|------|----|-----|
| 五十嵐 | 有吉 | 田中 | 大野 |
| 義雄 | 七左衛門 | 秀之 | 久治 |
| 新坂 | 小島 | 小島 | 大熊 |
| 義二 | 三男 | 秀雄 | 清 |
| | 神杉 | 佐藤 | 栗原 |
| | 夫 | 敏勇 | 正雄 |
| | 星野 | 平山 | 柳下 |
| | 藤四郎 | 義明 | 滿 |
| | 六ツ崎 | 淺野 | 東内 |
| | 道文 | 輝藏 | 進 |
| | 小沢 | 石本 | 富岡 |
| | | 元清 | 喜三市 |

あとがき

本書には、明治初年から昭和四五年の市制施行まで、百年にわたって市の生いたちが概観できる史料を三三七点収載してあります。

史料は、市が所蔵しているものを始め、市内諸家所蔵の文書、県の行政文書などです。

収集作業は、市及び教育委員会で所蔵している行政文書の目録作成から行ない、史料点数は、明治・大正期で五七〇点でした。この数字は、明らかに明治・大正期を知るには少なすぎであって、近代担当の編集委員を落胆させました。この不足を補うために県立図書館の行政文書を頼みと致し、お陰により得られた史料点数は九五八点を数え、市行政文書を十分に補足することができました。このほか市内諸家にも史料の所在確認をするなど収集に努めました。昭和期の史料収集についても前者とほぼ同様です。

今まで私たちの目には、上新倉村・下新倉村は純農村地帯と映っていたのですが、収載史料の各村諸商金高調書を見ると、明治二〇年の商いの軒数は上新倉村が四六、下新倉村が二二、白子村が四五と、上新倉村は、かつて川越街道の宿駅として商業の栄えた白子村を上まわるといふ意外な一面を発見しました。今でも地域の農家には、商工業的職種の屋号と呼ばれている家と比較的多くあり、大変興味深い史料の一つと思います。このほか、市域を流れる白子川沿いに、水車が六か所あって往時の盛んなころの様子を「水車引続営業願」によってみられるなど、本書には、当時の生活の諸相をはじめ、和光市の成立ちの一端をうかがうことのできる史料を多数収録しています。

長期にわたり、また限られた時間の中で史料の収集、選択、構成、解説の執筆等々、編集にあられたのは、市史編集委員の渡辺・藤田・粟屋各先生と専門調査員の小倉・平野・渡辺各先生の方々です。またすでに辞されました当時明治大学大学院生の小曾根ゆき氏には、近代部門の史料収集調査員として多大のご助力をいただきました。本書作成にあたりお骨折いただいた皆様のお名前を記し、御礼を申し上げます。

終りになりましたが、史料の収集等で、諸機関並びに市内外の史料所蔵者の皆様方におかれましては、ご迷惑であったにもかかわらず、快く史料の提供、ご教示を賜りました。紙上ながら、厚く御礼を申し上げます。

史料提供者氏名(順不同・敬称略)

編集担当者氏名

東京大学明治新聞雑誌文庫

近代(第一章〜三章) 渡辺 隆喜 (総括・第三章)

埼玉県立文書館

藤田 昭造 (第一・二章)

和光市農業協同組合

和光市ささら獅子舞保存会

現代(第四章・五章) 粟屋憲太郎 (総括)

石田 栄一 地 福 寺

富沢 泰次

平野 孝 (第四章)

上原 昭二 富岡 九内

鳥井 由雄

小倉 裕児 (第五章)

榎本 孝助 富岡 俊二

星野 茂

渡辺 新 (第四章の第一・二節
第五章の第二節)

小島重太郎 富岡 実

柳下源太郎

小寺 甫 富沢 権一

柳下 廓次

桜井 晃 富沢俊一郎

柳下 満

市史編さん関係者一覧

田中浅右衛門

市立白子小学校 市議会事務局

市税務課

編さん委員

市教育委員会 市農業委員会

市庶務課

委員 長 富岡 睦男 (市議会総務常任委員長)

委員 員 茂木 音一 (市教育長)

同 萩原 龍夫 (市史監修者)
同 富岡 吾良 (市文化財保護委員長)
同 新井 好一 (市水道事業管理者)

同 栗屋憲太郎 (立教大学教授)
同 福田アジオ (国立歴史民俗博物館教授)

前委員長 加山由太郎 (昭和53年10月~同54年4月)

富岡 吾良 (元市教育長)

同 五十嵐一男 (昭和54年5月~同56年6月)

同 六ツ崎道文 (昭和56年6月~同58年4月)

自然部門

山口 雅功 (立正大学短期大学部講師)

前委員 野浦 正二 (昭和53年10月~同56年3月)

細田 浩 (大宮市立大宮北高等学校教諭)

同 林 富雄 (昭和53年10月~同59年9月)

畦地 稔生 (県立岩槻高等学校教諭)

監修者・編集委員

監修者 萩原 龍夫 (明治大学教授)

鈴木 敏弘 (東京電機大学高等学校講師)

編集委員 新井 鎮久 (専修大学教授)

小花波平六 (板橋区教育委員会文化財担当教諭)

同 谷井 彪 (埼玉県立歴史資料館考古資料室長)

井田 実 (練馬区立光が丘第一小学校)

同 原島 礼二 (埼玉大学教授)

斎藤 貞夫 (県立川越高等学校教諭)

同 伊藤 好一 (前明治大学講師)

今村 和之 (明治大学大学院生)

同 渡辺 隆喜 (明治大学教授)

小倉 裕児 (一ツ橋大学大学院生)

同 藤田 昭造 (明治高等学校教諭)

平野 孝 (龍谷大学講師)

民俗部門

渡辺 新 (駒沢大学大学院生)

佐藤 良博 (県立和光高等学校教諭)

同 新谷 尚紀 (跡見学園女子大学講師)

同 田中 正明 (二松学舎大学附属
高等学校教諭)

事務局

総務部 部長 深野 敬二

同 次長 浜田 信二

同 庶務課長 宮野 進

室長 富岡 五郎

主任 星野 秀夫

専門編集員 富岡 吾良

専門調査員 今村 和之

前室長 人見 昭男

和光市史 史料編三 近代現代

昭和五九年二月二五日 発行

編集 発行 和光市

埼玉県和光市中央一―七―二七

印刷 第一法規出版株式会社

東京都港区南青山一―一―一七